蘇武綠郎編著

明治史總覽 第二卷

東京 明治史刊行會

明治史總覽　第二巻

目次

第一章　政治篇

第二章　經濟篇

第五章　美術工藝篇

第七章 外交篇

第八章　教育篇

第九章 宗教篇

第十章　文藝篇

明治史總覽第二卷目次終

政治篇

八　出版條例の改正

明治五年正月十三日、文部省は左の如く出版條例を改正發布した。

出版條例

第一條　出版ノ書ハ必ス著述者並ニ出版人ノ姓名住所等記載ス可シ。但シ一枚摺ノ品ト雖モ亦然リ

第二條　妄ニ成法ヲ誹議シ人罪を誣告スルコトヲ許サス

第三條　圖書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ專賣ノ利ヲ得セシム。但シ圖書專賣ノ規則ハ追テ一般ノ稅法確定ノ時ニ至テ再令スヘシ

第四條　圖書ヲ出版スルニ先ツ其書名著述出版人ノ氏名住所書中ノ大意等ヲ具ヘ文部省へ出シ文部省ニテ檢印シ彼ニ付ス卽チ免許狀ナリ。此免許ノ干支月日ヲ併セ刻ス可シ

第五條　出版ヲ願フ者ハ書面中幾月後刻成ヲ待テ其書ヲ納ム可キコトヲ記シ若シ刻成ラサレハ別ニ期ヲ延フルヲ請フヘシ

第六條　刻成ルノ後三部ヲ文部省ニ納ムヘシ

第七條　官ニ告ケスシテ書ヲ出版スル者並ニ之ヲ賣弘ムル者アレハ板木及製本ヲ沒入シ罰金ヲ出サシム可シ

第八條　官許ヲ受ケスシテ僞テ官許ノ名ヲ冒ス者ハ罰金ヲ出サシム

第九條　他人藏版ノ圖書ヲ私ニ翻刻スル者ハ板木製本盡ク官ニ沒入シ其事情ニ據テ罰ヲ議ス可シ

第十條　凡ソ新ニ舶來ノ圖書ヲ翻刻スル者ハ亦專賣ノ利ヲ得セツム、舊版漫滅スルヲ見テ再刻ヲ願フ者ハ磨滅ノ度ニ從テ聽ス

第十一條　凡ソ著述及ヒ翻刻ノ圖書雙方ヨリシテ願出ルニ於テハ讓リ渡シヲ得テ出版自在ナル可シ

第十二條　翻譯練兵書類ハ專ラ新式ヲ崇フヲ以テ歲月ノ限アル可カラス、且ツ大圖ヲ縮小シ小圖ヲ拡大ニシ或ハ舊本ニ評註ヲ加フル等ノ如キ臨時ニ議シテ本人ニ害ナキ者ハ聽ス

第十三條　凡ソ活字ニテ出版スルモ亦此條例ニ同シ新聞紙圖書肖像戲作等モ亦之ニ准ス

第十四條　地球上各國ノ其名ヲ指サ、レハ外國ト稱シ、其名ヲ指ハ英國佛國孛國魯國米國ト稱スヘシ、餘ハ之ニ倣ヘ

（出版條雛形ハ略ス）

附錄

一　願書中モシ著書ノ意味分明ナラザル者アレハ時トシテ草稿ヲ出サシム

一　願濟ノ書目ヲ文部省ニテ印行シ每月或ハ隔月ニ刷出シテ書肆ニ付シ著述者ノ參照ニ便シ剽襲ヲ防ク又三都書肆中ノ人ヲ撰ヒ年行司ヲ置テ互ニ視察セシム

一　出版ノ條例ヲ犯ハ者ハ所在官廳ニ於テ糾判ス

九　官廳の改廢併合と諸規則の創定

官省の改廢併合と諸規則の創定
兵部省を廢して陸海軍の二省を設く
山縣有朋
川村純義

明治五年二月二十八日、政府は兵部省を廢して陸軍・海軍の二省を置き、山縣有朋を陸軍大輔に任じ、川村純義を海軍少輔に任じたが、次で舊兵部省管下の陸軍武官及び兵學・軍醫の二寮並に糾問・造兵・武庫の三司を陸軍省に、海軍武官及び兵學寮を海軍省に移管した。

尋で同三月九日に至り、親兵を廢して近衞兵を置き、陸軍大輔山縣有朋を陸軍中將近衞都督となし陸軍大輔を兼ねしめ、陸軍少輔西鄕從道を陸軍少將近衞副都督となし陸軍少輔を兼ねしめた。この日陸軍省では近

神祇省を廢して敎部省を設く
嵯峨實愛
福羽美靜
三條の敎憲
敎部省の職制

術條例を定めて發布した。

また同年三月十四日に至り、政府は神祇省を廢して敎部省を設置したが、これと同時に祭典のことを式部寮に宣敎のことを敎部省に移管せしめ、嵯峨實愛（舊姓正親町三條）を敎部卿に任じ、神祇大輔福羽美靜を敎部大輔となした。次で同月十八日、敎部省職制並に事務章程を定め、假定の心得を以て施行させた。この時三條の敎憲を設けられた、三條の敎憲とは卽ち一、敬神愛國の旨を體すべき事　二、天理人道を明にすべき事　三、皇上を奉體し朝旨を遵守せしむべき事等であつた。尙ほ敎部省の職制は、

卿

本省及各寮司一切ノ事務ヲ總判シ其諸官員ヲ統率スルヲ掌ル敎義一切ノ事務各其道ヲ盡サシムルヲ要トス

事務章程ニ照シテ制可ヲ乞フノ條ヲ上達シ及專任ヲ得ルノ件ヲ便宜處分スルノ權ヲ有ス

掌管ノ事務ニ於テハ正院ニ抵リ其當否ヲ論辨スルヲ得ル

各寮司頭正ヨリ具狀スル事務ノ緩急ヲ審案シテ之ヲ決判取捨スルノ權ヲ有ス本省ニ屬スル奏任以上ノ進退ハ正院ニ於テ命スト雖モ之ヲ登薦免黜スルニ此職於其時々要旨ヲ具狀上達シテ太政官ノ命ヲ乞フヘシ判官以下ノ官員其能否ヲ監別シ大少丞又ハ各寮司頭正ノ具狀ヲ以テ其專任免黜ヲ專行ス

大輔

職掌卿ニ亞ク

卿ヲ輔ケテ共ニ其事務ヲ調理スルノ責ニ任ス

事務アリテ他方ヘ出張スルカ又ハ卿ノ缺席アルトキハ一切卿ノ職掌ヲ代理スルヲ得、但シ此際ニ於テハ善ク卿ノ要旨ニ悖ラサルヤウ注意スヘシ

本省掌管ノ事務ニ於テハ卿ト共ニ正院ニ抵リ其當否ヲ論辨スルヲ得ル

東京城を皇居となす

集議院建白受付規則を定む

少輔

職掌大輔ニ同シ

同年三月二十九日、東京城を皇居となし、官廳を城東舊西丸下に建設し、他は悉く市坊となすことを命じ、其地の測量に着手した。次で同年七月十九日に至り、參議西鄕隆盛を陸軍元帥となし近衞都督を兼ねしめ、翌二十日には陸軍中將兼陸軍大輔山縣有朋の近衞都督を免じた。また同月二十九日に至り、集議院建白書受付規則十四箇條を定めて發布した。

建白書受付規則

第一條　建白受取方ハ毎月三八ノ日ヲ以テ定日トス。尤第十二字ヲ過レハ受取ヘカラス

第二條　建白書ニハ建白人ノ本貫屬族姓名年齡職業住所等ヲ洩ナク誌シテ差出スヘシ

第三條　建白書ハ必ス正副二本ヲ指出スヘシ二本備ハル者ニ非サレハ受取ルヘカラス

第四條　建白受取ハ書記掛ノ掌記都合次第二人以上ニテ之ヲ勤ム

第五條　建白書差出方第二條第三條ノ規則ニ合ヤ否ヤ詳細ニ之ヲ檢シ或ハ其儘或ハ之ヲ取繕ハシメテ其概略ヲ列記シ建白ノ正本ト共ニ其翌日其類ニ應ジテ左院ノ各分課ニ差送ルヘシ尤副本ハ集議院ヘ留メテ追檢ニ備フヘシ正副本トモ其表紙ニ請取タル者ノ姓名及ヒ年號干支月日ヲ朱書スヘシ

第六條　右建白ノ正本ト概略列記トヲ受取タル分課ニテハ之ヲ精細ニ討論シ其取ルニ足ラサルモノハ之ヲ差返シ又倘其旨趣ヲ詳ニシタキ類ノモノハ之ヲ尋問スル等必ス其定日ニ於テスヘシ

第七條　凡對面ハ二七ノ日ヲ定日トス此日各分課ノ議官議生其請取ノ討論ヲ經タル建白書ヲ或ハ差返或ハ尋問スル爲集議院ヘ出張ス其前三八ノ日ニ建白書ヲ出シタルモノ本日第十字迄ニ同所ニ罷出ツヘシ且本書ヲ請取タル掌記當日必ス出會スヘシ尤對面ノ議事柄ニヨリ掌記ニ委任スルコトモアルヘシ

司法省職制及び事務章程を定む

第八條　對面ノ爲集議院ニ出張スルハ其課ノ都合次第他課ヨリ出張スルモノニ委託スルモ妨ケナシ尤モ對面ノ節議官議生ノ中少クトモ二人以上之ヲ勤ムヘシ

第九條　建白ノ旨趣或ハ尋問ノ經或ハ然ラサルモ掛ノ分課ニテ見ルニ足ルヘシトスルモノハ之ヲ議長ヘ出シ其事柄ニ就テ正院ヘ出スト或ハ各課ニ廻覽評論セシムルト或ハ主務ノ省ヘ配分スルト或ハ之カ爲會議ヲナスト皆議長ノ意ニアルヘシ

第十條　建白ハ事件左院分課ノ兩課ニ關渉シ其類ヲ分ツヲ得ヘキモノハ兩件別冊ニ書分ケ出サシムヘシ而テ其類ヲ分ツヲ得カラサルハ兩課ニ宛テ出スヘシ如此モノハ兩課相共ニ評論シテ法ノ如ク取計フヘシ

第十一條　建白ノ事件數課ニ關渉シ其類ノ分チ難キモノハ其最主トスル趣意ノ關スル分課ニ送ルヘシ

第十二條　建白書面取ルニ足ラサルカ爲之ヲ差返ス節ハ本人ノ能ク其意ヲ了スヘキ樣申聞スヘク又其分課ノ議ヲ經テ議長ニ差出シタルカ又ハ追々差出スヘキ等ノ分モ其旨ヲ本人ニ申聞クヘシ

第十三條　本院ハ施政ノ衙門ニ非ルカ爲ニ建白ノ旨趣ヲ假令掛リノ議員ニテ可トスルモ本人ヨリ其事ノ採用セラルヽヤ否ヤハ尋出ルヲ得ヘカラス

第十四條　建白ノ概略ヲ攬テ集議院ノ日誌ニ載セ世上ノ公評ヲモ廣ク聞クヘシ

越えて同年八月三日に至り、司法省職制及び事務章程を定め、假定の心得を以て之れを施行させた。卽ち、

司法省ハ全國法憲ヲ司リ、各裁判所ヲ統括ス

省務支分スルモノ三トス、曰ク裁判所、檢事局、明法寮、裁判所分テ五トス、曰ク司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府縣裁判所、各區裁判所。

卿

第一　本省及寮司各裁判所一切ノ事務ヲ總判シ諸官員ヲシテ各々其職ヲ盡サシム
第二　新法ノ草案各裁判所建設ノ便宜疑讞ノ審定重要ナル罪犯ノ論決ヲ總提ス
第三　事務章程ニ照シ制可ヲ請フノ條ハ之ヲ上奏シ其專任ヲ得ルノ條ハ便宜處分スルノ權ヲ有ス
第四　奏任ノ進退ハ正院ニ於テ命スト雖モ才否ヲ察シ之ヲ薦黜スルハ卿ノ任ニ屬ス
第五　判任以下ニ丞及判事檢事明法頭助ノ具狀ニ依テ之ヲ黜陟ス、但シ各府縣裁判所ノ所長卿ヨリ特ニ委任ヲ受ル者ハ其判任以下便宜撰任シテ後ニ開申セシム

大輔
少輔
第一　職掌卿ニ亞ク
第二　卿闕席スル時ハ一切ノ事務ヲ代理シ卿ノ意ヲ體認スルコトヲ要ス

琉球王を藩主となし華族に列す

同年九月十四日、琉球の使節尙健・副使宜野灣親方朝保等が入朝し、國王尙泰の登極及び庶政一新を賀する表を上り、方物を獻じた。天皇は詔して尙泰を琉球藩王となし、華族に列し、藩王夫人及び使臣に對しては御下賜品があつた。次で同年十月二日、太政官第二百九十五號布告を以て僕婢娼妓等の年期を限り、人身賣買に類するものを一切解放し、雇使は一年を限りとした。その布告は左の如し。

人身賣買を禁す

一　人身ヲ賣買致シ終身又ハ年期ヲ限リ其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ、人倫ニ背キ有マシキ事ニ付古來制禁ノ處、從來年期奉公種々ノ名目ヲ以テ奉公住爲致、其實賣買同樣ノ所業ニ至リ、以ノ外ノ事ニ付、自今可爲嚴禁事
一　農工商ノ諸業習熟ノ爲弟子奉公致候儀ハ勝手ニ候得共、年限滿七年ニ過リ可カラサル事。但雙方相談ヲ以テ更ニ期ヲ延ルハ勝手タルヘキ事

一　平常ノ奉公人ハ一ヶ年宛タルヘシ、尤奉公取續候者ハ證文可相改事
一　娼妓藝妓等年期奉公人一切解放可致、
右ニ付テノ貸借訴訟總テ不取上候事
右之通被定候條屹度可相守事
太政官から右の布告を出されたので、同月九日に至り司法省から第二十二號を以て左の如く布達された。
本月二日太政官第二百九十五號ニテ被仰出候次第ニ付、左之件々可心得事
一　人身ヲ賣買スルハ古來ノ制禁ノ處、年季奉公等種々ノ名目ヲ以テ其實賣買同樣ノ所業ニ至ルニ付、娼妓藝妓等雇人ノ資本金ハ贓金ト看做ス。故ニ右ヨリ苦情ヲ唱フルモノハ取糺ノ上其金額ヲ可取揚事
一　同上娼妓藝妓ハ人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラス、人ヨリ牛馬ニ物ノ返辨ヲ求ムルノ理ナシ。故ニ從來同上ノ娼妓藝妓ヘ借ス所ノ金銀並ニ賣掛滯金等ハ一切債ルヘカラザル事。但シ本月二日以來ノ分ハ此限ニアラス
一　人ノ子女ヲ金談上ヨリ養女ノ名目ニ爲シ、娼妓藝妓ノ所業ヲ爲サシムルモノハ、其實際上則チ人身賣買ニ付、從前今後可及嚴重之所置事
かくて藝妓・娼妓及び貸座敷は鑑札制度に改められたが、藝妓は一ヶ月稅額金三圓、娼妓は一ヶ月稅額金貳圓、貸座敷渡世は一ヶ月稅額金五圓と定められた。

大木喬任
宍戸璣
山尾庸三

同月(十月)二十五日、政府は敎部・文部の二省を併合し、敎部卿嵯峨(正親町三條)實愛を免じ、文部卿大木喬任に敎部卿を兼ねしめ、敎部大輔宍戸璣を文部大輔兼務となし、次で二十七日に至り工部少輔山尾庸三を工部大輔に任じた。

太陽曆を採用

また同年十一月九日詔して太陰曆を廢し太陽曆を採用した。卽ち明治五年十二月三日を以て同六年一月一

す

祭日祝日を定む

晝夜を二十四時となす

官吏が新聞紙に原稿を掲載する場合の制限

太政官々制の第二次改廢

日と定められた。この日改暦式を行はせられ、太神宮及び歴代皇靈に奉告された。次で太陽暦を頒行し、假に祭日祝日を定め、晝夜十二刻を改めて二十四時とされた。

明治六年四月十日太政官布告を以て官吏が新聞紙に寄稿する場合に於ける制限を設けられた。即ち同日の太政官布告は左の如し。

在官者官中ノ事務ハ勿論或ハ外國交際ノ妨碍トナルヘキ類ハ、瑣細ノ件ト雖モ私ニ新聞紙ヘ令掲載候儀不相成候事。但シ公布ヲ經ルノ文書類又ハ其長官ヨリ差圖ノ分ハ此限ニ非ス。

同年五月二日太政官の職制章程に又々改廢が行はれた。即ち同五月二日太政官達に曰く、

別紙之通仰出候ニ付テハ、最前御渡相成候各省事務章程中、此權限ニ牴觸矛盾スルモノハ被廢止候條此旨可相心得事

別紙

勅旨

明治四年辛未七月制定スル所官省ノ位置職員ノ權限各其序ヲ得ルト雖モ、當今ノ時勢現務上ニ於テ或ハ其弊ナキ能ハス、故ニ太政官ノ職制章程ヲ潤飾ス、百官其レ之ヲ奉承セヨ

明治六年五月二日

太政官職制

天皇陛下親臨

正院

太政大臣一員

天皇陛下ヲ輔弼シ萬機ヲ統理スル事ヲ掌ル諸上書ヲ奏聞シテ制可ノ裁印ヲ鈐ス

左右大臣
職掌太政大臣ニ亞ク太政大臣缺席ノ時ハ其事務ヲ代理スルヲ得ル
參議
内閣ノ議官ニシテ諸機務議判ノ事ヲ掌ル
以上三職トス
大内史
諸機務ノ文書法案ヲ勘査シ國史ヲ修メ官記位記等ノ事ヲ掌ル
權大内史
職掌大内史ニ同シ
小内史
機務ノ文案ヲ草シ官記位記ヲ造リ記祿ノ事ヲ掌ル
權小内史
職掌小内史ニ同シ
大外史
文書記錄傳達受付官中用度ノ事ヲ掌ル
權大外史
職掌大外史ニ同シ
小外史
文書法案記錄等ノ事ヲ掌ル

權小外史
職掌小外史ニ同シ
大主記　權大主記　中主記　權中主記　小主記　權小主記
各記ヲ分テ官中書記計算其他ノ事務ヲ處ス
內史所管七課一局ヲ置キ各其事務ヲ處ス
其課長局長ハ奏任以上ノ官之ヲ專任又ハ兼任ス
履歷課　監部課　財務課　法制課　庶務課　歷史課　地誌課　翻譯局
外史所管二課二局ヲ置キ各其事務ヲ處ス
其課長局長ハ奏任以上ノ官之ヲ專任又ハ兼任ス
記錄課　用度課　印書局　博覽會事務局
式部寮（職制略之）
左院
職制章程追テ定ムヘシ
右院
各省長官次官
各當務實際ノ可否ヲ議スルヲ掌ル
勅命ヲ以テ臨時之ヲ開ク
太政官
正院事務章程

正院ハ　天皇陛下臨御シテ萬機ヲ總判シ太政大臣左右大臣之ヲ輔弼シ參議之ヲ議判シテ庶政ヲ奬督スル所ナリ

太政大臣左右大臣ハ各一員ヲ限リ參議ハ定員ナシ

凡ソ立法ノ事務ハ本院ノ特權ニシテ總テ内閣議官ノ議判ニヨリテ其得失緩急ヲ審案シ行政實際ニ附スヘキモノハ奏書ニ允裁ノ鈐印ヲナシ然ル後主任ニ下達シテ之ヲ處分セシム

凡ソ允裁ヲ乞フ奏書ハ内閣議官議判ノ上内史其部類ヲ分チ之ヲ本帖及副本ニ寫シ本帖ニハ議官之ニ連印シ内史之ニ記名シ之ヲ太政官ニ出ス太政大臣之ニ鈐印シテ御批允裁ヲ受ケ之ヲ外史ニ付シテ奉行セシム、但シ内閣ノ議決スレハ卽日本文ノ手續ヲナシ御批允裁ヲ經レハ翌日之ヲ頒布スルヲ恒例トス

凡ソ帝國一般ニ布告スル制度條例及勅旨特例ノ事件ハ太政大臣ノ名ヲ以テ本院ヨリ之ヲ發令ス

諸省使寮司局ヲ廢立分合シ行政事務取捨ノ便宜ヲ謀リ緩急ヲ判スルハ皆本院ノ特權タリ

勅書奏書ニ加名鈐印スルハ太政大臣ノ任タルヘシ

凡ソ勅任官ノ薦擧免黜ハ宸斷ニ出ルト雖モ必ス内閣議官ニ諮リ太政大臣之ヲ補贊シテ進退ス

凡ソ奏任官ノ進退ハ其所轄ノ奏聞ニヨルト雖モ必ス内閣議官ニ諮リ太政大臣之ヲ處置ス

本院中判任官ノ進退ハ其所轄ノ具狀ヲ得内史ヲシテ之ヲ處置セシム

凡ソ裁判上重大ノ訟獄アレハ内閣議官其事ヲ審議シ或ハ臨時裁判所ニ出席シテ之ヲ監視スル事アルヘシ

議政行政ニ屬スル諸文書法案又ハ勅書令條差除黜陟ノ記錄等ハ内史ニ付シテ司掌セシム

恒例ノ公文既發ノ命令通常ノ達書等ハ外史ニ付シテ司掌セシム

内外史所屬ノ各局課式部寮等ノ事務ハ各其主任ヲシテ之ヲ管理セシム

本院中專掌スル事務ノ條欵左ノ如シ

第一款　帝國經理事業ノ緩急ヲ考勘シ之カ目的ヲ定ムル事

第二款　諸制度諸法律及諸規則ヲ草案シ之ヲ議決スル事

第三款　賞罰ノ事

第四款　歳入ノ事

既定ノ諸租稅ヲ增減變更スル事

新ニ諸租稅ヲ興ス事

第五款　歳出ノ事

諸官省各局各地方官公費ノ額ヲ定ムル事

諸官祿及旅費其他雜費ノ制限ヲ定ムル事

諸族ノ秩祿及社寺給與ノ制限ヲ定ムル事

臨時諸費ノ制限ヲ定ムル事

非常ノ軍費及國費ヲ特定スル事

第六款　貨幣製造ノ方法及其器量ヲ定ムル事

第七款　金券ヲ發行スル事

第八款　內外國債ノ事

第九款　度量衡等ヲ改正スル事

第十款　州郡ノ境界ヲ劃定シ及府縣ノ制置土地ノ名稱等ヲ更正スル事

第十一款　諸港津ヲ開閉スル事

第十二款　驛遞運輸ノ法及郵便規則ヲ改メ道路ヲ變換シ里程ヲ釐正スル事

第十三欵　地方警邏ノ規則ヲ定メ或ハ之ヲ變革スル事
第十四欵　鐵道電信ノ行線燈臺設置ノ場所ヲ定ムル事
第十五欵　兵制ヲ改革スル事
第十六欵　兵員ヲ增減スル事
第十七欵　鎭臺兵營及提督府等ヲ變更スル事
第十八欵　城壘武庫等ヲ築造スル事
第十九欵　裁判所ノ權限ヲ定ムル事
第二十欵　各國條約ノ事
第廿一欵　官員ヲ增減スル事

内閣　天皇陛下參議ニ特任シテ諸立法ノ事又行政事務ノ當否ヲ議判セシメ凡百施政ノ機軸タル所タリ
内閣ノ職員ハ各地方監察按撫布政等ノ故ヲ以テ特命派出シ各部ヲ巡回スルコトアルヘシ
凡ソ行政實際ニ涉ル事項ハ必ス其便否得失ヲ主任ノ長官ヲ呼ヒ之ニ諮問シテ後太政大臣ニ出スヘシ
當痾不參ノ者アレハ回議ヲ其邸ニ送リ其所見ヲ取ルヘシ

御批

右職制事務章程
上裁鈴定スル所ナリ能ク之ヲ守リ其程限ヲ愆ル勿レ
明治六年五月二日　　奉勅太政大臣三條實美

同五月五日に至り、皇城火を失し、午前一時二十分後宮失火滿城に延燒し、同四時三十分消火した。天皇皇后兩陛下は赤坂離宮に避けられたが、尋で同離宮を假皇宮と定められ、舊敎部省廳を太政官代と定められ

始めて會計見込表を公布す

井上馨

澁澤榮一井上馨澁澤榮一の財政建議

建議文日新眞事誌に登載さる

大隈重信大藏省事務總裁となる

た。

明治政史に「四年四月大藏省官制の改革あり、會計の事務大に面目を一新せりと雖も、明治最初五六年間は維新創業の際にして官制未だ整備せず、從て各省の權限も亦明ならず、故に各省事務は其長官の才智如何に依り伸縮するを免れず。大藏省は創設以來其事務漸次擴張し、一時は今日の內務省農務省遞信省會計檢査院の事務を包含し、且つ明治の人才は多く大藏省に集りしを以て其權力頗る盛大にして、太政官と雖も之を制するに苦むの勢あり。井上馨は明治四年より大藏省大輔と爲つて同省首要の地位を占め、就中大藏卿大久保利通歐米巡回中は大藏卿代理の資格を以て事務を專決し、殆ど當るべからざるの勢あり。是に於て政府中に反對を喚起し、司法卿江藤新平最其反對の地位に立つ。而して馨の意見往々政府の議と合はず、遂に大藏省三等出仕澁澤榮一と共に財政前途の方略に付き建議する所あつて共に其職を辭したり。時に明治六年五月七日なり」とある。

然るに右井上馨澁澤榮一の建議がブラックの新聞社に入り、日新眞事誌に掲載せらるゝに及び、政府會計の危機に瀕せる事實が暴露し、朝野の議論が大いに沸騰した。こゝに於て政府は之れが彌縫策として同五月九日參議大隈重信を大藏省事務總裁に任じ、會計概算の調査を命ずると共に、同五月十八日井上澁澤の上書を卻け、同六月九日初めて歳出入の見込會計表を公表するに至つた。卽ち左の如し。

參議大隈重信謹テ太政大臣閣下ニ白ス。曩ニ前大藏大輔井上馨同三等出仕澁澤榮一カ辭職ニ臨ミ閣下ニ上ル所ノ建議其論固ヨリ憂國ノ衷情ニ出ルト雖モ、措辭實ニ過キ議論激ニ超ヘ、是歳出入ヲ計ルニ至テハ多ク臆測ノ概算ニ出ツ。是レ閣下ノ其書ヲ黜テ採用セサル所以ナリ。然リ而シテ誤テ新聞紙ニ刊行セシヨリ、中外人民其主職ノ上書タルヲ以テ固ヨリ眞確ナルコト、信シ、大ニ紛紜ノ物議ヲ生スルニ至ル。重信現大藏ノ總裁ヲ辱クス、特ニ其會計實況ノ當否ヲ辨明スヘキ欽命ヲ奉セリ。是ニ於テ其省ニ付其主職ノ官

員ニ審問シ其簿記ヲ査覈シ實額ヲ計算シ、乃チ別記ノ正數ヲ得タリ、因テ簿錄上呈ス。抑財政ハ皇國安危ノ關係スル所苟モ其當ヲ誤レハ不測ノ患害ヲ釀スコト彈指ノ間ニアルヤ固ヨリ論ヲ俟サルナリ。然ルニ今二氏ノ論スル所ノ如クナレハ我政府ニ對シ中外人民ノ信憑依賴ヲ薄クシ、是カ爲メニ疑惑ヲ生スルニ至ラン。然ルトキハ其關係スル所亦大ナリトス。故ニ切ニ望ム、今錄呈スル所ノ歲計表ヲ遍ニ中外人民ニ公布シ、以テ其疑惑ヲ解キ其物議ヲ止メンコトヲ。誠恐ノ至ニ堪ヘス。

一 此歲入ハ近年ノ收納ノ科目ニ準據シテ今後周年ノ稅額ヲ計上シ其收入シ得ヘキノ大數ヲ擧クルモノナリト雖モ、既往ハ、實際之ヲ收課スルニ及ンテハ未納或ハ延納其他種々ノ通弊アルヲ以テ、常ニ其額ニ充ツル能ハサルコトアリシナリ。然トモ今ヤ實際上ニ於テ監督シ如此ノ通弊ヲ釐正シテ萬緒其序ヲ得ルニ至ラントスレハ、歲入ノ額ハ增加スト雖モ減損スルノ理斷ヘテナキナリ。

一 此歲出モ亦前年ノ科目ニ因據シテ計上セシナレハ、今後ニ至テモ大ナル差異ヲ生スルコトナカルヘシ。然トモ定數ノ費ハ省冗節制シ百般其序ヲ得ルニ至テ必ス減省スヘキモノナリ。然リ而シテ臨時失費ノ如キハ豫算シ得難キモノナレハ其額或ハ之ヨリ增加スルヤモ難測モノナリ。然レトモ歲入ノ歲出ヲ償フ能ハザルノ害ナキハ決然疑フヘカラサルナリ。

一 先次倫覽ニテ告知セシ我歲入歲出ノ表、墺國博覽會ニ我公使ノ携帶セシ表及今此ニ揭クルモノト、歲入歲出ノ金額相異ル所以ヲ辯明セン。抑我邦ヤ各外邦ト異ニシテ庶民ヨリ納ル、所ノ租稅多クハ米ヲ以テスレハ、其時價ノ高低ニヨリ出入ノ額ニ於テ大ナル差異ヲ生スルナリ。實ニ今年ノ如キハ米價低下ノ極度ト雖モ、猶今此ニ揭示スル金額ノ歲入アリ。又近時ノ如キハ辰巳兩度ノ戰爭及廢藩立縣ノ改革ヲ施行セシナレハ、其費莫大ニシテ、二三ケ月間ノ計算ニ於テモ亦大ナル差異ヲ生セシナリ、又稅法更正ノ際大ニ收納ノ額上ニ差異ヲ生セシニ因テナリ。今ヤ廢藩立縣ノ擧モ整ヒ其序ニ就キ、稅法ノ釐正モ其端

緒ヲ得ルニ至リシナレハ（縦令ハ從來ノ田地ハ是迄一般政府ノ所有ノコトキ權アリシカ近時地券ヲ施行シ人民所有タルノ確據ヲ得セシメ且ツ從來ノ米納ヲ廢シ金納ノ税額ニ釐正スレハ米價ノ高低ニヨリテ歳入ノ増減ナキ等ヲ云フ）、歳入ノ税目ニ増シ月ニ加ルニ從テ起手ノ事業モ大ニ増加スヘシト雖モ、歳入ノ歳出ヨリ多キハ論ヲ待タサルナリ。

一　今此ニ掲クル定費臨時費ノ如キハ素ヨリ確定ノ數ニハアラス。今ヤ創業ノ際新タニ着手スヘキ百般ノ作業則チ轍路ヲ設ケ燈臺ヲ築キ電線ヲ架シ諸般ノ工場ヲ開設シ或ハ官廳ヲ造營シ陣營ヲ建築スル等ノ費用ヲモ計上セシモノナレハ、明年歳出ノ額減損スルコト必然ナリ。上ニ掲クル作々ノ如キハ一時成功ノ上ハ年々新建スヘキモノニアラス、唯修繕ノ細費ヲ要スヘキモノニシテ又夫レヨリ生スル利益アルコト疑ナシ。然ラハ追年歳出ハ減シ歳入ハ加ルニ至ルヘキナリ萬一歳入ノ額不足ノコトアルトキハ、上ノ如キ起手スヘキ業ニ付緩急輕重ヲ計リ、箇裏ノ緩輕ナルモノヲ次年ニ譲リ得ルコトナレハ到底歳入ノ歳出ヲ償フ能ハサルノ害ナキコトヲ重言スルモノナリ、諸事ノ成功及其費用ノ如キハ次年ニ出ス所ノ表中ニ於テ明了ニ掲示スヘキナリ。

一　國債ノ如キハ内外ノ兩債ヲ負フト雖モ、外債ヲ償フニハ諸族ノ祿制ヲ定メ、有餘ヲ以テ不足ヲ償フノ規ヲ設ケテ以テ之ヲ支消スルノ一處法アリ。又内債ノ如キハ之ニ充ルモノアリ、則チ政府ヨリ庶民ヘ貸出セシ金穀ナリ。又紙幣ノ發行アリト雖モ、之ニ充ルニ準備金ト稱スルモノニシテ大藏省ノ倉庫中ニ蔵著セシモノアリ。此三條ノ分明ナル解説ハ不日精々調査シテ公布スヘキモノナリ。

明治六年歳入出見込會計表

歳入之部

第一　正租　總計金四千百萬六千四百四十八圓二十八錢三厘

明治六年歳入出見込會計表歳入之部

内譯

田　　租　金四千二十六萬三千五百八十八圓六十錢

三府地稅商賣　金三十一萬六百二十三圓六十八錢三厘

免許稅其外各種ノ鑑札稅　金三十萬五千圓

船　　稅　金三萬四千圓

婢僕馬車ノ稅　金六萬三千二百三十六圓

第二　印紙稅　總計金百三十萬圓

第三　酒類其外各種ノ稅總計金二百十三萬七千六百四十一圓

內譯

酒類稅　金七十七萬四千圓

絞油稅　金五萬五千圓

砂糖稅　金二十八萬七千七百七圓

各種ノ稅　金百二萬九百三十四圓

第四　海關稅幷諸稅　總計金百八十二萬三千九百九圓

內譯

東京　金四千六百八十四圓

橫濱　金百二十七萬四百八十一圓

兵庫　金三十萬五千二百三十八圓

大阪　金八萬九千三百三十四圓

長崎　金十五萬三千七百二十三圓
新潟　金四百四十九圓

第五　郵便及汽車電信ノ收入　總計金四十萬圓
　內譯
　郵便稅　金二十萬圓
　汽車電信ノ收入　金二十萬圓

第六　北海道收納高　總計金三十三萬八千八百十二圓五十錢
　內譯
　產物稅　金三十一萬圓
　海關稅　金二萬二千圓
　正租雜稅　金六千八百十二圓五十錢

第七　臨時種々ノ入高　總計金百七十三萬七十二圓五十錢
　內譯
　貸出金及利足　金百二十二萬千九百八十二圓五十錢
　缺所物外拂下　金三十萬八千九十圓
　贓贖金　金二十萬圓

通計
　通常歲入　金四千七百萬六千八百十圓七十八錢三厘

通計

臨時歳入　金百七十三萬七十二圓五十錢

歳入總計金四千八百七十三萬六千八百八十三圓二十八錢三厘

歳出之部

第一　國債償却　總計金二百六十七萬九千百圓

内　譯

無利息ニテ元金ヲ償還スヘキ内國債　金五十萬八千七百圓明治五年同六年分

利足ト共ニ元金ヲ償還スヘキ内國債及利足　金百十萬四百圓　同上

一時償還スヘキ内國債　金二十五萬圓

外　國　債　元金四十五萬圓　利足金三十七萬圓

第二　貫屬家祿賞典米　總計金千二百六十一萬三千八百十六圓三十五錢五厘

第三　營繕堤防　總計金四百萬圓

第四　外國交際　總計金十萬六百四十圓

第五　太政官　總計金三十三萬圓

第六　各省使府縣　總計金二千百三十五萬五千六百七十二圓十錢九厘

内　譯

外務省　金十六萬八千七百圓

大藏省　金八十九萬三千四百九十九圓

陸軍省　金八百萬圓

海軍省　金百八十萬圓

文部省　金百三十萬圓

教部省　金五萬圓

工部省　金二百九十萬圓

司法省　金六十三萬圓

宮內省　金六十四萬三千五百五十二圓六十錢九厘

開拓使　金百十七萬七千三百十二圓五十錢

三府　金八十萬三百四十一圓

諸縣　金二百九十九萬二千二百六十七圓

第七　府縣捕亡及邏卒費　總計金八十五萬圓

內　譯

三府邏卒金五十七萬九千三百十三圓

各縣捕亡及邏卒　金二十七萬六百八十七圓

第八　米英佛澳公使館　金八萬九千二百圓

第九　紐育外六港領事館　金二萬百六十圓

第十　臨時歲出　總計金四百五十五萬七千三十圓

內　譯

大藏省郵便改正舊藩楮幣引換改造及國債證書製造其外　金百六十四萬二千六百圓

特命全權大使各洲巡行　金十七萬二千三百圓

澳國博覽會　金二十四萬二千百三十圓
一般臨時費豫備　金二百五十萬圓
通計
通常歳出　金四千二百三萬八千五百八十八圓四十六錢四厘
通計
臨時歳出　金四百五十五萬七千三十圓
歳出總計　金四千六百五十九萬五千六百十八圓四十六錢四厘
歳入ノ歳出ヨリ多キ高　金二百十四萬千二百六十四圓八十一錢九厘

國債

內國債
有利足債　金千三百七十五萬五千八百七十三圓
無利足債　金千二百七十一萬八千四百七十八圓
合金二千六百四十七萬四千三百五十一圓
內
金七十五萬八千七百圓　年賦ノ內明治五年六年分並時支消ノ分共本年償却ノ高
殘債金二千五百七十一萬五千六百五十一圓明治七年以後可償却分
外國債
債金五百五十萬九千五十圓
合內外債金三千百二十二萬四千四百一圓

改定律例の頒布

同六年六月十三日太政官第二百六號布告を以て改定律例を頒布した。當日左の上諭があつた。

朕嚢ニ司法ニ勅シ、國家ノ成憲ニ基キ各國ノ定律ヲ酌ミ改定律例ヲ修撰セシム。今ヤ編纂成ヲ告ク。朕乃チ內閣諸臣ト辯論裁定シ之ヲ頒行セシム。爾臣僚其レ之ヲ遵守セヨ

巡警

邏卒警保寮違式詿違條例

改定律例に就いては明治政史に「時に江藤新平司法卿たり、各國の法律を酌み之を撰す。凡そ十二圖三百十八條。曰く名例律、職制律、戶婚律、賊盜律、人命律、鬪毆律、罵詈律、訴訟律、受贓律、詐僞律、犯姦律、雜犯律、捕亡律、斷獄律。磔を廢し梟首を斬、絞を終身懲役に降し、笞杖徒流を一體に懲役となし、士族は禁錮に處す。大抵殺人放火及持兇器强盜に非ざるよりは死に入らず。斷罪無正條例を定め、情法を酌量し五等まで末減するを聽す」とあり、また同書に「初め東京の巡警は藩兵を徵して市中取締兵となし、東京府に轄す。藩廢して邏卒を置く。是に至り警保寮を司法省に置き、邏卒を隷し違式詿違條例を定め、其他訴訟文例代書代言規身代限處分等皆此時に制定せり。又監獄則を配布して全國の牢獄を整淨にし、裁判所を配置し民法訴訟を並聽せしめんとす、未だ行ふに及ばざるも司法事務は是より擧る」とある。以て江藤司法卿時代に大いに司法制度の刷新整備せられた事を想像するに難くないであらう。

集議院を廢す

左院の職制を定む

尋で同年六月二十四日に至り、遂に集議院を廢し、その事務を左院に移合した。これより先き集議院は三年九月十日會議を閉鎖し、その議員を各其藩に歸らしめて以來、同院は單に二七の日を以て諸建言を受付けるに過ぎなかつたが、遂に全く廢止せらるゝに至つたのである。同六月二十四日左院の職制を左の如く定められた。即ち、

左院職制

議長

會議ヲ提掌シ國憲民法ヲ編纂スル事ヲ總裁シ或ハ命ニ應シテ法案ヲ草ス

諸建白ノ可否ヲ審辨シテ上呈スルヲ掌ル
各省ノ卿ハ議事ニ出席スルノ職權アリ
副議長
議長闕席スレハ其事務ヲ代理ス
一等議官　二等議官　三等議官　四等議官　五等議官
右ヲ常在官トス
常在議官ノ外地方奏任以上ノ官之ニ兼任シ又各省奏任以上ノ官之ニ兼任シ總テ議事ヲ掌ル常在議官ハ兼テ編纂及法案ヲ草スル事ヲ掌ル人民建白書ニ附議スルヲ掌ル
一等書記官　二等書記官　三等書記官
文案記錄會計ノ事ヲ掌リ及建白書ヲ勘査シ或ハ編纂ノ事ヲ兼任ス
一等書記生　二等書記生　三等書記生　四等書記生　五等書記生
書記官ニ分屬シテ文案記錄會計等之事ヲ掌ル
一等筆生　二等筆生　三等筆生
淨寫記錄計算之事ヲ掌ル

左院事務章程

一　本院ノ事務ハ會議及國憲民法ノ編纂或ハ命ニ應シテ法案ヲ草スルコトヲ掌ル所ナリ
一　凡制度條例ヲ創立シ或ハ成規則定則ヲ增損更革スルコト總テ議決ノ上正院ニ上達スヘシ
一　議長院中決議ノ事ニ付正院ニ出テ可否ヲ審辨スルヲ得ルト雖モ之ヲ行フト否トハ固ヨリ論スルヲ得ス
一　凡事ヲ議スル時ハ衆論ノ協同スル所ニ從ヒ其說ノ多キヲ取ルヘシ其說ノ多少相侔シキ者ハ議長之ヲ決

スヘシ

一　議員黜陟轉任セシムル事正院ノ審辨ニアリト雖モ亦本院ノ其案ヲ徵スヘシ

一　議事ニ當リ行政ノ官員ニ諮詢スヘキ事アルトキハ正院ニ乞ヒ其人ヲ出席セシムル事ヲ得ヘシ

一　議事章程及本院ノ開閉ハ特裁ニ依リ定ムヘシ

一　此ノ章程更ニ增補改正スヘキ事アレハ、何案議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

越えて同六年十月十九日に至り、政府は左の如く新聞紙發行條目を定めた。卽ち、

新聞紙發行條目を定む

新聞紙發行條目

第一條　各箇ノ新聞紙ハ各箇ノ題號ヲ具フヘシ

第二條　新聞紙ノ附錄ニハ必ス本紙ノ題號ヲ記スヘシ

第三條　新聞紙ノ本紙ヲ出サスシテ唯附錄ノミヲ出スヘカラス

第四條　官准ヲ乞フテ書面ニ一タヒ許可ノ印ヲ得レハ、每號ヲ出シテ檢査ヲ受クルニ及ハス。但シ飜書ハ書籍出版條例雛形ニ據ルヘシ

第五條　每號印行ノ年月日印行ノ地名編輯者印刷者ノ苗字名及ヒ號數ヲ記スヘシ

第六條　刻成後一部宛文部省及管轄廳ニ納ムヘシ

第七條　天變地異火災軍事物價物産貿易生死嫁娶官報文學工藝遊宴衣食田宅洋書譯文海外雜話其他世上ノ瑣事等ニ害ナキ者ハ錄入ヲ許ス

第八條　四方ヨリ寄セ來ル書知並贈答ノ書牘文章雜話等其苗字名ヲ知ルヲ得ヘキニ於テハ皆之ヲ記ス可シ

第九條　官准ヲ乞ハスシテ新聞紙ヲ發スルヲ禁ス

第十條　國體ヲ誹シ國律ヲ議シ、及ヒ外法ヲ主張宣說シテ國法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス

第十一條　政治法律等ヲ記載スルコトニ付妄ニ批評ヲ加フル事ヲ禁ス
第十二條　猥リニ教法ヲ記入シ政法ノ妨害ヲ生セシムルヲ禁ス
第十三條　衆心ヲ動亂シ淫風ヲ誘導スルヲ禁ス
第十四條　無根ノ言ニ託シテ人罪ヲ誣ルコトヲ禁ス
第十五條　在官ノ者官中ノ事務ハ勿論或ハ外國交際ニ係ル事類ハ瑣細ノ件ト雖モ私ニ掲載スルコトヲ禁ス・但シ公布ヲ經ルノ文書類ハ其長官ヨリ差圖ノ分ハ此限ニ非ス
第十六條　凡記載シタル事件ニ付錯誤アラハ必ス之ヲ改ムヘシ
第十七條　凡記載ノ事件ニ付疑問スヘキ事アル時ハ編輯者辯解ノ責ニ任スヘシ
第十八條　禁令條例ニ背キタル時ハ律ニ照シテ處斷スヘシ

各地の騷擾事件

十八　各地の騷擾事件

山口藩の藩兵叛亂す

明治三年二月、山口藩に騷擾事件が勃發した。ことの起りは是より先き山口藩では藩兵の制度を改革したが、舊騎兵の振武・健武等の諸隊がその改革に服せず嘯聚叛亂し、二月十日藩廳を圍んだ。よつて藩知事は藩兵を以て之れを討たんことを請ひ、また山口藩徵兵一大隊を赴援せしめ、之れを擊つて破り巨魁三十名を捕へたが、叛兵は皆降つたので、政府は藩知事に命じて其巨魁を斬に處し、且つ逃亡者を捕縛せしめた。

須木の燒打事件

同三年五月十三日、暴民蜂起して蜂須賀家（德島藩）の家老稻田邦殖の邑須本（邦殖は九郎兵衛と稱し、世々蜂須賀家の老臣で三萬石を領し、淡路須本に居る。當時邦殖は東京に住す）を焚掠した。原因は從來藩士と稻田家の士とが仲が惡かつたが、維新の際邦殖は王事に盡して功あり、藩屏に列せられるのを猜忌して藩士等が燒打したものだと云はれる。同八月十二日に至り私鬪の罪を判じ、首謀者平瀨伊右衛門・大村純

安・多田禎吾・南堅夫・小川錦司・三木壽三郎・瀧直太郎・藤岡治郎大夫・新居與一郎・小倉富三郎の十人を斬に處し、その黨百十六人を配流・禁錮・謹愼等に處した。

雲井龍雄の革命運動

同三年七月二十日、米澤藩士雲井龍雄が不軌を圖つた。仍つて政府は米澤藩に命じて之れを捕へ、東京に押送せしめた。龍雄は藩閥打破・封建復舊をモットーとして關東・東北の志士及び舊幕府の殘黨を糾合して明治政府の顚覆を謀つたのであるが、明治政史に「是より先き東京芝二本榎上行寺及び圓心寺に於て私に歸順部曲點檢所と標札を揭げ、陽に諸藩脫藩の徒を鎭撫するを名とし、陰に同志を募り兵力を蓄ひ、以て在朝の顯官を芟除し封建制に復せんとし、事露はれて捕に就く。十二月二十六日に至り、其罪を判じ龍雄を梟し、其徒原直鐵・梁瀨勝吉（共に斗南藩士）・南齊徹吉（米澤藩士）・師岡千收（山城平藩士）・田中晋六郎（靜岡藩士）・茂木盛林（元水戶藩卒）・三木勝（元畠山長門守家來）・大忍坊（野州庚申山住日光山佛頂寺弟子）・增岡賽吉（羽州飽海郡農）・星野彌吉（東京本所新町喜三郎店）・顯龍寺慈觀（淺草本願寺末）の十一人を斬に處す。其餘斬に當り已に獄に死する者八人、準流以下十九人、同上にて已に獄に死する者十九人なり」とある。以て同陰謀の侮るべからざるを推知するに難くないであらう。

外山光輔等政府の顚覆を圖る

明治四年十二月三日華族外山光輔・愛宕通旭等の罪を判して刑に處した。これより先き光輔・通旭等は明治新政府を悅ばず、殊に華族の失權及び京都の疲弊を憤り、竊に黨與を募り兵力を以て闕下に迫り、鳳輦を京師に奉迎し、且つ政體を一變せん事を圖つたが、事前に露見して捕はれた。それが四年十二月三日に至り何れも一味の罪狀が決定し、同日光輔・通旭に自盡を命じ、その一味の比喜田高鞆（源次、通旭の父通裕の家扶）・高田源兵衞・舊熊本藩士）・古賀正幸（柳川藩士）・初岡敬二（舊秋田藩士）の四人を斬に處し、中村恕助（舊秋田藩士）等十四人を終身禁獄に處した。また明治政史に「舊久留米藩士小河眞文（舊同藩權大參事）・水野正名（舊同藩大參事）等に於ても亦常に新政を悅ばず、竊に黨與を募り以て政體を一變せんと謀り、

平民階級の反政府運動

上田，小諸，二藩伊那縣の百姓一揆

越中新川郡の百姓一揆

高崎群馬郡の農民蜂起

信州松代の反亂

高松の農民，人家燒拂事件

山口藩奇兵隊の脱走者大樂源太郎同山縣源吾（源太郎弟）同小野清太郎等本藩を脱し來るを潜匿せしめ、倶に宿志を遂げんとす。是に於て巡察使兵を久留米に遣はし、眞文正名及澤之高等を捕ふ（本年三月十三日に在り）。源太郎源吾清太郎及源吾從僕中村要藏の四人は一時逃逸せしも、眞文等の黨島田莊太郎川島澄之助等陰謀の露はるゝに先ち其口を掩はんと欲し、筑後三潴郡豆津の濱にて切害す。眞文等の事を謀るや又愛宕外山等と通じ高野山を以て根據となし兵力を以て闕下に迫り鳳輦を京都に奉迎せんとす。此日眞文及矢野壽助（豐前平民）橋本省吾阿部琢磨（本氏河野）楠本勘兵衛（三人共に豐前平民）を斬に處し、水野正名等六人を終身禁獄に處す（琢磨勘兵衛兩人は既に獄中に病死す）。其餘連坐各差あり』とあり、以てその規模の稍々大なるを想像するに難くない。

その他百姓一揆に類するものは左の如し。即ち、

明治二年十一月三日甲斐國山梨、八代兩郡の土民暴動を起したのをはじめ、同中旬には信濃國上田、小諸の二藩及び伊那縣の土民が蜂起した。十二月には越中國下新川郡に一揆が起り、又同月二十二日、高崎藩群馬郡の農民蜂起し、本藩管内の租法が岩鼻縣と異なれることを訴へた。仍つて政府は高崎藩及び岩鼻縣に命じて之れを鎭撫せしめ、且つ高崎藩には未だ藩制が確立しないから、租税は姑く舊法に遵つて徴收すべきことを諭さしめた。

明治三年十二月、信濃松代藩の土民が藩札の兌換、貢米、折邑等のことで騷擾し、中野縣の土民もまた蜂起して縣廳を燒き、須坂、椎谷、二藩の管民も嘯集して亂を作したので、徴兵三箇中隊を派遣して漸く鎭撫した。

四年九月高松藩の農民が舊知事松平賴聰の歸京を拒み、之を阻止歎願したが採用せられず、憤懣の極黨を結んで人家を燒燬し、其の勢ひは一時甚だ猖獗を極めたが、間もなく鎭定した。

岡山縣各郡の一揆

十月十二日岡山縣備前國各郡の農民數千人結黨して縣廳に迫り、舊知事を復し、租額を減ぜんことを請ひ、縣吏の說諭を容れず、各村里正の宅に闖入して器物を破毀するなどの亂暴を敢てしたので、縣廳は軍隊を繰り出して發砲し、僅に之を鎭定した。

飾磨縣の農民數千人暴擾

亂民を銃殺

翌十三日飾磨縣播磨國神樂、神西兩郡の農民が、穢多の稱號を復舊して平民と峻別せんことを歎願して容れられざりしを憤り、數千人の徒黨を組んで人家を燒失するなどの亂暴があり、更に十四日生野縣下に亂入して鑛山寮出張所を燒き、器械所を毀ち、縣官を殺害し、終に縣廳に押寄せて穢多の稱を復することと其の外數箇條を强訴するに及んで、官兵は遂に亂民若干人を銃殺し、數十人を捕へて、漸く平定することを得た。

度會縣の暴徒

十二月二十九日、度會縣の暴徒守屋義郎、佐々木半三郎等四十二人を捕縛した。これは彼等が新政を呪ひ、特に外交の親密を憤り、檄文を飛ばして大衆を煽動し、兵器を以て縣廳に肉迫したからである。

高知縣の暴動

同月高知縣の吾川、高岡、土佐、三郡の山間の土民が、徵兵令によつて年齡を調査し、家屋へ番號を付けたのを、「外國人が幼者の膏を取る爲めの下調べだ」といふ流言に惑はされ、政令を十年を十年前に戾し、舊知事を復し、穢多非人の稱を復活せしめんものと、數百人一隊となつて竹本森三郎が之を指揮し、隣近の各村を煽動したが、間もなく縛に就いて森三郎等は梟首された。

新潟縣の土民蜂起

松平參事以下隨員を兇傷殺害す

翌五年四月、新潟縣下に土民が蜂起し、七日朝三條町に屯集せる凶徒は二手に分れ、一手は中口川の東岸を、一手は西岸下を下つて新潟を襲擊しようとしたので、各村では恐怖の餘り焚出しをして凶徒に酒食を供し、村民は爭うて其中に加はつた。之を聞いて縣吏出張して、吉江村で行手を遮り、說諭を加へたが聽き入れず、數千名はドッと喊聲を揚げて、松平參事、南部權判事の乘馬を傷け、隨員大道盈尹を殺したので縣吏は一旦引返し、改めて谷津典事、伊藤權大屬を派遣して、平島村で說諭せしめんとしたのを、凶徒は「天照皇、德川家恢復、朝敵奸賊征伐」と書いた旗印しを樹て、竹槍を揮つて兩人を負傷せしめたので、遂に軍隊

甲州の一揆

若尾逸平方に闖入

大分縣の暴動

暴動一揆の性質

征韓論の顛末

維新直後の朝鮮

を繰出して之を鎭定した。

八月二十三日、甲州の西保、倉科、杣口、數村の農民六千餘人、竹槍、日本刀等を携へ、「大小功歎願」と大書した旗を押立て縣廳を目指して、八日市郭內まで進んだが縣吏に阻まれ、其の夜は附近の寺院に配宿した。翌二十四日、山田町の富商若尾逸平方に闖入して、衣類雜具を奪掠し、倉庫から絹布や生絲を取り出して庭上に積み上げ、これに火を放つたので、縣吏は壯士を率ゐて拔刀で斬り入り、數名を殺傷して、一時之を潰亂せしめた。然し凶徒は尙ほ各所に集合して再擧を計り、其の勢侮るべからざるものがあつたので、二十七日信州上田の鎭臺分營から軍隊を出動せしめて、漸く騷亂を鎭定することを得た。

翌六年一月、大分縣に暴動起り、縣廳に押寄せて放火したので、日出、鶴崎、三佐、竹田、臼杵、佐伯などの士民多數が府內近在の堀切といふ穢多村に放火したので、縣吏が說諭に赴いたところ、竹槍で之を殺傷したことから、遂に大暴動となつたのである。

此の外斯る種類の小騷動は各地方に起つたが、その多くは租稅、穢多のことなどに托言して、封建制度を復活せしめようとする革命的性質のものであつた。然しかゝる小規模、無秩序の土民一揆にすら、地方官は常に軍隊を出動せしめたところを見ると、烏合の衆とはいへ勢は相當猖獗を極め、容易に鎭定するを得なかつたことが想見せらる。

第二十七節　征韓論の顛末

一　維新直後の朝鮮

天皇即位を僭王自立と誤る

維新の際我が政府は使臣を朝鮮に遣して隣好を求めようとしたが、朝鮮は我が好意を無視して之れを拒絶した。之れより先き舊幕府が修好を歐米五箇國に許した時、朝鮮とも亦同じく隣誼を修めたが、當時の條約は皆舊幕府の將軍を稱して大君と記し、朝鮮との往復文書にも大君の號を用ひてゐた。德川氏が大政を奉還するに及び、朝廷は對馬藩主宗義和を朝鮮に遣して舊好を修めしめ、天皇即位の事を告げしめた。當時文書には皇上及び奉勅の文字を記してあつたゝめ、朝鮮は初めて日本に大君以外に朝廷のあることを知つた。併し尙ほ朝廷に對する疑を懷き、王政復古を支那の革命のそれと同樣に考へ、洪秀全が叛旗を飜して太平天國と稱したのと同一視し、僭王の自立に過ぎないものと想像してゐた。故に我が國書を斥けて毫も顧みなかつた。

然るに我が國は太政官の制も定まり、外務卿をして隣好の事を辨理せしむることゝなり、再びこの事を朝鮮に傳へたが、朝鮮は尙ほ之れを斥けて新政府を承認しようとしないので太政官は書を與へて之を諭すこと數回、外務卿も亦其の疑を解く爲めに極力辯ずる所があつたが、併し朝鮮の態度は毫も改まらず、依然我が新政府を蔑視して非禮を極むるものがあつた。是に於て日本の朝野は大に憤慨し、こゝに征韓の議が起つたのである。

西郷隆盛の征韓主張
文臣偏重

一方我が國に於ては維新の大業既に成り、兵馬の時代が去つて、今や文治に力を致し、政綱も漸くその緒に就き、文臣は時を得顏に、ひとり武臣は無爲に倦んでゐた。この時に當り偶々朝鮮が無禮を極むるや、問罪を名として師を起さんとする者が日々多くなり、世論漸く沸騰せんとする時に當り、西郷隆盛等は征韓を主張した。

陸海軍人の腐

西郷隆盛は參議で元帥を兼ね近衛都督であるが、近頃の文臣偏重に對して心中の不滿遣る方なく、且つ官吏、特に陸海軍々人の腐敗墮落を見て悶々としてゐた。加之西郷は朝鮮が東亞將來の禍根であることを達觀

の墮落

朝鮮の現狀

日本を東夷と蔑視

板垣、西郷を說伏

征韓論と西郷の決心

別の征韓論理由

し、朝鮮の處置を急務なりとし、徒らに議論することを好まず、時に已むなく是非の論爭を聞く每に、之れを苦々しく觀じ、「能く東アジアを威服するを得て初めて歐米と伍することを得べく、區々たる內治に汲々として、遠大の計なきは予の知る所に非ず」と浩歎した。當時朝鮮は國王の父李是應が大院君として朝政の樞機を乘り、外國を輕侮し、歐米を洋夷、日本を東夷と蔑視し、實に傲慢無禮を極めてゐた。西郷は一時人事を擲つて世を遁れようかとまで決心したが、軍人の腐敗を默視するに忍びないので、或日板垣退助を訪ふて『余は最早今日の時世に厭き果てた、ついては北海道に隱退して餘生を養はうと思つてゐる』とその意中を物語つた。板垣は切にその不可なる旨を說き『今日の計を爲すに、須らく不逞の徒を糺彈し、假借する所があつてはならぬ』と力說した。そこで西郷は板垣と後事を約し、その後互に往來して畫策する所があつた。爾來西郷は征韓問題に刺戟されて矢も楯も堪まらず、一氣に征韓論を主張し、之れを實現するためには、死をさへ辭せずとの決心を固むるに至つた。曩に朝鮮は基督教々師として朝鮮に滯在してゐた外人全部を殺害せしのみならず、數萬の信徒を一擧に殺戮し、基督教の全滅を圖り、問罪のために來航せる佛艦と戰つて之れを擊退し、且つ米國軍艦を卻けた事があるが爲め、外夷亦與し易しとその意益々驕り、剩へ我が國を蔑視すること殊に甚しく、隣誼の如き毫も顧みる所がなかつた。

茲に於て西郷の征韓意志は頂點に達し、その背後には大きな原動力が動いてゐた。要するに西郷と板垣とは『時機失ふべからず、蓋し今日の腐敗墮落は維新の戰が未だ足らぬためである。故に此機を利用して再び國論を煽り、國民をして層一層に緊張せしむることを要する。征韓の擧は第一に士氣を一新することが出來ると、遂に同志と共に征韓の議を提げて起てり』と、板垣は告白してゐる。

更に別な方面から征韓論の由來を探ぬる必要がある。征韓論の起つた動因、むしろ遠因は江戸政府が寛永の鎖國以來諸外國との通商を絕ち、歐羅巴では和蘭の一國、東洋では支那・朝鮮とのみ交際を續けてゐた。

國際關係の疎隔

朝鮮は秀吉の征韓役後、元和元年始めて使節を我が國に遣して以來、將軍の襲職毎に國書を呈し、祝意を述べるのが例となつてゐた。また日韓兩國の通商は對馬藩でこれを管理することになり、釜山浦に公館（倭館）を設け、その費用は韓廷で支辨する定めであつた。然るに幕末に至り國事が多端であつた爲め、朝鮮との交際は自然に絕えて、使節來朝のことは全く杜絕してゐた。

これが抑も朝鮮と日本との國際關係を疎隔せしめ、そこへ日本の政情が一變したに就て種々の疑惑を懷かしめたわけである。これは勿論朝鮮の當局を始め、朝鮮國民の非文化的な頑迷も加はつてゐた。

修好拒絕の理由條件

もう一つの理由は、慶應四年の春、清國禮部の官人が突然韓廷を訪ねて「近來日本は頻りに貴國を侵略する志を懷いてゐたが、廟議は既に決し、近日八十隻の大輪船を艤して、將に貴國を襲擊しようとしてゐる。貴國は宜しく邊海の防備を嚴にして不虞の變を警戒すべきである」と、さも事實らしく警告したので、韓廷は大に驚き、忽ち嚴命を國中に布いて邊海の防備を修め、人民を諭して日本人に近づけぬやうにしたといふ事實がある。

日本使節釜山上陸

然るに日本の使節がその年の暮れ釜山に上陸したが、その國書には前述のやうな文字があつたので愈々疑念を增し、その後度々の使節にも何等應ふる所がないのみならず、無禮の所爲すらも少くなかつたと傳へられる。

加之當時我が國では朝鮮と貿易の必要を痛感してゐたので、民間にも政府の優柔不斷を攻擊するものが續出した。加ふるに明治六年五月、釜山、東萊の兩府使がその小吏に命じて、我が國官吏の駐劄してゐる草梁公館の門壁に爲さしめた揭示の中に「彼人に制を受けずと雖も、其形を變へ、俗を易へるを恥ぢず。此則ち日本人と謂ふべからず。其我境に來往するを許すべからず。駕する所の船隻若し日本の舊樣に非れば、則ち亦た我境に入るを許すべからず。……須らく此意を以て、彼中頭領の人に洞諭し、妄りに錯つて事を生じ、後悔するに至らざらしめよ」といふ我が國を侮辱し、暴民を煽動するやうな文句があつたといふ報があ

つてからは、わが國論が俄に沸騰し過激な征韓論が全國に瀰漫した。

二 國權論の擡頭

武斷派の國權論

丸山作樂の蹶起

横山正太郎の非征韓論

征韓論は輿論

更に武斷派は直に國權論を提げて、我國の兵力を示してこそ、初めて萬國に對することが出來ると主張し、一應全權大使を遣して韓廷に折衝せしめるか、若くは居留民保護の名の下に、直に兵を韓地に繰り出すか、二途の中一を撰ぶべきを以てした。當時外務大丞丸山作樂（舊島原藩士）は當局の緩漫なる處置を憤慨し非常手段に訴へようとして、豐津藩士二澤一夫、高知藩士岡崎恭輔、久留米藩士古杉簡二等と相謀り、獨逸人から二十萬圓を借りて壯を募り、獨力で半島を經營する計畫を樹てたのも此頃のことであつた。また薩摩藩士横山正太郎の如きは非征韓論を唱へて『我が國勢充實、盛大ならば、區々たる朝鮮の如き豈に非禮を我に加へんや。妄りに無名の師を興し、萬一蹉跌あらば天下の億兆何とか云はん』といふ論を十箇條の建白に添へて提出し、獻言の行はれるであらうことを希望して、斷然屠復したものもあつた。併し大體に於て輿論は征韓論に傾きつゝあつた。

三 廟堂の征韓論

廟堂の征韓論

廟議將に決せんとす

西郷隆盛の提言

副島種臣が極力征韓を主張し、參議西郷隆盛、板垣退助、江藤新平、後藤象二郎等は之れに和し、廟堂の有力者は殆ど征韓論に傾いたのである。この時西郷隆盛は自ら進んで大使となり、朝鮮に赴かんことを請ふた。是れ實に隆盛が出師の名を正しくせんが爲めであつた。即ち朝鮮に赴き嚴しく其無禮を責むるならば、從來の態度より推して朝鮮が隆盛に危害を加へんことは必然である。是に於て問罪の師を起すべしと云ふのであつて、隆盛は自ら死して出師の名を正しくせんとし、而して若し朝鮮が危害を加へることなくして屈服

公理公道朝鮮を論す

派遣大使の人選

すれば、之れに過ぎたる幸福はないとして、死を期して朝鮮に使せん事を請ふたのである。併し西郷は必ずしも始めから、征韓が目的ではない『一旦陸海軍を派遣することを停め、先づ全權大使を派遣して、公理公道を以て朝鮮政府を論し、彼をして自ら悔悟せしむるに越したことはない』と主張し、一同之れに贊成して全權大使を派遣することに議決したが、さて大使の人選には議論が出で、副島か西郷かといふことで大分異論を生じ、西郷は强硬に單身韓地に使せんとまで主張した。

廟議西郷を遣韓大使と決す

然るに其の後、西郷、副島の間に妥協が成立し、副島は西郷に讓ることになつた。そこで西郷は八月（六年）十六日の夜、太政大臣三條實美をその邸に訪ひ、內亂を冀ふ心を外に移して國を興すべき遠略を說き、舊幕府が無事を計つて機會を失し、遂に天下を失ふに至つたことを例に引いて、大使問題に對する決心を促した。三條は西郷の決心の奪ふべからざるを知つて略々同意し、更に廟議を開いて之れを決すべきことを言明した。翌十七日の閣議は西郷を遣韓大使に任ずることに定め、三條は翌日箱根離宮に伺候して廟議の次第を奏上し、御裁下を請うた。然るに天皇は三條に『西郷を使節として朝鮮に遣すことは岩倉が歸つてから篤と相談した上で奏上せよ、朕は其時裁斷しよう』と宣はせられたので、三條は東京に歸つて其由を西郷に傳へ、後日を俟つことにした。それは六年八月十九日であつた。

岩倉全權大使一行の歸朝

木戸の非外征說

大久保の非征韓論

これより先き歐米視察の途に上つた岩倉全權大使の一行は間もなく翌九月十三日に歸京し、大久保利通は五月、全權副使木戸孝允も亦た七月二十三日に歸つて、政府の要路にある人々にそれぞれ献策する所あつた。木戸の主張は『維新以來日尚ほ淺く、新令が屢々傳はつて人民が困苦し、去年の如きは度々一揆が起つてゐるから、外征は後にして先づ內治に力を注がねばならぬ』といふのであつた。また大久保は「非征韓論七條目」を草して、極力征韓論を排擊した。卽ち『凡そ國家を經する先づ慮らざるべからず、朝鮮の事の如きは慮るべきもの凡そ七、請ふ其目を擧げん。親政以來百度更革士民業を失ふもの多し、或は解令文を誤

り、或は疑増稅を致し、動もすれば輙ち血を蹀むに至る、今如し釁隙の乘ずべきあれば能く其變動なきを保たんや、是其一なり。政府は多費入る出るを償はず、之に加ふるに外役の曠日彌久を以てす。賦歛を重くせざるを得ず、賦歛重くすれば則民怨む、紙幣増さゞるを得ず、紙幣増せば則物價昂る、外債起さゞるを得ず、外債を起せば則償完術なし、是其二也。諸官府事を興し以て富强を謀るもの其効皆數年の後を俟つ、今卒然兵役を起す、百事中止し前効悉く廢す、是其三なり。輸入輸出に超過し、金貨流出す、今丁壯外に役し老弱内に苦しむ、復た物品を製造し以て貿易に資する能はず、船艦兵器又必ず之を外に購ひ、財貨日に耗し上下困頓す、是其四なり。外國の虞るべき魯を以て首と爲す、其南進に意あるは世の熟知する所、今我朝鮮と兵を交え鷸蚌相持す、魯必ず漁父と爲らん、是其五也。魯に次ぐを英と爲す、我れ多く債を彼に負ひ賠償する能はず、彼れ必ず以て口實と爲し我が內政に干與せん、是我を印度にするなり、是其六也。我各國と約を立つ禮對等に非ず、英佛の如きは悍然護兵を我地に置き殆ど屬國の如し、然るに是を之れ耻ずして獨り朝鮮に咎む、大に忍びて而して小に忍びず、遠きに察して而して邇きに察せず、是其七也。且つ論者謂ふ、朝鮮撃つもの利の爲乎義の爲乎利の爲にすれば則全國を有すと雖も得失相償はず、是計較するを待たずして而して明かなり。義の爲にするか是撃べきの名義あるなり、而して論者曰く先づ使を遣して而して後動く則是今日未だ撃べきの名義あらざるなり、未だ撃べきの名義あらずして而して內を弊にし以て外に徇へんと欲す。愚未だ其解を得ざるなり』と主張し、極力西郷の征韓論を排撃した。

四　使節派遣の經緯

武人派を代表する西郷等は、岩倉大使の歸朝後直ちに三條に向つて速に遣使の廟議を開かんことを要求した。三條は會議の日取りを遷延しつゝ、先づこの事を岩倉に諮つた。初め岩倉は大久保の入閣を持出して伊

黒田清隆
大久保の參議就任

正院開催
三條の提案

兩黨熱論を闘はす

廟議一決

岩倉の猾智

重臣連袂辭職

藤博文、黒田清隆等に斡旋させたが、大久保は固辭して動かなかつた。仍つて三條は使節派遣を延引させることを約して、漸く大久保に參議就任を承諾させ、十月十二日任官、翌十三日に至り副島も參議となり、政府は太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視の下に、木戸、西郷、板垣、大隈、江藤、大木、後藤、大久保、副島等の參議を擁することになり、十月十四日（六年）花々しく正院會議を開いて、再び朝鮮問題を討議することになつた。三條は先づ案を立てゝ『使節は國辱を雪ぎ、國權を張り、彼をして舊交を繼ぎ、隣誼を修めしむるに在るか。將た又、彼をして屈伏遂に我附庸たらしむるに在るか。別に又外交上深謀遠慮する所あるか。或は内治上、一時の政略に出づるか。既に使節をして必死を期せしむる以上、政府は戰爭を期せずには居られまい。使節派遣の事は已に議決を見たが、使節が殺された後に始めて戰爭を決するのでは晩い。殊に必死を期するといふのは使節一身の略であつて、政府の略ではない。此點が利害を論ずる上に於て、尤も愼重を要する所である』と云つて一同の注意を促した。

この日、木戸は病氣で會議に加へらなかつた。兩黨は互に熱論を闘はしたが、何等纏まるところがなかつた。で會議は翌十五日も續いた。然るに西郷は重ねて意見を陳べる必要がないと云つて出席せず、板垣・江藤・後藤・副島等は征韓論を、岩倉・大久保・大隈・大木等は非征韓論をそれ〲主張して讓らなかつた。三條は採決に困つたが、中立的立場に在つた諸參議が『西郷の意に任さう』といふ意見に傾いたので、三條も『西郷の進退は國家の休戚に關する事だから、今の所予は西郷の意見に依る外道はない』と云つて、廟議は遂に西郷を全權大使として韓國に派遣することに議決した。併し此日は上奏をせずして退散した。

次で十月十七日は廟議を上奏して聖斷を仰ぐ日であつたので、西郷以下皆參朝したが、岩倉は疾と稱して登閣せず、木戸・大久保・大隈・大木の諸參議は連袂辭表を呈出したので、三條は上奏即行を迫る西郷等に一日の猶豫を求めた。かくて三條は歸途岩倉を訪ひ、西郷の出使始末書を示して諒解を求めたが、岩倉は自

說を執つて動かなかつた。この自說といふのは、元來岩倉が征韓に反對したのは歐米に赴いて諸國を巡歷し、到る處で文化の進步に驚き、且つ國勢の隆昌なることと、武備の完全なることに驚歎し我が國の現狀を以ては到底之れに拮抗すべからざるを悟り、先づ內を治めて實力を養成し、以て萬全の策を取らなければならぬことを痛切に感じたのであるが、歸朝して見ると意外にも征韓論が既に盛んに國內に行はれ、殆んど出師に決して居る模樣であつた爲め大に驚き、極力之れに反駁を加へてその不可を論辯したのである。三條は岩倉の强硬な反對に遇つて之れが處決に窮し既に議決したにも拘らず、遂に病の故を以て辭職を請ひ、邸內引籠りを敢てしたのであつた。尋で岩倉具視も征韓論者の容易に屈せざるに憤懣し、同じく亦病と稱して朝せざること數日に及んだ。二大臣の參朝を見ざるに至つても、兩黨の激論は依然として已むべき氣色もなく政務は漸く澁滯せんとするの有樣となつた。

御前會議を開く

天皇は深く宸襟を惱まし給ひ、十月二十日、車駕親しく實美の邸に臨み、優詔を賜ひ、病を養ふことを許させられたが、其辭職は許し給はず、更に車駕また具視の邸に臨み、實美に代り事を視んことを親しく諭し給ふた。具視は則ち感激して起ち、御前會議を開いて征韓の是非を議せんことを請ひ、許された。

五　大久保の反對

大久保の反對

まことに征韓論は天下の大問題、我が國運を賭するか否か、廟堂に低迷せる暗雲であつた。今やいよ〳〵御前會議は開かれ、其運命は決せられんとし、兩黨の緊張は極度に達した。

隆盛の征韓論主張

この時西鄕隆盛は主として征韓の要を說き、今にして朝鮮を我が掌中に收めずんば將來の禍根たるべきこと、列國と相伍するには先づ東亞に威を示すの要ある事、今や諸國は朝鮮と關係する者が尠なき爲め干涉の虞なく、征韓の好機なること等を陳べ、速に師を出だすべきことを唱へたが、

大久保の反駁

大久保利通は直に之を駁して、今の時に於て朝鮮に師を出ださ

政府財政收支不償
民力疲弊
國力不給

んとするが如きは思はざるの甚しいものである。試みに我が國の現勢を熟視するに、内治は未だ整はず、民業は未だ振はない、而して政府の財政は收支相償はず、國債を起すこと二度に及び、頻りに稅率を增し、紙幣を增發し、百姓は之に苦しんで居る。此時に當つて妄りに無名の師を起さば、民は益々疲弊し、國力は給せざるに至るであらう。況して北には露國が邊境を窺つて居り、若し陰に朝鮮と通ずる事あらば、如何にして之に當らんとするか。加之今や英佛諸國公使は護衛兵を置き、毫も我が國に信を措かざる狀態にあるので、爲めに我が國は獨立の體面を汚すこと既に大なるものがある。然るに今や之れを顧みずして、事を朝鮮に擧げようとする。是れ遠きを察して近きを慮らざるものである。試みに問はんに、朝鮮を征討して何程國を利する所があるか、得失の相償はざることは明らかであらう。それも名分が明かならばまだ可いが、先づ使を遣して然る後に事を起さうと言ふが如きは、是れ實に無名の師といふべきである。利害得失の相償はぬは勿論のこと、名分も亦立たぬ。然るに妄りに兵を起し、國帑を空しくして外に當るが如きは無謀も亦甚しいではないか』と述べ、痛論すること數刻に及んだ。隆盛は英邁果斷にして大局を觀るの明があり、當時第一人者と稱せられたが、元來辯舌の人ではなかつた。之れに反し利通は辯論の人であるが、盛んに歐米の繁榮を說いて我が國の未だ遠く及ばざることを論じ、内治の急なることを主張して征韓を非とした。斯くて御前會議の結果は、遂に征韓を非とすることに決し、隆盛等の主張は遺憾ながら敗れて了つたのである。仍つて同二十二日、西鄉・板垣・後藤・副島・江藤の五參議は正院に會し、尋いで岩倉邸に赴いて遣使の決行を促したが、岩倉は之れを峻拒し『予の眼玉の黑い間は、卿等の欲する所を行はふとしても駄目だ』といつて動かなかつたといはれてゐる。

非征韓の可決

西鄉、板垣、

　征韓論に破れた西鄉等の憤激は一方ならず、其職を辭せんことを請つた。仍つて政府は二十四日に至り西鄉隆盛の參議近衛都督を罷め、木戸、大久保の辭表を卻下し、廿五日には板垣・後藤・江藤・副島等の參議

後藤・副島參議を辭す

岩倉具視の上奏

西鄕以下續々野に下る

武斷派悉く辭職下野

內閣初めての交迭

を罷免し、二十九日宮內卿德大寺實則は勅旨を岩倉に傳へて、三條の辭表を却下せしめた。

岩倉は二十三日參內して征韓論の經過を御說明申上げ、遣使の議の採るべからざる理由を上奏した。翌日天皇は之れを裁可あらせられ、前述の如く西鄕等の辭職を聽許せらるゝことになつたのである。斯くして維新の功臣政府は自ら其一部を崩壞して、閥族政治の色彩が愈々濃厚となつた。ために民間に於ける政府反對派は加速度的に勢力を加へ、兩者の抗爭は爾後數年間に亘つて猛烈な、併し華々しい光景を展開した。

西鄕以下續々野に下る

征韓論は朝議に容れられず、遂に敗れた。是に於て西鄕を始め、陸軍少將桐野利秋、陸軍少將篠原國幹、陸軍少將村田新八等を始め薩藩出身の武官は連袂職を辭して鹿兒島に退き、參議兼外務省事務總裁副島種臣・參議兼左院事務總裁後藤象二郎・參議板垣退助・參議江藤新平等も亦職を辭して野に下り、是等の士と志を同じうする下僚は續々として官を辭し一時は中央各官衙は空虛になるかとさへ思はるゝ程の形勢を呈した。然るに其後は岩倉具視、大久保利通等が專ら事を執り、辭職者の後任としては、十月二十五日、參議大隈重信を兼大藏卿に、參議大木喬任を兼司法卿に、工部大輔伊藤博文を參議兼工部卿に、海軍大輔勝安房を參議兼海軍卿に任じ、同二十八日特命全權公使寺島宗則を參議兼外務卿に任じ、卽ち各省の首位に在つた人々は殆ど去つて、其次位に在つた人々が之れに代つて閣僚となつたのである。當時西鄕隆盛の威望は實に天下を壓せんとするの有樣であつた、ために其冠を掛けて退隱するのを見て、朝野共に騷然として何事か起るべきを豫想された。就中陸軍將校の如きは大部分が職を去らうとする有樣で、何となく暗雲が低迷してゐた。天皇は深く宸襟を惱まし給ひ、近衞少尉以上に對し、次の如き勅諭を下し給うた。

西鄕正三位病ニ因リ參議近衞都督ノ職ヲ解キ特ニ陸軍大將ヲ帶バシムト雖モ固ヨリ國家ノ柱石、朕ノ股肱タルコト更ニ渝ルヘカラス、爾等疑殆ヲ懷クコトナク安堵職務ニ勉勵セヨ

薩藩出身の文武官は多く職を辭して歸鄕す

是に於て軍隊の動搖は漸く鎭まつたが、併し薩藩出身の文武官は大久保利通等二三の人を除くの外、多く官を辭して鹿兒島に歸るに至つた。

六　家祿奉還法の制定

家祿奉還法の制定

政規卽ち憲法

內務省を置く

士族家祿奉還法を定む

征韓事件の紛爭裡に在つて、木戶孝允は歐米の政情に基き政規典則制定の議を提出した。政規は今の憲法のことであるが、當時は未だ憲法の語は無かつたので、政規典則と稱したのであつて、孝允の意見は徐ろに順序を履み、頓て憲法政治に進まうといふのであつた。此年（六年）十一月十日內務省を置き、十二月には士族家祿奉還の方法を改め、百石以下の祿にして奉還を請ふ者に對しては、產業資本として世祿は六ケ年分、終身祿は四ケ年分を一時に下賜することに定め、その半額を現金、半額は秩祿公債證書を以て下附し、又產業牧畜を志望する者には官林・田畑及び荒蕪の地にして故障のない限り、之れを半價にて拂下げる事とした。次いで百石以上の者に對しても、亦奉還を許すに至つた。

三條實美病を力めて參朝

同十二月　天皇は太政大臣三條實美の別墅に行幸し、疾を力めて職に就くべきことを諭し給うた。是に於て實美は參朝して事情を陳べ、上奏して職を罷めんことを請うたが聽されなかつた。此時島津久光を以て內閣顧問となし、大議に參與させる事となつた。

七　地方擾亂

地方擾亂

反政府派の二分

反政府熱の勃興

國權派

岩倉、大久保等は征韓論に於て勝を制し、西鄕、板垣、後藤、江藤、副島等は征韓論に破れ參議を罷めて野に下つたので、政府の政策には漸く專制の兆候が現はれて來た。茲に反政府熱は次第に昂まつた。當時政府に反對するものを少なくも二派に分つことが出來る。その一は國權派で、政府が內治に急にして外事をな

いがしろにし、國權の伸張と國威の宣揚とを意としないことを攻擊した。從つてこの一派は主義の上から西鄉、板垣等の征韓論を支持することに傾いた。他の一は民權派で、政府が公議輿論を蔑視して、漸次專制に傾かうとすることを非議した。從つて民選議院の設立を强調することに努めた。

民權派

民權派の主張

民權派の主張は維新革命の指導原理であつた「上下一心」「公議輿論」の精神を飽くまで尊重し、それを覆へさうとする政府當路者の態度を難詰すると同時に、民選議院を設立することによつて公議輿論を具體化し、これに由つて上下一致の實を擧げやうといふのであつた。

政治始めの濫觴

明治七年一月四日、政治始めとして、諸長官は參朝し、各上表して前年の成績を奏した。後にこれが恒例となつて政治始めの事が行はれるやうになつた。

內務省職制を定む

同一月十日政府は內務省並にその事務章程を定めた。明治政史に『但し假定の心得を以て施行せしむ。其職制に云く、

內務省ハ國內寧人民保護ノ事務ヲ管理スル所、其事務ヲ支分シテ六寮一司ト爲ス。

勸業寮　警保寮（以上一等寮）　戶籍寮　驛遞寮　土木寮　地理寮（以上二等寮）　測量司（以上一等司、八月三十日ヲ以テ廢止）

職制

卿

第一　本省及各寮司ノ官員ヲ統率シ、省中一切ノ事務ヲ總判スルヲ掌ル

第二　全國人民ノ安寧ヲ謀リ、戶籍人口ノ調査、人民ノ產業ノ勸獎、地方ノ警備、其他土木、地理、驛遞、測量等其掌管ノ事務ニ於テハ、大臣ニ請テ其規務ノ便否ヲ明辨スルヲ得ル、而シテ其事務ヲ調理スルニ於テハ　天皇陛下ニ對シテ擔保ノ責ニ任ス

第三　特旨解赦恩典ノアルヲ奉行ス
第四　事務章程ニ照シ制可ヲ乞フノ條ハ上奏シ、其專任ヲ得ル條ハ便否處分スルノ權ヲ有ス
第五　各寮司ヨリ具状スル事務ハ其緩急ヲ審案シ、之ヲ決判取捨スルノ權ヲ有ス
第六　省中ノ官員奏任以上ノ進退ハ太政官ニ於テ命スト雖モ、之ヲ黜陟スヘキハ其要旨ヲ具状シテ命ヲ乞フ
第七　判任以下ハ其能否ヲ鑑別シ、丞及寮司頭正ノ具状ヲ案シテ其黜陟ヲ專行ス
第八　各地方ノ官員奏任以上ノ進退黜陟ニ關與ス
第九　省中奏任以下ノ官員ヲ命シテ地方ヲ巡察セシムルノ權ヲ有ス
大輔　少輔
第一　職掌責任卿ニ亞ク
第二　卿闕席ノ時ハ其事務ヲ代理ス（以下略ス）」
とある。

榎本武揚

岩倉具視襲撃せらる

同月十四日、開拓中判官榎本武揚を海軍中將に任した。當時皇宮は赤坂離宮に在つたが、同日夜中、右大臣岩倉具視は例の如く參朝して政務を視、退朝の途中、赤坂喰違ひに差懸つた時、數人の兇漢のために要撃された。凶漢は高知縣人高市熊吉、同喜久馬、山崎則雄、島崎直方、下村義明、岩田正彦、中山泰造、中西茂樹、澤田悅彌太の九人で、いづれも征韓論の黨與であつたが、岩倉具視が反對論の首領たることを憎み、此暴擧に出でたのであると傳へられる。同十七日兇徒は皆捕へられ、同年七月九日に至り、斬に處せられた。

警視廳設置

同一月十五日、東京に警視廳を設置し、内務省に隷屬せしめ、其職員を定めた。當時朝議は專ら中央集權

制を佛國に乗る

を旨とした爲め、勢ひ公議を採るべきの方針を沒却して專制に傾かうとする弊に陷り、ために不平の聲が漸く四方に起り、過激の徒はやゝもすれば暴擧に出ようとするので、この際極力公安を保持して人心の動搖を鎭撫することは最も急務とせられた所であつた。つまり警視廳は實に之れが爲めに設けられたもので、其制は佛國に倣つたものと稱せられる。これはナポレオン三世が嘗てこの制を巴里に布いて改變を未發に防いだ爲め、それを範としたものであると傳へられる。恰も岩倉具視が遭難時と同月に設けたのを見ると一種の皮肉で、人心動搖して不安に備へたかのやうである。

大日本全圖の完成

この月小內史塚本明毅は大日本全國圖を大成した。往年本多利明、伊能忠敬、司馬江漢等が洋式に倣つて日本の輿地圖を作つて以來、未だその大成を見るには至らなかつたが、塚本明毅の努力によつて我が國の地圖は初めて稍完全なものを見るに至つたのである。同じく正月、勅して宮中の經費を節し、每歲三萬六千圓を出して陸海軍費を補はしめ給ひ、また皇太后の宮殿を青山に造營して青山御所と申上げた。また近衞步兵聯隊の編制が出來上つたので、天皇は親しく操練場に臨ませられ、軍旗親授式を行はせ給うた。

青山御所の竣工

軍旗授與式を擧行す

八　民選議院設立運動

民選議院設置の建議

政府の施政方針は既に確立し、內治を急ぐことに定まり、岩倉具視、大久保利通等は一意中央集權の實を擧ぐべく努め、殆ど他を顧みざるのみならず、稍もすれば專制に陷る傾向があつた。故に征韓論を唱へてその議が容れられず野に下つた人々は之れが傾向を見て、政府は漸く專制に傾くものと思考し、この弊を矯め、萬機公論に決すると云ふ聖旨を貫徹せんがため、民選議院を起すのが必要であるとなし、明治七年一月十八日、前參議副島種臣、同後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平、前東京府知事由利公正、前左院少議官小室信夫、前大藏大丞岡本健三郎、古澤滋の八名は民選議院設立の建議を太政官に上り、民選議院を起して

民選議院設立の建議上書

板垣退助
副島種臣
後藤象二郎
江藤新平
小室信夫
古澤滋

由利公正
岡本健三郎

愛國公黨の結成

民選議院設立の建言書

代議士を全國から出し、輿論公議を採つて國憲を建立し、有司の專制を矯めんことを請つた。尚ほこの事に就き明治政史には『板垣・副島・後藤・江藤の四氏は其職に由て天下の情勢を一變したるを見て慨る之を憂慮し時々相會して之に處するの策を議す。會々小室信夫・古澤滋英國より歸朝す。信夫・滋久しく龍動に在つて英國議院政治の盛事を目撃し、只管之を我國に移さんことを願ひ、窃に留學生二三人と申合せて歸りたるものなれば、直に板垣及後藤二氏に就き以て民選議院の說を發す。二氏は夙に此說を持せしに由り、之を聞て大に喜び、乃ち轉じて副島江藤の二氏に謀る。二氏深く維新中興の業當に之を以て其終始を成さゞるべからず、且つ當時朝野の形勢尤も之を要するの急あることを察せられ、一議もなく之に同意せられたり。是に於て板垣・後藤・副島・江藤の四氏は小室・古澤及前東京府知事由利公正・岡本健三郎の四氏と頻りに相會して、其說を朝野に張揚するの方法、及公黨を組織して之に持するの申合、並に規則等を議せられ、乃ち一面は愛國公黨を起し一面は民選議院の建白を呈することに決し、古澤滋其建白を草し副島種臣之を潤飾し、八氏連署して之を左院に呈し、同時日新眞事誌に登載せり。是實に明治七年一月十八日なり』とある。尚ほ民選議院設立の建言書及び愛國公黨の本誓は左の如し。

前參議副島種臣・後藤象二郎・板垣退助・江藤新平・前東京府知事由利公正・岡本健三郎・古澤滋・小室信夫等八名から提出した建言

臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス、下モ人民ニ在ラス、而獨有司ニ歸ス。夫レ有司上帝室ヲ尊フト曰ハサルニハアラス、而帝室漸ヤク其尊榮ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハサルニアラス、而政令百端朝出暮改、政刑情實ニ成リ賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽困苦告ルナシ。夫レ如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル。因循改メス恐クハ國家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛國ノ情自ラ已ムコト能ハス、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在リ、天下ノ

公議ヲ張ルハ民選議院ヲ立ルニ在ルノミ、則有司ノ權限ル所アッテ而シテ上下安全其幸福ヲ受ル者アラン。請フ遂次ニ之ヲ陳セン。夫レ人民政府ニ對シテ租稅ヲ拂フノ義務アル者ハ、則其政府ノ事ヲ與知可否スルノ權理ヲ有ス。是天下ノ通論ニシテ、又喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待サル者ナリ。故ニ臣等竊ニ願フ、有司モ亦是ノ大理ニ抵抗セサラン事ヲ。今民選議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰ク、我民不學無識未タ開明ノ域ニ進マス、故ニ今日民選議院ヲ立ツル尚應サニ早カルヘシト。臣等以爲ラク若シ果シテ眞ニ其謂フ所ノ如キカ、則之ヲシテ學且智而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、卽民選議院ヲ立ツルニ在リ、何トナレハ則今日我人民ヲシテ學且智ニ開明ノ域ニ進マシメントスルハ、先其通義權理ヲ保有セシメ、之ヲシテ自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメ、之ヲシテ天下ノ事ニ與ラシムルニ在リ。如是ニシテ人民其固陋ニ安シ、不學無識自カラ甘ンスル者ハ未タ之有ラサルナリ、而シテ今其自ラ學且智ニシテ自ラ其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是殆ト百年河清ヲ待ツノ類ナリ。甚シキハ則チ今遽ニ議院ヲ立ツルハ是天下ノ愚ヲ集ムルニ過サルノミト謂ニ至ル。噫何ソ自ラ傲ルノ太甚シク、而シテ其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ。有司中智巧固ヨリ人ニ過クル者アラン。然レトモ世又安ンソ學問識見ノ諸人ニ過クル者アラサルヲ知ランヤ。蓋シ天下ノ人如是蔑視ス可ラサルナリ。若シ將タ蔑視ス可キ者トセハ有司モ亦其中ノ一人ナラスヤ、然ラハ則チ均シク是レ不學無識ナリ、僅ニ有司ノ專裁ト人民ノ輿論公議ヲ張ルト其賢愚果シテ如何ソヤ。臣等謂フ有司ノ智モ亦之ヲ維新以前ニ視ル必ラス其進ミシ者ナラン、何トナレハ則人間ノ智識ナル者ハ必ラス其之ヲ用ルニ從テ進ムモノナレバナリ。故ニ曰民選議院ヲ立ツルハ是卽人民ヲシテ學且智ニ而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムル道ナリト。且夫レ政府ノ職其宣シク奉シテ以テ目的トナスヘキ者、人民ヲシテ進步スルヲ得セシムルニ在リ。故ニ草昧ノ世野蠻ノ俗其民勇猛暴悍而シテ從フ所ヲ知ラシムルニ在リ。今我國既ニ草昧ニアラス、而シテ我人民ノ從順ナル者既ニ過甚トス。然ラハ則チ今日我政府ノ宜シク以テ其目的ト

ナスヘキ者ハ則チ民選議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其勇往敢爲ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ辨知シ、天下ノ事ニ參與スルヲ得セシムルニ在リ。

夫政府ノ强キ者何ヲ以テカ之ヲ致スヤ、天下人民皆同心ナレハナリ。臣等必ス遠ク舊事ヲ引テ之ヲ證セス、則チ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス。其レ危イ哉、岌々乎タリ、我政府ノ孤立スルコト。而シテ我政府ノ變革天下人民ノ之カ爲ニ喜戚セシ者幾ハクカアル。啻之カ爲ニ喜戚セサル而已ナラス、天下人民ノ漠トシテ之ヲ知ラサル者十ノ八九ニ居ル。唯兵隊ノ解散ニ驚クノミ。今民選議院ヲ立ツルハ則チ政府人民ノ間ニ情實融通シテ相共ニ合シテ一體トナリ、國始メテ以テ强カルヘク政府始メテ强カルヘキナリ。臣等既ニ天下ノ大理ニ就テ之ヲ究ハメ、我國今日ノ勢ニ就テ之ヲ實シ、政府ノ職ニ就テ之ヲ論シ、及ヒ昨十月政府ノ變革ニ就テ之ヲ驗ス。而シテ臣等ノ自ラ臣等ノ說ヲ信スルコト愈々篤ク、切ニ謂フ今日天下ヲ維持振起スルノ道、唯民選議院ヲ立テ、而シテ天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已ト。其方法等ノ議ノ如キハ臣等必ス之ヲ玆ニ言ハス、蓋シ十數張紙ノ能ク之ヲ盡ス者ニアラサレハ也。但臣等竊カニ聞ク今日有司持重ノ說ニ藉リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ヲ目シテ輕々進步トシ、而シテ之ヲ拒ムニ尙早キノ二字ヲ以テスト。臣等請フ又之ヲ辨セン。

夫輕々進步ト云フ者固ヨリ臣等ノ解セサル所ナリ。若シ果シテ事倉卒ニ出ル者ヲ以テ輕々進步トスルカ、民選議院ナル者ハ以テ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ。各省不和ニシテ而變更ノ際事本末緩急ノ序ヲ失シ、彼此ノ施設相視サル者ヲ以テ輕々進步トスルカ、是國ニ定律ナク有司任意放行スレハナリ。此ノ二者アラハ則チ適サニ其民選議院ノ立テスンハアル可ラサルノ所以ヲ證スルヲ見ルノミ。夫レ進步ナル者ハ天下ノ至美ナリ、事々物々進步セスンハアルヘカラス、然ラハ則チ有司必ス進步ノ二字ヲ罪スル能ハス、其罪スル所必ス輕々ノ二字ニ止マラン。輕々ノ二字民選議院ト曾テ相關渉セサル也。尙早キノ二字ノ民選議院ヲ立

ルニ於ル、臣等嘗ニ之ヲ解セサル而已ナラス、臣等ノ見正ニ之ト相反ス。如何トナレハ今日民選議院ヲ立ツルモ尙恐クハ歲月ノ久シキヲ待チ、而後始メテ其十分完備ヲ期スルニ至ラン。故ニ臣等一日モ唯其立ツコトノ晩カランコトヲ恐ル。故ニ曰ク臣等唯其反對ヲ見ルノミト。

有司ノ說又云フ、歐米各國今日ノ議院ナル者ハ一朝一タニ設立セシノ議院ニアラス、其進步ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者ノミ故ニ。我今日俄カニ之ヲ摸スルヲ得スト。夫進步ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者豈獨議院ノミナランヤ。凡學問技術機械皆然リ。然ニ彼數百年ノ久シキヲ積テ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク、皆自ラ之ヲ經驗發明セシナレハナリ。今我其成規ヲ撰ンテ之ヲ取ラハ、何ソ企テ及フ可ラサランヤ。若シ我自カラ蒸氣ノ理ヲ發明スルヲ待テ然ル後我始メテ蒸氣機械ヲ用ルヲ得ヘク、電氣ノ理ヲ發明スルヲ待ヲ然ル後我始メテ電信ノ線ヲ架スルヲ得ヘキトスルカ。政府ハ應ニ手ヲ下スノ事ナカル可シ。

臣等既ニ已ニ今日我國民選議院ヲ立テスンハアルヘカラサル所以、及ヒ今日我國人民進步ノ度能ク斯ノ議院ヲ立ツルニ堪ユルコトヲ辨論スル者ハ、則チ有司ノ之ヲ拒ム者ヲシテ口ニ藉スル所ナカラシメントニアラス、斯ノ議院ヲ立ツル者ハ天下ノ眞理ヲ伸張シ、人民ノ公論通義ヲ立テ天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ幸福安全ヲ保護センコトヲ欲シテナリ。請幸ニ之ヲ撰ヒ給ハンコトヲ。

また愛國公黨の本誓は左の如し。

一　天ノ斯民ヲ生スルヤ、之ニ付與スルニ一定動カスヘカラサルノ通義權理ヲ以テス。斯ノ通義權理ナル者ハ天ノ均ク以テ人民ニ賜フ所ノ者ニシテ、人力ノ以テ移奪スルヲ得サル者ナリ。然ルニ世運ノ未タ全ク開ケサルヤ、人民動モスレハ斯本然ノ通義權理ヲ保全シ能ハサル者アリ。況ヤ我國數百年來封建武斷ノ制其ノ民ヲ奴隸ニセシ餘弊未タ全ク剗除セサルヲヤ。苟モ是ニ由ヲ改メサレハ我國威ヲ揚ケ

我國人ノ富ヲ欲スルモ豈得可ンヤ。我輩一片ノ至誠愛國ノ心大ニ此ニ發憤スルアリ。乃チ同志ノ士ト相誓ヒ、以テ我人民ノ通義權理ヲ主張シ、以テ其天賜ヲ保全セント欲ス、即君ヲ愛シ國ヲ愛スルノ道ナリ。

一　我輩已ニ愛君愛國一片至誠ノ上ヨリ發憤シ來リテ、斯ノ人民ノ通義權理ヲ主張保全セント欲ス。然ルニ之ヲ爲スノ道即我　天皇陛下御誓文ノ旨意ヲ造次顚沛徹上徹下唯タ斯ノ公論公議ヲ以テシ、常ニ盟約ノ旨意ヲ遵守スルニ在ルノミ。

一　我輩ノ斯ノ政府ヲ視ルコト斯ノ人民ノ爲メ設クル所ノ政府ト看做スヨリ他ナカルヘシ。而シテ吾黨ノ目的ハ唯タ斯ノ人民ノ通義權理ヲ保全主張シ、以テ斯ノ人民ヲシテ自主自由獨立不羈ノ人民タルヲ得シムルニ在ル而已。是則チ其君主人民ノ間融然一體ナラシメ、其禍福緩急ヲ分チ以テ我日本帝國ヲ維持昌盛ナラシムルノ道ナリ。

一　我輩斯ノ通義權理ヲ主張セント欲スル者ハ、亞細亞洲中ノ首唱ニシテ固ヨリ天下ノ大業ナリ、之ヲ期スルコト尋常歳月ノ功ヲ以テスルコトヲ得ス。故ニ吾黨ノ士ハ常ニ宜ク其忍耐力ヲ培養シ假令艱難憂戚百挫千折スルモ敢テ少シモ屈撓スルコト莫ク、至誠ノ心不拔ノ志我輩終生ノ力勉焉トシテ唯タ斯ノ通義權理ヲ保護主張スル者ニ竭盡シ、死ニ之クモ他ナキヲ要ス可シ。於是遂ニ調印相誓フ者如左。

氏名連署

九　民選議院設立建議と新聞紙の論爭

民選議院設立建言の提出と新聞紙の論爭

民選議院設立の建議が板垣・後藤等によつて左院に提出さるゝや、木戸孝允は『先づ憲法を制定して政府と人民の權限を明確にし、然る後徐ろに議院を開設すべきである』と意見を述べ、憲法制定の急務なる事を

加藤弘之の尚早論

新眞筆誌

大井憲太郎
末廣重恭
福地源一郎
末松謙澄

世論沸騰

佐賀の叛亂

佐賀政治言論と陰謀

を論じた。この時宮内省四等出仕加藤弘之は最面を以て副島・板垣等の建議を駁し『我が國の人文は未だ開けないから、民選議院設立の時機でない。後日人文の發達を俟つて圖るべきである』旨を陳べこれを政府に呈した。政府の當路者は加藤の尚早論に賛じ、急速に議院を設立しようとする建議には賛同しなかつたが、早晩廣く輿論を問ふ機關を設立することの必要は認めてゐた。

七年一月十八日、同時日新眞筆誌（新聞名）は副島、板垣等の建議を掲載するに及び、俄然世論は沸騰し、各新聞紙は競うて之れが所見を陳べたが、就中副島は板垣・江藤等と共に加藤弘之の尚早論を駁したので、議院の説が囂々として一世を風靡するに至つた。また大井憲太郎・末廣重恭等は『郵便報知新聞』・『曙新聞』に據つて議院開設説を盛んに唱道し、福地源一郎・末松謙澄等は東京日々新聞に據り、議院設立の未だその時機にあらざる旨を唱へた。これ等の賛否論に刺戟されて各紙は一齊に筆を揃へて、火花を散らして論爭した。從來新聞雜誌は唯時事を報道するに止まつてゐたが、此時から俄に其面目を一新し、大に政治論議を掲げるやうになつた。政府では此年警視廳を設置したが、これは是等の言論を取締ると同時に、反政府派の動靜を探らしめる爲めであつた。實に世論が沸騰し、全く物情騷然たる世の中であつた。

一〇　佐賀の叛亂

世論沸騰の時に乘じたのが佐賀の政治言論であつた。明治六年末から佐賀縣下では黨派が三つに分れ、固く徒黨を結んで各自の主張を强調した。一つは征韓論黨で、先づ大阪に渡航して軍器・糧食を充實し、然る後東京府に迫つて奸吏を放逐し、征韓論を實行に移さうとした。その與黨は約千五百人、小銃千數百挺を畜へてゐた。他は法輪黨（法輪寺を本據としてゐたのでこの稱がある、いはゆる愛國黨である）で、これは東京政府に迫つて汚吏を驅逐し聖上を守護し奉らうと云ふのであつた。この與徒は彼是千四百人を擁してゐた。

中立黨

もう一つは中立黨で、若し兩黨が一致したなら應援をしようといひ、その與徒は約一千人と傳へられた。

江藤の歸鄉

曩には征韓論に敗れ、いま亦民選議院建議に失敗し、前參議江藤新平は憂憤の極七年一月、諸士の數士と共に西歸し、その鄉里佐賀に入つた。時に前記の三黨は直に江藤を擁立してその首領となし、五千人ほどで晝夜その身邊を警護した。政府は事態の甚だ穩やかならざるを見て、岩村高俊を佐賀縣權令に任じ、熊本鎮臺の兵半大隊を率ゐて佐賀に入らしめた。これより先き、宮內省出仕島義勇（團右衞門）は故國の內訌を聞き、急いで歸省の途に上つたが、恰も赴任する岩村縣權令と同船し、岩村から散々に佐賀縣人に對する罵詈を浴せられ、心中大に憤る所があつた。加之岩村が兵を率ゐて佐賀に入る由を知り、島義勇は遂に意を決して徒黨に與するに至つた。

岩村高俊

島義勇

征韓論巨魁糾問

小野組襲擊

攻城開始

かくて同二月（七年）十五日鎮臺兵が佐賀に着くと、岩村は直に令を傳へて征韓論黨の首領を差出すべき旨を嚴命したので士族等は大に激昂した。併し表面は頗る柔順を裝ひ、首領と稱して數名を縣廳に差出し、その糺問に任すことにした。之れより先き、島義勇は江藤新平と謀つて征韓、憂國の二黨を合同せしめ、小野組を始めその他の富豪を襲うて軍費を强借し、同十三日本營を川上實相院に置き、十六日それを八幡社に進めて攻城を開始した。一方鎮臺兵は三晝夜の後兵糧が盡き、岩村權令を擁して久留米に退いたが、佐賀兵はそれを追擊して筑後川に至つた。

野津少將入熊

鍋島市之亟僵る

こゝに於て政府は大久保利通に命じて之れが鎮撫策を講ぜしむると同時に、陸軍少將野津鎮雄に命じて砲兵一大隊、步兵二大隊を率ゐて熊本に至らしめ、また別に大阪・長崎・鹿兒島等に人を派して士民の輕擧を鎮撫し、豫め江藤新平等に加擔するのを防止した。官軍は追々諸方から進んで、二十二日から攻勢に轉じ、叛徒を朝日、山寒水村に擊つて、隊長鍋島市之亟を僵したので、叛徒は相次いで降伏を申出で、江藤、島等は長崎から鹿兒島に逃れて西鄉隆盛に倚つた。然し西鄉は自重して應じなかつたので、江藤は土佐に走つて

江藤島の梟刑

彰仁親王征討總督に任命 山縣有朋

征討費百萬圓

江藤新平の辭世

改定律令

板垣に倚つたが、板垣もまた之れを拒んだので、遂に高知で捕縛せらるゝに至つた。島は鹿兒島で捕らへれ、同年四月十三日江藤と共に梟刑に處せられた。

初め佐賀の叛亂勃發するや、政府は二月二十三日、彰仁親王を征討總督に任じ、山縣中將（有朋）等と共に軍艦龍驤に搭乘されて、横濱から目的地に向はせられたが、同三月九日福岡に着かれた時には叛徒が既に四散した後だつたので、尋で勅令によつて總督を罷められ、叛徒の罪を判ぜしめられた。江藤の考では鹿兒島の西鄕、土佐の板垣は、必ず自分に呼應するものと信じてゐたが、目算が外れ、且ては參議として司法卿として名望を一身にあつめた身を以て、不淨の繩縛せられ、梟首といふ酷刑に處せられて一生を終つたことは惜むべきことである。尙ほ當時政府では佐賀の叛亂を實際以上に重大視して大仕掛けな討伐を行ひ、百萬餘圓の征討費したと傳へられる。然れども江藤新平を始め叛徒中には一人として皇室に對して二心を懷くものがなく、全く政府當局の施政に對する不平不滿の勃發に過ぎなかつた。江藤は刑死に臨み『國を思ふ人こそ知らめ丈夫が心づくしの涙の袖を』といふ辭世を詠じて從容として刑に就いたが、この辭世歌こそ、蓋し彼の眞意であつたらう。江藤は前年六月、司法卿として「改定律令」を制定し、翌年自らそれによつて處斷せられたので、世人は彼れを秦の商鞅に比して憐んだ。

佐賀の亂に於て政府の動員せる兵員及びその軍費に關して明治政史には『此役官軍陸海軍八大隊三中隊三小隊百八十人艦船十三隻（内英米傭船各一隻）近縣士族隊四千三百七十一人（佐賀縣前山清一郎の同志隊を合算す）叛兵凡二千五百人にして、官軍死する者百九十人縣官三人負傷二百一人、叛兵死百六十七人傷百六十七人處刑梟示二人斬十一人懲役百四十人除族二百四十人禁錮七人免罪一萬七百十三人逃逸二人、軍役諸費百一萬六千六百九十七圓、佐賀福岡二縣下兵火に罹るもの千四百餘戶、右賑恤金二萬餘圓なりと云ふ』とある、以て佐賀の亂の相當に大規模であつたことが想像される。

資本閥を打破す

職業開放

株の開放

轉職の自由

外國貿易の發展

一一　資本閥を打破す

江戸時代には所謂資本閥なるものがあつて、これが商工業の多方面に蟠居してあらゆる事業を獨占し、その自由と發展を阻止してゐたが、明治政府は夙にその弊を認めて多くの事業を開放した。これを一口でいふと所謂職業の解放である。

江戸時代には問屋と仲買人とがあつて一定の商品を取扱ひ、彼等は「株」と稱する獨占權をもつて、その組合以外のものは絶對に仲間入りが出來なかつた。獨り工業生産のみではない、天下の交通機關、例へば運漕・飛脚屋ですらそれぞれ獨占權を以て支配して非常な暴利を貪り、旅人を苦しめた。就中工業に於てはその生産品の販賣權までも抑壓してゐたのである。

明治元年五月、先づ商法司の布告せる「商法大意」に於いて「株」の解放を行ひ、明治四年七月各藩の國産會所を撤廢して民業の壓迫を除いた。

職業の開放と共に職業が元來世襲的になつてゐたのを、同時に之を開放して轉職の自由をも許し、身分と職業の自由にも及んだ。例へば明治四年十二月在官以外の華士族に職業の自由を許し、また五年八月には農民の商業營業を許し、更に町人に地主となることの自由を與へるために、五年二月田地の永代賣買の禁止を解いた。從來一定職業の外從事を禁ぜられ、其職業の獨占を許されてゐた穢多非人は四年八月如上の制限と特權とを廢され、職業は平民同樣となり、同時に一般民業も舊來穢多非人の專業となつてゐた職業に就くことの自由を得たのである。

一二　外國貿易の發展

幕府外國貿易を獨占す
安政の條約

資本主義經濟機構の扶植

私有財産の確認

産業の保護奬勵

模範工場設置
民間企業に補助金交附

外國貿易は從來すべて幕府が之れを獨占してゐたのが、幕末に歐米列强の連續的な脅威壓迫を蒙つて、遂に安政五年に至り英、米、露、蘭の五箇國と修好通商條約を結び、横濱・函館・長崎・神戸・新潟・江戸・大阪の開港を斷行して以來、外國貿易は潮の如くに進展して行つた、併し之れによつて我が國に於ける貿易上の異常な膨脹は、その第一歩に於て資本主義經濟組織を扶植したことは大いに注目に値する。

一三　私有財産制限の撤廢

從來私有財産の處分には制限があつたが、明治政府は是等の制限を廢止して、こゝに公然たる「私有財産權」を確認した。卽ち明治三年正月に先づ關所を廢止した。御用金の申付に就ても、新政府建設の當初は暫く繼續したが、財政の改革によつて其實行を斷然禁じた。また四年九日田圃に栽培する植物の制限を解除し、五年二月田畑永代賣買の禁止を解き、八年五月には土地細分の制限を撤去して、百坪以下の切歩賣買を許すことゝした。されど土地の私有權を完全に確認して以來、やがて地主を資本家化せしめて、資本家的農業革命の閥を作つたことは甚だ矛盾と云はねばならぬ。卽ち從來封建領主の所有せる權利は其儘地主に移り、領主が地主と早變りした譯だが、前代の如き横暴な苛斂誅求を行はなかつた。

一四　産業保護奬勵

富國强兵は産業の勃興にあることを知つて明治政府は殖産工業方面に多大の注意を拂ひ、漸次資本主義的經濟組織の構成に全努力を傾倒した。或は模範工場を設け、或は民間企業家に補助金を交付し、または資本貸下等の財政的援助を試み、または指導的援助を與へ、或は外國の諸博覽會に人を派し、或は技術傳習の爲めに職工を洋行せしめ、或は工業教育を目的とする學校を建て、或は試驗場を設けて指導に任ずる等、實に

異常な保護政策を採つた。洋式模範工場の設立は明治五年の富岡製絲場(群馬)、明治七年の深川セメント製造所(東京)、九年の千住製絨所(東京)、及び品川硝子製造所(東京)、十年の新町屑絲紡績所(群馬縣)、及び明治十四五年の廣島、愛知の兩紡績所等で、これらの模範工場に倣つて、民間に於ても工場を起すものが頻々と現出し、産業は漸次勃興するに至つたのである。

一五　交通制度の確立

交通制度の確立

廻漕會社

汽船十三隻の購入

三菱汽船會社保護

助成金・保護金交附

産業の發展を促すため政府は深く交通・金融の兩方面に留意し、就中海運業の特別保護に關しては實に大規模な計畫を樹てた。我が國最初の商船會社は廻漕會社(明治三年一月創立)及び其後身たる廻漕取扱所(明治四年一月創立)に對し、政府は幕府及び諸藩から沒收した汽船を貸下げて海運業に從事せしめた。明治七年臺灣征伐が起るに及び、政府は百四十七萬弗を投じて長期航海に堪へ得る新式汽船十三隻を購入し、之れを軍事上の目的に使用した。當時米國太平洋汽船會社の活躍は素晴しいもので、我が沿岸航路は全く米船の獨占する所となつた。仍て政府は我が航海權の獨立を保存する爲めに、其對抗策として當時最も優秀なる三菱汽船會社を專ら保護することによつて海運業の發達を圖らんとし、先づ明治七年に購入した十三隻の汽船を之れに交附し、次いで同八年郵便蒸汽船會社(廻漕取扱所の改稱)の瓦解するに及んで、其持船十八隻全部を交附し、その後更に數百萬圓の助成金、保護金の交附及び資金の貸與を行つた。

鐵道官營

この外陸上運輸は明治五年九月東京横濱間の鐵道敷設を完成し、尋で鐵道官營の方針を定め東京神戸間の鐵道敷設を繼續した。

郵便の官營

一六　郵便電信の官營

郵便電信の官營制度の發達は交通機關中の尤なるもので、四年三月郵便制度を實施し、遂に六年三月郵便を政府の專業とする旨布告が發せられた。同年四月、從來の賃銀區間制を全國均一制に改め、我が國の通信制度は初めて近代的體制を確立し得るに至つた。其後、明治八年に至り爲替、貯金、外國郵便の業務が開始せられた。

賃金全國均一制

一七　貨幣制度の確立

貨幣制度の確立

經濟篇・幣制の條に述べた如く、明治政府は江戸時代以來紊亂・腐敗せる幣制を根本的に改革して之れを統一した。卽ち維新前の貨幣制度は金貨幣、銀貨幣、錢貨幣の三貨鼎立で、各々獨立し、互に本位・補助の關係を全く有たないものであつた。斯る聯立的貨幣制度の外に、尙ほ江戸方面に於ける金貨幣、京阪方面に於ける銀貨幣、小取引又は下層階級の取引に於ける錢貨幣の如く專用の習慣があつて、三貨は地理的にも階級的にも分布の狀態を異にし、兩者相俟つて各貨幣間に相場を生ぜしめ、其交換率は絶えず變動して、取引の阻害せられることが少くなかつた。其上幕府が歐米諸國から開國を強要せられ、五港を開いて海外貿易を開始するに及び、日本貨幣は初めて外國貨幣と折衝する機會を作つたが、當時（安政六年）我が國が銀を重視した爲め銀の比價は金一に銀六の割合であつたが、當時歐米に於ては金一に對し銀一五の割合であつたので、外人は盛んに銀貨を持つて來て我が金貨を交換した結果、我が國の金貨は滔々として海外に流出した。そこで幕府はその流出を防止するために金貨の改鑄を斷行してその品位を下げたので、物價と賃金は非常に暴騰し、從來の産業はその基礎を破壞せらるゝに至つた。

金一銀六

金貨改鑄

こゝに於て明治政府は新幣制の樹立を急務とし、其準備として國務多端な明治元年二月早くも京都二條金座中に貨幣分析所を設置し、同四月劃一純正の貨幣を新鑄することを決議し、同閏四月貨幣司を設置し、同

貨幣分析所

貨幣司

大阪造幣所の設立
新貨幣法發布
金本位制

一月大阪造幣所の新築に着手すると共に、二年二月造幣局を設置して、從來の金銀座を廢止した。次で明治三年十一月に至り政府は舊貨幣法を改めて新貨幣法を發布し、一圓の銀貨を本位貨幣とすることになつたが、後ち當時滯米中の大藏少輔伊藤博文の建議を納れて金本位制を採用することになり、明治四年五月、新貨條例を發布した。新貨幣法によると、貨幣の種類は本位金貨は二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓の五種にして、補助貨幣は銀貨・銅貨の二種で、銀貨幣は五十錢、二十錢、十錢、五錢の四種、銅貨は一錢、半錢、一厘の三種で、一定の比價によつて本位貨と補助貨とに分れ、いづれも十進一位の計數に依つて、圓錢厘の新稱呼を用ひて統一した。貨幣の型は從來長方形及び楕圓形等の慣習を排し、すべて圓形となした。尙ほ從前の二歩金一兩は新貨一圓に通用することは許された。新貨の鑄造、流布は、同年六月から開始せられ、我が國はこゝに初めて近代的貨幣經濟國家となり、貿易と產業とは、漸層的に進步發達を見た。亞いで新貨條例は部分的に改正され、明治八年六月には貨幣條例と改稱して、其布告を見るに至つた。

貨幣經濟國家

一八　會社銀行制度の移植

會社銀行制度の移植

會社設立

明治政府は我が國の產業の勃興を圖るため、歐米の會社組織を移植する必要を確め、明治二年政府は率先して自ら會社を設立し、次で同四年九月に至り大藏省は自ら「會社辨」（福地源一郎譯。こゝに「會社」と云ふのはバンクの譯語で、即ち銀行のこと）及び「立會略則」（吉田二郎草案執筆、澁澤榮一著。「立會」といふのは、銀行を含めた意味の會社を設立すること）を發行して、之れが設立を奬勵した。

立會

最初の會社
最初の銀行

政府の自ら設立した會社は半官半民の爲替會社、通商會社のことで、明治二年東京、横濱、大阪、西京、神戶、大津、敦賀、新潟等に設けられた。これらの通商會社は我が國に於ける最初の會社で、爲替會社は最初の銀行であつた。この兩會社は明治二年五月大藏省會計官直屬の通商司が其事業として設立したもので、

為替會社は紙幣發行權を有し、國庫保證の下に紙幣を發行した。兩會社は數年の間いづれも失敗したが、成功と否とに拘はらず、我が國の經濟機構を資本主義化する爲めの政府最初の建設的努力であつた。

國立銀行條例布告

爲替會社が失敗して、各方面に新金融機關の設立を要求する聲が起つたので、政府も亦た完全なる銀行制度の樹立を圖ると同時に、明治二年五月、從前の不換紙幣たる太政官札を兌換紙幣にすることを公表した爲め、政府紙幣を整理する目的から國立銀行を設立する必要を感じて、種々審議の上、明治五年八月國立銀行條例を發布した。之れによると國立銀行は普通銀行の業務を營むと共に、銀行券發行の特典を有した。此條例によつて設立せられた國立銀行は、六年に於ける第一及び第五國立銀行、七年に於ける第二及び第四國立銀行の四行だけで、開業數は意外に少く、其紙幣發行下附高もまた豫想外に少なかつた。これは政府紙幣の價値低落によつて、兌換の要求を爲すものが多かつた爲め、正貨兌換の義務を有した國立銀行は、實質上何らの特典をも有たないことになつた結果であるから、政府もその間の事情を考慮して、明治九年八月に至り國立銀行條例に大改正を加へ、公債を資本にして正貨兌換を必要としない紙幣を發行し得る特權を與へることにしたので、舊條例の下には十分の發展を見なかつた國立銀行が、俄然勃興し、同十二年末には其數實に百五十三行の多數に達し、その弊害も著しいので、第百五十三國立銀行を最後として、爾後其設立を許可しないことに決した。八年以前の國立銀行は概ね町人の營業に係るものであつたが、九年以後の國立銀行は士族の營業に屬するものが多かつた。その理由は明治九年政府が華士族の祿制を撤廢してこれに金祿公債證書を下附し、それを抵當として國立銀行を設立せしめる擧に出たから、玆に士族の銀行經營といふ珍現象を見るに至つたのである。卽ち政府は此事によつて、士族授產といふ重大問題の一部を解決し、併せて金融の圓滑を謀らうとしたのであつた。

第一、第五、第二、第四國立銀行

國立銀行條例の改正

國立銀行の勃興

士族の銀行經營

左院職制及び事務章程の改正

一九　左院職制及び事務章程を更定す

七年二月十二日、政府は又々左院の職制及び事務章程に改正を加へて、之れを左の如く發布した。

左院職制

議長一員

會議ヲ提掌シ、院中ノ規則ヲ監視シ、諸務ヲ總制シ八等官以下ヲ任免ス

正院及各省並國會議院等ニ對シテ本院ノ決議ヲ申明スルヲ得

會議ノ時可否同數ナル時ハ之ヲ判決スルヲ得

副議長一員

議長ヲ輔佐スルヲ掌ル、議長闕席或ハ闕員ノ時之ヲ代理ス

議官

會議ノ時其議事ノ要旨ヲ承ケ、其可否ヲ議定ス

平常ハ分課ヲ以テ各其擔當課中ニ在テ其議事ヲ可否シ、兼テ之ヲ編纂スルヲ掌ル

書記官

文案ヲ起シ垂問議案建白書ヲ査檢シ、常額金ノ主守出納及書記生筆生ノ分課ヲ總轄シ、等外以下ノ監督ヲ掌ル

各課ニ分配シテ議案及課中編纂等ヲ草案ス

筆生

淨寫計算ノ事ヲ掌ル

左院事務章程

第一段　本院正則ノ事

第一條　本院ハ議政官ニシテ正院ノ輔佐トナリ其垂問ノ事ヲ議スル所ナリ

第二條　凡制度條約ヲ創立シ或ハ成規定則ヲ增損更革スル事ハ正院ノ垂問ニ依テ本院之ヲ議決シ以テ上奏スヘシ

第三條　一般ニ布告スヘキ諸法律制度ハ正院ヨリ必ス先ツ本院ニ下シ、其利害得失ヲ評論セシムヘシ

第四條　議長院中決議ノ事ニ付正院ニ出テ可否ヲ審辨スルヲ得ヘシ、其之ヲ行ト否トハ行政上ノ議務ニ付議長之ニ與リ論スルヲ得ヘカラス

第五條　凡テ事ヲ議スル時ハ衆論ノ協同スル所ニ從ヒ其說ノ多キヲ取ルヘシ、若シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決スヘシ

第六條　奏任官ヲ黜陟轉任セシムルコト正院ノ審辨ニアリト雖モ亦本院ノ具案ヲ徵スヘシ

第七條　議事ニ當リ行政ノ官員ニ諮詢スヘキコトアル時ハ、正院ヘ乞テ其人ヲ出席セシムヘシ

第八條　議事ニ付取調ノ事件アレハ議官ヲ諸省ニ遣シ、又時トシテハ地方ヲ巡回セシムヘシ

第九條　議事章程及本院ノ開閉ハ特裁ニ據テ定ムヘシ

第十條　此章程更ニ增補改正スヘキコトアレハ尙衆議ヲ盡シ上裁ヲ經テ定ムヘシ

第二段　正院ヨリ本院ヘ臨時下命アルヘキ事宜

第十一條　地方官會議ノ時正院垂問ノ議案ヲ申明セン爲ニ、本院議官ヲ其會議所ニ遣ハシ旨趣ヲ審詳辨論セシムヘシ

第十二條　人民ヨリ支配官廳ニ對シテ起セル訴訟アルトキハ、正院ヨリ之ヲ本院ニ下シ裁判セシムヘシ

第十三條 正院ニ於テ國憲ヲ議シ、或ハ職制章程等ヲ創立シ、又ハ之ヲ増損スルコトアレハ、特命ヲ以テ本院議官ヲ撰任シ其事ニ與リ議セシムヘシ

第三段 議官ノ分課ヲ設ケ及制度條約ヲ編纂スルコト

第十四條 本院ハ議政ヲ以テ職務トシ、其事ノ多端ニ渉ルカ故ニ議官ヲ分テ六課ニ分配シ之ヲ掌ラシメ、且ツ正院垂問ノ用ニ備フル爲ニ國ノ内外ヲ叙テ以テ其良法ヲ編纂シ、他日ノ參考ニ便ニス

内務課　外務課　財務課　兵務課　法制課　諸事課

以上六課其課務ノ繁簡ニ據テ之ヲ分合スヘシ

第十五條 正院ヨリ布告セシ制度條例ハ悉ク本院ニ於テ年月ヲ叙シ、之ヲ集錄シテ以テ他日ノ檢閲ニ便スヘシ

右職制並事務章程

上裁欽定スル所ナリ、能ク之ヲ守リ其程限ヲ愆ル勿レ

二〇 板垣退助等立志社を設立す

板垣退助等立志社を設立す

坂垣退助は嚢に征韓論に破れて參議を辭したが、御用滯在によつて猶ほ東京にゐた。この間江藤新平・武市熊吉等が相次いで法を犯し事を誤つたのを見て大いに憤慨し、爾來心に深く民選議院の設立を期し、明治七年三月上旬政府に暇を請ひ、古澤滋と共に高知に歸り、立志社を設立して大いに少壯子弟を鼓舞し、以てその薫育に努めた。今明治政史に掲載せる立志社の設立趣意を再錄して參考に供すれば左の如し。

立志社設立趣意書

世運ノ上進スル人民ノ奮勵スル、相視スンハアル可ラス。是ノ二ツノ者ハ必ス相須ツテ而シテ後チ成ルモノナリ。今我國二千五百有餘年來ノ大變革ニ遭際シ、舊俗日ニ壞レ新政未タ備ラス。實ニ我輩奮勵勤勉、

以テ天下ノ元氣ヲ維持振起シ、相共ニ我　天皇陛下ノ尊榮ヲ增益シ、我日本帝國ノ福祉ヲ昌盛スルヲ務ムルノ秋ナリ。故ニ我輩斯ノ立志社ヲ建テ以テ諸君ト茲ニ從事セント欲ス。嚮キニ我輩同社ノ士敢テ自ラ率先シ政府ニ建言シ、天下ノ民會ヲ立ンヲ乞フ、卽チ亦此ノ志ナリ。夫高知縣ハ我輩貫屬ノ地ニシテ我輩ノ諸君ニ於ケル情誼亦特ニ篤シ。則諸君ト相共ニ勉勵以テ此志ヲ達セント欲ス、豈亦已ムヲ得ン哉。故ニ委サニ我輩同社ノ志ヲ掲ケ以テ諸君ニ告クル者如左。

夫レ我輩齊シク我日本帝國ノ人民タリ。則三千有餘萬人民盡ク同等ニシテ貴賤尊卑ノ別ナク、當ニ其一定ノ權利ヲ享受シ、以テ生命ヲ保チ自主ヲ保チ、職業ヲ勤メ福祚ヲ長シ、不羈獨立ノ人民タル可キ事昭々乎トシテ明白ナリ。是權利ナル者ハ威權ヲ以テ之ヲ奪フヲ得ス、富貴以テ之ヲ壓スルヲ得ス。蓋天ノ以テ均シク人民ニ賦與スル所ノ者ニシテ而シテ斯ノ權利ヲ保有セント欲スル者亦人民ノ宜シク勤勉ス可キ所ノ者ナリ。人民誠ニ是ノ權利ヲ保有セント欲ス、先ツ自ラ治メスンハアル可ラス。蓋シ人民其政府ニ依賴スルコト過甚ナレハ則其自立ノ氣風ヲ傷フ。人民其自立ノ氣風ヲ傷ヘハ則天下ノ元氣隨テ萎靡ス。歐米人民ノ獨リ宇宙ニ雄視シ、而シテ支那印度等ノ人民能ク彼ト匹交シ得サル者職トシテ是レ之ニ由ル。是故ニ我輩誠ニ勤勉シ以テ我帝國ノ昌盛ヲ致サントス、則宜ク自ラ治ムルヨリシテ始メテ以テ自ラ立ツコトヲ務ム可シ。夫レ天下ノ元氣存スレハ則其國强盛、而シテ人民ノ福祚茲ニ長ス。然ルニ天下ノ元氣ト云フ者ハ、乃チ人民各個ノ元氣相聚ルノ大ナル者ナル而已。故ニ其人民氣風ノ强弱盛衰、乃チ天下ノ元氣ヲ消長ス。然ラハ則チ我輩一人一個ノ天下ニ於ケル各其責任ヲ負フ者ナリ。歐人謂ヘルコトアリ、國ハ人民反射ノ光ナリト。故ニ一人民ノ氣風苟モ衰フ、則天下一人民ノ元氣ヲ失フ。天下千萬人ノ元氣ヲ失ヒ、而シテ日ニ益甚シケレハ、則國安ンソ能ク獨リ其昌盛富强ヲ致サン哉。今我國大變革ニ遭際シ、世動モスレハ智儇詐僞ニ趨ツテ耻無キ者アリ、是我帝國ノ蟊賊ナリ。我輩誠ニ發奮シ天下ノ元氣ヲ振ハント欲ス、則宜シク先ツ

自ラ脩メ自ラ治ムルヨリシテ始メ、而シテ人民ノ權利ヲ保有シ、以テ自主獨立ノ人民トナリ、歐米各國自由ノ人民ト匹交シ得ルヲ務メスンハアル可ラス。

且ツ夫レ政府ナル者ハ畢竟人民ノ權利ヲ保全センカ爲ニ設立セラルヽ者ニシテ、純ラ人民ノ爲ナリ。故ニ歐語ニ政府ノ官員ヲ指テ公共ノ僕ト云フ。然ラハ則人民ハ國ノ本ナリ。今我輩其ノ一分ニ居ル、豈亦自ラ尊ハサル可ンヤ哉。人惟自ラ敬尊セス、故ニ卑屈狡獪猥褻ニシテ無耻ニ至ル。人苟モ耻無キトキハ則其レ能ク萬物ノ靈タル者幾ハクカ有ル。於是乎信義日ニ失シ廉耻日ニ喪フ。夫レ信義廉耻ナル者ハ元氣ノ養ヒナリ。元氣一旦其養ヲ失ス、天下ノ萎靡怠惰乃チ斯ニ從フ矣。今ヤ我國動モスレハ倉皇狼狽而シテ猥褻耻無キニ至ル者アリ。是我輩ノ大ニ憂フル所ニシテ而シテ諸君亦必ス之ヲ慨セン。請フ諸君ト共ニ此元氣ヲ振起スルヲ以テ敢テ自ラ任シ相共ニ我日本帝國ノ隆盛ヲ致スヲ謀ラン也。

夫レ我輩誠ニ人民ノ權利ヲ伸ント欲ス、則民會必ラス立テスンハアル可ラス、況ヤ惟斯制度獨リ能ク我天皇陛下ノ尊榮ヲ益シ、我帝國ノ福祚ヲ長スルニ堪ルヤ。然リト雖モ上已ニ之ヲ言ヒシ如ク、人民ナル者ハ國ノ本ナリ、苟モ人民ノ品行汚下ナラハ、則民會立ト雖モ其効必ラス十分ナル能ハス。故ニ到底人民ノ自脩自治而シテ以テ自ラ立ツ者天下福祚ノ本ナリ。加之ルニ人民已ニ至貴至重ノ權利ヲ受ケ、以テ天下ニ獨立シ得可キノ理ヲ有ス。則其自ラ脩メ自ラ治メ、以テ其政府ニ依賴スルコト過甚ナラサル者亦其責任ナリ。故ニ其自ラ脩メ自ラ治ムル者、即チ我輩人民タル者ノ務ナリ。夫レ自ラ脩メ自ラ治ムルトハ、之ヲ内ニシテ自ラ敬尊シ信義ヲ重ンシ、廉耻ヲ崇ヒ、揚々トシテ自主自由人民ノ氣風ヲ張リ、之ヲ外ニシテ結社合力職業ヲ勤勉シ、險ヲ避ケス難キヲ畏レス、耐忍シテ挫ケス、致爲シテ必ス遂ケ、同社ノ士患難相恤ミ、利益相共ニシ、一箇ノ私利ヲ營セス、而シテ一般ノ公益ヲ謀リ、以テ開化文明ノ實ヲ擧クル等ノ謂ナリ。然ルニ今我輩是等ノ事ヲ立ント欲ス、一人一個ノ能ク做シ得可キニ非ス、必スヤ同志ノ士結社合力始

メテ能ク斯ノ志ヲ達スルヲ得可シ。則歐米人民ノ能ク結合シテ其强盛ヲ致ス所以ナリ。夫レ舊俗未タ必ラスシモ惡シカラス、惟能ク之ヲ脩飾改正シテ以テ時勢ニ適スルニ在ルノミ、俗語組合ナル者アリ、此卽良制ノ因ル可キ者ナリ。請フ諸君ト共ニ此組合ノ制ヲ完備擴張シ、相共ニ結合シ以テ自脩自治ノ志ヲ達シ、遂ニ上ツテ天下ノ民會ヲ設立シ、國家定律ノ基本ヲ立ン也。

是ノ故ニ我輩ノ志ハ則人民ノ權利ヲ伸張シ、生命ヲ保チ、自主ヲ保チ、職業ヲ勤メ福祚ヲ長スルニ在リ。而シテ我輩ノ事ハ則自ラ脩メ自ラ助ケ自ラ立チ、而シテ天下ノ元氣ヲ振起スルヨリシテ始ム可シ。誠ニ諸君此志ヲ同シフス、請フ相共ニ結社合力シ以テ斯志ヲ達センヤ。若シ夫結社上ノ條目規則及ヒ其着手ノ次第ニ至テハ、我輩自ラ所見アリト雖モ、今之ヲ玆ニ言ハス。其或ハ私見ヲ張ルニ陷リ、會合集議ノ意ニ戾ランコトヲ恐ルレハナリ。故ニ將ニ一タ諸君ト相共ニ之ヲ議定セントス。

明治七年四月　　立志社

議院憲法及び其規則を地方官に頒つ

二一　議院憲法及び其規則を地方長官に頒つ

明治七年一月十八日、前參議副島種臣・同後藤象二郎・板垣退助・同江藤新平・前東京府知事由利公正・小室信夫・古澤滋の八人が民選議院設立の建言書を左院に提出すると同時に、之れを日新眞事誌に發表するや、之れが贊否に關し世論が非常に沸騰したが、早晩公議輿論機關の設立は避くべからざる情勢にあつた。されば當時廟堂に於ても漸く公議輿論の終始をなさねばならぬ兆あるを察し、府縣長官を召集し人民を代表して律法を議せしむべく、先づ明治七年五月二日左の如き議院憲法及び規則を分頒布した。卽ち、

五月二日太政官第五十八號達

今般各地方長官會議御開ニ相成、議院憲法幷規則別册ノ通被定候條、此旨相達候事。

議院憲法

但シ召集日限ノ儀ハ追テ可被仰出事

（別冊）

朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ、漸次ニ之ヲ擴充シ、全國人民ノ代議人ヲ召集シ、公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安シシ、以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ希望ス。故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ、人民ニ代テ協同公議セシム。乃チ議院憲法ヲ頒示ス、各員夫レ之ヲ遵守セヨ。

議院憲法

第一條　會議ハ各地方長官事ヲ議スルノ會ニシテ、毎年一度之ヲ開クヲ以テ常例トス。臨時ノ會議ハ特旨ヲ以テ其開院ノ期日ヲ豫メ布告スヘシ。長官若シ來會スル能ハサレハ次官ヲ出シテ代理セシムヘシ。

第二條　會議ノ節各省ノ卿或ハ其代理議院ニ列席シテ其説ヲ述フヘシ。然トモ事ノ可否ヲ決スルノ數中ニ入ルヲ得ヘカラス。

第三條　開院並終會ノ時朕自ラ之ニ臨ミ、諸大臣ヲ率從シ、其式ヲ執行スヘシ

第四條　朕ヨリ垂問ノ事件アレハ、議案ヲ下シ且或ハ委員ヲ遣シ其旨ヲ詳述セシムヘシ

第五條　一切ノ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ附シ、其可否ヲ決定シテ奏スヘシ。其施行スルト否ラサルトハ朕自ラ之ヲ裁スヘシ。但シ第十條第十一條ト共ニ並ヒ行ハレンコトヲ要ス

第六條　議事ノ本意ハ施政上ニ於テ便ト不便トヲ斟酌シテ其議ヲ盡スヲ以テ緊要トス、宜ク公平中正ニシテ彼是相顧ミ相負カサルヘシ

第七條　議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依據スヘシ、若シ同數兩立タルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第八條　會議ノ席ニ於テ各員充分ニ審論スヘシ、或ハ忌諱ニ觸ル、トモ之ヲ糺彈スルヲ得ヘカラス

議院規則凡例

議院規則

第九條　垂問ニ付若シ議院ノ議論時勢ノ適度ヲ得サレハ、勅旨ヲ以テ其議案ヲ收ムヘシ、建議上ヨリ起ル議案ハ此例ニアラス

第十條　凡テ地方及租税等ニ關係スル方法ノ垂問ハ之ヲ衆議ニ附シ、其可否ヲ決定シテ奏スヘシ。其施行スルト否ラサルトハ朕自ラ之ヲ裁スヘシ

第十一條　議員ヨリ建議スル事件ニ付會議ニ於テ可ト決スレハ奏スヘシ。其之ヲ採用スルト否ラサルトハ朕自ラ之ヲ裁スヘシ

第十二條　議長撰任ハ院中ヨリ之ヲ撰擧スルコト勿論ナレトモ其良法ヲ議定スル迄ハ暫ク朕自ラ之ヲ撰任スヘシ

第十三條　議長ノ職ハ議員中ノ規則ヲ掌リ、議員ヲ總轄シ、垂問建議ニ就テ衆議ヲ興シ、議員立論ノ旨趣ヲ熟考シ、同數兩立ノ衆議ヲ判定セヨ。惟會議ノ席ニ於テ自己ノ論ヲ發スルヲ得ヘカラス

議院規則凡例

院中規則中大會議ト云者ハ則議員平常會議ノ席ニシテ數箇ノ事件ヲ漸次ニ議スルヲ得

小會議ト云者ハ平常ノ會議ニ異ナリ、譬ヘハ一事ノ可ヲ大會議ニテ決スト雖モ、其方法及議案ノ章句等ヲ審議討論セント欲スル時ハ、別ニ會議ヲ開キ議長其座ヲ退キ、衆議員ト共ニ列座シ、互ニ是非ヲ討論ス。此會議席ニ於テハ唯其一事ニ屬スル方法ヲ義スル而已、決シテ他事ヲ議スルヲ得ス。此間幹事長其議長トナル。小會議ヲ開ク或ハ參集ノ議員悉ク列席スル事アリ、之ヲ總小會議ト云フ。或ハ別ニ議員中ヨリ委員若干人ヲ撰擧シ、之ヲシテ別ニ會議ヲセシムル事アリ、是ヲ撰任小會議ト云。總小會議撰任小會議ハ事ノ輕重ニヨリテ臨時之ヲ定ムヘシ。

議院規則

第一則

　幹事長

職掌ハ議長缺席ノ時其職務ヲ代理シ、且小會議ノ節其會主タルヘシ、其餘ハ總テ幹事ニ同シ

第二則

　幹事

凡院中ノ庶務ハ議長ニ問ヒ之ヲ所置スルノ權アリ、建白及願書事業議ニ附スヘキヤ否ヲ調査ス

第三則

　書記官

院中記錄ノ事ヲ總管ス

第四則

　書記生

書記官ニ附屬シテ記錄ノ事ヲ任ス

第五則

　司計長

用度ノ事ヲ總管ス

第六則

　司計

司計長ニ附屬シテ用度ノ事ヲ管ス

以上六則、奏任官ハ議長上奏シテ之ヲ任シ、判任官ハ專ラ之ヲ任ス

第七則

議員六十三人

各地方ノ知事令本官ノ專務アリト雖モ、議院ニ參シタルトキハ、孰モ一般人民ノ代議士ト心得ヘシ

第八則

諸事調査スルニ便ナルカ爲メニ議長ノ見込ヲ以テ豫メ議員ヲ數組ニ分テ辨セシムルコトアルヘシ

第九則

議事堂着席ノ順序ハ豫メ鬮取ヲ以テ之ヲ定メ、椅子毎ニ其番號ヲ記シ置キ、毎會必ス其席ニ就クヘシ

議長席ニ出ル時ハ議員及書記官起テ禮ヲ爲スヘシ、但シ本日議事堂鋪設及諸手續等ハ幹事及書記之ニ幹スヘシ

第十則

會議ノ日ハ午前第九時ニ參院シ、午後第四時ニ退院スヘシ、時宜ヲ以テ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指圖ニアルヘシ。但シ開院中ハ毎日出頭シテ議事關捗ノ事務ヲ調査スヘシ、其時間ハ繁簡ヲ計リ議長之ヲ伸縮スヘシ

第十一則　第一次會

議長垂問ノ大旨ヲ辨明シ其議案ヲ分附シ其旨趣ヲ領承セシム、議員各起テ之ヲ聞キ退テ之ヲ熟讀精考スヘシ

第十二則　第二次會

嘗テ受取タル議案ニ付各議員其所見ヲ書シ本日之ヲ衆中ニ於テ讀上ケ或ハ之ヲ演述シ第二十條ノ規則ニ由テ之ヲ審議スヘシ、若シ發論者二人以上同時ニ起ツ時ハ着席ノ順序ヲ以テ之ヲ述フヘシ。但シ一員ノ發論中ハ他ノ議員默聽シテ其論議ヲ滿堂ニ洞達セシムヘシ

第十三則　第三次會

前會討論ノ旨趣ヲ再考シ、先ニ受取タル議案ノ表面ニ可否ノ一字ヲ朱書シ、本日之ヲ議長ニ出スヘシ。議長其數ノ多少ヲ檢シ可否ノ二端ヲ決シ、書記官ヲシテ其決議ノ文案ヲ草セシメ之ヲ各議員ニ示シ、尙ホ其修正スヘキハ之ヲ小會議ニ附シテ修正セシメ、淨書ノ後之ヲ奏聞スヘシ。但シ議員其原稿ニ調印シ廻讀セシコトヲ表スヘシ

第十四則

垂問ノ條件其方法ヲ議スヘクシテ可否ヲ以テ答フヘカラサルモノハ、第一次會ニ於テ議長其旨趣ヲ辨明シ、各員退テ其方法ヲ熟考シ、所見ノ文案ヲ作リ之ヲ議長ニ出ス。議長特ニ擔當議官數名ヲ命シテ共同論多キモノヲ撰集シテ議案トナシ、之ヲ小會議ニ附シ審議討論第二次會ニ至リ、其歸着スル所ヲ究メ修正シテ答議トスヘシ

第十五則

各議員自ラ建議セント欲スルモノハ先ツ其議案ヲ議長ニ出シ、議長之ヲ衆議ニ附シ、其立論採ルヘシトスルモノハ之ヲ會議ニ附シ各員右議案ニ付問フモノアルトキハ建議者之ニ答フヘシ

凡議員一事ヲ建議セント欲スル時其大略ヲ豫メ少クトモ前五日ニ顯言スヘス

第十六則

凡議員ノ建議ニ係ル者ハ議長書記官ヲシテ其議案ヲ展讀セシメ其議事ヲ始ムヘシ。此時ニ當リ建議者尙ホ其旨趣ヲ貫徹センカ爲總議員ニ之ヲ辨明セント議長ニ乞ヒ、右書記官展讀ノ後自ラ之ヲ陳述スルコトヲ得ヘシ

第十七則

事重大ニ涉リ議案ノ旨趣書記官一度之ヲ展讀シテ相貫徹シ難キ者ハ、其會議前書記官ヨリ其寫ヲ各議員ニ分附スル事アルヘシ

第十八則

凡議案ノ條件其大意採ルヘシト雖モ、衆論悉サヽル所ヲ修正セントスルニ決定セハ、議長其修正如何ヲ更ニ議員ニ向ヒ、各其所思ヲ盡サシメ、書記官又ハ委員ヲ撰ンテ此修正案ヲ命シ、小會議ヲ期シテ之ヲ議スヘシ

第十九則

凡諸建白書及願書ハ地方官ヲ經テ差出シタル時、先ツ之ヲ幹事ニ附シ、其衆議ニ附スヘキヤ否ヲ調査シ、之ヲ可トスレハ則議長ニ出シ衆議ニ附スヘシ、若シ否トスレハ之ヲ指返スヘシ

第二十則

至急ノ議事ハ假令點燈夜半ニ至ルモ之ヲ決シ、第二次會ヲ待タサル事アルヘシ

第二十一則

大會議中甲議員ヨリ乙議員ニ對シ詰問或ハ質問スルコトアレハ、必ス議長ノ面前ニ於テスヘシ。乙ヨリ議長ニ向ヒ之ヲ答フレハ甲復タ同議ニ付發論スルヲ得ヘカラス。若シ乙其意ヲ誤解シタルトキハ甲ヨリ議長ニ向テ其誤解タルヲ所以ヲ辨明スルヲ得。唯小會議ノ時ハ再三互ニ討論スルヲ得ヘシ

第二十二則

凡議論ハ虛心平易ヲ以テ旨トシ、公平無私ヲ準トス。若シ議事ノ規則ヲ亂ル者アルトキハ議長之ヲ警メ、屢々之ヲ犯ス者ハ衆議ノ上其人ヲ退院セシムル事アルヘシ。議事中言ノ左謬アルトキハ議長之ヲ糺スヘシ

第二十三則

議員議事堂ニ入レハ帽ヲ脱スルヲ禮トス

第二十四則

會議ノ日議員故アリテ缺席ノ節ハ他ノ一員ヘ其議セント欲スル事件ヲ委托シ置クヘシ。一員ニテ二員ノ委托ヲ受クヘカラス

第二十五則

議員十分ノ六缺席セハ本日事ヲ開ク可カラス

議院憲法第一條に明記されてゐる如く、名稱は議院とあるも、いはゆる後世の地方官會議の如きもので、今日の衆議院・貴族院とは大いにその趣を異にし、之れを以て人民の代表者が國事を討議する議院と稱することは出來ない。加之當時のいはゆる地方長官たる府縣令は大抵薩長土肥の出身者であつた事實に徴しても、いはゞこの議院なるものも要するに薩長土肥出身の地方長官會議場に過ぎなかつた。これを以て見るも當時天下の政治は主として相變らず維新功勞藩の出身者に依つて左右され、いはゆる當時の舊佐幕藩が政治上全く無力で且つ或る一部の人を除いては絶對に政治に關與せしめられなかつた事が想像に難くない。

地方長官會議の始め

尚ほ地方長官の會議に就ては明治政史に「是れより先き明治五年大藏大輔井上馨各地方の府知事縣令を大藏省に召集し、大に民政の得失利害を審議せしめたるも、其會議は獨り大藏省務の會議に止まり、未た以て大政の會議と認むるに足らず。大政會議の復た起るは實に此時を以て始と爲す。謹で惟るに此數に於ても亦五事御誓文を以て喚び起させ給ふ。故ある哉故ある哉。而して此際會々臺灣遠征の事起る云々」とある。

二二　臺灣討伐

臺灣征伐

琉球人斬殺さ

明治四年十一月中、琉球島民六十六人が暴風に遭ひ漂流して臺灣に着いたが、忽ち生蕃人の發見する所と

る

小田縣民掠奪さる

米人リセントル征臺論

木戸孝允の引退

征蕃事務長官任命

大隈重信

西鄕從道

谷干城

赤松則良

臺灣出征軍

大久保利通

なつて殺戮され、逃げ還るもの僅かに十二人であつた。仍つて琉球藩主は之れを我が政府に訴へた。次で同六年三月小田縣民が又臺灣に漂着せしに、之れ復た生蕃人のために掠奪された。茲に於て我が政府も體面上放つて置けず、時の外務卿副島種臣を特命全權大使となして清國に差遣し、之れが善後措置に就き清國と談判せしめたが、當時清國はその版圖にあらざる故を以て我が提議を拒絶した。仍つて政府は愈々臺灣詰問の決心をなし、大久保、大隈等をして生蕃問罪の方法、實行等を調査せしめ、其事に明るい米人リセントルを傭聘して種々諮問の上、四月に至つて漸くその方策を樹てた。征臺論は琉球島民が殺害せられた時から唱へられたが、征韓論ほどの熱意がなかつた。これ政府は曩に内治を先にし、外事を後にする政策に反するからといふ理由で、征韓論を否決した以上、その直後に征臺論を取上ぐる理由はないからであつた。然るに同七年四月に至り國家の威信上遂に臺灣征伐を議決したが、木戸孝允は政府の不條理を詰つたが、其言の用ひられざるに及び、五月に入つて内務卿及び兼攝文部卿を辭し、飄然都を去つて山口に歸つた。

一方政府は正院に臺灣蕃地事務局を設け、大隈重信を征蕃事務局長に任じ、四月四日に至り陸軍中將西鄕從道を臺灣事務都督に、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を參軍に任じ、壯兵を鹿兒島で募り兵三千六百五十八人を日進・孟春・大有の三艦に分乘せしめ、先づ長崎に至つて軍需品を積込ましめ、これと同時に從道・重信は長崎に赴き、軍需品其他に就いて斡旋する所があつたが、會々米國公使は中立を主張し、米船を用ひ及び米人リセントンを傭使することを拒絶し、英國公使も亦米國公使の說に贊じ、征臺上不便尠くなかつたので、中腰の政府は忽ち軟化し都督西鄕從道に命じて進軍を停止せしめ、大隈重信を召還し、改めて大久保利通を長崎に遣し、之が善後措置を講ぜしめた。されど西鄕都督は政府の軟弱命令を肯ぜず『我自ら蕃虜の巢窟を擣き、死して後に已まん、清國若し異議を提起せば政府は宜しく西鄕從道以下の徒は脫艦の賊徒であるから、我が政府の關する所にあらじと答ふべし』とその決意を披瀝したので、大久保は已むなく西鄕

從道と議して米人・米船を雇用することを止め、別に艦船を購ひ征臺の用に供せしめ、東京に還つた。また政府は陸軍少佐福島九成を厦門領事として有功丸で先發し、閩浙總督李鶴年に書を送つて臺灣征討のことを告げ、沿海の清民に生蕃を資くることなからしめんことを要求せしめた。

李鶴年

鄭成功

元來臺灣の地は所屬不明瞭で其の雞籠の如きは倭冦が眞先に占據した場所であつた。其後オランダ人がジーランヂャに據り、尋いで明朝の滅亡するに及び、鄭成功がこの島に占據して蘭人を驅逐した。爾來漢人種がボツ／＼と西海岸に移住し開墾したが、大部分はインドネシヤ系生蕃の占據に任せてゐるといふ有樣で、前年外務卿副島種臣が清國に使した時『臺灣は我が版圖でないから自由にされたい』といふ回答を得てゐたので、政府も遂に意を決して征討の擧に出たのであつて、同五月三日　孟春・日新・明光・三國等の軍艦を率ゐて長崎を發し、臺灣の蕃地に向ひ恆春に上陸した。諸蕃の酋長は多く款を入れて降つたが、牡丹蕃のみは頑強に抵抗したので、同月二十二日竹社・風港・石門から進んで之れを夾擊し、酋長父子を斬り、火を放つて屋舍を燒き、余衆を剿滅した。

西鄉從道の進擊

此戰鬪に我軍の死者は僅かに十二名であつたが、滯臺中不幸にして惡疫に罹つて僵れたものは五百六十一人に達した。

國際上の破綻

西鄉は陣營を鼠山に營み、榛莽を平げて道路を通じ、荒蕪を開いて屯田の計をなし、着々其功を擧げてゐるのを見て、清人は我が國が臺灣を占領し、頓で清國に手を出すものであると誣へた爲めに、國際上の大問題にならうとした。我が政府では出師と同時に全權公使柳原前光を清國に遣して臺灣征討のことを告げしめたが、清國は國書を外務卿に送つて『臺灣は我領土であるから、妄りに兵を動かしてはならぬ』と抗議し、地方總督李鶴年をして臺灣に渡つて西鄉從道に交涉せしめ、早速撤兵すべき旨を談判せしめたが、西鄉が取り合はぬので李は空しく歸つた。やがて福建巡撫沈葆楨が兵數千を率ゐて臺灣瑯橋に來り、これも西鄉に會

福建巡撫沈葆楨

貞

大久保利通辨理大臣任命

柳原公使恭親王英國公使ウェードの居仲調停

清國の償金五十萬兩

臺灣事件の終局

北海道に屯田兵を置く

つて直接談判をしたが、全く西郷には齒がたゝず引上げてした。

同八月一日政府は大久保利通を辨理大臣となし、急ぎ北京に赴いて臺灣問題の始末をつけさせようとした。仍つて大久保は柳原公使を帶同し、總理衙門で恭親王等と會見して幾度も談判を開いたが、十月になつても一致點を見出さないので大いに怒つて歸らうしたが、英國公使ウェードが居中調停の勞を執り、清國は償金五十萬兩を出して漸く和議か纏つた。然るに我が國の征臺費は七百八十萬圓に上つたと稱せられ、經濟的に見ると、全く此擧は實に愚擧であつたといつてよい。併し政府が柳原に與へた内訓を見ると、この機會に琉球兩屬の淵源を絶ち、朝鮮の門戸を開くのが目的であるとあるから、强ち失敗とのみ斷することは出來ないであらう。大久保は十一月歸朝し、西郷等も尋で凱旋して爰に臺灣事件は全く終結した。明治政史に『征臺の役兵數三千六百五十八人(將校士官七百八十一人、軍屬百七十二人、兵卒二千六百四十三人、從僕六十二人)、軍艦五隻運輸船十三隻(買入船七、雇船四、外國雇船英佛各一)、死者五百七十三人(戰死十二人、病死五百六十一人)、傷者十七人、征討諸費三百六十一萬八千五十九圓餘(船舶買入代等を合算すれば七百七十一萬餘圓に至ると云ふ)此内より支那償金の内四十萬兩即六十一萬八千六百三十三圓餘を控除すれば二百九十九萬九千四百二十五萬餘となるなり』とある。

伊藤、井上等は事件の落着を見て、償金は出費の十が一にも滿たぬが、これから先き更に大仕掛の戰爭をしたと思へば、何んでもないと稱し、寧ろ喜んだと云はれる。

二三　臺灣征討中に於ける内治の更生

政府は一方で臺灣征討に從事すると同時に鋭意内治の改良に沒頭し、同年六月二十三日には北海道に屯田兵の制を布いた。之れより先き開拓使で北海道及び樺太地方に兵衞を設け、陸羽地方の士族を募集して之れ

黒田清隆
山縣有朋
佐々木高行
山田顯義
津田出
伊地知正治
伊藤博文
川村純義
議院規則の改正

に屯田せしめんことを請うたので、即ち六月二十三日に至り開拓次官黒田清隆を陸軍中將兼開拓次官となし、北海道屯田兵事務を總理せしめた。次いで內閣を固むるために同六月三十日陸軍中將山縣有朋を陸軍卿に任じ、同七月五日には司法大輔佐々木高行を副議長となし、陸軍少將山田顯義を司法大輔に、同月八日には陸軍少將津田出を陸軍大輔に任じた。八月二日に至り議長伊地知正治を參議兼議長となし、陸軍卿山縣有朋をして參議を兼ねしめ、陸軍中將兼開拓次官黒田清隆をして參議兼開拓長官を兼ねしめ、參議伊藤博文に命じて大久保利通（全權辨理大臣として淸國に赴き留守中）に代り內務卿の事を兼ねしめた。同月五日には海軍少輔川村純義を海軍中將兼海軍大輔に任じて、內閣の整備强化を圖つた。

また同年九月九日に至り、政府は太政官第十八號達を以て去る五月二日太政官第五十八號達議院規則を別册の通り改正した。

（別册）

議院規則小日

凡例第二段

幹事長トナル云々

幹事長議長トナル時ハ其權限議長ニ同シ議長退テ議列ニ就クノ間ハ其權限議員ニ異ナルコトナシ

撰任小會議云々

委員小會議ヲ開クトキハ別ニ一席ヲ設クヘシ

議員規則中

第二則

議員中ヨリ出ル處ノ幹事ハ議事ニ列スヘシト雖モ同僚ノ談合ヲ以テ交番議席ニ就テ院中關渉ノ事務ヲ缺ク

ヘカラス
建白及願書等受附ノ爲院中ヘ局ヲ設クヘシ。其差出シ方ノ手續ハ左官建白受附規則ノ如クナルヘシ。但シ書記生若干之ニ附屬スヘシ
幹事ハ議員ノ組分ニ從テ組毎ニ一人ヲ配ス。垂問ノ條件及建議ノ旨趣ヲ審ニシ特ニ議員ノ質問ニ應ヘ其他組中一切ノ事ヲ擔當經理シ各組ヲシテ一和協同セシムルヲ以テ要トス
第三則中
書記官
書記官ハ議員論議ヲ陳述スルニ際シ側ヨリ之ヲ筆記スヘシ。若シ議員中其文案ヲ齎ス者アル時ハ議了ノ後之ヲ乞テ校正スルモ可ナリ
第九則
議事ノ始終ハ號鐘ヲ以テスヘシ
第十一則中
第一次會ノ議案云々
議員ニ分附スルノ議案並問題等ハ印書局ニ附シテ刷印セシムヘシ
第十二則中
各議員其所見ヲ書シ衆中ニ於テ讀上ケ或ハ之ヲ演述シ云々
議員其答議ノ書取ヲ爲サス唯口頭演述ノミヲ爲スモ可ナリ。
章中二十條ノ規則ニ由テ云々
二十條ハ二十一則ノ誤ナリ

第十四則中

所見ノ文案ヲ作リ之ヲ議長ニ出ス云々

議長ニ出スハ期日ヲ撰ハス稿成ルニ從ヒ封書ヲ以テ幹事ニ出スヘシ。幹事之ヲ集メテ議長之ヲ檢シテ委員ヲ命シ其同論多キモノヲ撰集シテ議案トナシ小會議ヲ經テ後第二次會ノ期ヲ報知スヘシ

第十五則中

衆議ニ附シ云々

議員一事ヲ建議セント欲スル時ハ其前少クモ五日ニ於テ先ツ其立論ノ大旨ヲ衆中ニ揚言シ爾後何日方ニ此議ヲ發論セントコトヲ演ヘ即日其議案ヲ幹事ニ出スヘシ。幹事之ヲ刷印セシメ各議員ニ分賦ス。期日ニ至リテ議長議事席ニ於テ其建議ノ旨趣議ニ附スヘキヤ否ヲ議員ニ問フ。議員之ヲ議スヘシトスルモノ半ニ過ルトキハ則一定ノ規則ニ從ヒ之ヲ議スヘシ。若シ其論議ノ旨趣緩急時勢ニ適セサル歟又ハ數日延期スヘシトスル者全員ノ半ニ過ル時ハ之ニ從ヒ其日ノ會議ニハ附セザルナリ

第二十一則中

議長ノ面前ニ於テスヘシ云々

甲議員乙議員ニ向ヒ質問セントセハ議長ニ向テ演述スヘシ。乙亦之ニ答フルモ議長ニ向テ發言スヘシ。

但シ其地位ニ停立シテ辨論スヘシ

第二十二則中

議員議事ノ規則ヲ犯シ議長之ヲ警ムルモ敢テ從ハサル時ハ警視ニ命シテ之ヲ處置セシムルコトアルヘシ

同九月二十七日、文部少輔田中不二麿を文部大輔に任じ、次いで同十一月二十八日に至り參議伊藤博文の內務卿事務取扱及び地方官會議長並に議長伊地知正治の地方官會議御用掛を免じた。

維新功臣乖離す

西郷隆盛
江藤新平
板垣退助
後藤象二郎
大久保利通の獨舞臺

井上馨の功臣調停策

吉富簡一

第二十八節　大阪會議

一　維新功臣乖離す

臺灣征討に際して政府は不統一を暴露し、一時危機に瀕したが、その中に臺灣役が了はり、遠征の將士が歸還し、遣外大使も歸朝したので、是に於て曩に征韓論を不可とし、先づ内治の整調を以て急務なりと主張した政府は、今や當にその經論を實行すべきに到達したのであるが、併しこの時に當り維新の功臣は互に相乖離して東京を退去したので、制度の改廢を斷行し、内治を整調すべく甚だ困難な情勢にあつた。即ち維新の元勳たる西郷隆盛は鹿兒島に在り、征韓論の急先鋒たりし江藤新平は既に刑せられ、板垣退助は高知に還つて立志社を創立し、一意民權の鼓吹に努め、後藤象二郎は高嶋炭鑛の業に從事し、何れも全く中央政府と沒交渉の地位に在つた。また一方非征韓黨を見るに、上に岩倉具視あるも、内務卿大久保利通が主として内外の衝に當つてゐるので、言はゞ天下は大久保の獨舞臺であつた。また木戸孝允は大久保と議が合はずその郷里山口に退いて政治圏外の人となつた。斯の如く維新の功臣は相乖離し、陰然相對峙して互に讓らざるの形勢を示した。即ち政府に在る主なる功臣は岩倉・大久保の二人に過ぎない。是を以て功臣の協力一致を要する内治の實を擧げんことは、到底望まれなかつたのである。

二　井上馨の功臣調停策

井上馨は先きに財政問題に就て議合はず官を辭して大阪に赴き、吉富簡一・富永冬樹・藤田傳三郎等と商

富永冬樹
藤田傳三郎
小室信夫
古澤滋

社を起し、先收會社と稱して米穀輸出を營んでゐたが、會社の用件で上京し、七年十一月海路歸阪の途、偶々土佐の人小室信夫・古澤滋と同船し、時事を論じて功臣乖離のことに及んだ。この時井上は維新の功臣が斯くの如く乖離對峙の狀態にあることは聖代の不祥事と云はねばならぬ。この際內治を整調せんがためには其和衷協同を要する旨を述べて、朝野の功臣間に調停を試みたいと言つた。小室・古澤之れを聞いて、大にその趣意に贊し、共に事に當るべき旨を述べたので、大いに力を得、茲に三人はその調停策に就て相談を重ね、諸士の間を說いて一同を大阪に會合せしめ、以て相互の意志の疏通を圖り、和衷協同の實を擧げさせやうといふことに一決し、夫れ〲各方面を勸說し、斡旋する事になつた。

和衷協同の實現
井上小室古澤の奔走

三　板垣退助の入閣運動

板垣退助の入閣運動

各名士の說得

船中に於ける協議に基いて小室信夫、古澤滋は先づ土佐に赴いて板垣退助を說き、井上馨は山口に赴いて木戸孝允を說き、更に東京に出でゝ大久保利通及び伊藤博文を說き、又土佐の中島信行、林有造等もこの擧に贊じて大に斡旋する所があつた。

中島信行
林有造

東西の名士大阪會合
政制改革商議

斯くて諸士の斡旋は功を奏し、期を定めて大阪に會合する事となつた。次で八年二月に至り大久保利通・木戸孝允・板垣退助・井上馨・伊藤博文・小室信夫・古澤滋・林有造等東西より大阪に會合し、互に胸襟を開いて政制改革の事を商議した所、一同の意見は期せずして立憲政體を創めるのが必要であると云ふ事に一致した。乃で意見の一致した上は木戸孝允・板垣退助も共に政制の改革に從ふのが可いと一同が勸めたゝめ、木戸・板垣も之れを承諾したが、此上は西鄉隆盛を廟堂に立たしめて、倶に事を謀ることに決し、其の使者として林有造が鹿兒島に赴いて西鄉隆盛と會見し、大阪會議の結果を述べ、一致協力政制改革の事に盡して貰ひ度いと說いて廟堂に立たんことを勸めた。然るに隆盛は、それは時宜に適する策である、協力一致

西鄉隆盛

林有造西鄉隆盛を說く

隆盛竟に立たず
英佛公使軍隊を引揚ぐ
新制創設
立憲政體の濫觴
政制更革
左右兩院を廢し元老院大審院を置く
立憲政體

して事に當られたい。木戸・板垣が政府に入る以上、夫れで充分である。此の上自分の出馬は無用であると稱して、聞入れなかつた。併しその政策には同意し、滿足の意を表した。玆に於て初めて朝野功臣の和協を見る事が出來、木戸・板垣は政府に入つて參議に任ぜられた。世に之れを大阪會議と稱する。

此年（八年）二月、英佛公使は橫濱に駐在せる自國の軍隊を本國へ歸還せしめた。初め二國公使は自國人が屢々害に遭ふので、各其兵を橫濱に置いて本國人を保護せしむる事としたのであるが、今やその要なきを以て之れを歸還せしむる旨を外務卿に告ぐるに至つたのである。

第二十九節　新制創設

一　立憲政體の濫觴

大阪會議によつて朝野功臣の和衷協同が成り、內政整備の皮切りが政府の政制更革で、即ち八年四月十四日、左右兩院を廢して元老院・大審院を置き、左の詔を賜うた。

朕即位ノ初首トシテ群臣ト會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム、幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ賴リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ。顧ニ中興日淺ク內治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少トセス。朕今誓文ノ意ヲ擴充シ玆ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ、大審院ヲ置キ以テ審判權ヲ鞏クシ、又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ、漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラント欲ス。汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼贊スル所アレ

式部寮を宮内省へ移管す
正院の職制章程の改正
正院職制

二　正院職制章程の改正

四月(八年)十四日式部寮を宮内省へ移管し、また左右両院の廃止に伴ひ諸建白類は自今正院分局へ差出さしめ、またこの日正院の職制章程を左の如く改正した。

太政大臣一員

天皇陛下ヲ輔弼シ、立法行政ノ可否ヲ献替スルコトヲ掌ル

左右大臣　各一員兼任　元老院大審院長官

諸機務ヲ議判スルコトヲ掌ル。太政大臣事故アルトキハ其代理タルヲ得。(五月二十四日大審院職制布告及ヒ十二月二十八日元老院職制布告ニテ兼任ノ廉消滅)

参議　無定員

諸機務ニ參與スルコトヲ掌ル

内史　大内史権大内史　少内史権少内史

詔誥制勅官記位記等ヲ掌リ、機務ノ文案ヲ草シ、國史ヲ纂修シ及ヒ各課局ヲ分チ諸務ヲ幹理ス

外史　大外史権大外史　少外史権少外史

文書記録受付傳達官中用度等ノコトヲ掌リ、及ヒ各課局ヲ分チ諸務ヲ幹理ス。(九月二十二日内外史ヲ廢シ大史権大史、少史、権少史ヲ置ク)

主記　大主記権大主記中主記　権中主記少主記権少主記

各課局ニ屬シ書記計算等ノコトヲ掌ル

舎人　大舎人　権大舎人

官中分番宿衞雜使ヲ掌ル

正院章程

正院章程

第一條　正院ハ天皇陛下萬機ヲ總裁シ太政大臣之ヲ輔弼シ、左右大臣參議之ニ議判參與シテ庶政ヲ統理スル所ナリ

第二條　立法行政ノ事務ヲ區別シ立法ニ關スル者ハ之ヲ元老院ノ會議ニ附スヘシ

第三條　凡ソ允裁ヲ乞フ奏書ハ之ヲ本帖副ノ二通ニ寫シ、本帖ニハ參議連印大臣鈐印シテ御批允裁ヲ受クヘシ

第四條　凡ソ制度條例及ヒ勅旨特例ノ事件ハ太政大臣ノ奉勅ヲ以テ發スヘシ

第五條　凡ソ奏任官以上ノ進退黜陟ハ其具狀ヲ勘シ其履歷ヲ審ニシテ後チ上奏判可ヲ乞フヘシ

第六條　內外史所屬ノ判任官進退ハ大內史之ヲ處置スヘシ

內史所管課局

內務課　外務課　財務課　法制課　履歷課　兵務課　飜譯局　修史局

外史所管課局

記錄課　政表課　用度課　印書局

法制課を廢して法制局を置く

（七月三日法制課廢止法制局設置、九月四日印書局ヲ大藏省ニ移ス、九月二十二日法制修史二局ノ外內外史本課ヲ始メ諸局課廢止）

元老院の官等

三　元老院の官等を定む

八年四月十四日、左院右院の兩院を廢して元老院・大審院を設けられ、行政と立法を確然と區別された

を定む

元老院議官に特選された人々

が、同月二十五日に至り、太政官第六十七號布告を以て左の如く元老院官等を定められた。即ち、

元老院中左ノ官等ヲ被置候條此旨布告候事

議長　副議長　議官　以上一等ノ地位トス

大書記官　官等四等　權大書記官　五等　少書記官　六等　權少書記官　七等

大書記生　八等　權大書記生　九等　中書記生　十等　權中書記生　十一等

小書記生　十二等　權少書記生　十三等

また從來正院分局に提出してゐた諸建白書類を爾後元老院に差出さしむる事に改められた。尚ほ元老院の官等を定められた當日特選を以て議官を命じられた人々は左の如し。

參議兼海軍卿　勝　安芳(安房)
外務少輔　山口尚芳
陸軍少將　鳥尾小彌太
陸軍少將　三浦梧樓
陸軍少將　津田　出
權大判事　河野敏鎌
三等侍講　加藤弘之
後藤象二郎
由利公正
福岡孝悌
吉井友實

陸奥宗光
松岡時敏
副島種臣

こゝに議官・副議長の任命がないが、これに就いては明治政史に『右十四議員の任命あつて而して議長副議長の任命なき所以のものを尋ぬるに、左右大臣卽島津左大臣・岩倉右大臣を以て各元老院大審院兩院の長に充てんとの內議ありたるに出ると云ふ。而して勝・副島・福岡の三氏は共に其議員を辭して拜せず。是に於て四月二十七日各議官は公撰投票して後藤象二郎を選ひ以て副議長と爲す』とある。次いで同七月二日に至り又々左の如く元老院議官の特選があつた。

熾仁親王
特命全權公使 柳原前光
辨理公使 佐野常民
敎部少輔 黑田淸綱
前京都府知事 長谷信篤
式部寮五等出仕兼太政官五等出仕 大給恒
壬生基修
秋月種樹
佐々木高行
齋藤利行

斯くて同年七月五日元老院の開院式を行うたが當日天皇親臨して左の詔を賜うた。

本日朕爰ニ親臨シテ始テ本院ヲ開キ爾衆議官ニ詔ク、朕前日衆庶ニ告クルニ元老院ヲ設ケテ立法ノ源ヲ廣ムルノ旨ヲ以テシ、乃チ爾衆議官ヲ以テ立法ノ官タラシム。儻クハ爾等各乃ノ心力ヲ一ニシ乃ノ職任ヲ盡シ允ニ上下ノ幸福ヲ圖ラハ實ニ國家無疆ノ幸ナリ、欽テ斯意ヲ體シ其能ク贊襄セヨ

元老院の權限規定

爾來法規の諸案は一般に元老院の議定を經ることに定められ、若し急施を要するため其議定を經るの暇なき時は、政府は直ちに立案して之を發布するを得る事とした。併し斯樣にして發布されたものも、事後必ず元老院の議を經なければならぬ事に定められたのである。

一院制

帝國議會の基礎

元老院の議官は官選で、今の民選議員とは全く性質が異なり、其の權限は略ぼ今の帝國議會に似たもので、後に制定された帝國憲法に、緊急勅令を發したる時は事後必ず帝國議會の承諾を求めしむることを規定されたるが如きは、全く元老院の此制に胚胎したるものである。議官たる人々は概ね後の貴族院に議員たるべき性質の人々であるが、當時是等の人々は一世の人心を指導した觀があつたので、言はゞ民意を代表した一種の衆議院といつてもよいだらう。唯上下兩院の區別を設けず、二者を混淆せる一院制が先づ創設された。即ち一院制の選擧によらざる一種の帝國議會と見て妨げないものが創設されたが、之れ實に將來創立せらるべき帝國議會の基礎となつたのである。

四　司法機關大審院の創設

大審院創設

裁判所構成法を制定

上等裁判所を置く

府縣裁判所

立憲政體明示の詔勅により、立法權と司法權との區別を明らかにし、統治の體制を整備するために、立法機關たる元老院を創設すると同時に、一方司法機關たる大審院をも創設した。大審院設立と共に、裁判所構成法を定め五月四日從來の司法裁判所を廢し、三級制を採用して大審院の下に上等裁判所を東京、大阪、長崎、福島に置き、府縣裁判所の判決に不服なる者をして之れに控訴せしむる事に定めた、これは後の控訴院

二等判事玉乃世履

淺草本願寺を假地方官會議院となす

木戸孝允を地方官會議々長となす

議院規則の更改

となつた。若し上等裁判所の判決に不服なる時に更に大審院に上告せしめ、大審院を以て帝國最高の覆審法廷とし、同月十二日三等判事玉乃世履を二等判事に任じて假りに大審院長の事務を取扱はしめた。次で同月二十二日陸軍中將西郷從道をして米國費府博覽會事務副總裁を兼ねしめ陸軍大輔を免じ、同月二十四日淺草本願寺を假地方官會議院と定め、六月二日に至り參議木戸孝允を地方官會議の議長に命じ、同月十日には參議伊地正治を一等侍講となした。

五　議院規則の更改

明治八年六月十四日、太政官第百二號達を以て明治七年五月第五十八號達議院憲法中第五條但書並に第十條を削除し、同規則及び同年第百十八號達同小目を修正した。その規則は左の如し。

議院規則凡例

院中規則中大會議ト云者ハ則議員平常會ノ席ニシテ數箇ノ事件ヲ漸次ニ議スルヲ得

小會議ト云者ハ平常ノ會議ニ異ナリ、譬ヘハ一事ノ可ヲ大會議ニ決スト雖モ、其方法及ヒ議案ノ章句等ヲ審議討論セント欲スル時ハ別ニ會議ヲ開キ議長其坐ヲ退ク。若シ自己ノ說ヲ陳ヘント欲スルハ衆議員共ニ列坐シ互ニ是非ヲ討論ス。此會議席ニ於テハ唯其一事ニ屬スル方法ヲ議スル而已、決シテ他事ヲ議スルヲ得ス、此間幹事長其會主トナル。小會議ヲ開ク時或ハ參集ノ議員悉ク列席スル事アリ、是ヲ總小會議ト云、或ハ別ニ議員中ヨリ委員若干人ヲ撰擧シ之ヲシテ別ニ會議セシムル事アリ是ヲ撰任小會議ト云、總小會議撰任小會議ハ事ノ輕重ニ因リテ臨時之ヲ定ムヘシ。

議員規則

第一則

幹事長

職掌ハ議長缺席ノ時其職務ヲ代理シ、若シ議列ニ就テ自己ノ說ヲ陳ヘント欲スルトキハ幹事中ヨリ代理ヲ任スルノ權アリ、且小會議ノ節其會主タルヘシ、其餘ハ都テ幹事ニ同シ

第二則

幹事

議長ノ命ヲ以テ議事ニ關スル一切ノ事務ヲ經理ス。

小會議ノ時幹事長ノ代理トシテ會主トナルコトアルヘシ

第三則

書記官

院中記錄ノ事ヲ總管ス

院中ノ庶務ハ議長ニ問ヒ之ヲ處置スルノ權アリ

以上三官定員ナシ

第四則

書記生

書記官ニ附屬シテ記錄ノ事ヲ任ス

第五則

司計長

用度ノ事ヲ總管ス

第六則

司計

司計長ニ附屬シテ用度ノ事ヲ管ス

以上六則奏任官ハ議長上奏シテ之ヲ任シ、判任官ハ專ラ之ヲ任ス。但シ幹事ハ時宜ニヨリ總議員中又ハ各組中ヨリ互撰投票ヲ以テ之ヲ定メ、幹事長ハ幹事ノ中ヨリ同上ノ法ヲ以テ之ヲ定メ、議長上奏シテ之ヲ任スルコトアルヘシ

第七則

議員六十二人

各地方ノ知事令本官ノ專務アリト雖モ議院ニ參シタルトキハ孰モ一般人民ニ代リ其便否ヲ協同公議スヘシ

第八則

諸事調査スルニ便ナルカ爲ニ議長ノ見込ヲ以テ豫メ議員ヲ數組ニ分テ辨セシムル事アルヘシ

第九則

議事堂着席ノ順序ハ豫メ鬮取ヲ以テ之ヲ定メ、椅子毎ニ其番號ヲ記シ置キ毎會必ス其席ニ就クヘシ、議長席ニ出ル時ハ議員及書記官起テ禮ヲ爲スヘシ。但シ本日議事堂補設及諸手續等ハ幹事及書記之ニ幹スヘシ

第十則

會議ノ日ハ午前第九時ニ參院シ午後第四時ニ退院スヘシ、時宜ヲ以テ之ヲ伸縮スルハ議長ノ指圖ニアルヘシ。但シ開院中ハ毎日出頭シテ議事關渉ノ事務ヲ調査スヘシ、其時間ハ繁簡ヲ計リ議長之ヲ伸縮スヘシ

第十一則　第一次會

議長垂問ノ大旨ヲ辨明シ其議案ヲ分附シ其旨趣ヲ領承セシム、議員各起テ之ヲ聞キ之ヲ熟讀精考スヘシ

第十二則　第二次會

背テ受取リタル議案ニ付キ各議員其所見ヲ書シ本日之ヲ衆中ニ於テ讀上ケ或ハ之ヲ演述シ第二十一則ノ規則ニ由テ之ヲ審議スヘシ。若シ發論者二人以上同時ニ起ツ時ハ着席ノ順序ヲ以テ之ヲ述フヘシ。但シ一員ノ發論者中ハ他ノ議員默聽シテ其論議ヲ滿堂ニ洞達セシムヘシ

第十三則　第三次會

前會討論ノ旨趣ヲ再考シ、先ニ受取タル議案ノ表面ニ可否ノ一字ヲ朱書シ、本日之ヲ議長ニ出スヘシ。議長其數ノ多少ヲ檢シ、可否ノ二端ヲ決シ、書記官ヲシテ其決議ノ文案ヲ草セシメ、之ヲ各議員ニ示シ、尚ホ其修正スヘキハ之ヲ小會議ニ附シテ修正セシメ、淨書ノ後之ヲ奏聞スヘシ。但シ議員其原稿ニ調印シ廻讀セシコトヲ表スヘシ

第十四則

垂問ノ條件其方法ヲ議スヘクシテ可否ヲ以テ答フヘカラサル者ハ、第一次會ニ於テ議長其旨趣ヲ辨明シ、各員退テ其方法ヲ熟考シ、所見ノ文案ヲ作リ、之ヲ議長ニ出ス。議長特ニ委員數名ヲ命シテ其同論多キモノヲ撰集シテ議案トナシ、コレヲ小會議ニ附シ審議討論第二次會ニ至リ、其歸着スル所ヲ究メ、修正シテ答議トスヘシ、又或ハ垂問ノ元案其方法已ニ具ル者ハ第一次會ニ於テ議長其旨趣ヲ辨明シ、各員退テ其方法ヲ熟考シ、第二次會ニ於テ條ヲ追テ審議評決スヘシ。但シ本則第一項議員ヲシテ其方法ヲ考案セシムルモノニ付テハ、時宜ニヨリ第一次會ニ於テ議長其旨趣ヲ辨明シ、直ニ委員數名ヲ命シテ其方法ノ考案ヲ草セシメ、之ヲ小會議ニ附シテ審議セシメ、修正ヲ加フヘキモノハ再ヒ委員ヲシテ修正セシメ、第二次會ニ至リ其歸着スル處ヲ定メテ之ヲ上奏スヘシ

第十五則

各議員自ラ建議セント欲スル者ハ先ツ其議案ヲ議長ニ出シ、議長之ヲ衆議ニ附シ、其立論採ルヘシトスル

モノハ之ヲ會議ニ附シ、各員右議案ニ付問フモノアルトキハ建議者之ニ答フヘシ

凡ソ議員一事ヲ建議セント欲スル時其大略ヲ豫メ少クトモ前五日ニ顯言スヘシ

第十六則

凡ソ議員ノ建議ニ係ル者ハ議長書記官ヲシテ其議案ヲ展讀セシメ其議事ヲ始ムヘシ、此時ニ當リ建議者尙ホ其旨趣ヲ貫徹センカ爲メ、總議員ニ之ヲ辨明セント議長ニ乞ヒ、右書記官展讀ノ後自ラ之ヲ陳述スルコトヲ得ヘシ

第十七則

事重大ニ涉リ議案ノ旨趣書記官一度之ヲ展讀シテ相貫徹シ難キ者ハ、其會議前書記官ヨリ其寫ヲ各議員ニ分附スル事アルヘシ

第十八則

凡ソ議案ノ條件其大意採ルヘシト雖モ、衆論其悉サヽル所ヲ修正セントスルニ決定セハ、議長其修正如何ヲ更ニ議員ニ問ヒ、各其所思ヲ盡サシメ、書記官又ハ委員ヲ撰テ其修正案ヲ命シ、小會議ヲ期シテ之ヲ議スヘシ

第十九則

建白ハ本年第六十八號布告ノ旨ニ依リ、願書ハ從前ノ成規アルヲ以テ之ヲ削ル

第二十則

至急ノ議事ハ假令點燈夜半ニ至ルモ之ヲ決シ、第二次會ヲ待タサル事アルヘシ

第二十一則

大會議中甲議員ヨリ乙議員ニ對シ詰問或ハ質問スル事アレハ、必ス議長ノ面前ニ於テスヘシ、乙ヨリ議長

ニ向ヒ之ヲ答レハ甲復タ同議ニ付發論スルヲ得ヘカラス。若シ乙其意ヲ誤解シタルトキハ甲ヨリ議長ニ向テ其誤解タル所以ヲ辨明スルヲ得、但シ小會議ノ時ハ再三互ニ討論スルヲ得ヘシ

第二十二則

凡ソ議論ハ虚心平氣ヲ以テ旨トシ、公平無私ヲ準トス、若シ議事ノ規則ヲ亂ル者アルトキハ議長之ヲ警メ、屢々之ヲ犯ス者ハ衆議ノ上其人ヲ退院セシムル事アルヘシ、議事中言ノ差謬アルトキハ議長之ヲ糺スヘシ

第二十三則

議員議事堂ニ入レハ帽ヲ脱スルヲ禮トス

第二十四則

會議ノ日議員故アリテ缺席ノ節ハ他ノ一員ヘ其議セント欲スル事件ヲ委託シ置クヘシ、一員ニテ二員ノ委托ヲ受クヘカラス

第二十五則

議員十分ノ六缺席セハ本日ノ議事ヲ開ク可ラス

（第五十八號達議院小目改定ノ分議院規則中第二則中第一項第二項削除）

地方長官會議

行政機關の設立

六　地方長官會議

元老院・大審院の新設によつて司法立法の機關は備はり、また行政機關は太政官が各省を統轄してゐたので、こゝに三權分立の體が完備したが、併し行政機關たる中央政府と地方府縣との連絡結合は未だ完全に行はれなかつた。仍つて是れが諮問の機關として地方官會議を開く必要を認め、曩に一たび地方官會議開設の

詔勅が發せられたが、偶々臺灣に關し清國と交渉のために延期された儘になつてゐた。然るに今や其開院式を見るの機運に會したのである。

淺草本願寺地方官會議開會式

八年五月五日、全國各府縣知事縣令を東京に召集し、地方官會議を開く事に定め、先きに假地方官會議院と定められた淺草本願寺をその會場に充て、六月二十日天皇親臨し給ひ、開會式を行はせられた。そして當日左の勅語を賜うた。

茲ニ地方長官會議ノ始朕親ラ臨テ汝。各官ニ詔ク。朕經國治民ノ易カラサルヲ思ヒ、深ク公論衆議ニ望ムコトアリ。今汝各官地方ノ重任ニ居リ、親シク民情ヲ知ル。誠ニ能ク同心協力シ、事緒多端ナルモ務テ其急ヲ先ニシ、議論異同アルモ要スルニ其歸ヲ一ニシ、專ラ衆庶ノ爲メニ公益ヲ圖ラハ、則斯會ヤ將ニ國家無疆ノ幸福ヲ開クノ始メタラントス。汝各官其レ斯旨ヲ體セヨ

次いで地方官會議々長木戸孝允は翌二十一日各議員と共に宮內省に伺候して左の奉答文を奏上した。

臣等恭ク　聖旨ヲ奉シ、茲ニ地方官會議ニ列ス。竊ニ惟ルニ此會議ナル者ハ臣等カ未實驗セサル所ナレハ、臣等ト雖モ亦自ラ其如何ナル成功ヲ現シ得ヘキ乎ヲ保スルコト能ハス。然レトモ幸ニ　聖意ノ仁慈ニ籍リ、臣等カ他日衆議ヲ盡シ奏上スル所ヲシテ實驗ニ於テ衆庶公益ノ萬一ヲ圖ルコトアラシメハ、啻ニ　聖旨ヲ虛セサル而已ナラス、亦會議ノ効績ヲ知ラシムルニ足ルヘシ。是臣等カ黽勉シテ冀望スル所ナリ

明治八年六月二十一日　　地方官會議院議長議員

幹事
神田孝平
中島信行
柴原和

議員は規則に從ひ幹事三人を選擧し、互選の結果兵庫縣令神田孝平(三十九點)・神奈川縣令中島信行(二十一點)・千葉縣令柴原和(十七點)が當選した。この會議に於ける議案は　一、道路、橋梁、提防の事、及び其經費　二、地方警察の事　三、地方民會の事　四、貧民救助の方法　五、小學の設立及び其保護法等で、會期は二十日間、各府縣に對し一定の人員を限つて傍聽を許した。

件し會議を開いたが、不熟練なると、各府縣の希望が多くして議事は容易に進捗せず、第一第二と兩議案を議する間に、早くも其會期が終らんとするの形勢を呈したので、更に會期を三日間延長し、更に民會の事を議した。議事の要旨は民會の組織を人民の公選した議員を以てするか、或は暫く區戸長を以て議員を兼ねしむるかといふのが議題であつた。然るに當時の區戸長なるものは府知事縣令が任命したもので、唯地方行政官の一下僚たるに過ぎなかつた。故に神奈川縣令中島信行は之れを以て民意を代表せるものと認むことは適當でない。この際權限を地方の町村に分ち、議員をして名實共に民意を代表せしめてその公益を圖らうとするには、先づ人民の公選した議員を出さなければその體をなさぬと主張した。されど鹿兒島縣令大山綱良は固く之れに反對し、先づ區戸長を會して町戸長會を開かしむべきであるといひ、採決の結果大山綱良の主張に贊成するものが多數に上り、遂に區戸長を用ひて府縣會區會を開くことに決定した。併し他の議案は遂に議する暇なく會期が過ぎ、僅に租稅を國稅と府縣稅との二欵に分つ事、府縣會町村會を設置する事の二件を決定せるに止まり、直ちに此二法令を發布した。

府縣會區會の開催
租稅を國稅と府縣稅に分つ
二法令發布

七　讒謗律及び新聞紙條例の發布

讒謗律及び新聞紙條例の發布

六月（八年）二十日、地方官會議を開いた時各府縣から選抜せる傍聽人及び新聞記者に傍聽を許可した。此時各新聞紙は毎日會議の傍聽を筆記して之れを掲載し、盛んにその是非を評論した。爲めに政治に關する議論が頗る沸騰すると同時に、詭激な論を爲すものが多かつた。是に於て政府は之れが取締の必要を感じ、地方官會議の開催中にも拘らず同七月三日正院に法制局を設置し、參議伊藤博文をしてその局長を兼ねしめ、同七月七日官吏に嚴令して政事に關する記事を新聞雜誌に掲載することを禁止した。次いで同七月二十八日太政官第百十號及び第百十一號布告を以て新聞條例及び讒謗律を發布して言論出版の自由を拘束し、之に

法制局を設く
官吏に政事記事を新聞雜誌に掲載することを禁ず
言論出版の彈

政府非難の聲昂まる

言論家の下獄するもの多し

讒謗律

よりて其詭激に走るを防止しようとした。併しこの規定は餘りに苛酷なりと評せられ、益々人心を激昂せしめ、政府を非難するの聲が漸く高くために當時言論のために罪を得て下獄する論客甚だ多かつた。併し其取扱ひは極めて寛大で、獄中に於て任意に讀書し、待遇も特に注意されてゐた。随て言論のために罪を得るを以て寧ろ一種の名譽とするの弊風を生じたので、政府は言論を檢束せんとして發布せる切角の規定も、事實上却て空文におはらんとする傾向を呈するに至つた。

讒謗律

第一條　凡ソ事實の有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘發公布スル者之ヲ讒毀トス。人ノ行事ヲ擧ルニ非スシテ惡名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ讒謗トス。著作文書若クハ畫圖肖像ヲ用ヒ展觀シ若クハ發賣シ若クハ貼示シテ、人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ條例ニ從テ罪ヲ科ス

第二條　第一條ノ所爲ヲ以テ乘輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十圓以上千圓以下。二罰並ヒ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス、以下之ニ倣ヘ

第三條　皇族ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄十五日以上二年半以下罰金十五圓以上七百圓以下

第四條　官吏ノ職務ニ關シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上三年以下罰金十圓以上五百圓以下、誹謗スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金五圓以上三百圓以下

第五條　華族平民ニ對スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五圓以上三百圓以下、誹謗スル者ハ罰金三圓以上百圓以下

第六條　法ニ依リ檢官若クハ法官ニ向テ罪犯ヲ告發シ若クハ證スル者ハ第一條ノ例ニアラス其故造誣告シタル者ハ誣告律ニ依ル

第七條　若シ讒毀ヲ受ルノ事刑法ニ觸ル、者檢官ヨリ其事ヲ糾治スルカ若クハ讒毀スル者ヨリ檢官若クハ

法官ニ告發シタル時ハ、讒毀ノ罪ヲ治ムル事ヲ中止シ、以テ事實ノ決ヲ俟チ、其ノ被告人罪ニ坐スル時ハ讒毀ノ罪ヲ論ス。若シ事刑法ニ觸レスシテ單ヘニ人ノ榮譽ヲ害スル者ハ、讒毀スルノ後官ニ告發スト雖モ仍ホ讒毀ノ罪ヲ治ム

第八條　凡ソ讒毀誹謗ノ第四條第五條ニ係ル者ハ被害ノ官民ヨリ自ラ告ルヲ待テ乃チ論ス

明治八年の改正新聞條例

新聞條例

第一條　凡ソ新聞紙及時々ニ刷出スル雜誌雜報ヲ發行セントスル者ハ、持主若クハ社主ヨリ其府縣廳ヲ經由シテ願書ヲ內務省ニ捧ケ允准ヲ得ヘシ。允准ヲ得スシテ發行スル者ハ法司ニ付シ罪ヲ論シ（凡ソ條例ニ違フ者ハ府縣廳ヨリ地方ノ法司ニ付シ罪ヲ論ス）發行ヲ禁止シ、持主若クハ社主及編輯人印刷人各々罰金百圓ヲ科ス。其ノ詐テ官准ノ名ヲ冒ス者ハ各々罰金百圓以上二百圓以下ヲ科シ、更ニ印刷器ヲ沒入ス

第二條　願書ニ擧クヘキノ目左ノ如シ

一　紙若クハ書ノ題號

二　刷行ノ定期（毎日毎週毎月或ハ無定期ノ類）

三　持主ノ姓名住所○會社ナレハ差金人ヲ除クノ外社主一人若クハ數人ノ姓名住所

四　編輯人ノ姓名住所○編輯人數人アル者ハ編輯人長一人ノ姓名住所

五　印刷人ノ姓名住所○編輯人自ラ印刷人ヲ兼ル者ハ其由ヲ著ス

右ノ五目中詐謬アル者ハ發行ヲ禁止若クハ停止シ（時日ヲ限リ發行ヲ停ムル者ヲ停止トス）仍ホ願人ニ向テ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ科ス

第三條　編輯人若クハ編輯人長退任シ若クハ死去スル時ハ、假ニ編輯人若クハ編輯人長ヲ定メ刷行スルコトヲ得。但シ遲クトモ十五日內ニ（退任死去ノ翌日ヨリ起算ス）新定セル編輯人若クハ編輯人長ノ姓名住所ヲ持主若クハ社主ヨリ其府縣廳ニ屆ク出ヘシ。若シ期內ニ屆ケ出サル時ハ發行ヲ停止シ持主若クハ社主罰金百圓ヲ科ス。其他第二條願書ニ載スヘキノ目ニ於テ一ノ變更アル時ハ、遲クトモ十五日內ニ持主若クハ社主及編輯人若クハ編輯人長ノ連名ヲ以テ屆ケ出ヘシ。若シ期內ニ屆ケ出サル時ハ持主若クハ社主及編輯人若クハ編輯人長各々罰金百圓ヲ科ス

第四條　持主若クハ社主及編輯人若クハ假ノ編輯人タル者ハ內國人ニ限ルヘシ

第五條　持主若クハ社主自ラ編輯人若クハ編輯人長タルコトヲ得

第六條　編輯人二人以上アル者ハ其一人ヲ撰テ編輯人長トスヘシ。每紙每卷ノ尾ニ編輯人印刷人名ヲ署シ、編輯人數人アル者ハ編輯長名ヲ署シ、編輯人若クハ編輯人長疾病事故アル時ハ代理人ヲ定メ其名ヲ署スヘシ。若シ名ヲ署セサル時ハ編輯人若クハ編輯人長若クハ代理人罰金百圓以上五百圓以下ヲ科シ、印刷人罰金百圓ヲ科ス。紙中若クハ卷中載スル所ノ事ニ付テハ紙尾署名ノ編輯人若クハ編輯人長一切ノ責ニ任スヘシ

第七條　紙中若クハ卷中載スル所第十二條以下ノ禁ヲ犯シ、若クハ讒謗律ヲ犯シタル時ハ、編輯人首ヲ以テ論シ筆者ハ從テ以テ論ス。持主若クハ社主情ヲ知ル者ハ編輯署名ノ人ト同ク論ス

第八條　新聞紙及雜誌雜報ノ筆者ハ（投書者ハ筆者ヲ以テ例ス）尋常ノ瑣事ヲ除クノ外凡ソ內外國事理財人情時態學術法教議論及事官民ノ權利ニ係ル者ハ皆其ノ姓名住所ヲ著スヘシ。筆者變名ヲ用ヒタル時ハ禁獄三十日罰金十圓ヲ科ス、他人ノ名ヲ假托スル者ハ禁獄七十日罰金二十圓ヲ科ス（二罰並セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス、以下之ニ倣ヘ）

第九條　外國新聞及雜誌雜報ヲ飜譯シテ記入スル者ハ尋常ノ瑣事ヲ除クノ外譯者名ヲ署シ、其事第十二條以下ノ禁ヲ犯シ若クハ讒謗律ヲ犯シタル時ハ、記者其責ニ任スヘキコト第七條筆者從ヲ以テ論スルノ例ニ依ル。

第十條　事犯編輯人ニ止リ禁獄ヲ命シタル時ハ、特ニ發行ヲ停止シタル時ヲ除クノ外、持主若クハ社主ヨリ假ニ編輯人ヲ定メ若クハ更ニ編輯人ヲ定メテ仍ホ發行スルコトヲ得、其ノ編輯人ヲ定メスシテ發行スル者ハ發行ヲ停止スヘシ

第十一條　新聞紙若クハ雜誌雜報ニ指名サレタル官署會社若クハ人民ヨリ辨白書若クハ改正ヲ求ムル書ヲ寄スル時ハ、其書ヲ受取リシヨリ直チニ其次號ニ刷出スヘシ、違フ者ハ編輯人罰金十圓以上百圓以下ヲ科ス

第十二條　新聞紙若クハ雜誌雜報ニ於テ人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシメタル者ハ犯ス者トシテ同罪、其教唆ニ止マル者ハ禁獄五日以上三年以下罰金十圓以上五百圓以下ヲ科ス。其教唆シテ兇衆ヲ煽起シ、或ハ官ニ強逼セシメタル者ハ犯ス者ノ首ト同ク論ス、其教唆ニ止マル者ハ罪前ニ同シ

第十三條　政府ヲ變壞シ國家ヲ顚覆スルノ論ヲ載セ騷亂ヲ煽起セントスル者ハ、禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス、其實犯ニ至ル者ハ首犯ト同ク論ス

第十四條　成法ヲ誹毀シテ國民法ニ遵フノ義ヲ亂リ、及顯ハニ刑律ニ觸レタルノ罪犯ヲ曲庇スルノ論ヲ爲ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金五圓以上百圓以下ヲ科ス

第十五條　裁判所ノ斷獄下調ニ係リ未タ公判ニ付セサル者ヲ載ルコトヲ得ス、及裁判官審判ノ議事ヲ載スルコトヲ得ス、犯ス者ハ禁獄一月以上一年以下罰金百圓以上五百圓以下ヲ科ス

第十六條　院省使廳ノ許可ヲ經スシテ上書建白ヲ載スルコトヲ得ス、犯ス者ハ罰金前條ニ同シ

尾崎三良
井上毅

藤田茂吉
成島柳北
末廣鐵腸
福地源一郎

附　則

此條例布告ノ前已ニ允准ヲ得テ發行セル新聞雜誌雜報ハ新タニ願書ヲ捧クルニ及ハス。但シ府縣廳ヲ經由シテ内務省ニ屆クル爲ニ此布告ヲ承ルヨリ第十日迄ニ（布告ヲ承ルノ翌日ヨリ起算ス）府縣廳ニ向テ第二條五目ノ屆書ヲ捧クヘシ。第十日ヲ過テ屆書ヲ捧ケサル者ハ府縣廳ヨリ發行ヲ止ムヘシ、其ノ更ニ願ヒ出ル者ハ第一條ニ依ルヘシ

從前編輯人數人アリテ編輯人長ナキ者ハ條例布告ヲ承ルヨリ第二日迄ニ（布告ヲ承ルノ翌日ヨリ起算ス）編輯人長ヲ定メ若クハ假ニ定ムヘシ。第二日ヲ過テ刷行シタル紙若クハ編輯人長ノ署ナキトキハ府縣廳ヨリ發行ヲ止ムヘシ、其ノ更ニ願ヒ出ル者ハ前ニ同シ

傳ふる所によると此法律は法制官尾崎三良・同井上毅が政府の命をうけて草したものだと云はれる。尙ほ當時に於ける民論の沸騰とその受刑者に就ては藤井甚太郎・森谷秀亮著綜合日本史大系、明治時代史に『七年一月板垣退助等が民選議院設立の建白を左院に呈し、政權の獨り有司に歸せる弊を論じて、國の强く政府の强きは、政府人民の間に情實融通し相共に合して一體になるを唱へ、以後天下の輿論耳目は悉くこの問題に集注して、志士政客の新聞雜誌に是非を云爲する有樣は、殆んど底止するところなきに至つた。就中郵便報知新聞の藤田茂吉、朝野新聞の成島柳北、曙新聞の末廣鐵腸等は何れも急進的に國會開設を唱へ、獨り東京日々新聞の福地源一郎がこれに反對し、互に論戰して、その收まるを知らざるの概があつた。かゝる新聞紙に於ける政治法律の批評は、既に政府の禁じて居つたところで、即ち六年十月、政府は征韓問題に關する輿論の沸騰を憂慮して、新聞紙法の改正を行ひ「國體ヲ誹リ國律ヲ議シ及外法ヲ主張宣說シテ、國法ノ妨害ヲ生ゼシムルヲ禁ズ」「政治法律ヲ記載スルコトニ付、妄リニ批評ヲ加フルコトヲ禁ズ」の旨を發布したのである。今や論戰の結果、政府の方針を非とするものが多く、各地に於ける不平士族の輿論に動かさるべき

海老原穆
集思社

評論新聞の筆禍
横瀨文彥
小松原英太郎
山脇巍

西川通徹

東清七

中島勝義

は、明白の事實と云はなければならない。こゝに於て政府は八年六月二十八日、新聞紙條例と讒謗律とを發布して極端に取締を嚴にし、些少たりとも言論の政論に亙るものを抑壓し、若しこれを冒す時は容赦なく禁獄罰金に處した。この法令の發布によつて、新聞社が啞然とした狀は「殊に我々の最も當惑したるは、如何なる事が成法誹毀となり、如何なることが官吏侮辱となるや、更に見込がつかざれば、筆を執るにも非常に迷惑を感じ、當分は各社の紙上に往々論說なく、偶まに記載する文章は極めて單短にて、意味なき文字のみを臚列せり」で窺はれる。然も反政府熱はこれによつて愈々沸騰反撥して幾もなく論調は更に峻烈を加へ、八月七日、曙新聞の末廣鐵腸が先づ罰金二十圓禁獄三ヶ月に處せられたのを始めとして、筆禍の厄に遭ふもの續出し、八、九兩年間に於て六十餘件に達してゐる。當時最も危矯の言論を敢てして編輯人が筆禍に遭ひ、然も飽くまで反政府の論を發表したは、海老原穆の創立主宰に係る評論新聞であつた。海老原は舊鹿兒島藩士、四年桐野利秋に從つて上京し陸軍大尉となつたが、征韓廟堂分裂以後、野に下つて同志と集思社を設け、八年二月評論新聞を發行して、政府の內政外交を攻擊するに最も意を注ぎ、翌九年七月の第百九號を以て發行を禁止された。この間編輯者又は筆者にして處罰せられたものは、左の多きに達してゐる。

八年九月四日	罰金五圓	横瀨文彥
九年一月二十九日	禁獄二箇年	小松原英太郎
同	禁獄一箇年	山脇巍
同	禁獄三箇月罰金五十圓	横瀨文彥
九年三月二日	禁獄三箇月罰金五十圓	西川通徹
九年三月八日	禁獄二箇月	東清七
同	同	中島勝義

滿木淸繁
岡本淸一郎
柴田勝文
田中直哉
關新吾
中島富雄
高羽光則
小松正胤
鳥居正功
渡邊敬之
中山喜勢
元老院建白書手續を揭示す

同	同	滿木淸繁
同	同	岡本淸一郎
九年三月十二日	禁獄罰金三十圓	柴田勝文
同	禁獄一箇月罰金二十圓	田中直哉
九年三月十九日	禁獄一年半	關新吾
九年三月二十八日	禁獄一箇年	中島富雄
同	禁獄二箇月	高羽光則
九年四月十二日	禁獄一箇月罰金二十圓	滿木淸繁
九年五月十三日	禁獄二箇月	小松正胤
同	禁獄四箇月	鳥居正功
九年五月二十二日	禁獄一箇月罰金一圓半	渡邊敬之
九年七月二十八日	禁獄六箇月罰金八十圓	中山喜勢

云々』とあるを以て見るも、政府の言論に對する彈壓の一班を窺ふに足るであらう。

この月はまた元老院は建白手續に關し、同院の門前に左の揭示をなした。

第一條　凡ソ願書建白書ハ本貫身分姓名年齡職業住所ヲ誌シ、其姓名ノ下ニ實印ヲ捺シ或ハ花押ヲ手書シ、且表紙ニ其書ノ大意ヲ記スヘシ

第二條　凡ソ願書建白書ハ普通文ヲ用ユ可シ、外國ノ文ヲ用ユ可ラス。若シ外國ノ語ヲ用ヒサルヲ得サルトキハ其譯語ヲ添テ之ヲ差出ス可シ

第三條　凡ソ願書建白書ハ恭敬ヲ主トシ言若シ　天皇及皇廟皇子親王等ニ涉ルトキハ殊ニ不敬ノ言ヲ用ユ

可ラス、又政府ヲ嘲譏ス可ラス

第四條　凡ソ願書建白書ハ必ス正副二本差出ス可シ

第五條　凡ソ願書建白書ヲ差出ス者ハ必ス午前九時ヨリ午後一時ニ至ルノ際ニ於テス可シ。但シ郵便ヲ以テ差出ス者ハ此限ニ非ス

八年七月　　元老院

八　出版條例の改正

八年度の出版條例改正

曩に政府は讒謗律を設け、新聞紙條例を改正して不穩言論の取締に腐心したが、それでも猶ほ安心が出來なかつたと見え、九月（八年）三日太政官第百三十五號布告を以て明治五年文部省布達出版條例を廢し、更に出版條例を發布した。

出版條例

第一條　圖書ヲ著作シ、又ハ外國ノ圖書ヲ飜譯シテ出版セントスル者ハ、出版ノ前ニ内務省ヘ屆ケ出スヘシ。但シ社則塾則引札ノ類印刷シテ發賣セサル者ハ此例ニアラス

第二條　圖書ヲ著作シ、又ハ外國ノ圖書ヲ飜譯シテ出版スルトキハ三十年間專賣ノ權ヲ與フヘシ、此ノ專賣ノ權ヲ版權ト云フ。但シ版權ハ願フト願ハサルトハ本人ノ隨意トス。故ニ版權ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ免許ヲ請フヘシ、其願ハサル者ハ各人一般ヲ出版スルヲ許ス

第三條　出版屆版權願トモ草稿ヲ添ルニ及ハスト雖モ、時トシテハ草稿ヲ徴シ檢査スルコトアルヘシ

第四條　草稿又ハ納本ヲ檢査シテ世治ニ害アルト認ムルトキハ、其出版又ハ販賣ヲ禁シ、或ハ刻板ヲ毀タシムルコトアルヘシ

第五條　出版届版權願トモ其所在ノ地方廳（本籍又ハ寄留ノ地方廳）ヲ經由スヘシ。但シ著譯者出版人其管轄ヲ異ニスル者ハ、出版人所在ノ地方廳ヲ經由スヘシ

第六條　圖書ノ特ニ世ニ鴻益アル者ハ版權ノ年限終ルノ後仍ホ十五年ノ延期ヲ許スコトアルヘシ

第七條　版權免許ノ爲ニ其年限ヲ記セル證書ヲ附與スヘシ、年限終ルノ後ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス

第八條　著譯書大部ニシテ卒業數年ニ渉リ編ヲ逐ヒ漸次出版スル者ハ、毎次ニ版權ヲ與ヘ年限ヲ起算スヘシ

第九條　他人ノ著作書已ニ版權ヲ有スル者ヲ續成セント欲スル者ハ、原主ニ示談ノ上連印ノ願書ヲ出スヘシ、其原主死去セル時ハ相續人ヲ以テ原主ト見做スヘシ

第十條　他人ノ著譯書版權ヲ有スルモノヲ校訂シ或ハ節略シ或ハ註解附錄繪圖等ヲ加ヘテ出版スル者モ亦原主ノ承諾ヲ得サルヘカラス、其出願ノ手續ハ前條ニ依ルヘシ

第十一條　既ニ版權ヲ有スル者自已ノ著譯書ヲ校訂シ或ハ節略シ或ハ註解附錄繪圖等ヲ加ヘテ出版スルトキハ更ニ願ヒ出ルニ非レハ版權ヲ得ヘカラス、其製本ノ式ヲ改メ若クハ冊數ヲ分合シテ改版スルニ止リ若クハ舊式ニ依テ再刻スル者ハ版權ヲ存ス。但シ届書ヲ出シ製本ヲ納ムルハ各々本條ニ依ルヘシ

第十二條　著譯者死後ニ至リ其相續人遺稿ヲ出願スルコトヲ得、其版權ヲ願フトキハ之ヲ與フヘシ

第十三條　版權年限未タ終ラザルノ間ハ版主ノ相續人ニ傳フヘシ。但シ版權讓受ノ由ヲ相續人ヨリ内務省ヘ届ケ出ヘシ

第十四條　他人ノ著作書ヲ出版スル者ハ必ス著譯者ノ承諾ヲ得ヘシ、其版權願書若クハ出版届書ニハ必ス著譯者ト連印スヘシ

第十五條　版權ヲ得タル者ハ他人其條章ヲ剽竊スルヲ許サス。但シ論辯若クハ證明スルタメニ引用スル者

ハ此例ニアラス

第十六條　同時若クハ前後ニ偶然同樣ノ圖書ヲ著譯シ版權ヲ願フ者二人以上アルトキハ共ニ版權ヲ與フヘシ、其事情明白ナラサル者ハ事由ヲ檢査シテ後チ之ヲ許シ或ハ許サヽルヘシ

第十七條　外國ノ圖書既ニ甲者ノ成譯アリトイヘトモ、乙者又之ヲ譯シ甲者ノ誤謬ヲ正シ又ハ闕漏ヲ補ヒ及ヒ其文意ヲシテ一層明瞭ナラシムルノ確證アルモノ版權ヲ願ヒ出ル時ハ、檢査シテ後チ之ヲ許シ或ハ許サヽルヘシ

第十八條　著譯ノ圖書同名ノ者アリト雖モ文理不同ナルニ於テハ妨ケナシトス。但シ表題ノ上ニ何某著譯ト記載スヘシ

第十九條　出版ノ圖書ハ内務省ニ於テ目錄ヲ作リ時々公布スヘシ

第二十條　圖書刻成ノ上ハ製本三部ヲ内務省ヘ納ムヘシ、其版權ヲ得ル者ハ外ニ免許料トシテ製本六部ノ定價ヲ納ムヘシ。納本セス及ヒ免許料ヲ出サヽル前ハ發賣ヲ許サス。但シ出版ノ上毎部定價ノ印ヲ押スヘシ

第二十一條　出版ノ圖書ニハ著譯者ノ住所氏名ヲ記ス、著譯者ノ氏名ヲ知ルヘカラサル者ハ其由ヲ記スヘシ。而シテ何年月日出版或ハ何年月日板權免許ト記シ、版主ノ住所氏名ヲ記スヘシ、氏名ヲ記セスシテ別號ヲ記スコトヲ得ス。版權ヲ相續シ若クハ賣買シ若クハ分版シタルトキハ、相續人買主及分版ヲ受クタル者ノ住所氏名ニ改ムヘシ

第二十二條　版權ノ賣買ハ勝手タルヘシ、賣買スルトキハ双方連印シテ其由ヲ内務省ヘ屆出ヘシ

第二十三條　版權ヲ分テ讓リ若クハ賣リ、同一圖書ヲ各自ニ出版スルコト妨ケナシ、之ヲ分版ト名ク。但シ双方連印シテ屆ケ出ルコト前條ノ如シ

第二十四條　版權ヲ相續シ若クハ賣買シ、若グハ分版シ及ヒ改版シテ屆ケ出サル者ハ其版權ヲ失フヘシ
第二十五條　願濟ノ表題ヲ變改シ若クハ納本ノ後ニ新ニ序跋ヲ加フル者ハ其趣ヲ屆出テ更ニ納本スヘシ、若シ屆出テス又ハ納本セサル者ハ其版權ヲ失フヘシ
第二十六條　免許狀ヲ失フ者ハ其趣ヲ屆出タル上更ニ之ヲ與フヘシ。但シ手數料トシテ製本三部ノ定價ヲ納ムヘシ
第二十七條　小說歌謠ヲ出版スル者亦此ノ條例ニ從フヘシ
第二十八條　雕畫ノ類ハ出版スル每ニ屆ケ出ルコト第一條ニ依ルヘシ。但シ版權ヲ與ヘス

出版條例罰則

第一條　內務省ヘ屆ケスシテ圖書ヲ出版シ、及ヒ版權免許ヲ得スシテ免許ノ名ヲ冒ス者、若クハ納本セス及ヒ免許料ヲ出サスシテ發賣スル者ハ、其刻印本及ヒ賣得金ヲ沒收ス
第二條　凡ソ僞版ヲ作リ、或ハ書中ノ文句及ヒ繪圖ノ模樣ヲ少變シ若クハ少加シテ、其表題ヲ改メ、其他總テ他人ノ版權ヲ侵シテ出版スル者ハ罰金二十圓以上三百圓以下ヲ科シ、其刻版印本及ヒ賣得金ハ沒收シテ版主ニ給付ス
第三條　第一條及ヒ第二條ヲ犯スノ圖書タルコトヲ知テ之ヲ發賣スル者ハ罰金五圓以上百圓以下ヲ科ス。其第二條ヲ犯スノ圖書タルコトヲ知テ發賣スル者ハ現存ノ圖書及賣得金ヲ沒收シテ版主ニ給付ス
第四條　無名若クハ版主ノ住所ヲ記サヽルノ圖書ヲ出版シ、若クハ發賣スル者、並ニ變名僞名シ若クハ住所ヲ僞リテ圖書ヲ出版シ若クハ情ヲ知テ發賣スル者ハ禁獄十日以上六月以下ヲ科ス。但シ沒收ノ法ハ第一條ニ依ル
第五條　凡ソ著譯ノ圖書讒謗律及新聞紙條例第十二條ヲ犯ス者ハ著譯者其罪ニ坐ス。但シ著譯者ハ首ヲ以

テ論シ出版者ハ從ヲ以テ論ス

第六條　淫褻俗ヲ亂ルノ圖書（小說歌謠彫畫ノ類淫褻ニ係ル者ハ皆同シ）ヲ著譯シテ出版スル者ハ禁獄三十日以上一年以下罰金三圓以上百圓以下ヲ科ス

第七條　法司圖書犯則ノ訴ヲ受レハ卽時刻板及現存ノ印本ヲ勾收セシメ、論決スルニ至テ官ニ沒ス。活版ヲ用フル者ニシテ出版人自ラ印刷ヲ管スル者若クハ付スル所ノ印刷人犯情ヲ知ル者ハ印刷器ヲ沒收ス

第八條　既ニ版權免許ヲ得ルト雖モ出版ノ上犯則ニ涉ル者ハ仍ホ本條ニ依リ罪ヲ科ス

附則

一　此條例發行日ヨリ出版ニ關スル從前ノ布告布達等一切取消シ候條、從前出版ノ圖書ハ此條例發行ノ日ヨリ四ケ月ヲ限リ此條例ニ準據シ更ニ願出ツヘク、右限內願出サヽルモノハ總テ版權無之儀ト心得ヘシ

一　從前出版ノ圖書ト雖モ版權願出ルニ於テハ免許料上納スヘシ。但シ製本ハ納ルニ及ハス

一　自今院省使廳府縣ニ於テ出版スルモノト雖モ、布告公文及該廳ニ關スル日誌規則ノ類ヲ除クノ外ハ、必ス內務省ニ屆ケ出ツヘシ

（諸雛形書式略ス）

附則

九　元老院職制條例

元老院職制條例

八年十二月二十二日、政府は元老院職制を定めた。

元老院議長幹事職務條例

元老院議長幹事職務條例

第一條　議長副議長幹事ハ本院職制章程ヲ執行センカ爲メ猶左ノ數條ニ照準シテ其事務ヲ任スヘシ

第二條　議長ハ議官ヲ選テ委員ト爲スコトヲ得、又議官ヲシテ委員ヲ公選セシムルコトヲ得可シ

第三條　議長副議長共ニ病病事故アルトキハ假ニ他ノ副議長ヲ任スルコトヲ太政大臣ヲ經テ奏請ス可シ

第四條　議長議場ニ於テ其職務ヲ行フトキハ副議長議官ノ別ニ就ク可シ。若シ議長疾病事故アリテ出席セザルトキハ、或ハ會議中自己ノ意見ヲ說明センカ爲メ議官ノ列ニ入ラント欲スルトキハ、副議長ヲシテ議長ノ列ニ就カシムヘシ

第五條　議長ノ缺員ノトキハ副議長總テ議長ノ任ニ代ル可シ。若シ副議長會議中自己ノ意見ヲ說明センカ爲メニ議官ノ列ニ入ラント欲スルトキハ、其間幹事及議官中ヨリ假ニ自己ノ代理人ヲ撰ムコトヲ得可シ

第六條　議長ハ衆員ノ議論相半スル時ニ限リ其可否ヲ決スルヲ得可シ

第七條　幹事ハ議席ニ臨ムトキハ議官ノ列ニ就ク、然レトモ定務ノ便宜ニ從ヒ議席ニ臨マサルコトヲ得

第八條　幹事ハ常ニ定務ニ服スルヲ以テ特ニ委員ノ選任ヲ受ケス。但シ何時ニテモ自ラ委員局ニ至リ其意見ヲ陳スルコトヲ得ヘシ

第九條　幹事ハ本院庶務會計ノ事ニ就テ其成規アル者ハ之ヲ決行スルコトヲ得ヘシ

第十條　本院庶務會計ノ事ニ就テハ幹事ノ名ヲ以テ諸省長官ト往復スルコトヲ得

第十一條　幹事ハ會計年度每ニ明年經費ノ豫算表ヲ製ス可シ

議事條例

第一條　議案ノ下附ヲ受ケタルトキハ議長ヨリ命シテ印刷セシメ、各議官ニ各一本ヲ付スヘシ

第二條　議案ヲ頒布スルト同時ニ又ハ頒布スルノ後ニ該件會議ノ日ヲ各議員ニ報知ス可シ、而シテ會議ノ日ハ必ス議案ヲ頒布シタルヨリ三日ノ後（翌日ヨリ起算ス）ニ在ル可シ

第三條　議長ハ會議ノ時限ニ先ツ其席ニ就キ令ヲ下シ議官ヲ列坐セシメ然ル後議事ヲ始ム可シ

第四條　議官出席人總員三分ノ一ニ充タサルトキハ其日ノ議事ヲ開クヲ得ス

第五條　議長ハ討論中議官ヲ制シ紀律序次ヲ破ラサラシム

第六條　議長ハ會議中如何樣ノ場合ニ於ケルモ號鈴ヲ鳴ラシ議官ノ發言ヲ止ムルヲ得可シ

第七條　元老院ノ會議ハ人身上ニ就テ褒貶毀譽ニ渉ルコトヲ得ス

第八條　議官發言中ハ他ノ官ハ整肅シテ其發言ヲ滿場ニ洞透セシムルヲ要ス可シ。私語或ハ吹烟シテ發言ヲ妨害スルコトヲ禁ス

第九條　議長書記官ニ命シテ議案ヲ朗讀セシメタル後、發言セント欲スル者ハ必ス起立シテ議長ト呼ヒ、發言セント欲スルコトヲ知ラシム。議長ハ其議官ノ番號ヲ呼ヒ衆議官ヲシテ發言スルコトノ誰某ナルコトヲ知ラシム可シ。若シ同時ニ發言セント欲スルモノ數員アルトキハ其席ノ順序ヲ以テ先後ヲ定ム可シ

第十條　議席ニ於テハ議長ノ名ヲ呼ハスシテ議長ト呼フヘシ。議長議官ヲ呼ヒ又議官互ニ呼フトキハ番號ヲ呼フヘシ

第十一條　會議ニ當リ議案ノ說明ヲ要シ內閣委員ニ向テ議官ヨリ問ヲ發スルトキハ先ツ議長ニ向ヒ許可ヲ請フ可シ。而シテ委員ハ議長ノ席ニ向テ辨明ス可シ

第十二條　一議官發言中他ノ議官其說本案ヲ誤解シ、若クハ本案ト交涉ナクシテ無用ニ屬スト思フトキハ、發言未タ終ラサル前ト云トモ議長ニ向ヒ無用ト呼フコトヲ得ヘシ。議長ハ直ニ甲議官ノ發言ヲ中止セシメ、乙議官ヲシテ其無用トスル理由ヲ說明セシメ、又甲議官ヲシテ答辨ノ自由ヲ得セシメ、然シテ後議官ノ裁決ニ任セ、遂ニ甲議官ノ發言ヲ廢止スルコトヲ得

第十三條　議案ヲ討論シタル後議長衆議官ヲシテ起立法ヲ以テ可否ヲ決セシム可シ。議官中數條目アルトキ其條目ニ就テ異議アルモノハ修正ノ意見ヲ發シ、議長其可否ヲ決セシムルコト上ノ如シ

第十四條　一案ヲ議スルニ其本案中或ハ支節ヲ生スルトキハ、姑ク本案ヲ置キ、先ツ支案ヲ議スル歟、又

ハ先ツ本案ヲ了シテ次ニ支案ニ及フコト議長ノ所見ニ從フ
第十五條　會議ノ可否ハ多數（一人ニテモ多數ナル方）ニ決ス可シ
第十六條　議官ハ議案ヲ議スルニ方テ充分討論スルノ權ヲ有スルノミナラス、又如何樣ノ場合ニ於テモ可否ノ員ニ加ラサルコトヲ得ス
第十七條　議官ノ議席ニ在ル際ハ縱令如何樣ノ異論ヲ生シ、自己ノ說伸ヒサル場合ニ至ルモ、之カ爲メニ共席ヲ保タサルヲ得ス。但シ議決セシ後自己ノ意見ヲ存セント欲スル者ハ、之ヲ元老院存義錄ニ筆記スルヲ得可シ
第十八條　會議中議官事故アリテ議場ニ臨マス決議ノ後來會スルモノ有リト雖モ更ニ議スルヲ許サス
第十九條　一議案ニ付一度發言セシモノハ該案數日決セスト雖モ其說ヲ變シテ再ヒ發言スルコトヲ許サ、ル可シ。其議案ヲ修正シ或ハ改議スルトキハ此限ニ在ラス
第二十條　一議案ニ付キ前說ヲ變シ再度ノ發言ヲ禁スト雖モ、若シ緊要止ムコトヲ得サルニ出テ再ヒ發言セント欲スルモノハ、其變說ノ要旨ヲ議長ニ告ケ、議長此レヲ衆員ニ問ヒ、衆員許可ノ上再ヒ發言スルコトヲ得可シ。此時ハ前說ヲ廢棄スルコト當然タリ。
第二十一條　已ニ發言セシ者ト雖モ變說ニアラサル者ハ猶其論旨ノ貫徹ヲ要スル爲メニ重テ發言スルコトヲ許ス。然レトモ他員ノ發言中ニ混說ス可カラス
第二十二條　會議中許可ナクシテ院外ノ人猥ニ立入ルコトヲ許サス
第二十三條　會議可ト決スルトキハ議長ヨリ太政大臣ヲ經テ上奏ス可シ。若シ否ト決スルトキハ理由ヲ具ヘテ上奏ス可シ

議案修正條例

第一 各議員ハ修正ノ意見ヲ發スルコトヲ得

第二 修正トハ議案ノ意義文章節目字句ヲ改竄増加分合轉置刪除スルヲ云

第三 修正ノ意見ヲ發スル者アリテ衆議可ト決スルトキハ議長ヨリ委員ヲ命シテ修正案ヲ作ラシム可シ

第四 修正委員ノ外他ノ議官ヨリ修正案ヲ進ムル者アル時ハ議長ヨリ委員ニ付シテ比照裁取シテ一案トナサシム可シ

第五 修正案成ルトキハ之ヲ議長ニ進メ、議長命シテ之ヲ印刷シ各議官ニ分付シ、併セテ第二次會ヲ開クノ日ヲ報知シ、又其一部ヲ内閣ニ送リ、内閣委員ノ檢照ニ供ス。内閣委員修正案ニ叶同セサル時ハ意見書ヲ作リ、内閣ヲ經テ議長ニ答復スルコトヲ得。其意見書ヲ作ルニ要用ナル時間ヲ得ル爲メニハ本案會議ノ期ヲ緩クスルコトヲ求ムルコトヲ得、或ハ又意見書ヲ作ラスシテ會議ニ臨ミ原案ヲ主持スルコトヲ得。

第六 第二次會ニ於テ書記官ハ先ツ逐條原案ヲ讀ミ、次ニ修正案ヲ讀ミ、次ニ内閣委員ノ意見書ヲ讀ミ、修正委員考案ヲ陳シ、内閣委員原案ヲ主持シ、而シテ後衆議官逐條修正ノ可否ヲ決ス。

第七 修正ノ議已ニ決スルトキハ修正ノ本ヲ清寫セシメ、議長ヨリ太政官ヲ經テ上奏ス可シ

議案檢視條例

第一條 議案ノ檢視ニ係ルモノハ元老院ニ於テ可否スルコトヲ要セス、又修正ノ權ナシ、故ニ委員ヲ用ヒス、直ニ衆議官ヲ會シ全案ノ朗讀ス可シ、而シテ逐條合議スルコトヲ用ヒス

第二條 議官中議案ノ舊法ニ害シ若クハ牴觸シ及一案中互ニ相牴觸シ及ヒ不備不明ナリトシテ發言シタルトキハ、議長之ヲ衆議ニ付シ發言ノ當否ヲ決シ、衆議當ト決スルトキハ其理由ヲ具ヘ、太政大臣ニ通牒

シテ改正ヲ求ムルコトヲ得

第三條　議案既ニ檢視ヲ經タルトキハ議長ヨリ太政大臣ヲ經テ上奏ス可シ

第四條　急施ヲ要シ元老院ノ檢視ヲ經スシテ發行シタル布告ハ布告ト同時ニ其一本ヲ內閣ヨリ本院ニ送致ス。本院檢視ノ手續ハ前ニ同シ

六廳の職制章程を定む

一〇　六廳の職制章程を定む

八年十二月二十八日、政府は太政官第二百十七號達を以て元老院・內務省・大藏省・文部省・工部省・開拓使職制章程を定めた。

元老院職制

元老院職制

議長　一員　特選ヲ以テ之ニ任ス

議場ニ臨ミ議事ヲ整頓シ、本院ノ章程ヲ遵守シ、並ニ條例規則ヲ執行シ判任以下ノ進退ヲ管ス

副議長　一員　特選ヲ以テ之ニ任ス

議長缺員又ハ事故アリテ缺席スルトキハ其事務ヲ代理ス

幹事二員

議官中ヨリ特選ヲ以テ之ニ任ス。院中ノ庶務會計等ヲ幹理ス

議官

本院ノ章程ニ從ヒ議案ヲ議スルヲ掌ル。

以上勅任官

大書記官

議長ノ命ヲ承ケ議場ニ出テ場中ノ議式ヲ演ヘ、議案ヲ讀ミ議事ヲ記シ上奏文案ヲ作ルヲ掌ル
權大書記官
議長或ハ議官ニ屬シテ其課務ヲ分任ス
少書記官
權少書記官
掌權大書記ニ同シ
以上奏任官
大書記生
各課ニ屬シテ書記計算等ノ事ヲ掌ル
權大書記生
中書記生
權中書記生
少書記生
權少書記生
掌大書記生ニ同ジ
以上判任官
元老院章程
第一條　元老院ハ議法官ニシテ、凡ソ新法制定舊法改正ヲ議定スル處ナリ
第二條　議官ハ特選ヲ以テ任ス

第三條　議官ニ勅任セラルヽ者ハ第一華族、第二勅奏官ニ昇リシ者、第三國ニ功勞アリシ者、第四政事法律ノ學識ヲ有スル者トス

第四條　議案ハ勅命ヲ以テ内閣ヨリ交附ス

第五條　議案ハ本院ノ議定ニ係ル者ト檢視ヲ經ル者トノ類別アリ。而シテ其別ハ内閣ニ於テ之ヲ定ム

第六條　急施ヲ要スルノ事件元老院ノ檢視ヲ經ルニ暇アラサル者ハ、内閣ヨリ便宜布告シテ後ニ檢視ニ付スコトヲ得

第七條　元老院ハ新法ヲ制定シ若クハ舊法ヲ廢止改正スヘキノ意見書ヲ上奏スルコトヲ得。其批可スル者ハ内閣ニ於テ案ヲ成スノ後再ヒ本院ニ下シテ議定若クハ檢視セシム

第八條　參議省使長官及法制官ハ其主任ノ事案ニ就キ内閣ノ委員トシテ元老院ニ至リ議案ノ理趣ヲ辨明ス

第九條　大臣參議省使長官ハ元老院ニ出頭シ意見ヲ陳フルコトヲ得。但シ決議ノ員數ニ入ラス

第十條　元老院ハ大臣參議省使長官ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條　元老院ハ文法ニ關スル建白書ヲ受ク

第十二條　元老院ノ開閉ハ詔命ヲ以テス

内務省

内務省ハ國内安寧人民保護ノ事ヲ掌ル所、其事務ヲ支分シテ七寮ト爲ス

勸業寮　驛遞寮　以上一等寮

戸籍寮　警保寮　土木寮　地理寮　圖書寮　以上二等寮

卿　一人

第一　本省及各寮ノ官員ヲ統率シ省中一切ノ事務ヲ總理シ、以テ全國ノ安寧ヲ圖リ、人民ノ産業ヲ勸メ、

地方警備等ノ事ヲ掌ル

第二　本省及各寮中奏任ノ進退黜陟ハ之ヲ具狀シ、其判任以下ハ之ヲ專行ス

第三　地方官奏任ノ進退黜陟ニ關與ス

大輔　少輔

卿ノ職掌ヲ輔ケ卿事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

（大丞以下職制及事務章程ハ略ス、以下同シ）

大藏省

大藏省

大藏省ハ全國ノ理財ヲ掌ル所、其事務ヲ支分シテ八寮ト爲ス

租稅寮　造幣寮　以上一等寮

紙幣寮　出納寮　統計　檢査寮　國債寮　記錄寮　以上二等寮

卿　一人

本省及各寮ノ諸官員ヲ統率シ、歳入出ヲ統轄シ、大小ノ財務ヲ總理スルヲ掌ル。本省及各寮ノ官員奏任ノ進退陟黜ハ上奏シテ命ヲ乞ヒ、其判任以下ハ之ヲ專行ス

大輔　少輔

卿ノ職掌ヲ輔ケ卿事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

文部省

文部省

文部省ハ全國教育ノ事務ヲ管理スル所、本省ノ所管左ノ如シ

第一督學局　第二學校

卿　一人

第一　本省ノ官員ヲ統率シ、省中ノ事務ヲ總理シ、全國教育ノ事ヲ掌ル

第二　省中官員奏任ノ黜陟進退ヲ具狀シ、其判任以下ハ之ヲ專行ス

大輔　少輔

卿ノ職ヲ輔ケ卿事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

工部省

工部省

工部省ハ工事ニ關スル一切ノ事務ヲ管理スル所、其事務ヲ支分シテ七寮ト爲ス

鑛山寮　鐵道寮　以上一等寮

燈臺寮　電信寮　製造寮　營繕寮　工學寮　以上二等寮

卿　一人

第一　本省及各寮ノ官員ヲ統率シ、工部ヲ各寮ニ分付シ、全國官工ヲ總判スルヲ掌ル

第二　本省及各寮ノ官員奏任ノ黜陟進退ヲ具狀シ、其判任以下ハ之ヲ專行ス

大輔　少輔

卿ノ職掌ヲ輔ケ卿事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

開拓使

開拓使

開拓使ハ北海道幷屬島開拓ノ事ヲ管ス。管內分テ四大部トス、札幌ヲ本廳トシ、函館根室等ヘ支廳ヲ置キ、別ニ東京出張所ヲ設ク。

長官一人

第一　本使ノ官員ヲ統率シ、使中一切ノ事務ヲ總判シ、所轄ノ土地ヲ開拓シ、人民繁殖警備勸業等ノ事ヲ掌ル

第二　本使官員奏任ノ黜陟進退ヲ具状シ、其判任以下ハ之ヲ專行ス

次官　一人

長官ノ職掌ヲ輔ケ長官事故アル時ハ一切ノ事務ヲ代理スルヲ得

第三十節　內閣の軋轢と反動思想家の叛亂

内閣の軋轢と反動思想家の叛亂

一　乙亥內閣の軋轢

乙亥內閣の軋轢

爰に政府は臺灣征伐によつて一方征韓論派の不平を緩和し、他方先きに辭職した板垣・木戸等を復職せしめて內閣を固むると共に民權論者の要求を滿たす爲めに八年四月十四日、立憲政體明示の詔勅（立憲政體の濫觴を參照のこと）を發して元老院・地方官會議・大審院等を開設し、以て立法・司法・行政の區分を明らかにし、着々それを實行したのみならず、多年の宿題であつた樺太境界商議をロシヤとの間に進め、八月二十二日樺太と千島とを交換して日露間の紛爭問題を解決した。また同八月我が軍艦雲揚が朝鮮の東南海を測量し、その西岸に沿ふて清國牛莊に赴くため、同二十日江華島に入りて薪水の補給をなさうとすると、該島の衞兵が急に發砲して我が水兵二名を傷けたので、雲揚艦長海軍少佐井上良馨は之を砲擊して敵兵三十五人を殺し、尚ほ上陸して敵兵を蹴散し多數の兵器を分捕り、その狀を我が政府に具申した。仍つて政府は軍艦一隻を釜山浦に派遣し、海軍少將中牟田倉之助を遣して在留民を保護せしめた。次いで同年十二月九日に至り陸軍中將參議開拓長官黑田清隆を特命全權辨理大臣に任じ、同月二十七日には議官井上馨を同副大臣に任じて江華島事件を處理せしむると共に、陸軍卿山縣有朋に命じて兵を率ひ下ノ關に駐屯せしめ、以て黑田全

立憲政體の詔勅

樺太と千島を交換す

朝鮮江華島事件

權大臣等の交渉を援助せしめる事に決した。仍つて九年二月十一日黑田淸隆・井上馨は朝鮮江華府に赴き、判中樞府事申櫶都總府副總管尹滋承と會見し、我が聘使を拒める件及び江華島砲擊の件を詰問しめ、修好條約を締結して歸朝した。

板垣退助島津久光職を辭す

世に之れを江華島事件と稱する。然るに同事件に關し參議板垣退助は辭職した、その間の事情に就ては明治政史に『内閣諸省分離不分離の二說是れ未た決せざるの時に方て板垣退助病に罹り數月朝することを得ざりしに、突然我軍艦雲揚號朝鮮江華島に於て砲擊に遇ひし報あり。板垣此報を聞き以爲、朝鮮數々斯の如き無禮あり、以て斷然之に處するの廟議を定めさるを得ず、然ども先づ内閣を各省より分離し事を簡にし議を盡すの地をなすに非ずんば、常に此等重大の廟議を盡すに不便なりとし、乃ち病を力めて參朝し、復た切に三條太政大臣に速に分離あらんことを陳べられたるに、太政大臣曰く、今暫く朝鮮の事終るを俟ち、而して徐々之を議すべしと。是に於て今より猶朝に立つも我が言遂に行はるゝの時なきを察し、退て其復職以來の始末及内閣分離論の情狀を具し、之を　聖上に奏し、而して後其職を辭せられたり』(十月二十七日)とある。これより先き七年四月二十七日島津久光は左大臣に任ぜられ、國家の樞機に參與してゐたが、光久は政府の開化主義を悅ばず、同八年十月二十七日遂に板垣退助の辭職せると同日に左大臣を辭した。世に之れを乙亥内閣の軋轢と稱する。

乙亥内閣の軋轢

松方正義

徵兵令の改正

鮫島尙信

元老院に幹事を置く

陸奥宗光

河野敏鎌

府縣職制章程

次で同十一月四日に至り租稅頭兼大藏省三等出仕松方正義を大藏大輔に任じ、同月五日には太政官第百六十二號布告を以て徵兵令を改正し、同月十日には特命全權公使鮫島尙信を外務大輔に任じたが、同月二十五日には元老院に幹事を置き、同日また令して諸建白書立法に關するものは元老院に、その他は各々その主務廳に上らしめる事に定めた。仍つて同月二十八日元老院議官陸奥宗光・同河野敏鎌をその幹事に任じ、同月三十日府縣職制章程を定め、縣治條例を廢した。

を定む

縣治條例を廢す

熊本神風連の亂

家祿、賞典祿廢止

憲法取調を命す

皇族大禮服制を定めらる

歐風採用反對

不平士族の官吏鏖殺

鎭臺及び縣廳を襲ふ

頑固、舊陋の一味徒黨

二　熊本神風黨の亂

九年六月天皇は東北に行幸あらせられ、同八月には家祿・賞典祿を廢して金祿公債證書が發行され、同九月には太政官に親臨して憲法取調べを命ぜられ、十月には皇族の大禮服制を定められる等、新らしい施設がどし〳〵と進捗した。ところが、斯る新施設は期せずして二種の反抗を惹起した。即ち一つは歐風採用に對する反動的反對、他は專制政治に對する反抗であつた。熊本縣士族上野謙吉・加屋齊堅・大野鐵平等は自ら「神風黨」と稱へてゐたが、廢刀令・斷髮令の公布以來憂憤の情を懷き、洋裝してゐる官吏を鏖殺して鬱結せる不平を霽らさうと、十月二十四日夜、遂に黨與二百名を糾合して、鎭臺及び縣廳を襲うて之を燒き、吏に司令長官と縣令の宅を襲つて、少將種田正明、縣令安岡良亮以下三百餘人を死傷せしめたが、翌日鎭臺兵の爲めに擊破され、加屋は戰死し、大野は自殺し、他は七十人ばかりの死骸を遺して秋月、小倉等に逃れたが、尋いで捕へられて十二月には皆刑せられた。擧兵の夜、上野や加屋は烏帽子直垂に太刀を佩き、長劍を提げて先登したといはれるが、一味徒黨が頑固、舊陋であつた事はいふまでもない。然るにこの種の騷亂が各地に相亞いで起つたことは注目に値する。

秋月の亂

學校黨
敬神黨
實學黨
橫井小楠
池邊吉十郎

前原一誠

三　秋月の亂

元來、熊本の學派には學校黨・敬神黨・實學黨の三派があつて、學校黨は專ら武を練り、倒幕運動などには關與しなかつた。之れに反し、敬神黨は尊攘論を主張して新政府の歐化政策に不滿を懷いてゐたが、實學黨は前二者と異なり經濟說を提げて起ち、橫井平四郎(小楠)の如きはそれによつて官途に上つた程である。學校黨の首領は池邊吉十郎で、周圍の客觀的情勢が兵亂の遠からざることを想はしめたので、萩に赴いて前

宮崎車之助 今村百太郎 益田靜方

大山巖

萩の亂

前原一誠明倫館に據る 縣令關口隆吉

三浦梧樓 大阪鎭臺の萩出兵 前原の最後

前原一誠政府の六罪を擧ぐ

原一誠を訪れ、秋月を過つて宮崎車之助等と謀る所があつた。

敬神黨の殘卒が逃れて秋月に入つて間もなく、十月廿七日宮崎車之助は今村百太郎、益田靜方等を語らひ、四百餘人を糾合して敬神黨に應じたが、熊本が既に平定に歸したことを聞いて落膽し、豐前中津に入つて士族を煽動したが一向に應じないので、それを脅迫してゐる所へ、小倉の鎭臺兵が到着して散々に敗られ、首領等は自刄し、他は逃竄し、或は自首した。政府は大山少將(巖)等をして軍艦に乘つて熊本、秋月の征討に向はしめたが、到着に先立つて共に平靜に歸してゐた。

四　萩の亂

前參議兵部大輔前原一誠は新政に慊らず夙に官を辭して萩の城中に引籠つてゐたが、九州に兵亂の起つたことを聞き、十月(九年)二十八日、橫山俊彦、奧平謙輔等の徒黨を集めて明倫館に據り、官金を奪ひ、糧食を掠めて進擊の準備をした。縣令關口隆吉は自ら萩に赴いて叛徒を解散させんとしたが、之れに應ぜず、仍つて二十九日には山口分營の兵一個中隊と交戰し、互に一勝一敗あり、十一日には石見城の小川、須佐方面に退却したので、萩に殘つた與黨を捕縛しようとしたが、叛徒は同十一月一日逆襲し來り、官兵の死傷が二十餘人に及んだ。恰もその日三浦少將(梧樓)の率ゐる廣島鎭臺兵が山口に入り、四日には大阪鎭臺兵も到着したので、これらを合せて萩に進出し、六日の曉から進擊を開始し、同日叛徒を鎭定し、橫山等は捕へられた。然るに前原・奧平等は之より先き萩を脫出して山陰道に入つたが、五日夜、出雲の瓜生港で捕縛された。

前原は當時檄文を諸藩に傳へ、政府の六罪を列擧した。一、地券を發行して王土を破壞す。二、樺太と千島を交換したといふが、實は讓與である。三、大臣等が責任を忘れて私黨を立て、累を聖天子に及ぼしてゐる

る。四、士族等の常職を解いて祿券を與へ、之れに反し不平を鳴らすものがあると兵力を以て討滅せんとしてゐる。五、政府の要路にある者が豪商と結托して私利を貪つてゐる。六、韓國の自主獨立を認めて、他日淸露と戰端を開かねばならぬ方策を採つた。以上の六罪を列擧して政府を排擊したが、これは取りも直さず三條・岩倉・木戶・大久保等の罪狀を彈劾したもので、前原は斯る人々と共に廟堂に立つことを屑しとしなかつたが、就中木戶とは特に「反り」が合はなかつたやうで、辭職歸國は全く木戶から「鄕國に亂を思ふものがあるので、藩主は君に藩政を改革して貰ひ度い希望を有つてゐられる」と欺されたものであると傳へられ、また其歸途大阪で逢つた刺客は木戶の送つたものであるとも言はれ、木戶が前原を忌憚してゐたことは事實であつたらしい。前原は各府縣へも檄を飛ばし、會津や東北の不平士族が多く之れに應じようとしたので、政府は警戒を加へ、東京で千葉縣廳を襲はうとした永岡久茂（舊斗南藩士）、竹村俊秀（舊靑森藩士）等が捕へられた。西南地方は物情騷然として、いつ爆發を見ないものでもない狀態にあつた。かくして遂に西南の役は起り、反革命運動は其後の活躍を以て自ら解消することになつた。

前原の檄文四方に飛ぶ　永岡久茂　竹村俊秀

第三十一節　西南役

一　鹿兒島の私學校

西鄕の私學校と西南戰爭

私學校幹部　西鄕隆盛　桐野利秋　篠原國幹　片岡健吉

征韓論に敗れたので西鄕隆盛を始め、熊本鎭臺司令長官桐野利秋・近衞隊付陸軍少將篠原國幹・片岡健吉・谷重喜等は相次いで軍務を退き、東京邏卒總長阪本純凞及びこの部下三百人は一時に職を去つて薩摩に歸つた。これが爲めに鹿兒島は國內に充滿せる不平士族の巢窟となつて、即ち九州の一角に武斷派反政府主

谷重喜
阪本純熙

私學校

九十六萬圓の資金

幼年校
賞典祿二千石

銃隊學校
砲隊學校

今藤勇

分校

講師

英人コツフス
蘭人スケツフル

海外留學生

義の一大集團が出來たのである。

西郷隆盛は郷里鹿兒島で晴耕雨讀の生活を送り、桐野・篠原・村田新八等に學校を經營させ、歸縣の壯丁を教育して他日の國家有用に備へた。西郷の建てた學校には二つある、即ち一は私學校といひ、縣廳保管の舊藩引渡金九十六萬圓を以て之れが經營に充てた。他の一を幼年校と稱したが、これは西郷が恩賜の賞典祿二千石を以て之れが經營に充てゝゐた。幼年校は舊幼年學校の生徒の集團で、篠原が之れを監督し、其下に數名の外人を置き、主として洋學を教授した。併し勢力のあつたのは私學校で舊厩址内に創立し、銃隊學校、砲隊學校の二校に分かれ、前者は篠原、後者は村田が之れを監督し、學科は今藤勇が隔日毎に春秋左氏傳及び七書を講じ、專ら銃砲の操練をなして士氣の鼓舞に力めた。尙ほ私學校の分校を市内と各郷に置き、市内の分校は小學校から退出する生徒を收容し、午後二時から學科の習得と武藝の鍛練とを行はしめ、夜間は少壯の青年が集つて學業を修めた。各郷の分校は百二十四郷に達し、一として私學校のない所はなく、一縣悉く西郷の風に化せぬ所がないと云ふやうな狀態に立ち至つた。講師は左の通りであつた。

講師漢學　久木田泰藏
同　洋學　深見有常
同　英人　コツフス
同　蘭人　スケツフル
監督　篠原國幹

右の中、深見は元と東京南校の教師で、明治六年征韓論が破裂し、西郷の挂冠すると共に辭職し、幼年學校創立の際その教授となり、十年の役には本營付となつて各地に轉戰した。また蘭人スケツフルは毎日私學校に來り教授をした。加之私學校では時々有爲の生徒を選拔して之れを歐洲に留學せしめ、八年には木尾滿

木尾滿次
救仁鄉哲志
日高正雄
野津傳之丞
柏原四一郎
開墾社
平野正介
永山休二
原野開墾栽培
上杉鷹山公の偉債錄
生財論
私學校黨
西鄉內閣
大山綱良の獻身
私學校出身者採用
治外法權實行
特別恩典
小獨立國

次、救仁鄉哲志、日高正雄を派遣し、九年には野津傳之丞、柏原四一郎を派遣した。又別に開墾社を吉野村に設立し、平野正介、永山休二等が之れを監督し、舊教導團生徒を收容し、社內には隆盛の揮毫せる「推倒一世之智開拓萬古之心胸」の書幅を掲げ、生徒が自ら原野を開墾して穀類野菜等を栽培しつゝ學業を修めた。隆盛は嘗て上杉鷹山公の偉債錄を讀んでその文中「國家閑なれば士をして農業に就かしめ、開墾を力め、養蠶を奬む」といふ語に感じ、私學校の生徒をして該書を讀ましめ、生財論を作つて之れを生徒に示したのみならず、自ら率先して耕作に從事し、其範を示したのである。

斯くて私學校は陰然社會の一大勢力となり、世に之れを呼んで私學校黨と稱するに至つた。私學校黨の隆盛を信ずることは、恰も宗教信者と神佛との關係に於けるが如く、隆盛の爲めには水火も猶ほ辭せざる意氣を示し、單純なる師長を以て見る者は一人も無かつた。桐野、村田などは、徒らに隆盛を崇拜するのみではなく、機會の到來を待つて時の政策を變革し、西鄉內閣を組織してその理想及び抱負を實行せんことを期しつゝあつたのである。

西鄉は鄉黨の間にあつて殆んど神の如く尊敬せられ、鹿兒島縣令大山綱良の如きは西鄉を最も崇拜し、私學校の爲めには如何なる努力をも厭はなかつた。ために大山は學校に要する經費を縣から支出したのみならず、縣官、警察吏等の如きも皆私學校出身者を採用した。鹿兒島は間もなく私學校の天地と化し、西鄉は宛然鹿兒島の帝王たるが如き觀があつた。同縣下一圓は特別な治外法權の一區劃、半獨立國の狀態を呈し、政府は之れに對し一指も染めることが出來なかつた。現に士族祿制の處分に當り、政府は大山縣令の要請により、舊鹿兒島藩士のみには特別の恩典を與へざるを得なかつたのである。

明治九年に至り、私學校の勢力は天下を壓し、政府は其一擧一動を卜し一喜一憂し之れを待つに特別の制を以てし、鹿兒島縣は宛然小獨立國たるが如き觀を呈した。然るに當時大久保利通は廟堂に於て內閣總理大

政府の疑心暗鬼

大久保利通と薩派の勢力

討薩の意嚮

政府の猜視私學黨の蹶起

握たる實權を有し、而も隆盛とは既にその公生涯に於て絶交の狀態に在り、隆盛の勢力の盛んになると共に大にその心事を疑ひ、未然に鹿兒島を處理する必要を感じて居たが、之れと對立してゐた木戸孝允はまた別な見地から鹿兒島處分の必要を感じてゐた。孝允は隆盛が征韓論に敗れて隱退後、再三政府から起立を命じられても應じないのを見て深くその心事を疑つたのみならず、朝野に於ける薩派の增長を快しとせず、その處置に就いて深憂してゐたのである。然るに征韓論が破裂し、西鄉以下がその職を辭して野に下つたが、同じく薩派の大久保利通は參議兼內務卿の重位を占め、政府の實權を掌握してゐたので、其勢力は長藩の勢力と對峙してゐた。征韓論破裂後內閣は三條實美が太政大臣、岩倉具視が右大臣であつたが、事實に於ては大久保利通が薩派を代表して實權を握つてゐた。木戸孝允を除くと參議または省卿である大隈重信・大木喬任・山縣有朋・伊藤博文・寺島宗則等の如きは、皆第二流の人物なるが故に、政府の權勢は殆んど利通一人に歸し、宛然總理大臣たるの觀があり、薩閥の勢力は實に絕大なものであつた。加之、一方に鹿兒島の私學校黨が天下の一大勢力となつて來たので、朝野を擧げて薩派の天下たらんとするの形勢になつたので、孝允は討薩の已む可らざることを主張するに至つたのである。

政府が私學校黨を全く猜疑の目を以て見たゝめ、然らぬだに政府に對して不平を禁ぜざりし私學校黨は速かに蹶起して政府を廓清せんことを望むに至つた。

之れより先き九年、前原一誠が兵を擧げた時、私學校黨は時機到れりとなし、之れと相呼應して起たんとし、黨中の一人は隆盛を訪ひ、事の由を告げて『前原一誠が萩に起つた、これこそ逸すべからざる絕好機である。須らく議を決して奮起されたい』と述べて隆盛の蹶起し促したが、隆盛は之れを聞いて容を改め『長州の騷亂は國家の大患である。之れを好機といふのは何の意ぢやと叱したと傳へられる。

二　西郷隆盛暗殺の陰謀

西郷隆盛暗殺の陰謀

私學校の内偵
林有幸

中原尚雄
佐藤信武
岡田長照
平田宗質
菅井誠美
古垣兼成
野間口兼一
末廣直方
田中直哉
柏田盛文
安樂兼道
土持高
西彥四郎
猪鹿倉兼文
大山綱介
高崎親章
山崎基明
前田素志
川上親晴
伊丹親恒
高橋爲清
松下兼清
樋脇盛治
私學校黨離間
西郷隆盛暗殺計畫
川路利良大事を授く
中原等大義名分を遊説す
一擧一動報告

政府は西海の爭亂相踵いで起り、私學校黨の形勢も亦穩かならざるを知り、視察のため内務少輔林有幸を鹿兒島に派遣すると同時に、探偵數十名を選拔して窃に鹿兒島に入り、私學校黨の行動を探偵せしめた。その主なる姓名を擧げると二等少警部中原尚雄、佐藤信武、學生平田宗質、二等中警部菅井誠美、古垣兼成、二等中警部岡田長照、二等少警部野間口兼一、二等中警部末廣直方、學生柏田盛文、新聞記者田中直哉、二等少警部安樂兼道、二等少警部土持高、二等巡査西彥四郎、學生猪鹿倉兼文、大山綱介、二等少警部高崎親章、二等少警部山崎基明、四等巡査前田素志、川上親晴、伊丹親恒、四等巡査高橋爲清、同松下兼清、一等巡査樋脇盛治等で、これ等の警吏及び學生はすべて鹿兒島縣人で、表面は休暇歸省と稱してゐたのであるが、その實は政府の探偵で、眞の目的は私學校黨を離間し、西郷及び桐野・篠原等を暗殺し、熊本鎭臺と通謀して陸海軍の兵を擧げ、鹿兒島を掃蕩せんとするに在つたのである。

九年十一月、時の大警視川路利良は深く鹿兒島の處分に苦慮し、窃に中原尚雄に私學校黨を離間するの秘策を授け、鹿兒島に入つて其動靜を探り大いに爲す所あらしめんとした。中原は川路から秘策を受くるや、直ちに同志を集めて事を謀り、次で同十一月二十六日一同は川路の舊邸に會して私學校黨の動靜を探り之れを攪亂すべき議を決定し、斯くて一同は窃に東京を出發して鹿兒島に向つた。

十年一月、中原尚雄等は鹿兒島に着し、直ちに大義名分論を標榜して先づ親戚故舊の間に遊說し、私學校黨に對しては急に其籍を脫せしめ、新に入らんとする者は之を遮り、且つ私學校黨の一擧一動を偵察し、之れを政府に報告した。然るにこの擧動は忽ち私學校黨の怪む所となり、私學校黨の領袖は直ちに中原一行に注目し、之れが對策を講ずるに至つた。時に私學校黨同志の士に兒玉軍治、谷口東太なるものがあつたが、

中原現まる
兒玉軍治
谷口東太

私學校破壞、西鄕暗殺の計畫

永山彌一郎
逸見十郎太
西鄕小兵衞
高城七之丞
河野主一郎
淵邊高照

政府の彈藥銃器の輸送

奪還運動

高城邸の會合

二人はもと中原と共に兵器方の足輕で、兵器隊並に東京警吏奉職中の同僚だつた關係から中原とは至つて親しい間柄であつた。二人は私學校黨の同志ではあるが私學校には籍を置いて居なかつたので、私學校黨の領袖はこの二人に旨を含めて中原等の擧動を探らしめた。

是に於て兒玉、谷口は中原と舊交を溫めるに稱して接近し、彼等の胸中を探つて一々之れを私學校黨の領袖に報告したが、學生等はその內情を知らず、却つて兒玉・谷口の擧動を憤り、往々二人を斬らうと激する者さへあつたが、二人は毫も之れを顧みず、斷然身を犧牲にするの覺悟を以て益々中原等との交りを密にしたので、中原は二人を以て共に事を謀り得る者と深く信ずるに至つた。或日中原は谷口と談話中不用意にも竟に一大密謀を漏らし、私學校を崩解せしめ、西鄕暗殺の陰謀を打明けるに至つた。谷口は尠からず驚いたが素知らぬ顏をして立歸り、直ちに之れを私學校黨に報告した。爰に於て平素西鄕を神と仰いでゐる私學校黨は谷口の報告を聞いて烈火の如く憤激した。併し中原の一味は各地方に散在し、其姓名も不明であり、剩へ中原は固く秘してゐるので容易に判明せず、兒玉、谷口は之を知らんが爲めに頗る苦心したが、また永山彌一郎、逸見十郎太、高城七之丞、西鄕小兵衞、河野主一郎、淵邊高照等は日夜永山の宅に會合して密議を重ねてゐたが、偶々政府が西鄕暗殺の目的を以て多數の刺客を鹿兒島に送つたといふ流言が鹿兒島縣下一帶に行はれ、私學校黨は悉く之れを信じ、政府の陰險に激昂し、血氣に逸る靑年は期せずして暴動を激成するに至つた。折柄政府は潜かに汽船赤龍丸を鹿兒島に遣し、磯、草牟田及び櫻島にある三倉庫の彈藥銃器を神戸に輸送しようと企てた。然るに私學校黨は之れを見て、政府は愈々私學校黨撲滅の兵を起すものと速斷し、明治十年一月三十日、三十一日の兩日に涉り上記の三倉庫を襲ひ、銃器彈藥を奪回した。この報が一度私學校に達するや、篠原國幹を首とし永山・渡邊・小西鄕・高城・河野等は高城邸に會合して鳩首凝議の結果、此變を機會として中原一味の姓名及寓居を探すがよいと一決し、直ちに谷口を招ぎ、窃に策を授けて之

れを探らしめた。

中原逮捕さる

十月三十日、谷口は私學校黨領袖の旨を銜んで中原を訪ひ、昨夜私學校黨は彈藥奪掠の暴擧に出で、事態は漸く重大にならうとしてゐるが、此際同志の在る所を知り、且つその姓名を知らなければ、或は同志打をする虞がある。故に僕を信ぜぬならば已むを得ぬが、然なくば之れを知らせて貰ひ度いと言つた。中原は既に谷口を充分信じてゐたので一味の寓居姓名を告げ、且つて同志間の暗號をも敎へた。

篠原の斷言

谷口は中原から刺客の姓名住所を知るや、馳せ歸つて之れを永山に告げたので一同は大に激怒し、直ちに捕へて之れを斬るべしと逸り立つたが、篠原は之れを制して事實分明になつたとはいへ、直ちに彼等を斬ることは輕忽に失する、宜しく西郷先生に告げて指揮を待つて之を斷ずるを至當とする』と述べたので、さしも逸り立つた一同も之れに服し、隆盛の弟西郷小兵衛をして急に隆盛の許に赴き其指揮を乞はしめた。

大根占の西郷

時に隆盛は一僕と三犬とを率ゐて、鹿兒島を距ること十數里の大根占に狩獵して居たので、小兵衛は輕舟を傭ひ、六挺櫓を立てゝ大根占に急行し、隆盛に面會して委細を語り其指揮を仰いだ。隆盛は之れを聞き慨然として『事既に是に至る以上彼等を斬つたとて何の益もない。宜しく彼等を捕へて其事實を證明せしむるがよい』と言つたので、小兵衛は歸つて之れを同志に報告した。一同は隆盛の旨を體し、警部巡査をして中原以下の一味徒黨を捕縛せしむる事に決した。

中原一味の徒黨逮捕

一月三十一日早朝、鹿兒島縣第四課長一等警部中島健彥は登廳して、縣令大山綱良に面會し、中原等陰謀發覺の事を告げ、且つ中原等の黨與を逮捕するため、同日任命の臨時巡査三十名を分遣することを告げた。大山縣令は之れを聞屆けたので、中島は臨時巡査三十名を指揮し、中原一味の遁走を防ぐ爲めに大口、出水兩街道の警備を嚴にし、二月三日猛雨を冒して先づ中原尙雄を逮捕し、尋いで岡田以下其黨與六十餘人を捕縛し、安樂兼道は自訴したので、これ等を第一及び第二分署に拘禁した。斯くて中島警部及び二等警部二禮

安樂兼道の自

訴
中原自白
鹿兒島縣下掃蕩
斷然擧兵に一決
一萬五千の靑年
大山綱良
軍の配置
篠原國幹
村田新八
永田彌一郎
桐野利秋
池上四郎
別府晋介

景道が詰問の任に當つて取調べたが中原は初め詭辯を弄して容易に實を吐かなかつたので、中島警部は谷口東太を呼出して之れと對決せしむるに及び、中原も今は曲辯の餘地なく遂に其陰謀の次第を自白するに至つた。

それに據ると、彼等は政府の密旨を受けて窃に西郷を初め私學校黨の領袖を暗殺し、之れを熊本鎭臺に報告して直ちに陸海軍を以て鹿兒島縣下を掃蕩するにあつた。曩に私學校黨が暴動を起した時、西郷、桐野、村田等の幹部は此事變に加はらなかつたが、事態が斯くまで進んでは何うすることも出來ないので斷然擧兵に決して、西郷は東上の口實を刺殺に托して公表した。

西郷が五十二年の生涯を擧げて、子弟の爲めに犧牲にするの決心を以て蹶起した時、彼の爲めには水火をも辭せぬ勇壯血氣な靑年一萬五千が期せずして一其傘下集つた。縣令大山綱良は軍に金穀を供し、且つ沿道の鎭臺府縣に『大將東上して政府に問ふ所あり』と通報した。軍は之れを六箇大隊に分ち、篠原國幹、村田新八、永山彌一郎、桐野利秋、池上四郎、別府晋介が各々其隊長となり、二月十四日、十五日を以て鹿兒島を發し肥後に向つた。尚ほ西南役のことは軍事篇を參照されたい。

經濟篇

民營鑛山
五代友厚金銀分析場
弘成館
歐米の鑛山會計法を精査せしむ
社則帳簿の法を定む
天和銅山
政所銀鉛山
和氣銅山
久米銅山
半田銀山
大立銀山
豐石銅山
生野銀山
混汞法
鹿籠金山
製銅會社の設立
小野組

四　民營鑛山

官行山が歐米から專門技師を招聘して從來の舊式施設を撤廢し、洋式機械を据付けて大規模の採掘を開始したが之に刺戟せられ、民間に於ても亦鑛山開發及びこれが經營を志すものが出たが、就中鹿兒島藩士五代友厚は偶々造幣寮の設立せらるゝや、有志と相謀り大阪今宮に金銀分析場を開き、舊幕時代の舊貨幣を熔解して貨幣改造の實を擧げ、同時に數十萬圓の利潤を得たと稱せられる。次いで友厚は明治五年鑛山開拓社弘成館を設立し、鑛山開發に努めたが、明治工業史、鑛業篇には『五代友厚は明治五年鑛山開拓社弘成館を設立し、自ら之が主となり、一方老實家を各地に派遣して全國著名の鑛山を調査すると共に、一方規則會計の法を定むべく廣く歐米の鑛山會社法を精査せしめ、之に依りて社則帳簿の法を定め、以て益々鑛山の開發經營に當れり。而して開坑せられたる鑛山は、大和の天和銅山・近江の政所銀鉛山・備前の和氣銅山・美作の久米銅山・半田銀山・播磨の大立銀山・石見の豐石銅山等にして、就中最も巨額の資金を投じ、又最も利益を擧げたるは半田銀山なりき。半田銀山は明治七年再興當時に於ける採鑛製錬の法共に極めて幼稚にして、唯僅に舊式法を用ひ、又は自家稼制に依るものなりしが、泰西技術を應用せる生野銀山に倣ひ、混汞法を適用し、諸般の設計を洋式に則りて經營し、爾來同十八年九月に至るまで費したる資金は約九十萬圓にして、産銀額は約百貳拾餘萬圓に上れり。又別に二三有志と共に鹿籠金山の再興を謀り、住友家其の他の有志と共に大阪に於いて製銅會社を興し、各地產出の粗銅を精製して、之を海外輸出に充てんと企圖せしことあり、斯く大いに本邦鑛業の振興を謀り、東西十數箇所の鑛山を興業したるは、又以て民間斯業の勃興にあつかりて力ありき云々』とある。

五代友厚と殆ど同時に鑛山の開發に活躍したのは京都の小野組である。明治工業史、鑛業篇に『又京都小

古河市兵衛
阿仁銅山
川口銅山
加護山製錬所
院内銀山
太良鉛山
荒川銅山
八森銀山
草倉銅山
幸生銅山
小野組の瓦解
古河の活躍
八總銅山
九十郎畑銀山
足尾銅山
大島高任
輕井澤銀山
廣谷銅山
古河本所熔銅所
古河市兵衛盛んに官行山を買收す
岩崎彌太郎
吉岡銅山
岩崎彌之助
面谷鑛山
小眞木銀山
大葛金山
住友家の別子銅山
ラローグ
鹽野門之助
洋式精銅試驗所

野組（主管古河市兵衛）は明治五年夙に秋田縣下に於いて鑛業を意圖し、同七年三月生絲貿易に依りて得たる贏利貳拾八萬餘圓を投じて資金となし、阿仁銅山・川口銅山・加護山製錬所・院内銀山・太良鉛山・荒川銅山・八森銀山の經營を一手に收め、其他草倉銅山・幸生銅山をも稼行したり。然るに同年小野組の瓦解に遭遇し、爲に是等の鑛山或は休山し、或は復た政府の手に歸したり。是に於いて古河市兵衛は獨立して鑛山經營再起の計畫を樹て、小野組瓦解後、大藏省に沒收せられたる越後草倉銅山の拂下を請ひ、明治八年之を稼行するに至るや、幸に產銅漸く多く、幾許ならずして巨額の利益を收めたり。これ古河が將來に大成するの端緒なりき。尋いで羽前の幸生銅山・岩代の八總銅山・越後の九十郎畑銀山を始め、其他數鑛山に對し夫々資を投じて稼業したるも、多くは功を奏する能はざりしが、更に屈するところなく、明治十年三月足尾銅山を買收したり。當時足尾銅山は明治初年以來、日光及び栃木縣の所轄となり、同四年民業に移り、極衰の時代にして、一箇年の產額僅に壹萬四千貫に過ぎざりしが、苦心經營、施業の方法を改良し、斬新有利なる機械を輸入適用し、其の規模を擴大し、以て隆盛の氣運に向はしめ、遂に本邦第一の銅山となりたり。又同十二年大島高任の坑主たりし輕井澤銀山に加盟して協同經營すること二年、同十四年遂に之を專有し、後ち越後の廣谷銅山をも併合して事業大いに進展し、產額大いに增加したり。是に於て足尾及び草倉を始め自家諸鑛山產出の粗銅を精製するの目的を以て、明治十七年七月資本金拾萬圓を以て、東京市本所區柳原町に古河本所熔銅所を起工し、同年十月竣工營業を開始したり。當時足尾銅山の產出粗銅は一箇月七十五萬斤に上り、草倉銅山亦二十五萬斤に達したり。更に明治十八年一月、官坑院内銀山を買收し、同年官山阿仁銅山を拂下け、太良鑛山をも亦買收したり云々」とある。

小野組が秋田縣下の鑛山經營に著手した翌年（明治六年）三菱會社主岩崎彌太郎は備中の吉岡銅山を、同族岩崎彌助之は同二十一年面谷鑛山小眞木銀山・大葛金山を買收した。また住友家は世々別子銅山を經營しつゝ

ラローグ
鹽野門之助
横山隆平
瀬川安五郎
杉本正德
大阪藤田組
堀伴成
神岡鑛山
三井組
工業

あつたが、維新後官山を始め各地の鑛山に於て洋式機械を採用し、大いにその産額を增加せるに刺戟され、別子銅山の擴大を計畫し、明治七年佛國技師ラローグを雇聘して採鑛製錬法に大改革を斷行すると共に、翌八年には鹽野門之助を海外に留學せしめて製錬法を研究せしめた。越えて同十六年に至り地を新居濱村總開に卜し、始めて洋式精錬試驗所を起した。

その他明治初期の鑛山に就いては明治工業史、鑛業篇に『又當時各地方に於いて鑛業を企畫するもの多く、前田藩家老横山隆平は明治十四年加賀の尾小屋鑛山を開掘して、後年横山鑛業部の基礎を開拓し、瀬川安五郎は同十年東北地方に於て工部省より荒川銅山の拂下けを受け、同十三年日三市鑛山を興業し、杉本正德は同十七年東京鑛山會社を設立して小眞木銀山を經營し、大阪藤田組は同年小坂鑛山及び十輪田銀山を買收稼業し、又、堀伴成は中國に於いて笹ケ谷銅山を繼承經營したり。其の外、大巻、大荒澤、卯根倉、永松、唐戸屋、口立、畑佐、倉谷、高昌、銅ケ丸、帶江、金生、東山、市ノ川、金山、千原、佐須、牛尾等諸種の鑛山も亦、皆明治初年より十年前後に於いて民間個人又は地方住民二三協同の事業に依りて再興或は開發の運びとなれり』とある。

神岡鑛山は發見以來、地方住民がその經營の任に當り、銀、鉛を豐富に含有するを以て有名な鑛山であるが、明治十八年頃に至り同鑛山は十一坑に分割し、その借區主の如きは實に八十餘名の多きに達し、雜然として毫も統一がなかつたが、明治十九年に至り三井組が之れが買收を企てゝ同二十一年つひに全鑛山を買收統一し、洋式機械を据付けて營業を繼續した。

第九節　工業

一　工業の保護奬勵

工業の保護奬勵

官制大改革

產業の保護奬勵

模範工場の新設

傳習生を募集

學理的試驗

佐野常民

內國勸業博覽會

各府縣聯合の共進會

政府は維新直後官制の大改革を斷行して中央集權の實を擧ぐると共に外交を整調して國威の伸長を圖つたが、內外政務の整備するに及び盛んに歐米の文物制度を輸入し、就中產業の保護奬勵する必要を認め、明治五年以來富岡製絲所、セメント製造所、硝子製造所、新町屑絲紡績所、千住製絨所、愛知紡績所、廣島紡績所等の模範工場を新設し、各地から傳習生を募集して新技術を敎授した。また內務省の內山下・牛込新小川町に兩試驗所を設置して石鹼製造、活字製造、鐵葉製造、陶器製造、磁器製造、塗物製造等の技術を傳習せしむると同時に、これ等の學理的試驗を行うてその發達を助長したが、一方工部省にては勸工寮に屬する赤坂溜池葵町の製絲場、活字製造場、女工傳習所等において洋式の新技術を傳習せしめたが、これ等の傳習生は卒業每に各地に分散して新工業の起業勃興を絕大な便宜を與へたことは言を俟たぬ。尋いで明治七年佐野常民が墺國博覽會から歸朝するや、同博覽會にて購入せる製絲撚絲の兩機械、織機、莫大小製造器械、煉瓦製造器械、石膏型、活字紙型、染色原料等を始め種々の貿易見本、參考品等を陳列して公衆の縱覽に供すると共に、洋式製絲機械、織機等を据付け、墺國博覽會の時歐洲で傳習せる人々をして各縣から選拔派遣せる職工に洋式の新技術を傳習せしめて、我が製絲、紡績、織物等の發達改良を助長せしめる所があつた。その後西南戰爭が勃發して社會の不安を招ぎ、ために不景氣のため一時產業の不振を招いたが、政府は西南役後銳意產業の振興を圖り、明治十年八月から東京下谷上野公園に第一回內國勸業博覽會を開催して廣く各地の物產及び製造品を陳列し、その比較研究なさしむると共に、一般公衆の縱覽に供して國民の覺醒を促し、以て產業の發達を圖る所があつた。これより五年每に內國勸業博覽會を開催して、產業の興隆を助長した。また同十三年ころから各府縣聯合の共進會を開かしめ、政府から審査官を派遣し、その優秀なるものには賞牌

五品共進會
勸業貸下金
優良職工
起業資金の貸與
見本類
特許意匠商標の三條例
帝室技藝員
槇村正直
舍密局
ドクトル・ワグネル
伏見製鐵所
工學寮
工部大學
工科大學

褒狀等を授與して奬勵の道を講じたが、就中非常な利益を與へたのは同十八年東京下谷上野公園に開催せる五品共進會であつた。かゝる保護奬勵の外政府は外國から製絲機械を購入してこれを無利子年賦で貸下げると共に、勸業貸下金をもつて新規の工業を奬勵するため各府縣の工業家に貸下げたが、これ又相當の效果ありしことは想像に難くない。政府は一方において産業奬勵の目的を以て各地模範工場を建設してその範を示し、各地から優良なる職工を募集して新技術を傳習せしめ、五年毎に內國勸業博覽會を開催して國民の覺醒を促して奮起せしむると共に、起業資金を貸與して大いに産業の發達を圖ると共に、各府縣に勵業諮問會を設けて名望ある工業家の意見を上陳せしめ、或は同業組合準則を發布して工業家の團結統制せしめて疎製濫造の惡弊を矯正し、或は海外から種々の見本類を蒐集縱覽せしめて製造家の參考に供し、銳意産業の發達を圖つた。かくて我が國の産業はその面目を一新し、漸く興隆の緒についたので、工業家保護のため明治二十一年十二月には特許、意匠商標等の三條例を發布し工業家に特權を與ひ、以て産業の健全なる發達を圖つた。加之同二十三年十月、宮內省において美術工藝を奬勵のため帝室技藝員を十四人選任されたが、同二十九年更に十一人を追任した。中央政府に於て斯く保護奬勵策を採つて産業を助長したので、地方においても之に倣ひ、各々斯道の學者を招聘して産業の發達を圖つたが、京都府知事槇村正直は先づ小學校を建設して初等教育の普及に努むると共に、明治三年舍密局を置き、獨逸人ドクトル・ワグネルを雇聘して陶器、硝子、石鹼、染色等の製造業を起し、織殿、染殿、撚絲工場、梅津製紙所、伏見製鐵所等を設立して産業及び美術工藝の振興を圖つたので、京都の産業は大いにその面目を革めた。明治政府は産業の保護奬勵と共に實業方面の教育にも意を注ぎ、明治四年には工學寮を設置したが、同十年一月には工學寮を工部大學校と改め、同十一年に至つてその校舍の竣工するに及び、土木學、機械工學、造家學、製造化學、造船學、電氣工學、鑛山學、冶金學等の學科を置いて授業を始めたが、次いで同十八年に至り文部省に屬し、工科大學と改稱され

東京職工學

た。また文部省では明治十四年五月淺草藏前に東京職工學校を設立し、ドクトル・ワグネルを教師として陶磁器、染色、織物等の學科を教授せしめた。後の東京高等工業學校が、即ちこれである。次いで同二十七年に至り、實業教育普及の必要を感じ、實業教育費國庫補助法を議會に提出し、その協贊を得て補助金を支給し、且つ工業教員養成規定をも發布して實業教育の普及に努めたので、これより各地に續々工業學校の設立を見るに至つたのである。

三大萬國博覽會の影響

二　三大萬國博覽會の影響

パリの第四回萬國博覽會

工業博覽會

官吏派遣

維納の萬國博覽會

總裁大隈重信副總裁佐野常民

萬國博覽會は英國の工藝家が發明したもので、西紀一八五一年同國ロンドンで開催されたのを以てその濫觴とする。第二次は西紀一八五五年の佛國パリの萬國博覽會、第三次は西紀一八六二年ロンドンに開催され、第四次は西紀一八六七年パリにて開かれた。即ち我が慶應三年にして、天下騷然たる時なりしも、この時はじめて幕府、鹿兒島、佐賀の兩藩から出品して參加した。維新後にいたり明治四年米國サンフランシスコの工業會社に於て工業博覽會を開くや、我が國にも出品を勸請して來たので、政府は東京府に命じ、府下商人に勸說して出品せしめ、府の官吏を派遣した。されどこれは日本全體を代表せるものではなかつた。政府が帝國を代表して參加したのは、一八七三年墺國維納に開催された萬國博覽會である。この博覽會に參同するため、政府は日比谷門內に博覽會事務局を設置し、參議兼大藏卿大隈重信を總裁に、議官佐野常民を副總裁に任じ、博覽會の事務を監督せしめた。

その後事務局は山下門內舊佐土原邸內に移された。されど開國以來日尙淺く、且つ博覽會なるものの眞相を解せざりしかば人民から進んで出品を申出づるものは一人もなかつた。よつて政府は地方官に令し、種々の出品を採集せしめ、それを明治五年十一月十九日山下門內（先きに日比谷門內に設けられた博覽會事務局は後山下內に移された）の博物館に陳

出品寫眞

列して、天皇皇后兩陛下の天覽に供し奉り、翌二十日から二十八日まで一般民衆に縱覽を許した。大正十四年十二月二十日東京朝日新聞社發行、アサヒグラフ臨時增刊、寫眞百年祭記念號に古堀榮氏の所藏にかゝる明治六年墺國博覽會出品寫眞帳に當時の出品寫眞があるから、これに依つてその品目を再錄して、史家の參考に供しよう。

内　譯

墺國博覽會　明治六年癸酉維納府開場

伊勢國大神宮社之雛形（內宮外宮）、西京大內紫御殿、大阪天滿鐵橋、東京江戶城、鶴見汽車道、尾張名古屋金鯱、谷中天王寺塔五十分一雛形、提燈東京製渡一丈二尺、大皷渡六尺。

諸縣出品樟蟲（れらかたゆう、やままゆ、てぐす）、綿類、藥品類、さめ皮、綿絲、麻類染家用木皮、乾貯々食物類。諸縣出品澱粉類、木實類豆類海藻類。

漆塗見本（橋木市藏、新井平兵衛）漆類各色膠、塗用品、金銀銅錫箔類。

諸縣產銘酒類、乾烏賊、乾石澤明、繪蠟燭會津產、白蠟諸縣產。

製茶類山城宇治駿州信樂、菓子類諸縣產東京藤村製、煙草諸縣產同機械、煙管類、織物類、諸縣產革染革類、姬路革、同文庫、小林總齋製和歌山靴、蒔繪類東京製。

茶器同棚飾り、玉石細工、東京四谷朝倉松五郎作、銅鐵製七寶諸具、金製釜銀製風呂釜、打物類鍛冶具、打物鑄物大聖寺象眼、麥わら細工、丹後國省藤細工、東京水皿細工、寄木細工木彫。

攝州有馬、駿州府中、相州箱根、東京彫。蒔繪諸具東京諸縣、竹細工駿州府中、竹細工蟲籠駿州府中、煙草差蒔繪新井平兵衛作、家具有馬、府中、箱根、會津其外諸縣製。石細工、人形（西京）のぼり（東京）手遊撻凧、揚弓、扇、團扇、押繪額同羽子板、毛植細工、樟玉、紙製草花、鼈甲細工（長崎縣）、象牙細工（東京）。

技術傳習生
佐々木長淳
津田仙
緒方道平
松尾信太郎
山田藤三郎
河原忠次郎
田中精助
田中文助

魚漁具、筆墨硯、紙煙草入、小箱、元結、封筒、紙製敷物、羊羔紙、具足、軍扇、傳信機廣瀬自穀作、絲操機械、織物機械、樂器、琴、三味線、笛、太鼓、船雛形、家根、猪牙、農具、農家雛形、商店、蔵、市家雛形、蒔繪棚、香具、碁盤、將棋、双六盤、小箱、箕、笠、ざる、ふるひ、みの、桶、陶器肥前有田燒、花瓶、大皿、陶器肥前有田、山城西京、尾州瀬戸、淡路燒、東京繪附、陶器同上、陶器同上諸縣製、陶器諸縣製、神輿、幣神四神、動物製造品、北海道家具機械北海道人物、衣服裂、一向宗佛壇等であつた。墺國の大博覽會に廣瀬自穀作傳信機の出品も珍だし、笠、ざる、ふるひ、嚢の陳列も全く國辱物である。

明治六年一月三十日、佐野副總裁は辨理公使の資格で出張官七十七人及び博覽會參與獨逸人ドクトル・ワグネル其他出品人諸職工等を率ひ、墺國に向ひ横濱を出帆した。右出品の中審査の結果、名譽證狀五、進歩賞牌四十三、表狀六十六、有功賞八十、雅致賞牌一、補助賞牌五を得た。佐野副總裁は墺國滯留中、隨行員の中から才學あるものを選抜してこれを技術傳習生となし、參與ワグネルの斡旋によつて各地に派遣し、諸科を研究せしめた。技術傳習生佐々木長淳は、養蠶法を、津田仙は樹藝法を、緒方道平は山林法を、宮城忠左衛門は園庭築造法を、平山英三は工作圖學を、竹内毅は卷煙草製造法を、内山平右衛門は園庭築造法を、松尾信太郎は造船法を、松尾伊兵衛は建築法を、朝倉松五郎は眼鏡製造法石類及大理石磨法を、山田藤三郎は蒸餅製造法を、岩橋教章は石版、畫術、地圖を、齋藤正三郎（後清野三吉と改む）は木器革類の塗法を、石井範忠は製紙法を、河原忠次郎は陶器製造法を、中村喜一郎は染色法を、丹山陸郎は石膏型の製法を、納富介次郎は陶器製造法を、伊達彌助は組織法を、田中精助は時計製造法、電信機械製造法を、藤山種彦は活字製造法、同紙型製造法、硝子製造法、鉛筆製造法を、田中文助は製絲法を、藤島常興は測量器製法、針盤製造法を研究した。これ等の傳習生はいづれも數ヶ月の短時日によくその技術を練習して歸朝し、我が工業界に歐洲の新

知識を輸入し、その改良發達を助長して非常な利を與へた。また當時佐野副總裁に隨行せる松尾儀助、岩井兼三郎等の商人は英商アレクサンターバーク會社及び維納の商人タラオ等と特約を結び、明治七年東京京橋區木挽町六丁目に起立工商會社を設立して工藝品を輸出した。

アレクサン・ターバーク會社
タラオ
起立工商會社
墺國博覽會見聞錄

佐野副總裁は博覽會を了へて歸朝するや、明治七年一月、墺國博覽會見聞錄を發行して之を頒布すると共に、同年三月から向ふ五十日間再び山下門内の博物館に滯墺中購求せる製絲機械、撚絲、機織機、メリヤス製造器械、煉瓦製造機、活字紙型、染色原料、石膏型を始め未だ我が國に行はれぬ歐米の新機械類、標本等を陳列して公衆の縱覽に供し、大に我が國の商工界を啓發する所があつた。

合衆國建國記念博覽會

墺國博覽會に次いで西紀一八七六年（明治九年）米國ペンシルヴァニア州ヒラデルヒアに於て亞米利加合衆國建國壹百年記念博覽會が開催された。わが政府は先きの墺國博覽會に鑑みる所があり、出品物の海上保險料及び出品人の渡航旅費等を支給して大にその出品を奬勵した。これより米國へ我が工藝品の輸出が增加したと傳へられる。明治政府になつて第三回目の萬國博覽會は西紀一八七八年（明治十一年）に開催された佛國パリの博覽會であるが、この時は我が國民も漸く博覽會の利益を認識せる事とて政府の官給斡旋を待たず、各地の人民が奮つて之に參加出品した。これ等の三大博覽會は我が產業の勃興を誘致し、工藝の發達を促し、直接間接我が國に影響する所が少なくなかつた。

產業の勃興を誘致

三　洋式模範工場の設立

洋式模範工場の設立

明治政府は政治工作に西洋の文物制度を輸入すると共に深く產業に留意し、機械工業の必要を感じ各地に洋式模範工場を設立して、產業發達の資に供した。その第一着手として重要輸出品である生絲の改良をはかり、明治三年頃から佛國人ブリュナを雇聘し、興業費參拾壹萬貳千餘圓を投じて模範機械製絲工場を群馬縣

上野國北甘樂郡富岡に建築した。同五年に至り工場が竣成したので女工二百餘人を募集し、製絲法を傳習せしめた。講習を修了する毎に同模範から出る傳習は各地に分散して、製絲の教師たるもの數千名の多きに達した。これがために維新の際失墜せる聲價を挽回し、またこれ等傳習生の指導によつて各地に機械製絲工場の勃興を見るに至つた。また政府は機械製絲を奬勵すると共に、屑繭屑絲の處分に留意し、これ亦機械によつて製絲化することに決し、明治七年瑞西人を雇聘し、興業費拾參萬八千九百餘圓を以て群馬縣上野國綠野郡新町に屑絲紡績所を設立すべくその工場の建築に着手し、同十一年十月その竣工と共に操業を開始した。

瑞西人を雇聘　屑絲紡績所

我が國には古來草綿を產し、簡單なる器械によつて之を紡ぎ、服用に供しつゝありしが、その術不完全なるため綿絲綿布の輸入を招きために、我が傳統の綿業は漸次萎靡せるを以て、政府はこれが挽回を策し、明治十一年一月內務省は外國から二千錘立紡績機械二基を購求し、地を草綿產出の多き愛知縣下三河國額田郡大平村並に廣島縣下安藝郡上瀨野村にトし、同十二年四月一基を廣島縣下へ貸下げ、同年八月一基を愛知縣下へ貸下げられ、各々工場の建築に着手し、大平村の愛知紡績所は同十四年二月竣工して十二月から開業せしも、廣島縣の分は未完成のまゝ同十五年廣島縣に移管せられた。これ等の二工場は十三、四の兩年に涉り、起業基金を以て英國から二千錘の紡績機十基を購入して各縣の有志家へ十年賦にて拂下げたので、各地方に一時に紡績業が起り、模範工場の效用をなさなかつたといふ。

紡績機械の購求　愛知紡績所　各地に紡績業起る

斯の如く政府は各地に製絲、紡績の模範工場を設立して製絲工、紡績工を養成して新知識の普及に努め、斯業を奬勵すると共に、陸海軍の擴張に伴ひ、將來絨類輸入の激增すべきを慮り、これが防遏と軍事品獨立の目的を以て國內に製造所の模範工場を起し、且つ牧羊奬勵のために、明治九年、先きに獨逸にて絨類製造法を修めた井上省を同國に派遣して技師を雇聘し、興業費貳拾九萬參千九百餘圓を投じて東京府下葛飾郡千住に該工場を新築し、同十一月開業した。同工場は明治十四年農商務省の設置せらるゝに及びその所管に屬

牧羊奬勵　絨類製造工場

セメント製造所
深川製作寮出張所
宇都宮三郎
硝子製造
品川硝子製造所
工場拂下規則
纖維工業
機械製絲
蠶絲の振興
道具屋又藏

したが、同十九年に至り一旦工部省に移管せられしも、同二十一年陸軍省の管理に屬し、今日に至つた。政府はこれ等の摸範工場を建設したる外、西洋建築の増加するに從ひ、セメントの需要が起るべきを慮り、內務省に命じて東京深川淸住町にセメント製造所を設置する計畫を立てしが、同業は明治七年一月工部省に移管し、深川製作寮出張所と改め、同寮六等出仕宇都宮三郎をして事業を監督せしめた。然るに土木寮の計畫は歐米式の製造に適せざるを以て先きの設計を變じ、更めて工事に着手し、同八年五月十九日工場竣成し、この日始めてセメントを燒製せりと傳へられる。また橫濱開港以來累年硝子の輸入増加するを以て、我が國でも硝子製造を奬勵する必要あるを感じ、これが模範工場設立の計畫を樹て、明治九年四月一日東京北品川驛に品川硝子製造所を建築し、英國技師を雇聘してフリント硝子を製造せしめた。これより我が國の硝子製造は大いに面目を改めたと云ふ。然るに同十三年十一月に至り、さきに政府が國內産業奬勵の目的を以て各地に設立せる模範工場がその構成整頓し、略ぼ設立當時の目的を達するに至つたので、明治十三年十一月工場拂下規則を定め、官廳所有の諸工場を民業に移すべき旨を發布し、千住製絨所を除く外、いづれも民間に拂下げた。されどこれ等の模範工場に倣つて各地に私立の各種製造工場が起つたので、これより我が工業は頓にその面目を改め、今日の發展をなすに至つた。

四　纖維工業

（一）機械製絲

安政六年七月橫濱の開港以來、海外に於ける我が生絲の需要が増加した。ために我が國の蠶業に頓に振興し、輸出向きの製絲を試むるものを生ぜしも、當時は輸出手續きを知らざると外國人との取引に馴れざるを以て躊躇するものが多かつたが、偶々上州前橋の商人道具屋又藏が初めて佛蘭西二十番館へ賣込んでから、

これが動火線となり、横濱居留地外人との取引が始まつた。これより我が製絲家は輸出向生絲の製造に意を注ぎ、各地から相踵いで生絲を横濱へ出だすに至つた。

手挽坐繰　島田造　提造　鐵砲造

當時は未だ機械製絲が行はれず、いづれも手挽坐繰の生絲なるが故に、土地によつて生絲の纖度を異にしてゐたので、武州八王子、信州飯田、濃州松代等の產糸を島田造、上州前橋、富岡、下仁田、信州上田、松代、甲州、武州八王子等の產絲を提造、仙臺、江州長濱等の產絲を鐵砲造などと唱へて、取引上區別をした。外國人の取引當時は前記の如く我が國の製絲術は極めて原始的にして頗る幼稚なもので到底歐米の機械製絲とは比較にならず、その纖度の如きも三十以上のものであつたが、各地とも粗造の弊なく、精製品のみを選抜して輸出せしより聲價を墜さず、就中信州飯田產の島田造は品位極上にして頗る好評を博し、その價格常に第一位を占めたりと傳へられる。

信州飯田產　坐繰二口取　品位を度外視　不正商人の跋扈　聲價を失墜

然るに萬延元年末から文久元の初めにかけ、外國人が細絲を好むので、各地の製絲家は擧つて細絲の製造に專念しつゝある際、偶々坐繰二口取を考案せしものがあつたので、その至便にして倍舊の能率をあげ得るより、生產者の慾心を增長せしめ、繰目の多いのと纖緻をのみ競ひ、品位を度外視して漸く粗製の弊に陷りたるも、外國商館はこの間事情を知らず、佛蘭西二十番館を始め其他の外國商館は盛に買入れて歐洲に輸送したので、ために一時絲價が暴騰し、農商家の中には巨利を博するもの少なからず、剰へその間に不正商人が跋扈して、盛んに不良品を賣込むものを生じ、生絲は一種の投機化するに至つた。されば明治元年に至り、英國ロンドンには日本の不良生絲が實に數千梱も堆積するに至つたと稱せられた。ために我が生絲は頓に聲價を失墜し、輸出が激減したので俄然製絲界の不況を招來し、各地に農商の破產するものを生ずるに至つた。

生絲改所

こゝに於て大總督府は輸出生絲檢査の必要を感じ、明治元年四月生絲改所を江戸に置き、輸出生絲を嚴密に檢査し、そして合格品のみを輸出せしむる事とした。同二年九月に至り、この生絲改所を各開港場にも設

速水堅曹
ミルラン
製絲所
十二人取りの機械
機械製絲の濫觴
五十人取りの機械
古河市兵衛
小野組
ブリュナ
生絲試驗所
佐野利八

置して、極力不品を斥けて優良品の輸出に努めたので、昔日の聲價を挽回するに至つた。

大總督府の生絲改所に刺戟せられて、各地に製絲の改良を企つるものが現はれたが、前橋藩の如きは明治三年六月速水堅曹に命じ、物産所の經費を以て瑞西人ミルランを雇聘し、前橋細濹町に製絲所を建築して六人取の機械を据付けて機械製絲を始めたが、更に南勢多郡岩神村に工場を建築し、同所の廣瀨川を利用して十二人取りの機械を据付けた。同年十月先きに雇聘せしミルランを解職し、速水堅曹が所長となつて洋式機械製絲を始めた。これ我が國に於ける機械製絲の濫觴である。この頃小野組に於ても機械製絲所を設立の計畫ありしが、前橋藩でミルランを解雇せしを以て直ちに同人を雇聘し、東京築地二丁目に製絲工場を建築し五十人取の機械を据付けて開業し、番頭の古河市兵衛をして經營に當らしめたが、この工場は同年に至り、廢業した。

斯の如く洋式機械製絲は前橋藩の細濹製絲所並に岩神製絲所をトップに小野組が東京築地に製絲工場を創立する等漸く各地に勃興せんとする氣勢を示したので、政府は各地に洋式機械製絲の模範工場を設立して一は今後設立せられんとする製絲業を改良指導し、一は蠶業振興の目的を以て、明治三年四月議を民部大藏の兩省に下し、指導技師を海外から雇聘して一大模範製絲場を設立するに決し、佛國人ブリュナを招聘すると共に地を上州北甘樂郡富岡にトし、凡そ二年を費して工場を新築し、同五年五月その竣成を俟つて開業式を擧げ、女工貳百餘人を募集し、洋式機械製絲術を傳習せしめた。これ等の傳習生は修了毎に四方に分散し、洋式製絲の教師または指導員となり、我が國の製絲業を一變せしめた。これに倣ひ、明治五年工部省でもミルランを招聘し、葵坂に生絲試驗所を設立した。その試驗所は同十二年廢せられた。

政府が上州富岡に建設せし模範工場の竣成に遲るゝこと一年、即ち明治六年七月、小野組の手代佐野利八は速水堅曹を招聘して顧問となし、福島縣岩代國二本松に東京築地小野組製絲場(この製絲場はこの年廢止)

折返造
二本松製絲所
川村迂叟
大崎製絲所
星野長太郎
上諏訪
全國の普及
直接輸出
星野長太郎

の女工を集めて製絲場を起し、二本松製絲會社と稱した。佐野利八は奥州に初めて機械製絲業を始めたのみならず、同地方に於ける坐繰の改良を圖り、自ら川俣、掛田、飯野、針道等の生絲市に出動して折返造の絲を高價にて買入れ、鐵砲造（奥州伊達・江州長濱）絲の驅逐を策したので、一般に折返造に革まり、奥羽坐繰絲の品位を向上せしめたと傳へられる。次いで同十九年四月に至り、佐野利八は二本松製絲會社を山田修、安西清兵衛の二人に讓渡し、別に宮城縣伊具郡金山に製絲工場を設立し、鋭意生絲の改良に努め、後には米國へ直接輸入せりと稱せられる。同九年に至り、川村迂叟は前橋藩岩神製絲場の傳習生を雇聘して栃木縣河内郡石井村に機械製絲所を設立し、大崎製絲所と稱した。これ栃木縣下に於ける機械製絲の嚆矢である。これに次いで同年石川縣金澤も富岡製絲所の傳習生を雇聘して機械製絲會社を起した。同年二月岩神製絲場の傳習生星野長太郎は群馬縣南勢多郡水沼村に機械製絲場を設立した。その直後速水堅曹もまた同縣南勢多郡關根村に一大機械製絲工場を設立して、多くの女工を養成せりと傳へられる。この頃信州の各地に於て小野組築地製絲場の機械を購求して機械製絲工場を設立するものが起つたが、これより先き小野組では信洲上諏訪深山田に蒸汽機械を据付けて製絲工場を設立し製絲業を營んだが、蒸汽機械が小さいため用をなさなかつた。然れども小野組が率先して機械製絲工場を建設し、同地特志家に低利資金を融通して製絲工場を起さしめたので、遂に信州に製絲業が興隆するに至つた。信州に次いで岐阜、福井、山梨等にも機械製絲工場を起すものが現はれ、明治十一二年頃に至つては機械製絲の業は全國に普及し、ために著しく蠶業の發達を促した。

　機械製絲業の勃興は引いて著しく我が國の蠶業を振興せしめたが、從來わが生絲輸出は内地の仲買人及び各開港場在留外國商館を經て行はれたが、蠶業製絲業の興隆と共に漸く仲買商の手を經ることの不利を自覺し、直接輸出を企つるものを生じた。生絲の直輸出を試みたのは群馬縣人星野長太郎を以て嚆矢とする。同人は明治五年前橋藩の岩神製絲場に入つて速水堅曹に就て洋式製絲法を修め、後同縣下の水沼に別に機械製

佐藤百太郎

河瀨秀治

圓中文助

絲場を設立し孜々として生絲の改良を圖り、横濱の英國十九番館に託して輸出を試みた。恰も當時千葉縣人で、明治九年四月佐藤百太郎が米國から歸朝して貿易商を開業し、主として生絲、茶、雜貨の直輸出を試みようとしてゐたので、明治九年四月佐藤百太郎に生絲直輸出を託し、弟新井領一郎に自製の座繰絲を携へて渡米せしめた。これ我が國に於ける生絲直輸出の濫觴である。次いで生絲の直輸出を試みたものは福島縣二本松製絲場の佐野利八である。同人は明治九年十二月商務局長河瀨秀治に謀り、米國へ自製の座繰絲六百斤を輸出した。これより漸く生絲の直輸出を試みるものを生じ、從來の陋習を打破するに至つた。從來生絲を輸出するには仲買商人の手を經て各開港場の生絲賣込問屋に託し、これ等の問屋から外國商館に持込み、該商館から外國に輸出しつゝあつたが、斯くては二重三重の手數料や口錢を要し、製絲業者の蒙る負擔は實に莫大なものであつたが、直輸出の道が拓かれるに及び、從來の弊習を打破するが出來、著しく生絲輸出を改善したが、併し製絲業者中直輸出を試みるものは、實に九牛の一毛で、その多數は尙ほ仲買商の手を經て輸出しつゝあつたので、從來の陋習は容易に打破されず、名實共に直輸出の實を擧げたのは、日淸戰爭後である。

これより先き明治六年、墺國博覽の際我が國でもこれに參加し、佐野常民を辨理公使の資格を以て渡航せしめ、種々の出品をなしたが、佐野常民は墺國に滯在中隨行員中の才學あるものを選拔して生絲法、活字製造法、硝子製造法、鉛筆製造法、染色法、陶器製造法、製紙法、製革法、石版印刷法、建築法、造船法、園藝法等を始め、當時我が國に緊要なる技術を傳習せしめると共に、製絲機械、撚絲機械、織機、莫大小製造機械、煉瓦製造機、活字紙型、染色原料等を始め其他多數の新機械、標本、參考品を購入して歸朝し、その購入品を同七年三月山下門內の博物館に陳列して、向ふ五十日間一般民衆の縱覽に供し、我が産業界に異常な衝動を與へたが、同八年に至り山下門內の勸業試驗場に撚絲機械を備付け、各地から傳習生を募り、伊太利にて製絲法を傳習せし圓中文助（三大萬國博覽會の影響を參照せよ）を敎授せしめた。次いで四谷內藤新

機械撚絲會社の嚆矢

宿の勸業寮試驗場（いまの新宿御苑）内に移轉し、こゝにて大型の撚絲機械を模造して水力にて之を運轉し、傳習生に教授せしめたので、その卒業生が各地に分散し、これより我が國に機械撚絲業が起つた。

初谷長太郎
撚絲製造工場
伊藤小左衞門
今西直次郎

明治十年、岡中文助は石川縣金澤の資本家を勸說して同地に機械撚絲會社を起し、翌十一年開業して撚絲製造業に從事した。これ實に我が國に於ける機械撚絲會社の嚆矢である。これと殆ど時を同ふして、內藤新宿勸業寮撚絲製造の傳習生初谷長太郎は郷里栃木縣に歸るや、足利二丁目に撚絲製造工場を建築して、洋式撚絲製造を始めた。これにつゞいて三重縣室山の人伊藤小左衞門は傳習生を雇聘して撚絲工場を起した。また同じ頃京都府知事槇村正直も亦夙に時勢を達觀し、機械撚絲製造の必要を感じ、傳習生今西直次郎を佛國リオンに派遣し、機械撚絲の製法を研究せしめた。斯の如く各地に機械撚絲の勃興すると共に、從來我が國に行はれし濕製法の綛車が廢れ、ために種々の名目にて原料を私するの弊風を一掃するに至つた。然れども大資本を以て機械撚絲會社を起したのは、いづれも明治十年以後のことに屬し、要するに明治初期の我が機械撚絲業は未だ幼稚にして搖籃時代の域を脫せず、たゞ洋式製造法を模倣せしに過ぎない。

（二）機械紡績

手紡車

維新前は綿絲を製するに、たゞ原始的な手紡車を用ひたが、亦當時は綿絲製造を專業として生計を立つるものなく、綿絲はたゞ農家の子女が內職に之を紡いで市に賣捌くに過ぎず、全世界を席捲し眞に世界一と稱ある現代紡績業に比すれば、實に隔世の觀がある。維新前の綿絲紡績に就いては橫井時冬博士著日本工業史、第三十六章機械紡績業の條に『我邦從來綿絲を製するにはたゞ一の手紡車を用ゐる外、別に機械と稱すべきほどのものなかりき。手紡車は天正中越後にて麻糸を製するに用ゐしものにて、その後綿絲を製するにもこの紡車を用ゐることゝなれりとぞ。維新前までは紡績事業を以て一家の產業となし、生計を立つるものなくして只農家の婦女子が本業の餘暇を以て紡車をくり其製絲を綛にして市場に賣捌きたるに過ぎず、開港

濱崎太平次
スロッスル製

島津齊彬

鹿兒島紡績所

川崎紡績

鹿島萬平
鹿島紡績

前偶洋絲の琉球へ船載せるものあり、薩摩の豪商濱崎太平治これを得て藩主齊彬に寄贈せり。これスロッスル製のものにして當時何の原料によりて製したるかを辨ずるものなし。つひにこれを西陣に送りて其價格を鑑定せしめられしに、西陣においても其原料を判別すること能はず、絹綿交絲ならんとの鑑定を下し、評價を附したりといふ。齊彬當にこの洋絲を見て將來日本の膏血を絞るものは實にこのものなりと慷慨せられしが、其後鹿兒島藩は六千錘（其中二千錘はスロッスル四千錘はミユール）の紡績機械を英國プラット商會に注文し、地を鹿兒島城下磯村にトし、文久元年米國人某を建築擔當者として雇入れ、工場建築に着手し、同じき三年工場落成して開業の式を擧げらる。（紡績機械に西曆一千八百六十六年英國製の文字あり）印度綿絲紡績工場創立を去ること僅に十二年のみ。（印度の綿絲紡績工場の創立は一千八百五十一年にして即我嘉永四年にあたれり）鹿兒島は石炭の便なく、又原綿の栽培なきがゆゑに石炭は筑前より、原綿は大阪或は廣島によることとなれば、工場の位置よりいふときはやや缺點なきにあらざれども、固より私利を營むためのものにあらずして模範工場の考なりしかば、つひに建設せられたりといふ。實に機械を以て綿絲を紡績するはこれを創始とす。（鹿兒島紡績所は一旦濱崎太平治へ拂渡されしが故ありて再び島津家の所有に歸し今日にいたれり）尙又鹿兒島藩において大に績業を起す計畫ありてまづ人を泉州堺に遣し、藩邸建設の名を以て敷地を購求し、機械は更にミユール二千錘一組を英國某商會へ注文せられしが、この機械の到着するや偶維新に際し、國事多端のをりにてこれを顧るに遑あらざりければ、其のまゝ附しおかれしが、其後國事鎭定に至り、直に事業經營に從事し、漸く明治三年竣工したるを以て同じき年四月八日開業の式を擧げらる。これ我邦第二の紡績所にして今の川崎紡績これなり。（廢藩の後大藏省勸農寮に買上げられまもなく鹿兒島の商人肥後孫左衛門に拂下げられしが今は又川崎正左衛門の所有に移れり』）とある。以て我が國に於ける機械紡績の起源を推し薩摩藩主島津齊彬の我が紡績の發達に盡せる功績の大なるを知ると共に、薩藩の手によつて發達せる紡績業の英國式なることを想像に難くない。薩藩の手によつて起つた鹿兒島、泉州堺二紡績所についで起つたのは主として鹿島萬平の斡旋によつて建設された鹿島紡績所である。いまその起源を尋ぬるに、元治元年物價が騰貴し

ウォルス商會

鹿島紡績所
リングフレーム式

て江戸の市民が非常に困窮したので、幕府ではこれを救濟すべく物價の引下を策し、その對策を府下の諸問屋に下問せしに、當時鹿島萬平は綿布類の値下げは只管洋式機械を用ひて綿絲を製造し、專ら人力を省くにあることを奉答せしに、翌慶應元年に至り鹿島萬平に對し綿絲紡績所設立の内命が下つたので、百方同志を募り、漸く七八名の賛成者を得た。こゝに於て萬平は横濱在留の米國ウォルス商會に託し、同三年横濱到着の契約で英國へ紡績機械一基を注文した。機械は明治元年横濱へ到着したが、時恰も東京は維新騷擾の直後で人心いまだ安定せず、加之奥羽地方の戰爭鎭まらず、種々の流言蜚語が行はれ、ために市民は危惧の念を懷き、滿都は不況に沈淪せる際とて起業に志す遑がなかつたので、鹿島萬平はウォルス商會に交渉して一時機械をその儘同商會に預けて置いた。然るに間もなく各地の混亂も平靜に歸したので、萬平は再び紡績所建設に着手せしに、先きの賛成者中には退身せるものなどもあつて殘るものは唯僅かに三名となつた。よつて新に同志の募集に狂奔したが、これ亦應ずるものなく百策つきて如何とも手の下すやうなく空しく時日を經過し、明治三年に至り、民部省通商司の保護を得て、東京北豐島郡瀧川村に紡績工場の建築に着手し、さきにウォルス商會に預けし機械を引取つたが、當時我が在留の外國人中には紡績法を熟知せるものなく、ために萬平は一時非常な苦境に陷つたが、後英國人技師を雇聘して機械を据付け、同五年工場の竣成と共に機械紡績業を開業し、鹿島紡績所と稱した。日本工業史によればこの機械はリングフレーム式にして、工場の如きも僅か七百錘の小規模のものに過ぎないが、民設にかゝる機械紡績の濫觴であり、關東地方に於ける洋式紡績の嚆矢である。

薩藩の機械に次いで東京府下に鹿島紡績所が起るに及び、政府でもこれが模範工を設立して該業を誘導するの必要を感じつゝあつたが、一方我が國の輸入品を見るに明治元年から同年までの輸入總額約二億五千萬圓の中綿絲布は約九千萬圓にして、實に總輸入額の三割六分を占むるを以て、愈々政府に於ても輸入防遏の

機械絹絲紡績

利用法

木戸孝允

大久保利通

グレーフアン

ため洋式産業誘導の目的で草綿産地に模範工場を建設するに決し、明治十一年四月内務省は二千錘の紡績機二基を英國マンチエスター製作所へ注文し、地を草綿産地たる愛知縣三河國額田郡大平村並に廣島縣安藝國安藝郡上瀬野村の兩所にトし、工場建築に着手した。然るに愛知紡績所は同十四年二月に至り竣成したが、暴風雨のため倒壞せしを以て直ちに再建に取掛り、同年十二月竣工開業した。また廣島紡績所は同十四年七月落成したが開業に至らずして同十五年五月廣島縣へ下渡され、同縣廳から更に舊藩士へ拂下げられたと云ふ。内務省では先きに愛知・廣島の兩縣下に模範紡績所の設立を計畫すると共に、同十二年綿絲紡績事業奬勵のため、起業基金を以て二千錘の紡績機械二十基を買入れ、無利息十年賦を以て同十三、四年の間に大阪府を始め栃木、山梨、靜岡、三重、岡山、長崎等の有志者に拂下げて、起業の誘導に努めたので、これより各地に紡績業が勃興し、後年世界隨一の紡績國たるの素地を作つた。

（三） 機械絹絲紡績

養蠶家の苦痛とする所は産額の一割乃至二割の大繭（蛹の二つあるもの）及び汚れ繭の生ずることで、これを市場に出すも、その價極めて低廉にして捨値同樣なるを以て、從來は農家の婦女が本業のかたはら生絲眞綿などに製し、自家用として衣類蒲團表などに造り、養蠶に對する一種の役得となし來りしが、我が國の總産額から之を見るときは經濟上決して輕視すべきではない。偶々製絲家がこれらの屑絲屑繭を買入れて細絲に製して輸出するも極めて安く、到底收支相償はざる以て、多くは捨値同樣にあらざれば購求せず、寧ろ買入れを拒むの狀態にあつた。斯くては農家の損失が少なくないので、これが利用法を講ずるに於ては獨り農家の福音たるのみならず、國家經濟上から云ふも莫大な利益なので、明治八年十二月參議木戸孝允、同大久保利通等が相謀つて屑絲紡績所の設立を建議し、政府もその議を容れ、内務省に於て設立することになり、機械を瑞西から購入し、翌九年地を群馬縣上野國綠野郡新町にトし、獨逸から建築技師グレーフアン、

マルティン
ヘール

機械師マルティン、紡績師ヘール等を雇聘し、内務省出仕佐々木長淳に命じて工事を監督せしめ、愈々同年二月工を起し、同十年六月に至つて竣工した。こゝに於て機械を据付け、同年十月から開業した。これ我が國に於て機械絹絲紡績の濫觴である。これより各地に絹絲紡績會社が興つたが、いづれも明治十年後である。

屑繭

元來大繭は二匹の蠶が共同して、一個の繭を作つたものであるが、これは一枚の簇に過多の蠶を入れて繭を作らしむる結果生ずる變態現象で、元より養蠶家の技術にしてその按配宜しきを得ば、斯く二匹の蠶が共同製作を營むが如きことはないのである。また俗に屑繭と稱する汚れ繭は病蠶または弱蠶が繭を作るに當り充分なる活動が出來ず、作巢半ばにして斃死し不完全なる繭の中で腐敗るすが故に、或るものは既に簇の中に於て、或るものは火にかける際腐汁のために繭を汚損し、遂に屑繭又は汚れ繭として取扱はれるに至つたものであるから、いづれも健全なる繭とは云ひない。

純白化

農家の婦女がこれ等の屑繭から生絲を製造するには先づ鍋にて湯を沸し、屑繭を入れ、更に繭の汚れを除くために適量の洗濯曹達を加へて充分煮る時は繭は汚が消え、純白になるから、この時生絲に製造する。また眞綿を製造するには生絲製造の場合と同じ方法で充分繭を煮たる後、純白化するを俟つて、鍋から繭を取揚げて一晝夜ほど水に漬けて置くと繭は非常に柔かになる。それを豫め用意せる方形の枠に蛹を除きつゝ適度の厚さに張り、乾燥せしめ製造する。斯くして得た生絲及び眞綿は從來養蠶家に取り、一種役得で農家ではこれを以て晴衣を作り防寒具を製し、又は綿の代用として蒲團等を作つた。眞綿は綿に比し輕く保溫性に富むのみならず、頗る彈力性に富むを以て、廣く羽根蒲團に代用せられ、チョキ等の入綿として非常に重寶がられてゐたが、機械絹絲紡績の發達後農家にはこれ等の用途が全く杜絕し、晴衣はこれを市場に求め、蒲團には綿を用ひるに至つたことは農家の經濟上重視すべきことで、詰り自家の衣服料としての屑糸屑繭を安

織物の變化

服制上の變化

洋傘　ハンカチーフ　シャンデリア

ジャツガード、バツタン

價に賣却し、綿綿絲を高く購求して使用するが故に、こゝに矛盾があり、農家の經濟破綻がある。これ爲政家の留意を要する點ではあるまいか。

（四）織物の變化

明治維新は實に政治、經濟上に一大變革を來たしたるのみならず、外國との交通頻繁となるに從ひ西洋風俗を輸入し、我が服制上に未曾有の變化を來たした。この西洋風俗の輸入は直ちに織物に影響し期せずしてその著しき進歩發達を促すに至つた。例へば斷髮・廢刀令の發布に伴ひ洋服の流行と共に、從來の上下・熨斗目・紋付地の晒布類は頓は世の需要を失うて、洋服の流行はその附屬品の需要を來たし、織物界に對し襟卷、肩掛、洋傘、ハンカチーフの供給を促せしが如き、亦洋風健築の流行はシャンデリアや硝子窓テーブル等の備品と共に窓掛（カーテン）、テーブル掛、ソファ等を要求したるが如き、皆是れ從來我が織物界にて夢想だも豫期せざる新織物にして、勢ひ時好に投ぜされば廢業のやむなき苦境に陷るを以て、恰も維新後の我が織物界は政治・經濟機構の變革と共に新製品の織出に沒頭し、實に寧日なき感があつた。就中輸出織物を試みるにはジャツガード、バツタンの如き洋式織機を輸入する必要があつた。隨て我が國に於ても機械紡績、機械絹絲紡績の開始と共に桐生、足利、八王子、西陣、福井等の如き織物の主要產地を始め、各地の機業家は擧つてジャツガード、バツタン等の洋式織機を採用するに至つた。

我が國の織物中、ことに木綿織物に著しい影響を及ぼしたのは洋絲の輸入である。從來我が國の綿絲は農家の婦女が本職のかたはら餘暇を利用し、極めて原始的な手紡車を以て製造し、機械製にあらざるが故に、同一人の製造と雖も到底細大不齊を免れない、同一人の製造にして尙ほ然り、異つた人の製造せるものは其亂雜不齊は全く想像の外で、全く國一太さの綿絲を求むることは絕對に不可能といふも敢て過言ではなかつた。隨てこれ等の綿絲を以て織出す我が國の木綿は到所にムラを生じ、恰も今日の帶心の如く、到底粗造品

洋絲

瓦斯絲

たるを免れなかつた。これに反し洋糸は機械紡績なればその質均一にして、その太さはこれを番號を以てするが故に、いづれの國の絲も同じ番號の絲を求むればその太さは皆同一なので、織物にムラを生ずることなく、綿絲の均一なると同じく、その製品も同質均一であつた。加之其後瓦斯糸の如き一種の光澤を有する細美の綿絲が輸入せらるゝに及び、我が國の織物は茲に三たび變化して、從來且つて見ざる精巧なる織物を出し、舊觀を一變するに至つた。例へば足利の絹綿交織、丹後、桐生の觀光縮緬の如きは絹布に及ぼしたる影響にして、岐阜、愛知の縞木綿、埼玉の二子織、紀州の綿ネルの如きは綿織物に於ける著しい變化である。

ジヤカード、バツタンの輸入

槇村正直

西陣織物

佐倉常七

井上伊平

吉田忠七

（五）ジヤツカード、バツタンの輸入

維新後洋式機械の輸入と共にジヤツカード（紋織機械）及びバツタン（飛梭機械）が早晩我が織物界に輸入せらるべき趨勢にあつた。槇村正直が京都府知事となるや深く西陣織物の改良に意を用ひられ、明治五年十一月佐倉常七、井上伊平、吉田忠七の三人を選び、佛國リオンに遣はし、織物を研究せしめた。佐倉常七、井上伊平は翌六年十二月傳習を了はり、ジヤツカード、バツタンを購入して歸朝したが、吉田忠七のみは歸朝の延期を請願してなほリオンに滯在し傳習をつゞけてゐたが、同七年三月歸朝の途次伊豆沖に於てその乘船が沈沒し、忠七はこれに殉じたため、惜しいかなその法は傳はらないが、先きに歸朝せる佐倉常七、井上伊平によつて我が織物界にジヤツカード、バツタンを傳へられたので、京都府では同七年四月開催の第二回京都博覽會に出品して廣く機械家に紹介したので、我が國の織物業者は非常な刺戟を受けた。また京都府では同年二條河原に織場を設立したが、同八年一月から普ねく生徒を募集し佐倉常七、井上伊平をして洋式機業を教授せしめたので、北陸中國等の機業家はその子弟を遣はしてこれを傳習させたが、これ等の傳習生は卒業毎に四方に分散して洋式機業を教授した。

山下の勸業試驗場

京都のジヤツカード、バツタン教授と殆ど時を同ふし、東京に於ては明治八年山下の勸業試驗場内に洋式

佐野常民
伊達彌助

荒木小平

第一回內國勸業博覽會

森山芳平
星野傳七
川島長十郞

諸機械の据付けられるや、これより先き明治六年墺國博覽會にて佐野常民が購入せる墺國式ジャッカードを据付け、伊達彌助をして使用せしめた。伊達彌助は先きに墺國博覽會に際し、佐野常民に隨行して、渡航し、特に選拔せられて傳習生となり組織法を研究し、ジャッカードの使用法を熟知してゐたので、巧みにこれを操縱して參觀者を驚かしたと傳へられる。その後この墺式ジャッカード二十八臺ならびにバッタンを諸國へ貸下けられたが、當時我が國人は未だその使用法を知るもののなきを以て、豫期せる效果を擧け得なかつた。

明治八年一月京都府が織工場でジャッカードの教授を始めるや、同地の荒木小平なるものが織物傳習のため織工場に入つたが、一たびジャッカードを見るや之が模造を企て、同九年ごろから日夜その製作に苦心し、遂に同十年に至り百ロ並びに二百ロの二臺を模造した。これ我が國でジャッカードを製造した嚆矢である。同年八月二十一日より東京上野に於て第一回內國勸業博覽會の開催せらるゝや、同博覽會に對し、百ロジャッカードは荒木小平の名儀をもつて出品せしも、二百ロのジャッカードは三井物產會社の手を經て共使用法を示した。然れども當時未だジャッカード、バッタンはいづれも我が國の織物界に入らず、隨て實驗によつてその便利なるを知れども、使用法を知らざれば、恰も猫に小判の如き感があつた。されど明治八年の京都府織工場に於けるジャッカード、バッタンの教授並に同十年八月東京に開催せる第一回內國勸業博覽會に於て荒木小平のなせるジャッカードの實驗はいたく我が國の機業家を刺戟して、ジャッカード、バッタン兩機の採用に拍車をかけたことは事實である。例へば第一回內國勸業博覽會の開催に際し、桐生の人森山芳平、星野傳七、園田金十郞等は共同にて荒木小平の製造せる二百ロジャッカード一臺を購求し、足利の人川島長十郞は百ロジャッカード一臺を買入れた。これジャッカードの兩毛機業界に入つた濫觴である。荒木小平は明治十年第一回內國勸業博覽會に二種のジャッカードを出品して以來引續いてジャッカードの製作に從

佐羽安兵　高橋孝吉

事しつゝありしが、同十三年に至り桐生の人佐羽安兵、高橋孝吉は共同して荒木からジャッカード三臺を購入し、京都から佐倉常七の弟善七を雇聘して研究せしも成功せず、半年餘にして廢したと傳へられる。然れどもこれより各地に漸くジャッカードの研究が勃興したが、これを實地に使用せしはいづれも明治廿年後である。

（六）　各地の織物

非常な不況

維新後政治機構の變革に伴ひ從來の保護を失つたことゝ、急激に數世紀來の風俗を一變せることゝ、國民が盛んに歐米の風俗を模倣せる爲に、各地の機業は一時非常な不況に陷つたので、各府縣ではそれ〳〵これが救濟策を講じ、その復興を講じたので遂に今日の如き繁榮を來たすに至つたが、いま當時各機業地に於ける施設の概況を説明して參考に供しよう。

施設の概況

長谷信篤

三井組　小野組　西陣物産會社

　京都西陣の機業は維新後一時衰頽したので、明治二年京都府知事長谷信篤は西陣織工の世話役七十三名を置き、ついで御東行御下賜金拾五萬兩の中三萬兩を三井組、小野組に託し、西陣物産會社を油小路元誓願寺南入西側に設立し、頭取、取締を置き、且模様社、博多社、金襴社、夏衣社、繻子社、綸子社、縮緬社、新古帶社、紗織社、綸絹社、羽二重社、古帶社、精好社、練絹社、緞子社、木綿社、眞田社、天鵞絨社の十八社に肝煎をおいて奬勵されたが、これと同時に十八社に於ても知惠光院元誓願寺下るに製品檢査所を設置し、規約を設けて各自の製品を檢査し、純絹織、絹絞織、綿織、擬染の五種に分類してそれに檢査濟の證紙を貼付した。また檢査に際しては手數料として一品毎に純絹織物は金二錢、その他は一律に一錢づゝを徴收し、以てこれを西陣物産會社設立の際、京都府から借入れた金三萬兩の償却基金に充てた。次いで槇村正直が京都府知事となるや、明治五年十一月佐倉常七、井上伊平、吉田忠七の三人を佛國リオンに遣はして織物を傳習せしめた。佐倉常七、井上伊平は翌六年十二月ジャッカード、バッタを購入して歸朝したが、獨り吉

製品檢査所

リオンに遣はす

西陣織會所

織殿

近藤德太郎

稻田勝太郎

ドクトル、ワグネル

染殿

伊達父子

川島甚兵衛

伊達彌助

田忠七のみは歸朝を延期し、尙ほリオンに滯在して織物を研究し、同七年三月漸く歸國の途についたが、伊豆沖でその乘船が沈沒し、不幸にも吉田忠七は溺死した。同年西陣物產會社の織物工場を二條河原に建設して多くの生徒を募集し、さきに佛國から歸朝せし佐倉常七、井上伊平等をしてこれ等の生徒に洋式織機の使用法を敎授させた。然るに同十年に至り、槇村正直は織物十人社を絞織部、羽二重織部、繻子織部、生絞織部、縮緬織部、木綿織部、博多織部、天鵞絨織部の八部となし、これに各々取締規則を設け、物產會社を西陣織會所と改稱した。同年天皇陛下の京都御駐輦を記念し奉るため西陣織物會所を官有とし、御臨幸を仰いで名を織殿と改めた。次いで同年近藤德太郎、稻田勝太郎、今西直次郎等を佛蘭西に遣はし、織物、製色、製絲撚絲等を研究させた。近藤は織物を、稻田は染色法を、今西は製絲撚絲を各々傳習して歸朝し、大いに京都の機業・製絲・撚絲・染色等の面目を改めたと傳へられる。これより先き、槇村正直は染色改良の必要を感じ、明治三年舍密局(せいみきよく)を置き、獨逸人ドクトル、ワグネルを雇聘して陶磁器、硝子、石鹼、染色等の製造業を起したが、これと同時に舍密局の附屬として染殿を設け、生徒を募集して西洋染色法を傳習させる等大いに西陣織物の改良に努めた。西陣織物の發達は實に槇村正直の保護奬勵によることは言を俟たないが、それと同時に又伊達父子及び川島甚兵衛等の功を忘れることは出來ない。伊達彌助は日本工業史に『伊達彌助初め化學を修め、嘉永五年共力を假りて天鵞絨に友禪染をなすことを發明し、其後萬延のころ二重の綿天鵞絨を發明せしが云々』とあるが、尋いて明治六年墺國維納府に萬國博覽會の開催さるゝや、我が國もこれに參加し、佐野常民は辨理公使の資格にて多くの出品を携ひ、多數の出張官を隨へて墺國に渡航したが、當時伊達彌助もこの一行に隨行して墺國に赴いたが、その滯在中佐野常民に選拔され彼地にて組織法を傳習し、紋織(ジャッカード)機械及び飛梭(バッタン)機械の使用法を研究する傍、各國の織物標本千二百餘携へて歸朝した。同八年東京山下門內の勸業試驗場にいろ〳〵な西洋の機械を陳列せらるゝに及び、佐野常民が墺國博覽會にて購求せし墺國式

二代目彌助

西陣名伎碑

川島甚兵衛

ジャッカードを据付、彌助に使用せしめてその實況を閲覽せしめた。明治九年病をもつて歿した。二代目伊達彌助は幼名を德松といひ、天保十年京都堀川天神北町に生れた。家は代々綸子を織つて業としたが、壯年に及び父の名を嗣いで彌助と改めた彌助は畫法及び舍密學を辻某に學び、古代の繪畫彫刻等を蒐集して織物の參考に供し、器械を用ひず主として手工により、好んで古製の華紋を模したが、後つひに伊達錦織を發明した。次いで綴絲をもて觀音四十餘體を織出したが、その精巧なること毫も繪畫に異らざりといふ。後この觀音は侯爵大隈重信の母堂せちに懇望せられて關東の諸名刹に納められたと傳へられる。また第三回內國勸業博覽會に女帶地紋樣漢東盡しを出品して、妙技一等賞を得た。明治二十三年には名古屋行宮へ召されて御宴を賜ひ、尋いで帝室技藝員を命じられた。博覽會、工業物產會等の審査員及び臨時全國寶物取調局の御用係等をも勤めた。明治二十五年三月二十日病で歿した、年五十四。後西陣の人々が相謀り、彌助のため洛北平野橋東畔に一碑を建て、題して西陣名技碑と稱した。彌助の發明せしものには伊達錦織の外龍居織、綿八段等があり、當時廣く行はれた。川島甚兵衛は夙に輸出織物の改良に粹心し、綴錦をはじめ種々の貴重な織物を研究したが、日本工業史に『明治十六年堀川一條の工場を改築して大に業務を擴張し、同じき十九年自ら渡航して歐洲の機業地を巡視し、明くる二十年歸朝するや、別に參考室をたて古今東西の織物班本を蒐集して機業上少からざる利益を與へしが、今日流行する風通織の如きも川島甚兵衛が、同じき廿三年再興せしより一般に織出すことゝなれり。この他近年金花山織を再興せしが如き、其一斑をしるべし。西陣織物に關しては花樓(そらびき)の廢すべからざることは明治六年に墺國赴き、ジャカードを研究せし伊達彌助の主張せしことなるが、川島甚兵衛の如きも、或種類の織物に至りてはやはり花樓(そらびき)に用ゐるとなん、されば花樓も亦容易に廢すべからざるものにこそ』とある以てその人となりを窺ふことが出來るであらう。

兩毛地方は我が屈指の機業地であるが、就中桐生は維新の變起るや、一時織物の需要が杜絶して頗る不況

檢査合格證

佐田介石

長井喜七

八枚繻子

南京繻子を驅逐

をきはめ、著しく産額を減少せしも、王政復古と共に、天下の形勢が一變するに及び、需要が頓に增加し、機業は漸次繁榮した。然るに明治四年ごろに至り、奸商が旺んに跋扈して桐生織物の隆々たる聲價を利用し、同地の産にあらざる粗製品を桐生産なりと稱して販賣するものが續出し、ために著しく桐生の信用を失墜したので、桐生の有志家は前途を憂へ、同業組合の必要を感じ、同八年に至り桐生會社を設置して機業上の監督をなし、四種の檢査合格證をその製品に貼布し、以て精粗を區別して大いに信用の挽回に務めたが、就中森山芳平は將來を慮り、同十年八月東京下谷上野公園に第一回內國勸業博覽會の開催されるや、他に卒先して同博覽會に出品せるジャツカード（紋織機械）を購入して其使用法を研究すると共に、翌十年には同地の有志家を勸說し、群馬縣廳に請願して縣立醫學校に入り、同校の教師小山健三について染色法を研究する等、織物の改良に懸命の努力をした。桐生機業界に於て染色を改良し、以て機業の發達を促進せしめ、今日の如き聲價を博するに至つたのは、概ねこれ等の有志家である。然るに同十二年に至り、佐田介石の觀光社員某の勸めによつて、後藤定吉が森山芳平等と謀り、舶來の南京繻子に倣うて黑繻子を織出し頗る好評を博した。ために其後この定吉の製に倣うて黑繻子を織るものが續出したので、西陣の長井喜七が考案して織出せる八枚繻子とならび行はれるに至つた。長井喜七の繻子については日本工業史に『長井喜七は世々繻子職工にて、明治の初年より南京繻子の輸入年ごとに加はり、西陣繻子織の衰頽するを慨嘆し憤然として其輸入を防がんことを志し、百方苦心してついに八枚繻子を織りいだしゝかど、はじめのほどはロールもなければ上加茂の水車にてやう／＼光澤をつけしが、後には一種の機械を創意し、蒸汽を用ゐて運輸せしむるにいたれり』とある。かくの如く桐生・西陣にて盛んに優良なる繻子を織りだしたので、後には獨逸製のいはゆる南京繻子を遂に我が市場から驅逐するに至つた。

兩毛地方では桐生に次いで足利の機業を忘れてはならぬ、足利は天保度に於て著しく絹織物が發達し、大

外國染料　市川安左衛門　須永由兵衛　足利織物の眞價

いにその産額を増加し、我が國屈指の機業地になつたが、明治に至つて一層の繁榮を來たし、各地にその販路を擴大し、一時兩毛の機業を代表するの盛觀を呈したが、當時たま／＼外國染料の輸入するや、機業家はその化學的作用を研究せずして濫用したので、變色或は褪色するものが續出し、ために從來の聲價を失墜して次第に需要を減じ、漸次衰頽を來たせしかば、有志家は深くこれを憂慮し、明治十年に至り勸業委員市川安左衛門、須永由兵衛等が主唱して有志家と相謀り、足利町に染色研究所を起して、染色の改良を圖つたので、昔日の聲價を挽回し、逐年その産額を増加せしも、世人はそれを桐生物と見做して足利の製造なることを知らなかつた。よつて同十二年川島長十郎、市川安左衛門、木村勇藏等は深くこれを遺憾とし、相謀つて弘業會を結成し、極力宣傳に努むると共に織物の統計表を作つて各地の問屋に頒布した。次いで同十四年第二回内國勸業博覽會に際しては、足利の機業界を代表して市川安左衛門を出張せしめて優良品を出品すると共に、數千枚の織物統計表を各府縣人に配布せしめたので、こゝに初めて足利織物の眞價が諒解せられ、漸次その需要を増したと傳へられる。されど足利機業の繁榮せるは、明治十五六年以後である。

伊勢崎　伊勢崎商事取締法　取締法統制

　兩毛にて上州の桐生、下野の足利につぐ機業地は上州の伊勢崎であるが、同地も維新以來附近の桐生、足利の繁榮に刺戟せられて勃興し、縞模様染色の配合等は著しく進歩し、また夏物の産額は逐年増加したが、明治八年ころに至り、舊藩主酒井家の定められた伊勢崎商事取締法が著しく弛廢し、加之西洋染料を輸入するや、その染色術を究めずして濫用せるとにより、忽ち數十年來の信用を墮し、非常に需要を減少したので、有志家はこれを憂へ、同十三年に至り、取締法の統制に盡力せしも、恰も當時著しく物價騰貴し金融が緩漫だつたので、これ等有志家の盡力も奢侈に馴れたる機業家には全く馬耳東風で毫も効果なく、空しく水泡に歸した。伊勢崎の機業家が各自その弊風を打破し、改良を斷行したので、明治十五六年以後である。

八王子

　また關東地方の東京府下八王子町及び山梨縣の南北都留郡も我が國屈指の機業地であるが、八王子は德川

品種の增加

時代に於て既に他の機業地を壓し頗る興隆せしが、殊に維新後は附近に東京市及び東洋一の大開港場横濱を控ひ、地の利を得て著しく發達した。随てその品種も次第に增加し、一樂、風通、壁、吉野、紅梅、博多、新米澤、縞八丈、八反織、綾絲織、博多平、武藏平、絲織平等を織出し、一時頗る繁榮せしが、一度西洋染料の輸入せらるゝや、機業家は色彩の鮮明なると使用法の簡便なると價格の低廉なるとに眩惑し、深くその化學的性質を究めずして濫用したので、販賣後變色或は褪色するものが續出し、ために問屋筋より苦情百出し、著しく聲價を墮して需要を減少した。また山梨縣の南北都留郡から產出する絹織物は古來郡內と稱し、多くは羽織の裏地、縕袍(どてら)地または蒲團地等に用ひられたものであるが、維新後縞甲斐絹、繪甲斐の類が大いに流行して名聲を博したが、偶々明治二年のころ北都留郡畑倉村の蟠野康利が洋製の蝙蝠傘地絹をみて、甲斐絹を傘地に應用しようと決心し、種々苦心研究の結果同四年に至り、はじめて甲斐絹の傘地を織出した。これより傘地を織るものが續出し、同七、八年頃から横濱から輸出の道が拓けるに及び、一時その產額を增加し、同機業地は頗る繁忙をきはめたが、好況に乘じ忽ち粗製濫造の弊を生じ、著しく聲價を失墜した。

粗製濫造の弊

中島郡

古來尾州は機業の盛なところであるが、維新後は縞木綿の產地として名高い。愛知の縞木綿は中島郡を中心として重に名古屋市、海東、葉栗の二郡から產出するものであるが、明治以前に於ける同地方の機業に就いては日本工業史に『中島郡の機業は織田氏の時既に絹屋起より八丈絹をいだしゝといふ。織田氏の治を岐阜に移さるゝや、織工皆岐阜に移りしといひ傳ふ。其後天明寛政のころより綿結城縞、棧留縞の類を織るもの木曾川を挾みて美濃は笠松以南に起り、尾張は北方以南小信中島、奥、起、苅安賀新田に起りて、つひに祖父江(そふえ)、山崎に及べりとぞ。綿結城縞も文化文政以後にいたり、やゝ細絲の佳品をいだすことになりしが、其原料は多く名古屋絲(名古屋絲と稱する名古屋市中にて紡績せし絲と番絲と稱する播州より大阪商人の手を經て名古屋へ輸入せし絲とを取交ぜて用ゐしといふ)を用ゐ、京都大阪へ輸

せしとなん。されども上方にてはすべて美濃縞と呼びしとぞ。そは一旦美濃芝原北方のものに賣込み、それより京都大阪へ輸出せしかば、かくは呼びしといふ。文久の末唐絲と稱する西洋紡績絲の輸入するや、一層細絲の佳品をいだすことゝなれり。然れども農業の餘暇織出すことゆゑ、其産額貳萬圓餘に充たざりきとぞ。

綿結城縞

又綿結城縞につゞいて一種佐織縞と稱するもの、郡の南端に接する海東郡佐織村より織出しゝかば、これにならひて佐織縞を織りいだすもの多し。されども農業の餘暇自己が紡績したる絲をもて織出したるが如

佐織縞

きものにて、綿結城縞に比すれば極めて疎雜のものなりき。この佐織縞は津島井に勝幡新田へいだし、それより江戸、奥羽地方へ販賣せしとなん」とあり、以てその全貌を窺ふに足る。維新後に至り西洋紡績絲が輸入せられた爲め、中島郡の機業に非常な便益を與へたが、この期に於ける他の機業地と同じく、好況に乘じて忽ち疎製濫造にながれ、ために需要を減少し一時衰頽したので、明治五年小信中島村の機業家筧常左衛門は新柄を織出して頽勢を挽回するに若かずとなし、種々苦心研究の末西洋紡績絲を內國產の正藍で染め經緯とも二本づゝ撚り合せて、双子縞といふ新柄を織出し、頗る好評を博した。然るに常左衛門の双子縞は從來且て見ざる新柄なので時好に投じ、非常な勢をもつて流行し、ために郡中の機業家は擧つてこれを織出したので、忽ち頽勢を挽回し、再び繁榮するに至つた。また同十一年に至り、小信中島村の筧直八及び三輪村の酒井理一郎等は名古屋から瓦斯紡績絲を購求し、直八の改良瓦斯絲織、理一郎の綿一樂織等はいづれも瓦斯紡績絲輸入の結果で、一見絹織物の如き觀を呈するものである。

西陣の透綾　博多織

その他明治期に發達せるものに西陣の透綾、筑前博多の博多織、京都の綴錦、泉州境の段通、兵庫縣伊丹の山多加織、關東博多及び米澤博多等あれども、明治十年前はいづれもその搖籃時代とも云ふべく、隨てその產額は實に微々たるもので、未だ一國の機業とする程度には發達しなかつた。我が國の機業家が歐米の文化に目覺めて洋式織機を採用し、その製品を盛んに輸出したのは、いづれも明治十年以後である。

染料

わが國の染色術は往古支那から傳來せるものだと傳へられる。いま太古に於ける我が國の風俗を按ずるに、衣服の如きも現時とは大にその形狀を異にし、恰も今日の朝鮮、支那に行はれる衣服の如く筒袖にして、極めて寬濶なるものであつたらしい。後世神道の儀式に白布の上衣を纏ふのは、蓋し古代風俗の遺風であらう。

染色術

随て染色術の傳來前に於ける我が國人は白布を纏ふてゐたことが想像されるが、さてその染色術は三韓たると支那たるを問はず、いつ頃我が國に傳來したかは確かな文献がないから一切不明であるが、惟ふに我が國は一對馬海峽を隔てゝ三韓と相隣接してゐたので、國際的に交渉がなくとも、或る一部の人民は互に交通してゐたことは言を俟たない。國際的には素盞嗚命、稻飯命の往來に始まり、その後新羅の王子天日槍、大加羅の王子都奴我阿羅斯等等が來朝したが、神功皇后の三韓征伐以來新羅、高勾麗、百濟の三國は悉く降り、韓全土は全く我が附庸國となつた。支那も亦た夙に我が國と交通したが、公の交通は雄略天皇の朝に吳の使者が來朝し、我方からも使者を吳に遣はれたのに始まる。これより屢々吳に使者を遣はされたので六朝の工藝も自ら我が國に傳はつた。

小野妹子

その後推古天皇の朝には小野妹子を隋に遣はされたが、間もなく隋が亡びたので、舒明天皇の朝に犬上三田耜と藥師惠日等を唐へ遣はした。これ遣唐使の始にて、當時唐の工藝は文學宗教と共に我が國に傳來した。また應神天皇の朝には韓土流寓の漢人秦公祖弓月君、倭漢直祖阿知使主等がその一黨の縣民を率ゐて歸化した。秦公祖弓月君は秦始皇帝第三世孝武皇の裔にして、倭漢直祖阿知使主は後漢孝靈帝四代の孫だと稱せられる。これ等の人々は織物の法を傳へた。後天皇は阿知使主を吳に遣はされ、織物の名手を雇聘し給ひ、吳織漢織の法を傳へしめ給うた。吳をクレと稱し、漢をアヤと稱することは、いづれも三韓の方言にして綾織の如きもこの歸化の漢工が織出したのでアヤと稱するのではなからうか。

雄略天皇

雄略天皇は殊に御心を工藝によせ給ひ、使者を百濟に遣はし、陶工高貴、錦工安定那を召し、また使

大伯仙錦
小伯仙錦

者を吳に遣はし、吳織漢織の名工を雇聘し給ひ、大に染織の法を御奬勵になつた。高貴、定安那は河内の桃原に於て製造に從事し、吳織漢織の名工はその子孫大和、伊勢に移つて繁殖した。天皇は亦た諸國に桑を植えしめ、秦酒公をして秦民を總領せしめ、ますく織物を御奬勵になつた。孝德天皇の朝に至り、大伯仙錦、小伯仙錦、車形錦、菱形錦の如き貴重な錦類を織出したのは、全く雄略天皇の御奬勵に胚胎すると稱せられる。

寧樂朝に至り、佛教の興隆と共に我が國の美術工藝は頗る勃興したが、ことに染色術は著しく發達し、纐纈・﨟纈・夾纈等の如き頗る精巧なものを染出すに至つた。纐纈は支那人が上古からこの染術を傳へ、唐に至り魚子纈など稱へるものがあつて、非常に珍重せりと傳へられるが、我が國に於ても纐纈はすでに天智天皇の朝以來この染術が傳へられたが、寧樂朝に至つて一層進步し、綸または綾類の地に鹿子絞、きり子絞、疊絞等の如き染方をなすものが出た。また﨟纈はいはゆる支那の蠟黠纈にてその製法には種々の染術があるが精巧なるものに至つては二重染、三重染などがある。また夾纈は押纈とも稱し、薄い板二枚に同じ模樣を鏤りぬき、その板にて布を夾み、その鏤りぬいた所から染汁を注いで染める法にして、後其板を去れば所期の模樣が顯はれたと云ふ。この法は支那にては秦漢の間に始まり、唐玄宗の朝には五彩の如き極めて精巧な夾纈を染出せしと傳へられる。

三韓及び支那

斯の如く我が國の染色術は殆ど建國以來三韓及び支那から傳へられて發達したものであるが、以來我が國は鑛産は乏しいが、植物には非常に惠まれてゐる國だけに上古から天然染料に富み、大抵は國產で間に合ひ、支那・三韓からの輸入は殆どなかつたのである。されば明治七、八年のころ西洋化學染料の輸入せらるゝまで、天然染料は我が國に於ける主要な染料で、就中天然藍は紺染の唯一の原料であつた。

天然染料

天然染料は、卽ち野生の植物中、染色に適する草木または樹皮を採集して染料とするのであるが、これ等

藍　山桃　山漆

の天然染料は明治になつて歐米からアニリン染料の輸入せらるゝまで、實に千數百年間日本の常用染料として廣く使用されてゐたのである。我が國の天然染料は藍（あゐ）・紅花（こうくわ又はべにばな）・欝金（うこん）・蘇枋（すはう）・山梔子（くちなし）・茜草（あかね）・山桃（やまもゝ）・山漆（やまうるし）・紫根（しこん）・胡桃（くるみ）・五倍子（ふし）・椚（くぬぎ）・矢車（やぐるま）・刈安（かりやす）等にして、その中藍はもつとも廣く用ひられた。藍は一年草木にして、春季に種子を蒔き、高さ二尺位に達する。八九月頃これを刈取つて葉をこき、それを揉んで後よく乾燥せしめ、土藏などの隅に蓆を敷き、そこに乾燥せる藍葉を高さ二尺位に積み、上から水をかけ、更にその上へ蓆を五六枚かけて寢し、約十日間經過の後それを木臼に入れ、杵をもつて充分搗いた後炭團の大きにまるめて乾燥せしめる。充分乾燥したる後再び臼で搗いて細粉として用ひる。これを俗に民間では藍玉と稱する。西洋化學染料の輸入前は一般に紺の染料として使用された、化學染料の輸入後はその使用がやゝ衰へたが今も農家ではこれを唯一の紺染料として使用する。紅花は別に紅藍花とも稱し、菊科の一年生草本にして元はエヂプトの原産であるが、我が國にも培養せられ、六月頃枝梢に紅黄色の花を開き實を結ぶ。花から紅を製し、種子からは油を採取し、嫩葉は食用に供し、紅色の染料として用ひられる。欝金は百合科の多年生草本にして肥大な鱗莖を有し、莖は直立して分枝せず、高さ三尺位に達する。五月頃、莖頭に花を開く。花容花色がきはめて艶麗なので觀賞用に供せられ、地下莖は黄色の染料として用ひられる、一に欝金香とも稱する。蘇枋は蘇芳とも蘇木とも書き、熱帶地産の喬木にして、黄花をつけ青色の實を結ぶ、材は弓などに作り、その鉋屑を煮て赤色の染料とする。山梔子は一種の灌木にして、夏季に白色六瓣の大形な花をつけ、黄赤色六稜の實を結ぶ、實からは黄色の染料を採る。茜草は茜根とも書く、根を染料または藥用に供する。山桃はまた澁木とも稱し、その樹皮を煮て、煎汁を藥用または染料に供する。山漆は山林中に自生し、六七月頃に黄綠色の小花をつけ、實は核果にして淡黄色の剛毛を有し、根又

は樹皮を染料に供する。

紫根

紫根は紫草の根にして、その皮は深紫色を呈するを以て染料または藥劑として用ひる。

胡桃

胡桃は山野に自生する喬木にして五月頃黄緑色の小花をつけ實を結ぶ。實は食用に供し、材は銃臺及び銃床等に用ひられ、果實の外皮及び樹皮は濃茶色の染料に用ひられる。

赤楊

赤楊は榛木とも書く、樺木科の落葉喬木にして、山野の濕地に多く自生する。早春葉に先だちて暗紫褐色を開き、微風に花粉の散亂するさまは恰も黄色の吹雪の如し。果實・樹皮は暗赤色の染料として用ひられる。

五倍子

五倍子は常緑香木、南米の原産にしてぬるでの幹または枝葉などに生ずる瘻狀物、蚜蟲の一種のうみつけた卵子の孵化する際に生ずる。これを乾燥して藥用に供し、また黒色の染料に用ひる。昔はこれに婦人はよく齒を染めたと傳へられる。

椚

椚は別に櫟とも書く、殼斗科の落葉喬木にして、多く山野に自生する。樹皮は暗褐色にして深縦裂し、五月頃花を開き、果實は俗にどんぐりと稱し、楕圓形である。殼斗及び樹皮は黒色の染料として用ひられる。

矢車

矢車は菊科の一年又は二年生草本にして、歐羅巴南部の原産なるも我が國にも産する。夏秋の頃、矢車狀の頭狀花を開く、花は一般に紫色である。

刈安

刈安は禾本科の多年生草本にして、山野に自生し、莖は直立し、高さ四五尺に達するものがある。八月頃、花穗を抽く。莖、葉を乾燥して黄色の染料に供する。

天然染料

その他廣く知れてゐないもので、一部の農家に用ひられてゐる染料は十數種に上るであらう。これ等の天然染料は多く我が國産なるも、一部内地に産せざるものは海外と交通が開けるに從ひ、勿論海外から輸入して使用したのである。いま明治十年までに於ける天然染料の輸入量は明治工業史の明治年間植物染料輸入一覽表によると

年度	天然藍	紅花	蘇木
明治元年	六、六七〇斤	五一、七七〇斤	八、七二〇斤
二年	一二、六〇〇	九三、三二九	二七三、八三四
三年	二一、六八〇	一四、八〇〇	四八六、四七〇

四年	四一、四四一	一六八、七一八	二四六、七二五
五年	五七、二六八	二〇七、八一五	三二四、六一〇
六年	一三、四一四	一一三、六二四	四五〇、九八二
七年	四、一四八	二七〇、六六四	五三一、九〇〇
八年	三一、八五八	三九一、〇七九	五三二、〇七八
九年	三一、六五九	二九二、六〇一	五五五、七五八
一〇年	三二、六二八	二八〇、一二四	四四〇、六一四

右の表によりて按ずるに、我が國の染色工業は、維新の大擾亂によつて一時甚だしく衰微したが、明治政府が確立して天下が再び平靜に歸するに及び、人心の安定と共に他の諸事業の勃興につれ著しくこれに刺戟せられて染色工業は倍舊の勢を以て各地に勃興した。天然染料が累年加速度的にその輸入量を激增せることは、該工業の勃興を雄辯に物語るもので、これ等の天然染料は明治七八年頃西洋化學染料の輸入せられるまでは染色界を獨占し、各工場に於て旺んに用ひられた。

アダリン アリザリン染料

然るに明治七八年の頃アダリン及びアリザリン染料が輸入せらるゝに及び、染方の簡易にして發色の艷麗鮮明なると、染代が頗る低廉なために忽ち普及するに至つた。されどその染色術の未熟なるため變色また褪色するもの多く、その發色の如きも到底十分とはいひ得なかつたので、漸く獲得せる海外の信用も忽ち菫花一朝の夢と化し、一時綿布絹布の輸出が中絕するに至つた。

傳習所の設立

玆に於て各地の機業家は大狼狽し、遽に各機業地に傳習所を設立し、農商務省から技師を召聘して西洋化學的染法の講習を開き、これが應急策を講ずるに至つた。

京都府 中村喜一郎

然るに京都府は西陣といふ大機業地を控へてゐるだけに夙に鑑みる所があり、明治八年府知事槇村正直は墺國博覽會の傳習生中村喜一郎を召聘し、舍密局內に染殿を設けて人造染料及び天然染料の使用法を傳習せしめた、これ我が國に於ける西洋化學的染法の

人造染料　稻田勝太郎　ログウード　東京職工學校　舍密局染殿の廢止　小山健三　西洋化學染料

嚆矢である。中村喜一郎は明治六年墺國博覽會開催の時選ばれて傳習生となり、獨逸にて染色術を研究した。當時我が國に舶來せる人造染料はマゼンダ（紅粉）、フイオレット（紫粉）等に過ぎなかつたといふ。尋で同年に至り、京都府では稻田勝太郎を佛蘭西リオンに遣はして絲染法を研究せしめ、同十三年四月さらに染殿の傳習生三田忠兵衛、高松長四郎を獨逸ベルリンに遣はし、忠三郎は更紗染を長四郎には絲染を研究せしめた。これ等の人々はいづれも歸朝後皆織殿に入つて染物の試驗に從事したが、就中稻田勝太郎は多くの染物業者に對し、絹布及び生絲の石鹼練を傳授したと傳へられる。

はじめ我が國に輸入せられた西洋化學染料はアニリン及びアリザリン等に過ぎざりしが、其使用法にやゝ熟するやログウード其他の化學染料を輸入していはゆる擬紺を染出したので、一時靡然として之を用ひ、普通の綿織物にまで用ひるに至り其弊害も亦た甚だしかつたので、政府に於ても之れが教育の必要を感じ、明治十四年文部省にては東京職工學校を設立し、その化學工藝科中に染工專修の一部を置いて生徒を募集して化學的染法の教育を施し、同十八年の第一回卒業生を始め、年々多數の卒業生を出したが、これ等の卒業生は或は工場に入りて染物の實地指導に當り、或は各地の講習所に雇聘せられて染法の改良に盡したので、これより我が國の西洋化學染はその面目を一新した。

これよりさき、明治十五年、京都府は舍密局と共に染殿を廢した。されど明治八年染殿を設立以來八年間生徒を養成して染色を改良し、西陣を始め我が國の染色に貢獻した功は絶大なものである。

また兩毛の機業地には、同地方が日本有數の機業地だけに早くより西洋化學染料が輸入せられたので、桐生の森山芳平は他に率先して明治十一年有志と謀り、群馬縣廳に請願して縣立醫學校に入り、同校の化學教師小山健三について染色法を學び、大いに同地方に於いて染法を改良し、機業發達のために盡力したと云ふ。足利の機業地は維新後各種事業の勃興につれ大に繁榮したが、當時たま〳〵西洋化學染料の輸入せらる

市川安左衛門

織物染色講習所

染色教育の普及

ろや、その染法の簡便にして價の低廉なるによりよくその染法を究めずして盛んに使用したので、忽ち變色、褪色して從來の信用を失墜し、次第に需要を減少するに至つたので、有志家は深くこれを憂へ、明治十一年勸業委員市川安左衛門、須永由兵衛等は他の有志家と謀つて足利町に染色研究所を起し、大に染法の改良に努めた。伊勢崎の機業地は維新以來盛んに新柄を織出し、累年その產額を增進したが、明治八九年頃には舊領主酒井家の定められた伊勢崎商事取締法が著しく施廢して統一を失ひ、剩へ時勢を追うて西洋染料の濫用によつて忽ち昔日の聲價を失墜し、他の不良品と同一視せられしため、大いにその需要を減じたので、有志家は深くこれを憂へ、同十三年に至り取締法の統一を計り、これが染法の研究に盡力せしも、當時物價騰貴して金融緩漫だつたので、これ等の努力はいづれも水泡に歸した。伊勢崎で農商務省から技師を召聘して染法の本格的改良に乘出したのは同十九年のことである。また東京府八王子、山梨縣郡內の兩機業地も西洋化學染料を濫用せしため、一時甚だしくその信用を失つたが、八王子は夙に鑑みるところがあり、早くより有志家が謀つて化學染法を研究し、着々これが改良を計りつゝあつたが、明治二十年に至り織物染色講習所を開き、こゝに完全なる染法の教授を始めた。郡內は早くより西洋化學染料の研究に着手し、南都留郡谷村及び北都留郡富濱村に各染色所を設け、明治十九年には山梨縣廳より農商務省に稟請して山口務、平田專太郎等を南北都留郡に在勤せしめ、染色所の教頭に任じ、染工を募つて染色法を教授して、大いに染法の改良を圖つた。透綾の產地越後の十日町、博多織の產地博多、山形縣の米澤等が西洋化學染料の研究を始めたのはよほど後である。愛知縣の縞木綿產地である中島郡、名古屋市、海東、葉栗の機業地は明治十七八年のころ西洋染料を濫用せしため、大にその名聲を墜したが、いづれも化學染法の講習を行ひ、その染色教育の普及に努めたので、漸次その信用を挽回した。

然れども明治十年前に於ける我が染色工業は極めて微々たるもので天然染料ですら、內地の需要を充たす

フランネル 畠山義信

綿フランネル 和歌山藩兵

宮本政左衛門 瀬戸重助

に足らず、維新後機業の勃興と共にその不足は輸入品を以て補はざるを得なかつたのである。

(八) フランネル

綿フランネルは紀州和歌山藩主畠山義信が創製したものであるが、明治事物起原に『一ケ年の產額一千萬圓に達する紀州棉ネルは、如何なる動機より發生せしかを探るに、藩政時代に、洋式調練兵の製帽に從事せる宮本政右衛門、明治四年廢藩置縣、兵制改革の爲め、其業を轉ぜざるを得ざることゝなれり。宮本氏は、軍人下着用の襯衣の、從來の舶來ネルにては不廉に、又紋羽は地質厚きに過ぎ、適當のものを得るに困難なる事情を知悉するより、百方研鑽の末從來の紋羽織を參酌し、木棉地に加工すべき起毛法を發明し、改良に改良を加へて漸く案出せるもの、即ち現時棉ネルの濫觴なり。(中略)明治六年中輸入フランネル總費二十二萬四千圓に上る、十一年九月七日、内國製フランネル紋羽綾木棉三品の無稅輸出を許す』とあり、また日本工業史には『綿フランネルは紀州和歌山の人瀬戸重助が創意よりいでたる織物にして、今は內地の需要を充たすのみならず、外國輸出品の一として數へらるゝこととなるが、はじめ重助和歌山藩兵の被服地に用ゐし無毛紋羽の粗惡にして、實用に適せざる爲新に一種の小倉織を織りいだし、明治四年はじめて兵營の採用する所となれり』とある。然るに明治工業史には『紀州和歌山は古來紋羽織を以て名ありし地なれば、明治初年軍制を設けらるゝや、紋羽を以て藩兵の制服を定むるに至れり。然れども紋羽は地質粗惡にして寒氣に耐へ難かりしかば、幾何もなくして之を廢し、小倉服に改めたれば、明治四年同藩士族畠山義信之を慨き藩兵の著する小倉服地の一端を同地紋羽製造家に託して織らしめ、試みに毛を搔かしめたるに、恰も氈毛の如く柔かにして、且溫暖なるものを得たりしかば、裁縫師宮本政左衛門及び和歌山商業會議所手代にして、御用商人たりし瀬戸重助と謀り、原絲の選擇機杼の改良等種々研究せる結果、稍々實用に供し得る物を得たれば、畠山義信は翌五年二月獨力之が製造を開始し、瀬戸重助及び同年末宮本政左衛門の製せる幅一尺三寸の木綿

工場設立
大阪陸軍省

平松芳次郎

洋紙

に毛撚せるを、大阪兵部省に差出したるに、大に賞讃を博し、軍服として直ちに採用せらるゝに至れり』とありて、綿フランネルの創製に關し學者間に三種の異説が對立してゐるが、按ずるに日本工業史が瀬戸重助の創製とせるも明治事物起原に宮本政左衛門の創製とあるも、いづれも調査不備から起つた誤らしく想はれる。また明治工業史が年代にはこれ又肯首難い點がある。

初め和歌山藩士畠山義信は藩兵の被服地に用ひてゐる無毛の紋羽がその質粗惡にして實用に適ぜるを痛感し、新に一種の小倉織を製し、明治四年初めて戍營に採用されたが、義信はこれに滿足せず、日夜良品の發明に沒頭し、同年五月紺小倉その他三種の見本を大阪兵部省に提出して用達を命じられたが、同十月再び同省の注文を受るや、同省では紋羽の襦袢地があまり糙にして、がさばつて不便なるを以て、更に工夫して良好のものを製造納付すべきを命じた。よつて義信は種々試驗の結果、木綿絲を經とし、紋羽絲を緯として一丈餘の木綿を織出し、之れ起毛法を施し、豫想外の好成績を得たので、直ちにこれを兵部省に納めしに、頗る賞賛を博し、多額の注文を受けた。これを紀州綿フランネルの濫觴とする。こゝに於て義信は裁縫師の木村政左衛門及び舊和歌山藩の御用商人瀬戸重助等に謀り、原絲の選擇及び機械の改良を圖ると共に、和歌山に工場を設立して綿フランネルの製造を始めた。次いで明治六年には大阪陸軍省から、翌七年には大阪鎭臺及び熊本鎭臺、海軍省から多額の注文を受くるに至つた。これより各地に綿フランネルを製造するものが現はれ、斯業は大いに勃興したが、創業地だけに和歌山縣に匹敵するものなく、今日の如き興隆を來したのは和歌山縣にて平松芳次郎に勸業資金を貸下げ、綿フランネルの製織及びその販路の擴張に努めた結果である。

（九） 洋　紙

維新の大業がなると共に國民上下は文明開化熱に煽られて、知識慾の勃興と共に盛んに歐洲の文學、美

飜譯出版の續出
杉井幾三郎
トーマス、ウオドルス
中野靜衞
古河拙三
有恒社
ジョン・ローゼルス
久保順太郎

術、音樂、演劇、宗教、教育、法律、數學、醫學、化學、物理、天文、地理、博物學、造船、土木、建築、製鐵、印刷、製版、軍事等を始め、あらゆる新しい學問が輸入せられ、これ等を飜譯して出版するものが續出し、洋紙の必要が生じたが、洋紙の製造は和紙と異なり機械を要するを以て、容易にこれが製造を試みるものがなかつた。偶々舊廣島藩主淺野家の用達役杉井幾三郎が當時大藏省雇英國建築技師トーマス、ウォドルスから西洋の製紙はすべて機械製紙にして襤褸木片等の如き廢物を以て製造することを聞き、これを淺野家の家令中野靜衞に物語りしところ、中野は更にこれを藩主淺野長勳に告げた結果、率先して工場を起し、製紙を行はんと決意し、時の東京府知事大久保一翁に謀りしに、大にその事業の國家的にして有益なることを說いて奬勵せられたので、玆にいよ〳〵其起業を決意し、明治五年二月淺野家にては更めてウォードルスを召聘して其意見を徵すると共に、工部省官吏古河拙三の意見を參酌し、獨力にてこれを經營する事とし、洋式製紙工場建設を東京府廳に出願した。府廳では直ちにこれに允許を與へたので、地を府下蠣殼町に卜し、ウォードルスに託して英國から製紙機械を取寄せ、工場の建築に着手し、機械を据付け、貯水池を掘りなどして略ぼ工事が完成したので、藩主は之を有恒社と名付け、家令中野靜衞を社長に、家扶梶川屯、小野直三郎、久保元三郎、西川佐太郎、永田兼三等を事務員に任じた。同七年三月更に英國製紙技師ジョン・ローゼルスを雇聘し、同年六月機械の試運轉をなし、製造に着手した。この時淺野家ではウォードルスに慶長大判一枚、大名用黑塗簞笥一棹、古代錦二卷を贈つてその功に酬えたと傳へられる。これ我が國に於ける印刷紙製造の嚆矢である。されど淺野家の豫期に反し、當時活版印刷術の發達がこれに伴はず、鉛活字の製造も亦思はしからざりしため、製紙の需要は少しも起らず、三箇年間の製品は悉く倉庫に貯造せられたるは淺野家の忍耐眞に敬服すべきである。同八年八月ローゼルスは滿期歸國せしが、その後は久保順太郎、神田萬次郎、玉置銀次郎等が技術を擔當して銳意事業の改良に努めた。然るに同九年に至り、大藏省紙幣寮から證券

印紙類の原紙抄造を委託せられ、漸く洋紙需要の端を拓きし折柄、同十年西南役が勃發するに及び、俄に新聞の發行が激增し、この頃から印刷術も亦た漸く盛大となり、市場の洋紙は拂底を告げたので、連年倉庫に蓄積せる有恒社の洋紙は悉く賣出されるに至つた。

太政官札
楮雁皮
抄紙局

維新の初め、太政官札を發行せらるゝや、由利公正の建議により福井縣下に於て楮雁皮を原料として用紙を抄造せしめられしも、その紙質が銅版の印刷に適せず、いかにも粗笨にして贋造物すら現はれしかば、その後紙幣を發行するごとに、北米合衆國または獨に註文して用ひられたが、得能良介が紙幣寮頭となるに及び、外國にて紙幣用紙を製造せしむる事の危險なるを論じ、我が國固有の原料を以て硬質の紙を製造することを計畫し、明治八年紙幣寮に抄紙局を置き、試驗場を東京府北豐島郡王子村に建設し、我が國產の三椏其他の植物纖維を原料として之れにロージンサイズ (Rosin Size) 或はアニマルサイズ (Animal Size) を加へて抄造することを考案し、古來使用し來れる草木の粘汁を混和することを廢し、また從來行はれたる流漉法を改めて溜漉となし、專ら金屬版に適する强靱精良なる紙質を造らんことに腐心し、つひに外國に比類なき一種の印刷紙を製出した。尋で同十一年に至り、稻藁を原料として印刷紙を抄出する法を發明したが、未だこれ等の抄紙法を試驗すべき機械がなかつたので、抄紙局では一時有恒社の工場を借入れて之れが抄出の試驗に當てたと稱せられる。その後抄紙局內に製造場を設け、米國製を模範として抄紙機械をつくり抄造せしに、これ又意外の好結果を得たので、諸印紙類、郵便切手、郵便端書、官報などに用ひられる事となつた。

得能良介
近藤喜則

もと三椏製の印刷紙は全く新事業にて、我が國にその原料が豐富でなかつたので、得能良介は自ら山梨縣下に出張し、同縣南巨摩郡睦合村の人近藤喜則を勸請し、これにその栽培を慫慂し、且つ各縣の勸農課と連絡を取つて栽培を奬勵したので、終に充分なる原料を得て盛んに製造せらるゝに至つた。世にこれを局紙または雁皮紙と稱し、廣く用ひられてゐる。局紙は紙幣用紙研究のかたはら發明せる我が國獨特の印刷紙にして

中村祐興

三椏の栽培

澁澤榮一

オルコツク
日本製紙會社
パルプ

ヴォルシユ
神戸製紙會社

レイマン

既に明治十一年佛國巴里に萬國大博覽會の開催されるや、その試製のものを出品せしに、大に各國人の好評を博し、特別賞を得て日本の製紙界のために面目を施したが、局紙はもと得能良介の發意により、印刷局事務長一川研三、印刷局長得能通昌等がこれを繼承し、技師中村祐興が其旨をうけ、創業以來熱心に努力せる功によるが、三椏の率先栽培者近藤喜則の功をも沒すべからず、喜則は明治十二年得能良介から三椏栽培を勸請懇願せらるゝや同十二年から同二十二年まで約十一年間孜々として同縣下に三椏の栽培を奬勵したるのみならず、二十一縣下を巡廻勸誘して盛んにその栽培を奬勵し、今日の如く原料を豐富ならしめたと云ふ。

澁澤榮一が大藏省三等出仕の在職中、はやくも印刷紙の必要を感じ、島田組、小野組、三井組に勸めて一大製紙會社を起さしむることに決し、地を東京府北豐島郡王子村にトし、工場の建築に着手したが、間もなく榮一が官を辭して閑地にあつたので、發起人等は榮一を推して社長となし、英國から機械を買入れ、同國の建築技師チイズメンを雇聘し、同八年に至り工場が竣工したので王子抄紙會社と稱して製造に從事した。同年林德左衞門は地を東京府芝三田にトし、機械を外國から取寄せて、製紙工場を建築し、東京三田製紙と稱して洋紙の製造業に從事した。

關西にあつては、明治五年神戸三宮町に前英國公使オルコツクが米國商人ウォルス等十餘名と謀り、日本(ジャパン)製紙會社(ペーパーメーキングカンパニー)と稱する一の株式會社を組織し、印刷紙の原料パルプ（半紙料）の形に仕上げ、專ら北米合衆國に輸出することを目的とし、同七年工を起し、同九年に至り竣工して開業するに至つたが、その後米國に於て輸入パルプに課税するに至つたので、遂に目的を達せずして解散した。然るに同九年米國人ヴォルシユがこれを買收し、神戸製紙會社と改稱し、前機械を取外し、自ら米國に渡航して新機械を購入し、工場の機構を更め、同十二年四月頃に至り、新聞用紙を製出するに至つた。

また京都にあつては明治八年神戸居留地在住の獨逸商レイマンが京都大佛くづれ門前の檻樓を見て、時の

エキスネル
パピール・ファブリツク
磯野小右衛門
大阪製紙所
百武安兵衛
蓬萊社
眞島襄一郎
下郷製紙所
中井三郎兵衛
清水誠

京都府知事槇村正直に印刷紙の製造を勸誘したが、偶當時京都府には帝都を東京に遷され給ふにつき、明治天皇は舊帝都たる京都府に對し金拾萬兩を御下賜になり、その監理及び授産方を御一任になつたので、槇村府知事は市民に工業に利せん事を計り、染殿、織殿、革工場と共に製紙工場を設くることに決し、地を梅津河原にトして、工場の建築に着手し獨逸から機械を取寄せ、且つ獨逸人エキスネルを雇聘し、同九年一月製造を開始したが、間もなくエキスネルが病のために歸國したので、更に獨逸にて製紙業を研究せる山崎喜都眞を召聘し、種々の洋紙を製造したが、特に色紙はこの製紙所の特色で、當時獨逸語により梅津パピール・ファブリツクと稱し、廣く世に持囃された。同十年一月七日、畏くも皇后陛下には親しく行啓あらせられ、同年二月十八日には天皇陛下の御臨幸あらせられた。後同十二年に至り、磯野小左衛門に拂下げられた。

大阪製紙所は明治九年の創立なるが、百武安兵衛が洋行中に製紙業を思ひ立ち、英國スコツトランドのエデインブルグに機械を注文し置き、歸朝後、明治四年大阪に於て政府の許可を得、會社を設立すべく爲替會社及び開商社と交渉して資金の調達に奔走せしも、所期の資金を得ぬので焦慮中、曩に注文せる機械が到着せるも代金を支拂ふことが出來なかつた。よつて大阪府廳はその體面上一時これを引受けざるを得ざる破目に陥り、代金を支拂つて該機械を引取つたが、後これを蓬萊社に拂下げ、更にそれが眞島襄一郎の手に移り、遂に今の下郷製紙所となつた。この頃から洋紙の需要は頓に增加し、京都の紙商中井三郎兵衛を始め紙商等の活躍と相俟つて、製紙事業も亦漸く經濟界に重きをなすに至り、それが技術も著しく進歩し、大阪の眞島製紙所の如きは新燧社長清水誠の慫慂によつてマツチペエパーの抄出を始め、印刷局の抄紙部も亦第一號抄紙機械の運轉を開始するに至つたので、明治十二年四月十日明治天皇は親しく印刷局抄紙部に臨幸あらせられ、同八月十八日には英照皇太后、皇后の行啓あり、共に抄紙の實況を御覽あらせられた。

かくの如く我が國の洋紙製造業は明治五年にその端を發し、同七年には東京蠣殼町の有恒社、同八年には

林德左衛門

官立抄紙局、王子抄紙會社、京都府立梅津製紙所が起り、これに次いで林德左衛門は獨力で芝三田製紙所を設立し、同九年には蓬萊社附屬の大阪眞島製紙所が起り、神戸製紙會社がその製造を開始し、我が國の印刷用紙の供給は頗る潤澤となり、こゝに製紙工業の基礎は確立したが、當時これを鬻ぐに競爭激甚にして損失を釀し、企業者の苦心は一方ならざりしを以て、當業者等は相聯合して歩調を一にし、共同して輸入品に對抗しつゝ自他營利の目的を達すべく畫策し、明治十三年十月有志家が相會して互に意見を交換し、規約を内定して同業者の聯合會を結成し、同年十二月二十六日上野の精養軒に製紙業者及び製紙販賣業者の會合を催し、製紙所聯合會と命名し、價格協定の外二十二箇條の規定を設けて、同業の統制を圖つた。

聯合會結成

當日會するものは王子抄紙會社、有恒社、神戸製紙所、大阪眞島製紙所、三田製紙所及び谷、莊司、桐井、菊地、川上の五商人なりしも、翌年には京都の梅津製紙所も參加し、こゝに初めて製紙製造業者の統制がなり、歩調を一にして斯業の發達に努めた。

洋紙製造の濫觴

これ等の諸會社は實に我が國に於ける製紙製造の濫觴にして、これより各地に製紙製造會社が起り、洋紙製造の業が頓に勃興するに至つたのである。

五　化　學　工　業

化學工業

（一）　耐　火　煉　瓦

耐火煉瓦

洋式工業の勃興

耐火煉瓦の必要

鍋島直正

反射爐

德川末期に至り、蘭學が輸入せられて諸種の洋式工業が勃興し、これに要する窯爐の築造に際し耐火煉瓦の必要が起つたが、時偶外船の我が沿岸に來航して騷がすあり、ために各藩に於ても大砲鑄造の急務なるを感じ、就中佐賀藩主鍋島直正（閑叟と號す）は蘭書によつて嘉永元年領内に反射爐を築き、大砲の鑄造を開始した。越えて同三年薩摩藩主島津齊彬も亦反射爐の築造を試み、安政三年反射爐三基及び熔鑛爐一基を築

いて大砲を鑄造した。次で同六年、幕府は伊豆の代官江川太郎左衛門に命じ韮山に反射爐を建設して大砲を鑄造せしめた。この年水戶藩主德川齊昭もまた領內湊村に反射爐を築いた。これ等の反射爐の築造にはいづれも耐火煉瓦を要したが、江川太郎左衛門の外は當時如何なる方法で耐火煉瓦を燒製したかは一切不明である。

江川太郎左衛門

伊豆韮山

高島秋帆

　江川太郎左衛門は江戶末期の砲術家にして、諱は英龍、坦庵と號した。享和元年伊豆韮山の代官家に生れ、幼より蘭學、測量術を學びてその蘊奧を究め、後高島秋帆に就て西洋砲術を修めた。天保十年以來幕府に重用された。太郎左衛門が耐火煉瓦の必要を感じたのは天保十二年十一月幕府に稟申し、高島流砲術傳習のため、銃砲の製造を企て、試驗用の反射爐を築いた時であつた。然るに嘉永二年英船が浦賀に來り、同五年には露船が伊豆下田に現はれ、翌六年には米使ペリーが浦賀に來つて修交を求むるに及び、幕府は漸く沿岸防備の緊要なることを知り、太郎左衛門に命じて大砲を鑄造せしめた。太郎左衛門は大砲を鑄造するために先づ伊豆下田の附近なる本鄉村に反射爐を築造すべく着手したが、同地は外人の上陸徘徊するもの多くために軍事の秘密を保ち難きを怖れ、安政六年四月更に韮山南條驛を距る約半里ばかりの中村鄉に築いた。この反射爐を築くにつき太郎左衛門の苦心せるは耐火煉瓦燒成の原料採集で、この爲に非常な辛酸を嘗めたが、遂に適土を同國天城山の南麗梨本村に發見するに及び、反射爐築造の工は著しく進捗し、安政二年の春、一基の工まさに竣成せんとするに臨み、同年一月太郎左衛門は風邪のために歿した。その子英敏は父の業をつぎ、半成の反射爐を竣工せしめ、また別に佐賀藩に請うて反射爐築造及び大砲鑄造の技術者を迎へた。同四年佐賀藩士田代彌三郎、杉谷雍助の二技術者が來著したので、太郎左衛門の設計に基き、更に一基を築いた。これ等の反射爐が安政から慶應にかけて我が國防に貢獻した功は絶大なもので、品川灣內の六砲臺に振付けた大砲はいづれも韮山の反射爐で鑄造したものだと稱せられる。

ペリー浦賀に來る

天城山村麓

梨本村

田代彌三郎

杉谷雍助

太郎左衛門は反射爐の築造に用ひた耐火煉瓦を如何なる方法にて燒製せるかは不明であるが、明治工業史、化學工業篇、第二編第八章窯業、第四節耐火煉瓦總說の條に「現時韮山に殘存する所の耐火煉瓦を檢する時は彼が苦心の跡歷然として知るを得べし。明治四十二年東京高等工業學校窯業科に於て其の破品を得て分析したるに珪酸七二・九六、礬土及び酸化鐵二五・九六、石灰〇・一七、苦土痕跡、亞爾加里〇・七、熱灼減量〇・八七の成績あり。其の耐火度はゼーゲル標準三角錐第二十八番卽ち千七百度の强熱に耐ふるものなることを知れり。

石炭を燃料

而して舊記に依れば耐火煉瓦の燒成には當時已に石炭を燃料とせり。卽ち幕府は九州殊に筑後地方より石炭を買上げ、檢査の爲、江戸本所御藏に廻送せしめ、更に下田港に廻送し、以て太郎左衛門に交付したるものなりと云ふ」とあれば、以て江川式耐火煉瓦の成分及びその耐火の程度を窺ふに足るのである。

長崎飽浦の製鐵所
ハルデス

その後安政四年德川幕府が長崎飽浦に製鐵所を建設するに際し、和蘭人ハルデスの監督にて長崎の瓦屋に命じ同工場の建築に要する煉瓦を燒かしめたが、同時に溶鑛爐や反射爐の築造に要する耐火煉瓦をも燒かしめたが、成績不良にして用をなさず、已むなく耐火煉瓦はすべて外國から取寄せて用ひたと傳へられる。

赤羽工作分局

明治初年、政府は東京に赤羽工作分局、深川工作分局及び大阪に造幣局を設置するに際し、耐火煉瓦を要するを以て、政府事業として耐火煉瓦を燒製せしめた。これが期せずして各地に耐火煉瓦製造業の勃興する素因となつた。

大阪造幣局

明治元年八月、政府は大阪に造幣局を建設することに決し、地を大阪市外淀川畔にトし、工を起したが、故あつて一時中止した。同二年五月に至り再び工を進めることになつたので、播磨明石の瓦屋に命じて同工場建築用の煉瓦及び耐火煉瓦を燒製せしめたが、成績が思はしからず用をなさぬので、更に大阪の瓦屋に命じ、

ウォートル

英國人ウォートルの監督の下に鴫野に窯を築いて建築用煉瓦及び耐火煉瓦を燒製せしめた。建築用煉瓦

製鐵寮

ハイッエリキス・ソロラン

赤羽製作所

大島圭介

は數百萬個を燒いたが、耐火煉瓦は適土を得ざりしため結果不良にして用をなさぬので廢絕した。されどこれ維新後初めて學理を應用して耐火煉瓦を燒いた嚆矢である。

曩に政府は佐賀藩主鍋島直正から製鐵機械の獻納を受けるや、橫須賀造船所に建設すべき場所もないので、空しく倉庫の一隅に放置し銹腐する任せてあつたが、當時既に鑛山の採掘が開け、製煉所の必要が起りつゝある際とて、切角の機械を銹腐に委することを遺憾とし、芝赤羽の舊久留米藩邸を絕好の適地として玆に製鐵工場を建設することに決し、その旨を太政官に稟請せしところ幸に允許を得たので、製鐵寮を起し、同中村博愛を製銑助手に任じ、傭佛國人ハイフエリキス・ソロランを建築技師長に命じて事業を開始した。同工場の建築がをはると共に熔融爐を始め、種々の窯爐を築造するため耐火煉瓦の必要が起つたが、當時わが國には殆ど耐火煉瓦を產せざるを以て耐火材料を全部外國から輸入しなければならぬ狀態にあつた。併し斯くては莫大な費用と多大の日數を要し、加之甚だ不便なので、內地にて燒成すべく計畫し、その具體案を作成して太政官に稟議せしに、遂に諒解する所とならずして棄下された。されどその必要は焦眉の急に迫られてゐるので、中村博愛等はその應急策として曩に江川太郞左衞門が反射爐用の耐火煉瓦を燒製せし際その材料を採掘した伊豆加茂郡梨本村にて燒製の計畫を立てゝ直ちにその實行にて著手し、明治六年八月に至り初めて耐火煉瓦を燒製した。然るに同年十二月、政府は赤羽製鐵寮を赤羽製作所と改稱し、翌七年九月に至り同製作所の建設に要する耐火煉瓦も充分なので燒製の業を廢せんとせしところ、偶砲兵工廠及び紙幣寮の建設に際會し、又々耐火煉瓦の需要が生じたので、同八年三月再びその燒製を開始した。然るに同十一年一月官制改革のことがあり、工部省に工作局を置き、從來の製作寮または製作所を同局に屬せしめて工作分局と改稱したので、赤羽製作所も赤羽工作分局と改められた。大島圭介は局長に任じられて各分局の事務を統轄した。同十一年三月又々制度を革め、梨本村の煉瓦製造工場を深川工作分局に移官した。

西村勝三　田中盛秀
楠本正隆
西村勝三
澁澤榮一　岩崎彌太郎

政府の耐火煉瓦製造に倣うて東京では西村勝三、鳥井庄右衞、大阪では田中盛秀等が獨立して耐火煉瓦の製造を始めた。

西村勝三は下總佐倉藩士にして夙に砲術を學びて化學的知識を得、佐倉藩の砲術助教を勤めた。且て野州佐野の豪商正田某のために新式製鉛法を研究したことがあり、またギートセン著鋼鐵全書の譯本によつて反射爐及びこれが築造に白瓦の必要なことを知り、その製法に苦心しつゝありしが、明治四年東京府瓦斯局技師佛國人ペルグレンが上野國片岡郡寺尾村小塚なる石炭層の間から耐火煉瓦の燒製に適する一種の粘土を發見せし由を聞き傳へ、これを利用して瓦斯窯用の耐火煉瓦を製造し、海外から輸入する不便を除かんと計畫し、時の東京府知事楠本正隆にその許可を稟請せしに、之を許さゞりしかば、遂に獨立して燒製を開始するに決し、芝浦の瓦斯局所屬地を借受け、同地内に試驗的耐火煉瓦工場を建築した。然れども當時は未だ所期の如き需要なく、加之技術いまだ未熟にして完全なる耐火煉瓦を得られなかつた。勝三がこの業を完成したのは明治十年後のことである。

尙ほ西村勝三の一擧一動はすべて明治工業の創始に絶大な關係があるから、こゝに漫談明治初年の記事を再錄して參考に供することにする。即ち明治工業の創始者西村勝三の條に『明治初年の工業創始に就て、聯か參考に資したい事實があります。それは自分の父の事ですが、其當時伊勢勝と通稱して、諸種の工業にスタートを切つた西村勝三の事歴です。父の事は明治十四年に出た「明治立志篇」の初篇（津田權平氏著兎屋出版）に、高島嘉右衞、澁澤榮一、岩崎彌太郎氏等と竝べて書いてあります。その中に、君洋靴を造るは國益の一たるを知り遠く靴工師數十名を歐米より聘して教授せしむ――君性甚だ土木の業に明らかなり、是を以て府下土工の如きは、君の請負をなすもの頗る多きに至れり、故に目今大倉喜八郎氏が土木會社を建設するに至つては、君に諮詢するところ尠からずといふ。嘗て瓦斯局を府下に設くるに當つてや、君その主唱者

洋服裁縫
メリヤス製造
ガラス
ローマン

大久保一翁

文魁堂

船越衛

となり、桔据頗る力めたり、君又商法會議所の議員となる——なぞと書いてありますが、數十名の技師を易聘した云々のことは、漢文流の誇大な書方ですけれども、其外は大體事實に近い。これは火が歿くなる少し前、門下の者に話して筆記させた經歷談を基礎として、大澤省三、藤村義苗、小川平吉、八十島親德氏等が委員となつて編纂した傳記により又私が親しく母から聞いた談話によつても事實だと思ひます。そこで以上の事實談によつて、明治初年の混沌たる、工業創始期の狀態を述べて見ませう。父の始めた仕事は、大體洋服裁縫、メリヤス製造、製靴、製革、ガラス、煉瓦等ですが、その中、洋服裁縫は、明治三年に獨逸から洋服裁縫師のローマンと云ふ人を招聘して、京橋銀座一丁目一番地、以前讀賣新聞社のあつた所に、始めて洋服裁縫所を開きました。これが我が國で斯業の最初で、その後洋服屋を開業した人達は、多くはこのローマンから教はつた人達でした。この店は、數年で閉鎖して、その後、こゝに讀賣新聞社が出來たのださうですが、その時分斯う云ふ逸話がありました。父の使つてゐる手代の某と云ふ者が、ある時、何かの用で時の東京府知事の大久保一翁氏を訪問すると、大久保氏はその手代に向つて、「お前の所の主人西村勝三君は官途について役人にでもなれば、一躍して勅任官になれるんだ。斯う云ふ偉い人の始めた商賣だから、お前も大切に事へて洋服業をよく習はなければいけない」と云つたので、それ以來勅任洋服屋と云ふ異名を得ました。尙この時分に銀座三丁目に、文魁堂と云ふ店を開いて、石油から揮發油をとり去つたものを、安全油と名づけて賣つたことがありましたけれども、間もなくこゝはよしてしまひました。元來メリヤスは、靴と共に必要な靴下を製造する原料ですが、當時靴下はみんな横濱の商會の手を經てすべて舶來品を使つたので、大變値段が高いので、陸海軍ではそのため莫大な費用がかゝりました。それで時の兵部省會計課長船越衛氏などは、日本で靴下が出來たら、價も安からうが、誰かやつて見る者はないかと云つて居たのを聞いた父は、之もまた國益に資すべき一事業だと考へ、自分自らそれを始めようと決心しました。そこですぐ横濱

ハーブル、グランド商會

の貿易商ハーブル、グランド商會に託して、米國から手を廻し、メリヤス機械二臺を取りよせて、築地一丁目に工場を造り、男女生徒を募集して、明治四年に製造を始めました。これもやはり日本でメリヤス製造の始まりです。その時分、米國から機械が到着したものゝ、その組立や使ひ方について誰も知る者もなく、又教へる者もありません。そこで父はやつと弟の綾部兵助の獨得の考へによつて、兎も角も仕事を始めたのでした。けれどもその機械の構造が不完全で、いくらやつて見てもメリヤスを織り出すことが出來ない。二月あまり苦心慘憺して研究したけれども、到底使ふことが出來ないので、今度は更に、丸形の機械一臺をアメリカへ註文しました。この機械は組立は簡單ですけれども、織り上つた所は、まるで粗雜でほとんど形をなしません。けれども父は兎に角その初めて出來たものを、兵部省にもつて行きました。すると船越氏はまさか斷るわけにもゆかないので、苦笑しながら夫を受取つたと云ふ話があります。次にメリヤスの肌着を製造する機械を据付けて、製造品は主として兵部省に約束して納め、又後には市中にも賣店を設けて販賣しました。併し父が一度この仕事を始めると、その有利な事業だと云ふことが、世間に知れたので、それからもう一つには、僅かに二十七八圓出せば丸形機械が買へると云ふので、しかもその一臺あれば、五六人の人間が食べて行かれると云ふやうな有樣だから、此處にも彼處にも小規模のメリヤス製造者が興るやうになりました。さうして又陸軍の納め入れに付いても、競爭者が出來たので、父の工場もその影響を蒙つて、規模を縮少し產額を減じなくてはならないやうになり、明治十年には到頭之を向島の製革所の一隅に移しました。併しその後も景況は恢復しないので、遂に廢業の已なきに至つたのでした。その時機械や附屬品一切を賣り拂つたら、元價が三百五十弗のものが、たつた十五圓にしかならなかつたと云ふことです。兎も角もこんな譯で日本のメリヤス職工の元祖は男女共皆このメリヤス工場で仕事を習つたと云つてよいのです。父がこの製

製靴業

靴業を興す動機について面白い挿話があります。ある時（明治元年）父が兵部省大輔大村益次郎氏に會つた

所、大村さんは父に向ひ、「日本も之から將に全國皆兵主義をとつて、その調練方法はすべて洋式に則らねばならぬ。從つて兵卒にはすべて洋服を着せ、靴をはかせやうと思ふ。けれども洋服も靴も今の所すべて外國から輸入しなければならないので、國家の經濟上實に莫大な損耗だ。日本の工業が進步して、軍需品は悉く內國品のみで充足(じゆうそく)させることが出來るやうな時代に早くなりたい」と語つたが父は成程と深く共鳴しました。その後橫濱の運上所で貯へてゐた軍靴を取扱ふに及んで、いよいよ大村さんの言葉が、痛切に感じられたので、自ら進んで製靴業を開始する考へがあつたらしいのです。しかし何分我國では未だ破天荒の事業で無暗に輕擧も出來ず、荏苒日を送る中に明治二年大村さんは京都で暗殺されてしまつた。然るにその翌年に至つて、偶然の機會から父は奮然として、製靴開始の決心をしたのです。それはどんなことであつたか、其頃政府は築地に東京商社と云ふものを設けて東京の富豪二十餘名をその頭取にし、公達數十名をその肝煎に任命して、頭取は各金一千兩、肝煎は三百兩の身許金を納めしめたが、其目的は維新後官費で紀尾井町の紀州邸に收容して救民一萬五千人の處置に窮して、彼等を使役して下總の小金ヶ原を開墾しようといふ計畫をたてたのであつた。政府は救民一名に付、三反五畝宛の土地を與へるから、頭取と肝煎とは各五十人宛の救民を引受けて、小金ヶ原の開墾をして欲しいと、先づ强制的に命令しました。所が東京商社の役員は多く商人で開墾事業などに經驗のあるものなく、議論百出殆ど決する所なかつた。父はこれを見て寧ろこの機會に乘じて小金ヶ原の大地主とならうと思ひ、政府に向つて僅五十人の救民では、人數が少くて仕事が出來ない。寧ろ一萬五千人中の三千人を貸て下さいと願ひ出ました。併しこの三千人は元來舊幕府の脫走者で、無賴漢が多く誰も恐がつて引受人がない。そこで父は場合によつては斬捨て御免といふ條件付で願ひ出たのです。父はこの三千人の外に尙舊佐倉藩の窮乏士族を加へて、彼等に衣食の道を給せんといふ目算であつたが、この願ひの筋は採用されなかつた。父はこの爲に開墾事業は斷念したけれども、外の方法で救人五十人

の仕末をしなければならず、そこでこの救民と佐倉の窮乏士族とを職工として、製靴業を始めやうと思つたのです。斯う決定したので父は救民の中から、少年五十人を選んでこれを引受け、先づその丁髷(ちよんまげ)を切り落し、一樣に筒袖の着物をきせました。そして築地の入舟町に工場敷地を選定して、煉瓦造りの二階屋一棟、事務所用の洋館一棟とを新築し、横濱に住んでゐた支那人某を雇入れて、明治三年三月十五日に愈々伊勢勝製靴工場と云ふのを開きました。これが日本での製靴工場の始まりで、父が三十五歳の時です。所でこの工場は、三月に開業したのに、夏になつても秋が過ぎても、未だ一足の靴の註文がありません。漸くその年の冬になつて、開業第一の註文として、御親兵頭、平吉左衛門氏より軍靴四萬足の製造を命ぜられ、次に兵部省大阪出張所長山田顯義氏より一萬五千足、東京兵部省より五千足の註文が來ました。その後兵士一般に草鞋をよして、靴を穿かせることに決定したので、父の事業も前途の光明を認めるやうになつたので、新に生徒七百名を募集して、職工を養成しました。所が一方に於ては、最初開業當時雇入れた支那人某は、香港(ホンコン)で製靴業に從事したと云ふに過ぎないで、歐洲で直接にその業を習つたのではありません。けれども最初はその意見を參考として、凡てやつて居たのですが、この時分横濱で靴店を開いてゐるレシャルマンと云ふオランダ人のあることを聞いて、父はわざ〳〵行つてその遣(や)つたものを見ますと、流石に歐羅巴(ヨーロッパ)でやつて來たのですから、其技術は精巧で、とても自己流の支那人の仕事などは比較にならないことが判つたので、父は辭を低うし禮を厚うしてこのレシャルマン氏を工場に招聘して教師とすることにしました。

レシャルマン

その後軍靴の需要は益々盛況になつたので、父は淺草の彈直樹氏を勸誘して、同じく製靴業を始めさせ樣としとけれども、彈氏は初めは利益がないと云ふので、最初は容易に承知しなかつたが、遂に父のすゝめに從ひました。

彈直樹

斯うして父は製靴業を始めましたけれど、其材料たる皮革の大部分は外國の輸入を仰がねばならぬのを憂へて、專ら軍靴用革製造の目的で同じく明治三年十月に築地入船町に製革工場を設け、翌年十

製革工場

ボスケ

一月之を向島洲崎村に移しました。その頃の人は金座や銀座の例に習つて製靴工場のことを靴座と云ひ、製革工場のことを革座といつたさうです。父が製革工場を始めるに至つては、これも亦日本で始めての事業でありまして、唯僅に一二冊の製革圖書を參考として、之に自己の判斷を加へ、やつと差支へない工場を建築し、色々な設備をしたのでした。丁度之より少し以前、横濱にゐた某獨逸人が日本の牝牛の皮の値段の安いのを見て之を製革として本國へ送り出すための製造所を横濱の本牧村に造りました。父はやつと、此工場の技手ボスケ氏に就て、製革に關する種々の事項を質問し、その養成した職工を此方の工場に採用し、更に又其本牧の製造所が閉鎖されるに及んで、ボスケ氏をも招聘してやつと工場らしい工場にしました。そして明治五年の末に僅に軍靴の用皮を製造するに至りましたが、未だ中底皮は一切之を外國に仰がなければならなかつたのでした。元來靴の製造などといふ事は、文久元年のお觸れ書きにも「皮履の儀も御軍艦方等、船中を限り相用ゐ候儀は苦しからず、百姓町人共儀も、職業柄商賣態に依り筒袖着用、雪中皮履相用ゐ候儀在來の品は不苦と云得共、外國の製に紛らはしく仕立候儀は相不成候」等といふ禁令があつた位で、誰も靴等を作らうと思ふ者がないのみならず、木履の製造は賤民の業で總ての職業中最も卑しむべきものとされました。ましてや皮を製造するに至つては殆んど思ひもよらぬ卑しい業とせられてゐたので、いやしくも武士の家に生れた者がかう云ふ賤業を營むのは怪しからん等と云つて、親戚朋友からの非難が囂々として起つて來た。然し父は少しもかゝる反對を意とせずに、一面には窮乏士族の授產事業として、それ等の中から生徒を募集し職工を作らうとして、佐倉を始め近國の諸藩を遊說したけれど、誰も其業を卑しんで應募する者が無い。たま／＼應募した生徒と云ふのは、羽織袴に大小を佩して、役人にでもなるやうな態度でやつて來る嚴めしい武士達だつたから、教師や番頭の處置が氣に入らぬ時は忽ち大刀を振り廻して「怪しからん斬つて仕舞ふ」などと云ふ恐しい生徒でした。のみならずやつと養成した職工もその技術は頗る未熟で、一足の靴を作るに

ペレゲン
三條實美
オートルヌ
中井弘

五六日もかゝるばかりでなく、その出來上つた數千の軍靴の中、役に立つ物は一ヶ月僅々三百足内外に過ぎないのです。その他は皆廢物になて仕舞ふ。それ故役に立つ一足の原價は五兩以上になるけれども、上納代金は一足僅かに一兩貳分で、製產費の三分の一にも足らぬ價格でした。當時西洋から來る軍靴の原價は、凡そ一弗(ドル)半、洋銀相場五十匁(もんめ)内外なので、一足の價は日本の一兩前後である。故に寧ろ之を輸入して兵部省に納める方が利益が多かつたけれども、父は飽迄國益增進を目的として、損得に拘らず、內地で之を製造したのであつた。父は、此の年、明治七年に、我が國で始めて耐火煉瓦の製造をやつたのですが、これは丁度明治七年頃に、瓦斯局の雇技師であつた佛國工學士ペレゲンと云ふ人が、上州の片岡郡宇力塚と云ふ所で、石炭の層の中から、一種の粘土を發見して「これは耐火煉瓦の原料になる」と云つたのに基くのです。父は其頃東京瓦斯局の次長をやつて居ましたが、この言葉を聞くと、早速この粘土を利用して、先づ瓦斯窯用の耐火煉瓦を製造して外國品を防ぎたいと考へ、當時の東京知事楠本正隆氏に謀つたけれども、楠本氏は之を許さなかつたので、父は之を自家の私業として經營する決心をして、瓦斯局の附屬の芝浦で、試驗的に製造工場を建て、ペレゲン氏の指導の下に、耐火煉瓦の製造を始めたのです。これが日本で耐火煉瓦を造つた始めだといふことです。父は明治初年の重だつた工業には、何でも手を出したが、其中成功したのは、上記の製靴製革竝びにこの煉瓦業で、もう一つ、硝子の製造にも力を盡したのでした。大體この硝子工業は、三條實美公が明治六年に、英人オートルスの說を聽いて、品川に板硝子の工場を建てられたのが、抑も〳〵の最初ださうですけれど、何しろ當時は未だ硝子器を盛んに使用する程生活の程度が進んでゐないから、一年かゝつてやつと一月の製造代が捌けると云つた心細い狀態なので、到頭收支償はず、每年數萬圓の損失を國庫から支辨することになりました（尤も此より以前にこの製造所は工部省で買上げた）そんな譯で、時の工部大書記官中井弘氏から父に之を引受けてやらないかと云ふので、遂に之も引受けてやりましたが、其後十數年

瓦斯燈

守田勘彌

間種々の苦心をして、明治廿何年の後には、日本で始めて麥酒瓶の製造に成功したのでした。明治五年に、東京府知事の由利公正氏は、府の一事業として、瓦斯燈を、吉原で點けさせようとして、府の共有積立金の中から金を出して、外國から機械を取寄せましたが、其中知事が交迭して、楠本正隆氏になつたので、其議も一變するやうになつてしまつた。府は、其處で、其機械を、今日の商業會議所の前身即ち東京會議所に貸渡して、市內に瓦斯點燈の計畫を樹てたのでした。之れが卽ち今日の瓦斯會社の始まりです。其當時、澁澤子爵がこの會議所の會頭で、父はその副會頭でしたから、其關係上、瓦斯局長澁澤子爵、父が副會長に任命されることになりました。さて、市內に瓦斯點燈と云ふことになつても、當時の市民は「此の火事早い東京で、室內へ火なんど點けてたまるもんか」なんて云つて、丸で相手にするものがない。其處で、父はいろいろ考へて、當時のハイカラの急先鋒の一人だつた守田勘彌氏を說いて、新富座で瓦斯を點燈する案を立てたが、知事や會議所の議員は「そんなことをして廣告する必要はない。が、座の方で費用を持つのでなければ支線を敷設することはいかん」なぞと異論がでたけれど、父は百方之を辨明して、やつと二千五百餘圓の工費を支出して、新富座へ瓦斯を點けることになつたのでした。この瓦斯を點けた年月に就ては、確な記錄が殘つてゐませんが、多分明治六七年頃からだらうと思ひます。明治八年五月河原崎座で、默阿彌新作の「意中闇瓦斯燈」と云ふのを演つてゐますが、それは、當時瓦斯が次第に流行出して來たので、それを宛込んで書いたのだと云はれてますから、多分その前に新富座で點燈したことゝ思はれます。併し、この新富座で點燈の思付當時に在つては、成功不成功相半すると云つた狀態でした。と云ふのは、見物の或者は「なる程瓦斯を室內で點けても、火事にはならないな」と云ふ事が理解出來たが、或人々は、あの瓦斯の煌々たる燈火を見て「ヤア、ありや魔術だ、あんなものは、つけられねえ」と貶した人もあつたさうです、當時の文化の狀態がよく判るやうです』(河野桐谷氏)とある。以て當時伊勢勝の西村勝三が明治初期に於て、如何に我が

産業のために盡したかを窺ふに足るであらう。

鳥井庄左衛門

西村勝三が耐火煉瓦製造所の建設にて苦心しつゝありし頃、本所向島の鳥井庄右衛門も亦た耐火煉瓦の燒製に苦心してゐた。庄右衛門の父重五郎は京都で製陶法を學び、弘化元年江戸に歸つて本所隅田川のほとりに製陶工場を設けて陶器の製造に從事し、號を京山と號した。然るに明治初年芝赤羽の製鐵寮で耐火煉瓦を要するを聞くや、その製造を創めんと欲し、子庄右衛門を深川製作寮出張所の宇都宮三郎のもとに遣はしてその製法を傳習せしめ、明治五年工場を淺草橋場に設け、耐火煉瓦及び建築煉瓦を燒製せしめた。材料は伊豆梨本村の粘土を用ひ、製品を赤羽工作分局に納めたと傳へられる。

政府に於て大阪に造幣局を淀川町に建設し、大阪造兵司分工場大砲鑄造所を椎口に建設せらるゝや、耐火煉瓦の需要あるべきを察し、明治九年田中盛秀は府下西成郡福島に工場を起し、これに盛秀館と名づけ、耐火煉瓦の製造を始めた。

これ等は皆な明治十年以前に於ける耐火煉瓦の製造であるが、我が國に於て耐火煉瓦製造の勃興せるは、いづれも西南役後である。

（二） 建築煉瓦

建築煉瓦

我が國に於ける建築煉瓦の燒製はその起原は詳でないが、煉瓦と耐火煉瓦とは殆ど同時に燒製せられたるものゝ如く、その目的は用途により各別に燒製を試みられしと雖も耐火煉瓦を目的として、建築煉瓦を得たり、建築煉瓦を目的として偶然耐火煉瓦を得しが如く、必ずしも所期の成績を得ざりしものゝ如しと雖も、これによつて大に得る所のあつた事は言を俟たぬ。然れども文獻によると建築煉瓦は、嘉永のはじめ江川太郎左衛門が大砲鑄造のために伊豆國天城山の南麓梨本村の粘土を以て燒製したのを以て嚆矢とする。その後

建築用煉瓦の濫觴

安政四年、徳川幕府が長崎飽浦に製鐵所を建設したが、その際蘭人ハルデスの監督にて同工場建築用の煉瓦

を長崎の瓦屋に命じて燒かしめた。これ等を以て建築用煉瓦燒製の濫觴とすべきであらう。

中島成道

維新後に於ては明治二年政府は大阪に造幣局を建設するに當り、播磨明石の瓦屋に命じて同工場建築用の煉瓦を燒かしめたが、成績不良にして用をなさぬので、更に大阪の瓦屋に命じ、英國人ウォートルスの監督の下に燒直さしめた。翌三年大阪造兵司分工場大砲鑄造所を椎ロに建設するに當り、同所の中島成道は工場用煉瓦を堺の瓦屋原口忠太郎に指敎して燒製せしめた、この煉瓦は極めて堅牢にして初めて用をなしたと傳へられる。中島成道は慶應三年蘭國から歸朝し、維新後大藏省の雇となり、大阪造幣局に勤務したが、明治三年兵部省に轉じ、大阪大砲鑄造所の雇となり大に兵器製造のために盡力したが、煉瓦燒製にも一見識をもつてゐたと傳へられる。同五年に至り、政府は又々ウォートルスの設計により霞關兵營、竹橋營陣等を建設しつゞいて同年郭內から火を發して銀座を一舐めにし、築地河岸まで延燒したので、この機に乘じ、大藏省

銀座街を煉瓦に改造
平松榮次郎

にては銀座街を裝飾と火災豫防を兼ねて全部煉瓦家屋に改造する事に決し、ウォートルスの設計にて煉瓦店鋪建造の大土木を起した。ために一時多數の建築煉瓦を要するを以て、これを平松榮次郎に請負はしめ、ウォートルスを雇聘し、地を府下南葛飾郡小菅村の舊町會穀倉跡にトし、ホフマンの輪層窯を築いて燒かせたと傳へられる。明治五年また大藏省建築局では當時の土木頭に命じて淺草橋場の舊百錢座に丸形の窯を築いて、官廳建築用の煉瓦を燒かしめたが、米國技師が製窯を誤つたのでこの事業は失敗に歸した。こゝに於て當局は別に煉瓦千七八百本入の窯を築いてその燒製をつゞけたが、これ又成績不良のため、凡そ二年ばかりの後遂にこれを廢棄した。これと同時に本所、深川邊に二三の製造所が起つたが、同八年に至り銀座街の竣工と共に煉瓦の需要が絕えたので、いづれも廢業せりと傳へられる。尙ほ竣成當時の銀座に就ては漫談明治初年、煉瓦懷古の條に『今日の所謂「銀座通り」卽ち京橋から新橋の間の大通りを中心として其の裏通りの

「煉瓦」

界隈一圓が、嘗ては殘らず、煉瓦造の家屋であつた。俗に此處を「煉瓦」と通稱して、東京名所の一つに數

松田

へられて居た。右の煉瓦造りの家屋が建造されたのは、明治三年に今東京府廳のある邊に土佐の山内家の屋敷がありましたが、その邊から出火してあの界隈まで燒けた。その改築に際して、煉瓦の建物にすることになつて工事を起したのですから、多分明治四年頃でせう。そして全部出來上つたのは八年あたりではないかと思ひます。大通りその他の個所で、六七年頃もう出來て居た所もありました。煉瓦の建物にしたことは、無論防火と美觀の爲めでせうが、其の費用は大久保内務卿が起業公債を募つて得た金で工事を起したのです。尤も此の金は他の事にも使つた。此の煉瓦家屋の地形は、建築師が數人で分割してやつたので、個所に依つて幾通りにも違つてゐました。銀座一丁目の邊が一番良く、新橋の方へ寄る程簡略になつて居るやうです。そして一等二等三等と等級がついて居ました。卽ち表通りが一等煉瓦、裏通りが二等、その他の小路が三等になつて居た。二等三等は、一等に比べると家屋が低く、そして小さいものでした」（永井小石氏）とあり、また同書、銀座の見世物と異國情調の條には「私が靜岡から東京にかへつて來たのは、明治八年で、丁度私が十三四歲の頃でした。その時には未だ銀座は大體形造られては居たが家は粗末な煉瓦造で表通りが一等、その裏が三等、一等の先が二等で、それが政府の政策だつたさうですが、實に淺間しかつた。まるで藏の樣なものと納屋の樣なものでした。表通りには人が住はなかつた。其時分盛だつた松田といふ料理屋があつた。今では銀座も立派になつて居りますが、其頃はズラリと空いてゐるものですから、銀座通りに見世物があつた。熊が角力を取つたり、女が火渡りをしたりした。二等だの三等だのゝ煉瓦家屋には、英語の先生が、私塾を開いて居た。日吉町から鍋屋町あたりにちよい〳〵ありました。そこに私たちは稽古に行つた。先生が、まるで穴家のやうな煉瓦の中に、嚴めしいテーブルを置いて、自由な稽古で、英國史などを敎はつた。先生の名は、今わすれましたが、非常に英語の達者な人でした、然云ふ人が煉瓦に僅かに住んでゐた。英語の先生は、今で言つたら相當な大學の先生位にはなれる人でしたらうが、其頃は至つて微賤なものでし

深澤勝興

た。外國に行つて直接教育を受けた人ですから、達者なものでした。私は十四五歳位の時には、その塾に通つて一生懸命、英語を稽古しました。こんな學校のあやしげなものが、處々にあつて、とも角も煉瓦を維持してくれた。唯大通りだけが、少しは商ひがあつた（中略）もう銀座で英語の稽古をするやうなことは再びありはしませんでせう。明治初年ほんの僅かでしたが、お船馬車といふのがありました。それは横濱から東京に通ずる爲に出來たので、ひどい馬車でした。馭者はちぐさの股引をはいて、向鉢卷をして、白足袋をはいて半纏をきた兄貴でした。ところがその馭者は非常に上手で、普通は二頭の馬だつたが、大急ぎの時には三頭曳きでした。其奴が横濱から銀座まで來るのに三時間か四時間で來るのですが、實に旨いものでした。その馬車は初めは二人でしたが、後一人になつて直き廢めました。その馬車は隨分高くて階段を乘て上るのです、上覆がなかつたと思ひます。何でも四方を見晴らすことが出來て、赤く塗つてあつたかも知れませんが、私の覺えてゐるのは、白ペンキかなんかで塗つてあつたと思ひます。（中略）何でも今の銀座一丁目の安田銀行のある處から、もう少し橋寄の處に、火渡りの見世物が隨分長くかゝつて居た。煉瓦といつてもほんの型ばかりで、煉瓦を積重ねて其上に屋根が葺いてあるばかりで、それが當時の銀座通りです。かうして銀座は煉瓦だから火事があつても大丈夫だといふので、政府も火渡りの興業を許した。兎に角その頃ではハイカラなものでした。銀座通りに柳を植ゑたのは、明治十二年頃でせう云々」（荻原有仙子氏）とある。未熟な技術で焼いた、今日に較べると到底不完全の誹を免れない煉瓦で建築した明治五年頃の煉瓦家屋が眼前に髣髴たるものがある。

銀座の大土木が竣工するに及び平松榮次郎の小菅煉瓦製造所もこれがため次第に衰微し、遂に川崎八右衛門及び土佐山内家の福富六郎右衛門に讓渡するの已むなきに至つた、後更に大分縣人深澤勝興が加はり、暫く三人にて經營せしが、明治十年西南役の勃發するに及び、一般の不景氣を來し、ために煉瓦の需要が殆ど

絶えたので、到底これを支え難く、遂に民業に委するに至つた。

我が國に於ける煉瓦製造の勃興はいづれも明治十年にして、それまでは官營煉瓦製造所の外は一も見るべき製造がない。江川太郎左衛門が反射爐製造のために耐火煉瓦を燒きしが如き、政府が大阪造幣局、大砲鑄造所等の建設に際して臨時に煉瓦を燒かしめしが如き、實に我が國の煉瓦は必要に迫られて隨時隨所に發達せるが故に、その必要の消滅と共に、いづれも廢滅したが、明治十年後、西洋建築の勃興と各地に鐵道の建設せらるゝに及び、煉瓦製造業は漸く有望視せらるゝに至り、漸次斯業が勃興を見るに至つた。

(三)　硝　子

硝子

硝子は上古から傳へた我が國の工藝品で、仁德天皇のころにはもう既に用ひられてゐたらしい。それは明治五年のころ仁德天皇の御陵の前面がくづれて石棺の中から白色や紺色の硝子片が現はれたのを以ても窺はれるが、當時我が國で創製せしものか、それとも三韓からその製法を傳へられたものか、一切不明であるが、硝子の存在したことは想像に難くない。また日本工業史によると、これより先き安閑天皇の御陵からも白色に圓い斑點のある玻璃壺が出たと傳へられる。また天保四年には大和國宇阿郡八瀬村にある文忌寸禰麿の墳墓から綠色を呈した硝子の骨壺が出たといふ。古來我が國では生前その人の愛玩せしものを死後埴輪に作り、またはその愛玩せしものをその人の墳墓や靈柩に納めて埋葬する習慣があるから、硝子器は上古に於て愛重せられたこと想像される。天武天皇の朝、すでに大藏省の曲鑄司にて硝子を製したが、就中寧樂朝に於て盛んに製造せしことは正倉院の寶庫に種々の硝子器を藏するのを見ても、その一斑を窺ふことが出來るのである。かくの如く寧樂朝に至り特に興隆した硝子の製造も、平安朝のなかば頃から廢絶してしまつた。以來絶えて硝子製造のことも亦外國から輸入のものもなかつたが、足利氏の末歐洲との交通が開けたので硝子は再び我が國に輸入せられ、賞翫せられるに至つた。硝子を德川時代にビイドロと稱したのは葡萄牙(ポルトガル)語か

仁德天皇の御陵

安閑天皇の御陵

天武天皇の朝

ビイドロ

伊達綱宗

久兵衛

佐久間象山

上總屋留三郎

川本幸民

レトルト

名古屋硝子工業

ら出たものだと稱せられる。德川幕府時代の初期に於ても絕えて硝子を製造するものなく、寛文中長崎の豪商伊藤小左衛門がビイドロにて巨大な方形の水槽を造り、金魚を放ちて天井に吊したるが如き、また元祿中仙臺藩主伊達綱宗が品川の邸にビイドロの障子を作りしが如き、當時にありては非常な豪奢と稱せられた。これ皆ビイドロは輸入品にして、その價極めて高價なるによるものであらう。斯く德川幕府時代の中世まで硝子は主として阿蘭陀から輸入したが、その後長崎、大阪にて硝子を製造するものが現はれた。例へば江戸の加賀久（加賀久兵衛の略稱）が眼鏡、醫療硝子器、食器類を製造し、天保五年久兵衛は金剛砂を以て硝子面に彫刻することを考案したと傳へられる。また佐久間象山は蘭書からヒントを得、原料に硼砂を混じて藥品に堪ふる硬質硝子を製造した。江戸に於ける硝子製造の一方の祖たる上總屋は留三郎と稱し、文政十一年長崎に赴いて硝子の製造術を學ぶこと數年、天保五年江戸に歸り、風鈴、簪等の類を製造して販賣したが、安政中蘭醫川本幸民の門人某から蒸溜器附屬のレトルトの製造を託せられ、これを完成して納めたと傳へられる。これ我が國にてレトルトを製造せし嚆矢ならんか。其他文化の頃下總關宿の家臣石塚清助の次男岩三郎が武家を厭ひて浪人し、諸國流浪の果長崎にて硝子の製造術を學びて歸國の途次、文政二年美濃稻葉郡鶉沼村に小工場を設けて硝子製造を始めた。後都合があつて工場を同國可兒郡土田村に移したが、久世家、尾張德川家等の御用命を蒙り、製品を兩家へ納めたと傳へられる。岩三郎の子文左衛門は父の業を繼いで硝子の製造に從事したが、その子岩三郎を始め、徒弟谷半十郎、松本新平等は後年名古屋に移つて硝子の製造を始め、名古屋硝子工場の祖となつた。この外美濃には安政の頃木股某が土岐郡肥田村に窯を築いてビイドロの製造に從事したと稱せられるが、その徒弟渡邊與十郎は可兒郡多治見にて硝子製造業を營んだと傳へられる。

德川の末葉著しく蘭學の硏究が勃興し、泰西の醫學、化學の術が傳へられ、各藩に於て種々の化學工業を

營むものが尠くなかつたが、就中硝子製造は鹿兒島、福岡、山口、佐賀の各藩に於て創められた。鹿兒島藩主島津齊彬は近世の明君にして夙に産業の開發に努め、城内の花園を撤して工場を設け、電信、寫眞、硝子、瓦斯、製藥、紡績、製紙等を試みた。弘化三年の秋醫藥の製造を開始すると共に、その容器として硝子壜の必要を生じたので、加賀屋久兵衞の徒弟四本龜次郎を雇聘して硝子の製造に從はせた。後龜次郎は舷燈に用ひる紅色硝子及び透明紅色硝子を發明したが、これは當時蘭學者宇宿彦右衞、市來廣貫、中原尙介等が蘭書から得たる知識を以て龜次郎を扶け、舷燈に用ひる紅色硝子及び透明紅色硝子を製造せしめたと傳へられる。山口藩主毛利忠正は夙に時勢を洞察して領内の産業興隆に盡力したが、忠正は江戸に在勤中硝子の製造を企て、歸藩後長崎の硝子工人宇都宮留次郎及びその徒弟長吉を聘し、安政六年長門萩城下の別邸百草園に製造所を設置し、菓子器、酒盃、文具、切子細工等を製出した。福岡藩主黑田長博は山口藩と相前後して硝子製造を計畫し、長崎、鹿兒島等から職人を招ぎ、精煉所に於て硝子を製造せしめた。肥前佐賀藩主鍋島閑叟は夙に産業の振興に盡し、精煉方を置いて文明的工作物の製造工場たらしめたが、硝子製造も亦同精煉方の一事業として萬延元年これを開始し、藩士佐野常民をして專らその業務を處理せしめた。明治初年硝子製造を以てその名を知られた福谷啓吉、藤山種廣等は實に鍋島家の精煉方から出た人々である。

島津齊彬

四本龜次郎

毛利忠正

ビイドロ

ギヤマン

斯くの如く徳川幕府の中世以後蘭學の勃興と共に硝子製造は長崎、大阪、江戸を始め、各地に於て行はれしと雖も、その價高くして大衆の使用に適せず、大名、富豪及び或は特殊の好事者間に愛翫せられしに止まり、未だ一般大衆には行はれないので、當時硝子器はビイドロまたはギヤマンと稱せられて非常に珍重せられ、その工人はビイドロ師又はギヤマン師として各藩から珍重優遇され、頗る權勢のあつたものである。武家、富豪に於て然り、況して農商工にありては偶々大金を出して硝子器を得ることあれば之を家寶として珍藏し、正月元旦の屠蘇酒を祝ふ時または婚禮の折などに之を用ひて誇りしと傳へられる。されば文久二年の

「横濱奇譚」

「横濱繁昌記」

刊本、松作著横濱噺には『寺々に一疋づゝ飼はせる牛の別當あり、乳を絞る役なり。乳を燒酎などに入れて呑む、夏はギヤマンの德利に入れ、井戸の中につるしおくなり』とあり、文久三年錦港堂刊行の菊苑老人著横濱奇譚には『また異人屋敷には士官と商人あり士官の分或はミニストルコンシュル或は通辯家または船將杯とあり、銘々彼國の旗驗をおし立てたり。商館には其旗はなけれども商用の看板らしき旗あり、いづれも屋根の造り方は壁には尺石を積みかさね、障子はギヤマンにて張り、間毎のしきものは五疊じき或は十疊敷等いづれも一枚織にて色々の模樣あり、其美しきこと美花をしきならべたる如し。冬向にいたれば一ト間に堅炭または石炭などを澤山に起し、その煙は銅樋を以て家根或は壁などへ穴をあけ、其樋より通せば天井壁などゝも少しもくすぼらず、あたゝかきこと三四月頃の如し。間毎に我國の額堂のごとくギヤマン繪の額をかけつらねたり、其美麗なる事またたぐひなし。夜分にいたれば燈臺にギヤマンの上覆をかくれば、其あかるき事毛一筋をも見あやまることなし。いづれも屋敷門のうへにはギヤマンにて製造なしたる行燈の如きものあり、依て門の內外とも白晝にことならず、實に眼覺しき事どもなり』とあり、また横濱繁昌記、坡瓈及金剛石の條に『洋人愛坡瓈器、貴賤俱用、精粗俱備、酒鐘、茶椀、藥壜、水注、目須器什、至諸種玩巧之品、無所不有、此方製鏡、必用銅鑄作方圓之形、琢磨俠平、寒以水銀擦入、因以發光、西洋人常用之鏡、皆用坡瓈版、裏貼錫葉、和以水銀、所以無生銹之患、且可穫大數尺者、友人某生、初遊横濱、訪一洋客、入室則一人在焉、衣裝酷輿生相似、生拜彼亦拜、生揚手彼亦揚、生道、今日綏福、彼默而不答、方雅其非人也、諦視則潤四尺高六尺大坡瓈鏡、掛在當面、方纔所見之人卽其影耳。金水精係人作之物、昔羅瑪國一坡瓈匠、偶於坡瓈窯中、設役銅鐵兩塊、二物鎔合、不意生此物有、一富豪、見而喜之購以千金、爾來匠人費心思經試焉、得百作百成之訣、名曰亞方楮磷、蓋天幸之義也、其訣祕而不傳、然近世化學家能悟其理、而後有得而擬製者云。邦俗呼尋常坡瓈器、不甚精巧者、爲美多樂(ビイドロ)、呼整刻彫鏤、精美絕妙者、爲義約滿(ギヤマン)、蓋誤矣、臘丁國人呼

坡瓈日皮多論（ビイドロ）、語原出于印度云、美多樂（ビイドロ）者皮多論之轉耳、語音輾轉、固應是如、義約滿（ギヤマン）洋名治約滿（ヂヤマント）、即金剛石、一名鑽石、非坡瓈也、但洋人琢寶石鏤坡瓈、則以金剛石爲鑿鑽之用、其名稱之訛轉、亦是之由、老人不解洋文、遺翻譯書抄錄云々』とある。横濱繁昌記の刊行年代は不明なるも、明治十年三月の刊本横濱新誌の序に『往時錦溪考人なる者あり、横濱繁昌記を著はす。備さに横内の光景を模し、洋船の入津、人民の移住、船來の品物、洋人の歌曲に至るまで載せざる所なく、說かざる所なし。其文極めて諧謔にして、其事は則ち明詳、讀む者をして當時其地の有る所を知ら使むるに足る。然れども蓋し其今を距十餘年、物換り俗移り、地の變遷少なからず云々』とあるから、文久か慶應初年の刊本であらう。慶應元年刊行の横濱開港見聞誌には『商館二階坐敷にて酒茶遊樂の圖、眞面の障子はビイドロを用ゆる。海上に船す所の諸國の異船を見渡して、陸地の景色手に取るが如く、最も美なり』とあり、また同書に『また商館二階下丸にビイドロ障子を立てめぐらす、其内に女異人美色の衣紋此ビイドロにうつりて美事なり。又ビイドロの簾をかけ廻わしたるあり云々』及び『本町通り中程阿蘭陀寺より近く右の並に英國十四番イリムストン商館は其屋根の上に又小さなる座敷ありて、四方障子皆ビイドロを用ゆ云々』とある。その敍述の調子から見ても當時の人々が異人館のギヤマン障子を如何に驚異を以て眺めたかを窺ふに足るであらう。硝子工業は明治以前すでに各地に勃興し、その發達の途上にあつたが、偶々維新の擾亂に遭遇し一時中止の狀態にありしと雖も、王政復古の大業が成就するに及び、明治政府は盛に西洋の文物制度を輸入し、舊弊を打破して諸制度の改廢を斷行すると共に大に産業を奬勵して國庫の充實を圖つたが、産業の奬勵に關しては特に各地に模範工場を設け、或は保護金を下附し又は低利資金を貸付けなどしてその興隆を圖つたので、洋式工業は各處に起つた。品川硝子製造所の如きもこの機運に促され設立された工場の一つである。

品川硝子製造所

丹羽正庸　村井三四之助

明治六年中、丹羽正庸、村井三四之助等が發起者となり、東京府下品川に硝子製造所を創立して、興業社

トーマス・ウオルトン

大島圭介

藤山種廣

と稱した。正庸は事務を主宰し、三四之助は專ら技術方面を受持ち、すべて洋式の機械を据付け、板硝子の製造を開始した。當時は未だ工業の幼稚なる時代だつたので、製造に要する機械器具は勿論のこと坩堝用の粘土、築窯用の耐火煉瓦に至るまで悉く之を英國から取寄せて使用せりと稱せられる。またその職工は全然素人を養成して、使用するよりは遙かに勝れりとの見地から高給をもつて東京、大阪に散在せるギヤマン職人を雇入れ、英國技師トーマス・ウオルトンを教師として板硝子の製造に着手せしも、豫期に反し職工の技能未熟にして到底板硝子の製造に適せず、ために完全なる製品は一も見る能はずして事業は遂に失敗に歸し、同九年工部省に工場全部の買上げを請願するの止むなきに至つた。

明治九年四月、工部省は當時唯一の硝子製造所興業社を買上ぐるや、品川硝子製作所と改稱し、製作寮に屬せしめた。同十年一月製作寮を廢して工作局を置き、大島圭介をその局長に任じ、品川硝子製作所を品川工作分局と改稱した。同年十一月始めて紅色硝子の製造に從事したが、この舷燈用紅色硝子の製造には專ら藤山種廣がその任に當つた。これより先き明治六年墺國博覽會の開催に際し、我が國も之れに參加する事となり、明治五年新に墺國博覽會事務局を設け、參議兼大藏卿大隈重信を總裁とし、議官佐野常民を副總裁に任じ、博覽會の事務を監督せしめたが、諸般の準備が完了するに及び、副總裁佐野常民は辨理公使の資格を以て出張官七十七人博覽會事務參與獨逸人ドクトル・ワグネルを始め出品人諸職工を率ゐて同年一月三十日横濱を出帆、墺國に渡航したが、當時藤山種廣は隨行員として佐野常民の一行に加はつた。佐野副總裁は墺國に滯在中、隨行員中から才學あるものを選び、技術傳習生として諸科を研究せしめたが、藤山種廣はワグネルの斡旋により墺國にて活字製造法、活字紙型製造法、硝子製造法、鉛筆製造法の學習を命せられ、同七年春技術練習をおへて歸朝した。はじめ印書局出仕を命ぜられたが、同八年同局の廢止せらるゝや更に紙幣寮に出仕し、同十年同寮が印刷局活字部と改稱せらるゝに及び職を辭し、工部省の品川工作分局に入つて硝

子製造に從事し、墺國に於て學習せる硝子製造の技術を傳授した。かくて傳授を了はるや、佐野常民の勸めにより井口直樹と共同して鉛筆製造業を起し、我が國に於ける鉛筆製造の始祖となつた。

ゼームス・スピート

工部省は當時品川工作分局の擴張を計畫して更に英國人ゼームス・スピートを雇聘し、同十二年四月から食器を始め日用器具の製造を開始した。また舊に築造したフリント窯が破損して用をなさないので、更に英國製の耐火煉瓦を以て改築した。尋で同年十二月化學實驗所を設け、赤鉛、炭酸加里等の化學的製品の製造を兼業して營むことに定め、工部大學校化學科の生徒をして實地操業せしめ、同科の雇教師英國人ダイヴァスに命じてその指導を兼務せしめた。翌十三年に至り、化學製品の販賣を開始した。

洋式製法の採用

政府が硝子工業奬勵の目的を以て品川の興業社を買收し、硝子製造の模範工場たらしむべく鋭意内容の整備を急ぎつゝある間に、民間にても之れに刺戟せられて硝子工業を企つるもの多く、しかも官業に倣うていづれも洋式製法を採用したので、茲に從來のビイドロ製造に一大變革を來すに至つた。然れども民間にて大資本を投じて硝子製造の會社を起したのは、いづれも明治十年以後のことである。

(四) セメント

セメント

維新後、西洋式土木の起るに及びセメントの必要を感じたので、セメントの製造を計畫し、明治四年内務省土木寮では東京深川清住町にセメント製造所を設立した。後同所は都合あつて同七年一月工部省に移管せられ、深川製作寮出張所と改稱された。工部省六等出仕宇都宮三郎はこれが監督の任に當り、同八年五月に至り諸工事が全く落成したので、セメントの製法を開始した。その製法は英國のメッドウエー地方に行はれたる濕式製造法を採用し、當時年産一萬樽と稱せられた。これ我が國でセメントを製造せる嚆矢である。もと我が國には白堊がないので、監督宇都宮三郎の考案によつて消石灰を代用し、これに河泥を混合して、水簸沈澱せしめ、更にこれを乾燥して窯に入れ燒いて製造せりと傳へられる。明治工業史、化學工業篇、第二

宇都宮三郎

吉田新藏

編第三節セメント、第一創始時代に宇都宮三郎に就いて教を受けた吉田新藏、太田祿郎等のセメント製造に關する體驗談が掲載されてゐるから、參考のためにその全文を再錄して見よう。即ち『豐前國企救郡植見產の石灰石を原料としてよく風化したるものを用ゐ、泥土は附近の厚狹川有帆川尻の沈澱泥土を用ひ、石灰六、泥土四の割合を標準として調合する爲に一定容積の量器を作れり。即ち不等方形の箱にて上口細く底口廣く底板なしに隅に取手あり。寸法不明なれども石灰と泥土用との差は六と四の割合に作れり。而して兩原料の調合をなすには攪搔機に於て之を行ふ。即ち先づ量器を攪池の側に据ゑ置き、石灰、泥土各を量り、取手を持ちて引揚げ、量器を取除きて原料を攪池へ鍬にて搔入れ、絕えず注水し、攪搔機は回轉して原料を攪動混和し、乳狀灰汁となし、樋口より流出するを運轉柄杓へ受け、沈澱場に送れり。此の調合の割合及び風化石灰を用ひしは、創業當時より明治十六、七年に至る間にして、吾が社の模範とせる深川工作分局に就いて、傳習を受けし方法なり。豫て宇都宮三郎の口授に原料の調合は元來化學上成分量により配合等の事あるも其等を究むるは不必要、專ら調合の量器によらば、セメントの出來は難事のものにあらずとの言ありたるも、製出のセメントは龜裂を生じ意の如くならず。又同技師より石灰量を多くすれば龜裂を生ずとの話を聞きし事あるを以て、龜裂の原因は原料調合の割合其の當を得ざるにはあらざるかの疑念を起し、常に調合量に注意を怠らざりしに、沈澱場へ送る注入口の下には泥土中の雜物、石灰中の風化細粉とならざる小粒等の滓の集れることを發見せり(中略)。石灰中の小粒滓を除去する爲には種々苦心を重ねたり。右考究中社長が生石灰を鉢に入れ溫湯を注ぎて試みしに、沸騰溶解し暫時にして滓を生ぜざることを究め、風化石灰の使用を廢止し燒立の石灰を直ちに乳汁となし、調合する事に改めたり。玆に於て其の石灰乳は最早從前の容器にては量ること能はざるが故に、從前容器によりたる風化石灰の重量を基として、生石灰の重量を衡り、其の石灰を溶解するには方凡そ五尺、深凡そ六尺位の池六箇を設け、適當の水を湛へ、而して溶解一回分として定

めたる重量の生石灰を投入し、其の石灰乳となりたるものを撈池へ汲込むことに改めたり、時は明治十八年の頃なりき。次に沈澱するを見計ひ、徐々に排水口の堰板を取外し上水を排除す日數四、五日を經過せば鍬にて切り上げらるゝ位の者となりたるを、鍬にて運送車に切上げ乾燥場へ送れり。右の如く一箇の池一日分を容れ四箇を循環使用し居たるも、燒窯窯出方の熟練するに從ひ、沈澱に四日を要しては間に合ひ兼ぬるにより、沈澱不充分なるものを樋にて汲取りて、乾燥場に移したることありたれども水分の多き程手間取り、加ふるに石炭を多量に要し不得策なるを以て、明治十七年頃沈澱の中央に方凡そ四尺位に竹簾を建て堰ひ、其の内に漉し集る水を汲取り沈澱を速かならしむる事になしたり。次に乾燥に於て原料の水分を蒸發せしむるには、沈澱池より移したる原料凡そ七、八寸位の厚さに置き、晝夜間斷なく石灰を焚き乾燥せり、尤も乾燥場長十一間もありたれば焚口に近き所と、隔たりたる所とは乾燥に遲速ありて、焚口に近き所にては約十五時間位にて乾燥するも、隔たりたる所は約五日間を要せり。故に焚口の遠近に依つて入替の時を異にして居たり。沈澱場より樋に汲取り、移せし水分多きものは、長時間を要するは勿論なる上に、其の乾き方上層と下層とは其の度合異なる感ありて、不具合にありたり。乾燥するに從ひ自然に數多の割目を生じ、數多の塊となりたるを起し上げ、燒窯に移す。

燒窯は先づロストルのサナ上に焚付として松薬木を敷き其の上に石炭を置き而して原料塊を詰め石炭を置く斯くの如く順次十二、三段詰上り、窯徑が廣がり居る所に至りて止む。原料の詰込量は周圍の煉瓦五枚、石炭を敷くには二枚を標準となし下部より火を入れ燒塊の燒出までには七晝夜位を要せり。一窯積込量凡八十樽位なりしと思ふに、燒方意の如くならず、僅に二十五乃至三十樽位の事にて、其の餘の五十樽位は生燒となるの有樣にて、燒成の成績如何は損益に關係する事なれば、可及的多數の燒出を得るの成績を得たしと苦心を重ね、種々其の方法の改善を研究し、石炭の火力如何は原料に對する量の加減が第一に關係あるべき

に付地方上等炭品質の一定なるものを用ひ、原料石の塊の大小は燒成に關係あるべきを以て、大塊は槌にて碎き略々同一大のものとなし、詰込量は原料石炭と共に重量を標準とし、詰込用全箱數を基として煉瓦數標準を斟酌し、詰込を爲すことに改めたれば、稍々燒出樽數の增加を見るに至りたり(中略)。創立當時紀州產の無煙炭を燒窯に使用したるも、高價なるを厭ひ、天草無煙炭を取り寄せたるに同樣高價なり。茲に於て普通石炭にて燒き得られぬこと無かるべしとの社長の意見に從ひ、燒立上げ、種々の困難に遭遇せしも、遂に無煙炭を廢して好成績を見るに至りたるは明治十八年の末頃なりき(中略)。」とある、以て當時セメントの製造に苦心せる一斑を窺ふことが出來るであらう。

深川製作所寮出張所

深川製作寮出張所は後深川製作分局と改稱せられたが、この工場は明治十七年に至り淺野總一郎に拂下げられ、後合資會社となつた。その後絕えてセメント製造の業を起すものなく、各地にセメント會社の設立を見たのは明治十四年以後の事である。セメント製造業の勃興せぬことは我が國に於て未だ洋式土木の發達せぬことを雄辯に物語るものであるが、一方セメント製造業も技術の未熟と原料の關係から、當時はなか〳〵容易な業ではなかつたので、多くは輸入品で間に合はしてゐたのである。猶ほ明治工業史に明治初年に於けるポートランド、セメントの輸入表があるから、茲に再錄して參考に供しよう。

ポートランド、セメント輸入表

年度	數量	價額
明治三年	一四、〇〇〇斤	三〇〇圓
同　四年	五九、七三〇	五七四
同　五年	二七四、八〇〇	三、九六八
同　六年	一、三二九、九一四	一六、九六八
同　七年	?	二七、五九八

同　八年	四、三九七、三一七	五一、六六六
同　九年	四、九八六、九七〇	四八、九九六
同一〇年	二、五二二、七七一	二〇、二四八

右の表に示すが如く、明治十年以前に於ける我が國のセメント需要は全く微々たるもので、東京銀座街の如き洋式建築の大土木を起してさへ、當時のセメント輸入額は僅か二十七萬四千八百斤にして、その金額に至つては三千九百六十八圓に過ぎないのである。

（五）土管の進歩

土管の進歩

愛知縣の常滑

土管の製造は愛知縣の常滑（とこなめ）を以てその嚆矢と稱せられる。常滑は從來瓶類の燒製を以て有名な陶業地であるが、瓶類の傍茶器、酒器などを燒いたが、陶色が一般向きでないために、一部の好事家を除いては廣く世に行はれず、ためにその產額は實に微々たるものであつたが、明治十六七年頃に至り、土管の燒製を始めてから、常滑の陶業は頓に興隆を來たした。眞燒土管は弘化四年正月鯉江方壽が美濃國高須侯の命により徑六寸及び八寸のものを燒製せしたのに始まつたと傳へられる。從來大窯にて燒いた長さ一尺五寸位の脆弱な粗製土管はあつたが、弘化以前に眞燒土管を製造したものはない。鯉江方壽の子を高司と稱し、これ亦土管の燒製をよくした。明治五年神奈川縣から鯉江高司に命じて徑四寸及び六寸の眞燒土管を作らしめたが、木型を用ひぬため成績か思はしくなかつたと云ふ。その後鐵道局の命によつて京阪間に於ける鐵道線路の水ぬきに要する土管を製造したが、この時は頗る堅牢なものを燒製して納入せりと稱せられる。その後鐵道の各地に敷設せらるゝに及び、土管の需要は頓に增加するに至つた。

備前の伊部

備前の伊部は從來主として酒器を製造し、就中伊部の酒甕は有名なものであるが、維新後は大いに衰微したので、有志家が謀つて明治十一年十月伊部陶器株式會社を設立し、專ら土管を製造してからやゝ挽回し

石炭瓦斯
スミス
シキウオライス
内海忠勝
井關盛良
ベルグレン

た。

（六）石炭瓦斯

我が國に於てはじめて石炭瓦斯の製造に着手したのは横濱である。明治二年頃横濱市の醫師某（姓名不明）、米國人某（姓名不明）、英國人スミス等が石炭瓦斯製造所設立を出願したが、官廳では允許しなかつた。然るに翌三年に至り横濱駐剳の獨逸領事シキウオライスが横濱に瓦斯製造所の設立を計畫し、これを時の神奈川縣令井關盛良に出願せしが、時恰も高島嘉右衛門、田中平八外八名等も亦石炭瓦斯製造業の有望なることを知り、獨逸領事と殆ど同じ頃縣廳に瓦斯製造所設立を出願した。故に茲にはしなくも石炭瓦斯製造所の設立の件に關し兩者間に激烈な競爭を惹起するに至つた。よつて時の神奈川縣大參事内海忠勝は縣令井關盛良の命により、兩者併合して出願せんことを勸告したが、遂に妥協が成立せず、縣令は外務省に其處置を伺ひたるに、同省は各國公使の意見を徴した上、瓦斯使用者の居留地に多かるべきを慮り、先づ居留地外人より、兩者中共孰れへなりとも、自己の好む出願者へ豫め點火の申込みをなさしめ、その申込數の多い方へ出願を許可すべしと神奈川縣廳に指令したので、兩出願者の間に申込者の狩集めに大競爭を生じたが、遂に高島嘉右衛門等の勝利に歸し、同年十月高島等八名に之れが設立を許可したのである。

九名の出願中、高島嘉右衛門が主として其經營の任に當り、佛國技師ベルグレンを雇聘し、同人の設計監督の下に、地を同町花咲町五丁目にトして工事に着手し、器械及び材料を歐米に注文したるに、豫期以上の大事業となつたので、共同出資者たるべき八名は前途を憂慮し殘らず共同組合から脫退し、この事業は全く高島嘉右衛門一人の經營となり、更にその負擔を過重するに至つた。されど同人は當時諸種の事業に關係しこの事業にのみ專念し得ざるのみならず、出資に差支えたので、歩合金の借入れを大藏省の貸下金と自己の出資を併せて十六萬圓を調へ、瓦斯製造所使用の器械其他これに要する外國輸入物は特に免稅の許可を得

て、單獨これが經營の任に當り、着々工事を進めた。

瓦斯製造所設立

明治五年六月、瓦斯製造所の設立工事中高島嘉右衛門と町會所との間に一の契約をなしたが、その重なるものは左の如し。

一　高島は向ふ二十五年間瓦斯を製造し、これを横濱内外に販賣する事、そしてこの年限り横濱市街の公燈はこの瓦斯を買入れて使用すること。

一　公燈は毎月一基の燈火料金四圓五十五錢九厘と定め、町會所より之を仕拂ふこと。

かくて同五年九月に至り、一晝夜六萬立方尺の瓦斯供給の設備が竣成したので、同月二十九日夜、始めて大江橋から馬車道、本町に至る間に點火した。これ我が國に於ける瓦斯燈の濫觴である。またその後の工事は明治二十五年刊行せる太田久孝著横濱沿革誌、明治五年の條に『同月(九月)二十九日瓦斯燈竣功神奈川縣廳玄關及び表門の兩側市街は本町壹丁目より四丁目迄の間に十數臺點火を試驗す、爾來十二月迄に辨天通太田町馬車道吉田橋前後迄共點六年三月迄に關外野毛戸部花咲伊勢町往還に迄點火せり』とあるに依つて略ぼその概況を窺ふに足るであらう。されば同七年三月十八日、畏くも明治天皇には横濱に幸行あらせられ、瓦斯製造所御叡覽の上、高島嘉右衛門邸に聖駕をまげさせられ、嘉右衛門に對し該事業に就いて御下問あらせられたと洩れ承はる。嘉右衛門はこの光榮に感泣し、爾來孜々として經營の任に當つたが、その經營上に一大困難を來して、一時非常な苦境に陷つた。當時瓦斯料金は私人の家屋一燈につき一箇月金四圓四十四錢餘といふ高價なりしに拘らず、初は文明の利器を自由に使用するといふ虚榮心と蠟燭や行燈の薄暗きに較べ光力の強きため室内の豫想以上に明るいとにより使用者が相當多數であつたが、其後不景によつて使用中に消燈を申込むものが續出し、剩へ設立出願の當時縣當局がその設立を高島嘉右衛門に許可せるを、外國人は殊更これを縣當局が外國人を排して日本人に許可せりと曲解し、その使用料の如きも諸外國に比し、驚くべき高

經營の困難

金杉瓦斯製造所

井上馨
大久保一翁

價なりとの理由で、居留地にもこれ亦消燈をなすものが續出した。加之瓦斯製造所が唯一の財源と賴める公燈の料金は高島と町會所との契約で、町會所から支拂ふべく定めたれども、もと之れ町民の承諾を得て締結した契約でないので、不景氣と共に中には町會所の料金徵收を拒むものが現はれ、使用料の徵收が意の如くならず、同瓦斯製造所の經營は頗る苦境に陷るに至つた。よつて嘉右衛門は同製造所を革めて株式會社たらしめんと苦心せしも、同所の內容暴露と不景氣とのために之れ亦畫餠に歸したので、萬策つきた製造所は町會所に讓與を申入れた。時に町會所では斯る文明事業を頓挫せしむる事を欲せず、瓦斯製造所の資產二十二萬五千圓と定め、代金は曾て町會所が嘉右衛門に貸與したる六萬圓を差引き、大藏省から同じく嘉右衛門に貸下げたる金員殘額六萬五千圓の返濟義務を町會所に移し、新に大藏省から十萬圓を借入れ、之を製造所の代金として嘉右衛門に支拂ひ、また其他の附屬品は別に七萬五千圓にて町會所の在金を以て買取り、同八年七月一日瓦斯製造所買收の手續を完了し、瓦斯製造所は瓦斯局と改められ、町會所の經營に移つた。

橫濱に於ける瓦斯製造所の興廢は實に我が國に於ける瓦斯工業の試金石として內外の齊しく注目する所であつた、その成績やゝ見るべきものがあつたので、明治七年東京に於ても資本金七八萬圓を投じ、芝金杉に瓦斯製造所を設立した。いまその起元を尋ぬるに、これより先き明治四年二月東京府權知事由利公正は如何なる目的にや新吉原町に瓦斯燈の建設を企て、町會所の共有金を以て橫濱の高島嘉右衛門に依賴して英國から瓦斯機械を購入せしめ、同年八月これを町會所に交付した。もと町會所は維新の政變によつて廢されたが、其後一時の便法として再興した。然るにこの町會所は明治五年三月に至り全く廢されたので、大藏大輔井上馨、東京府知事大久保一翁は七分金の殘額と舊町會所管理の地所を府下にて信用のある豪商數名に下付して、東京府下の道路橋梁等の營繕に充つべき旨を命じた。こゝに於て豪商等はその說諭に從ひ、同年五月日本橋坂本町に東京營繕會議所を設立し、府廳から下付せられた金（六十七萬三圓十一錢九厘）及び地所（數

十箇所）を營繕資本に充てゝその事業に着手したが、該委員中にはこの共有金を以て道路橋梁にのみ費消し、他の有益な施設を顧みざるは市民の志に非らざるべしと主張するものがあり、遂に全委員等もこれに動かされ、同年九月二十七日府廳に稟請して先きに設立せる東京營繕所を東京會議所と改稱した。然るに同六年六月に至り、議一轉して共有金を以て府下に瓦斯街燈を建設するに決し、同年十一月會議所内に瓦斯掛を置き、曩に横濱瓦斯製造所の設立に與かつた佛國技師ベルグレンを雇聘して專らその經營に當らしめる事とし、翌十二月地を芝金杉にトし、いよ／＼瓦斯製造所設立の工を起し、同七年十二月工場及び京橋以南の街燈八十五基の建設を了はつた。その當時に於ける瓦斯の供給量は一日約二萬五千六方呎にして、その料金は一千立方呎參圓七十五錢であつた。かくて同八年三月には京橋以北萬世橋淺草橋に達する百六十二基が竣工し、同年五月には幸橋山下橋數寄屋橋鍛冶橋吳服橋通りの三十基、翌六月には淺草橋雷神門間の六十基、同年十一月には吉原町の七基が竣工し、薄暗い東京の市街は玆に初めて夜中も白晝のごとく明くなつた。然るに同九年一月東京會議所の議事行務の分割を實施し、議員の投票をもつて會頭副會頭を選擧せしに、澁澤榮一が會頭に擧げられたので、ために瓦斯製造所は一時澁澤がその經營を管理したが、ついで會議所管理の資金は市民の共有金なるを以て、府廳の管理に移した。然れどもその經營は純然たる府營にもあらず、府民中から總代を選出して之が管理の諮問に應ずるといふ機構となし、澁澤榮一が專らその經營の任に當つた。

恰もこの頃米國から石油ランプを多數輸入し盛に宣傳を始めたので、東京の瓦斯事業は非常な打擊を蒙つた。石油ランプは瓦斯燈に比し優美にして永いあひだ行燈を使ひなれた日本の住宅と習慣とに適合し、料金の低廉なると、且つ取扱ひ簡便にして移動に便利なるより忽ち普及し、著しく瓦斯燈を驅逐した。仍て瓦斯製造所では之れに對抗するため事業擴張の必要を感じ、從來の資金を倍加し、一日の瓦斯生產量を十四萬立

方呎としたので事業は漸くその緒につき、同十三年頃から強敵石油ランプを壓迫するに至つたのである。

明治八年五月四日、明治天皇が有栖川宮邸へ行幸あらせられた時、同邸では豫め石炭瓦斯の御用意あり、玉座近くに五六基の小さな燈籠を設け、それに點火して天覽に供し奉つたと傳へられるから、この頃すでに高貴の方々の御用邸にも瓦斯を引いてあつたことが想像される。併し今も瓦斯のない田舍へ行つてよく瓦斯燈と呼ぶのを聞くが、この瓦斯燈といふ名稱には二種ある、一は即ち石油燈で、眞の石炭瓦斯燈の出來る前には廣くこの石油燈を軒燈、街燈に用ひ、一般に之を瓦斯燈と總稱した。他は即ち石油燈の次に現れた石炭瓦斯燈で、石油燈と同じやうに軒燈、街燈に用ひ、やはりこれを瓦斯燈と總稱した。斯の如く單に瓦斯燈といつてもその意味に二通りあるから、諸書に漠然とあつてもそれを直ちに今日の如き石炭瓦斯燈と解釋することは出來ないのである。

石井研堂著明治事物起原、第十類交通、軍用輕氣球の始に『瓦斯は金杉の瓦斯局より、六百五十間の管にて導き、蒸汽ポンプにて送り込みし、其量一萬五千立方尺なり』とあり、明治十年三月十二日出版の川井景一戲著横濱新誌初編、客舍の條に『時に婢等燭光を運び、晩膳を出だす云々』。同書夜店の條には『各街經緯櫛比、曝商爭ふて露肆を張る。器物を賣る者は皆蒲席を敷き、並びに蠟燭を燒き、食物を商ふ者は必らず屋臺を安じ、咸な玻璃燈を點ず、光焰天に漲り、黑烟地を掠め、骨董を攤べ舊衣を懸け、洋品を陳ね磁器を排す』とある。明治十五年二月刊行槎盆子戲著東京銀街小誌、初編、地藏尊緣日の條に『香水香油石鹼靴墨指環扣紐鉛筆鐵筆手張手袋帽兒紗巾玻璃鏡莫大小目鏡牙梳之類。有下係二于佛製一者上。有下屬二于英品一者上。其間又有下混二日本之粗製一者上。而燭影下一目皆似レ無下不二精良一者上。是爲二洋物店一』、また同書松田樓雪隱の條に『樓分二數室一。濶者可レ容二數百人一。其隘者不レ下二十餘疊一也。席上清潔無二酒醬及煮汁之痕一。況燒焦之痕乎。室中高懸二大玻璃華燈數箇一。夜間一齊點レ火』とあるが、同書角燈一咏の條には『幾處露肆喚レ客。滿街瓦斯放レ光』

とある。按ずるに當時東京、横濱に於ける瓦斯の普及いまだ完ならず、街燈には多く瓦斯を用ひたが室内や軒燈、夜店などは石油ランプ蠟燭または從來の行燈を使用してゐたのである。

（七）石油

石油

石油に就てそれと聯想的に起る疑問は、石油發見前の燈火料であらねばならぬ。古い繪卷物や大和繪などを見ても略ぼ想像されるのであるが、太古は薪を焚いて燈火としてゐたらしい。尋いで松樹が燈料として最も效果的なことが發見され、後世は主として松樹とその松樹から出る松脂を用ひた。種製を燈料に供したのはよほど後世のことである。松樹を燈料に使用する方法は簡單で説明を要しないが、松脂を燈料に供するには先づ松脂を如何にして採集するかを説明しなければならぬ。松脂を採集するには毎年三、四月ころ、松の綠（みどり）が二寸ぐらゐのびた時を選び、鋭利な鉈で三尺おきぐらゐに幹の皮を剝して置く。併し注意すべきことは皮を剝す時、その皮を全部剝さずに上の方から下の方にかけて七分通り剝して皮の一端を幹にくつつけて置かねばならぬ。それは皮を全部剝してしまふと松脂が外部へ流れ出して仕舞つて凝結しない。然るに皮を上の方から下へかけて七分通り剝してその剝した皮の一端を幹にくつつけて置くと、松脂は漸次樹肉と皮の間に留つて、硫黄華のやうに凝結する。それを晩秋のころ採集し、臼に入れ、更にそれへ熱湯を注ぎ、杵にてこねるとき鈍い飴色に變化する。それを適當な大きさにのして蓄ひ、必要に應じ適度に切つて用ひるのである。燈火用としては精製した松脂を直徑一寸二分位、長さ一尺位の棒狀に作り、その上を竹の皮にて包み、竹製の筒にさして用ひる。松樹または松脂を燈料に使用することは市街地よりも農家に多く、市街地または貴族及び武士などは種油をとぼして讀書または夜間の用を辨じたらしい。また松樹を燈料に供するには松樹の脂に富んだ部分を長さ六寸位に伐つて細く割り、それを石で拵へた中窪の臺の上で焚くのであるが、松樹は松脂をとぼすよりも煤煙が多いが、暖を取るに便なるため、農家では恒に多く松樹を燈料とし間

薪
松樹
種油

て常用し、松脂は主として室内の携用に當てたものらしい。松樹及び松脂に次いで種油が發見された。

種油を燈用に供するには、これを陶器または金屬製の皿に注ぎ、燈心または紙製のかんじ撚を油の中に入れ、その一端を皿の緣邊に横へ火を點じて用ひる。植物性の油は動物性及び鑛物性の油と異なり、容易に引火しないから、燈心に點火するも絕對に危險がないので、多く上流家庭で用ひた。行燈の發明はよほど後世のことで、昔は單に皿に種油を注ぎ、燈心に點火して用ひた。次にこの油壺の皿に高い臺を附して採光に便ならしめ、尋いで蠟燭が發明されたが、種油の燈火に比し、光力が强いのと、携提用に至便なために、ランプや電氣の發明後も、その代用として廣く用ひられる。

行燈の發明されたのはよほど後世であらう。古い繪卷物、緣起繪卷及び大和繪などを見るに、これ等の繪に行燈の描かれてゐないのは、當時行燈のなかつた證左であらう。併し行燈は我が國の發明にかゝるものか、それとも支那または朝鮮から舶來したのか、一切未詳であるが、我が國に早くから行燈袴、行燈部屋などの語があり、頭髮の薄いのを行燈と稱する習慣もあり、また火を入れて手足を溫むる具に行火があり、諸國を歷めぐりて佛道の修業をすることを行脚と稱するが如く、行の宋音アンは可なり廣く使用せられてゐる點と、行燈其物の形から云ふも、蓋し行燈は我が國特有のものらしい。提灯は提燈とも書き、蠟燭と共に發明せられたものであらう。蠟の發明はよほど古く、晉書、阮孚傳にも自蠟屐とあり、また皮日休の詩に「夜半醒來紅蠟短」とある。前者は蠟を塗るの意で、後者の紅蠟短はともつてゐる赤い蠟燭が短くなつたとの義である。また支那には昔から嚼レ蠟といふことがあり、楊臺の詩にも狂遊類レ飲レ酎、薄官避レ嚼レ蠟とある。これ蠟は無味あるを以て詩文または境遇などの平凡無趣味なことに喩へたものであらう。斯く支那には太古から蠟があつたが、それが我が國に何時頃舶來したか、一切不明であるが、元來この蠟は蜜蜂の巣または黄櫨や重油から採る硬い脂肪である點から考へると、その發見は種油の發明よりも或はよほど早いかも知

れぬ。然れども蠟燭が我が國によほど昔から用ひられたことは明かで、元祿初期の刊本とされてゐる諸國遊里好色由來揃、卷一、大阪新町由來の條に『此里を新町とあらためししんの字は、蠟燭の眞のしんの字也、是ながれをたつるといふ心なりといへり』とあり、また同書、卷二、月之由來の條に『當世月を名付しものゝ心いきを見るに、常に世間のおもはくをおもひ、外をはゞかる事を第一とす。此ゆへに遊女町へ晝はゆかぬ物よと律義におぼへ、たまにゆけども月の夜のみゆく。是闇の夜は、てうちんの定紋を見しれる人もありなんと、人めを憚り、月夜毎にゆくを月といへり』とある。これはその一例に過ぎざるも、以て、蠟燭がよほど以前から用ひられしを知るに足るであらう。石油の精製法が發明されて、石油を一般の家庭に燈料に供したのは近代のことで、明治時代になつてからである。

カンテラ

學者中には我が國の原始燈火をカンテラであると主張する人あるが、カンテラは葡萄牙(ポルトガル)語の Candeia にして我が國語に非ざる點より見るも、このカンテラなる名稱は我が國と葡萄牙の交通が開始されて以來の言葉であることは想像に難くない。隨て我が國太古の燈火をカンテラとなすは、單にその形態上の主張に過ぎないであらう。

我が國石油の濫觴

我が國の石油は、寛政年間高田町に近き遠野玄藤寺に二十間乃至四十間の深さに七坑を掘り、次で文政に至りこれを改鑿したのが濫觴で、これを栗澤坑井と稱する。然るに文久の頃北蒲原郡中村濱の素封家平野某は長崎在留の米國醫師シンカロートンが石油の製造を知れるをつたひ聞き、シンカロートンを長崎から雇聘し、同人に託して實地調査を請ひ、その有望なることを聞いて坑井掘鑿に從事することとなり、地を北蒲原郡黒川村下館字黒俣に定め、先づ手掘の作業を始めた。明治工業史によると、當時坑側に横木を挿入することを知らず、圓孔を穿ち、その坑口に横木を渡してそれに綱をつけ、坑夫はその綱によつて坑井を昇降し、危急の場合には綱を引いて合圖をなし、その合圖によつて綱を引上げたと傳へられる。掘鑿すること二十七

シンカロートン

異人井戸
蘭喜齋
火酒ランビキ法
馬鹿水
泥草水
新津地方
石坂周造

三尺にして初めて石油の湧を見たが、その湧出量は一日七十石以上に達し、人々はこれを異人井戸と稱した。

原油精製は北蒲原郡吉田村の醫師蘭喜齋を以てその權輿とする。喜齋は家業のかたはら原油の精製法を研究した。當時原油は臭氣甚だしく、加ふるに煤煙多きを以て下級民の外はこれを用ひるものがなかつた。その後原油を釜にて沸騰せしめ、揮發分を蒸溜し引火の危險を除いたが、なほ臭氣と煤煙は依然として甚だしく、これが除去法は未だ發見されなかつた。妙法寺村に石油稼業の特許を有する西村家に於ても代々臭氣と煤煙の除去法につき研究したが、成功しなかつた。然るに蘭喜齋は原油の精油法を發見して之を西村家に傳へたので、こゝに石油に一大改命を與へた。西村家は喜齋の發明せる製油法の傳授をうくるや、一門の刈羽郡半田村なる阿部新左衛門と謀つて原油を妙法寺から半田村に運搬し、こゝにて精製する事とした。これは妙法寺村よりも半田村の方は柏崎町にも近く、産地に比して遙に交通上便利だからであう。蘭喜齋の精製法といふのは火酒ランビキ法に則り、鐵釜を用ひて蒸溜するもので、蒸溜に際して水を加へ、更に硫酸洗滌法によつてその溷濁を除き、笹の葉を用ひて石油と水とを分離するのであるが、殘渣は原油に比し危險が少ないので、工場附近の住民はこれを馬鹿水または泥草水などと稱へて、恒に燈火用として歡迎せりと傳へられる。

西村家で喜齋の精製法によつて半田村に製油場を起した頃、長岡町の錺職脇坂八五郎なるものが江戸から歸つて製油法を改良し、竹製冷却管の代りに銅管を用ひ、その銅管を木箱に通じ、木箱に冷水を通じて冷却を助ける考案をなした。また釜に水を入れるのを廢して、直ちに原油を入れて蒸溜する法を發明した。

中蒲原郡新津地方から産出する石油は元來重くして燈火用に適しなかつたが、種々研究の結果この石油を五割方蒸溜して之を荒引と名付け、更に荒引を再蒸溜して精油となした。後世新津地方の製油法を荒引蒸溜と稱へるのは之に依るものであらう。かくて明治三年頃に至り、石坂周造は信州善光寺に製油所を設けて石

長野石炭油會社

油の精製に從事したが、從僕作造の考案によるランビキ法によつてその精製を完成したと傳へられる。尋で同四年に至り、周藏は有志と謀り、資本金七十五萬圓を募り、石油の採掘を目的として善光寺に長野石炭油會社を起した。はじめ事務所を東京神田明神下に置いたが、後深川大橋に移轉した。同社は米國人の技師を雇聘して採掘に着手せしも失敗に歸した、後越後尼瀬に於て再び掘鑿を試みしも、これ又成功しなかつた。

瀧澤安之助

また高田町の瀧澤安之助は石油熱に煽られ、明治八年同地に製油所を設けその精製業を營んだが、漸次その製油所の完備するに及び、同十二年に至り赤羽工作局の製造にかゝる洋式蒸溜罐を用ひて、事業を擴張した。曩に石坂周藏が長野石炭油會社を設立するや瀧澤安之助もこれに贊じて投資したが同社の失敗するに及び、同志と謀つて資金を募り、地を中頸城郡上深澤村字牟平にトし、愛國石油鑿井會社を設した。同社は開業以來好成績をつゞけ鐵管輸送に先鞭をつけるなど、漸次事業を擴張し、頗る有望視されてゐたが、同十二年火災にあひ、全鑛區を灰燼に歸し廢業した。

我が國に初めて石油の輸入せられたのは長崎だと傳へられる。次いで横濱、神戸、函館等にも若干輸入せられたものらしいが、審かでない。明治工業史によると當時の輸入額は明治二年に八箱、同三年には七十箱、同五年には三千五百三十箱に上り、之を賣捌くにはビールの空罎に詰め、または枡で量り賣りをなし、ビール罎一本の小賣値段は一分にして、問屋の取引値段は七兩であつたが、それが次第に下落して明治五年には五兩一朱、同六年には三圓九十錢であつたと云ふ。猶ほこれを購ふには手附金または口錢を要し、剰へ値段の高低が甚だしく、決して堅實な商業とは認められなかつたと傳へられる。

燈臺

横濱開港の當時から、横濱在留の外國人の間に石油とランプの用ひられてゐたことは、文久二年の刊本、松伯著横濱噺に『あかりはビードロ仕掛けにて晝よりも猶あかるく、座敷向きは壁なく皆はり壁なり云々』とあり、文久三年、錦港堂發行の横濱奇談には『夜分にいたれば、燈臺にギヤマンの上覆をかくれば其あか

ランプ

臭水

三島德藏

ろき事、毛一筋をも見あやまることとなし。いづれも屋敷の門のうへには、ギヤマンにて製造なしろ行燈の如きものあり。依て門の內外とも白晝に異ならず、實に眼覺しき事どもなり』とありまた元治元年七月一日、橫濱港崎町伊勢屋幸吉板の橫濱みやげと題する本に『あかしはランボと名付てビイドロ仕かけなり、晝より猶明るし』とあるランボは卽ちランプの訛言なること言を俟たぬ。次いで慶應元年丑夏發刊、橋本蘭齋編、橫濱開港見聞誌(前後編六冊揃)、前編下卷に『異人主の部屋、この內四面に玉板をかけ廻らせ、又下には毛織巾をブリウツキの大箱に入れて積上、自分以外に出るときの冠物又は杖のたぐひを曲針にかけをく。或は寒暖計、中にも重金なるは見微鏡萬國の地圖日の時計、其他美製の燈臺美事にかざりあり、其容體異風なり』とあるを以て見ても、想像に難くない。橫濱奇談中にある燈臺にギヤマンの上覆をかくればとある燈火も、屋敷の門のうへにはギヤマンにて製したる行燈とあるのも共にランプなること明かである。また橫濱開港見聞誌にある美製の燈臺もランプである。これが當時外國商館または外國人の家に奉公してゐた日本人に傳はり、次いで橫濱から東京へ、東京から四方へ傳つたものであらう。ランプと共に石油の輸入されたことは論を俟たない、それは石油なくしてランプは使用されないからである。石井研堂著明治事物起原、第二十類器財小間物、ランプの始の條に『明治三十二年八月、時事新報越後石油の記事中に、安政開港の後、外國よりランプの輸入するあり、江戶橫濱の如きは、之を用ふる者漸次に增加し、越後地にもポツ〳〵之を用ふる者あり。就中、當時芝新淺座に於ける福澤の家塾に於ては、夙にランプを使用したるに、塾生の一人なる長岡藩士三島德藏は、此ランプ二つを購求して長岡に持歸り、一つを藩主へ獻納して、試に臭水を用ひたるも、臭氣甚しきに耐へ兼ね一時は甚だ賞用せられざりしといふ。是れ蓋し長岡地方に於て、西洋石油と日本臭水と同物たるを證據立てたる濫觴なり云々』とある。この記事によると三島德藏がいつどこでランプを購入せしや未詳なるも、恐らく江戶市中の荒物屋で求めたものであらう。また同書に明治三年頃、大阪にて和

洋反物處の看板を掲げて雜紗を賣つてゐた松本重太郎の自傳中にランプと石油をも販賣せる記事があり、明治五年正月八日に起つた神田旅籠町の火事はランプの火から大事に至つた旨を記し、當時東京府は布令を以てランプの取扱方に付き市民の注意を促せる記事がある。以て明治五六年頃東京には既にランプの廣く行はれてゐた事が推定される。明治工業史、化學工業篇、第二編、第二章石油工業、第一節搖籃時代、燈火器の條に『明治六年柏崎縣の南部參事上京して舶來石油をランプに用ゐたるを實見し、歸縣後直ちに牛田村製油を之に用ゐ、初めて妙法寺産の臭水が石油なる事を知り遂に之を東京に移出せしめ旁々ランプを越後に輸入するに至れり』とあるは、世說に明治初年のころ、越後の役人が官用にて上京し、旅籠屋に投じたが、夜に入り旅籠屋の女中が全部硝子の燈火を持ち來りて、天井から吊せる釣にかけて行つたので、この役人珍らしく思ひ、食事の折女中に聞いて、はじめて硝子燈火はランプで、透明な燈料の石油なることを知つた。そこで女中の退室後その石油を檢するに、妙法寺産の臭水と同色同臭を確めたので、歸縣のランプを購入して歸り、之れに妙法寺産の臭水を試みしに、その全く石油なることを知り、こゝに初めて牛田製油を東京に移出して販賣せしめ、東京から盛んにランプを移入してその効用を宣傳し、使用を奬勵したので、これより頓にランプは越後一圓に擴まり、石油の需用が增大したと傳へられる。

楠木正隆

當時民間に石油工業の勃興するや、政府は大いに之を奬勵し、時の新潟縣令楠木正隆もその趣旨に基いて是等の事業を完成させべく援助した。併し政府の石油事業に關與せるは西南役後である。

斯の如くランプと石油は相共に我が國に輸入せられ、燈火界に一大革命を起したが、當時はなほ石油もランプも共に價の廉ならざると、また臭氣甚だしくして取扱ひに不便なるために、廣く用ひるに至らず、東京に於てすら燈火として一般に常用せられるに至つたのは、實に明治十年以後である。

(八)　ビ　ー　ル

ビール

川本幸民

バースビール

ストック麥酒

野口正章

ゴプラン

谷藏

安愚樂鍋

明治工業史に『我が國に於て嚆めて麥酒を釀造せしは、幕末の蘭學者川本幸民にして、米國の水師提督ペルリ來航の砌幕府の通譯として麥酒の饗應に與りして動機を得、蘭書の記載によりて自宅に爐を築き、麥酒を釀りしを以て嚆矢と爲すと傳へらる。次いで明治の初年英國製バースビールの輸入あり。四年頃には橫濱市本町通り五十七番館ワーゲン商會、其の他六十二番館、九十五番館等亦輸入を開始するや獨逸產、米國產等相踵ぎて輸せられ、獨逸產ストック麥酒の如きは一月二萬打を超ゆるの盛況を示したりと云ふ。是より先、麥酒に對する邦人の嗜好漸く强烈となちとするや、甲府市の野口正章率先麥酒の釀造を志し、明治六年始めて釀造を開始し、翌年其の製品に三つ鱗印の商標を附して市販し、頗る好評を得たり。其の規模小なりし爲、造石高の如き年二百石を出でざりしと雖も、其の品質は相當佳良なりしが如し。又明治五年頃橫濱市山手町に於て英國人ゴプランといへる者麥酒を釀造して專ら在留外人に對する供給及び上海地方への輸出を企て、野口正章の如き亦之によりて得し所尠からざりきと云ふ』とあり、また明治事物起原、第十二類農工業、麥酒釀造の始の條には『明治五年夏發行、愛知新聞第十四號に、近頃浪花開商社にて、米人の敎授を受け、日本大麥を以て麥酒を製造したるに、其品西洋と同一にして、其價廉なるを得たり、縣下江川町進化堂廣く賣捌を爲せりとあるは、內地釀造の嚆矢なるか』とある。これ等の事實によりて當時我が國にビール釀造が行はれ、その飲用せられた事は明かである。たゞ幕末の蘭學者川本幸民がどの程度までビールの釀造を行つたか不明であるが、明治二十五年刊行、太田久孝著橫濱沿革誌、明治二年の條に『同月(明治年七月)姿見町三丁目谷藏なるもの西洋割烹を開業す。當時外國人の供食を目的とし、本邦人は未だ之を嗜むものあらず。明治四年駒形町代地に洋食割烹を開業するものあり、開陽亭と云爾來各所に開業するもの多し』とあり、明治四年四月刊行、假名垣魯文著安愚樂鍋三編下の挿繪に散髮洋服の男が牛鍋の上にこゞみ、叉をもつて牛の煮汁を飲んでゐる圖があるが、天井からランプを吊し、背後の壁にはビール十八匁、サンパン二十匁、上

清水谷商會

櫻田ビール

黒田清隆

中川清兵衛

酒二百三十文、月日と書いた定のビラが貼つてある。胸に時計の鎖をぶら下げたのも珍だが、煙草盆の前に置いた短い鍍金屬製の煙管と煙草入はよく時代色を表現してゐる。また明治八年刊行、大阪新繁昌詩、初編には『麥酒葡醋酸且甘、英蘭亞醸赤兼㆑濫、肆前有㆑客呼㆑人語、飲自㆓三堤㆒到㆓十堤㆒』とある、以て當時ビール（麥酒）は横濱、東京のみならず、殆ど全國に普及してゐたらしい。横濱沿革誌に明治二年姿見町の谷蔵なるものが西洋割烹店を開業したとあるが、洋食屋とある以上ビールを聯想せざるを得ないのである。徳川時代に四足獸の肉食を極端に嫌忌して、それ等の業を營むものを深く嫌ひ、同席することすら拒絶した國民が、時勢の變化と共に白晝公然牛鍋をつゝくに至つたのは、歐化主義の風潮に押されて流行に遅れまひとする一種の虚榮心から一般に普及したのである。さればビールの如きも牛鍋と同じく、當時ビール、葡萄酒を口にせぬものは新人ではない、新知識といへぬと云ふ單純な思想から、ビールはその起原の新しいに拘らず、かの寫眞の流行の如く、忽ちその飲用が全國に普及したことは想像に難くない。蝙蝠笠、ランプ、硝子器、西洋裁縫、牛乳等の流行もこの範圍を出ないのである。さればビール醸造の如きも、牛鍋の流行と西洋料理店の繁榮に伴ひ、明治八年には清水谷商會は東京に櫻田ビールの醸造を開業し、翌九年には札幌麥酒醸造所が起つた。札幌麥酒は我が國で工業的に麥酒の醸造を始めた濫觴で、後の札幌麥酒會社である。いまその起原を見るに、明治九年黒田清隆は開拓使長官として大いに産業の振興を圖るや、北海道の地味氣候が麥酒の原料たる大麥及び忽布の耕作に適するを見て、茲に麥酒の醸造を企て、多年獨逸で麥酒醸造を研究して歸朝せる中川清兵衛を雇聘して技師となし、同年九月地を札幌區北二條四丁目にトして醸造所を建設し、米國種を用ひ、獨逸式製法を採用してはじめ二百石を試醸せしに、頗る好結果を得たので、つゞいてその醸造に從事した。また原料は爾來米獨の二國から麥種を取寄せて之が耕作を奬勵した。次いで同十年四月札幌區内に一萬四千二百餘坪を割して忽布を栽培し、以て麥酒原料の自給自足を計つた。爾來設備、技術共に整頓

葡萄
山田宥敎

岩手、青森の
葡萄液

し、同十三年には八百五十石を醸造して東京方面に出し、大いに聲價博し、札幌麥酒の名漸く知れるに至つた。尙ほ當時の價格は明治事物起原、第十二類農工業部・『麥酒釀造の始の條に『十年九月十一日の「讀賣」に、左の廣告を見る「札幌製麥酒左の定價を以て芝山內開拓使出張所假博物場に於て拂下候條此段廣告候也、開拓使勸業課、大瓶麥酒拂下定價一瓶代價十六錢、一ダース二圓六十錢、拾ダース十五圓二十錢、小瓶代價十錢、一ダース一圓、拾ダース九圓五十錢。假博物場に於て拂下候といふ文句と、大瓶十六錢が今日より見れば珍なり。十一年八月二十二日の「有喜世」に近來北海道札幌にて製造する冷製麥酒日（耳曼ビールとも云ふ）は、北海道第一の名產にして……一瓶にて十八錢五厘とあり、追々市上の需要に應ぜしを知り得べし』とある。

（九）葡萄酒

葡萄は我が國の山野に自生し、これを山葡萄または野葡萄と稱し、古來これを食用に供したが、酒の釀造原料とせしは明治以來のことで、明治三四年のころ甲府廣庭町の山田宥敎及び同八日町の詫間憲久が共同して葡萄酒を釀造し、これを京濱地方に移出し販賣したと傳へられる。これ我が國に於ける葡萄酒釀造の濫觴である。山田宥敎は維新前から野生葡萄をもつて酒を釀造せる經驗があつたので、こゝに詫間憲久を說き共同して葡萄酒の釀造を試みたのだと稱せられるが、その釀造の方法は一切未詳である。

野生の葡萄を潰して葡萄液を製造することはよほど以前から行はれたらしく、しかもその製法は和蘭渡來の祕法によるものではなく、野生葡萄の產地に特に發達したその土地獨特の製法であると稱せられる。東北地方には野生の葡萄は到處に產するが、就中岩手、青森の兩縣には多量に產する。この地方ではよく葡萄液を製してこれを貯藏し、老人または虛弱な子供に滋養物として飲用させる習慣がある。この地方で行はれる葡萄液の製法はすこぶる簡單で、しかも幾年これを貯ふるも絕對に腐敗するやうな憂ひはない。これを製す

るにはよく熟した野生の葡萄を採集し、大きな甕に入れ、榻木などにてよく潰し、空氣の流通せぬやうに甕の口を密閉して、約二週間の間放置する、然る後その潰した葡萄を布製の袋に入れてよく漉すと、濃紫色の葡萄液が出來る。これを貯ふるには素人の方ならば、一升の酒壜をよく洗滌してその中へよく漉した葡萄液を詰めて、キルク（栓）をせずに熱湯に入れて充分葡萄を沸し、充分熱くなつたら今度はそれにキルクを堅く刺し、その上に松脂または蠟などをたらし、嚴重に密閉して暗所に貯へるのであるが、貯ふるに最適の場所は床下また土藏などの土間がよいのである。以上は素人が、いはゆる學理を超越した葡萄液の製法とその貯藏法であるが、東北地方では大抵この製造を採用してゐる。これを飲用するにはこの儘で飲むと澁味と酸味が強くて一般の人には飲用し難いから、コップに三分一ほどこの葡萄液を入れ、それに熱湯を注ぎ、適度に白砂糖を加へて飲用すればよい。老人または產後の婦人、子供等に用ひて非常な强壯劑になると傳へられる。もちろん地方によつて其製法は多少異なるべきも、製造の原理は大抵同じいと信ずる。斯く葡萄液の製法はよほど早くから野生葡萄の產地には葡萄液の素人製造法が發達し、これを貯へて一種の强壯劑に用ひられてゐたことは事實であるが、明治以前にその葡萄を原料として葡萄酒を醸造せる事實はなく、我が國で葡萄酒を醸造したのは明治初年だと稱せられる。いま試みに橫濱開港當時橫濱に葡萄酒が輸入されたか否やを舊記に求めて見やう。文久元年刊行の橫濱奇談に『次に食事に及ぶ、麥粉にて製したるパンといふものを食す。其外牛肉豚肉果物等々なり。酒は種類多けれども、いづれも多分に飲みても深く醉ふことなし。これは我國の酒とは替り穀類にあらずして、らんびきにて果物よりとりたる酒なれば氣は强けれども醒ることたつてはやし云々』とあるが、らんびきにて果物よりとりたる酒とは果して如何なる酒を意味するのか、これ亦た不明である。其他、橫濱開港當時の光景を敍したる錦溪老人著橫濱繁昌記には『譯曰、酒利糖漿、其價一觴、誰其償値、西蕃國生』とあるも、これ亦不明。たゞ慶應元年刊行の橫濱開港見聞誌後編に『此見世に

藤村紫朗

大藤松五郎

祝村葡萄酒會社
宮崎光太郎

來り酒を呑者は上官はまれにして、中より下官に至ると見ゆれど、酒は極高値段の品なりといふ。上段は筒茶碗（コップ？）に一杯金一兩二朱位、中段は三分一朱位、下段は下値色々有といふ。さても異人は高値段の酒を見る内に三盃五盃呑ものあり、上酒といへども共色樺色にして澁氣有て甘く苦きもあり、是は中通りのものにて下酒は眞黑色にして辛く澁く水けあり、元來木の皮より絞りたるものといふ云々』とあり、これは葡萄酒に非らずやと想はれるが、併しそれとは斷言が出來ない。また元治元年刊行の横濱みやげ、異國言立蘭文字の條には酒屋をワインマルケットとしてあるが、横濱の異國言葉にワインとあるのを以て、ワインを葡萄酒と解し、開港當時すでに葡萄酒が盛に用ひられたと解することは出來ないが、併し横濱の外國居留地在住の外人間には當時麥酒・葡萄酒・シャンペン・ブランディー等が用ひられてゐたらしい。これは勿論單に想像に過ぎないが、斯く解する方が妥當のやうに思はれる。

さて我が國では甲府の人山田宥教・詫間憲久等によつて、甲斐國に初めて葡萄酒釀造の道が開かれたが、明治四年藤村紫朗が甲府に縣令となるに及び、當時恰も外國から葡萄酒の輸入が盛に行はれてゐたので、斯業の前途有望なるを察し、縣下に葡萄の栽培を勸誘し、葡萄酒の釀造を奬勵した。同九年に至り、さきに内務省勸業寮から釀造研究のために米國に派遣した大藤松五郎が歸朝したので、内務省では松五郎を山田詫間共同の釀造に遣はして實地指導をなさしめ、葡萄酒四合入一萬本を試釀せしむると共に、同釀造所に對し釀造資金として無利子三箇年賦で金壹千圓を貸付け、以てその釀造を奬勵したが、經營者が他の事業の失敗より倒産し、ために切角の釀造業も頓挫してしまつた。次いで同十年に至り、山梨縣では縣事業として舞鶴城跡にある勸業場の構内に葡萄酒釀造所を設け、大藤松五郎を主任として葡萄酒ブランディー等を試釀せしめしに好結果を得たので、これに倣うて雨宮彦兵衛、内田作兵衛等が發起して同國八代郡祝村に祝村葡萄酒會社を創立し、葡萄酒の釀造販賣業に從事したこの年宮崎光太郎は葡萄酒の釀造を企て、人を佛國に遣はして

葡萄酒の釀造法を研究せしめつゝあつたが、たまたま祝村葡萄酒會社が分離したので、宮崎光太郎は土屋龍憲・土屋保幸等と相謀り、同會社の機械器具全部を讓り受けて共同釀造を開始した。然るに同十六年に至り、縣勸業場ではその經營にかゝる葡萄酒釀造所を廢したので、縣下の葡萄酒釀造所は宮崎光太郎等の共同釀造所のみとなつた。同二十二年、宮崎は苦心研究の末つひに純良品を釀造して、大黑天印と銘名し、頗る好評を博した。

甲斐に於て縣令藤村紫朗が葡萄の栽培を奬勵し、葡萄酒の釀造を勸奬しつゝあつた頃、明治四年十月北海道開拓使廳の教師ケフロンは火山麓の葡萄栽培に適することを建議したので、明治八年開拓使廳では札幌郡苗穗村に四十餘町の葡萄園を設け、外國から優良葡萄樹を取寄せて栽培した。また同九年九月同廳では野生葡萄及び栽培葡萄を以て葡萄酒の釀造を始めた。然るに明治十五年に至り、同使廳は廢止されたので、一切の事業は農商務省へ移管されるに至つた。

斯くの如く我が國の葡萄酒は山梨縣の勸業場及び北海道開拓使廳を始め、宮崎光太郎、土屋龍憲等によつて釀造せられしと雖も、いづれも試釀の域を脱せず、漸くその端を拓きしに過ぎない。大資本を投じ大規模の釀造を行ひしは、いづれも明治十年以後である。

(十)　石　鹸

石鹸

石鹸は天保年中和蘭人の渡來と共にパームと稱する洗濯石鹸を輸入したのが、我國に於ける石鹸の嚆矢だと傳へられる。明治工業史にも『我が國に石鹸の輸入されしは天保年間蘭人の渡來と共に齎らされし「パーム」なる洗濯石鹸を以て嚆矢となす。當時人文未だ開けず、石鹸の何物たるやに就いては全く知る所なく、唯所謂シャボン玉として玩用せしに過ぎざりき。降つて安政初年ペルニ提督の來朝の時輸入されし種々の貿易品中に石鹸も含まれ、次いで文久元年に洗濯石鹸及び化粧石鹸「白・赤・青」マーブル三箇入りの標本輸

パーム

洗濯石鹸

入されしが、民度未だ曚昧にして使用法を知らざるため需要少く失敗に歸せざるを得ざりき。元來、種々の新しき貿易品の輸入せらるゝや、好奇心に驅られて之を購ふ者あり、之を使用する間に其の價値を認め、遂に一般の需要を喚起するに至るものなること日常の事例に徵して明かなり。石鹼も亦、此の如き過程を經て次第に發達し、維新前後には一般國民の石鹼に關する知識も幾分進み、需要從つて起り、玆に漸く我が國石鹼業草創の機運に達せしなり云々』とある。尙ほ安政中横濱開港と共に我が國に石鹼の渡來せることは、文久三年錦港堂の刊本横濱奇談に『偖異人朝暮の行事はまづ朝五つ半時頃四つ時頃に目を覺し、すぐに入湯するなり。其湯のぬるき事ひなた水のごとし、中には暑寒ともに水ばかりつかうものあり。夫より常に懸置く所の姿見鏡（丈四尺位なり）にむかひ、うがひ手水をつかひ、髮を直し、シャボン（あかをとるもの）または匂ひの水をもつて薄化粧などいたし、夫より服を着替るなり』とあるによつて明かである。

皂莢
米糠

然らば石鹼の渡來前、我が國の人々は何を以て衣服を洗濯し、入浴の際なにを以て身體を洗つたかといふに、衣類の洗濯には皂莢（さいかち）または灰汁を用ひ、化粧用には多くこぬか(米糠)を用ひたのである。皂莢は豆科皂莢屬の落葉喬木で、高さ三四十尺に達し、枝幹に棘があり、六月頃花を開く、果實は刀狀の大きな莢果で、十月頃成熟し、莢の表皮は暗褐色を呈する。我が國には到所に自生し、莢は洗濯用、藥用、染料に供する。莢を洗濯用に供するには成熟した莢を五箇洗鉢に入れて熱湯を注ぎかけ、湯のやゝ冷むるを俟つて手でよく莢を揉み、その汁にて衣類を洗濯すれば、垢がよく落ちて綺麗になる。

灰汁

次に灰汁を造るには熱湯を適當の桶に注ぎ、火取(十能)にて熱い灰をしやくひ取つて熱湯に投じ、水の澄んだ時その水にて洗濯すればよい。またこの灰汁を鍋にて煮詰めると炭酸曹達、即ち俗に洗濯曹達が生ずる。米糠(こぬか)を以て顏を洗ふことは昔から行はれたらしいが、米糠は入浴のとき身體を洗滌するといふよりも、顏や手の化粧に用ひたらしい。米糠は油分を含んでゐるから、この油が顏や手の荒れに効果があるのであらう。かく說明する

堤磯右衛門

鳴春社

と石鹼のない時代にその代用として洗濯に皂莢や灰汁を用ひ、化粧に米糠を使用したことは頗る合理的であるが、併し當時はその成分を吟味して使用したものではない、唯祖先からの經驗によつて洗濯には皂莢または灰汁を用ひ、化粧には米糠を使用したに過ぎない。こゝに文化と未開の差異を生じ、前者はすべて科學的にして後者が盲目的に經驗を重じたことは蓋し已むを得ないであらう。横濱沿革誌（明治廿五年版）明治六年の條に「同月（四月）三吉町四丁目堤磯右衛門石鹼製造を開業す、磯右衛門は久良岐郡磯子村の人にして横濱に移住し、石鹼需用の年一年に增加するを以て玆に該品製造の志を發し、或人に就き原料化合の法を傳習し製造を試みるに効を奏せず、刻苦する事數月爲めに殆ど家產を蕩盡せんとし到底其目的の達する能はざるを覺り、廢業を決心し、其原料を放棄せんとして器具等を洗滌し、固着物を溶解したりしに、翌日に至り其溶解物自然に團結せしを見て、試に洗濯石鹼一個を製造し、之を洗濯業某に金一朱を以て販賣せしより忽ち普通品の評を得て、始て多年の素志を達し、益研究して稍完全し、偶々十年內國勸業博覽會へ出品（花紋賞牌を賜ふ）以來廣く販賣を開き、業務を擴張せりと云ふ」とある。これを以て我が國に於ける洗濯石鹼製造の嚆矢とすべきか。

然れども我が國で工場を設けて石鹼製造に先鞭をつけたのは堀江小十郎で、明治四年東京府下南葛飾郡に鳴春社を創立し、石鹼製造業に從事した。これと殆ど同じ頃大阪では春元重助が石鹼の製造を開始した。されどいづれも指導者なく、亦製造に資すべき參考書なきため、その製造は全く獨創にして、唯體驗と輸入せる數個の外國石鹼を參考として製造するのであるから、その慘憺たる苦心は到底外界の想到し得ぬものがあつた。然れども當業者の苦心に比し、當時は未だ我が國民の衛生思想の發達せざると、染色工業の幼稚なると、剩へ國民が未だ石鹼の効用を理解せざるがため、需要は極めて少なく、隨て石鹼製造業者は徒らに勞資多くして未だ利益を舉ぐるには至らなかつた。然るに同六年墺國維納に於て萬國大博覽會の開催されるや、

苛性加里の輸入

我が國でもこれに參加するに決し、議官佐野常民を辦理公使の資格にて派遣し、本邦の出品を斡旋せしめたが、佐野常民の墺國に在るや、隨員中から才學あるものを選拔して技術傳習生とし、諸科を研究せしめたが、その時石鹼の製造術をも修練せしめるのみならず、翌七年に至り苛性加里が輸入せられしことは我が國の石鹼製造に一大革命を與へたが、當時苛性加里は頗る高價にして一罐百兩もしたので、當業者はこれがために從來の灰汁を使用するの習慣を棄てず、隨て所期の優良品を得ることが出來なかつた。されど同十年頃に至りては製紙業、染色業の勃興と共に國民の衛生思想も漸次向上し、加之苛性加里の如きも輸入の增加につれ、次第に下落して約四分の一ほどになつたので、石鹼製造業者は漸く愁眉をひらくに至つた。然れども當時は尙ほ化學知識に乏しく、技術未熟なりしため、やゝもすれば粗製濫造の弊に陷り、いはゆる速成石鹼が多く優良品は尙ほ外國に仰がざるべからざる狀態にあつた。しかも斯る搖籃時代に於てすら尙ほ同業者は互に相反目して、技術の交換を行ふことをせぬので、斯業の發達を阻害すること尠少ではなかつたのである。されば志ある者は夙に深くこれを憂へ、斡旋して明治十一年一月京濱の同業者を東京柳屋に集會せしめて融和親睦を圖ると共に、知識の交換をなし、爾來每月協議會を開いて互に製造販賣の連絡を計ることとなつたが、

堀江小十郎

堀江小十郎はこれより工場內に試驗部を設け、また河合登代太郎を技師に雇聘して研究を行ひ、只管製品の改良をはかつたので、後にはその製品を支那、印度方面に輸出するに至つたと傳へられる。

マッチ

（十二） マ ッ チ

わが國では燐寸をマッチと訓ませてゐるが、マッチは橫濱の開港と共に既に外國人のあひだに使用されてゐたことは、慶應元年刊行の橋本蘭齋著橫濱開港見聞誌前編に『異人は三人五人とつれ立此商人町を廻りに出るを見かけ、本町の見世光にてしうちかくる椅子あつて此を出す、これにがゝりて卷煙草をくわへ摺付木にて呑云々』とあるによつても察せられるが、橫濱社會辭彙『マッチの元祖』の條に『日本で燐寸の元祖は

菊林林藏

菊林林藏と云つて、私の叔父に當る男です。熱海の出生で、熱海で悉皆損つて了つて、揚拳で横濱へ出て、谷戸に家を持つたのでしたが、學問はなかつたのです。餘程工夫の能い男で、其頃谷戸阪の角に赤蜻蛉と云ふのが居まして、ナーニ西洋人の兵隊なのですが服が赤いから赤蜻蛉と云つたのです。其赤蜻蛉が銃の口へ栓をして置くのに、素より其頃はキルクなど云ふものは無いので困つて居たのを轆轤細工で拵へて賣つたのです。そこで大分儲けて、次に西洋人の日用具、机とか手函とか、又便器などを拵へて賣つて、馬鹿に儲けたものです。それから又牛乳を始めると云つて、外國から牛を取り寄せた所が、此方へ着くとバタバタと斃れて一二頭殘つた許り、それで是れは天沼の人へ讓つて了ひました。天沼の人は三州岡崎の人で賢藏と云ひましたが、今でも賣つてるでせう。併し代が變つて居るかも知れません。先づ牛乳の方も元祖と云つて能いのです。いや餘事に渉りましたが、で此牛乳の失敗が、叔父の抑失敗の始めで、其次には谷戸橋の側へ氷藏を建てゝ函館の氷を行つて見たが、これも思はしくない。すると叔父が豫ねて金を貸して置いた西洋人に舎密家のブラオールと云ふ異人があつて、此異人が金を返せないので、其代りに何か日本に無い商業を敎へるからと云ふので、燐寸と石鹼の題が出たのです。其處で戸部へ製造所を拵へて、ブラオールはブレレドと云ふ異人とそれから加州藩萩野由次郎と云ふ人が付いて製造する、叔父は羽衣町へ店を出してそれを一手に賣るといふ契約になつて、又東京の横山町と尾張町へも店を出したが、アレは人の骨で拵へる物だなどゝ評判が立つやうな譯で、少しも賣れない。其時の燐寸は六百打入が三十三圓でした。サア賣出したが少しも賣れない、すると或時東京の本所の人と云ふのが來て、支那へ輸出して見たいから賣つて呉れろと云ふのです。何しろ持て餘まして居る時ですから二つ返事で承知して、先方へ持込んだのです。尾張町の店も横山町の店も閉めて了つて在品殘らず、左様五十箱もありましたか、それを持込んで、イザ代金となると今日は主人が出掛けたからと云ふのです。翌日も夫れで延ばされて四五日經つて行つて見ると、其家では一向知らな

いと云ふのです。最初申込んで來た人間も居ないので、ツマリ他人の店を借りて私共を騙つたのです。何しろ百五十圓ばかりの品を騙られたのですから、其譯をブラオールへも話したが、ブラオールは一文も負けないと云ふのです。到頭兩名の間が手切れになつて、叔父は早速三芳町へ自分が製造所を建てたは能いが、實は製造法を少しも知らない。尤もブラオールは決して人に見せなかつたのです。そこで密と(そつ)萩野由次郎に賴んで藥品を分けて貰ふ事にしたのです。萩野は流石に日本人ですから、藥品を少しつゝ紙に包んで窃と寄越してくれましたが、その又藥の名も知らなければ賣る所も知らないので、私(勝次郎氏)が一週間ばかり諸所の商館を駈け廻つて藥を買つて、夫れから名を聞くと云ふ始末。それから其藥を種々に調合して漸く火の出る燐寸にするのに、三十日ばかり懸りました。本當に盲目(あくら)の手探りで工夫したのです。何にしろ當時は其藥の調合傳授料が五十圓と云ふので、私はツマリ發明者と云ふやうな譯でした。夫れから戸部監獄の囚人を三百人程使つて。製造に從事したので、これが眞當に日本で燐寸製造の元祖です。それからペーパーですが、製紙會社で刷らせたので黃色の紙へ墨で鐵道の發車する所を畫いたのです。夫れから打包(ダースつゝみ)の紙も今のやうな紙でなく、淺黃の洋紙でした。其製造の年ですが、何でも明治七八年頃です、ブラオールと云ふ異人は何處の國でしたか、ツイ氣がつきませんでした』(橫濱開港側面史小澤勝太郎談)とあり、明治初年に於ける我が國のマッチ製造の概況を窺ふことが出來る。然るに明治工業史、化學工業篇第二編、第二十六章燐寸工業、第一節『本邦燐寸工業の起源』の條には『本邦に於ける燐寸製造の濫觴は明治五年橫濱在留の外人ブラウンが野毛山に工場を設けて製造したるに嚆るとせらるゝも、其規模極めて小にして機械を使用すること少く軸木排列の如きも最も原始的なる手並べの方法を採り、軸木も亦所謂二本軸を作り、兩端に頭藥を附し、中央にて切半して箱に詰め、當初は商標を貼付せず市販したるが、後京濱間鐵道の竣成を好機として汽車を畫きたる商標を案出したるも、製品甚だ劣等にして、數箇月にして工場を閉鎖したり。其の產額亦た極めて少量

清水誠

なりしと謂ふ』とあり、先きの横濱開港側面史に掲載せる小澤勝太郎談とは大いにその內容を異にしてゐるが、小澤勝太郎の談は經驗談であるから、內容に虛僞ありとは想はれない。また明治事物起原、第十二類農工業、マッチ製造の始に『高商校友同窓會々誌三號の要に曰く、そも〳〵我國の燐寸製造業は、清水誠に起因す云々』の文を掲げて我が國に於ける燐寸製造の起原とせるは、資料調査の不充分から生じた誤認であらう。

我が國の燐寸製造に功あるを清水誠とする、清水は金澤藩士にして、明治三年藩の選拔によつて佛蘭西に留學せしが、その後廢藩置縣の際改めて文部省の留學生となり、同六年冬佛國工藝大學に入り、土木工學を修めつゝあつた。然るに翌年春に至り、文部省に於て海外留學生制度を廢したので、業半ばにして退學の已むなきに至つたが、幸に佛國の雇聘する所となり、同國の大學院金星經過測檢員となり、引續いて佛國に滯在した。偶々宮內少輔吉井友實が歐洲漫遊の途次佛國に至り、清水誠に邂逅し、大に我が輸出入の不平均を歎じ、日燐寸製造の必要なることを論じたが、清水誠は吉井友實の說に深く共鳴し、同八年歸朝するや、東京三田四國町なる吉井友實の別邸を假工場として、燐寸の製造業を始めた。尙ほ當時の事情は明治事物起原に詳述してあるから、これを再錄して參考に供しよう。卽ち『偶々宮內次官吉井友實の佛國を漫遊するに會し、一日其旅館に於て、吉井氏に謁せし際、吉井氏、卓上の燐寸を取つて慨嘆して曰く、近時我國輸出入の權衡を失すること甚しく、斯の如き些品に至るまで、悉く輸入を仰げり。是れ余の甚だ遺憾とする所にして、之を防止せんが爲め、我國の學士に製造を起さんことを諮りしに、皆斯業の危險なるを說きて、之を試むるの勇氣ある者なし。且つ廢藩置縣等、行政上の改革ありて、遽に遊食の徒を增したる今日、氏幸に之を起すことを得ざるやと。氏の工藝大學に在るや、製造工業は其最も好んで硏究せる所なりしを以て、今此諮問に遇ふや、毫しも躊躇せず、席を進めて答へて曰く、日本は幸に山林に富めり、其輸入を防ぐこと、敢て難

白楊樹

新燧社

ヨンコピング燐寸會社

きに非ざるべし、其製造の如きは、自ら信ずる所あれば、歸朝の後は、奮つて斯業を起すべしと。吉井氏聞て、大に欣然たりしといふ。抑本邦燐寸業の今日あるは、此一場の談話に胚胎したるものにして、實に吉井氏が愛國の至誠と、淸水氏の斯業に對する熱心との賜なりと云はざるべからず。是より淸水氏の志燐寸業に固く、明治七年十月佛國星學ホジユ・ジヤンサルと共に歸朝し、同年十二月九日、神戸諏訪山に於て該測檢を爲し、玆に其職務を了し、翌八年四月、鄕里金澤より東上し、直に東京三田四國町吉井氏の別邸を以て工場に充て、人を各地に派し、百方詮索の末、漸くにして發見せる日光山中の、白楊樹を以て原材となし、此に燐寸の製造を開始したり云々』とある、以て當時淸水誠の燐寸製造を始めた事情の一斑を窺ふに足ると思ふ。淸水誠の燐寸製造は實に前記の如く燐寸の輸入防止の目的ではじめたのであるが、その製品を試賣せしに頗る好評を博したので、これに力を得た淸水は尙ほ原材の捜索に務め、信州諏訪附近及び富士山麓に於て白楊樹を發見すると共に、自らは官職を辭して專心燐寸製造に從事するに決し、更に政府から若干の保護金をうけ、同九年九月三田四國町の假工場を廢して東京本所柳原に一大工場を建築し、新燧社と稱した。これ我が國に於ける化學的燐寸製造工場の濫觴である。その後內務卿大久保利通、大藏卿大隈重信等は屢々同社に臨場して奬勵せられしが、同十年九月に至り同社は始めて橫濱から燐寸を輸出し、支那上海に於て試賣せしに頗る好評を得、大にその販路を擴張せしと傳へられる。これ燐寸輸出の嚆矢である。然るに同十一年七月新燧社長淸水誠は甜菜砂糖製造法の取調を命ぜられて再び佛國に渡航したが、當時佛國に在る松方正義は旣に他人をして甜菜砂糖製法を調査せしめてゐたので、更に淸水誠に命じて佛・獨・瑞の三國を巡遊して燐寸業を調査せしめた。よつて淸水誠は甜菜砂糖業の調査を廢し、專ら燐寸業を研究して翌十二年四月歸朝し、留守中失火燒亡せる新燧社を再興した。淸水誠は滯歐中、安全燐寸を發明せる瑞典ヨンコピング燐寸會社に就いてその製造の要點を調査し、我が燐寸製造のために尠なからぬ便益を得たと稱せられる。また同年

開興商社 / 印刷工業 / 洋式活版印刷の發達 / 本木昌造 / 活版の製法 / 畢昇 / 朝鮮の法 / 足利學校

夏、當時輸入燐寸の販賣をなしつゝありし全國の唐物商が同盟して開興商社を設立し、外國燐寸を排斥して新燧社製の燐寸のみ販賣したので、同十三年に至り殆ど外國燐寸の輸入を防遏することを得たのみならず、更に支那市場に於て外國燐寸と拮抗するの盛を呈するに至つた。時恰も行政變革の後をうけて士族の授産貧民救助論の喧しき折とて、燐寸製造業の如き操業簡易にして婦女子の内職に適するより、期せずして各地に燐寸製造業の勃興を見るに至つたが、其後新燧社はある事情のために、同二十一年十二月解散した。

六 印刷工業

（一） 洋式活版印刷の發達

明治文化の重大な役割を演じ、わが國の文運に不朽の貢獻をなしたものは、實に鉛活字であるが、この鉛活字を發明創製した人は本木昌造である。

わが國にも夙に一字版、植字版または活字版などゝ稱へて、木造の駒に文字を彫りつけ之を排列してリーフレット・パンフレットまたは數十頁乃至數百頁の書籍を印行するの技術は行はれた。昭和四年二月三日、改造社發行、横井時冬著『日本工業史』、第六編維新の工業、第五十一章、『印刷術の進歩』の條にも『活版の製法は東洋の發明にして支那人畢昇（鍛鐵匠）といふもの、はやくも宋の仁宗帝慶曆元年膠泥をやきて一種の活版をつくりしも、一代にしてその法を傳へざりき。（西洋にては一千四百五十年代獨逸人グウテンベルヒ木製彫刻の活字を發明しつゞいて金屬をもて鑄造することゝなれりとぞ）我邦にても古より植字板又は一字板など稱すれども、今世に傳ふるところにては文祿五年の活板蒙求をもて最も古しとす。其後慶長二年勅板活字の錦繡段あり。これ當時朝鮮の法を傳へて模造せしものなりとぞ。（文祿二年加藤清正が朝鮮よりとり來りし眞鍮活字紀伊德川家に在りこれをもて群書治要をすられしといふされば朝鮮には木製活字の外眞鍮製の活字もありしものとおもはる）德川家康も亦この法にならひて關原役後足利學校の都講三要に三十餘萬の活字を與へて遺書を多く印行せしめらる。其活字足利學校に存

林道春

青木文藏

螺絲轉

遠西奇器圖說

せり。又三要比叡山の麓に圓光寺を創立せしが、この寺にも當時の活字をあまた存せりといふ。皆かういふ入木製の活字なりき。家康慶長十九年はじめて銅字二十萬をつくり、林道春に命じ大藏一覽を印行せしめらる。この幕府においては銅字をもて元祿中四書直解・四書集注・周易本義などを印行せしめられしが、又享保中六諭衍義・六諭衍義大意・東醫寶鑑・普救類方・增廣太平和劑局方・度量衡考などをも印行せしられき。このころ一時民間においても活字をもて印行するものありしが、いづれも木製の活字のみなりしといふ。西洋の製にならひて鉛製の活字をつくりいだしゝは、長崎の人本木昌造（實名を永久といひ號を梧窓、笑三、點林堂などいふ）なりき。』とあり、以て我が國にも早くから一字版・植字版・活字版が發達し、一字活字及び金屬活字の鑄造が行はれたことが明かである。然れども是等の大規模な一字一個活字の鑄造または彫刻は非常な勞力と時間と莫大な費用を要するので、官板印行の場合に限られたものゝ如く、當時一般民間には行はれなかつた。江戸幕府時代は兎も角明治になつてからも、一字一個の鉛活字の一般に普及したのは明治十五六年頃で、隨てそれ迄は江戸時代の遺風に倣つて、一頁乃至二頁を一枚とせる櫻の板面に彫刻せる板木をもつて印行したものであつた。

本木昌造が鉛活字を創製せる以前に於ける洋式活版印刷術の傳習については、昭和五年十月十八日、三秀舍發行、龍肅著、日本印刷史、第二十四章、『西洋活版印刷術の傳習とその發達』の條に『西洋の活字印刷の技術は早く文祿慶長の際に、耶蘇會宣教師の手によりて傳へられ、一時諸所に於て盛んとなりしが、耶蘇教の禁、鎖國の令の爲めに、この技術も亦國外に追却せられ、かくて歐西印刷界と消息を絕てり。この間西洋に於ける印刷術は駸々として止むことなかりき。而して早く鎖國の時代に於て、その優秀なる技術の存在を知りしは、八代の世、幕府の書物奉行たりし青木文藏にして、文藏はその著昆陽漫錄に、西洋印書と題し、阿蘭陀本草等をみるに甚だ精妙にして、萬國に勝れり、西洋の印書は螺絲轉と云ふ器を用ふること、遠西奇器

近藤正齋
右文故事
鉛活字
稻村三伯
東西韻會
スタンホープ式印刷機
西洋活字印刷機の渡來
藩書調所
洋書調所
開成所
歐洲教科書の飜刻
活字方の設置
官板バタビヤ新聞の發刊
新聞當刊の始
官板海外新聞別集
堀達之助
英和對譯辭書
榊令輔
中根鳳齋

圖說に載せたり、其文左の如し、

　西洋印書又用螺絲轉、故其書濃淡、淺深曲盡款盡之致、

さて遠西奇器圖說は、明の天啓の時に、西海の鄧玉函口授して、關西の王徵譯繪する書にて、西洋の諸器の圖、（螺絲轉も圖說あり）及び說あり、誠に經國に志ある者、購求すべき書なりと云へり。實にわが先覺者は、早くも西洋印書の方法に就て、注目せり。この後近藤正齋はその著右文故事に於て、和蘭人より鉛活字を得し事を記せり。又活版術に就ては、寛政中に歸朝せし光太夫を始め、外國より送還せられし漂流民の談話中にも見え、海外に於ける印刷界の情況は、割合に知られ、之と同時に國內に於ても、早く鳥取の藩醫たりし稻村三伯は、洋學研究の爲め、長崎に遊學して、字書の必要を感じ、和蘭人ハルマの辭書を和譯して、東西韻會十三卷を著し、寛政八年全部木製活字を以て印刷し、之を同好者に頒ちたり。ついで嘉永二年、幕府は和蘭政府よりスタンホープ式手引印刷機一臺及び和蘭製造活字大小百餘種の寄贈を受けたり、是れ西洋活字印刷機の我國人の手に入りし始なりき。幕府は之を藩書調所（後洋書調所となり、尋で開成所と改稱す）に供へ、歐洲諸國語の教科書の飜刻に使用せしめたり。當時は肉棒（編者曰く、これ今日のローラーか）製法を知らざりし爲め、綿を布に包み、木の柄を付し、之に印刷インクを附けて版面塗布の用に供せしと云ふ。この後同所には活字方と稱する職設置せられ、木製活字を用ひて官板バタビヤ新聞を發刊したり。これは爪哇のバタビアに於て發行せる和蘭新聞を飜譯せしものにして、文久二年正月より發行せられ、我國に於ける新聞紙發刊の始なりき。ついで同じく木活字版にて、官板海外新聞別集等を相次で發行せしが、之等の木活字による印刷法は、慶長元和の交のそれと撰むところなかりしに似たり。されどこの開成所の出版書中、堀達之助の編纂せし英和對譯辭書は、英字は勿論、漢字假名ともに新鑄の活字を用ひたり。是等の活字は榊令輔、中根鳳齋等の手になりしものと傳へらる。當時は未だ洋紙の輸入なかりしかば、厚き雁皮紙を用ひて、その兩面に

幕府の陸軍所
大鳥圭介
築城典型
亞鉛活字
錫活字

本木昌造

北島三彌太

印刷し頗る鮮明なりしが、その需用の增大するや更に木版整版に改刻するに至れり。恰も慶長元和の交の事情と同一なりき。又幕府の陸軍所は西洋式兵術を容れて之を攻究せんが爲め、大鳥圭介等をして之等兵書の譯述を行はしめ、築城典型を始めとして、數種の書を出版せり。これ等の印刷に就ては、大鳥圭介自ら工夫せる亞鉛錫等の鑄造活字を用ひたり。築城典型初版に載せられし譯者の凡例の一節に、

譯字ノ原語及注文、宜ク細書シテ嵌註ト爲スベシ、而シテ錫造ノ活字新鑄其未完備セルヲ以テ、今姑ク之ヲ植テ本文ト同體ニシ、而シテ單線ヲ其右傍ニ畫シ、以テ彼是混同無カラシム。

と云へり。又大鳥圭介の本書印刷に就ての直話によれば、是等新鑄活字は、自家の創始なりと云ふ。玆を以て見るに、先覺者が早くも活字鑄造の工夫を凝せしことを知るべし云々』あつて、我が國に於ける洋式活版印刷術傳來の沿革を明かにしてゐる。その他昭和二年六月、大阪出版社發行、矢野道也著、『印刷術發達史』を見ても、その說くところは大同小異で、明治以前に鉛活字の名稱がない。按ずるにこの事實は明治以前に鉛活字のなかつたことを立證し、その事實を雄辯に物語るものであらう。斯く文化の先覺者達が活字鑄造のために種々の工夫を凝し、その未だ完成の域に達せざる時に當り、本木昌造が出でて、洋式活版印刷術を傳習し、先人未到の簡便にして安價なる鉛活字を創製したことは、全く我が印刷界に一新生面を開いたものと云ふべきであらう。

本木昌造は諱を永久、通稱は昌造、梧窓と號した。肥前長崎の人で、はじめ幕府に仕へて阿蘭陀通詞であつた。堂號を點林と稱した、これは本木の二字を並書すると林に一點を加へたものである所から、堂號としたものだと傳へられる。別に笑三と戲稱した。文政七年六月九日、長崎の新大工町に生れた。父は北島三彌太、母は繁子、昌造はその第四男で、幼名を作之助と呼んだ。天保五年十一歲のとき母繁子の兄本木昌左衛門の養子となり、通稱を元吉と改め、後に又昌造と改名した。昌造が本木家の養子になつてから四年目の天

保九年四月十二日に養父母の間に一人の娘が生れ、縫と名づけた。後昌造はこの縫女と結婚して本木家を嗣いだ。即ち從兄妹同志で結婚したのである。もと本木氏の祖先は肥前平戸に住せしが、足利氏の末葉、天文・永祿の頃、ポルトガル、イスパニア、阿蘭陀等の商船が平戸に來航し、盛に貿易を營んだ。然るに當時これ等の外國語に通ずるものが甚だ稀にして、通商上の不便尠なからざりしが、本木の祖某は久しく平戸に住し、恒に彼の國の人々と交はり、よくその言語に通ぜしかば、通詞を業とした。その後徳川時代に至り、寛永年中、長崎を選んで外國との貿易港と定められるに及び、本木氏は公命によつて長崎に移り、外浦町に住し、養父昌左衛門に至るまで代々阿蘭陀の通詞を勤め、祿を賜はりて知行に準ぜられた。昌造は幼にして學を好み、天保五年十一歳の時母方の生家本木氏の養子となるや專ら蘭學を學び、廣く蘭書を耽讀した。やがて養父の跡を嗣いで幕府に仕へ、阿蘭陀通詞となり、數年の間その職を勤めた。されど昌造は別に他に望む所があり、生涯通詞役をもつて終ることを屑しとせず、恒に廣く内外の諸書を讀み、專ら工藝百般のことを研究した。就中、心を西洋の技術に傾倒し、或は蘭書に求め、或はこれを實地に試み、夙に技術に妙を得た。昌造が西洋活版術を創めたのも、實にこの頃の事である。昌造は或時洋書を繙讀せしに、その印刷術の精巧なるに感歎し、我が國の印書法も早晩これに倣ひて一新せざるべからずと、爰に活字の發明改良を發起したが、その術が未だ我が國に傳はらなかつたので、活字を如何にして造るべきかに就ては、只管當惑するのみであつたが、或は之を洋書の中に索め、或は新しく異國人に質しなどして、數年の後やゝ會得する所があり、嘉永元年、昌造は北村此助・品川藤兵衛・楢林定一郎等に謀つて、銀四貫六百目を借受けて、蘭書植字板一式を和蘭から購入した。これに依つて大いに啓發せられ、同四、五年頃はじめて鉛の流し込み活字を造り、自著にかゝる和蘭通辯の事を記したる一書を印行して、これを和蘭に送りしに、蘭人は大いに其技術を稱揚せしと傳へられる。この流し込み活字を創製せる動機につき、三谷幸吉著『本木昌造先生傳記』の註に

北村此助
品川藤兵衛
楢林定一郎
活字の輸入
和蘭通辯の印刷
鉛活字鑄造の

始め

活字地金の調金研究

字母の研究

鑄型の研究

字母地金鑄型の完成

興味ある記事があるから、抜萃して斯道研究家の參考に供しよう。即ち同書十三頁、註、流し込活字の由來に『本木昌造先生は曩きに和蘭から取寄せた活字を見て、我國字も斯ふ云ふ風な活字に出來ぬことはあるまい。否、出來ねばならぬ、と。早速造つて見る氣持ちになり、そうして、意を決して、和蘭から來た貴重な活字を若干溶解して、自分が帶して居られた、刀の目貫の象眼を取はずして、其の象眼の上に活字を溶した鉛を流して見られた、ところが、其の象眼の反對、即ち雌型の稍象眼に似寄つたものが出來上つたので、今度は更に其の雌型の上に、又鉛を流して今度は雄型を造つたのである。夫れを度々繰返した結果、甚だ粗末ではあつたが、象眼の彫刻と略ぼ同様なものが出來上つたので、玆に於て初めて活字製造のヒントを得たのである。そうして活字は出來るものなりと確信して、夫れから色々と工夫をして、活字地金調合の研究、字母を造る研究、活字を造る鑄型の研究等を續けた結果、嘉永四年に至り漸く種字から鉛の字母を取り、地金の調も判り、鑄型も出來、漸くにして活字に似たものが出來たのである。其の活字は左右二個に割れる抱き合せの鑄型で、底部に種子から取つた字母を當がつて造つて鉛を注ぎ込んで活字を造つたのである。そうして高さを揃へるために底邊を鉤で削つたものである。最初に造つた活字は曲尺二分五厘(二號活字)の片假名活字であつたのである。此の片假名活字と、和蘭から活字とで「蘭和通辯」と云ふ極少部數の書籍をバレン摺で印刷せられたのである。即ち鑄型に流し込んで活字を造つたところから「流し込活字」と稱したのである。「流し込活字」を造られた鑄型は現今、長崎市諏訪神社寶物殿に納めてあるが、其鑄型は極最初のものなりとは想像されぬが、兎に角、二個ある。夫れは初號活字(鯨尺四分、曲尺五分)の鑄型の一片(活字の鑄型は左右二片よりなるもの)と、四號活字(鯨尺一分二厘五毛)の一片にして、活字の柄の高さは各鯨尺五分七厘五毛、曲尺七分二厘(母型の深さを加へて七分八厘)ありて賛片の長さは曲尺一寸あり。母型も二個あるが、之とても極最初のものに非ずして、「4・5」の數字なるも、其形狀は長曲尺一寸五分、幅五分、厚三分

の眞鍮なれど、「4・5」の凹部は杜撰なる彫刻にして、活字の大きさ(二號活字)の部分が杜撰に凹起しあり。要之、此母型を一見しても最初より母型は右文字に彫刻せしものにして、中々至難なりしことを想像す。而して鑄型の底部に其杜撰なる母型の凸起部を嵌入して、上より鉛を注入せしことを想像するも、然しながら、其の凸起部も甚だ杜撰にして、此の母型にては凸起部が完全に鑄型の活字型部に嵌入されず。從つて鑄口より鉛を注入せば鉛が流出して仕舞ふこと瞭なり。故に此の母型は單に試作品にして、實際活字製造に使用せしものに非ざることも想像されるなり。殊に凸起部の頂邊と土臺までを斜に凸起せし如きは試驗鑄込だになし能はざるものなりと知るべし。』とあり、以て當時昌造の鉛活字鑄造に就ての苦心と、その製造にかゝる活字の一斑を窺ふことが出來るのであらう。

始めて汽船を造る

安政二年、土州藩主山内容堂は豫て昌造の工藝に精しきを傳ひきゝ私に徵募せられしが、昌造に命じて蒸汽船の雛型一個を造らしめた。昌造は洋書に據つて之を作り獻納せしに、容堂はその技能の卓拔なるを見て、大いに賞揚せしといふ。これ我が國にて汽船を造りし濫觴である。その後昌造は專ら心を鑑に發明せし活字の完成に委ね、或は文字を水牛の角に彫つて之を鉛に打込み、或は鋼鐵に鐫つて銅に打込みなどして鑄造を試みしも、一も滿足なる結果を得られなかつた。これ我が國に於ける製鉛術が未だ幼稚にして純粹なる鉛を得ること難く、活字鑄造に適せざる結果に外ならぬ。加之、これに混合するアンチモニーの如きもその質甚だ粗惡にして硫黃其他の物質を多量に含有するが故に、出來上つた活字の字面が粗糙にして印刷の用に堪えなかつた。それに之を印刷する器械及びインクの如きも未だ外國から輸入せられなかつたので、從來の印肉または墨汁などを用ひてバレンにて摺りしがため、遂に滿足なる結果を得られなかつたのである。

軍艦練習所

勝麟太郎

安政二年、即ち昌造が土州藩主山内容堂の命により蒸汽船の雛型を製作して献上せし年、幕府は長崎に軍艦練習所を設けて、專ら勝麟太郎(安房)をして經營せしめたが、昌造も個人的に間接にこれに關係した。然

飽浦製鐵所
井上聞多
軍艦練習所の廢止
新町私塾
洋字製造に着手
新町活版製造所
美華書館
重野厚之丞
池原香穉
ワシントンプレス
陽其二
宣教師フルベツキ
活版技師ガンブル
活版傳習所
活字鑄造及び電氣版
鉛活字鑄造の大成

ろに同年に至り、幕府は更に飽ノ浦に製鉄所を設け、井上聞多(馨)に命じて經營の任に當らしめた。同六年、先きに設けたる造船所を兼ねた軍艦練習所を廢して本格的造船所たる飽ノ浦製鉄所に併合した。萬延元年十一月、昌造は同製鉄所の御用掛を命じられ、維新にわたりて同所に出仕せしが、明治二年、同志者と謀つて長崎新町に私塾を開き、新街私塾と名づけ、讀書・習字・漢字・洋學の四科を授けたが、その入費莫大にして支へ難いので、洋字製造を以てこれを補はんと欲し、資金五萬圓を投じて同町に新町活版製造所を設け、その製造に着手せしも、その成績面白からず、一時非常な苦境に陥つた。偶米國宣教師某が清國上海に美華書館を建て自在に活字を鑄造する由を聞き、人を上海に遣してその術を視察せしめたが、美華書館は深く秘して教へなかつたので、空しく歸國せりといふ。然るにその頃薩藩の儒者重野厚之丞(安繹)が上海から活字を取寄せ印刷を試みしも、技術未熟のため用をなさず、空しく庫中に積み置く由を聞き、社友池原香穉を介してその機械並に活字を購求した。機械はワシントンプレスにて、活字は和洋二種一組宛なりしと云ふ。これを昌造は自宅に運び、陽其二と共に日夜孜々として文選に從事し、この活字を見本として種々工夫せられしも、その成績はやはり充分でなかつた。よつて米國宣教師フルベツキに就いて種々質疑の上、この人の紹介にて上海美華書館の活版技師米國人ガンブルが滿期歸國する機會を利用し、暫く長崎に滯在を請ひ、長崎製鉄所附屬の活版傳習所を興善町元唐通詞會所跡に設け、活字鑄造及び電氣版のことを研究させた。この傳習生の一部はさきに昌造の設立せる長崎新町活版製所に入り、一部は製鉄所に入つて共に活字鑄造及びその印刷のことに從事したので、茲にはじめて活版製造の技頓に進歩し、遂に昔日の面目を一新して、遂に大成にするに至つたのである。時に維新の偉業が全く成り、諸藩はその封土を奉還し、世祿廢止の論が漸く世を風靡するに至つたので、昌造は深くこれを憂ひ、扶持人救濟の急務なるを痛感して明治三年製鉄所を辭し、まづ自宅に工場を設け、專ら活版製造に從事し、大いにその事業を興し、扶持人等の授産に供せんとて同年三

小幡正藏
酒井三造
五代才助
大阪活版所

月社員小幡正藏・酒井三造を大阪に遣し、五代才助に謀つて、同地大手町に初めて活版所を開かしめた。この大阪活版所は後に北久太郎町三丁目に移轉した。明治三年、小幡正藏・酒井三造等によつて設立された大阪活版所には、當時長崎新塾出張大阪活版所の看板が揭げられてあつたと傳へられる。斯くて活字製造の事業は漸く大成したが、元來この事業たるや昌造が舊士族授産のために企てたのであるから、その從業員中には勞働に不馴れの懶惰なものが多く、それに株主・資金等の關係で意の如くならず、頗る營業の維持に苦んだ。同四年夏、舊門人平野富二が長崎縣權大屬の職を辭して家に在るのを拔擢して新町活版製造所の主任とし、事業一切を委任したので、富二は昌造に謀つて大改革を斷行し、所内の構成を一變し、職工を淘汰し、新に分業の制を設け、各部に部長を置いて監督を嚴重にしたので面目を一新した。

平野富二

分業の制

井關盛良

上原鶴壽

原善三郎
茂木惣兵衛
吉田幸兵衛
横濱毎日新聞の發行
島田豐寛
島田三郎
肥塚龍
日刊新聞の始め

これより先き神奈川縣令井關盛良の發起にて横濱に毎日新聞紙發行の擧があつたが、活版印刷に熟達せるもののなきため昌造にその斡旋を依賴したので、昌造は社員陽其二を横濱に遣し、陽其二は上原鶴壽と圖つて明治三年十一月同所に横濱活版舍を創立した。同四年原善三郎・茂木惣兵衛・吉田幸兵衛等の出資後援によつて横濱毎日新聞を起し、島田豐寛を社長に推薦し、島田三郎・肥塚龍等が健筆を揮ひ、同年十二月十二日その第一號を發刊した。これ鉛活字を以て新聞紙を印刷せし嚆矢である。當時神奈川縣廳は直接間接に之を援助し、縣下の小學校及び公衙に購讀をなさせたので、同新聞は縣下一般に亘つて讀者を有し、その發行部數は五千枚を超えたといふ。日曜日祭日は休刊せしも、同六年までは定價一ヶ月金六拾錢にて恰も現今の夕刊新聞のごとくその日の出來事をその日の夕刻に發刊した。解版・文選・組方・校正・製本等は今日と大差なきも、活字の缺乏が甚だしいので、工場内に木版師を置いて不足活字を彫刻せしめ、殆ど活字七分木版活字三分であつたといふ。職工は約七十名で、その給料は三食會社持で職長が月十圓、職工は七、八圓であつた。横濱毎日新聞社は始め同町辨天通にあつたが、同六年に至り海岸通四丁目の假舍に移り、同八年本町六

大坪本左衛門
小幡活版所
岡田吉兵衛
國文社
秀英舍

丁目八十二番地に巍然たる西洋館を新築し、宏壯雄大にして行人を驚かし、軒には瓦斯の光が燦として輝いてゐたので毎夜見物人が群集して喧噪を極めたと傳へられる。いま東京帝國大學圖書館所藏にかゝる當時の横濱毎日新聞を見るに、同新聞は當時和様と稱せし楷書と草書の中間書體で、その大きさは三號活字である。これに傚つて新聞紙は各地に起り、同四年五月には京都に京都新報が創刊せられ、翌五年には名古屋新聞、大和の和州日新紀聞、三河の額田縣彊記聞が相次で現はれた。

明治四年十月、昌造は文部省活版御用掛を命じられ、東京に滯在せしが、故あつて間もなく之を辭して歸郷し、別に小幡正藏を留めて大坪本左衛門に謀り、活版所を東京神田佐久間町舊藤堂邸跡に設立せしめた。これ即ち小幡活版所である。同年十一月、平野富二は活字を携へて上京し、芝神明前の書肆岡田吉兵衛の手を經て活字數萬個を左院に納めた。これ後に印刷局活字の根源となつた。また横濱毎日新聞社、東京藏田活版所、日就社等にも活字若干を賣つて長崎に歸つた。然るに東京と長崎とでは遠く隔つて營業上の不便少くなかつたので、友社を東京に置かんと欲し、昌造に謀つてその快諾を得たので、明治五年七月富二は松野直之助等十人を從へて上京し、東京神田佐久間なる小幡活版所の傍に門長屋を借受けて一工場を設立し、活字の製造を開始した。この時長崎から携帶せしは五號と二號活字の字母及びその鑄型、活版手刷込機械三等であつた。然るに事業は豫期に反して振はず、經營非常な苦心をしたが、偶富二の友人野村宗七が當時埼玉縣令を勤めてゐたので、これに活字の効用を說いて若干を購はしめた。これより販路開けて事業は漸く盛大に赴き、製造工場の狹隘を感ずるに至り、同六年七月、京橋築地二丁目に土地百二十坪を買入れ、平野活版所を新設して移轉した。いまの東京築地活版製造所の前身である。これより日就社・秀英舍等を始め相次いで各地方に活版印刷所が設立せられ、ために昌造の活字製造は漸く隆昌に赴いた。同七年に至り、大阪・東京ともに活字販賣の道が開くるに及び、昌造は視察のため初夏に長崎を出發し、大阪を經て東京に著いた。時

小安峻

秀英舍
佐久間貞一

西國立志編

に平野富二が築地に移るべく煉瓦造の新工場を建築中だつたので、昌造の歡喜一方ならず、社員一同を集めて一場の慰勞と激勵の挨拶をなし、同年九月欣然として長崎に歸つた。同八年春頃病を得、同年九月三日歿した、年五十二。法號を故林堂釋永久梧窓善士と稱する。明治四十五年二月二十五日、贈從五位の宣下があつた。活版業の普及と共に紙型鉛版術が行はれ、柾紙や雁皮紙等を用ひて大いに進歩した。

日就社の設立に就ては玆に面白い挿話がある。維新以來横濱は我が國の對外的一大關門となり、歐米文化の吸收地となつたので、毎日澤山の外國人が渡來した。その時分横濱に小安峻といふ通辯を業とする人があつた。當時外務書記大丞の椅子に柴田某がゐた、間もなく小安は柴田に見込まれて外務省の囑託となり、譯物をやつてゐた。時勢の然らしむる所であらうが、維新後外國語の研究が盛になつた。殊にその時分英語を口にせぬものは文明人でないと云はれたほど英語の研究が流行したので、玆に小安峻の發案で英和辭典を發行することが最も時代的な金儲けであり、國家に稗益する所以であるとなし、柴田玆に後の外務大臣子爵本野一郎の父本野盛亮の出資で、明治五年英和辭典を發行する目的で、日就社といふ出版兼印刷所を、東京芝虎門に創立した。そして小安峻が社長となつた、後の讀賣新聞社である。

秀英舍は明治九年十月、佐久間貞一・宏佛海・保田久成・大内青巒の共同出資の下に、壹千圓を以て四號及び五號活字若干と四六判八頁掛・半紙判掛及び半紙倍判掛手引印刷機械三臺を備へ、東京京橋區西紺屋町に開業した。當時は舍名を單に秀英舍と稱し、印刷物としては僅に西國立志編・明教新誌・開知新聞・かなよみ新聞外數種を引受けて營業し、從業員の如きも二十餘名に過ぎなかつたが、開業後一兩年にして業績大いに擧り、印刷の注文が激增したので、同十三年五月資本金を五千圓に增加した。同十四年一月には更に壹萬圓に增資し、鑄造部・石版部等を增設した。その後、數次の增資施設を整備して今日に至つた。

然るに當時はいまだ書體を改良して、これが統一を企つるものなく、活版所によつて各自その活字の書體

曲田成
字母の改良

が異なり、使用上非常な不便をきはめたが、明治十二年、東京築地活版製造所では社員曲田成を上海に遣し、明朝書體の字母を改良せしめた。これに刺戟されて各地の活版所は皆な之を倣つて活字を製造したので、ために活字は面目を一新し、不完全ながらも玆に統一されたのである。

民間における活版事業の勃興と共に、政府は明治四年左院に活版部を設け、同年十月本木昌造を文部省活版御用掛に拔擢すると同時に、同十一月左院はたまく平野富二が活字を携へて上京せるを機とし、芝神明の書肆前岡田吉兵衞を介して富二から活字數萬個を購入し、着々活版部の內容整備に努めた。同五年九月、左院活版部を太政官印書局と改め、工場を和田倉門外の舊評定所跡に設立して活版印刷のことを掌らしめ、官府の布告類を印刷せしむると同時に、一般の依賴にも應じた。尋で文部省・海軍省等にあつた活字及び機械類を印書局に移管して事業の統一を圖り、同六年には更に石版及び銅版の兩課を增設して事業を擴張した。曩に本木昌造の創立した長崎製鐵所附屬の活版傳所は同製鐵所と共に一時工部省に屬し、明治五年東京に移されて勸工寮活版所となつたが、同七年太政官印書局に併合せられた。然るに同八年九月に至り太政官印書局は大藏省紙幣寮に移管せられて活版局と改稱され、藤山種廣が選ばれてその局長となる及び、部局を分ちて分業の制を設け大いに技術上の改善に努めた。もと昌造の活字は初號・二號・四號・五號と稱する數種に限られ、製版上不便が尠なかつたが、活版局では明治八年に至り七號活字を作り、同九年には六號活字を製造して、各種の活字を備付くるに至つた。活版局の事業中殊に記念すべきは同年蒸汽機關によつて印刷機の運轉を開始したことで、これ我が國で印刷機の運轉に蒸汽機關を用ひた濫觴である。同十年には局を印刷・鑄字・校正・植字・整理の六部局に分ち、川上九郎を局長として、之を經營せしめ、活字母型の改造を行ひ、明治天皇の臨幸を仰いで天覽に供した。政府はまた活版事業の宣傳すべく技術者を諸方に派出してその技術を敎授せしめた。同十一年活版局は印刷局と改稱せられ、益々その改良發展に努めた。

然れども當時民間に於ける洋式活版印刷發達は頗る遲々たるもので、廣く一般の需用を充たすに至らなかつた。それは明治十年以前に刊行された書籍を見れば、その事實を雄辯に物語つてゐる。本書の著者は明治草双紙を百五十餘種藏してゐるが、明治十五、六年頃までは殆ど全部江戸式の二頁一枚に彫刻せる所謂木板本で、鑄造活字で印刷せる草双紙の廣く刊行されたのは明治十五、六年以後である。これ或は勿論當時の印刷費が木板の彫刻費に比し高價であつた爲めと想はれぬでもないが、強ち費用のためとのみ想はれぬ理由が

假名垣魯文

ある。明治十二年二月、金松堂（辻岡文助）は假名垣魯文著『高橋阿傳夜叉譚』（全八編廿四卷）を發行した。いまこの夜叉譚を見るに、第一編（三冊）は全部鑄造活字の印刷本なるも、第二編以下八編までは全部江戸式の木板本である。何故かゝる不體裁不統一を敢てなしたかに就ては理由がある。それは當時島鮮堂（綱島龜

岡本起泉

吉）が金松堂と競爭で岡本起泉に依賴して同じ高橋お傳を書かせてゐた。そして二書共に際物だけに早いもの勝ち主義で、その出來を一日は愚かなこと、一時間を爭ふてゐたらしい。はじめ金松堂は開化的でもあり、早く出來上るだらうと想ふて、原稿の出來と同時に鑄造活字の印刷本にするつもりで活版社に廻して印刷に着手したが、容易に出來上らぬので、やゝ焦り氣味となり、第一編だけを印刷し、殘りを全部江戸式の木板本として發行したものであらう。兩者が如何に競爭したかは、その發行日を見れば想像に難くない。即ち魯文著高橋阿傳夜叉譚の發行は明治十二年二月十九日で、起泉著其名も高橋毒婦の小傳東京奇聞の方は同年二月二十四日、實に僅か五日のちがひである。尙ほ當時金松堂が發行を急いだ結果第一編のみを洋式活版印刷本とし、第二編以下を江戸式の木板本にして發行するが如き不體裁を敢てなしたかに就き、明治十年後の當時でさへ我が國の洋式活版印刷が未だ幼稚にして一般の需要を充し得なかつたことは、夜叉譚第三編、下之卷に

夜叉譚の序文

ある魯文の序文を見ると想像に難くない、卽ち、「記者曰、商賣の利に走りて名を思はぬは際物師の弊習ながら操觚者流ははかなき兎園の冊子と雖も少しく名に恥る所あり。此草紙第三編は梓元他より出る類本に先

銅版石版の發達
本木榮之進
青木昆陽

立發兌の速かならんを欲するより、畫工は二名を以てし、傭書生も又二名に托し、記者の草稿を切斷にして板下纔かに一晝夜に成り、彫も又三日を待たず。故に校合を記者に乞はず、製本成れる後ち披閲して其麁雜に駭けども、甲斐なし。依つた甚太しき誤りを玆に正す。序文「彼處もお傳」の下「此處もお傳」とある可し。上の卷八丁ォ「淸吉」とある下「根太郎は一泊し」と加ふべし。中の卷六丁ゥ「鮮血は血は」は重言、「經水」の傍訓「めぐり」、「同九丁ゥ入來るは「くる」、下の二ォ「嵐の」後のと添へ可し。同六丁ォ「熊と八」は「馬と雲」なり。此餘誤字假名違ひは正すに餘暇なし。具眼の看客宜しく際物の玆に及べるを賢察あれ』とあるを以て見ても、如何に島鮮堂の東京奇聞と競爭したかが想像し得られるであらう。これは費用其物は別として、活版印刷よりも江戸式の木板による方が早い證左で、當時に於ける洋式活版印刷の一斑を窺ふに足るであらう。その實例は單に夜叉譚と東京奇聞のみではない、明治十年以前に發刊された法律・化學・物理・經濟・醫學・生理・地理・歷史・動物・植物等を見るに、洋式活版印刷本は甚だ少なく、その大多數は江戸式の木板本に非ざれば、木製活字の印刷本である。洋式活版印刷の一般に普及したのは明治十五、六年頃からで、この時分から漸く江戸式の木板本が廢れ、出版屋は競ふて洋式の活版印刷本を發刊するに至つた。同二十年頃には活字の書體もよほど改良せられ、その印刷の如きも從來の實用至上主義を離れて、美術的技巧を加味するに至つたのである。

(二) 銅版石版の發達

享保中、長崎の通詞本木榮之進・青木昆陽等の建議によつて歐洲の學術技藝の傳習が公許せられるに及び、歐洲の天文・窮理・醫療・本草等の學問が一時に勃興し、これ等の學術技藝に關する書籍が輸入されるに至つたが、當時學者中には直接和蘭人に就て、または舶來の洋書に就き、精巧なる銅版の挿繪を見て歐洲に於ける製版術の進歩に驚異の目を見張ると共に、説明を文辭によつてするよりも銅版による効果の絶大な

司馬江漢
イサックチシング
亞歐堂
雷洲
新井金恭
玄々堂

ることを覺り、漸く我が國にも銅版術の發達を熱望するに至つた。

この時に當り、江戸の人司馬江漢は天明のはじめ長崎に遊學して和蘭人イサックチシングに就て西洋の畫法を學び、更に銅版の技術を傳習して歸京し、同三年に至り、自作の銅版畫天球圖・地球圖を始め、數種の風景畫を出して、頗る好評を博したと傳へられる。その後江漢の門から亞歐堂と雷洲の二人が輩出した。亞歐堂は本名を永田善吉といひ、奥州須賀川驛の人にして家は異國染を業とした。幼時から父昆山に就て畫道を修め、領主松平定信に寵遇せられ、その保護を受けて研究せしといふ。亞歐堂は一種の劃線機械を發明して自らその彫刻に用ひた。また丹礬をもつて一種の腐蝕藥を考案して版面の腐蝕に用ひるなど、銅版の製作には具に辛酸を嘗めた。さればその技術は師江漢に優ると稱せられる。定信の命によつて彫刻した大日本金龍山之圖(淺草觀音堂)、高橋景保のために彫刻せる萬國全圖、邊海略圖等はその代表作で、その卓拔な技術の一班を窺ふに足る。雷洲は本姓を中村と呼び、江戸の人、我が國の銅版師中もつとも早く西洋式の適に優逸にして簡便なることを覺り、亞歐堂の如くその彫刻も自己の考案に依らずして專ら西洋式に倣ひ、腐蝕藥も硝酸を使用せりと云はれる。それだけ雷洲の銅版は創意に乏しいが、その銅版は亞歐堂よりも科學的で精細を極めたものであつたのではないかと想はれる。雷洲の作品中、川中島戰爭圖、下利根川圖、淺草歳市圖等は傑作で、世に賞揚せられる。亞歐堂の門人新井金恭もまた名工にて、精密なる解剖圖を彫刻した。

京都には亦た文化のはじめ玄々堂いでゝ銅版彫刻の術が起つた。玄々堂は通稱を儀平といひ、諱は保居、慶應三年十一月二十八日、八十二歳で歿した。京都東山靈山の墓地に葬られた。玄々堂の姓に就いては松田を主張するものと松本を主張するものとの二說あるが、石井研堂は雜誌新舊時代、第二年第九冊(大正十五年十二月一日發行)に於て、銅版師玄々堂の條に『玄々堂の姓は、普通松田にて通り居れども、天保年間には松本姓を名乘れり、如何なる理由にて、其姓を異にするやを詳にせざれども、松本を稱したる證は、左の

井上九皐

春燈齋

松田敦朝

中環

中川信輔

松田敦朝

數點にあり。

(イ)天保七丙申秋玄鳥歸日京都玄々堂儀平と款したる細字千字文に、明に、篆書「松」「本」の二印あり、

(ロ)昊天地旋渾輪之圖には、天保十三歳壬寅暮春日、平安玄々堂松本儀平保居謹識とあり、

(ハ)地球圖略說には、天保七年丙申秋九月廿三日、帝都玄々堂松本儀平述とありて、保居の二印あり、

(ニ)地紙形、大湊(大阪のこと)一覽眞寫には、玄々堂製の下に、まつもとやすゐの假名印あり。

以上四例は、疑ひもなく、玄々堂の松本姓なるを證せり』とあり、玄々堂の松本姓なることを明確にした。保居は高野長英の親友にて長崎に遊び、和蘭人から銅版彫刻の術を學んだ人で、その作若王寺社内十二景圖は傑作にして、世に賞讚せらる。其後天保のころ井上九皐が出た、九皐は銅版面に漆を塗付して腐蝕を防ぎ、三角尖の刀を用ひて、いかなる精密なるものも自由に彫刻せりと傳へられる。また嘉永文久の間には春燈齋・松田敦朝等の名工が出て、銅版は一時大いに勃興した。春燈齋は姓を岡田と稱し、別に水月堂と號した。松田敦朝は初代玄々堂保居の子にして、はじめ綠山と號した。幼時から父の業に從ひ、銅版彫刻をよくした。父の歿後は同じく玄々堂を稱した。聖蹟圖志を彫刻し面目を施した、この外水戶・高槻・加納などの藩札をも彫刻せりと傳へられる。後明治政府の招請に應じて、紙幣發行のことに從事し、大いにその技倆を發揮せりと云ふ。

大阪には天保の頃、醫師中環(なかたまき)・中川信輔等が出て銅版の彫刻を始めたので、東京・京都に次いで銅版の術が起るに至つた。

明治元年四月、政府は太政官紙幣製造の業を松田敦朝に託した。時に敦朝は三十二歳であつた。初めは京都二條の銀座にて製造に從事したが、後二條城內に移し、帝都東遷後は東京に移つて製造に從事した。敦朝は銅版彫刻印刷法によつて明治元年五月十五日から翌二年正月までの間に發行せる

梅村翠山

佐田清次

得能良介

もの其數五種に及び、五千萬兩に達した。この楮幣は通用期間十三年限にして、太政官札または官札と稱した。また政府は小取引に便するために、同年九月、民部省に命じて四種の小額紙幣を始め、爲換座、三井組の證券を製造せしめた。敦朝は政府の命を受け、民部省通商司の監督の下に楮幣及び證券の製造に從事し、同三年十月、完成した。次で大藏省出納寮の命によつて郵便切手を製造して調進せしが、翌四年四月には大藏省租稅寮の命によつて罫種印紙を製造し、また同省出納寮及び工部省の振出手等を製造した。いづれも銅版印刷である。されば敦朝はこれ等の大事業に供すべく、明治三年七月、島屋市助に託して英國から銅版機械一式を買入れ、銅版彫刻術を一新した。かくの如く政府は紙幣及び證券をすべて敦朝に製造せしめたので、敦朝の名聲は頗る隆昌を極め、ために敦朝は奢侈を敢てし、平素金絲を織込める麻の帷子を着用せしと傳へらる。その後政府は紙幣寮を設け、その彫刻課に於て紙幣を印刷することになつたので、敦朝には專ら版面の彫刻をなさしめた。同六年に至り、東京の銅版師梅村翠山を用ひ、敦朝と共に銅版の彫刻を行はしめた。翠山は上總の人にして幼より彫刻を好み、夙に木版師の木村嘉平に就て彫刻術を修め、尋で銅版腐蝕法を研究し、明治四年東京辨慶橋のほとりに工場を設けて慶岸堂と號せしが、政府の御用掛を命ぜられるに及び大いにその工場を擴張し、門人は實に一百餘人に及びたりと稱せらる。翌七年、紙幣寮は彫刻課を彫刻局と改め、佐田清次を工場掛として監督の任に當らしめた。やがて敦朝・翠山の任を解き、佐田清次を彫刻局長に任じ、敦朝・翠山等の門弟中から技能の優秀なるものを拔擢して職工となし、銅版製作に電氣を應用するに至つた。敦朝は民間に下りて印刷會社を興し、銅版・石版等の印刷に從事したが、明治三十六年十月三十一日歿した、時に六十七歳であつた。敦朝が松本保居の長男に生れて家業を嗣いだが、何故松田姓を名乘つたかに就ては、未詳である。

これより先き政府は紙幣を獨逸米國等に委託して製造せしが、明治七年一月得能良介が紙幣頭となるに及

紙幣頭　エドワード・キヨソネ　ブリコツク

電胎法

齋藤知三

び、紙幣を外國に委託して製造することの危險なる旨を建議し、つひに政府の採用する所となり、內地にて紙幣の製造を開始する事となつたが、まづ其準備として同八年一月伊太利彫刻師エドワード・キヨソネ(Eduard chiossone)獨逸印刷技師ブリュック(Brück)等を聘して手術彫刻・機械彫刻・電氣彫刻等を傳習させた。この傳習生は各地に分散して、銅版彫刻の術は一層精密となり、且つその印刷法も從來の手摺から一變して、機械印刷となつた。キヨソネの在職中わが銅版彫刻に劃期的革命を起したのは、電胎法によつて一枚の版面から同一物を幾枚も複製せることである。從來版面複製する場合には一々これを彫刻したので、如何に精密に彫刻しても、人間業のすることであるから全く原版と同一とは云ひ難く、諸所に誤差を生じ、これが印刷には非常な苦心をしたものであるが、一たびキヨソネが電胎法によつて原版と全く同一な副版を製作し得ることゝなつてから、銅版複製及びその印刷に手數と時間及び費用を節し得たるのみならず、從來の不完全なる複製と異なり、最も精密なるものを印刷するに至り、製版・印刷共に全く面目を一新した。得能紙幣頭は上記の如く銅版彫刻及びその印刷に一大刷新を斷行したのみならず、外國からは最新の機械を取寄せ、また事業の進步と能率の增進は局內機構の刷新にあるべきを察し、局內を彫刻・彫刻機械等に分ち、降矢銀次郎等を彫刻機械部に屬せしめて版面の彫刻を擔當させ、瀨戶粂吉等を彫刻部に屬せしめて版面の補刻に當らせ、佐藤安藏等を活版鑄造部に屬せしめて製版を行はせ、淺野修造を電胎部に屬せしめて、版面の複製に當らせた。斯の如くキツソネは明治八年我が國の銅版彫刻界の不朽の貢獻をなし、銅版發達の指針となつたが、同二十四年七月職を辭するに當り、勳三等に敍せられた。キヨソネの辭職後は齋藤知三がその後を襲ふて技術の方面を擔當した。これより邦人の手によつて各種の改良が行はれ、新手法が考案せられるに至つたのである。

石版は銅版についで西洋から傳來したものであるが、傳ふる所によると、嘉永中、佛蘭西が活版印刷機械

ピンチ
砂目石版
日本石版の濫觴
狩野董川
ショーヤー

と石版印刷機械にその附屬品一切を添へて時の幕府に寄贈したが、幕府ではその使用法を知らないので、寄贈を受けたまゝ倉庫に保管してあつたと稱せられる。

その後、文久元年下岡蓮杖は横濱に移住し、同地に寫眞業を開いて全樂堂と稱したが、その頃米國人ピンチから石版彫刻術とその印刷術を學び、明治四五年の頃はじめて徳川家康の像を彫刻印刷した。この像は砂目石版にして墨一色刷の極めて幼稚な印刷であるが、兎に角、現存中のものでは我が國に於ける最初の作品である。蓮杖は伊豆下田の人で、夙に狩野董川の門に入つて繪畫を學び、董圓と號した。安政中米人に就いて寫眞術を修め、文久元年横濱に寫眞店全樂堂を開くに及び、自己の寫眞術になほ改良の餘地あるを感じ、當時横濱在住の米國人ショーヤーに就いて更にその奧蘊をきはめた。蓮杖が米國人ショーヤーに就いて更に寫眞術の研究をしたことは、大正六年五月二十五日發行の横濱社會辭彙に、鈴木隣松翁談、横濱の古い寫眞の條に『日本で寫眞術を習つた元祖は下岡蓮杖ですが、併し横濱の寫眞を始めて寫した人は米國人のショーヤーと云ふ人です。ショーヤーは雜貨商で種々の物を賣つて居たが、重に塗物を取扱つて居たと記憶します。蓮杖はそのショーヤーの店で油繪を描て居たが、其中に寫眞術を習つたと見へる。蓮杖の撮した寫眞を今でも持つて居る人は横濱に澤山あるでしやうが、ショーヤーの寫眞は餘り持つて居る人はありますまい。私は文久二年にショーヤーの撮した横濱の寫眞を持つて居りますが、恐らく之も横濱での最も古い寫眞の一つであらうと思ひます云々』とある。

蓮杖とは關係なく明治五年川上冬崖は陸軍省兵學寮で石版術の研究を始めた。冬崖と蓮杖との間に如何なる連絡あるや未詳なるも、冬崖の門からは高橋由一を出した。由一は玄々堂から石版畫を出してゐるが、その作には優秀なものが多い。由一は夙に冬崖の指導を受け、後横濱にいで、ワーグマンに學んだ。いづれにしても下岡蓮杖と川上冬崖の二人は實に我が國石版の祖である。

打田霞山
中川耕山
高木三郎
小室誠一
オツトマン、スモリツク
シー、ジー、ボラード
波々伯部捨四郎
金子政次郎
シーボルトの肖像

蓮杖の門から横山松三郎をいだした。松三郎の石版畫は傳はらないが、後陸軍士官學校に聘されて、石版術を教授したと傳へられる。また松三郎の門から龜井至一・下國羆之輔・本多忠保等の名工が輩出するに及び、石版は漸く一般化して廣く行はれるに至つた。斯の如く石版彫刻が漸くわが印刷界の話題にのぼるに及び、松田敦朝や梅村翠山等の銅版彫刻師も石版彫刻に注目を怠らなかつたが、敦朝はまづ明治三年英國から石版を買入れて、しば〳〵石版印刷を試みた。その後翠山も亦これに刺戟されて銅版彫刻をなすかたはら石版印刷を試みしと稱せられる。されど技術いまだ未熟にして、到底所期の成績を得られなかつた。茲に於て翠山は同七年二月門人打田霞山・中山耕山を北米合衆國に遣して石版印刷術を研究せしめたが、また〳〵時の桑港總領事高木三郎の勸めによつて、外國技師を雇聘して傳習するの捷徑なることを悟り、外國の石版印刷技師を雇入れることに決し、更に同年六月門人小室誠一を米國に派遣し、墺國の石版彫刻師オツトマン、スモリツク（Ottmann Smolick）及び米國の印刷技師シー、ジー、ボラード（Pollard）を聘し、東京銀座四丁目に彫刻會社を結成して、多くの傳習生を養成した。卒業後これ等の傳習生は各地に散つて、明治初期の石版彫刻及び其印刷術の興隆を助長した。同十四年に至り彫刻會社は故あつて活版印刷會社東京國文社に併合される事になつたが、彫刻會社の社員多湖實敏・小柴英侍等はスモリツクと相謀り、さらに京橋鎗屋町に石版會社を起して石版彫刻及び其印刷業を開いたが、これ亦幾もなく閉鎖した。スモリツクの門からは多くの傳習生が輩出したが、波々伯部捨四郎と金子政次郎の二人はその代表的石版彫刻師にして、就中捨四郎は砂目石版の名手にして、多くの逸品を發表し、世の賞讃を博した。またボラードは明治八年政府の命を受けて、キヨソネの彫刻せるシーボルトの肖像を印刷した。

また政府はその印刷の機關たる紙幣寮に命じて石版彫刻とその印刷術を研究せしめつゝあつたが、明治七年十月その刷版局に石版印刷部を設け、英國から石版機械を購ひ、着々その準備を進めてゐる折柄、伊太利

柳田龍雪
青野桑洲

の銅版彫刻師エドワルド、キヨソネが我が招聘に應じて來朝し、本職の刻版彫刻の外に石版彫刻をもよくしたので、その指導を受けると共に翌九年二月に至り竟に峯山の雇聘せるボラールドを石版印刷の教師として雇入れ、同年四月石版事業を刷版局から彫刻局に移し柳田龍雪・青野桑洲等をして石版彫刻を、石井重賢・益田勝利・松井右金吾等をして石版印刷を傳習せしめた。やがてこれ等の人々が傳習を卒はるや、紙幣寮にて再び石版部を開き、益々その業を擴張せしも、はじめの程は銀行開業免狀・銀行株券の類を彫刻印刷するに過ぎざりしが、後にはその技漸く進み、柳田龍雪の如きは同年五月青野桑洲の執筆にかゝる楠公畫像を二回刷石版を以て印刷し、また翌十年七月石井重賢は始めて石版にて數回刷の着色畫を製し、共に世の賞讃を博した。昭和六年五月七日尙美社發行の『明治の石版銅版畫展覽會目錄』の附錄、織田一磨述の「日本石版畫の初期時代略史」によると、これより先き明治六年、青野桑洲は陸軍省參謀局から「楠公櫻井驛訣子之圖」を出してゐるといふから、桑洲はよほど早くから石版術を學び寧ろ蓮杖・冬崖等と共に我が石版界の大先輩といふべき人であらう。かくて我が國の石版は益々發達し、明治十年八月二十一日より東京下谷上野公園に開催せる第一回內國勸業博覽會には淡彩の江島圖・富士見峠圖・彩色刷の玉堂富貴圖等の如き頗る精巧な色摺を出品して、大いに我が石版印刷界を刺戟し、各地方に漸く石版印刷を勃興せしむるの素地を作つたが、

印刷用インク

ついで石版部にてはボラールドと謀つて銳意石版印刷用のインク及び石版描寫用のクレーヨンの製造法を研究し、遂に之を完成して石版印刷及びその描寫に新機軸を出した。同十一年一月ボラールドを解職し、爾來主としてその傳習生等によつて石版印刷術の研究を繼續する事となつた。

紙幣局

明治十年、紙幣寮は紙幣局と改稱せられ、翌十一年更に印刷局と改められたが、同局長得能良介は夙に歐

バロン、フォン、スティルフリード

米の印刷術を斟酌して、日夜銅版石版の改善に盡悴する所あり、同年墺國人バロン、フォン、スティルフリード（Baron von Stillfried）を雇聘し、從來の銅版石版に寫眞術を應用して寫眞銅版と寫眞石版を試み

造化機論

たゞまた同十二年には局長自ら山梨縣外二府十二縣を巡遊して神社佛閣中後世模範となるべきもの及びその所藏にかゝる書畫古器物の優秀なるものを選拔して之を或は寫眞に撮影し、或は同行の畫家に親しく臨寫せしめて持ち歸り、一は工場製作品の見本として、一は寫眞銅版・寫眞石版術の價値を世に示さんが爲に、莫大な經費と多くの日數を費して製作せしめた。かの國華餘芳・古錦繡・朝陽閣集古の如きは、いづれも當時の作品である。

　我が國の銅版・石版は明治十一、二年頃に至り、二色乃至三色の色刷にまで發達したが、併しそれも或る特殊工場の製作に限るものゝ如く、未だ一般には行はれず、廣く色刷石版の行はれたのは、よほど後世のことで、明治二十二年頃からであらう。殊に書籍のボール表紙に色刷石版を應用したのは、明治十七・八年頃からであるが、當時は二色三色の石版印刷をなすものは甚だ尠なく、隨て古いところでは明治八年十一月十三日稻田佐兵衛の賣捌にかゝる千葉繁譯造化機論(初版二冊揃)の挿繪の如きはセピア刷の抄目石版に筆を以て紅色及び紅色を彩色し、また同十六年四月二十八日鶴聲社の發行せる松亭鶴仙編淺尾岩切眞實鏡の表紙繪と挿繪も筆彩色の墨刷石版であり、同二十一年十一月文泉堂再版の新說黃金廼花籠の表紙繪及び同二十二年六月七日落合三雄の發行せる假名垣魯文著毒婦の行末の表紙繪等はいづれも墨刷または二色合刷石版の筆彩色である。然るに一方明治十九年六月一日鶴聲社發行の梅亭金鵞編春色娘節用、同年六月覺張榮三郎發行の伊東橋塘著女天一花園於蝶、同年十一月閒花堂發行の雜賀豐太郎編善惡草園生咲分、同二十年四月二十九日金泉堂發行の三遊亭圓朝口述黃薔薇、同年六月金櫻堂發行の松村櫻雨著昇平鼓腹三府膝栗毛、同年九月金櫻堂發行の南柯亭夢筆戲著女權美談文明の花等の表紙繪はいづれも數度刷の石版繪で、この頃より書籍の表紙に色刷石版を應用することが行はれ、明治二十二年の黑岩涙香譯大盜賊・他人の錢・眞暗・魔術の賊・法庭美人・無慘・有罪無罪等を轉期として明治探偵實話の勃興と共に、色刷の寫眞石版を書籍の表紙に應用する

ことが流行し、これ等の表紙繪中には極めて精巧を究め、後世の範とするに値するものも少なくないが、一方銅版の方はその輸入が石版に比し早いだけに、その進歩は著しく、明治二十三年二月幸玉堂の發行せる平尾夢外(名は貞一)著江藤新平佐賀之夜嵐の表紙繪(習古筆)及び同年四月五日金櫻堂の再版せる井上勤譯妻の嘆(英國繼兒譚胡林斯著)に用ひた表紙繪は共に數度刷の寫眞銅版にして、頗る精密を極め、今日これを手にして、當時かゝる銅版のありやを疑はれる程の傑作である。かく早くより書籍の表紙にそい挿繪に色刷り銅版石版の應用せられしに拘らず、民間に於ける一枚刷の石版はその進歩遲々として發達せず、明治二十三、四年に印行された一枚刷石版の大多部はいづれも墨刷砂目の筆彩色にして、その施色の如きも徒に濃厚にして却てその美術的價値を減殺し、殆ど見るべき優作がない。たゞこの間にあつて多少異彩を放つてゐるものは明治二十五年三月廿三日發行、波々伯捨四郎筆有山定次郎印刷の單彩明治婦人風俗畫と。同年五月廿日發行、笠原新平畫作兼印刷の勝安房品川驛ニ西郷隆盛ニ面ス圖と。年代不明龜井至一畫玄々堂印刷の東京藝妓松子圖と。同三十年九月一日時事新報の發行せる同紙第五千號附錄、岡村政子筆畫、信陽堂印刷の美人納涼圖。同三十一年七月二十日淺沼宗吉の印刷發行せる町田信次郎畫花の思ひ等であるが、岡村花子筆美人納涼圖の外はいづれも單彩または筆彩の砂目石版である。次に寫眞版は需用の關係上、大判の一枚刷はあまり發達せず、小川一眞が明治二十八年六月二十九日『新橋名妓ぽんた』を寫眞版と題して神田區西小川町二丁目五番地博文堂から發行せるを濫觴とする。

寫眞術
シュルツエ
ジョセフ、ニセフォール、ニエプス
ダ、ゲール

（三）寫　眞　術

寫眞術は西暦一千七百二十七年獨逸の化學者シュルツエ (Schulz) がはじめ銀鹽の感光性を利用して書畫の複寫を試みたのに端を發して同一千八百十二年に至り佛蘭西の化學者ジョセフ、ニセフォール、ニエプス (Joseph Nicephore Niepce) は暗箱を案出し、同一千八百三十九年同じく佛國のダ、ゲール (Daguerre)

スコットアーチャー

島津齊興

川本幸民

最古の印畫史

上野父子

は銀板上に水銀蒸氣で寫眞を作る方法を發明し、同一八五〇年スコットアーチャー（Scottarcher）によつてコロヂオン濕板が考案され、後幾多の研究と改良を經て今日の如く完成されたものであるが、我が國では長崎の化學者上野俊之丞が天保十二年長崎に來航せる和蘭船からダゲレオタイプ寫眞機を買入れ、同年薩摩藩主島津齊興に招聘されて鹿兒島に赴いた時該寫眞機を齊興に獻上した。天保十二年はダゲールがダゲレオタイプを發明（西暦一八三九年）せしより實に三年目である。これが動機となつて島津家には早くより寫眞術が行はれたが、就中齊彬は寫眞術をよくした。當時薩摩藩に川本幸民といふ蘭學者があつた、幸民は裕軒と號し、青地宗林・廣瀬元恭等と同じく物理學研究の率先者にして、蘭書から編纂せる物理書を公にしたが、その中に遠西奇器述といふ本がある。嘉永甲寅（七年、安政と改元）仲冬薩摩府藏版、裕軒口述、田中綱紀筆記にして、本書には直寫影鏡ダゲウロテーピーと題し寫眞の名稱はないが、この直寫影鏡は寫眞術を指したものであることは論を俟たない。その説明する所によると、ヨチームいぶしの銀板面に感光せしめて、それを水銀の蒸氣にあて、硫酸曹達または食鹽水で定着せしめる法で、いはゆる銀板法である。されど幸民自身が寫眞を撮影せしや否やは一切不明であるが、藩主齊彬が寫眞術の研究を始むるに及び、少なくとも上野俊之丞や川本幸民等が直接間接これを援助したことは想像に難くない。齊彬は齊興の子にして、文化六年九月二十六日江戸の藩邸に生れ、嘉永四年封を襲ひ、盛に化學工業を起し、寫眞術の研究に盡力した。今もなほ島津家には嘉永中齊彬の自ら撮影せる鹿島城内本丸及び五月節句幟等を保藏してあるが、これ等の寫眞は銀印畫紙に直接撮影した爲いづれも繪像（ネガティヴ）となつたものが、わが國最古の印畫紙である。この外島津家には慶應中外人の撮影せる鹿兒島磯の紡績工場と外人技師宅、鹿兒島城門、同本丸等を撮影せる三枚の寫眞がある。上野俊之丞の子彦馬も亦父に劣らぬ熱心な寫眞術の研究家であつた。彦馬は安政中長崎舍密研究所に入つて寫眞術を學び、文久二年同地に寫眞業を開業した、これ我が國にて寫眞業を開業せし嚆矢である。また同年舍

内田九一

佐久間象山

元治元年七月十一日

飯沼慾齋

本草學者

下岡蓮杖

密局必携（三卷）を著した。この書は化學關係の書にして、寫眞術を詳述せるものである。明治三十七年五月二十二日歿した、時に年六十七であつた。俊之丞の門からは内田九一が出た、九一名は重、弘化三年長崎萬屋町に生れた。幼時のころ父母を失ひ、伯父吉雄圭齋に養はれて人となつた。長ずるに及び化學者上野俊之丞に就いて寫眞術を學び、後横濱に來りて更にその蘊奥をきはめ、東京に移り神田駿河臺紅梅町に壯麗なる寫舍を營んで寫眞業を開業したが、明治九年歿した。時に年三十一。また信濃の儒者佐久間象山は嘉永五年のころ蘭書によつて寫眞術を研究し、寫眞機を作つて留影鏡と名づけ、自ら寫眞を撮影した。象山は文化八年信州松代に生れた松代藩士にして幕末の經世家・勤王家である。名は啓、字は子明、通稱を啓之助と呼び、後修理と改めた。滄浪・養性齋主人等と號し、林述齋・梁川星巖・渡邊華山等と交はり、黒川良庵について蘭學を學び、下曾根金三郎・江川英龍等について砲術を修めた。海防策を幕府に建議したが用ひられず、門人吉田松陰のことに連坐して安政元年松代に幽閉された。蟄居九年目に赦されて京都に上り、熾に開港論を唱へ、攘夷論に反對した。ために元治元年七月十一日三條木屋町の寓居に於て刺客に暗殺された、時に年五十四であつた。象山の撮影せし自像、夫人勝子、男恪二郎等の寫眞は今もなほ長野市犀北館にありと傳へられる。尋いでこのころ岐阜大垣の人飯沼慾齋は蘭書によつて寫眞術を研究し、ダゲレオタイプを製作したと云ふ。慾齋は醫を業とし、有名な本草學者である。上野彦馬が長崎に寫眞業を開いた前年、即ち文久元年下岡蓮杖は横濱に移住してやはり寫眞業を開き、その館名を全樂堂と稱した。蓮杖は櫻田與右衛門の三男にして、文政六年伊豆の下田に生れた。名は傳次郎、蓮杖はその號である。幼から畫を好み、長ずるに及び狩野董川の門に入つて畫道を修め、董園と號した。安政中蓮杖は横濱に米國雜貨商人ショーヤーの依頼を受けて日本風景風俗等の洋畫八十八枚を描いた。西洋繪具の使用法はショーヤーの妻に學んだと傳へられる。その頃米國の宣教師ウンシンが來朝して、ショーヤーの家に寄寓してゐたが、この人は寫眞術を知れる

ラウダ女史
ウンシン
ビチン
横山松三郎
臼井秀三郎

のみならず、寫眞機及びこれに要する藥品一切を所持してゐたので、蓮杖は好機逸すべからずとなし、就いて學ばんことを請ひしも、堅く秘して敎へなかつた。偶々同國人ラウダ女史がウンシンを師として寫眞師を學んでゐたので、後同女史に就いてその術を問うて研究の資とした。然るにその後間もなくウンシンの歸國するに及びその器械及び藥品一切を買受け、加之ウンシンの室をそのまゝ實驗室として半年程の研究を經て漸く寫眞術を成大した。ショーヤーの妻の妹ビチンは石版術をよくせしが、蓮杖はビチンに就いて石版術を學んだ。蓮杖の門から石版では横山松三郎がいで、寫眞では臼井秀三郎・梅田安太郎・初代鈴木眞一・江崎禮二・四身清七・櫻井初太郎・平田玄章・西山禮助等が輩出した。

大正六年五月二十五日、横濱通信社發行、横濱社會辭彙、横濱の古い寫眞の條に『日本で寫眞術を習つた元祖は下岡蓮杖ですが、併し横濱の寫眞を始めて寫した人は米國人のショーヤーと云ふ人です。ショーヤーは雜貨商で種々の物を賣つて居たが、重に塗物を取扱つて居たと記憶します。蓮杖はそのショーヤーの店で油繪を描て居たが、其中に寫眞術を習つたと見へる。蓮杖の撮した寫眞を今でも持つて居る人は横濱にも澤山あるでしやうが、ショーヤー寫眞は餘り持つて居る人はありますまい。私は文久二年にショーヤーの撮した横濱の寫眞を持つて居ますが、恐らくは之も横濱での最も古い寫眞の一つであらうと思ひます。其寫眞を撮るに就いても面白い話があります、海の方から寫した方がよからうと云ふので、始めは船を漕ぎ出して行つて見たが、波の爲めに搖られるので旨い工合に景色がレンズの中へ嵌らない、それから海岸へ足場をかけてもう一度やつて見たが其頃太田町あたりは全く海よりも低い埋地で、向を通る人が庇の上を歩るいて居るやうに見へる位でしたから、矢つ張り之れも思はしく寫す事が出來なかつた。夫れから止むを得ず野毛山の上へ三脚臺を擔ぎ上げてやつと撮したのが、四十七年前の横濱の寫眞です。此寫眞を見ても辨天橋の邊から深く海水の入り込んで居る樣や、沖に船がゝりして居る外國汽船の樣子までが、今とは全きり異つて居るの

根付時計

寫眞鏡

が分ります。其ショーヤーと云ふ人は面白い人で、始終山椒の木で出來たステッキを携へて居ました。日本人はまだステッキと云ふものを知らなかつたから、夫れを山椒の擂木に見立てゝショーヤーのことを山椒の擂木と云つて居ました。其頃は互ひに言葉が分らないから人足などが云ふ事を聞かないと、ショーヤー先生直樣其山椒のステッキを振り上げて人足共を打撲る、人足共は之れに恐れてショーヤーの影が見へると、そら山椒の擂木が來たと云つて精出して仕事をして居ました（横濱開港側面史鈴木隣松翁談）」とある。これは蓮杖が寫眞開業のことであるか、それとも開業前のことであるか、一切未詳であるが、年代から按ずるに横濱に開業前であらう。横濱開港以來、同地の外國人間に早くから寫眞術の行はれた事は、文久三年錦港堂の發行にかゝる港の華横濱奇談に「異人は常に根付時計を懷中してしばらくも身を離さず、其時計は丸さ差渡し一寸五分又は二寸位もあり、其うちの細工密なる事畫にもかゝれず、言葉にも述べがたし。價は五兩なるも十兩なるもあり、此品は日用便利の爲めにするなり。たとへば明日何時に面談に及ぶべしと約束し、其刻限にいたらんとすれば必ず歸宅して待ち受るなり。他のものも自己が時計を見て、其刻限にはかならず出て行て面會に及ぶなり。其外のことに付ても其許は何時に來給へ、または何時に參向すべし、何時には留守なりなどといふ事に用ゆ、至つて調法にて便利なるべし。又寫眞鏡と云ふ一種の奇物あり、之は人は勿論地理遠景などまで其鏡に移せば、其者の形色合まで少しも違はず、微細にギヤマン鏡に留まりて、更に消る事なき奇妙の工夫なり。されば人を移すときはその容體もの云はぬばかりなり。我國の人も存生の内に繪師に命じて我畫像を寫し、懸物などにして子孫に傳へなどする輩もあれば、それ等には此寫眞を用ひなばいさゝかも違ひなくして可なるべし。價はギヤマンの大小によりて二分位なるも、一兩二分なるもあり。此事今にては辨天通り五丁目に居住する櫻田蓮杖といふもの、其傳を覺え業ひにいたしぬるか異人の仕事と少しも違はず、價は却て異人の方よりはよほど下直に出來るなれば、若し右の畫像などの望みある人々は彼のもとへ命ぜらる

れば便利ならん乎云々』あり、また慶應元年發刊、橋本蘭齋著横濱開港見聞誌には『異人横濱の波戸場より神奈川邊を寫眞館をもつて是に景色を取り、其品は畫圖にあるを見て知るべし。此箱大小ありて小成は景色微細なり。大の方は大に廣くうつる。此箱のビイドロにうつるの景を分明にせんと大布呂敷の如き布を頭より冠りて、其内に箱をまとひ入れて見るに、箱の口より日光さし入り、景色のビイドロあかるくなりて山水草木人物みな其色を變ぜず、人物又は帆かけ船なんどは見るが内に走りさり、鳥も飛び來りて木の枝にとまれども、又飛行て實に生ける繪といふべし。』とある。以て早くから横濱の外人間に寫眞の行はれたことを窺ふに足るべく、亦すでに寫眞界に於ける蓮杖が名聲の高かりしを知るべく、櫻田蓮杖は下岡蓮杖であることも想像に難くないのである。蓮杖の撮影した寫眞で今に殘つてゐる有名なものは二重橋(中村竹四郎氏所藏)、江戸城吹上御苑(平田健一氏所藏)、江戸城内御本丸(中村竹四郎氏所藏)、同本丸天守臺(同上)、お茶の水附近(同上)、水道橋(同上)、神田昌平橋(同上)、牛込見付附近(同上)、半藏門(同上)、上野御院殿(同上)、淺草橋見付(同上)、岸田吟香(福地信世氏所藏)等である。蓮杖と殆ど時を同ふして柳河春三が寫眞術を研究した、春三は春蔭と號した。名古屋の蘭學者で醫を業とし、慶應中開成所教授頭取となり、同三年蘭書を譯述して寫眞鏡圖說(二卷)を公にし、我が國の寫眞術發達に大いに貢献した。其他荒川實氏方には慶應年間に外國人の撮影した長崎出島、同じく出島の横面、江戸有馬屋敷、江戸薩摩屋敷、東海道かけ茶屋、横濱遠望、文久三年赤間關を占領せる英兵と其砲壘等の寫眞があり、永江博氏方には遣米使節一行の寫眞、玉蟲文一氏方には米國にて撮影せる玉蟲左太夫の寫眞、井上源之助氏方には御目付役井上源七郎の寫眞がある。また東京の帝室博物館には文久元年の修好使節竹內下野守、松平石見守、京極能登守、福地源一郎等四枚の寫眞があるが、これは西紀一八六一年(文久元年)佛蘭西に於て撮影したものだと云ふ。其他、男爵關義壽氏方には坂本龍馬の寫眞、大阪の江口七郎氏方には高杉晋作の寫眞、東京帝國大學文學部史料編纂掛には安政二年頃長

成島柳北

崎で撮影せしと傳へられる福地源一郎父子の寫眞と、文久二年伯林にて撮影せる福地源一郎のトリック寫眞があり、伯爵徳川達道氏方には慶應年間に撮影せる歩兵之調練（京都二條城内に）、奈良大佛殿等の寫眞、中村竹四郎氏方には岩倉具視のトリック寫眞、大久保利通のトリック寫眞、木戸孝允と西園寺公望、木戸孝允公夫人松子方、壯年時代の伊藤博文公、維新の志士（大久保利通、伊藤博文、岩倉具視、大隈重信、木戸孝允）等の寫眞があり龜井政義氏方には岩倉具綱の寫眞がある。明治初期に撮影せる寫眞では中村竹四郎氏方に一本齒の足駄をはいた聲色使ひ、明治初期の町醫者、同期の齒醫者、同期の飛脚等を撮影せる四枚の寫眞、關口泰氏方には明治佛國人の撮影せる德川慶喜公の寫眞、武田新次郎氏方には龜之助時代の德川家達公の寫眞、平田健一氏方には明治初期の製絲工場勸工寮と女工、同期の横濱瓦斯會社を撮影せる二枚の寫眞、前田惇氏方には明治二年大阪爲替會社の發行せる寫眞紙幣（紙幣百兩、洋銀五十弗、拾兩、五兩、壹兩の五種）の中壹兩と五兩の二枚及び、同年神奈川裁判所の發行せる寫眞紙幣（拾兩、五兩、壹兩の三種）の中壹兩の一枚の紙幣があり、福地信世氏方には伊藤博文、田中文顯、榎本武揚、川路有壽、成島柳北等の寫眞があるが、これ等の寫眞はいづれも福地源一郎（櫻痴居士）が歐洲留學中その旅情を慰めるために寄贈したものであるが、寫眞にはいづれも寄贈者の自署があり、それによると田中光顯の寫眞は明治六年、伊藤博文の寫眞は同九年川路有震の寫眞は西紀一八七二年（明治五年）ロンドンにて撮影したもの、榎本武揚の寫眞は東京日本橋通二丁目寫眞師東谷の撮影したもの、成島柳北の寫眞は柳北が佛國留學中に撮影して贈つたものである。其他安政から明治十年前後までの間に撮影せる寫眞で一般に知られるものは左の如し。

遠藤滋喜氏方にはカビネ板革製ケース入、遠藤又左衛門從者並に從僕の寫眞があるが、これは安政元年五月函館にて撮影せるもので、米使ペルリ提督より遠藤氏に寄贈せるものである。

下岡富之輔氏方には蓮杖及び同夫人肖像の寫眞がある。

大武丈夫氏方には島津齊彬の寫眞三枚、佐久間象山自寫肖像、勝安房幼年像（象山の撮影せるもの）、明治初年の元勳寫眞帳等がある。

高梨物助氏方には安政六年四月山羽前大童藩主織田信學公の撮影せる御殿醫高梨侚賢の寫眞がある。

伯爵德川達道氏方には南都興福寺、浪華錦城御成橋（京町奉行大久保主膳守家來寫）があるが、主膳守家來とあるは內田九一なりとの說がある。其他慶喜公京都滯在旅館、拇尾高山寺、町景色、士官學校內輕氣球飛揚等の寫眞がある。

日置益氏方には竹內下野守使節一行、卽ち正使竹內下野守、副使松平石見守、目付京極能登守等の寫眞があるが、これは複寫品で、原板はベルリン博物館にある。

伊集院兼三氏方には萬延年中福岡藩主黑田公の撮影と傳へられる伊集院周八兼才の肖像がある。

春光堂納屋寫眞館には飯沼慾齋の肖像、玄鹿館等の寫眞がある。

室田老樹齋氏方には江戶三十六見付昔と今の寫眞帳、和田千吉氏方には玉川三治肖像（筑波寫）及び玉川三治の撮影せる寫眞が二枚ある。玉川三治は明治初年下谷御徒町三丁目にて寫眞を營んだと傳へられる。其他同氏方には上野黑門、川崎道民の撮影せる寫眞及び御關船上總丸、國市丸等の寫眞があるが、道民は鍋島の家中で、修好使に加はり、寫眞術を學んで歸朝せりと傳へられる。また上總丸、國市丸の二寫眞は共に內田九一の撮影せるものだと云ふ。

上野秀次郎氏方には文久元年藤堂邸にて撮影せる上野彥馬の寫眞がある。

子爵松平保男氏方には尾州大納言德川慶勝公の撮影せる小將義建公肖像（文久二年六月二日寫）、松平容保公肖像（文久三年八月五日寫）等の寫眞がある。

井上源之助氏方には元治元年に撮影せる御目付役井上源七郞肖像、明治六年一月內田九一の撮影せる井上如

水肖像等がある。

中村儀雄氏方には慶應年間に撮影せるものらしい徳川慶喜公生母・西京祇園町、中村貞親等の寫眞がある。

向井文哉氏方には慶應二年の撮影にかゝる四人の肖像一枚、明治初年の撮影にかゝる墨堤の寫眞が三枚ある。

向川浩次氏方には慶應四年に撮影せる高峰讓吉、向川元良、安達松太郎、淸水次郎長等の寫眞がある。

秋山轍輔氏方には下岡蓮杖及び慶應年間に撮影せる蓮杖經營の寫眞館全樂相影樓淺草仲店、熊本古城等の寫眞を始め、明治六年頃横山松三郎の撮影せる寶物取調掛員等の貴重なる寫眞がある。

北垣守氏方には明治初年の北垣國道の寫眞が二枚ある。

中島待乳氏方には明治初年撮影せる新吉原、富士山等の寫眞がある。

久保田光一氏方には明治初年の寫眞帳があり、それには女の化粧、江戸風景、辨天通りの佛國居留地、土工の仕事、芝、小田原海岸、村落の景、花賣、飴賣、箱根湖畔の地藏、光明寺山内、鐵道開鑿工事、江戸愛宕山、芝増上寺御靈家、海岸、山間光景、町家の或日、イカケヤ、江島、茶屋、江戸町家、芝御靈家の式臺、行商、ザル渡世、念佛姿、火鉢屋、鎌倉の大佛、洞穴の神樣、横濱市街、鎌倉大塔宮、江戸屋敷全景、田舍の寫眞屋、横濱英國公使館、英米領事館、墓場、村、母、母と赤子、箱根湯本等がある。

添田坦氏方には明治初年の撮影にかゝる有栖川宮殿下・上野宮殿下・伏見宮殿下の御寫眞を始め、徳川慶喜公、徳川家達公、三條實美公、木戸孝允、岩倉具視、大久保利通、勝安房、江藤新平、黒田清隆、大隈重信、山縣有朋、後藤象二郎、板垣退助、副島種臣、福澤諭吉、谷干城、大島圭介、榎本武揚、大久保一翁、西周等の寫眞がある。

小西寫眞專門學校には下岡蓮杖の寫眞及び明治十一年英國人ダーローザァの撮影せる横濱戸部刑場の寫寫があ

る。

中山省吾氏方には明治四年に撮影せる三上知則、山内與八郎、中山忠貞等の寫眞がある。

男爵關義壽氏方には明治四年に撮影せる英將ゼイムス、井上馨、陸奥宗光、勝安房、山内容堂、木戸準一郎、三條實美、大久保利通、東久世通禧、岩倉具視、伊藤博文、大隈重信、坂本龍馬、後藤象二郎、岩崎彌太郎、山本龍次郎、宍戸祥之助等の寫眞がある。

内山舜氏方には三條實美、岩倉具視、及び明治七年神戸にて撮影せる内山氏母堂貴影一覽寫眞がある。

水谷幻花氏方には明治天皇皇后兩陛下御尊影があるが、これは印刷局に謹製申上げたもので奏任官以上に配布されたものである。

古堀榮氏方には明治六年墺國博覽會出品寫眞帳がある。

鈴木美洲氏方には明治天皇皇后兩陛下の御尊影があるが、明治天皇御尊影は内田九一の謹寫申上げたものと傳へられる。

平田健一氏方には明治六七年頃に撮影せる日本名勝寫眞帖があるが、該寫眞帖には東京・箱根・日光等の名勝舊蹟の寫眞が殆ど全部貼付されてある。共他同氏方には横濱市全景、横濱瓦斯會社、勸工寮製絲婦等の寫眞がある。

宮下守雄氏方には上州富岡製絲場二枚、及びヂオラマ寫眞が五種ある。このヂオラマ寫眞は明治十年頃輸出されたもので、寫眞裏へボツ〳〵と穴をあけ、裏面へ赤い紙を貼りつけ、それを雙眼器で透して見ると、火事の光景がよく見える仕掛けのものである。

尾道密氏方は小松宮、伏見宮、三條公、岩倉公、勝伯、福澤諭吉、木戸公、山縣公、副島伯、榎本子、川路大警視、島津公、松本順(醫學博士)、尾道捌良等の寫眞を藏してゐるが、尾道捌良は内田九一の甥なりと云

ふ。

中川忠三郎氏方には明治八年頃に撮影した和宮の御寫眞がある。

鎭目桃泉氏方には明治十年に撮影せる熊本籠城の寫眞があるが、その中に負傷せる兒玉源太郎（後の陸軍大將）がある。

北角玄三氏方には明治十一年刊行の寫眞新法がある。

堀井永次郎氏方には明治十一年に撮影した王子製紙會社の寫眞がある。

北庭つくば

暗夜撮影

我が國の寫眞撮影術は明治五年頃に至りて漸く興隆し、同六年頃からは夜間撮影も行はれたらしい。石井研堂著明治事物起原、夜間撮影と早取の條に『北庭つくばは、俗稱ヘブライ、寫術に名あり、明治六年五月十五日の「東京日々」に「淺草金龍山内の寫眞師北庭つくば、其術の妙ある能く人の知る所、今般暗夜に寫すべき器械を取寄せ、之を以て其術を爲すに、白日に寫せるものと毫も讓れる所なし。出寫來賓共意の如く也。蓋し風雨を論ぜずと實に一の發明と云ふべき也」とあり。當時既に、マグネシュムを燃やすなどの、暗夜撮影の法行はれしか。疑ふべきなり』とあり、その眞僞はもとより知るに由なきも、當時すでに暗夜撮影の言葉がある點から想像するに、横濱または長崎あたりで、少なくとも夜間撮影法が話題に上り、すでにその研究の域に達してゐたのではあるまいか。されど明治文化全集、第二十卷、開化世相の表裏、新聞雜誌抄、明治五年、罪人寫眞場の條に『今般司法省ニ於テ、元鶴牧縣邸へ大裁判所ヲ建テ側ラニ寫眞場ヲ設ラレタリ。是ハ罪人ノ寫眞ヲ取リ逃亡ノ節捕縛ノ手カカリトシ、又再犯前科調ノ便ニ供シ、且巨惡者ハ後世鑒戒ノ爲メ寫シ置ル、トナリ（八月第五十九號）』とあれば、當時すでに罪人を撮影して、後日の證とすることが行はれてゐた事が明かである。またその頃に於ける東京の寫眞術に就いては、明治七年五月發行の東京開化繁昌誌、第三編、寫眞の條に『昔人或は鏡を以て不思議となす、今や其眞を寫して之を子孫に傳ふことを得

內田九一

るに至る。豈文明の時、開化の世と云はざる可んや。我國開港以來百技十術日に開く、月に進み、慫慂すれば歐を凌ぎ、米を駕すと謂はん。這裡寫眞の技早く開け、業をなす者漸く盛なり。殊に內田九一なる者あり、推て第一と稱す。寫場を淺草大代地に開き、以て其業をなす。名聲日に揚り、四方雲集來て照像を求む、於是乎意外の富をなすと云ふ。豈夫內田氏の富のみならんや、府下其寫す處を鬻いて過活する者あり、謂つ可し盛なりと。聞く內田氏皇帝陛下の西巡に倍隨して後、龍顏鳳姿を寫すと、榮亦榮か。聞く內田氏家業の爲に猧兒と貍妓とを寫すと、是榮には非るなり。凡內田氏の寫すに非れば寫の如くならざるか如く然り。之に亞て聲價ある者は東谷子と、北庭子となり、甲は日本橋南、乙は奥山に在て鼎足の勢をなす。其他蓋之有らん、未だ之を聞かざるなり。於戲物體の眞を寫して生計をなし、又其餘影を鬻て過活する等の如きは、焉び是此開化繁昌の地に非ずんば、如此きに至るを得んや。思ふに此開化繁昌は、此技の寫し出す所と謂て可ならんか。而て此寫價大小に由て多寡ありと雖ども、玻璨と紙に由て自ら異なり、抵長約三寸、幅二寸餘にして、玻璨は一分二朱、紙は一圓を以て通價とす。紙は三枚、或は四枚を定とす。其他價を廉にして客を招ぐ者あり、其數枚擧に遑あらず、皆硜々碌々、官と云ふも等外と一般なるのみ。南島の雲、北海の雨、寫して尺餘の紙上に看る可く、大津の鳥、深溪の獸、寫して寸餘の紙上に看る可し、豈啻此等のみならんや、五大洲中の天造人作千年以上の古物を観るを得る、此技を以て其形像を存す可く、其光景を殘す可し、寫眞の功用蓋少小に非るなり。予常に國乘を讀み、殊に其間の英雄豪傑の風釆を渇想して、而て見ることを得可らず、然るに此技の盛なる、以來初めて之を見る事を得たり。依て其行蹤事業トを參考すれば、亦以發るに足る。淸盛なり、賴朝なり、正成なり、尊氏なり、信長なり、秀吉なり、家康なり、其他遐遠の奇光絕景等、坐して之を看るに至る。是以て著書の挿畫も此技の餘影に出てざるはなし。且嫁娶の相觀みやい亦寫眞を以すれば、待合茶屋に至るを須ひず、然して痘痕瘊子と雖ども、之を掩ふこと能はず、然ども賢愚

如何に至ては之を寫すの新發明を開かざるなり。而て醜面黎顏の如き、亦之を別寫す可らず、是唯相觀者の憾とするかのみ。予輩豈關せんや。寡夫は亡妻の眞を見て妾を蓄ふる念を消し、鰥婦は亡夫の像を見て貞を破るの思を滅す。夫れ如此く寫眞の世道に益ある亦大ならずや。若夫れ媚蛇たる花、旎旖たる柳の寫眞を見て、思を雙にせんと欲して、春路に迷ひ、雅美たる容ち、閑都なる貌を看て單情を抱き、汚名を流すに至るが如きは、亦世道に害ある鮮なからず。然ども寫眞の罪には非るなり。天子且之を寫す、皇后亦然り、而て其寫すや權我に在り、是以て我言を用ひざる可らず、否ば謹で奏さん、如此んば乃ち精妙に至らずと、蓋剃師客頭を弄する一般の權なり。其他巨宦と雖ども皆指使顧令以て其容を改めしむ、唯佳人の如きは自手を以て其手を握り、其足を戴き、偷眼一盼更に後邊に廻つて其肩を摩し、其背を突くと云ふ、知らず然るや否。凡客の場に至る夫妻あり、父子あり、兄弟あり、朋友あり、聲妓を拉する者あり、娼妓を作ふ者あり、妾を携ふ者あり、情人を誘ふ者あり、其他角力俳優猧兒洋犬等に至る、客之を俟つの間、各種の寫眞を觀せしむ。狂瀾逆に起り、舟將に覆らんとす。暗々たる天色雲飛び星散ず、乃某船某洋に難に遇ふ處なり。黑雲地を捲て白日光りなく、旌旗出沒千軍萬馬の馳走するは、某國某邦と戰ふ圖なり、衣冠儼然人望て恐るゝが如き者は、大臣某公なり、忠衣信裳威あつて猛らざる者は參議某公なり、風度人表に出る者は某卿、三寸釘谷樹皮（いつすんぼし）なる者は某長官、其他眉には江山の秀を鍾め、胸には天地の機を藏すが如き者あり。怒れば鬼神を走らし、笑ば兒女も親むが如き者あり。或は大耳兒に似たる、紫髯奴に像たる、阿瞞に肖たる者あり。其他青面獸の如き、黑旋風の如き、魯提轄の如き、急先鋒の如きあり。又燕頷猿肱なるあり、虬鬚虎眉なるあつて、一々名狀すべからず、恰是五百羅漢一般々々。婦女は乃俳優の處に至て觀始めて熟し、男子は乃聲色兩妓の處に至て觀頗る熟し。況や形容生るが如く、某聲咳を聆か如きをや。或其美を悅で其名を知らざるを憾み、知て而して其良に歸するを憾む、者ありと云ふ。婦女は則低々褒貶毀譽して相爭ふに至る。然して能

くんの償去る者は俳優及妓娼なり。英雄豪傑と雖ども及ばざること遠し。嗚呼腸の錦繡之を寫すこと能はず、詞の金玉之を照すこと能はず、故に俳優聲妓等に如かざるなり、蓋亦悲夫』（假名は全部片假名であるが便宜上平假名に直した）とあり、亦當時京都に於ける寫眞界の景況は、明治十年三月發行の明治新撰西京繁昌記、初編下、寫眞店の條に『寫眞店あり、眞影眼を驚し、淸潔神を爽にす。其種千様一ならず、舊態風を異にす。中に就て靑松翠滴らんと欲し、波濤起伏する者は、山水相映ずるの寫眞なり。雲鬟花顏、明眸秋水を凝らし、朱唇皓齒、活るが如く、笑ふが如き者は、麗人の寫眞なり。堂塔雲霄に沖(ひい)り、宮殿林巒に出る者は、神社佛閣の寫眞なり。容貌堂々威風凜々、俊秀面に顯はれ、或は威有て猛からざる者は、英雄豪傑の寫眞なり。或は甲冑を着し、或は髻鬟(けいかん)(かづら)を頂き、或は婦女の形容を比擬する者は俳優の寫眞なり。其他鳥獸魚蟲の微より天象地球の大に至る迄、寫さゞる無く具へざる無し。抑寫眞の妙、一寫眞影を印す、嗚呼文明の進歩、精其精を窮め、細其細を極む。天下の勝景一店に聚り、古今の英姿一掌に會す。豈奇と云はざる可んや。豈妙と云はざる可んや。然り而して千歳其芳を慕ひ、萬古鬼神を泣しむる者は、徒に浮虛の艶色美容に非ずして、唯心上の節操德義に因る而已矣。是れ忠精義烈家の眞影長く世に傳へ、人の賞する所以なり。愼ざる可んや、鑒みざる可ん哉。文明開化㆑逐㆑時新、分析存㆑精捕影眞、寫㆓取乾坤奇絶景㆒、萬觀收得一場春』とある。次に大阪の寫眞に就ては、明治六年執筆、同八年發行の畫本大阪新繁昌詩、初編に『長崎神戸且横濱、海港阿邊不㆑寫㆑眞、又見㆓支那風景㆒了、西洋各國是知㆑津。處處招牌賣㆓寫眞㆒、寫㆑人眞似㆓欲㆑言人㆒、何唯我國高官面、佛帝英王入㆑眼新。一新時節雖㆓開化㆒、因㆓是閨門教戒粗㆒、厭㆑見女兒存㆓宿弊㆒、爭沽俳子寫眞圖。』とある、以て當時に於ける寫眞界の一斑を窺ふに足るであらう。

　明治六、七年に至り、寫眞術は非常な流行をきはめ、文明開化の風潮と共に、いはゆる當時は洋服をきて袂時計(たもと)（横濱奇談には根付時計とあり、後懷中時計と稱す）をぶら下げ、蝙蝠傘をさして牛鍋をつゝき、寫眞を

撮らねば、開化の新空氣を吸つた文明の新人と云はれぬ程だつたので、一たびこの魔術的な寫眞の効用が宣傳されるに及び、横濱東京は勿論のこと、寫眞は非常な勢で各地に流行した。内田九一が神田駿河臺紅梅町に寫眞業を開業せる頃東京では淺草の北庭筑波・江崎禮二等が高名であつた。

寫眞の工業化

寫眞術の發達につれて、寫眞の工業化が始まつた。我が國に於ける寫眞の工業化は明治十一年印刷局が墺國人バロン、フォン、スティルフリードを雇聘して寫眞銅版・寫眞石版を始めた時を以てその濫觴とする。この寫眞銅版・寫眞石版の發達と共に、寫眞は啻に人物風景の撮影に止まらず、多くの寫眞を古書畫・古建築物・名所舊跡・物理化學の標本・動植物・人體解剖・地圖等の複寫に應用せられ、或は新聞雜誌の挿繪に、或は單行本の挿繪に、或は寫眞帖として、或は繪端書として、大いにその効用を發揮するに至つた。印刷局から發刊された國華餘芳・古錦繡・朝陽閣集古等は寫眞石版の代表的な優品である。

西南役後の東京寫眞師に就いては、明治十二年三月御屆、同十三年六月出版、横濱區野毛町三丁目九十七番地、尾崎富五郎編輯兼出版の諸藝商業取組評、三編、第四枚目(即ち第七頁)に寫眞の番附が載つてゐるが、それに據ると勸進元は淺草山内の北庭筑波・代地の内田古賀・日陰町の牧一造。年寄は濱町壹丁目の和田・明神坂の深澤・馬喰町の杉山。行司は石倉町の香取・富士見町の塚本・吉原の中村。東の大關は銀座壹丁目の兒島、同關脇は淡路町の三井、同小結は本町壹丁目の松崎。同前頭は鍋町の田原、淺草材木町の中島、三十間堀の深井、琴平町の山本、愛宕町の堀内、元大阪町の田邊、御原の淺原、麹町の牧野、松本町の昇陽軒、日蔭町加藤、神明前の梅旭軒、木挽町の上田、愛宕下町の米花亭、御徒步町の志村、本郷の美影堂、石原町の小川、西久保町の間宮、赤坂の島村、牛込の津田、湯島の湯上、淺草の大橋、兩國の柴田等である。また西の大關は竹川町の楠山、同關脇は淡路町の新井、同小結は須賀町の小林。同前頭は神保町の宇治橋、新富町の森山、並木町の鶴淵、深川八幡の山中、日蔭町の竹谷、元大坂町の楚羽舍、九段の花房、池

ハスチング

早取寫眞

の端の井谷、柳原の泉竹、愛宕町の日新軒、明神の小川、桶町の永々亭、車坂町の小谷、愛宕町の森久壽、番町の橘文郁、神樂坂の稻花堂、西久保町の松島、麹町の富田、田町の尾谷、四谷の精眞堂、番町の山脇、本郷の伊藤等で、他の化學工業に比し、寫眞術は實に能く興隆繁榮を極めたが、併し當時の寫眞は尙ほ濕板を使用し、未だ乾板を使用するの域には達しなかつた。されば石井研堂著明治事物起原、第十二類農工業、夜間撮影と早取の條にも『小川一眞の談話に、同氏が米國より獨逸に渡り、寫眞の大家ハスチング氏方にありて研究中、米國シカゴの寫眞會社より乾板を送り來れり、これ濕法以外に未だ寫眞術の有らざりし時なれば、寫眞界に革命を與ふべき新發明品なり、横濱に下岡太郎なる者あり、十六番寫眞師ハリサリー方の技師にして、横濱警察の英語通譯を兼ねたり、小川氏渡米前この人に世話になりたれば、右新發明乾板を下岡氏に送りたり、下岡氏は之を下岡蓮杖に送り、蓮杖之を淺草なる江崎禮二に送る、禮二之を利用して海軍短艇競漕の時、水雷爆發の瞬間を寫して成功し、早取寫眞の名を得たるなりき云々と。この海軍の短艇競漕會なるものは、明治十六年六月三日の催しを言ふなるべし、然るに、江崎の早取寫眞の事を、それより三ヶ月前に報道したる新聞記事あれば、この事尙一考を要すべし、十六年三月二十二日の繪入自由新聞に、寫眞早取と題し、淺草公園地の寫眞師江崎禮二氏が、此程英國より買入しスワン氏製造の寫眞早取ゼラテン板は、彼國近年の發明にて、瞬く間に寫し取る法ゆゑ、身動きして寫し惡い小兒などは、自由に寫し得るの良器なれば、江崎氏は之を買入れ昨今開業されしとぞとあり、又その翌日の紙上にも寫眞早取の原板（原名ゼラテン板）を、先頃外國より輸入したるを、横濱の税關にて改めんと、一函の蓋を明ると齊しく、光線を引き、函の中なるゼラテンは、一枚殘らず役に立たぬものとなりたるより、税關と荷主との間に、何やら葛藤を生ぜし由なるが云々とあり、如何にも、初期時代の寫眞界を想像するに足る。十七年三月の開化新聞三一六號に速撮寫眞に用ゐるドライフレートは、舶來品のみを使用するより、毫も技術の上進することなく、殊に價の高

費を惠ひ、有名なる湯島梅園町の寫眞師松崎晉二氏は、數回の實驗にて、遂にドライフレートを製するの結果を得て、舶來品に劣らざる品を製造し、再後速撮に使用せらるゝ由云々とあり、當時眞にドライフレート（乾板）を製出したるや否やかに信じがたきも、これ寫眞術の濕法乾法の交代期を語るものなり」とある。明治十年前の寫眞機は多くダゲレオタイプと稱へる寫眞機で、しかもその種板は濕板と稱するものであつたが、寫眞機種板ともに輸入品で、內地では未だ製速し造なかつたのである。

建築工業

七　建築工業

我が國西洋建築の樣式

（一）我が國西洋建築の樣式

安政の開國以來、西洋人の渡來するもの多く、西洋建築の必要に逼られて我が國にも西洋建築を見るに至つた。

洋式建築六種の洋式

我が國の洋式建築には凡佛蘭西式、英國式、米國式、伊太利式、工部大學式、獨逸式等六種の樣式がある。

フロラン　ジヨエツト

德川氏の末期に於て幕府は製鐵所の必要を認め長崎飽浦及び橫須賀等に之を經營したが、就中橫須賀の船渠は佛國人フロラン及び同ジヨエツトの監督の下に築造したもので、これ等佛國技師の下に働いた日本人技手及び職工等は茲に於て佛蘭西式建築の傳習または影響を受けたのみならず、橫須賀船渠築造に際し當時佛國から雇聘せる技師は三十二名に達したが、これ等の人々は竣工後もなほ我が國に止まつて建築、土木等の業務に關係せるを以て、我が洋式建築に佛蘭西式を取入るゝに至つたのである。英國式は明治初年來朝せる英國の建築技師ウォートルスによつて輸入せられた。明治元年閏四月政府は造幣局設立のことに關し調査をなした。恰もこの時香港の造幣局は創立後期年ならずして廢止せられたので、參與會計官判事三岡八郎（後

三岡八郎

五代友厚
寺島宗則
上野景範
ガラバ
ウォートルス
ビールジンス
ドール
カッペルジー
遊就館
參謀本部
ジェー・コンドル

の由利公正）は命を奉じて外國事務局判事五代才助（後の友厚）及び寺島陶藏（後の宗則）に託し、香港にある造幣機械を代金五萬兩にて購入すべきことを英商ガラバと約定せしめ、横濱裁判所御用掛上野敬輔（後の景範）を同地に遣して機械及び建築材料を大阪に運搬させたが、同年十月下旬に至つて到着した。その時英商ガラバの推薦によつて英國の建築技師ウォートルスを雇聘し、造幣局建築のことを監督せしめた。次いでウォートルスは大藏省分析場、霞關兵營、竹橋陣營等を建設し、明治五年には大藏省の經營にかゝる東京銀座街を設計建設する等我が國の洋式建築に貢獻したが、これ我が國の洋式建築に英國式を取入れるに至つた由來である。

横濱の開港せらるゝや、居留地に於ける外國人の住宅建築のため、外國の建築技師が渡來したが、我が國の建築家にしてこれ等の外國技師に就て洋式建築を學ぶもの多く、工部省時代に諸官廳を設計建築せし技手林忠恕の如きも、慶應の初年横濱に至りて米國の建築家ビールジンス及び英國の建築家ドール等について建築法を修めたと傳へられる。林忠恕の設計せし木造官衙は頗る多いが、これ等の建築は多く米國式によつたものが多いと稱せられる。かの明治初期の有名な建築請負師清水嘉助の如きも、維新前横濱に至り、米國人に就て建築法を學び、よく之を咀嚼し別に新機軸を出し、かの三井爲替會所及び三井組等の建築は全く喜助の獨創なるものであると傳へられる。佛蘭西式・英吉利式・亞米利加式に次いで我が洋式建築に輸入された様式は伊太利式である。明治九年工部省に於て美術學校（同十五年廢校）を設立し、繪畫・彫刻の二科を置き、伊太利人を雇聘してその教師とした。美術學校の教職にある關係上同教師は自然建築の圖案・設計にも關係し、我が國に伊太利式の建築を見るに至つたことは言を俟たぬ。例へば同校の豫科教師カッペルジーが靖國神社境内の遊就館及び參謀本部を設計せしが如きは、その一例である。明治九年工部大學校に造家學科（後世の建築科）を設け、英國の建築學者ジェー・コンドルを雇聘して、同校の教師とした。コンドルは工

部大學の外宮内省にも出仕して諸官衙の建築を設計監督したので、我が國の洋式建築に著しく英國式の復興を見るに至つた。然るに同十二年以來コンドルの薫陶をうけた造家學科の卒業生を出すに及び、これ等の卒業生は各地に分散して或は建築技師として、或は建築設計者として、或は學校の建築學教師として洋式建築の實施に活動する事となつたが、師コンドルの樣式をそのまゝ模倣するものはなく、却てコンドルの建築法に日本式を加味して新機軸を出すに至つた。これは日本人の獨創になれる一種の樣式にして、後世これを工部大學式と稱する。然るに明治二十年政府は臨時建築局を設置し、國會議事堂並に諸官衙を建築せしむるに

エンデ
ビョックマン

當り、時の建築局總裁井上馨は新に獨逸からエンデ及びビヨックマン等の建築技師を雇聘し、技術上のことを一切委託すると共に、我が國の有爲なる建築技手等を獨逸に遣はして獨逸式建築を研究せしめたので、我が國に獨逸式の建築が大いに勃興するに至つた。

獨逸式建築

されど明治末期から大正・昭和にかけて漸く米國式の鐵筋コンクリート構造が殆ど我が建築界を風靡し、いまは佛蘭西式も英吉利式も伊太利式も、乃至一時非常な流行を極めた獨逸式も殆ど見られざるに至つた。

（二） 西 洋 建 築

品川御殿山
五ヶ國公使館

安政の開國以來、西洋人の渡來するもの多く、西洋建築の必要に逼られて、我が國にも洋館の建築を見るに至つた。西洋式の建築は文久元年八月舊幕府に於て東京品川御殿山に木造の五ヶ國公使館を辻内近江の監督で建設したるをその濫觴とする。五ヶ國公使とは明治工業史に『其の五箇國とは英米佛及び阿蘭陀と他一國なるが、その一國は何國なりしか不明なり。多分露國ならんか』とあり、またその建築は同書に『右は西洋造木製二階建屋根瓦葺なりしといふ。其の原圖の平面は外國人之を製圖し、外國掛の手を經て大棟梁辻内近江に渡されたり。而して辻内は外國人の說明を受けて設計監督に從事したるなり。然るに此の建物は引渡前に燒失したりといふ。甚だ惜むべきことなり』とある。然るに日本工業史には『西洋式の建築は文久二年

引渡前に燒失

英國假公使館襲撃

舊幕府において品川御殿山に木製の英國公使館を建設したるを嚆矢とす。この公使館は英國公使の移住せざる前に浪士の燬く所となりぬ』とあつて建設の年號と建物數に相違があり、また品川御殿山の西洋建築は英國公使館だけの工事らしく解せられるが、事實は五國公使館の建設を計畫したのであるが、はじめ建築に着工したのが英國公使館であり、燒棄せられたのが事實この公使館だけなので斯く記述したものであらう。當時幕府が品川御殿山に五箇國公使館の建設を計畫せる事情とその燒失事件は橫濱開港五十年史に悉曲を盡してゐるから、こゝに再錄して參考に供しよう。卽ち『文久元年五月、浪人高輪東禪寺なる英國假公使館を襲撃し、其翌年松平丹波守の家來、伊藤軍兵衞の英人殺害事件あり、之れが爲め東禪寺を公館とするは危險なりと說、英使と幕府との間に起り、雙方協議の上、品川御殿山に五箇の公使館を建設し五箇國の公使を之に住居せしめんと決定し、政府は最先に英國公使館の建設に著手したり、國內あらゆる良材を集め、建設費八千磅（約八萬圓）の豫算にてありければ當代の建物としては人目を引きたり、土地は高燥なり、四季の觀は良し、地勢江戶市街に接近す、德川政府は之を以て、外人の不滿を慰する、一助とせんとしたるなるべし、然れども此選擇は不幸にして、政府の失策となれり、御殿山と云ふは慶長・元和の頃時の將軍此に別邸を築き、大和國芳野より櫻樹を移し來りて、將軍遊樂の用に供し、三代將軍家光は之を江戶人民に下付し、市民の歡樂場としける者なり、外國使臣を寺院に住居せしむるすら、國民一般不快の念を懷く時なりしに、江戶名地の一なる此歡樂境を外人の用に供し、加ふるに當時稀に見る宏壯なる家屋を建築して外國使臣の住居とするは、斥攘熱を鎭撫するの道にあらず、文久二年十一月晝九ツ時、侍體の者一人、總髮の者一人、從者樣の者二人を引き連れ、品川臺なる茶屋傳藏宅に來り尋る樣、此屋敷內に外國人引移りしや、將た未しや、事實のまゝを申し告げよと脅迫す、傳藏恐懼して、外國人未だ引移り申さずと答へしに、彼は事實に相違なきや、若し僞あらば此一刀にて切り捨ん、余は久しく畜類を切らざる故、刀面銹を生じたりと長刀を拔き放し、

此後外人引移らば必ず注進致せよ、其節は褒美として、金百兩を汝に與へんと云ひたり、傳藏恐る恐る其姓名を聞きたるに、姓名は名乘る限にあらずと答へ、其内總髮の者一人、暫く影を隱したるが、程なく出で來り、同僚を手招し、相伴ふて二本榎の方に急ぎ行きけりとは、右傳藏の口上書にあり、又此時品川臺場普請詰、役人よりの訴狀に――御用屋敷脇假番人兩人の内一人、便所へ罷越候内番所に殘居候作助と云ふ者、右の腕並に胴等へ五六寸程切り付けられ打倒居候に付、早速醫師召寄せ、療養爲致候處最早絕脈と相成、右は全く猿茶屋傳藏申立候、總髮の者の所業にも候哉、其節の事情見屆候者無之候。御殿山を外國公館とするは、獨り浪人仲間の不平のみならず、幕府部內に於ても不同意をいふ者ありたり、同年十一月某日、村垣淡路守、一色山城守外六名は意見書を閣老に呈出せり、其趣意は將軍御上洛(此時三條及姉小路二卿は勅使として東下し將軍の上洛を促し居たり)も程近くあれば、品川公使館造營の儀は、事情を詳細に京都御所へ申上げ、將軍歸御の上、改めて御沙汰あること宜しからん、否らざれば叡慮を和ぐるの道なしと陳情したり、閣老も十一月二十七日の變後は御殿山に公館を新設したるの非を覺りし者の如し、アダムスの日本史は能く時の事情を悉したれば左に揭ぐ――

英公使ニール

一月二十八日(西曆)日本閣老は、英國公使ニールに向ひ、御殿山を公使館とするの希望を廢絕せんことを懇請し來り、二月二日迄に其諾否を聞んことを求めたり、蓋し同日は將軍後見職一ッ橋が京都に向て出立するの當日なるに由る、彼我長時間の談話あり、閣老曰く近日一二三の大名は、御所に向て熱心に外人放逐說を爲せしが爲め、御所も之れに同意ありて、早く外人を國內より、放逐せよとの勅命あり、殊に勅許を待たずして、幕府が御殿山を公使館の場所と定めた事は、甚だ不當の處置とす、宜しく此計畫を放棄せよとの趣旨なり、勅命とあれば將軍も服從せざるを得ず、之れが爲め、當政府部內には、大紛議を起したり、其故は此公使館建設の爲め、已に四萬弗を消費したればなり、然れども勅命は拒み難し、願くは公使に於て、速かに御殿山住居の意見を止め、他の場所を選定せられたしと、英使曰く、二三大

水野和泉守
板倉周防守

名とは何人なりや、願くは其名を聞ん、閣老曰く島津三郎近日京都に行き陛下に拜謁し、東海道にて外人の無禮（生麥事件）に遇ひ、直に之を切捨てたりと言上せしに、陛下此事を信用せられ、又長州侯は革命を企て、自から將軍たらんとするの希望を懷けりと、英使は御殿山移轉に對し、可否の意見を述べざりき、其故は當時正使（アールコック）の歸省中にてありければなり。御殿山の放火は、文久二年十二月十三日卽ち閣老が、英使に此懇請を爲せし四日後なり、水野痴雲其筆記に之を記して曰く――十二月十三日夜、品川御殿山に建築せし外國公使館の內、英國館は已に落成し、作事方にて番人付置きしが、出火して盡く灰燼となる、佛國館は未だ取建中なりしが是は殘れり、但し一時に出火せし體、火藥の發したる音も響きて、如何にも烈敷燃出したるなり、素より空館にて火氣もなき所なり、殊に發火したるより、番の者駈付たる頃、外にて砲聲四五發響き、六七人も人形見え、英館の外にヤーケル砲一挺、鋸一挺、下駄片足、遊女の文も落しありしと。御殿山燒失以前より、三條及姉小路は東下して江戶にあり、御殿山公使館は、叡慮に叶はずとの說を主張する矢先きに浪人の暴行（十一月二十七日）あり、旬日後にして燒失あり（十二月十三日）到底此地に公館を置くこと、事情の許さゞるあり、是に於て外國奉行等は、一方には閣老に、御殿山を不可とするの意見を述べ、他方には英米佛の三國公使に、公館の場所變更に同意ありたき旨を通じたるに、米使は直に承諾し佛使は可否の意見を述べず、英使ニールは正使の歸來迄意見を述べ難しと云ひしが、同月二十五日水野和泉守、板倉周防守より英使ニールに與へたる書面を見るに英、佛二公使も、幕府の意見に同意したる旨を記せり、枯渴したる庫底より、八萬圓の費用を投じて公館を建築し、京都の怨、浪人の怨、人民の怨を買ふて、其建築は一夕の間に烏有にと化す、浪人の行爲惡むべきも、當局も不注意の責を免れず』とあり、以て品川御殿山公使館燒失の事情を窺ふに足るのである。この公使館についで舊幕府は東京芝田町に木造の外國人接待所を建設した。そのころ薩摩の島津家では米國技師を雇聘し、鹿兒島城下の磯村に石造紡績工場建築に著

手し、文久三年落成して開業した。次いで慶應二年に至り、舊幕府は芝の濱邸内に木製石造まがひの延遼館の建設を計畫し、これを起工し、明治二年五月竣工した。明治工業史に「此の建物は芝濱松町にありて、明治二年五月の落成なり。初め石室と稱されたる洋風建築にして海軍奉行の所管なりき。これ即ち當時の海軍所なりき。後外務省に移されて外賓を迎接する所となり、延遼館と稱せらるゝに至れり」とあり、建坪は四百十八坪三合五勺九才にして、附屬家屋の建坪は百十一坪一合七勺九才あつたと傳へられる。これ等の建物は當時第一流の洋式建築で、明治以前に起工された代表的なものであつた。

延遼館

維新後に至り、明治元年清水萬助は京橋築地に木造板瓦張りのホテルを建築し、築地ホテル館と稱した。間口四十二間奥行四十間にして、高塔上までの總高さは實に九十四尺、主部は二階、建坪は七百三坪に達し、外に平家建の分百二十八坪あつたといふから、當時にあつては實に宏壯な大建築物であつた。窓には内側に硝子戸を用ひ、外側に鎧戸を附してカーテンを掛け、入口には唐戸を用ひ、柱、勾欄等の木部には綠色ペンキを塗り、室内の壁附煖爐の前飾は黑色の漆塗りとし、それに蒔繪を施したものであつた。然るに同五年二月二十六日和田倉門内の兵部省添屋敷（會津侯邸跡）から出火した大火災のため銀座尾張町を始めこのホテルも灰燼に歸した。同二年政府は英國人ウォートルスの設計監督の下に大阪造幣局（同七年六月落成）の建設に着手し、翌三年には大阪造兵司分工場大砲鑄造所を椎口に建設すべく起工した。明治四年政府は英國人ウォートルスの設計にて大藏省分析局（俗に龍之口勸工場）を元傳奏屋敷跡に建設した。築地ホテル館は明治中民間に於いて洋式家屋を建築せし嚆矢にして、分析場は煉瓦造西洋建築の濫觴である。同年政府は佛國人ルイ・フェリキス・フロランの設計監督の下に赤羽工作分局の建設に着手した。然るに同五年に至り民間にては清水喜助の設計にて日本橋駿河町に建設中の三井組が竣工した、これ三井銀行の前身にして、我が國私立銀行の濫觴である。これと殆ど同じころマクビンの設計にて建設中であつた工部大學校博物館が落成した、

清水萬助

大藏省分析局

ルイ・フェリキス・フロラン

清水喜助

同館は初め工學寮博物館と呼び、中央に高い時計臺があり、本建築用の煉瓦は全部英國製なりと傳へられ、中央の高い時計臺と共に東京の一名物であつた。尋いで同年六月英國人フリブチンスの設計にて建設中の新橋・横濱の兩停車場が竣工した。いづれも木骨石張附二階建にして、外觀は恰も石造の如き建築である。新橋停車場と殆ど同時に兜町の三井組爲換座が落成した、同所は第一國立銀行の前身にして、先きの三井組と同じく清水喜助の設計建築せるものである。同年政府は東京銀座市街の煉瓦屋建設の大工事を起した、これは明治五年二月二十六日和田倉門内なる會津侯邸跡、即ち當時兵部省添屋敷から發火して銀座を一舐めにし築地岸まで延燒したので、政府はこの機に乘じ、これを大藏省に付してその市街を改正し、一は市街衢を裝飾し、一は防火の目的で銀座街を煉瓦家屋に改造する計畫を樹て、ウォートルスに設計を命じ、同年直ちに改築に着手し、同八年頃に至つて豫定の大工事を竣成した。尙ほ當時に於ける銀座の煉瓦街については漫談明治初年、煉瓦懷古の條に『今日の所謂銀座通り、卽ち京橋から新橋の間の大通りを中心としてその裏通りの界隈一圓が、嘗ては殘らず、煉瓦造の家屋であつた。俗に此處を煉瓦と通稱して、東京名物の一つに數へられて居た。(中略)煉瓦造の建物にしたことは、無論防火と美觀の爲でせうが、その費用は大久保內務卿が起業公債を募つて得た金で工事を起したのです。尤もこの金は他の事にも使つた。この煉瓦家屋の地形は、建築師が數人で分割してやつたので、個所に依つて幾通りにも違つてゐました。銀座二丁目の邊が一番良く、新橋の方へ寄るほど簡略になつて居るやうです。そして一等二等三等と等級がついて居ました。卽ち表通りが一等煉瓦、裏通りが二等、その他の小路が三等になつて居た。二等三等は、一等に比べると家屋が低く、そして小さいものでした。こんなわけで一時は煉瓦といふ呼び名が通つて居たが、今日では銀座といふ名を一般に呼んで居る。つまり昔の名の方が再び世に出て來たわけです。銀座の名の起りは、何誰か專門的なお話があるでせうが、ざつと申せば、慶長十七年——今を去る三百年あまり前——今の靜岡その頃の駿府に在

開成學校
竹橋陣營
ボアンヴイル
コンドル

つた銀座を此處へ移して、銀を吹いたのでした。そして寛政十二年、今から百二十年ほど前まで在つたのでしたが、その時から日本橋蠣殼町に移つたのでした。これが爲め銀座の名があつたのですが、それが即ち今日また呼び返されて來たのです云々」（永井小石氏）とある。斯くして銀座街は竣工したが、はじめは政府の豫期に反して住むものなく、到處に空家があり、偶々住むものあれば英語教師や大道藝人、さては見世物師、講釋師類にて、實に殺風景極まるものであつたと傳へられる。然るに大正十二年九月一日の關東大震災にて、この記念建築物も全く大破し、今はその俤はない。越えて同六年に至り、木挽町の蓬萊社が竣工した、英國人某の設計にして木骨石造の二階建。後これを毀ちてその跡に華族銀行を設立した、これ後の第十五國立銀行の前身である。同年十月、神田錦町の開成學校校舍が落成した、同校舍は林忠恕（後工部省の技手となる）の設計なりと稱せられる。翌七年四月には竹橋陣營（明治三年三月五日起工）が竣成した、同營は竹橋内なる兵營の舊稱にして三階建煉瓦造、英國人ウォートルスの設計である。同年九月また工部大學校生徒館が竣工した、本建築は博物館と同じくゴシック式にて工費七萬四千餘圓を要し、二階建煉瓦造にして建坪は六百七十一坪二合五勺に達する大建築である。その後佛國人ボアンヴイルが來朝し、明治八年四月一日工部大學校講堂を設計起し、同十年六月落成した。同講堂は建坪六百九十六坪にして、工費拾萬四千四百餘圓を要した。ついでボアンヴイルは同八年五月紙幣寮製造場（後の印刷局）を設計起工し、同九年十二月に至り竣工した。洋式煉瓦石造二階建、建坪は七百八十六坪餘にして、工費拾壹萬九千三百餘圓を要した。また千住羅紗製造所（後の千住製絨所）を設計（同十一年竣工）し、つゞいて同十一年十一月外務省本廳を設計起工し、同十四年五月落成した。本建築は煉瓦石造外部流出しにして建坪は二百〇一坪五合三勺、工費四萬七千餘圓を要した。ボアンブイルに引續いで英國人コンドルが來朝し、同十一年上野の東京博物館を設計せし以來、引續いて公私の建築二十二種を設計した。東京博物館は印度サラセニック風の大建築で、同十五年四月二十

八日竣工した。本建築は二階煉瓦造で、建坪は七百五十八坪四合六勺に達し、工費拾六萬四千九百餘圓を要した。ボアンヴィル、コンドル二建築家の來朝により、我が洋式建築物は從來の和洋折衷式を廢し、純然たる洋式となり、その面目を一新した。

製鐵及び造船工業

八　製鐵及び造船工業

飽浦製鐵所

（一）飽浦製鐵所

軍艦觀光號

徳川幕府が一度大船建造禁令を解くや、沿岸防備と通商保護のために強大な艦船を建造する必要を感じ、嘉永六年幕府は浦賀に造船所を設立して艦船の建造を開始した。然るに安政二年和蘭國王から軍艦觀光號を贈呈せられるに及び、洋式艦船の購入及びその製造をなすことに決し、和蘭に對し造船技師職工の雇聘を契約し、同時にこれに要する機械器具の注文をなした。

ハルデス

同三年に至り技師ハルデス（明治工業史にはハーハルデスとある）は機械工・鍛冶工・銅工・罐工等を率ゐ、豫て契約せる機械器具を携へて來朝したので、幕府は地を長崎稻佐郷飽浦にトし、工場を建設し、機械を据付けて一部を竣工し、これを鎔鐵所と稱した。當時幕府の財政は極度に窮乏してゐたので、其他の工事は遲々として進捗せず、ために五年の日子を經て漸く萬延元年落成するに及び、長崎製鐵所と改稱した。これと同時に長崎に海軍傳習所を設立して、海兵の調練を行ふた。明治工業史にその規模を記して『當初此の製鐵所の規模は原動力二十五馬力に對し、木工・旋盤・錬鐵・鑄造の各工場を設けて約五十馬力の舶用機關を製造し、且つ普通艦船の小修理を爲すにありしといふ』とあり、以てその規模の一班を窺ふことが出來る。

瓊浦型

該工場で建造した最初のものは安政九年に起工せる瓊浦型と稱する長さ十五間、廣さ三間の汽船で、これ我が國に於ける汽船製造の濫觴である。

浦賀造船所

（二）浦賀造船所

石川島工場　横須賀海軍工廠　鳳凰丸　軍艦操練所　手働ポンプ　石川島造船所　旭日丸

もと長崎の地は江戸を去ること甚だ遠隔にして、江戸との連絡上不便なるを以て後軍艦操練所を江戸に移したので、その爲め自然これに屬する艦船も江戸に集ることになり、隨て附近に艦船修理所の必要を生じたので、浦賀及び後に水戸藩の經營した石川島工場を利用する事になつた。然るに前者は防備が不完全であり、後者は海底淺く軍港に不適なので、横須賀に一大海軍工廠を建設して、艦船の建造を斷行することゝなつた。

浦賀造船所にては嘉永六年洋式汽船を模して鳳凰丸を建造したが、これ實に大船禁止令撤廢後に於ける大船建造の嚆矢である。次いで安政四年幕府は軍艦操練所を江戸に設くるや、これより先き安政二年和蘭國王から贈呈せられし軍艦觀光を軍艦操練所に屬せしめて練習艦とした。當時幕府には觀光の外咸臨・鵬翔・朝陽・蟠龍の四艦あつたが、海軍操練所が江戸に設置せられるやこれ等の軍艦もみな江戸に集つたので、幕府ではその修繕を浦賀で行ふことになつた。當時の造船所は今日の如き完備したものではない、船架・船渠等の設備もなく、海に注ぐ谷川を利用して船渠に充て、溝口には大なる粘土の防水壁を築き、排水には手働ポンプを用ひた浦賀造船所のドックで最初に修繕をうけたのは軍艦咸臨で、かくて同艦は安政四年軍艦奉行木村攝津守をのせ艦長勝麟太郎の指揮で米國へ渡航したのである。後横須賀造船所の設置せらるゝに及び浦賀造船所は廢止された。

(二)　石川島造船所

浦賀造船所に次いで起つたのは安政三年に設立された石川島造船所である。石川島は隅田河口に位し、當時その一隅に幕府の監獄があるのみで、大部分は使用されずに空いてゐたから水戸藩主德川齊昭はこれを利用して造船所を設立し、三本マストの旭日丸を建造したが、極めて不完全にして航海に非常な困難を感じたと傳へられる。これ當時は藩中に大船の知識を有するものなく、蘭書などによりて僅かにその構造を知るに過ぎず、毫も體驗を有するものがなかつたのであるから、到底完全なものは出來なかつたのである。然るに

小野友五郎

肥田濱五郎

偶々伊豆戸田港に於て露船新造の事があつたので、石川島に出張せる水戸藩吏及びこれに從事した職工等は好機乘ずべしとなし、戸田に赴き、露國造船技師の指揮下で二本マストのスクーナ型帆船の建造に從事し、こゝに初めて西洋式帆船の建造を會得することを得、後これ等の人々は石川島に還り、幕府の命を奉じて露船と同型の帆船六隻を建造した。いづれも二百石乃至百五十石積みの帆船で、設計・構造共に缺點なく、永く練習船として使用したと傳へられる。

されど當時世界の造船術は既に帆船時代を過ぎて蒸氣力による汽船の流行期に入つてゐたので、幕府は小野友五郎の建議に基き、沿岸に貧弱なる砲臺を築くよりは巨砲を搭載せる砲艦を造るに若かずとなし、差當り砲艦二十隻の建造するに決し、文久二年五月先づその中の一隻の試造に着手した。幕府はこれと同時に石川島造船所を擴張充實して製艦に從事せんとの所謂軍器の自給自足策を樹て、機關部主任肥田濱五郎を和蘭に遣はして造船機械及びこれに要する一切の器具を購求させた。濱五郎の歸朝するに及び直ちに機械を据付けて曩に起工せる砲艦の工程を急いだが、該砲艦は建造中に斯る手數を要せしを以て、竣工まで實に四ヶ年を要したと云はれる。然るに當時一方に横須賀に海軍工廠建設の計畫が進められてゐたので、財政極度に窮乏しつゝある幕府は現狀維持に決し石川島造船所の擴張を中止したが、時恰も維新の變亂に會し、幕府の倒壞するや、この石川島造船所は明治政府に引繼がれ、軍務官の手から兵部に移管せられ、明治四年石川島に造船局製鐵所を設立し、次いで造船局を主船寮と改稱し、曩に舊幕府から和蘭に出張して歸朝せる肥田濱五郎を拔擢して主船頭に任じた。然るに同五年二月海軍省が設置せられて主船寮は工部省から海軍省に移管せられたが、その後海軍擴張の行はれるに及び石川島は規模狹小にして到底大造船所とするに適せざるを以て、同年十月工部省から横須賀造船所を海軍省に移管して茲に造船所を經營するに至つたので、石川島造船所は遂にその存在の理由を失ひ、同九年に至りて築地兵器局に併合し、機械器具及び建築物を築地に移轉して、

石川島工場は名實共に廢絶に歸した。

(四)　立神造船工場

立神造船工場

神戸海軍操練所

これより先き文久元年に至り、立神郷に軍艦製造所設置の議が起り、海面一萬二千六十坪を埋立て、その敷地に當てやうとしたが、偶々神戸海軍操練所に軍艦製造局設置の議が決し、剩へ長崎製鐵所もその附屬となつたので、立神軍艦製造所を造船場と改稱して工事を進めた。然れども船渠築造のことはこれを中止して機械器具は一切これを長崎製鐵所で保管することになつた。同工場は長崎製鐵所と共に維新後明治政府に引繼がれたが、長崎製鐵所の方は明治元年長崎府の所管に移され長崎製鐵所と稱せられ、同四年四月に至り一時工部省に屬し長崎造船所場と改稱された。その後長崎製作所、長崎造船局などゝ稱せしも、つひに同十七年七月に至り、その工場を三菱會社に貸下げられたが、後拂下げられてその所有に歸し、いまの三菱合資會社長崎造船所飽浦機械工場の起源となつた。また立神船渠は維新後引續き明治政府に於て經營することになり、佛國人フロランを雇聘し、明治八年起工したが、同十二年五月に至つて竣成した。これ立神造船工場の濫觴である。

フロラン

(五)　横濱製鐵所

横濱製鐵所

さきに德川幕府は洋式造船及びその修理を行ふ目的で長崎飽浦に製鐵所を設け、東京灣内の石川島及び浦賀に造船所を築造したが、長崎製鐵所は幕府の所在地江戸を去ること頗る遠く、石川島は生憎海底淺くして大船巨艦の建造に適せず、浦賀は灣内狹小にしてこれ又軍港には不適當で、いづれも一長一短を免れなかつた。加之當時幕府の海軍思想は非常に進歩し、諸外國に對する觀念も黑船渡來時代とはよほど變つてゐた。然るに偶々軍艦咸臨・富士山等の檢査に際しその缺陷を暴露するに及び、幕府は切實に軍器の獨立を痛感するに至り、元治元年佛蘭西公使の說を容れ、軍港を建設すべく佛國からレオンス・ヴェルニー及び技

レオンス・ヴ

エルニユ

師トロテル等を雇聘し、その調査の結果幕府は横須賀に海軍工廠を置き、横濱に海軍修理工場を設立することに決し、前者を四箇年の繼續事業として工費總額洋銀二百四十萬弗を算し、また後者は一箇年にて竣工の豫定で工費洋銀八萬弗を支出する事に確定した。

横濱製鐵所

栗本頼兵衛

慶應元年二月、地を横濱本村にトし、横濱製鐵所の建設に着手した。工場は明治工業史に『建築すべき工場は、原動機室・錬鐵・鑄造・模型・旋盤・製罐・木工・製帆・船具等に屬するものにして、その据付機械は、曩に幕府が使節を米國に派遣せし時購入せしものを主とし、嘗て佐賀藩主鍋島閑叟が製鐵所を造らんとして和蘭より購入したる機械の一部を副としたり云々』とあり、同年九月竣成して栗本頼兵衛は所長に任ぜられ、業務を開始した。該製鐵所は東京灣に於ける唯一の大工場で、開業以來頗る繁忙をきはめ豫想以上の結果を收めたが、單に船舶の修理のみならず、種々の機械及び小型汽船を建造して大いに横須賀造船所の建設に資した。然るに慶應三年徳川幕府が瓦解したので、明治政府の管下に移されたが、明治五年海軍省主船寮に移管せられ同六年十二月には更に大藏省の管轄するところとなつた。

(六) 横須賀造船所

横須賀造船所

ジヨエツト

横須賀造船所は横濱製鐵所と同じく慶應元年の起工で、翌年に至り官舍及び工場の一部が竣工した。船渠は三箇所に築造の豫定で、第一及第三の船渠は佛國人フロランが設計し、慶應二年三月第一船渠を起工せしも、間もなく維新の變に會ひ、ために工事を中止したが、維新後明治政府に於て工事を繼續し、明治四年一月竣工した。次いで同四年六月第三船渠を起工し、同七年一月竣成した。また第二船渠は佛國人ジヨエツトの設計で同十三年七月起し、同十七年六月に至つて完成したと傳へられる。維新後横須賀は神奈川縣裁判所、大藏省、民部省、工部省等の所管を經て、明治五年工部省から海軍省に移されて主船寮に屬したが、當時主船寮頭が闕官だつたので、海軍大丞赤松則良が事務を代用したが、次いで則良が主船寮頭に任ぜられるに及

兵庫製作所
關澤安太郎
兵庫製作所
川崎正造
平野造船所
稻木嘉介
平野富二

びこれを管掌した。明治政府となつても佛國人ヴェルニー、同チボチェは技術方面を擔當したが、漸次外國人を解雇し、明治十年頃に至り佛國人は悉く影を消し、全部邦人の手で優秀な艦船を建造するに至つた。

（七）兵庫製作所

これより先き金澤藩に於て造船の目的で七尾に一工場を建設したが、同地は日本海に面し造船に適せざるを以て藩主はこれを廢棄したので、藩士關澤安太郎、遠藤友次郎等は大聖寺藩士石川障と謀つて諸機械を兵庫に移し、新に工場を新設して加州製鐵所と稱した。次いで明治四年十二月明治新政府は同鐵工場を買收して兵庫製作所と改稱し、工部省の所管下に置いてその後官制の改革にともなひ、兵庫工作分局、兵庫造船所等と稱したが、これ又同十七年六月一時三菱商社に貸與せられしも、同十九年五月に至り川崎正造に拂下げられたが、同二十九年株式會社に改組せられ、今は株式會社川崎造船所と稱する。

（八）平野造船所

政府はさきに横須賀造船所及び横濱製鐵所の經營に着手すると共に、明治九年十月石川島造船所を廢棄するに決し、機械器具を撤去すると共に工場を築地の兵器局に移したので、平野富二はその廢趾拜借の儀を東京府權知事楠木正隆に出願し、允許を得て、こゝに從來經營しつゝありし活版所內の機械製造部を移し、稻木嘉助英國人アルチボールド・キング等を雇聘して造船竝に機械類の製造を始め、平野造船所と稱した。これ民間に於ける造船所設立の濫觴である。三谷幸吉著平野富二先生傳記、補遺ノ二に『平野先生が、明治九年に、石川島の海軍造船工場跡を借り受けて、こゝに民間最初の造船所を起さうと思ひ立つた時に、その相談を持ちかけて行つた先は、時の工部卿で後の子爵山尾庸三氏であつた。山尾氏は氏の部下の横須賀造船所職工長で兵庫縣出身の稻木嘉助と云ふ人を平野富二先生に紹介したところ、いづれも事業熱に燃える進取の氣性であつたため大いに共鳴し、協力して時人の殆ど著目しなかつた造船業創始の事を決したのである。

通勤女工の初め。

明治初年、工部卿山尾庸三氏の招きに應じて、來朝した英人技師アーチボルド・キング氏は英國スコットランドの出身で、一時、赤羽工作局に勤務したが、平野先生か造船所を起すや、先生はキング氏を造機技師長として招聘した。氏は木型師で、頭腦緻密、設計堪能にして、軍艦鳥海の機關は、氏の指揮監督の賜物である。氏は生涯娶らず、甚だ謹直、しかも懇切で常に職工に氣受け好く、模範的紳士で、日本のために得難き指導者であつた。氏が異郷の空に志操堅固を保ち得た等人格的にも尊敬すべきことである。鳥海製造の半、明治十九年八月二十八日三十八歳を以てコレラに倒れ、遺骸は染井墓場に葬りたり云々』とあり、以て平野富二が造船所設立の事情と英國人技師アーチボルド・キングの略歴を窺ふに足る。然るに明治十年一月西南役が起るに及び、天下騷々しく不安のため事業は思ふやうに進捗せず、ために數千圓の損失をなしたが、幸ひ第二、第三、第四、第五等の通運丸四隻を建造したので、辛じてこれを償ふことが出來たと傳へられる。次いで同十二年十二月に至り、横須賀造船所々屬の横濱石川口製鐵所を借入れ、その倉庫品代金一萬五百圓を三ヶ年賦にて上納することを約定した。然るに富二が十二月廿六日、横濱石川口製鐵所を受取りのため横濱へ出張中、日本橋箔屋町から失火して三日三夜燒けたが、この時石川島の平野造船所も類燒した。その當時海外から輸入せる多數の材料をも烏有に歸したので、流石の富二も『これが燒けなかつたらなア』と歎じたと云はれる。平野造船所の類燒が多くの失業者を生じたので、先づ差當り女に職を與へるために築地活版所へコム摺として入社せしめ、毎日通勤させた。これ我が國に於ける通勤女工の嚆矢である。同年富二は直ちに燒失せし工場の復興を圖ると共に、海外から材料の輸入を行ひ、淸正丸、第三、第四、第五、通快丸、磐城丸、八丈丸、長春丸、第六、第九、第十通運丸の十隻を建造した。

これより各地に造船所、製鐵所が勃興したが、いづれも西南役後に屬する。

九 製 革

製革 鞣皮 草鞋

我が國民は太古から山野に狩獵して野獸を捕獲し、肉はこれを食料に供したが、皮は毛生のまゝ脫脂して敷物・衣類・鞆・箙等に製造し、または之に脫毛除脂法を施して楯・靴・脛當等を始め、種々の革細工に使用した。毛生のまゝ脫脂せるものを毛皮と云ひ、脫毛除脂法を施して鞣したるものを鞣皮と稱する。斯の如く我が國には太古から製革法の行はれしと共に、これを靴に製造して常用するの習慣があつた。隨て我が國の製靴術はその淵源遠く、實に太古から發達したものである。されば朝廷に於かれても靴の原料たる皮革には深い御關心を持たれ、第二十二代仁賢天皇の六年九月四日には特に鷹吉士を高麗に遣はして工匠を求められたが、同年吉士は高麗から還り革工須流枳・奴流枳等を獻じた。これはその一例に過ぎないが、以て製革製靴の一斑を窺ふに足るであらう。靴の形は時代によつて其間多少の相異ありと雖も、概して踵のない先きの圓い靴であつた。然るに中世紀に至り武將が諸國に轄據して兵を貯ふるに至り、皮革の缺乏より之に代用すべき草鞋を考案して用ひてから、製法簡便にして殆ど費用を要せざる草鞋が廣く行はれ、その製造に非常な手數を要する靴は自然と廢れて、源平時代以降は軍事に靴は殆ど用ひられざるに至つた。斯の如く獸皮を靴に應用する術は廢れたが、一方鞣皮は種々の高級な細工に應用せらるゝに至つた。例へば染色術の發達に伴ひ鹿の鞣皮に種々の模様をつけて羽織や野袴及び足袋を作りしが如き、鎧や甲の製作に應用せしが如き、熊皮・虎皮を敷物とせしが如き靴は廢れたが、皮革の用途は益々擴大せられるに至つた。

斯の如く皮革の用途は累年擴張せられたが、之に反し靴は源平時代以降草鞋に驅逐せられ、宮中を除いては殆ど用ひるものがなく、ためにその發達は凡そ八世紀に渉つて休止の狀態にあつた。然るに德川の末葉に至り安政中横濱の開港と共に歐米人の渡來するに及び、靴は再び新たな意味で我が國に普及するに至つたの

西村勝三

中井弘

傳習靴

である。

慶應中、徳川幕府で兵士の調練に用ひるつもりで外國へ多數の靴を注文したが、その靴が恰度維新の際に到着したので、これを明治政府で引繼ぎ、空しく横濱運上所の倉庫に積んであつた。然るに明治元年御用商人西村勝三が兵部大輔大村益次郎に會つた所、大村は日本も再後全國皆兵主義をとつて、その調練は凡て洋式に則り、兵士にはすべて洋服を着せ、靴をはかせやうと思ふが、今の所洋服も靴も日本で出來ないから、全部外國から輸入しなければならぬ。斯くては國家の經濟上實に莫大な損耗だ、日本の工業が進歩して、軍需品の如きも悉く內國品で充足させるやうな時に早くなり度いものだと語つた。こゝに於て西村は靴製造の急務なるを知ると共に横濱運上所の倉庫內に先きに幕府の取寄せた靴が空く積まれてゐることを、時の判事中井弘から聞いて知つてゐたので、早速中井弘に乞ふてこれを拂下げ、兵部省に納めた。當時の事情は明治事物起原に『大村益次郎、軍隊に靴を用ひる必要を感じ、之を當時の御用商人西村勝三に諮りたり。西村は運上所內に空しく堆積しあるを、時の判事中井弘に聞き居たりしかば、中井に乞ひて一足一圓づゝにて拂下を受け之を大村に一圓半宛に轉賣し、其間に數萬圓の利益を見たり。當時この靴を傳習靴と呼び居たりしといふ。然るに其靴は、皆外人の足の型に出來居たりければ甲低く、せめて一足もわが兵卒の足に合はず空しく廢物とせりき』とある。この記事によると一足につき五十錢づゝ高く賣つて數萬圓を儲けたとあるから、先きに幕府が外國に注文した靴は數萬足に達し、實に巨額の注文であつたことが窺はれる。

漫談明治初年にある柯野桐谷氏の記事によると西村勝三は大村益次郎に共鳴して製靴事業の急務なるを痛感しつゝあつたが、その頃政府は築地に東京商社を設け、東京富豪二十餘名をその頭取とし、勝三等數十名を肝煎に任命して、頭取は各金一千兩、肝煎は三百兩の身許金を納めさせしが、その目的は維新後官費で紀尾井の紀州邸に收容した救民一萬五千人の處置に窮し、これ等の救民を使役して下總小金ケ原を開墾する計

畫であつた。政府は救民一名につき三反五畝づゝの土地を與へ、頭取と肝煎は各五十人づゝの救民を引受けて小金ケ原を開墾すべきことを強制的に命じた。併し東京商社の役員は多く商人で開墾事業に經驗がないので、議論が百出して何等決する所がなかつた。然るに西村はこの機に乘じ、一擧に大地主たらんとする野望を起し、政府に向つて五十人ばかりの救民では何事も出來ないから一萬五千人の中せめて三千人を貸下げて貰ひたい。但しこれ等の救民はもと幕府の脫走者で、概して無賴の徒が多く、氣性が荒いから、斬捨御免を條件づきで貸下げて欲しいと願ひ出た。勝三はこの三千人の救民に舊佐倉藩の失職士族を加へて開墾を行ふつもりであつた。政府はこれを許さなかつた。希望は納れられなかつたが勝三には東京商社の肝煎として救民五十人の始末をつけねばならぬ責任がある。そこで勝三は玆にいよ〳〵製靴事業を始めることに決し、政府貸下の救民五十人に佐倉藩の窮乏士族を加へ、先づ丁髷を切り落して一樣に筒袖の衣服を着せ、そして東京京橋築地入舟町に土地を撰定し、工場として煉瓦造二階屋一棟を、事務所として洋館一棟を新築し、橫濱在住の支那某が靴製造に經驗があるといふのでその支那人を雇入れて、明治三年三月十五日愈々伊勢勝製靴工場を開業した。これは我が國に於ける製靴工場の濫觴である。三月開業したが同年冬までは一足の注文もなく隨分氣を腐らしたそうであるが漸く同年冬に至り、御親兵頭平吉左衞門から軍靴四萬足の製造を命ぜられ、次いで兵部省大阪出張所長山田顯義から一萬五千足、兵部省から五千足の注文を受けた。その後兵士は一般に草鞋を廢して靴をはくことになつたので、伊勢勝製靴所はこゝに初めて回春の思ひをなした。よつて新に生徒を募集して、製靴工の養成に努めると共に、はじめ雇聘せる支那人を解職し、更に當時橫濱で靴店を開いてゐるレシヤルマンといふ蘭人を雇聘して事業を擴張した。

山田顯義

レシヤルマン

西村勝三は工場を設けて靴の製造を始めたが、その材料たる皮革の大部分が外國の輸入を仰がねばならぬので、軍靴用革製造の目的で明治三年十月京橋築地入舟町に製革工場を設けて、皮革の製鞣を開始した、

靴座

同工場は翌四年十一月向島須崎村に移轉した。當時は金座銀座に倣うて、製靴工場を靴座といひ、製革工場を革座と稱したと傳へられる。

ボスケ

　これより先き、横濱在住の獨逸人某が日本の牝牛の皮が安いので之を製鞣して本國に送るべくその製革工場を横濱本牧村に設立した。西村勝三はこの工場の技手ボスケについて製革に關し種々の質問を試み、その養成せる職工を採用した。また本牧の工場が閉鎖されるやボスケを雇聘して、皮革製造の技手たらしめた。かくて明治五年の末漸く軍靴用の皮革を製造するに至つたが、靴の中底皮等は未だその製造のはこびに至らず、之を外國の輸入品に俟たねばならなかつた。

　西村勝三が製靴鞣革業を始めた時分は既に維新の創業が大成して政治經濟上に一大變革を來し、約七八世紀に渉る武家政治が崩壞して四民平等の制が布かれ、職業による人民の差別待遇が壞滅せしと雖も、未だ德川時代の遺風が去らず、我が國民の間には皮革を業とするものを蔑視する異習があつたので、西村勝三が時勢を達觀し、卒先して製靴鞣革の業を始むるや、親戚朋友はこれを賤業と誤解して非難排斥するものが多かつたが、勝三は毫もこれを意とせず、一面には失職士族の授產事業として、それ等の中から生徒を募集して優良なる職工を養成する目的で、佐倉を始め近國の諸藩を遊說せしも、いづれも其職業を蔑視して應募するものなく、偶々訪ね來るものあれば羽織袴に大小を佩して、役人にでもなる氣で來るもの多く、事務員の應對が氣に入らぬと、勿ち大刀を振りまはして、無禮者、斬つて仕舞ふと云つた調子で、處置に窮することが屢々あつたと云ふ偶々募に應じ、養成せる職工の如きも、性來武家出なれば技術未熟にして一足の靴を造るに五六日を要し、その出來上つた數千の靴の中、役に立つものは極めて少なく、一ヶ月僅か三百足內外に過ぎなかつた。それ故に靴一足の製產費は五兩を要するに上納代金は一足僅かに一兩二分にて、製產費の三分の一にも足らぬ價格であつた。當時外國から輸せらるゝ靴の原價は凡そ一弗半なので、洋銀相場は五十匁內

外なので、一足の價格は日本の一兩前後であつた。故にこれを外國から輸入して兵部省へ納入する方がはるかに有利であり且つ手數を要しないのだが、西村勝三は國益增進、輸入防遏の見地から損得に拘らず、內地で製靴鞣革事業を繼續したのである。

櫻組製靴所

その後京橋築地入舟町の伊勢勝製靴工場は向島須崎村の製革工場と併合せられて、櫻組製靴所と稱した。これ西村勝三は舊佐倉藩の出身なるを以て、佐倉產の炭を櫻炭と呼ぶが如く、櫻組製靴所と稱したのであらう。これより各地に靴の製造を業とするものが續出し、文明開化主義の勃興と共に、靴は我が國の上下に普及した

一〇　麥稈眞田

麥稈眞田

麥稈眞田は日本工業史によると今より凡二百年前但馬國の人が流浪して東京府荏原郡大森村に來り、はじめて麥稈を以て箱細工に貼布したものを作り出したが、その後年々麥稈をもつて種々の翫弄品を造るものが增加し、德川將軍家をはじめ江戸に參覲する諸大名の展覽に供したことがあつたといふ。就中將軍家に對しては每年麥稈にて鞘を貼つた太刀を作り、將軍家の翫弄品として進獻したものだと傳へられる。製品は重に江戸から川崎大師に參詣する人々の土產として沿道の茶屋または社前の土產物屋などにて賣捌いたものゆゑ、染色法の如きも甚だ不完全にして麥稈を蘇芳の煮汁にて赤くに染めたもののみであつた。されど幕末に至つては製品の種類を增し、針箱、こま紙入等の實用品を始め、達磨・提籠・兎・太刀等の玩具を製造するに至り、染色の如きも赤・青・黃の三色を用ひ、かなり美術的製品を出すに至つた。川崎大師の社前には今も尚ほ昔の名殘を存し麥稈細工を土產として賣捌いてゐる。

麥稈細工

龍の髯

明治三年のころ、某外國人が大森に來て麥稈細工のあることを聞き、龍の髯（草の名）で造つた帽子を携

石川忠左衛門

ひ來たりて、試みに製造すべきことを勸めた。當時大森の人石川忠左衛が大森附近の濕地に自生する藺草をとり、これを乾燥して帽子を製造せしが成功しなかつた。藺（ゐ・ゐぐさ）は燈心草科の草本にして沼澤濕地に自生し、または水田に栽培せられる多年草であるが、莖は長圓形にして細長く、高さ三四尺に達するものがある。暗綠色にして、中に白色の髓があり、盛夏の頃花を開き、莖を採り乾燥せしめて疊表・蓆などを織り、髓は燈火に用ひられる。然るに龍の髯は藺と異なり百合科の多年生草本にして山野に自生し、又は人家の簷の下などに移植せられる根莖から匐枝を生ずる葉は線狀または披針狀を呈し、夏期に花を開く。根莖は藥用に供せられ、葉は陰干にすると頗る强靱にして、脆弱なる藺草の比でない。乾燥せる藺草で製造した帽子は一見パナマ帽の如くなるも、褪色し易く、一度風雨にあへば忽ち草の質が一變して頗る脆弱となり、破損する缺點があるが、これに反し龍の髯は容易に白色を失はず、よく風雨に堪える特長がある。隨て石川忠左衛門が龍の髯の代用品として藺草を使用せることは失當で、成功しなかつた。その後明治七年に至り橫濱居留地八十九番館の米國人モリスが大森の麥稈業者にすゝめて、麥稈をもつて眞田を作らしめ、その見本を米國に送つたが、幸ひ米國から麥稈眞田五千本の注文を受けた。然るに同十二年に至り、麥稈の漂白法が不完全なため外國人の評判が宜しからず、注文も思はしくなかつた。當時我が國では米の磨汁（とぎしる）を用ひて麥稈を漂白したので、到底その不完全たるの謗りを免れなかつたが、同年米國人から傳授をうけて亞硫酸をもつて晒すことを始め、こゝに漸く麥稈の漂白法を完成したので、忽ち好評を博し、是より漸次麥稈眞田の需要を增加した。麥稈眞田はじめ六本平打のみを作りしが、明治十六年ごろから五本菱打、五本角立、長角立、十一本打等を作り出した。

漂白法

　大森に次いで麥稈眞田の製造をはじめたのは岡山縣備中上房郡高梁であるが、その起源は明治十五年のころ大阪の人原田伊之助なるものがこの高梁に來り、土地の人々に麥稈眞田の製法を傳へたのが濫觴である。

加之原田はその翌十六年に至り、更に同縣淺口郡寄島村に傳へたと稱せられる。岡山縣では初め原料に大麥稈を用ひて五本打を製造したが、其後種々の組方を考案した。また漂白法の如きも初めは一旦麥稈を米の磨汁の中に漬け、これを引揚げて水を切り、然る後亞硫酸で晒したが、同二十四年頃からは醬汁の代りに曹達を用ひることを發明し、頗る好成績を得たるのみならず、青色で着色することを始めた。されど高梁地方の麥稈眞田の發展せるは明治廿年後のことに屬する。

熱田附近

愛知縣の熱田附近は古から麥稈をもつて馬形をつくり、玩具として賣捌きし所なるが、その起源は大森よりも後世らしい。同地方にて麥稈眞田を始めたのは明治十六年ごろからで、愛知縣山崎村の某が大森から傳授をうけて、千竈共同組合を設立して製造を始めたのが濫觴であると傳へられる。その後同地方の麥稈は累年發達し、我が國でも屈指の産地となつたが、それは明治二十年のことに屬する。

大森・高梁・山崎に於て麥稈眞田の製造を始めしより、これ等工場の職工またはその傳習生等が四方に散つて、各地で麥稈眞田の製造を始めたが、いづれもその組織が小規模なると輸出の便なきため中止した。

貿易

第十節　貿　易

一　明治以前の貿易

明治以前の貿易

安政五年徳川幕府は米・英・佛・露・蘭の五ヶ國と修好通商條約を締結して以來橫濱・函館・長崎・神戸・新潟の五港を貿易港と定め、こゝに運上所（いまの稅關）を設置して寛永十一年五月二十八日外國往來及び耶蘇教を禁止して以來、初めて外國と通商を開始したが、幕府の役人等は尙ほ貿易の趣意を解せず、また我

運上所

が國の人民ち貿易のことに馴れず、剰へ言語の不通から起る種々の紛擾を懸念し、國內重要の物產又は軍事に屬するものは、成るべく之を外國人に賣渡さぬことに努めた。隨て開港以後數年間幕府の取つた貿易に對する方針は貿易を奬勵するに非ずして、却て之れを衰頽せしめようとする意嚮の如く思はれた。卽ち當時輸出入品に嚴重な制限を設けたるは其一證にして、開港當時定めた輸出入禁制品は左の如きものであつた。

輸出禁制品

一 輸出禁制品

武具 金銀 掉銅 米 麥其他

輸入禁制品

一 輸入禁制品

阿片 武器

武器

武器の輸入制限に就ては安政五年締結の條約第十四條に軍用の諸物日本役所の外へ賣るべからずとあり、輸入禁制品たること明かにして、當時幕府は內亂を懼るゝの餘り斯る制限を設けたことは想像に難くないが、開港に先立ち幕府は商人に布達して刀劍・具足類の武器を相對にて外國人に賣つてはならぬ、若し外國人中これ等の品を買調へたきものはその旨を外國奉行へ申出しめ、御用所にて一應改めた上で渡すべき旨を命じたが、條約には我が國產軍器の輸出に關する制限條項はないから、幕府が如何なる見地から軍器の輸出を取締つたかは不明である。この軍器の輸出制限に就き、橫濱開港五十年史に參考になる記事がある。卽ち『安

村垣淡路守

政六年八月江戶麻布善福寺假寓の米人、槍五本を求め度儀申出でたるものあり、外國奉行は同寺詰南北出役頭へ申達し、頭等は神田旅籠町一丁目、長八店淺次郎なるものに命じて、右品を御手番に持參せしめ、同所見改めの上、之を米人に送付したる事あり。次で同九月函館港碇泊の露國士官は直接に就て、刀劍を買受けん事を請ひ、奉行は斯かる品は役所扱にして、商人相對の賣買を許さざる旨を告げ、賣渡を禁じたるも、彼國領事は之に服せず、奉行村垣淡路守、堀織部正以下も、亦貿易章程中に制限なき物品なるを以て强いて賣

東洲齋寫樂
カモンド
アンリー・ヴヰヴエル

渡を拒絶する能はずとの旨を具申したれば、同年十一月を以て甲冑・刀劍・鎗・長刀・馬具竝に之に附屬の品々は、商人共直賣渡を許すべき旨を達するに至れり。尤も此禁制を解きたるは、外國人自用の品に對するものにして「交易品の内へ取り交ぜ賣渡し候儀は不相成事」の數文字は之れに附記せられたるなり。然れども「刀劍・鎗・長刀・馬具其他の道具共都て作物は勿論、古代の品竝金銀無垢の小道具賣渡候儀は難相成間店先へも差出置間敷、又假令自用の品と稱するも、品數多分に買入交易品に紛らはしく相聞候はゞ早々可訴出云々』と達し、殊に刀劍は古來武士の魂と稱し、武家の身としては選擇に心を碎くべきなるに、上作の名刀が外人の手に移りては、一國兵力の强弱にも關する事なればとて、神奈川に於て商人の仕入品は一應會所へ持參せしめ、鑑定人として、本阿彌一人宛一箇月交替にて江戸より出張せしむる事と爲せしは、翌萬延元年正月の事なりし』とあるより見れば、軍器は條約上の輸出禁制品ではないが、外國人が鑑賞品として自家用に買入れる場合には少數に限りその買入を許したが、交易品としては嚴禁してゐた事は明かである。當時如何なる理由で武具の輸出を禁止したかは未詳であるが、何故に古美術品の輸出を禁止しなかつたかに就ては今日識者間に非難の聲が高い。安政五年以來明治初年にかけて外國に輸出された我が古美術品は古佛像・古畫・蒔繪物・錦繪を始め、寺院の吊鐘の果てに至るまで、當時我が國民の無智に乘じ、殆ど二束三文の捨値で輸出されたものは、實に巨額に達し、ために我が國に於ける美術上の傑作は海外に流出し、現在外國美術館または博物館に陳列されてゐると稱せられ、偶々海外に遊ぶ人をして驚歎せしめてゐると傳へられる。例へば東洲寫樂の作品が殆ど全部佛蘭西を始め、海外に流出したが如きはその好例である。仲田勝之助著寫樂にも『元來寫樂の發見されたのは矢張佛蘭西で、今より四半世紀前位に注目され、蒐集されたカモンド伯を初として大部分は佛蘭西に占められたといつてよい。佛蘭西の浮世繪蒐集家アンリー・ヴヰヴエールのコレクションを松方幸次郎氏が先年讓受けて歸られたが、その中にすら寫樂の版畫が八十枚からあつたと云ふ。而

して日本もこの逆輸入によつて寫樂を比較的豐富に有するに至つたが、以前は殆ど纏つて收藏してゐる者はなく、研究しようにもする道がなかつた。氣がついて見ようとする頃には皆海外に流出した後であつたと云ふも過言ではない』とあるを以て見ても、安政五年の開國以來、外國人が我が國民の無智に乘じて澤山の美術品を法外な安價で海外に持去つたことは想像に難くない。なほ浮世繪肉筆及び浮世繪版が如何に多く海外に流出してゐるかは、アンダーソン著ジャパニーズ・ウット・エングレヴィング(Anderson, Japanese Wood Engraving)やクルト著デエア・ヤパニッシユエ・ホルツシユニット(Kurth, Der Japnische Holzschnitt)やザイドリッチ著ゲシユヒテエ・デス・ヤパニッシユエン・ハルベンゲシユニッツ(Geschichte des Japanischen Farbengeschnitts)、ストレンヂ著ゼ・カラーブリンツ・オブ・ジャパン(Strenge, The colaur-Prints of Japan)、フイックス著チャッツ・オン・ジャパニーズ・プリンツ (Ficke' Chats on Japanese prints) 等を一讀すれば、その一班を知ることが出來るであらう。

こゝに當時の日本人が如何に交易に無智であり、その無智に乘じて外國人が如何に暴利を食つたかを知るに足る爰にかういふ話がある。編者の妻の父は慶應元年頃横濱の外國奉行所に勤めてゐたが、或る時外國人某から金側の袖時計(いまの懷中時計)を一個買つた、その代價は當時の金で實に百五兩であつたと云ふ。この袖時計は今の女持時計で極めて小型なものである。當時としては實際珍しかつたに違ひないが、これが百五兩とは殆ど信じられないほど高價である。一事が萬事の譬ひに洩れず、すべてこの調子で外國人は無智な日本人に船來品・就中時計・蝙蝠傘・ビエードロ(硝子器)・靴・ピストル等、つまり當時未だ日本になかつた物を法外な高價で賣付けて、日本人からは金銀の貨幣(大判・小判)を始め、古書畫・蒔繪物・漆器・陶磁器・刀劍・甲冑・鎧等を二束三文で買入れて盛んに密輸入を行つてゐた事は想像に難くない。その事實はアメリカのチカゴ博物館を一覽すれば證明されると稱せられる。

幕府は內亂を惧れ、安政五年の修好通商條約に於て役所用以外の軍器を輸入することを禁止したが、開港以來內外の情勢に迫られて佛國から盛んに武器を輸入し、以て內憂外寇に備ふる所があつた。横濱開港五十年史によると慶應二年に佛國から輸入した武器は左の通りである。

元込銃	壹萬挺	エニヒイルト形小銃	五千挺
加列印	五千挺	ムスチツトン大砲	千挺
騎兵隊ムスケツトン銃	四百挺	短銃	(未詳)
歩兵隊裝具	二萬五千人分	騎兵裝具	五百人分
大砲兵裝具	千二百九十人分	馬上大砲隊兵裝具	二百五十人分
山戰砲	二バツテリー	野戰砲	一バツテリー
騎兵劍	六百五十四	砲銃修復具	二組
大砲火藥器	二組	黑羅紗	二百八反
紺羅紗	百二十反	兵卒著用羅紗	千三百廿四枚
木綿襦袢	三千	下股引	千五百
股引羅紗	九箇	加列印	三十二櫃廿挺入
小銃	三十五櫃	ムスケツトン	六櫃
羅紗	四櫃	衣服	九櫃
元込銃	廿三櫃廿四入	小銃	四十一櫃
加列印	二十三櫃	ムスケツトン	四櫃
同騎兵の分	六櫃	元込銃	九十七櫃廿四挺入

同	九十梃	廿挺入	同	四十七梃	廿四挺入
小銃	卅九梃	廿挺入	加列印	五十五梃	同斷
ムスケットン	十七梃	同斷	同騎兵分	四梃	同斷
兵装具	二百七十三梃（未著港）				

陸奥宗光

右武器の總金額が幾何なりしやは未詳なるも、明治政府がその後を承け佛國商人から支拂請求を受けた殘金は合計金三百三十三萬八千七百五十フランであつたと傳へられる。右の表中に同一品が數ヶ所に記載されてゐるのは數度に輸入契約をなせるものを、その著港毎に記載したものと認められる。

安政五年の修好通商條約に日本役所の外へ賣るべからずとあれば、その一役所たる諸藩が武器を輸入することは元より自由な譯であるが、當時德川幕府の勢威は著しく失墜し、ために國内に秩序なく、諸藩は亦たその資力を省みるに遑なく、武器を外國人から供給を受けたものが尠なくなつた。明治四年十二月二十一日神奈川縣令陸奥宗光は各國領事に通牒を發し、元諸藩及びその官員が藩用のため在留各國人より金錢を借入れ、又は買取品代價不拂に屬するものがあれば、その旨本月二十八日まで神奈川縣廳へ申出づべきことを命じたので、諸外國人はそれぐ＼仕拂請求書を提出した。

一金二萬兩	和田藩に對し貨物代	獨逸商社テキストル
一金壹萬八千四十八兩	借主不明	同上
一金拾六萬百九十七元	紀州藩に對する貨物代金	キニフル社
一金二十五萬千五百七十一元	同上	同上
一金壹萬元	弘前縣に對する貸金	アルビーベークル
一金五千元	烏山縣に對する貸金	バウイル

一金　壹萬五千元	二本松縣へ絲代前金渡	スキユルトライス
一金　六千弗	水戸藩に對する貨物代金	グロッスル
一金　六千弗	阿波國に對する貨物代金	同上
一金洋銀三千八百弗	水戸藩に對する貨物代金	同
一金六萬八千七百八十弗	加賀・眞田・藤堂・長州・仙臺・富山の諸藩に對する同上	瑞西商人シエンドテー・ファブルブランド
一金六百四弗五十五仙	紀州藩へ立替金	ケッホン
一金壹萬四百四十二弗	同上	キニフル
一金千百二十九弗七十四仙	借主不明	ボードウイン

計　三萬八千四十八兩
　　四十四萬七千七百六十八元
　　九萬六千七百五十六弗二十九仙

右の中二本松縣の絲代前渡金壹萬五千元を除く外は全部武器代金であると稱せられる。

輸出入品

安政六年から慶應三年に至る九年間の横濱貿易は全く幼稚時代にして、我が國民はいまだ外國商品の價値及びその使用を知らず、而してまた外國商人は我が製品の珍奇を喜び、これを購入するものが割合に多かつた事は、當時輸出額が常に輸出入額に超過したのを見ても、想像に難くないのである。當時神奈川奉行が幕府に報告した輸入品は左の通りである。

輸出品

製茶　蠶卵紙　蛹　生絲　屑絲　玉絲　乾鮑　錫　煎海鼠　鱶鰭　乾海老　革類　刻昆布　銀杏　木蠟
牡丹皮　醬油　下品紙　人參　漆器玩具　銅器　琥珀　疊表　百合根　五升芋　豆　石炭　鹽　木炭　薪

右の中五升芋は馬鈴薯、木炭・薪は居留地にて使用したものであらう。

輸入品

羅紗　羅脊板　英吳呂　絹吳呂　綿天鵞絨　毛木綿交織　毛織物　唐棧　金巾　寒冷紗　雲齋木綿　莫大小　旗布　毛布　木綿絲　毛綿交織襦絆　手巾　繰綿　砂糖類　煙草類　石鹼　朱　土瓶　蠟燭　硝子類　水銀　黃册　明礬　籐　蘇木　熟鐵　鐵張金　象牙　鮫皮　機械類　馬蹄鐵　細船具　鐵砲及附屬品　馬具　洋劍　鼈甲　染粉　紅花　珊瑚樹　製練藥諸品　人參　沈香　線香　龍眼肉　蜂蜜　甘松　甘草　水仙根　五升芋　陶器　鐵器類　錫類　秤　文房具　紙　茶　唐繻子　ケンチウ　絹織物地　毛氈　麻絲　テグス　時計類　遠目鏡　龍吐水　沓　靴足袋　塗油　檜油　洋傘　衣服　飾物　食物類　酒類、其他雜貨瓶物類

右の輸入品中石鹼・毛布・時計・遠目鏡・沓(靴)・靴足袋・洋傘・衣服(洋服)等は殊に我が國人の注意を惹きために我が國民から廣く愛用され、超スピードを以て流行した。龍吐水はポンプであらう。併し我が國の產物中、もつとも有利な貿易品として特に外國人の注目したのは生絲・蠶卵紙・屑絲等であつた。右の表の最後に雜貨瓶物とある中の瓶物こそ吾人の最も注目に値する物で、この瓶物はいはゆる錦繪・古書畫・金銀製小道具・浮世繪等を意味するものではあるまいか、舊幕時代のチョン髷役人に取つて浮世繪や錦繪などは全く一種の瓶物にちがひない、斯くて安政の開港以來横濱・神戶・長崎・函館・新潟・江戶・大阪等からどれ程の貴重な版畫や肉筆浮世繪を始め、蒔繪物・古陶磁器・銘刀・鐔等がつまらない安物の袖時計・洋傘・毛布・遠目鏡・ピストル・靴等と交換されて流出したか解らない。これも皆な極端な歐化主義の弊害であり、馬鹿な、輕卒な、無反省無思慮な當時の時弊から被つた國家の損害であらう。國民が氣のついた時はもう既に遲く、歌麿・春信・清長・春章・豐信・榮之・春潮・俊滿・寫樂・北齋・淸信・政信・祐信・豐國・國貞等の傑作はその肉筆と版畫たるを問はず、大半は倫敦や伯林・巴里やチカゴあたりの美術館や博物館に納ま

つてゐたのである。

德川幕府は安政の開港と共に生絲・蠶卵紙（別に種紙ともいふ）の輸出に或制限を加へた、その理由を內地に於ける絲價の暴騰を以てしたが、いくら制限を加へても生絲と蠶卵紙は盛んに輸出されたらしい。殊に外國人は我が國民の貿易に馴れないのと、外國の事情に暗いのとを利用して盛に踏倒的値段で買入れ、それとは反對に賣付けるものは法外な暴利を貪つたことが想像に難くない。當時德川氏の威望は昔日の如くならず、社會は何となく不安であつた爲に天下は近年にない稀れな不景氣であつたから、永い間の不景氣に疲勞し切つた國民は斯る踏倒的な安値にも拘らず、喜んで外人の商談に應じ、以て自己の生活に一道の活路を拓かうと努めたことは想像に餘りある。昭和の今日でさへ金輸出禁止中に金の密輸が絕えないと云はれるが、取締の不完全な舊幕時代のことである、生絲や種紙が密輸されたからと云つて何もそれは不思議ではないのである。生絲や種紙が不足を告げると、經濟の原則によつて內地の蠶業が勃興し、種紙の製造が發達するであらうが、瓶物として一度輸出された美術は永久生產しないものであると斷言してもよい。怠した德川幕府が一方に役所用の名目で諸藩に武器の自由輸入を許すと共に、黑船の渡來に狼狽して遽に沿岸の防備を嚴にすべく諸藩に軍備の擴張を指令した結果は、自分の指令で自分の城を明渡さねばならぬ悲劇を演じ、遂に慶應三年十月十四日第十五代將軍德川慶喜の大政奉還となつて德川幕府は爰に最後を告げたのである。

安政六年の橫濱開港以來慶應三年まで九年間に於ける橫濱港の輸出入額を左に示して當時の貿易狀態を窺ふべきに資料としよう。

年次	輸出	輸入	合計	對前年增減步合
安政六年	五七八、九〇七圓	五四三、〇〇五	一、一二一、九一二圓	
萬延元年	三、一九四、六八八	二、九九六、五六八	六、一九一、二五六	增　四五・一八

文久元年	二、三四三、七五五	二、一九八、四〇六	四、五四二、一六一	減	二・六六
同　二　年	四、一一三、〇九二	三、八五八、〇一六	七、九七一、一〇八	増	七・五四
同　三　年	三、七〇四、四八四	三、四七四、七四九	七、一七九、二三三	減	〇・九九
元治元年	三、六〇一、二八四	三、三七七、九四九	六、九七九、二三三	減	〇・二七
慶應元年	五、三一八、七六七	四、九八八、九二一	一〇、三〇七、六八八	増	四・七六
同　二　年	六、七九四、四三九	六、三七三、〇七九	一三、一六七、五一八	増	二・七七
同　三　年	六、七六四、七四九	六、三四五、二二九	一三、一〇九、九七八	減	〇・〇四

二　明治初期の貿易

舊幕府の對貿易策は極めて微温的であり、消極的であつたが、明治政府はそれとは正反對に根本的な積極策をとつた。卽ち内に於ては貿易を振興すべく各地に洋式模範工場を設立して產業の發達を助長すると共に全國の樞要都市に通商司・通商會社・爲替會社を設立して外國貿易を奬勵し、金融圓滑の施設をなし、幣制、稅制の改革を斷行して國際經濟の信用を向上せしめ、盛んに外國の文物制度を輸入して舊制度を改革し、以て人心の一新に努力した。また外にあつては汽船會社に特殊の保護を與へて航路を擴大せしめ、以て國運の伸長に努めたので、明治四年七月の廢藩置縣後に於ける我が國の產業はその面目を一新して漸く發達の緖についたのである。

安政五年我が國が五ヶ國（英・米・佛・露・蘭）と修好通商條約を締結し、その翌六年に至つて先づ横濱・長崎・函館の三港を開いて貿易を行つたが、相次いで神戸・新潟・大阪の三港を開くと同時に、明治初年までに葡萄牙・獨逸・瑞西・白耳義・伊太利・丁抹・瑞典・那耳回・西班牙・墺地利洪牙利・布哇・淸國・秘魯・

朝鮮等と修好通商條約を締結して、こゝに海外發展の基礎を築いたのである。

併し明治十年頃までの我が國はその内容外觀共に唯だ形式を具へたに過ぎないもので、政治的にも經濟的にもその基礎は脆弱、内容は空粗、いはゞ大きな立派な空財布であつて、内部の窮乏に迫られて計畫した官制・幣制・税制三制度の改革を除いては、凡てに於て徹底を缺き毫も見るべきものがなかつたが、政府の模範工場の建設、國立銀行の設立等に刺戟されて各地に製絲・織物・漆器・陶磁器・セメント・煉瓦・硝子・製鐵・造船・建築等を始め、各種の工業が勃興したことは、幕時代に比し幾分か輸出入を增加する端緒となつた、いはゞその産業の興起も揺籃の域を脫せず、ために明治十年頃までは貿易額に於て大した增加を示さぬのみならず、この比較的少額の貿易も實は各開港場の居留地に於ける外國商館が殆ど獨占してゐた。明治大正史經濟篇にも「輸出の九割四分輸入の九割五分は是等外國商館の手を通じて行はれた有樣である。然るにこの所謂居留地貿易は弊害甚だしく、即ち外國商館は我が國の商人又は生産者の外國事情に無智なるに乘じて、種々なる不正手段を弄して不當に利益を貪つたのである。今例を生絲貿易にとつて當時の事情を述ぶれば、外國商館と我が賣込問屋との間に賣買の契約(市場語で手合せといふ)が成立すれば、賣込者の方からは破約又は値段の增加を請求しても、之には絶對に應じないのに、一方外國商館は生絲の檢分(市場語で拜見といふ)を利用して勝手に減價(直押)又は破約(ペケ)を爲すのである。又生絲の檢分は、荷物の到着日に行ふも、將又五日、一週の後に行ふも、すべて外國商館の勝手である。更に外國商館は生絲の品質重量を檢査(看貫)するに當つては、ガラ絲と稱して一梱から凡そ一總の生絲を拔取るといふ有樣であつた」とあり、當時外國商館の態度は隨分目に餘るものであつた事が想像される。

生絲

前節にも說明したが、我が輸出品中その主位を占めたものは今期に於ても生絲・絹織物・屑絲・蠶卵紙(種紙)・木綿織物等であるが、就中生絲は外國人から最も歡迎された。明治六年の墺國維納大覽博覽會後は我が

國にも機械製絲・機械紡績が行はれ、織物界にはジヤツカード・バツタン等に次いで西洋染料アニリン及アリザリン等が輸入されて、我が國の織物及び染色界に至大な貢獻をなした。また製陶界には從來の丸窯を廢して洋式窯が築造されると共に、酸化コバルトの如き西洋顏料が輸入され、次いで石膏型及び銅版押繪等が應用せられて、我が陶磁器界に一紀元を劃した。その他銅青銅器・七寶及び漆器・蒔繪等の如きも明治に至つて大いにその面目を改め、ために同七八年頃には外國商館の手を經て相當に輸出されたが、化學知識に乏しい我が起業家は深くその使用術を究めず、唯だその使用法の簡單にして發色の鮮明なると、價格の低廉なるとにより之れを濫用した爲に、輸出された織物が到着地で變色または褪色して續々と返品されるといふ悲劇を演じた。また支那漆が安いので我が國の漆師は一時盛んにこの支那漆を使用した。ところがこの漆で製造した漆器、主として食器であつたが、輸出後到着地で是又變色褪色したりして返品するものが續出したために我が國から輸出される絹布・綿布・漆器は一時その輸出額を激減し、機業界、漆器界は非常な打擊を蒙り、多數の失業者を出したが、斯界の有志家は深くこれを憂へ、一方に西洋化學染料の研究を始めると同時に、各機業地に化學染色講習會などを開き、傳習生を募集し、政府から技師の派遣を請うて染色法を傳習せしむる等只管聲價の挽回に努めた。また漆器界に於ては政府と協力して支那漆の驅逐に努め、これ又信用の回復を圖つた。

銅青銅器

銅青銅器もまた維新後に發達した輸出品の一種であるが、當時關東には加納夏雄、海野勝珉、鈴木長吉、黑川榮勝、岡崎雪聲、寶子山宗珉、百々瀨惣右衛門、鹿島一布、大堀正壽、鈴木源助等の如き名工が輩出し、北國就中金澤には水野源六、山川孝次等があり、新潟には玉川覺治郎の如き名工が現れ、幾多の逸品を出したが、後加納夏雄、海野勝珉、鈴木長吉等は帝室技藝員に選ばれたが、就中鈴木長吉の如きは明治十一年佛蘭西巴里萬國博覽會に雌雄の孔雀をつけた鼎式大香爐（高さ七尺）の如きは英國博物館に買上げられたと傳

へられる。當時これ等の名工の作は、いづれも横濱・神戸から輸出されたといふ。

明治初期の輸出品中で絹布・綿布・漆品等の變色・褪に色も增して我が商人の信用を失墜した大事件は不正蠶卵紙の賣込みである。蠶卵紙、卽ち種紙の賣込みは何時頃から始まつたものか判然しないが、明治事物起原に「蠶卵紙賣込の濫觴は詳ならざれども、生絲賣込商の中に、開港の後四年目なる文久元年頃、生絲が斯く賣れ行く上は、蠶卵紙も多分賣れ行くべしとて、地方より四百枚程持込み來れるものあり、最初は外人中、誰とてふり向く者も無かりしが、翌二年に至り、海岸十番館の佛人マロレ番頭山下文二郎なるもの伊勢平の店より、一枚一分銀二個の相場にて見本二百枚を引取り、之を佛國に送りたり、然るに其の蠶種は翌年の結果好かりし爲めに、漸次其の需要を增し來れり」とある。種紙を始めて賣込んだのは誰でもよい、それは姑く措くとして蠶卵紙賣行きが盛んになるにつれ、幕府はその騰貴を懼れて一時之れが輸出を禁止せしも、內地に於て一枚元價二三朱のものが三分または品に依つては壹兩位に賣れるので、密賣が盛んに行はれたので、幕府でもこの趨勢に鑑み、遂に我を折つて慶應元年に至り蠶卵紙賣買の解禁をなし、自由にその輸出を許し、差當り釘店の伊勢平、芝屋清五郎、朝田十作の三人にその賣込を公許するに至つた。之れより種紙の輸出は益々盛んに行はれ。後には一枚一兩一分に暴騰し、一時に六七萬枚も取引が行はれるに至つた。利に敏い商人の心は淺間しいもので、利のためには眼中に國家なく、この好況に乘じて種々の不正手段が行はれたことは實に痛歎に堪えない。世に斯る國家の蒼蠅を奸商と云ふが、彼等は夏蠶種に丹礬着色をなして春蠶種と稱する位は未だよい方で、甚だしいのになると古種紙の孵化を恐れその上に火熨斗をかけて新種紙として賣込み、或は臺紙に油菜の種子を植付けて盛んに賣込んだので、忽ち外商の不信を惹起した如き、種々の不正手段を講じた爲めに、一時他の善良な貿易品にまで變んな眼で睨まれるに至り、著しく我が商人の人格を疑はれるに至つたと傳へられる。明治事物起原に「明治二年四月版、吉田屋表二郎述の「蠶種商法」と題す

る一冊あり、外商の手を經ずして直輸出を試み、利權を我に回收すべき方法を警告せり、小冊なれども、事々實際の手引にして、机上の空論に非ず、中に左の如き記事あり。

去る丑寅年（慶應元年二年を指す）蠶卵紙一枚の價、二三弗なりしが、終には僅に五六匁まで下落し、其はては天保錢一枚にて蠶卵紙六枚などといふことになり、溝渠に投棄せし者間々これありしといふ。我商人も罪あり、夏蠶種を春蠶紙と唱へ、或は蠶種を糊付などに致し、下等なる品を多く製し、眼前一時の利を得んと謀りしより、其謀計を看破られ、却て破産せし者多く、翌卯年は前年の損失にこり、製産至つて少く云々、洋商二三十人の上を出ざるに、日本全國の蠶種之が爲めに盛衰を爲すに至ること、豈悲しからずや。

大凡年々横濱にのみ出る紙數三百萬枚と見れば（一枚一弗の相場ある時は）即ち三百萬弗の國益あり、自ら持渡らんとするには、御法の通り蠶紙改所へ運上相納め、改印を受け、横濱に持込み、西洋人の爲る如く綿密に箱を拵へ荷造を爲すべし。箱材は松樅の類にて、蠶卵紙一枚丈けの大にして、二百枚――二百五枚を一箱とす。詰方は、五枚或は十枚毎に、一分許の細く薄き間木を入れ、箱の外面に數個の小なる穴を穿つべし。往歲或商人蠶紙を横濱にて買込み、西洋へ持渡りし者ありしが、右箱に穴を明けることに氣付かず、且間木を入れず、麁相の荷造なりし故、悉く腐敗せりといふ』とあり、不正商人の跋扈いよ〳〵甚だしき爲め政府は明治元年閏四月『來五月朔日、吳服橋牧野駿河守屋敷に於て、蠶種紙生絲御改所被ㇾ爲ㇾ建、印稅御取入に相成候旨、大總督府會計裁判處より御達有之候間、此旨町中へ不ㇾ洩樣早々相觸べきもの也。辰閏四月』の達を以て、蠶卵紙・生絲の檢査を行ひ、印稅取立を開始した。尋いで同四年五月十四日更に布令して蠶種の粗製濫造を防ぐために規則を改定し、製造人は鑑札を受け、製造人の住所姓名を印記せしめ、原紙漉元をも取締ることになつた。

不正品の賣込みなどがあつて我が國の輸出蠶卵紙は屢々信用を失墜せしに拘らず、明治六年に至り、六箇

生産過多

所の開港場から海外へ輸出された總額は實に三百六萬三千餘圓に達したと稱せられる。然るに同七年に至り蠶卵紙の賣込みが益々盛にして、同年十月六日までに各地から横濱に集つた蠶卵紙は百五十四萬五千三百四十三枚に達し、前年の總輸出額を超過すること七十餘萬枚、尚ほ各地から集る蠶卵紙は日每に增加した。これ等の蠶卵紙の中三十萬枚は外商との間に商談が調うたが、殘る百二十餘萬枚の處分法につき、荷主と問屋との間に種々協議の末、その半數の六十萬枚を燒却し、六十餘萬枚を賣品にすべきことを決議し、同年十月九日から同二十六日までの間に總計五十八萬三千六百五十七枚を燒棄したと云はれる。明治事物起原に「蠶卵紙の生産過多は、每年の常事となり、其都度燒却法を行ひたるが、十年の冬の如きは、蠶卵紙を摺り落して、燈油を搾り取る原料と爲せり、同年十二月廿三、四の兩日、横濱花園橋畔の空地に竹柵を廻らし、會議局委員等之に會し、男女三百人餘を使役して蠶卵を摺落し、四斗樽に盛らしむること凡そ百六十個なり、殘を併せて之を糶賣す、其の紙は以て明年の原紙に供し、其の卵は以て燈油を絞り、其の殼は之を肥料に用ゆといふ、此の日、外人柵外に立ち、或は冷笑罵詈し、內國絲商は蹙眉惆悵の者往々これ有りといふ、十一年一月(東洋)」とある。以て蠶卵紙の取引が當時如何に盛んであつたかを推知することが出來るであらう。

德川幕府は外國貿易に對し極めて消極的な態度を取つたに拘らず、開港以來引續いて輸出超過を來たしたが、これを明治元年以後の横濱に就いて見るに、明治元年に至り、俄然進展したが、從來の輸出超過はこゝに逆轉して巨額の輸入超過を來たすに至つた。併し生絲の需要は累年增加した、いまその原因を推するに、我が國では奧羽戰爭の餘響をうけ、生絲の賣行が甚だ不況なりしと共に、當時我が商人は海外需要の景況及びその相場を知らず單に國內に於ける需給の如何によつて相場を定めたために、我が相場は世界のそれに比し、その價格が非常に低廉であつた。加之當時歐米諸國に絹織物が勃興し、非常に絹織物が流行した。また西紀千八百五十年（嘉永三年）頃から歐洲に蠶病が流行し、隨て生繭の收穫が減少した結果、歐洲にては生

絲の相場が百年以來且つて見ないほど騰貴した。爰に於て我が國の生絲は盛んに歐洲に向つて輸出せられ、之れに伴つて蠶卵紙の需要も頗る增加し、同年の輸出は生絲に於て六百萬圓、蠶卵紙は三百六十萬圓に達した。

明治維新と共に輸出入品は舊幕時代と多少ちがつて來たが、これを橫濱に就いて見るに、

輸出品

製茶	薄荷腦	薄荷油	經木眞田	生絲	熨斗絲
麥稈眞田	繭	眞綿	人參	銅	錫
鮑	魚油	乾魚	乾貝	昆布	寒天
綿織物	綿縮	羽二重	甲斐絹	絹製手巾	陶磁器
漆器	紙類	木器類	綿布類	紙製品	七寶燒
絹製品	醬油				

輸入品

米	繰綿	豆糟	乾藍	羊毛	大豆
棉花	麻	塊鐵	鋼	燐礦石	麥粉
赤糖	精糖	石油	鐵道機關車	生金巾	羅紗
條竿鐵	板鐵	軌條	綿織絲	モスリン	酒精
機械類	綿布類	毛布類	時計類	鐵器	銅器
鐵釘	煙草	皮革	毛絲	電氣發動機	汽鑵汽機
ばた	葉鐵	葉鋼	條竿及板鋼	綿帆布	麻帆布

右輸入品中、內地產業の勃興と共に機械類は比較多く、その中には製紙・造船・製鐵方面の大機械を始め

織機・製絲機械・紡績機械・製陶器械・印刷機・斷截機・硝子製造機等が年々巨額に輸入されたことは想像に難くない。尚ほ明治元年から同十年に至る横濱の輸出入の總額は左の通りである。

年次	輸出（圓）	輸入（圓）	合計（圓）	對前年増減歩合	
明治元年	一三、三〇七、二〇一	七、六八四、〇三二	二〇、九九一、二三三	増	六・〇一
同　二年	一〇、三八四、〇六〇	一五、七七四、七三二	二六、一五八、七九二	増	二・四六
同　三年	一〇、七七〇、三八一	二四、七九四・四七四	三五、五六四、八五五	増	三・五九
同　四年	一二、〇七四、六二八	一三、八八三、五五二	二五、九五八、一八〇	減	二・七〇
同　五年	一一、七二九、八三五	一九、〇二四、〇五〇	三〇・七五三、八八五	増	一・八五
同　六年	一五、六九四、〇六〇	一九、七四二、五六三	三五、四三六、六二三	増	一・五二
同　七年	一三、〇三四、二四三	一六、七四八、四〇一	二九、七八二、六四四	減	一・五九
同　八年	一二、九七〇、九八七	二二、五三九、七八四	三五、五一〇、七七一	増	一・九二
同　九年	二一、八一四、九二一	一八、九二〇、八二四	四〇、七三五、七四五	増	一・四七
同　十年	一五、九一六、三六八	二一、〇二八、七八八	三六、九四五、一五六	減	〇・九三

またこれを六開港の輸出入總額について見るに、

年次	輸出（千圓）	輸入	合計	輸(出)入超過	
明治元年	一五、五五三	一〇、六九三	二六、二四六	出	四、八六〇
同　二年	一二、九〇八	二〇、七八三	三三、六九二		七・八七四
同　三年	一四、五四三	三三、七四一	四八、二八四		一九、一九八
同　四年	一七、九六八	二一、九一六	三九、八八五		三、九四八

同五年	一七、〇二六	二六、一七四	四三、二〇一	九、一四八
同六年	二一、六三五	二八、一〇七	四九、七四二	六、四七一
同七年	一九、三一七	二三、四六一	四二、七七九	四、一四四
同八年	一八、六一一	二九、九七五	四八、五八六	一一、三六四
同九年	二七、七一一	二三、九六四	五一、六七六	出 三、七四六
同十年	二三、三四八	二七、四二〇	五〇、七六九	四、〇七二

舊幕時代にも増してこの期には貴重な錦繪を始め、古美術品が盛んに海外に流出した。舊幕時代には外國人の渡來も比較的多くなかつたが、維新後社會の不安が一掃され、人心の安定と共に、潮の如く渡來し、各地に教會堂を建設し、學校を設立する等夥しき文化施設をなすと同時に、多數の美術好愛者が渡來した。剰へ當時我が國は恰も新國家の建設に沒頭してゐる際とて物質偏重の弊に陷り、美術品の保護などを考へる餘地がなかつたのと、廢藩置縣の結果華士族の如き比較的多くの美術品を藏せる階級人が或は營業の資を得るために、或は生計の費用に供するために、或は他郷に轉住するために、或は北海道に移住するために、或は數人共同にて會社を設立するために、相手の內外人たるこを問はず、父祖傳來の刀劍・書畫・骨董を二束三文に捨賣りした爲めに、今日の國寶級に屬する美術品の多くは、いづれも海外に流出したのである。

いま爰に藤岡作太郎著近世繪畫史の一部を再錄して明治初期の美術に對する國民の關心を窺ふの資に供しよう。卽ちその第五期內外融化、第一章畫運衰微の條に『たゞこの明治初期における美術が、いかに慘憺たる有樣なりしかを思へ、維新の事變は一は國學の勝利ともいふべし。朝に立ちて政を行ふものには、日本固有の神道を唱へ、佛敎習合の弊を慨するものあり、神佛混合を禁じて、社寺の別を明かにし、一時、神祇官を設けて太政官の上に置き、なるべくは佛敎を撲滅せんとさへ計れり、かくて千年以上よく混化し來れる兩

部習合の制は、こゝに打破せられて、神社は佛敎に關するものを斥け、佛寺は神道に關するものを除かんとしたれば、古來著名なる殿堂・彫像・圖畫典籍等の惜しげもなく摧毀せらるゝあり、灰燼に附せらるゝあり、崇拜措かざりし寶器珍什空しく塵埃に歸し、今日に至りてはこれを回復せんとするも終に及ばず。やうやくこの一時の破壞を免れたるものも、社寺ともに從來の料地を奉還して、自家の維持に苦み、累代傳承の器什の千金にも替へがたきを、些少の價に沽りて、却つて策の得たるものとす。士人もまた家祿を奉還して、馴れぬ產業に失敗し、資財を蕩盡するもの多し。さらでも怪しげなる洋風の家屋を造り、室內には拙き油繪・石版畫などを飾りて、雪舟・古法眼もまた惜しからずとす。社會の風潮およそかくの如く、急激なる變動に血迷ひて、歷史を忘れ、好尙を下し、こゝに乾枯無趣味なる時代を現出せり」とある。以て當時の風潮を覗ふに足るだらう。明治の畫聖狩野芳崖は當時東京にあつて赤貧洗ふが如く、ある日友人の勸めによつて五十幀の畫を作り、衣食の料に充つべく之れを沽らうと試みたが一人も買手がないので、終にすべてを三圓にて田舍廻りの小商人に賣つて米を買つたといふほど、美術品などの蔑視された時代である。この時代に我が國の美術品が海外に流出したのは、敢て不思議はないであらう。

第十一節　財　政

財政

一　維新前の租稅制度

稅制

維新前の租稅制度

往昔のことは暫く措き、德川時代に於ける租稅制度は明治初期の租稅制度に密接な關係があるので、明治の租稅制度を明かにするには先づ德川時代の租稅制度を說明する必要がある。

全國均一制

德川氏が天下を統一するや、封建の基礎が漸く鞏固となり、諸般の制度が漸次整備するに及び、當時幕府は直轄地に課徵の法を樹てゝ諸經費に充てると共に、二百七十餘の大小諸侯にはその領內に獨立の租稅制度を許した。然れども是等諸侯の租稅制度は概ね幕府の課徵を模倣したものなるが故に、德川時代の租稅制度は大體は於て全國均一制度であつたものと見て差支ないのである。德川氏の課徵の法を大別し地租・小物成・課稅の三種となすことが出來る。

檢地法

(一)地租は耕宅地に課する租にして、實に歲入の大部分を占むるものである。幕府は强て田を檢し、努めて租法を紛更なからしむると共に、土地兼併の弊害を豫防するために寛永二十年一般地主に對し、其所有田宅の賣買を永久に嚴禁するに至つた。爾來租法は屢々改正されたが、貞享三年五代將軍綱吉の時代に至つて全く完成し、以來その法を改めず以て慶應に及んだ。卽ちその課稅法は檢地法を定め方六尺一分を以て一步とし、三百步を一段、十段を一町と定め、田畠を各上々、上、中、下、下々の五階級に區別し、之れに對し五公五民の租法を用ひ、石盛の輕重に從ひ、五合摺の割合をもつて租米を徵收した。石盛とは租を賦課するため土地の肥瘠によつて設けた穫米率である。例へば田畠の收穫高を見積るに當り、田畠一步(約一坪)の稻を刈り、その籾を算し以て一段の產籾高を知るの方法で、卽ち一步に籾一升を得れば一段の總產籾高は三石であるから、これを五合摺にして一石五斗を得、これ上田十五の石盛である。故に石盛幾箇と稱するのは、一斗を一とし、一石を十とするの法で、石盛の半分を租米としたから、一段に付七斗五升の租米を徵收された譯である。卽ち田畠一段の租法は、

	刈籾	石盛	租米
上々田	三石二斗	十六	八斗
上田	三石	十五	七斗五升

	刈籾	石盛	租米
上々畠	二石四斗	十二	六斗
上畠	二石二斗	十一	五斗五升

中田	二石六斗	十三	六斗五升	中畠	一石八斗	九	四斗五升
下田	二石二斗	十一	五斗五升	下畠	一石四斗	七	三斗五升
下々田	一石八斗	九	四斗五升	下々畠	一石	五	二斗五升

定免
検見

當時地租課徴の制度に定免・検見の二種あるが、免とは石高に賦課する税率を指すものであるが、定免とは過去數年間の收穫を基礎として課税率を定め、或年間だけ徴税するものを云ふ。但し凶歳のため收穫三割以上を減少せる場合には徴税の一部或はこの全部を免除するが、これを破免と稱した。然るに三代將軍家光の時、定免は百姓が困難すべきを察し、料所一般検見取りと爲すべき旨を令し、定免取りを廢止するに至つた。検見とは年の豐凶を問はず、毎年田地の作毛を検分して徴税率を定める方法で、検見役が各地を巡視し、適當と認むる土地に到り、その田地を坪刈して一村内に於ける一坪の收穫を實地に調査し、之を標準に全收穫を見積り、以てその租税額を決定する方法である。随て坪刈の場合には勿論上中下の田畠に就て行ひ、また年々その實收高によつて課税するのであるから、歳の豐凶によつて其租税額に多少の差があり、定免に比し比較的公平な徴税法であつたが、現今と異なり舊幕時代には盛んに私曲が行はれた爲に、切角の良法も到底無私公平を期することが出來ず、到所に不平怨嗟の聲が絶えなかつた。よつて幕府に於ても漸くその弊害を認むるに至り、後には定免・検見の兩方を併用したと傳へらたる。

(二)當時地租の外に小物成と稱する一種の附加税の如き税があつた。小物成とは高掛錢とも稱し、山年貢・川年貢・林年貢・茶年貢・漆年貢・葭年貢・鹽濱年貢等の雜科、その他酒屋運上、醤油冥加、油冥加、紺屋冥加、高瀬船役、炭運上、水車冥加金、漁業運上と稱せられるものを始めとし、この外市場・問屋・仲買・小賣商・荷車・駕籠等に課する運上・冥加があつた。山海林野の諸年貢は主として假別に賦課し、諸般の運上冥加は商賣その他の營業者に課したもので、一種の營業税である。この外江戸府内には町家の間

ロによつて等級を定め、之れに公役銀(夫金)を賦課し、職工には雜種の物品若くは力役を課するのが慣例となつてゐた。

(三)田租小物成外に雜種賦課があつてその種目は甚だ多く、田租に加徵する口米・口永を始めとし、畠地に課する畠永・村役(公役)・國役・助鄕役・三役及び武家に課する武家役等の諸課役があつたが、幕府では努めて聚斂の弊を矯める方針を採つてゐたと稱せられる。以上の雜税中、口米・口永は代官所の雜用に充たもので、公役は石高に應じて人夫若しくは雜品を出さしめ、國役は大工事のある時臨時石高に課賦し、助鄕役は驛路沿道諸村を指定して人馬を課し、三役は傳馬宿驛等の雜用のために石高に課賦したものである。

藏奉行

尙ほこれ等の租税の納期に就ては倉庫の所在に從つて各地その納期を異にしたが、大抵は每年十月から翌年七月までに納濟運輸せしめ、その金納には自らその納期を短縮したものゝ如く、未納若くは所定の納地に違ふものは總て代官をして辨納した。またこれ等の租税の徵收に與かるものは各地に散在する郡代・代官及び預所で、賦物はすべて勘定所の勘計に屬し、江戶・大阪・京都には藏奉行があつて米廩を管理し、また江戶・大阪には金奉行があつて金庫の保管に任じた。斯の如く德川氏の租税制度は稍々完備したものであつたが、未納及び納期遲引せる租賦を代官に辨納せしめし結果、代官のその支配内に於ける徵税は勢ひ苛斂誅求を免れず、ために人民中に幾多の悲劇を演じたことは普く人の知る所である。

二　維新直後の税制

維新直後の税制

維新の大業を成就し、政權は朝廷に歸したが、政府の基礎を鞏固にするには第一に税制を確立して國家の歳入を增加せしめなければならぬ、庶政中、税制の確立は實に當面の急務に屬することは論を俟たぬ。然れ

税制の確立

ども維新直後のことでもあり、朝綱未だ全く張らず、人心尙ほ鎭撫せざる時に於て、深く民情を察せずして遽に從來の稅制を變革することは到底至難の業たるを免れないので、明治政府は深くこゝに鑑みる所があり、租稅は姑らく舊慣によつて之を徵收し、漸を追ふて革新するに如かずと極めて穩健な策を採つた。然れどもその中の苛法に類する弊習は臨機稟議せしめて一時權宜の處分をなす等着々改善の方法を講じたことは論を俟たぬ。また舊幕府麾下の采邑を沒收したものに就ては、最寄の府縣又は藩をして之を管轄せしめた。されど當時舊幕府の地租に關する帳簿は未だ政府の手に移らず、隨て未だ私領・社寺領の村高及び前年の收租が明かでない。よつて此儘では到底徵稅の基礎を樹てることが出來ないので、先づ明治元年四月政府は布達を以て『諸萬石以上、以下私領並社寺領共是迄幕府へ差出候振合ヲ以テ村高帳寫相添急速民役所へ可差出事』を令し、次いで同年八月に至り太政官は『諸國稅法之儀其風土ヲ篤ト不二相辨一新法相立候テハ、人情ニ戾リ候間先一兩年ハ舊慣ニ依リ可レ申、若苛法弊習又は無二餘議一事件等有レ之候ハヾ一應會計官へ伺之上處置可レ有レ之事』との布告を發して、徵稅の大本を指示した。

尋いで諸藩がその版籍を奉還するに及び、明治二年六月これを勅許すると共に諸藩に命じて之を返上せしめ、こゝに初めて郡縣の制に復した。版籍奉還後に於ける諸藩の稅制に就ては明治財政史綱に『然れども便宜上其封土限り各某藩と稱し、其藩主及官僚を知事大參事に任じ、現石十分の一を其家祿として附與し、十分の九を以て藩政の經費及び士族の祿に充てしめたるも、租稅の賦課徵收に關しては、各藩尙ほ區々たるを免れず、從て重斂薄課其當を失するもの少なからざりしと雖も、姑らく舊慣に依りて之を徵せり。越て明治三年十二月皇族・華族・及舊官人以下の祿制を定め、稟米を以て支給するに依り、各其采邑を返還せしめ、又社寺の所領に對しても、其現域地を除くの外、凡て之れを返納せしめ、更らに社寺祿制を定め、以て稟米を支給することゝ爲せり。而して一方に於ては、成るべく舊慣の下に於て、土地負擔の公平を期せんとし、

社寺祿制
稟米

同年七月檢見規則を制定したり。其理由に曰く「維新以前檢見ノ法固ヨリ備ハラザルニアラズト雖、各地概ネ其法ヲ異ニシ、寛苛輕重其趣キヲ一ニセズ、況ハンヤ積習ノ餘弊謂フベカラザルモノアリ、且夫レ檢地以テ田積ヲ正シ、檢見以テ租額ヲ定ムルハ、田制ニ於テ缺クベカラザル要務タリ、然レドモ檢地は從來農民ノ嫌忌スル所ニシテ、其擧アル毎ニ紛紜ヲ生ズ、先轍既ニ然リ、況ハンヤ當時維新後日尙ホ淺ク、民信未ダ厚カラズ、此時ニ當リ檢地ニ著手スルハ策ヲ得タルモノニアラザルヲ以テ、先ヅ舊慣ニ依リ三年乃至五年間檢見ヲ以テ登量ヲ試驗シ、以テ均一ノ租率ヲ定ムルノ優レルニ如カズ」と、而して其登量は五公五民を標準となしたり、次で四年開墾・荒地復舊・地目變換等の爲めに開墾規則を制定し、以て畑の田となり、隱田・私占等に係るものを點檢して脱税を防ぎ、又舊來一般民籍の外にありて、多く除地となり、租税を免れたる穢多非人をして一般民籍編入すると共に、之れに地租を賦課するに至れり』とあり、以て當時の徵税法は、單に德川時代の租賦に多少の改正を加へたのみで、從來の租賦をその儘採用し、以て一時を彌縫したものである事がわかる。

明治四年七月廢藩置縣の詔があり、こゝに於て全國は朝廷の直轄に歸し、政令が初めて一途に出づるに至つた。隨て租税の如きも全國に劃一の制を布き得る好機に達したが、一朝にして數百年來の習慣と因襲を打破し、遽に新制を布くことは却て民情を無視する嫌ひがあるので、當時太政官は特に租税に關して

今般藩ヲ廢シ縣ヲ置カレ候ニ付テハ、租税ノ儀一般ノ法則ニ可ニ引直一キノ處、因襲ノ久シキ一時ニ引直シ候テハ、却ツテ民情ニ悖リ候儀モ可レ有レ之候ニ付、當來年ハ悉皆舊慣ニ依リ可レ申、尤是迄取扱來リ候方法、並ニ雜税ノ名義區別等、詳細取調、來ル申年三月中迄ニ可ニ伺出一候事

と云ふ布告を發して、租税法は尙ほ舊慣によつて徵收をする旨を明示したのである。

然るに翌明治五年封建時代の遺物たる土地賣買の禁を解く必要を認むるに至り、同五年二月十五日太政官

沽券税

は布告第五十號を以て『地所永代賣買ノ儀從來禁制ノ處自今四民共賣買致所持候儀被二差許一候事』の旨を發布し以て之を全國に令した。尙ほその善後措置に關しては明治財政史に『土地の所有權を認め、郡村宅地の租法も舊制を廢し一般地券税法を施行する方針を以て、先づ土地の賣買讓渡に際し、地券を交付することゝし、地券渡方規則（五年二月二十四日）を定め』とあり、次いで同年四月十四日に至り、布告第百二十四號を以て『地所外國人へ賣渡又ハ地所地券等書入ト爲スヲ禁ズ』る旨を發布して外國人に地所地券等一切土地の質入書入を禁じ、越へて同六年一月十七日に至りて之に對する規則を發布した。曩に政府は明治四年七月廢藩置縣に際し、太政官布告を以て租税法は從來の徵税法によつて行ひ、特に急を要するものに限り明治五年を以て改善すべきを約したが、税制の改革たるや頗る難事業にして一朝一夕に改正し難きを知り、同五年五月及び六年一月、太政官は尙ほ一年延期の止むなきことを布告した。次いで六年、政府は市街宅地及び舊藩城郭内士族屋敷に地租を賦課する必要を認めたので、該宅地の賣買價格に從つて沽券税を徵收することに決定し、この議を京都府・大阪府・神奈川縣に指令すると同時に、從來の租額は檢地・檢見・石盛等を以てその土地の廣狹・肥瘠・豐凶等を參酌し、一に石高を基準として賦課し、努めて公平を期したが、その他の諸税諸費をも石高に割當てゝ徵收して來たので、地券税法を施行するには從來の石高準據法は少なからず障害となつた。そこで政府は同六年六月意を決して田畑石高の稱を全廢し、凡て段別割を以て課税すべきことを定め、租税及び諸公費は以後一切段別割に之を徵收すべきことを各府縣に命じた。加之、次いで政府は從來畑租と徵收せる大豆納を始めその他畑産物の貢租を廢して之を米納に改めた。然るに從來畑作を本業とする地方の米納は運輸の不便を理由として諸方に石代納の要求するものが續出するに至つたので、政府も深く鑑みる所があり、田租の如き遽に變更し難きものを除き、他は全部石代納を許可するに至つた。因に石代納とは現穀を上納する代りに、その米穀を賣つて代金を納付することを云ふのである。

神田孝平

地租改正案

尙ほ田租の租革に關しては明治財政史綱に『是れより先明治三年六月集議院判官神田孝平氏は田租改革の建議を爲し、民部省亦再三內國稅改革の議を上申したり、而して神田氏の所說は當時の卓見にして、大に世論を喚起し、遂に地租改革の動機を爲すに至れり、今其要點を見るに、氏は先づ舊法たる檢地・檢見・石盛等より生ずる各種の弊害を擧け、米納に依る不經濟を述べて曰く、山林田畑を一切米を以て稅と爲すが故に田畑少なき處は米を官に納め、山林の產物を鬻ぎて米に易へ以て食に充つるなり、斯くて收むる所の貢米民の手を出でゝより官倉に入る迄、斗量減少し、廻送費多く、又蟲食鼠食難船奸臟等の耗減あり、民より出でし丈けは官に入らず、官亦た貢米を賣て萬機の費用に供せむるべからず、然るに市價の高低料るべからざるが故に、正確なる豫算を編成して、行政を運用するに由なしと、更らに改革法案を具して曰く、舊慣の諸弊を除かんと欲せば、田地賣買を許し、沽劵高に準じ、金子にて稅を改むるより善きはなし、而して沽劵値段は地主の定め次第なるも、故らに廉價に申立つるものを防がんが爲めに、一法を立て、若し地主の定むる所より高價に買はんと云ふものあらば、之れを賣るを欲せざれば付値段通りに沽劵値段を改めしむべし。斯くて沽劵の總金額を求め、次に二十年間各府縣管內より納むる貢米の平均相場を以て金高に直し、此金高と前の沽劵總高とを比較する時は、各沽劵の稅金高を得べしと。越て四年七月租稅權頭松方正義も亦地租改正案を大藏卿輔に啓沃する所あり、其要旨を見るに、(一)地所の耕作は其持主の自由に任すること、(二)地所賣買讓與は勝手たること、(三)穀物の輸出入を允許すべきこと、(四)地引繪圖を精細調製すべきこと、(五)地價を定むること、(六)地價に從ひ租額を定むること、(七)地所持主に各地劵を附與すること、是れなり。同年五月陸奥宗光又田租改正の建議を爲したり、其要旨は神田孝平の意見と大同小異なり』とある。

斯の如く識者中租稅、就中歲入の大部分を占むる地租の改正に就いてその改正案を建議するものが多く、且つ維新の大業も略ぼ一段落を告げたので、政府は玆にいよ〳〵地租改正を斷行すべく、その準備に着手す

るに至つたのである。

三　地租の改正

明治五年七月政府は先づ地租改正の準備として各地方官に就いて、一般地租の改正に關する意見を徴し翌六年四月地方官を大藏省に召集し、地租改正の方法を議したのである。

これより先き政府は明治四年十二月先づ神田孝平の建議に基き、從來地租の免除地であつた東京市街に更めて地租を賦課することに決し、同年十二月二十七日、太政官は『東京府下從來武家地町地ノ稱有之候處自今相廢シ、一般地券ヲ發行地税上納被二仰付一候條此旨可二相心一得事』といふ布告を發して武家町人に地租の賦課を斷行した。これが我が國に於ける地租改正の濫觴である。その徴税規則の大要は明治財政史綱に、『(一)從來の武家地等にして官に納めしものは之を拂下げ、而して一般土地所有者に地券を交付して其證とし兼ねて課税の標準とす。(二)地券に記載すべき地價は、土地の拂下代價、又は近傍に於ける土地の價格に依るものとす、而して受券者の申立價格にして低廉なる時は、之れを增價せしめ、若し從はざる時は、競賣方法に依り其土地を他人に讓與せしむ、但し所有者にして之を拒む時は、競落價格を以て地券金額とす。(三)地租は地券金額の百分の二を以て其率とし、外に廳費として税金一圓に付三錢を賦課す、而して此等の課率は時の實況に依り之を高低するものとす(其後九年四月地租を地價の百分の一に改む)』とあり、課税率を地價に依つて決定せるは、從來の石代納に比し一段の進歩と云ふべきである。

さて明治六年四月大藏省に於ける地方長官の地租改正に對する意見を見るに、略ぼ之れを三種に大別することが出來る、即ち(一)は從來の地額を金位に換算して之を地券の反別割に賦課し、漸次その課税率を適當なものとすること。(二)はこの際根本的の大改革を斷行し、從來の檢見を止め石盛を廢し地價割に賦課して

割一の新税法を施行すべし。(二)は地租改正の斷行は元より必要なるも、今俄に古例舊慣を排除することは民意に悖る嫌ひがあるから、改正は漸進主義を採り、今後五六年の間はやはり從來通り中正な檢見法によつて地租を徴收し、追々これに地券を授與し、人民が漸く舊態を脱し新法に慣れるに及んで地價を修正して割一制を布くべしとの主張であるが、併しいづれも舊稅の積弊を一掃すべしといふ點は天下の輿論であつた。

大隈重信

こゝに於て同年五月大藏省事務總裁大隈重信は地租改正の草案を作成して正院に上申した、ために同年七月二十八日布告第二百七十二號を以て『今般地租改正ニ付舊來田畑貢納ノ法ハ悉皆相廢シ更ニ地券調査相濟次第土地ノ代價ニ隨ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト相定旨被仰出候云々』の地租改正條例を發布すると同時にその施行規則を制定された。同條例の骨子とする所は明治財政史綱に、

地租の物體

(一) 地租の物體　從來地租は土地の收穫を標準として之を賦課せしが改正法に於ては土地の價格に應じて課稅す、從て年の豐凶に際するも、一切增租減免を爲さざること。但し天災に依り地所變換せせ時は、實地點檢の上、損潰の厚薄に依り其年に限り免租、延納を許すこと。

課稅の程度

(二) 課稅の程度　舊幕時代に於ては地租は五公五民の稱ありたるも、種々の寬法ありたるを以て、其實概ね三公七民なりし。然るに今地租は地價の百分の三を以て定率と爲す、故に現收穫を百とすれば、其二十四五を官に納むることゝなり、從來に比し百分中四五を減ずる割合となれり。尤も改正法の精神としては、地租は地價の百分一にも定むべき筈なりしも、物品等の諸稅目興らざるに依り、先づ當分百分の三を稅額とし、茶・煙草・材木其他物品稅の發達增收を見るに從ひ、結局百分の一に減少すること。

收納物件

(三) 收納の物件　從來の米納を廢し、凡て金錢を以て納付せしむること。而して地租の根源たる地價を定むる方法としては、

地價調査の方法

(1) 地價調査の方法を分ちて二とす、卽ち一は書面上の調査にして、人民より提出せし書類に就て其當否

を檢するを謂ひ、一つは實際上の調査にして實地に臨み、人民の述ぶる所を檢するを云ふ、而して書面上の調査は先づ法定の方法に依りて地價を算して之を標準とし、人民より提出せるものにして之に合する時は勿論、標準より下ること一割なるか、又は一割以上なるも、相當の根據ある時は之れを假決し、後實地に就て當否を檢し以て地價を決定す。次に實地調査は先づ土地を一筆毎に丈量し、之れに依りて繪圖を作り、更らに帳簿及繪圖と實地との差異なからしめんが爲め、地押を行ふ。次に地價を決定するに當り、土地一筆毎に其收益を調査算定することは到底行ふべからざるを以て、各町の田畑宅地毎に土地の位置、地味及交通の便否に依りて等級を設け、之が收穫を標準として、一段歩に對する地價を定め、以て各等級に屬する毎筆の地價を算定するものとす。

地價算出

（2）地價算出の方法は先づ田地一段歩の收穫を石代に依りて金錢に換算し、種子・肥料・地租及村費を控除したる殘額を純收益とし、之れを一定の利率に依りて還元して地價を求む、而して自作地においては、全收穫米を以て直に石代に換算し、小作地にありては小作米を以てせり。然れども一つは六分の收益あるものと見做し、一つは四分とするを以て、結局其算出地價に於ては敢て差異なし。然り而して之れと同時に、同條例施行細則、及地方官に對する心得書を發布したるが、地方官心得に於て地價算出の法定方法として理論上の檢査例なるものを示せり。即ち地價を定むるに當りて自作地收益と小作地收益とを區別し、前者を年六分、後者を年四分の利率を以て還元すると同時に、公課と收益の割合をして四公六民の標準に依りて、之れを定めたり。檢査例に依れば

（一）自作地收益と地價

一、田一段步

此收穫米一石六斗

（二）小作地收益と地價

一、田一段步

此收穫米一石六斗

代金四圓八十錢　但し一石に付代金三圓

內

金七拾二錢（種籾肥料代金一割五分引）

差引殘金四圓八錢

內

金壹圓六十三錢二厘　公課

內譯 金壹圓二十二錢四厘　地租百分の三

金四十八錢　村費百分の一

殘金貳圓四十四錢八厘（但し假に六分の利と見做す）

此地價金四拾圓八十錢

此百分の三、金壹圓二十二錢四厘

此小作米一石八斗八合

代金三圓二十六錢四厘　但し一石に付金三圓

內

金壹圓六十三錢二厘　公課

內譯 金壹圓二十二錢四厘　地租百分の三

金四十錢八厘　村費百分の一

殘金壹圓六十三錢二厘（但し假に四分の利と見做す）

此地價金四拾圓八十錢

此百分の三金壹圓二十二錢四厘

而して、地租算出の方法は、收穫米代の內、自作地にありては種肥料代を引去りたるものを、小作地にありては小作米代を以て實とし、二年間の金利步合に百を乘じ、稅率三と村費一とを加へ法とし、法を以て實を除し得る所の數を村入費とし、之に三を乘じて地租とするものなり。而して畑方は小作米金を以て地價を算出するを本則とし、鹽田は賣買代價、山林藪澤は一歲の收入と賣買代價を照應して之を定むることゝせり。

とある。斯くの如く明治六年の地租は改正せらるゝに至つたがこれが實地施行に當つては尙ほ種々の困難障害を惹起したことは想像に難くないが、いま今改正當時の狀況を見るに、これ亦明治財政史綱に、

（一）　土地經界の更正に就ては、舊幕時代より府縣國郡の經界は大率明瞭なりと雖、村字の境界に至りては

或は錯雜犬牙の如く、或は散布碁子の如く、從て各村の利害よりして絕へず爭論を惹起し、不便云ふべからざりしを以て、改組に際し、村吏人民を諭し、彼是協議を遂けしめ、或は分合し、或は交換し、大率山川、溝渠、道路、堤塘等、著明不動なる者に依りて境界を定めたり。

（二）土地所有の處分に就ては、人民をして各其村地を書出さしめ、村吏をして更らに實地に望み、四隣地主を會して官民の別なく、每一筆其所有を檢し、檢地帳、地引帳、其他村吏に傳へたる公の記錄賣買質入の公證等に照合し、更らに丈量を加へ、方積を記入して之を出さしめ、然る後官吏之れを點檢し其所有明瞭なるものは、直ちに其所有を認め、不明なるものは、證書を徵し、證人を索て之を區別す。

（三）穩田切添切開を爲せしものにして、地租改正前申出づるものは、其罪を不問に付して其所有を許したるも、道路、堤塘等公用の地を犯せるものは、凡て之を復舊せしめたり。

（四）社寺地の處分に關しては、境田地の祭事法用に必要なるものゝ外凡て上地せしめ、祭事法用必需地を境內とし、其社寺買得の證あり、人民寄付の證あるもの、自費開墾の證あるものには、凡て所有を許したり從て境內と定めしもの神社一萬六千五百町步、寺院九千八十町步、境內となりしもの神社七萬六百七十町步寺院四萬三千七百町步なり。

（五）檢地に關しては、舊幕時代檢地各種奉行を命じ、奉行自ら本村に出張して土地を丈量したるも、斯くては非常の費用と人民の忌嫌とを生じ、支捂扞挌、却つて地積を紊亂するの恐れあるを以て、土地丈量の業を擧げて一切人民の擔任と爲し、官吏は單に玆に適宜分派し、其丈量の精粗適否を檢査するの方針を採れり。即ち（イ）地押には、人民をして各村、各字限り一地一筆每に番號を付し、十字法又は三斜法を以て步積を量り、畝杭を建て、字番號、地目、段別、地主姓名等を明記し、其番號地順に從ひ一筆每の形狀を見取圖を製し、之れを聯合して一字、及一村限圖を製し、地引帳と共に之れを官廳に上進せしめ、後官吏本村に臨み地

主及本村總代人に會集し、其畝杭を其地引帳、地引繪圖とを照合し、重複脫洩なきを確認す。(ロ)丈量檢査も亦地主總代を會集すること地押に同じ、而して官吏實地畝歩を算定し、之を人民の具申せる反別に比照し一段歩に付十歩内外の差あるものは、之を認可せり、尤も市街宅地に關しては、分見法を以て先づ一町周圍を測量して其總積を求め、百坪に付二坪迄の者は之を認可し、山野は分見を以て總額を求め、其檢地尺度は方六尺を以て一歩とし、三十歩を一畝、十畝を一反と確定したり。

(六) 地價は賦税の基礎を爲すものにして、現に賣買する市價を指すものにあらず、所謂法定地價是れなり、而して其調査は郡村と市街とは自ら事情を異にし、郡村には主として地味の肥瘠土地の便否、耕耘の難易を斟酌して其收穫を査定し、市街宅地は土地の盛衰、地盤の乾濕、運輸の便否を考察して收益を査定すると雖、地價を求むる方法に至りては全く同一なり、而して先づ、

(其一) 地位等級を組織する方法としては、耕地は地形の便宜に依り二十村或は三十村を連結して組合村と稱し、其内地位中等に居る一村を選拔して模範村と爲し、其村内の田畑を大約九等内外に區別し、官吏其地に臨み、區戸長及改租總代人及組合村々老農數名相會し、田畑一地一筆毎に土地の肥瘠、水旱害の有無、耕耘の難易、運輸の便否苟くも收穫の多寡に關するものは凡て推究し、輿論に依りて其等級を決定して後、更らに組合村々をして之に模倣せしめ、甲村何等は模範村の何等に當り、乙村の何等地は模範村の何等に均しと順次之れを模範村に對照比準し、一般に其等級を畝杭に明記し人をして之を知るに易からしむ、斯くて全管内幾多の組合の整理を告ぐるに及び、更らに組合相互間の比準如何を精査し、終に全管内を連貫し秩序遺憾なきに至らしむ。又郡村宅地の地位は本村耕地の地力に準據し、地利の便否を較量し、大約一村内を四五等に別ち、市街地は主として商業の盛衰、運輸の便否、戸口の疎密、及貸地料の多寡、賣買價の高低、表裏坪の形狀を斟酌して等級を付し、其數殆んど五百階に上れり。山野は多く一郡を一組

合にし、各種産出物の價格を斟酌して決定したり。

（其二） 收獲の調査は、田方は米、畑方は大率麥、大豆を用ひ、桑・茶・麻・藍等を種藝とするものは近傍米麥を植ゆるものゝ利益に比準す。而して各地既往五ヶ年間最も豐凶不偏の平年を以て收穫の目的標準となし、先づ第一、達觀上の調査としては舊法税率の輕重及檢見坪刈の出合、小作米の多寡等を調査し、一郡一區より全管内の收穫を求め、第二、實地上の調査は一地一筆毎に地位等級に應じ、其一等地は若干二等地は若干と逐次適當の收穫を討究し、以て之を一村一郡に及ぼし、全管内の收穫を求め、然る後此二樣の調査を照合取捨斟酌し、後收穫の額を決定す。山林の收益は其産物の生育すべき地方を度り、大凡何年間に成木し、其成木價直若干とし、其内生産費を控除せる殘額を成木年間に割合ひ、其地一歳の收益を決定す。

（其三） 穀價は明治三年より五ヶ年間上中下米を平均し、其平均時日は、貢米石代相場に用ふる時日に因るべきものとせり、而して其相場を提査せし地は、其管内の大小廣狹に依り、一定し難しと雖、凡五六ヶ町乃至十數ヶ所、常に米麥の賣買を爲す地の相場を採り、此總平均價格を以て一管内一樣に用ひしものなり。尤も州郡の地位に依り、數區に分ちて數種の相場を用ひしものあり、斯くて結局全國を平均すれば一石の價米四圓十八錢五厘、麥一圓九十七錢八厘、大豆三圓一錢五厘強なりき。

（其四） 其他利子は大抵六分利を普通の程度と定め、土地の景況に依り增減伸縮せるも、七分利を以て其極度としたり、而して全國平均して田は六分一毛強、畑は六分三厘強に歸着せり。又肥料村費は全收穫の内諸費を控除し、地價を算出する爲め一般に此費額を定むるものにして、種肥料は全收穫の一割五分村費は地租の三分一とせり。

斯くの如く我地價は綿密周到の用意を以て、所謂收益課税の方法を採用し、地租の決定せらるゝに至りし

次第なるが、明治六年地租改正條例發布の際、租率を百分の三と決定するに當り政府の豫想したる新舊税額の比較は左の如し。

全國高三千三百萬石

一段別四百萬町歩　但し平均石盛八

此貢米千二百萬石　但し段米三斗

此代金三千六百萬圓　舊税一石に付三圓

右を三公七民の法にして

作德米二千八百萬石

此代金八千四百萬圓

二ロ合金壹億二千萬圓

内金千八百萬圓　種肥料一割五分引

殘金壹億貳百萬圓

内金四千八十萬圓　公課

内譯（千二十萬圓　村費
（三千六十萬圓　地租

殘金六千百二十萬圓

此地價金拾億二千萬圓　但し六分の利率と見做して地價を算出す

此百分の三

金三千六十萬圓　地券税金

即ち新稅額は五百四十萬圓の減少に當ると雖、此外更らに增加するものあり。

隱田切添の舊段別に二割增加の見込

　一段別八十萬町步

　　此地價　貳億四百萬圓

　　此百分の三　六百十二萬圓

地券稅額合計三千六百七十二萬圓

結局七十二萬圓の新稅增加を示す計算なりき。

然るに改正の租額は四千九百四十六萬圓にして、金額としては、非常の增加に當れりと雖も、之れを該時檢査の平均米價に據り米に換算する時は、千百八十一萬石にして、却つて右豫定高に比し二十萬石を減じ、之れを四年の舊租千二百五十四萬石に比すれば七十三萬二百餘石を減じ、其全く地價算定の基礎たる米價の騰貴に依る法定地價の增加せるに外ならざるを知るべし、加之此改正租額を以て更らに改正前の三年平均實數九千二百三十六萬圓に比すれば、二百九十萬圓の減少となり、更らに改正租額を十年の聖詔に依り、百分の二箇半に改算すれば、四千百二十一萬圓となり、其減差は事實に於て益々增加するを見るべし、左に改正地租と田租との比較を揭ぐべし。

民有

	改正段別	地價	地租	舊段別	舊地租
田	二、六六四、二一六町	一、二三八、九三六、九二五圓	三六、九六八、〇八二圓	三、二五六、六二三町	五二、一八〇、五六八圓
類外田	一六、九七六	一、六〇九、三二九	四八、二八〇		
畑	一、六九八、九五六	二六四、〇七四、一五二	七、九二二、二三六		
類外畑	一四三、一六九	三、二三三、一三五	九六、九九四		

地	宅地	三二九、六九二	一〇三、九六五、七〇七	三、一一八、九七三		
	市街宅地	一九、〇三九	三〇、六〇六、三六八	九一八、一九一		
	鹽田	六、九九五	二、〇三五、四七六	六一、〇六四	三、七九〇	二五、八三八
	小計	四、八四八、五六七	一、六二四、〇四〇、一三三	四八、七二一、二一三	三、二六〇、四四三	五二、二〇六、四〇六
第一種	山林	六、六九四、八四八	二二、五七〇、三六〇	六七七、一一六	—	—
	原野	一七〇、四三一	一、九八三、七七六	五九、五〇九	—	—
	雜地	四、一六一	五二、七四〇	一、五八二	四五二、九八八	一六一、一六九
	池沼	五、九五四	六三、四二三	一、九〇二	—	—
	溫泉	二	五四、〇三三	一、六二一	—	—
	荒地	一一三、九一〇	—	—	一八七、七三九	五七八
	開墾鍬下	四四、三〇五	—	—	一四、九〇五	—
	小計	七、六三三、六一四	二四、七二四、三五三	七四一、七三一	六五五、六三三	一六一、六四七
	合計	一三、四八二、一八一	一、六四八、七六四、四七六	四九、四六二、九四五	三、九一六、〇七六	五二、三六八、〇五四
第二種	郷村社地	八二九	—	—	—	—
	潰地	四四、七五六	—	—	—	—
	墳墓地	一六、〇〇二	—	—	—	—
	合計	六一、五八八	—	—	—	—
	總計	一三、五四三、七六九	一、六四八、七六四、四七六	四九、四六二、九四五	三、九一六、〇七六	五二、三六八、〇五四

地租の税率は地價に對する百分の三を標準としたるものなりと雖、明治十年一月四日減租の聖詔あり、其

結果定率三分は減じて二分五厘となれり。斯くて事實は百分の二箇半と實行したるものなるが故に、國庫實收額は大に減少したるや謂ふまでもなし、而して改正當時全國耕宅地所有人員は六百三萬五千六百人、每一人の所有平均反別は八段十歩弱、地價貳百六十九圓、地租六圓七十二錢の割合にして、總筆數は八千五百四十四萬餘筆、一筆當りの反別は五畝二十歩なり。

斯くて地租の改正は、明治六年に着手してより約八ヶ年の星霜を費し、漸く十五年二月に於て完結するに至り、田畑は九、十年、其他は十四五年に終り、調査結了せる土地は、大藏省の允許を得て、新法を施行することゝなしたり。而して此改正に要せる經費は、國費としては土地の丈量其他基礎的調査を人民に負擔せしめたるを以て、比較的少なかりしと雖、而かも明治十四年十二月迄に於て中央及府縣費を合して八百壹萬二千餘圓、之れに民費を合算する時は、總額實に三千七百十萬八千餘圓の巨額に上れり、即ち左の如し。

本局費	六七二、二七八圓
府縣費	七、三三九、九一二
民間經費	二九、〇九五、八二二
計	三七、一〇八、〇一二

地價改正

地租改正條例の修正

斯くて地價改正の大業を成就するに至りたるが、當初地價は土地の賣買ある每に、其代價に依りて改正するの趣旨なりしが、時價を以て課稅の標準と爲し、之に依りて地價を更訂する時は地價は高低度なく、賣買の頻繁なると然らざるとに依り公平劃一を失するに至るを以て、明治七年五月同條例に一章を追加し、地租改正後賣買の間、地價の增減を生ずるも、改正の年より五ヶ年の間は初定の地價に依り收稅すべきことを規定し、五ヶ年每に改正するの方針を確定せり。然るに明治十三年据置期限の終了せんとするも、當時初度の改租事業未だ全く終らず、且つ紙幣增發の餘響は俄かに米價を高からしめたる際なりしを以て、其更訂は地

租を增加し、民力休養の趣旨に反すとなして、之れを十八年迄延期したり、而かも十八年に至りて事情依然十三年と異なるなきのみならず、當時は紙幣整理漸く其成を告け、米價下落したる時なるを以て、既往數年間の米價を平均し、其定數に徴して地價を定むる時は、或は土地の實益以上に地價を定むるが如きことなきを保せず、加之改租に依る負擔の輕重得失は數千萬人の頭上に係はり屢々租額を變更するは、土地の改良、產業の發達を阻害するの恐れありて事情容易に之れを斷行すること能はざりしを以て、明治十七年布告七號を以て地租條例を公布し、前の地租改正條例其他地租に關する條規を廢止し、同條例に依りて地價は土地の類目を變更したる時にあらざれば、修正せざるものとし、若し一般に地價修正を行ふ時は、豫め其旨を公布することゝし、有租地を分ちて耕宅地等の地目を第一類、池沼林野等の地目を第二類とし、地目地類を變更したる時は、地方廳に屆出でしめ、其變更の性質に依りて公定地價を修正すべき期限の長短を詳細に規定するに至れり』とあり、地價修正の由來を詳說し、新舊租法の長短優劣を比較して、地租の增減を明かにした。もとより該租法は舊制に比し一長一短は免れないが、全國の地價を修正して之れに百分三(後百分の二半となつたが)均一租を課するに至つたことは、確かに徴税法の一大進步といふべきである。

四　明治初期の海關税

明治初年の海關稅

明治初期の稅制中地租と共に注目すべきは海關稅である。現時はこれを關稅と稱するが、創設當時は關稅と云はずして海關稅と稱したのである。我が國の海關稅制度は舊幕時代に於て安政五年米(六月十九日)・蘭(七月十日)・露(七月十一日)・英(七月十八日)・佛(九月三日)の五箇國と修好假條約を締結して漸次横濱・長崎・函館・神戸・新潟等を貿易港としたが、安政五年に締結せる日米假條約の條文に基いて開港したのは神奈川(後横濱に變更)・長崎・函館の三港(後神戸・新潟・大阪を開港した)で、幕府は安政六年六月二日

運上所

米蘭露英佛と貿易すべきを令し、同月三港に運上所を置いた。運上所とは今日の税關で、不正の輸出入を禁じ、陸揚荷物に對し税を課する所謂輸出入の見張番所である。これ等の開港場で海關税を徴收するために、慶應二年舊幕府は改税約書を締結し、輸出入税及び貿易規則を規定した。當時の關税規則は極めて不完全で、我が國に取り極めて不利なものであつたが、それが明治三十年關税定率法を制定するまで繼續した。明治初年の海關税は金額としては問題でないが、地租に亞ぐ財源であつたから、左に明治初年以來同十年度までの地租と關税の比較を掲げて參考に供しよう。

期別	地租（圓）	海關税（圓）
第一期	二、〇〇九、〇一三	七二〇、八六六
第二期	三、三五五、九六三	五〇二、八一七
第三期	八、二二八、九六九	六四八、四五三
第四期	二一、三四〇、九八三	一、〇七一、六二〇
第五期	二〇、〇五一、九一七	一、三三一、五六〇
第六期	六〇、六〇四、二四二	一、六六九、九七四
第七期	五九、四三三、四六八	一、六六八、九七四
第八期（自八年一月至同年六月）	六七、七一七、九四六	一、四九八、二六七
明治八年度（自八年七月至九年六月）	五〇、三四五、三三七	一、〇六八、一〇三
明治九年度	四三、〇二三、四二五	一、九八八、六六七
明治十年度	三九、四五〇、五五一	二、三五八、六五三

明治初年の雜税と其整理

五　明治初年の雜税と其整理

我が國では中世に政權が武門に歸して以來、租税を負擔するものは農民に限られてゐたので、維新前の我が税制は土地に賦課する諸税、就中地租を以て重要な財源とし、これを除いて租税としては殆ど言ふに足るものがない。勿論地租の外に小物成・雜税・課役の名儀で種々の税を課せられたが、金額から云ふと殆ど問題にならないのである。

酒税

維新後明治政府は未だ政綱の張らざると人民が未だ全く歸嚮するに至らないので、租税の如きも俄かに之れを變革することなく、努めて舊慣を重んじたので、地租は依然として財源の重要任務を演じたのであるが、さうかと云つて地租以外の税はなかつたかと云ふに、さうでもない。維新の初めから税目表に上つてゐるものは甚だ多く、これ等はいづれも封建時代の小物成・雜税・課役を始め、舊幕時代の賦課金をそのまゝ繼承したものであらうが、その種目から見ると頗る雜多にして、實に千五百餘種に達してゐると稱せられるが、明治大正史、經濟篇には千五百五十三種と明記してある。然れども維新後これ等の諸税は漸次整理せられて地租以外の雜税の基礎をなすに至つた。雜税中、最も重要な役割を演じたのは酒税である。

酒は舊幕時代にも課税せられたが、維新後は明治元年五月會計官布達を以て酒造規則五箇條を定め、一時冥加高を百石に付二十兩となした。これを維新後に於ける酒造税の嚆矢とし、また酒造税法の濫觴とする。然るに同年八月に至り酒造の冥加金を百石に付き拾兩に減じたが、同年十一月關東諸縣は酒造濁酒造百石につき冥加金を五兩と定められた。越えて明治四年七月廢藩置縣となつたが税制は舊慣に從ふ事とせられた爲め、酒造税もその儘に存置せられ、同年七月清酒濁酒の鑑札附與及び其徴税法の規則を公布して清酒・味淋・白酒・その他銘酒類の釀造營業者には拾兩、濁酒には五兩の免許料を徴し、その稼人には同樣の區別を以て一人につき五兩、壹兩二分の免許税を課した。また釀造税は清酒・銘酒・白酒は酒代金の五分、濁酒は酒代金の三分の税金を課した。然るに同八年二月に至り、更に酒造規則を制定して從來の免許料を廢し、免許税を倍加して之を酒造營業税と改稱し、濁酒の課税を廢して酒類請賣業に改めて營業税を賦課するに至つた。即ちこの規則によると酒釀造營業者の負擔を輕減して、釀造從業員と酒小賣業者と非營業釀造者（多くは農民）に重税を課した譯で、社會政策上甚だ矛盾した課税法たる謗を免れないが、而もそこには大いに理由のあることで、釀造營業者よりも請負賣業者、從業員、農民の方が數百倍數千倍もの多數に上つてゐるからで

要は徵稅の增加促進策に過ぎないのである。該規則に依るとその稅額は酒造營業稅は酒類一種につき一期金拾圓、酒類請賣營業稅は一期金九圓。また釀造稅は賣捌代價の十分一であつた。次いで同十年十二月更に同稅法を改正して濁酒釀造營業者にその免許鑑札の申受に際し、一期金九圓の營業稅を賦課せられ、釀造稅は賣捌代金の二十分の一と定められた。同十一年に至り又々酒稅に改正が加へられ、釀造稅は淸酒一石につき金一圓、白酒及び味淋は金貳圓、銘酒は金三圓、燒酎は金壹圓五十錢、濁酒は金三十錢と定められると同時に、檢査及び制裁規定を改正した。次いで同十三年また〳〵新に酒造稅則を制定した。新稅法は酒を製造するものに酒造場一箇所につき金三十圓の酒稅免許料を徵し、酒はこれを三種に分ち、釀造酒は一石につき金貳圓、蒸溜酒は金三圓、再製酒は金四圓の割合を以て酒類造石稅を課し、その納期を四月、七月、九月の三期と定め、請賣營業稅を廢し、酒の密造を防止する目的で醬麴營業稅則を制定し、その製造者は製造場一箇所每に免許鑑札を受け、營業稅を一期金九十圓と改められた。斯の如く明治十年以前に於ける酒は雜稅中、政府の注目せる一稅であつたことは、酒稅に對し殆ど每年改廢を行つたのを見ても略ぼ想像に難くない。

雜稅

　その他の雜稅に就ては便宜上これを三大別することが出來る。即ち一は運上・冥加の如き封建時代の小物成・雜稅を繼承せるもの。二は證券印稅・鳥獸獵免許料の如き歐米を模倣せるもの。三は家祿稅の如き維新改革の結果新設せしものである。これ等はその種類が頗る多く、而もその課稅の方法は區々にして毫も一定の基準なく、隨てその負擔率の如きも不公平を免れなかつたのである。

　こゝに於て政府は先づこれ等の雜稅を整備することに決し、大藏省はその方法に就て調査せる結果、明治七年十二月これが成案を得たので、これを太政官に稟議した。その改革案の要領は明治財政史綱に『（一）封建時代の因襲たる雜稅を全廢し、更らに賦課を要するものは、全國一般に之を公布し、地方限り取立つべき賦金は特別の規定に依り其府縣限り徵收すること。（二）絞油稅を廢止すること。（三）從來の慣例たる國役金を

廢すること。(四)新たに煙草税を課すること。(五)從來の酒造類諸税を改正し、醬油税・濁酒税・醬麴税・及清酒類新規免許料を廢し、清酒・燒酎・白酒・味淋・銘酒・釀造税率を増加すること。(六)僕婢税・乘馬税・駕籠税・馬車税・人力車税・遊船税を廢し、新たに車税を課し、遊船は船税規則に依り課税せんとするに在り』とある。而して同八年二月改革實施の結果、舊時の小物成から國税に變更せられた税目は酒類税・醬油税・船税・牛馬賣買税・蠶種生絲税・銃獵税・鑛山税・絞油税・碇泊税の九種にして、新に施行されたものは專賣特許税・僕婢税・馬車税・人力車税・駕籠税・乘馬税・遊船税・證券印紙税・醬麴税・諸會社税・車税・煙草税・度量衡税の十三種である。またこの改革に依つて從來各地に行はれ雜税の廢止せられたものは實に千五百五十三種に達した。また同年九月租税賦金を國税と府縣税の二種に分ち、全國一般に賦課して國費に供するものを賦金と稱し、收入する諸税及び姑らく舊慣により地方に於て收入せる雜税中、その地方の費用に供するものゝ府縣税と稱することに定められた。次いで同十年に至り地租に對する地方税附加を正租の五分の一を超過すべからざる旨を公布せられ、翌十一年には國立銀行税を改めて紙幣下附額の千分の七と定め、また株式取引所税を改正してその現收する總金額の十分の一を徴收することに定められた。

左に明治初年から同十年までの地租・酒税及び雜税收入の表を掲げて税制發達を見るの資料に供しよう。

第一表　地租・酒税收入累年比較表

	地租總額	酒税			合計
		釀造酒税	酒造免許税	請賣營業税	
第一期	二、〇〇九、〇一三圓	—	—	—	—
第二期	三、三五五、九六三	—	—	—	—
第三期	八、二二八、九六九	—	—	—	—

第四期	二一、[illegible]四〇、六八[illegible]	—	—	—	—
第五期	二〇、〇五一、九二七	—	—	—	一六、二〇七
第六期	六〇、六〇四、二四一	—	—	—	九六一、〇〇〇
第七期	五九、四一二、四二八	—	—	—	一、六八三、五二九
第八期	六七、七一七、九四六	—	—	—	一、一二〇、六八〇
明治八年度	五〇、三四五、三三七	—	—	—	二、五五五、五九四
同九年度	四三、九四四、二三五 *七九、二九〇	一、三二八、三六六	三〇五、六六六	二六七、六四六	一、九二一、六九九
同十年度	三九、三四五、七七四 *一〇四、七七六	二、二四六、六八〇	三一七、八六四	四八五、七七二	二、〇九〇、三二七

*印は地劵證印稅

第二表　雜稅收入累年比較表

	第二期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期	明治八年度	同九年度	同十年度
祿稅	—	—	—	—	五六、六九〇圓	三、〇一四、〇〇二	二、一六七、七〇八	二、一〇七、〇六八	七〇、五九八
銃獵稅	—	—	—	七、八四〇圓	四五、九九一	三六、四四九	四六、九一〇	四八、六二三	四三、四〇五
車稅	—	—	—	—	—	九六、五七八圓	二三一、一九二	二二四、九〇六	二六一、八八九
船稅	—	—	七、八〇四圓	八三、一三三	一二九、六七六	一三一、七三六	一二八、九二四	一三一、一二九	一九四、七七六
僕婢車馬駕籠遊船	—	—	—	一九、四一九圓	七〇、一九二	五二、五七五	—	—	—
煙草稅	—	—	—	—	—	—	二〇六、七四八圓	二四四、一四八	二二七、〇八〇
印紙稅	—	—	—	二九、八七八圓	二九一、八七八	二九五、三二五	四九八、三三八	四二三、一五五	五〇五、六二四

鑛業鑛區稅	—	—	—	—	—	四四、四九二圓	七、四三〇	八、九〇三	九、三三九
賣藥稅	—	—	—	—	—	—	—	二八、四五四圓	八七、〇八九
度量衡稅	—	—	—	—	—	—	二、〇一九圓	二、七一九	一、九七六
牛馬賣買(免許稅)	—	—	—	六四、四八八圓	七〇、三四五	六、二二四	九〇、八三二	六〇、八九八	六二、三三九
蠶種生絲稅	九五、二三三圓	一九、五三二	一〇三、二七九	三六〇、六一六	二七五、四七〇	二五三、三五五	三九、〇五八	三〇六、二五九	一七九、六一八
絞油稅	—	—	一、九九三圓	七三、二四二	六六、一三三	六、二九六	—	—	—
取引所稅	—	—	—	—	—	—	—	四五、七三三圓	一一三、七二八
港灣碇泊稅	—	—	—	八、九四三圓	六七、三四四	七四、九二五	二八、〇二〇	—	—

六　公債

公債

太政官札の發行

大隈重信

パークス

ホラシヨネルソン、レイ

上野景範

維新の直後は政府に於て未だ税制が確立せず、加之東北地方の叛徒が未だ鎭定せず、殆ど歳入の途がないため、太政官札を發行して一時の急を救うたが、それは全く一時の彌縫に過ぎず、明治二年に至り政府の財政窮乏は最も甚しかつた。茲に於て政府は又々民部省札を發行したが、これ亦所期の目的を達するに至らなかつた。然るに明治二年冬に至り、英國公使ハルリ・パークスが我が政府に鐵道の敷設を建議すると共に、その資金の調達をも斡旋すべきを申出たので、こゝに於て政府は鐵道の敷設に籍口して其他の經費をも得んとし、同年十一月民部卿伊達宗城、民部大輔大隈重信、大藏少輔伊藤博文等をして英國公使パークスの紹介せる英國人ホラシヨ・ネルソン・レイと約條を結ばしめ、將來鐵道を敷設すべきを條件の下に海關視及び將來の鐵道收益を以て償還の資に充て、公債を募集することに決定した。然るにレイは公債の募集に際して專ら英國普通の募集法により、我が政府の希望に反する事が多かつたので、政府は上野景範を遣してレイとの

東洋銀行

約條を解き、更に倫敦の東洋銀行に委囑し、年九利付にて英貨七十八萬磅、卽ち我が金貨にて四百七十八萬貳千四百圓を得、これを以て東京橫濱間の鐵道を敷設し、貨幣の改鑄、紙幣の製造、その他の費用に充てたと傳へられる。世にこれを外國舊公債と稱する。

吉田清成

次いで明治五年二月理事官吉田清成を米國に派遣し、外債を募集せしめたが故あつて之を中止した。故に吉田清成は米國を去つて更に英國に渡航し、同六年一月倫敦に於て七分利付にて英貨貳百貳拾貳萬磅、卽ち我が金貨にて壹千八拾參萬參千六百圓を得、これを以て政府は華士族中秩祿を奉還するものに就業の資金を給し、及びその他有益な事業を起した。世にこれを外國新公債と稱する。この外國新公債の募集に就き日本商業史には『初め吉田清成の英國に赴き、直接發行の方法を以て廣く公衆より募集するや、當時我邦の信用未だ外國市場に普からざることとて、この公債募集に對し倫敦經濟雜誌の如きは口を極めて我政府經濟の分明ならざる旨を論ぜしかど、募集の方法宜しかりしかば、應募額に超過するにいたりしといふ』とある。以て外國舊公債に比し外國新公債の利率の安きを想像するに難くない。

これより先き明治四年七月十四日各地の諸藩を廢し縣を置くべきことを決定し、同年十一月二十二日全國を分ちて三府七十二縣を置き、知藩事の職を解かれたが、ために舊藩債の整理が問題となり、明治六年三月第百十五號布告を以て新舊公債證書條例を發布した。これに依つて舊藩債を改めて政府の公債とした。その內譯に就ては日本商業史に『弘化元年より慶應三年までの藩債を舊公債とし、明治元年以後、四年七月廢藩までの藩債を新公債とせらる』とあり、また明治財政史綱には更にその發行條件を詳細にし、

『此公債は舊藩債を整理償還するの目的を以て發行したるものにして、之を促すに至りたる事情は、先の藩債處分の章に於て委しく說明したれば茲には略す。

此公債は明治六年三月十五日布告新舊公債證書發行條例によりて發行せられたるものにして、此條例は我國

が特に條例を設けて國債に關する規定を爲したるの初めにして、全編十二章、四十一節より成り、新舊公債の區別、證券の性質、償還の年限、利子の割合、元利歩金の支拂、及證券の取扱等は細大洩さず之を網羅せり。今之によりて新舊公債の要領を見るに左の如し。

一、弘化元年より慶應三年まで舊諸藩に於て借用したる者を舊公債となし、明治元年太政更始以後、明治四年七月廢藩まで、舊諸藩に於て借用せる者を新公債と爲す

二、舊公債は無利息にして元金は明治五年より明治五十四年まで五十ヶ年賦とし毎年六月一日より十五日まで十二月一日より十五日までの兩度づゝ之を拂戻す事

三、新公債の元金は明治八年より二十九年まで二十二年を限り、大藏省の都合により毎年或は隔年抽籤の方法を以て償還する事。其利息は年四分、毎年六月、十二月の兩度に於て之を支拂ふ

四、此公債は大藏省に於て金高及新舊の區分を調査したる後、之を簿冊に登記し、然る後之を債主の官廳に送達するものにして、各地方官廳は之に官廳の捺印を加へて本人に交付するものとす

以上の公債を交付するに先ちて政府の困難を感じたるは是が公債金額の調査にして、政府は明治四年以來數度に渡りて、該金額を大藏省に屆出づべき旨公布せしに、當時申込高總計は七千四百十三萬餘圓に達したり、然るに期限を過るも尙申請するものあり、殆んど際限なく、八年更に布告して爾今藩債の申請を爲すもの一切之を採用せざる旨を規定せり。該公債は明治六年四月初めて、交付に着手したりと雖も、實際その交付を終る迄には多くの年月を要し、無論大部分は明治六年七年の間に亘り交付を終れるも、調査未了の關係より後年に延引せるもの多く、其完結せるは、新公債は明治二十四年、舊公債は明治十六年なりき、今其每年の交付高を表示せば左の如し

	新公債證書 交付高 圓	新公債證書 還納高 圓	新公債證書 差引高 圓	舊公債證書 交付高 圓	舊公債證書 還納高 圓	舊公債證書 差引高 圓
六年	八、二四六、[illegible]	—	八、二四六、[illegible]	七、四六二、〇三五	—	七、四六二、〇三五
七年	三、二[illegible]	—	三、二[illegible]、九〇〇	三、七〇五、七五〇	—	三、七〇五、七五〇
八年	六九六、二二五	—	六九六、二二五	六〇八、四七五	—	六〇八、四七五
九年	一八四、五七五	—	一八四、五七五	一六五、一五〇	—	一六五、一五〇
十年	七五、〇〇〇	—	七五、〇〇〇	一七、五五〇	—	一七、五五〇
十一年	三二、四〇〇	—	三二、四〇〇	四、一二五	二七五	三、八五〇
十二年	一、九〇〇	—	一、九〇〇	—	四、二〇〇	四、二〇〇
十三年	一、五二五	三、九二五	二、四〇〇	—	二、四七五	二、四七五
十四年	四七五	五〇	四二五	二、〇七五	—	二、〇七五
十六年	—	—	—	四、五二五	—	四、五二五
二十四年	四、六五〇	—	四、六五〇	—	—	—
合計	一二、四三六、八〇〇	三、九七五	一二、四三二、八二五	一〇、九八八、六七五	一五、九五〇	一〇、九七二、七二五

備考　本表還納高とは交付濟證券の内處分取消等の爲め還納せしめたるものをいふ」

とある。

また新舊公證書條例を發布すると同時に政府は同月（六年三月）第百二十一號布告を以て金札引換公債證書發行條例を發布した。該條例の發布に就き日本商業史には「官省札及び維新後發行せられし所の新圓札（即新紙幣）を引換せしめらる。當時人民未だ紙幣の使用に慣れず、都鄙ともに正金と紙幣との間に差違を生じ、金

たる太政官札、民部省札、並に維新後發行の各種の不換紙幣を引換回收する爲に發行したるものなり。抑維新の初め政府は財政の缺陷を補充し、合せて國産の資本を供給せん爲に金札を發行するの議を決し、明治元年閏四月十五日付布令を以て之を決行せり、太政官札なるもの卽之なり、此太政官札は通用十三ケ年を限り、各藩農商に貸與し、漸次該金札を以て引換の方法を取り、他の貨幣との交換を許さずと雖も實際に於て財政の缺乏を補ふの急なる餘りに諸般の經費に供用したるもの少からざるを以て、遂に回收の道を失ふに至れり、而して其流通を制くるが爲め政府は明治二年五月二十八日に至り布令を發して金札の發行高を限定し且引換の期限を五ケ年に短縮し若し其期限に至るも尙引換を終らざるものは各自の所持高に對し一ケ月五朱の利子を付すべき旨を公達したり、太政官札の發行に次て又民部省札の發行とあり。民部省札は其發行の布告に示すが如く太政官札中の大札と引換のために發行すべきものなれども、實際の不足に迫られ單獨の發行を爲したる者も亦た多く、斯くて民部省札も太政官札と相並んで明治二年五月二十八日の布令に基て新鑄の貨幣と交換せるべく若し交換せられざる時は利子を附せらるべき者と爲りたり。斯の如くにして當時の金札なるものは全く正貨兌換の紙幣にして、卽政府は天下公衆に向て明治五年を期し、其の引換を豫約したるものなり。然るに一方新貨の鑄造を見るに財政上及經濟上容易ならざる事業にして且つ當時政府の財政は最困難の地位に達し漸もすれば經費の不足を告げたり。かくて明治二年五月二十八日の布告の豫約も殆んど是を實踐するの見込なく、卽ち利子を付するの公約を履行せざるべからざるの景況に立到れり、玆に於てか先づ從來發行紙幣の製造粗雜にして贋造の弊あるに顧み、此弊を除き且之を統一せんが爲に更に精巧なる新紙幣を製造し、漸次金札に引換ふる事とし、同年十二月二十七日を以て之が布告を發せり、此布告は從來の金札の正貨兌換の性質を變じて紙幣交換の金札となしたるものにして、此の如くにして二年五月廿八日の布告にて公

約したる金貨引換は事實行はれず、政府は金札所持人に對し約の如く、利子を交付せざるを得ざる事となりたり。然れども當時巨額の金札全國各所に散布し、其所有者に對して利子の支拂を爲すが如きは素より容易の業にあらず、依て政府は六年三月の布告を以て金札引換公債證書發行條例なる者を設け、同月十五日より金札所有者へは望により年六分（即ち先に公約せる一ヶ月五朱の利息に當る）の利付公債證書を交付し、併せて新紙幣所有者へも交付する事を許し、以て一般に流通紙幣を回收するの策を講じたり。之を金札引換公債發行の由來と爲す。金札引換公債は六分利公債證書にして、八ヶ年据置、据置期限經過後は抽籤を以て償還し、發行後十五ヶ年間に悉皆償還を終るべき條件なり。而して何人と雖も太政官札、民部省札、並に新圓札（新紙幣を云ふ）を所持せる者にして、公約の旨意に從ひ利子を得んと欲する者、該公債證に交換を願出づるを得べく、然る時は政府は金札と引換に此公債證書を交付する者なり。然るに既に說けるが如く金札は其初め相場非常に低落せしも引換及利息を付すべき公約あるや、其價頓に回復し、遂に新鑄貨幣と平價を以て流通するに至りたり、既に平價を以て流通せし以上は强て之を提供して金札引換公債に代ゆるの必要なきのみならず、却て之れを不利とするの狀況を呈するに至れり、何となれば當時金利は一割五步餘にして、公債の利率を超過せるもの九分餘なりしが故に引換は啻に其人に不利益なるのみならず、一般に國債證書の價格低落し、秩祿公債證書の如き八分利付のものすら、尙八十圓以內にて購買し得らるゝの景況なりしを以てなり。斯の如くにして此公債は金札引換を目的としたりしと雖も、實際引換を請求する者甚だ少く、六年より八年に至る間此方法に依りて僅に二百二十三萬餘兩の官省札及四百四十三萬七百圓の新舊札を交換するを得たるに過ぎざりき。要するに此公債は紙幣の交換未了の分に對し利子を支拂ふの公約を果すの目的を以て發行したる公債にして、併せて紙幣回收を計らんとしたるものなりと雖も、回收の目的は充分に之を達するを得ざりしものといふべし』とある。

三十九號布告

次いで明治七年三月二十八日、政府は第三十九號布告を以て家祿引換公債證書發行條例を發布して秩祿公債を發行した。該公債は華族、士族、卒に農工商營業の自由を許し、その資金を供給するために發行したもので、利子は年八朱、永世祿は六箇年、修身祿は四箇年分を合計しその高の半分は公債證書にて、半分は現金にて交付されたが、公債證書の交付高は千六百五十六萬八百五十圓に達したが、現金は家祿引換後三ヶ年から七ヶ年の間に政府の都合により抽籤の方法で償還せられたが、その交付高は千九百三十二萬七千八百二十九圓餘に達したと稱せられる。斯の如く政府は華士族卒等のために秩祿公債を發行して就業を慫慂したが、遂にその目的を達することが出來なかつた。よつて明治八年九月に至り遂に家祿賞典祿米給の制を廢して金祿に改定し、ついで同九年八月五日、第百八號布告を以て金祿公債證書發行條例を發布し金祿公債を發行して華士族卒に分與した。

秩祿公債

金祿公債は明治財政史綱に『此公債は明治九年八月五日を以て布告せられたる金祿公債證書發行條例により發行されしものにして、家祿の種類により五分、六分、七分一割利付の四種に分たる。元金は五ヶ年据置、六ヶ年目より毎年抽籤の方法にて償還し、三十ヶ年に償還を終るの條件とす、此公債は明治初年以來發行せし公債中の最巨額なるものにして、壹億七千三百八十四萬四千餘圓の多きに達したるのみならず、此公債の大部分の交付せられたるは十一年中に在りたりと雖も、殘務尚後年に殘り其全部を終了せしは明治二十三年に在りたり、今明治十一年以降此公債證書の毎年發行せられたる景況を見るに左の如し

	五分利付 交付高	五分利付 還納高	六分利付 交付高	六分利付 還納高	七分利付 交付高	七分利付 還納高	一割利付 交付高	一割利付 還納高	合計 交付高	合計 還納高
	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
十一年	三一、三三八、一三〇	—	二五、〇八一、七二五	八五、七三〇	一〇八、二〇六、六八五	—	八、八〇五、八六〇	—	一七三、四三三、四〇〇	八五、七三〇
十二年	八四、四二五	—	五、五九五	—	九六、九九五	二三、七四五	二八七、四〇〇	八八五	四七四、四一五	二三、六三〇
十三年	—	—	一、一九五	四七〇	四〇、〇一五	五八五	一、三〇〇	五〇	四二、五一〇	一、一〇五

十四年	—	—	—	—	一一〇、七九五	七、九二五	九一、五二〇	二五	二〇二、三一五	七、九四〇
十五年	—	一五〇	—	—	一、三七〇	三三〇	六三五	四五	二、〇〇五	三七五
十六年	—	—	—	—	五三五	四三五	—	—	五三五	四三五
十七年	—	—	—	—	四、〇三五	三〇	—	—	四、〇三五	三〇
十八年	—	—	—	—	三三五	—	—	—	三三五	—
十九年	—	—	—	—	九〇〇	—	—	—	九〇〇	—
二十年	—	—	—	—	一、〇四〇	—	—	—	一、〇四〇	—
二十一年	—	—	一、〇三九	—	一、四一〇	六五五	—	—	二、八〇〇	六五五
二十二年	—	—	—	—	二五	二五	—	—	二五	二五
二十三年	—	—	—	—	—	二五	—	—	—	二五
合計	三一、四二三、五五五	一五〇	三五、〇八九、九三〇	八六、二〇〇	一〇八、四六四、一三〇	三二、三二一、二四五	九、一八六、七〇五	一、〇〇五	一七四、一五三、六九五	三〇八、七〇〇
差引全く交付高	三一、四二三、四〇五		三五、〇〇三、七〇五		一〇八、三四三、七八五		九、一八五、七〇〇		一七三、八四四、六九五	

備考　還納高とは六分利付公債を交付したる後之を七分利付に改めたる如く所謂處分外と處分取消の事項とにより還納せしめたるものをいふ」とある。次て明治財政の研究家は參考とすべきである。

こゝに於てかの封建の遺法である家祿賞典祿の制は全く廢止されしまつた。

秩祿公債に次いで發行されたものは明治十年三月の舊神官配當祿公債である。同公債は維新前舊幕府及び舊藩主より寄附した朱印、黑印、除地の收入によつて配當をうけて生活して來た神官に分與するために發行せられたもので、利率八分、現金償還末年は明治十年であつた。

然るにこの年は二月から九月まで西南役のために巨額の軍費を要したが、人心恟々として普通の公債を募集することが出來ず、政府に於ても其軍費の捻出に苦心中、偶々華族にて十五銀行設立の計畫があつたの

で、同年五月政府から同銀行に下附の紙幣中千五百萬圓を借入れるに至つた。これは名は借入金なるも一種の軍事公債で、利率は七分五厘である。

政府は明治三年以來以降同十年まで外國公債、外國新公債、舊公債、新公債、金札引換公債、秩祿公債、金祿公債、舊神官配當祿公債、征討費借入金等九種の公債を發行したが、利率及び元金償還末年は左の如くである。

諸公債要目

名稱	條例發布及約定年月	利子歩合	元金償還末年
外國舊公債	明治三年四月廿三日	九分	明治十五年八月
外國新公債	同六年一月十三日	七分	同三十年
舊公債	同六年三月廿五日	無利子	同五十四年まで五十箇年賦
新公債	同六年三月廿五日	四分	同二十九年
金札引換公債	同六年三月三十日	六分	同三十年
秩祿公債	同七年三月廿八日	八分	同十七年
金祿公債	同九年八月五日	五分、六分、七分、一割	同三十九年
舊神官配當祿公債	同十年三月十三日	八分	同十九年
征討費借入金	同十年五月廿二日	七分五厘	同三十年

右九種の公債の外、一時借入に屬する國債がある。該借入金に就いては大抵の明治經濟史に掲載されてゐるな

いが、獨り明治財政史綱に「維新草創の際に於ける借入金に付ては、今其事蹟を詳にせずと雖も、明治十二年十二月廿七日大藏卿大隈重信より太政官に提出したる八期間歳入出決算報告によれば、此期に於ける借入金の總額五百六十四萬三千餘圓、其利子六十八萬餘圓あり、此外一時操換借入金利子として四十九萬餘圓の支出あれども、是に對する元金の收支は歳計に上らざるを以て其額の幾何なるやを知るに由なし、右借入金は戊辰の際大政維新に伴ふ諸費に供給し、或は舊幕時代の外國負債を償還せんがために、內國人又は外國商會より借入れたるものにして、其內譯次の如し。

	內國民より借入	外國商社より借入	合計
第一期	三、八三八、一〇七圓	八九四、三七五圓	四、七三二、四八二圓
第二期	八一一、〇〇〇	一〇〇、五〇〇	九一一、五〇〇
合計	四、六四九、一〇七	九九四、八七五	五、六四三、九八二

前表中內地人民に係るものは、東西兩京及大阪兵庫大津等の富豪に募り、逐次に調達せしめ、又東京及横濱の町會所に貯藏せる金穀を一時に借入たるものなり。外國商社に係るものは第一期分は在横濱の東洋銀行より洋銀五十萬弗、英國のオノルト商社より四十萬弗を借入たるものにして、第二期に於る分は在横濱の和蘭商社より借入たるものなり。右の外に存する一時操換借入金は銀行其他より第一期乃至八期の間に一時借入たるものにして、其借入の總額並に毎期借入額は今之を知るに由なし。然れども前記利子の支拂より推す時は少くも四五百萬圓の額に達したるを疑はず」とある。以て參考とするがよい。

七　舊藩債の整理

維新當時諸藩の數は二百七十七あつたが、これ等の諸藩は舊幕府の統轄下にあつたとは云へ、一種の聯邦

藩債
藩札

で諸藩は地方に各獨立した政治を行ひ、經濟を樹立し、軍備を整ひ、宛然一種の獨立國家を形成してゐたので、その政令は區々にして財政の如きも一定の規準なく、出づるに從つて、その收入を計り、猶且つ用度不足に際し直ちに藩債を起し、或は藩札を發行し、甚だしきものに至つては、正貨の私鑄を企て、若しくは租稅の前納を命ずるものさへ珍しくなかつた。また稅制の如きも元より幕府からその大綱を指示されるに止まり、賦課の細目に至つては各藩これを異にし、且つ徵收の不能分を代官に辨納せしめた結果は苛斂誅求を極め、ために農民の暴動を惹起した例も尠なくなかつた。殊に幕末に於ては各藩の財政頗る紊亂をきはめ、隨て各藩の起した負債は巨額なものであるが、これ等の負債は大抵封內に於ける富豪の農商から借入れたもので、而して償還方法及びその期限の如きも區々にして頗る錯雜を極めたものであつた。所が是等諸藩の負債は版籍奉還と共に全部明治新政府の負擔に歸し、その整理は是又新政府の一大責任であつたのである。

舊藩債整理

明治政府は舊藩債を整理すべく、これが償還の方法を講じた。卽ち版籍の奉還を許したものには、先づ舊藩主を知藩事に任じ、家祿としてその藩に於ける現石高の十分一を給し、殘餘を以て藩の政費に充てしめ、藩債の償却に就ては其額により消却年限の目度を立て、知藩事家祿、士族祿其他諸入費に割り當て、償却の方法を定めた。

次いで明治四年七月に至り廢藩置縣と共に知藩事（舊藩主）を解職し、茲に初めて王政復古の實を擧ぐるに至つたが、舊諸藩の負債は直接政府の責任に歸した。よつて政府は整理償還を期するために、負債額の多少、期限の長短に拘らず、永年にわたつて整理償却することに決し、これを實施するには先づ精確な總額を知る必要ありとして調査を進めた結果、明治五年四月二十三日に至り略ぼその調査を完了し、愈々爰に舊藩債處分法の決定を見るに至つた。今其處分法を見るに、舊藩債中、天保十四年以前の借入分を除き、その以後の分は公債として之を認め、政府に於てこれが償還の責めに任じ、償還は現金でせずして公債證書を以て

之れに當てる事に確定した。その要件は左の通りである。

一　弘化元年より慶應三年迄の借入金は明治五年から無利子とし、これを五十ヶ年賦にて償還する事

一　明治元年より同五年までの借入金は明治五年から二十五ヶ年賦で償還する事、但し元金は三ヶ年据置、利子は年四朱の事

これで舊藩債整理の方針は大體きまつたが、次いで翌六年三月十五日新舊公債證書發行條令を發布して公債を發行し、以て舊藩債の整理に充當した。こゝに於て諸藩債は一變して、政府の公債となつたのである。

右舊藩債處分に就ては明治財政史綱に「右藩債處分の結果を見るに、藩債として計算されし負債償却金は實に七千四百十三萬圓の多きに達したりしも、其内天保十四年以前に係る負債、或は届出の制限を失したる等より無効の公債として削除されし者實に三千九百二十六萬餘圓にして、結局新政府の手に採用されしは、三千四百八十六萬餘圓、其内現金を以て償還せしは七十餘萬圓、租稅に振替へて償還したる額三百六十八萬圓、諸藩に對する貸付金を以て振替へたるもの六百四十三萬圓にして、公債を交付したるものは新債千二百八十二萬圓、舊債千百二十二萬なりとす」とある。なほその內譯は左の通りである。

	種類	藩數	金額
公債額	新債	二四六	一二、八二〇、二一六
	舊債	二二八	一一、二二〇、八四一
	即償債	五〇	七〇七、五七三
	租稅債	二二〇	三、六八〇、〇〇二
	官金債	二五〇	六、四三五、九四九
	合計	九九四	三四、八六四、五八二

刪除額	古債	二〇六	一二、〇二五、九八一
	幕債	一三一	二、六五七、八〇三
	私債	二四	二、三七二、〇四〇
	返上債	五七	五〇一、四九四
	空債	一七	四八三、二二六
	棄債	二五四	一四、九七七、〇二六
	宿債	二三	二、五〇一、四四三
	古債滯利	二〇七	三、七四七、二七三
	合計	九一九	三九、二六六、二九一
	總計	一、九一三	七四、一三〇、八七四

舊藩債の外に宮家に屬するものがあり、これも藩債に準じて整理されたが、その金額は五萬四千餘圓にして、その內公債證書として交付すべきものが四萬八千圓に過ぎないので、便宜上現金を以て償還された。また以上諸公債の外に琉球藩藩債の整理をなした、卽ち明治十二年琉球藩を廢止し、吏員を派遣してその舊藩債を調査せしめしに、明治元年以降の藩債は僅か八萬四千圓に過ぎず、其他は明治以前の借入に屬するが、明治十三年三月十七日に至り、弘化元年以前のものを除き以後のものは全部公債として現金を以て償還すべきことを決定した。その金額は拾貳萬九千百二圓、利子は壹萬一千三百二十三圓、總金額は拾四萬百二十五圓であつた。これを以て明治新政府は舊藩債全部の整理を完了したのである。

八　秩祿の處分

秩祿の處分

秩祿は舊幕府時代に於ける一種の世襲祿であるから、維新の官制改革と同時に、政府の之れが處分に着手せることは、新政府の當然なすべき義務であり、また當然の責務であらねばならぬ。當時秩祿の額はどれ程あつたかといふに、支給せられたものは金及び米、麥、大豆、小豆等の如き雜穀で之れを金額に換算することは頗る困難であるが、明治政府の秩祿處分當時の平均相場によつて概算した報告によると、その總額は實に三千四百六十二萬餘圓に達したと稱せられる。當時全國の歳入、卽ち地租の平均年額は五千二百七十八萬餘圓に比すると、秩祿は百分の六十五半強に當るので、政府に取り之れが整理は如何に重大問題であつたかを想像に難くない。この秩祿整理に關する方針及び整理を容易ならしめた事情に就ては明治財政史綱に『此の如き大負擔の全部を明治政府は如何にして處分せしか、是れ明治の歴史上に頗る興味多き問題にして、要するに其負擔の全部を其儘永久に繼續するは、當時財政の許さゞる所なるや勿論にして、又必しも斯くせざるべからざるの必要あるに非ず。當時政府の取りたる方針は是等の秩祿所有者の社會社上の生活に激變を與ふることなく、將た其感情を激しく波瀾の原因を作るに至らざる程度に於て、秩祿高を漸次低減し、且可成國家に大なる負擔を與へざる度合に於て之を一時賜金に變更するに在りたり。然れども此方法たるや、何れにしても舊來の士族に對しては經濟上の大打擊にして、若しも彼等の勢力強大にして、飽迄も其特權を維持せんと欲するの念慮を有せしならんには、此る處置は容易に行はるべきものに非ず。然るに明治政府は大なる抵抗なくして能く之を遂行し得たるは國家のために非常なる幸福たりしなり。何故に其抵抗力は斯く少なかりしかといふに、當時維新改命の形勢上、各藩の武士が一般に革新的公共心に動かされ、自ら奮つて階級的特權を抛棄せんとするが如き意氣込を有せし事情にその大原因を成したるを疑はずと雖も、之を外にしては又經濟上の大原因ありしを記憶せざるべからず、蓋し幕末當時の擾亂に際して、各藩は財政困難を極め、其餘波として士族卒族の多くは何れも其家祿の幾分を減削せられ、從つて其體面を保つに困難を感じ、中には

此の如き景況なるが爲に前途を氣遣ひ早くも武士を棄て、農工商に從事せんと欲するもの少なからざりし形勢あり。加之經濟困難の餘り自家の有せし家祿も之を一種の株として養子隱居の形式を以て第三者に讓り渡すの習慣行はれ、從來武功により武士に與へられたる此の特權も後には金錢を以て自由に買收し得らるゝ一種の株の如き性質に變じたるもの亦尠少にあらざりし。事情此の如くにして、秩祿に對する一般の尊重心は概して薄弱となるに至れり、是れ新政府の秩祿處分の斷行に非常の便益を與へたる者にして、我國が封建制度の羈絆を脫して容易に郡縣制度に遷つるを得たるも、又斯る事情の手傳ひしこと與りて力ありしを記憶せざるべからざるなり』とあるも、それは眞に千分萬分中の一部分にして、政府が秩祿整理といふ重大問題を容易に處分したのは實に國民の皇室に對する忠誠と熾烈な愛國心に依るのである。封建時代には幕府に忠勤を盡したが、一度王政復古するに及びては皇室を尊崇し、忠誠を誓ひ上下擧げて祖國を守るのは、これ我が國民の傳統である。この傳統は我が建國以來の永久不磨の道德であり、國民としての責務である。この國民的忠誠と愛國心がなかつたら、恐らく當時如何なる政府と雖も、この重大問題を容易に解決し得なかつたであらう。

政府の秩祿處分に對する整理方針は着々進められたが、明治二年六月十七日以後版籍奉還の擧あるや、朝廷はその版籍を收め、官民一途、上下協和の趣旨に依り、まづ公卿及び諸侯の稱を全廢して之れを華族となし、先づ從來の藩主を知藩事に任命し、更に同月二十五日その家祿を各藩現石高の十分の一と定むると同時に、その一門平士を全部士族と稱せしめ、これ等士族の家祿高は各藩に於て適宜に定めて支給する事にした。次いで明治二年十二月二日及び同月十日の太政官布告を以て大略左の如き規則及び祿制を定められた。

第一　規則

一　祿制を二十一等に分ち、士族以下は十八等に止まる事。但し士族の元高十三石に滿たず、卒の元高八石

に満たざるものは是迄通りの事

一　元祿は現今の石高を以て標準とする事

一　舊來同心の輩は卒と稱すべき事

一　祿制は凡て現石高を稱すべき事

一　祿制當年は是迄通りにて、減額は來春よりの事

一　祿は凡て現米にて支給する事

第二　祿制

一　元祿萬石未滿九千石迄現米	二百五十石
一　同　九千石乃至八千石迄	二百二十五石
一　同　八千石乃至七千石迄	二百石
一　同　七千石乃至六千石迄	百七十五石
一　同　六千石乃至五千石迄	百五十石
一　同　五千石乃至四千石迄	百三十石
一　同　四千石乃至三千石迄	百二十石
一　同　三千石乃至二千石迄	百五石
一　同　二千石乃至千五百石迄	九十石
一　同　千五百石乃至千石迄	七十五石
一　同　千石乃至八百石迄	六十五石
一　同　八百石乃至六百石迄	五十五石

一 同 六百石乃至四百石迄 四十五石
一 同 四百石乃至三百石迄 三十五石
一 同 三百石乃至二百石迄 二十八石
一 同 二百石乃至百五十石迄 二十二石
一 同 百五十石乃至百石迄 十六石
一 同 百石乃至八十石迄 十三石
一 同 八十石乃至六十石迄 十一石
一 同 六十石乃至四十石迄 九石
一 同 四十石乃至三十石迄 八石
一 同 三十石以下是迄通り （以上の規則祿制は明治財政史綱に據る）

政府は華士族の祿制を整調すると共に、維新の際王事に盡したものに對し、賞典祿を給與した。その祿制は右の祿制に準據したものである。然るに給與を米價を標準としたので、米價の高低に伴ひ換算に多くの手數を要し、歳計の整理上支捂を來たすことが尠くないので、明治八年九月二十日、全國に布告して米祿を廢して金額に改め、是を毎年給與の常祿となした。而して米祿を金祿に換算する方法は各管下の貢納相場、即ち明治五、六、七、三ヶ年の平均を以て標準とし、四捨五入法によつて金額に換算し、錢以下を切捨てる事に定めた。爾來秩祿は一定の金額を以て給與せらるゝ事となつたのである。

斯の如くして當時政府は着々祿制の整理に努めてゐたが、時勢の變遷にともなひ、これ等秩祿所有者の徒食を許さぬものがあり、各藩の士族中、自己所有の家祿を株とし、これを他に讓渡して金に換ひ家計の資に充てんとするものが續出するに到つたので、明治三年十二月五日、東京府は政府に向つて秩祿所有者に對す

る臨機の措置として左の稟議をなすに至つた。

當府貫屬卒之者共の內困窮いたし表向養子相願其實株讓渡或は歸農商等いたし度候處其資用無之候に付是亦前件の通養子と取拵へ株讓渡し等儀有之其外隱居家督養子緣組等に付ては種々僞言有之不都合之事不少候間右は此儘に置候而は往々御役にも可立見込無之に付以來右等の者は篤と探索の上其祿高三ヶ年分一時被下且中には歸農等願出候者も有之候に付是又五ヶ年分も被下暇申付農商等の內へ入籍爲致候樣いたし度此段相伺候也（以上は明治財政史綱に據る）

こゝに於て政府はこの稟議を容れ、秩祿を奉還するものに對してはその祿高三ヶ年分を一時に交付し、また歸農を願出るものに對しては五ヶ年分を一時に交付することを定めた。最初の試みとして卒族にのみこの方法を採用したが、その後士族中にもこれを希望するものが多いので、明治四年一月以來士族一般に對しても同樣の取扱ひなすに至つた。また家祿を奉還して樺太・北海道等に移住を希望するものに對しては、特に七ヶ年分を一時に交付して家業の資に充てしめた。

家祿奉還

政府に於て秩祿の一時賜金制度を設くるや、家祿奉還を願出るものが續出したが、當時は未だ士族以上に職業の自由が與へられず、隨て歸農商するものでなければ生産業に從事することが出來なかつた。然るに明治四年十二月八日に至り、華士族及び卒族は政府の官職にあるものを除く外、秩祿の奉還如何に關せず、自由に農工商の業を營むことを許され、數百年來武士階級に加へられた職業上の制限は全く撤去されるに至つたので、從來農商工等の生産業を營まんが爲に家祿の奉還を請願しつゝあつたものも、華士族に與へられた職業上の自由のために家祿奉還の必要が解消せるのみならず、士族の農商業に轉向するものに資金を交付する必要が自然消滅するに至つたので、同四年十二月二十日政府は家祿奉還者に對する祿高を一時に五ヶ年分給與の議を斷然廢止した。然るに士族は一方に職業の自由を得たが、尚ほ士族といふ肩書を有することは營業

上種々の不都合を來たすことが多いので、この營業上の不便を脫却せんが爲め、無償にて家祿の奉還を請ふものを生じ、又無償奉還とまで行かずとも族稱を離れて營業に從事せんと希望するものが多かつたので、政府はこれに鑑み、明治六年三月十三日再び前の一時的授金制度を復活し、家祿奏還者には三ケ年分の祿米を授與するに定めた。然れども些少な家祿の三ケ年分を貰つた所で、到底不充分にして、これが爲め折角ありついた家祿を棄てゝ他に職業を求むことは頗る危險にして困難なるべきを察し、識者間に一時賜金增額の議が起つたので、こゝに於て政府は大藏卿の禀議を納れ、家祿・賞典祿百石未滿のものに限り、その奉還者に限り、永世祿は六ケ年分、終身祿は四ケ年分を一時に交付することに定めた。但しこの一時金は貢納石代相場を以て金額に代へ、半分は現金にて、半分は公債證書を以て交付するに定めたが、該公債證書は利子年八分、三ケ年据置、七ケ年償還であつた。而して政府はこれ等の賜金受領者に對し、官林荒蕪地拂下規則によつて官有の田畑、城廓踏、屋敷跡、並に荒蕪地、家屋跡荒蕪地、山林等の拂下の特權を與へ、就業の便を圖る所があつた。以上は家祿百石以下の薄給者に限られたが、當時百石以上の受祿者中には農商業に就業せんと欲するも資金に乏しい爲めその目的を達することが出來ないので、窮餘の策として祿高の中百石に超過の分を無償で奉還し、その代り爾餘の百石に對する一時賜金を請願するものが尠なくないので、詮議の結果、明治七年十一月五日布告第十八號を以て、百石以上の受祿者に對しても、これを奉還を許し、資金の交付をなすべく、左の如く定められた。

一　家祿、賞典祿、奉還出願のものには、產業資金として永代は六ケ年分、終身は四ケ年分を下賜する事

二　右の一時賜金は各府縣明治六年の貢納石代相場を以て金に代へ、祿高百石未滿の者凡て半高は公債證書を以て交付し、祿高百石以上は、五十石は現金とし、其餘は凡て公債證書を以て交付すべく、公債證書には年八分の利子を付す事（條文は明治財政史綱に據る）

斯して永世祿、終身祿の處分は略ぼ定まつたが、家祿の處分はこの外に一定の年限を附して給與する年限祿といふものがあるが、この年限給の處分に就いては、明治七年三月十五日布告を以て年限給の奉還者へは給祿續の年數に應じ、一定の割合を以て一時金を交付する事とした。その割合は

一　十ヶ年以上は　一時賜金　四ヶ年分
一　十ヶ年乃至八ヶ年は　三ヶ年半分
一　八ヶ年乃至六ヶ年は　三ヶ年分
一　六ヶ年乃至四ヶ年は　二ヶ年半分
一　二ヶ年は　一ヶ年分

であつた。また家祿賞典祿の奉還は祿高全部に對して許可することは論を俟たないが、受祿者中には産業の都合上奉還全部の資金を要せぬのを理由に、その高を分割して奉還せんと願出づる者があるので、明治七年三月二十四日政府はこれ等の請願を容れることゝし、祿高の中幾分でも奉還するものに對してはその割合を以て資金を交付する事となした。

家祿賞典祿の奉還

斯して秩祿は漸次處分せらるゝに至つたが、その結果は豫期に反して甚だ面白くなかつた。もと秩祿の處分は蒲祿者に授産の道を拓くことを目的として計劃されたものであるが、世に士族の商法と嘲るが如く、家祿奉還後は徒らに利を追ひ、眞劍なるもの尠なく、中には恒産を作つて自活の道を拓いたものもあつたが、その大多數は忽ち倒産して路頭に迷ふものが續出し、大いに秩祿處分の趣旨に反するので、明治八年三月時の内務卿は家祿奉還中止の議を太政官に稟申した。こゝに於て太政官もこれを容れ、明治八年七月十四日達を以て、當分の間家祿奉還を差止める旨を令した。

政府は秩祿奉還政策のために明治三年から同八年まで五箇年の間種々苦心をして之れが實施に努力すると

同時に、廢藩置縣のために失職せる士族の授産に斡旋して來たが、その結果は豫期に反して一も見るべきものなく、殆ど失敗に了れりと雖、政府が今日まで既に處分せる祿高は明治財政史綱に『當時政府に於て已に處置を了せし祿高を見るに總計六百九萬八千九百五十三圓に上り、當時の秩祿總計即ち明治七年に於る家祿賞典祿支總額二千六百二十二萬千七百三十圓に比すれば其額四分の一を減ずるを得しのみならず、當時奉還と引換に交付せし一時金は證券發行に屬するもの千六百五十六萬圓、現金交付のもの千九百三十二萬圓合計三千五百八十九萬圓にして一時巨額の費用を要せしも、其現金の支拂は明治六年中、英國に於て額面千百七十一萬二千圓の公債募集をなし、其收入金を以て之に充て其他は普通歳入にて之を支辨するを得たり。而して此三千五百八十九萬圓の一時賜金を假りに八分と見做せば、毎年二百八十七萬餘圓にして、奉還を了りし總高六百九萬餘圓に比し、差引三百二十二萬餘圓は國庫の利益となるの計算を現はしたり。』とあり、以て秩祿整理の內容の一斑を窺ふことが出來る。

いま秩祿公債政策にともなひ、政府の交付せる證書及び金額の年度別は左の通りである。

年次	證券發行額	現金交付高	計
七年	六、三五二、九〇〇圓	七、六八三、七六一圓	一四、〇三六、六六一圓
八年	一〇、二〇五、五五〇	一一、六三〇、七六〇	二一、八三六、三一〇
九年	七、四〇〇	一二、三〇七	一九、七〇七
合計	一六、五六五、八五〇	一九、三二六、八三〇	三五、八九二、六八〇

秩祿の奉還は中止せられたが、尙ほ二千餘萬圓の家祿及び賞典祿が未濟のまゝ殘存し、之れが爲めに政府は毎年巨額の支出をせねばならぬことは財政上の非常な負擔であり、且つは當時の社會情勢はこの儘に放置することを許さぬ事情にあつたので、政府は愈々意を決して秩祿現在高全部を擧げてこれを政府の負擔とし、

受祿者には公債證書を交付して從來の祿制を全廢するの方針を定め、明治九年八月五日金祿公債證書發行條例を發布して金祿公債を發行し、以て秩祿の整理に着手するに至つた。この制度によつて從來の祿高の公債證書に振替へられた割合及び區分は次の如きものであつた。

一、永世祿者には

金祿元高	年限	金祿元高	年限
七萬圓以上	五ヶ年分	七萬圓乃至六萬圓以上	五ヶ年二分五厘分
六萬圓乃至五萬圓	五ヶ年半分	五萬圓乃至四萬圓	五ヶ年七分五厘分
四萬圓乃至參萬圓以上	六ヶ年分	參萬圓乃至貳萬圓以上	六ヶ年二分五厘分
二萬圓乃至壹萬圓以上	六ヶ年半分	壹萬圓乃至七千五百圓以上	六ヶ年七分五厘分
七千二百圓乃至五千圓以上	七ヶ年分	五千圓乃至二千五百圓以上	七ヶ年二分五厘分
二千五百圓乃至千圓以上	七ヶ年半分		

以上一ヶ年五分の利子を給す

千圓乃至九百圓以上	七ヶ年七分五厘分	九百圓乃至八百圓以上	八ヶ年分
八百圓乃至七百圓以上	八ヶ年二分五厘分	七百圓乃至六百圓以上	八ヶ年半分
六百圓乃至五百圓以上	八ヶ年七分五厘分	五百圓乃至四百五十圓以上	九ヶ年分
四百五十圓乃至四百圓以上	九ヶ年二分五厘分	四百圓乃至三百五十圓以上	九ヶ年半分
三百五十圓乃至三百圓以上	九ヶ年七分五厘分	三百圓乃至二百五十圓以上	十ヶ年分
二百五十圓乃至二百圓以上	十ヶ年二分五厘分	二百圓乃至百五十圓以上	十ヶ年半分
百五十圓乃至百圓以上	十一ヶ年分		

以上一ヶ年六分の利子を給す

百圓乃至七十五圓以上	十一ヶ年分	七十五圓乃至五十圓以上	十二ヶ年分
五十圓乃至四十圓以上	十二ヶ年半分	四十圓乃至三十圓以上	十三ヶ年分
三十圓乃至二十五圓以上	十三ヶ年半分	二十五圓未滿	十四ヶ年分

以上一ヶ年七分の利子を給す

一、終身祿者には

右永世祿年限十分の五を給す、但し利子は永世祿の割合に同じい。

一、年限祿者には

十年以上のものには右永世祿年限十分の四を給す

十年乃至八年以上のものには右永世祿年限十分の三、五を給す

八年乃至六年以上のものには右永世祿年限十分の三を給す

六年乃至四年以上のものには右永世祿年限十分の二、五を給す

四年乃至三年以上のものには右永世祿年限十分の二を給す

二年のものには右永世祿年限十分の一、五を給す

但し利子は永世祿の割合に同じい。

この交付された公債を世に金祿公債と稱するが、この金祿公債に依つて士族の祿制は全く亡滅し、家祿は一變し公債に變形し、家祿の所有たる士族は變じて公債證書の所有者となり、維新以來新政府にとり財政上の一大痛であつた秩祿の整理は全く結末を告ぐるに至つた。尙ほいま公債證書及び現金交付高は左の通りであつた。

事由	五分利付	六分利付	七分利付	一割利付	合計
	圓	圓		圓	圓
金祿 永世	五、三三九、九六〇	二、二九六、三五三	八、六八八、[illegible]	九四二、七六六	一七、二四九、一三三
金祿 終身	一〇一、一六三	九、四七五	一九、六六七	—	一三〇、三〇四
年限 年限	—	六、五五九	一九九、二三九	—	二〇五、七九八
年額合計	五、五四〇、一五一	二、四二三、三九六	八、九〇六、九六一	九一四、七六六	一七、七八四、二七四
右年額に對し元金計算、年與の年限に應じ計算したる高	三一、三七〇、五四一	二五、〇〇六、九四一	一〇八、四七六、〇七八	九、一四七、六五八	一七四、〇〇一、二一八
御手當	四三、〇四五	二、〇一七	六七一	—	四五、七三三
追渡	—	—	三六一、二六六	—	三六一、二六六
賜高	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
合計（公債處分高）	三一、四一三、五八七	二五、〇〇八、九五八	一〇八、八三八、〇一四	九、二四七、六五八	一七四、五〇八、二一七
內譯 證券交付	三一、四一二、四〇五	二五、〇〇二、七〇七	一〇八、二四二、七八五	九、一八五、七〇〇	一七三、八四四、九九五
內譯 現金一時償還	—	—	—	五八、三〇五	五八、三〇五
內譯 端數現金支給	一、一〇三	三五、三五一	五九九、二九九	一〇三、六五三	七三九、三〇六
外に超過減	二〇、八六〇	九七、〇九一	一、一三九、一三三	—	一、二五七、〇八三
人員	人 五九	人 一五、八一七	人 一六二、三三七	人 三五、三〇四	人 二一三、五一七
內 利達重複	七	四	二、七五一	五	二、七六七
內 本祿と重複	—	—	三、二九九	—	三、二九九

備考——利達重複とは一人にして五分利付公債と六分利付公債との處分を受けたる類にして總人員に於て重複するものをいひ、本祿と重複とは一人にして本祿と賞典祿とを併合せる者各別に公債處分を受けた

るに由り自ら本表人員に重複を生じたるものをいふ（表と備考は明治財政史綱に據る）

九　明治初年の歳計

明治初年に於ける我が國財政の基礎を知るには、各年度の歳入歳出を見るのが、捷徑であらう。明治初年以來の歳計概況を檢するに第一期，即ち明治元年に於ける財政狀態を示すものは，第一期の歳入歳出決算表である。この期間は慶應三年十二月から明治元年十二月に至る十二箇月間の歳計であるが，これ即ち明治政府第一年の財政で，當時の決算によると明治維新の際とて政府の經常歳入は極めて少なく，僅に三百六十六萬餘圓にして，而も歳出は經常歳出が五百五十萬餘圓，それに臨時歳出が二千四百九十九萬餘圓，合計三千餘萬圓に達してゐるので差引二千六百餘萬圓の不足を來たしたのである。この不足はどうしても臨時歳入を以て塡補するより外に途がないので，當時政府はこの缺陷を補ふために太政官札を發行し，また臨時借入金をなし，兩者を合せて二千八百萬圓を調達して辛じてバランスを取つたのである。それが臨時歳入の調達をなすに至つた事情に就ては明治財政史綱に『此の如き景況を呈せし所以の理由は征討費に屬するもの四百五十萬圓，臨時貸付金に屬するもの千八百萬圓の多きに達したるに係らず，本年に於て收納すべき前年の租税は，各地の兵難，又賊徒の掠奪に懸れるもの丶如き損耗に歸したるもの頗る多く，僅に殘存の公納者ありたるに過ぎざるを以てなり』とあり，また明治大正史，經濟篇には『明治維新の際，政府の經常歳入は極めて少なく，確定的歳入として計上し得べきものは甚だ少く京阪の富豪に親征費十萬兩を献納せしめたことなどもあつた。斯様な狀態であるから，第一期の歳計は主として紙幣の發行及び借入金に依つて調達してゐるのである』とある。いづれにしても第一期の歳入は維新の際だけに言はゞ入るだけ取つたに過ぎないといふ有様で，明治大正史のいふが如く確定的歳入として計し得るものは全く少量に過ぎなかつたことは想像に難く

ない。當時の歳入を數字に就いて見るに、總計三百六十六萬餘圓の中、地租は二百萬圓、海關税が七十萬圓、これ等が歳入の重なるもので、臨時歳入、卽ち歳入不足の塡補策として發行した太政官札は二千四百萬圓、調達借入金は三百八十萬圓。この外に外國商社からの借入金は八十九萬圓、これは横濱にある外國銀行の東洋銀行及びオノルト商社から借入れたものである。然るに當時舊幕府の殘金が三十六萬圓あつたから、卽ち臨時歳入は太政官札、外國商社からの借入金、舊幕府の殘金等を合計すると二千八百九十六圓で、これに經常歳入の三百六十六萬圓を加へると、第一期の歳入は三千二百六十二萬圓になる。

この歳入が如何なる費目で支出されたかに就いては明治大正史、經濟篇に『歳出三千萬圓の中、二千五百萬圓は例外歳出卽ち臨時歳出に屬するもので、石高割の貸付金九百萬圓、勸業貸付金九百萬圓、征東費三百三十萬圓等が、その主なるものである。經常費としては陸海軍費の一百萬圓、それから官祿及び手當九十萬圓が支出の大口である』とある。たゞ茲に注意すべきは明治財政史綱には征討費として四百五十萬圓を舉げ、明治大正史には征東費として三百三十萬を計上し、兩者の間に百二十萬圓の開きがあり、一見如何にも奇異の感なき能はずと雖も、これは引用史料の相違から生じた差異に過ぎないと思ふ。尙ほ明治大正史から第一期決算表を再錄して參考に供しよう。

自慶應三年十二月
至明治元年十二月　第一期歳入歳出決算表

歳入

經常歳入

地租	二、〇〇九、〇一三圓
海關税	七二〇、八六六
開市港場諸税	一〇一、七三三

運上冥加等諸雜稅	三二四、七六六
川々國役金	九一八
通常貸金返納	一二四、五二一
地所賣拂代	二三、三九九
不用物品賣拂代	二六、六七一
家屋貸下料	一二三
計出米	五、三二六
諸藩課賦軍資金	七三、三七六
大宮御所造營國役金	一三一、二〇一
諸過料	三九、〇〇五
雜收入	八三、八四四
經常歲入合計	三、六六四、七八〇
臨時歲入	
太政官札發行	二四、〇三七、三八九圓
調達借入	三、八三八、一〇七
外國商社ヨリ借入	八九四、三七五
貸金利子	一〇、六三六
舊幕殘金	三六二、五四二
獻納	一五四、二四九

諸藩過納金	一二七、二三二
臨時歳入合計	二九、四二四、五三三
歳入總計	三三、〇八九、三一三

歳出

經常歳出

太政官	二五〇、九三一圓
神祇事務局神祇官	二、八一七
外國事務局外國官	一二、六七〇
內國事務局	九〇三
會計事務局會計官	三四、七一四
學校及病院	五七、七〇九
刑法事務局刑法官	三、三四六
皇室諸費	二四九、五九四
官祿及ヒ手當	九〇一、九五五
旅費及賜餞料	六一、七三四
陸海軍費	一、〇〇八、一二〇
神奈川港兵營費	二一、六七七
軍艦買入代	三〇、〇〇〇
三都裁判所三府	三八一、八五四

開港場府縣	三九八、〇七七
諸府縣	二二、二八九
山陵造營費	二、二〇七
祭典費	一三三、七九四
家祿	二九四、九六五
諸向扶助	四四、七一一
官省ニ屬スル營繕	二九八、八六九
堤防道路橋梁修繕費	四八八、〇七九
恩賞養老賑恤金	二〇六、六六〇
通常貸金	二八六、三〇一
大宮御所造營費	五八、一三一
御卽位諸費	四二、五二三
回米諸費	六四、九二一
沈沒及ヒ缺減米	四二、五九二
雜支出	五、〇九六
經常歳出合計	五、五〇六、二五三
臨時歳出	
征東費	三、三四八、八八二圓
箱館追討費	一二五、四四六

大阪行在所及御東幸費	八二八、三二二
鎮臺府鎮將府	一二、四八〇
民政局	六六、〇〇〇
臨時賞典	一三〇、八〇〇
舊幕外國負債償還	五四五、九三六
諸藩ニ關スル外國債金	一〇三、六五四
諸藩特別賜金	一〇九、七〇〇
轉封手當	二四五、五二〇
領地收納不足渡	一七、三〇〇
鑛山諸費	一六、六二七
電信諸費	三、七三九
燈臺諸費	四三、六六九
製鐵所諸費	二五六、三六二
造幣諸費	二五七、三〇六
紙幣製造費	一一七、五〇一
海外留學費	四、二〇〇
雇外人給料其他	七〇、九〇四
船舶買入及ヒ修繕費	七六、二六七
石高割貸付金	九、一四五、七六一

勸業貸付金	九、〇一一、五一八
調達金返償	二六三、二九三
借入金利子	一九七、六三六
臨時歲出合計	二四、九九八、九三二
歲出總計	三〇、五〇五、〇八五

尙ほ第二期以下明治十年度までの歲計は便宜上表を以て示せば、左の通りである。

年度	經常歲入 圓	臨時歲入 圓	計 圓	經常歲出 圓	臨時歲出 圓	計 圓
第二期	四、六六六、〇五六	二九、七七二、三四九	三四、四三八、四〇五	九、三六〇、二三一	一一、四二五、六〇九	二〇、七八五、八四〇
第三期	一〇、〇四三、六二八	一〇、九一五、八七一	二〇、九五九、四九九	九、七五〇、〇〇四	一〇、三五七、六六九	二〇、一〇七、六七三
第四期	一五、三四〇、九三二	六、八〇三、六七六	二二、一四四、五九八	一二、二三六、三八二	七、〇〇八、七七六	一九、二三五、一五八
第五期	二四、四二二、七四二	二六、〇二二、四三一	五〇、四四五、一七三	四三、四七四、九一九	一五、二五五、一〇六	五七、七三〇、〇二五
第六期	七〇、五六一、六八八	一四、九四五、五七七	八五、五〇七、二四五	五〇、六三九、五五二	一二、〇三九、〇四九	六二、六七八、六〇一
第七期	七一、〇九〇、四八一	二、三五五、〇六三	七三、四四五、五四四	六〇、〇〇一、九一六	二二、二六七、六一二	八二、二六九、五二八
第八期	八三、〇八〇、五七五	三、二四一、五〇二	八六、三二一、〇七七	五三、八四二、三四八	一三、二九二、四二四	六六、一三四、七七二
明治八年	六三、七八六、五八七	五、六九六、〇九〇	六九、四八二、六七七	五六、六一三、〇三七	一三、五九〇、二〇五	六九、二〇三、二四二
同九年	五五、六八四、九九七	三、七九六、〇三九	五九、四八一、〇三六	五六、八一五、三三六	二、四九三、六二〇	五九、三〇八、九五六
同十年	四九、九六七、七二三	二、三七〇、四一〇	五二、三三八、一三三	四五、二五三、一〇四	三、一七五、一二〇	四八、四二八、三三三

右歲計表中、第二期は明治二年一月から同年九月までの九ケ月間の歲計にして、この期には二千三百萬圓の太政官札を發行した。第三期は明治二年十月から同三年九月に至る期間の收支にして、この期の歲出總計は

二千十萬圓に對し、經常歲入一千萬圓を算し、歲計の面目が大に革つたが尚は外國債五百萬圓、民部札五百三十五萬圓を發行せざるべからざる破目に陷つたのである。第四期は明治三年十月から同四年九月に至る期間の收支にして歲出の總額は千九百萬圓に對し、經常歲入は千五百萬圓を算し、その不足額は僅かに五百萬圓に過ぎなかつたが、この中勸業貸付金三百九十萬圓の追納があつたので、この期の紙幣發行高は僅か二百十四萬圓の民部省札で濟んだといふ。第五期は明治四年十月から同五年十二月までの期間十五ヶ月間の收支にして經常歲出は四千二百萬圓、臨時歲出は千五百萬圓、總計五千七百萬圓に對し、經常歲入は二千四百萬圓であるから不足額は實に三千三百萬圓に達したので、これに對し政府は當時諸貸付金の返納等に依つて臨時歲入を作り一時を彌縫したが、尚ほ大藏省兌換證券、開拓使兌換證券、新紙幣發行等に依つて千八百餘萬圓の紙幣增發して調達した。この年より從來の會計年度（卽ち前年の十月から九月までを一期）を改めて歷年に從ふことになつたので、特別に長期の年度（十五ヶ月間）を生じたのである。第六期は明治六年一月から同年十二月に至る十二ヶ月間の收支であるが、玆に注意すべきは第一期から第五期に至るまでは歲計に豫算なく、必要に應じて臨機に支出して來たのであるが、明治六年に至り初めて豫算を組むことになつた事は歲計の一大進步であつて注目に値する。この期の歲出總額は四千六百六十萬圓にして、これに對する經常歲入は四千七百萬圓であるから、こゝに初めて歲入を以て歲出の全部を支辨する事が出來たのであるが、それは豫算上の計數に過ぎず、決算と對照して著しく齟齬を來たせるは免れなかつた。これに關し明治財政史綱には『卽ち經常歲入四千七百萬圓を算せしも、決算に於ては七千萬圓を收入し、殆んど二千三百餘萬圓の豫算超過を示し、臨時歲入に於ても決算千四百餘萬圓を計上し豫算に對し千二百萬圓を超過し、總體に於て歲入三千五百萬圓を超過したり。又歲出に於ても經常豫算四千二百萬圓に對して決算五千萬圓を計上し、臨時豫算四百五十萬圓に對して決算千二百萬圓を計上し歲出總額に於て千六百萬圓の超過を示したり。此の如く齟齬

を來したる原因は、歳入に於ては地租に於て決算石代の豫算石代より高價なりしと地租の事務漸く整理し、前期以來の滯納を收入するもの多額に上り、地租のみにて千九百三十六萬圓の豫算超過を示したり。又臨時歳入に於ては、豫算外の外國公債受入千八百三十餘萬圓等ありしによる。歳出の方に於て決算額の增加は豫算外の臨時收入ありしため、臨時歳出として新に鐵道の工事を起したる等を初めとし、其他何れも豫期せざる支出の增加したるに基きたるものとす』とあり、以てその內容を推知するに難くない。第七期は明治七年一月から同年十二月までの收入で、前期に比し豫算の差異は著しく改善せられたが、この期の歳計決算を見るに經常歳入は七千一百萬圓にして豫算に比し一千六百圓の歳入超過を來したが、臨時歳入に於ては二百三十萬圓にして豫算に比し百四十萬圓を減じた。また歳出に於ては經常歳出六千萬圓にして豫算に比し六百萬圓な超過し、臨時歳出は二千二百萬圓にして、これ亦豫算に比し千四百萬圓を超過するに至つた。第八期は明治八年一月から同年六月まで六ヶ月間の收支にして、これは明治七年十月太政官達を以て從來の歷年制を革めて每年七月より翌年六月迄を一會計年度と定められたのに依るのである。當期の決算歳計を見るに、經常歳入八千三百萬圓、臨時歳入三百二十餘萬圓にして總計八千六百三十二萬圓であるが、經常歳出五千二百八十餘萬、臨時歳出千三百二十九萬圓、總計六千六百十三萬圓である。明治八年度は、同年七月から翌九年六月まで十二ヶ月間の收支で、この年從來會計年度は一期、二期といふやうに何期の名稱を用ひてゐたが、明治七年に至り會計年度改正と共に之れを何年度と稱することに改めた。この期の決算は經常歳入六千三百七十八萬圓、臨時歳入五百六十九萬圓、總額六千九百四十八萬圓であるが、經常歳出は五千六百六十一萬圓、臨時歳出千二百五十九萬圓、總額六千九百二十萬圓であつた。明治九年度は經常歳入五千五百六十八萬圓、臨時歳入三百七十九萬圓で、總計五千九百四十八萬に對し、經常歳出は五千六百八十一萬圓、臨時歳出は二百四十九萬圓、總計五千九百三十萬圓である。明治十年度は經常歳入に於て稍減少し四千九百九十六萬圓、

臨時歳入に於てこれ前期より減少して二百三十七萬圓、合計五千二百三十三萬圓に對し、歳出は經常部に於て四千五百二十五萬圓、臨時部の三百十七萬圓にして合計四千八百四十三萬圓である。この期は明治九年度の歳計に比し、約二千萬を減少せるは注目に値する。

美術工藝篇

西洋畫
油繪の渡來
倭寇八幡船
コロンブスのアメリカ發見

第二節 西洋畫

一 油繪の渡來

我が國が歐羅巴諸國と交通したのは群雄割據の戰國時代に始まつた、當時室町幕府の紀綱が亂れて毫もその指令が行はれず、群雄は各地に獨立割據して勢威を擅にし、互ひに兵備を整へて侵略を事とし、己が領土の擴大を圖つた。また海邊無賴の徒は隊を作り、船に乘つて盛んに支那沿岸を侵掠し、慓悍當るべからざるものがあつたので、明人は痛く之れを恐怖し、倭寇と稱し、その乘船を八幡船と呼んで到處震駭した。當時我が國人は單り支那沿岸に止まらず遠く南洋に及び、その地に住める歐羅巴人と交易したと傳へられる。然るに當時歐羅巴に植民貿易熱が頗る勃興し、西曆一四九二年、クリトスハー、コロンブスは西印度諸島を發

ヴアスコ、ダ、ガマ
印度航路の開拓
耶蘇教の傳道
葡萄牙人の來航・西班牙人の來航
天主教教會堂の建設
宗教畫キリスト像・聖母像の渡來
油繪の渡來
阿蘭陀人・英吉利人の來航
徳川家康
伊達政宗
支倉六右衛門常長
山田長政
天竺徳兵衛
濱田彌兵衛
御朱印船

見し、後再三航海を試みて南米・中米を發見した。これに次いで葡萄牙の航海者ヴアスコ、ダ、ガマは西暦一四九七年國王の援助をうけてリスボンを發し、亞弗利加の南端喜望峰を廻り、翌一四九八年印度のカリカツトに到着し、印度航路を開拓した。これより歐羅巴人は競うて東洋に航し、盛んに貿易を營み、耶蘇教を傳道するに至つた。

我が國には天文十年葡萄牙人が薩摩に來り、ついで西班牙人が來た、これ實に西洋人が我が國と交通した濫觴である。その後天主教の宣教師が相次いで來り、到處に教會堂を建て、窮民を救恤し、醫藥を施與して福音を傳へたので、永年の戰亂に苦み、壓制の重荷に喘ぎ、ために朝夕の衣食にすら困窮せる我が無智の貧民等は深遠なる教理を解せずと雖も、これを天籟の福音と感じ、信徒は日に月に増加し、その布教の區域は根據地たる九州は云はずもがな、中國・關東を經て奥州にまで及んだが、當時これ等の外人宣教師は布教のために多くの宗教畫、例へば基督・聖母等の肖像畫を携帶し來り、これを祭壇に掲げて信仰の對照としたことは想像に難くない。これ等宗教畫の多くは油繪であつたことは勿論で、隨つて當時我が國の畫家中には是等の宗教畫を見て油繪の長所を發見すると共に宣教師中の畫道に心得あるものに就いて油繪の法を學び、或はこれらの宗教畫を眞似て油繪を描くものの現はれたことも亦想像に難くないのである。

ついで慶長中阿蘭陀・英吉利の兩國人が來航して我が國に通商を請うたので、同十四年七月阿蘭陀に通商を許し、つゞいて同十八年英吉利にも通商を許すに至つた。當時徳川家康の意も開國にありしが如く、江戶幕府の初めに於て我が國の海外航海は大いに興隆した。例へば仙臺藩主伊達政宗の臣支倉六右衛門常長が主命を奉じて羅馬に航し、伊勢の人山田長政が暹羅に渡つてその國事に參與し、播州高砂の人徳兵衛が三たび天竺に渡航して寶器珍什を齎し、長崎の人濱田彌兵衛が臺灣に赴いて蘭人の横恣を懲したるが如き、いはゆる御朱印船の貿易は實に隆昌を極めたのである。就中支倉六右衛門はその歸國に際し、羅馬から若干の油繪

支倉常長羅馬から油繪を齎らす

三代將軍家光外國往來及び耶蘇教を禁ず

天草の亂

耶蘇教嚴禁蘭人・清人以外の入國を禁ず

泰西王族騎馬圖
平松容大

藤岡作太郎

山田右衛門作

近世繪畫史

松平信綱

を齎したと傳へられ、その一は東京博物館にあると云ふ。斯の如く德川家康は夙に世界の大勢を洞察し、開國主義を採り、清・蘭・英等に通商を許し、耶蘇教の布教を默認して來たが、第三代將軍家光の時、在留外人中に布教交易に託して非望を企つるものが現はれたので、寬永十一年外國往來及び耶蘇教を禁じ、踏繪の法を以て嚴重にこれを取締るに及び、九州の天主教信者はこれに堪へかね、寬永十四年九州の一角天草に據つて德川氏の耶蘇教禁壓に反抗したが、翌十五年二月二十七日遂に天草城が陷落し、耶蘇教徒の亂は平いだ、世にこれを天草の亂と稱する。爾來德川幕府はいたく耶蘇教を嫌忌し、寬永十六年再び耶蘇教嚴禁の布告を發すると共に清國人・阿蘭陀人以外の外國人の入國を禁じ、而も來泊の所を長崎一港と定め、通航する船舶の數に制限を加へたので、我が國は殆ど鎖國の姿となつたのみならず、曩に幕府が耶蘇教を嚴禁し、踏繪の法によつて信徒の撲滅を圖るに及び、外國人の筆になれる基督及び聖母等の肖像畫を始め、我が國畫家の筆になれる多くの耶蘇教的宗教畫を殆ど全部沒收して、これを破毀燒棄したので、當時の耶蘇教的宗教畫にして今に傳はれるものは殆ど稀で、殘つてゐるものの多くは阿蘭陀船や風俗を描いた屛風及び版畫に過ぎない。その中日本で一番に古い油繪と稱せられるのは泰西王族騎馬圖で、これは子爵松平容大氏の所藏にして金地に人馬の姿を描き、もと會津若松城の襖に貼つてあつたものだが、今は四曲屛風に仕立直されてあると傳へられる。

つぎに日本人にして油繪で名を知られた最初の人は誰かといふに、學者の間には種々の說があるが、藤岡作太郎博士は山田右衛門作であると斷言され、また明治事物起原に於て石井研堂氏は『本邦人にして西洋畫を作りし元祖を尋ぬれば山田右衛門作を推すべし』と主張されてゐる。いづれにしても日本油繪の祖を山田右衛門作とすることは各學者間に一致した定說である。右衛門作は近世繪畫史に『右衛門作はもと有馬家の臣にして、天草叛徒の一方の大將たりしが、亂半ばにして歸順せしを以て、征討の將松平信綱これを助けて江

南部利淳
松平直德
相馬順胤
喜多元規
陳賢
生島三郎左

司馬江漢

平賀鳩溪（源内）

戸に作ひ來る。明曆中、放火者あり、右衞門作の西洋畫をよくするを以て、信綱命じて犯人の像を描かしめて、通衢に揭ぐ、犯罪これより漸く止みたりといふ。後また天主教に關したりとて、右衞門作は終身禁錮の厄に遭ひぬ。按ふに當時の西洋畫は天主教に關するもの多數を占めたりき。しかるに天草の役ありてより、異教の禁制は更に峻酷になりしかば、宗教畫は灰燼に附せられ、畫家は恐れてその技を隱し、これがために右衞門作等の遺筆といふも世に稀に、その術の傳統も一時全く中絶したりしなり。』とあり、また明治事物起原・洋畫の始には『所傳に據れば、右衞門作は、もと有馬家の家臣にして、後江戸に出て、松平信綱の邸にあり、寛永年中の人なり、其の作に成る各國帝王圖油繪屛風一双、松平容大の所藏にあり、その他當時の作と傳ふる油畫に屛風は南部利淳・松平直德・相馬順胤諸家にもあり』とある。また先民傳によると降つて明曆の頃、喜多元規・陳賢・生島三郎左等が出でゝ蕃畫（西洋畫）をよくしたとある。然れども是等の畫家の筆になれる油繪の傳はるものがないので、その眞否は斷じ難いが、恐らく長崎派に屬し、阿蘭陀人に就いて油繪を學んだものであらう。然れども我が國人はいまだ油繪を解せず、隨つてこれを愛翫するものが尠いのみならず、日本畫にあらざる西洋風の油繪を翫び或はこれを所藏することは曳いて耶蘇教信徒の嫌疑をうくる憂があるので、絶えて油繪を鑑賞するものがなく、隨て折角傳來して一時もてはやされた油繪も、耶蘇教の禁壓と同時に止むなく中絶するに至つた。

然るに天明の頃司馬江漢が現れて油繪を描き、史家は多く江漢を以て我が國に於ける油繪の中興の祖とするが、近世繪畫史には『洋畫中興の祖とすべきは誰ぞ、世人概ね司馬江漢を以て、始めて蜜陀油に繪具を溶きて、西洋油繪に擬せし人なりと稱す。しかれども余はやゝこれに先だちて、平賀鳩溪のありしことを一言せざるを得ず。平賀鳩溪、名は國倫、字は士彝、風來山人・天竺浪人・紙鳶堂・福内鬼外等の號あり。通稱を源内といふ、讃岐の人、來りて江戸に住む。絶世の奇才にして、よくするところの藝甚だ多し。殊に本草・

蘭書ヨンストンス

小田野直武
佐竹義敦
佐竹義躬

物產の學に通じ、究理・機械の術に長け、電氣の工夫、火浣布の製作など、その創意にかゝるもの少からざりしが、不幸にして世に用ひられず、名利に猛き心は欝屈のおもひに堪へず、不幸のあまり、放縱自恣、世を愚弄し、時に戯曲小說の類を綴りて、纔かに悶を遣る。これらの事は世人のよく知るところにして、また繪畫に關係すること少ければ、略して記さず。余嘗て一古畫(大阪鹿田靜七氏藏)を見る、粗布に油繪具を以て西洋婦人を畫く。蓋し泰西の畫を模せしものなるべしといへども、たゞ邦人の手法にして、しかも習熟の技にあらず、落款を施して源內といふ。簡古稚拙、その婦人の容貌に敢爲の風あるなどは、おのづから鳩溪の性を表はせるが如し。蓋し鳩溪嘗て本草究理の學を修めんが爲に長崎に至りき、またその頃はじめて舶載せし蘭書ヨンストンス(こは著者の名にして卽ち博物圖譜なり)を見て、垂涎のあまり家財夜具までも賣り拂ひ、五六十金を得てこれを購ひたりき。かくして直ちに蘭人に就き、また蘭書を繙きたれば、多藝なる渠はその術を聞きもし、試みもして、こゝにはじめて油繪を畫きたるならん。安永八年、人を殺して獄に下り、その冬、獄中に歿す、年四十八。』とある。鳩溪は江漢と深く交はり、江漢の西洋銅版畫は鳩溪の指導に負ふところが多いと傳へられるから、鳩溪が油繪を描いたことは寧ろ當然と謂ふべきであらう。

また明治事物起原に『稍降りて、秋田の人小田野直武・秋田侯佐竹義敦(號曙山)・角館侯佐竹義躬(共に寬延生れ)は、洋畫を畫きし人々なり。世人之を蠟繪といへり。又天明ころ司馬江漢洋畫を畫き、其作品の存するもの少からず』とあつて、直武・曙山・義躬等を江漢以前の人とし、江漢の油繪を描いたのを直武等の後と說いてゐるが、石井研堂氏が如何なる史料によつて斯る斷定を下したものであるか不明であり、且つ江漢は延享三年生れで直武・曙山・義躬等の先輩であるのみならず、平福百穗氏著日本洋畫曙光及び外山卯三郎氏著日本初期洋畫史考等によると、安永二年平賀源內が佐竹義敦に聘せられて秋田に赴いた時、直武はその滯在中源內について油繪の法を學び、曙山は直武を通じて油繪の法を修めたとある點と、直武は秋田の支城角

司馬江漢
狩野古信（ひさのぶ）
宋紫石
鈴木春信
春重
仇英
周臣
寫眞
平賀鳩溪
和蘭通舶

館主佐竹義躬の家臣であつた點から考へると、いはゆる秋田藩の油繪は平賀源内から傳はつたものと思はざるを得ない。加之源内は享保十九年に生れ、江漢より十四も年長者で、江漢の銅版術及び油繪はこれ亦源内の直傳だといふから、江漢を直武・曙山・義躬等と同時代の人と見るべく、そして其油繪も同じ系統のものと見る方が正しいやうに思はれる。

鳩溪に亞いで油繪を描いたのは司馬江漢である、江漢名は峻、字は君嶽、通稱を安藤吉次郎と呼び、不言道人・桃言・春波樓・西洋道人などと號した。江戸本芝の人で、四十歳の時入夫して土田氏を冒した。自らその後悔記に『我ガ先祖ニ畫ヲ描キシ者アリケルニヤ、吾伯父ハ吾親ノ兄ナリ、生ナガラニシテ畫ヲ善クス、其血脈ノ傳ハリシニヤ、予六歳ノ時、燒物ノ器ニ雀ノ模樣アリケルヲ見テ、其雀ヲ紙ニ寫シ、伯父ニ見セケル、十歳頃ニ至リテハ達磨ヲ描クコトヲ好ミテ、數々畫キテ伯父ニ見セケリ、後、長ジテ狩野古信ニ學べリ、然ルニ和畫ハ俗ナリト思ヒ、宋紫石ニ學ブ、其頃鈴木春信ト云フ浮世繪師、當世ノ女ノ風俗ヲ描クコトヲ妙トセリ、四十餘ニシテ俄ニ病死シヌ、予此贋物ヲ描キテ、板行ニ彫リケルニ、贋物ト云フ者ナシ、世人我ヲ以テ春信ナリトス、予春信ニアラザレバ心伏セズ、春重ト號シテ唐畫ノ仇英或ハ周臣等ガ彩色ノ法ヲ以テ吾國ノ美人ヲ畫ク、夏月ノ圖ハ薄物ノ衣ノ裸體ノ透キ通リタルヲ、唐畫ノ法ヲ以テ描キ、冬月ノ圖ハ茅屋ニ篁繞リ庭ニ石燈籠ナド皆雪ニ埋モレシハ淡墨ヲ以テ唐畫ノ雪竹ノ如ク隈リシ、且其頃ヨリ婦人髷サシトイフモノ始テ出來、爰ニ於テ髮ノ結ビ風一變シテコレヲ寫眞トシテ甚ダ世ニ行ハレケル、吾名此畫ノ爲ニ行ハレ人コレヲ懼レテ筆ヲ投ジテ描カズ』と記してゐるのを以て略ぼその傳を知るべく、江漢は多才にして刀劍及び目貫・緣頭の製作を思ひ立つたこともあり、また平賀鳩溪に就いて西洋究理の學を修め、西洋の畫法を修得したのも、鳩溪の啓發に據ると傳へられる。その著和蘭通舶に『世ノ西洋畫ヲ浮畫ト覺エタル輩多シ、捧腹ニ堪ヘザル事ト云フベシ、如何トナレバ畫ハ毎々云フ如ク、寫眞ニ非ザレバ妙トスルニ足ラズ、又畫トスル

コンスト、シキルド、ブークテツシンギ
和蘭畫帖
油繪の描法
西洋銅版術
世界印刷史
長崎通詞本木榮之進
靑木昆陽
イサツク、チシング

ニ足ラズ、其ノ寫眞ト云ヘバ山水・花鳥・牛羊・木石・昆蟲ノ類ヲ畫クニ每レ見新ニシテ畫中ノ品物悉ク飛動スルガ如シ、是ハ西洋風ニ非ザレバ能ハザル事ナリ、故ニ寫眞ヲ爲ス者ヨリ彼和漢ノ畫ヲ見レバ、誠ニ小兒ノ戲レニ幾ウシテ畫トナスニ足ラズ、世ノ人其ノ畫ト爲スニ足ラザルモノヲ平常眼ニ觸ル、故ニ忽チ超然タル西洋ノ妙畫ヲ見テ、却テ一種ノ畫トナシ、別ニ浮畫トナド云フハ、言ニ解セザルノ甚シキト謂フベシ』といひ、また同書ニ『西畫ハ蠟油ヲ以テ作ル、其法往々、摸製スル者アリト雖モ其眞ヲ得ズ、嚮ニ崎陽ノ譯司辻氏ナル者、西洋畫ヲ挨テ、浪華天神ノ社ニ掛ク、是ヲ奇觀トス。火災ニテコレヲ失フ。小子崎陽ニ遊デ畫ヲ作ル者ヲ求ルニ、斷テナシ。和蘭ノ畫法ノ書アリ、コンスト、シキルド、ブークト云、蘭人テツシンギナル者其畫帳ヲ予ニ贈ル。而テ後、竟ニ漸佳境ニ入テ、今ニ至テハ縱橫ニシテ竟ニ隨フ處、心コレニ應ジ、萬象ヲ畫ス』とあつて、江漢自身は油繪の描法を和蘭畫帳から發見せしが如く記するも、鳩溪が江漢の先輩である點と鳩溪に就いて西洋究理の學を修め、鋼版の術を指導せられた點から考へると、長崎に於て油繪の描法を考案したことは事實であらうが、その始めはやはり鳩溪から啓發せられたものであらう。江漢は亦西洋銅版の術をよくした、これに就き世界印刷史、第壹卷、第二十三章銅版石版印刷術の傳來とその發達の條に『江戶初世以來わが印刷界を獨占せし木版整版印刷術の進步し來りし間に、享保に至り、長崎通詞本木榮之進・靑木昆陽等の建策によりて歐洲の學術技藝の傳習公許せられてより、歐洲の天文・窮理・本草・醫療等の學一時に興りて、これ等の學に志す者、その說明の文辭によるに比し、圖畫によるの瞭然たるを知り、且つ歐洲の銅版畫の精細なるを見て、この術を得んと欲する念は、一般に高まれり。この時に及びて江戶の人司馬江漢天明の頃長崎に遊學し、和蘭人イサツク、チシングより西洋の繪畫を習ひ、更に銅版の技術を傳習したりと稱せらる云々』とあるも、この事は江漢著和蘭通舶に『小子崎陽ニ遊デ、畫ヲ作ル者ヲ求ルニ、斷テナシ。和蘭ノ畫法ノ書アリ、コンスト、シキルド、ブークト云、蘭人テツシンギナル者其畫帖ヲ予ニ贈ル。而テ後、

竟ニ漸佳境ニ入テ、今ニ至テハ縦横ニシテ、意ニ隨フ處、心コレニ應ジ、萬象ヲ畫ス云々』といふ前揭の記事に相違するから、恐らく誤傳であらう。尙ほ江漢の銅版術に就てはその著和蘭通舶に『蘭書「コンストトンス」(生類ノ譜ナリ)ヲ初メ、近來齎シ來ル書中ノ畫、悉ク銅版ノ法ニ鏤メタル者ニテ、其精妙ヲ竭セリ、宛然トシテ眞ニ逼ル、然ルニ傳記ヲ飜譯スルハ難ク、大半畫圖ヲ以テ考ヘ、捜索ムレバ、其意ニ通曉ス、是畫ノ妙要ナルコトヲ知ルベシ、然レドモ和漢ノ畫法ヲモ知ラザル者ハ、必其理ヲ解スベカラズ、右ニ云二三面ノ法アリ、了解シテ見ルベシ、一面ハ潔白ニシテ是日ノ照ラス處ナリ、一面ハ淡シ、是日ノ斜ニ照ラス處ナリ一面ハ濃ニ、是日ノ景ニシテ暗シ、其濃淡ヲ刻スルトキハ、經(スジ)ヒキシテ、經ノ一重ナルハ濃トス、嘗テ日本銅版ノ法ヲ捜考フル者ナキニ、曩ノ年蘭人彼國ノ銅版數百枚船シ來リ、日本ニテ是ヲ鬻ガンコトヲ示ス、其頃ノ人思淺ク、敢テ之ヲ奇工トセズ、直ニ蘭人ニ返ス、是時ヨリ初メテ銅ニ刻ミタルコトヲ知レリ、予壯年ノ時、源内平賀氏ニ聞ケリ、天明癸卯歲(三年)、蘭書「ボイス」ト云(イヘ)ル書ノ閱スルニ、技巧ノ部ニコレヲ作ルノ法式アリ、玄澤大槻氏(編者曰ク、仙臺藩ノ人、蘭學者、磐水ト號ス。二四一六―二四八四)ト謀ツテ竟ニ銅版ノ製作ヲ考フ、是日本始メテ草創スル者也、然レドモ彼國ノ技巧ヲ作ル者、亞細亞ノ人ト其情ヲ異ニス其精妙及ブベカラズ、予夭資愚頑、且年耳順ナラントス、氣力漸ク衰ヘヌ、又此ニ於テ和蘭奇巧ノ部ニ、銅刻ノ法式ヲ載セテ、世ノ好ム者ニ授ケ示サン、此法彼國ニテモ近來巧ニシト云フ、諳尼利亞(イギリス)ノ部「ロンドン」ノ人鍛冶始メテ考作ス、文化二乙丑マデ三百五十年ニナル云々』とあり、以て江漢が銅版の術を學んだ經路を想像するに難くない。それにしても平賀源内の究理の學に對する研究は驚歎に値すべく、油繪を再興し、銅版の術を始めて後進を披導した功は不朽で、日本文化の祖と稱するも敢て過言ではない。江漢は文政元年歿した、時に年七十二。江漢の銅版畫は世界印刷通史に『その工夫になりし銅版畫は、天明三年九月に至りて始めて公にせられたり、それは天球圖・地球圖・風景畫等なりき』とあり、近世繪畫史には『著はすと

蘭書ボイス

大槻玄澤

田善
安田雷洲
金田江淵
永田昆山
松平定信

世界萬國圖

亞歐堂

八木屋半助

ころ、銅版天球圖・同地球圖・同風景畫・同瀕海圖云々』とある。上記の外、江漢は和蘭通舶・和蘭奇巧・春波樓畫譜・東都八景圖・靈鷲圖說・春波樓筆記・西遊旅譚等の著があり、また遺作では西洋風俗圖（東京吾妻健三郎氏藏）が有名である。

江漢の門から出て銅版を製し、油繪を描いたものに田善・安田雷洲・金田江淵等がある。田善は本名を永田善吉と云ひ、亞歐堂と號し、田善は本名の略稱である。奧州須賀川の人、家は異國染を業とし、父昆山は畫を能くしたので、父に就いて畫を學び、藩主松平定信の認むる所となり、祿を賜はつた。世界印刷通史に、『寛政十年定信の命を奉じて江戶に出府したり、定信は先に和蘭より將軍に献ぜし銅版世界萬國圖を善吉に示して、その印刷技術を工夫すべき事を命じたり。善吉はこの研究の爲めには西洋畫を學ぶ要あるを見て、司馬江漢の門に入り、洋畫並びに銅版術を學び、更に深く學術を究むべく、寛政十一年長崎に赴き、更に蘭人につきて學び、享和二年その業成りて江戶に歸るや、淺草觀音堂・萬國圖を始め、各種の繪畫を彫刻印刷して定信に呈したり。定信は大いにその技を賞し、萬國圖は亞歐兩大陸を眼前に見るの感ありとて、これより亞歐堂と稱すべしと云ひ、その祿を加增したり。かくて銅版術の妙技世に知られければ、江戶の書肆は競うてその刊行を望みしが、名利を度外視したる善吉は、之に應ぜざりき。文化十三年致仕してよりは鄉里に閑居し、その門人八木屋半助の望によりて、その製造にかゝる銅版一式を讓渡せしかば、半助は日本草創亞歐堂田善製銅版摺物所なる看板をかゝげて銅版畫を賣りければ、江戶參覲の諸大名のこの地を通る者、隨伴の武士等は、精巧目を驚す許りの江戶名所の畫の、或は服紗に額地に、或は襦袢の袖に摺られしものなど購ひ求めて、鄉國の土產に誇りしと云ふ。現に須賀川の內藤某氏、亞歐堂の製版數個を藏し、その大なるものに金龍山淺草寺の圖あり、美濃紙大なり。この他多賀城碑圖・西洋人物圖等あり。何れも巧目を驚して、この昔にこの技あるかを疑はしむ』とある。田善は文政五年五月七日に歿した、時に年七十二。

安田雷洲

純洋式銅版術

雷洲は中村氏、本名を尙義、通稱を茂平と呼び、別に文華軒とも號した。江戶の人にして江漢の門に入つて油繪及び銅版術を學び、就中銅版術を以て世にもてはやされた。雷洲の銅版彫刻法は亞歐堂と異なり、自己の創案になるものではなく、純然たる西洋式で、その腐蝕には硝酸を用ひたと傳へられる。この點に於て雷洲は我が國に於て純洋式の銅版術を試みた最初の人であらうか。數ある作品中・川中島戰爭圖・下利根川圖淺草歲市圖等はその傑作にして、廣く世に持映されてゐる。

覗機關

玻璃繪・泥繪

その後銅版術は幾多の名工が現はれて益々繁榮したが、西洋畫の油繪はあまりに目新しかつた爲めか、少しも世に歡迎されず、隨て美術として之れを學習するものなく、剩へ當時攘夷の思想盛んなりし爲めにや、上流に行はれなかつた爲に漸く卑俗に流れ、後には纔にその畫意畫技を應用して、或は覗機關（のぞきからくり）の畫となり、或は玩弄手筥の玻璃繪(がらすゑ)となり、或は繪馬の泥畫(どろゑ)となつて、遂に幕末頃に至つては、殆ど油繪の形態を具へざるに至つた。

二　明治初期の油繪

明治初期の油繪

洋學所

蕃書取調所

遠藤但馬守

大久保右近將監

古賀謹一郎

小田切庄三郎

箕作阮甫

杉田成卿

川本幸民

司馬江漢の興した油繪は時人の嗜好に適せずして一時中絶の姿となり、纔に覗機關(のぞきからくり)玻璃繪(がらすゑ)・泥繪(どろゑ)等によつてその畫意畫技を維持せるに過ぎなかつたが、然るに幕末に至り、我が國民は上下共に益々西洋學藝の精緻なるを覺り、競うてこれを傳習せんとするに至つた。幕府は夙にこの風潮に鑑み、安政二年麴町九段坂下に洋學所を創立したが、翌三年二月十三日同所を蕃書取調所と改稱し、純然たる西洋の學術技藝を敎授する學校に改組すると共に、若年寄遠藤但馬守・大目付大久保右近將監及び儒者古賀謹一郎等を御用掛となし、御書院番組下の士小田切庄三郎等六人を取調出役となし、同年四月に至り箕作阮甫・杉田成卿・川本幸民等九人を敎授方となし、同十月更に大目付大久保右近將監を同所の總裁とな

川上萬之丞（冬崖）西洋畫學教授の始め

安政條約

外國奉行

運上所

間部詮勝

賴三樹三郎 橋本左内 吉田松陰

德川慶喜

明治政府樹立

歐米文化の模倣

した。教授方には教授出役・同手傳出役・句讀教授出役等があり、この外勤番・同組頭・書物御用出役・下番・小十人等の吏員を置いた。油繪の研究もこゝに於て行はれたが、安政四年川上萬之丞は繪圖調役となり、文久元年に至り改めて畫學出役となつた。これ蕃書取調所に於て西洋畫學を課した嚆矢である。されど當時行はれた油繪は頗る幼稚なもので、直接西洋人に就いて傳習するものではなく、舶來の典籍によつてその描法を研究し、江漢の遺法によつて繪具を作つたもので、刻苦の割には成績はあがらなかつたといふのが、當時に於ける油繪研究の眞相であつた。

これよりさき、安政五年德川幕府は米・蘭・英・露・佛の五ヶ國と修好通商條約を締結し、同六年以來橫濱・長崎・函館・神戸・新潟の五港を開いて交易所と改め、各港に外國奉行を置き、運上所を設置して各國と交易を始むるに及び、寛永十一年以來約二百三十年に渉る鎖國の夢は破れて、開港場、就中橫濱には外國人が潮の如く舶來し、我が國で從來曾て見聞したことのない馬車・蝙蝠傘・靴・袖時計・寫眞・洋服・オルガン・アイスクリーム・石鹼・パン（麪麵）・カバン・硝子鏡・ミシン・ランプ・油繪・マッチ・卷煙草等が輸入せられ、當時雲助の駕籠で往來し、行燈で晩餐を食べてゐた日本人を喫驚させた。

然るにこの開港は甚しく攘夷派を刺戟し、いたく反幕府的思想を誘發したので、同年幕府は老中間部詮勝に命じその首領賴三樹三郎・橋本左内・吉田松陰等を捕へて斬に處し、一大彈壓を加へたが、時既に遲く、反幕府思想は上下に彌漫し、萬延元年三月三日櫻田門外に於ける井伊大老の暗殺となつたが、これを動火線として遂に維新の大革命となるに及び、第十五代將軍德川慶喜はよく大勢の歸趨を察し、慶應三年十月十三日大政を奉還したので、爰に德川幕府は瓦解し、王政は復古し、明治政府が樹立された。維新後、政府は勉めて歐米の文物制度を輸入し、旺んに外國人技師を雇聘して產業に通信に學術技藝等に歐米式の模倣を開始した。ために後世の歷史家がこの時代を歐化時代と稱するほど我が國民は上下を擧げて歐米の文化を讃美し、

築地ホテル
西洋畫の勃興
川上冬崖
大西椿年
蕃書取調所
聽香讀書樓
ゲリノー
宮本三平
近藤正純
山岡正章
服部杏圃
狩野久信
高橋由一

それに陶醉したが、その中で最も著しいものは明治元年の築地ホテルを濫觴として官公廳・銀行・商社・商會所・取引所・學校等を始め建築物の歐化されたことである。建築物の超スピード歐化主義の勃興は美術方面から云ふと保守的な國粹保存の日本畫の衰微を招來したが、これに反し從來あまり顧られず、永い間不遇の裡に辛ふじて命脈を保つて來た西洋畫の需要を增加し、ためにその擡頭となつた。當時油繪で有名な人は概ね川上萬之丞の門から輩出した。

　川上萬之丞は名を寬、冬崖と號した、萬之丞はその通稱である。信濃の人で、十六歳の時志を立てゝ江戶に上り、知人で當時上野別坊の伜となつてゐる某をたよつて同居し、大西椿年に就いて圓山派の畫を學び、太年と號したが、後感ずる所があつて文人畫を學び、冬崖と改めた。冬崖は繪の修業をする傍、蘭學を研究し、和蘭の畫帖に依つて油繪の描法を會得し、石版術の研究を始めた。この江戶遊學中、知人の世話で幕府の家人川上氏の養子となり、一時蕃書取調所の出役となり、油繪の教授をなした。維新後は下谷御徒町に聽香讀書樓を設けてこゝに住み、子弟の薰育する傍、官途に就き、いはゞ油繪は內職であつた。彼の公生涯は文部省の助教を振出しに、陸軍省・兵學寮・參謀局等に兼務した。兵學寮では石版印刷法を制定し、參謀局では新式測量地圖の製作に從事した。明治七年兵學寮が廢止されて士官學校が新設されるに及び、圖畫教師アルペル、ゲリノーと謀つて圖學・畫學二科の基礎を確立する等、わが黎明期の畫壇のために盡した功績は少くない。冬崖は明治十四年歿した、時に年五十四。冬崖の門からは宮本三平・近藤正純・服部杏圃・山岡正章・狩野久信・高橋由一・小山正太郎・松岡壽・中丸精十郎等が輩出した。宮本三平は始め元道と稱し、主として小學校の畫帖を描いた。近藤正純は始め清次と呼んだが、師に從つて陸軍省の製圖に從事した。服部杏圃は陶器の下繪を描き、山岡正章・狩野久信等は開成學校の西洋畫教授となつたが、獨り高橋由一は純正美術を標榜して油繪に石版に獨得の技倆を發揮した。由一は冬崖の外に、チャールス、ワーグマンに就いて英吉利式

ゲリノー
松岡壽
町田久成

ワーグマン

ロンドン、ニユース社

五姓田芳松
山本芳翠

下岡蓮杖

ショーヤー

寫眞術

江戸城の炎上

西洋繪具の使用法

櫻田與右衛門

の油繪を學んだ。

ゲリノーは公暇を利用して洋畫を教授した、松岡壽も一時その門に學んだことがあると云ふ。明治十年開設の第一回內國勸業博覽會の時には町田久成と共に美術部の設置に盡力する等直接間接我が美術の發達に貢献する所が少くない。然し惜しい哉明治十四年寃を蒙り職を辭し、同年五月十四日熱海の客舍で憤死したと傳へられる。

ワーグマン（Charles Wirgman）は英國ロンドンの人にして、初め武官であつたが辭してロンドン、ニユース社に入り、安政年中その通信員として日本に來り、盛んに我が國の風俗・風景を寫して本社へ送つた。新聞の通信員と云ふので我が國の畫家文人にして交はるものが多く、就いて油繪を學ぶものが多かつた。その門からは高橋由一・五姓田芳松・山本芳翠等を始め數多の俊才を出した。ワーグマンは橫濱居留地に住み、わが國に留まること三十餘年、明治二十四年歿した、時に年五十七。

冬崖と殆ど同じころ、橫濱の寫眞師下岡蓮杖は油繪を描いた。橫濱開港側面史鈴木隣松翁談、橫濱の古い寫眞の條に『日本で寫眞術を習つた元祖は下岡蓮杖ですが、併し橫濱の寫眞を初めて寫した人は米國人のショーヤーと云ふ人です。ショーヤーは雜貨商で種々の物を賣つて居たが、重に塗物を取扱つて居たと記憶します。蓮杖はそのショーヤーの店で油繪を描いて居たが、その中に寫眞術を習つたと見へる。蓮杖の撮した寫眞を今でも持つて居る人は橫濱にも澤山あるでしやうが、ショーヤーの寫眞は餘り持つて居る人はありますまい云々』とあり、明治事物起原、第十二類農工業、寫眞師の二祖の條に『安政六年の冬江戸城炎上し、其造營の際、師を助けて揮毫せしかば、師より百圓報いられて橫濱に出でたり。時に米國商人ショーヤといふ者の依賴にて、日本の景色風俗の洋畫八十八枚を畫きしが、西洋繪具の使用法は、ショーヤーの妻女に學びたり』とあり、以て蓮杖の油繪を描いたことは確かである。下岡蓮杖は櫻田與右衛門の三男で、初め通稱

土屋善助
狩野董川
石版術
全樂堂
横山松三郎
臼井秀三郎
梅田安太郎
初代鈴木眞一
江崎禮二
四身清七
櫻井初太郎
平田玄章
西山禮助
龜井至一
下岡蓮之輔
本多忠保
高橋由一
天繪社
天繪學舍
川端玉章
荒木寬畝
安田老山
奥原晴湖
福島柳圃
鷲津毅堂
半閑社

を久之助と呼び、後蓮杖と改めた。伊豆下田の人、家貧しくして幼より土屋善助に養はれた。天性畫を好み狩野董川に就いて畫を學び、董圃と號した。後米國人に就いて寫眞術及び石版術を學び、明治元年九月横濱辨天通二丁目に全樂堂といふ撮影所を設けて寫眞の撮影を開業した。蓮杖の門から輩出せる人で油繪及び石版術には横山松三郎があり、寫眞術で一家をなせる人には臼井秀三郎・梅田安太郎・初代鈴木眞一・江崎禮二・四身清七・櫻井初太郎・平田玄章・西山禮助等がある。横山松三郎は北海道函館の人にして、石版術及び油繪をよくし、その門からは龜井至一・下岡蓮之助・本多忠保等が輩出したが、就中龜井至一は最も名高い。

高橋由一は幼名を猪三郎と呼び、後佁之助と改め、更に由一と改稱した。江戸の人で、世々下野國佐野の城主堀田氏に仕へた。幼より畫を好み、狩野派及び漢畫を學んだが、一度油繪を見るに及び深く油繪の描法に感じ、當時唯一の西洋畫教授所たる蕃書取調所に入つて川上冬崖に油繪を學び、後ワーグマンに就いて英吉利風の油繪を學んだ。刻苦精勵つひに一家をなし、明治六年日本橋濱町に天繪社（のち天繪學社と改む）を開いて子弟を教授した。名聲隆々として揚り、一時は川端玉章・荒木寬畝も天繪社にて西洋畫を學んだと傳へられる。由一の畫風に就いては近世繪畫史に『そも／＼由一の畫くところ、今日より見れば、頗る和臭を帶びたりといへども、これを冬崖に比するに、畫意なほ純粹なる西洋畫に近し。冬崖の畫はその皮を洋にして、その肉を和にせるもの、擇ぶところの畫題多くは山水にして、しかも樹石の配合全く南宗より出で來る。この人一方に西洋畫家たると共に、また一方に南宗文人の畫を好み、一生その嗜好を捨てざりき。渠が文人畫家安田老山・奥原晴湖・福島柳圃・漢學者鷲津毅堂等と半閑社を結び、時に書畫の類を集め、これを品隲して半日の靜閑を樂めることなどを思へば、その畫くところの南宗の趣ある、推して知るべし。由一はこれに異にして、よく西洋畫の趣味を察し、專ら事物の寫生に務む。山水・名所等もとより畫けりといへども、寫すところはこれに止まらず、その中の美を發揮せんとせるは、即ち渠が先師よりも一進歩をなせるところな

歌川國芳
樋口探月
橫濱繪の祖
木戸孝允
西南役臨時陸軍病院
山本芳翠
二世芳柳
幽香女史
五姓田義松
渡邊文三郎
國澤新九郎
彰技堂
油繪展覽會
川端玉章
荒木寬畝
橋本雅邦
本多錦吉郎
淺井忠
西敬
守住勇魚
吉田嘉三郎
丸山晩霞
小川芋錢
高橋由一
五姓田芳松

芳雄を養ふて嗣となした。芳柳は明治二十五年病を以て歿した、時に年六十六。

芳柳は紀州藩士淺田氏の次子で、江戸に生れた。五家の姓を冒して來たので、自ら五姓田を以て氏となした。長ずるに及び歌川國芳に就いて浮世繪を學び更に狩野派の畫家樋口探月に學んだ。後橫濱に移り住み、專ら肖像畫を描き大いに外國人に持映された。いはゆる橫濱繪と稱する一種の和洋折衷畫で、多くは絹地に墨をぼかして陰影を現はし、盛んに肖像畫を描いた。芳柳の畫は和洋折衷といはんよりも、寧ろ西洋畫を取りいれた日本畫と云ふ方が適評であらう。大抵は肖像畫で、就中維新の志士は名高く、その中木戸孝允像を見るに、絹地に陰影をつけて描いてゐるが、繪も現代の新聞雜誌の挿繪と毫も異なる所なく、この點に於て芳柳は正に大正、昭和期に於ける挿繪の開祖と斷言し得るであらう。明治十年の西南役には陸軍御用掛として大阪の臨時陸軍病院に出張し、負傷兵及び手術の光景を描寫した。その門からは山本芳翠、養子二世芳柳、次子義松、女幽香女史及びその夫渡邊文三郎等が輩出した。

明治五年、土佐の人國澤新九郎は洋畫研究のため英國に渡航し、ロンドンで油繪を學び、同七年歸朝して東京麴町平河町に彰技堂といふ油繪の畫塾を開き、多くの門弟に油繪を敎授する傍、別に銀座通に一戶を借り、こゝに油繪展覽會を開催して一般大衆のため洋畫趣味の鼓吹に努めた。同展覽會の陳列畫中に川端玉章、荒木寬畝、橋本雅邦等の油繪が混つてゐたことは、いたく觀衆の目を惹いたと傳へられる。且つその宣傳が巧みだつたので時人は新歸朝者としてこれを歡迎し、西洋畫に志あるものは多く彰技堂に入つて學んだ。明治十年病を以て歿した。その門からは本多錦吉郎・淺井忠・西敬・守住勇魚等が輩出したが、就中錦吉郎は師新九郎の歿後その後を嗣いで彰技堂を主宰し、子弟薫育の任に當つた。吉田嘉三郎・丸山晩霞・小川芋錢等は彰技堂から出た。國澤新九郎は專ら肖像畫を描いたが、その技は未だ圓熟渾成の域に達せずと雖も、英國にて正則の油繪を修得し、その手法を我が油繪界に傳へたといふ點に於て高橋由一・五姓田芳松等と並

コロー
工部省工部大學
美術學校
岩倉具視
フォンタネジー
ラグーザ
カッペレッチ
大鳥圭介
洋畫の學校教育
ワーグマン
五姓田芳松
山本芳翠
小山正太郎
松岡壽
中丸精十郎
高橋源吉
森本貞德
淺井忠
守住勇魚
西南の役

稱すべき畫家であらう。我が國で本格的に純洋式の油繪を傳へたのは伊太利のアントニオ・フォンタネジー(Antonio Fontanesi)である。

フォンタネジーは近世繪畫史に『伊太利の人、佛國のコローに似て理想主義にかたむき、畫くところ詩趣津々、實にわが國に渡來せし西洋畫家の中第一等の名流なり』とある。以てその一斑を覗ふに足るであらう。明治九年政府は工部省工部大學を設立し、その中に美術學校を置いて西洋美術を教授する事となつたが、これより先き岩倉具視が大使となつて歐米各國の文物制度を調査すべく出張し、種々調査の結果各國の長所を輸入する事となり、海軍は英國に、陸軍は佛國に、教育就中醫學は獨逸に則ると云ふ風に、美術は伊太利を模範とする事になつて、繪畫・彫刻・建築の三教師を伊太利から雇聘したが、フォンタネジーは繪畫を、ラグーザ(Ragusa)は彫刻を、カッペレッチ(Cappelletti)は用器畫及び裝飾美術を受持つことになつた。當時大鳥圭介は工學頭にして工部大學長を兼ね、六十人の生徒を得て教授を始めた、これ我が國にて正則に洋畫を教育する學校の出來た嚆矢である。フォンタネジーは唯に畫技に長じたるのみならず、人格高く、ために當時の洋畫家は殆どその門に集まるの盛觀を呈した。即ちワーグマンの門から出たものには五姓田芳松・山本芳翠、聽香讀畫樓からは小山正太郎・松岡壽・中丸精十郎、天繪學社からは高橋源吉・森本貞德彰技堂からは淺井忠・守住勇魚等が入門し、みなテーブルを並べてフォンタネジーに學んだ。ために從來ややもすれば流派爭ひ、勢力爭ひに墮し勝な我が國の西洋畫壇は、茲に統一の機運に達すると共に、大いに將來の發展を期待されてゐた。

然るにフォンタネジーの燃ゆるが如き熱心も、政府の財政難のためにその計畫は殆ど實施されないのみならず、偶々西南の役が勃發して、政府には藝術のことを顧みる暇なく、これが爲に畫學教室の新築も中止せられ、フォンタネジーは怏々として樂まず、遂に積年の抱負も全く畫餅に歸し、同十一年九月職を辭して歸

フエレツチ

サン・ジョヴアンニ

川村清雄開成所

ヴエニス印刷局

第一回文部省美術展覽會

圖してしまつた。ところが偶々その翌月伊太利人フエレツチ（Feretti）が來朝し、油繪をよくすると云ふので、これを雇聘して西洋畫の教師とした。もとよりフォンタネジーに比すべくもなく、その技は極めて未熟凡庸であつたので學生等は之れに服せず、猛烈な排斥運動をなした。よつて學校當局は之れを校規紊亂と認め、一味の學生に退學を命ずるに至つた。併し當局に於てもこれに鑑み、同十三年に至り、遂にフエレツチを解職し、新に伊太利の畫家サン・ジョヴアンニ（San Giovanni）を雇聘したが、同年一月に至り美術學校は廢せられ、翌二月サン・ジョヴアンニは職を解かれた。これを見るにフォンタネジーが美術學校を退いて後は美術學校にも見るべき企劃は一もなく、且つ有望な學生等は殆ど退けられ、西洋畫の發達に一頓挫を來すに至つた。

以上の諸家の外、正則の油繪を學び、獨立して一家をなしたものに川村清雄がある。清雄は通稱を清次郎と呼び、開成所時代に同所の畫學生徒として油繪を川上冬崖に學び、明治三年德川氏に隨行して米國に渡航し、更に佛國に渡り、次いで伊太利のヴエニスに赴いて西洋畫を研究した。後、印刷局の留學生に選拔せられた。同十四年十二月二十五日歸朝し、暫く印刷局に出仕してゐたが、傲放磊落な彼は規則的にして乾燥無味なる官職に堪えず、遂に退いて畫道に精進した。彼の畫は和洋折衷にして、殊に花卉器物の如き靜物の描寫に特技を現はし、一時世に賞揚せらたが、寡作のため遂に洋畫壇から忘れられるに至つた。

これを要するに明治初期に於ける我が國の洋畫は全く搖籃時代に屬し、その作品は殆ど全部和臭を帶び、極めて稚拙である。我が油繪に眞に創意を認められ、日本の油繪として重きをなすに至つたのは第一回文部省美術展覽會以後である。

第三節　明治初期の彫刻

明治初期の彫刻

後藤一乘
河野春明
加納夏雄
海野勝珉
上林樂只軒
福島親之
松本喜三郎
森川杜園
竹内久一
高村光雲
フォンタネジー
ラグーザ
カッペレッツチ
塑像の始め

後藤一乘
七郎右衛門重乘
八郎兵衛謙乘

美術や文學の時代區劃は政治や經濟のそれとは大いにその趣を異にし、明治初期と稱しても、同元年から判然と區別する事の頗る至難なことは多言を俟たぬ。この意味に於て明治初期の彫刻は、要するに舊江戸時代の連續であり、亦それが當然である。

明治初期の彫刻は他の多くの美術、即ち日本畫・西洋畫と同じやうに、維新の際一時非常に荒廢したが、明治政府が漸次美術教育、美術保護の緊要なることを感じ、漸次適當な施設をなすに及び追ひ〳〵發達したが、併しそれは餘ほど後の事で、明治初期にあつては一般から殆ど顧みられなかつた、否な寧ろ排佛毀釋條令のために非常に荒廢した。就中彫刻家などは一時その衣食住にさへ困窮する有樣であつたから、市井の大工や左官と同一視されてゐたのである。然し斯る時代にも金彫家には京都に後藤一乘があり、東京には河野春明・加納夏雄・海野勝珉等があつた。また木彫には京都に上林樂只軒があり、東京には福島親之・松本喜三郎があり、奈良には森川杜園があつて、共に名人の譽が高かつた。竹内久一、高村光雲等は木彫で明治の名工と謳はれたが、それは明治中期以後のことである。

當時は未だ塑像がなく、塑像の行はれたのは明治九年政府が工部大學の中に美術學校を置いて、西洋美術の養成に從ひ、三人の伊太利人を雇聘して教授の任に當らしめてからの事である。即ちフォンタネジーは繪畫を、ラグーザは彫刻を・カッペレッツチは用器畫・裝飾術等を擔任した。ラグーザの彫刻は即ち主として塑像で、石膏の使用法を教授した。それが我が國に於ける塑像の濫觴である。隨て明治初期の彫刻は金彫と木彫の二種に限られてゐたことが判るであらう。左に當時有名な彫刻家の略傳を記して、史家の參考に供する。

後藤一乘、名は光行、また光代とも稱した。京都後藤家の七郎右衛門重乘の二男であるが、後同族八郎兵衛謙乘の養子となり、その家を繼いだ。後藤家近世の名手で、就中繪模樣に意を用ひ、古圖を排して常に斬

船田一琴
橋本一至
八郎兵衛光乘
池上本門寺

河野春明

柳川直春

加納夏雄

加納台助
池田孝壽
中島來章

大阪造幣寮

新な意匠を用ひた。曾て光格・孝明兩朝の御用品を作り、法眼に叙せられ、剃髪して一乘と號した。また幕府に召されて江戸に下り、芝櫻川町邊に住し、精巧緻密なる彫刻をなして大いに名聲を揚げた。その後再び京師に歸り、明治九年十月歿した、年八十六。その門からは多くの俊才が輩出したが、就中船田一琴・橋本一至等が特に名高い。一乘の子八郎兵衛光乘は父の後を繼いだが、後僧となつて池上本門寺に住した。明治三十一年十月十七日、一乘の門人故舊が集つて、池上の本門寺で一乘の二十三回忌を營んだ。

河野春明、名は詔、通稱を忠藏また文藏などと呼び、春明はその字である。月翁・三窓・對鷗等と號した。幼より金物の彫刻を好み、長ずるに及び柳川直春に就いて金彫術を學んだ。性頗る旅行を好み、常に諸國を漫遊し、蹤を休めなかつたと云ふ。江戸に歸つた時は、つねに本所柳島に住したと傳へられる。近世の名人で、後法眼に叙せられ、後藤一乘、加納夏雄と併せて近世の三大家と稱せられた。

加納夏雄、京都の商人伏見某の子で、文政十一年四月、御地柳馬場西入東八幡町に生れ、幼名を治三郎と呼んだ。天保五年七歳のとき刀劍小道具商加納治助の養子に貰はれ、同十一年池田孝壽に就いて五年間彫金術を學んだ。この時師の孝壽から壽の一字をうけて壽明と號した。夏雄は彫金術研究の傍ら、圓山派の畫家中島來章について畫法を學び、その蘊奥を極めた。後名を夏雄と改め、素璞と號し、屋號を此君園と稱した安政元年十月二十七歳の時、江戸に出て神田に住み、日夜刻苦精勵の結果、つひに後藤一乘・河野春明等と共に近世三大家と稱せられるに至つた。維新後明治九年廢刀令の出づるに及び一般に刀劍裝飾金具の彫刻家は世變に逢つて生計に苦んだが、獨り夏雄のみは明治二年七月以來大阪造幣寮に採用せられ、新貨幣の鑄型を彫刻して名聲を揚げたが、同八年十月に至り造幣少技監に任ぜられ、正七位に叙せられた。同十年一月造幣寮の廢止されるに及び、一度野に下つたので、これより再び一意彫金に從事し、内外の博覽會に出品して屢々優賞を得たが、就中内國勸業博覽會開催のときには一等妙技賞を得た。同二十三年東京美術學校の教授

帝室技藝員
海野勝珉
海野傳右衛門
海野美盛
萩谷勝平
安達海溪
眞田義政
廢刀令
雁金守親
加納夏雄
帝室技藝員
東京彫工會競技會
上林樂只軒
三井寺
玉林寺
朝倉帶刀

に任ぜられ、同年十月帝室技藝員に選任された。これより專ら彫金家の敎育に力を注ぎ、大いに後進の誘掖に努めた。同三十一年二月病のため危篤に陷るや、二月二日特旨を以て正六位勳六等に敍せられ、瑞寶章を賜り翌三日歿した、年七十一。

海野勝珉は幼名を竹次郎と呼んだが、後勝珉と改め、芳洲と號した。海野傳右衛門の子で、弘化元年五月常陸の水戸下市脅町に生れた。九歲のとき同藩士海野美盛・萩谷勝平等に就いて、 始めて彫金術を學び、後、後藤、橫谷等の諸流を硏究し、技大いに進み、つひに一家を拓くに至つた。勝珉は彫金術を硏究する傍ら、安達海溪に就いて畫法を學び、その蘊奧を究めた。明治元年東京に出で、實兄眞田義政（靑龍軒）の家に寓し、共に彫金を營んだ。然るに明治九年廢刀令の出づるに及び、一般に刀劍裝飾具の彫金家はすべて生計の道を斷たれ、非常に苦んだが、勝珉もその災厄を蒙り、糊口に窮したので、一時歌澤の門に入り、三絃師を以て處世の策としようとまで決したが、時に悟る所があり、雁金守親の花鳥彫刻を學び、また家具裝飾及び裝身具に彫刻を應用するの術を創め、彫金界に新機軸を出した。明治十年第一回內國勸業博覽會に神代人物金製袋物前錠を出品して褒賞を受け、第二回同博には雀に稻の額及び赤銅製羅漢釋迦尊者圖手筥を出品して同じく褒賞を得た。同二十三年東京美術學校に出仕し加納夏雄に就いて彫金術の蘊奧を究め、同二十七年同校敎授となり、從七位に叙せられた。同二十九年帝國技藝員に選任せられ、同三十一年八月正七位高等官六等に敍せられた。またこの間博覽會、東京彫工會競技會等の審査員に推薦せられた。同三十三年巴里大博覽會の時には宮內省及び農商務省から出品製作を命ぜられ、銀牌を受領して大いに面目を施した。

上林樂只軒、名は景命、樂只軒はその號で、別に牛加とも號した。享和元年十二月、美濃國惠那郡岩村城下に生れた。はじめ三井寺の玉林寺に入つて僧となつたが、間もなく還俗し、文政二年十九歲の時桂宮に仕へ朝倉帶刀と稱した。その後又々こゝを去つて京都に赴き、今度は圓山風の畫を描いて暮らした。偶々當時

上林牛加
田村伊勢守
宇治人形の濫觴
奈良人形
繁
二代目樂只軒
福島親之
花所隣春
伊勢屋佐平
淺草人形の濫觴
川崎千虎
森川杜園
米屋喜右衛門
梶野土佐守
大藏八右衛門

上林家に嗣子がなくて困惑してゐたが、聊か因緣もあつたので文政十年上林家に入り、翌年將軍茶師の家督をゆるされ、養父の名を繼いで、上林牛加と號した。天保十四年、京都町奉行田村伊勢守から將軍家へ獻上のため、宇治の土產を求められたので、牛加は年經たる茶の枯木を見出し、茶摘女の根付人形を彫刻して贈つた。伊勢守はことの外喜ばれ、直に將軍家へ獻上した。然るにこの人形が面白いとて、後に諸方の大名から所望せられ、頗る繁昌したと傳へられる。それより宇治人形と稱し、安政慶應の頃には奈良人形の如く、この彫刻物を以て生活するもの七八軒に達した。安政六年牛加は家をその子に讓り、南白川村に隱棲したが後宇治鄉下居町に移り、明治三年十一月歿した、年七十二。その子繁はまた父の業をつぎ、二代樂只軒丘泉と稱したといふ。

福島親之は通稱を安三郎と呼び、華岸、杉の舍等と號し、花所隣春の第三子である。父隣春は通稱を伊勢屋佐平と呼び、花所、雨舍等と號し、土佐派の畫家であつた。親之も父に畫法を學び、淺草花川戶に住し、父についで頗る畫名が高かつたが、傍ら木彫を研究し、淺草人形と名づけて能人物を彫刻したが、その細工は無双の妙があつた。恐らく奈良人形に倣つたものであらう。親之は能人形に限らず、いろ／＼な物を彫刻したが、川崎千虎は親之の彫刻せる鶴の香會を所藏し、その箱書には「あさ草人形親之造」と署名し、淺草といふ印を押してあると云ふ。明治十五年七月歿した、年四十九。

森川杜園、家は元百姓にして世々大和添上郡横田村に住んだが、父喜右衛門の時、はじめて奈良の井上町にいでゝ米屋を渡世としたと傳へられる。杜園は文政三年、井上町に生れた。幼名を友吉と呼び、十三歲のころ畫を學び、十六歲のころは畫を以て人に知られたが、殊に奈良奉行梶野土佐守はその畫才を愛し、杜園の住所井上町から日本紀神代卷、海神の條に井上有二湯津杜樹(ユツカツラノキ)一枝葉扶(トモ)疏とあるのを思ひ出でられ、實名を扶疏(シゲ)、號を杜園と名づけられたと云ふ。十七歲のとき、もと江戶の狂言師大藏八右衛門の門に入り、申樂の狂

山田彌兵衛

岡野保伯
奈良人形

言を學び、その道を蘊奥を究め、狂言をなすときは山田彌兵衛と稱したと云はれる。しば〳〵縉紳家に招かれて演じたが、嘉永七年三月、京都御所で御能のあつた時などは、御所から奈良奉行へ御沙汰があり、天覽に供した。彫刻は十八歳のころから岡野保伯に就いて刀法をきゝ、奈良人形の彫刻を始めた。天性の妙手ではやくも上達し、安政三年から岡野家と共に春日若宮祭典の島臺、並に田樂法師の笛の笠などを彫刻するに至つた。明治十年第一回内國勸業博覽會には蘭陵王の木偶及び鹿の置物を出品して鳳紋賞牌をうけた。蘭陵王は宮内省の御用品となつて、御府に納められた。同十四年第二回内國勸業博覽會には奈良興福寺に傳はつた龍燈鬼の模造品を出して、妙技一等賞牌を得た。次いで同二十三年の第三回勸業博には古製の笑假面腫假面を出品し、妙技三等賞をうけた。この他宮内省の命を奉じ、武内大臣が譽田皇子を抱き奉る坐像置物、美濃養老樵夫の置物、膳臣巴提使（カシハデノハスヒ）が虎を刺す置物などを調製して納めた。杜園は元來古物模造に妙を得た人で、これより先き帝室博物館の命を蒙り、東大寺南大門石造の狛犬一對、興福寺の天燈鬼、同龍燈鬼、極樂院の聖德太子御二歳の御像、法隆寺夢殿の九面觀世音木像、法隆寺塔内の土偶、金峰山の兜巾及び經櫃などの類を模造した。いづれも眞に迫り、模造品とは思はれぬと云はれる。明治二十五年米國シカゴ博覽會には「一めを と鹿の寫生置物」二個を出品したが、これは杜園一代の傑作で、今は帝室博物館にある。實に近世の大家である。明治二十七年七月奈良中新屋町の家で歿した、年七十五。

松本喜三郎

　松本喜三郎は肥後熊本の人形師で、安政のはじめ、夫婦國をいでゝ江戸へ來る途次、奈良を見物し、東大寺の南大門に至り、仁王の像を見て深く感歎し、三日間むしろを敷いて去らなかつたと傳へられる。それから江戸に來り、人形を造つて觀覽場を淺草觀音の奥山に開くや、意匠斬新にして精巧眞に逼つたので、見物人は堵の如く、一時都下に喧傳して錦繪に寫し、これを賣出したほどの評判をとつた。喜三郎の造る人形は啻に頭首四肢に止らず全體を具備し、老若男女一々その骨格を案じ、寸尺たがはず整然として則があつた。當

時洋學のいまだ開けない時分のことヽて曾て人體の組織を說くものなく繪畫の如きも一般に杜撰を免れなかつた。然るに喜三郎は卑しい人形師の身を以て深く斯道を研究した事は實に感歎の外はない。家にあつて人形を造る時には、常に紙帳を垂れその中で造つたと云はれる。ために世人は之れをその製作を秘するためと噂したが、さうではなくて、人形の肉色を塗る時は最も愼重を要するので紙帳を垂れ以て塵埃の附着するのを防いたのだといふ。明治五六年のころ米國人ケブロンが堂上方の人形男女一對を二百金で誂へたが、年を經ても造らないので大いに憤慨し、その違約を責めると、喜三郎は『始めから年月を期して請合うたのではない、凡二年ばかりかゝると云つたが、私の製作は頭髮から骨格に至るまで一々實物に就いて吟味するのだから、さう容易には出來ない。もし違約したのが惡ければ斷るより外はない』と云つて取合はなかつた。その後一年ばかりかゝつて造り上げたが、頭髮、眉毛、骨格、肉色等に至るまで、いづれもその眞を寫し、且つ機械を備へて屈曲を自在ならしめたので、恰も人工にて男女一對の人間を造り出したるが如く、見る人いづれも舌を卷いて驚歎したと云ふ。しかも衣服はみな有職にかなひ、衣服料だけでも三百金を費したと傳へられる。されど約束の二百金にて渡したが、後ケブロンはこの事をきゝ、三百金を贈つてその篤志を謝したと云ふ。喜三郎のその業に熱心なること、槪ね斯の如くであつたと云はれる。歿年未詳。

明治時代の漆器及び蒔繪
能代塗
高山塗
若狹塗
輕韓塗
輪島
山中

第四節　漆器及び蒔繪

維新後西洋の文物制度を輸入せると、西洋風俗の模倣が超スピードを以て流行せるとに依り、國民生活に急速な變革を起し、人民の嗜好に一大變化を來たしたのと海外輸出の關係上漆器産地の盛衰にも甚だしき變遷がある。例へば江戶時代に於て大に持映された能代・高山・若狹漆及び輕韓漆等の類は維新後頓にその需要を減少して著しく衰微をきはめた。これに反して從來食器を製造して來た能登の輪島・加賀の山中の如き

黒江
靜岡
會津
輸出漆器

東京・京都・金澤
木村表齋
鶴田和三郎
橋本市藏
布目塗
川崎蜂太郎
石井勇吉

田原榮
色漆の發明

芝川又右衛門

東京工業學校
漆工科
紙製素地の製
造
銅版ゴム版の
使用

柴田是眞派
小川松民派
川之邊一朝派
植松抱民派
白山松哉派
五十嵐他次郎

維新後もその聲價を墮さないのは、堅牢なる日用品の製造に從事せるためと稱せられる。然るに紀伊の黒江、駿河の靜岡、岩代の會津の如きは維新前はあまり信用のある漆器の産地でもなかつたが、維新後に至り隆昌を來たしたのは、よく時勢を洞察して輸出漆器を製造せるによることは想像に難くない。明治初年横濱に輸出漆器の製造を始めしも、よく時勢を雄辯に物語るものであらう。されど內地用の精巧な漆器は東京・京都・金澤に及ぶものがない。京都には木村表齋、東京には橋本市藏・金澤には鶴田和三郎等の如き名工が輩出して、古人に劣らぬ技術を顯はした。ことに鶴田和三郎の如きは近年一種の布目塗を考案して世に賞翫せられた。この外筑後久留米の川崎蜂太郎、越中高岡の石井勇吉等も名工の譽れ高く、多くの傑作を出した。

維新後化學の發達するに及び、廣島縣の人田原榮は多年苦心研究の結果、從來用ひられたことのない一種の色漆を發明して、我が漆器界に衝動を與へた。從來二三種の色漆はあつたが、田原榮の發明によると欲するがまゝ白山に如何なる色漆にても製造し得るので、漆器の製造に絶大な貢獻をなした。江戸時代には密陀僧を用ひて白色紫色等を出して珍重せられしが、一たび田原榮によつて色漆の製造法が發明せらるるに及び、盛んに輸出漆器に用ひられ、大いに外國人らの嗜好に投じた。また近年大阪の人芝川又右衛門は壓搾器を輸入し紙製の素地を製出した。また東京工業學校漆工科では銅版ゴム版を用ひ、アルミニュームで色を出す製法を考案して、我が漆工業に非常な便益を與へた。

蒔繪は江戸時代から名工が多く江戸、金澤に輩出し、殆ど我が國の蒔繪を獨占の形であつたが、維新後に至つても名工はやはりこの二地から輩出し、多くの精巧な傑作を出して世に賞翫せられた。東京の蒔繪は數派に分れ、その特色も各自異つてゐるが、大別すれば柴田是眞派、小川松民派、川之邊一朝派、植松抱民派、白山松哉派の五派である。當時また加賀の金澤には五十嵐他次郎、澤田次作等の名工があつて東京の蒔繪

澤田次作
木村表齋
山本利兵衛
京都奬美會
日本蒔繪合資會社

支那漆の輸入

日本漆工會

內地用漆器
京都漆器
大阪漆器
名古屋漆器
奈良漆器
高岡漆器
村上漆器
那覇漆器
一閑張
紙胎漆器
袈裟文庫
根來漆
擬堆朱

に對抗した。然るに京都は維新後蒔繪の製作が甚だしく衰微し、たゞ僅かに木村表齋があつて氣を吐けるに過ぎない。よつて山本利兵衛は之を慨し、京都奬美會を起し、蒔繪の研究を始めたが、見るべきものがない。また色漆製造の發明をもつて名ある大阪の芝川又右衛門等もこれに刺戟せられて東京から蒔繪工を雇聘し、日本蒔繪合資會社を起して大にその面目を革めたと傳へられる。

元來我が國の漆器は堅牢優美なるを以て多く米國に輸出せられて好評を博したが、維新後漆樹は保護を失ひしと、農家に於て漆の價格安きと政府の產業政策に誤られて、漆樹を切倒し、製紙源料の楮及び三椏等を植ゑしをもつて、漆の產額は年々減少したが、偶々明治十二年頃から安價なる支那漆の輸入せらるゝに及び、維新以來意匠の優美と光澤の秀逸をもつて信用を博せし我が國の漆器は光澤なき脆弱なものと化し、剩へ粗製濫造の弊を生じたので、忽ち海外の聲價を失墜し、一時輸出漆器は非常に不況を極めたが、後日本漆工會の人々は憤起して漆樹の保護奬勵を議し、以て支那漆輸入の防遏に努めた。

一　內地用漆器

維新後日用漆器を製造したのは京都漆器・大阪漆器を始め、名古屋漆器・奈良漆器・高岡(富山縣)漆器・村上(新潟縣)漆器・那覇(沖繩縣)漆器等であるが、就中維新後はじめて創製せる名古屋の一閑張は木地に漆喰にて種々の型をつけ、その上に紙を貼付けて最後に漆を塗つたもので一時大いに持映された。一閑張はいはゆる紙胎漆器にしてその起源は維新前製造された僧侶の携帶する袈裟文庫と稱する紙胎漆器から進化したもので、後には餉臺(または卓袱臺とも書く)飲食器、文庫、針箱等の如き實用品を製造し全國の都市にて賣捌いたが、比較的高價なると破損し易いため、あまり世に行はれず、產額は極めて少ない。また奈良の根來塗・村上の擬堆朱等は維新後はじめて創製されたものであるが、これ等の漆器も亦價廉ならぬがため

金澤塗
山中塗
輪島塗
會津塗
金澤塗
梅田三五郎
梅田市右衛門
鶴田和三郎
金澤漆器
卯辰山の
宗哲風の髹法
布目塗
山中塗
大聖寺
井上勝作
加藤武左衛門
三谷傳次郎
山中漆器
日本工業史
山下文卿
文房蒔繪
松岡吉平
大岡新助
丸江由平
山中の蒔繪
三谷傳次郎
上田惣九郎
山岡理八郎
輪島塗

實用に適せず、ためにその産額は微々たるものである。堅牢・至廉・優美にして、その實用的なる點に於ては石川縣の金澤・山中・輪島・福島縣會津の漆器に及ぶものがない。

石川縣の金澤は幕末から明治初期にかけて梅田三五郎・梅田市右衛門・鶴田和三郎等の如き名工が輩出して、大いに金澤漆器の聲價をあげた。就中鶴田和三郎は慶應二年金澤藩で卯辰山に製産場を設置するやその工場監督を命ぜられ、宗哲風の髹法をよくしたが、近年は布目漆と稱する一種の塗物を發明し、頗る名工の譽れが高い。金澤漆器の特長は堅牢優美精巧にして、よく古法を墨守し、粗製せぬ點にある。また江沼郡の山中は早く江戸時代から漆器を大阪に移出して名を知れてゐたが、明治三年に至り大聖寺の井上勝作が大阪の塗問屋加藤武左衛門と共同して海外輸出を試みて販路を開拓し、また三谷傳次郎は内地販賣に着眼して東北地方へ販路を擴張したことは、大いに山中漆器の産額を增加した。日本工業史にはまた『この年(明治三年)漆工山下文卿一種の黑漆艶塗のものに、いろ〳〵な描畫を施し、これに題贊を加へて器の各所に金粉を散布せるものを創製す。土人これを文房蒔繪と稱して一時世に行はる』とあり、以て同地方の漆工が如何に時好に投ずべく種々苦心せるかを窺ふに足る。同九年に至り偶々金澤の蒔繪工松岡吉平が山中に遊ぶや、山下文卿・大岡新助・丸江由平等に蒔繪の法を教授したので、それより山中の蒔繪が一變したと稱せられる。その後、三谷傳次郎・上田惣九郎・山岡理八等は大いに髹法を改良したので、著しく輸出額を增加し、一時同地の漆業は頗る隆昌に赴いたが、漆工中に新材を用ひるものが現れ、ために外國人の信用を失墜するに至つた。然れどもこれが信用挽回のために組合を設け、改善に努めたのはよほど後の事である。

輪島は能登國鳳至郡にあり、德川時代から前田家の保護をうけ、從來堅牢なる食器類を製造して來たが、維新後前田家の保護を失ひ、一時は多少の影響をうけたがその影響も極めて、輕微にて問題とするに足らず、依然として日用漆器の製造を續けてゐたが、明治十年に至り、天保中に漆工の結成した退轉講を退補社と改

遐禮講
遐福社
漆器製造會社

會津漆

高瀬喜右衛門
鈴木利兵衛
民政局

東京及金澤蒔繪
柴田是眞
古滿寛哉
鈴木南嶺
岡本豐彦

穗井田忠友

稱して同年八月の第一回內國勸業博覽會に精製品を出品して一時大いに世の好評を博し、販路を擴張して産額を增加したが、同十五年一部の有志家が謀つて團體組織のことから、漆工の間に異論を生じた爲め、遐福社から分離して漆器製造會社を設立するに至つた。

福島縣會津の若松は維新前から巧みに分業を行ひ、日用漆器を製造して東北地方に賣捌いて來たが、安政五年橫濱の開港せらるゝに及び、盛んに橫濱へ移出して一時大いにその産額を增加したが、明治戊辰の兵燹にかゝり、漆工は四方に離散し、ために會津の漆業は全滅した。こゝに於て漆器問屋の高瀬喜右衛門・鈴木利兵衛等が同業と相謀り、明治二年民政局に資金の貸下方を請願してその允許をうけ、同時に先きに離散せる漆工を召集すると共に附近の漆工を集めて再興した。ために同十年頃に至りては著しく産額を增加し、一時は年額五十萬圓に達した。然るに同十二年頃に至りて非常に同業者が增加し、相互の間に激甚なる競爭を惹起した爲に、忽ち疎製濫造の弊に陷つて海外の信用を失墜し、頓に輸出額を減じたと傳へられる。

二 明治初期の東京及び金澤蒔繪

江戶の蒔繪は德川時代に於て既に京都を壓せしが、維新後にもなほ東京には多數の名工輩出して、頗る盛觀を呈した。柴田是眞は文化四年二月七日江戶兩國橋町に生れた、幼名を龜太郞といひ、後順藏と改めた。十一歲の時古滿寛哉の門に入つて蒔繪を習ひ、十六歲の時鈴木南嶺について畫道を修め、天保元年南嶺の書を携ひて京師に上り、岡本豐彦の門に入て畫を學んだ。この頃賴山陽・香川景樹等と交はり、大いに見聞を弘めたといふ。後江戶に歸り、名を令哉と稱し、居を淺草上平右衛門町に構へ、對柳居と號した。天保七年再び京師に上り、香川景樹の紹介で南都の好古家穗井田忠友方に赴き、大いに得る所があつた。同年十月江戶に歸つた。これより是眞の名漸く顯はれ、明治三年中山胡民が歿し、當時蒔繪の名工は是眞のみだつたの

池田泰眞

で是眞に蒔繪を請ふものが甚だ多かつた。同六年の墺國博覽會には蒔繪扁額を出品して進歩賞牌をうけ、同九年の米國ヒラデルヒア博覽會には漆繪畫狀を出品して銅賞牌を得、同二十二年佛國博覽會開催の時は蒔繪扁額を出陳して金銀賞牌二個を授與せられた。また翌二十三年内國勸業博覽會には『岩に海老』の蒔繪扁額を出品して妙技一等賞牌を受け、頗る好評を博した。ことに主上御用の御鞭に蒔繪を施し、明宮御殿の御襖には『反哺圖』を揮毫し、皇居の御杉戸には表に濃彩の『燕子花』裏に、淡彩の『鷺水姿』を描いた。明治二十三年十月帝室技藝員を命じられた。同二十四年七月十三日歿した、年八十五、淺草今戸の稱福寺に葬つた。是眞に令哉・眞哉・隆眞の三子があるが、いづれもよく父の業をついだ。三子の外是眞の門から池田泰眞が出た、泰眞は文政八年七月五日江戸に生れた。天保六年十一歳の時柴田是眞の門に入つて以來二十五年のあひだ孜々として蒔繪及び漆繪を學び、その業略ぼ大成するに及び、安政六年三十六歳の時師の許しを得て淺草神町に一家を構へ、獨立して名工となつた。明治十年八月下谷上野公園内に第一回内國勸業博覽會の開催されるや、紫式部を描いた蒔繪扁額を出品し、好評を博せし以來、多くの内外博覽會、美術展覽會等に出品し、その都度名譽ある賞牌を得、大いに世に持映された。同二十四年皇室から御文庫、御料紙函、御文臺、御硯等に古今集の『ぬれとほす山路の菊の露の間にいつか千歳を我は經にけん』といふ和歌の意を蒔繪にせよと命ぜられた。書は内大臣三條實美公、圖は川端玉章にして、泰眞は畢生の技術を揮ひ、同二十七年に至つて漸く竣工した。これは泰眞一代の製作品にして、平素謙讓なる泰眞もこの品ばかりは後世に傳へて恥ぢぬと公言したと傳へられる。泰眞は技術研鑽のかたはら日本漆工會の商議員、美術展覽會の審査員、臨時博覽會事務局の鑑査官等の要職をつとめ、斯道發達のために力を盡した。是眞の歿後はその名ことに顯れたが、同二十九年六月帝室技藝員に任ぜられた。これより先き東京美術學校に漆工科を設くるや、時の學校長岡倉覺三が人を介して泰眞を教授に招いだが、固辭して受けなかつた。また泰眞の甥某が大きな縮

平山浪哉
池田慶眞
梅澤隆眞
矢田雪眞
前山光眞
室樂幸哉
高井泰令
原羊遊齋
中山胡民
中山金左衛門
小川松民
小川忠藏
川之邊一朝
白山松哉
植松抱民
五十嵐他次郎
澤田治作

細問屋を營んでゐたが、後沒落するに及び、叔父泰眞を賴つて其善後策を相談せしに、商法を知らぬ泰眞は甚だ困惑したが、やがて膝を打つて曰く、老後不測の用意として匣底に千金を藏して置いたのを思ひ出して、これを遣すとて惜しげもなく甥に投げ與へたと云ふ。これを以て、その人となりを想像に難くない。同三十六年三月七日、日本橋藥研堀の自宅で歿した、年七十九、淺草今戶の稱福寺に葬つた。泰眞に一女あり、先師是眞の第二子眞哉を迎へてこれに配し、孫女をあげたが、後眞哉は柴田家に復歸したので、孫女に門人平山浪哉を配し、家業を嗣がしめた。泰眞の門からは池田慶眞・梅澤隆眞（是眞の末子）矢田雪眞・前山光眞・室樂幸哉、高井泰令等が輩出し、よく泰眞の衣鉢をうけて、いづれも蒔繪・漆繪をよくした。

幕末から明治初年にかけて、柴田是眞と相對した蒔繪師は原羊遊齋の門人中山胡民であつた。胡民は武藏國葛飾郡寺島村の人中山金左衛門の子で、通稱を祐吉と呼んだ。幼年の時江戶へでゝ原羊遊齋の門に入つて蒔繪を學び、ことに精巧緻密なる蒔繪をよくし、夙にその名を知られた。後法橋に敍せられ、泉々と號した。胡民はまた茶道俳諧をよくした。永く兩國矢の倉に住せしが、明治二年淺草今戶に移つた。同三年正月八日歿した、年六十三、向島法泉寺に葬つた。胡民の門からは小川松民が輩出して一派をなした、家は孫江民が嗣いだ。松民は江戶神田に住せし煙草入の金具師小川忠藏の子で、通稱を繁次郎と呼んだ。十六歲の時中山胡民の弟子となつて蒔繪を學び、後一派を拓いた。東京博物館の御用を蒙り、奈良正倉院の七絃琴をはじめ、諸華族の所藏する貴重な寶品を摸造し、技藝益々進み、つひに古物の摸造大家となつた。明治二十四年五月三十日、淺草馬道の自宅で歿した、年四十五。是眞・松民の歿後は川之邊一朝・白山松哉・植松抱民等が一派を拓いて名を顯はしたが、それはいづれも明治十年後の事に屬する。

金澤は維新前から加賀蒔繪と稱して世に持映されたが、維新後五十嵐他次郎、澤田治作等の名工が輩出して蒔繪工を指導したので、多くの精功な優良員を出し、京都を凌駕して東京蒔繪と相對して來たので、明治

五十嵐信齋
松岡吉平
木村表齋
柴田藤兵衛
佐野長寛
彌三郎
山本利兵衛

初期の蒔繪は恰も東京・金澤にて獨占せるが如き觀を呈するに至つた。五十嵐他次郎は足利義政に仕へた蒔繪の名工五十嵐信齋の後裔である信房の子を甫齋、甫齋の子道甫の時前田一家に聘せられて加賀に移り住み、同地の工人に蒔繪の法を傳へたが、後京師に還り、延寶六年歿した。その子道甫は通稱を喜三郎と呼んだが、前田利常に聘せられて加賀に赴いた。これより五十嵐家は代々金澤に住して前田家に仕へた。他次郎は道甫の後裔で、父祖の箕裘をつぎ、よくその業に從事し、髹工の名手と稱せられる。金澤にて松岡吉平が漆器工から分離して一團體を結成したのは、明治十五年のことである。

京都の蒔繪は東京・金澤の兩地に壓せられて世人から田舍蒔繪視せられたが、木村表齋の如き名工が出づるに及び、その製品は世に珍重せられるに至つた。日本工業史に『木村表齋は柴田藤兵衛の弟子にて、京都下京坂井町に住し、多く飮食器を製せり。この人もとより眞塗をよくせしも、また洗朱の根來風のもの得意なりとぞ。京都の人其妙技を稱して佐野長寛以來の名人といひき。明治十八年四月、東京上野公園内において五品共進會を開かるゝや、表齋木皿・吸皿・猪口・盃・留津盃・盃臺の六種を出品せしが、其形狀のよろしきと共に髹漆の法巧なりしかば、漆器中の第一位を占め、二等賞銀牌を賜はりしといふ。漆器出品中一等賞金牌をうけたるものなし。この出品により一時都下にその名を喧傳せしも、開會にさきだちて病に罹り、同じき年二月十四日六十九歲にて歿しぬ。人々良工が生前にその榮譽をうけざることをいと口惜しうおもひしとぞ。弟彌三郎二代表齋と稱し、そのあとをつげり』とあり、以てその略歷を窺ふに足る。山本利兵衛等が京都勸美會を起して、蒔繪硏究の道を拓いたのはよほど後のことである。

三　輸出漆器

維新後各地にて輸出向の漆器を製造するものが多かつたが、主なるものは和歌山縣の黒江、靜岡縣の靜岡

輸出漆器
黒江塗
會津塗
横濱塗
根來塗
鍬地春慶塗
堅地椀
堀田幸次郎
黒江漆器の輸出
五色塗
靜岡漆器
春慶塗
木地蠟塗
中川專藏
野呂平左衛門青貝を漆器に應用す
靜岡漆器の輸出

神奈川縣の横濱等である。黒江は日本工業史に『黒江は天正十三年豊臣氏の根來寺を攻撃せし時、僧徒の逃れ來りしもの、つひにとゞまりて漆工となり、漆器の製造起れりといふ。されども至て疎雜なるものなりしに、漸く文化文政のころ鍬地春慶塗をはじめ文堅地椀と稱する吸物椀を製造して江戸に輸出せしより、黒江漆器の名他國に顯れしが、其後藥種商堀田幸次郎幕府の朱座に謀り、漆工の爲に便益を與へ、嘉永三年より漆器商となり、專ら蒔繪の改良に盡力し、つひに安政五年海外諸國と通商するに及びて、海外に黒江の漆器を輸出せしは、幸次郎をもて其嚆矢とす』とあり、以て維新前に於ける黒江漆器の由來を窺ふことが出來る。維新後黒江は膳・椀・廣蓋・菓子器・盆・煙草盆等の如き日用品のみを製作し、その髹法の如きも頗る單純な黒・赤・黄の三色を主とし、いはゆる五色塗と稱するものを始めた。然るに近年に至り模樣・形置・塗分等の技術を施すものが現はれ、いづれも粗製品で見るに足るものがない。されど黒江には維新後技術上の分業が行はれ、安價なるを以て世に歡迎せられ、著しく繁榮をきはめた。

靜岡は德川氏の初世まで絶えて漆器を製造するものがなく、たゞ僅かに同國安倍山中から單純な竹細工を產出するに過ぎなかつたが、寛永正保のころ賤機山に淺間神社を造營するにあたり、江戸其他の髹工がこの地に集まり、竣工の後若干の漆工がこの地にとゞまつて漆器の製造を始めてから、同地に漆器を產出するに至つたと傳へられる。されど創業當時は僅に竹細工へ春慶塗を施して賣出したに過ぎないが、漸次發達して、明和の頃には木地蠟塗の器物を製造して、清水港から江戸の市場へ出した。然るに文政六年甲府の畫工某が遊歷の途次漆工中川專藏に寄食し蒔繪の法を傳へてから、漆工中に蒔繪を施すものが現はれた。次いで弘化・嘉永のころ漆工野呂平左衛門は、職工を京阪へ遣はして青貝の法を傳習せしめてから、同地にも青貝を漆器に嵌入するものが出たと傳へられる。次いで嘉永三年米國船が伊豆に來航するに及び、靜岡の漆器製造者等は競うて販賣を試み、こゝに初めて漆器の輸出の端を開いたが、安政五年に至り横濱の開港せらるゝ

や、横濱本町二丁目に若干の土地を賜ひ、政府町人拜領地と稱し、こゝに漆器商店を出して海外との取引を開始し、大いにその進歩を促した。維新後は益々改良を加へ、且つよく時勢を洞察し、主として外國向きの卓子・文庫・書架・棚板の類を製造し、盛んに米國・佛蘭西・英吉利・獨逸・支那等へ輸出した。就中寄木塗は靜岡の特産で、大いに外國人の賞讃を博したと稱せられる。

卓子・文庫等の製造
寄木塗

橫濱漆器
ウエレケレル
漆質乾燥器の渡來

橫濱の漆器は明治十二三年の頃、獨逸商人ウエレケレルが漆器の粗製濫造に流れるのを歎き、新に製造所を設立し、漆質乾燥機を据付け、靜岡・東京・會津等の漆器を集めて製造したが、收支相償はぬので忽ち廢業のやむなきに至り、後内地商人から供給を受けたが、ウエレケレルに使役せられた監理人等が謀つて、自ら製造所を起した。その後漆器の需要が頗る増加し、同十五六年頃には非常に繁榮した。これより靜岡會津等の漆工が續々來集し、つひに橫濱地物と稱する一種の漆器を製造するに至つた。

橫濱地物

第五節　維新後の陶磁器

維新後の陶磁器

政府は陶磁器の將來重要輸出品となるべきを慮り、これが保護奬勵には頗る愼重の態度を取つた。陶磁器も他のすべての工藝品と同じく、西洋風俗の輸入と嗜好の變遷に伴ひ、これを舊幕時代に較べると著しい變化を來たしたことは明かである。例へば維新前茶器を製造して繁榮した陶業地は時勢の變遷につれ茶道の衰頽と共に衰微したが、維新後率先して食器類等の如き日用品の製造を始めた有田・瀨戸・九谷等の如きは獨り内地の需要を増進せしめたのみならず、盛んに海外に輸出して漸次繁榮するに至りしが如きは、これみな時勢の變遷に伴ふ陶業地に於ける明治初期の榮枯盛衰のまざ〳〵たる現實の姿であらねばならぬ。維新後率先して洋式窯法を輸入したのは、實に九州の一角佐賀縣の有田である。隨て一時香蘭社精磁社の製品は盛んに輸出せられ、外人の賞讃を博した。然れども維新後長足の進歩をなし、大いにその産額を増加して飛躍し、

有田の洋式窯
香蘭社
精磁社

美濃燒
砥部燒
會津燒
瀬戸燒

幹山傳七
錦光山宗兵衛

京都に丸窯を築く
西洋顔料の輸入
清風與平
宮川香山

遠州好の七窯

伊部燒
伊部陶器株式會社
備前陶器株式會社
瓦斯窯
火襷
青備前
信樂燒

我が國屈指の陶業地となつたのは美濃燒、砥部燒、會津燒等の産地である。美濃燒の如きは從來は名古屋の瀬戸燒中に入れられ、瀬戸燒として他國へ販賣された爲め、殆どその名稱を知るものがなかつたが、維新後日用品を燒き初めてから頓にその名が聞え、漸次繁榮し、今は全産額の約半分を占むと稱せられる。また愛媛縣の砥部・福島縣若松の如きも維新前は陶業地として殆ど知るものがなかつたが、維新後は頓にその名が顯はれ、海外に輸出するに至つた。東京は從來あまり振はなかつたが、我が國の首都であるため、維新後は政府で設立した模範工場と相俟つて磁器の製造を始め、多くの名工が輩出して美術品を製作した。京都は古來陶業の發達したところで、多數の名器を出したが維新後は五條坂の幹山傳七及び粟田の錦光山宗兵衛等が率先して輸出品の製造に從事し、大いにその販路を擴張し一時繁榮した。後幹山は破産のため挫折したが、京都に丸窯を築き西洋顔料を輸入して陶器に用ひたのは幹山の功によると傳へられる。また京都の清風與平はよく古法を守り、横濱の宮川香山と竝び稱せられ、名工の譽がある。

維新後西洋風俗の輸入と共に、一時我が國古來の茶道が著しく衰頽したので、從來茶器の製作をもつて有名だつた遠州好の七窯、卽ち志戸呂・上野・膳所・朝日・高取・古曾・赤膚等をはじめ、三田・伊部・八代信樂等はいづれも衰頽した。然るに信樂・伊部の有志家等は深くこれを憂へ、これが挽回を圖り、伊部にては明治十一年伊部陶器株式會社を創立し、次で同二十九年には備前陶器株式會社を起して陶業の改革を斷行し、盛んに新製品を出して販路の開拓に努めたが、就中備前陶器株式會社の如きは從來の窯を廢棄して瓦斯窯を築造し、土管・水甕の如き日用品をも製出するに至つた。然れども從來伊部の特色とせる火襷・青備前の作品は見られず、その作風は著しく下落したと稱せられる。また信樂も維新後二三の合資會社を起して茶壺・絲取鍋の如き類を燒いたので、多少需要を增進せしも、かの紹鷗利休時代から遠州空中齋時代にかけて製造したやうな雅佳な茶器を製するものはなく、昔の高尙さなどは殆ど見られなくなつたと云はれる。三田

三田燒　鍋島青磁　三田燒の輸出　トレッセル　石膏型（ギブス）　銅版　押繪　東京及び京都の陶磁器　福島政兵衞　江戸に於ける磁器製造の濫觴　附屬磁器製造所　明治年間に於ける磁器製造の濫觴　井上良吉　島田惣兵衞　橋場の磁器製造所　江戸川製陶所　洋式製陶の始め　眞葛首齋　宮川香山

の如きも德川氏の時代には鍋島青磁と賞稱せられ、多くの佳品を製出して好事家に珍重せられたが、維新後茶道の衰頽と共に著しくその技術も退歩し、殆ど良器を出すものがなかつたが、明治七年のこと英國人トクトル、トレッセルの勸めにより、青磁の見本を英國を始めその他の外國に送つて、輸出の道を開くに及び一時その産額を増加したが、それも再び振はなくなつたと傳へられる。然るに近年に至り、洋式窯を築き石膏（ギブス）型を用ひるに至つたことと、銅版・押繪を應用するに及び、著しく賃銀を減少せるため、今は盛んに海外に輸出せられ、我が陶器は實に世界の稱を得るに至つた。

一　東京及び京都の陶磁器

東京は舊幕府の全盛期においてすら唯僅かに二三の陶器製造所があつたのみで、古來磁器を製造したものがなかつた。然るに文久三年に至り、福島政兵衞なるものが瀨戸から陶工を雇聘し、北豐島郡箕輪村にある龜山侯の別邸内に窯を築いて、はじめて磁器の製造に從事した。この磁器製造は一年餘で廢止したが、これを江戸に於ける磁器製造の濫觴とする。維新後に至りては明治六年墺國萬國博覽會の開催に際し、我が國でもこれに參加するに決し、その前年種々の準備にとりかゝつたが、磁器の出品に就ては明治五年十月博覽會事務局において瀨戸・有田等から多數の素地を取寄せ、新に一の附屬磁器製造所を淺草芝崎町に設立して、出品磁器を製造せしめた。これが東京にて明治年間に磁器を製造せる濫觴であるが、併しこの時は瀨戸・有田の素地をもつて製造せるを以て純東京産の磁器とはいひ難い。然るに同八年に至り、瀨戸の陶工井上良吉が陶器商島田惣兵衞と謀り、淺草橋場町に窯を築いて磁器の製造を始めた。明治期に於ては蓋しこれが東京で磁器を製造した權輿であらう。次いで同十年、小石川に江戸川製陶所を設立し、洋式に倣つてその製造に石膏型を用ひ陶磁器を製した。これより先き京都の眞葛首齋の子宮川香山は横濱の商人鈴木保兵衞にすゝめ

鈴木保兵衛
薩摩焼窯變
明治初期の東京陶器
今戸焼
戸澤辨二
隅田焼
三浦乾也
乾也焼
今戸焼の起源
四代目半七
五代目半七
作根辨次郎
隅田焼の起源
隅田焼の人形
乾也焼の起源
屋形乾山
樂焼
仁清
伊八
二世乾山
伊八乾山

られ、明治三年横濱に來たり、翌四年久良岐郡太田村の不二山下に窯を築いて磁器を製造した。日本工業史に『はじめは薩摩焼を模して外國人に販賣せしが、同じき九年ごろより專ら意を窯變にひそめ、濃厚の釉料をもて巧に紋樣を顯はし、つひに古作模擬によらず、一種の磁器を製出することを得たり』とある。香山は名工の譽れたかく、後選ばれて帝室技藝員となつた。

明治初期に於ける東京の陶器は殆ど論ずるに足るものなく、江戸時代から傳はつた今戸焼の外戸澤辨二の始めた隅田焼及び三浦乾也が尾形乾山の焼風に倣うて焼いた乾也焼があるに過ぎない。今戸焼の起源に就ては三省堂發行の日本百科大辭典に『今戸（淺草）にて土器并に瓦を製することは、天正中に始まるよし傳ふれど、詳なることを知らず。貞亨中、白井半七土風爐並に火鉢の類を製出してより、世に知らる。半七の後、業を繼ぎて今に至る。二代目半七の時、亨保中、瓦器に釉藥を施して、樂焼風のものを製し、漸次發達して、其工人數十戸に及ぶ。四代目半七・五代目半七共に蘆斎といふ。其技に工なり。寛政中中條某土器を製出せしより、其子孫これを繼ぎて今に至る。嘉永年間作根辨次郎の土風爐、亦世に稱せられたり』とありまた隅田焼は正しくは隅田川焼と稱するが、日本百科大辭典に『明治後の製作にして、墨堤四氣園の近傍に住せし戸澤辨二の創めしものなり、作品は皿鉢の類もあれど、多くは人形を主とせり。皿鉢には釉にて墨田川焼と書せる例往々あり。人形は唯竹篦と小刀とを以て造り、頗る珍奇のものなり。三浦乾也の老衰して細技を善くせざるや、これを助けたり』とある。尙ほ乾也焼の由來については、尾形乾山の洛西鳴瀧村にあるや、東山天皇の皇子崇保院公寛法親王の知遇を得、正德二年二月法親王が輪王寺宮となられて江戸へ御東下あらせられた時、乾山は法親王に從うて江戸に移り、地を東叡山領入谷村（いまの下谷區入谷）に賜はり、こゝに陶窯を築いて樂焼を製作した。寛保三年六月二日病を以て歿した、時に年八十一。乾山は子がないので名工仁清の子伊八を養うて後嗣とした。乾山の歿後伊八は鳴瀧に歸つて二世乾山と呼んだ。世に伊八乾山

三世乾山
與介

西村藐庵
四世乾山

三代清風與平
四代高橋道八
四代清水六兵衞
和氣龜亭
眞清水藏六
三代道八
三浦竹泉
青華磁器

松雲亭乾山
乾山傳七
圓窯
洋風食品の製造
京都の西洋顏料輸入
京陶器の直輸出

と稱するものはこの伊八である。三世乾山を與介と云ひ、天保二年初代乾山の百年忌に際し、鳴瀧の土を以て香合を作り、知人に頒ち贈つたと傳へられる。その後乾山燒の陶法傳書は西村藐庵に傳はり、四世乾山と稱した。四世乾山は晩年にいたりその陶法を三浦乾也に傳へた。乾也は乾山の衣鉢をいつで乾也燒を起した。然れども初代乾山の外はいづれも世に聞えず、その製品に初代の如き風韻雅致がない。東京に洋式の陶窯を築いで、陶器の製造を開始したのは、いづれも明治十年以後である。

京都は古來美術品の製造を以て名高く、五條及び粟田に古窯を築いて、多くの名器を出した。就中三代清風與平、四代高橋道八、四代清水六兵衞等を始め、和氣龜亭・眞清水藏六等は世々陶業に從事して、名工の稱があつた。就中清風與平は帝室技藝員に任ぜられ、その作品はいづれも意匠斬新にして風韻あり、名工の譽れが高かつた。道八も亦名平にして與工に讓らず、傑作が多い。三代道八の門から三浦竹泉が出で丶一家を起し、青華磁器を製して世に賞翫せられた。清水六兵衞・和氣龜亭・眞清水藏六等も亦名工の譽れ高く、多くの傑作を出した。これ等の人々は磁器を製するかたはら、時に陶器をも作つたと傳へられる。日本工業史に『明治の初年松雲亭乾山の子乾山傳七（元瀬戸の人にして姓加藤なれども火の號なとりて姓とす）圓窯を清水の産寧坂に築き、洋風の食品類を製出して巨利を博す。京師において圓窯を築き洋風の彩具を用ゐて艶美なる花卉○毛を描けるは乾山をもて嚆矢とす。一時乾山の名内外にきこえ、其製品を購求するもの多かりき。然るに明治十四五年のころ自ら直輸出を試み、資金を蕩盡して輸出を廢すといへども、爲に世人を警醒したること少からず、陶磁器輸出の業をして今日の盛況に至らしめたるものは蓋し乾山の功大なりといふべし』とある。按ずるに乾山の如きは時勢の變遷に伴ひ、時好に投じいはゆる流行を追ふ際物師にして、ために京都傳統の美術品は著しく墮落したことは爭はれない。然れども近年また多くの名工が輩出して、古來の遺風を傳ふるに至つたことは、我が陶磁器界のため、實に慶すべきことである。

粟田燒
粟田薩摩
粟田燒の起源
錦光山宗兵衞
帶山與兵衞
丹山陸郎
石膏型（ギプス）の使用
伊東陶山
樂吉左衞門
永樂和全

各地の陶器
瀨戸燒
本業燒
加藤岱春
深井窯
犬山燒
島屋宗九郎
御庭燒
大島暉意
成瀨正壽

京都は陶器と磁器とその產地に異にし、陶器は粟田に寄り、磁器は五條坂に集つた。粟田燒は御室燒の遺風を傳へたもので、釉に嵌入があり、上繪付多く薩摩燒に類し、粟田薩摩の稱がある。主として花瓶類の裝飾品を作り、多く海外に輸出する。この陶器は始め京燒の祖仁淸が京師の近傍數ケ處に開いた窯の一で、主に朝鮮南蠻等の製に倣うた陶器であるが、就中錦光宗兵衞・帶山與兵衞等は累代の陶工で各一派をなしたが、錦光山は極めて精細な錦彩畫に長じ、專ら輸出品を製して名聲をあげた。然るに丹山陸郎は慶應二年獨逸人について化學を研究したが、明治六年墺國博覽會の開催を好機として墺國に赴き、歸朝後石膏型を用ひて洋風の陶磁器を製したが、あまり世に知られずして了はつた。この頃京都に伊東陶山あり、新意匠にとみ、よく時好に投じて、その名聲を擅にした。この外京都には五條坂・粟田のいづれにも屬せぬ一派があるが、陶器には樂吉左衞門があり、磁器には永樂和全があるが、兩者は共に微々として振はない。

二　各地の陶器

尾張藩は從來陶器の產出をもつて有名な土地で、その製法も產地によりて種々の差があり、各地それ〴〵特色があるが、就中瀨戸の陶器は本業燒と稱せられ、概ね粗製陶器にして見るべきものがない。たゞ赤津の加藤岱春は維新前名古屋において深井窯の陶工となり、藩主の命を奉じ、盛んに古器を模造して大いに技術を磨いたが、後再び赤津に歸り種々の茶器を製し、一時世に賞翫された。また犬山燒は日本工業史に『犬山燒は寶曆中丹野郡今井村において飴色及黑色の陶器を燒出し、犬山燒と稱したるに始まる。其後文化七年犬山の商人島屋宗九郎城東丸山に陶窯を築きて御庭燒と稱し、茶器類を燒きしが、同じき十四年大島暉意其窯を讓りうけ京都の粟田より陶工を聘し、粟田風の陶器をやきしも振はざりしかば、天保の初犬山の城主成瀨正壽大に奬勵保護を加へ、春日井郡志段味村より陶工を聘し、さらに名古屋より陶畫工道平を聘して赤繪吳洲

湖東工道平
雲錦模様
尾關作十郎
犬山陶器會社
常滑燒
松下三光
森下木二
伊藤董齋
片岡二光
赤井陶然
玄賓燒
九朗燒
平澤九朗
豐樂燒
樂燒大喜豐樂
村瀨亮吉
富士見燒
辻鉦二郎
夜寒燒
薩摩燒の衰微
玉山陶工場
沈壽官
玉光山陶工場
薩摩燒の再興

風のものを描かしめられき。同じき七年正壽の意匠によりさらに花紅葉を描かしめ雲錦模様と稱して販出したるもの一時世にもてはやさる』とあり、犬山燒の起源及びその發達が明かである。維新後は尾關作十郎が販路の大擴張をし、明治十二年に至り士族授産金をもつて犬山陶器會社を設立したが、營業方針を誤りしためか、それとも犬山燒の時好に適せざるためか、萎靡して振はない。常滑も維新直後は松下三光、森下木二、伊藤董齋、片岡二光、赤井陶然等の如き多くの名工が輩出して茶器・酒杯の類を製し、一時大いにその聲價を博せしも、これ等名工の歿後は著しく衰微した。名古屋は日本工業史に『名古屋は從來玄賓燒（歸化の明人陳玄賓の製する所賓品にあらず）九郎燒（名古屋藩士平澤九朗の製する所賓品にあらず）豐樂燒の類あり、豐樂燒は名古屋の隱里において樂燒大喜豐樂の子豐助が弘化元年初めて陶器の外面に漆をぬり、いろ〳〵の蒔繪を施し、裏面に陶質を存しおくことを工夫せしものにして、維新後西洋人にもてはやされしが、今は微々として振はず、つひに廢絶せり』とあり、玄賓燒九朗燒を除いてはあまり世に知られずに了はつた。これ等の陶器の外、維新後名古屋附近からは明治二年村瀨亮吉の開窯せる富士見燒、同二十二年辻鉦二郎の開窯せる夜寒燒等が現はれたが、いづれも粗製安價なる日用品が多く、論ずるに足るものがない。

また鹿兒島縣の陶器は舊幕時代から錦襴様をもつて有名であつたが、維新後はその産地竪野、苗代川ともに頗る衰頽したので、縣當局では深くこれを憂へ、玉山陶工場を設けて漸く薩摩燒の名目だけはこれを維持したが、明治七年に至り朝鮮の歸化人沈壽官は縣廳から同工場を讓りうけ、翌八年工場を苗代川の藤之尾に移し、玉光山陶工場と改稱し、分散せし陶工を招ぎ集めてこゝに薩摩燒を再興したが、京都の粟田において盛んに薩摩燒を模造して販賣するに及び、沈壽官の玉光山陶工場は著しくその打撃をうけ、近年頓に衰頽するに至つたと傳へられる。

瀨戸、鹿兒島の外、維新後發達せる陶器は兵庫縣の淡路燒、三重縣の萬古燒、島根縣の布志名燒等にし

淡路燒
加集珉平
尾形周平
淡路株式會社
萬古燒
森有節
布志名燒
加田半六
舟木健右衛門

各地の磁器
有田燒
百武作十
三代道八
ワグネル
西洋顏料の使用
深海墨之助
深川榮左衛門
辻勝藏
手塚龜之助
香蘭社の設立
米國獨立百年祭大博覽會
米國各地の陶業視察

て、淡路燒は淡路國三原郡伊賀野村に產するもので、伊賀野村の人加集珉平が京都の陶工尾形周平に陶法をうけ鄕里に歸つて始めたものである。元來青黃二種の釉藥を用ひ、その價きはめて低廉なるを以て日用品に適し、維新後大にその產額を增加し、支那方面に輸出を開拓し、淡路株式會社の如きは專ら輸出向きの日用品を製造すると稱せらる。萬古燒は一時中絕してゐたのを天保二年に至り桑名の骨董商森有節が萬古の美名を慕うて再興せしが、よく世人の嗜好に適し、廣く世に用ひられたので嘉永文久の頃から漸く萬古燒を製造するものが增加し、維新後は桑名・三重・朝明・飯高等にて盛んに製造し、各地に移出した。次に出雲の布志名燒は加田半六の開窯せしもので、維新後は舟木健右衛門の盡力で大に發達し、盛んに日用品を燒製して各地に移出し、その產額を增加せしと雖も、概む粗製品にして論ずるに足らない。

これを要するに明治十年前に於ける我が國の陶器は國民の淺薄皮相なる洋風模倣の影響を蒙り、風俗・嗜好の變遷にともなひ、從來品格風韻を主とせる高價な美術品の製作は廢頽して、洋風まがひの安價なる日用品を製造するに至つた。つまり明治初期の我が陶器は無自覺な模倣に始終したのである。

三 各地の磁器

肥前の有田燒は維新後佐賀縣の郡令百武作十が明治二年京都から三代道八を雇聘して改良を圖つたが、更に同三年に至り、獨逸人ワグネルを聘し、西洋顏料の使用法を傳習せしめたが、その門から深海墨之助深川榮左衛門等が輩出して、大いに有田燒の改良を圖つた。然るに同八年に至り、深海墨之助、深川榮左衛門、辻勝藏、手塚龜之助等は陶業者の分立を不利とし、相寄つて一の團體香蘭社を結成して宮內省御用調進の命を蒙つたが、翌九年米國獨立百年祭大博覽會の開催に際し、香蘭社では深海墨之助、深川榮左衛門等を特派して出品せしむると共に米國各地の陶業地を視察せしめて製陶上の參考に供し、大いに香蘭社製の磁器を改

有田磁器の米國輸出

精磁社の設立

有田磁器の歐洲輸出

佛國製の新式製陶機械の据付

瀨戶磁器

維新後の瀨戶磁器

服部杏圃（多屋の門人）

瑞穗屋卯三郎

川本半助

加藤繁十

加藤勘四郎

名古屋七寶會社村松彥七

良したと云はれる。從來香蘭社の製品は他地產の磁器と異なり頗る精巧をきはめ、日本一の稱があつたが、米國獨立百年祭大博覽會に出品せるものは殊に精巧をきはめ、遙かに佛國セーヴル製を凌駕し、花瓶一個一千弗、珈琲碗一個五弗にて賣れたのを見ても、その一斑を窺ふに足るであらう。從來有田製の磁器は主として支那に輸出せられたが、米國博覽會出品後は米國にも多額の輸出をなすに至り、頗るその產額を增加した。然るに間もなく香蘭社に內訌が起り、ために同社は遂に分裂し、深海墨之助、辻勝藏等は脫退して新に精磁社を結成し、專ら歐米向きの日用品を製造して輸出した。こゝに於て有田には香蘭社、精磁社の兩社が對立して猛烈な競爭を始め、左に佛國製の新式機械を据付け、盛んに優良品の製出に努力したので、磁器の製法は期せずして頗る進步改良されたが、名工深海墨之助・海川榮左衛門等が相次いで歿するに及び、香蘭社、精磁社ともに社運振はず、一時非常に衰微した。

尾張の瀨戶燒は從來尾州家の保護をうけて發達したものであるから、維新後尾州家の保護を失つた爲めに一時頗る衰頽したが、明治政府の基礎が確立して各地の擾亂が鎭定すると共に漸次回復した。維新後に於ける瀨戶燒の發達については日本工業史に『瀨戶も明治二三年のころより外國輸出品の利益あることをきき、其製作を研究せしものありしが、同じき五年政府より墺國博覽會に出品するとて、繪付に用ゐる西洋食器の素地を命ぜられしもの大に研究の好材料となれりとぞ。又そのころ服部杏圃瀨戶に來り、墺國博覽會出品のものを自ら監督してやかしめしが、杏圃は明治の初年瑞穗屋卯三郎が佛國より持還りし西洋顏料に就いて研究せし人ゆゑ、瀨戶滯在中大に利益を與へしといふ。これより川本半助・加藤繁十・加藤勘四郎の如き、專ら輸出品を製造するものいづ。ことに半助の作最も賞せらる』とあり、明治初期における瀨戶燒の發達、墺國博覽會の影響、西洋顏料の使用に關する一切の事情を窺ふに足るであらう。瀨戶產の磁器を海外に輸出せるに就ては名古屋七寶會社長村松彥七の盡力によるものが多い。彥七は瀨戶によるものが多い彥七は瀨戶燒を

加藤友太郎
川本富五郎
内務省勸業寮
陶器試驗場

陶玉園加藤五助
青華磁器
昇梅亭加藤善次郎
磁器平板
川本桝山
川本桝吉
加藤杢左衛門
加藤紋左衛門

美濃燒
加藤圓治
西浦圓治
美濃燒の分業

發達を圖るために外國から優良な陶磁器の見本を取寄せて參考に供すると共に名古屋・瀨戶間の道路を改修して製品の運搬に資し、または縣廳に勸說して縣費をもつて、陶工加藤友太郎、川本富五郎等を內務省の勸業寮陶器試驗場に入れて洋式陶磁器の製法を硏究せしめる等、瀨戶燒の發達に畢生の努力をしたと傳へられる。瀨戶產の磁器は日本工業史に『瀨戶の磁器は青華、青磁（青色釉を施し種々の花卉類を描きたる疎製品をいふ）瑠璃共の他素地にして素地は名古屋・橫濱・神戶等にいだして專ら輸出品の繪付に用ゐらる。瀨戶の青華は固有の特色を帶び、自ら肥前地方のものと異りたる趣味ありて其種類も亦極めて多かりき。維新後著く進步せしは陶玉園加藤五助の青華磁器、昇梅亭加藤善次郎の磁器平板なりとす。されども維新後瀨戶全般の磁器改良に注意し、石膏型をはやくも應用せしが如きは、川本桝山にして今の川本桝吉の養父なり』とある。瀨戶も時勢の變遷に伴ひ、近年大に陶業を擴張し、川本桝吉、加藤杢左衛門、加藤紋左衛門等の如きは工場を增築し、陶窯に改良を加へ、各々多數の職工を使役して增產を圖り、盛に海外へ輸出するに至つた。

岐阜縣の美濃燒は維新後に著しく發達した磁器で、土岐・惠那・可兒の三郡下から產出するが、就中多治見、土岐津の二町を始め、一倉・笠原・妻木・下石・駄知の諸村からは多量に產出する。維新後美濃燒の發達したのは加藤圓治・西浦圓治等の盡力によると雖も、一方また分業の巧みに行はれた結果に負ふところが多い。例へば一倉は酒杯、土岐津は煎茶碗、妻木は珈琲碗、瀧呂は小皿、下石は德利といふが如く、分業的製出を行うて、陶業地相互の間に無益な競爭を防止し、且つその製品は熟練せる陶工の手になるが故に、濫造に流れず、比較的精巧なものが多いのである。美濃燒は維新後日用品九分、裝飾品一分の割合にて製造し、明治十年頃から累年產額を增加し、漸次米國、支那方面に輸出を行ひ、その產額は全國總產額の三分一を占め、壹百萬圓に達したと傳へられる。されどその營業はすべて小規模にして大工場なく、多くは貧弱なる家庭製造である。斯る家庭製造が今日の如き發展をなすに至つたのは全く圓治父子の盡力によるのである。はじめ加

加藤五輔
加藤茂輔

金澤の九谷焼

阿部碧海

鍋屋吉兵衛
内海吉造

爲絢社
石川勸業場
繪付所
金澤の西洋顏料の輸入
横濱宣德
奥村政祐
岩花堂

藤圓治が選ばれて美濃窯元取締役となるや、尾州家の羈絆を脱し、美濃焼の名を賣弘めんことを圖り、屢々幕府の笠松代官に請願せしも、その都度拒絶にあひて目的を達することが出來なかつた。從來美濃焼は名古屋藩の藏物の中に入り、瀨戸物となつて他國に販賣せられたので、維新前にはその名を知るものが殆ど稀であつた。然るに維新後徳川幕府の壞滅と共に窯の制限をとかれ、販賣の自由を得たので、加藤圓治の子西浦圓治は巨費を投じて工場を起し、美濃焼の改良と販路の擴張に努力したので、今日の如き聲價を博するに至つた。從來美濃焼は廉價な日用品を製造し、精巧な美術品は殆ど産出しなかつたが、たゞ一介の加藤五輔・加藤茂輔等に靑華の精巧な裝飾品を製造したと稱せられる。

金澤の九谷焼は元來前田家の保護をうけて發達したものであるが、維新後遽にその保護を斷たれたので一時衰兆を呈したが、各地陶業の勃興に促されて漸次擡頭し、從來の名聲を挽回した。維新後九谷焼の急速に發達したのは夙に分業法を實施して、その改良に渾身の努力をなした結果に外ならぬ。卽ち江沼郡の山代、畑、能美郡の千木野、若杉、八幡、植田、小野、佐野、湯谷、來丸、德山、和氣等に於ては專ら素地を作り、金澤、小松、大聖寺、寺井等に於てはその繪付をなした。金澤は維新後明治二年阿部碧海が陶窯を築き陶畫工八十餘人をあつめ、天保中繪付をなしてその名聲を謳はれた鍋屋吉兵衛の子内海吉造を拔擢して職長となし、製造をなすと共に、翌三年には神戸、長崎にまで支店を設置して盛んに輸出の擴張に努めたが、その經營宜しきを得ぬため、間もなく工場を閉鎖するの止むなきに至つた。阿部碧海が工場を閉鎖するや、曩に聘せられて同工場の職長となつた内海吉造は別に爲絢社を起して陶畫工を養ひ、多くの良工を出し、繪付に非常な貢獻をなした。その後石川縣では勸業場内に繪付所を設け、京都から乾山の門人を聘して新に陶窯を築き、西洋の輸入顏料を用ひて華麗なる磁器を製造せしが、同十三年に至り横濱宣德・奥村政祐等は士族授産金をもつて同工場を讓りうけ、岩花堂といふ製陶所を設立した。その他、石川縣下には日本工業史によ

松屋菊三郎
松本佐平
酢屋久平
九谷庄三
竹内吟秋
淺井一毫
九谷燒の輸出
綿野吉二

砥部燒
守本勇治
伊藤允讓

本郷燒
保科正之
水野源左衛門
蒲生氏郷
石川文左衛門

水野長兵衛
（後瀬戸右衛門と改む）
佐藤伊兵衛

ると小松に松屋菊三郎の子松本佐平、酢屋久平があり、寺井には九谷庄三がある。また大聖寺には竹内吟秋、淺井一毫の兄弟があり、吟秋は古九谷を巧みにし、一毫は飯田屋風の錦襴様をよくした。九谷燒を米國に輸出して聲價を博したのは綿野吉二の努力によるもので、それは明治四五年のころであるが、吉二は自ら米國に渡航して九谷燒の宣傳に努むると同時に、神戸・横濱を始め、遠く米國にまで支店を設置して一時盛んに九谷燒を輸出し、極力その增産を圖つたのである。

愛媛縣の砥部燒は維新前には絕えてその名を知るものがなかつたが、維新後、明治四年守本勇治がはじめて小坊師砥石工場の白石をもつて白磁を創製してから有望視せられるに至つた。次いで同十一年伊藤允讓は肥前の陶工から型繪染付の法を修得して筆畫に代へ、また彩畫描金の磁器を製造した。それより漸次輸出品の製造をはじめ、頗る產額を增加し、今日の如き盛況を呈するに至つたが、それはよほど後世のことである。

福島縣岩代國大沼郡本郷村の本郷燒はその起源については日本工業史に『保科正之が正保三年美濃國人水野源左衛門に命じて開かしめたるものなりとぞ。これよりさき文祿元年蒲生氏郷の若松城を築くや、瓦を製する爲播磨國より石川文左衛門を招ぎ、城南青木村において瓦をやかしめられしが、保科正之も亦瓦をやかしむる計畫なりしかば、水野源左衛門の長沼にありて瓦をやくことをきゝ、これを招ぎて俸米五十俵を給し、青木村の瓦窯を本郷に移して瓦をやかしめらる。當時別に村內の山中より適當の土石をとりて、種々の茶器を造らしめられしもの本郷製陶の濫觴とはなりぬ。幾ならずして源左衛門歿せしかば、弟長兵衛（後名を瀬戸右衛門と改む蓋し藩主の命なりとぞ）が長沼にあるをも招きて俸米を給し、製陶に從事せしめらる。これより本郷において陶器を製する者いでゝ國內に充てしといふ。されども日用品に供するには磁器の堅牢なるに如かざるをもて、安政六年江戸より磁器工某を聘し、本郷村の人佐藤伊兵衛等をして就いて學ばしめらる。されど苦窳多くして完全

水野瀬戸右衛門
植松甚左衛門
栗城吉左衛門
栗城吉之助
佐瀬長右衛門

陶窯の發達と顏料の輸入
丸窯
納富介次郎
江戸川製陶所
竹本隼太
河原忠次郎
含翠園
佛蘭西式の直立圓窯
洋式圓窯の濫觴
ワグネル
地質取調所附屬陶器試驗所
ワグネル窯
東京工業學校
第二ワグネル窯

の器を造ること能はざりしかば、磁器工業も亦辭し去るに至れり。こゝにおいて寛政九年伊兵衛藩主の命をうけて關西諸國より九州に渡り處々の陶窯を巡視し、同じき十一年本郷に歸り、明くる十二年四月新窯を築き、初めて堅牢なる磁器を製出せり。これによりて伊兵衛に俸米五十俵を給し、大に磁器業を奬勵せらる。其後北會津郡上荒井新田村・蠶養村・安積郡福良村等において磁器の製造をはじめぬ。されども會津地方の需要に供せしのみにて世にきこえざりき。又寛文中瀬戸右衛門の弟子、上荒井新田村の植松甚左衛門、栗城吉左衛門の二人本郷と僅に一堰を隔てゝ接する北會津郡川南村において陶窯を開きしが、これより本郷と共に日用品を製出して近郷の需要に供せしも、寶永の飢饉にて一時中絶せしを、文政六年栗城吉之助・佐瀬長右衛門等八人本郷村の佐藤伊兵衛の弟子となり、磁器製造の業をうけて新窯を築きしも、間もなく衰頽して振はざりしかば、藩廳より資本を借受けて其業を繼續し、天保の末には窯戸三十餘に增加せしといふ。今これらを合せて本郷燒と呼べり』とあり、その發達の由來を明かに知ることが出來る。然るに維新後明治七八年ころから本郷燒は專ら急須土瓶の製造をはじめて、著しくその產額を增加した。

四　陶窯の發達と顏料の輸入

維新前の我が陶窯は大抵丸窯で、而もその丸窯はいづれも佐賀有田の丸窯を模倣したものであると傳へられる。然るに維新後明治十年に至り、納富介次郎が江戸川製陶所に西洋風を折衷した陶窯を築いたが、次いで竹本隼太・河原忠次郎等は納富介次郎に謀つて小石川高田村の含翠園に佛蘭西式の直立圓窯を築いた、これ我が國に於ける洋式陶窯の濫觴である。越えて同十五年に至り、獨逸人ワグネルは自己の創意をもつて牛込新小川町地質調査附屬陶器試驗所に陶窯を築いた、世にこれをワグネル窯と稱せる。その後同十七年に至り、淺草藏前の東京工業學校內に第二ワグネル窯を築造したと傳へられる。また日本工業史の記する所によ

佐藤友太郎
京都陶器會社の直立窯
備前陶器株式會社
京都陶磁試驗所
藤江永孝
瓦斯窯の燒製
陶磁器に石炭を用ゆ
呉須砂繪藥
白繪
瑞穗屋卯三郎
酸化コバルト其他西洋顏料の輸入
服部杏圃
松村九助

ると、同二十年、佐藤友太郎が主唱者となつて同志を語らひ、京都深草村に京都陶窯會社を起し、佛國式の直立窯を築いたといふ。同會社は設立以來營業が振はず、後遂に廢業せりといふ。然るに同二十九年十月に至り、伊部の備前陶器株式會社は土管製造を開始するため、京都陶磁器試驗所長藤江永孝を雇聘し、瓦斯輪窯を築いた、同窯は總て二十四室から成り、各室は長さ十七尺五寸幅七尺五寸、高さは實に八尺三寸に達する輪窯で、燒製には石炭を用ひるものにて、可なり大規模のものなりといふ。これ陶磁器の製造に石炭を用ひた嚆矢である。斯の如く各地に洋式窯を築くものが續出せしと雖も、未だ充分に成功せるものはなかつた。

從來青華には日本工業史に『肥前の有田をはじめ、すべて支那輸入の呉須を用ゐしが、獨り尾張の瀨戸は砂繪藥と稱する一種の呉須ありて藍色鮮明なりき。ことに瀨戸水野の堺よりいづるもの最も佳品なりしかば、名古屋藩にてこれを掘採し、瀨戸の藩座に納め藩用の製造品あるごとに下げ渡されしとぞ。これにつぎては壘土・桐木といふ所よりいづるものを佳品とす。明治五年ころまでは美濃の茄子川よりいづる白繪と稱する上石の粉を刷毛にてぬり、其上に砂繪藥にてかきしといふ』とあり、酸化コバルト輸入前に於ける釉藥の一斑を窺ふことが出來る。然るに慶應三年に至り、江戸の商人瑞穗屋卯三郎が佛國大博覽會のパリーに開催されるや、同博覽會に赴き、酷化コバルトを始め其他陶器の繪付に要する種々の顏料を購求して明治元年歸朝した。卯三郎は歸朝後服部杏圃に謀つて酸化コバルトを試用せしめ、頗る好結果を得た。然るにこのことが何時しか鍋島侯にきこえ、同二年九月瑞穗屋卯三郎、服部杏圃の二人は鍋島侯に招聘せられて有田皿山に赴き、酸化コバルトの使用法を傳授したと稱せられる。また日本工業史に『明くる三年獨逸人ワグネル酸化コバルトに地を混和することを工夫す、これよりさきいづれも地をひきて其上に呉須を用ゐしといふ』とあれば、當時ワグネルは瑞穗屋卯三郎とは關係なく、別に酸化コバルトを輸入して使用せるものと想はれる。同七年、肥前の人松村九助は尾張に來りて酸化コバルトの使用法を瀨戸に傳へたので、以來瀨戸に酸化

コバルトを使用するものが増加せしと雖も、未だ全く支那吳須砂繪藥を斷ちに至らず、同十八九年ごろに至り盛んに獨逸から輸入せらるゝに及び、初めて從來の砂繪藥は跡を斷ちに至つた。

その他陶用顏料の輸入せられしもの、または內地にて發見されしものが少なくないが、いづれも明治十年後にて、西南役までは酸化コバルトが輸入されたに過ぎなかつた。

五　石膏型及び銅版押繪

石膏型及び銅版押繪
宇田川榕庵舍密開宗
瑞穂屋卯三郎
石膏型の輸入
竹本要齋
竹本隼太
納富介次郎
河原忠次郎
エルボーゲン陶器製造所
石膏型製造の濫觴
勸業寮陶器試驗所
石膏型製法の傳習
川本桝由
川本富五郎
加藤友太郎
江戸川製陶所

石膏で模型を造ることは、日本工業史に『天保七年宇田川榕庵の飜譯せし舍密開宗によりてうす〳〵しりたるものありしかど、當時その用法を實地に研究するものなかりしかば、空しく歲月を經過したりしに偶々慶應三年佛國巴理博覽會の擧あるや、江戸の商估瑞穂屋卯三郎同會に赴き、石膏型をもて陶磁器を製造することを目擊し、歸朝の後これを竹本要齋に語りしに、要齋大に感奮する所ありて直に其試驗に着手せしも其事ならずして中止せしかば、其子隼太父の志をつぎて日夜其研究に從事せし際、墺國維府博覽會より納富介次郎、河原忠次郎の二人歸朝し、かの國エルボーゲン陶器製造所にて研究せし所の製法並に其用法を傳授し、はじめて完全なる石膏型をつくることを得たり』とある。これ蓋し我が國に於いて石膏型を製造した濫觴であらう。その後納富介次郎と河原忠次郎の二人が教師となり、內務省に屬する山下門內なる勸業寮陶器試驗所にて、東京・京都・愛知・石川・鹿兒島・佐賀等の陶業地から優秀なる陶工を募り、石膏型の製法を傳習せしめたので、これ等の傳習生が卒業後に各地に分散して石膏型の製法を傳授したので、石膏型を用ひて陶器を製造する法は忽ち全國にひろがり、製陶界に一大變革を起した。瀨戸の川本桝由の如きは、明治九年傳習生川本富五郎を自宅に聘して研究したので、著しく進歩したと傳へられる。また傳習生加藤友太郎は同十年江戸川製陶所の職長となるに及び、親しく八十餘人の陶工等に傳授したので、東京近傍に石膏型を用ひる

本郷に石膏型入る

山田恒三郎

友玉園

石膏型の應用

銅版押繪

川本治兵衞紅毛銅版

陶玉園加藤五助　山半居川本半助　加藤新七

墺國博覽會博覽會事務局附屬磁器製造所　服部杏圃

河原徳立

ものが續出したといふ。會津本郷に石膏型のつたはつたのはよほど後世で、明治十八九年ごろであるが、これは同十八年山田恒三郎が東京に上つて加藤友太郎の友玉園に入り、こゝにて石膏型の法を研究し、歸國して傳へたものだと云はれる。石膏型の用法が傳はつた結果、その副産物として從來の木型に改良を加へられるに至つたが、石膏型は單に陶磁器の製造に至大の便益を與へしのみならず、一度この石膏型の製法が傳へられるや、銅器・鐵器の鑄型にも應用せらるゝに至り、我が國の鑄造界に絶大なる便益を與へたのである。

陶磁器に銅版の繪付をなすことの起源に就いては日本工業史に『陶磁器に銅版の繪付をなすことは天保中、尾張瀬戸の陶工棣仙山堂川本治兵衞が工夫せし所にて紅毛製銅版の陶器より思ひつきたるものなりとぞ。當時瀬戸にとつては一般にこの銅版を試みしといふ。されども今日のごとくコバルトの輸入なかりしかば、下等なる呉須にては色のいで方薄くして用に適せざるがゆゑ、最も上等なる呉須に糊及油を混合して銅版に塗布し、ふきり紙と稱する婦人の結髮に用ゐる薄き紙に印刷し、その紙をなま素地に貼付し、象牙或は鯨をもて其上より摩擦し、よく呉須の附着するを見てこれを素燒室に入れ、素燒と共に紙をも燃し去りしとぞ。當時の銅版今なほ陶玉園加藤五助、山半居川本半助の家に存せり。當時銅版の繪付をなしゝは獨り瀬戸にとゞまらず、名古屋の東端川名村の加藤新七（河本治兵衞の弟子）の如きは、銅版繪付の名義を以て新窯を起すことを許され、悉く銅版をもて繪付せしとなん。然るに其後銅版を用ゐるもの次第に減少し、つひに中止する姿となれり』とある。その後銅版繪付は再び盛んに行はれたが、それはいづれも明治二十年ごろのことである。

また日本工業史に『東京の繪付は從來細小なる湯呑酒杯の類に過ぎざりしが、明治六年墺國維府博覽會開設に際し、其前年の十月博覽會事務局に於いて尾張の瀬戸、肥前の有田等より素地を取寄せられ、新に附屬磁器製造所を淺草芝崎町に置き、陶工服部杏圃等を招集して鮮麗精美なる彩色を施さしめ、博覽會の出品に供せられしが、明くる六年七月に至り、同所の廢せらるゝや、當時同所の御用係をつとめし河原徳立陶畫工

繪付工場瓢池園

珈琲碗・肉皿の焼製

繪付にテレビン油を應用す

明治初期の銅器青銅器

住友の精銅所

東京の銅器青銅器
加納夏雄
海野勝珉
鈴木長吉
黒川榮勝
岡崎雪聲
寶子山宗珉
百々瀬惣右衛門
鹿島一布
大堀正壽
鈴木源助

の散在することを惜み、繪付工場を深川區森下町にたて瓢池園と號し、明くる七年より納富介次郎の說に從ひて繪付に松根油（テレビン）を使用し、專ら外國輸出品に適する珈琲碗肉皿類の繪付をなさしむ。蓋し錦彩畫中の上乘なり」とあるが、明治七年は納富介次郎が墺國エルボーゲン陶器製造所にて製陶法の傳習を了へて歸朝せる年であるから繪付に松根油（テレビン）を用ひ始めたことはこれが嚆矢しらしく、銅版押繪の行はれたのは蓋し其後であらう。然るに同書石膏型の創始並に銅版押繪の進歩の條には納富介次郎が墺國博覽會から歸朝後竹本要齋の子隼太に石膏型の製法を傳授せし由を記するも、繪付に關する記事がない。この點から按ずるに、蓋し納富介次郎は洋式繪付に就ては何等知るところなかりしが如し。

第六節　明治初期の銅器青銅器

銅器青銅器は殆ど相似たものであるが、これ等も亦維新後は一種の輸出品となつた。產地は東京・京都・大阪の三府を殆め、富山・石川・新潟等の諸縣にして、就中大阪の如きは舊幕時代から住友家の精錬所などがある關係上全國でも有數な銅の集散地であつたが、維新後は一層繁榮したと傳へられる。然れども銅の美術的製作品に至つては京都・東京・金澤等に及ぶものがない。就中東京は累年頗る發達し、明治末期から大正にかけて殆ど獨占的で、宇內第一と稱せられる。

東京には維新後加納夏雄・海野勝珉・鈴木長吉・黒川榮勝・岡崎雪聲・寶子山宗珉・百々瀬惣右衛門・鹿島一布・大堀正壽・鈴木源助等の如き、數多の名工が輩出し、大いにその聲價を高めた。就中夏雄・勝珉は彫刻をよくし、長吉・雪聲は鑄造に秀で、榮勝は切嵌を巧みにし、一布は布目象眼に特技を有してゐた。夏雄・勝珉の裝劍具は全く古今獨步で、頗る世に持映され後共に帝室技藝員となつた。鈴木長吉及び寶子山宗

起立工商會社
岡野東龍齋
京都の銅器
青銅器
中川紹益
金谷五郎三郎
四方安平
秦藏六
秦源平
龍文堂
二代目藏六
紹美榮祐
金澤の銅器冑
銅部
加賀象珉
水野源六
山川孝次

珉は起立工商會社の銅器製造に從事した人で、長吉はその監督者であつた。明治初年率先して銅器を海外に輸出せる埼玉縣松山の人岡野東龍齊の弟子で、明治十一年巴里博覽會に出品した雌雄の孔雀をつけた鼎式大香爐の如きは高さ七尺に達し、英國博物館に買上げられた。後帝室技藝員に任命された。

京都は舊幕時代から中川紹益・金谷五郎三郎・四方安平等が家業を嗣いで名工の譽れ高く極めて精巧な作を出して大いに世に持映された。就中、九代五郎三郎は意を鑄型彫鏤に用ひて頗る精巧をきはめたが、わけてもその銅色は古今に冠絶した。金谷家の祖先は豊臣氏の遺臣安藤某の子で、通稱を五郎三郎といひ、後入道して道圓と號した。寛永中京都に來て銅器の製造に從事した、これより代々五郎三郎の通稱をもつて家業を世襲した。九代目五郎三郎は名工で、後入道して良器と號した。屢ば内外の博覽會に出品して頗る好評を博し、賞牌をうくること數十回に及んだ。明治二十二年九月二日歿した、年五十四、京都本國寺塔中多聞院に葬つた。また四方安平の門からは秦藏六が出て一派を拓き、近世の名工と稱せられた。藏六は山城國愛宕郡岩屋端村の人秦源平の子で、二十二歳の時京都にいで、龍文堂について鑄工術を學び、かたはら和漢の古銅器を參考として發蠟法を研究した。長ずるに及び孝明天皇の勅を奉じて鷄冠鈕の御銅印を鑄造申上げた。慶應二年德川慶喜の命をうけて雙龍鈕征夷大將軍の黄金印を鑄造した。明治六年宮内省の命を奉じて東京に上り、かしこくも御璽及び國璽を鑄造した、いづれも黄金の御印だと傳へられる。これを京都博覽會及び、第一回第二回の兩内國勸業博覽會に出品して名譽賞藪は一等妙技賞を受けた。明治二十三年四月十四日歿した、年六十八。その子祝之助は二代藏六と稱し、家業をついだ。また金谷五郎三郎の門からは紹美榮祐がいでて、維新の際裝劍具の製造に從事せる彫工を集め、銅製籠式のものを考案して大いに外國人の嗜好に適し、一時海外へ輸出した。

石川縣の金澤は舊幕時代から加賀象眼と稱して多くは裝劍具を製造して來たが、維新後は水野源六、山川孝

長谷川準也
金澤銅工會社
圓中孫平

次等の如き名工が輩出せしを以て金澤の銅器は依然として斯界に重きをなしたが、明治五年長谷川準也なるものが裝劍具の彫刻に從事せるものを集めて金澤銅工會社を創立し、水野源六をして監督せしめ、圓中孫平に託して佛米兩國へ直輸出を行ひ、一時隆盛を極めたが、同十六年に至り圓中孫平が輸出を中止したので、漸次衰微した。

高岡の銅器青銅器
金森宗七
角羽勘左衞門
關義平
民野昭親

富山縣の高岡も舊幕時代は金澤藩の領地で、夙に銅器の製造を以て名ありしが、明治の初年金森宗七・角羽勘左衞門等が横濱・神戸の兩港に出して大いに好評を博したので、漸次産額を增加したが、就中精巧の品を出して名あるものは關義平・民野昭親等で、重に内地向き銅器の製造に從事した。

新潟の銅器青銅器
二代目覺次郎
本間琢齋

新潟縣の銅器は主として西蒲原郡燕町から産出するが、同地は舊幕時代から既に銅器の製造を以て名高く、二代目覺次郎の如き名工を出した。然るに維新の際戰亂のため一時休業のやむなきに至つたが、越後柏崎の人本間琢齋が佐渡國五十里町に移り住み、精巧なる裝劍具及び文房具等を彫刻して名を揚げたので、これがため燕町の銅器も大いに面目を一新したと傳へられる。同十年に至り、販路を東京に拓いて以來一時非常に繁榮したが、後いたく衰微した。

これを要するに、銅器・青銅器の製造者は他の輸出品製造者に比し頗る保守的にして徒らに傳統を墨守し、時勢の推移に着目せざるを以て、其製作品は十年一日の如く舊態依然として毫も斬新なる意匠を用ひず、時好に適せざるを以て漸次衰微を來たした。よく時勢の推移に着眼し、時人の嗜好を理解して火鉢・鬼瓦・床の置物・其他建築材料を製作すれば、相當に需要のあるものであらう。

第七節　明治初期の七寶

明治初期の七寶

我が國の七寶がはじめて歐洲に入つたのは慶應元年であるが、當時は僅か四鉢三個に過ぎなかつたと傳へ

佛國巴里博覽會

我が七寶始めて歐洲人に知らる

梶常吉
林庄五郎
塚本貝助
塚本儀三郎

柏屋庄六

銅胎七寶
陶磁胎七寶

塚本甚三郎
服部孫左衞門
宮地小傳次
村松彦七
岡谷惣助
塚本甚右衞門
名古屋七寶會社

名古屋七寶
山本又三郎
神奈川七寶

東京の七寶
アーレンス商社
山田甚助
塚本甚九郎
林八左衞門
桃井英升
ワグネル

られる。次いで同三年佛國パリー博覽會が開催された時、舊幕府を始め、鹿兒島・佐賀等の藩主等が漆器・陶器・織物などと共に七寶を出品したが、これが歐洲人に我が七寶を知らしめる端緒となり、維新後は少しつゝ輸出したが、その精巧優美なる意匠はいたく外國人の時好に投じ、漸次輸出額を增加するに至つた。

我が國の七寶は從來平田一家の祕法の如き觀があつたが、天保中尾張海東郡服部村の人梶常吉が阿蘭陀製の七寶器を見て發奮し、遂に完全なる七寶の製法を發明するに及び、常吉はその法を林庄五郎に傳へ、庄五郎はこれを同郡寶村の人塚本貝助・塚本儀三郎に傳授した。就中貝助は夙に出藍の譽があり、實に非凡の技術を有せしが、時運に遇はずして萬延頃までは僅かに緒締玉・煙管筒などを製造してゐたが、その後貝助は種々苦心の末、名古屋の袋物商柏屋庄六のため尺六の皿鉢に名古屋城の景色を模樣に製作して與へたが、これが即ち後世七寶に大和繪を寫しいだす濫觴となつたと傳へられる。またこの頃貝助は銅胎の代りに陶磁胎を七寶に應用することをも發明せりと云ふ。然るに明治二、三年ころに至り、七寶が佛蘭西に輸出せられることを聞き、塚本甚三郎・服部孫左衞門・宮地小傳次等は將來七寶輸出の盛なるべきを思ひ貝助に就いで七寶の製法を學んだ。また小野組の支配人村松彦七はこれ又將來七寶の輸出が益々發達せばその利益の莫大なるべきを慮り、名古屋の豪商岡谷惣助にすゝめて塚本貝助の兄塚本甚右衞門を雇聘し、明治四年名古屋七寶會社を起さしめて七寶の製造に從事する傍ら、多くの職工を養成し、名古屋七寶の端を拓いた。たま／＼この時横濱の人山本又三郎は塚本貝助を雇聘してその製法を傳習し、横濱で七寶の製造を開いた、これ神奈川七寶の嚆矢である。

次いで明治八年に至り、東京築地四十一番館アーレンス商社において七寶の有望なることを聞き傳へてその製造を計畫し、塚本貝助を聘したので貝助はその子山田甚助・塚本甚九郎等を始め、林八左衞門・桃井英升等の如き高弟十餘人を引率して東京に上り、東京府下龜戸村に假工場を設けて七寶の製造に從事した。後

小石川御殿坂に工場を新築して移轉した、時に獨逸人ワグネルも雇はれて同工場にゐたが、ワグネルは化學を應用して種々の琺瑯を創製したので、これより大いに七寶の面目を改めたと稱せられる。されどアーレンス商社は漆器を始め種々の事業に手を出して失敗し、同十二年に至り、遂に七寶の製造を中止するに至つた。

京都七寶
並河靖之

　京都の七寶も亦間接塚本貝助から始まつた、即ち貝助の弟子桃井英升はその法を並河靖之に傳へたが、靖之は京都で七寶の製造を始めた。これより京都に七寶を製造するものが現はれ、京都七寶が始まつた。

名古屋七寶
村松彦七

　名古屋の七寶會社は村松彦七の努力により競爭濫賣の弊風を矯正し、且つ各町村に於て製造せられる七寶を買收してその製法を改良し、製品を横濱・神戸等に送つて海外に輸出したが、同十三年に至り工場を名古屋三藏町に設立し、益々繁榮した。然るに村松彦七は東京に滯在中の甚助・甚九郎の兄弟を雇聘し、新に東京牛込神樂坂町三丁目に工場を設け、第二回内國勸業博覽會に出品すべき七寶を製造せしめた。當時彦七は陶器商濤川惣助の勸告をいれ渡邊省亭の描いた墨畫夜櫻扁額を省線で作らせたと云ふ。これ實に無線七寶の濫觴である。この頃海東郡寶村附近から盛んに七寶が出たがいづれも工業的に發達したもの故、その製品に毫も美術的價値がなく、多くは下等な粗製品で、殆ど精巧なものはない。

濤川惣助
渡邊省亭
省線七寶
無線七寶

外交篇

第七章　外交篇

緒言

緒言

本篇を第一章國際進出準備時代となし、明治十年までの外交上の沿革を記述した。而してこれを第一節「維新前略說」、第二節「明治外交の新生」、第三節「皇權の伸張」の三節に分けた。

國際進出準備時代

第一節は嘉永六年米國使節ペルリの浦賀渡來より慶應三年大政奉還に至る。

元來維新前略史は明治外交史に入る順序として單に前置取扱をなすに止めたのであるが、それにも拘らず全篇の約三分の一に當る頁數を費すことになつた。これは素より編者の本意とする所でなかつたが、明治政府の心血を注いだ大事業である條約改正の經緯を述べる上に、幕府が各國と締結した諸條約は不可避の參考資料であることから、その主要なるものゝ全文をこれに採錄したがためである。

實に是等の對外條約は、明治政府が德川幕府から受繼いだ負ふことの出來ぬ程の大きな負債であつた。尤も新政府もその不明から更にこの負債を借り增しした責任はあるが、結局條約改正の大願成就までには、明治時代の三分の二が之に費され、この間幾多の犧牲がその祭壇に獻ぜられた。本篇第三節を終る明治十年前後は漸く條約改正の事業の第一步が踏み出された程度に止まつてゐる。

第二節は明治元年より五年に至る。

三職分課を定む

明治新政府は舊制度を一新し、元年三職分課を定め外國官を置いて外務の事を司らしめた。國際和親の實を示すため先づ英佛蘭三國の公使を召して謁見を賜ひ、三年には歐米に少辨務使を派遣し、領事を各國に置

三國公使に謁見
少辨務使を派遣
大辨務使
條約改正

き、更に五年大辨務使を英京倫敦に駐在せしむる等、正式外交の常道に就いた。一方條約改正に着手し、その改正意見を各方面に徵したが、當局者が國際知識に未熟なため、二年に澳洪國との間に締結した條約の如きは、英國公使パークスに謀られて却て從前のものより不利な條約を結ばせられてしまつた。

英公使パークス
岩倉全權大使
委任狀を忘る

　こんなことではならぬと、四年岩倉全權大使一行が條約改正談判の瀬踏みとして、歐米締盟各國を歷訪することになつた。然し委任狀を忘れて行く樣な迂濶振りだつたから、結局條約改正の話は物にならず、唯の歐米視察として終つた。だが、これによつて得た新知識の收穫は莫大なものだつた。

　第三節は六年より十年に至る。

特命全權公使

　七年岩倉大使一行が足掛け三年の海外視察を終へて歸朝した。これより內外百般の施設に一大刷新が加へられることになつた。先に經費節減から、公使の名を避けて一時大少辨務使なるものが英佛獨米等に派遣されたが、この頃より特命全權公使の名を以て正式に遣外使臣を海外各國に駐在せしめるやうになつた。然し領事は便宜上間々その地在住の外國人に之を委任してゐた。桑港、巴里、ホノルル等に置かれた領事がそれである。

北京條約
江華條約

　他方七年の臺灣征伐によつて淸國に北京條約を結ばしめ、これにより琉球、小笠原の我が領土なることが確認され、八年には江華島事件によつて韓國政府と所謂江華條約を結び同國をして從來の鎖國政策を放棄して、釜山外二港の開港を承諾せしめる等、徐々ではあるが我が皇權は步一步海外に宣揚されて行つた。

樺太・千島の交換

　また同年日露間多年の懸案たる樺太、千島境界問題が漸く落着し、露西亞は樺太全島を取り、日本は千島十八島を取る事になつた。

　元來樺太半島の南半は明かに日本人の先取せる所であつて、古く萬國地圖にもその日本領土たることが記されてゐたのであるが、我が政府は國力の之を開拓する餘裕なしとて甚だ思ひ切りよく露國に之を讓つてし

まつたものである。

第一節　國際進出準備時代

一　幕府始めて米國と和親條約を結ぶ

ペルリ浦賀に渡來

幕府始めて米國と和親條約を結ぶ

再び來航

神奈川に投錨

神奈川條約

下田に於て批准

嘉永六年六月、米國使節ペルリ（一七九四年に生る、米墨戰爭參加後、一八五二年東印度艦隊司令官となり、ついで翌嘉永六年浦賀に來航開國通商を幕府に迫り、更に翌安政元年再び浦賀に來航、遂に和親條約を締結した。一八五八年に歿す）が船艦四隻を率ゐて突如浦賀に渡來し、國書を手交して幕府に迫り、强硬に通商を求めたので、幕府は、明年長崎に於て其地在留の和蘭人の手を經て答書を與ふべしと約した。約の如く翌七年（安政元年）正月、ペルリは軍艦六隻を率ゐて再び浦賀に現れ、更に回航して神奈川に投錨し嚴しく前年の回答を促した。既に腰碎けの狀態に陷つてゐた幕府は、國內の囂々たる攘夷論にも不拘、ペルリの强壓を反撥し得ず、玆に所謂神奈川條約なるものを結ぶことになり、下田、函館の兩港を船舶必要品の供給所として米國に許した。これが幕府が始めて外國と締結した條約である。而して安政二年正月六日、下田に於て批准書が交換された。左にその全文を掲げる。

二　日本國米利堅合衆國和親條約

嘉永七年三月日本國米利堅合衆國和親條約

林大學頭井戸對馬守

亞墨利加合衆國と帝國日本兩國の人民誠實不朽の親睦を取結び兩國人民の交親を旨とし、向後可守箇條相定候ため合衆國より全權マツゼウ、カルブレズ、ペルリを日本に差越し日本君主より全權林大學頭井戸對馬

伊澤美作守

漂着或は渡來の人民

守伊澤美作守鵜殿民部少輔を差遣し勅諭を信じて雙方左の通取極候

第一條　日本と合衆國とは其人民永世不朽の和親を取結び場所人柄の差別無之事

第二條　伊豆下田松前地箱館の兩港は日本政府に於て亞墨利加船薪水食料石炭缺乏の品を日本人にて調候丈は給し候爲め渡來之儀差免し候、尤下田港は約條書面調印の上卽時相開き箱館は來年三月より相始候事

給すべき品物値段書の儀は日本役人より相渡可申右代料は金銀錢を以て可相辨候事

第三條　合衆國の船日本海濱漂着の時扶助致し其漂民を下田又は箱館に護送致し本國の者受取可申所持の品物も同樣に可致候。尤漂民諸雜費は兩國互に同樣の事故不及償候事

第四條　漂着或は渡來の人民取扱の儀は他國同樣緩優に有之閉籠候儀致間敷乍併兩國之法度には伏從致し候事

第五條　合衆國の漂民其他の者共當分下田箱館逗留中長崎に於て唐和蘭人同樣閉籠窮屈の取扱無之下田港内の小島周り七里の内は勝手に徘徊致し箱館灣の儀は追々取極候事

第六條　必用の品物其他可相叶事は雙方談判の上取極候事

第七條　合衆國の船右兩港に渡來の時金銀錢並品物を以て入用の品相調候を差免し候。尤日本政府の規定に相從可申且合衆國の船より差出候品物を日本人不好して差返候時は受取可申事

第八條　薪水食料石炭並に缺乏の品求る時には其地の役人にて取扱すべく利に取引すへからざる事

第九條　日本政府外國人へ當節亞墨利加人へ不差許候廉相許し候節は亞墨利加人へも同樣差許可申右に付談判猶豫不致候事

第十條　合衆國の船若し難風に逢ざる時は下田箱館兩港の外猥に渡來不致候事

第十一條　兩國政府に於て無據儀有之候時は模樣に寄り合衆國官吏の者下田に差置候儀も可有之尤約定調印

より十八箇月後に無之候ては不及其儀候事

第十二條　今般の約定相定候上に兩國の者堅く相守可申尤合衆國に於て長公會大臣と評議一定の後書を日本

大君に致し此事今より後十八箇月を過ぎずして君主許容の約定取換せ候事

右の條、日本亞墨利加兩國の全權調印せしむる者也

嘉永七年三月三日

千八百五十四年三月三十日

林　大學頭　花押

井戸對馬守　花押

伊澤美作守　花押

鵜殿民部少輔　花押

マツゼウ・カルブレズ・ペルリ手記

英國約定

三　英國約定

長崎に於て調印

既に米國と條約を結んだ以上、七月英艦の來りて和親を求むるや、また之に許さゞるを得ず、翌月二十三日、左の七條より成る約定が長崎に於て調印され、翌安政二年八月二十九日同地にて批准書の交換を了した。

長崎・箱館

英國はこれによつて長崎箱館の兩港を許された。

日本國大不列顛國約定

四　日本國大不列顛國約定

水野筑後守
ナイト、ゼームス、スチルソング

日本大君の命を請けたる長崎奉行水野筑後守（名は忠德癡雲と號す、初の名は甲子次郎、天保十五年西丸目付となり嘉永五年浦賀奉行、六年長崎奉行となる、歿年未詳）御目附永井岩之丞と東印度及び其近海の英國軍艦を指揮する第三等水師提督ナイト、ゼームス、スチルソングと同意約定する條々左の如し

第一條　長崎箱館の兩港を英國船修復清水食料其外都て船中必需の貯品を供せん爲め開くべし

第二條　長崎は右のため今より開き箱館は水師提督當港を出帆の日より五十日後に開くべし。尤右兩港の法律規則は都て聽從すべし

第三條　暴風雨のため困難し或は不得止時のみは日本政府の免許を受けず前條に取極し港の外他港へ入津するを許すべし

第四條　日本の港に入津する英艦は日本の法律に從ふべし、船中の高官或は指揮官右法律を犯す時は其船の指揮官へ引渡し罰を加ふべし

第五條　他の外國船或は人民の爲に今開きたる港或は此後開くべき港に於ては英國の船並人民も其港に入津し且つ最も恩惠を加へらるゝ國に與へらるゝ利益は同樣之を受くべし、然れ共日本と先前より交際を有する和蘭並支那に與ふる利益は常に此例に非ざるべし

第六條　此約書確證の上本書は日本大君と英國女王の爲め今より十二箇月の中に長崎に於て取替すべし

第七條　此約書本書爲取替相濟たる上は日本に來る高官誰にても此約を變更する事なし

嘉永七年甲寅八月二十三日

千八百六十四年十月十四日

水野筑後守花押

永井岩之丞花押

五　露國通好條約

同年（安政元年）十二月には露國とも亦通好條約を結び、長崎、下田、箱館の三港を開くことを許した。批准書交換は安政三年十一月十日。その全文左の如し。

日本國魯西亞國通好條約

日本國と魯西亞國と今より後懇切にして無事ならん事を欲して條約を定めんがため魯西亞ケイヅルは全權アヂュタント、ゼネラール、フイース、アドミラル、エフイミユス、プーチヤチンを差越し、日本大君は重臣筒井肥前守川路左衞門尉に任じて左の條々を定む

第一條　今より後兩國末長く眞實懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるべし

第二條　今より後日本國と魯西亞國との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るべし。「エトロプ」全島は日本に屬し「ウルップ」全島夫より北方「クリル」諸島は魯西亞に屬す。「カラフト」島に至りては日本國と魯西亞國との間に於て界を分たず是まで仕來の通たるべし。

第三條　日本政府魯西亞船の爲めに箱館下田長崎の三港を開く、今より後魯西亞船難破の修理を加へ薪水食料缺乏の品を給し石炭ある地に於ては又是を渡し金銀錢を以て報ひ若し金銀乏しき時は品物にて償ふべし。魯西亞の船難破にあらざれば此港の外決して日本他港に至る事なし、尤難破船に付諸費あらば右三港の內にて是を償ふべし

第四條　難船漂民は兩國互に扶助を加へ漂民は許したる港に送るべし。尤滯在中是を待つ事緩優なりと雖國

筒井肥前守

川路左衛門尉

プーチヤチン

附錄

の正法を守るべし

第五條　魯西亞船下田箱館へ渡來の時金銀品物を以て入用の品物を辨ずる事を許す

第六條　若し得む事を得ざる事ある時は魯西亞政府より箱館下田の内一港に官吏を差置くべし

第七條　若し評定を待つべき事あらば日本政府之を熟考し取計ふべし

第八條　魯西亞人の日本國に在る日本人の魯西亞國に在る是を待つ事緩優にして禁錮する事なし。然れ共若し法を犯す者あらば是を取押へ處置する事に各其本國の法度を以てすべし

第九條　兩國近隣の故を以て日本國にて向後他國へ許す處の諸件は同時に魯西亞人にも差免すべし

右條約魯西亞國ケイヅルと日本大君と又は別紙に記す如く取極め今より九箇月の後に至りて都合次第下田に於て取換すべし。是に因りて兩國の全權互に名判致し條約中の事件是を守り雙方聊違變ある事なし

安政元年十二月二十一日

魯暦千八百五十五年第一月二十六日

筒井肥前守　花押

川路左衛門尉　花押

エフイミユス、プーチヤチン手記

○附錄　同時協定された日露條約附錄は次の通りである。

魯西亞全權ゼネラール、アヂユタント、フイース、アドミラール、エフイミユス、プーチヤチンと日本國委任の重臣筒井肥前守（名は政憲鑾溪と號す、文政四年南町奉行に任ぜられ、職に在る事二十一年の久しきに及ぶ。嘉永六年大目付に任ぜられ、外交に盡す所多し、安政六年六月八日歿、年八十二）川路左衛門尉（初め彌吉と稱し後ち三左と改め左衛門尉に任ぜらる。幼にして勘定所の小吏となり、天保六年但馬出石の藩主

仙石氏の獄吉事や奉公脇坂安董を助けて之を按ず、ついで佐渡奉行小普請奉行に累進す、嘉永六年米艦浦賀に露艦長崎に來るや聖謨勘定奉行を以て筒井政憲等と共に折衝す、明治元年三月十五日世事を憤りて自殺すと云ふ。年七十二）

相定むる所の條約附錄

第三條　魯西亞人下田箱館に於て市中近邊自由に徘徊する事を許すと雖も下田は犬走島より日本里數七里箱館に於ては同五里を限りとす。尤寺社、店見物且旅店取建迄は定むる所の休息所に至ると雖も人家には招待なくして決して立入る事を許さず。長崎に於ては追々他國の爲に取極る所に從ふべし。且港每に埋葬所を取極め置くべし

第五條　日本にて役所を定め道品物渡方並魯西亞人持越たる金銀貨幣品物も其所に於て取扱ふべし、魯西亞人市店にて撰みたる品は商人賣値段に應じ船中持渡の品を以て辨ずべし、尤役所に於て日本役人取計べし

等六條　魯西亞官吏は安政三年（西曆千八百五十六年）より定むべし、尤官吏の家屋並地所等は日本政府の差圖に任せ家屋中自國の作法にて日を送るべし

第九條　何事に依らず外民に許す所は魯西亞人にも談判なくして一同差許すべし

右附錄の事件條約本之同樣是を守りて違失なき爲兩國の全權名判する者也

（日附署名前文に同じ）

尙ほ四年九月七日に二十八條の追加條約が長崎に於て調印された、但し該條約及び前記附錄は翌五年の改訂條約によつて廢止された。

六　和蘭國取極書

然るに前記三箇國との條約によつて、日本と古い交誼を續けて來た和蘭は却つて新來の英露米三國よりも

日本國和蘭國條約

永井岩之丞

拘束を受ける結果となつたので、和蘭貿易事務官は長崎奉行に苦情を申込み改訂を迫つたので、安政二年十二月二十三日長崎に於て和蘭取極書なるものを定めて幾分の寛大な取計らひを許すことにした。その批准書は安政四年八月二十九日に交換された。

日本國和蘭國條約

日本和蘭兩國往古よりの通誼彌固からしめん爲め御國初に和蘭國へ賜りし信牌も有之に據り長崎奉行荒尾石見守川村對馬守御目附永井岩之丞（文化十三年十一月三河國奥殿邑に生る。名は尙志、岩之丞と稱し、介堂と號し玄蕃頭に任ず、廿六歲の時永井能登守の養子となり嘉永六年徒士頭に昇進、長崎で海軍技術を傳習し、安政五年外國奉行となり同五年軍艦奉行に轉ず。慶應元年には大目付となり、維新後は明治五年開拓使御用掛を命ぜられ同八年元老院大書記官となつた。同二十四年七月一日歿、年七十六）淺野一學和蘭國主の大全權於日本和蘭領事官リツドル、デル、オルデ、フアン、ネードルランヅセン、レーウ、メーストル、ヤン、ヘンデリツキ、ドンクル、キユルシユスと決着の取極書

第一條　和蘭國民へ是迄差許候場所へ警固人無之出島より出行候儀可爲勝手次第事

第二條　和蘭人日本の掟を犯し候はゞ出島在留高官の者へ爲知可申候、左候へば同人をして和蘭政府より其國法通戒め可申候事

第三條　和蘭人日本人より不都合の取扱受候時は於日本和蘭領事官より其旨を訴へ日本重役吟味の上日本國法通戒め可申事

第四條　若し外に日本港津他の國民の爲めに開に相成候はゞ和蘭國へも直に同樣の免許可有之事

第五條　國王軍船の士官或は其他乘組の內或は和蘭陸軍の向日本に於て死去いたし候はゞ葬送の節其者の位階に依て船中にては空砲相放ち墓所に於ては小筒空砲いたし其外の儀式は是迄の通候事

第六條　長崎入港の和蘭商船海岸に近寄候はゞ是迄の通國旗の外に合符の密旗を可揚事　但軍艦は合符の密旗所持不致候事

第七條　右兩旗硫黃島遠見の者見受候はゞ目當として是迄の通同所旗竿に和し國旗を可引揚事

但軍船も同樣の事

第八條　和蘭軍船商船共是迄の通高鉾島裏手に碇入候事

第九條　長崎奉行共爲に直樣差遣候番士官一同出島和蘭商館の役人罷越其國の船に無紛儀碇と申出候上は右船帆を揚或は蒸汽又は日本挽船を以て入港致し候儀是迄の通にて質人は不差出候事

第十條　船の乘組の者共は端船相用外船船並出島へ通航可致且養生の爲港內乘廻可申候、尤商船の水夫共儀は其端船に船頭按針役の內乘組候節に限り候事

但出島水門の外は勿論上陸致間敷且日本船の乘組と出會候儀不相成尤爲目印和蘭の旗を建可申候

第十一條　出島水門の外は端船を以て上陸致間敷事

第十二條　出島住居向土藏等是迄の姿にて變改修復新規取建共奉行所へ相屆承諾の上和蘭商館脇荷銀を以て日本職人相雇材木買入候事

第十三條　出島滯在の和蘭人共端船或は日本船を以て港內乘廻候儀差支無之尤上陸は不致右船々を以て港內に於て養生の爲め釣等致候事

但爲目印和蘭の旗建可申候

第十四條　水門の鑰は和蘭商館高官の者預り可申尤免許無之者不入込樣取締の爲開閉の節は詰合日本役人へ相斷申候事

第十五條　表門鑰は勤番の日本役人預り候事

第十六條　商賣船按針役以下船の手者共は是迄の通長門出入身許探改候事
　但水門本船にては改無之候事
第十七條　出島より市中へ持出或は市中より出島へ持入候荷物は是迄の通改有之蘭船出島往返の荷物は改無之事
　但密賣の儀は嚴に制當可致事
第十八條　和蘭商船長崎港内滯船中仕役の節日本番士官是迄の通出島へ出役可致事
第十九條　商賣方の處置は往來の振合に可有之和蘭荷物藏の鑰は不斷出島滯在高官の者預り日本封印に不及候事
第二十條　日本掟に隨ひ免許を受候日本人は都て出島へ出入是迄の通に候事
第二十一第　於長崎都て辭儀應對は日本人は日本の作法和蘭人は和蘭の作法に可致候事
第二十二條　時宜に寄り出島滯在の和蘭人は唐船並に外國船に托し其書翰差送候事
第二十三條　日本和親の外國船長崎港碇泊中其船主と和蘭人書翰往復致し候事
第二十四條　和蘭船人別改は入津出帆の節兩度致し出島は無之事
第二十五條　和蘭商船玉藥武器は大砲同樣本船に差置候事
第二十六條　獻上物御役人方進上物並八朔は是迄の振合に可致商館商賣筋は改革無之此後商賣筋に付日本方或は和蘭方にて改革致度事有之候はゞ長崎奉行和蘭領事官勘考の上相定申可候
第二十七條　若し規定相立度事有之候節は長崎奉行和蘭領事官にて相加可申且雙方の爲め無益の煩と可相成は可成丈廢し候樣可致候事
右取極候二十七箇條兩國君承諾の書面は其爲被任候兩國の高官調印の上此取極書調印の日附より二箇年の内

荒尾石見守
川村對馬守
ヤン、ハンデリツキ、ドンクルキユルシユス
ハリスの來朝
阿部伊勢守

長崎に於て取換可申候、尤右箇條は直樣取行候事

安政二年乙卯十二月二十三日
（千八百五十六年一月三十日）

荒尾石見守　花押
川村對馬守　花押
永井岩之丞　花押
淺野一學　花押
ドンクルキユルシユス手記

尙ほ四年八月二十九日に四十條より成る追加條約及び添書二條が同じく長崎に於て調印された。但しこの追加條約は翌五年の改訂條約によつて廢止となつた。

七　ハリスの來朝

これより暫くは外交上に小康を得てゐたが、安政三年七月二十一日米國の總領事タウセント、ハリス（一八〇四年に生る。日米和親條約締結後、最初の日本駐劄總領事として來朝修好通商條約を締結す、一八六二年歸任し、一八七八年に歿す）が先年締結した日米條約の第十一條によつて、駐日外交官として來朝した。このことから國內紛亂の端を開き遂に德川幕府の崩壞となつた。ハリスは國書及び改訂條約締結の委任狀を下田奉行に示し國書は將軍に謁見して呈すべし、談判は外國事務宰相に會見して之を開くべし、自身に對して全權に相應しき待遇を與ふべしと要求して一歩も讓る氣色はなかつた。然しかゝる要求は前例になき事、且つ國內人心の動搖を慮つて閣老阿部伊勢守は容易に出府登城を許さず、下田に滯留せしむる事一箇年の間

井上信濃守

に井上信濃守（名は清直、川路聖謨の弟なり、安政二年四月勘定吟味役より下田奉行となり、五年外國奉行を兼ぬ。米使ハリスと應接して功あり、六年十月軍艦奉行となり文久二年八月再び外國奉行となり同年十二月町奉行に轉ず、同三年故あつて免ぜられたが、元治元年九月外國奉行に再任、十一月勘定奉行となり、慶應三年十二月歿す）を遣し、四年五月、次の様な貿易章程八箇條を豫約したのみであつた。所謂下田條約である。

下田條約

帝國日本に於て亞米利加合衆國人民の交を猶處置せん爲に全權下田奉行井上信濃守中村出羽守と合衆國のコンシユル、ゼネラール、エキセルレンシー、トウンセント、ハリスと各政府の全權をもつて可否を評議し約定せる條々左の如し。

第一條　日本國肥前長崎の港を亞米利加船の爲に開き其地に於て船の破損を繕ひ薪水食料或は缺乏の品は之を給し石炭あらば又夫をも渡すべし

ワイス、コンシユル

第二條　下田幷箱館の港に來る亞米利加船必用の品日本に於て得難き分を辨ぜん爲に亞米利加人右の二港に在住せしめ且合衆國のワイス、コンシユルを箱館の港に置く事を免許す

但此箇條は日本安政五年午六月中旬合衆國千八百十八年七月四日より施すべし

第三條　亞米利加人持來る所の貨幣を計算するには日本金壹分或は銀壹分を日本分銅の正きを以て金銀は銀を秤し亞米利加貨幣の量目を定め然る後吹替の費用の爲六分丈の餘分を日本人に渡すべし

第四條　日本人亞米利加人に對し法を犯す時は日本の法度を以て日本司人罰し亞米利加人日本人に對し法を犯す時は亞米利加の法度を以てコンシユル、ゼネラール或はコンシユル罰すべし

第五條　長崎下田箱館の港に於て亞米利加船の破損を繕ひ又は買ふ所の諸缺乏品代等は金或は銀の貨幣を以て償ふべし。若し金銀共所持せざる所は品物を以て辨ずべし

第六條　合衆國のエキセルレンシイ、コンシユル、ゼネラールは七里境外に出べき權ある事を日本政府に於て辨知せり。然りと雖も、船等切迫の場合にあらざれば其權を用ふるを延す事を下田奉行望めり、此に於てコンシユル、ゼネラール承諾せり

第七條　商人より品物を直買にする事はエキセルレンシー、コンシユル、ゼネラール並其館内に在る者（横文にては「館内に在る者」は「その家族」とあり）に限り差免し尤其用辨の爲に銀或は銅錢を渡すべし

第八條　下田奉行は英吉利語を知らず合衆國のエキセレンシーは日本語を知らず、故に眞義は條々の蘭約文を用ふべし

第九條　前箇條の內第二條は記す所の日より其餘は各約定せる日より行ふべし

右の條々日本安政四巳年五月二十六日亞米利加合衆國千八百五十七年六月十七日下田御用所に於て兩國の全權調印せるしむものなり（横文によれば「右の條々」以下は「右の條々（英語日本語蘭語にて四通を書し）日本安政四巳年五月二十六日千八百五十七年六月十七日亞米利加合衆國獨立の八十一年下田御用所に於て亞米加合衆國ヒズ、エキセレンシー、コンサル、ゼネラールは英文にゼア、エキセレンシー下田奉行は日本文に各調印せしむるものなりとあり）

八　江戸條約の成立

江戸條約の成立

堀田備中守

阿部伊勢守の歿後、堀田備中守は外國掛の川路、井上、岩瀨等進歩派の獻策を容れ、ハリスの登城を許容した。ハリスは出府登城して將軍に國書を奉呈した後當路者に向つて熱心に世界の大勢を說いて米國の誠意を披瀝した結果、幕府も覺醒する所あり、條約改訂を承諾してハリスに草案を起稿せしめ、幾折衝を經て茲に安政の江戸條約なるものが成立した、而して調印を四月二十一日と定めた。

烈公等の猛反對

堀田大老

然るに條約の內容を洩れ聞いた諸侯は烈公始め猛烈なる反對を唱へ、これを鎭めるために勅許を得んものと上京せしめた林、津田の兩使は輕輩の故を以て追返され、續いて上京した堀田大老の熱辯も世界の大勢に

阿片戰爭

伊井直弼

米艦ポータハン

日本米利加國合衆國修好通商條約

時き公卿達を動かす力なく、滯京五十餘日にして四月五日空しく江戸に歸つた。偶々阿片戰爭で支那を破つた英佛聯合艦隊が、餘威に乘じて日本に來航しつゝある報知を受取つたハリスは早速神奈川に來り、英佛艦隊來航に先立つて日米條約に調印し、兩國の苛酷なる要求を防ぐに若くはなしと、或は忠告する如く、或は嚇すが如く幕府に告げたので、恰も大老の職に就いた井伊直弼（近江彥根の城主なり、小字は鐵三郎中將に任ぜられ後ち掃部頭と稱す。父を直中と曰ふ十五男六女あり、直弼は十四男なり。長男欽次郎早世し二男直亮立ちて家を嗣ぐ、嘉永三年十月直亮卒し直弼はその遺封を受けて十八代の藩主となり、安政五年四月擢でられて幕府の大老職となる。萬延元年三月三日登城の途、佐野光明、黑澤忠三郎、有村兼清等十八名に要擊せられて歿す）は閣議に計り終に勅許を待たずして調印するに決し、米艦ポータハン上に於て調印が行はれた。時に安政五年六月十九日。左にその條約全文を掲げる。

九　日本米利加合衆國修好通商條約

帝國大日本大君と亞米利加合衆國大統領と親睦の意を固くし且永續せしめん爲に兩國の人民貿易を通する事を處置し其交際の厚からん事を欲する爲に懇親及び貿易の條約を取結ぶ事を決し日本大君はその事を井上信濃守岩瀨肥後守に命じ合衆國大統領は日本に差越たる亞米利加合衆國のコンシュル、ゼネラール、トウセント、ハリスに命じて雙方委任の書を照應して下文の條々を合議決定す

第一條　向後日本大君（横文には「日本大君及び其後嗣」とあり）と亞米利加合衆國と世々親睦なるべし

日本政府は華盛頓に居留する政事に預る役人を任じ又合衆國の各港の内に居留する諸取締りの役人及び貿易を處置する役人を任ずべし。其政治に預る役人及び頭立たる取締の役人は合衆國に到着の日より其國の部内を旅行すべし。合衆國の大統領は江戸に居留するヂプロマチーキ、アゲントを任じ又此約書に載る亞

米利加人民貿易の爲に開きたる日本の各港の内に居留するコンシユル又はコンシユラル、アゲント等を任ずべし。其日本に居留するヂプロマチーキ、アゲント幷にコンシユル、ゼネラールは職務を行ふ時より日本國の部内を旅行する免許あるべし

第二條　日本國と歐羅巴中の或る國との間に差障起る時は日本政府の囑に應じ合衆國の大統領和親の媒と爲りて扱ふべし

合衆國の軍艦大洋にて行過たる日本船へ公平なる友睦の取計あるべし

第三條　下田箱館港の外に次にいふ所の場所を左の期限より開くべし

神奈川　午三月より凡十五箇月の後より　西洋紀元千八百五十九年七月四日

長崎　午三月より凡十五箇月の後より　西洋紀元千八百五十九年七月四日

新潟　午三月より凡二十箇月の後より　西洋紀元千八百六十年一月一日

兵庫　午三月より凡五十六箇月の後より　西洋紀元千八百六十三年一月一日

若し新潟港を開き難き事あらば其代りとして同所前後に於て一港を別に撰ぶべし

神奈川港を開く後六箇月にして下田港は鎖すべし。此箇條の内に載せたる各地は亞米利加人に居留を許すべし。居留の者は一箇の地を價を出して借り又其所に建物あれば之を買ふ事妨げなく且住宅倉庫を建る事を許すべしと雖之を建るに托して要害の場所を取建る事は決して成さゞるべし。此掟を堅くせんために其建物を新築改造修補など爲る事あらん時には日本役人是を見分する事當然たるべし。亞米利加人建物の爲に借り得る一個の場所並に港々の定則は各港の役人と亞米利加コンシユルと議定すべし。若し議定し難き時は其事件を日本政府と亞米利加ヂプロマチーキ、アゲントに示して處置せしむべし

其居留場の周圍に門牆を設けず出入自在にすべし

江戶　午三月凡四十四箇月の後より　千八百六十二年一月一日
大阪　同斷凡五十六箇月の後より　千八百六十二年一月一日

右二箇所は亞米利加人只商賣を爲す間にのみ居留する事を得べし。此兩所の町に於て亞米利加人建家を價を以て借るべき相當なる一區の場所並に散步すべき規定は追て日本役人と亞米利加のヂプロマチーキ、アゲントと談判すべし

米並に麥

雙方の國人品物を賣買する事總て障りなく其拂方等に就ては日本役人是に立會はざるべし。諸日本人亞米利加人より得たる品を賣買し或は所藏する俱に妨なし。軍用の諸物は日本役所の外賣るべからず。尤外國人互の取引は差構ある事なし。此箇條は條約本書爲取換濟の上は日本國內へ觸渡すべし。米並に麥は日本逗留の亞米利加人並に船に乘組たる者及び船中旅客食料の爲め用意は與ふとも積荷として輸出する事許さず。日本産する所の銅餘分あれば、日本役所にて其時公けの入札を以て拂渡すべし。在留の亞米利加人日本の賤民を雇ひ且諸用事に充る事を許すべし

第四條　總て國地に輸入輸出の品々別冊の通日本役所へ運上を納むべし

日本の運上所にて荷主申立の價を奸ありと察する時は運上役より相當の價を付け其荷物を買入る事を談ずべし。荷主若し之を否む時は運上所より付けたる價に從つて運上を納むべし。承允する時は其價を以て直に買上ぐべし

合衆國海軍用意の品神奈川長崎箱館の內に陸揚し庫內に藏めて亞米利加番人守護するものは運上の沙汰に及ばず。若し其品を賣拂ふ時は買入る人より規定の運上を日本役人に拂ふべし

阿片嚴禁

阿片の輸入嚴禁たり。若し亞米利加商船三斤以上の阿片を持渡らば其過量の品は日本役人之を取上ぐべし。輸入の荷物定例の運上納濟の上は日本人より國內に輸送するとも運上を取立る事なし。亞米利加人輸

入する荷物は此條例に定めたるより餘分の運上を納る事なく又日本船及び他國の商船にて外國より輸入せる同じ荷物の運上是と同様なるべし

第五條　外國の諸貨幣は日本貨幣と同種類の同量を以て通用すべし（金は金銀は銀と量目を以て比較するを云ふ）雙方の國人互に物價を償ふに日本と外國の貨幣を用ゆる事妨なし

日本人外國の貨幣に慣れざれば開港の後凡一箇年の間港の役所より日本の貨幣を以て亞米利加人願次第引換渡すべし。向後鑄替の爲め分割を出すに及ばず。日本諸貨幣は（銅錢を除く）輸出する事を得並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし

第六條　日本人に對し法を犯せる亞米利加人は亞米利加コンシユル裁斷所にて吟味の上亞米利加の法度を以て罰すべし、亞米利加人に對し法を犯せる日本人は日本役人糺の上日本の法度を以て罰すべし。日本奉行所亞米利加コンシユル裁斷所は雙方商人逋債の事をも公けに取扱ふべし

都て條約中の規定並に別冊に記せる所の法則を犯すに於てはコンシユルへ申進し取上品並に過料は日本役所へ渡すべし。兩國の役人は雙方商民取引の事に付て差構ふ事なし

遊歩の規定

第七條　日本開港の場所に於て亞米利加人遊歩の規定左の如し

神奈川　六鄕川筋を限りとして其他は各方へ凡十里

箱　館　各方へ凡十里

兵　庫　京都を距る十里の地へは亞米利加人立入らざるに付其方角を除き各方へ十里。但し兵庫に來る船々の乘組人は猪名より海灣迄の川筋を越ゆべからず

都て里數は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度より（一里は亞米利加の四千二百七十五ヤルド。日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分に當る）

長　崎　其周圍にある御料所を限りとす

新潟は治定の上境界を定むべし

阿米利加重立ちたる者悪事ありて裁斷を請け又は不身持にて再び裁許に處せられし者は居留の場所より一里外に不可出。其者等は日本奉行所より國地退去の儀を其地在留の亞米利加コンシユルに達すべし。其者共諸引合等奉行所並にコンシユル糺濟の上退去の期限猶予の儀はコンシユルより中立に依て相協ふべし。尤其期限は決して一箇年を越ゆべからず

第八條　日本に在る亞米利加人自ら其國の宗法を念じ禮拜堂を居留場の内に置くも障りなし。並に其建物を破壞し亞米利加人宗法を自ら念ずるを妨る事なし。亞米利加人日本人の堂宮を毀傷する事なく又決して日本神佛の禮拜を妨け神體佛像を毀る事あるべからず

雙方の人民互に宗旨に付ての爭論あるべからず。日本長崎役所に於て踏繪の仕來は既に廢せり

第九條　亞米利加コンシユルの願に依て都て出奔人並に裁許の場より逃出せし者を召捕又はコンシユル捕へ置きたる罪人を獄に繋ぐ事協ふべし。且陸地並に船中に在る亞米利加人に不法を戒め規則を遵守せしむるが爲にコンシユル中立次第助力すべし

右等の諸入費並に願に依て日本の獄に繋ぎたる者の雜費は都て亞米利加コンシユルより償ふべし

第十條　日本政府合衆國より軍艦蒸汽船商船鯨魚船大砲軍用器並に兵器の類其他の要需の諸物を買入れ又は製作を誂へ或は其國の學者海陸軍法の士諸科の職人並に船夫を雇ふ事意の儘たるべし

都て日本政府注文の諸物品は合衆國より輸送し雇入るゝ亞米利加人は差支なく本國より差送るべし。合衆國親交の國と日本國萬一戰爭ある時は軍中禁制の品々合衆國より輸出せず。且武事を扱ふ人々は差送らざるべし

第十一條　此條約に添たる商法の別冊は本書同樣雙方の臣民互に遵守すべし

第十二條　安政元年寅三月三日（即千八百五十四年三月三十一日）神奈川に於て取替したる條約の中此條々に齟齬する廉は取用ひず。同四年巳五月二十六日（即千八百五十七年六月十七日）下田に於て取替したる約書は此條約中に盡せるに依て取捨つべし

日本貴官又は委任の役人と日本に來れる合衆國のヂプロマチーキ、アゲントと此條約の規則並に別冊の條を全備せしむる爲に要すべき所の規律等談判を遂ぐべし

第十三條　今より凡百七十一箇月の後（即千八百七十二年七月四日に當る）雙方政府の存意を以て兩國の內より一箇年前に通達し此條約並に神奈川條約の內存し置く箇條及び此書に添たる別冊共に雙方委任の役人實驗の上談判を盡し補ひ或は改める事を得べし

第十四條　右條約の趣は來る未年六月五日（即千八百五十九年七月四日）より執行ふべし。此日限或は其以前にても都合次第に日本政府より使節を以て亞米利加華盛頓府に於て本書を取替すべし。若無餘儀仔細ありて此期限中本書取替し濟まずとも條約の趣は此期限より執行すべし

本條約は日本より大君の御名と奧印を署し高官の者名を記し印を調して證とし合衆國よりは大統領自ら名を記しセクレタリース、ファンスターと共に自ら名を記し合衆國の印を鈐して證とすべし。尤日本語英語蘭語にて本書寫共に四通を書し其譯文は何れも同義なりと雖も蘭語譯文を以て證據となすべし。此取極の爲安政五年午六月十九日（即千八百五十八年亞米利加合衆國獨立の八十三年七月二十五日）江戶府に於て前に載せたる兩國の役人等名を記し調印する者也

井上信濃守　花押

岩瀬肥後守　花押

華盛頓に於て批准交換

尙ほ批准書交換は萬延元年四月三日米國華盛頓に於て行はれた。この條約はさして日本に取りて不利なものではなかつたのであるが、第六條に治外法權を認めた爲めに、後日浪人の外人殺傷に依て屢々外國に讓らざるを得なくなり、後年明治政府はその改正に苦心慘膽の努力を拂はせられる事になつた。

貿易章程七則

別に貿易章程七則がこれに附隨してゐる。

日本開きたる港々に於て亞米利加商民貿易の章程

第一則　日本開港の場所へ亞米利加商船入津次第二十四時間中（亞米利加の四十八時但日曜を除く）に船司又は頭立ちたる者より日本役所へ亞米利加コンシュルの請取の書付を差出すべし。

此請取書は亞米利加の掟通り認めたる船日錄其外の書類を亞米利加コンシュルへ預けたる請取書なり並に其者共其船の差出書を出すべし

右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司或は頭立ちたる者の名乘來る旅人の名（乘組有之節は認入る）一船の乘組人數を認めたる者にして書面の通相違無之旨を船司或は頭立ちたる者奧書致し證據として當人の名前を認入たる者なり

同時に其船積荷の告書を役所に預くべし

右は其荷物の譜牒並に番付其入目個數等を送狀に認めし通に寫し荷物引請先の人々の名を記せる者なり

船中用意の品物の目錄を告書へ加ふべし

但船中用意の品物と書面の通相違無之旨船司又は頭立ちたる者奧書し其名前を記すべし

此告書の文面相違の廉日本十二時（亞米利加の二十四時但日曜を除く）の中に心付き改むるに於ては過料の沙汰に及ばず。若し其期限後に至り書改むるか又は告書に書入するに於ては十五ドルラルの過料を日本

役所に納むべし。積荷總目錄告書中に載せざる品を陸揚するに於ては其品二重の運上を日本役所に納むべし。船司或は頭立ちたる者入港の手數納方前書の期限に後るゝ時は過料として一日怠る毎に六十ドルラルの過料を日本役所に納むべし

第二則　日本政府より其港內入津の船々（軍艦を除く）に運上方改の役人乘組みする儀當然たるべし。乘組の者共は右役人に對し不敬無之丁寧に取扱いたし船中可成丈相當の用便を爲すべし。夜中は日本役所より許なくして荷卸すべからず。荷揚前船々出入口荷物仕舞置戶口〆め口共夜中は日本役人錠を卸し或は印封し夫々の取締を爲し置くべし。萬一許なく之を開き又は錠印封を破り品物を引出す等の者は其犯せる人每に六十ドルラルの過料を日本役所に取立つべし。日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸いたし或は其事を謀れる品は次の箇條に定めた通取押へ日本役所に取上ぐべし。荷物の中積荷目錄に載せざる品々を取隱し置き收納を減ぜんと仕組みたる者は其品を日本役所に取上ぐべし。日本の開かざる港にて密賣買を爲すは勿論其仕組有之亞米利加船は其品を日本役所に取上の上犯せる每に千ドルラルの過料を納むべし。修覆の爲に入津の船々は運上なく積荷を陸揚し日本役所へ預るべしと雖も藏敷作事幷に番人等の諸入用は相當の償を納むべし。若し其荷物の內を賣拂ふ時は其荷物丈は規定の通日本役所に運上を納むべし。積荷を同港內の他船へ移す時は日本役人見分の上事情明白に相分り免狀を請る上は規定の運上なし。阿片の輸入嚴禁たり。然るに密商し又其事を謀る輩は阿片一斤每に十五ドルラルの過料を日本役所に納むべし。其場合の人數の多少に拘らず。此法を以てすべし

第三則　品物を送る荷主又は引請先の者より入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を日本役所に出すべし

此書面は荷主又は引請人の名前積送りたる船の名荷物の譜牒番付其積荷の斤數石高每品の代料を認め其

總〆高を其書付の末に認むべし
都て此差出書付は荷主又は引請人認めたる僞なき價を中立る書面にて日本役所の規定に觸れたる隱し荷物なき證據として銘々名前を記すべし。
右の通積荷目錄差出等の書類は日本役所に差出し右書付引合せ積荷用意品等取調濟迄は品物とも日本役所の預りたるべし。日本役人右之通差出したる荷物の內或は總體を定式の通改むべし。若し運上役所に引上げ改る事ある時は輸入人の失費相掛ず可成丈品物の損せざる樣に致し改濟の上は元の如く取始末すべし。尤取調方格方時日を費さゞるべし。
荷主或は輸入人銘々持受の品改濟み役所より引渡さゞる以前輸入の途中（日本役所に差出さゞる以前の事を云ふ）破壞損傷の品々心付く時は當人より其段運上役所に申立し其品物取扱ふ職業の廉潔なる者兩人以上出會直組改させ其荷物毎に損じたる分割に記し其譜牒番數共に證書に相認入らしむべし。尤日本役人立合にて直組人等名を記すべし。右の證札銘々持來の差出書へ添へ總高の內を引落すべし。尤條約第十四箇條の取極の通運上役所にて取扱ふ事故障あるべからず。諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし。品物渡方は運上役所にても船中にても其者の願に任すべし輸出に極りたる荷物は船に輸送する前廣に運上役所へ船名荷物の譜牒番付入高斤數量目性合並に代料を記せる差出書付を出し書面の通聊僞なき由を輸出人の證據として其名前を認むべし。運上役所へ差出し以前船中へ積込たる荷物並に運上役所へ差出し濟の上禁制の品を竊に荷積の中に入れ有之ば改の上日本役所に取上ぐべし。船中當用の品又は乘組旅客の當用衣類等は運上役所に差出さゞるべし
第四則　出港手數を願ふ船々は日本十二時（亞米利加の二十四時）前に運上役所に申立つべし。此期限中に右手數遲々せざる樣扱ふは勿論たるべし。右手數差止る事あらば日本役人より船司又は頭立ちたる者並に

噸稅

其船荷の取引人等へ其段申渡し亞米利加コンシユルに申達すべし。

合衆國の軍艦は入港出港運上筋へ手數に及ばず運上役人並に番兵等差構ふ事なし。合衆國飛脚のための蒸汽船は入港出港の手續を一日に致し日本に上陸する旅客並に品々の外は告書差出し書面の手數なしと雖も何箇度にても入港の度毎に出港入港の手續をいたすべし。薪水食料等用意のため入港の鯨漁船或は難船は其積荷の告書を出さずと雖其積荷を賣拂はんと願ふ時は第一則の通定式輸入の手續をいたすべし

税則並に條約書中に船と唱ふるものはシキツプ、バルク、ブリツキ、スクーネル、スループ、蒸汽船等を總て云ふなり

第五則　日本運上役所の規定に違ひたる僞差出し積荷目錄を出し並に證書に名前を記せる輩は其犯せる毎に百二十五ドルラルの過料を日本役所に納むべし

第六則　噸稅は日本開港の場所に於て亞米利加商船より取立てずと雖左の規定の通其地其地の運上役所に納むべし

壹船の入港手續に付	十五ドルラル
壹船の出港手數に付	七ドルラル
夫々の免狀に付	一ドルラル半
場所々々健固狀に付	一ドルラル半
其外の各書に付	一ドルラル半

第七則　總て日本開港の場所へ陸揚する物品には左の運上目錄に從ひ其地の運上役所に租稅を納むべし

第一類　貨幣に造りたる金銀並に造らざる金銀當用の衣服家財並に商賣の爲にせざる書籍何れも日本居留のため來る者の所持の品に限るべし

右の品々は運上なし

第二類　凡て船の造立網具修復或は船裝のため用ふる品々、鯨漁具の類、鹽漬食物の諸類、パン並にパン粉、生きたる鳥獸類、石炭、家を造るための材木、米、籾、蒸汽の器械、トタン、鉛、錫、生絹

右の品々は五分の運上を納むべし

第三類　都て蒸溜或は釀し種々の製法にて造られたる一切の酒類、右は三割五分の運上を納むべし

第四類　凡て前條に擧げざる品々は何に寄らず二割の運上を納むべし。金銀貨幣並に棹銅の外日本産の物積荷として輸出する時は五分の運上を納むべし

右は神奈川開港五年に至り日本役人より談判次第入港出港の税則を再議すべし

露國修好條約

一〇　露國修好條約

次いで露英佛蘭等の間にも條約改訂及び新規條約締結が行はれた。露國との改訂條約は同年七月十八日江戸に於て調印を了し、翌六年七月十日同地にて批准書が交換された。

日本國魯西亞國修好通商條約

堀織部正

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親を厚ふし及び兩國人民貿易の規則を立て永久の基とし彌充全あらしめん事を欲して條約を取結ぶ事を決し日本大君は永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正（名は利熈、通稱織部正字は欽文、有梅又梅花道人と號す、伊豆守利堅の子、母は林述齋の女なり、嘉永癸丑六月米艦浦賀に來るや監察となり邊海防禦の事に參列す。箱館奉行として國事に盡すこと大、事有りて萬延元年十一月五日屠腹して死す。年四十三）岩瀨肥後守津田半三郎に命じ魯西亞國帝はエフミユース、プーチヤチンに命じて次の條々を議定せり

第一條　安政元年寅十二月二十一日（卽千八百五十五年第一月二十六日）（第二月七日）下田にて定めたる約書は此條約と共に存し置き同附錄並に安政四年巳九月七日（卽千八百五十七年十二月二日）（十月二十四日）長崎にて定めたる追加約書は廢すべし

第二條　向後日本政府はサント、ペートルビユルグに在留する政事に預る役人を任じ又魯西亞の各港の內に居留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任ずべし。其政事に預る役人及び頭立ちたる取締の役人は魯西亞國に到着する日より其國の部內を旅行すべし。魯西亞國帝は江戶に居留するヂプロマチーキ、アゲントを任ずべし。此ヂプロマチーキ、アゲント及びコンシユル、ゼネラールは其職務を行ふ時より日本國の部內を旅行する免許あるべし。（横文は傍線の語見えず。但し結末に添へて「魯西亞國に在留する日本のヂプロマチーチ、アゲント及コンシユル、ゼネラールも右同樣たるべしと」あり）

第三條　下田長崎箱館の外次にある處の場所を左の期限より開くべし

神奈川　午七月より十一箇月の後より（卽千八百五十九年七月一日）

兵　庫　同斷凡五十二箇月の後より　（千八百六十三年一月一日）

此外日本西海岸に於て凡十六箇月の後千八百六十年一月一日より一港を開くべし。其場所の名は開港以前に魯西亞コンシユルに達すべし。神奈川を開きし後六箇月にして下田港を鎖すべし

第四條　魯西亞政府は日本開港の場所の內にコンシユル或はコンシユライル、アゲント等を任ずべし。日本政府は其場所に於てコンシユル並にコンシユライル役所附屬の者及び夫に屬する學校病院等取立べき一の場所を貸渡すべし

第五條　前文五港の場所に於て魯西亞人連綿在留又は一時逗留を許すべし。其者等は一箇の地を價を出して借り其所に建物あれば之を貰ひ或は債を出して借り又新に社祠家屋倉庫等建る事をも許すべしと雖も是を建るに托して要害の場所を取建る事は決して爲さゞるべし。此掟の爲に其建物を新築改造修復の節は日本

役人之を見分すべし。魯西亞人建物の爲借り得る場所並に港々の定則は各港の役人と魯西亞コンシュルと議定すべし。若議定し難き時は其事件を日本政府と魯西亞チブロマチーキ・アゲントに示し處置せしむべし。

第六條　魯西亞人唯商賣をなす爲にのみ江戸並に大阪に逗留する事を得べし

江戸　午七月より凡四十箇月の後より（千八百六十二年一月一日）

大阪　同斷五十二箇月の後より　（千八百六十三年一月一日）

此兩所の町に於て魯西亞人建家を價を以て借るべき相當の一區の場所並に散步すべき規程は追て日本役人と魯西亞のチブロマーキ・アゲントと議定すべし

第七條　日本に一時或は連綿在留の魯西亞人家眷を携へる事（橫文にはこの下に「且自國の法律及び慣例に從ふ事」とあり）を免じ且自ら其宗旨を念じ宗法を修する事を得べし。長崎（橫文には「長崎」は「日本」とあり）に於ては踏繪の仕來は既に廢せり

第八條　日本開港の場所に於て魯西亞人遊步の規程左の如し

箱　館　各方へ凡十里

長　崎　其町の周圍にある御料所を限りとす

神奈川　江戸の方に於て六鄕川（川崎と品川の間にて海灣に合する川なり）を限とし其他は各方へ凡十里

兵　庫　京都を距る事十里の地を除き各方へ十里兵庫に來る船々の乘組人は兵庫と大阪との間にて海岸に合する猪名川筋を越ゆべからず

總て其里數は各港の奉行所より陸路の程度なり、其一里は魯西亞の尺度に於て三ウヴョルスタミ三百三十二サーゼン卽一萬四千百七十五フート西海岸に於て開くべき一港步行の規定は日本役人と魯西亞チブロマ

テーキ、アゲントと議定すべし。

魯西亞人重立ちたる惡事ありて裁斷を受け又は不身持にして再び裁許に處せられし者は居留の場所より一里の外に出るべからず、其者等は日本奉行所より國地退去の事を魯西亞コンシユルに達すべし。其者共引合等コンシユル紀濟の上退去の期限猶豫の儀相協ふべし、尤其期限は決して一箇年を越べからず。寺社及休息所を除くの外凡て城堡役所及び門ある所へ招なくして來り訪ふべからす

第九條　雙方國人品物を賣買する事總て障なく兩國の役人是に立合はず、諸日本人魯西亞人より得たる品物を賣買し或は所持し用ふ事妨なし。(此箇條は條約施行の時國中に觸渡すべし)魯西亞人日本の賤民(横文には「賤民」は「人民」とあり)を雇ひ商賣向其外諸用事に充る事も免ずべし、

此條約に添ひたる商法の別册は互に本書同樣に心得べし

第十條　總て國地に輸入輸出の品々別册の通日本役所へ運上を納むべし。日本の運上所にて荷主申立の價を奸ありと察する時は運上役より相當價を付け其荷物を買入る事を談ずべし、荷主若し之を否む時は運上役人より付けたる價に從つて運上を納むべし、承允する時は其價を以て直に買上ぐべし、輸入の荷物定例の運上納濟の上は日本人より國中に輸送する共別に運上を取立る事なし、商税目錄に定めたる運上高日本船及び他國の商船にて外國より輸入せる同じ荷物の運上を減ずる時は魯西亞人も同樣に處せらるべし

魯西亞政府海軍用意の品神奈川長崎箱館の内に陸揚し庫内に藏めて魯西亞政府の番人守護する物は運上の沙汰に及ばず、其品を賣拂ふ時は買受人より規定の運上を日本政府に納むべし

第十一條　阿片の輸入は嚴禁たり、若し魯西亞商船三斤(魯西亞量目四ポンド三十六ソロッツニック)以上持渡らば其過量の品は日本役人之を取上ぐべし。魯西亞人日本に於て阿片商賣に付て罪狀ある時は其品取上げ一斤に付二十八ルーブルの過料を日本役所に納め猶本國嚴禁の掟を以て罰すべし

第十二條　軍用の諸物は日本役所の外へ賣るべからず。尤外國人互の取引は差構ある事なし。米並に麥は日本逗留の魯西亞人及び船に乘組たる者又は船中旅客の食料のための用意は不足なく與ふ共積荷として輸出する事を許さず。産する所の銅日本要用の餘分あれば其時々日本役所にて公けの入札を以て拂渡すべし

第十三條　外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すべし。(金は金銀は銀と量目を以て比較するを云ふ)雙方の國人互に品物の代料を拂ふに日本と外國との貨幣を用ふる事妨なし。開港後凡一年の中各港の役所より日本の貨幣を以て魯西亞人願次第引替渡すべし。日本諸貨幣は(銅錢を除く)輸出する事を得並に外國の金銀は貨幣に鑄るも鑄ざるも輸出すべし

第十四條　雙方の國人の爭論ある時は兩國の役人吟味を遂げ日本人罪ある時は日本役所にて之を罪し魯西亞人罪ある時は其國のコンシユルより之を罰する事都て下田條約に定めし如し。法を犯せし魯西亞人の事に付てはコンシユル願に依て扶助すべし。其雜費は事毎に魯西亞コンシユルより相當の償を出すべし。魯西亞コンシユル居合さゞる港に於て犯法の魯西亞人は日本役人捕押へ最寄のコンシユルに達し之を處置せしむべし。此條約中の規定並別冊に記せる所の法則を犯すに於ては魯西亞コンシユル裁斷所へ申達し同所にて吟味の上取上げ品並に過料は日本役所へ差出すべし

第十五條　追て日本と魯西亞との條約を改め又は加入せんとする時は兩國政府再檢する事當然たりと雖此條約より凡十四年を過る後兩國の内より一箇年前に通達すべし

第十六條　此後他國の者に許容せる廉は猶豫なく魯西亞國へも免ずべし。魯西亞國に於ての日本人も同樣たるべし

第十七條　此條約の趣は來未年六月二日(即千八百五十九年七月一日)より執行すべし

本條約は日本大君の御名と奧印を署し老中俱に名を記し魯西亞の方にては國帝自ら名を記し高官の者俱に

名を記し國印を鈐して以て證とすべし此本書は來未年六月二日（千八百五十九年七月一日）迄の內或は其以前にても都合次第江戸又はサントペートルビユルグに於て取替すべし。此假條約書は日本語魯西亞語に認め雙方の全權各本國の文に調印し和蘭譯文は雙方通譯名を記し是を添て取替すもの也

安政五年戊午七月十一日

紀元千八百五十八年

アレキサンドル第二世即位四年八月（七月十九日）於江戸

永井玄蕃頭花押

井上信濃守花押

堀織部正花押

岩瀨肥後守花押

津田半三郎花押

グラフ、エフヰノミー、プーチヤチン

尙ほこれに添たる貿易章程六則は前記米國の夫と略ぼ同文なれば略する。

一一 和蘭修好條約

同じく七月十日、日蘭修好通商航海條約十條及び貿易章程六則が江戸に於て調印された。日本側全權は永井玄蕃頭、岡部駿河守、岩瀨肥後守、和蘭全權は前出のヘンデリツキ・ドンクルキユルシユスであつた。而して批准書交換豫定日は翌六年六月五日とされてゐたが實際は萬延元年二月九日江戸に於て行はれた。（條文は前者と殆んど同內容なれば略す）

英國修好條約

一二　英國修好條約

同じく七月十八日、日英修好通商條約並に貿易章程七則が江戸に於て調印された。日本側全權は水野、永井、井上、堀、岩瀬、津田、英國全權はエルギン・エンド、キンカルデネ。批准書は六年六月十二日同地にて交換を了した。(前者と略同文故略す)

佛國修好條約

一三　佛國修好條約

九月三日には佛國との間に始めて修好通商條約二十二條及び貿易章程七則が江戸に於て調印され、日本側は水野、永井、井上、堀、岩瀬及び野々山鉦藏、佛蘭西側はバロン、グロスこれに署名した。この批准書交換は同地に於て豫定日の翌六年七月十七日を過ぐる八月二十六日に行はれた。(條文前者と略同文なれば略す。

安政條約の實施

一四　安政條約の實施

安政條約は直ちにその實施を開始した。幕府は米英露佛蘭五國公使の宿寺を定め、米國は麻布の善福寺、英國は高輪の東漸寺、佛國は三田の濟海寺、蘭國は芝の西應寺をこれに充てた。而して幕府は當時の情勢より、東海道の宿驛たる神奈川を開港地となす事を危險に感じ、開港に先だつて總名神奈川の一部分である一寒村横濱を以て開港地と定め、草棒を刈り沼地を埋めて市街を劃し埠頭を築き、江戸、神奈川の商人を勸誘して此處に家屋を建てしむる等其準備に汲々としてゐたが、忽ちこの換地は外國公使の反對を受け、特に英米兩公使は條約違反と稱して聽かず、再び神奈川に移轉せんばかりになつたが、外國商人等は横濱の地形の

神奈川に勝れたるを觀取して公使の異論に反對し、爭つてその商館を横濱に建て、神奈川領事館の移轉を切に迫つたので、公使等の神奈川論も何時しか消滅し、領事館も順次横濱に移る事になつた。然し幕府は横濱は神奈川の一部なりといつた手前、横濱奉行とは云はず神奈川奉行と稱し、横濱稅關は神奈川運上所と呼び、往復の文書も神奈川横濱と認めて條約違反の議に備へ、以來幕府は倒壞に至るまで改めなかつた。

一五　開港後の經濟變動

開港後の經濟變動

金貨の海外濫出と物價騰貴

横濱、箱館、長崎の三港を開いてから目前に現れた現象は、金貨の海外濫出と物價騰貴の二件であつた。當時幕府通用の金貨と銀貨との比は一と六の割合であるに對して、外國通用のものは一と十五であつたので、外人は盛んに洋銀を以て交換した。一分銀で金貨を買入れそれを輸出して暴利を食つた。水野筑後守は金一、銀十四の南鐐銀の舊制を再興することを提案したが井伊にその英斷なく、僅に金一、銀十の割合の改鑄を行つたに止り、金貨輸出を防遏することが出來なかつた。また外人が開港場で見出した商品は生糸と銅の二品で、彼等は盛んにそれを買入れたので、江戸に於ては諸絹物及び諸銅器が暴騰し、從つて他の諸物價も騰貴したから、この理を知らざるものは外國に通商を許した結果であるとて幕府を怨嗟攻撃し益々壤夷熱が煽られることになつた。

將軍繼嗣問題

安政大獄

元來井伊直弼は攘夷家であつて、諸外國の脅威の前に止むなく勅許を待たず條約調印を斷行したので、通商貿易に對して何等の意義を見出した譯ではなかつたから、彼が大老である間は外務の事は難澁を極め、絶えざる苦情を外人より受けたのであつた。加ふるに將軍繼嗣問題によつて安政大獄を敢行し、岩瀨、永井等の外國事務に精通せる者を處罰して顧みなかつたから、外交は紛議に紛議を重ねるばかりであつた。

一六　頻々たる外人の遭難

頻々たる外人の遭難

ムラウイヨフ伯隨員の遭難

英公使オールコック

ヒユースケンの殺害

安藤信正

東漸寺へ水戸浪士の亂入

この頃外人暗殺風說が頻りに行はれ、幕府もこれに對して相當の戒心を加へてゐたのであるが、安政六年七月、露國全權ムラウイヨフ伯横濱に來るや、その隨員二名が逍遙中浪人の爲めに殺害された。この飛報が江戸に傳はると各國公使等大に驚愕し、英國公使オールコックは率先して幕府に迫り、その責任を問ふこと頗る急であつたが幸ひムラウイヨウが穩便な態度に出でたので事件は無事落着した。然るにその後も江戸、横濱に於て外人殺害が頻々として行はれ、翌萬延元年十二月に米國公使館の通譯官ヒユースケンが赤羽に於て殺害されるや、英佛蘭三國の公使は激昂して、公使館の旗を捲いて横濱に退去した。

井伊の後を襲ふた安藤對馬守（字は君修後君介と改む、對馬守と稱す。幼名欽之進晩に鶴翁といふ。欽齊蟠翠の號あり。磐城侯平侯信由の子、安政五年若年寄となり萬延元年老中に遷る。文久二年正月十五日坂下門外に暴徒に襲はれ傷つく。明治四年十月八日病で薨ず。年五十三）は大いに驚いて若年寄及び外國奉行（安政五年設置）を遣して三公使を慰め、自身はハリスに會ひ國内の事情を述べてその諒解を求めた。流石にハリスは開國當初にはかゝる事件は間々あること、些細の事にて國交を破るべきにあらずと、泰然江戸に留まつた。當のハリスが敢て動かうとしないので三國公使も翌文久元年の春再び江戸に歸つて來た。然る所その年五月、今度は英國公使館なる東漸寺に水戸浪士十餘人が夜半亂入に及んだが、警衛に當れる別手組が防戰最も努めて暴徒を斃したので公使も大いに滿足して左迄の紛議を釀さずに濟んだが、安藤對馬守は浪人の外人殺傷の絶えざるを嘆じて、浪人にして血に渇せば、余を殺すか將軍を弑して内亂を起すとも、外人を殺して國難を釀す勿れと叫んだ。

葡國修好條約
溝口讃岐守
キュマレイス
獨國修好條約
開市延期の交涉

一七 葡國修好條約

是より先萬延元年六月十七日に葡萄牙國との間に修好通商條約二十四條及び貿易章程九則が調印され、文久二年三月十日批准書交換を了した。孰れも江戶に於て行はれた。兩國全權は溝口讃岐守、酒井隱岐守、松平次郎兵衞及びキュマレイスであつた。これによつて神奈川、長崎、箱館は萬延元年八月十七日より、兵庫は調印の時より凡そ二十九箇月後に、新潟は若し不都合あらば代りの港を西海岸にて開くべき事等が約された。(條文は前者と殆んど同文なれば略す)

一八 獨國修好條約

同年十二月十四日には孛漏生(プロシヤ)國と修好通商條約二十三條及び貿易章程九則の調印を行ひ、文久三年十二月十三日批准書が交換された。前日同樣江戶に於て日本全權村垣淡路守、竹本圖書頭、黑川左中、獨國全權グラーフ、ヅ、ヲイレンブルグがこれに立會つた。而して條約施行の期は調印の時より凡そ二十四箇月後と定められ、神奈川、長崎、箱館の三港はその施行當日より開放されることになつた。

一九 開市延期の交涉

旣にして大阪、江戶、兵庫の三地を開くの期近づき、新潟は條約の明文によつてその代港を選定中であつたが、安藤對馬守はかゝる不隱の情勢の下に、京都に近き大阪、兵庫の地を開くは危險この上なきことゝ考へ、各國公使に向つて、大阪、兵庫、江戶、新潟の兩都兩港の開市延期を嘆願した。米國公使ハリスは日本の國情を洞察して、必ず本國政府をして之を承諾せしむべしと答へたが、英、佛、蘭三國の公使は容易に應

歐州締盟國へ使節を派遣す

竹內下野守
松平石見守
京極能登守
オーデン號

開市五箇年延期

倫敦覺書

諾する色がなかつた。

二〇　歐州締盟國へ使節を派遣す

時に英國公使は佛國公使に謀り、日本政府はその使節を米國にのみ派遣して（改訂條約の批准書の交換が萬延元年四月三日華盛頓に於て行はれた際、新見豐前守、村垣淡路守が派遣され、米國朝野の非常なる歡待を受けた）未だ歐州の諸國に派せざるは禮に非ず、日本政府は宜しくその重臣をして歐州締盟國を訪問せしめ、開市の延期も直接その政府に就いて談判するならば或は行はるべしと忠告した。安藤はその說を實行することゝなり、竹內下野守、松平石見守、京極能登守を特命全權公使に任じ文久元年十二月、英國軍艦オーデン號によつて歐州へ派遣した。

二一　開始五箇年延期

斯くて一行は巴里に赴き奈翁三世に謁見して延期の談判を試みたが、佛國政府は英國政府と協議されての後との事に、一行は倫敦へ出發した。然るにこの時日本から延期の談判はオールコック公使の歸英まで待つべしとの電訓があつたので、一時談判を中止した。英公使は使節の出發後、大老安藤と協議し、延期の報酬として英國物產の織物等に對する輸入稅を幾分減ずることに相談一決したので、直ちに使節一行の後を追ふて歸國し、我が全權と本國政府との間を周旋して、結局兩都兩港は五ヶ年延期し、但し輸入稅は五分に減ずるといふ事で談判は纏り、二年五月九日倫敦覺書なるものを取換しこれより一行は順次佛、蘭、露、葡等の締盟各國を歷訪して、開港延期の談判を遂げ、夫々英國に倣つて覺書を交換し、佛國船に送られて歸朝した。尙ほ各覺書は何れも大同小異のものであるから、左に倫敦覺書を揭げることにする。

二二　英國倫敦覺書

日本國內に外國との交際を害せる一黨あり。其逆意のため大君及執政は日本と條約を結びし外國との交誼を保護し難しと思へば是を日本在留の英國女王のミニストルへは大君の執政より告げ女王の政府へは大君より英國より遣せる使節より報告したり。女王の政府はこの報告を熟考し下に記したる取極を以て千八百五十八年第八月二十六日大不列顚と日本と取結びたる條約の第三箇條中の事を施行するを千八百六十三年第一月一日より算し五箇年の延期を承諾せんと領定せり。右條約第三箇條中に不列顚人の爲め千八百六十年第一月一日より新潟或は日本の西岸に在る他の相當の一港を開き千八百六十三年第一月一日より兵庫を開き千八百六十三年第一月一日より大阪府を開く事を定めしなり。英國政府は日本執政に現今其國に在る逆意の者を鎭める爲め要せる時限を得しめんがため條約上當然の理を枉げて此大事を容允せんと思へり。然れ共英國政府は大君及其執政に長崎箱館神奈川港に於て右の外條約中の取極を嚴重に施行し且外國人を賓斥する古法を廢し就中左の件々を取除くべし

第一　千八百五十八年第八月二十六日の條約第十四條に基き商物の諸種を日本人より外國人に賣渡すに員數價に付是を拒む事

第二　諸職人殊に工匠船夫船艇傭夫事を指南する人及從僕等共名に拘らず是を傭ふ事に付是を拒む事

第三　諸大名共產物を市場に送り及其自家の人を以て直に是を賣るを拒む事

第四　運上所を役人及他の士人の中賞を取る存意ありて彼是事に付拒む事

第五　長崎箱館神奈川港に於て外國人と交易する人に身分の限度を立て之を許すを拒む事

第六　日本人と外國人の向懇親の徒勝手に交る事を拒む事

右の取極めは素より條約に於て大君及執政の遵守すべき所なれば若此取極を嚴密に遵守せざる時は英國政府上に述べたる千八百六十三年第一月一日より算したる五年の期限中何時にても、此書附に載る港都の事に付きたる允諾を止め千八百五十八年第八月二十六日の條約に在る箇條を遅延せず盡く施行し上に云へる所の港都を英人の交易居留の爲に開くべき事を大君及其執政に促すの理あるべし

英國女王へ差遣されたる使節は日本歸國の上外國貿易の爲めに對馬の港を開くの處置且利益ある趣意を大君及執政に述ぶべし。此處置は日本の利益を現に進歩せしむるの擧なり。且使節より說述べし大君及執政に其厚意を歐羅巴人民に示し日本に輸入せる酒類の稅を減じ玻璃器を五分稅を收る諸品中に加入するを許して日本に歐羅巴との交易を盛にせんと欲する意あるを示せしむべし。此擧に由て條約取結の節失念せんを補ふべし。使節尚大君及執政に横濱長崎に納屋を取建るの處置を上告すべし。此納屋は陸揚する荷物を日本士官の取締にて預り置き輸入主其荷物の買請人を得輸入稅を拂ひ之を他所に移すの用意ある迄は稅を拂ふ事なく入置くためなり。英國女王の外國事務セクレタリー大君の使節共に此覺書を手記し此書をセクレタリーよりは日本在留の英國女王の公使に送り使節よりは大君及執政に送り千八百六十二年第六月六日雙方にて協議せる證とす

竹内下野守
松平石見守
京極能登守
イール、ルッセル

二三　生麥事件

島津久光

文久二年八月二十一日、東海道生麥の途上に於て島津久光（齊興の三男にして齊彬の弟なり文化十四年鹿兒島に生る幼名普之進元服して又次郎忠教と稱す、初め一門島津山城忠公の養嗣となる後に宗家に復し久光と稱す、明治十二年正二位に叙せられ同十七年七月公爵二十年九月從一位に叙せられ同年十二月六日薨す）の家來が、英國人數人が馬上のまゝ行列を横切つたのを憤つて之を殺傷したことから、此處に由々しき外交上の問題を惹起した。幕府は英公使ニールの嚴重な抗議によつて、島津に下手人を引渡す事を命じたが島津は英艦と一戰する覺悟を以て之に應ぜず、爲に幕府は回答に困却して延期に延期を重ねてゐる中に、英國公使館放火事件といふ面倒なる事件がまた起つた。

英公使ニール

英國公使館放火事件

この放火事件は、幕府が外人の江戸市中に居住するの危險を慮つて、品川御殿山に五國の公使館を建築することを決し、工費三萬圓を投じて先づ英國公使館を建築し、その工將に成るの日に當つて、浪士が夜陰に乘じて火藥を以て之を燒拂つたものである。翌文久三年春には米國公使館がまた同じ厄に遭つた。英國公使は幕府が浪士の跋扈を壓へることができないのに憤慨して、最早回答延期を承諾せず、各港に碇泊中の軍艦を横濱に召集して幕府に左の如き最後通牒を手交した。

最後的通牒

第一　日本政府はその政令怠慢を英國政府に謝すべし

第二　日本政府は將來英國人民の生命財産の保護を受合ふべし

第三　賠償金拾萬金磅を相渡すべし

第四　島津三郎をして下手人を出さしむべし

第五　島津より一萬金磅の償金を出さしむべし

以上五箇條の内第四、第五は英國親ら島津に向つて直接談判を爲すべければ、日本政府は前三箇條の件を承諾すべし。而して回答は今より八日を限りとし、その期限を過ぎて回答なき時は談判不成立と認め、英國

艦隊の司令官にその旨を報じ、兵力を以て適當の處置を爲すべし、といふのであつた。

この時將軍家茂は攘夷の事を議するため京都に在り、後に殘れる閣者重臣達は後日の難を恐れてその責に任ずる者なく、公使へは八日又八日と延期を乞ひ、和戰兩樣の準備に市中の騷動鼎の湧くが如くであつた。

小笠原長行

この騷ぎの最中、家茂に從つて京都に在つた小笠原圖書頭（敬七郎と稱し明山と號す。天全、洗耳、違清の別號あり。肥前唐津の城主小笠原主殿頭長昌の長子にして文政五年五月十一日に生る。江川太郎左衛門に就き砲術を研究す。安政四年九月佐渡守長國の嗣となり、十二月從五位下に叙し、圖書頭に任ず。文久二年閏八月若年寄に昇り九月老中格に任ず。元治元年壹岐守と改稱す。慶應四年正月職を辭す。三月三日江戸を脱し會津に至り、後函館に遁る。明治五年七月九日歸邸し爾來閑居す。明治二十四年一月廿五日病を以て卒す。年七十九）が突然歸府し、謝狀と償金十萬磅を支拂つたので、さしも切迫せる事件もこゝに落着することになつた。然しこれは對幕府問題だけが片付いたので、英國公使は更に島津詰問の第二段に移つた。

二四　島津また屈す

島津また屈す

既にして薩摩攻撃の用意全く成つた英國艦隊は、これを幕府に通告したが、幕府は強藩薩摩の勢力の殺がれるのを自家の利となし、主權者たるの面目を放棄して、公使の欲するまゝに任した。茲に於て英公使は七隻の軍艦を率ひて文久三年六月鹿兒島に至り、前記二條の履行を迫つたが然し薩摩固より肯かず直ちに砲門を開いたから英艦隊また之に應じ、市街を燒き砲臺を破壞して、船を沈めたが英艦隊も亦艦長以下五十餘名の死傷者を出し、加へて荒天のため一先づ戰を中止して横濱に還つた。

償金一萬磅

その後英艦再擧の風說に薩摩は後難を恐れて英公使に和を乞ひ、償金一萬磅を幕府から借りて支拂ひ、下手人を死刑に處すべき約書を與へて漸く局を結んだ。

二五　長藩米佛蘭の艦船を砲撃す

長藩米佛蘭の艦船を砲擊す

五月十日

三條實美

英艦の鹿兒島襲撃に先立ち、朝廷が攘夷の期日と定められた五月十日の至るや、長州は直ちに砲火を開いて、下關を通過する米國汽船を砲撃し、更に二十三日佛國船を、二十六日には和蘭軍艦を攻擊して攘夷の魁をなしたが、幕府始め列藩はこれに續くの實を擧げないので、三條實美（天保八年二月八日京都に生る從五位侍從より進んで禁色昇殿を許され右近衞權少將左近衞中將を經て權中納言に任ぜらる。慶應三年議定となり尋で外國事務總督を兼ね大納言左近衞大將に轉ず、明治元年五月廿四日右大臣に任ぜられしが同二年正月十七日病を以て右大臣を辭す、同年七月八日復右大臣に任ぜられ三年七月二十九日太政大臣に陞り十七年七月七日公爵に敍す、二十四年二月十九日正一位に敍せられ同日東京麻布の私邸に薨す）等攘夷黨の公卿及浪士等と謀りて、車駕大和に幸せんことを奏請し、同時に夷狄征討の王師を起さんとするの勅書は宣布された。この攘夷論が實は表看板で、その裏は無能の幕府の忌避する攘夷を强行せしめて、幕府の自滅を計れる大手段であつたことは云ふを待たない。

七卿落

然るに間も無くこの勅書の矯勅なることが暴露され、京都に於ける過激、溫和の兩派は一朝にしてその地位を變へ、三條以下の七卿及び長州藩士は總て輦轂の下より逐はれ、九門護衞の任は守護職、所司代及び薩摩藩に下命された。變を聞いて直に上洛した島津久光は、その持論である公武合體の實現の機至れりとなし、將軍に再度の上洛を促した。

二六　瑞西修好條約

瑞西修好條約

文久三年十二月二十九日江戶に於て日瑞修好通商條約三十條及び貿易章程七則の調印を了し、即日施行さ

竹本甲斐守
菊池伊豫守
星野金吾
アイメ、ヒユンベルト
批准書交換
鎖港問題の再燃
佛公使ベルクール
池田筑後守
河津伊豆守
河田相模守
ドロツシ、デ、ロイス

れた。日本全權は竹本甲斐守、菊池伊豫守、星野金吾、瑞西全權はアイメ、ヒユンベルトであつた。その批准書交換は慶應元年五月十四日同じく江戶に於て行はれた。

二七　鎖港問題の再燃

幕府は再三攘夷實行を朝廷に約したけれども、到底行はるべくもないので、横濱鎖港を以て奉勅懈怠の罪を逃れんものと、先づ舊交ある蘭米兩公使を招いて非公式に懇談を試みた。然るに兩公使から國內の騷亂を鎭靜する努力もせず、却て外國に對して斯かる談判に及ぶは政府の無力を示し、國辱の最も大なるものであると忠告され、英公使の如きは干戈に訴へても之を拒絕すべしと迄極言したから、幕府は最早公然と談判を持ち出すことができなくなり、密に各國公使の意內を探つてゐた。

所が佛國公使ベルクールは折柄自國の士官が何者にか殺害されたが下手人は出ず、談判は涉らず少からず困惑してゐた折だつたから、彼は遙々東洋の新開國日本から謝罪使が來たといへば、奈翁三世の自尊心も滿足するし、自分も公使としての顏が立つと考へ、再び使節を歐州へ送る事を提言したので、幕府は渡りに舟と佛蘭西を賴みに使節派遣の議を決した。幕府の腹では、萬一不成功に終つても使節が歐州を歷遊する間には國內の機運も自ら遷つて朝廷も開國說に傾くであらうと考へたのである。かくて池田筑後守、河津伊豆守、河田相模守が使節となつて、將軍の江戶を發すると同日の文久三年十二月二十七日に横濱を解纜した。巴里に到着して型の如く皇帝謁見の式を濟ますと、外務大臣ドロツシ、デ、ロイスと横濱鎖港の談判を開いた。遣外使節空しく歸る。その時佛外相ロイスのいふには、横濱鎖國の事は、各國が皆承諾するならば、佛蘭西も敢て異議を唱へはしないが、それは日本政府の爲めにとる所でない。且前兩都兩港延期の談判の際、爾後日本政府に於てその行ふべき約束を履行しない時は、その允諾せし約束を廢し、何時たりともその開市

横濱、長崎、函館を自由港

巴里協約 遺族扶助金

開港を促すべしといふ條項を規定したが、日本政府は其後相變らず外人殺傷を禁ずることができず、特に下關に於て理由なく通航の外國船を砲撃せし如き、彼の允諾を取消すに十分の理あるを以て、當方に於ては英國と協議して之を糺すべき決議をした程である。それを更に横濱を鎖すなどとは以ての外の話ではないか。然し今兩都兩港の開期を迫つても日本には出來ない相談だらうから、既に開いてある横濱、長崎、函館の三港を自由港として、輸出入品に永久課税しないことを使節の權を以て約束するならば、英國を說いて取消を保留する勞を執らう、彼の長州の事に就ては何日何時たりとも軍隊を派遣する準備は整つてゐるのであるが、これとても政府が長州を處分し、外國船の下ノ關通航を保證するならば、見合すことが出來ないでもない。一體、幕府の勢力が弱いから横濱鎖港などゝいふ不合理な事が出て來るので、若しこの際幕府が自彊の策を講ずるならば、我が佛蘭西に於ては及ぶ限りの助力を惜まないものであると、鎖港どころか却て彼の誘導を受け、使節等は返す言葉もなく、この上は諸外國を廻つたところで、日本の恥辱を外國に曝すに過ぎないから、闕下に腹を切つて開國の議を奏上しやうと、巴里協約（廢約ともいふ）を結び、被害士官の遺族扶助金を支拂ひ、軍艦購買を約して歸國の途に就いた。

然るに內に在つては、元治元年正月將軍家茂上洛して、横濱鎖港は必ず決行すべく、既に外國へ使節を派遣したことなれば、無謀の攘夷を爲さず、徐に鎖港の目的を達すべし、且つ沿海防禦の事は必ず充實すべしと奏上して、只管朝廷の攘夷催促を緩めてゐた所であつたから、遣外使節の空しく歸れるを知つて大いに狼狽し、外國奉行、目付等を急ぎ横濱に赴かしめてその上陸を止め、甚しきは未だ世間に知れぬ中に今度上海か香港にでも身を潛めてゐよといふ樣な內意をさへ傳へた程であつたが、池田筑後守は切腹を覺悟の上で歸國したことだから、命に從はずして無理に江戸に入らうとしたが、忽ち隱居蟄居を命ぜられて、開國の事は扨て置き、佛蘭西に於て取極めたる事何一つとして上陳することができなかつた。

聯合艦隊の長州攻撃

英國水師提督クーパー下の關取極書

下の關取極書

酒井飛彈守

二八　聯合艦隊の長州攻撃

この時また英國に在留中の伊藤、井上の兩人は、君家の難を聞いて歸國し、各國と藩侯との間を調停せんと長門に到り、攘夷の無謀の擧である事を說いたが藩士等之に服せず、藩侯は下ノ關の攻撃は朝廷及び幕府の命に依つてなしたものであるから、長州一箇の責任ではない、若し三箇月の猶豫を與へられるならば勅許を得て、下ノ關航路開通を承諾しようと兩人に復命させたが、各國軍艦は即時開通を主張して議合はず、此所に英米佛蘭聯合艦隊の下ノ關攻撃の火蓋が切られた。時に元治元年八月五日、激戰數刻に及んだが新式兵器の前には敵すべくもなく、散々の敗北で、長州軍は遂に白旗を掲げて和を乞ひ、敵の軍旗を日本領土の一角に掲げさしむる不名譽を演じた。かくて聯合艦隊は毛利敬親に英國水師提督クーパーとの間に講和條約數項を結ばしめ、橫濱に歸つて更に幕府と交渉して九月二十二日下ノ關取極書を作成せしめ橫濱に於て調印を作つた。

二九　下の關取極書

長門周防の諸侯毛利大膳敵對を爲し大君にて條約面を眞實に取行ふ事難かるべき程の掛念ありしに因り大不列顛、佛蘭西、合衆國及和蘭の日代外國船を打壞し且貿易を妨る爲に右大名に打建てたる臺場を破壞せん爲め同盟の艦隊を無餘儀下ノ關の海路に送れり。且又謀反の大名を罰する事大君政府の職務なれば條約各國貿易の損害と軍艦の諸雜費とを大君政府にて引受くべきなれば下命の條約各國日代と大君政府の全權若年寄酒井飛彈守と千八百六十三年第六月以來毛利大膳條約各國の旗章へ對し敵對及び暴業を爲せしに付總ての苦情を纏めん事を欲し且同時に戰爭の償金並下の關に送りたる同盟軍隊の諸雜費等を聢と取極めん爲め次に載

する四箇條を取極めたり。

第一　各國に拂ふべき高は三百萬ドルラルと取極めたり。右高の內に是迄長門の諸候暴業をなせしに付拂ふべき總ての償金も加へあるべし。右の償金及び下の關を燒かざる償金並各國同盟艦隊の諸雜費を云ふべし

第二　右拂方の儀は各國目代より此取極書の本書（批准を云ふ）並各國政府よりの命令を受け大君政府に報告する日附より右總高を六割にして則五十萬ドルラル宛四季に（三箇月每に）拂ふべし

第三　然れ共右各國にて敢て金子を求むる主意なけれ共日本と交際を厚くせんが爲めなり。雙方の利を尙充に爲ん事を唯希望する所なれば大君殿下にて右償金の代りに損失並損害の償として若し下の關の港或は內海に在る貿易に適宜なる港を開んと欲する旨を申出る時は各國政府に於て其を承諾なす歟或は償金を金子にて受取るべき存意ならば前に取極むる如くなるべし

第四　此取極書の日附より十五箇日の內に大君政府にて本書を取替すべし。右證據として各國と日本の全權此取極書を英文蘭文及び和文に綴り各五通宛書記し調印せり。右の中英文を原文とすべし

元治元年九月二十二日

（西曆千八百六十四年十月二十二日）

酒　井　飛　彈　守

英國特派全權公使

ハゼルフォルド・アールコツク

佛國全權公使

レ　オ　ン、ロ　セ　ス

米國辨理公使

ロベルト、エッチ、プライン

和蘭總領事兼公使　ド、デ、ガラーム、ファン、ボルスブルーク

（註、米合衆國政府は千八百八十三年（明治十六年四月十九日）上下兩院の決議を以て兩國交際の友誼を表彰する爲め右分配金七十八萬五千弗八十七仙を日本に還贈した）

三〇　各國公使京都に迫る

各國公使京都に迫る

然るにこの時、各國公使は幕府と結んだ條約の京都皇帝の批准を經なければ、その障害が少くないのに鑑みて、從來屢々上書してその事を論じたが、例に依つて幕府は曖昧なる態度を以て要領を得させないので、各國公使は京都に至つて直接奏請するの將を固め、幕府の留むるを聽かず、各國軍艦に分乘して慶應元年九月十七日兵庫に到り、大阪、兵庫の先期開港及び條約勅許を促した。

先期開港條約勅許

折柄將軍始め幕閣の人々京都に在り、阿部豐後守專らこれが衝に當つて二十九日を決答の期日と定めた所、豐後守が期日に先立つて開港することを約束したといふ風說が朝廷に聞えたので、朝廷は憤つて豐後守及び松前伊豆守の官位を召上げ國許謹、の勅書を下されたから、この前例なき朝廷の態度に將軍始め大いに驚愕し且つ憤り、今防長處分の事、外國の事急なる時に將權を剝奪されて天下の政何を以て爲すを得んや、この上は速に將軍の職を辭し、關東に歸るに如かずと、辭職讓位、條約勅許を請ふの二文を草してこれを朝廷に上つた。

一橋慶喜

翌朝將軍一行京都を發つや、途に一橋、尾張の二公及び會桑の兩侯これを擁して、勅許を待たずして東歸するの不可を說き、進退兩全の處置を計ることを强諫したので、將軍は再び二條城に入つたが、病を發して朝する能はず、よつて一橋慶喜將軍名代となつて參內し、必死の覺悟を以て夜を徹して鎖攘を唱へる公卿等

と論爭した結果、曉に及んで漸く左の勅許が降つた。

條約之儀御許容被爲在候間至當之處置可致事。是迄之條約面品々不都合之廉有之不應叡慮候ニ付新ニ取調諸藩衆議之上御取極可相成事。兵庫港之儀ハ被止候事

三一 英公使の憤激

やがて決答の期日至つたので松平伯耆守、山口駿河守が兵庫に赴き先づ英公使パークスに面會して右の勅書を示した所、パークスは烈火の如く怒り、今更條約勅許とは何事である、我々は前年既に條約を結んでゐるではないか、不都合の點あれば再議の時に付してもよいであらう、然るに兵庫開港を差止めるとは是れ條約違反である。貴下等が勅書といつて斯くの如く貴重するからは、日本には大君に勝る權力ある者があるに違ひない。余は最早貴下等には用はないから、直接日本の國權を司る所へ案內されたい、印璽もない紙に書いたものをどうして信ずることができようかと、怒りに任せて勅書を引裂いて抛棄した。

三二 佛公使の斡旋で漸く談判成立

兩使は辛うじてパークスを宥めて、轉じて佛艦に至つてロセスに會ひ、勅書の趣を示した上、國內の事情を述べて各國軍艦の一日も速かに兵庫を去ることを切に望んだ。これを聞いたロセスは別に驚かず、貴下のいふ所は尤もと思ふが、英公使は豫てから日本皇帝に面謁せんと欲してゐるから、恐らく快諾するとは思はれない。然し自分の考へる所では、國事多難の秋この地に於ては事を盡し得ないが、大君は既に兵庫開港の事を承諾し是からは悉く江戶に在る閣議に任じてあるから、公使等は江戶に於て談判されたい、京都皇帝へは外國事情を必ず能く告げ置くべしとの文意を認め、各老連署するならば、余はその書翰を證據として今夜

にも各國公使を說いて明日には速に退帆する樣取計らふべしと忠告した。兩使はロセスの言に從つて早速その通の書翰を與へたから、佛公使は各公使を說き廻つて、約の如くその翌日各國軍艦は横濱に向つて退帆した。その後栗本瀬兵衛が横濱に遣され、各國公使と折衝の末、首尾よく先期開港の約を廢して、條約通りの定期開港の談判を成し遂げた。

栗本瀬兵衛

三三　改税約書

改税約書

慶應二年五月十三日、英佛米蘭四國公使と江戸に於て改税約書を締結し、各通に夫々四公使連名調印した。日本側全權水野和泉守であつた。

水野和泉守

改税約書

日本安政五戊午（西洋千八百五十八年）日本政府と大貌利太泥亞、佛蘭西、阿米利加合衆國、荷蘭四箇國と取結し條約に添へたる交易規則第七則に定め置きし通り其輸入輸出の運上目錄を改むべき旨右四箇條の名代人夫々の政府より一樣の命令を受け且又日本慶應元年乙丑十月（西洋千八百六十五年第十一月）四箇國の名代人大阪に赴きし折日本政府より輸入輸出の諸品都て價五分の運上を基本とし右運上目錄を猶豫なく改むべき趣を約束し將日本政府は外國との交易を盛んにし和親の交際益篤からん事を欲するの證を顯はさんが爲め日本外國事務老中水野和泉守殿、大貌利太泥亞の名代人ミル、ハルリー、エス、パークス、佛蘭西の名代人モッシュル、レオン、ロセス、亞米利加合衆國の名代人エ、エル、シ、ポルトマン、エスクワイル、荷蘭の名代人モッシュエル、ド、デ、ガラーフ、ファン、ポルスブルック合議の上左の十二條を決定せり。

第一條　各政府の名代として此度約書を議定せし全權は此約書に添たる運上目錄を採用し各政府の臣民堅く之を遵奉すべき事とせり。其運上目錄は日本と右四箇國と取結びたる條約に添たる元の運上目錄に代るの

みならず又日本政府と大貌利太泥亞、佛蘭西、亞米利加合衆國政府と是迄度々取結びたる右運上目錄に關係せる別紙にも代れるものとす。右新運上目錄取行ふ事神奈川に於ては日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より長崎箱館に於ては同六月廿一日（第八月一日）よりとす

第二條　此度の約書に添たる運上目錄は調印の日より日本と右四箇國と取結びたる條約の內に併せたれば日本壬申年中（西洋千八百七十二年第七月一日）に至り改むべしと雖も茶生絲運上の分は此度の約書調印より二箇年の後雙方の內何れの方よりなりとも六箇月前に告知し前三箇年中平均相場の五分に基き之を改る事を求むべし。又材木の運上は此度の約書調印より六箇月後に告知して時相場に從ひ運上を納る事を改めて品物に從ひ運上高を定むる事を得べし

第三條　此條約に添たる交易規則の第六則に從ひ是迄取立來れる免狀料は此度より相廢せり。尤荷物陸揚船積に付ての免狀は是迄通りたるべしと雖も以後は其謝銀を出す事なかるべし

第四條　神奈川に於て日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）長崎箱館に於て日本より日本政府輸入する者の求に應じ運上を納る事なく其輸入品を藏に入置く用意を爲すべし。日本政府にて其品を預り置く向は盜難並に風雨の損害なき樣引受くべし。尤火難は政府にて引受けずと雖も外國商人共右荷物火難の受合十分出來得べき樣堅固の土藏を建つべし。就ては荷物を輸入する人又は荷主之を藏より引取らんとする時は運上目錄の通りの運上を拂ふべし。其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納むる及ばず。荷物を引取る節は何れも藏敷を拂ふべし。右藏敷高並に貸藏取扱向規則は雙方相談の上議定すべし

第五條　日本の產物は運送の陸路水路修復の爲め諸商賣に付て取立る通例の運上の外は別に運送運上を納むる事なく日本の內何れの地よりも外國貿易の爲め開きたる各港へ運送する事勝手たるべし

第六條　日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用すべしと取極めたる箇條に從ひ是迄日本運上所にて墨是哥ドルラルを以て運上を納る時は壹分銀の量目に比較しドルラル百枚を壹分銀三百十一箇の割合を以て請取來れり。然る所日本政府に於ては右仕來を改め總て外國の貨幣日本の貨幣と引替へる事に障りなき樣にし又日本通用の貨幣を不足なき樣にし交易を便利にせん事を欲するにより日本金銀吹立所を盛大にせん事を既に決せり。然る上は日本人又は外國人より差出すべき總ての外國金銀貨幣並地金は日本貨幣に吹替へ其諸雜費を差引き其質の眞位を以て其爲め定めたる場所に於て引替んとす。此處置を行ふ爲日本と條約を結びし各國は其條約に書載せたる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事緊急なれば右箇條を改むる樣日本政府より申談じ承諾の上日本來丁卯年十一月中（西洋千八百六十八年第一月一日）より其處置を行ふべし。吹替の雜費として取立つべき高の割合は向後雙方の全權協議の上定むべし

第七條　運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人並小遣等雇方に付開港場に於て是迄、出でたる不都合を除かんために各開港場の奉行速に外國のコンシュルと談判に及び雙方協議の上右の不都合決して無之樣規則を立て交易の道及各人の所務を可成丈容易くし且安全ならしむる樣雙方爲に議定せり。右規則の中には各港に於て外國人荷物陸揚船積の爲めに用ふる波止場の內にて荷物雨露に損せざる樣小屋掛を作る事を書入るべし

第八條　日本人身分に拘らず日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を送るべき各種の帆前船蒸汽船共買入る事勝手たるべし。尤軍艦は日本政府の免許なければ買入る事を得ず。日本人買入れたる諸外國船は蒸汽船は一噸に付一分銀三箇帆前船は一噸に付一分銀一箇の運上を定通り相納る時は日本の船として船籍に書載すべし。尤其船の噸數を定むる爲め日本長官の需に應じ其筋のコンシュルより日本國の船目錄の寫を相

示し其眞を證すべし

第九條　日本と右四箇國と取結びたる條約且日本政府の使節日本文久二年壬戌五月九日（西洋千八百六十二年六月六日）大貌利太泥亞政府へ送れる覺書及同閏八月十三日（第十月六日）佛蘭西政府へ送れる覺書へ載せたる別約に從ひ日本人と外國人と交易又は交通する事の妨を全く除くべき趣を以て日本政府より既に觸書を發したり。就ては日本諸商人政府役人と立合なく相對に日本の開港場及び此約書中第十條に載せたる仕方にて海外へ出づる許しを得れば各外國に於ても外國商人と交易する事勝手たるべく尤日本商人通例商賣に付て取立てる運上より餘分は日本政府に收むる事なし。且諸大名並に其使用する人々現在取締の規則を守り定通りの運上を納る時は日本役人の立合なく諸外國又は日本の諸開港場に赴き其場所にて交易する事右同樣勝手次第たるべし

第十條　日本人身分に拘らず日本の開港場又各外國の港々より日本の開港場又は各外國の港々に赴くべき日本人所持の船又は條約濟外國船にて荷物を積入る事勝手たるべし。且既に日本慶應二年丙寅四月九日（西洋千八百六十六年第五月廿三日）日本政府より觸書を以て布告せし如く其筋より政府の印章を得れば修行又は商賣する爲め各外國に赴く事並に日本と親睦なる各外國の船中に於て諸船の職事を務むる事故障なし。外國人雇置く日本人海外へ出づる時は開港場の奉行へ願出で政府の印章を得る事妨なし

第十一條　日本政府は外國交易の爲め開きたる各港最寄船々の出入安全のため燈明臺浮木瀬印木等を備ふべし

第十二條　此約書取行ふ以前雙方政府許允の沙汰を待つには及ばざる故日本慶應二年丙寅五月十九日（西洋千八百六十六年第七月一日）より取行ふべし。右約書を政府許允の上は雙方全權其段互に通達すべし。右通達の書は雙方君主保證（批准交換の事をいふ）の代りとす。此證據として前文全權此約書に名を記し調印せり。日

本慶應二年丙寅五月十三日（西洋千八百六十六年第六月廿五日）江戸に於て雙方全權各其國語を以て之を記せり

（署名略）

運上目錄

輸入出品第一種（略）

運上目錄

輸出品第一種　（略）

規　則

第一則　輸入目錄に載せざる品は輸出目錄に載する事あり共之に隨つて税を納むべからず。元値に隨つて税を納むべし。輸出目錄に載せざる品も右同樣たるべし

第二則　日本に在留せる外國人及び外國船の乘組人又旅客に自己の入用に足れる丈は輸出目錄に載せたる穀物並に粉を買入るゝ事を許すべし。尤右穀物並に粉を外國船に積込まんとする以前に通例の通運上所より船積の免許狀を得る事を必用とす

第三則　此税則に載する所の日本一斤（則百六十目）は英吉利アホイルヂユボイツ貫目一ポンド及三分一に當り一ヤールド（日本曲尺三尺餘）は英吉利尺度三フートに當り一分（目方二文目三分）は日本の銀貨にして其重さトロイ貫目百三十四ゲレインに下らず。其質は紙銀の九分に下らず。其交ぜ物は一分より多からざるべし。壹分以下の數は一分を百分にせし算勘なり

（署名同斷、略）

運上目錄

長州征伐の大失敗
俗論黨
福原越後
第二次長州征伐
薩摩長州に款を通ず
小栗上野介
家茂歿す

三四　長州征伐の大失敗

四國軍艦が兵庫を去つて幕府の征長の師が進められた。この時長州は内外兩度の戰に敗れて意氣沮喪してゐたから俗論黨の主張が通り、福原越後等を屠腹せしめて罪を待ち頗る恭順の態度を示したので、征討總督尾張大納言も滿足して軍を還したが、會、桑二藩及び幕吏はその處分の寛大に過ぎるを憤り、再び征長の師を起すことになつた。

然しこの第二次長州征伐は長州を極端に憎惡する親藩と幕吏の獨行に出た無名の師であるから、第一に當の長州全藩を憤激と敵意に燃え立たせたのみならず、既に公武合體の非を悟つた薩摩は始めより之に加らず、而も長州と密に款を通じ、從軍の諸藩も全然傍觀的態度を執つたので、無條件屈服を豫期してゐた幕軍は長州軍の猛烈な邀撃に會ひ連戰連敗の爲體で征討どころか防禦の地位に立つに到つた。

この時關東に於ては小栗上野介（幼名は又一豐後守と稱す名は忠順。能く財務に通曉し尤も西洋の技術學問を尊信す。講武所に兵學傳習に開成所に海軍所に力を用ひざる無く横須賀造船所の如き創始の事は全く其意匠に出ず。幕府の末に當り勘定奉行に擧げられ陸海軍奉行を兼ぬ。明治元年閏四月六日官軍の爲に戮せらる。）が、從來幕府に好意を寄せてゐた佛公使に計り、佛國より軍艦、貨幣を借り受けて先づ長州を潰滅し薩摩の強を挫いて諸大藩に及び、その封土を削つて郡縣の制を布かんと佛國に依頼する所あつたが、恰も佛國は獨逸と戰端を開いた時であつたから、この依頼を謝絶し、こゝに幕府回天の策空しく破れて、周章狼狽殆んど爲す所を知らない有樣であつた。折柄將軍家茂病を發して歿し、慶喜十五代將軍となつて諸軍を督したが、前將軍他界の秘密が漏れると、九州の各藩は各々兵を引いて歸國したから、幕府は進退谷り如何ともするを得ない所へ、征長見合の勅命下り、幕府は之を機會に未だ防長處置を見ずして兵を引上げ、一時その破

縦を辛くも免れることができた。

白國修好條約
菊地伊豫守
星野備中守
オウギユステ、ト、キント

三五 白國修好條約

慶應二年六月二十一日江戸に於て白耳義國と修好通商及航海條約二十三條と貿易定則七則を締結した。日本全權は菊地伊豫守、星野備中守、大久保筑後守、白國全權はオウギユステ、ト、キントであつた。條文は他國の夫と殆ど同文で、神奈川、長崎、箱館の港及び町は本條約施行の日たる同年十一月二十六日より開かれる事が約された。而して批准書交換は同じく江戸で翌三年八月十三日に行はれた。

尙ほ二年八月二十六日には同じく江戸に於て、前出英佛米蘭四國と取結んだ改稅約書に準ずる爲め該約書と略ぼ同文の附屬約書十一條が前記菊地、星野及びキントによつて調印され、翌三年八月九日付を以て兩國君主許允の旨を互に通達した。

伊國修好條約
柴田日向守
朝比奈甲斐守
牛込忠左衛門
ウイクトル・アルミンジョン
附屬約書

三六 伊國修好條約

慶應二年七月十六日江戸に於て日伊修好通商條約二十三條及び貿易定則六則が締結され、日本側は柴田日向守、朝比奈甲斐守、牛込忠左衛門、伊太利側はウイクトル・アルミンジョンこれに調印した。而して同年十一月二十六日を以て條約施行日と定め當日神奈川、長崎、箱館の港市開放が約された。尙ほ十一條の附屬約書も本條約と同時に調印された。

丁國修好條約

三七 丁國修好條約

二年十二月七日、丁抹國との間に修好通商及航海條約二十三條、貿易定則六則及び副條約十一條が締結さ

柴田日向守
栗本安藝守
大久保帶刀
ポルスブルック

條約の履行
孝明天皇御崩御

英佛兩公使の引見
兵庫開港勅許の奏請

御前會議

政權の返上

れ、柴田日向守、栗本安藝守、大久保帶刀とポルスブルックが之に調印した。前記三港は本條約施行の日たる慶應二年五月二十九日より開かれることが約された。批准書交換は同三年九月四日、調印共に江戸に於て行はれた。

以上白伊丁三國は何れも新締盟國である。

三八　條約の履行

ペルリの浦賀渡來以來大方ならず宸襟を惱ませられた孝明天皇は畏くも慶應二年十二月二十五日崩御遊ばされ、翌三年正月御年十六歲にて明治天皇御踐祚あらせられた。

既にして兵庫開港の期日も迫り、外國公使等は例の如く頻りにその準備を促した。新將軍慶喜は就職の始めから最も外交に注目する所あり、此度こそ期日通り開港を許さなかつたならば、如何なる紛議を釀すやも計られずと考へ、彼に先んじて英佛兩公使を引見して親善の意を表し、然る後朝廷に上書して兵庫開港勅許の奏請をなした。

よつて朝廷は尾張大納言以下諸侯を召して之を議せしめんとしたが、病に托して君命に應ずるもの少く、三月薩越土及び宇和島の四侯は前後上京して慶喜に見え、長防の處分は諸侯の向背に迷る所であるから、宜しく兵庫開港に先立つて之を決定せらるべしと主張した。かくて五月二十三日、御前會議は開かれ、長州藩の處分は寬大にすべき事、時勢不得止兵庫を開く事を許すの勅諚が下され、玆に始めて條約面記載の事項は盡く履行されることになつた。

三九　政權の返上

山内容堂

討幕密勅

大政奉還

然るに獨り島津久光は後日異議を唱へんが爲めに、この會議に出席しなかつたが、右の勅書に四藩同意の語のあるを見て、これ慶喜の朝廷に傲訴する所なりと、その不信を怒つて歸國してしまつた。この意外なる島津の行動に驚いた土佐の山内容堂（名は豐信、幼字は輝衛後ち兵庫助と稱し容堂と改む、嘉永三年從四位下土佐守に敍任せられ五年侍從に任ぜらる元治元年從四位上に敍せられ左近衛少將に任ぜらる。元治三年重臣を遣はし幕府をして大權を朝廷に奉還し以て皇威を四表に耀かさんことを請ふ是に依つて將軍解職す　明治元年夏從二位に敍せられ中納言に任ぜらる翌二年正二位に敍せられしが同五年六月廿一日病みて薨ず享年四十六。）は、最近薩摩の態度の怪しいことから見て、討幕密勅の如きものが、薩長二藩に下つてゐるのでなからうかと早くも推察し、今は一日も猶豫すべきではないと大政奉還の議を將軍に上つた。將軍に於ても天下の大勢を察してその止むを得ざるを知り、終に意を決して十月十四日政權返上の奏聞書を闕下に奉呈した。實にこの日こそ薩長藝三藩の盟約成り、討幕の密勅の下された當日であつたのである。

幕府既に大政を返上して朝廷之を嘉納されて政令一途に歸したが、この變革を聞いた外國公使等は、その適從する所に迷ひ再三幕府に質問を發したので、慶喜は英佛米蘭普伊の六國公使を大防に引見し、左の如く聲明した。

余既に條約の條規は盡く履行したり。故に此上名譽を失ふ事なく各國の利益を扶け、漸次全國の衆論を以て我國の政體を定むる迄は、條約を履み各國と約せし諸件は一々之を行ひ、始終の交際を全くする事余が任にあることを諒せられんことを。

挨拶が濟むと、慶喜はそれまでの國君の儀容を廢して極めて打解けた態度で、英佛蘭の各公使に從來の厚誼を謝し、猶ほこの後も必要の場合には何時でも接見するから遠慮なく來られるがよいと、未だ百事整はない新政府と各國との間に立つて仲介の勞を取る意を表したが、これは幕末の美事と稱せられてゐる。

江連加賀守

然るにこの時、慶喜の意に反して鳥羽、伏見の戰が起つたが、戰に先だつて、飽くまで日本全土の安寧を慮つて彼は、從來兎角佛國が幕府を援助し、英國が薩長に款を通ずる傾向のあるを察して、若し外國干渉の端をこゝに發したなら將來如何なる禍根となるやも測られないので、各國公使に書面を送り、各國人民嚴重に條約を守つて兵器、軍艦等を私に賣ることのない様に希望した。

四〇　露國新定約書

これより先、慶應三年十一月二十八日、江戸に於て左の如き新定約書が露國との間に締結され調印交換を了した。

魯西亞國新定約書

日本政府魯西亞政府と交易の業を便利にせんため日本安政戊午年七月十一日魯西亞千八百五十八年第八月七日江戸に於て取結びし條約の中並に是に添へたる運上目錄を改めんことを要用と察しこれがため兩國政府は約書取替せるために互に全權を命じたり。則日本政府は外國奉行江連加賀守魯西亞政府はコンスルコルレンジスキイ、ソウエツニク、エウゲニー、ビユツオフに委任し右の全權互に協議の上左の條々を決定せり。

第一條　此新定約書に添へたる輸出輸入運上目錄は此約書調印の日より取行ふべし。日本安政五戊午年魯西亞千八百五十八年取結びたる條約に添へたる目錄並に其後取極めたる廉々も都て是を以て廢すべし。

第二條　新目錄は日本安政五戊午年魯西亞千八百五十八年取結びたる條約に載する如く堅く是を遵奉すべし。來る日本壬申年中西洋千八百七十二年第七月一日に至り改むべしと雖茶生絲の分は此約書調印の日より六ケ月後雙方の內何れの方よりたりとも告知して前三ケ年中右貨物の價平均相場の五分に基き是を改むる事を求むべし。

第三條　日本安政五戊午年魯西亞千八百五十八年の條約に添へたる規則書の第六條に定めたる各免狀の稅は向後廢すべし。尤荷物陸揚船積の免許狀は是迄通りたるべしといへども以後は其謝銀を出す事なかるべし。

第四條　日本政府は其國內開きたる港々に於いて商人の求に應じ輸入の時運上を納めずして其品物を預り置くべき貸納屋を取建つべし。荷物を貸納屋に預け置く間は右荷物の安全は日本政府にて引請くべし。尤火難は政府にて引請けずと雖外國商人社中にて火難の受合十分出來すべき樣に取建つべし。

荷物を輸入せし人或は荷主是を藏より引取らんと欲する時は運上目錄に定めたる通りの運上を拂ふべしといへども右の品を其港より再び輸出せんと望む時は輸入稅を相納めざる理あるべし。藏敷は藏より荷物を取出す時取立つべし。敷料高並に貸藏取扱向の儀は雙方相談の上取極むべし。

第五條　總て日本の產物は其國內何れの場所よりたりとも開きたる港へ運送する事勝手たるべし。諸商人より陸路水路修復のため取立てる通例の入費の外運送運上を取立つべからず。

第六條　是迄日本國中に外國の貨幣通用の差支を除かんと欲して日本安政五戊午年魯西亞千八百五十九年日本と魯西亞と取結びし條約第十三條に隨つて日本政府は新に貨幣を造るの要用なる改革を取敢ず致すべし。其後日本の吹立所其外開きたる港並に開きたる市に於て其爲め定められたる場所に於て外國人并に日本人より身分に拘らず都て外國の貨幣并に金銀の地金は吹替入用差引き日本貨幣同量同種の眞位を以て引替ゆべし。右の引替料は兩國政府議定の上取極むべし。日本政府に於て右の處置は此約書調印の日より一ヶ年に後れざるべし。然し其前用意整ひし時は期限に拘らず施行すべし。且其時に至り日本國中へ布告すべし。

第七條　運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び小船或は人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄生ぜし難事并に不都合を除かんが爲めに各開港場の奉行に任じ速にコンシュルと談判を遂げ雙方承諾の上右難事并に不都

合これなき樣要用なる規則を設け交易の道並に各人の所務をなるべきだけ便利にすべし。其規則の內には開きたる港々にて陸揚船積する荷物のため波止場において雨露に損ぜざる樣小屋掛を取建つべき事を書入るべし。

第八條　日本人身分に拘らず日本開港場又は海外において旅客又は荷物を送るべき各種の帆前船蒸汽船とも買入る事勝手たるべし。尤軍艦は日本政府の免許なければ買入ることを得ず。日本人魯西亞より買上げたる船に國旗を引揭るの免許狀を請け得るため蒸汽船は一噸に付壹分銀三箇帆前船は一噸に付壹分銀一箇の運上を納むべし。尤買上げたる船の噸數を定むるため日本長官の需に應じコンシユルは魯國の船籍に基きて定め其眞を證すべし。

第九條　總て日本の諸商人政府役人の立合なくして日本開港場のみならず此約書中第十條に載せたる規則に隨ひ日本政府より海外へ出づる免許請けたる上は魯西亞へも至り同國商人と勝手に交易をなすべし。尤日本人魯西亞人へ交易をなす運上は日本商人とも通例運上より餘分は納むる事なし。諸大名並に其使用する人々も右同樣規則に從ひ魯西亞或は日本開港場に赴き其場所に於て日本役人の立合なくして魯西亞商人と勝手に商賣を遂ぐるの理あるべし。尤現在取締の規則を守り且定め通りの運上を納むべし。

第十條　日本人自分の荷物を日本開港場或は魯西亞より日本人へ屬せる船又は魯西亞に屬せる船にて輸出し送る事勝手たるべし。

右の外既に日本慶應二年丙寅四月九日魚西亞千八百六十六年第五月十一日日本政府の布告せる趣意に從ひ其筋より政府の印章を得たる上は學術傳習の爲め或は商賣を營むため魯國へ赴く事を日本國人へ許せり。且日本國人は魯國の船に於て諸般の職務を勤むるため雇はるゝ事故障なし。魯西亞人雇ひ置く日本人は海外へ出づることを願ひ出づる時は政府の印章を各開港場の奉行より請取る事妨げなし。

第十一條　日本政府は航海の危難を除かんために燈明臺幷に浮木標木等を開きたる各港最寄へ設くべし。

第十二條　此約書は調印の日より採行すべし。右約書を兩國政府にて決定の上左に書面にてこの旨を告知すべし。右書面の取替せは雙方君主へ保證に代るべし。此約書は互に二通づゝ國語を以て書し雙方全權名を記し調印し今一通宛を交換せり。右は日本慶應三丁卯年十一月二十八日魯西亞千八百六十七年十二月十一日江戸に於て取替すものなり。

江連加賀守

ビューツォフ

第二節　明治外交の新生

一　王政復古を各國公使に告ぐ

明治元年正月十日、朝廷は政體變革の事由を各國公使に知らしめるため、東久世通禧を兵庫に遣し、折柄滯在中の各國公使に左の詔勅を賜ひ、自今、外交文書には「大君」の稱を廢して「天皇」の稱を用ふべきことを宣言された。

日本國天皇告各國帝王及其臣人。嚮者將軍德川慶喜請歸政權。制、之、內外政事親裁之。乃、從前條約用大君名稱。自今而後當換以天皇稱。而各國交換之職專命有司等。各國公使諒知斯旨。

慶應四年戊辰正月十日　　御名御璽

王政復古を各國公使に告ぐ

東久世通禧

「大君」の稱を廢す

二　海外各國と和親條約を結ぶ

次いで四月十五日、この度海外各國に對して和親の國是を定めたるを以て、上下一般疑惑を生ぜず一致協力國威を發揚すべき旨の布告を發せられた。

外國の儀ハ先帝多年之宸憂ニ被爲在候處幕府從來ノ失策之失錯ニヨリ因循年月ニ在リ候折柄世態大ニ一變シ大勢誠に不被爲得已。此度朝議之上斷然和親條約被爲取結候。就テハ上下一致疎惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充實シ國威ヲ海外萬國に光耀セシメ祖宗先帝之神靈ニ對答可被遊叡慮ニ候間天下、藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勉勵可有之候事

但是迄於幕府取結候條約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被爲在候。猶外國交際之儀ハ宇內之公法ヲ以取扱可有之候間此段相心得可申候事

猶ほ翌十六日附を以て山階宮嘉彰親王より各國公使に對しては、從來の條約は總て遵守すべき事及び外國縣總督に就任の挨拶を兼ねた左の書翰を交附せられた。

今般天皇自ラ條約取結候ニ付テハ以來是迄之通之條約總テ遵守可致旨蒙勅命候且又拙者外國縣總督ニテ三條中納言東久世少將伊達伊豫守等右之副ニ相成候此段爲御前知申入候以上

正月　　　　　　　　　　　　二品親王嘉彰

何　公　使

何々閣下

三　和親の實を示すため各國公使を引見す

海外諸國と和親條約を結ぶ

山階宮嘉彰親王

各國公使を引見す

東久世通禧

前出十五日の布告にも不拘、猶ほ攘夷を主張し外人を禽獣視する諸藩士跡を絶たず、正月十一日には備前藩士兵庫に於て佛國水兵に發砲し、二月十五日には土佐藩士また堺に於て佛國の士官及び水兵に對して發砲し、その都度累を當局に及ぼした。新政府成つて斯くの如く外人に暴行を加へるもの多くては、何等如何なる事變を外國との間に構へるに至るやも測られないので、廟議のある所を知らしめんがため、茲に外使接見の議が起り二月十四日醍醐大納言、東久世通禧（幼名保丸、號は竹亭、二四九三年に生る。少壯の公卿等と共に尊王攘夷を唱へ、文久三年には三條實美等と共に西下（七卿落）した。歸洛して明治元年官軍東征の參謀に任ぜられ、諸官を經て侍從長となる。次で元老院副議長、樞密顧問官、貴族院副議長、樞密院副議長に歷任從一位勳一等伯爵に陞叙され、二五七二年に薨ず）を大阪に遣して、西本願寺に於て諸公使に面接し、近日天皇親しく各國公使を召して謁を賜はるべき旨を傳へしめたこれに就て同月十七日、左の樣な布告が各藩に達せられた。

先般（註正月十五日の布告を指す）外國御交際ノ儀叡慮ノ旨被仰出候ニ付テハ萬國普通ノ次第ヲ以各國公使等御取扱ヒ爲在候。然ル處此度御親征被仰出不日御出輦被爲遊候ニ付テハ御餘日モ無之御事ニ付各國公使急々參朝被仰付候ニ付此段可相達被仰出候事

尙ほ參考のため十四日の大阪西本願寺に於ける各國公使との應接の始末を次に採錄する。

當日の會見は午半の刻より申の刻（一時―四時）迄に及び、特使醍醐大納言、東久世前少將、宇和島少將の他、外國事務掛及び諸藩家老も席に列つた。

一東久世發話我日本政體復古シ、帝自ラ政權ヲ握シ外國交際モ一切朝廷ニテ曳請裁、可致旨意ハ過日兵庫ニ於テ布告セシ如ク相違アルヿナシ（註正月十日御親裁の國書を指す）

此節外國事務局建立シ交易通商一切ノ諸事件悉ク外國事務官ノ裁決ニアルヲ以テ今日改テ朝廷守護ノ列

藩ト共ニ各國公使ニ會同シ此盟約ヲ定ム。自後普ク日本人民ト外國人民トノ交際厚ク誠實ヲ盡シ互ニ疑惑ナキヲ以テ主意トナサン。故ニ大小ノ事件外國ニ關係スルノ務ハ外國事務局ノ專任ナルヲ以テ我等ニ就テ帝ニ建言スルヲ要ス。

各國公使舊先般兵庫ニテ布告アリシ其證明白ニシテ今日改テ列藩會議シ普ク政令ヲ下シ兩國ノ人民ノ爲メ廣ク信睦ヲ求メ互ニ誠實ヲ旨トナスハ我各國ニ於テモ兼々謁望セシ處ニシテ感悅ノ至ニ堪エズ。

自今朝廷帝ヲ以テ日本ノ主府ト仰ギ萬事其政令ヲ奉ゼントス。

一又曰此度萬國ト我ガ帝ト條約ヲ改メシ上ハ各國公使ニ帝自ラ對面シ盟約ヲ立テン。故ニ不日上京アルベキ旨各國公使ヘ可申入帝ノ命ヲ奉ジ候

公使曰恐入候談合ノ上明後日否可申上

一又曰當今戰爭ノ後ハ京攝及ビ諸所ニ鎭撫ノ師ヲ出シ過半其政令行ハレ既ニ各國ノ諸侯ヲシテ德川慶喜征討ノ師京ヲ發セシ上ハ不日ニ其成功アルベキハ勿論ナリ。自ラ横濱箱館在住ノ場所ハ朝廷ノ官吏ヨリ人民安堵ノ令ヲ下スベシ。則慶喜ヲ討伐ノ師既ニ京師ヲ發セシ上ハ關東ノ形勢安心ナリガタシ。若シ早ク帝ニ拜謁スル事能ハズンバ速ニ浪華ヲ去リ横濱ニアル人民ノ爲メニ彼地ヲ鎭靜セン事ヲ欲ス

一又曰明日中ニハ上京ノ日限申來ルベク夫マデ滯阪シ其上進退セラルベシ

公使曰帝ニ謁スル期限ノ日數ヲ確定シ以テ此事ヲ約セン

一又曰今日必相分ルベシト雖彌確定スルハ明十五日ト定ムベシ

然ラバ明後十六日十字ノ朝米國公使館ニ於テ再會シ各般ノ諸事件ヲ約定セン

四 外國交際の議を決す

二月十五日・外國交際の議を決せる旨の達が發せられた。

方今外國之事情御洞察被遊候處・世態變革一朝之議ニ無之被知候。隨テハ列藩建言之次第モ有之候條・建言之通御決定之思召候間爲見被下候事

右建白書は同月七日、越前宰相、土佐前少將、長門少將・薩摩少將・安藝新少將・細川左京大夫連署を以て呈出されたるもので次にその全文を掲げる。

〽臣等謹ンデ案ズルニ古之能ク天下ノ大事ヲ定メ候者ハ必先天下ノ大勢ヲ觀テ・按急機ニ從ヒ處置宜得候故ニ、唯功德ノ一時ニ光被スルノミナラズ、萬世不拔ノ業是ニ於テ相立候。今也皇上始テ大統ヲ繼ガセ給ヒ御政權復一ニ歸シ・凡百ノ宿弊モ更始一新シ天下萬姓目ヲ拭ヒ治ヲ望ムノ秋也。即在朝ノ百臣自ラ奮發シ內ハ皇上ノ御德化ヲ輔ケ奉リ・外ハ皇威ヲ萬國ニ張リ・臣子ノ分ヲ盡サン事ヲ欲ス。就中今日ノ急務ハ皇國ト外國トノ交際ヲ講明セズシテ不協儀ニ奉存候。近頃朝廷始テ外國事務ノ官職ヲ設ケラレ其人ヲ御選擧遊サレ・專ラ御力ヲ盡サレ候ハ天下ノ人ヲシテ方向スル所ヲ知ラシメ給ハントノ御趣意ニテ、皇威ヲ萬國ニ赫耀セシメ候ハ此時ニ可有之ト不堪感銘奉存候。乍併古語ニモ人心不同ハ面ノ如シト申候テ、在上在下ノ人未ダ各々區々ノ議ヲ執テ疑念ナキコト能ハズ。

又或ハ漢土人ノ如ク自ラ尊大ニシテ外國人ヲ禽獸ノ如ク蔑視シ、終ニハ彼ニ打負ケ却テ驅使セラレ候樣ニ相成候覆轍ヲ践ムニ至ルベキ歟ト甚憂慮仕候。依テ熟考仕候處今日ノ先務ハ上下協同一致シ宇內ノ形勢ヲ辨ジ皇國一大革シテ開業スベキ所以ノ方向確定スベキ儀第一ト奉存候。是迄皇國ハ一方ニ孤立シ世界ノ事情ニ不達、只愉安ヲ以テ志トシ荏苒衰微ヲ致シ彼ガ爲ニ制セラルベキ次第ニ至候ト、各國ニ航行シ、善ヲ包取氣運日々ニ開ケ、政治、文明、兵食充備シ天下ニ縱橫致候ト比較致候得バ、盛衰ノ經由モ判然ト相分リ可申哉ト奉存候。膺懲ノ重典モ無クテ不協議ニハ候へ共、控御ノ術其方ヲ得候ヘバ遠人モ懷中服シ候

外國と和親の聖旨を體し王事に勤勞せしむ

道理ニテ、尤モ無罪ノ人ヲ膺懲致候譯ニ無之候。中古朝廷ニテモ玄蕃ノ官ヲ置カセ給ヒ、鴻臚館ヲ建テサセラレ遠人ヲ御綏服被成候コトモ相見エ居リ、其後天正慶長ノ間ニハ蠻夷ドモ西國ニ渡來交易致シ候。若其來港不致節ハ大將軍ヨリ書翰ヲ以テ　サレ、猶モ遲緩ニ及候時ニハ此方ヨリ大軍ヲ發シ攻擊ニ可及ナゾト申遣シ候儀モ有之候處、島原ノ一亂已來始テ幕府ヨリ鎖國ノ令有之候。乍併漢土和蘭ニ於テハ猶交易差許候得バ一切ニ外國人ハ攘ヒ斥ケ候ト申譯ニハ更ニ無之候處、近年攘夷ノ論盛ニ相起リ諸侯ノ內偶攘斥致シ候モ有之候ヘ共、素ヨリ一藩ノ力ヲ以テ不可爲ハ論ズルニ足ラズ。且先年幕府ヨリ十年ヲ期シテ成功ヲ奏シ可申杯ト申上候ハ、陽ニ其名ヲ假リ陰ニ其私ヲ行ヒ候詐術ニテ、先帝日夜御苦慮被爲遊候御儀トハ同年之論ニハ無之ト奉存候。然レバ今日皇國ノ衰運ヲ挽回シ皇威ヲ海外ニ光耀シ候儀ハ、萬々一刀兩斷之朝裁ヲ以テ井蛙管見ノ僻論ヲ去リ、先ヅ在廷樞要ノ御方々ヨリ豁眼ニ被爲成上下同心シテ交際之道無ニ念開セラレ、彼ガ長ヲ取リ我ガ短ヲ補シ、萬世ノ大基提相据ラレ候樣奉專禱候。仰ギ願ハクバ皇上ノ御英斷能ク天下ノ大勢ヲ御觀察被爲遊、是迄犬羊戎狄ト相唱候愚論ヲ去リ、漢土ト齊シク視サセラレ候朝典ヲ一定セラレ、萬國普通ノ公法ヲ以テ參朝ヲモ被命候樣御贊成被爲在、其旨海內ヘ布告シテ永ラク億兆之人民ヲシテ方向ヲ知ラシメ給ヒ度儀ト偏ニ奉懇願候。誠恐誠惶頓首頓首

五　外國と和親の聖旨を體し王事に勤勞せしむ

また同月ノ十七日、左ノ三職（新官制に依る總裁、參議、參與）よりの達があつた。その主旨は外國と和親の聖旨を體し王事に勤勞せよといふのにあつた。

外國御應接之儀ハ上代崇神、仲哀御兩朝之頃ヨリ年ヲ逐フテ盛ニ成來リ遠邇之各國歸化貢獻有之其後唐國トハ常ニ使節相往來シ盛ニ居留シ其交際モ亦自親敷候。此時ニ當リ船艦之利未ダ開ケズ。故ニ三韓四近

ト唐國而已。西洋各國之事ハ暫差置印度地方尙明確ナラズ候。然ルニ近代ニ至リテハ萬民所知之如ク船艦ノ利航海ノ術其妙ヲ窮メ萬里ノ波濤比隣之如ク相往來シ一時幕府ノ失錯トハ乍申皇國ノ政府ニ於テ誓約有之候事ハ時之得失ニ因テ其條目ハ可被改候得共其大體ニ至リテハ妄ニ不可動事萬國普通之公法ニシテ今更朝廷之ヲ變革セラレ候時ハ却テ信義ヲ海外各國ニ失ハセラレ實以不容易大事ニ付不被爲得止於幕府相定置候條約ヲ以御和親御取結ニ相成候。既ニ先般御布令（註正月十五日の布告を指す）被爲在候上ハ皇國固有之御國體ト萬國ノ公法トヲ御斟酌御採用ニ相成候ハ是又不被爲得止御事ニ候。仍テ越前宰相以下建白之旨趣ニ基キ廣ク百官諸藩之公議ニ依リ古今ノ得失ト萬國交際之宜ヲ折衷セラレ今般外國公使入京參内被仰付候。元來膺懲ノ擧ハ萬古不朽之公道ニシテ縱令和親ヲ講ズルトモ其曲直ニ依リ各國不得止ノ師相起セシ例不少。付テハ攻守ノ覺悟勿論ノ事ニ候得共和親之事ハ於先朝既ニ開港被差許候ニ付キ皇國ト各國トノ和親爰ニ相始マリ居候處、其節ハ幕府へ御委任ノ儀ニ付諸事交際之儀於幕府取扱來候。然ル處此度王政一新萬機從朝廷被仰出候ニ付テハ各國交際之儀直ニ於朝廷御取扱ニ可相成ハ元ヨリノ御事ニ候。今ヤ御初政之御時總テ之事件ハ悉ク總裁始當職之責有之候。何分某等不肖之身ヲ以テ大任ヲ負荷シ非常多難之時ニ逢候上ハ深ク恐懼恩慮ヲ加ヘ天下公論ヲ以テ及奏聞今般之事件御決定被爲在候。且國內未ダ定ラズ海外萬國交際之大事有之候ヘバ普天率濱協心戮力共ニ王事ニ勤勞シ萬國交際ヲ始メ萬機悉ク既往將來ヲ不論無忌憚詳論極諫有之度只急務トスル處ハ時勢ニ應ジ活眼ヲ開キ從前之弊習ヲ脫シ聖德ヲ萬國ニ光耀シ天下ヲ富岳之安ニ置キ列聖在天ノ神靈ヲ可奉慰上下擧テ此趣意ヲ可奉謹承候事

六　佛英蘭三國公使來朝の始末

前出十七日の各國公使參朝に關する布告と同時に左の達を以て公使警衛方を各藩に命じた。

加州藩へ達

今度外國人上京參內被仰付候ニ付南禪寺葡漏生人（プロシヤ人）宿所ニ相成候間滯京中其藩人數差出宿院警衛致候樣被仰付候尙委細之儀ハ外國懸リヘ可承合事

但外國人滯京五六日ニ候事（プロシャ公使來朝は中止となる）

尾州藩へ達

知恩院英吉利人（首尾上のに同じ以下同斷）

肥州藩へ達

妙心寺和蘭人　同上（後南禪寺に變更）

肥後藩へ達

妙法院門跡佛朗西人　同上

備前藩へ達

興正寺米利堅人

雲州藩へ達

大德寺伊太里人

右の如く最初の參朝は英蘭佛三公使で、英蘭二公使は二月十七日、佛國公使は二十八日何れも大阪表を發向翌日入京、三十日參內と決定し、公使出發の期日迫るや前記各藩の外筑前、薩摩、阿波等の諸藩へも途中及び滯留中の警衛を課し尙ほ市中取締の三藩へも滯在中の警護嚴重に致すべき旨が通達された。

英蘭兩公使入京に關する記事は何時か記錄に逸してゐるので、今佛國公使一行に就いて記せば、二十八日大阪表を發途、同日伏見表に止宿した。一行が翌二十九日伏見出發に先立ち、宇和島、柳川、久留米、阿波、

長門、備前、因幡各二騎宛、土佐、安藝、肥後各三騎宛、薩摩、加賀、筑前各五騎宛を早曉伏見まで出迎へせしめて途中の警衛に當らしめ、二十八日左の達を紀伊中納言、美作中將、池田丹波守、稻葉左京亮、本多肥後守、酒井右京大夫、谷大膳亮、安藤飛彈守、牧野備前守、京極飛彈守、木下備中守、加藤出雲守へ夫々廻附した。

明後晦日午半刻佛英蘭公使參內被仰付候間爲心得相達候事

尙ほ翌二十九日には和蘭國公使へ左の案內狀を手交した。

御門御對面被致度候間明三十日第一字參朝有之度候右之趣御案內申入候此段如此御座候、以上

二月二十九日

肥前侍從

宇和島少將

東久世前少將

○而して公使參朝の次第は次の如く取り行はれた。

一前日各國公使へ何刻（西洋第幾字）令參內ノ旨外國事務輔ヨリ書翰ヲ以テ三箇國公使へ通達ス

一當日各國公使參內ノ節外國掛リ公卿諸候建春門內迄出迎

但外國掛リ判事一人ヅヽ公使旅館迄前導トシテ被遣公使同道ニテ參內ス

一公使虎ノ間迄誘引外國事務輔相勤

但判事附添

一虎ノ間座席進退外國掛リ公卿諸候相勤

但判事準之

一茶菓ヲ賜フ程合ハ外國掛判事取計ヒ配膳ハ使番ニテ取扱フ

一各國公使相前候段外國掛公卿諸候ヨリ以非藏人注進
一副總裁及外國事務督輔内國事務督輔出會ス
一皇帝出御于南殿
一内國事務輔出御ノ旨ヲ外國掛リ公卿諸候ヘ通達ス
一外國掛リ公卿諸候公使ヲ誘引ス
但虎ノ間ヨリ日華門内ノ東階マデ誘引夫ヨリ直ニ昇殿
但判事徵士日華門外マデ外國掛リ非藏人ハ東階下マデ附添
一日華門内外國掛リ公卿諸候誘引ノ先ヘ内國事務輔前導ス
一公使ノ日華門内ニ入ルヲ見テ樂ヲ奏ス
一前導ノ内國事務輔誘引シテ直ニ本座ニ著ス
一公使東階ヨリ昇殿外國掛リ輔誘引ス
一公使拜天顏
一公使名披露山階宮三條大納言侍ス通譯外國事務判事伊藤俊助亦侍ス
一有勅語大臣山階三條之レヲ傳フ
一公使奉答ス
一判事公使ノ奉答ヲ言上ス
一公使隨從ノ士官進テ拜天顏
一隨從士官名露判事言上ス
一判事傳勅旨

一禮式相濟公使西階ヲ下リ月華門ヨリ退ク
一公使ノ月華門ヨリ外ニ出ルヲ見テ奏樂ヲ止ム
午ノ半刻佛國公使レオンロセスベニユス船將ロツシユピレツキス船將ペライトロール參朝　元年二月三十日
　但副總裁始メ公卿諸侯及掛リ役員列座
一皇帝陛下親シク勅曰貴國帝丘安全ナルヤ朕之ヲ喜悦ス自今兩國ノ交際益親睦永久不變ヲ希望ス
佛公使曰天皇陛下今日各國公使等ニ拜謁ヲ賜ヒシハ佘佛國ニ對シ玉ヒテ御厚意ナル確證ト仰ギ奉ル也國ノ衆民ニ於テモ如斯高明ナル證ヲ知ル上ハ即チ天皇陛下ノ尊キ御義意ヲ尊奉スル事疑ヲ容レザル所ナリ故ニ今日ハ即チ後來ニ長ク記念スベキ日ニシテ貴國ト各國ト至誠ノ交誼ヲ親クスル始ナルヲ以テ佘我國帝陛下ニ代リ天皇陛下許ニ貴國ノ幸福盛善ヲ祈リ深ク神明ノ守護アラン事ヲ奉願也
同日和蘭公使ドテガラーフファンポルスブルーク書記クラインゲース參朝
一皇帝陛下自ラ勅スル前ノ如シ
和蘭公使曰隨近報承リ候處和蘭國王陛下安全ナリ天皇陛下長ク御安全ヲ保セ玉ヒ且御在位幾多ノ年ヲ重ネ玉ハン事ヲ希望シ奉ル也

英公使刺客に襲はる

七　英國公使刺客に襲はる

この日宿所知恩院を出でた英國公使の一行は途中新橋通りにて刺客に襲はれ、公使は難を免れたが部下數人負傷し、爲めに參朝は改めて三月三日に延期された。
當日諸藩へ左の達が下された。

今般被仰出候通今晦日英國公使參朝掛於途中亂妨之所業有之終ニ參朝及延引實ニ不容易事件致出來此御所置振如何收拾相整可申哉ト深ク被爲惱宸襟誠ニ以奉恐入候次第就テハ前以嚴重御沙汰之趣モ有之末ニ候條於藩々モ猶又手厚糾不審ノモノ有之候ハヾ召捕速ニ可申出候萬一等閑ニ相心得候者有之バ屹度御咎被仰付候事

右と殆んど同文の達が警衞諸藩及び巡邏諸藩へ廻附され嚴しく今後の戒心を申渡した。

八　英公使襲擊事件に關する日英往復書翰

この事件に關して朝廷と英公使との間に交された書翰を左に掲ぐ。

英公使への書翰

昨二月晦日閣下參朝ノ途中大和ノ產、技蓊城州桂村ノ產朱雀院操意外ノ暴行ニ及ビ貴國ノ兵士數人ニ手ヲ負セ候次第ニ相運候處幸附添ノ者ヨリ一人ハ打留一人ハ貴國ノ兵士召捕候段申出候右我ガ政府ニ於テハ專ラ外國交際ヲ重ンジ普ク親睦ヲ厚クセンガ爲メ參朝ノ儀モ申入候儀ハ兼々御諒知ノ通ニ候處順日ニ至左樣ノ所業數々有之候ハ畢竟我ガ政令不行屆ヨリ生ジ候次第各國ニ對シ實以汗背心外ノ至ニ候勿論右ノ者餘類ノ有無精々探索ヲ盡シ何處迄モ根ヲ可斷候又召捕ヘシ三技蓊ハ兩國政府ノ重大禮式ヲ妨ゲ不屆至極ニ付嚴科ニ可處ハ勿論ノ事ニ候且又貴國ノ兵士手負ノ者治療不相屆終々及死亡候歟又ハ是ヨリシテ職業ニ離レ活計ヲ失フ者ハ我ガ政府ヨリ至當ノ養育料ヲ與ヘテ忿恚ノ一端ヲ慰シ申度ハ我政府ノ實意ニ候間此段貴下兵士ハ勿論本國政府ヘモ厚意貫徹候樣以書面可申入旨朝命有之候ニ付此段如斯御座候以上

三月一日

三條大納言

岩倉右兵衞督

德大寺大納言
越前宰相

サノハルリパークストシピ閣下

英公使復書

昨朔日附御書致披閲候然ラバ一昨日晦日拜謁ノタメ皇宮ヘ罷參途中ニ於テ拙者ニ對シ暴發有之候段御門政府ヘ聞エシ處御心痛セラルヽ趣致承知候扨條約ヲ取結ビシ外國ヘ對シ親睦ヲ被盡度思召ヲ以テ折角御門陛下ヨリ各國公使ヲ御招待相成候得バ本國皇帝ハ勿論政府ニ於テモ日本ニ對シ御門陛下同樣ノ懇情ヲ抱キ且他ノ大國皇帝ヲ尊崇スル禮義ヲ以テ御門陛下ヲ敬スル本意ヲ顯サンタメ早速洪恩ノ御請待ヲ受度罷出候處豈計ランヤ不幸ニシテ惡心ノ者共アリテ右御門ノ思召ヲ奉妨ラントセシハ元來本國皇帝ニ對シ至極失敬ノ所業ニ候御門陛下ニ對シ猶一層ノ失敬ニ當候段閣下達可被察自然御門政府ヨリ早速右ノ件ノ處置可及筈ト信候故閣下達ヘ苦情ヲ申立不致且御門ヨリ數度見舞ノ使者被遣而已ナラズ猶閣下達ヨリ御書狀被差越生殘候同類探索等被及候ハ御門竝ニ其政府ニ於テ眞實ニ如斯暴發有之ヲ痛心被成證據ニ候ヘバ矢張是迄ノ通リ御懇親可申ト存候且昨日閣下達ヘ面會ノ砌御談シ申候ハ此度ノ處置ハ勿論閣下達モ仰出候通是迄政令不行届ノ處自今政令十分行屆ベキ樣盡力イタシ後來マタ右樣ノ所業無之樣御處置可有之是迄貴國ノ内外國人ヲ犯スヲ潔キ事ト思フ黨與有之候處最早今日ニ至リテハ外國人殺害可恥樣ニガレズ職掌不相濟事貴國政府ニ於テ被察御門ニ於テモ外國ト懇親ノ交ヲイタシ度故外國ヘ對シ置業爲スモノハ日本ノ國害ニ相成ニ付萬一右樣ノ所業ニ及候者ハ嚴重ニ罰ス可興旨天下中ヘ布告スベキ御約束ニ御座候右ノ意ヲ以テ御布告ニ相成候ハヾ右惡黨ノ者共心ヲ改ムルハ必然也是又外交永久相續ノ一端ト存候且此公使舘護卒ノ内或ハ死亡シ或ハ怪我ノ療治不行届ニテ其職ヲ離レ候モノ有之候ハヾ養育料被差出度御門ノ御意拙者ハ勿論定テ本國皇帝陛

下ニ於テモ定テ滿足ニ被思召ト存候右者怪我ノ淺深ヲ吟味シ本國政府ニ於テ請取理有之ト思ヒ拙者ヘ命ヲ下シ候ハヾ猶可申入候就テハ皇宮ヘ參內ノ爲メ拙者ニ附添居候後藤象次郎中井弘藏兩人ノ立派ナル所業ヲ不得不述右兩人自己ノ命ヲ不惜只々職掌ヲ盡シ度意ヲ以テ早速殺害人ヘ打掛リ其場ニテ一人ヲ打取候ヘドモ中井弘藏深手ヲ負ヒシ段氣ノ毒ノ至ニ存候尤拙者ノ申立ヲ不被待トモ日本帝王竝ニ國民ノ名ヲ惜如斯我命ヲ不歡候モノハ自然御門ノ寵愛ヲ可蒙筈ト存候右ノ段回答如斯御座候以上

三月二日　　　　　　　　　　ハリエスパークス

三條大納言

岩倉右兵衞督

德大寺大納言

越前宰相

閣下

英公使ヘ書翰

以手紙致啓上候然バ當年二月三十日閣下參內ノ途中ニ於テ貴國護送兵中二人疵ヲ被リ終ニ生掌難營ニ至リ候ヘバ今般歸國相成候趣我政府ニテ致承知候就テハ三月朔日附書束ヲ以申入置候通我政府ニテ右二名ノ爲メ養育金差送申度存候ヘバ右養育ノタメ竝ニ右二名ノ外疵受候六名ヘ償補トシテ此度洋銀一萬四千枚差遣候依之右金子ノ義銘々ヘ可然御分配被下度御賴申入候右爲可得貴意如此御座候以上

八月二十七日　　　　　　　　　　東久世中將

大貌利太尼特派公使全權

ミニストル兼岡士ゼネラル

サーハリエスパークス閣下

英公使復翰

千八百六十八年第十月十六日

以手紙致啓上候然バ拙者儀去二月三十日參內ノ途中ニテ日本人亂暴致候者有之其節ミニストル所附護衛ノ者疵ヲ受候ニ付右償金トシテ一萬四千弗御贈相成候御手紙致落手候右償金拙者ゟ致受納候恭謝ノ儀朝廷ヘ御傳奏被下拙者恭敬メ意朝廷ヘ致貫徹候ハヾ大慶奉存候右金子左ノ通致分配候段乍序貴下ヘ申上候

第一疵ヲ受ケ身體自由ニ相成不申無餘儀可致歸國兩人ノ者ハ五千弗ヅヽ手當可致積ニテ一萬弗本國ロルドシツプノ手ニテ右兩人ニ始終ヨキ手當被致候タメ拙者本國ノ外國事務ニ預リ成立候セクレタリーヘ相送申候

第二英國ヘ送リ候所ノ路用トシテ兩人ヘ四百弗ヅヽ手當致候

第三殘金三千二百弗ヲ重疵ヲ受候六人ノ者ヘ五百弗宛薄疵ヲ受候者ニハ百弗ヅヽ致配當候謹言

英國特派全權公使ミニストル

ヘンリー　パークス

東久世中將閣下

後藤象次郎

感謝狀を贈る

猶ほ當日身を以て公使の危難を禦いだ後藤象次郎（天保九年三月に生る諱は元曄字は日華通稱を象二郎、陽谷と號す、十一歲にして家を繼ぎ弱冠擢でられて幡多郡奉行となり文久二年御用役に任ぜられしが罷め江戶に遊び大島圭介に英學を修む、慶應三年家老に進む是時に當り山內容堂をして大政奉還の事を將軍に建白せしむ慶應三年參與に任ぜらる明治六年四月參議に任ぜらる。二十二年三月遞信大臣となり、明治三十年八月四日薨ず。享年六十）及び中井弘藏兩人に對して英國政府より感謝狀に添へて劍一振が贈られた。

英公使書翰

我去ル西洋第二月三十日皇帝陛下ニ入覲ノ途中暴撃ヲ受シ節足下ノ擧動膽勇讃嘆スベキヲ我政府深ク記識セント欲シ足下ニ一振ノ劍ヲ贈ルコレ足下卓タル所爲ヲ我政府ノ記念ニ備ヘントナリ今其品ヲ足下ニ傳寄セヨトノ命ヲ受ケ予ニ於テ欣喜ノ至リナリ依テ予足下ノ國家ニ報ズル純忠ナルニヨリ武運ノ長ク久シキヲ懇願スル詞ヲ玆ニ表スルナリ、

千八百六十八年第十一月六日

横濱貎利太尼亞使臣館ニ於テ

ハルリーパークス

後藤象次郎様

同上

去ル第二月三十日僕皇帝陛下へ拜謁ノタメニ參內イタシ候途中僕等同勢へ狼藉者致襲撃候處其節足下ガ勇猛絶倫ノ御働有之候段女王陛下之政府へ相達シ女王深ク不堪感懴候依之足下拔郡ナル擧動ヲ永ク記念ニ備ヘントシテ態々一劍ヲ製作シテコレヲ足下ニ贈リ度由被申越候

我輩儀右ノ證據ノ品ヲ足下へ相渡候役目ヲ命ゼラレ候事僕ノ面目何事カ不過之候就テハ從來貴國ニ疆場之事有之候節ハ足下ガ貴國君臣ノタメニ忠勤ヲ盡シ大功ヲ立ラレ候儀ハ明瞭ニ候得共何卒其節右劍ヲ號令之タメニ御用ヒ相成度コレ我輩鄙心竊ニ所冀ニ候

辱知

ハルリーパークス

中井弘藏様

また翌二年正月附を以て、英公使パークスより前記償金に對する本國政府の感謝の意を傳達せる書翰が東久世通禧宛に送られた。

○英國公使參朝　三月一日と二日には明後三日の英公使參朝に關する警衞方の布告及び達が嚴重に發せられた。

愈々當日の三日には英國公使ハルリー・パークス及び書記ミットホールド參朝。皇帝陛下の自ら勅する事前の如く、これに對して英國公使曰く、

我本國帝王陛下安全也　天皇陛下御尋問ノ件々且御懇親ノ勅意余欣然トシテ本國政府ニ可奉通達也夫外國交際ノ儀ハ貴國御政體ノ立ニ隨テ益堅固ナルベキ事ニシテ此節貴國ニ於テ全國一般ノ御政體ヲ被爲立萬國ノ公法ヲ基根ト被爲遊シ故追々外國交際盛ナルベキ儀必然ト奉存也

陛下はまた勅して

去ル三十日貴公使參朝途中不慮ノ儀出來禮式延引遺感ノ至ニ候今日改メテ參朝滿足ニ存候

その御慰問に對して英公使曰く

先日參內ノ途中暴徒ニ出會セシ處今日天皇陛下ヨリ難有御綸言ヲ蒙リ且其場ニ於テハ天皇陛下臣人ノ助力ヲ受ケ難有奉感佩倘今日ノ厚キ御待遇ヲ以テ過日ノ不幸ハ奉忘除候也

と奉答し無事謁見の式を終つた。

斯くて英蘭佛三公使は四日何れも下阪した。

暴行嚴戒

九　外國人に對する暴行を嚴戒す

七日英公使襲撃事件に鑑み、政府は左の布告を發して嚴に士民を戒むる所あつた。

今般王政御一新ニ付朝廷之御條理ヲ追ヒ外國御交際之儀被仰出諸事於朝廷直ニ御取扱被爲成萬國公法ヲ以條約御履行被爲在候ニ付テハ、全國ノ人民叡旨ヲ奉戴シ心得違無之樣被仰出候。自今以後猥ニ外國人ヲ殺害シ或ハ不心得之所業等致候モノハ、朝命ニヨリ御國難ヲ釀成候向已ナラズ、一旦御交際被仰出候各國ニ對シ皇國之御威信モ不相立次第、其以不屆至極之儀ニ付其罪之輕重ニ隨ヒ士列ノ者ト雖モ至當ノ典刑ニ被及候條銘々奉朝命猥ニ暴行之所業無之樣被仰出候事

王政一新を朝鮮國に告ぐ

三月二十三日、琉球の宗對馬守に命じて、國體變革の趣を朝鮮に告けしめた。

一〇　渡航者に付與する印章並掟書

渡航者に付與する印章並掟書

四月(日闕)外國官より左の伺書か呈出された。

今般御新政相成候ニ付テハ向後御國人共外國行相願御差許相成候モノ共ヘ相渡候御印章竝掟書ノ儀別紙案文ノ通相認御判ハ雛形ノ通彫刻爲致夫々押居渡方取計候樣可仕奉存候此段相伺申候

但伺ノ通被仰渡候ハヾ兵庫大阪長崎ヘモ相達候樣可仕候 原本辰四月二十三日伺濟ト朱書シアリ。皆令文ヲ脫ス

一一　江戶改稱を各國公使に報告す

江戶改稱を各國公使に報告す

七月二十九日、神奈川縣知事より各國公使宛左の書翰を廻送した。

以手紙　啓上候、然ラバ我皇帝近々關東ヘ下向相成候ニ付江戶ヲ稱シテ東京ト相改候趣京師太政官ヨリ傳達有之拙者ヨリ閣下ヘ御報知申上候樣被命候間此段御承知被下度如是御座候　以上

辰七月二十九日　　　　東久世中將

各國公使閣下

和蘭公使復書

七月二十九日付ノ御書束披閲仕候然バ皇帝陛下近日江戸表ニ行幸彼地ヲ東京ト被稱候旨御報告被下難有奉存候當時彼地甚衰微イタシ居候處再ビ繁榮ニ回復シ速ニ各國館モ再ビ建造相成候樣致度拙者ノ懇願此事ニ御座候謹言

千八百六十八年第九月二十六日　我八月十一日

英國公使始めて國書を呈す

一二　英國公使始めて國書を呈す

閏四月一日英國公使パークス東本願寺掛所に參上、同じく同所に臨幸遊ばされた天皇陛下に拜謁の上英國の國書を奉呈した。その趣意は我政體の變革に際して陛下の萬福を祈り今後一層の交誼を希望したものでその國書の文言左の如し。

大貌利顚兼意倫ノ女王ウヰクトリア茲ニ上帝ノ惠ニ依ツテ兄弟ニ同ジキ大理日本天皇ヲ親シテ厚ク兩國ノ交誼親睦ヲ修メン事ヲ欲シ兼テ我國民ト貴國民トノ貿易交際ヲ盛ニセンガ爲メ我シルハルリー、パークス能ク事ニ慣レタルヲ以テ上官ヲ授ケ特派全權公使トシテ貴國ニ遣シ在留セシム。彼應ニ此信書ヲ陛下ニ呈シ我親昵ノ意ヲ顯シ更ニ我陛下ノ萬歲幸福ヲ祈ルヲ明ニスベシ。シルハルリー、パークス能ク我國民ノ貴國ニ貿易シ在留スル者ニ關スル所ノ事ヲ熟知ス。能ク兩國ノ交誼親睦ヲ不朽ナラシメンガ爲メ專ラ其力ヲ盡スベシ。我敢テ陛下ノ彼ニ優待親近シ彼ガ我ガ意ヲ體シテ陛下ニ奏スル諸々ノ事ヲ信ゼラレン事ヲ請フナリ。陛下ノ爲ニ神ノ應護ヲ禱ル

日本ニ在ル和蘭ミニストル
レシデント、ドデクラフファンポルスブロツク

外國事務總督

東久世中將閣下

徳川家達外交に關せざるの書翰を各國公使に轉達す 寺島陶藏

一三　徳川家達外交に關せざるの書翰を各國公使に轉達す

八月十一日、神奈川府判事井關齊右衛門、寺島陶藏、(名は宗則、小字を陶藏と稱す。天保三年五月に生る。鹿兒島藩和泉鄉の一陪臣なり。蘭法醫學を修む、幕府に仕へ開成所教授となる。明治元年正月外國事務掛を命ぜられ六月神奈川府知事となる。爾來、外務大輔、特命全權公使、元老院議長、樞密院副議長を歷任、明治十七年伯爵を授けられ、二十六年六月六日病を以て歿す。年六十一。)東京より差廻して來た左の如き各國公使宛徳川龜之助の書翰を各國公使館に轉送した。

以書翰申入候我家既ニ政權ヲ朝廷ヘ奉還シ七十萬石ヲ賜リ被命諸侯之列候既ニ從朝廷御布告相成候通已來外國交際之儀於朝廷御取扱ニ相成於我家ハ一切關係無之候此段爲御承知申入候拜具

海外旅行免狀手數料

一四　海外旅行免狀手數料

神奈川府裁判所留記人月日闕に據れば、

一外國行之者一人ニ付金一兩一分宛爲手數料御國人願主ヨリ取立候事

右之通有之候以上

とある。

御即位の大禮を各國公使に報ず

一五　御即位の大禮を各國公使に報ず

明治天皇には八月二十七日、京都紫宸殿に於て御踐祚の大典を擧げさせられたが、その旨を九月五日、東久世中將の名を以て英佛蘭米。以各國公使に傳達された。

一六　年號改元の報告

年號改元の報告

同月十八日には同じく東久世中將より、明治改元の事及び以來一代一號と相定めたる趣を各國公使に報告した。

一七　瑞典諾威國貿易定則

瑞典諾威國貿易定則

九月二十七日、瑞典諾威國との間に通商貿易の定款が取極められた。左にその全文を掲ぐ。

日本開きたる港々に於て瑞典那耳回商民貿易する定則

第一則　日本に於て貿易のため開きたる港へ瑞典那耳回商船入津次第二十四時中（西洋の四十八時但日曜日を除く）に船司又は頭立たる者より日本役所へ瑞典那耳威國領事館の請取書付を示すべし

此請取書付は瑞典那耳回の掟通認めたる船目錄其外の書類を瑞典那耳回領事館へ預けたる請取書なり

並に其者共其船の差出書を出すべし。右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司は頭立たる者の名乘來る旅人名（乘組員の節は認入る）船中乘組の人數を認めたる者にして當人の名前を認入たる告書を役所に預くべし

右は其荷物の記號並に番付且其入目斤數等を送狀に認めし通に寫し荷物引受先の人々の名を記せる者なり

船中用意の品物の目錄を告書に加ふべし

但船中用意の品も右の通相違なき旨船司又は頭立たる者奥書し其名前を記すべし
此告書の文屆相違の廉日本十二時（西洋二十四時但日曜を除く）の中に心付き改むるに於ては過料の沙汰に及ばず。若し其期限後に至り書改むるか又は告書に書入れするに於ては墨斯哥銀十五元の過料を日本役所へ納むべし。積荷總目錄告書中に載せざる品を陸揚するに於ては其品二重の運上を日本役所へ納むべし。船司或は頭立たる者入港の手數料納方前書の期限に後るゝ時は過料として怠る一日毎に墨斯哥銀六十元の過料を日本役所へ納むべし。

第二則　日本政府より其港內入津の船に（軍艦を除く）に運上方の役人を差置べし
乘組の者共は右役人に對して不敬無之丁寧に取扱いたし船中可成丈相當の用便をなすべし。夜中は日本役所の許しなくして荷卸しすべからず
且其出入口其外總て船中に荷物を仕舞置處の戶口〆口共夜中は日本役人錠を卸し或は封印し夫々堅固に取締をなし置べし。萬一許しなく是を開き又は錠印封を破り又は是を取除く等の事あらば其犯せる者每に墨斯哥銀六十元の過料を日本役所で取立べし。日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸いたし或は其事を謀れる品々は次の箇條に定めたる通り取押へ日本役所へ取上ぐべし
若し瑞典那耳回船日本の開かざる港にて密賣買をなすは勿論其仕組をなしたる時は其諸品を日本役所に取上の上犯せる每に墨斯哥銀千元の過料を納むべし
修復のため入津の船々は運上なく積荷を陸揚すべし。其荷物は日本役所にて預るべし。尤藏敷作事並に番人等の諸入用は相當の償を出すべし
若し其荷物の內を賣拂ふ時は其荷物丈は規定の通り日本役所へ運上を納むべし
運上なく積荷を同港內の他船へ移す事を得。尤其節は日本役人見分の上事情明白に相分りし後其渡す處の

免狀を請取て爲すべし

阿片の輸入は禁制なる故若し日本へ商賣に來る瑞典那耳回船量目三斤以上の阿片を所持する時は其余量を日本司人取上且滅却すべし。且阿片を密賣し或は其事を謀りし者は阿片一斤毎に墨斯哥銀十五元の過料を日本役所へ取立べし

第三則　品物を送る荷主又は引受先の者とは入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を日本役所に出すべし

　此書面は荷主又は引受人の名前積送りたる船の名荷物の記號番付其積荷の斤數在高每品の代料を認め其總〆高を其書付の末に認むべし

　て此差出書付は持主又は引受人認めたる僞なき價を所定の書面にて運上の害となる隱し荷物等なき證據として銘々名前を記すべし

右の通積荷目錄差出等の書類日本役所へ差出し右書付を引合せ積荷用意等取調濟迄は日本役所の預りなるべし

日本役人右の通差出たる荷物の内或は總體を定式の通改むべし。若運上役所に引上け改むる事ある時は輸入人の失費相掛けず品物の損せざる樣にし改濟の上は可成丈素の如く取始末すべし。尤取調方格別時日を費さゞるべし。

荷主或は輸入人銘々持受の品改濟役所より引渡さゞる以前輸入の途中（日本役所へ差出さゞる以前の事をいふ）破壞損傷の品々心付時は當人より其段運上所へ申立其品を取扱ふ職業の廉潔成者兩人以上出會直組いたさせ其荷物毎に損じ高を步割に記し其記號番數其證書に認むべし。尤日本役人立合にて直組人等名を記すべし。右の證札兼々持來の差出書へ添へ總高の内を引落すべし。

尤條約第十六條の取極の通運上役所にて取扱事故障あるべからす
諸運上紙濟の後運上役所より陸揚不苦段免狀を渡すべし。品物渡方は運上役所にても船中にても其者の願に任すべし
輸出に極りたる荷物は船に輸途する前　に運上役所へ船名荷物の記號番付入高斤數量目性合並に代料を記せる差出書付を出すべし。其書付は書面の通り聊か僞なき由を證據とする爲に輸出入等名前を認むべし。運上役所差出を運上役所へ差出濟の上禁制の品を竊に積荷の內入れ之あらば改の上日本役所へ取上ぐべし
當用の品々又は乘組旅客の當用衣類等は運上役所へ差出をなすべし
瑞典那耳回領事官は日本役所へ可取上品物は無遲滯差出し且當人へ申付けし罰金をも速に催促して日本役所へ收むべし

第四則　出港手數を願ふ船々は日本十二時（西洋二十四時）以前に運上役所へ申立べし
此期限中に右手數遲々せざる樣取扱ふは勿論たるべし。若其手數を差留る事あらば日本役人より船司又は頭立たる者並に其船荷の取引人等へ其段申渡し瑞典那耳回領事館へ申進すべし
瑞典那耳回軍艦は入港出港運上筋の手數に及ばず運上役人並に番兵等差構ふ事なし
瑞典那耳回飛脚の爲め蒸汽船は入港出港の手數を一日に致し日本に上陸する旅客並に品々に付ての外は告書を差出す事なしと雖何箇度にても入津の度每に出港入港の手數はいたすべし
薪水食料等用意の爲入港の鯨獵船或は困難船は其積荷の告書を出さずと雖若其積荷を賣拂はんと願ふ時は第一則に定むる所の手數をいたすべし
稅則並に條約書中に船と唱ふる者はシキツプ、バルク、ブリツキ、スクーネル、スループ、蒸汽船等を總ていふなり

第五則　日本國の收納を害せん爲に僞の告をなし並に證書に名前を記せる輩は其犯せる度每に墨斯哥銀百二十五元の過料を日本役所へ納むべし

第六則　噸稅は日本の港に於て瑞典那耳回船より取立る事なし。但し次に定たる所の時銀は運上方の役人に差出すべし

一船の入港手數に付	墨斯哥銀	十五元
一船の出港手數に付	同	七元
一場所々々健回狀に付	同	一元半
其外の各書に付	同	一元半

右神奈川に於て取極むるもの也

明治元戊辰年九月二十七日

千八百六十八年十一月十一日

東久世中將

寺島陶藏

井關齋右衞門

ド・デ・ガラーフ・ファン・ボルスブルック

翌二十八日には西班牙國との間に右と殆んど同文の貿易定則が取極められた。署名は日本側は前同樣。西班牙側は公使ガルミヤ、デ、ケウエドであつた。

一八　外國人との出會の禮を定む

十一月十七日、左の布告があつた。

各國公使其他外國人東京滯在中諸所徘徊イタシ候砌於途中宮親王家門跡堂上諸侯等出會シ候節雙方路上ヲ半バ相讓通行可有之候。且外國人へ附屬候御國士官之向は外國人警衛之儀ニ付下馬會釋等不致間此段爲心得兼テ相達候事

三國公使國書を奉呈す。

一九　伊佛蘭三國公使始めて國書を奉呈す。及び英米普各公使來朝

是より先東京に遷都の議決するや、陛下には親しく東京を御視察遊ばされたる後に九月二日京都御發輦あり、十月十二日東京着御、江戸城西丸の行在所に入らせられ、暫く東京に御滯在あつて萬機を攬はせられた。この間に十一月二十二日には伊佛蘭三國の公使來朝して前記英國國書と同樣の趣意により始めて國書を上ることがあつた。翌二十三日にはまた英米蘭の各公使相次いで來朝して夫々御挨拶を申上げた。

かくて陛下には四年十二月二十二日京都に還幸あらせられたが、翌二年二月二十四日先づ太政官を東京に遷させ給ひ、翌日東京遷都の詔を發せられ、三月二十八日陛下には京都を去つて東京に遷らせ給ふた。

列國新政府の主權を認む

二〇　列國始めて新政府の主權を認む

嚮に徳川慶喜、局外中立を各國公使に求めたが、慶喜、竄後、朝廷東征の師を起すに當り、書を各國公使に送つて同じく局外中立を求め、公使等また之を諾してその宣言をなしたが、その後江戸開城の後、その取消を求めたところ、公使等は東北諸藩を一獨立國と見做して之に應ぜず、會津落城し東北全く平定さるに及んで始めてその嚴正中立を解いた。十二月二十八日で、これより新政府は外國に對し完全に日本の主權たる中央政府とはなつたのである。

獨逸との修好通商航海條約

日本國獨逸北部聯邦修好通商航海條約

二一　獨逸との修好通商航海條約

二年一月十日、神奈川に於て日本、プロシヤ間に二十三ヶ條より成る修好條約が調印された。同年九月十一日に條約の文書が交換された。その全文左の如し。

二二　日本國獨逸北部聯邦修好通商航海條約

日本天皇陛下と孛漏生國皇帝陛下は獨逸北部聯邦及び其に連ならずと雖も其運上と商賣とに於て是と同盟せる國々卽ち帝國バイエルン同ウエルテムベルグ、大ヘルツオノクツムバーデン、マイン河南大ヘルツオノクツムヘスゼンの名を領し又我運上と貢の法則に與みする大ヘルツオークツムルクセンブルグの爲め日本獨逸兩國の間に貿易通航の緣を盛にせん事を欲し條約を結ばん事を決定し日本天皇陛下は第一等議定兼外國官准知事東久世中將、第三等官神奈川縣知事兼外國官判事寺島陶藏、第三等官外國官判事井關齊右衞門を其全權に命じ孛漏生國皇帝陛下は日本在留獨逸北部聯邦のシャル、エダフエールマクスアウグストスチピヨ、フオン、ブランドを其全權に命じ雙方互に其委任狀を示し其狀實良好にして適當たるを察し以て左の條々を協議決定せり。

第一條　爰に條約を結べる國並に其人民の間に永世の平穩無窮の和親あるべし。

第二條　孛漏生國皇帝陛下は日本に其公使を命ずるの理あるべし。此公使は爰に今條約を結べる他の獨逸國々に代りて事を執る權あるべし。

右獨逸條約濟の國よりコンシユル、ゼネラールを命じ及び日本何れの開港場又何れの開市場にもコンシユル或はコンシユル又はコンスラル、アエントを命ずるの理あるべし。此吏人等は日本政府と最も懇親な

る國のコンシユラル吏人と同樣別段の免許及び權を受くるの理あるべし。

孛漏西國皇帝陛下より命ずる所の公使並にコンシユル・ゼネラールは日本の諸部を故障なく旅行するの理あるべし。裁判すべき權ある獨逸國のコンシユラル吏人若し其裁判すべき境界中にて獨逸船の破船するか或は人民及び貨物に危害等の事ある時は其事實を監察するため其場所に行くの理あるべし。然りと雖も獨逸コンシユラル吏人其時に當て先其土地の日本官府へ其趣意並に其赴く所の場所を書翰にて告知すべし。其節は日本官府より重立たる吏人をして必ず之と同道せしむべきなり。

日本天皇陛下はベルリンの王宮内に公使を置く事を得。又獨逸國々の港及び市中に若し他國コンシユラル吏人在勤する事あらば日本コンシユラル吏人をも又此所に命するの理あるべし。日本の公使及びコンシユラル吏人は互の約束に依て右條約濟の獨逸國々に於て他國の公使並にコンシユラル吏人と同樣今或は以後受くる所の別段の免許並に權を受くべきなり。

第三條　函館兵庫神奈川長崎新潟（並に佐州夷港）大阪の市街及び港並に東京市街を此條約旅行の日より右條約濟の獨逸國々の人民及び交易の爲に開くべし。

前條の市街及び港に於て獨逸國々の人民永く居留する事を得べし。故に地所を借り家屋を買い住宅倉庫を建る事勝手たるべし。

獨逸臣民の住すべき場所並に其家屋を建るべき場所は獨逸コンシユル吏人其地に在る相當の日本吏人と相談の上之を定むべし。

但港則も右同樣たるべし。若し獨逸コンシユル吏人及び日本吏人此事に付議定し得ざる事あらば之を獨逸國の公使及び日本政府へ申立べし。

日本人は獨逸國人民住すべき場所の周圍に牆壁或は柵門を設けず其他自由の出入を妨ぐべき圍ひを營まざ

るべし。

獨逸國の臣民無故障游歩すべき境界は左の如し。

函館新潟に於ては諸方へ十里とす。

夷港にては佐州全島とす。

神奈川にては川崎と品川の間に在りて江戸灣に流れ落ちる六郷川を　とし其外は諸方十里とす。

兵庫にては京都の方は京を距ること十里の地に限り他の諸方は皆十里とす。

大阪にては南は大和川口より舟橋村迄。夫より教與寺を通し佐太迄線を引き之を限りとす。

　堺の市中は右線の外なれ共獨逸國人の遊歩を許すべし。

東京に於ては新利根川より金町迄。夫より水戸街道に沿ふて千住宿大橋迄。夫より隅田川へ南川上へ登り古谷上郷迄。夫より小室村高倉村小矢田村狭原村宮寺村三木村田中村の諸村落より線を引き六郷川に於て日野の渡場迄を限りとす。

右十里の距離は前條各所の裁判所より陸上を算すべし。

其一里は孛漏生一萬二千四百五十六フース、英吉利四千二百七十五ヤールド佛蘭西三千九百十メートルに宛る。

若し獨逸國々の人民前條の規則を犯し境界に出る事あらば墨斯哥銀百枚を拂ふべく再び犯す時は二百五十枚の罰金を拂ふべし。

第四條　日本に在留する獨逸國人民は其自國の宗教を自由に行ふの理あるべし。故に其居留地に其宗教を奉ずるため宮社を營む事勝手たるべし。

第五條　日本に居留する獨逸國人の間に身上或は其所持の品物に付て爭論起る時は獨逸國吏人の裁斷に任す

べし。
日本長官は右條約濟の獨逸國々の人民と他の條約濟外國人との間に起る爭論に於ても亦關係する事なかるべし。
若し獨逸國の人民より日本の人民に對し訴證する事あらば日本長官此事件を裁斷すべし。
若し日本人より獨逸國々人に對し訴證する事あらば獨逸長官之を裁斷すべし。
若し日本人より獨逸人に逋債ありて之を償ふ事を怠り或は欺僞を以て之を逃れんとする時は相當の日本長官是を裁斷して其債元には逋債を償はしむる爲め諸事に力を盡すべし。又獨逸人欺僞を以て逃れんとし或は日本人に逋債ありて償ふ事を怠る時は獨逸長官正しく裁斷し逋債を償はしむる爲め諸事に力を盡すべし。
獨逸長官と日本長官に於ても兩國の人民互に相關する逋債は償ふ事なかるべし。
第六條　日本人民或は他國の人民に對し惡事をなせる獨逸人民は獨逸國コンシユル吏人に訴へ獨逸國の法度を以て罰すべし。
獨逸國の人民に對し惡事をなせる日本人民は日本長官に訴へ日本の法度を以て之を罰すべし。
第七條　此條約或は之に附屬する貿易の規律を犯せるに付取立べき罰金或は其物を取揚る事は獨逸コンシユル吏人の裁斷に因るべし。其取立たる罰金或は取揚品は都て日本政府に屬すべし。
取押へたる荷物は日本長官並に獨逸コンシユライル長官にて其荷物に封印をなし獨逸コンシユルにて裁斷する迄は運上所の倉庫に取押へ置くべし。
若し獨逸コンシユル其荷主又は引請人を正理なりと裁斷する時は其品物を速にコンシユルへ引渡すべし。
然りと雖も日本政府若し右コンシユルの裁斷に同意せず尙高官の裁判に依らん事を欲せば右荷主又は引請

人其品物の直價を共に斷濟迄獨逸コンシユルへ預け置くべし。取押へられたる荷物容易に腐敗すべき質の物なれば其代價を獨逸コンシユル所に預り荷物は荷主或は引請人に渡すべし。

第八條　貿易の爲め開き又は開くべき日本の諸港に於て獨逸國人民は獨逸國領或は他邦の港より禁制に非ざる諸種の貿易品を輸入し是を販賣し又は是を買入れ獨逸國或は他邦の港に輸出する事自由たるべし。此條約に附屬する稅目に舉げたる租稅のみ相納め他の諸稅は總て拂ふに及ばず。獨逸國の人民は諸種の商物を日本人より買入れ又は日本人に販賣する事を得べし。又其賣買或は代價受取り拂の時に當つて日本吏人之に關係する事なかるべし。獨逸國人民日本國の開港場に於て買入たる日本産物を日本他の開港場に諸稅を拂ふ事なく輸送する事自由たるべし。日本人は獨逸國々或は開港場に於て獨逸國人民より諸種類の商物を日本役人の立合なく買又は之を貯藏し及び之を共用に供し或は再び販賣する事勝手たるべし。尤日本人民獨逸國々の人民と貿易するに付ては日本人相共に商賣するに付き取立てる運上より餘分は日本政府にて取立てざるべし。諸大名並に其使用する人々は現在取締の規則を守り定例の運上を納る時は一般の通則を守つて獨逸國々又は日本諸開港場に赴き其場所にて日本役人の立合なく獨逸國々の人民と交易する事勝手たるべし。總ての日本人は日本産物又は他國の産物を日本開港場へ或は日本の開港場より或は日本開港場の間に或は他國の港より或は他國の港へ日本人民或は獨逸人民所持の船に積入れ輸送する事自由たるべし。

第九條　日本政府は日本に在留する獨逸國々の人民日本人を通辯或は師表召使等の諸役に使用し是を法度に違背せざる諸用に給する事を妨げざるべし。併しながら若し此日本人罪科を犯す時は日本の法度を以て罰すべし。

日本人獨逸國の船中に於いて諸般の職業に雇はるゝ事勝手たるべし。

獨逸國人の雇置ける日本人若し其雇主に同道し海外に出る事を其地の官府に願出せる時は政府の印章を得べし。且既に日本慶應二年丙寅四月九日西洋千八百六十六年第五月二十三日日本政府より觸書を以て布告せし如く日本人は其筋より政府の印章を得れば修業或は商賣の爲め獨逸國々に赴く事を得べし。

第十條　此條約に添ゆる交易の規律は此條約を一體となせる者にして雙方共固く之を守るべし。日本に於て獨逸國公使と日本政府より任ずる吏人と協議して此條約に添ゆる交易規律の趣意を施行する爲交易に開きたる諸港に緊要至當の定規を立る權あるべし。

第十一條　日本政府は獨逸人貿易の爲め開きたる各港の最寄に船々の出入安全の爲め證明臺燈明船浮木及び瀬標を備ふべし。日本吏人各港に於て密商及び禁制の品出入を防ぐ爲め至適の規則を設くべし。

第十二條　獨逸國の船日本の開港場に入來る時之を港內に導く爲め水先案內者を雇ふ事自由なるべし。又其船總ての運債及び商稅納濟の上にて發航せんとする時は港外へ出るため水先案內を雇ふ事勝手たるべし。

第十三條　獨逸國の商人は日本の開港場へ商物を輸入し其租稅を納めし上は日本運上所長官より其商稅收め濟の證書を請ふの理有べし。且此證書あらば右商物を再び日本の他の開港場に出入する共又商稅を納むるに及ばざるべし。日本政府諸開港場に於て倉庫を取建る事を務むべし。且其倉庫に於ては輸入する人或は荷主の願に任せ其品物の運上を納る事なく之を藏め置くの理あるべし。日本政府にて其品物を預り置く間は損害なき樣に引受くべし。尤外國商人共右入置きたる品物を輸入する人或は荷主是を倉庫より引取らんとする時は運上目錄通りの運上を拂ふべし。其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納るゝに及ばず。品物を引取節は孰れにも藏敷を拂ふべし。右藏敷高並に貨藏取扱向の規則は雙方相談の上之を定むべし。

第十四條　獨乙國の人民日本開港場内に輸入し此條約に定めたる商税納濟の諸貨物は日本人獨逸人に拘らず其荷主より日本國の諸部に輸送せしめ得べし。勿論之に租税或は運送の途上等何等の税をも拂ふ事なかるべし。

日本の産物は陸路水路修復のため諸商賣に付て取立る通例の運上の外別に運送運上を收る事なく日本人は日本の内何れの北よりも諸開港場へ運送する事勝手たるべし。

第十五條　外國貨幣の日本國内に故障なく通用せん事を欲するが爲め日本政府は速に貨幣製造法に緊急の改正を爲すを務むべし。

且日本内重立ちたる貨幣製造局並に諸開港場に於て取建べき貨幣局にて外國人及び日本人は其身分に拘らず諸種の外國貨幣及び棹金銀を其吹換入用を差引き日本貨幣と同種同量の割合を以て引換ゆべし。此吹換入用は雙方協議の上定むべし。獨逸國及び日本の人民互に拂方を爲すに外國或は日本の貨幣を用ふる事勝手たるべし。

第十六條　日本銅錢を除き諸種の貨幣並に貨幣に造らざる外國金銀は日本國より輸出する事を得べし。

若し日本運上所の吏人商人より申立てし價に付て異存ある時は其商物に價を極め其極めたる價にて買入る事を談ずる事自由たるべし。

若し其價付にて承諾する時は其談ぜし價を少しも減ずる事なく直ちに荷主に拂ふべし。

第十七條　若し獨逸國の船日本の海岸にて破船し或は漂着し又は已を得ず日本の港内に避け來る事あらば相當の日本長官是を知るや否や速に其船に可成丈扶助を加ふべし。

其船中の人々を懇に取扱ひ要用なる時は其人々最寄の獨逸國コンシュル館に赴くべき方便を與ふべし。

第十八條　獨逸國海軍備用の諸品は日本國の諸開港場に陸揚し獨逸吏人の保護する倉庫に藏ひ置べし。尤夫

が爲め租税を納むる事なしと雖も若し此備用品を日本人或は外國人に賣る事あらば其買主より相當の租税を日本長官に納むべし。

第十九條　日本天皇陛下他國の政府及び其人民に與へ或は爾後與へんとする總ての別段の免許及び便宜は條約を結べる獨逸國々の政府及び其人民にも此條約施行の日より免許あるべきを今爰に確定せり。

第二十條　來る壬申年則ち千八百七十二年第七月第一日に至り此條約の趣實驗し緊要なる變革或は改正を加ふる爲め是を再議し得べし。然りと雖も此再議の趣は少くとも一箇年前に告知すべし。若し日本天皇陛下此期限前に各國の條約を議せん事を欲し其に就て他の條約濟の各國にて同意せば條約を結ぶ獨逸國々も又日本政府の望に從ひ此會議に加ふべし。

第二十一條　獨逸國々の公使或はコンシユル吏人より日本長官に贈る總て公の書翰は獨逸語を以て記すべし。然りと雖も便利の爲め此條約施行の日より三箇年の間は和蘭語或は日本語の譯文を添ゆべし。

第二十二條　此條約は獨逸語日本語を以て各四通づつ記し其文意は各同義なり。

第二十三條　此條約は日本天皇陛下及び孛漏生皇帝陛下互に名を記し印を調して確定し本書は十八箇月の内に取替すべし。

此條約は名を記せし日より施行すべし。

右證據として雙方の全權此條約に名を記し印を調する者也。

日本明治二己巳年正月十日

西洋千八百六十九年第二月二十日

於神奈川

東久世中將

寺島陶藏
井關齊右衛門
フォン・ブランド

二三　獨逸國貿易定則

同じく十日、日獨間に左の交易定則が調印された。調印場所及び兩國全權同斷である。左にその全文を掲ぐ。

日本國に於て獨逸國人交易を爲す定則。

第一則　獨逸船日本の港に着して後四十八時中（日本二十四時日曜日を除く）甲比丹或は船長より日本運上所の役人へ獨逸コンシユルの請取書を見すべし。右は都て船中の書類積荷目錄等を獨逸公使館へ預けたる旨示せる者なり。其上右甲比丹或は船長書付を差出し以て其船の入港手續を爲すべし。

右書付は船號並に其船の出帆し來りし港の名噸數甲比丹或は船長の名又船中に旅客あらば其旅客の名並に其船の乘組人數を認めたる者にして右甲比丹或は船長其書付の無相違趣を證し其名を自記する者也。右書付と共に右甲比丹或は船司其積荷の告書を預くべし。是は包貨の記號及び番號並に其品物の種類斤數を其送狀に認ある通りに記載し荷物引受人の名を記したる者なり。且船中用意の品の目錄も右告書へ加ふべし。但甲比丹或は船長右告書は其船の總積荷及び船中用意品の無相違書付なる事を證し是に其名を自記すべし。

若し右告書中相違の廉を心付きたる時西洋二十四時（日本十二時日曜日を除く）中は罰金（註 手數料のこと）を拂ふ事なくして之を書き改むべし。然りと雖も此期限後に書改るか或は之に書入するに於ては墨斯哥銀十五

獨逸國貿易定則

枚の罰金を拂ふべし。
告書中に漏れたる諸品物に付ては運上の外別に罰金を拂ふべし。其罰金の高は其品物に付て拂ふ運上と同じかるべし。
甲比丹若くは船長此定則に示したる期限中に日本運上所へ其船の入港手數を爲すを怠らば右入港手數を怠る日毎に墨斯哥銀六十枚の罰金を拂ふべし。

第二則　日本政府は其港内へ入津せし各船（軍艦を除く）に運上所役人を差置くべき理あるべし。
船中にて右運上所役人を丁寧に取扱ひ且成るべき丈相當の用便をなすべし。
日沒より日迄の間は運上所役人より別段の免許なければ船より品物を卸すべからず。
且艙口其外總て船中荷物の納れある場所の入口には日沒より日出迄の間は日本役人是に封印し錠を鎖し或は堅く固封し置くべし。若し免許なくして日本運上役人の固封し置きたる人口の封印等を破り又は取除く時は其犯したる人々犯せし毎に墨斯哥銀六十枚の罰金を拂ふべし。
日本運上所へ相當の差出書を出さずして荷物を船中より卸し或は卸さんと謀れる品は次に定めたる通り捕押へ且取上ぐべし。
包貨の中目錄中に載せざる價ある品々を藏し以て日本國の收納を減ぜん趣意にて仕組たる者は取上ぐべし。
若し獨逸船日本の開かれざる港に於て諸品を密商し或は密商せんと謀る時は其諸品を日本政府に取上げ犯せし毎に其船より墨斯哥銀一千枚の罰金を拂ふべし。
修復を要する船々は運上を拂はずして其積荷を陸揚し得べし。右の陸揚したる諸品は日本役人預りあるべし。且藏敷人足賃並に守護の爲め都て相當の入費を拂ふべし。
然りと雖も若し其荷物の内を賣拂ふ時は其賣りたる分は定例の運上を拂ふべし。

積荷を同港内の他船へ移すには別に運上を拂ふには及ばずと雖も日本役人見分して事實無相違を知り然る後船移の爲右日本役人より渡す免狀を以て船移しすべきなり。若し右免狀を受けずして船移せし者は其犯せる毎に墨斯哥銀六十枚の罰金を日本政府に納むべし。

阿片を輸入するは禁制なれば交易の爲め日本に渡來する獨逸各船其船中に三斤以上の阿片を所持する時は其餘量を日本政府へ取押へ滅却すべし。且阿片を密商し又は密商せんと謀りし者は右密商し或は密商せんと謀りし阿片一斤毎に墨斯哥銀十五枚の罰金を拂ふべし。

第三則　荷主或は荷物の引受人荷物を陸揚する事を願ふ時は其荷物の差出書を日本運上所へ出すべし。此差出書は差出を爲す人の名又其荷物を輸入せし船の名其記號番號積荷の種類斤數並に各種の價を認めたる者にして此差出書中に載せたる諸物價の總計は其書面の末に記すべし。荷主又は荷物引請人其差出書は諸品の眞價を載する趣を記し以て之を證し又日本運上の害となるべき者は隱し置かざる旨を證すべし。

且荷主或は荷物引請人此證書に其名を自記すべし。

差出したる荷物目錄の本書は運上所の役人へ差出し役人其中に記したる品々を調べ終る迄其本書は役人の手に留め置くべし。

日本役人は右差出したる荷物の一部或は總體を改め得べし。又其れが爲め其荷物を運上所へ持來り得べし。然りと雖も之を改むるには輸入人は其失費を拂ふ事なく又品物の損せざるやう取扱ひ改濟の上は日本人再び其荷物を可成丈け其元形に包裝すべし。

且之を改むるには不用の時日を費さゞるべし。

荷主又は輸入人其荷物を請取らざる前輸入の途中にて損傷あるを見出す時は運上所の役人へ其損傷の趣を知らせ其職にして廉潔なる人二人或は二人以上にて其價を極めしむべし。但し其人々篤と檢査の後各包の

損じ高を歩割に記し其記號番數を認め證書を出すべし。尤其證書には運上所の役人立會にて右價付をなしたる人々其名を自記すべし。且輸入人は其證書を差出書へ添へ相當の高を引落すべし。

然りと雖も其船若し或る開港場より他の開港場へ運送する航海中破船する事あらば右運送先の運上所の證據の代りに破船せしといふ證據を別に持來るべし。尤商人は右證據を一箇年の內に差出すべし。日本役人疑敷思ふ品物は右役人是を取押置くべし。然りと雖も日本役人直に其事を獨逸國コンシユル吏人に告知すべし。

獨逸國コンシユル吏人取上る事に裁判せし品物は直ちに日本長官に渡すべし。且獨逸コンシユル吏人より言付し罰金の拂方は其吏人最も速に催促し日本長官へ收むべし。

第四則　出港を願ふ船々は二十四時（日本十二時前に運上所に告知すべし。此期限後は其船出港すべき理あり。然りと雖も其出港を否む時は運上所の役人等速に甲比丹又は其船の引請の人に右出港を否む譯を告げ又其趣を獨逸コンシユルに知らすべし。船司運上所より與ふる諸運上拂濟の證書を持參せざれば獨逸コンシユルは預り置たる書類を船司へ渡すべからず。

獨逸國軍艦は運上所へ入港又は出港を願ふを要せず。又其軍艦には日本運上所役人或は取締の役人來る事なし。

獨逸國の蒸汽飛脚船は同日に入港と出港を爲す得べし。且日本に上陸する旅客並に陸揚する品々の外は告書を差出す事を要せざるべし。然りと雖も右蒸汽船は何れの時にあつても運上所へ入港並に出港の願を爲し得べし（獨乙文に依れば「爲し得べし」は「爲すべし」とあり。）

然りと雖も此定則に添ふる條約第六十箇條に載せる通り荷物の價付するに付運上所の役人之を妨ぐべからず（「運上所役人云々」の議訂は日耳義貿易定則に詳なり。）

運上相濟の後は荷物を渡すべき免狀を荷主へ渡すべし。荷物は運上所にても船中にても渡すべし。

輸出せんとする諸品は船中へ輸送する前日本運上所に差出を爲すべし。其差出は書面にして其荷物を輸出すべき船名並に包貨の記號番數其貨數斤數及び代價を記載すべし。

輸入人右差出書中に載せたる諸品の無相違趣を認め以て之を證し之に其名を自記すべし。

運上所に差出を爲さゞる以前輸出の爲め船中に送りたる品々並に禁制の品々を包入せし荷物は總て日本政府へ取上ぐべし。

船々其乘組又は旅客の用物或は旅客の衣服等は運上所へ差出すを爲すに及ばず。若し獨逸商人日本の産物を日本の或る開港場より他の開港場へ輸送せんと欲する時は其品物を輸出する時拂ふべき運上を運上所へ預置くべし。六箇月の內地の開港場へ右荷物を陸揚せし趣を示せる證書を其他の運上所より持參せば預け置きたる運上は無異論速に返却すべし。

我邦の港へ輸出するを禁ずる品物は萬一右期限中に前條の證書を差出さゞる時は荷積せし者自ら右品物の代價を殘らず日本役人に拂ふべき趣を認めたる證書を差出すべし。

船中用意品の爲め入津する鯨漁船或は困難船は其積荷の告書を出す事を要せず。然りと雖も引續き商賣を願ふ時は第一則に揭る通りの告書を預くべし。

此定則中又は此定則を添る條約中船と稱するものは何れの處に在る共「シツプ、バルク、ブリツキ、ショーネル、シヤールツペ」(船名)又は蒸汽船を云ふ。

第五則　日本國の收納を害せん爲に僞の告書或は證書名を自記したる者は其犯す每に墨斯哥銀百二十五枚の罰金を拂ふべし

第六則　噸稅は日本の港に於て獨逸船よる取立る事なし

但し次に定めたる謝銀は運上役人に差出すべし

一船の入港手數に付墨斯哥銀　十五元

一船の出港手數二付墨斯哥銀　七元

總て此規則に載する處の荷物船積陸揚の免許に付ては謝銀を出す事なるべし。健固狀の如き他の證書に付て洋銀一枚半

第七則　總て日本に陸揚したる品々には次の運上目錄に從ひ日本政府へ運上を拂ふべし輸入品運上目錄（略す）

何れの日本人も日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を運送すべき各種の帆前船蒸汽船共買入るゝ事勝手たるべし。尤軍艦は日本政府の免許なければ買入るゝ事を得ず日本人買入れたる諸外國船（獨文には「諸獨逸船」とあり）は蒸汽船にて一噸に付一分銀三箇帆前船にて一噸に付一分銀一箇の運上を定め通り相納める時は日本船として船籍に書載すべし。尤其船の噸數を定むる爲め日本長官の需に應じ其筋のコンシュルより本國の船目錄の寫を相示し其眞を證すべし。

軍用諸品は日本政府及び外國人に而已販賣すべし

第八則　總て輸出すべき日本產物は次の運上目錄に從ひ日本政府へ運上を拂ふべし

輸出品運上目錄（略す）

日本に在留する獨逸人及び獨逸國船の乘組人又旅客自己の入用に滿つる丈けは輸出目錄に載せたる輸出禁制の穀物並に粉を買入るゝ事を許すべし。尤右穀物並に粉を獨逸國船に積入れんとする前必ず通例の通り運上所より船賃の免許狀を得べきなり

禁制穀物及び諸粉類を諸國開港場の間に輸送する事に付て日本政府是に故障をなさゞるべし

然りと雖も萬一日本人並に外國人右品物を或る開港場より運送する事に付格別の事故ありて當分の内是を禁ぜんと欲せば日本政府の趣意を二箇月前に獨逸長官に告知らすべし。且此禁制は事實不得止の時而已にして速に此禁を解く事に日本政府は注意すべし

此税則に載する日本一斤（即百六十目）は佛蘭西の六百零四ガラム五十三センチガラム又は英吉利一ポンド三分一に當る。一キールドは英吉利尺度三フートに當り佛蘭西の九百十四ミリメートル（ストリッヘ）に當る。英吉利の一フートは佛蘭西の三百四ミリメートル七に當り日本曲尺の一尺より一寸の八分の一丈け長し。材木の一コクは英吉利十立方コートヌハ英利堅厚さ一インチの木尺百二十フートに當る。一分（日方二文三分）は銀貨にして其厚さ佛蘭西の八ガラム六十七センチガラム（英百三十四グレーン）より足らず。其質は純銀九分に下らず。其交ぜ物は一分より多からざるべし。一セントは一分を百分せし一を云ふ。

第九則　運上所諸取扱後荷物の陸揚船積及び船人足小遣等雇方に付開港場に於て是迄訴証の起りし不都合を除かんが爲に各開港場の長官外國のコンシユルと談判し雙方協議の上右不都合決して生ぜざる様規則を立て日本人と外國人の交易並に其用向を可成丈け都合よく相便し且安全ならしむる樣雙方爰に議定せり

諸開港場に於て荷物陸揚船積の爲に用ふる波止場の内にて品物を船積する前又陸揚する後暫時假に納る爲小屋掛けを日本政府にて作るべし

第十則　此等條約施行する後五年に條約を結ぶ雙方の内にて望む時は輸入輸出の商税を再議すべし。然し若し此期限前日本政府他國の政府と再議する時は（獨文には「時は」の下に「日本政府の望に從ひ」との語あり）條約濟獨逸國々も此議に加はるべし

明治二己巳年正月十日

千八百六十九年第二月二十日

署名前に同じ

二四　瑞典那耳回國修好通商航海條約

同月二十日瑞典諸威國（二國にて一王の政令）及び西班牙國との間に左の如き修好條約の締結された事が達せられた。而して前者は元年正月二十七日、後者は翌二十八日に神奈川に於て調印を了したものである。その批准書の交換されたのは前者は三年十一月七日、後者は同年三月八日であつた。

日本國瑞典那耳回國修好通商及び航海條約日本天皇と瑞典那耳回ホーテン及ファンダーレーンの國王セイネ、マーエステイト、カーレル、ベイデ、ガラチー、ゴツトと兩國の間に懇親の因を結び兩國の臣民に緊密なる和親交易の條約を結ばん事を決し日本天皇は其全權として第二等官外國官副知事東久世中將第三等官外國官判事寺島陶藏井關齊右衞門を任じ瑞典那耳回國王はリツドル、デル、オルテ、ファンデル、ネードルランドセン、レーウ、コムマンデユール、エールステ、カラツセダネブログ、オルデ、オフイシール、デル、ソオボルド、ヲルデ、ファン、ベルベギー、リツドルエウエーデ、カラツセ、デル、コローン、ヲルデ、ファン、プロイセン日本在留の和蘭國王殿下のミニストル、レミデント、ジイルク、デ、ガラーフ、ファン、ボルスブルツクに命じ雙方其委任狀を照應し正實至適たるを檢査し以て左の條々を合議決定せり。

第一條　日本代々と天皇に瑞典那耳回代々の國を並に兩國臣民の間に永久の平和無窮の懇親あるべし

第二條　日本天皇緊要と鑑る事あらば瑞典那耳回の都府ストツクホルムに在留すべき公使（ヂブロマチノキアゲント）を任じ又瑞典那耳回國諸港に在留すべき領事官（コンシユライル、ベア、ムブテン）を任ずべし。在日本の公使及び總領事官（コンシユル、ゼネラール）は故障なく瑞典那耳回の國内を旅行すべし

瑞典那耳回國王緊要と鑑る時も日本天皇の首都に在留すべき公使を命じ又此條約にて瑞典那耳回國人貿易

の爲に開きたる日本各港に在留すべき領事官を命ずべし。

右公使及び總領事官は故障なく日本國内を旅行すべし

第三條　神奈川函館兵庫大阪の港及び市中は此條約施行の日より瑞典那耳回臣民交易の爲に開くべし。瑞典那耳回國民前條の港及び市中に居住する事を許すべし。其者等地所を賃借し又其地に在る建物を買ひ且住宅倉庫を建る事を許すと雖も是を建るに託して要害の堡砦を營むべからず。此規定守る事を證せん爲に其建物を修補模様替するに當つて日本其掛の役人時々見分する事當然たるべし

瑞典那耳回國の臣民居住すべき地所及び建物を營むべき場所は其所の日本役人と瑞典那耳回領事官にて定むべし。各港規則の儀も右同樣たるべし。若し日本役人及び瑞典那耳回領事官にて取極め難き時其事件を日本政府と瑞典那耳回公使の處置に托すべし

瑞典那耳回國の臣民居住すべき場所の周は日本人の方にて門柵を設る事なく自由の出入を妨ぐべからず。

瑞典那耳回人無障遊歩すべき規定の境界左の如し

神奈川にては川崎と品川の間に在る江戸海灣に流れ落る六郷川筋を限とし其外は諸方十里とす。箱館にては諸方十里とす。兵庫にては京都の方を除き諸方十里。大阪にては、一、南は大和川を界とし舟橋村迄登り夫より教興寺村佐太迄横斷するなり。二、界の市中は境外され其遊歩を許すべし。三、大阪より兵庫の往來道筋は京都を距る事十里外と雖も許すべし

却て里數は各港裁判所より算する陸路の程度なり。一里は佛蘭西尺の三千九百十メートルに同じ

長崎にては其處の周圍に在る御料所を限とす。瑞典那耳回人の内右界外に赴く者は日本政府にて取押へ領事館に引渡すべし

領事館は右犯法の者は相當に罰すべし

第四條　日本に居留する瑞典那耳回人は自國の宗旨を自由に信仰し且其居留地内へ宮社を營む事障りなし

第五條　日本に在る瑞典那耳回人の間に身上又は所持の品に就て起る爭論は都て日本國在留瑞典那耳回役人の裁斷たるべし（横文にはこの一章なし）瑞典那耳回人日本人に對し訴ふべき事あらば其領事館の方に赴き其旨を訴ふべし。領事館より右訴証を差出し後裁判所役人吟味の上實意に處置すべし。日本人より瑞典那耳回人に對して訴ふる事あらば裁判所に赴き其旨訴ふべし。裁判所は役人より右訴証を差出したる後領事館亦懇に相糺し實意に處置すべし。若し裁判所役人には領事館懇篤に處置し難き程の爭論起る事あらば裁判所役人及び領事官倶に吟味し正當裁判すべし。若し日本人瑞典那耳回人に逋債ありて償ふ事を怠り又は僞計を以て遁れんとする時は日本人儘力して正當に裁斷し逋債を償はしむる事を務むべし。瑞典那耳回人逋債を償ふ事を怠り或は僞計を以て遁れんとし日本人に逋債を償はざる時立ては瑞典那耳回領事官盡力して正當に處置し逋債を償はしむる事同樣たるべし。日本役人は瑞典那耳回領事官雙方共日本人或は瑞典那耳回人の逋債を引請償ふ事なし

第六條　瑞典那耳回人に對し惡事を爲せる日本人は日本役人にて糺明し（横文には「糺明し」は「召捕へ」とあり）日本法度に隨つて罰すべし。日本人或は外國人に對し惡事をなせる瑞典那耳回人は瑞典那耳回領事館或は其威權ある瑞典那耳回役人にて糺明し瑞典那耳回の法度に隨つて罰すべし。裁斷は雙方共偏頗なく正當に取捌くべし

第七條　此條約及び之に添ひたる交易の規律を犯せる過料又は品物を取揚る事は瑞典那耳回の領事官に知らせ館事官より言付けし返料又は取揚品は都て日本政府に屬すべし。運上所役人にて取押へし荷物は瑞典那耳回の郡事官にて裁斷する迄は領事官と運上役人雙方にて假に預り置くべし

第八條　瑞典那耳回人日本の開港場に於て自國の品物は勿論他國の品物にても日本禁制の品にあらざる交易の諸品を輸入し賣拂又は買入れ自國又は他國へ輸出する事勝手たるべし。此條約に添へたる税則に基き運

上納濟の上は其他別に運上を拂ふ事なし。瑞典那耳回人日本人より諸品物を買ひ又日本人に賣る時又は受取の時にても都て日本人役人之に立合ふ事なし。軍用諸品は日本政府或は外國人にのみ賣拂ふべし又再び之を賣るとも倶に妨なかるべし。日本人誰にても瑞典那耳回人より品物を買ひ之を所持し

第九條　日本に在留する瑞典那耳回人は日本人を雇ひ其日本人を法度に違背せざる諸用に給する事日本政府にて妨げざるべし。然りと雖も日本の國禁犯せる時は日本政府にて罰すべし

第十條　此條約に添へたる交易の規律は此條約之一體をなすものにして雙方ともに堅く相守るべし。日本にある瑞典那耳回國の公使は日本政府より委任せし役人と商議同心し諸開港場にて此條約に添ゆる交易の規則を施行するに緊要の規律を設くべき權あるべし

第十一條　各開港場に於て密商奸曲を防ぐため日本役人の規則を設くべし

第十二條　瑞典那耳回國船日本の開きたる港に來る時人港のため水先案內を雇ふ事勝手たるべし。又同國規定の運上及び逋債拂濟の上にて出港せんとする時と同樣たるべし

第十三條　瑞典那耳回國の商民は開きたる港に品物を輸入し規定の運上納濟の上は運上所より其證書を得る事勝手たるべし

右證書所持せば再其品物を他の開港場に轉致するに當つて出入共に二重の運上は取立てざるべし。

第十四條　瑞典那耳回人より開港場に輸入せし荷物此條約にて定めたる運上拂濟の上は日本人より國中何方に輸送するとも決して運上又は輸送の運上を取立る事なし

第十五條　雙方の國人互に物價を拂ふに日本並に外國の貨幣を用ふる事妨なし。諸貨幣は(日本銅錢を除く)輸出する事を得べし。又外國の金銀は貨幣に鑄たるもの或は鑄ざるも輸出する事を得るなり

第十六條　日本運上所の役人荷主申立の價を不相當と察する時は其役人より相當の價を附け其附けたる價に

て其品を買入る事を談ずべし。若し荷主之を否む時は運上所にて附けたる價に準じ運上を納むべし。承諾するに於ては運上所役人其價を減少せず直に其品物を買上ぐべし

第十七條　瑞典那耳回國の船日本海岸にて破船又に難風に逢ひ漂着し或は無餘儀日本國中の港へ來りて各難を遁れんとする事を知らば速に其所の役人懇に是を救ひ其船中の人々を厚く扶助し最寄の瑞典那耳回領事館へ赴くべき方便を與ふべし

第十八條　瑞典那耳回軍艦用意の諸品は神奈川長崎函館兵庫並大阪に陸揚し倉庫に納め瑞典那耳回の番人にて守護し得べし

夫が爲運上を納むる事なし若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時は買人より規定の運上を日本役所へ納むべし

第十九條　輸出入の運上は之に添へたる税則に基き日本政府に納むべし。右税則は千八百七十二年第七月一日に至り再び改むべし。茶生絲の税額を改むる事に付各國商議中なれば若し各國にて改税の上は之に添へる税則に掲る税額は日本政府と瑞典那耳回國公使と追て此條約施行の折に確定すべし

第二十條　神奈川長崎函館兵庫並大阪に於て輸入する者の需に應じ日本政府にて運上を取立る事なく外國より輸入せし品を庫に入置く用意をなすべし。日本政府にて其品を預り置く間は盜難並風雨の損害なき樣引受くべし。日本政府にて外國商人共右荷物無難の受合十分出來すべき樣堅固の土藏を取建つべし。附ては荷物を輸入する人又は荷主之を藏より引取らんとする時は運上目錄通りの運上を拂ふべし。其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を收むるに及ばず。荷物を引取る節は何れにも借庫規則に從ひ倉敷を拂ふべし

第二十一條　日本の產物は運送の陸路水路修復の爲諸商賣に依て取立る通例の運上の外は日本人より別に運

送運上を收むる事なし。日本の內何れの地よりも外國交易の爲め開きたる各港へ運送する事勝手たるべし

第二十二條　何れの日本人も日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を運送すべき各種の帆前船蒸汽船共買入るゝ事勝手たるべし。尤軍艦は日本政府の免許なければ買入る事を得ざるなり。日本人買入れたる諸外國船は蒸汽船は一噸に付一分銀三箇帆前船は一噸に付一分銀一箇の運上を定め通り收める時は日本の船として船籍に書載すべし。尤其船の噸數を定むる爲め日本長官の需に應じ其筋の領事館より本國の船目錄の寫を相示し其實を證すべし

第二十三條　日本の諸商人政府役人の立合なく相對に日本の開港場及び此條約中第二十四條に載せたる仕方にて海外へ出る許を得れば各國に於ても外國商人通例商賣に付て取立る運上より餘分は日本政府へ收むる事なし。且諸大名並その使用する人々現在取締の規則を守り定めたる通りの運上を納むる時は日本役人の立合なく諸外國又は日本の諸開港場に赴き其場所にて交易する事右同樣勝手たるべし

第二十四條　何れの日本人も日本の開港場或は各國の港々より又は日本の開港場或は各國の港々に（橫文には「港々に」の下に「日本船又は外國船を以て」の語あり）荷物を積送る事勝手たるべし。且既に慶應二年丙寅四月九日（西洋千八百六十六年五月廿三日）日本政府より觸書を以て布告せし如く其筋より政府の印章を得れば修業又は商賣の爲め各國に赴く事勝手たるべし。且日本との條約濟各國の船中に於て諸般の職を務むる事故障なかるべし。外國人の雇置く日本人海外へ出る時は開港場の長官へ願出で政府の印章を得る事妨なし

第二十五條　日本政府は外國交易のため開きたる各港最寄の船々の出入安全のため燈明臺浮木瀨印等を備ふべし

第二十六條　日本政府より既に他の外國政府及び臣民に對して許し又は以後許さんとする特典は瑞典那耳回政府及び臣民にも此條約を施行の日より同樣の免許あるべきを今玆に確定せり

第二十七條　兩國にて此條約を實驗して改革せん事を要する時は來る壬申年（千八百七十二年第七月一日）後に至り此條約再構を申立べし。但其一年前に其趣を通達すべし

第二十八條　瑞典那耳回國の公使及び領事官より日本役人にいたす公事の書通は佛蘭西語を以て書すべし。尤便利の爲め此條約施行の時より三箇年の間は和蘭語或は日本語の記文を添ゆべし

第二十九條　此條約は日本語二通都合四通にして其文は固より同義同意なりと雖も和蘭語を以て原と見るべし。然りと雖も若し日本語と和蘭語と意味相違する事あらば和蘭語に基き決定すべし

第三十條　此條約本書は日本天皇と瑞典那耳回國王との名を記し印を調して確定し其本書は可成丈速に取替すべし。但此條約は千八百六十九年第五月一日より施行すべし。右証として日本明治六戊辰九月廿七日（即西洋千八百六十八年第十一月十一日）神奈川府に於て雙方委任の全權等姓名を記し印を調するものなり

東久世中將
寺島陶藏
井關齊右衛門
ド、デ、ガラーフ、ファン
ポルスブルック

二五　西班牙國修好通商航海條約

對西班牙條約は前者と殆んど同様なれば省略する事とする。渡航印鑑改造に付海外在留者の身元を申告せしむ　同月二十三日渡航者許可に要する印章が改正された。それに就て「是迄外國航海ノ者へ御渡相成候印鑑今般御改造相成候ニ付當時海外諸國ノ罷越居候者ノ姓名年齢等士農工商ニ不拘相取調來ル二月中東京外

條約改定取調を外國官に委任す。

國官へ可申出旨御沙汰候事」といふ布告が發せられた。然し期限を過ぎるも猶も届出でざる向もあつたので重ねて四月二日各府藩縣に達してその申告方を督促する所あつた。二月二日外國官へ「各國條約改定取調御委任の旨御沙汰候事」の達があつた。

立后の大禮を各國に報す。

二六　立后の大禮を各國に報ず

二月十四日左の書翰を以て昨年十二月二十八日擧けられた立后の儀を各國執政宛に通告した。

以手紙啓上候然バ我客歳十二月二十八日於京都一條左大臣息女入内立后ノ禮式首尾克被相整候ニ付閣下迄申述候間貴國帝王陛下（英佛普蘭孛）大頭領殿下（米瑞）王殿下（葡白丁）へ右ノ趣御上被下度此段天皇陛下ノ命ニ依リ右可得御意如此御座候謹言

明治二年己巳二月十四日

日本國第一等官輔相兼議定

三　條　右　大　臣

各國

第一等執政閣下

英國第二皇子來朝の豫告

二七　英帝第二皇子來朝の豫告

英國の第二皇子が東西遍歴ノ途次、近く日本をも訪問されるが御來朝の上は兩國對等の禮典を以て御接待申上げる筈故その旨心得られる樣、なほそれに就ては追々外國官より通達する所あるべしとの辯事よりの達が出された。以後御來著まで達又は布告を以て屢々嚴重な戒告が發せられた。

二八　渡航志願者願出方

去月三月六日外國官より條約濟の各國への渡航志願者の願出方が決定した故に至急その旨御布告あられたしとの上申がなされてをつたが、四月十七日、志願の者はその府藩縣より東京外國官并に大阪、長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川の各外國の御役所へ願出づべき旨が布告された。その印章左の如し

第何號

日本　何の誰
政府　姓名印
之章　何歳

右之者此度海外旅行之儀願出候間差許申候就而者通行無差支様御免許被下且差掛要用之儀者相當之御扶助被下候様其筋へ依賴致之候

年號干支月日　日本外國官
符節　知事
何の誰　喜押

（註五年七月八日符節外國官を廢して外務省を置くに至り外國官知事は外務卿何之誰と書き改められた）

二九　渡航者規則書

同四月（日闕）外國官達を以て左の海外行の者へ附與する規則が發布された。

一各國御條約書中に有之候條々は一々相心得可申候事

一何事ニヨラズ皇國ノ御爲ト可相成筋見聞ノ節ハ精々心ヲ用ヒ穿鑿ヲ遂ゲ候上書面ヲ以外國官又ハ神奈川大阪兵庫長崎新潟函館ノ内外國掛御役所へ飛脚便の筋可申越若又書通不便之節ハ歸國ノ上可申出事

一銘々父母ノ國ヲ離レ外國へ罷越候儀ニ付各覺悟可有之儀ニ候得共一身ノ愼方者不及申聊ノ事ナリ共御國之御外聞不相成様心掛可申且引當無之外國人ヨリ借財ノ儀決テ不相成、萬一旅費其外差支無餘儀外國ニ於テ借財致候ハヾ歸國ノ節迄ニ何様ニモ致償戻決シテ不義理ノ事仕間敷若又引負等致其儘逃レ歸リ追テ相顯ル、ニ於テハ當人ハ勿論主家一類迄其時誼ニヨリ急度御咎ノ上償戻ノ儀可被仰渡事

一海外旅行中御國人ニ出會候ハヾ假令不相知モノニ候共互ニ相親シミ其モノ不心得ノ事有之候ハヾ異見差加へ或ハ病氣等艱苦ノ體見捨兼候ハヾ可成丈扶助致シ遣シ可申候事

一外國人へ對シ恨ミヲ含候事有之候共可成ハ堪忍イタシ不得止節ハ其土地ノ役所へ訴出靜カニ筋合糺シモラヒ可申何程憤怒ニ堪へザル事ナリトモ決テ外國人ヲ殺害イタシ又ハ爲疵負候様ノ擧動致間敷事

一御渡ノ御印章ハ大切ニ取扱歸國之上可奉相納尤當所ニ不限前書何レノ港ニテモ歸著之都合之都合次第相納候而不苦候事

一他國之人別ニ加ハリ候事幷宗門相改候儀堅ク御制禁ノ事

一年限ノ儀ハ別段御定無之候得共凡十箇年ハ御許容可被下候事

一年限相立無滯歸國之上ハ旅行中之始末委細ニ可申上候事

（註右印章は更に六年四月十二日改正された）

三十　生糸並茶増税約書

東京に於て慶應二年に取結ばされた約書中、生絲及び茶の税額はその後元價騰貴せる結果、英米佛伊獨五

ヶ國との間にその増税が協定され、同年十一月三十日より施行する事となつた。

尙番茶は是迄長崎港に限り輸出されてゐたが以後は他の開港場よりも自由に輸出し得る事が許可された。

外國交際の朝意を知藩事に諭す。

三一　外國交際之朝意を知藩事に諭す

七月三十日、知藩事に對して「外國御交際之儀は先達し御沙汰之通獨立自主の體裁被爲候樣以條約追々御談判可相成候。緩急國威不辱樣可有奉公候。此段知藩事被仰付候に付ては歸藩の上御趣意を奉じ職務勉勵實效を奏し候樣御沙汰之事」との達があつた。尙文中に「先達之御沙汰」とは去五月二十四日の外國交際準備的策問を指すもので、その主旨は「夫宇內に國するもの內外親疎の別ありと雖も安んぞ相往來せざるの理あらんや。已に往來す又盟約の信を固くせざるべからず。故に信義を尋ね條理を追ひ愈以獨立自主の體裁を確立候儀交際上準的と被思召候間意見無忌憚可申出事」といふ外國交際上の意見を徵したものである。

外務省を置く

三二　外務省を置く

七月八日外國官を廢して新に外務省を置いた。而して從來の首班外國官知事の名稱も外務卿と改させられ澤宣嘉之に任ぜられた。

英國第二皇子來朝

三三　英國第二皇子來朝

同月二十二日英國皇子橫濱に御到着あらせられ、二十五日御入京、二十八日參內あつて陛下と御對顏遊ばされた。御滯京中の宿所には芝濱御殿內延遼館を充てられた。八月三日御退京の際には庭內乘船場より川蒸汽船を召され、品川沖の本艦に乘移られて橫濱に向はせられた。十八日橫濱出航歸國の途に就かれ途中大阪

版籍奉還の事を各國公使に報す。

神戸、長崎の各港を御入訪あつて二十三日支那芝罘へ向け退帆あらせられた。

三四　版籍奉還の事を各國公使に報ず

八月十二日外務省より、版籍奉還の事を外國公使に通達し置かざれば今後何樣の不都合起るやも知れざる故速に御許決の上御沙汰有之度との伺が出てゐたが、同月（日闕）「伺出の通各國へ報知可致事」といふ指令が下つた。その文言は次の通りである。

以手紙致啓上候然バ我國中古以還封建ノ制度タリシ處客歳一新後諸般改革ヲ加候折柄右ニテハ專ラ政令一途ニ出候ニ不至依テ來諸侯ノ名儀ヲ廢シ其藩ノ知事職ニ被任且稱號ノ儀大小ノ別ナク華族ト唱フベキ旨布令被及候右ハ我國ニ取リ重大ノ事件ニ付爲御心得可得御意如斯御座候以上

墺國との修好條約

三五　墺洪國との修好條約

去月八月二十七日、日本と和親條約を結ぶために來朝した墺太利特派全權公使フライヘル、フォン、ペッツは九月十二日參内して國書を奉呈した。而して條約締結の談判は英公使パークス代理としてこれに當つた前出の通り舊幕府の諸外國と結んだ條約には弊害があるので、利害得失を公議の上改革すべき由が告示されたが、對墺條約はパークスのために計られて極めて不利な條約を結ばせられ改正どころか改惡となつてしまつた。尤も當時は左程不利なものとは思はなかつたので追々これを實驗の結果、頗る我にのみ不利なる所の不當の條約なることを覺つた譯であつた。このパークスは當時各國公使の牛耳を執つてゐたもので、墺國公使を我が公使館に宿泊させ、自らその代理となつたのは、舊來の條約では尙慊らず新に結ぶ墺洪條約によつて出來るだけ苛酷に日本を掣肘し、他の各國はその最惠國の權利に益々均霑しようといふ下心があつたから

で、彼は我國政府當事者の無經驗なるに乘じ、從來の條約は餘りに簡單で不明瞭の點が多く兎角事故を生じ易き故、成るべく明細に規定すべしとて幾多の條目を列記して、居留地、海關稅率等のことを明記して先づ墺・洪國の權益を非常に擴充したのである。この條約は九月十四日東京に於て調印され、批准書は四年十二月三日に交換された。その全文を左に揭げる。

日本墺地利洪牙利國修好通商航海條約

日本天皇陛下と墺地利皇帝婆希密等のキング兼洪牙利アポストリツク、キング陛下兩國の交際を永久親密にし且兩國臣民の貿易を容易ならしめん事を欲し其が爲め和親貿易航海の條約を結ばん事を決し日本天皇陛下は澤外務卿守從三位淸原朝臣宣嘉、寺島外務大輔守從四位藤原朝臣宗則を全權に命じ墺地利皇帝兼洪牙利ポアストリツク、キング陛下は第三等水師提督特派全權公使ナイト、ヲフ、ズイ、ミリタリー、ヲルドル、ヲフ、マリア、テレザ貴族アンゾニー、デ、ペツヅを其全權に命じ雙方互に其委任狀を示し其狀實良好にして適當たるを察し以て左の條約を協議決定せり

第一條　爰に條約を結べる兩國並其人民の間に永世の平穩無窮の和親あるべし

第二條　日本天皇陛下はウヰエンナの朝廷にヂプロマチツク、エゼントを置く事を得。又他のコンシユラル官吏在留する事を許せる墺地利及洪牙利の港及市中に日本コンシユラル官吏をも命じ得べし。日本のヂプマチツク、エゼント及びコンシユラル官吏は互の約束にて墺地利及洪牙利に於て他國のヂプロマチツク、エゼント並コンシユラル官吏と同樣今或は此役受くべき別段の免許並に權を受くべきなり。墺地利皇帝兼洪牙利アポストリツク、キング陛下は日本に其ヂプロマチツク、エゼント、コンシユラル、ゼネラールを命じ又日本何れの開港場何れの開市場にもコンシユラル或は副コンシユラル、エゼントを命じ得べし。此官吏等は日本政府と最も懇親なる國のコンシユラル官吏と同樣別段の免許及び權を受くべし。墺地利皇帝

兼洪牙利アポストリツク、キングより命ずるヂプロマチツク、エゼント並コンシユラル、ゼネラールは日本の諸部を故障なく旅行し得べし。且裁判すべき權ある墺地利兼洪牙利のコンシユラル官吏は若し其裁判すべき境界中にて墺地利及洪牙利船の破船するか或は人命及貨物に危害のある時其事實を監察する爲め其場所に赴き得べし。然りと雖も墺地利兼洪牙利コンシユラル官吏其時に當て先其土地の日本官府へ其趣意並其赴く所の場所を書翰にて告知すべし。其節日本官府より重立たる官吏をして必ず之と同道せしむべき也

第三條　横濱（神奈川縣の内）兵庫大阪長崎新潟（並に佐州夷港）箱館の市街及び港並に東京の市街を此條約施行日より墺地利及洪牙利の人及其交易の爲めに開くべし。前條の市街及び港に於て墺地利及洪牙利の人民永久居住する事を得べし。故に地所を借り家屋を買ひ住宅倉庫を建る事勝手たるべし。墺地利及洪牙利人民の住すべき場所並に其家屋を建べき場所は墺地利兼洪牙利コンシユラル官吏其地に在る相當の日本官吏と相談の上之を定むべし。又港則も右同様たるべし。若し墺地利兼洪牙利コンシユラル官吏及び日本官吏此事に付議定し得ざる事あらば之を墺地利洪牙利のヂプロマチツク、エゼント及び日本政府へ申立べし。日本人は墺地利及洪牙利人民住すべき場所の周圍に牆壁或は柵門を設けず其他自由の出入を妨ぐべき圍ひを營まざるべし。墺地利及洪牙利の臣民無故障歩行すべき境界は左の如し

横濱（神奈川縣の内）にては六郷川を限とし其外は諸方十里とす。兵庫にては京都の方は京を距る事十里の北に限り他の諸方は皆十里とす。大阪にては南は大和川口より舟橋村迄夫より教興寺村を通じ佐太迄線を引き之を限りとす。堺の市中は右線の外なれども墺地利及洪牙利人に歩行を免すべし。長崎にては其周圍に在る長崎縣の支配地を限とす。新潟箱館に於ては諸方へ十里とす。夷港にては佐州全島とす。東京に於ては新利根川口より金町迄。夫より水戸街道に沿ひ千住宿迄。夫より隅田川の川上へ登り古谷上郷迄。

夫より小室村高倉村小矢田村荻原村宮寺村三木村田中村の諸村落より六郷川に於て日野の渡背迄を限りとす。右十里の距離は前條各所の裁判所より陸上を算すべし。其一里は墺地利の一萬二千三百六十七フート英吉利四千二百七十五ヤールド佛蘭西三千九百メートルに當る。若し墺地利及洪牙利の人民前條の規則を犯し堺外に出る事あらば墨斯哥銀百枚の罰金を拂ふべし。若し再び犯す時は二百五十枚の罰金を拂ふべし。

第四條　日本に在留する墺地利及洪牙利人民は其自國の宗教を自由に行ひ得べし。故に其居留地に其宗教を奉ずるため宮社を營む事勝手たるべし

第五條　日本に在留する墺地利及洪牙利人の間に身上或は其所持する品物に付き爭論起る時あらば墺地利兼洪牙利官吏の裁斷に任すべし。日本長官は墺地利及洪牙利の人民と他の條約濟外國人との間に起る爭論にも亦關係する所なかるべし。若し墺地利及洪牙利の人民より日本人民に對し訴證する事あらば日本長官此事件を裁斷すべし。若し日本人より墺地利及洪牙利人に對し訴證する事あらば墺地利兼洪牙利長官之を裁斷すべし。若し日本人墺地利及洪牙利人に逋債ありて之を償ふ事を怠り或は欺僞を以て逃走せんとする時は相當の日本長官之を裁斷して其債主より逋債を償はしむる爲め諸事に力を盡すべし。又牙地利及洪牙利人欺僞を以て逃走せんとし或は日本人に逋債を償ふ事を怠る時は墺地利兼洪牙利長官正しく裁斷し逋債を償はしむる爲諸事に力を盡すべし。墺地利兼洪牙利長官も日本長官に於ても兩國の人民互に相關する逋債は償ふ事なかるべし。

第六條　日本人民或は他國の人民に對して惡事を爲せる墺地利及洪牙利人民は墺地利兼洪牙利コンシユル官吏に訴へ牙地利及洪墺利の法度を以て罰すべし。墺地利及洪牙利人民に對し惡事を爲せる日本人民は日本長官に訴へ日本の法度を以て之を罰すべし

第七條　此條約或は之に附屬する貿易の規律又は稅則を犯せるに付取立べき罰金或は其物を取揚る事は墺地

利兼洪牙利コンシユル官吏の裁斷に因るべし。其取立たる罰金或は取揚品は都て日本政府に屬すべし。取押へたる荷物は日本長官並に墺地利兼洪牙利コンシユル長官にて其荷物に封印をなし墺地利兼洪牙利コンシユルにて裁斷する迄は運上所の倉庫に取押へ置べし。若し墺地利兼洪牙利コンシユル其荷主又は引請人正理なりと裁斷する時は其物品を速にコンシユルへ引渡すべし。然りと雖も日本政府若し右コンシユルの裁斷に同意せず尙高官の裁判によらん事を欲せば右荷主又は引請人其品物の代料を其裁斷濟迄墺地利兼洪牙利コンシユルへ預くべし。取押へたる荷物容易に腐敗損傷すべき質の物なれば其裁判濟まざる共其代價を墺地利兼洪牙利コンシユル所に預り荷物は荷主或は其引受人に渡すべし

第八條　貿易の爲め開き又は開くべき日本の諸港に於て墺地利及洪牙利人民は墺地利及洪牙利領或は他邦の港より禁制に非ざる諸種の貿易品を輸入し是を販賣し又は之を買入れ墺地利及洪牙利或は他邦の港に輸出する事勝手たるべし。此條約に附屬する稅目に擧げたる租稅而已を相納め他の諸稅は總て拂ふに及ばず。若し日本運上所の官吏商人より申立し價に付て異存ある時は其商物に價を極め其極めたる價にて買入る事を談じ得べし。若し荷主此價附にて承諾せざる時は日本運上所官吏の極めたる價に從て其稅銀を收むべし。若し其價附にて承諾する時は其談ぜし價は少しも減ずる事なく直ちに荷主に拂ふべし

第九條　墺地利及洪牙利の商人は日本の開港場へ商物を輸入し其租稅を納めし上は日本運上所長官より其商稅收め濟の證書を請ひ得べし。且此證書あらば右商物を再び日本の他の開港場に出入する共又商稅を納むるに及ばざるべし

第十條　日本政府諸開港場に於て倉庫を取建る事を務むべし。且其倉庫は輸入する人或は荷主の願に任せ其品物の運上を納る事なく其品を藏め置くを得べし。日本政府にて其品を預り置く間は損害なき樣に引受くべし。尤外國商人等の入置ける品物の爲火難の受合を立て得る樣政府に於て總て肝要なる設けをなすべ

し。其又商物を輸入する人或は荷主是を倉庫より引取らんとする時は運上目錄通の運上を拂ふべし。其品物を再び輸出せんと欲する時は運上を納るに及ばず。品物を引取る節は孰れにも藏敷を拂ふべし。右藏敷高並に貸藏取扱向の規則は雙方相談の上之を定むべし

第十一條　墺地利及洪牙利人民日本國の開港場に於て買入れたる日本產物を日本他の開港場に諸稅を拂ふ事なく輸送する事勝手たるべし。若し墺地利及洪牙利商人日本の產物を日本の開港場より他の開港場へ輸送せんと欲する時は其品物を輸出する時拂ふべき運上を運上所に預け置べし。六箇月の內に他の開港場へ右荷物を陸揚せし趣を示せる證書を其地の運上所より持參せば右預り置たる運上は無異論速に返却すべし。我邦の港へ輸出するを禁じたる品物は前條に定めたる期間中に前條の證書を差出さゞる時は荷積せし者右品物の代價を殘らず日本官吏へ拂ふべき趣を認めたる證書を差出すべし。然りと雖も其船若し開港場より他の開港場へ運送する航海中破船する事あらば右運送先の運上所證據の代りに破船せしといふ證據を別に持來るべし。尤墺地利及洪牙利人は右證據を一個年の中に差出すべし

第十二條　墺地利及洪牙利の人民日本開港場內に輸入し此條約に定めたる商稅納濟の諸貨物は日本人又は墺地利及洪牙利人に拘らず其荷主より日本國の諸方に輸入せしめ得べし。勿論之に租稅或は運送の運上等何等の稅をも拂ふ事なかるべし。日本の產物は陸路水路修復の爲め諸商賣に付て取立る通例の運上の外別に運送の途上に收る事なく日本人は日本の內何れの地よりも諸開港場へ運送する事勝手たるべし

第十三條　墺地利及洪牙利人民は諸種の商物を日本人より買入れ又は日本人に賣渡す事を得べし。其賣買或は代價受取り拂ひの時に當て日本官吏之に關係する事なかるべし。日本人は墺地利及洪牙利及び日本の開港場に於て墺地利及洪牙利人民より諸種の商物を日本官吏の立合なく買入れ又之を貯藏し及び之を共用に供し或は再び販賣する事勝手たるべし。尤日本人民墺地利及洪牙利の人民と貿易するに付ては日本人相共

に商賣するに付取立る運上の外は日本政府にて取立てざるべし。總て日本人民は現在取締の規則を守り定例の運上を納る時は一般の通則に從て墺地利及洪牙利又日本諸開港場に赴き其場所にて日本官吏の立合なく墺地利及洪牙利人民と交易する事勝手たるべし。總て日本人は日本產物又は他國の產物を日本開港場へ或は日本の開港場より或は日本開港場の間に或は他國の港より或は他國の港へ日本人民或墺地利及洪牙利人民所持の船にて積入れ輸送する事勝手たるべし

第十四條　此條約に添ふる交易の規律並に運上目錄は此條約と一體をなせる者にして雙方共堅く之を守るべし。日本に於て墺地利兼洪牙利ヂプロマチック、エゼント日本政府より任ずる官吏と協議して此條約に添ふる交易規律の趣意を施行する爲交易の爲開きたる諸港に於て緊要至當の規律を立てるの權あるべし。日本官吏各港に於て奸曲並に密商を防ぐため至適の規律を設くべし

第十五條　日本政府は日本に在留する墺地利及洪牙利人民日本人を通辯或は師表役使等の諸役に使用し是を法度に違背せざる諸用に給する事を妨げざるべし。然りと雖も若し日本人罪科を犯す時は日本の法度を以て罰すべし。日本人墺地利及洪牙利の船中に於て諸般の職事に雇はるゝ事勝手たるべし。墺地利及洪牙利人の雇ひ置ける日本人若し其雇主に同道し海外に出る事を其地の官府に願出る時は政府を免許を得べし。既に日本慶應二年丙寅四月九日西洋千八百六十六年第五月二十三日日本政府より觸書を以て布告せし如く日本人は其筋より政府の印章を得れば修業或は商賣爲墺地利及洪牙利に赴く事を妨げざるべし

第十六條　日本政府は速に日本貨幣製造法に緊要の改正を爲すを務むべし。且日本重立ちたる貨幣製造局並に諸開港場に於て取建つべき貨幣局にて外國人及び日本人は其身分に拘らず諸種の外國貨幣及び棹金銀を其吹換入用を差引き日本貨幣と同じ直價の割合を以て引換ゆべし。此吹換入用は雙方協議の上定むべし。墺地利及洪牙利人と日本人民互に拂方を爲すに外國或は日本の貨幣を用ふる事勝手たるべし。日本銅錢を

除き諸種の貨幣並に貨幣に造らざる外國の金銀は日本國より輸出する事を得べし

第十七條　日本政府は墺地利及洪牙利人貿易のため開きたる各港の最寄に船の出入安全のため燈明臺燈明船浮木並に瀨標を備ふべし

第十八條　墺地利及洪牙利の船日本の海岸に或は破船し或は漂着し或は已むを得ず日本の港内に避け來る事あらば相當の日本長官是を知るや否や速に其船に可成丈け扶助を加へ其船中の人々を懇に取扱ひ要用なる時は其人々に最寄の墺地利兼洪牙利コンシユル館に赴くべき方便を與ふべし

第十九條　墺地利及洪牙利海軍備用の諸品は日本國の諸開港場に陸揚し墺地利洪牙利官吏の保護する倉庫に藏め置くべし。尤夫が爲め租税を納むる事なしと雖も若し此備用品を日本人或は外國人に賣る事あらば其買方より相當の租税を日本長官に納むべし

第二十條　日本天皇陛下他國の政府及び其人民に與へ或は爾後與へんとする總て別段の免許及び便宜は墺地利及洪牙利政府並に其人民にも此條約施行の日より免許あるべきを今爰に確定せり

第二十一條　來る壬申年即千八百七十二年第七月一日或は其後に至り此條約貿易定則並輸入輸出の商税を實驗し緊要なる變革或は改正を加ふる爲め是を再議し得べし。然りと雖も此再議の趣は一箇年前に告知すべし。若し日本天皇陛下此期限前に各國の條約を改議せん事を欲し其事に付て他の條約濟の各國にて同意せば墺地及洪牙利政府も亦日本政府の望むに從ひ此會議に加るべし

第二十二條　墺地利兼洪牙利のヂプロマチツク、エゼント或はコンシユラル官吏より日本長官に贈る總ての公の書翰は獨逸語を以て記すべし。然りと雖も便利の爲め此條約施行の日より三箇年の間は英語或は日本語の譯文を添ふべし

第二十三條　此條約は獨逸文二通英文三通日本文二通各七通に認め其文意は各同議なりと雖も文意相違する

事あらば英文を原と見るべし

第二十四條　此條約は日本天皇陛下及び墺地利皇帝兼洪牙利皇帝アポストリック、キング陛下互に其名を記し印を調し確定し本書は十二箇月の内或は可成は其以前に取替すべし。此條約は今日より施行すべし。右證據として雙方の全權此條約に名を記し印を調するものなり

日本明治二己巳年九月十四日
西洋千八百六十九年第十月十八日
於東京

澤外務卿從三位　清原宣嘉
寺島外務大輔從四位　藤原宗則
フライヘル、フォン、ペッツ

米國新舊公使來朝

三六　米國新舊公使來朝

米國公使交代するに當りその挨拶と大統領グラントの國書奉呈の爲め參朝拜謁仕度しとの願出に對し政府は御一新以來前例なき事ではあるが、國書奉呈旁々參朝の儀は既に昨冬の類例もある上に交際上最も至重の事であるから差し許されたが宜しからうと極り、十月八日兩公使に拜謁仰付けられた。尙ほ當日新舊兩公使へ勅語を賜つた。

條約改正談判を各國に提出

三七　條約改正談判を各國に申込む

從來の條約の何れも日本に不公平なるを悟つた政府は、十二月に改正談判開始の希望を各條約國に申込ん

西班牙公使參朝
三年

だが當時は未だ之に從ひ談判を開かうといふ國がなかつた。三年三月七日、條約批准書交換のため西班牙公使參朝した。

領事を桑港に置く
チャーレス
ウォルユット
ブルークス

三八　領事を米國桑港に置く

米國人チャーレス、ウヲルユット、ブルークスなる者舊幕府時代より桑港領事の委任を受け、また華盛頓政府よりもその免許狀を受て本邦人の周施方に盡力してゐたが、三月（日闕）新政府も同人の存在を甚だ便利として新に委任狀を送つて引續いて日本國領事たる事を囑託した。元來同人は無給で、日本よりの買上品に就て五分の手數料と事ある每に幾何の手當を給されてゐたが、新政府は從來の同人の功勞に酬ゆる爲め且は日本政府の體面を慮つて年一千弗を給する事となつた。

帝王名義及勅語國書式幷公使參朝接待方の案

三九　帝王名義及勅語國書式方幷公使參朝接待方の案

參考として左に外務省伺（月日闕）を引照す。

更ニ確定スベキ件々

帝國名義の事

一帝國名義ノ事

右ハ各國トモ稱シ居候皇帝々王國王等ノ稱號判然不致ヨリ我國ニ對シテモ稱號一ナラズ。右等曖昧朦朧ニテハ、實ニ朝家ノ榮辱ニモ關係候儀ニ付於我朝　天皇（スメラミコト）ト稱シ奉ル事萬世不朽ノ國語ニ候旨ヲ示シ譬バ佛語ニテ帝ヲエンペロール、王號ヲロハト稱シ英語ニテハ帝ヲインペロル、王ヲキング杯其國々ノ尊稱ヲ以往復イタシ候ヲ各自美目ヲ得候姿ニテ名義分明致シ候樣存候間宜御高諒被下度候事

一敕語　國書類御決定ノ事

右勅語ハ各國トモ無親疎メク百度同一ニ無之候テハ御不都合ニモ有之國書ノ儀モ是迄和文漢文混交ノ文體ニテ是亦體裁ノヨロシキト申儀ニモアラズ。且又彼國王ニ被爲對貴國皇帝陛下杯ト御尊奉被遊候儀ハ御國柄ノ最一ニモ候間更ニ太政官大史神祇官大史大學等ヘ御下命有之皇文ニテ御勘署御基、被遊度候事

一彼國書御覽ノ節ハ御椅子立御、國書無之節ハ立御不被爲在候事

一於大廣間拜龍顔候節是迄公使等拜禮ノ場所疊段有之候ヘ共自今撤却ノ事

但附屬ノ者成丈減少スベシ。通辯ハ格外ノ事

右ハ是迄沓ノマヽ御前ヘ進ミ候ニ付相停サセ可申否ノ儀ドモ種々省中理論ヲ經候ヘドモ何分彼沓ヲ脫シ候節ハ所謂我朝服ニ冠ヲ失ヒシニ等シキモノニ相當リ候間差止候譯ニモ參リ兼候雖然、土足ヲ以テ御前ヘ相進ミ候儀ハ如何ニモ不敬トモ被存候間向後櫻ノ間邊廊下及ビ拜禮ノ場所疊段ドモ不殘時ニ臨ミ板敷ニ取繕ヒ候積ノ事

一昇殿上右大臣出會廢止ノ事

右ハ是迄出會有之候ヘドモ自今廢止、退出ノ節モ同樣ノ事

一御郭內　公使等下車ノ場所ハ是迄通ノ事

一公使參朝ノ節隨從ノ兵隊引率ヲ不許候事

右兵隊引率候節ハ彼ヨリ輕蔑ノ限リニテ屬國同樣ノ譯柄ニモ相當リ實ニ國威ヲ瀆シ候最第一事ニ候間自今斷然廢止イタシ候積ノ事

一於延遼館賜饌ノ事

右是迄最初ヨリ西製料理ニ候ヘ共向後饗饌ノ式ヲ儲ケ著館ノ節皇國風ニテ極輕便ノ祝酒ヲ賜リ次ニ食室ニ招ジ西洋料理被下候積リノ事

但是迄賜饌ノ節官員出席接伴ノモノ略服ニ候ヘドモ自今接伴人不殘禮服着用。彼國公使等ニモ禮服如例著用ノ事

これに對して『國書之體ノ儀ハ先可爲是迄ノ通其余ハ總テ伺ノ通』との指令が下つた。事實謁見の手續漸次改正されて行つた。また六年一月伊國皇帝への御親書以後、天皇を皇帝と改させられた。

丁抹公使始めて國書を上る

○各國の君主を皇帝と稱する議、　各國公使より、爾今各國至尊を稱する場合は一樣に皇帝の文字を用ひられたしとの申出があつたので外務省は七月十三日附の書面を以て、　各國の至尊は協議の上何れも上下優劣なき樣になつたとの趣なれど、その約書並に年月等承りたしとの照會を各公使へ發した。これに對して同月二十七日、英佛蘭獨西各公使より、右は各國の條約にて取極た儀ではなく只だ斯樣の仕來にて、歐州君主の位階は何れも優劣なきものとの返答があつた。八月十二日、新に赴任し來れる丁抹公使參朝して皇帝の國書を奉呈した。

各國領事への通達方

四〇　各國領事への通達方

八月二十五日附の外務省より神奈川縣への移牒によれば、從來は横濱在留の領事及び各國の領事への通達は大小丞から出されてゐたが今よりその縣より直接に通知せしめることになつた。

米國前國務長官參內

スワルト

四一　米國前國務長官參內

米國の前執政スワルトの來朝に就て、政府は『高名ノモノ渡來ノ國ニ於テハ其才能ヲ貴重シ宇宙形勢談判等ノタメ其國君主引見ヲ始メ善美ヲ盡シ鄭重ノ接待有之由ニ付日本政府ニ於テモ相當ノ御取扱相成候ハヾ則米國ヘ親和ヲ被表候儀ニテ御聲聞尤可宜云々』の外務省の伺を容れ九月十四日、スワルトの參內を許し陛下

に拜謁仰付られた。

〇上海に監督官を派す、　十月三日品川外務大錄、齋藤外務少錄を上海に派遣した。その任務は在留邦人の取締、貿易の監督及び支那官吏との交際並に上海在留歐州同盟各國官吏との親和であつた。

上海に監督官派遣

四二　小辯務使を英佛獨に派遣す

少辯務使を英佛獨に派遣す

鮫島外務大丞鹽田權大記

去二月外務省伺を以て、國際外交に後れざらんため辯理公使を海外に駐在せしめらるゝやう建議するところあつた。六月更にその實施の速かなることを請ひ、その方策として、辯理公使を駐在せしめる事は莫大の經費を要する故、公使の名義としてゞはなく、然るべく官員を兩三人を英佛兩國へ派遣し時宜次第他の國々へも派出せしめれば、俸給その他の費用一萬弗餘で足りるであらうといふのであつた。これに對して遂に裁可の指令が下つたので始めて駐在外交官が置かれることになつた。そこで鮫島外務大丞を少辯務使に任じ、鹽田權大記(書記繙譯)後藤權少記(記錄、、)等これの隨員として閏十月二日に英佛獨に向けて赴任した。然しこの時には英國へは行かなかつた。これより續々駐在外交官が派遣されるに至つた。

四三　白耳義公使國書を上る

白耳義公使國書を上る

白耳義國からはまだ公使の派遣を見なかつたが、我が政府よりの要求によりキントラローデンベーキが新に北京より赴任して來たので、閏十月八日拜謁仰付けられ新公使は委任狀及び二通の國書を奉呈した。

四四　外國公使參朝道筋心得方

外國公使參朝道筋心得方

十一月二十八日東京府達を以て外國公使參朝の節の心得方が發せられた。度々の暴行沙汰に懲りてゐるの

外國行官員從者人員を定む 四年

獨逸公使國書を上る

布哇國修好條約

で甚だ嚴重を極めたのである。その主なる項目を擧げれば、

一、道筋往還掃除人入念可申事。一、往來混雜不致タメ　ハ通行差止候事。一、右ニ付辻固兵隊罷出候間中添年寄町年寄共羽織袴著用持場へ罷出居外國人ニ對シ不作法無之樣厚心付可申事。一、通行夜分ニ候ハヾ町家軒先へ提燈可差出候事、などがある。

四五　外國行官員從者人員を定む

四年正月晦日の外務省伺には外國行官員の從者人員の規定が上申されてゐる。それによれば從來はこれに就て別に規則とては無く、一人位連れて行つた者もあるが、多くは獨行で、留學生に至つては最近の達によつて華族と雖も從者は許されない程に決定致した程で、公用とても高官は附屬の官員が同行するので從者なくとも宜しい譯であるが、若し不都合の場合は敕任は二人、奏任は一人（何れも官費）までは許可されては如何といふのであつた。この案は間もなく實施される事になつたが、後六年三月改正された。

四六　獨逸公使國書を上る

プロシヤ皇帝ウヰルヘルム陛下が諸聯邦より推されて新に獨逸皇帝の位を加へられ、代々全獨逸聯邦を統治されることになつたので、獨逸公使は三月十二日參內して、その趣を記せる千八百七十三年一月二十九日附の國書を捧呈した。

四七　布哇國修好條約

七月四日東京に於て布哇國との間に修好通商條約が調印され同日批准書が交換あつた。日本側の全權は外

澤宣嘉
寺島宗則
チャーレス、
イーデロング

務卿澤宣嘉、外務大輔寺島宗則、布哇側はチャーレス、イーデロングであつた。八條より成るその全文左の如し（前書略）

第一條　大日本天皇陛下と布哇諸島皇帝陛下各其後嗣並兩國臣民の間に永久の平和無窮の親睦あるべし

第二條　爰に條約を結べる兩國の臣民は他國の臣民と交易するを許せる總ての場所諸港及び河々に其船舶及び荷物を以て自由安全に來り得べし。故に兩國の臣民右諸港諸地に止り、且住居を占め家屋土藏を借用し又之を領する事妨けなく諸種の産物製造物商賣の法令に違背せざる商物を貿易し他國の臣民に已に許せし或は以後許さんとする別段の免許は何れの廉にても他國へ一般に許容する者は兩國の臣民にも同樣推及すべし。尤爰に條約を結べる兩國領內にて事業を營み或は居留する他國の臣民より取立べき稅は常に拂ふべし。

第三條　爰に條約を結べる兩國若し然るべきと思はるゝチブロマチック、エゼントを命じ兩國政府に在留せしむべし。又コンシュル或はコンシュラル、エゼントを命じて、國中にて他國臣民と貿易するを許せる諸港或は諸場所に居留せしむべし。右兩國のコンシュル或はコンシュラル、エゼントの最も懇親なる國の同位階を有せるエゼントの今現に得たる公理別段の免許免除自由の特典を得べし。或は此後得べき者も亦然りとす

第四條　大日本天皇陛下より他國或は臣民に免許し或は向後免許すべき諸事は布哇政府及び其臣民にも同樣に之を推及すべき事を玆に約せり

第五條　布哇人は日本人を雇ひ是を法度に於て禁ぜざる諸用に給する事日本政府に於て之を妨げざるべし

第六條　外國人雇置く日本人開港場知事に願出れば海外行の印章を得べし（横文には本條を五條內に加ふ）

第七條　爰に條約を結べる兩國此條約の趣を實地經驗の上何れの方にても不都合の廉あるを知らば六箇月前

に報知し雙方協議の上改定すべし

第八條　此條約は大日本天皇陛下と布哇諸島の皇帝陛下互に催證し本書は東京に於て此條約を同日に取替せり。又此條約の趣は右本書取替せる日より直に施行すべし

右證據として大日本明治四年辛未七月四日西暦千八百七十一年第八月十八日東京に於て雙方の全權此條約に名を記し印を調する者也

四八　廢藩置縣を各國に報ず

廢藩置縣を各國へ通知す

廢藩置縣に際し七月十六日各國公使へは外務卿並に外務大輔の名を以て、各國岡士（領事）へは外務大小丞の名を以て夫々左の旨が通達された。

以手紙致啓上候然バ我國地方官ハ是迄府藩縣ノ三制ニ相分有之候處今般深ク向後便利ヲ謀リ藩名ヲ廢シ總テ縣ト相改候此段不取敢御心得迄ニ及御報知候右可得御意如此御座候以上

四九　清國と修好條約通商章程の締結

清國と修好條約通商章程の締結

七月二十九日清國との間に始めて修好條約が調印された。なほ同日通商章程が取極められ即日遵行された。修好條約は六年七月批准書交換と同時に實施された。修好條約の全文左の如し

大日本國
大清國　修好條規

大日本國と大清國は古來友誼敦厚なるを以て今般一同舊好を修め益邦交を固くせんと欲し大日本國欽差全權大臣從二位大藏卿伊達大清國欽差全權大臣辦理商事務太子太保協辦大學士兵部尙事日直隷總督部堂一等肅毅伯　李各奉じたる上諭の旨に遵ひ公同會議して修好條規を定め以て雙方信守し久遠替らざる事を期す。其議定せし條々左の如し

第一條　此後大日本國と大淸國は彌和誼を敦くし天地と共に窮りなかるべし。又兩國の屬したる邦土も各禮を以て相待ち聊侵越する事なく永く安全を得せしむべし

第二條　兩國好相通ぜし上は必ず相關切す。若し他國より不公及び輕藐する事有る時其知らせを爲さば何れも互に相助け或は中に入り程克く取扱ひ友誼を敦くすべし

第三條　兩國の政事禁令各異なれば其政事は己國自主の權に任すべし。彼此に於て何れも代謀干預して禁じたる事を取り行はんと請ひ願ふ事を得ず。其禁令は互に相助け各其商民に諭して土人を誘惑し聊違犯あるを許さず

第四條　兩國秉權大臣を差出し其眷屬隨員を召具して京師に在留し或は長く居留し或は時々往來し內地各處を通行する事を得べし。其入費は何れも自分より拂ふべし。其地商家屋を賃借して大臣等の公館と爲し並に行李の往來及び飛脚を仕立て書狀を送る等の事は何れも不都合なき樣世話

第五條　兩國の官位何れも定品有りと雖も職を授る事各同じからず。因て彼此の職掌相當する者は應接及び文通とも均く對待の禮を用ふ。職卑き者と上官と相見るには客禮を行ひ行務を辨ずるに付ては職掌相當の上官へ照會して其上官へ轉申し直達する事を得ず。又雙方禮式の出會には各官位の名帖を用ふ。又兩國より差出したる官員初めて任所に到着せば印證ある書付を出し見せ假冒なき樣の防ぎをなすべし

第六條　此後兩國往復する公文大淸は漢文を用ひ大日本は日本文を用ひ漢譯文を副ふべし。或は只漢文のみを用ひ其便に從ふ

第七條　兩國好みを通ぜし上は海岸の各港に於て彼我共に場所を指定し商民の往來貿易を許すべし。猶別に通商章程を立て兩國の商民に永遠遵守せしむべし

第八條　兩國の開港場には彼此何れも領事官を差置き自國商民の取締をなすべし。凡家財產業公事訴訟に干

係せし事件は都て其裁判に歸し何れも自國の律例を案じて糺辯すべし。兩國商民相互の訴證には何れも願書體を用ふ。理事官は先づ理解を加へ成丈訴證に及ばざる樣にすべし。其儀能はざる時は地方官に掛合ひ雙方出會し公平に裁判すべし。尤盜賊缺落等の事件は兩國の地方官より召捕り吟味取上げ方致す而已にして官より償ふ事はなさゞるべし

第九條　兩國の開港場に若し未だ理事官を置かざる時は其人民貿易何れも地方官より取締り世話すべし。若し罪科を犯さば本人を捕へて吟味を遂げ其事情を最寄開港場の理事官へ掛合ひ律を照して裁斷すべし

第十條　兩國の官吏商人は諸開港場に於て何れも其地の民人を雇ひ雜役手代等に用ふる事勝手たるべし。尤其雇主より時々取締をなし事に寄せ人を欺く事なからしむべからず。若し犯罪の者あらば其地方官より召捕り糺辯するに任せ雇主より庇ふ事を得ず

第十一條　兩國の商民開港場にて彼此往來するに付ては互に友愛すべし。刀劍類を携帶する事を得ず。違ふ者は罰を行ひ刀劍は官に取上ぐべし。又何れも其本文を守り永住暫居の差別なく必ず自國理事官の支配に從ふべし。衣冠を替へ改め其他の人別に入り官途に就き紛はしき儀有る事を許さず

第十二條　此國の人民此國の法度を犯せし事有し彼國の役所商船會社等に隱れ忍び或は彼國各處に遁け潛み居る者を此國の官より查明して掛合ひ越さば彼國の官にて早速召捕へ見遁す事を得ず。囚人を引送る時は途中衣食を與へ凌辱すべからず

第十三條　兩國の人民若し開港場に於て兇徒を語り合ひ盜賊惡事を爲し或は內地に潛み入り火を付け人を殺し劫奪を爲す者あらば各港にては地方官より嚴く捕へ直に其次第を理事官に知らすべし。若し兇器を用ひて手向ひせば何地に於ても格殺して論無かるべし。併し之を殺せし事情は理事官と出會して一同に查驗すべし。若其事內地に發りて理事官自ら赴き查驗する事屆きかねる時は其地方官より實在の情由を理事官に

照會して査照せしむべし。尤縛して取りたる罪人は各港にては地方官と理事官と會合して吟味し內地にては地方官一手に吟味し其事情を理事官に照會して査照せしむべし。若し此國の人民彼國に在て一揆徒黨を企て十人以上の數に及び並に彼國人民を誘結通謀し害を地方に作すの事あらば彼國の官より早速査照し各港にては理事官に掛合ひ會審し內地にては地方官より理事官に照會して査照せしめ何れ事を犯せし地方に於て法を正すべし

第十四條　兩國の兵船開港場に往來する事は自國の商民を保護する爲めなれば都て未開港場及び內地の河湖及港へ乘入る事を許さず。違ふ者は引留めて罰を行ふべし。尤風に遇ひ難を避ける爲に乘入りたる者は此例にあらず

第十五條　此後兩國若し別國と兵を用ふる事有るに付防禦致すべき各港に於て布告を示さば暫く貿易並に船隻の出入を差止め誤つて傷損を受けざらしむ。又平時に於て大日本人は大淸の開港場及び最寄の海上大淸人は大日本の開港場及び最寄の海上にて何れも不知の國々互に爭鬪槍劫する事を許さず

第十六條　兩國の理事官は何れも貿易を爲す事を得ず。亦條約無き國の理事官を兼勤する事を許さず。若し事務の計らひ方衆人の心に協はざる實據あらば彼此何れも書面を以て秉權大臣に掛合ひ査明して引取らしむべし。一人事を破るに因て兩國の友誼を損傷するに至らしめず

第十七條　兩國の船印は各定式あり、萬一彼國の船此國の船印を假冒して私に不法の事を爲さば其船並に荷物をも取上ぐべし。若し其船印官員より渡したる者あらば其筋に申立て官を罷めしむべし。又兩國の書籍は彼此誦習せんと願はゞ互に賣買する事を許すべし

第十八條　兩國議定せし條規は何れも預め防範を爲し偶嫌隙を生ずるを免かれしめ以て講信修好の道を盡す所なり。是に因て兩國欽差全權大臣證據の爲め先づ花押調印をなし置き兩國御筆の批准相濟み互に取替せ

し後に卽ち版刻して各處に通行し彼此の官民に普く遵守せしめ永く以て好みを爲すべし

明治四年辛未七月二十九日

同治十年辛未七月二十九日

○通商章程の條文左の如し

第一款　修好條規に兩國の開港場へ商民來往貿易する事勝手にすべき旨を書載す。因て雙方に定めたる諸港を左に記す

大日本にて通商を許せる諸港

横濱（その支配の府縣を記せるも略す、以下同斷）　箱館　大阪　神戶　新潟　夷港（佐渡）　長崎　築地（東京。當時開市場と稱す）

大淸にて通商を許せる諸港

上海口　鎭江口　寧波口　九江口　漢口鎭　天津口　牛莊口　芝罘口　廣州口　汕頭口　瓊州口　福州口　原門口　出灣口　淡水口

第二款　兩國の官民は定めたる開港場に於て地所を借受くるには地方官にて其地人家墓所等に障りなきや又持主納得なるやを取糺し其上にて公平に地代を極め證書を取替し地方官之に調印す。相對借り押借りすべからず。又內地並に不開港場は地所を借り建物する事を許さず。開港場にて地所を借り定めたる後居宅を作り店藏を作るには地方官より時々見分すべし

第三款　兩國の商船開港場に往來するには自國の海關又は地方役所より船の名並に積荷船頭水夫の姓名年齡住所を書記し印形を押したる船切手を申請け開港場の理事官又は海關に持行き勘合を受くべし。船切手無き者は往來を許さず。萬一船切手破損紛失等の事あらば海關に願出て後手形を申請け歸國の上改て願ひ請くべし。

第四款　兩國の商船入津せば海關より即時に見張り番人を差出すべし。番人は其商船に乘り居り又は役船に乘り居るとも勝手たるべし。右入用の雜費は海關より相渡すに付商船に向ひて貪り取る事を得ず。相背くに於ては其高を取上け掟の通處置すべし

第五款　兩國の商船當港場に入津せば一日の內に限り其船主より船切手積荷目錄を理事官に屆出し翌日理事官より海關に掛合ひ且つ其船の名並に積荷を書付にして一同差送り海關の改を受くべし。若し二日の期限を越して（日曜日を除き入港の時刻より十二時を一日とす）海關に屆けざるものは大日本にては一日每に其船主に洋銀六十元を罰し、大淸にては一日每に其船主に銀五十兩を罰す。罰銀の高二百兩を過ぐ可からず。又積荷目錄は巨細に書出すべし。若し品高を隱し或は品物を僞りたる者あらば大日本にては隱せし者に其品物程銀の高を罰し僞りし者に洋銀百二十五元を罰す。大淸にては何れも其品を官に取上け船主に銀五百兩を罰す。若し目錄に書損ありて其差出したる當日に之を書き改むる者は構なし。其日を越えて改めざる者は大日本にては洋銀十五元を罰し大淸にては一日每に銀二十兩を罰す。罰金の高一百兩を過ぐるべからず。若し其港に理事官居合せざる時船主より船切手積荷目錄を直に海關に差出さば規則の通り取計らふべし

第六款　兩國の商船入港して其積荷を書付に認め海關に屆出づるの外其船中自用品並に無稅の品々は別に目錄を認め海關に差出し免稅の改を受くべし。若し之を賣物になさば猶稅則の通稅を納むべし。若し納稅すべき品を無稅品の目錄に書込み稅を遁れんと謀る者あらば其品を官に取上ぐべし

第七款　海關へ理事官の掛合ひ到來せし上は速に荷揚げ免狀を出すべし。若し船主免狀を請けずして自儘に荷揚げせば大日本にては揚げたる荷物を官に取揚け大淸にては銀五百兩を罰し揚げたる荷物を官に取上ぐべし。商船、荷揚げ荷積するには先づ海關の免狀を申請くべし。背く者は其荷物を官に取上ぐべし。荷物

を船移しするにも先づ海關より免狀を出せし上積移すべし。背く者は大日本にては洋銀六十元を罰し大清にては其荷物を官に取上ぐべし

第八款　兩國の商船稅銀を納むるには輸入品は荷揚けの時輸出品は荷積みの時に納むべし。納稅相濟まば海關より皆濟の手形を出し理事官之を請取りて船主に船切手を返し其出港を許すべし(本條八年に改正)

第九款　兩國の商民開港場に於て荷物を運ぶため相對賃銀を以て人夫端船を傭ふ事其勝手に任せ官より指圖する事なし。又何船何人と限り其株式を立る事なし。萬一密商をなし又は納稅を遁れんとする者あらば海關より取調べ規則に依つて計ふべし

第十款　兩國の商人稅を拂ふに荷物正味の高を以て相納め其風袋を引くべし。風袋の掛目は海關にて其荷物の內より一二包を掛け改め其他は是に準ずべし。若し濡損じたる荷物にて定則の通り納稅し難き者は其價を積もり代百兩に付稅銀五兩宛取立つべし

第十一款　大日本の商船荷物を大清の開港場に輸入せば大清の稅則に從つて納稅すべし。大清の商船荷物を大日本の開港場に輸入せば大日本の海關稅則に依て納稅すべし。兩國諸港の海關には一定せし斤量尺度並に銀位の見本あれば雙方の商民何れも其地の舊規に從つて取計らひ聊異議あるべからず

第十二款　兩國の貨物未だ稅則に載せざる者あらば海關にて時の相場を積り代百兩に付稅銀五兩宛取立つべし。若し荷主海關の積り値段にて賣る事を欲せざれば其意に任せ稅銀は海關積り値段の通り拂はしむべし

第十三款　兩國開港場の停泊所並に荷物揚卸しの場所は何れも海關より程好き處を定むべし。右は商人便利のためなれば稅銀取立の節吏に故障申立つべからず。又官吏商民遊歷の儀は兩國何れも仕來りの規則に依て取計ふべし。尤大清にて手形を願受る事は理事官之を引受け其人柄實體あるを見極め手形を渡し妄りに之を引出す等の患を免るべし

第十四款　大日本の商賣品は大清の開港場に輸入し海關へ商稅拂濟の上大清人の手より大清の內地へ運び入れ關所番所の稅銀を拂ひ賣捌く事勝手たるべし。大日本人は大清の內地に運入する事を許さず。又大清の商賣品は大日本の開港場に輸入し海關へ商稅相濟の上は大清人自ら大日本の內地に運入する事を許さず。背く者は其品何れも官に取上け本人は理事官に引渡し處置すべし

第十五款　兩國の商民は双方の開港場に於て其地の產物並に別口の品物を買取り海關へ屆け改を受け商稅相濟の上船積みして出港する事を許し內地に赴き品物を買ふ事を許さず。若し內地に入り自ら品物を買取る者あらば其品物は何れも官に取上け本人は理事官に引渡し處置すべし。以上の二箇條は兩國何れも開港場を定めたれば明かに限りを極め置くなり

第十六款　輸入の貨物稅濟みの上改て外開港場へ運び賣捌かんとする時には海關より其貨物元包みの儘にて解明け拔替等無之を見屆け稅濟みの手形を渡し外海港場の海關に持行き改を受け其荷物手形と相違はなければ之を賣捌く事を許し再度の稅を免れしむべし。萬一名目を借り拔替へ差込み等の惡事あらば貨物を官に取上ぐべし

第十七款　大日本の商船大清の開港場に入津して納むべき噸稅は都て百五十噸以上の船より一噸に付銀四錢宛を納め百五十噸以下は一噸に付銀一錢宛を納むれば海關より四箇月限りの手形を渡し右四箇月の間は大清の開港場へ出入するに別に噸稅を納むる事なく四箇月の期限過れば猶ほ定り通り納むべし。都て入港の船未だ荷を揚ずして他所へ行かんとするもの二日の內出港せば噸稅を取立てず二日の限を越ゆれば定の通り全く納むべし。此外別に雜費等を出す事なし。大清の商船大日本の開港場に入津せば噸稅を拂はず只手數料として入港に付十五元出港に付七元宛納むべし

第十八款　兩國の商船其船入用の諸品を買ひ調へ又は難を避けるため暫時開港場に立寄り更に交易せざる者

は其船の積荷を海關に屆るに及ばず。若し商賣をなさば定の通り屆出で稅を拂ふべし。若し船を修復するため荷物を陸揚け藏入する者は海關に屆け改の上免狀を受けて陸揚すべし。其船修覆相濟み又荷物を積入れ出港するには稅を拂ふに及ばず。若し藏入せし後其地にて賣拂はゞ規則の通り稅を納むべし

第十九款　兩國の商船若し不正の荷物を積運ぶ者あらば大日本にては其荷を官に取上げ大淸にては其荷を取上げ且其船を港外に逐出し開港場に於て貿易するを許さず

第二十款　兩國の軍艦開港場を出入するには海關の屆改を受くる事なし。船中所用の諸品何れも無稅たるべし。若し陸揚して賣拂ふ時は屆け出で規則の通り稅を拂ふべし

第二十一款　兩國開港場に於て商人の荷物を入れ置くため官より倉庫を造らば其倉敷の規則は兩國にて各取極むべし。尤荷物を藏入いたし置くには暫く納稅を免るべし。賣捌く時に至つて稅銀藏敷共全く拂はしむべし。若し其荷物を別港に運び往くには只藏敷を拂ひ稅銀を納むるに及ばず

第二十二款　兩國の米麥粮食類は規則に從ひて別港に積廻すの外は何れも海外に輸出する事を許さず。尤船中水夫船客等食用に備ふる分は其見積り高を以て海關へ屆け手形を受けて買取るべし

第二十三款　登州牛莊兩所の大荳同油滓は大日本の商船右港より積出す事を禁ず。外開港場にて買取りたる者は定則に從ひ納稅の上出港を許すべし

第二十四款　硝石硫黃白鉛は何れも軍用品に付大淸の官より直に注文するか又は大日本の商人大淸官の實正なる注文書を持ちたる者あれば大淸の開港場に輸入する事を許すべし。密賣するに於ては取押へて品物を沒收し法律に仍て處置すべし。又大日本の商人大淸の開港場にて大淸の硝石硫黃白鉛を密賣輸出する事を許さず。背く者は品物を官に取上げ法律の通處置すべし

第二十五款　凡禁制の品物火藥大小の彈丸大砲小銃並に一切の軍器等及び大淸國北地の馬軍備に關係する者

は兩國商人何れも賣買出入を許さず。背く者は品物を取上け各掟の通處置すべし

第二十六款　兩國の銅錢は規則に從ひ別港に積廻しての外は何れも海外に輸出する事を許さず。若し商人密商する事あらば取押へて品物を沒收すべし。大清內地の錢は大日本人積出す事を許さず。大日本の錢も大清に積入れ賣捌く事を許さず。背く者は何れも掟に從ひ罰すべし

第二十七款　兩國の船不開港場に往きて密商する事あらば其地方官より取押へ大日本にては品物を取上け洋銀一千元を罰し、大清にては船荷物共官に取上ぐべし。尤何れも心得の爲理事官へ掛合ひ知らすべし

第二十八款　兩國の稅則に若し輸入稅則のみを載せて輸出稅則を載せざる者は其品を輸出する時都て輸入稅則に引合せ納稅すべし。或は輸出稅則のみを載せて輸入稅則を載せざる者は其品を輸入する時都て輸出稅則に引合せ納稅すべし（本條八年に改正）

第二十九款　兩國の商船難風に遇ひて漂着せば何れも其地方官にて取扱ひ開港場の理事官へ送り屆け受取らしむべし。若し商船海上にて賊難に逢ひし時も其地方官より手配して嚴く召捕り盜み物を取戾し理事官に送り屆け本主に返さしむべし。若し盜人を捕へ盜物を取戾し得ざる時は何れも例に證して捕手を處置すべし。但し品物は償はざるなり

第三十款　兩國開港場の海關官員にて密商漏稅を防ぐ爲め時の模樣を見計ひ仕法を立て取行ふ事あらば兩國の商民何れも是に違背すべからず

第三十一款　兩國の商民開港場にて取行ふ海關の規則若し此後變通の事あらば理事官より京師在留の大臣へ申立て其時々掛合ひ談判して取計ふべし

第三十二款　兩國今般議定せし章程此後双方改正せんと欲せば此條約を取替せし年より向ふ十年を以て限りとし前廣に掛合ひ會議して改むべし

第三十三款　兩國今般定めたる通商章程並に海關稅則御修好條規と同樣に信用して變改なかるべし。其爲め兩國欽差全權大臣花押し調印して即日より遵ひ行はしむ

（日附前に同じ）

外人教師を引見す
ケビロン
ミユラル
ホフマン
ホルツ
ウエルニー
チボシー
フラントン
カーチル
フルベツキ

五〇　外國教師を引見す

北海道開拓使より招聘された米國農學校教師ケビロン外三名が八月二日參內の上拜謁を賜つた。

十月五日には文部、工部兩省にて雇入れた左記八名の外國教師が引見された。

文部省　北獨人ミユラル（東校）　同ホフマン（同）　同ホルツ

工部省　佛人ウエルニー（横須賀）　同チボシー（造幣寮）　英人フラントン（燈明臺）　同カーチル（鐵道造幣）　米人フルベツキ（南校）

前記ケビロンの謁見式は同人が米國政府より格別の人選を經た上で遣はされたので、その儀禮は凡て曩に來朝した米國前執政スワルトの例に倣つたもので、その待遇過重として他國の非難嫉視を買つてゐた。それで獨逸公使より自國の醫師シユルラル及びホフマンの謁見をケビロンと同樣の禮遇を以てされたしと申出たのに外務省も當惑し、九月二十日附の伺でケビロンの場合は破格の事で典故とされざる旨を文部省より當人に諭し、猶ほ爾後ケビロンの待遇も漸次以て簡略にされて他國人の反感を和げられる樣御斟酌あられ度しとの意見を述べてゐる。

五一　岩倉特命全權大使を歐米各國に派遣す

岩倉大使を歐米各國に派遣す

二年對澳洪條約締結の時に述べた樣に、從來の各國との條約が著しく日本に不利である事を痛感して政府は同年十二月に條約改正の談判を開始せん事を各國に要求したが時機未だ到らずとして何れも之に耳を假さなかつた。然し條文に明記せる如く明治五年七月以後は條約改正をなし得る筈であるから、政府はその明文に從つて一年前に改正の希望を各國公使に通達し、且この改正談判は東京に開く事に決定した。然しこの事は邦家百年の大事であるから、寧ろ談判を開くに先だち使節を外國に派遣して、彼我の意見を交換した方がよからうといふので、岩倉具視（堀川前中納言康親の第二子、幼名周丸と曰ふ。岩倉具慶養ひて子となす。安政四年從四位上侍從。公武合體を唱へたため勅勘を蒙つたが、明治天皇の即位によつて許され、山内容堂及び大久保、西郷、木戸等と共に維新の大業を完成した。參與、議定、副總裁、大納言、右大臣に任ぜられ、特命全權大使となりて歐米を巡遊。大勳位に敍せられ十六年七月二十日竟に薨ず。勅して太政大臣を贈り、十八年一月正一位に敍せらる）を特命全權大使に、木戸、大久保、伊藤、山口の四名を副使として歐米各國政府を歷訪せしめる事になつた。尤もこの行は別に國力振興のため歐米の制度文物視察、政體變革の報告、國際交誼の敦厚等の重大使命も帶びてゐたのである。

岩倉具視

斯くて一行の發遣の式が十一月四日宮中に於て行はれ、同月十二日米國に向けて横濱を解纜した。

明治新政府の大事業たる條約改正の第一歩が斯くして踏み出された。この時陛下より特に米國政府へ左の如き國書が寄せられた

朕天祐ヲ得テ萬世一系ノ大統ヲ繼ギ此大位ニ昇リ以來未ダ使節ヲ派シテ之ヲ友邦ノ政府ニ至ラシメズ。然ルニ今ヤソノ切要ナルヲ思フ。依テ朕ガ信任ノ宰相右大臣正二位岩倉具視ヲ簡選シテ特命全權大使ト爲シ

木戸孝允
大久保利通
伊藤博文

更ニ參議從三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尙芳ヲ簡デ之ニ副タラシメ各其全權ヲ持シ北米聯邦若クハ爾余ノ政府ニ前往シ朕ガ友愛ノ意ヲ表シ其修好ヲ尋ネ更ニ之ヲ擴ゲ又之ヲ堅クセシム。

今顧フニ條約改正ノ期ハ既ニ迫ツテ一年有弱ノ時ニ在リ。朕大ニ之ヲ改正シ我國ヲシテ文明ノ諸國ト對等ノ地位ヲ保タシメ其權利ト實益ヲ全フセンコトヲ思フ。然レドモ朕ガ國土ノ文物制度大ニ外國ト異レリ。是ヲ以テ朕直ニ條約改正ノ事ヲ成就スルヲ望マズ。唯ダ方ニ文明諸國ノ制度ヲ考ヘ其最モ朕ガ國土ニ適スルモノヲ選ビ之ヲ採リテ之ヲ行ヒ徐々ニ我政治ト風俗ヲ改良シ、以テ文明諸國ト平等ノ位置ヲ保ツニ至ラシム。　ヲ以テ朕今使節ヲ派シ聯邦政府ニ就テ朕ガ國土ノ事情ヲ露示シ我制度ヲ改良スルノ手段ヲ商議セシム。而シテ朕ガ使節ニシテ復命セバ朕將ニ條約改正ノ事モ撰慮シ以テ朕ガ平生ノ望ヲ達セン

ペルーとの爭議

五二　ペルーとの爭議

五年七月一日、マクア、ルーズ號といふ秘魯の船が清國澳門から支那の苦力二百餘人を乘せて橫濱に寄港した。然るに件の支那苦力は船中に於ける取扱ひの可酷に耐へず、その中の一人が密かに脫け出して我が官憲に救を求めた。そこで我が政府は早速その船を捕獲し、支那苦力を解放して終つた。これが我國と秘魯との間の外交爭議となり、結局露帝アレキサンダー二世に仲裁を託し、我が國の勝利を以て落着した。この事件は人道的意義を持つて居るだけに、國際集團に仲間入りして間もない日本としては天晴れの振舞と、世界的面目を施したものである。

和蘭、瑞典那威三國公使の委任狀捧呈

五三　和蘭公使、瑞典那威公使の委任狀を捧呈す

和蘭公使ファンドルフェーン、瑞典那威皇帝より同國の辨理公使を委任され、その委任狀を携へて十月二十日參内闕下に之を奉呈した。尤も和蘭公使は元年瑞典那威との假條約及び昨三年本條約締結の際にもその代理を委任されてゐる。

上海に領事を置く

五四　上海に領事を置く

支那上海へ領事官を置くに當り長崎縣へ五年正月二十二日附の達を以て、以後支那各港に於て惡事を犯せる本邦人を送還する際は凡て同港に向ける樣にする故宜敷く取計ふべき旨が命ぜられた

(一)朝鮮國草梁倭館事務并漂民取扱を外務省に委管す　五月二十八日、從來伊萬里縣貫屬によつて管理されてゐた朝鮮國草梁倭館の事務及び漂民取扱ひを外務省に移管し、而して草梁公と改稱され朝鮮國との交際事務は凡て此所に於て處理されることになつた。

その後の岩倉全權大使一行

五五　その後の岩倉全權大使一行

グラント將軍

明治五年の正月を米國で迎へた大使一行は國務卿に條約改正の事を申入れたところ、意外にも即座に承諾を與へた上に、唯だ口頭の談判だけでは他日の確證とならないから、今日預めその條件を議決した方がよいと勸告し、大統領グラント將軍もまた、只今改正を結了した方が寧ろ得策だらうといふ意見に、大使等も大いに喜び、それではといふ事になつたが、新開國の悲しさには迂濶にも全權委任狀の用意もなく肝腎の改正條款も未だ定めてゐない始末だつたので、大久保、伊藤の兩名を急ぎ歸國させて廟議の決定を待次第委任狀を携へて再び引返させることゝなつた。そこで二人は急據華盛頓を發つて三月十四日横濱に着いた。一旦歸國した大久保、伊藤が政府に提出した條約改正案は、實に我か國條約改正の第一歩といふべきもので、大體

次の如きものであつた。

一内地雜居は尙ほ早きにより、外國人として居留地方の規則を遵守せしめんが爲め、先づ開港場に於て若干の年の間何里方内と定め、内地の整頓を待つてその區域を擴張すること

一裁判所を公開し内外臣民をして同一の審判を受けしむる事を條約文に明記し、從來の治外法權を撤廢する事

但し當分の間假に法律を設け、漸を以て法律を改良し、裁判の公平と法律の寛裕とを外人に明示し、以て在留外人をして我が法律の支配を受けしむる事

一日本法律中に外教の明禁なきも、高札に其禁令あるを以て之を除去し、外人に信教の自由を許すこと

然し廟議は之を採用せず、使節は今回は唯だ禮聘訪問に止め、條約改正は豫定の如く東京にて開くべしと決したので、大久保と伊藤は巡歷各國君主宛の國書と委任狀を携へたのみで空しく米國に歸り、大使等は更に案を具して談判したが、米國政府はこれに應ずるを好まない色を示したから止むなく談判を中止し、それより英國に渡り、六年の元旦は巴里で迎へ、獨逸では鐵血宰相ビスマークに會見しその各他國を巡察して同年九月十三日無事歸朝した。但し大久保と木戸の兩名は本國の政變によつて歸朝命令を受け五月二十日、一行より先きに歸朝した。

寺島宗則論敦に派遣

五年四月二十五日の達によつて外務大輔寺島宗則、大辨務使に轉任して英國龍動(ロンドン)に在留仰付られた。

五六 福州に領事を置く

福州に領事を置く

井田讓琉球藩の事務移管

九月四日の達を以て井田讓、淸國福州在勤を仰付けられた。更に同人への十月十五日の達によれば、福州に本廳を置き廈門、臺灣、淡水の三國の事務兼轄を命ぜられてゐる。九月二十八日、從來琉球藩にて各國と

ベニスニ領事を置く
中山讓治

締結せる諸條約並に今後交際の事務一切を外務省に移管する旨を、琉球藩及び外務省に夫々達せられた。十月十五日の達を以て中山讓治威尼斯在勤を命ぜられた。同日品川忠道、上海領事を命ぜられ、鎭江、九江、寧波口の事務兼轄を仰付られた。

上海に領事を置く

露國第三皇子來朝

五七　露國第三皇子來朝

アレキシー殿下
伊達宗雄

魯西亞第三皇子アレキシー殿下が一乘組士官として歐米巡航の途次日本に立寄られた。政府は先般の英國皇子の例もありこれを國賓として待ち、從二位伊達宗雄をして九月二十六日長崎まで出迎しめ、十月十六日御入京、翌十七日參內あつて陛下と親しく御對顏あらせられた。二十一日には主上御同行にて日比谷練兵場に成らせられ、二十五日御退京に際しては同じく主上御同行にて新橋より御乘車、橫濱に成らせられ海軍の操練を御覽遊ばされた。この時の御召艦は龍驤であつた。尙ほ宮內少輔吉井友實其他軍艦に乘じて函館まで御見送り申上げた。

龍驤
吉井友實

硝石輸出の准許

五八　硝石輸出の准許

六年一月二十九日附の書翰にて、從來硝石は輸出禁止の所以後解禁し五分の稅額を徵し、尙ほ再禁する場合は三十日以前にその旨布告する由を各國公使に通達した。

皇權の伸張

第三節　皇權の伸張

辨理公使を伊澳に派遣

一　辨理公使を伊澳兩國に派遣す

佐野常民遣外公使領事の妻室携行を許す

ペルー公使國書捧呈

領事を紐育に置く

海外旅行免狀の改正

同月三十一日の達を以て辨理公使佐野常民、伊澳兩國に在勤を命ぜられた。各國在留の勅奏任官の妻室携行の事が既に行はれてゐたが、二月二十五日公に許可され往還の費用を給される事になつた。

二　ペルー公使赴任國書を上る

秘魯國よりオーレリヨチー、ロイ、カルシヤ、特派全權公使として赴任し來り三月二日參內して大統領の國書を闕下に奉呈した。同月二十日の達を以て副領事富田鐵之助に米國紐育に在勤を仰付けられた。

三　海外旅行免狀を改む

四月十三日、海外通行免狀改正の事を各國公使及び各領事へ報告された。その書式を次に掲ぐ

第何號

（日本政府之章）

籍………

齡………

眼………

鼻………

口………

何之誰

御眞影を英公使に賜ふ

パークス歸任す

米輸出准許

北京公使館事務を露公使に委任

面……

色……

身……

右ノ者故障ナク通行差許サレ已ヲ得ザル時ハ相當ノ保護有之度候也

何年何月何日

日本外務卿　何之誰

尙ほ十一年二月外務省布達を以て海外旅券と改稱された。

四　兩陛下の御眞影を英國公使に賜ふ

曩に四年四月賜假歸國した英公使パークス歸任に付き四月十九日拜謁仰付けられ、主上には岩倉大使一行の滯英中に於る同公使の周旋を親しく感謝あらせられた。この時特に兩陛下の御眞影が御下賜され、猶ほ始めて皇后陛下にも拜謁を賜うた。

五　米、輸出准許

七月十八日附の書柬を以て、從來輸出禁止の米、以後解禁の趣を各公使に通告した。

六　北京公使館事務を露國公使に委任す

ゼネラール
ウランガリー
柳原前之

各國への交渉は外務省に協議すべきこと

郵便交換條約

ペルー國修好條約

置に四年七月淸國との間に假條約を結んだが、本年七月愈々本條約交換が濟んだので北京に公使館の設置される迄、公使館事務を露國公使ゼネラール、ウランガリーに委託した。尚ほ淸國公使には翌七年二月、柳原前之が新任された。

七　各國政府への交渉は外務省に協議すべき事

八月四日諸省使府縣へ『外國人雇人其他各國政府へ關係之事件ニ付公使等へ談判ニ及候儀有之節ハ外務省へ逐協議可取計此旨相達候事』といふ達が下つた。これは山縣陸軍大輔が佛國より陸軍教師を雇入れる際に外務省に協議せず、直接日本在留の佛國公使に依賴したので、同公使よりその通知を受取つた佛外相が我が鮫島駐佛公使に問合した所鮫島公使は全然關知せず大いに面目を失つてた。そこで同公使から副島外務卿宛に現在の公使は有名無實であるのみならず、莫大の費用を費して却て國際上に不都合を惹起し、延いては各國の侮を招くに至る、これは畢意派出公使の權利を認めず、各省の諸外國との交渉が公使の手を經ずして行はれるに基くのであるから、今後は歐米各國の公使に於る如く交際百般の事務は在外公使の手を經て施行し一切他へ依賴せざるやうされたしと希望し來つたのに對して、外務卿も之を諒として、各省の長官と協議の上、一切の外國關係事項は總て外務省と協議した後、外務卿より在外公使にその旨を通達する事となつたのである。八月六日郵便交換條約が各國公使との間に取結ばれた。

八　ペルー國修好條約

八月二十一日秘魯國との間に修好通商航海假條約が調印され即日施行された。批准交換は八年五月十七日に行はれた。條文は十條より成り簡單なもので省略する事にする。

九　伊國皇甥來朝

伊國皇甥來朝

伊國皇甥ウイクトールトサロジウッヂンエン殿下が軍艦ガルバルヂーに搭乘されて八月二十三日横濱に御到着あらせられ、八月三十一日參内兩陛下に御對顏遊ばされた。天皇陛下には九月八日、皇甥殿下と御同列にて櫻田練兵場に成らせられ、陸軍の操練を御覽遊ばされた。殿下には九月九日一先づ御退京あらせられ、その後諸所御見物の上、十一月二日横濱を發航された。

一〇　岩倉大使一行歸朝

岩倉大使一行の歸朝

九月十三日、岩倉大使一行が足掛け三年の歐米巡視を終へて歸朝した。洋行の主眼たる條約改正の折衝は豫期の成果を擧げる事は出來なかつたが、外遊によつて獲た知識は恐らく測り知る事の出來ないほど大きいものだつた。新政府の内充外觀は此等新歸朝者の手によつてドシ〳〵と改められて行つた。當時朝野を壓してゐた征韓論も彼等によつて覆へされてしまつた。岩倉公等の意見は、今は征韓といふ事よりも更に將來に備へて國力を充實すべき秋であるといふのであつた。十月二十四日宸斷を仰いだ結果岩倉公の說が嘉納され、征韓論派の巨頭西鄕、板垣、江藤、副島、後藤など職を辭して野に下つた。そして數年あらずして佐賀、鹿兒島の亂がこれ等不平分子によつて起されたのである。

征韓論覆さる

一一　征韓論の經緯

征韓論の經緯

朝鮮は過去數世紀の間屢々正統を替へ名は獨立國であつても殆んど絕えず支那若くは日本の屬庸國であつた。我が國との關係は支那よりも古く、神功皇后の征討に始まり久しく日本に隸屬したる後、支那に朝貢し

てゐた。文祿年間豐臣秀吉の三韓征伐の擧があつたが、慶長十二年（一六〇七年）德川家康は平和主義の下に朝鮮を諭して再び舊交を修めしめ、爾來將軍就職の都度、修好使來朝して賀を奉るを例とした。

明治元年我が政府は使臣を朝鮮に遣して政體變革の趣を知らしめ、舊交を續けんことを求めて以來、度々修好使を送つたが、韓國政府は常にこれを拒絕して我が新政府を認めず態度暴慢を極めて甚しく我國を侮辱した。五年我が國から外務大丞花房義質をして軍艦を率ひて釜山に向はしめたが、その時は未だ兵力を使用す程の決心もなかつたので、朝鮮では相手にしない。先方ではこれ程冷淡なのに反し、我が國では修好貿易の必要を痛感し、民間では頻りに政府の手緩さを攻擊した。更に明治六年五月になると、朝鮮人にして日本人と交際するものは死刑に處すといふ極端なる布告を下し、剩へ我が公館に通告して速に歸國を促すなどの非禮を敢てするに至つて、此處に朝鮮伐つべしの論議が日本の朝野を覆ふ事になつた。勿論その主動者は軍事派に多く、また板垣、江藤、副島等も最も熱心な主張者であつた。平生沈默を守つてゐた西鄕隆盛はこの問だけは自ら陣頭に起つて國論統一に奔走した。而して六年八十七日に至つて遂に西鄕參議が遣韓特使と內定し、九月に歸朝する岩倉公に報告して後公表される事になつた。勿論先に歸國した木戶、大久保を初め反征韓論者のない事はなかつたのであるが、閣議に列することの出來る者の殆んど大部分が征韓論の主張者であつた爲め、廟議を左右する力がなく、唯岩倉公の歸朝を待つの外なかつた。

然し岩倉公が歸朝して如何に歐米の文化と比較して內治の急を說いた所で、それは殆んど無用の論、怯懦の說としか取られなかつた。西鄕は職を賭して自說を固執した。三條岩倉兩公も西鄕を惜むの餘り已むなく隱忍して兎に角征韓論に贊成することになつた。所が今度は大久保參議が辭職を表明した。この兩者の固執に挾れて三條太政大臣は遂に精神錯亂の狀態に陷り、閣議は列することが出來なくなつた。この爲に畏くも聖上に於かせられては、不贊成の立場から病氣と稱して月籠中の岩倉公を訪はせられ、三條公に代つて閣議

に出席することを命じ給ふた。茲に及んで隱忍に隱忍を重ねてゐた岩倉公は蹶然立つて持自して讓らず、閣議の決定を前に宸斷を仰ぐことを斷行し、十月二十三日參內して委細上奏に及んだ。そして翌日岩倉公の說が御嘉納あらせられた。かくて西鄕以下五人の參議が袂を連ねて廟堂を去ることになつたのである。

清國在留日本人心得方規則

一二　清國在留日本人心得方規則

清國へ渡航者が次第に增加して來たので十月八日左の如き清國在留日本人心得方規則が布告された。

今般清國在留日本人ノ爲メ左ノ通リ心得方規則被相定候ニ付テハ嚴ニ之ヲ遵奉シ敢テ違背スベカカズ、若シ犯ス者有之ニ於テハ違式註違條例ニ照準シ相當ノ過料取立ベク此旨布達候事

第一條　海陸軍士官及び官員ヲ除クノ外平常劍銃及武器類ヲ携帶スベカラザル事

但遊獵ノ爲レ鳥銃ヲ携フルハ此限ニアラズ

第二條　路上ニ車馬ヲ暴驅シ行人ヘ迷惑ヲ掛クベカラザル事

第三條　亂醉放歌シ又ハ車馬ノ往來ヲ妨碍爲ス可ラザル事

第四條　花園又ハ街頭ノ草木ヲ折取ル可ラザル事

第五條　溝河下水又ハ往來等ヘ士芥瓦煉ヲ投棄ス可ラザル事

第六條　市中往來筋ニ於テ猥リニ大小便ス可ラザル事

第七條　裸體又ハ袒裼シ或ハ股脚ヲ露ハシ醜態ヲ爲ス可ラザル事

第八條　身體ヘ刺繡ヲ爲スベカラザル事

第九條　男女相撲幷蛇遣ヒ其他醜態ヲ見世物ニ出ス可ラザル事

第十條　婦人ニテ謂レナク斷髮スベカラザル事

第十一條　戸外ニ出ルニ斷髮者ハ必ズ帽子ヲ冠リ結髮者ハツキコミ髮ニシ出ヅ可ラザル事
第十二條　男女共戸外ヘ出ルニハ相當ノ衣服ヲ著シ且手拭ヲ以テ頭或ハ面ヲ覆フ可ラザル事
第十三條　婦女子ハ淫風ニ流レ娼妓ニ紛シキ所業ヲ爲スベカラザル事

ペルー國肥料の無税輸入

一三　ペルー國鳥糞の無税輸入

秘魯國天產の鳥糞無税輸入に就いて、豫て同國特命全權公使より談判があつたが、政府にてはその要求を容れることになり、十月二十日副島外務卿よりその承諾の旨及び今後税額を取立る方適宜と思はれる場合には税價決定の三箇月前に告知する由を書翰を以て同公使に通達した。

葡萄牙國公使赴任

一四　葡萄牙國公使赴任

新たに赴任せる葡萄牙國公使ヒコンド、ドン、ジヤヌワリヲ十一月二十日拜謁仰付られ國書を奉呈した。

副島の對外硬論

一五　副島の對外硬論

副島種臣が澤宣嘉の後を襲ふて外務卿の椅子を占めてゐたのは五・六と足かけ二年に過ぎなかつたが、彼は幕府以來政府が外交の事に就ては自卑蒙謙動もすれば卑陋の狀を表して國家の體面を汚すことの少くないのを慨して頻りに一流の對外硬論を唱へ、我が國威を輝かしむることに大に努力した。その功は實に沒すべからざるものがある。當時は猶ほ斷頭、梟首、拷問、鞭撻の刑が行はれ、法律文も無ければ法廳もその體を具へてゐない狀態であつたから、副島の强腰を以てしても果してどれだけ完全に條約改正をなし得たかは疑問であるが、結果論として考へれば、彼ほどの不屈商邁の意氣込と見識とを以て押し切つて行つたなら條約

改正もあんなにまで長く引きのばされずに濟んだかも知れまい。征韓論に引つかゝつて副島が辭めた後は寺島宗則が外務卿となつた。そして翌七年には官制改革によつて外務卿の名も外務大臣と變つた。

駐露公使を露都に派遣

一六　駐露公使を彼得堡に派遣す

七年一月十八日海軍少將榎本武揚が駐露特命全權公使に任命された。先に六年二月七日前外務卿澤宣嘉が駐露公使に任ぜられたのであるが、赴任前病歿したので後に輔されたものである。

上海居留地墓地規則

一七　上海居留官民墓地規則

上海居留官民の埋葬は從來個人と淸國人相對にて假に一區の小地を借受けて葬つて居たのであるが、次第に手狹を告ぐるに及び、彼より移轉方を屢々催促されるので居留民の當惑一方でなかつたが、漸く千二十坪餘の恰好な賣地があつたのを政府にて買上げ之を共同墓地とし、七年一月二十七日十一章より成る上海居留官民墓地規則を作成しこれに歸陰屆書式を附して遵守せしむる事になつた。

外國より勳章贈進

一八　外國より始めて勳章を贈進す

昨六年來朝せる獨乙サツキス公國の　子フイリツプ公子に對する禮遇を謝するため伯父コーピユルグ、ゴツク公より天皇陛下に同公國の勳章が贈進された。尙ほ當時の外務卿副島種臣へも一等勳章が贈られた。外國よりの勳章贈進はこれが嚆矢で、外務省では外國の例に倣つて受納然るべしと上申してゐる。

公使を北京に派遣

一九　特命全權公使を北京に派遣す

馬耳塞に領事館設置

中村博榮

厦門に領事を置く

各國公使國書持參謁見式

二月十五日柳原前光が淸國駐在公使に任命された。これは昨六年十一月二十四日に陸軍少將山田顯義が淸國公使に任命されたのであるが、まだ赴任せざる中に本年二月九日、免官となつた後を繼いだものである。

二〇 佛國馬耳塞に領事館を置く

三月八日、マルセーユに領事館を設け中村博榮之が領事に任ぜられた。昨年十月伊國羅馬に公使館の設置されるや、三月八日を以て暫く在來のベニス領事館を廢止し、その代りとして邦人渡歐の經由地たる要港マルセーユに新に領事を赴任せしめることになつたものである。四月八日の達を以て福島九成を厦門領事に任じ福州を兼轄せしめた。

二一 各國公使國書持參謁見式

左院より各國王子及び公使謁見御接待の式儀に就いて外務省に諸問があつたので、七月十五日外務省では王族御接待に就てはその時々各國普通の禮典を參照取捨し總て上裁を乞うてをり未だ確定の禮典とてはなく公使國書持參謁見式は大體次の如く行はれ、尤もこれも臨機取捨增減ある旨を回答してゐる。

一何月何日前後何時公使參内ノ事

但公使出館注進ハ外務省使部勤之

一當日官員大禮服着用ノ事

一公使御車寄リニ到リ下車昇殿ノ事

但公使通行ノ節番兵捧銃ノ事

一外務官員公使ヲ迎ヘ控所ヘ案内ス

一外務卿宮内卿式部頭接之
一式部頭公使參内ノ旨ヲ言上ス
一内廷へ出御
一公使ヲ召ス。式部頭外務卿ニ告ゲ卿公使ヲ誘引シ御前へ進ム
　但譯官隨從
一立御
一外務卿公使ノ名ヲ披露
一公使國帝或ハ大統領ノ命ヲ言上シ國書ヲ捧グ
　但譯官之ヲ譯奏ス
一少シク進マセラレ國書ヲ受ケサセラル。外務卿へ授ケ賜フ
一有勅語
　但譯官之ヲ譯傳ス
一公使書記官ノ名ヲ披露ス
一禮畢リ公使控所へ退ク。茶菓ヲ賜フ
　但雜掌役之
一右畢リテ退去ス
一公使國書齎帶無之節ハ其廉除ク
一再度謁見ヨリ名披露ナシ
一書記官隨從ナキ時モアリ

海牙に領事を置く

二二　名譽領事を和蘭海牙に置く

五月五日、和蘭人ァー、エフ、バウドウインにヘーグ在留領事に任ぜる者の委任狀を賜うた。同人は十數年前に我が國に來り、長崎、兵庫、横濱に領事として在勤してゐたもので、三月七日今度歸國するに付白國に於て日本領事の職を勤めたき由を願出でたのに對して同月十日許可を與へたものである。但無給である。

我國公使と應接の際時宜により各廳長官列席

二三　我國公使と應接の際時宜により各廳長官列席

外國掛事務の圓滑を圖るため六月四日、院省使辨に開港開市場を有する府縣に對して「各廳關係ノ事件ニ付外務省ニ於テ各國公使ト及應接候節自今時宜ニ依リ該廳長官又ハ主任ノ者列席談判ノ儀同省ヨリ及掛合候儀モ可有之候條此旨相達候事」との達が下つた。右は次の如き五月二十日外務省上申によるものである。

外務省ニ於テ各國公使ヘ往復談判ノ事件ハ過半諸官省府縣ヘ關係ノ事ニ候處其擔當ノ官員ハ一己ノ都合ヲ謀リ權理ヲ主張シ交際ノ大意ヲ顧ミザルヨリ各公使申立ノ趣旨ニ協合セズ。依テ右ヲ調理スルハ固ヨリ本省ノ主任ニ候ヘ共到底面接融會セザル間ハ論議枝梧結局ニ至リガタキ場合不少。夫ガタメ瑣末ノ事件ニ日月ヲ費シ交際上波瀾ノ患ナキニ非ズ。右ハ全ク外務卿專決ノ任ヲ保タズ外交ノ情實諸官ヘ貫徹セズ加之條約ノ趣意彼我互ニ其權理ヲ限制スルヨリ起原スル處ニ有之。方今ノ體裁ヲ以テ考ヘ候ヘバ應接ノ事柄ニヨリ各省長官ソノ席ヘ列座シ親シク答辯斷決候ヘバ百事淹滯無之交際和熟ニ可至ト存候。右ノ趣各省幷外國關係ノ府縣ヘ御布達有之度候也

郵便交換細目規則

七月十五日、各國公使との間に郵便交換細目規定が取極められた。

総領事を伊國に置く

河瀨眞孝

二四　總領事を伊國に置く

同月二十日、駐伊特命全權公使河瀨眞孝に伊太利國總領事を兼ねしむ。右は同公使より、ベニス及び米蘭表總領事館廢止の結果、相互に不便少からざるより自分に於て總領事を兼務致度旨申越せしによる。

各國君主の稱號

二五　各國の君主は凡て皇帝又は大統領と稱す

各國君主稱號決定の事は已に三年七月外務省より開港場を有せる各府縣へ通達されてゐた事ではあるが、更に本年七月二十五日、院省府使府縣に向つて、締盟各國君主の稱號は原語の如何に不拘凡て和公文には皇帝と稱すべく、但共和政治即ち米利堅、佛蘭西、西班牙、瑞西、秘魯等は大統領と稱すべき旨が重ねて達せられた。

北京條約

二六　北京條約

曩に四年十月、宮古、八重山二島の住民六十六名が臺灣に漂着し、兇惡なる蠻民のためにその大部分が虐殺された。越えて六年にも備中の住民四人が同じく臺灣に漂着し凌辱された。因つて我が國は時の外務卿副島種臣を全權大使として北京に遣はし琉球は我が版圖たることを主張し且つ清國に向つて蠻民の處分を要求した。然るに清國は琉球の我が領土たる事を認めず臺灣に付ては　外に在りと稱して取合はなかつた。茲に於て我が國は自ら臺灣を征服して問題の解決を圖るの外なしと、七年佐賀の江藤新平の亂收るを待つて蕃地事務局を置き、大隈重信を長官に任じ、西鄉從道を都督となして征臺の師を起した。皇軍向ふ所敵なく忽にして牡丹社、竹社、風港、石門等十八社の酋長を降した。我が軍の疾風迅雷的なこの戰勝は痛く清國を驚か

ボアソナー
恭親王
ウエード
李鴻章

し、前言を翻して臺灣は支那の領土なりと稱へ我が軍の撤去を要求した。

この時內務卿大久保利通は、支那の思惑はかゝる事に文句を付けて戰端を開かうとするに違ひないのであるから、宜しく先手を打つて我が軍事費の辨償をさせるのが至當であるといつて、自ら願つて商議の爲め北京に赴くことを太政大臣の三條公に申出た。然し大久保は政府にあつて重きをなしてゐる身であるため、いろ〳〵の異論もあつたが結局一切論議を排して、大久保利通を全權辨理大使に任じ政府法律顧問たる佛人ボアソナーを隨行せしめて北京に送ることゝなつた。萬一已むを得ざる場合には開戰をも辭せずといふ牢乎たる廟議を胸に藏して一行の東京を發つた日は八月六日で、九月一日に天津に到着した。當時柳原公使が談判最中であつて暫く天津に滯在してゐて欲しいといふのを、押して北京に乘込み恭親王との間に談判が開始された。然し沈着で辛棒强い大久保も例の不得要領の支那官吏には全く手古摺つてしまつた。かくして會議を重ねること七回、一ケ月の日子を費して危く談判決裂に至らうとした。然し大久保はなほ最後の手段を殘して、五ケ日を期限として最後通牒を淸國に送つた。これを受取つた淸國は頗る狼狽したが、この時駐支英公使ウエードの調停と且つ大久保の操縱宜しきを得て、談判は我が國に有利に展開し、遂に十月三十一日總理衙門で無事講和が成立した。卽ち北京條約で淸國は五十萬兩（テール）の償金を我が國に支拂ひ、生蕃をして今後我が渡航者に危害を加へざらんことを誓ひ、我が征臺の師を「保民の義擧と認めたので、我が國も撤兵を承諾して事件は落着した。この間ボアソナードの活動が與つて大に力があつたと云はれる。談判終つて大久保大使の一行は天津に行つて當時淸朝第一流の人物李鴻章と會ひ、歸途臺灣を視察し、十一月二十八日歸朝、直ちに參內して委細を闕下に復命した。陛下には大使の功勞を嘉賞されて御手許金一萬圓を賜つた。

琉球の歸屬確定

二七　琉球の歸屬確定

鎮西八郎

琉球島民は血族上元々我が國民と密接不離の關係があつた。永萬元年（一一六五年）鎮西八郎爲朝が伊豆諸島から此處に渡航し、土人の女を娶つて舜天王を生み、これが後に琉球王となつた。その後文中元年（一三七二年）に内亂起つて遂に支那明朝の附庸となり尚姓を賜つたが、慶長十四年（一六〇九年）島津家久これを經略して薩摩の附屬となし、臣禮を執り租を薩摩に納れてゐたが、同時にまた貢を支那にも獻じ、日支兩國に隸屬する狀態にあつた。そのため前記の如く我が國が征臺の師を起すや、淸國は琉球は支那の版圖にして琉球人は支那の人民なりと主張したが、北京條約の結果暗默の裡に支那は我が國の版圖たることを承認するに至つたのである。明治十二年琉球藩主尚泰を東京に迎へこれを華族に列し、同島を完全に我が領土に編入し、明治十二年藩を廢して沖繩縣とした。

沖繩縣となす

然るに淸國は猶も兩屬の義を唱へて異議を申立て、日支兩國の間に葛藤を生ぜんとしたが、折から東洋漫遊中の米國大統領グラントが支那を經て我が國に來り、兩國の間に斡旋の勞を執ることゝなり、琉球が日本の版圖たることが終に確認された。

二八　海外旅行免狀手數料値下

旅行免狀手數料値下

海外旅行免狀は公用の外に四民の別なく從來一人一枚に付手數料一圓二十五錢宛取立てゝゐたが、先般來布告された航海公證規則では一船に付手數料一圓で、彼此比較して不公平であるから十二月一日より一人一枚に付五十錢宛取立てることにする旨が十一月十一日、外務省から各使府縣知事令に通達された。

水夫へは旅行免狀不要

十月十五日の外務省の上申に基き、十二月二十二日の指令によつて乘組水夫は總て船中に附屬のものにてその船に航海公證を下附せる以上は別に一人毎に旅行免狀を渡すには及ばざる旨が達せられた。

ブタペストへ委員派遣

佛國地理學家集會に地理書を送る

羅馬に外人領事を置く

武官を派駐

福原和勝

在外公使に休暇及び旅行を許す

廈門領事臺灣淡水兩國の兼

二九　匈牙利國ブタペスト統計學公會へ委員派遣

來る八年八月匈牙利國首府ブタペストに於て開催の豫定なる萬國統計學公會へ在佛のブロック博士を我が國代表委員として出席せしむべき旨が一月二十五日、駐佛中野代理公使宛に電命された。當時我が國にも政表課（後の統計課）なるものはあつたが素より頗る不完全で、未だ各國と統計の交換も行はれて居なかつた。十二月に同博士より、統計學の性質、統計學の功用、統計の結構等九章に分けて詳細なる復命書が中野公使に致された。

來る同年三月三十一日巴里に於て開かれる地理學家集會に就て鮫島公使より同會は在來の世界地圖に於て日本が支那東方の一隅に附盡されてゐる不體裁を免れ得る絶好の機會である故最近精選されたる日本地圖及び地理書を提出されたく、猶ほ斯道の學者をも派遣がれるやうにとの希望を寄せ來つたので、政府は現在未だ適當なる本國學者のゐない所から、新しく出版されたる日本全國圖と地誌提要とを送ることになつた。伊太利國羅馬領事に同國人セバリエーカルレロガリヤンを任じ、一月二十九日これに對して委任狀を送られた。

三〇　在外公使館に武官を派駐するの例を定む

二月十三日陸軍大佐福原和勝を清國在留の公使館附武官として派遣した。同時に陸軍省より公使館附武官に對する諭告が發表された。各國政府の例に傚ひ、我が在留公領等にも暑中休暇を賜ひ猶ほ期日中自費を以て旅行する事を許可する件が四月九日の指令によつて決裁された。而してその期限は約二ケ月とする事も翌五月認許された。廈門領事陸軍少佐福島九成、新に臺灣、淡水兩國兼轄を命ぜられたが、同國官民の信用を

務

郵便稅前拂條約

得るためその委任狀が四月九日に下賜された。

郵便稅前拂條約　四月二十六日、郵便稅前拂條約が取り極められた。

樺太、千島の交換

三一　樺太と千島の交換

露國との間に樺太、千島の存在が問題となつたのは文化三年（一八〇六年）の頃である。尤も兩國の交涉はそれ以前の寛政四年（一七九二年）に始まり、それ以後享和三年、翌文化元年に使節が來朝し頻りに通商を求めたが當時の露國は樺太を自國の所領とは認めてゐなかつた。樺太南部には邦人が早くから移住して松前藩がこれを管轄してゐたのである。文化三年と翌四年に露人樺太に上陸して暴行を働き還しっしたので幕府は松前藩及び奧羽諸藩に命じてその防備に當らしめた。その後四十年間兩國の交涉は斷絕してゐたが、嘉永六年七月露國提督プーチャーチンが軍艦四隻を率ひて長崎に入港し、幕府に樺太、千島の歸屬を明らかにせんことを要求した。これには貿易上の希望以外に、その極東政策による軍略上及び政治上の意味が含められてゐた。

プーチャーチン

さてプーチャーチンは千島全部と、樺太は從來日本人の居住せる南寄りの一小部分を除いた全部が露領なりと主張し、これに對して幕府の小路聖 は萬國地圖によつて北緯五十度の折半の說を主張し、結局擇捉島の日本領なることを承諾させ、樺太折半說は留保となつた。然しこの問題を未決のまゝ放置し置くことは不利であつたので、幕府は竹內下野守、松平石見守及び京極能登守を露都に遣つて折衝せしめたが不調に終り、續いて慶應二年外國奉行小出信濃守が派遣され『兩國民とも全島往來勝手たるべし』といふ甚だ日本側にとつて不利な條約に調印して歸つて來た。

岡本監輔　黑田清隆

明治新政府は岡本監輔を遣して樺太の經營に當らせ、次いで黑田清隆を開拓使として樺太の事を管掌せしめ、境界に就いて屢々露國に交涉せしめたが、露國はこれに應じなかつた。當時樺太經營の重要なるを見て

ブロツホフ

榎本武揚

樺太の放棄

海外發着は外務省へ通知

居つたのは外務卿副島種臣であつた。偶々露國がアラスカを米國に賣渡したのを見た副島は、これに傚つて樺太買収の策を立て、二百萬圓で讓り受ける談判を露公使ブロツホフに試みた。然し露公使は千島樺太交換說を主張し、談判は遷延に遷延を重ねるばかりであつたので、遂に公使は、何かこれに代る妙案はないかと方向轉換を求めたのに對して、副島は己れ一存で、得撫、國後、繹撫の三島は固より日本の物とし、將來若し我が國家の必要上已むを得ざる場合に、日本が亞細亞大陸に出兵する時は露國は何れの地たりとも自由に日本軍隊を行進せしめるといふ永久條約を結んでくれるなら、日本は樺太全部を露國に渡さうといふ思ひ切つた返答をした。

この返答を聞いた露國政府は樺太を日本がどうしても手離さないのを知つて、愈々日本に讓渡する決心をなし、殆んど成立しかゝつた時、黑田清隆の建議によつてこの談判は一朝にして頓座して了つた。黑田の意見は樺太の開拓は莫大の費用を要するのみで實益を收めることができない。國家有限の力を斯くの如き無用の地に投ずるよりは寧ろ之を棄て、專ら北海道の經營に用ふべしといふ論で、廟議これに決したので副島の努力は遂に無効に歸し去つた。

その後榎本武揚がロシア全權公使となつて境界論が再燃し、露國は樺太全島を所有し、千島の數島を日本に割讓する事を主張し、日本は、千島全島の保有を主張して議容易に合はなかつたが、數回折衝を重ねた後漸く八年五月七日、露國は樺太全島を取り、日本は千島十八島を取るといふ樺太千島交換條約ま成立した。かうして日本が樺太を放棄したばかりに、後年ポーツマスでウイツテをして『樺太は半分だけ返してやつた』といふ甚だ勝手な言を吐かしめることになつたのである。諸官員渡航の場合、その國駐剳の公使領事へ前以て役柄、出發の日限、人員等を告知し置かざれば種々の故障生ずる故、自分必ず右の報告を外務省になすべく、若し怠る者は公使領事に於ては尋常旅客と認め政府向の引合せ等一切引受けざるべしとの外務省伺が採

擇され、五月十七日その旨諸方面に達せられた。

三二　丁抹國答禮大使來朝

丁抹大使來朝

先年岩倉大使が歐米巡視の砌丁抹國皇帝に國書を上れる答禮として同國ラースロフ、全權大使として來朝し、七月七日横濱入港、十三日參內して答謝の國書を奉呈した。

天津に領事館を置く

八月十七日附を以て清國天津に領事館を開設し、副領事池田寛治これに在勤仰付けられ、芝罘、牛莊を兼轄した。

在獨澳公使を兼任

駐澳洪公使佐野常民議官に任ぜられたので、八月二十三日駐獨公使青木周藏がこれを兼攝することになつた。

三三　布哇ホノルヽに領事心得を置く

ホノルヽに領事館を置く

テツクソン

十一月七日附の達を以て米國人シー、ベイツ、テツクソンなる者が布哇島ホノルヽの帝國領事心得に任ぜられた。是迄は同島駐劄合衆國公使ヘンリー、エ、ピールスに在留邦人周旋方を囑任してゐたのであるが、渡航邦人の增加するに及んで代辨勤め難き由にて、後繼者として右のテツクソンを推薦し來つたものである。

伊國養蠶會に書記官を列せしむ

伊國公使より伊國ミランに於て開催される第五萬國養蠶公會に日本よりも委員を出席せしめられるやうとの勸誘を受け、政府は養蠶が我が產業上重要なる位置を占むるものであることから、この勸誘に應ずる事に決し、十二月十日伊國在勤の中島才吉へ宛て伊國養蠶公會所事務官兼務を通達した。

小笠原群島の歸屬確定

三四　小笠原群島の歸屬確定

小笠原群島は北米から南清への航路に當つてゐたので夙に歐米の航海者の注目する所となり文政十年（一八二七年）英國の一船長が英國の國旗を此處に立てたことがあり、嘉永六年には米國水師提督が米領たる事を宣言した。然しながらこの島は文祿二年（一五九三年）に小笠原定賴の發見したもので、小笠原の稱あるは之がためである。然るに德川幕府がその後鎖國の禁令を布き、大船の製造を禁じた結果我が國人のこの地へ移住するものがなくなつたが、十八世紀の中頃から英米人の移住するものが次第に多くなつたので、幕府も捨て置かれず此所に官吏を置いて我が移民を奬勵した。その後米國から抗議があつたが、明治八年遂に我が版圖たる事が確定された。

九年

米國と政府刊行物の交換を約す　米國政府は各種の政府出版物を五十部宛增刷してこれを各國政府へ送り彼我の交換を求めてゐたが昨年我が國へも配送して來たので、九年一月十五日外務省では答禮として恰好のものを送られたしとの趣を各院省史へ通告した。

郵便追加條約

九年二月八日、郵便追加條約が發表された。

樺太舊漁場にて引續き營業を許す

昨八年の條約によつて樺太は露領になつたが、沿海の邦人舊漁場はそのまゝ營業繼續を許可さるゝ旨が三月二日の布告によつて通達された。

江華條約

三五　江華條約

朝鮮が我が國を蔑視して屢々非禮を敢てし日本の朝野を怒らしたことは已に述べた通りだが、その後も我が理事官との公約を履行せず、昨八年九月には朝鮮江華灣に碇泊中の我が軍艦雲揚を砲擊し、我も亦これに

應戰して江華島を陷れて引揚げた事件が起つた。我が政府はこの不法を詰問するために陸軍中將兼參議開拓長官黒田清隆を全權辨理大臣に、議官井上馨副全權として一月六日朝鮮に遣して談判せしめた結果、二月二十六日に至つて所謂江華條約と稱される十二款の修好條約が締結され朝鮮は我要求通り釜山外二港を開き、朝鮮海航行の自由を認め、猶ほ江華事件の謝罪使を送る事を承諾した。而してこの條約で朝鮮の獨立が双方で確認されることになつた。

元來朝鮮が我が國を侮つて修好貿易の要求を受付けなかつたのは、攝政、國王の實父太院君の鎖國政策に基くものではあるが、裏に清國が尻押しをしたからで、清國は朝鮮の朝貢が日本の爲に妨げられることを恐れたのである。而して朝鮮の事大主義の大官共は支那の好意を失ひさへしなければ、日本などはどうでもよかつた。然し日本としては事宜によつては平和主義ばかりではをられない狀態になつてゐたから、支那との朝貢關係を斷たせて、朝鮮を獨立國として確認することが平和的解決の唯一つの方法であつたのである。然るに支那はこれに對して表向き異議は申立てられないために陰に御用黨たる事大黨を操縱して宗族關の持續を謀つた朝鮮を間に狹んで日支の交渉は愈々險惡の度を加へて行く事になつた。

倫敦に領事館を置く

三月二十四日英國倫敦に領事館を設け、南保これが領事に任命された。

露國コルサコフ港に領事館を置く

三月二十八日、副領事成富清風、露領樺太のコルサコフ（舊名クシュンコタン）港に開設された領事館に在勤仰付けられた。これ同島に漁獵に又は出稼に赴ける邦人を監督保護するためである。

三六　官員旅行免狀書式

官員旅行免狀書式

四月（日缺）海外行の官員へ下附される旅行免狀書左の通り定められた。

牛莊に領事代を置く
フランシス、ビイナイト
芝罘に領事代を置く
朝鮮國修信使渡來
金綺秀

第何號
大日本國皇帝ノ外務官
趣クニ付故障ナク通行ヲ差許サレ且要用ノ節は相當ノ扶助保護を與ヘラレンコトヲ通行ノ國々文武諸官ヘ希望ス
明治　年　月　日

従來牛莊は天津副領事の兼轄であつたが、同地は朝鮮國境近くに位してゐる所から專任領事の必要を感じ、三月四日附を以て新に同地駐在の米國領事フランシス、ビイ、ナイトに牛莊領事代を委任する事になつた。

芝罘も天津副領事兼轄の所であつたが、同地は清韓往來の要衝に當り萬一朝鮮に事ある時を豫想し領事代を駐在せしめる事緊要なりとの森駐支公使の建言により、五月十七日附を以て英商ジョージ、エフ、マクレンなるものが領事代を委任された。

三七　朝鮮國修信使渡來

江華條約締結されてより朝鮮は日本に敬意を表するため修信使を派遣し、禮奏來議金綺秀以下約數十名が、五月二十七日、横濱に入港した。謁見式が六月一日に行はれた。我が政府は朝鮮の船の粗惡にして航海には堪へがたく、且つ懇親の意味から海軍省の運送船黄龍丸を修信使一行の乘船に供し釜山浦までの送迎を

なさしめた。

三八　露領浦鹽港に貿易事務官を置く

浦鹽に貿易事務官を置く
瀬脇壽人

六月十二日附を以て外務省七等出仕瀬脇壽人、貿易事務官として露領ウラジヲストック在留仰付られた。同港は我國の北隣に當る新開の要港で近來次第に繁盛に赴き、邦人も既に數十人移住して貿易に從事して居り、彼等よりも監督官吏派遣方を懇願して來たので同地に領事の駐在を許さないために、貿易事務官を置くことにしたのである。

三九　朝鮮通商の自由を約せる別錄書翰

朝鮮通商の自由を約せる別錄書翰

二月締結された日鮮修好條規の外に公表し得ざるものを別錄として八月二十四日四條を契約せる書翰が取交された。その內容は（一）從來の制限を廢し、廣く一般に通商を許し、數量の制限、極端なる通商賣買の不平等を除く事（二）賣買の報告を朝鮮官府にするを要せざる事（三）監督官吏の商人より金品を强要することを嚴禁する事（四）公稅以外に稅を徵し或は收賄するは貿易を公許すと雖もその實は貿易を阻碍するものなれば自今斷然廢止する事、といふ意味のものであつた。別に漂民に係る經費は互に償還すべき事が約された。

同日修好條規附錄及び貿易規則各十一條が理事官外務大丞宮本小一によつて締結された

彼得堡東洋學者集會に參加す

駐日露國公使の勸誘により、政府は九月一日より、露國ペテルブルグに於て開催された東洋學者集會に駐露榎本公使を出席せしめた。

航海願書式中改正

七年三月布達の外國航海願書式中相　書が九月十八日左の通り改正された。

籍　何府縣　士族又ハ平民

齢　何年何ヶ月
眼　大小
鼻　高低
口　大小
面　長短圓又は楕圓
色　黑白
身ノ丈　何尺何寸

釜山開港に付渡航者出願方

四〇　釜山開港に付渡航者出願方

十月十四日、布告を以て從前朝鮮國貿易對馬國人民に限り取引を許されてゐたが、今般の條約により、釜山港へ渡航の儀は一般に許可解放されることになつたから渡航希望者は規則に從つて願出づべき事、猶ほ釜山港以外の開港場は追て確定の上布告すべき旨が達せられた。十月三十一日、七等出仕近藤眞鋤が管理官として釜山港在勤を命ぜられた。

釜山に管理官派遣

日米改正條約談判

四一　日米改正條約談判

征韓論で桂冠した副島の後を襲つて外務卿になつた寺島宗則は佐賀の亂、臺灣の役更に十年には西南戰爭等相次いで起つた內外多事の中にあつて、寺島は毫も周圍を顧慮する所なく鋭意國權の回復を謀つた。九年月改正案を具し舊條約に於て不備であつた稅法二權の中、先づ稅權を同復する目的で米國に談判を申込んだ所、何事にも我が國に好意を寄せてゐた米國政府は直ちにこれに應したので、愈々條約改正談判のトップ

が此處に切られることになつた。そして十一年七月に可なり進歩した改正條約が華盛頓に於て調印された。然し折角の寺島の努力も他國が之を承諾したる後に於て實施すべしといふ一條が禍して英公使パークスの反對に會ひ結局無効なものとなつて終つた。

十年

巴里に名譽領事を置く

嚮にブダペストに於て開かれた萬國統計公會に始めて日本政府より出席を委托された在佛モリス、ブロック博士から巴里領事の官稱を與へられたき旨を申入れて來たので、政府はその願を納れ、博士を巴里在留領事(但し無給)に任じ十年七月十日委任狀が下附された。

清國公使國書捧呈

清國公使新は日本に派遣され、十二月二十八日參內して國書を闕下に奉呈した。

教育篇

第八章　教育篇

緒言

本卷には明治元年より同十二年九月の教育令發布までの事項を收載した。これを二節に分ち、元年より五年八月の學制頒布までを、第一節「學制頒布以前」學制頒布より十二年九月の教育令發布までを、第二節「學制の實施」とした。而して便宜上、教育行政、高等教育、師範教育、中等教育、實業教育、初等教育、盲啞教育、社會教育の諸項目に類別し、各項目に於て年次的に記述した。

第一部　學制頒布以前

王政維新を招來するに當り、我が國民の胸臆に汪洋として漲れるものは、舊習打破の思想であつた。德川幕府の鎖國政策により、海外の事情について殆んど目を覆はれてゐた我が國民は、嘉永六年の黑船渡來によつて、武陵桃源の夢を破られ、絢爛たる西洋の文化に接して駭然として驚いたが、次第に西洋の文化を理解し、その優秀を認めるに及んで、自國の進步の幼稚なるを痛感せざるを得なくなつた。茲に於て舊習一新の思想は鬱勃として生じた。恰もこの時に、幕府は倒れて明治の新政府が樹立された。

かくて民心の新なると共に、新文化に憧憬し、舊習に反抗する傾向は、更に一層強くなつた。明治元年三月十四日、紫宸殿に於て廣く天下に宣布し給ふた五箇條の御誓文は、實に當時の思想を代表的に表明せられ

文

たものである。廣く會議を興して萬機を公論に決すといひ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くといひ、知識を世界に求めて大に皇基を振起すといふが如きは、封建政治の舊習に囚はれてゐた人々に對しては、寔谷の覺音にも勝る激しい衝動を與へたことであらう。寔に明治以後に於ける政府の施設は、一としてこの國是に據らぬものはない。教育の根本方針と亦自らこの中に含まれて居り、明治以後の教育制度は悉くこの玉條に準據して定められたものである。

舊習打破の思想

洪河の如き勢の舊習打破の思想は、各方面に種々の大變化を及ぼした。一は政治上、社會上に於ける舊制の改革を促進せしめ、一は積極的に西洋の文物・制度を採用して、新組織を形成せしめた。而して舊制の改革と新組織の形成とは、互に因となり果となつて、國運の長足なる發達を促す動機となつたのである。政治的方面からいへば、明治元年七月十七日、江戸を東京と改め、十月十三日、車駕東幸して東京を都と定められ、二年六月十七日、薩長土肥を始め全國二百有餘藩の版籍奉還を聽許あらせられ、四年七月十四日の廢藩置縣の大改革によつて封建制は名實共に滅び、完全に政令一途に出づることゝなつた。斯くの如き行政組織の根本的改革が、何等の波瀾を起さずして容易に遂行されたことは、當時の强藩たる薩長土肥四藩の擁護による所もあつたであらうが、こゝに時代の推移の赴く所を察することができるのである。

歐米の文物制

社會的方面では、明治三年九月十九日、平民の苗字を用ふることを許可し、同月二十五日、墨刑を廢し、四年八月九日、散髮脫刀を許し、同十八日、平民に襠高袴、割羽織の着用を許し、同二十三日、穢多、非人等の名稱を廢し、身分、職業等を平民と同樣たらしめ、五年四月九日、華・士族の子弟及び附籍者の民籍編入を許し、同二十五日、僧侶の肉食、妻帶、蓄髮を許し、同年十月二日、人身賣買の禁令を發し、僕婢、娼妓等の年期を限り、人身賣買に類似するものは悉くこれを解放したるが如きは、その最も顯著なる現象である。歐米の文物、制度の移植に至つては、これを文武百官のあらゆる施設に見出すことが出來る。明治初年

福澤諭吉

「世界國盡」
「西洋事情」

昌平學校
開成所
醫學校
精得館
語學所
「學制」の頒布

「和蘭學制」
內田正雄

の草創時代は、擧げて泰西文化の全部的模倣といつても過言ではあるまい。歐米の學術及び思想は、既に德川時代の中業より朧氣ながら和蘭を通じて傳へられてはゐたが、峻嚴を極めた幕府の鎖國政策に妨げられて自由に發達することを得なかつた。それが幕府倒壞して、開國進取を國是とする明治新政府のこれに代るに及び、驚心駭目に値する歐米の新學術、新思想が滔々として侵入し來つた。前には唯だ和蘭を通じて、纔に窺ひ得たる歐米の文化は、直接に英米獨佛等よりその範を取ることを得、同時に歐米の著書も盛んに翻譯された。當時歐米の文化を紹介したる者數多き中に於て、嶄新頭角を拔く者は福澤諭吉である。彼は實地の見聞によつて英米の新知識を咀嚼し、これを平易なる文章を以て大衆に紹介し、新文明の指導者となつて一般思想界に多大の影響を與へた。その所謂實學書は當時の讀書界を風靡して、中にも明治二年に刊行せる「世界國盡」「西洋事情」また五年二月に第一篇を出し、九年十一月に第十七篇を以て終結せる「學問のすゝめ」は、人々爭うてこれを讀み、何れも洛陽の紙價を高からしめたものである。明治新政の教育界は、かゝる時代思想を背景として徐々に組織されて行つたのであるが、その最初の五年間は凡て舊幕府の施設をその儘借用して、これに幾分の文化的要素を加味したものに過ぎなかつた。卽ち東京に於ける昌平學校、開成所及び醫學所の如き、長崎に於ける精得館、語學所の如きがそれである。府縣に於ける中、小學校の設立は、政府の督勵にも拘らず、甚だ振はず、依然舊來の寺小屋が國民教育の責任を背うてゐた。四年七月十八日、文部省が設置されるに及んで頓に面目を改め、翌五年八月三日を以て遂に畫期的の「學制」が頒布された。これは今までの遲々たる進歩に比して、歐米先進國の教育制度を一時そのまゝ移植したもので、正に驚嘆すべき一大飛躍であつた。こゝに至るまでには政府に於ても勿論、屢々人を海外に派遣して歐米の教育界を視察せしめたのであるが、一方民間側で、既に明治二年に和蘭法律書中より學制に關する部分を抄譯して「和蘭學制」二卷を出した內田正雄、及び福澤諭吉等の黎明期の我が國教育界に與へた功績は銘記されねばならな

い。

教育行政

第一節　教育行政

中央教育行政

一　中央教育行政

明治初年の中央教育行政は文部省の設置を境として、前後の二期に分けることが出來る。

學舍制

玉松操
平田鐵胤
矢野玄道

二　學舍制

明治元年三月、京都に舊學習院の復興と前後して玉松操、平田鐵胤、矢野玄道等の國學者を學校制度取調掛に任じ、新に設立すべき學校制度の調査立案を命じた。その結果、學舍制といふものが作成された。その内容を見るに、學舍は釋奠を廢し、寮中に皇祖天神を祭ることを第一條に掲げ、次に職員は長官と大學別當となし、大學博士、大學助教等の教官を置き、學科は五に分けて(一)本教學(上神聖之大道を奉じ、修身齋家及び顯幽分二の微旨、天地の大業を學生に教授くる事を掌る)(二)經世學(禮儀、律令、武政及治國安民の要務を以て學生に教授くる事を掌る)(三)辭章學(歌辭、音韻、詩文、書畫等を學生に教授くる事を掌る)(四)方伎藝術學(天文、醫術、卜筮、音樂、律暦、算數)(五)外蕃學(四海萬國の形勢、時務、及び窮理、火技、航海、器械等を以て學生に教ふ)とした。

この學舍制は政府當局が往古の大學寮を復興して、新に大學校建設の意圖あることを示すものである。

學校官

三　學校官

次いで六月、昌平黌を復興すると共に學校官を置いた。學校官が如何なるものであつたかは今明かでないが、一種の學校行事事務を執掌してゐたものであつたらう。同官は間もなく廢止された。

知學事

四　知學事

十二月昌平黌内に知學事の正權判事を置き、山内豐信（容堂）を知學事、秋月種樹を判學事に任じた。これが教育行政官として稍見るべきものゝ始である。

府縣學校取調局

五　府縣學校取調局

翌二年三月、昌平校内に府縣學校取調局を置き（六月之を民部省に移す）また圖書、新聞紙等出版物檢閲を爲す等多少文政に與つて居た。

副知學事

四月更に副知學事を置き、秋月種樹を以て之に任じた。

大學校設立

六　大學校設立

六月、大學校を設立し、七月、政府官制改革の際、神祇太政二官六省設置と共に、集議院の次に大學校を置き、之を學校たると同時に、全國の教育事務を統轄する監督官廳たらしめた。即ち大學校は文部省の前身にして、別當は文部大臣に當る譯であるが、當時は未だ廢藩置縣以前であつて、全國には舊藩の遺制たる藩校あり、また私塾、寺小屋等があつて、實際に於て大學別當の權限は僅々三、四の官立直轄學校を統轄する

に過ぎず、教育上の中央集權は未だ實現するに至らなかつた。同年十二月大學校を改めて大學となした。

文部省設置以後

七　文部省設置以後

職制

四年六月廢藩置縣斷行されるや、政府は翌七月、大學を廢して新に文部省を置き、十一月全國に布告して各府縣の大中小學校を文部省の直轄とする旨を達示し、玆に始めて中央集權の實を擧ぐるに至つた。創立當初の文部省には卿、大小輔、大小丞、正權大中小錄等の官を設け、初め大輔副島種臣、省務を攝行したが幾何もなく左院に轉じ、七月二十八日大木喬任が文部卿に任ぜられた。九月二十九日、省内に教師課、會計課、職員課、記錄課、書籍課、受付課の六課を置いた。玆に於て中央教育行政機關は稍々體裁を整ふるに至つた。この六課が幾變遷して以て今日の各局課になつたのである。

地方教育行政

八　地方教育行政

明治二年六月、全國二百有餘の諸藩は悉く版籍を奉還したが、翌々四年七月に廢藩置縣の斷行されるまでは、實質上に於ては尙ほ封建制の舊態を存し、地方の教育行政は各知藩事の權能によつて區々に行はれてゐた。學制發布以前に於ける地方の教育行政は、甚だ不統一な狀態に置かれてゐた。

高等教育

第二節　高等教育

學習院の復興

一　學習院の復興

新政府が最初に着手したのは高等教育であつた。元年三月十二日、內國事務局弘化二年仁孝天皇の創立された京都の學習院(開講は孝明天皇の弘化四年慶應三年迄存續)を復興し、諸公卿をして學に就かしめた。これが新政府にとつて學校經營の初一步である。曩に學習院創立當初、朝廷に於ては大學寮(天智天皇創立)再興の意志があつたが、新政府當局もこの新興の學習院によつて前代の意回を繼承實現せんとしたものである。學習院の學風は始め幕府に憚り、朱子學を宗としてゐたが次第に國學者も登用され、その中には谷森善臣、樹下茂國等の人々も居つた。幕末には長州の志士が此處に集つて一種の政治堂と化し、維新の原動力となつた。その學舍制の中に「皇祖天神社ヲ寮中ニ請ヒ奉リ大學別當ソノ神主ト成リ給ヒ四時ニ一度長官以下學生以上盡其祭祀ニ仕奉ル」とある。これは明治初年に於ける教育の根本を示すものとして注意すべき事である。當時大學の祭神に就いては漢學者と皇學者と間に八釜しい議論が闘はされてゐた。集議院日誌明治二年九月のあたりにも矢張り皇國の學神を祭るべきか、釋奠の禮を行ふべきかに就ての論議が見えてゐる(二年大學內の論爭參照)。尙ほ開校の際の祭神は神祇官より上申されたもので、中央に八意思兼神、右に忌部神、左に菅原神の三柱の神を祭つた。

大學寮代と稱す

同年四月十五日に學習院を改めて大學寮代と稱し、翌閏四月、諸公卿に令して曰く「人材御教育尤急務ニ付、今般三十歳未滿之輩者、爲二勤學一被レ免二小番一候間、實用之學業可二相勤一候、尤其材ニヨリ御拔擢可レ被レ爲レ在候間、屹度御趣意ヲ遵奉シ、勉勵可致旨、被二仰一出候事」と就學を勵してゐる。

二　廣運館

廣運館

五月、長崎の精美館を收めて長崎廣運館と稱し國語を本科とし傍ら外國語を教へた。後に長崎廣運學校と改められた。同校は文久三年七月、長崎奉行の創立に係り初めは長崎語學所と稱した。

三　精得館

精得館
松本良順
蘭醫ポンペ

長崎の精得館も廣運館と殆んど同時に政府の手に收められ、後長崎府に移して四年廣運館と共に文部省の所管となつた。現在の長崎醫科大學が卽ちその後身である。同校は始め萬延元年、幕府の醫官松本良順が蘭醫ポンペと協力して創設し長崎療養所と稱した。文久元年ポンペは幕府の許可を得て、養生所續きに醫學所を併置し、慶應元年養生所を精得館と改稱し、更に化學教室を增築して當時の醫學界に新生面を開いてゐた。

四　昌平黌

昌平黌

東京に於ては、征東の軍江戸に入ると共に、六月舊幕府の直轄學校たる昌平黌、開成所及び醫學所をその手に收め、四月二十九日昌平黌を復興した。而して學校官、學頭、判事、博士等の職員を設け「方今更始之御盛典、專ら人材御養育之思召ニ付、速ニ大學校ヲ御興建可レ被レ旨在之處、國家多事、折柄、其儀難レ被レ爲ニ行屆一候間、當分之内是迄之通、於ニ昌平黌一年七歲ヨリ二十歲ニ至ル迄、日々出席勤學被ニ仰付一候」の達を發し、教員には水本成美、中沼了三、鹽谷修輔、青山延光等が任ぜられた。當初は漢學專攻であつたが、後國學がこれに加へられた。

五　昌平學校

昌平學校

昌平學校は寛永七年に、林羅山が三代將軍家光から賜つた上野忍ヶ岡の地に建てた書院に淵源し、寛文三年羅山の子鵞峰が、四代將軍家綱から弘文院學士の號を賜つたので、之を弘文館と稱してゐたが、元祿三年

五代將軍綱吉の時、大成殿と共に湯島の昌平坂上に移り、後、幕府の學校となつて昌平坂學問所と改めた。

六　開成所

開成所
蕃書取調所

開成所は安政二年、九段坂上に初めて設けた洋學所に起る。翌三年之を蕃所調所と改め、萬延元年神田小川町に移り、文久二年に一ッ橋門外護持院原（今の神田錦町三丁目附近）の新校舍に移つて洋書調所と改稱、翌三年に昌平學校の所管となつて更に開成所と改稱するに至つたものである。この開成所は維新前に於ける洋學研究の主要機關であつた。然るに同所は九月十二日復興され、初め舊開成所奉行川勝近江、同頭取柳川春三を以て頭取となし、次で內田正雄がその後を襲うた。職員に舊開成所關係の者を登用すると共に、教育方針も亦前者の傳統を繼ぎ洋學教授をその本旨とし、入江文郞、箕作秋坪等の洋學者を教授師となし翌二年より英佛米の外國人教師を招聘するに至つた。

七　醫學所

醫學所
伊東玄朴

醫學所は安政年間、佐賀の藩醫伊東玄朴等西洋醫術を修めた者相謀つて、種痘所を神田お玉ケ池に設けたのに創まる。その後下谷和泉橋通り移り、次いで幕府之を收め、文久元年十月、西洋醫學所と改稱し、後、更に醫學所と改めた。新政府の手に歸した翌二年正月には之を醫學校と改めた。醫學所は是より先六月二十六日復興、前田信輔を以て事務を執らしめ、舊醫學所職員をそのまゝ用ゐて教師となし專ら西洋醫學を教へた。次で相良知安、岩佐純の登用せられるに及び、その意見の下に從來の蘭、英の醫學を排し、獨乙醫學が採用されることゝなつた。

八 病院を建つ

病院を建つ

六月、京都に始めて政府直轄の病院が建てられた。是より先、横濱にも病院が建てられ、兵士の創痍を治療してゐたが、七月之を下谷に移し、醫學所の所管とした。

舍密局を設く
大阪化學所

七月、開成所中の理化兩學の講場を分つて之を大阪に移し、舍密局を設けた。翌二年五月、大阪化學所と改められた。

兵學寮を講學場となす

八月假に兵學寮を京都に設け、大學寮代と共に諸公卿の講學場とした。

九 種痘館

種痘館

同日東京の舊醫學館を種痘館とし、養生所藥園と共に醫學所の所管とした。

事務集議所を置く

八月昌平學校開校し、翌九月開成所を開き、事務集議所を置いた。諸校皆鎭將府に屬す。

一〇 皇學所、漢學所建設に關する布告

皇學所、漢學所建設に關する布告

政府には大學校建設の計畫はあつたが、國事多端の折から玉松操等の建言を容れ假に皇學所及び漢學所を京都に建てることを決定し、九月十六日次の如き意味の布告を發した。『大學校を建て天下の人材を集め以て文武の道を興隆せんとす。然れども國事多端にして未だ其擧に及ぶこと能はず。仍りて皇學所、漢學所を西京に設けて公卿諸官人をして文學を勸勉せしめんとす』。而して左の規則を定めた。

一、國體ヲ辨シ、名分ヲ正シクス可キコト

一、漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タルコト

漢學所開校

中沼了三、加藤有隣、小島忠太夫

長崎醫學校

知學事を置く

皇學所の開校

但中世以來武門大權ヲ執リテ名分取違候者許多ニ付、向後屹度可心得事

一、虚文空論ヲ禁ジ着實ニ修行、文武一致ニ教諭可致事

一、皇學漢學互ニ是非ヲ爭ヒ固我ノ偏執不レ可レ有レ之事

一、入學ノ徒八歳ヨリ三十歳ニ至ルヲ定限トス。其有志ノ輩ハ必ズシモ年限ヲ要セズ

一 漢學所開校

九月十八日に先づ漢學所を開き大學寮代を以て之に充てた。當時の職員は中沼了三、加藤有隣、小島忠太夫等であつた。尙ほ皇學所は遲れて十二月に開校された。

十月、前記精得館を改めて長崎醫學校と稱し、新に親則を制し、その校費を定めた。

同月昌平學校は鎭將府より行政官に移管された。翌十一月開成所も亦これに準ず。而して知學事を置き學務を總督せしめることゝなつた。

二 皇學所の開校

十二月十日皇學所を置き、「近年皇國ノ學衰ヘ外國ニ對シ候テモ不都合ニ付今般更ニ皇國學盛大ニ御振起被遊度思召ニ候間各御一新ノ御趣意ヲ奉戴シ異日國家之大用ニ相立候樣一同奮發勉勵可致旨御沙汰候事」と諭す所あつた。職員には平田鐵胤、矢野玄道、勢田章甫、長谷川昭道、八田知紀、玉松操等が任ぜられた。

皇學所には皇祖天神大宮を設け、中央に天御中主神その他の諸神を祭り、左右に天神地祇を合祀された。

皇學中には本教學、經濟學、藝伎學等の分科を設け、何れも皇道を發揮するを本旨とした。

尙ほ兩所とも、二年九月二日、京部大學校建替のため廢止された。而して京都大學校の建設も既に東京遷

開成所の移轉

都決行せられ、從つて文教の中心も東遷するに至つた結果、容易に實現せず、十一月二十二日に一先づ中止となつた。

昌平校等に各等の教授官を置く

同月、開成所はその再興の時に當り、本校を軍營とした爲めに駿河臺及び築地等に轉々してゐたが、再び一ツ橋門外舊校に本署を設けることゝなり、その署をまた外國教師館とした。同月、昌平、開成、醫學の三校に一等、二等、三等の教授官を置いた。

昌平開成二校に四民の入學を許す

二年正月、士民平等に昌平、開成二校に入學することを許した。

一三　開成所に英佛獨語科を置く

開成所に英佛獨語科を置く

フルベツキ

同月、開成所は英バーリー、佛人ブーセーを傭ひ、英、佛學を開講したるを初とし、四月には米人フルベツキを聘し、五月更に獨乙語科を加へ、多數の外國人教師を傭つて洋學を奬勵した。就中フルベツキ最も著れ、後教頭となつて教務を執り、我が國教育界に盡した功績は頗る大きい。學科を分けて、專ら外國語によるものを正則とし、國語によるものを變則とした。是れ實に東京外國語學校の濫觴である。

「さつま字引」

尙ほ正則の教程は大體、所謂ウエブストルのスペリングや會話から始めて、普通學に入る順序で、普通學は數學でも化學でも總て洋書を教科書として用ゐた。當時の大小學生はその頃行はれた「さつま字引」などゝいふ甚だ無骨な字引を便りに、難しい原書を讀んだものである。然し生徒といつてもこの頃の生徒は漢文が達者で思想も發達してゐたから、最初に子供の讀むやうな會話書などを讀ませられるのを嫌つて、途中で逃げ出す者や、變則生に變るものが多かつたといふ。

醫學所に獨乙教師を招く

ミルレル、ホフマン

新聞紙の發行を許す

史料編輯及國史校正二局を置く

昌平校に經筵を開く

昌平、開成兩校の費額を定む

淺草天文台を廢す

大阪化學所

長崎醫學校の改善

大學校を設く

一四　醫學所に獨乙教師を招く

是より先、兵役相踵ぎ、醫學所を管し常々傷病兵士の治療に從事してゐたので、その所屬も或は東京府となり、或は鎭將府となり、軍務官となり、昌平校となり、この月には復た東京府の所管となつた。この爲めに校中の體裁一定せず、英醫を以て教師としてゐたが、遂に前記の如く議を決して教師を獨乙より招くこととなり、次いで校名を醫學校と改めた。四年獨乙より內科ミルレル、外科ホフマンが助手五名を伴つて來朝した。之より本校の內交頓に面目を改めることゝなつた。三月新聞紙の發行を許した。同月、麴町番町の舊和學所內に史料編輯及び國史校正の二局を置いた。五月これを昌平學校に移した。

一五　昌平校に經筵を開く

四月、經筵を昌平學校に開き、公卿諸侯中、下大夫諸官人をしてその講義を聽かしめた。講義、質問、論講、會讀等は生徒の意に隨ひ、會頭を立てゝ互に研鑽を積むを主旨とした。また昌平、開成兩校の費額を定め、その入寮生徒の數を各々三百名とした。

同月、淺草の舊天文臺が廢された。昨年大阪に設けられた舍密局を改めて大阪化學所と稱し五月、その新校舍が竣成した。

舊精得館、長崎醫學校は新に數學、化學、幾何、物理の諸科を設け和蘭教師を招いて教授に當らしめることゝした。

一五　大學校を設く

大學校の大綱を指示す

東京に昌平黌、開成所及び醫學所校相次いで復興するに至つて、大學校建設の機運到來し、政府はこの三校を基礎となし、六月昌平黌を大學校と改め、從來の漢學に加ふるに國學を以てし、開成所及び醫學校を分局として附屬せしめ、こゝに和漢洋綜合の大學校が建設されることゝなつた。即ち昌平黌の大學本校は京都の皇學所漢學所の合併したものと考へてよい。

同月十五日、左の達を發して大學校の大綱を示し、大學教育の眞精神を宣明した。

「道ノ體タルヤ物トシテ在ラザルハナク時トシテ存セザルナク其大外ナク其小内ナシ。乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載ル所學校者乃チ斯道ヲ講ジ知識ヲ廣メ才徳ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ。蓋シ神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨ズルニアリ。乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フベシ。漢土ノ孝悌彜倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦是斯道ノ在ル處學校ノ宜シク講究採擇スベキ所ナリ。且兵學醫學ノ始キ國ノ興敗民ノ死生ノ繋ル所政務中ニ於テ尤重ンズベキ事ニシテ外國ト雖モ其長ズル所ハ亦皆採テ以我國ノ有トスルコト勿論而已。如此ナレバ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ悖ラズ是乃チ大學校ノ規模ナリ。

大學校（大學本校）

一　神典國典ニ依テ國體ヲ辨ヘ、兼而漢籍ヲ講明シ、實學實用ヲ成ヲ以テ要トス

大學校分局三所

一　大學校區域未レ廣、悉ク三校ヲ設ケ難シ。姑ク其名ヲ殊ニシ、以分局トス。然ルニ大學校ノ名ハ三校ヲ總テ是ヲ稱スルナリ。

開成學校

一　普通學ヨリ專門學科ニ至ル迄、其理ヲ究メ其技ヲ精ウスルヲ要トス

兵　學　校

一　今此局ヲ設ケテ姑ク是ヲ軍務官ニ付ス

醫　學　校

一　醫理ヲ明ニシ、藥性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ、病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ實驗ヲ究ルヲ要トス

大學校の職制を定む

一六　大學校の職制を定む

七月八日、大學校の職制を定め、之を以て一つの官廳とし、集議院の次、彈正臺の上に列し、長官を別當と稱し、本校及び開成、醫學の二校並に病院を監督し、國史を監修し、府藩縣の學政を總判せしめた。次官に大監、小監あつて之を輔け、大小主簿をして文案を勘署し、出入を檢稽せし。むまた舊教官を廢して大中小博士及び大中小助教を置き、生徒を教試し、國史を修撰し、洋書を翻譯し、且つ病院の療治を掌らしむ。各校皆主務の課長。また寮長、得業生、寫字生の三官を設けて、各大中小の三等に分ち、その事を掌らしむ。玆に於て學校の制度大いに定まり、教育の事漸くその方法を得るに至つた。次いで正權大小丞を置いて判官となし、校事を糺判せしめた。

當時の教官　大學校の教官には各方面の學者が之に任ぜられたが、その重なる者を擧ぐれば、國學者には平田鐵胤、矢野玄道、木村正辭、小中村清矩、横山由清等、漢學者に水本成美、松岡時敏、川田剛、鹽谷修輔、藤野正啓等、洋學者には箕作麟祥、入江文郎、内田正雄、何禮之、河津祐之、堀越愛國等が數へられる。

皇漢兩學所を廢す

一七　皇漢兩學所を廢す

九月、京都の皇學所並に漢學所を廢し、學政は留守官をして之を掌らしめた。

一八 大學內の紛爭

大學內の紛爭

前記の如く大學本校に於ては國學を主とし、漢學を從として授けたが、その結果、校內には國漢二派が兩々相對峙することゝなつた。國學者は大學校の學所を立てるに國學一點張を主張して、儒學を退けの從來の釋奠を排して皇國學神祭を行ひ、漢書の素讀を廢し、國書を用ひ、子學を禁書とする等の議を出し、之に對して漢學者は連綿たる江戶時代の傳統を支持せんとして相爭ひ、議論沸騰して到底和漢提携の實が擧がらない。當局者も之を收拾するの途なく、遂に九月集議院に諮詢して事を決せんとした。然し同院に於ては議員一般に江戶時代の傳統的思想强く、斯樣な國學者の主張は十分に理解せられず、その結果は「議論大同小異要スルニ皆學校ノ古典ニ從ヒ規則變更ナキヲ可トス」とあつて、この論爭は有耶無耶に終り禍根を後に貽すことになつた。

一九 洋學校

洋學校

二月、政府は大學校當局に命じて、昨年の國漢兩派の抗爭を緩和する爲めに、新に大學規則四六條を制定せしめ、前の如く國學・漢學の順位を明瞭に立てず、一種の妥協案といふべきものを作り上げた。この新規則は明治初年に於ける政府の國學中心主義が、既に崩壞の兆を示してゐることの明かに看取されるものであるが、兎に角この新規則の制定等によつて學內は一時小康狀態に入るを得た。

大阪洋學所

同月、大阪に洋學校が設立された。同校は翌三年四月大學の所管となし、次いで開成所と改稱したが、後に大阪開明學校となつた。

官醫

十月、官醫の三十歳以上を醫員とし、以下は更に醫學修業せしめ、皆これを大學校に附屬せしめた。

大阪醫學校

十一月、醫學校を大阪に開き、病院の事務を兼ねしむ。尙ほ同校は翌三年大阪府に引渡し、四年文部省直轄となつた。これが今日の大阪醫科大學である。

二〇　大學校を大學と改む

大學校を大學と改む

十二月、大學校を改めて大學とし、醫學校を大學東校、開成所を大學南校と改稱した。初め醫學に和漢醫道の一局を置いたが、醫道に和漢洋の別あるべからずとして遂に之を合一し、學部に正變兩則を設けた。

兵庫洋學校

同月、兵庫の洋學校を大阪に合併して教官教師を移し、特に學校の費額を定め、盛んに生徒を募集した。

西京の學務移管

三年正月、京都の學務を京都府に屬す。

南校入寮年齡を定む

同月、大學南校の入寮生徒の年齡を定めて、十六以上二十五以下とし、また試驗の法を立てた。

二一　大學規則の制定

大學規則の制定

二月、大學規則六條が制定された。大學は同時に制定した中小學規則と共に之を二月十九日、政府に上申し、速に上梓して府藩縣に頒布されんことを希望したが、同月二十三日の太政官指令では、上梓は見合はせよ、然し學則伺出の者には便宜寫し取らせて差支へないといふことであつたので、この規則は殆んど實施されずに葬られてしまつた。然し參考として大學規則六條なるものを左に採錄する（中小學規則は中學校の項に揭ぐ）。

大學規則六條

學體

其一を學體とす。曰く「道ノ體タル物トシテ在ラザルコトナク、時トシテ存セザルコトナシ。其理ハ則綱常ニシテ其事ハ則政刑ナリ。學校ハ斯道ヲ講ジテ、實用ヲ天下國家ニ施ス所ノ者ナリ。孝悌彝倫ノ敎ト、治國平天下ノ道ト、格知究理日新ノ學ト、是皆宜シク究覈ス可キ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ、所謂天地ノ

公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求ムルノ聖旨ニ副ハンコトヲ要ス。勉メザル可ケンヤ。

學制

其二ヲ學制とす。曰く「輦轂ノ下ニ大學一處ヲ設ケ、府藩各中小ノ學ヲ置ク。皆大學ヨリ頒ツ所ノ規則ヲ遵守シ、材ヲ育シ業ヲ廣メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス。而シテ大學ハ人文ノ淵叢ニシテ德才ヲ成就スル所ナリ。コレニ入ラントスル者ハ、必先其地方ノ考課ヲ歷テ諸學漸熟シテ始メテ輦下ニ貢進スルコトヲ得ルナリ。

貢法

其三ヲ貢法とす。曰く「生徒凡ソ三十歲以下ヲ限リ、其地方ノ考課ヲ歷、知事詮選ヲ與ヘ輦下ニ貢進スル者コレヲ大學生ニ補シ、各自好ム所ノ科業ニ就キ博士助教ノ指授ヲ受ケシム。在學三年ヲ期トシ、期滿ツレバ則退學シ、若クハ在學中選任セラルル者アレバ隨ヒテ定額ノ人員ヲ貢進セシム。其定員ノ如キハコレヲ後議ニ附ス。

試法

其四ヲ試法とす。曰く「試藝對策ノ法ヲ立テ、春秋ノ二仲月、豫メ期日ヲ剋シ、其藏否ヲ對試シ、優等中科ニ登ル者アラバ、各其條件ニ就キ反覆討論ヲ遂ゲ言行相符スル者ヲ判定シ、狀ヲ具シ申奏シ以テ廊廟ノ採擇ニ充ツ。

其五ヲ學費とす。曰く「府藩縣管內ヲ石高ニ應ジテ分納セシム。其定額ハコレヲ後議ニ附ス。

學科

其六ヲ學科とす。曰く「分ツニ五科ヲ以テス。教科ハ神教學、修身學ナリ。法科ハ國法、民法、商法、刑法、訴訟法、萬國公法、利用厚生學、典禮學、施政學、國勢學ナリ。理學ハ格致學、星學、地質學、金石學、動物學、植物學、化學、重學、數學、器械學、度量學、築造學ナリ。醫科ハ解剖學、原生學、原病學、藥物學、毒物學、病屍剖驗學、醫科斷訟法、內科、外科及雜科、治療學、攝生法ヲ本科トシ、數學、度量格知學、化學、金石學、動物學、植物學ヲ豫科トス。文科ハ紀傳學、文章學、性理學ナリ。

天文暦道局

二二　天文暦道局

昨年舊幕府の淺草天文臺を廢したが、本年二月新に天文暦道局を大學に設け、暦道を全括し、年々の頒暦はこの局に於て統ぶることゝした。

大阪、長崎の兩醫學校移管

出版認可の移管

同月、大阪の醫學校、病院及び長崎の醫學校を大學の所管とした。從來書籍新刻の檢査許可は大學に於て管轄してゐたが、同じく二月その職を史官に移した。

大阪洋學所化學所の移管

大阪理學所

四月、大阪の洋學所及び化學所を大學南校の所管となし、五月その學則を改正し且つ化學所を理學所と改めた。

皇族華族の遊學を許す

同月、皇族及び華族の府藩縣に遊學して業を修むることを許し、その規則を定めた。

東校の上野移轉を決す

二三　東校の上野移轉を決す

東校は初め軍事倉卒の際に設けられたので、その地を相する遑なく、現在の下谷和泉橋通の場所は卑濕汚穢にして學校、病院には不適當なる爲め、この月上野に移轉する事を決定した。

京都大學の開校中止

二四　京都大學の開校中止

七月、府學を西京に建つ。但し大學の建つ神教學及び學則等に就いて異論續出して決せず、依つて更に學制を改正することゝし、閉校の令を出して悉く生徒を退解せしめた。

諸藩の貢進生を南校に收む

二五　諸藩の貢進生を南校に收む

同月、諸藩より貢進生を出ださしめ、之を南校に收容した。卽ち各藩中の秀才を選拔し、年十六以上二十以下を限り、大中小藩によつてその人員を定めた。大體、大藩からは二三人位、小藩からは一人位の割合で何れも藩費であつた。

また學生數人を選んで米佛二國に留學せしめた。

大學本校の閉鎖

二六　大學本校の閉鎖

一時小康を得た大學內も五、六月頃に至り再び新しい紛議を惹起し、その極大學本校は遂に閉鎖される運命に立至つた。この爭議は國漢兩派が共同して洋學者に當つたもので、その原因は新大學規則が主として外國の制度に倣ひ（特に學科を敎、法、理、醫、文の五科に分けた如く）また政府の意向も漸次洋式學制を採用して、將來の我が國の學制を立てんとするにあつたのに反對したのであつて、その顚末は當時大學小博士の職に在つた藤野正啓の「海南手記」に記されてゐる。

三年庚午七月十三日大學を廢し學官皆罷む。是時學制を改革するの議あり。大小丞等は南校洋學敎官と謀り、洋法に倣ひて敎則を立てんとす。予等之を非とし大小丞、楠田英世、小杉彰を斥けんと欲す。別當春嶽君、大監秋月種樹君、及辨事田中不二麿（管學事）丞の說を納れ、小監島義勇、參與副島種臣（管學事）是れ予輩の說なり、予衆敎官に代つて書を作り、大小丞を劾す。又衆敎官と副島の第に造り、論の得失を備ふ。副島氏大に之を納る。予輩皆喜んで以て吾說勝てりと爲す。而て突然廢學の命あり。蓋し兩議判じ難きを以てなり。（原文漢文）

斯して七月、學制改革の名の下に大學本校は閉鎖され、別當松平慶永春嶽、以下何れも免官となつた。爾來國學漢學は暫く敎育界と緣を絕ち、政府の方針も次第に洋式敎育に傾いたので、洋學校たる大學南校、大

學東校に主力が注がれる樣になつた。

星學局　八月、曆道局を星學局と改稱した。

二七　大阪開成所

大阪開成所

十月、大阪の洋學所を改めて開成所と稱した。是より先、大阪理學所は南校より造幣寮に移管されたが、再び舊に復しその分局となつた。次いで兩所を合せて新校建築に着手し。翌四年六月竣功した。

函館病院を東校に屬す

東校の賣藥檢査

家塾は地方官の許可を得しむ

閏十月、函館の病院を東校の所管とした。同年十二月、東校に於て諸賣藥を檢査し、各その免狀を授與することゝなつた。同月、諸學、諸藝師の家塾を開く者は、その地方官の許可を要することゝした。

二八　留學生事務を大學の所管とす

留學生事務を大學の所管とす

初め海外留學生は外務省の所管に屬し、維新の際に當り志士を勸誘してその選に中らしめたが、官省の特權あり、各藩適宜あり、その規則區々で人選當を得ないものがあつた。本年七月に至つて始めて大學南校より留學生を送ることゝなり、次いで朝廷東伏見宮親王を英國に留學せしめられ、これより皇族、華族を始めとして學士藩士等盛んにその擧に預るに至つた。玆に於てその事務を大學の統轄に屬し、その規則を定めて各免狀を下附した。且つ官選私預の等別を設け、留學中は共に駐外辦務使の指令を受けしめた。

二九　南校に獨逸學教場を設く

南校に獨逸學教場を設く

ミルレル

ホフマン

洋學第一校

四年正月、南校中に獨逸學教場を設け、前出の普魯西教師、ミルレル及びホフマンが助手五名を伴つて新に赴任した。よつて生徒三十名を募り、就いて學ばしめ、暫くして之を別黌に移した。後、洋學第一校と稱

外務省内に洋漢兩語學所を置く
物產園
東京府に洋語學所を設く
大阪開成所成る
高知藩病院の移管
文部省の設立
星學局
天文局
官制改正
解剖學講座を東校に設く
博物局

した。

同年二月、洋語學所及び漢語學所を外務省内に設けた。

同月、物產園を麴町番町に開き、南校の所管とした。五月之を開いて一般の縱覽を許した。

三〇　東京府に洋語學所を設く

三月、洋語學所を東京府に設けた。同年八月、文部省の所管となる。六月、大阪開成所の新築校舍が竣功した。同月、高知藩設立する所の病院を東校の所管たらしむ。

三一　文部省の設立

七月十八日、大學を廢して新に文部省を置き（所在地は同じ）、全國人民の教育衞生の事務を總理して大中小の學校を統べ、一般の學制を創定變更し、また諸學校の廢置分合とその新建の地位を相定し、外國教師を招致し、及び海外留學生の選擢等を管掌せしめた。

茲に於て博士の級を進め、更に大中小教授の三員をその下に置き、助教に權官を設く。而して東南兩校ともに大學の二字を去ることゝなつた。

同月、星學局を天文局と改めた。尙ほ同局は五年四月南校に移され、更に六年五月湯島に移された。

同月從前の官位を停め、官級十五等を定めた。八月、東校に始めて解剖學の講座を置き、獨乙人をその教師に任じた。

九月、物產園を文部省の所管として博物局と改め、また舊大成殿を以て觀覽場に充てた。

編輯寮を置いて學制改革に着手す

東南兩校改組

種痘館を廢す

長崎醫學、廣運兩校の移管

博物館を設く

南校專門學科廢止

三二　編輯寮を置いて學制改革に着手す

政府は夙に大中小學校の學課統整の意圖を存してゐたが、各校何れも適當な教科書に乏しいことから、教科書作成に着手し、九月編輯寮を置き、大學の語彙、俗譯の兩課、及び東南兩校の反譯局を寮中に移し、各課を分ちてその書を撰せしめ、次いで諸校の教則改正を企てた。

三三　東南兩校改組

玆に於て東南兩校を一先づ閉ぢて、悉く生徒を退かしめ、各藩の貢進生も變廢止した。十月兩校を開き、新に生徒の俊秀たるものを募つた。而して東校は更に本科、豫科を設け、その年齡によつて之を分け、從來の正變兩則の科を併合した。南校は變則を廢して正則のみとし、更に學則を改正し、專門學科の開設を決定した。

同十月、種痘館を廢し、その事務局を東校内に置き、種痘の術を各所にて施さしめ、之に夫々免狀を交附した。

十一月、長崎の醫學、廣運の二校を文部省に屬し、從前の學課を改めて新に教則を建てた。之によつて兩校共に始めて學校の體裁を整ふるに至つた。

尚ほ廣運館は翌五年正月開講、改定の教則に依り英佛二學科及び數學科を設けた。

五年正月博物館を置き、その事務局を太政官に管し、墺地太利國博覽會の出品を集めた。

同月、南校は昨年の決議に從ひ、專門學科を開いて生徒を募つた所、應ずる者僅か二十餘人にして選に當る者一二名に過ぎない狀態なので、止むなく之を閉ぢた。

出版條例の頒布
博物館を開く
博覽會の始
書籍館
諸藩の學校
道濟館
名古屋洋學校
福井醫學所
再春館
育成館

三四　出版條例の頒布

同月、出版條例十四條を發布し、著書の新刻は必ず官の許可を得しめ、その成法を誹議し、人罪を誣告し、及び他人の藏版を私刻する事を禁じた。

三月、博物館を開き、四方の物品を陳列して一般の縱覽を許した。之を博覽會の始とする。

三五　書籍館

四月、書籍館を博物館中に設く。舊大學講堂を之に充て、舊大學及び諸校藏する所の和漢洋の書籍を館中に收藏した。尙ほ同館は八月に開かれ、衆人に閱覽を許された。館中の書を二等に分ち、その少くして高尙なるものを甲部とし、通常なるものを乙部とした。

三六　諸藩の學校

以上の直轄學校の外に、諸藩の資力あるものは、各自外國人等を招聘し、新に語學校、醫學校を起し、又は舊學校を改革して、藩士の子弟に新知識を授けることに努めた。

藩主語學校の主要なるものは、金澤藩の道濟館、名古屋藩の名古屋洋學校。熊本藩の洋學校等で、醫學校の主要なるものは、金澤藩の醫學館、福井藩の福井醫學所、富山藩の西洋醫學校、熊本藩の再春館、醫學所津藩の育成館等が數へられる。これ等の諸學校は四年の廢藩置縣と共に閉校し、廢藩後まで殘存してゐたものを、五年の學制頒布後は全くその跡を絕つてしまつた。

三七 私立學校

維新前後より時勢の要求に應じて、外國語を敎授する私立學校が續々として起つた。その中にあつて福澤諭吉の慶應義塾、尺扼人の共立學舍、箕作秋坪の三叉學舍、中村敬宇の同人社、鳴戸義氏の鳴戸塾等が最も著れてゐた。私立語學校の設立は學制頒布の後までも續いた。

慶應義塾は福澤諭吉が安政五年築地の鐵砲洲に創立した最も古い洋學校の一つで、實に明治初年の敎育界に燦として輝く明星であつた。當時東京及び各地方に新設された官公私立學校で、苟も英語を敎ふる所は、大抵同塾から敎員を招聘したものである。慶應からは右の樣に洋書の讀める者と學校管理のできる者と、この二樣の人物が、注文に應じて各校へ派出されて行つた。例へば津輕の東奥義塾、土佐の同志社、豐前中津の市學校とか。學制頒布の結果、各地に師範學校されることになると、その幾校かは慶應出身者がその創立の任に當つた。また學制頒布當時は一度に多數の小學校が出來たが、それ等に充てがふ敎科書が足りないので、リーダーの一、二位までを翻譯して用ゐさせた樣な始末であつたが、最も廣く行はれたのは、福澤諭吉の「西洋事情」、「西洋旅案内」、「世界國盡」、「立里學敎へ草」等であつた。

右の樣に福澤諭吉の慶應義塾は當時の敎育界の中心點で、その門からは多數の俊才が送り出された。さればその頃の文部省の主腦者たる田中不二磨や九鬼隆一の如きは、常に福澤に諮つて文部行政に當つてゐたので、反三田派の人々は快く思はず「三田の文部省」と惡口をいつてゐた。草創の當時であつたとはいへ、以て福澤諭吉の存在價値を知ることができる。

第三節　初等教育及び中等教育

初等教育及び中等教育

一　府藩縣の中小學校設置を奬勵す

府藩縣の中小學校設置を奬勵す

政府は直接に中學校及び小學校の施設を爲すことをせず、之を地方に一任し、大いに督勵してその普及を圖つた。二年二月に發布せる「府縣施政順序」中に「小學校を設くる事」の一條がある。それには「專ラ書學素讀算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等其用ヲ闕カザラシムベシ。又時々講談ヲ以國體時勢ヲ辨ヘ忠孝ノ道ヲ知ルベキ樣教諭シ風治を敦スルヲ要ス。最才氣衆ニ秀デ學業進達ノ者ハ其志ス所ヲ遂ゲシムベシ」とある。また戊辰の役後、同年三月二十三日、特に東北地方に下された布告にも「庠序ノ教不備候テハ政教難被行候ニ付今般諸道府縣ニ於テ小學校被設人民教育ノ道洽ク御施行被爲在度思召ニ候間東北府縣速ニ學校ヲ設ケ御趣意貫徹候樣盡力可致旨被仰出候事　但學校取調トシテ東京學校ヨリ人選ヲ以差向候間商議可致事」とあるこれに依つて政府の地方學事督勵の一班を察することができる。

二　中小學規則の制定

中小學規則制定

學制頒布以前は中學と專門學校との間には明確な區別がなかつた。當時の監督官廳たる大學は、各藩が時勢の要求に應じ爭つて藩學に大改革を行ひ、歐米諸國の制度を參酌し、盛んに書籍を海外より購入し、また外國人を招聘して人材の養成に努めた結果、各藩に於て著しく異なる學校を生じたので、この區々たる狀態を統一するために、三年二月、前に掲げた如き大學規則と共に中小學校規則を定めた。これに據ると、小學

は子弟八歳にして學に入り普通學を修め、十五歳にしてその業を終へ、然る後中學に入る。中學に於ては句讀、習字、算術、語學、地理學に兼ねて大學専門五科の大意を知らしむ。中學は子弟十六以上より専門學を修め、二十二歳に至り業を終り、その中俊秀なる者を選びて之を大學に貢す。故にその科目は大學の五科（教、法、理、醫、文科）に同じく、特に教、文、法三科を設く。教科は古事記、日本書紀、萬葉集、古語拾遺、祝詞、宣命、孝經、論語、大學、中庸、詩經、書經、周易、禮記、法科は令、殘律、儀式、唐六典、唐律、明律、文獻通考、大學衍義補、文科は五國史、三鏡、大日本史、枕草子、源氏物語、春秋左氏傳、國語、國記、前後漢書、通鑑、文章軌範、唐宋八大家讀本とあつて、この規則に定められた中學は、高等普通教育と専門教育とを兼ねたものと解せられる。前述の通り右の規則は大學規則と同樣實施に至らなかつたが、中にはこれを標準にして施行した向もないではなかつた。

東京府中學校設立

三　東京府中學校設立

五年八月、東京府は神田駿河臺に初めて中學校を建てた。その校費は年六百石（教師の俸給は別に支給す）と稱された。生徒を三等に分け、一等生には書經、公法、明律等を、二等生には左傳、聯邦史略等を、三等生には論語、地球略說等を課した。而して當時の入學者は九十人であつた。その後校舍狹隘を告ぐるに至り、洋語學所と共に日枝神社の傍に移轉したが、後、火災に遭ひ、次いで四年八月文部省の所管となつた。

京都府中學校設立

四　京都府中學校設立

これより先、京都府廳は二年二月二十二日、辨官（太政官の職員にして内外庶務を司る）に屆け出でた「中學校小學校建營趣意書」に依つて上京、下京に各一箇所の中學校を設立すべき旨を發表した。その文中に「上京下京ニ各一箇所

ヲ維營ス。卽大組ノ會所ヲ兼ネ府知事以下時々出勤、市中の教窮賑恤ノコトヲ始メトシ下情ヲ聽取シ講書道話ヲ以テ風儀ヲ教導シ布令ヲ告諭シ上意ヲ伸達スル所ニシテ部内俊秀小學校ニテ學術伸達スルモノ亦此內ニ選入ス」とある。後この趣意は變更されたが、三年閏十月、中學校を設立し、十二月開校した。而して當時の中學校には小學校を附設した。その理由は、府が昨年來設けた小學校へは市民の子弟のみ入學し、華士族のものは之に入らしむることを喜ばなかつたので、府は彼等の自尊心を傷けずして、初等教育の實を擧げるため斯樣な案を立てたものであらう。京都留守官の達に「今般當府下へ中學校被差建候。就テハ子弟凡八歲ニシテ小學ニ入り普通學ヲ修メ、十五歲ニシテ小學ノ事訖リ、十六歲ニシテ中學ニ入り專門ノ學ヲ修メ、二十二歲ニシテ中學ノ事訖リ、乃俊秀ナル者ハ大學ニ貢スルノ御規則ニ候處、從前市中ノ小學校ハ市民ノミノ習學所タルノ體ニテ、華族以下卒ニ至ル迄、小學校ニ入リ候者無之、隨テ右御規則通リニ難叶候ニ付、中學校內ニ一ツノ小學舍ヲ設ケ華族以下卒等此舍中ニ於テ小學ノ事ヲ訖シメ候上、中學專門ノ科ニ入ルベシ」とある。

學科は中學五科として、教科、法科、理科、醫科を揭げ、醫科は「今闕之」とした。小學舍普通科には、習字、句讀、語學（英佛蘭獨）、算術（和洋）、地理學、作文、五科大意等の學科が擧げられてゐる。

その他中學の名を冠せざるも、實質上は中學程度の學校も幾つかあつた。前記の大阪の開成所や長崎の廣運館などは、專門學校であると共に、上記の意味に於ける中等學校でもあつた。

五　師範學校設立の建議

來るべき學制頒布により、全國に亘つて夥しき小學校が新設さるるに就いては、それに先立つて多數の教員を養成しなければならぬので、文部省は五年四月二十二日に、小學校教師教導場設立の伺を正院（太政大臣の官廳）

に提出した。

夫レ人ノ學業初メアルニ非レバ能ク終リアル解シ。故ニ老成之熟練ハ少壯ノ研業ニアリ。壯盛之進達ハ幼時ノ習學ニ基ク。是レ文明ノ各國小學ノ設盛大隆壯ナル所以ニシテ要之其始ヲ愼ミ終リヲ慮ル所以ナリ。皇邦從來教育ノ法ナキニ非ズト雖モ其法ノ不備ルト其施爲ノ不善トニヨリ其弊ヲナスヤ甚ダ多シ。夫レ少年腦髓未定物ヲ知リ智ヲ開ク宜シク此時ニアルベシ。然ルニ從來之風凡人ハ九歳若クハ十二三歳ヲ過グ。之ガ父兄タルモノ全ク之ヲ度外ニ置キ、之ヲシテ學ニ從事セシムルヲ不知。漸ク長ズルニ及ンデ或ハ之ヲ學ブト雖モ、素ヨリ之ヲ可學ノ時ニ不學ルヲ以テ其基礎已ニ失シ、至ル所稽留シ其學遂ニ上達スルコト不能、一弊

其不學ルモノハ素ヨリ物理ノ何物タルヲ辨ゼズ、忽然トシテ營生之事ヲナスト雖モ志行賤劣求ル所亦隨テ之ヲ失シ、流落自ラ救フ不能ルモノ極メテ多シ　二弊

或ハ之ヲ學ブモノト雖モ多クハ寺小屋ナル者ニ委ネ、其師匠ナル者ハ大概流落無頼ノ禿人自ラ糊スル不能ルモノニシテ、素ヨリ教育ノ何物タルヲ不辨。其筆算師ト稱シ書讀師ト稱スルモ纔ニ其一端ニ止ルノミ。而其教亦淺々。タトヒ之ヲ習フト雖モ以テ善ク物理ヲ知ルニ不足。其不學ルモノト相去ル不遠　三弊

或ハ之ヲ教ユルニ其規則ナキヲ以テ子弟ヲ集ムル數十百人、朝ヨリ夕ニ至ル聲立。囂々。唯其囂然之ヲ以テ教學トス。亦一般幼學所ノ風ナク。是ヲ以テ其教ヲ受ルモノ終年之ヲ計ルトヲ得ル所アル不能　四弊

或ハ稀ニ學校アリテ其公ト云ヒ私ト云フモ其教ユル所大概從來之見習ニシテ亦成規アルコトナシ。其之ヲ教ユルモノ四書也五經也。タトヒ勉勵シテ之ヲ暗誦ス。其今日ニ用アル何ニ有ル。是亦其不學ルモノ相去ル一間　五弊

右數ノモノハ則當今一般ノ風習、彼ニ不出レバ必ズ此ニ入ル之ヲ以テ之ヲ論ズレバ教育之法ノ如キ抑モ亦

地ヲ拂テ之ナキト謂フモ可也。唯皇國人生資質之美ナルヲ以テ幸ニ野蠻ノ風ヲ免ルノミ。之ヲ以テ海外ト相並馳セントスル不羈萬策不可不加。宜シク急ニ良法ヲ求メテ。以テ敎育之ヲシテ大ニ世ニ普及ナラシメズンバアル不可。今竊ニ之ヲ考フルニ、敎育之道ハ其本必ズ小學ニ成ル。而テ小學ノ敎ノ能ク完全ナルヲ得ル所以ノモノ小學敎則ノ能ク齊整スルニアリ。小學敎則ノ能ク齊整スル所以ノモノハ小學敎師ノヨク敎則ヲ維持シテ之ヲ敎ユルノ正シキヲ得レバナリ。夫レ師ノ生徒ニ於ル形ト影トノ如シ。形不直シテ影直ナランヲ求ム不可得。各國已ニ師表校ノ設アリ。宜シク先ヅ急ニ師表學校ヲ建立ス可シ。其施爲ノ順序左ノ如シ

一西洋人一人ヲ雇入レ之ヲ敎師トスベキコト此洋人相當ノ人當時南校ニアリ。南校ニ其代人ヲ入ルベシ

一生徒二拾四人ヲ入レ之ヲ助敎トスベシ

一同九拾人ヲ入レ之ヲ生徒トスベシ。助敎ト云、生徒ト云其實皆生徒ナリ

一敎師ト生徒トノ間通辯一人ヲ置クコト

一敎師二拾四人ノ助敎ニ敎授スルニ一切西洋小學ノ規則ヲ以テス。但シ通辯ニテ之ヲ解譯ス

一右九拾人ノ生徒ヲ六組ニ分チ其壹組ヲ助敎四人ニテ受持チ、敎師ヨリ傳習スル所ノ規則ニヨリ彼ノレツテルハ我イロハニ直シ、彼ノ才ノルトハ易ルニ我單語ヲ以テシ、其外彼ノ口授講義之法ヲ始メトシテ一切彼ノ成規ニヨリテ我レノ敎則ヲ斟酌シ、以テ之ヲ其生徒ニ授ク小學校可用書籍器械一切當時米利堅ニ注文ス。來着セバ其採ルベキハ反譯シ更ニ可加ノ書類ハ之ヲ加ヘ以テ小學校敎授ノ具ヲソナフベシ

一右助敎ヨリ生徒ニ授クルノ間敎師之ヲ通覽シ其不規則ナル所アレバ時々改正ヲ加フ

要之助敎直チニ敎師ヨリ傳習ヲ受クルハ、彼ノ成規ヲ求ムル也。助敎生徒ニ授クルハ彼ノ成規ニヨリテ我ニ寫スモノ也。但此間我小學ノ敎法一種良善ナルモノヲ磨シ出スベシ。之ヲ以テ小學敎師ヲ植成シ四方ニ

分派シ順漸興張ナラシムルヲ要ス

其教授ノ目大略如左

一綴字　一習字　一單語　一會話　一讀本　一修身　一文法　一算術　一養生

一地理　一理學　一史學　一幾何學　一博物　一化學　一生理　一罫書

右諸件之義今般奉伺候學制中略其意ヲ陳述ス。未ダ其允無之候得共前文中申述候通敎育之道ハ何分至急ノ工務ニシテ此儘御差置可相成候義ニ有之間敷、左候而至急キヲ下シ候ハ而ハ一日ノ明開ヲ妨ゲ可申候ニ付先不取敢此段奉伺候也

六　東京師範學校の設立

東京師範學校の設立

右の伺に對し五月十三日に正院より允許の指令があつたので、翌十四日、文部省は東京師範學校設立の事を決した。而して南校敎師の米人スコットが師範學校出身にしてその經驗ある故を以て、南校より移して同校の敎授たらしめ、九月に至つて開校した。これが我が國に於ける師範學校の嚆矢であつて、現今の東京文理科大學の前身である。詳しくは後章に述べる。

米人スコット

七　女學校の設立

女學校の設立

五年二月、始めて女學校を南校境內の舊龜岡藩邸內に開いた。學校の體裁は尋常小學科に英語學を加へ、小學科は邦人女敎師が、英語學は英人女敎師がその任に當つた。後、東京女學校と稱されたが、その後の變遷は後章に讓る。

八　新英學校及び女紅塲

新英學校及び女紅塲

同年四月、京都府に於て華士族の女子に英語及び和洋女紅を授くる目的を以て、新英學校及び女紅場を設立した。これが京都府高等女學校の前身で、また府縣立女學校の嚆矢である。

九　京都府先づ小學校を設立す

京都府先づ小學校を設立す

新政以後、率先して小學校を設けたのは京都府である。元年八月、京都府は全市を上京、下京に分ち、各四十餘の番組（番組の分け方はその後變動あり）を定め、協同自治の新團體を組織し、次いで番組内に小學科を設立して普通教育を施すことを決した。翌三年二月二十二日前出の「中學校小學校建營趣意」中の小學校の條に「右ハ一町組五ニ一ケ所ヲ建營ス。洛中洛外合セテ五十六ヶ所（伏水市中及ビ諸郡は建營ノ員未決ニ付除外）各共町組内ノ兒童手蹟、算術、讀書ヲ修行セシメ、日ヲ定メテ、儒書講釋、心學道話ヲ以テ教ヲ施シ云々」とあるが、この趣意に基いて、同年五月二十一日に上京第二十七番組小學校（後の柳池小學校）が開校されたのを始めとして、九月初めには十八校の開校を見、十二月二十一日には市内各組の小學校全部落成し、こゝに六十四の小學校が出來たのである。

獨立校舍を新築

京都府の小學校は他の地方の小學校が殆ど寺院を假校舍としてゐる中にあつて、大校毎に八百圓内外の創立費を下附し、その中の半額は十年賦を以て返納することゝし、狹隘ながらも獨立校舍を新築した。

當時全國各小學校の主要科目は讀書、習字の二科目で、これに算術を加へたものであつた。京都府の小學校では創設の際、以上の正科の外に、科外として心學道話を加へ、忠孝彝倫の道を說いて德性涵養に資せしめた。心學とは石田梅巖が創唱し、手島堵菴が大成し、中澤道二が廣く傳播したもので、德川時代に於ける民衆の敎化に甚大の効果を及ぼした。

元來心學は京都を中心として發達したものであるから、京都の小學校は、創始の當時兎も角もこれを修身の教材としたのである。

一〇　東京府の小學校設立

東京府の小學校設立

寺院を校舍に代用

東京府では翌三年六月に先づ府下に六小學校を設けた。即ち第一校は芝增上寺池中源流院、第二校は市ヶ谷洞雲寺、第三校は牛込萬昌院、第四校は本郷本妙寺、第五校は淺草西福寺、第六校は深川森下町長慶寺である。斯くの如く東京府では草創の際に凡て寺院を以て小學校の校舍に代用し、米二百石を以てその維持費に充てゝゐた。

各府縣の小學校設立

次いで各府藩縣に於ても夫々小學校の設立を計畫した。大阪府の如きは、それが爲めに政府の補助金交附を願ひ出た。四年七月の廢藩置縣後には、縣廳に請うて鄕學を興す篤志者もあつた。而して四年十二月二十五日の布告により、府縣の學校は總て文部省の管轄となつた。

一一　殘存せる初等教育機關

殘存せる初等教育機關

寺小屋及び漢學塾

斯く續々として各地に小學校の設立を見るに至つたが、學制頒布以前に於ける小學校の數は、未だ極めて寥々たるもので、德川時代より繼續せる寺小屋又は漢學塾が、依然として普通教育の主要機關となつてゐた。寺小屋は德川時代の庶民教育機關として、殆んど全國的に行き亘つてゐた。元來寺小屋なる名稱は、兒童の手習なるものが寺院に於て僧侶の教授を受けたことから起り、文化、文政の頃から天保年間へかけて最も隆盛を極めた。その生徒數は五六人から、百人内外を例としてゐたが、時には二三百人、稀には千人以上を收容したのもある。教科は習字を主として、傍ら讀書、作文、算術、修身等を教へ、女子の爲めには裁

縫、生花、茶の湯等を教へた。漢學塾は儒者の私塾である。浪人儒者の私塾と、幕府又は諸藩に仕へる儒者が、公務の餘暇に教授する私塾とあつた。

要するに學制分頒以前の小學校は、設備も教授の方法も甚だ不完全なものであつた。名は小學校といつても、その實際は大部分舊幕の遺物たる寺小屋と五十歩百歩の所に在つた。

學制の頒布

第二部　學制の頒布

如何なる時代、如何なる社會にあつても進歩主義に反抗して保守主義のあるのは免れがたい現象であるが、殊に明治初年に於ける如き急激な歐化的進歩主義に對しては、連年各所に新政府に反噬する暴動一揆が起された。四年、廢藩置縣斷行の際に於ける各地農民の暴動、五年、信濃川工事に關して、不平浪士を背景とする新潟縣下農民の暴動、六年、大分縣下の農民の新令改廢訴願の暴動、同年、徴兵令中血稅の文字を誤解した各地農民の暴動、七年、江藤新平の佐賀の亂、九年、熊本神風連の亂、十年、西鄉隆盛の西南の役等は何れもこの例であるが、西南の役後は、新政に對して不平を抱く者も、到底武力を以て對抗し難きを覺つたので、漸くこの種の暴動は後を斷つに至つた。

「學問のすゝめ」
加藤弘之
海江田信義

一方、西洋思想の紹介はかゝる間も日を逐うて益々盛んになつて行つた。當時相次いで我國に入り來つた外國思想は、英米の功利主義と、獨乙の國家主義と、佛國の自由主義とであつた。功利主義の鼓吹者は福澤諭吉を最とし、彼の著「學問のすゝめ」は最も露骨にその思想を表現したものである。國家主義の紹介者として著名なる者は、加藤弘之、海江田信義等で、加藤弘之が五年に譯述せるブルンチユリーの「國家汎論」、八年に譯述せるビーデルマンの「立憲政體起立史」等はその代表的著書である。佛國の自由主義に就いて

高橋達郎
鈴木唯一
服部聰
中村敬宇

箕作麟作

は、六年に高橋達郎がルーソーの思想に基く米人ウエーランドの道徳論に據つて「自由新論」を公にしたのを始めとし、八年に鈴木唯一がダランベールの「律例精義大意」を譯述し、九年更に同人によつてモンテスキューの「萬法精理」が出で、十年には服部聰がルーソーの「民約論」を譯出した。また佛國思想の流を汲むジョン・スチュアート・ミルの「自由の理」も同年に中村敬宇が紹介した。自由思想は當時の思想界の寵兒で、中江篤介の「民約譯解」の出た十五年頃は、その最も隆盛を極めた時であるが、十三年以降の事は次卷に於て述べる。

これ等の外來思想は、必然的に我が國民の思想及び生活の上に大なり、小なりの影響を與へた。即ち功利主義が一世を風靡するや、世を擧げて實利に就き、日本固有の道徳も國粹もこれを放擲して顧みざるが如き傾向を生じ、また自由思想が高潮に達すると共に、所謂天賦人權の絶叫となり、自由平等の要求となり、それが實際上の運動に現はれては民選議院設立の建白となつたのである。

教育界は五年八月三日に頒布された學制の制定によつて、こゝに一新紀元が劃されることゝなつた。この學制は主として佛蘭西に據り、尙ほ英米二國の學制に範を採つて編成したものだけあつて、秩序整然、規模雄大を極め、當時の人々をして驚天動地の思あらしめた程の大計畫であつた。然しこれは歐米先進國の現行學制を鵜呑みにして、未熟未開の當時の日本にそのまゝ移植したのであるから、非常に無理な話で、各府縣は忽ち學校經營難に喘ぐことゝなり、國民は新教育制度に對して怨嗟の聲を放つに至つた。その結果は、反動として十二年には極めて自由な米國の教育制度が取つて替つたのであるが、然しこの急進的な五年の學制によつて我が國の教育機關の大綱がかくも短日月の間に定められたことを忘れてはならない。他方教育上の新思想、新傾向の紹介も次第に行はれて來た。歐米の教育書は續々として翻譯された。六年、箕作麟作はチエンバーの百科全書中の一部を譯し、これを「百科全書教導說」と名付けて刊行し、翌年またウイツケルシ

ファン・カステール

佐澤太郎

柴田承桂

エム・エム・スコット

ダビッド・モルレー

ヤムの著書を「學校通論」と題して譯刊した。和蘭人ファン・カステールは八年に「學室要論」と題して、ハートの原著を翻譯し、九年に「教師必讀」と題して、ノルゼントの原著を譯し、また「彼日氏教授論」と題して、ページの原著を譯したが、以上の二書は何れも前の「學校通論」と共に廣く教育界の人々に讀まれた。その他十年には、小泉信吉外一名譯「那然氏小學教育論」(ノルゼント原著)、十一年には早斐織衛譯「加氏教授論」(カルダーウード原著)、十二年には、山成哲造譯「和氏授業法」(ホルブツク原著)等が數へられる。

教育理論の外に教育制度も相次いで紹介された。六年に佐澤太郎は「佛國學制」と題して、佛蘭西の法律書より、ナポレオン以後、十九世紀の中頃に至るまでの教育法規を譯出した。この「佛國學制」の翻譯は既に學制頒布以前より着手されてゐたもので、文部當局はその學制編成に當つて、恐らくこれを臺本としたであらうことは、兩者の條文の符合するものを隨所に見出し得ることによつて明白である。八年には柴田承桂が「普魯士學校規則」を譯し、十年には、土屋政朝が「佛蘭西學制」と題して、ルイ・トリビエーの佛蘭西法規を譯刊した。

明治初年の教育界に於て逸すべからざるものは、外國教師の功績である。曩に大學南校に英國人ボドー・フルベツキ等を聘し、次いで東校に獨乙人ホフマン及びミルレル等を招聘して創業のことに當らしめたことは既に述べた所であるが、その後も外國人にして我が國の教育制度の確立、及び教育思想の發達に多大の貢獻をなした者は尠くない。五年九月に東京師範學校の開設されるや、米國教師エム・エム・スコットは南校より轉じて、米國に於ける小學教育の實際を傳へて、教科書、教具、教授法等の發達に盡し、我が師範學校の育ての親となつた。六年八月には、米國人ダビッド・モルレーが招かれて文部省の學監となつた。モルレーは頗る國家主義的思想を有し、英語若くは佛語を採用して、國語を改良すべしといふが如き、當時の極端なる歐化論に反對し、國語の斷じて變改すべからざることを論じ、日本語の教科書を編纂して歐洲各國の學問

學制

學制の調査

山內豐信

秋月種樹

小倉處平
丹羽龍之助
入江文郎

を教授することの必要を說き、また大に女子教育の奬勵すべきことを唱へた。八年十二月創立の東京女子師範學校は實に彼の意見の採用されたものである。

第一節　學　制

一　學制の調査

新政府はその樹立匆々、速に學制を制定することの必要を認め、元年十一月二日、議定山內豐信、辨事兼議長秋月種樹等に命じて學制の事を査定せしめた。暫て新職制に依り山內豐信は知學事（後の文部大臣）、秋月種樹は副知事となり、引續いて調査に當つた。

同二年五月十八日、更に從來の職制を改めて新に制度取調局（或は制度取調所ともいふ）を置いた時、學校判事森有禮、權判事加藤弘之等に取調掛を命じた。恐らくは之等の人々の取調の結果であらう、三年二月に前出の如き大學規則並に中小學規則が、大學に於て作成された。然しこれが實施に至らなかつたことは前に述べた。

政府はそれより歐米先進諸國の教育狀態視察を兼ね學制取調の爲め、屢々人を海外に派遣した。例へば三年二月には大學小亟准席小倉處平は學制取調のため、大學大舍長丹羽龍之助は質問として英國へ、四年正月には大學中博士入江文郎、同鈴木暢、大學　助教授小林儀秀は歐洲へ遣はされ、同年十月には文部大丞田中不二麿が、岩倉特命全權大使附屬の理事官として歐米各國に差遣され、文部中教授長與秉繼、正七位中島永元がその隨行を仰付けられた。

二 學制草案の着手

學制草案の着手

かくて四年七月十八日、大學を廢して文部省を置き、同月二十八日、大木喬任が文部卿に任ぜられ、愈々學制の草案作成に取掛つた。當時直接編成の衝に當つたのは長英、西潟訥、瓜生寅等の人々で、尙ほ參議江藤新平の助言に負ふ所少くなかつたといはれる。この時の學制は主として佛蘭西の學制を翻譯したもので、唯だ學科目の分類、名稱等は英米特に米國の制度を參照したと傳へられる。この當時は佛蘭西の學制が最も秩序整然としたものであつて、また當時の要求によく合したものと考へられてゐた。而してその種本と信ぜられてゐる「佛國學制」を翻譯するに用ゐた原書は今詳でないが、然しその中に掲げられてある法規の出典に就いて、千八百三十七年十二月二十二日の王命第何條、千八百三十三年七月二十四日宰相よりの布告等が擧げられてゐる所より見て、第三共和制以前に於て行はれた教育に關する法規を譯出したものと考へられる。尙ほ學制頒布以前に出版されてゐた「和蘭學制」及び「西洋學校軌範」等も恐らく當局によつて參考とされたものであらう。

長英
西潟訥
瓜生寅

佛國學制

三 學制頒布

學制頒布

さて學制の草案が完成して、その御裁可を得たのは五年六月二十四日であつた。太政官ではこれに關する布告その他の準備が七月までかゝつたので、その日附は明治五年壬申七月とあり、また學本文の日附も同樣で、共に日を闕いてゐる。然し太政官がこの布告第二百十四號を發したのは八月三日の日附となつてゐる。更に文部省は翌三日の日附を以て布達第十四號を發した。その文には「今般學制御確定相成候ニ付御布告書並學制章程共別冊相渡候間自今右目的相立處分可伺出候也」とある。本來布告といふは、法令の文書を全國

に渡し與へることの意味であるから、太政官內の修史局（後に修史館と改む）で編纂した「明治史要」には、學制の頒布を明治五年八月三日の條に掲げてゐる。次いで九月八日、文部省は重ねて學制實施の方法を詳細に規定せる「中學教則略」並に「小學教則」を頒布した。學制の要領は後段述べることゝする。

学制追加

四 學制追加

六年三月十八日、更に「學制二編」を追加し、海外留學生規則、神官僧侶學校の規程を定め、四月また「學制二編追加」を布達し、專門學校に關する規程を設け、外國語學校、獸醫學校、商業學校、農業學校、工業學校、礦山學校、諸藝學校、理學校、法學校等の學科準則を示した。

學制の主旨

五 學制の主旨

文部省より學制の草案を具して、太政官に伺書を呈出したのに對し、五年六月二十四日の太政官指令に、後來の目的を期し當今着手の順序として（一）厚ク力ヲ小學校ニ可用事（二）速ニ師表學校（師範學校のこと）ヲ興スベキ事（三）一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事（四）各大學區漸次中學ヲ設クベキ事（五）生徒階級ヲ踏ム極メテ嚴ナラシムベキ事（六）生徒成業ノ器アルモノハ努メテ其大成ヲ期セシムベキ事（七）商法學校二所ヲ興ス事（八）凡ソ諸學校ノ設クルニ新築營繕ノ如キハ努メテ完全ナルヲ期ス事（九）全譯ノ事業ヲ急ニスル事といふ九箇條の注意事項を附してある。また學制頒布に臨み、八月二日、太政官から發した布告第二百十四號卽ち學制頒布に付被仰出書は最もよくその精神を現してゐる。左にその全文を掲げる。

人々自ら其生を遂るゆゑんのものは他なし、身を修め智を開き才藝を長ずるによるなり。而て其身を修め智を開き、才藝を長ずるは學にあらざれば能はず。是れ學校の設あるゆゑんにして、日用常行言語書算を

初め、士官農商百工技藝及び法律政治天文醫療等に至る迄凡人の營む所の事學あらざるはなし。人能く其才のあるところに應じ勉勵して之に從事すべし。而して後初めて生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば學問は身を立てるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か學ばずして可ならんや。夫の道路に迷ひ飢餓に陷り家を破り身を喪ふの徒の如きは、畢竟不學よりして斯る過を生ずるなり。從來學校の設ありてより年を歴ること久しといへども、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事とし、農工商及婦女子に至つては之を度外に置き、學問の何物たるを辨せず。又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にすと唱へ、身を立るの基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り、空理虚談の途に陷り、其論高尚に似たりといへども、之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず。是れ即ち治襲の習弊にして、文明普ねからず才藝の長ぜずして、貧乏破産喪家の徒多きゆゑんなり。是故に人たるものは學ばずんばあるべからず。之を學ぶには宜しく其旨を誤るべからず。之に依て今般文部省に於て學制を定め、追々教則をも改正し布告に及ぶべきにつき、自今以後一般の人民（華士族農工商及婦女子）必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめん事を期す。人の父兄たるもの宜しく此意を體認し、其愛育の情を厚くし、其子弟をして必ず學に從事せしめざるべからざるものなり（高上の學に至ては其人の材能に任すと雖も幼童の子弟は男女の別なく小學に從事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事）

但從來沿襲の弊學問は士人以上の事とし國家の爲にすと唱ふるを以て、學費及其衣食の用に至る迄多く官に依頼し、之を給するに非ざれば學ばざる事と思ひ、一生を自棄するもの少からず。是皆惑へるの甚しきものなり。自分以後此等の弊を改め、一般の人民他事を抛ち、自ら奮て必ず學に從事せしむべき樣心得べき事

右之通被　仰出候條地方官に於て邊隅小民に至る迄不洩樣便宜解釋を加へ精細申諭文部省規則に隨ひ學問

普及致候樣方法を設可施行事

明治五年壬申七月　　太政官

六　學制の要領

學制は明治維新の國是を敎育上に實現せんとした具體的方案で、學區、學校、敎育、生徒及び試業、海外留學生規則、學費等敎育制度の全般に亙る包括的な規定で、全篇を通じて百九章より成り頗る廣汎なるものであるが、左にその大要を抄錄して見る。

イ、學區　全國（北海道を除く）を分ちて八大學區（六年四月に七大學區に改む）とす。即ち東京、愛知、石川、大阪、廣島、長崎、新潟、青森を大學本部とし、毎區に大學校一所を置き、一大學區を分ちて三十二中學區とし、毎區に中學校一所を置き、一中學區を更に二百十小學區に分ち、毎區に小學校一所を置く。即ち全國に大學校八、中學校二百五十六、小學校五万三千七百六十を置くことゝなり。小學校は人口六百に對して一校を置き、中學校は十三萬人に對して一校を置く割合である。

ロ、督學局　學科を監督するため文部省に督學本局を置き、大學本部毎に督學局一箇所を設け、局に督學を置く。督學は本省の意向を奉じ、地方官と協議し、大學區内の諸學校を監督し、敎則の得失、生徒の進否等を檢査し、論議改正することを得るものとした。また督學局は總て地方官と協議して學事を決するのであるが、場合によつては、直に學區取締を呼出し、本局の意向を諭することができる。但し地方官は總て督學局に協議するを要す。

ハ、學區取締　一中學區内には學區取締十名乃至十二、三名を置き、一名に二十又は三十の小學區を分擔せしめた。學區取締は、專ら區内の人民を勸誘して學に就かしめ、且つ學校を設立し、學校を保護し、費用の

便用を計る等、その學區內の學務に關する一切の事務を擔任し、また一中學區內の事に關し、互に相論議して專ら便宜を計り、區內の學事を進歩せしむべきものとした。學區取締は、その土地の住民中より名望ある者を選び、地方官に於てこれを命ずべきものとし、給料は地方の便宜に依り、一箇月凡そ五圓より十圓迄を與ふ。一般人民（華士族卒農工商及び婦女子）の學に就く者は、これを學區取締に屆け出づべく、若し子弟六歲以上に至るも學に就かしめざる者ある時は、その由を學區取締に屆け出づる事

小學校

ニ、小學校　學制小學の項の劈頭にある如く、「小學校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ズ學バズンバアルベカラザルモノトス」とし、これを尋常小學、女兒小學、村落小學、貧人小學、小學私塾、幼稚小學に分ち、別に廢人學校といふものを置いた。

尋常小學を上下二等に分つ

ホ、尋常小學を二等に分つ　尋常小學を上下二等に分ち、この二等は男女とも必ず卒業すべきものとし、下等小學の教師には（明治五年文部省布達第二十二號及び第四十四號の修正に據る、上等小學の分も亦同じ）(1)綴字（讀並盤上習字）(2)習字（字形を主とす）(3)單語（讀）(4)會話（讀）(5)讀本（解意）(6)修身（解意）(7)國體（解意）(8)書牘（解意並盤上習字）(9)文法（解意）(10)算術（九々數意加減乘除但洋法を用ふ）(11)養生法（講義）(12)地學大意 (13)窮理學大意 (14)體操 (15)唱歌（當分之を闕く）を擧げ、上等小學の教科は、下等小學の教科に、(1)史學大意 (2)幾何學大意 (3)罫畫大意 (4)博物學大意 (5)化學大意 (6)生理學大意を加へ、尙ほその地の形情によつては、學科を擴張するため、(1)外國語學の一、二 (2)記簿法 (3)圖畫 (4)政體大意の四科を斟酌して教授するを得るものとした。

下等小學は六歲より九歲まで、上等小學は十歲より十三歲までに卒業せしむるを法則とした。在學の期合せて八年である。但し事情により一概に行はれざる時は、適宜斟酌するも妨げなきものとした。

女兒小學

ヘ、女兒小學　女兒小學は、尋常小學教科の外に女子の手藝を教ふ。

村落小學

ト、村落小學　村落小學は、教化開けざる僻遠村落の農民に教則を輕減省略して授くるものとし、且つ多く

夜學とし、年既に長じたる者も、生業の餘暇に來つて學ぶことを得せしむ。

貧人小學

チ、貧人小學　貧人小學は、貧人子弟の自活し難き者を入學せしめんが爲めに設け、富者の寄附金等を以てその費用に充てた。專ら仁惠の精神に依つて成るもの故、仁惠學校とも稱すべしとした。

小學私塾

リ、小學私塾　小學教科の免狀を有する者が、自宅に於て教授するものをいふ。

幼稚小學

ヌ、幼稚小學　幼稚小學とは、六歳迄の男女の小兒を入れ、小學に入る前の豫備教育を施すものといふ。

變則小學校

ル、變則小學校　尋常小學の教科の順序を踏まずして小學教育を施すものをいふ。

家塾

ヲ、家塾　私宅に於てこれを授けるものをいふ。

中學校

ワ、中學校　中學は小學を經たる生徒に、普通の學科を教へる所とし、分ちて上下の二等とし、外に工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校等の名を列擧した。

下等中學の教科

カ、下等中學の教科　下等中學の教科（文部省布達第二十二號及び第四十四號の修正に據る。上等中學の分も亦同じ）を、(1)國語學　(2)算術　(3)習字　(4)地學　(5)史學　(6)外國諸學　(7)窮理學　(8)圖畫　(9)古言學　(10)幾何學　(11)代數學　(12)記簿法　(13)博物學　(14)化學　(15)修身學　(16)生理學　(17)國體學　(18)政體大意　(19)國勢學大意　(20)奏樂（當分之を闕く）の二十科目とし、

上等中學の教科

ヨ、上等中學の教科　上等中學の教科は、(1)國語學　(2)習字　(3)外國語學　(4)窮理學　(5)罫畫　(6)古言學　(7)幾何學　(8)代數學　(9)記簿法　(10)化學　(11)修身學　(12)測量學　(13)經濟學　(14)重學大意　(15)動物學　(16)植物學　(17)地質學　(18)礦山學　(19)生理學大意　(20)星學大意の二十科目とした。

下等中學は十四歳より十六歳まで、上等中學は十七歳より十九歳迄に卒業せしむるを原則とした。即ち通計六年をその學期とす。

變則中學校

タ、變則中學校　當時は未だ書籍の供給も十分ならず、設備等も整はなかつたから變則中學校の制度を設け、

在來の書によつて教授し、或は學業の順序を踏まずして外國語學を教へ、又は醫術を教へることを許した。

中學私塾

レ、中學私塾　中學教師の免狀を有する者が、私宅に於て中學の教科を授くるものをいふ。

家塾

ソ、家塾　右免狀を有せざる者が私宅に於て授くるもの。

中學

ツ、中學　外國人を以て教師とする學校に於ては、大學教科にあらざるものを總べて中學と稱した。

其他の中學校

ネ、其他の中學校　工業は諸工術の事を教へ、通辯學校は專ら通辯の事を主とし、農業學校は小學を經て農業を修めんとする者の爲に設け、諸民學校は男子十八歳、女子十五歳以上の者に對して、生業の餘暇學業を授け、また十二歳より十七歳迄の者の生業を導かんが爲めに、專らその業を授けるもので、多くは夜學である。

師範學校

ナ、師範學校　師範學校に關しては、學制の師範學校の項に「小學校ノ外師範學校アリ。此校ニテリテハ小學ニ教フル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス、當今ニアリテ極メテ要急ナルモノトス。此校成就スルニ非ザレバ小學ト雖モ完備ナルコト能ハズ。故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小學教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス」とある。

大學

ラ、大學　大學は高尚の諸學を授ける專門科の學校なりとし、その學科を分ちて、理學、文學、法學、醫學の四科とした。而して大學科卒業の者には學士の稱號を與へるものとした。

專門學校

ム、專門學校　六年四月布達の「學制二編追加」には專門學校に關する詳細なる規程を設けた。これによれば、專門學校とは外國教師にて教授する高尚なる學校を汎稱し、師範學校と同じく、その卒業生は我が邦語を以て我が邦人に學術を教授することを目的とするものである。

これを分ちて法學校、醫學校、理學校、諸藝學校、礦山學校、工業學校、農業學校、商業學校、獸醫學校とし、また專門學校に入る準備として、諸學を授ける爲めに外國語學校を設けた。

各校の修業年限は法學、礦山、工業三校は豫科三年、本科三年計六年、醫學、理學、諸藝三校は豫科三年本科四年計七年、農業、商業、獸醫三校は豫科三年、本科二年計五年とし、夫々その學科を表記し、且つ別冊に教則を示した。尙ほ專門學校の卒業者には、大學と同樣に學士の稱號を與へることゝした。

外國語學校

ウ、外國語學校　外國語學校は外國語學に達するを目的とし、專門學校に入る者、或は通辯等を學ばんとする者を入學せしめた。入學資格は年齡十四歲以上にして、小學校を卒業したる者に限られた。修業年限は四箇年とし、六箇月を以て一級とし、その等級を下等第四級、下等第三級、下等第二級、下等第一級、上等第四級、上等第三級、上等第二級、上等第一級の八級に分けた。通辯のみを學ぶ者は、この語學校に在つて上下二等の教科を卒業するを要するものとした。

教員

ヰ、教員　教員の資格を定めて、小學教員は、男女を論ぜず年齡二十歲以上にして、師範學校卒業免狀又は中學の免狀を得たる者、中學校教員は、年齡二十五歲以上にして大學免狀を得たる者、大學教員は學士の稱號を有する者としたが、當時直にこの有資格の教員を求めることは困難であつたから、その實現はこれを數年後に期した。

　また私學、私塾及び家塾を開かんと欲する者は、その屬籍、住所、事歷及び學校の位置教則等を詳記し、學區取締に出し、地方官を經て督學局に出だすべきものとした。

學位

ノ、學位　學位の稱號を分ちて、博士、學士、得業士の三等とした。中學教科を卒業して大學に入り、一箇年修業の後及第したる者には、得業士の稱號を與へ、大學に入りて一、二學科（一學科とは化學、解剖學等の類）或は四、五學科を修めたる者には、得業士又は學士の稱號を與へ、大學科（法科、醫科、理科、文科をいふ）を卒業したる者には、學士の稱號を與へ、大學科成業の者にして追々實地に研究し熟達したる者には、博士の稱號を與へることゝした。而して學位の稱號を與ふるものは大學等より具申し、文部卿奏聞の上これを補すとある。

生徒及び試業

す、**生徒及び試業**　生徒は諸學科に於て、必ずその等級を踏ましむることを要するものとした。故に一級毎に必ず試驗を行ひ、合格者には試驗狀を渡し、試驗狀を得るにあらざれば、進級することを得ざるものとした。また小學、中學等を卒業する場合には大試驗を行つた。大試驗には、學事關係者は勿論、その請求により、親族又は他の官吏をも臨席せしめた。試驗に關しては、私學、私塾の生徒も亦同樣であつた。

學業優等にして家貧しき者には、費用を給貸する道を開いた。生徒一人の費用は一年百二十兩とし、その人數は全國に亘つて千五百人に限り、缺員あるにあらざれば、增加するを得ざるものと定めた。費用の給貸を受ける者はこれを三等に分ち、二年の者、三年の者、五年の者とした。公費を受けたる者は、命によつて、一定の期間、指定に從つて奉職するか、或は成業の後（學業を離れて五年の後より始む）年割を以て償還するか孰れかの義務を有する。即ち二年公費を受けたる者は、奉職四年、若しくは償還六年、三年公費を受けたる者は、奉職七年、若しくは償還九年、五年公費を受けたる者は、奉職十一年、若くは償還十五年である。

この特典は私學、私塾の生徒にも均霑された。

經費

く、**經費**　學校の經費は民費に依るを原則とし、必要なる場合にのみ官よりこれを支給するものとした。官より支給する費用は、外國教師の俸給並に外國人に係る費用、大學校の營繕及び大學校に備ふべき書籍、器械費（中學校も亦同じ）、生徒に費用を給貸するの費、學區を助くる費用等に限るべきものとした。學區を助くる費用とは、教育を普及せしむる爲め、各府縣に委託し、民力の及ばざる學區の學事を助けるものである。金額は人員男女とも一萬人に付き、當分の中九十圓即ち一人に付九厘の割で、全國三府六十縣の總額は二十九萬三千五百二十七圓六十一錢一厘である。これ即ち小學教育費國庫補助制度の起原である。

民費維持を原則とした故に、各學校に於ては何れも授業料を徴收し、これで經費の大部分を支辨する方針を採つた。大學校の授業料は一箇月七圓五十錢を相當とし、これを納むること能はざる者のために、六圓、

四圓の二等を設けた。中學校の授業料は一箇月五圓五十錢を相當とし、別に三圓五十錢、二圓の二等を設け、小學校の授業料は一箇月五十錢とし、別に二十五錢の一等を設けた。また一家二人の子弟を學校に入れる者は、下等の授業料を收むるものとし、入學者の三人以上ある時は、二人の外は授業料を免除された。

七　學制の缺點

當時の學制は既に完備の域に達した歐米先進諸國の敎育制度をその儘鵜呑みにしたものであるから、規模の雄大と秩序の整然たる點に於ては頗る稱讃に値するものであつたが、その理想が高遠に且つ劃一的に過ぎ、當時の國力、民情及び文化の程度に於ては、到底これを直ちに全國に實施し得べきものではなかつた。而も政府はこの筋書通りを無二無三に實行せしめようとしたから、一時に夥しい學校が新設された反面には、徒に地方の經費を增大せしめ、その結果、民心漸く新敎育制度を厭ふに至つた。斯くして學制實施後約七年を通過した明治十二年に、この反動として極めて自由な米國式の敎育令が施かれることゝなつた。

第二節　敎育行政

一　文部省の移轉

五年八月、文部省は學制頒布に先立ち、常盤橋内の舊小笠原邸に移つた。それまでの文部省は湯島の舊聖堂の廣い一室に上は文部卿より下は受付に至るまで雜然として机を並べて事務を執つてゐたものであつた。

この當時文部省の豫算として二百萬圓を計上されたが、後經費節減によつて百三十萬圓に減額された。十

月二十五日、文部、教部兩省を合併し、官舍營繕の間、十一月二日より省務を馬場先の教務省内に於て行つてゐたが、翌六年四月、常盤橋の官舍成るに及び、教部省と共に同所に復した。同十年四月二十三日に至つて、更に第四大區第二小區竹平町（當時の東京市の新區劃制）に移つた。これが即ち現在の位置である。

二　文部省の機關誌

文部省の機關誌

文部省雜誌

教育雜誌

五年八月、初めて「文部省日誌」を刊行した。然しこれは六年一月に至つて廢止され、新に「文部省報告」及び「文部省雜誌」を編輯し、或は教育に關する外國諸新聞の記事を譯出印刷して頒布することゝした。「文部省雜誌」は九年四月「教育雜誌」と改題された。

尙ほ序を以てその後の變遷を語れば、同誌は十五年十二月、更に「文部省教育雜誌」と改題したが、十七年一月に廢刊し「文部省報告」も同年三月に同じく廢刊した。その後十一年二月に再興した「文部省日誌」も十六年二月にこれまた廢刊された。

編輯科及び編成課を置く

當時教科書未だ備はらず、編輯寮の著書も亦宜しきを得ないので遂に之を廢し、五年九月、新に編輯課を文部省中に置いた。後また編成局を師範學校内に置き、共に教科書の編輯に從はしめた。

三　學校官制の改正

學校官制の改正

博士を廢し學士と稱す

同じく九月、博士を廢して學士と稱し、これを五等に分けた。教授、助教は學校の大小によつて各等級を異にす。

四　督學局を置く

督學局を置く

學事視察の濫觴

大、中、小、視學及び書記等を置く
學制の規定を改む

學區監視條例及び督學巡回規則

大阪醫學校病院を廢す

同九月十四日、省内に大督學、中督學、小督學の三官を置き、次いで十月十三日、始めて第一大學區督學局を東京に設けた。學制の定むる所によれば、各大學本部毎に、一の督學局を設け、督學を置き、區内の學事を監督することになつてゐるが、無論この規定通りには行はれなかつた。

六年一月に至り、常盤橋内文部省の跡に移つた。五月、小督學以下の官吏を派出して第一大學區を巡視せしめた。

翌六月、文部大小丞以下の官吏を分ち、當時未だ督學局の設けのなかつた第三乃至第七大學區を巡視せしめた。これを學事視察の濫觴とする。

七月三日、各大學區合併督學局を假に省内に設け、各大學區の學務を分擔せしめた。

五　大、中、小、視學書記等を置く

八月十二日、督學の外に大、中、小視學及び書記等を置いた。七年四月十二日に至り學制の規定を改め、大學區督學局を合して本省の一局となし、その職制を定めた。

六　學區監視條例及び督學巡回規則

六月十日「學區監視條例」、「督學巡回規則」等を定め、これより毎年數回督學及び視學を派遣して、地方の學事視察を行ふことになつた。

然るに十年一月十二日に至り、督學局を廢止し、學事視察の事務は、便宜書記官が之を掌ることゝなり、別に督學及び視學を置かざること八年に及んだ。

五年十月、大阪醫學病院を廢し、その事務を中學に屬す。同年十一月、文部省中に教育事務議會を開く。

教育事務會議

太陽暦の採用

令を在京の府縣官員に下し、臨時參省して學制の疑義を討論することを許した。同月、古來用ふる所の太陰暦を廢し、太陽暦を頒行することゝなつた。

病院を東京府に設く

七　病院を東京府に設く

六年一月、病院を東京府に設けた。これに對して特に宮内省より金一萬圓を賜ひてその用費を資け、暇日、侍醫を遣して病者を診療せしめることゝした。

文部卿の更迭

八　文部卿の更迭

木戸孝允

田中不二麿

西鄉従道

寺島宗則

同年四月十九日、文部卿大木喬任は參議に轉じ、三等出仕田中不二麿が假に省務を管理した。

その後七年一月二十五日、參議木戸孝允が文部卿を兼任することになつたが、五月十三日その職を辭し、文部少輔田中不二麿再び省務を攝行し、九月二十七日、大輔となり、そそのまゝ同十一年五月まで文部卿を置かなかつた。五月二十四日、陸軍中將西鄉従道が參議兼文部卿に任ぜられたが、十二月二十四日、同人が陸軍卿に轉ずるに及び、大輔田中不二麿が三度省務を攝行し、同十二年九月十日に至つて參議寺島宗則か文部卿を兼任した。

學區改正

同年四月、昨年學制に於て定められた八大學區を改めて七大學區とし、石川縣の大學の本部を廢して、青森縣の本部を宮城縣に移した。從つて中學を二百三十九區、小學を四萬二千四百五十一となつた。

醫務局を置く

六年六月、醫務局を省中に置き、衛生の事務を掌らしめることゝした。

學校職員の改廢

同年八月、大中小學校に設くる所の教授、助教を廢し、改めて教授を大學に置き、教諭を中學に置き、訓導を小學に置いた。且つ五等の級を立て、その俸給は各地學校の適宜により、また教員の才學勤怠によつて

多少の差等を付けた。

九　兩陛下開成學校に御親臨

兩陛下開成學校に御親臨

南校は五年の學制によつて第一大學區第一番中學となり、本年四月の改正にて東京開成學校と改稱し、八月竣成せる神田錦町の新校舍に移つたが、十月、畏くも明治天皇の行幸を仰ぎ、開校の式を擧げた。

翌十一月には皇后陛下行啓あらせられ、校內を御參觀遊ばされた。

一〇　各藩留學生を引上ぐ

各藩留學生を引上ぐ

十二月、各藩選拔の留學生を廢して悉く歸朝を命じた。元來これ等の海外留學生は、始めは藩費を以て英米獨佛等に遊學してをつたもので、主に軍人が多かつた。四年七月文部省が設立され、總ての教育事務が文部省の手に移つた時、藩の要求を入れてこれ等の留學費を一切文部省から支給することゝなつた。當時文部省の豫算總額は僅か八十萬圓で、その中から各藩の留學生に年々約十萬圓を支出しなければならないことは、文部省にとつて可成苦しい負擔であつた。而もその頃の留學生は餘り勉强もせず、甚だ評判が惡かつたので、當時東校の副長心得であつた九鬼隆一は、各藩留學生廢止に關する建白書を提出した。

その趣旨は、各藩の留學生の如き、勉强も何もせずに居る者共を外國へ遣つて置くのは正に國辱である。速に之を廢めて、新に大學の各科から正則生の優れたる者を選拔して留學させるがよい、といふのであつた。この提議が容れられて、九鬼が留學生引上げのため、歐米に出張を命ぜられた。この頃留學生は倫敦だけでも十九人も居り、巴里には中江兆民、光明寺三郞其他の人々が居て、猛烈に反對したが、九鬼は、各藩の留學生といふも、その中の八割以上は薩長土肥の四藩が占めてをる有樣で、教育は四民平等にあらねばならぬ

のに、この四藩ばかりが國費を以て留學の恩典に浴してゐるのは宜しくないといふ理由書を示した所、一同も遂に納得し、それより米國を廻つて六年末に歸朝したのである。

一一　諸學校の名稱を定む

諸學校の名稱を定む

七年八月、諸學校の名稱を定めて、官位、公立、私立の三等とした。官位とは、文部省の定額金を以てして、その直轄するものをいふ。即ち各本部置く所の師範、諸學等の諸校を指す。公立とは、各地方學區の民費を以て設立保護し、小學委托金を以てその學資を扶助するをいふ。私立とは、一人或は數人と雖も私財を以て設立するものをいふ。

之によつて九月、從前許可せし所の私塾、家塾を以て、悉く私立學校の稱を用ゐしめた。

官版小學校教科書の翻刻を許す

十月、文部省官版の小學教科書の翻刻を許し、府縣をして各刊行して學校用の便利に供せしめることゝした。

四課一局を置く

十一月、省内の事務を分ちて、學務課、會計課、報告課、准刻課及び醫務局の四課一局とし、各々その長を置いて責任を明かならしめた。

一二　「文部省年報」に關する上奏文

「文部省年報」に關する上奏文

八年一月、「文部省年報」創刊に當り、政治始めの日、文部大輔田中不二麿は左の如き上奏文を上つた。

伏シテ惟ミルニ、方今隆運方ニ兆シ民智漸開クルノ時ニ際スルヲ以テ省務ノ旺盛ナランコトヲ庶幾フト雖モ、歳月未久ニ至ラズ規模猶創始ニ屬スルヲ以テ、衛生ノ術ノ如キ未遽ニ功ヲ奏スルヲ得ズ。唯教育ノ法稍緒ニ就クニ似タル者アリ。是ニ於テ文部省第一年報ヲ撰次シ恭シクコレヲ呈進ス。該報記載スル所ハ明

醫務局准刻課の移管
職制及事務章程を定む

治六年中區書施設スル所ニ係リ、內ハ省務ノ景況ヨリ外ハ學區ノ狀態ニ至ルマデ類ヲ分チ品ヲ彙シ、附スルニ略表ヲ以テシ務メテ展檢ニ便ナラシム。然リ而シテ該報ノ體裁彼此均シカラザル者アリ。是蓋學事ノ方法ハ地方ノ便宜ニ隨フヲ以テ、其規則ノ如キモ風土ノ形勢ニ依ラザルコトヲ得ズシテ、府縣年報ノ擧モ未完全ニ至ラザルヲ以テナリ。若夫揭出ス所件々遺漏無ク般々善美ヲ稱スルノ隆盛ヲ致スニ足リ、家戶皆學事ニ勉メ、人身各健康ヲ保スルノ實績ヲ見ルニ至リテハ、臣意固將ニコレヲ除々ニ期シテ匆々ニ望ム可カラズトス。依ツテ冀クハ、該報ニ就キテ其梗概ヲ鑿了アランコトヲ

六月、醫務局及び准刻課を內務省の所管に移した。十一月、文部省職制及事務章程を定めた。同規定に據れば、「文部省ハ全國教育ノ事務ヲ管理スル所ニシテ督學局及學校ヲ管ス」とある。

高等教育

第三節　高等教育

専門學校の隆盛

一　專門學校の隆盛

五年八月の學制頒布と共に藩校は悉く閉鎖を命ぜられ、新に學制の定むる專門學校が各地に設けられた。六年四月布達された「學制二編追加」には、專門學校の種類を分ち、外國語學校、獸醫學校、商業學校、農業學校、工業學校、礦山學校、諸藝學校、理學校、醫學校、法學校等の名目を列擧してあるが、當時の國情は直ちにこの全規程を實施することを許さず、その中最も時勢に適應した醫學校、法學校、外國語學校の建設が特に盛んに企てられた。

二 醫學校

醫學校

學制により東校及び大阪、長崎の三醫學校は夫々何大學區醫學校と改稱された。六年三月二十八日に、官立第一大學區醫學校（卽ち舊東校）の學則を發表した。それによると豫科二箇年、本科五箇年、通計七箇年を以て修業年限とした。布達に「蓋シ人ノ世ニアル性命ヨリ貴キハナシ。至貴ノ性命固ヨリ鹵莽拙劣ノ司ルベキニ非ズ云々」とあるが、以て醫學校設立の精神を知ることが出來る。

三 藥學校の嚆矢

藥學校の嚆矢

同じく七月二十五日、同校內に製藥學教室を設けた。豫科二年、本科三年で、これが明治以後に於ける藥學校の嚆矢である。尙は翌七年に、第一大學區醫學校の名稱を東京醫學校と改めた。

四 家塾に關する規程

家塾に關する規定

同月九日、府縣に令し、醫師にして家塾を開き醫術を教授する者は、塾則、弟子の員數、屬籍、姓名、年齡、醫術教授用書、實地傳習の技術を開申せしめた。

五 東京外國語學校

東京外國語學校

學制頒布の前後に新設された府縣立及び私立の語學校はその數頗る多く、こゝに一々その名を擧げることは出來ない。東京に始めて外國語學校の出來たのは六年五月のことである。これは前月學制改正により開成學校に專門科を置いてこれを本校とし、英、佛、獨の語學科を分離して、これに四年外務省內に創設した

獨、露、淸の語學所を合併して出來たものである。上等下等の二科に分れ、上等は通辯を志す者を敎へ、下等は同上及び專門諸科に入學せんとする者を敎へ、修業年限を各二箇年とした。

四大學區に語學校を設く

六　四大學區に語學校を置く

七年三月二十九日、愛知（第二大學區本部）廣島（第四）新潟（第六）宮城にも各一個の官立外國語學校を創立した。

大阪、長崎外國語學校

七　大阪、長崎外國語學校

先に五年八月の學制により、南校、大阪開成所、及び長崎廣運館を中學とし、洋學第一校も亦中學に列せられたが、六年四月の改正により前三中學の號を廢して、東京を開成學校、大阪を開明學校、長崎を廣運學校と稱し、敎則を改めて外國語學校とし、その科目は學制の定むる所に準據した。而して七年四月十八日、更に校名を改めて大阪外國語學校及び長崎外國語學校と稱することゝなつたので、全國に七箇の官立外國語學校を存するに至つた。

英語學校

八　英語學校

然るに東京外國語學校中、英語學生徒が特に多いために、七年十二月二十七日、別に一校を設けてこれを東京英語學校といひ、同時に他の六校も英語學校と稱することゝなつた。

英語學校の廢止

それより三年を經て十年四月、東京大學の設立さるゝに際し、東京英學校を東京大學豫備門となし、これに先立つ二月十四日に大阪を除く五英語學校を廢止し、十二年四月四日に、殘る大阪英語學校が大阪專門學校と改められるに及んで、官立の語學校は唯だ東京外國語學校のみとなつた。卽ち現在の同校である。

大阪專門學校　東京開成學校

九　大阪專門學校

前記大阪專門學校は舊英語學校の組織を全く改めて、新に醫學科及び理學科を置いた。

また前記の如く六年四月、東京開成學校は語學科を分離して、綜合大學制を採ることゝなり、同年八月に神田錦町三丁目の新校舍が成つたので、舊校舍を東京外國語學校に殘して此處に移つた。本科、豫科を設けて、諸藝は佛に依り、礦山は獨に、法學、理學及工業は英に依つた。

法學校　法學校正則科　東京法學校

一〇　法學校

明治九年七月、司法省の明法寮に於て生徒に法律を教授したのが、本邦に於ける官立法律學校の濫觴である。この學校はもと法學校正則科と稱し司法省の所轄であつたが、後に文部省の所轄となり東京法學校と改稱し、更に後に東京大學と合併し、法科大學となつた。

當時學制に準據して創設された法學校はなかつたが、前記の如く六年四月、文部省直轄の東京開成學校に於ては專門學科の一に法學科を加へ、主として英法を授けた。

東京法學社

東京法學社、私立の法律學校の數多く設立された中に、特に著名なのは、十二年二月、薩埵正邦その他の人々が相圖つて、神田駿河臺西紅梅町に設立した東京法學社である。この後身が現在の法政大學である。

工部美術學校

一一　工部美術學校

我が國に於ける西洋畫の研究は德川時代に始まつて、幕末にあつては司馬江漢最も著れた。明治の新政以

西洋畫の敎授

後、西洋畫を以て一家を成し多數の門下を擁せるもあり、また開成學校の如きは之を敎科の一に加へた。然しながら西洋畫を敎授する目的を以て一學校を創立したのは九年十一月、工部省が工學校の附屬として設立した工部美術學校が最初とする。創立當時に於ける學科は、畫學及び彫刻十二科であつて、伊國人三名を敎師として招聘した。然し同校は十六年一月に至つて廢止された。

西洋音樂

一二　西洋音樂

西洋音樂の研究は西洋畫よりも後れて始められた。五年の學制には、小學校の敎科中に唱歌を置き、中學の敎科中に奏樂を加へたが、「當分之ヲ闕ク」と附記された。陸海軍には夙に軍樂隊を組織し、七年十二月には伶人に命じ、海軍省に於て西洋音樂を習得せしめたこともあるが、敎育方面に於ては漸く十二年十月に至り、當時新歸朝の伊澤修二の意見書が採用されて、音樂取調掛を文部省内に設けた。これ卽ち東京音樂學校の起原である。

東奧義塾

一三　東奧義塾

この時代には未だ文學を授ける專門學校の見るべきものがなかつた。唯だ舊藩の設立に成れる諸學校が組織を改めて殘り、從來の和漢文學に英學を倂せて敎へたもの位に過ぎなかつた。その一例として、慶應年間に舊弘前藩の設立した學校が、明治五年に組織を改めて東奧義塾と改稱し、漢英二科を置いた。同塾は後更に組織を變へて中學校となつた。

佛教學校

一四　佛教學校

佛教に關する私立專門學校の創設は頗る早く、四年五月には三重縣河藝郡に、私立眞宗勸學院が創立せられた。六年には天台宗大學林が開校した。同學林は遠く二百有餘年前の天和二年に、上野東叡山に創立せられた勸學講院に由來するものである。後に私立天台宗大學と改稱した。十一年には京都七條の北猪熊の西に佛教を研究する大教校が設立された。本學は凡そ三百年前の寛永十六年十一月、本願寺の良如上人の創立した學黌に淵源するもので、後に至つて私立佛教大學と改め、更に現在の龍谷大學となつた。

一五　基督教學校

基督教學校

基督教の方面に於ては、八年十一月、新島襄が京都に同志社英學校を創立した。後の同志社大學で、福澤

同志社英學校

論吉の慶應義塾と對立して天下を二分し、私學の覇者と稱された。

十一年にはチャールス・ビショップ、ジュリアス・ソーパル、青木某等が相謀り、英語を専門とし、基督

耕教學舍

教主義の倫理を講ずる目的を以て、東京築地に耕教學舍を設立した。これが青山學院の前身である。

一六　體操傳習所

體操傳習所

體操に關する專門教育は、十一年十月に文部省が、體操傳習所を東京神田一ツ橋通町に設立し、體操教師の養成を企てたのに創まる。この體操傳習所設立の動機は、その前年田中文部大輔が米國の體操を見て歸つて、日本にも體操學校を起すの緊要なることを建議したのによるのである。田中は米國に於てアマルスト大學の生理學教授シチコック博士に就いて、熱心に體操を研究し、博士の門弟たるドクトル・ジョージ・エー・リーランド（當時米國では大學醫學士が體操の教師を兼ねてゐた）なる者を聘することを契約し、同人の來朝を待つて傳習所を開いたのである。

修業年限は三箇年で、學科は徒手體操、啞鈴體操、球杆體操、木環體操、棍棒體操、器械體操その他簡易なる運動一般を教授した。

また十三年頃から陸軍士官及び下士を招いて兵式體操を加へた。

この時各學校に體操科を置くことゝなつたが、體操の教師がゐないので、男女の兩師範學校へこのリーランドと通譯の坪井玄道の二人が出張して教へた。またその他の各官立學校は傳習所まで生徒を連れて來て習はした。

各學校の運動會の如きも、最初は傳習所で催したが、傳習所の卒業生が追々各學校へ配置されるに至つて、體操運動會も漸次各自の學校に於て行ふやうになつた。尙ほボート・レースやベース・ボールもこの傳習所の生徒によつて始めて試みられたものである。體操傳習所は十八年十二月に至り、東京師範學校の附屬となつた。

一七　東京大學の設立

東京大學の設立　加藤弘之

十年四月、東京開成學校と東京醫學校とを合併して東京大學と命名し、加藤弘之がその總理に任ぜられた。同時に東京英語學校をその豫備門となし、漸く大學の體裁を整ふるに至つた。

此處に至るまでの兩校の變遷を改めて述べれば、東京開成學校は安政二年に起れる洋學所が、蕃所調所、洋書調書を經て明治政府に移り、開成所、大學南校、南校、第一大學區第一番中學となり、六年開成學校と改稱し神田錦町三丁目の新校舍に移つた。東京醫學校は、安政年間伊東玄朴等の創立せる種痘所に淵源し、文久元年幕府之を收めて西洋醫學所、醫學所を經て明治に入り醫學校、大學東校、東校、第一大學區醫學校となり、七年東京醫學校と稱し、九年本郷元富士町の新校舍に移つた。

東京大學はこれを法、理、文、醫の四學部に分けた。法、理、文三學部の諸學科の課程は各四年とし、醫學部は醫學科、製藥學科の二科に分け、醫學科の課程は五年、製藥學科は三年とした。後に十九年、工部大學校を併せて工科大學とし、更に二十三年、東京農林學校を併せて農科大學とし、斯くて綜合大學の組織を完成した。

高等學校制度の淵源

一八　高等學校制度の淵源

醫學部豫科

東京大學豫備門

五年の學制には上等中學の規程を設け、十七歳より十九歳に至る三箇年を修業年限とした。これが高等學校制度の淵源である。十年四月、東京大學を設立するや、醫學部には五箇年の豫科を置き、法、理、文の三學部には豫備門を置くことゝなり、東京英語學校を東京大學豫備門とした。この醫學部豫科及び豫備門は即ち今日の高等學校に該當するもので、大學の管理に屬した。豫備門は大學の法、理、文學部等の諸專門科に入學すべき生徒に、豫備教育を施すを目的とし、修業年限を四學年とし、年齢十三歳以上にして和漢學、英語の初歩及び算術の試驗に合格したる者を入學せしめ、英語、數學、地理學、史學、物理學、化學、生理學、植物學、動物學、畫學、和漢學等の學科を課した。

師範教育

第四節　師範教育

東京師範學校

一　東京師範學校

前章の師範學校の項に於ては、その設立を決定するに至るまでの事を記した。五年五月十三日に太政官の

諸葛信澄

允許を得た文部省は、翌十四日、東京師範學校を設立するの令を發し、八月、湯島の文部省が常盤橋内に移轉せる跡を襲って、九月に開校した。校長には諸葛信澄が補せられた。これが後の東京高等師範學校、現在の文理科大學の起源である。然し當時は未だ師範學校の何物たるかを知らぬ者が多かつたから、文部省は全國に布達を發して設立の趣旨を明かにした。

この時師範學校に設けられたのは小學師範學科で、修業年限は一箇年であつた。而して生徒募集の際、次の如き規則が公示された。

一、外國人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事
一、生徒二十四人ヲ入レ、之ヲ師範學校生徒トスル事
一、別ニ生徒九十人ヲ入レ、之ヲ師範學校附
一、教師ト生徒ノ間ニ通辯一人ヲ置ク事
一、教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外國小學ノ規則ヲ以テスル事
一、二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小學生徒ヲ六組ニ分チ、其一組ヲ四人ニテ受持チ、外國教師ヨリ傳習スル處ノ法ニ因リ、彼ノ「レツテル」ハ我ノ單語ニ改メ、其外習字會話口授講義一切彼ノ成規ニヨリ、我ノ教則ヲ斟酌シテ、之ヲ小學生徒ニ授ケ、右授受ノ間ニ一種良善ナル我小學教則ヲ構成スベキ事（以下略）

この規則に示される樣に外國文字を我が文字に直し、またその外國語を我が單語に改めて、外國に於けるその儘の敎則を外國教師をして行はしめ、これを基として、我が教則を立てるとの計畫である。

そこで當時、南校に教鞭を執つてゐた米國人スコットが、師範學校の出身でその方の經驗を有してゐるといふので、これを招いて教師とし、坪井玄道が通譯となつて凡て英語を以て教授し、米國に於て使用する教

科書、教科用圖書、教具、機械等を一切米國に注文して、全く米國式の教育を施した。この際用ゐた教科書は米國の教科書を翻譯して作つたものである。

教授法

第一回の小學師範學科の募集に應じたものは十八歳より三十五、六歳に至る三百餘名で、これに國語、漢文、作文等の試驗を課した上、五十三名を入學せしめた。而してその教授法は大體前記の規則に據り、生徒を上下の二等に分ち、學力の優等なるものを上等生とし（第一回の時は十八名を選拔した）他を下等生とし、外國教師が先づ上等生を小學教師と見做して、これに外國の小學科を授けてその授業法を理解せしめ、次に上等生はその授けられた授業法を以て、下等生を小學生徒として教授するといふのであつた。つまり上等生は教師の代用をなす譯である。

給費額

當時生徒は毎月八圓（後六圓となす）の學資を給與せられ、別に生徒中より選んで舍監を置き、これに二圓の手當を給した。月二圓の生活費で濟んだ時代であるから可成の優遇である。

二　練習小學校

練習小學校

六年二月、師範學校内に練習小學校を附設した。即ち附屬小學校である。

學科

六月教則を改正して、學科を分ちて本科と餘科とし、本科は師範科で、修業年限一箇年、前の如く專ら小學校教授法を修めしめ、餘科は本科中に於て尙ほ餘力ある者に、一層高尙なる普通教育の課業を授くるものとした。

餘科の學科目は、初等、上等の級別によつて異り、初等は算術、地理學、字義論、代數、幾何學、生理書、本國歷史、記簿法、物理學、書法、作文、制度法令を兼修せしめ、上等は地理書、字義論、本國歷史を除いて、三角法、測量、植物學、地質學、文學、化學を加へ、外に初等と同じ兼修學科を設けた。修業年限は初等、上等を通じて二箇年とした。

第一回卒業生

同年七月、初めて小學師範學科の卒業生十名を出し、何れも直ちに各地に聘せられて專ら小學教員養成の

任に當つた。七年四月、更に教則を改正して、本科、餘科の名稱を廢し、且つ在學期限を二箇年とした。八年三月、豫科教則を設け、豫科生徒を置いたが、同年七月豫科教則を廢し、豫科生徒を止め、更に試驗生を置いた。

教則改正

豫科教則

三　中學師範學科を增設す

中學師範學科を增設す

八年八月十三日、中學校教員養成の目的を以て、新に東京師範學校に中學師範學科を設け、九年四月より開講した。玆に於て東京師範學校には中學師範學科と小學師範學科の二部が併置されることとなつた。而して中學師範學科の修業年限は小學師範學科と同じく二箇年とした。十年七月、修學年限を延長して小學師範學科を二箇年半、中學師範學科を三箇年半とした。

修業年限改正

十二年更に教則を改正し、教科課定を大別して、(一)豫科　(二)高等豫科　(三)本科の三とし、修業年限を豫科二箇年、高等豫科二箇年、本科一箇年とし、豫科より直に本科に入るものを小學師範學科とし、豫科と高等豫科とを本科に入るものを中學師範學科とした。本科にては專ら教育に關する學術を修めしめ、豫科及び高等豫科に於ては、(一)格物學　(二)史學及び史學　(三)數學　(四)文學　(五)藝術の五學部に屬する普通學科を授けた。更に各學部に屬する科目を詳細に規定した。要するに新教則の特色は、實學を重んじ、且つ開發法を採用した點にあつた。

教則改正

新教則の特色

新教則の制定に與つたものは、師範科傳習のため明治八年米國に留學を命ぜられ、十一年に歸朝した伊澤修二、高嶺秀夫であつた。尙ほ十一年十月、伊澤は校長補、高嶺は校長補心得となり、翌年三月に伊澤は校長、高嶺は訓導兼校長補となり、相協力して師範教育の改善に盡した。

新教則の編制者

官立師範學校の增設

四　官立師範學校の增設

學制の勵行と共に、各地に於ける小學校の新設は日を逐うて增加し、忽ち教員の缺乏を告ぐるに至つたので、府縣は爭つて師範學校卒業生の派遣を要請し來つた。玆に於て文部省は六年八月十八日、大阪、宮城の兩大學本部に師範學校を增設し、各地方の生徒を募集して十一月に宮城師範學校を開き、十二月に大阪師範學校を開いた。

翌七年二月十九日、更に愛知、廣島、長崎、新潟の各本部にも師範學校を設立したので、全國に七箇の官立師範學校を有するに至つた。

府縣に於ける教員速成機關

五　府縣に於ける教員速成機關

然しながら七箇の官立師範學校のみでは、到底需要を充たすことができなかつたから、各府縣に於ては焦眉の急に應ずるため、或は吏員及び教員を官立師範學校に派遣して授業法を參觀せしめ、これを管下の教員に傳習し、或は有志者を集めて授業法を傳習せしめる等、種々の方法を講じて小學教員の速成に努めた。

從つて各府縣に於ける當時の小學教員養成機關は甚だ不備を極め、その名稱の如きも一定せず、小學校教員傳習所、教員傳習所、小學講習所、師範講習所、傳習學校、養成校、養成所等の如き樣々の名稱を附し、教科の如きも殆んど各府縣毎に異つてゐた。修業年限は五、六箇月を通常とし、長きも一箇年を出でず、短きは二、三箇月に過ぎざるものもあつた。

これ等の不完全な教員養成機關も、八、九年に至つて漸くその設備を整へ、師範學校と改稱し、修業年限を延長し、官立師範學校に準じてその內容の充實を期するやうになつた。

六　東京女子師範學校の設立

六年八月に米國より來朝して文部省の學監となつたダビッド・モルレーは、赴任の年の十二月末、當時省務を攝行してゐた田中文部少輔宛に提出した學事に關する申報中に、歐米諸國に於ては女子は常に最良の教師なれば、希くば日本に於ても亦女子を以て教育進歩の媒と爲さんことを。夫れ女子は兒童を遇するに、其情愛忍耐あること男子に優れり。且能く兒童の情を酌み及兒童を扶育するに至ては、男子よりも能く之を熟知せり云々」と、女子教育の男子教育と同樣に重要なることを說いて、その施設方法に就いて述べる所あつた。田中文部少輔はこの說に同感し翌七年一月四日、次の伺を正院に提出した。

學制頒布以降就學ノ徒旺盛ニ趣キ候處獨リ女子ノ教育ニ於ル因襲ノ久キ或ハ之ヲ忽略ニ付シ、遂ニ日用常行ノ際男子ト相軒輊スルモノアルニ至ル、殊ニ缺典トスル所ニ候。今也闔國人民ヲシテ漸次開明ノ域ニ臻ラシメント欲スル、女子師範學校ヲ設クルヲ以テ一大要務トス。蓋シ女子ノ性質婉靜啻ニ能ク其教科ヲ講習スルヲ得ルノミナラズ、向來幼稚ヲ撫養スルノ任アレバナリ。仍チ先ヅ東京府下ニ一箇ノ女子師範學校ヲ設ケ、根柢ヲ培養シ結果ヲ他日ニ期スベクト存候。尤經費ノ儀ハ當省定額內ヨリ辨給可致候條至急御裁可可有之度此旨相伺候也

この伺は同年一月二十日允許され、三月十三日女子師範學校設立の布達が發せられ、地を神田宮本町八番地（後に地目を本郷區湯島三丁目二十四番地と變更す）にトして、これを創立することになつた。

七　照憲皇太后の御仁慈

この時照憲皇太后は田中文部大輔を召されて、御手許金五千圓を御下賜になつた。愈々校舍竣成して八年

中村正直

十一月十八日、中村正直が攝理に補せられ、同月二十九日、開校式の當日には、昭憲皇太后が親しくこれに臨ませられ、優渥なる令旨を賜つた。これが今日の東京女子師範學校の母胎である。當時米國では日本に皇后陛下の學校ができたといふので、非常な評判であつたといふ。

教則

開校に先立ち同年八月教則を定め、大約十四歳以上二十歳以下の女子を試驗によつて入學せしめ、修業年限を五箇年とし、その課程を十級に分けた。學科は讀物、地理、歷史、數學、習字、書取、手藝、體操、唱歌、物理學、修身學、作文、畫學、養生書、化學大意、經濟學、博物學、教育論、記簿(單記)、實地授業等であつた。五箇年の修業年限は今から見れば甚だ長きに失するが、當時は未だ女子の教育程度が極めて低く、豫備教育を受けた年少の女子が乏しかつたので、師範學科を授ける前日、小學の課程を授ける必要があつたからである。

師範學科の本科、別科
附屬幼稚園

九年四月、師範學科を本科とし、別に本科に入る豫備として別科を置いた。六月、附屬幼稚園を附設した。

教則改正
修業年限の短縮
幼稚園保姆練習科

十年五月、教則を改正して、五箇年の修學期限を三箇年半に短縮し、書取、手藝、作文、教育論、養生書を除き、新に女學、裁縫、生理を加へた。その後十三年七月、更に修業年限を三箇年に改めた。十一年六月には附屬小學校が設けられ、また幼稚園保姆練習科が置かれた。

八　各府縣に於ける女子師範學校

各府縣に於ける女子師範學校

八年に石川縣が女子師範學校を創立したのを始めとし、九年には岡山縣、富山縣、石川縣、第二、十年には愛媛縣、石川縣第三、十一年には山梨縣、高知縣、島根縣、鳥取縣、青森縣(弘前)等の各女子師範學校が開校した。

官立師範學校の廢止

師範教育を地方に委任す

補助金を交附す

九　官立師範學校の廢止

地方に於ける師範教育の施設は着々面目を改めて、略々その緒に就いたので、文部省に於ては師範學校の經營を地方に委任するの得策なるを認め、十年二月十九日先づ愛知、廣島、新潟の三官立師範學校を廢止し、翌十一年二月六日に大阪、長崎、宮城の三官立師範學校を廢止した。玆に於て殘れる官立師範學校は、唯だ東京師範學校及び東京女子師範學校のみとなつた。

地方の官立師範學校を廢止すると同時に、十年二月十九日の達を以て、公立師範學校補助金として、この年には五萬圓を各府縣に配分した。爾後の三年は毎年、達を以て年七萬圓宛を交附することゝなつた。十二年の法令改正には法文中に、各府縣に於ては便宜に隨つて公立師範學校を設置すべしと記し、明かに師範學校の設置を各府縣に一任した。

第五節　中等教育

中學教則略

一　中學教則略

文部省は五年八月頒布の「學制」によつてその大綱を示した後、九月八日、「中學教則略」を出して更にその實施方法を說明する所あつた。これによつて始めて全國畫一の中等教育制度が設けられることになつた。この「中學教則略」によれば、中學は上等中學と下等中學とより成り、上下を通じて十二級に分ち、一級の課程を六箇月とし、一週の授業時間を二十五時間乃至三十時間とし、學制に定めたる七科に、若干の科目を

加へてこれを各級に配當した。

中學教則略（下等中學）

六級	國語	數學	習字作文書牘	圖畫	外國語	地學	史學	幾何	窮理學	化學	生理學	政體大意	
五級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	國勢學大意	
四級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	代數學	窮理學	化學	生理學	
三級	同上 古言	同上	習字 圖畫	記簿法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	博物學	
二級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	修身學
一級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

同上（上等中學）

六級	國語 古言	習字	圖畫 記簿法	外國語	幾何學	代數學	窮理學	化學	動物學	測量學	修身學	經濟學			
五級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	博物學	同上	同上	同上			
四級	｜	同上	圖畫	同上	同上	同上	同上	同上	金石學ト鑛山學トイフ	同上	重學大意	修身學	經濟學		
三級	｜	｜	同上	同上	｜	同上	同上	同上	地質學	同上	同上	同上	同上	生理學大意	
二級	｜	｜	同上	同上	｜	同上	｜	同上	｜	同上	同上	同上	同上	同上	星學大意
一級	｜	｜	同上	同上	｜	｜	｜	同上	｜	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一級ヲ以テ六課目ノ課トス。故ニ生徒在學上下ヲ通ジテ六年トス。稽古時間ハ大約一週中ニ三十字（字ハ時ノ義）乃至二十五字トス（六年ニ一週四日中ニ二十四時乃至三十時ト改ム）
生徒ハ小學卒業ノモノ十四ヨリ之ニ入リ十九歳ニテ卒業スルモノトス
一級卒業試驗ヲ經テ上級ニ進ム。上級ニ入ルトキハ先ヅ下級ノ業ヲ溫習セシム
下等一級ニ進ミ其卒業ノトキハ前六級ノ業ヲ溫セシメ而シテ之ヲ上級ニ進ム
上級第一級卒業スルモ亦通ジテ前六級ノ業ヲ溫セシメ試驗ヲ經テ大學ニ進ム
試驗落第ノモノハ猶第一級ニ在テ溫習シ六箇月後ノ試驗ヲ待テ而後大學ニ進ム

この教則は、六年に改正せられた。（改正教則略は略す）

公立中學校の不備

二　公立中學校の不備

公立中學校の內容程度は遙か後年に至るまでも甚だ不滿足なる狀態を續け、その卒業生の學力不十分なるため、大學豫備門（後高等中學となる）との連絡を有せず、却て私立の共立學校、成立學校、進文學社等の卒業生によつて大學への進路は占められてゐた。

外國語にて教授する中學校

三　外國語にて教授する中學校

五年十月十二日、「外國語にて教授する中學教則」を定め、英、佛、獨語の一を以て中學の課程を修了することを得せしめた。何分當時は學術の進步が甚だ幼稚で、邦文の適當な教科書もなく、且つ外國語學習の欲求が頗る旺盛であつたから、寧ろ外國語に依り中學程度の學科を教授する方が便宜多きことを認めたからである。

外國語の教科書

教科書の一班を擧ければ、英語の豫科に於ては、ハーンレス氏版十二段習字本又は南校版習字版、ウエーブストル氏習字書、サンデル氏ユニオン第一讀本、ペルリンジ氏會話篇、クエツケンボス氏小文典、デービス氏算術書。

同下等中學に於ては、サンデル氏讀本、ウエーランド氏修身學教授讀本、圖畫階梯南校版、デービス氏幾何學書、デービス氏代數書、パーレー萬國史。同上等中學に於ては、クエツケンボス氏文典、ゴールドスミス氏地理書、ウイルソン氏萬國史、デービス氏幾何學書、デービス氏代數書、ウオルセン氏器械書、ヘーブン氏修身學、ホーエド氏理論書、ウエーランド氏經濟書、ウイルソン氏人種學、テンネー氏動物學、クエツケンボス氏物理學、バーカ氏化學書、ラムセー氏鑛山學、グレー氏植物學、ウイルソン氏地體創造學、セントジヨン氏地質學、第六世キングエドワルド羅句文典等を用ゐた。獨、佛語のものは略す。

外國語中學校の程度

外國語にて教授する中學校は、英、佛、獨等の外國語によりて中等教育の教科を授け、大學に入り直に外國教師の專門學科に關する講義を理解し得るに足る豫備教育を施すを目的とするものであるから、今日の中學校と高等學校とを合はせたものに相當してゐる。

官立外國語中學

然し新に外國教師を招聘し、原書に就いて授業をするのは容易のことでないから、文部省は先づ全國八大學區に各一校づゝこの種の中學校を設置せんとし、前記の如く五年八月、學制頒布に際し、先づ在來の南校を第一大學區東京第一番中學、大阪開成所を第四大學區大阪第一番中學、長崎廣運館を第六大學區長崎第一番中學と改めたが、六年四月の改正により、これ等三中學は何れも改稱して專門學校となり、その他は新設されずにして止んだ。

舊藩學校其他の廢止

四　舊藩學校其他の廢止

五年、文部省は全國劃一の教育制度を實施し、「學制」の精神を徹底せしめるために、八月三日の布達で、府縣にて設立せる學校を廢止し、次に十月十七日の布達で、舊藩縣以來引續き經營せる諸學校を廢止し、新令に準據したる學校を創設すべき旨の令達を發した。この令達により、四年七月の廢藩置縣後も尙ほ私立、公立等の名稱にて、僅に命脈を保つてゐた舊來の學校は、或は自發的に廢校し、或は閉鎖を命ぜられた。

中學校の發達

五　中學校の發達

中學校は七年の統計によると、學校數は三二校、教員數は一七〇人、生徒數は三、一五三人であつた。その後盛んに粗製濫造され、十二年には七八四校の多きに上つたが、生徒數はそれに伴はず、四、〇二九人で、一校平均五十人弱の割合である。（但し文部省年報は、十五年までは、女學校の分もこの中に含めてゐる）

東京女學校の設立

六　東京女學校の設立

五年二月、文部省は南校境內なる舊龜岡藩邸內に女學校を設けたが、日每に生徒增加して忽ち校舍狹隘を告ぐるに至つたので、新に東京第四大區第二小區竹平町に校舍を建て、十一月下旬こゝに移り、東京女學校と命名した。

敎則

イ、敎則・その敎則は尋常小學科に英語學を加へ、小學科は日本女敎師に、英語學は外國女敎師にその敎授を擔當せしめた。また英語學敎授に當つては、英語に習熟せる生徒を以て通辯の用に供した。蓋し文部省はこの學校を以て女子學校の模範たらしめることを期したのである。當時の學科は國書、英學、手藝、雜工等であつた。修學年限は六箇年とし、上下二等及び本科を各六級に分つた。外に豫科を設けた。生徒は八歲より十五歲までの女兒を通學せしめた。

教則改正

ロ、教則改正・八年教則を改め、小學科卒業以上の學力を有し、年齢十四歳以上十七歳以下の女子を入學せしめ、修業年限を六箇年とし、これを十二級に分ち、各級を六ヶ月とし、一日の課業を四時間半とし、教科を改めて、讀物(地理書、歷史、物理、修身學、養生學、經濟學、化學、法律書、雜書)、數學(算術、幾何、記簿法、習字、作文、英學、手藝、唱歌、體操とした。然るに十年二月十四日に至り、經費の都合によつて本校は廢止さるゝことゝなつた。

東京女學校廢止さる

英學科を置く

ハ、英學科を置く・廢止後は東京女子師範學校內に英學科を置き、舊東京女學校生徒にして、入學を希望する者六十名を收容した。

十一年一月にこれを別科と改め、規則を改正した。即ち生徒の英書の學力と國書の學力との相違により、英學修業の期限を二年半、國學修業の期限を四年とし、英學は一日二時間、國學は一日二時間半の課業とした。然るに別科生の豫科に轉ずる者や、退學する者續出して生徒の數が非常に減少し、且つその學年末には學力優等の者は卒業すべきであつたから、同年の四月十三日遂に別科をも廢止することに決した。豫科はその後種々の變遷を經て、十五年七月、附屬高等女學校の設立まで繼續した。

七　新英學校及び女紅場

新英學校及び女紅場

五年四月、京都府に於て設立した新英學校及び女紅場が、後の京都府高等女學校の前身であり、且つ府縣立高等女學校の嚆矢であることは前に述べた。同校は最初、華士族の女子に英語及び和洋女紅を授くるのを目的としたが、その後、一般の女子にも入學を許すやうになつた。九年五月には、和漢學所を置き、また女禮をも加へた。

十三年に至つて、英學科を女學科中の一小科目とした。

私立女學校
水交女塾
跡見女學校
加藤女學校
村上女學校
恒德女學校
英和女學校

八 私立女學校

學制頒布以來、官立學女校の微々として振はざるに對して、東京府下に在つては、私立女學校を設立する者尠くなかつた。十二年頃までに創設された著名な女學校を擧ければ、星野康齊の水交女塾、跡見花蹊の跡見女學校、櫻井チカの櫻井女學校、三浦徹の三浦女學校、河村シゲの河村女學校、加藤清人の加藤女學校、村上英の村上女學校、近藤勝敏の立教女學校、宮原金矢の恒德女學校、鈴木信の英和女學校、中山恒尾の盛德女學校、中村正直の同人社女學校等がある。

實業教育

第六節 實業教育

工業學校

一 工業學校

四年八月、工部省に工學寮を置き、東京芝虎の門内の舊延岡邸に工學校を設置した。これが最初の官立工業學校である。翌五年三月、大學、小學の二校に分ち、小學校を東京赤坂溜池葵町の舊河越邸に設けて、大學に入る階梯とした。

工部大學校

二 工部大學校

十年一月、本校を工部大學校と改稱した。同大學は十九年に至つて文部省の所管に移され、東京帝國大學の一分科となつた。五年の學制には、農業學校と同じく工業學校を中學の一種としたが、六年の「學制二編

東京開成學校の工業專門科
外國諸藝學校及び外國工藝學校教則
勸工寮內に女工場を設く
開工社
青森專門學校
農業學校
札幌農學校
府縣立の農學校
學農社

追加」には、專門學校の部門にこれを編入した。

六年四月、文部省は東京開成學校を設け、その中に諸藝、礦山、法、理と共に工業學校學科の專門科を置いたことは既に述べた通りである。同年五月二十二日、外國諸藝學校教則及び外國工藝學校教則を頒布した。

同年七月、工部省勸工寮に女工場を設け、外國女教師を置き、襟袪の粧飾及び、組縫織箔の技藝を女子の爲めに教授した。九年一月二十一日これを廢止した。

十二年には立川知方が京橋區日吉町に開工社を起した。尙ほ十三年二月には、青森師範學校內に修業年限二箇年の青森專門學校を設立し、文學及び農工化學の二科を置いたが、これは十六年に至り廢止された。

三　農業學校

二年、開拓使設置の後、五年四月十五日、芝增上寺山內に農事等を教授する學校を開き、これを假學校と名付けた。この假學校は後年北海道に札幌農學校となり、東北帝國大學農科大學となり、更に今日の北海道帝國大學農業部となつたもので、我が國に於ける最も古い農學校の一である。

五年の學制には、農業校を以て中學の一種とし、小學を經て農業を修めんとする者のために設ける所とした。六年の「學制二編追加」には農業學校並に獸醫學校を以て專門學校の一種とし、詳しく學科目を揭載した。當時直に學制の規程に依つて農業校を設立したものはなかつたが、同八年頃から略々該規程に準じた學校が各地に起つた。就中、新潟縣の農事試驗場、岐阜縣の農事試驗場、廣島の農事講習所の如きは公立農學校の著名なるものである。

明治八年、津田仙が東京麻布に起した學農社は私立農業校中にあつて新に聞えてゐた。

蠶業試驗掛

四　蠶業試驗係

七年内務省は内藤新宿勸業寮出張所に蠶業試驗掛を設けて蠶業に關する試驗を行つた。これが政府に於て、蠶業の試驗及び傳習を行つた嚆矢である。この蠶業試驗掛は後に蠶業講習所と名を改め、東京、京都の二箇所に置かれ、今日の東京高等蠶絲學校及び京都高等蠶絲學校となつたのである。

駒場農業校

五　駒場農業校

七年、内務省また前記内藤新宿勸業寮出張所内に農事修業場を置くことを決議した。農事修業場は十年十月農業校と改稱し、十二月、校舍を上目黑駒場野に移し、その後種々の變遷を經て今日の東京帝國大學農學部となつた。札幌農學校に次いで最も古い官立農業校である。

商業學校

六　商業學校

五年の學制は商業學校の地位を農業學校及び工業學校と同一に認めたが、當當の我が國民は未だ商業教育の必要を認めず、當局また普通教育の施設に忙殺され商業學校を顧る餘裕がなかつたので、その發達を見ることは遲かつた。

大藏省の銀行學講習所

七　大藏省の銀行學講習所

七年四月、大藏省は銀行事務を講習せしめるために、同省紙幣寮内に銀行學局を設けた。この銀行學局は九年七月に廢せられ、翌十年一月銀行學傳習所が開かれ、これが十二年六月に廢せられて後、十五年四月更

に銀行事務講習所が神田錦町に設けられたが、十九年五月文部省の直轄となり、東京商業學校の附屬となつた。

商法講習所

八　商法講習所

八年八月、森有禮は商法講習所を東京京橋尾張町に設けた。同講習所は九年九月、木挽町に移つて東京府立となり、種々の變遷を經て東京商業學校となり、東京高等學校となり、現在の東京商科大學となつた。

東京府立商業夜學校

九　東京府立商業夜學校

十年に至り、東京府に於ては下谷坂本町、日本橋本町、同馬喰町、四谷大傳馬町、新幸町、淺草壽町の六箇所に商業夜學校を設立した。

公立商業學校の設立

一〇　公立商業學校の設立

この頃から時代の趨勢に伴つて、漸く各地に商業學校が創設されるに至つた。公立商業學校の著名なものは、十一年創立の神戸の商業講習所で、私立では、同年岩崎彌太郎が神田錦町に設立した三菱商業學校が最も有名であつた。

三菱商業學校

商船學校

一一　商船學校

五年の學制には、商船學校の名は出てゐない。八年九月、政府は内務卿大久保利通の海運に關する建議を採用し、三菱會社に命令して、樞要なる航路を開設せしめ、なほ遞頭前島密をして海員養成を規畫せしめる

こととなつた。その結果として、政府は補助金年額一萬五千圓を三菱會社長岩崎彌太郎に給付して、商船學校を創立せしめることになつた。茲に於て同八年十二月、岩崎は隅田川口に社船成妙號を繫留して、これを本校とし、海員志望者に航海術を教授し、これを三菱會社商船學校と名付け、次いで三菱商船學校と改めた。これが明治に入つて最初の海員養成機關である。尙ほ三菱商船學校は十五年、農商務省の管轄に屬して東京商船學校と改稱し、更に十八年遞信省に移管されて現在に至つた。

三菱商船學校

東京商船學校

第七節　初等教育

第一項　小學校

初等教育

小學校

一　小學教則の布達

小學教則の布達

文部省は學制頒布の翌月、即ち九月八日、續いて「小學教則」及び「中學教則略」を布達して、學制實施の方法を明かにした。

大學教則は學制の規定したる大綱に基き、上等小學及び下等小學を各々八級に分ち、下等小學八級より上等小學一級に至る每級の修學期間を六箇月とし、每週日曜日を除き、一日五時間、一週三十時間の課程とし、學制に規定したる學課を各學級に配當し、且つ敎科書を示して程度を明かにし、敎授方法の大要をも說明した。

二　小學校教則概表

小學教則概表

更に同年十一月十日に布達せる「小學教則概表」に掲ぐる教科目及び毎週教授時數は左の如きものである。

小學	毎週六箇月	年齡	一週三十時	綴字	習字	單語讀方	洋方算術	修身口授	單語暗誦	會話讀方	單語書取	讀本讀方	會話暗誦	地理讀方	養生口授	會話書取	讀本輪講
下等	八級	六歳	時	六	六	六	六	二	四								
	七級	六歳半	時	六	六	四	六	二	二	四							
	六級	七歳	時		六		六	二		六	四	六					
	五級	七歳半	時		六		六	一			二	四	六	三	二		
	四級	八歳	時		六		六							六	二	四	六
	三級	八歳半	時		六		六								二		六
	二級	九歳	時		四		六										六
	一級	九歳半	時		四		六										四
上等	八級	十歳	時		四		六										四
	七級	十歳半	時		二		六										
	六級	十一歳	時				六										
	五級	十一歳半	時				六										
	四級	十二歳	時				六										
	三級	十二歳半	時				六										
	二級	十三歳	時				六										
	一級	十三歳半	時				六										

文法	地理學輪講	究理學輪講	書牘	各科温習	細字習字	書牘作文	史學輪講	細字速寫	罫畫	幾何	博物	化學	生理
缺													
缺	六	二	二										
缺	六	四	四										
缺	四	六	六	二									
缺	六	六			二	六							
缺	六	六			二	六	四						
缺	四	六				六	四	二	二				
缺	二	四	四				六	二	二	四			
缺	二	二	四				四	二	二	四	四		
缺	二	二					二	二	二	四	二	四	
缺	二	二				四	二	二	三	四	三	三	
缺	二	二		一		三	二	二	四	六	二	二	一

三　小學教則の教授方法

その教授方法の一班を示すために、左に下等小學第八級六箇月の教則の一節を掲げる。

綴字（カナヅカヒ）　一週六字（字は時の義、即ち六時間である）即一日一字

生徒殘ラバ順列ニ列バセ知惠ノ絲口うまなび繪入知惠ノ環一ノ卷等ヲ以テ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク。前日授ケシ

分ハ一人ノ生徒ナシテ他生ノ見エザルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ畢テ盤上ト照シ盤上誤謬アラバ他生ノ内ヲシテ正サシム

習字（テナラヒ）　一週六字　卽一日一字

手習草紙習字本習字初歩等ヲ以テ平假名片假名ヲ敎フ。但シ數字西洋數字ナモ加ヘ敎フベシ。尤字形運筆ノミナ主トシテ訓讀ノ授クルナ要セズ。敎師ハ順廻シテ之ナ親示ス

單語讀方（コトバノヨミカタ）　一週六字　卽一日一字

童蒙必讀單語篇等ナ授ケ兼テ其語ナ盤上ニ記シ訓讀ナ高唱シ生徒一同之ニ準誦セシメ而シテ其意義ヲ授ク。但日々前日ノ分ヲ暗誦シ來ラシム。

洋法算術（ヨウザン）　一週六字　卽一日一字

筆算訓蒙洋算早學ナ以テ西洋數字數位ヨリ加減算九々ノ聲ニ至ル迄ナ一々盤上ニ記シテ之ナ授ケ生徒ヲシテ紙上ニ寫シ取ラシム。但加減ノ算法ニ於テハ先ヅ其法ナ授ケ而シテ只其題ノミナ盤上ニ出シ筆算ト暗算トモ隔日練習セシム。暗算トハ胸算用ニテ紙筆ヲ用ヒズ。生徒一人ヅ、ナシテ盤上ノ題ニ答ヘシムルナリ。前日ノ分ハ總テ盤上ニ記シテ生徒ヲシテ一同誦セシム

修身口授（ギヤウギノサトシ）　一週二字　卽二日置キニ一字

民家童蒙解童蒙敎草等ナ以テ敎師口ヅカラ縷々之ナ說諭ス

單語暗誦（コトバノソラヨミ）　一週四時

一人ヅ、直立シテ前日ヨリ學ブ所ナ暗誦セシメ或ハ之ナ盤上ニ記サシム

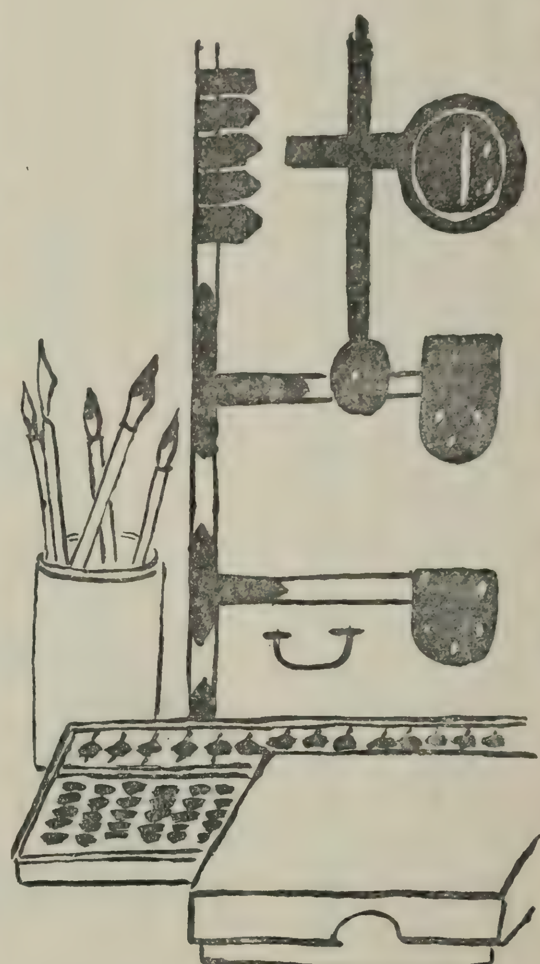
小學敎則は右の如き要領により上下の全級に亘る敎科目とその敎授方法とを略說してある。

文部省の小學讀本

四　文部省の小學讀本

小學校使用の敎科書に就いては、文部省は初め六年に六册本の小學讀本を發行したが、餘り難解に過ぎる

といふので師範學校に於てこれを改正せしめ、七年八月、四冊本として刊行した。この讀本は二十年頃まで用ゐられた。その教材の大部分は米國のリーダーを直譯したもので、次に參考として、小學讀本卷一の一齣を引照して見よう。この卷一の第一は「凡地球上の人種は、五に分れたり云々」といふ有名な文句より始まるもので、第二以下は殆んど悉くウイルソン・リーダーの直譯である。



さしゑ 卷一の第一の二頁

爲す具なり。○算盤は、物を數ふ用に供す。○文庫は物を納るゝ箱なり。簞笥は、衣裳などを入るゝ器なり。（以下略）

第二

（前略）此猫を見よ、恣に臥床の上に、坐せり、これよき猫にはあらず。○汝は、猫を、追ひ退くることを、得べしや。○否、手を出さば、必猫に、嚙まるべし。○猫は、他所に追遣るべきか、又此所に、留め置べきか。○猫は此の室の中に、留め置くと雖、臥床の上に上ることをば、許すべからず。○汝は、此

さしゑ

猫の、鼠を、捕るを、見たりや。○見たり、夜間に、鼠を捕ふること、屢々なり。



第四

此女子は、愛すべき人形を、持てり、これ等は遊ぶに宜しき、具なり、必大切に、弄ぶべし。○人形を、弄はすときは、静に、動かして、毀るべからず。

母は小兒に、向ひて、何れの、人形を、求めんとするやと、問ふに、小兒は、自好む所を、指し示せるなり。○此小兒は、人形のみを、弄びて、倦むときには、何事をなすや。○毬を弄ぶことを、好むなるべし。○此店に、列ねたる品は、皆小兒の、好むものなれども、此小兒は、静なる、娘なるゆゑに、人形を、愛して、能く心を用ゐ、これを損ひ毀ることなし。

挿繪は右の例の如く原畫その儘のものもあり、日本式に書き直したものもある。本書は一年の後期から用

入學入門

ゐられた。その教授法は教師が先づ句讀づゝを唱へ、生徒は一齊に暗誦するのであつて、字を讀むといふよりも寧ろ暗誦をしたものである。翌八年に一年前期に使用すべき「入學入門 乙號」(翌八年にその甲號が發刊されてゐる)が同じく文部省より刊行された。これは小學に入るものに先づ文字を敎へ、數字、事物の名稱等を習はしめて、教育の基礎を造るために編纂したもので、多くの部分より成つてゐる。即ち、いろは圖(平假名)、五十音圖(片假名)、算用數字の圖(日本數字は一より億まで、算用數字はアラビヤ文字)、羅瑪數字の圖、乘算九々の圖、加算九々の圖、單語圖(第一より第八迄あり、動植物、寢具、衣服等の名稱を列擧してある)、連語圖(次に例を示す)、線及度圖、面及體圖(幾何圖形の名稱を習はしめたもの)等である。右の中連語圖とは、單語を綴り合せて文章となすことを練習するもので、總て連語中に現れる單語は、初めに揭げられてゐる。いはゞ、これは小學校に入つて直に文章を習ふ第一のものであつて文章の入門である。

第一

神　人　天地　萬物　主宰　善道　信義　祖父　祖母　父　母　伯父　伯母　叔父　叔母　親　子　兄弟　姉妹　親愛　友愛

神は　天地の主宰にして　人は　萬物の靈なり○善道を以て　身を修め　信義を以て　人に交る○親子の間は　親愛を主とし　兄弟の際は　友愛を專とす○親の父を祖父といひ　親の母を祖母といふ○親の兄弟を伯父叔父といひ　親の姉妹を　伯母叔母といふ

兒童はこの入學入門を持ち、教師は文部省より發行した同文の繪入りの掛圖を揭げて敎へたのである。本書は二十年に讀書入門ができる頃まで用ゐられた。小學入門のできる以前には種々な民間本が行はれ、前記の小學教則中にも、單語等は「知惠のいとくち」や「繪入知惠の環」等に依つて授けて行くといふことが記されてある。尙ほ本書は勿論米國のリーダーの卷一より、その形を採つたのではあるが、內容は我が國の單

語物名等を基として作つたものである。

五　民間本の採用

文部省は教科書の缺乏を補ふために、多數の民間本を採用した。次に下等八級から上等一級に至るまでの主要なるものを擧ぐれば、學問のすゝめ、窮理圖解、西洋事情、童蒙教草（以上福澤諭吉）、地方往來、農業往來（以上蔓潭著）、世界商賣往來、道理圖解（以上橋爪貫一著）、會話篇　市岡正一著）、西洋衣食住（片山淳吉著）、啓蒙智恵の環、日本國盡（以上橋爪實著）、勸善訓蒙（箕作麟祥著）、修身論（河部泰藏著）、西洋夜話（石川彝著）、窮理問答（後藤達三著）、物理訓蒙（吉田賢輔著）、天變地異、博物新編和解同補遺（小幡篤二郎著）、健全學（杉田玄瑞著）、啓蒙手習本（古川政興著）、十二月帖（内田嘉一著）、西洋新書（瓜生政和著）、植物入門和解（柳川春陰外三名著）、氣海観瀾廣義（川本幸民著）、王代一覽（林恕著）、輿地誌略（内田正雄著）、萬國史略（大槻文彦著）、博物新編（英國合信著）、化學訓蒙（石黒忠悳著）、化學入門（加藤宗甫著）等がある。六年四月二十九日に、以上の外更に四十餘種の書名を追補した。これ等の教科書は、當時の我が小學教育の内容を語る好箇の資料である。

六　小學教則改正

六年五月十九日に、文部省は師範學校に於て小學教則に大改正を加へたるものを發表した。

その主要なる點は、（一）下級小學第八級及び第七級に國體學口授の一科を加へ、國體訓蒙等を以て教師口づから縷々之を說論することゝしたこと、（二）窮理學輪講、史學輪講を、物理學輪講、歴史輪講と改稱したこと、（三）毎級に體操を置き、一日一時間乃至二時間を之に充てゝ榭中體操法圖、東京師範學校體操圖等の書に

よつて之を行ふこと、（四）體操の外の毎週の授業時數を減じて二十時間としたこと等である。

七　小學教育の發達

小學教育の發達

文部省は學制頒布以後、積極的急進主義をとり、鋭意小學教育普及を圖つた。六年一月には學制による學校設置の狀況を詳にするため、府縣に令して、各大學區中に於て中小學の區域を定め、他日設立を要すべき小學の校數及び規則の概略、保護の方法等を豫定して開申せしめた。また翌二月に至り、官立師範學校内に小學校を設けしめ、四月二日開校することゝなつた。これが附屬小學校の始めである。

附屬小學校の嚆矢

統計

學制頒布の結果、明治六年小學校を起すもの、公立七、九九五校、私立四、五六三校合計一二、二五五八校、教員數は二五、五三一人、生徒數は男九〇七、一六〇人、女二六七、一四二人合計一、一七四、三〇三人、一校平均八十餘人に當る。學齡兒童中の就學歩合は百人に就いて男女平均二十八人强となる。これが學制頒布後第一年の成績であるが、爾後逐年增加し、小學教育の普及は實に目覺ましいものがあつた。

左に七年以降十二年に至る統計を示す。（文部省年報による）

（年度）	（小學校數）	（教員數）	（兒童數）
明治七年	二〇、〇一七	三六、八六六	一、七一四、七六八
同八年	二四、二二五	四四、五〇一	一、九二六、一二六
同九年	二四、九四七	五二、二六二	二、〇六七、八〇一
同十年	二五、四五九	五九、八〇五	二、一六三、六〇一
同十一年	二六、五八四	六五、六一二	二、二七八、二二四
同十二年	二八、〇二五	七一、〇四六	二、三一五、〇七〇

八 小學校の教員

學制頒布の當時より既に小學教員は、男女を論ぜず、その才により之を任用する方針を採つた。年齢は二十歳以上とし、師範學校卒業の免狀を有する者にあらざればその任に當ることを得ざるを原則とした。また規程に違ひ、或は不行狀ある時は、これを譴責又は停職に附すべきことを規定した。

小學校教員の養成所として政府は五年五月、東京に師範學校を創設し、七年三月また東京に女子師範學校を設け、なほ六年に大阪、宮城、七年に愛知、廣島、長崎、新潟の六大學本部に於ても夫々官立師範學校を設立した。

次いで各府縣に於ても師範學校を設けるに至つたが、小學校の設立增加するにつれて、教員の需要頗る盛にして、到底師範學校の卒業者のみを以て之を充たすことはできなかつたので、師範學校の卒業者にあらざるも、小學校の教育に經驗を有する者は、教員たることを得る途を開いた。

更に七年七月二十五日に至り、小學教員（小學訓導）免狀規則を定め、便宜師範學校によりこれを授與せしめ、その有効期限を三箇年とした。

九 小學補助金

學區を扶助し、教育を普及せしめるため、學制の中には、府縣に一定の金額を委托する規定を設けた。學制頒布當時の國情は、學制の定むるが如き多數の小學校を一時に創設することを許さなかつた。殊に市町村に多額の教育費を負擔せしめることは困難であつた。元來、學制はその學區に於て學校を維持することを原則としたが、何れの學區もその維持困難を訴へる狀態であつたので、小學教育の普及を圖るため、政府はそ

の費用を補助する必要を生じたのである。

學制に定めた政府の補助金額（六年一月八日布達第一號）は、全國を通じて二九三、五二七圓六一錢一厘卽ち兒童一人に對して九厘の割であつた。この金額は年々多少の増減があつたが、十三年まで繼續した。この金は初め小學扶助委托金と稱してゐたが、十年に至つて小學補助金と改稱した。六年より十三年に至る八ヶ年間に於ける補助金額と、文部省經費總額とを比較すると左の通りである。

（年度）	（小學補助金）	（文部省經費總額）
明治六年	二九三、五二七圓	一、三〇〇、〇〇〇圓
同七年	二九五、八五四	同上
同八年	七〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
同九年	六五九、〇〇〇	一、七〇四、八〇〇
同十年	四二五、〇〇〇	一、六七〇、九〇四
同十一年	同上	一、一四〇、〇〇〇
同十二年	三六一、三〇〇	一、一三九、九七〇
同十三年	二〇〇、〇〇〇	一、一四六、一〇〇

東京府立庶民夜學校

一〇　東京府立庶民夜學校

東京にては十二年に庶民夜學校と稱するものを各區に一校づゝ設けて、晝間、就學の暇なき番頭、丁稚、職工等に讀書、習字、算術其他の學科を授けた。これは現今各所の小學校に附設してある實業補習學校と同性質のものであつた。この庶民夜學校は極めて實用的有益な教育機關と認められてゐたが、經費の都合等に

よつて、三、四年間繼續したばかりで廢止されて了つた。

第二項　幼稚園

幼稚園

一　幼稚小學

幼稚小學

學制には幼稚小學といふ名を掲げ、「幼稚小學ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小學ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルナリ」とある。この幼稚小學は文字そのものから見れば、英國のインファント・スクールに該當するものであらうが、その内容は幼稚園即ちキンデルガルテンと實質上大差ないものであるから、幼稚小學規定を以て我が國幼稚園に關する法規の始と考へてもよからう。然しこの規定は數年の間、空文となつて顧られなかつた。

二　幼稚遊嬉場

幼稚遊嬉場

八年十二月に至つて、京都第三十區小學校（明治二年五月、京都に最初に設けられた上京第三十番組小學校と同一校で、柳池小學校のこと）に於て、校舍の一隅に幼兒保育のための幼稚遊嬉場なるものを開設した。而して小學教育の大體を辨へた婦人を教師とし、立方形の小片木や、平方形の小木牌や繪本などを用ゐて幼兒の天性誘發の具とするなど、不完全ながらも幼稚園の輪廓を具へてゐた。またその規則の初にも、獨乙に於けるこの種の施設を傳聞し、それによつて工夫を凝らした次第が明記してある。然るにこの幼稚遊嬉場は豫期の發達を遂げず、一年半ばかりで明治十年頃に廢止されて了つたが、これを我が國幼稚園の濫觴と見做すことができよう。

三　東京女子師範學校附屬幼稚園

正式に幼稚園と稱する名稱を以て設けられたのは、九年十一月に開園した東京女子師範學校附屬幼稚園である。是より先、文部省は同年六月一日、同園保育の方法及び建築の意匠等につき協議一決し、直ちに工を起し、十一月六日に落成を告げた。茲に於て十一月十四日を以て女子師範學校内に幼稚園開設の事を布達し、同校英語教師關信三を幼稚園幹事とし、獨乙人クララ、チーテルマン女史（松野クララ）及び同校訓導豐田英雄女史を保姆とし、十一月十六日をトして開園式を行つた。

當時の規則によると、幼稚園開設の主旨は、學齡未滿の小兒をして天賦の知覺を開達し、固有の心思を啓發し、身體の健全を滋補し、交際の情誼を曉知し、善良の言行を慣熟せしむるにありとある。而して年齡は男女を論ぜず、滿三年以上滿六年以下とし、時宜により滿二年以上の者も入園を許し、また滿六歲以上の者も猶在園せしめることがあるとした。かくて入園の小兒は、年齡によつて三組に分け、滿五年以上を一の組、滿四年以上を二の組、滿三年以上を三の組として、各組とも保育の時間を毎日四時間とした。

尙ほ保育科目は物品科は、日用の器物卽ち椅子、机等の類につき、また花、蝶、牛、馬等に就いてその名目を示し、美麗科は、美麗とし好愛する物卽ち彩色の類を示し、知識科は、觀玩に依つて知識を開くために、例へば立方體は幾箇の端線、平面は幾箇の角により成り、その形は如何等を示すのである。而してこれ等のことを五彩球の遊び、　の遊び、剪紙、織紙、疊紙、木箸細工、粘土細工、木片の組み方、紙片の組み方等、その他唱歌、說話、體操、遊戲の際に敎へるといふ趣意である。

右の敎則は幼稚園法の參考で、大體に於て獨乙のフレーベルの法則に據つたものである。當時用ゐられた幼稚園の參考書は、尋田親五譯文部省刊「幼稚園」（明治九年一月刊）、關信三譯東京女子師範學校刊行「幼稚

東京女子師範學校附屬幼稚園

クララ、チーテルマン

豐田英雄女史

園記」(明治九年七月刊)等で何れも詳細に幼稚の保育法を述べたもので、その中にはフレーベルの恩物のことも說いてある。然しフレーベルの恩物の方法を圖解して分り易くしたのは、十二年に刊行された關信三纂輯の「幼稚園法二十遊嬉」である。

四 幼稚園保姆練習科

幼稚園保姆練習科

かくて地方に於ても漸く幼稚園の必要を認め、これを開設せんと企てるものあつたが、肝腎の保姆を缺ける爲めに文部省はこゝに保姆養成に着手することゝなり、十一年六月、「幼稚園保姆練習科規則」を制定し、同科を東京女子師範學校内に置いた。その生徒は年齡大約二十歲以上四十歲以下とし、修業年限は一ヶ年と觀、教育論、物理學、修身學、幾何學、圖畫、幼稚園制の大意並びに用法、布列別の略傳、體操、音樂、唱歌、及び實地保育等を課することゝした。次いで同年十一月六日、「幼稚園保姆練習科生徒給費規則」が定められ、給費生は當分五名を以て定員とした。最初の授業は給費生五名自費生六名計十一名を以て開始した。

保姆練習科の廢止

十三年七月に至り、東京女子師範學校は校則に大改正を加へ、師範生徒に對し、小學の教員たるに必要な諸學科の外に、幼兒保育法をも學ばしめ、卒業生は小學の教員たるのみならず、幼稚園の保姆としても適當なるやうに養成の方針を改め、且つ同年限り保姆練習科を廢止した。

十二年の法令改正に依り、幼稚園も亦文部卿の監督に屬し、同年十一月十二日の布達を以て、公立幼稚園の設置及び廢止は公立學校と同じく府知事又は縣令の認可を經べく、その私立に係るものは府知事又は縣令に開申すべきことゝ定めた。當時幼稚園の數は官公私立を合せて僅に四箇に過ぎなかつた。

第三項 盲啞教育

盲啞教育

一　盲啞教育に關する建白書

四年四月、工學頭山尾庸三から盲啞學校設立に關する建白書を太政官に差出した。その全文を左に揭げる。

今般工業寮ヲ開セラレ臣庸三其頭ニ任ゼラレ誠以天恩隆渥不知奉報所、然ルニ臣固リ才疎ニ學識淺ク能ク大任ニ當リ難ク、深ク憂慮悚汗ノ至リニ堪ヘズ候。然リト雖モ聖旨ノ忝キ敢テ辭シ奉リ候モ恐入候間、粉骨碎身陋ラ不顧勉勵奉職可仕ト奉存候。因之廣ク西洋各國ノ方法ヲ取捨シ、前途盛大ノ目的ヲ立テ校中ノ規則、事務ノ章程等追々可奉伺上、卽今取調中ニ有之候。然シテ臣又熟考仕候ニ、盲啞癈疾ノ窮民天下ニ廣キヲ以テ、之ヲ推算スルニ其幾何ナルヲ知ル可ラズ。是等ノ窮民自ラ存スル能ハズ、他人ノ救恤ヲ仰ギ僅ニ口ヲ糊スト雖モ、凶年飢歲往々凍餓ノ死ヲ免ルヽ能ハズ、眞ニ愍然ニ堪エザル次第、彼ノ西洋各國ノ如キハ大ニ不然。盲聾瘖啞ト雖モ救恤ノ方法洽ク及ブノミナラズ、又之ヲ學校ニ入レ、文學、算數、工藝、技術各適宜ノ教導ヲ施シ、勉治從事其ノ熟練ニ及ンデハ、大家先生ノ名稱ヲ全世界ニ得ル者往々有之、臣嘗テ英國ニ在テ造船所ニ入リ修業中親シク見ルトコロ、同所ノ圖引、大工、鍛冶等ノ內啞ナルモノ亦不少ト。談話應接皆指頭ヲ登轉シ、文字ヲ模作シテ之ヲ辯ズ。其敏他使可驚、毫モ苦澁ノ態ヲ見ズ。而シテ其技藝ノ精妙、容易ニ人ノ及ブ能ハザル所ナリ。是無教育ノ善ク及ブトコロヲ以テ、彼國之教隆盛ノ景況推知ス可シ。依之見之、我國ノ盲啞ト雖モ教導宜ヲ得ル亦何ゾ然ラザルナシ。然ルニ是ヲシテ自ラ存スル能ハズ饑寒ニ陷ラシム、豈皇國ノ缺典ト謂ハザル可ケンヤ。故ニ今西洋各國ノ式ニ做ヒ、先ヅ盲學、啞學ノ二校ヲ創建シ、一校每ニ男女ノ二局ヲ分チ、教師ヲ外國ニ招キ以テ天下ノ盲啞ヲ教導シ、適宜ノ工藝ヲ授與シ、其成立ニ隨ヒ盲男盲女、啞男啞女、各々適意婚嫁スルヲ許シテ、天下ノ倫理ヲ全クセシメ、又漸

ク以テ其他各種殘疾ノ窮民ニ及ボサバ、多年ナラズシテ、西洋各國ニ讓ラザル可ヤカ。是レ無用ヲ轉ジテ有用トシ、國家經濟ノ道ニ於テ萬一裨補無クンバアラズ。而シテ彼等ヲ各其力ニ食シ、世上ノ良民ト共ニ自立ノ權ヲ得、以テ皇朝至仁ノ澤ニ沾ハシメントス。是臣ガ伏シテ渇望懇願スル所ナリ。仰ギ願クバ臣ノ鄙衷ヲ御洞察被爲在、前文盲啞ノ二校創建卽今御許容ノ程奉希望候。但シ其費用ニ至テハ官財ヲ不消費、一種良法ヲ立テ天下好善ノ人ニ募リ辨濟スルノ存慮ニ有之候。右御許可ノ上ハ、其方略施設ノ顚末詳悉取調ベ言上可仕候　誠惶誠恐頓首謹言

明治四辛未年四月　工學頭　小尾庸三

太政官は右の趣旨を善しとして、委細の案を立てゝ差出す樣にとのことであつたが、何分緊急を要する問題ではなく、普通教育の普及に追はれて自然後廻しとなり、その具體化されるに至つたのは遙か後のことである。

盲啞學校の設立

二　盲啞學校の設立

五年の學制には廢人學校といふのが小學校の部に掲げられてあるが、その如何なるものかは詳細の說明なく、當時學制の定により、直にこの學校を設置したものはなかつた。

京都府盲啞院

古川太四郎

三　京都府盲啞院

こゝに王政維新の際、古川太四郎といへる志士が共に國事に奔走してゐた三條、岩倉二公に累の及ばんとするを憂ひ、自ら一切の責を負つて、獄舍に繫がれてゐた際、毎日その窓下に遊びに來る小供の中に一人の

啞教育の嚆矢　槇村正直　京都府盲啞院　樂善會　古川正雄　津田仙

啞兒が居つて、これが大勢から嬲りものにされてるのを見て惻隱の心を起し、固く啞者教育の念願を立てた。明治となり赦されて京都待賢小學校の訓導となつたので、八年頃その餘財を以て啞者を集めて教育を試みた所が、意外の好成績に、學校を辭めて啞生教育專門となり、次いで盲人をも教ふる樣になつた。

然るに京都府知事槇村正直が、前記山尾庸三の建白書を讀んで大に共鳴し、山尾の承諾を得て京都府にその事業を起さうとして計畫中の所、古川が現れたので槇村知事は大に之を援助することゝなり、十一年九月二十四日に、京都府盲啞院が設立されるに至つた。而してその教育の方法を一新し、教科目は普通の小學校に於ける教科を斟酌し、讀書、書取、作文、地理、算術、習字を授け、且つ盲生には觸感及び聽學を加へ、啞生には發音法、畫掌問答及び畫學等を加へ、女子には新に裁縫を加へ、その課程を五箇年とした。これ即ち京都盲啞院の濫觴である。

四　樂善會

東京に於ては八年五月、吉川正雄、津田仙、中村正直、岸田吟香及び獨乙阿米利加ルセラン教會宣教師ボルシャルド等が、東京築地南小田原町なる英國醫師フォールドの宅に相會して、盲人教育のために樂善會といふものを組織した。この樂善會から翌九年二月二十四日、訓盲院の設立書を、東京府權知事楠本正隆に提出した所、三月十五日にその認可があつた。此處に至るまでには前記の山尾庸三が頗る盡力し、參議木戸孝允も之を聞いてまた大に周旋し、その年の十二月二十二日訓盲院設立の事が天聽に達し、御内庫金三千圓が下賜された。十年一月、山尾庸三と前島密が樂善會の幹事となり、十一年三月には、右大臣岩倉具視が會員一同を築地精養軒に招待して、親しく訓盲の事を聽き、十二年校舍が落成すると、三條、岩倉の兩公から三百圓の寄附があつた。

五　訓盲院

訓盲院

訓盲院の校舎は京橋築地三丁目の海軍省用地を借りて建てられ、二階建總坪數九十三坪煉瓦造りで十二年十二月に竣功、翌年正月から開校した。第一回の入學生は盲人二名であつた。これが東京聾啞學校及び東京盲學校の起原である。

第八節　社會教育

社會教育

緒言

社會教育と稱すべきものは、明治初年にあつても相當廣範圍に亙り、到底こゝに全般を述べ書くことはできないから、その主要なるものを擧げるに止める。

一　圖書館

圖書館

書籍館

五年四月、文部省博物館中に書籍館を設け、舊大學講堂を假館として、舊大學及び諸校藏する所の書籍を館中に納め、これを人智開發、文化促進のために公開することゝし、翌々八月一日に開館した。而して館中の書籍を甲乙二部に分ち、その少くして高價なるものを甲部とし、通常なるものを乙部としたことは前章に於て既に述べた所である。

淺草文庫

翌六年三月、太政官所管の博覽會事務局にこれを併せた（但し場所は元のまゝ）

二　淺草文庫

七年七月、來年始めて召集される地方官會議を同館に於て開催することゝなつたので、館中の書籍を淺草に移して淺草文庫を建てた。その後種々の變遷を經て、三十年四月に至り帝國圖書館となつた。

集書院

五年、京都に集書院が開かれた。これが公立圖書館の權輿である。

田中文部大輔の意見書

三　田中文部輔の意見書

十年十二月、文部大輔田中不二麿「公立圖書の設置を要す」と題する意見書を發表した。

博物館

四　博物館

物産局假役所

明治の初年、政府が物産局假役所を置き、物産を蒐集したのが博物館の濫觴である。四年四月、麹町番町に物産園を設けて南校の所管とし、翌月より一般の縦覽を許した。

物産園

博物局

同年九月、これを文部省に移管して、博物局と改稱し、湯島の舊大成殿を以て博物局の觀覽場に充てた。五年正月、博物館を置き、その事務局を太政官に屬し、墺國博覽會の出品を集めた。三月、博物館を開き、四方の物品を陳列して一般に公開を許した。これを博覽會の始めとする。

以上は既に記述した所であるが、その年八月博覽會事務局を幸橋內に移し、これに翌六年三月、書籍、博物兩館及び博物局を附屬せしめ、書籍は前記の如く舊館に置き、博物はこれを本局に移し、博覽會の會場と定め、一般の縦覽を許した。

東京博物館

五　東京博物館

八年二月、三者共に再び文部省の所管に復し、大成殿に移して假館とした。四月東京博物館と改稱した。

教育博物館

九年三月、東京博物館を東京書籍館より分離し、事務所を上野山内坂上東四軒寺町に移した。

十年一月、東京博物館の規模を改めて教育博物館と改稱し、上野公園地内に移轉後、八月に至つて始めて之を公開した。その後、二十二年に至り、高等師範學校の管理に歸し、湯島聖堂構内に一廈を新築し、且つ大成殿の左右廊下をも使用することゝなつた。

大阪府立博物場

また大阪府では七年に、府立博物館を開設した。

六　展覽會

展覽會

小學校の卒業式又は記念日に、又は聯合會の形式に於て、兒童の成績品若しくは教育上の參考品を陳列して一般に參觀せしめ、或は農會等の主催の下に、農産物の品評を行ふが如き類の展觀會は早くから催されてゐたが、明らかに社會教育を目的とする展覽會の發達したのは、大正以後の事に屬する。

七　美術博覽會

美術博覽會

美術博覽會の濫觴も亦甚だ古い。明治の初年、淺草の奥山(淺草寺觀音堂の境内のこと)に於て、三浦乾、服部杏圃等の人々が集つて、工藝美術品の見世物を開いた。十二年には、有志の人々が相謀つて日本美術協會を創設し、繪畫、美術工藝品等を出品して、公衆の觀覽に供した。

博覽會

政府は五年三月、博物館を開いて四方の物品を陳列し、衆庶の縱覽を許した。これを博覽會の始とする。また博覽會事務局を置き、屢々外國の博覽會に視察員を派遣し、且つ物品を出陳した。即ち九年三月には、文部大輔田中不二麿を米國費拉特費(ヒラデルヒヤ)府博覽會に遣し、十一年二月には、文部大書記官九鬼隆一を佛國巴里府萬國博覽會に派遣し、巴里の博覽會には、教育に關する參考數百種を出陳した。

八　圖書出版

圖書出版　**活版傳習所**　**築地活版所**

徳川時代に輸入された歐式の活版術は、次第にその効果を認められ、明治二年の頃、長崎に活版傳習所の設けられたのを始めとし、政府の印刷局設置となり、築地活版所の創立となり、これに倣つて幾多の活版業を以て立つ者が續出した。かくて歐米の新知識に對する熾烈なる國民の欲求と、活版業の進歩改良とは、圖書の出版をして日に月に盛大に赴かしめた。然し活字印刷の一般に行はれるに至つたのは十五年前後で、それまでは未だ印刷術の未熟のために、却て仕事を遲滯せしめるので、依然舊來の木狀が行はれてゐた。

九　新聞雜誌

新聞紙

新聞紙の起原も亦頗る古い。既に明治元年六月八日に、政府は官許を經ずして新聞紙類を刊行することを禁止するの令を發した。當時最も有名であつた江湖新聞を始め、その他の諸新聞はこの禁令に遭つて悉く發行を中止せざるを得ぬことゝなつた。

「新聞雜誌」　**東京日々**

然るに政府部内には、新聞紙の發行を奬勵する利益を認める者もあつて、四年二月、長三洲、關篤輔等の人々に保護を與へて「新聞雜誌」と稱する毎月六回の定期刊行を發行せしめた。然しこの「新聞雜誌」は日刊とならない中に廢刊した。「横濱毎日新聞」の出づるに及んで、日刊新聞は相次いで出た。五年二月には、「江湖新聞」の後身たる「東京日々」が現れ、同年六月には「郵便報知」が出て、六年七月には「信濃毎日」が出た。七年十一月には、始めて全部を振假名附の通俗文章とした「讀賣新聞」が現れ、八年四月には、挿繪を加へ小説を掲載した「東京繪入新聞」が出た。五年から八年迄に出た全國の新聞紙は、日刊と定期刊行とを合せて一百餘種の多きに達した。

雜誌

最初の新聞紙には定期刊行物が多く、雜誌と區別し難かつた。日刊新聞が續出するに及んで、漸く新聞と雜誌との區別を生じた。六年に米國から歸朝した森有禮は、西村茂樹、津田眞道、中村正直、西周、加藤弘之、福澤諭吉、箕作秋坪、杉亨二等と謀つて、明六社を組織した。明治六年に創めたから、この名を附けたのである。次いで各自の意見を發表して掲載する「明六雜誌」を發行した。續いて慶應義塾から「家庭叢談」を發行したが、幾くもなくして廢刊した。十二年には、田口卯吉によつて「東京經濟雜誌」が創刊された。

「明六社」

宗敎篇

第九章　宗　教　篇

第一節　神　道

一　徳川時代の神道學説

德川時代の神道學説

往昔のことは暫く措き、德川時代には儒者・國學者間に著しく神道學説が勃興し、これに次いで諸種の神道が創始された。以下これ等を略說して、神道研究家の一ヒントにしようと思ふ。但し唯一神道及兩部神道は德川時代以前に既に發達したものであるから、その形式はこの期に發生したる如きも、玆には之を省略する。

唯一神道
兩部神道

（イ）王　道　神　道

王道神道
藤原惺窩
林羅山

王道神道は林羅山の唱道したものだが、その端は朱子學派の祖藤原惺窩に發してゐると見るべきである。即ち惺窩は我が國で神道と稱するものも、その實は堯舜の道と同一なもので、毫もその間に差異はない。即ち皇祖皇宗は代々心を正しくして萬民を憐み給うたが、それは儒教の精神と同一であると說いてゐるから、つまり神道も儒教も一致すると云ふ議論に外ならぬ（以上神道史の大意）然るに羅山の神道說は神道史に『この神道說も此の神儒一致說で、神道は王道であり、王道は支那の儒教であると說き、而して中頃佛教入るに及んで、此の王道即ち神道は衰へ、佛者之に乘じて本地垂跡說を唱へ、遂に神社佛閣相混雜するに至つて神はあれどもなきが如くになつたと論じて、本地垂跡、兩部神道を排斥し、又吉田神道は兩部習合說を剽竊したものであるとして之をも斥けて居る。その神に對する考は心の主であると說き、敬があれば神が宿るが敬がなければ神は亡びると云つて居る』とある、以て王道神道の一斑を窺ふに足るであらう。

伊勢神道
出口延佳

伊勢神道の精神

延經

理學神道
吉川惟足

(ロ) 伊勢神道

伊勢神道は出口延佳によつて著しくその存在を鮮明にしたが、延佳は國學者にして、姓は度會氏、講古と號した。伊勢外宮の祠官であつた。正四位下に敍し、信濃守に任ぜられた。元祿三年二月十六日歿した、時に年七十六。古典及び神道に精通し、その方面の著書には鼇頭古事記・鼇頭舊事記・鼇陽復記・神異記・神代圖・中臣祓穂瑞抄・神宮秘傳問答・同續秘傳問答・中臣祓追考・神名帳考證・書簡鈔・三輪考・太神宮殿考證・太神宮遷幸要略・太神宮参詣記首書・太神宮或問・太神宮司神事供奉記・隱顯集・大成經破文・二所太神宮次第記・類聚神祇本源鈔・伊佐登美神考證等がある。延佳も儒家神道の影響を受け、從來の度會神道から佛教臭味を去つたが、太田亮著神道史には『主として儒教により、周易の卦に合せて五部書等の神道説を説明し、支那の易理はよく我が神道の旨に適つて居ると説き、又神道は神事ばかりでなく、人間萬事の事一として神道ならぬものがない、君之を用ふれば仁君となり、臣之によつて仕ふれば忠臣となる。孝悌義信、神道ならざるはなく、寶祚の天壤無窮は神道の最上である云々』とあり、以てその一斑を推知するに難くないであらう。延佳の子に延經があり、亦神道及び古典に通じ、神名帳考證・齊宮部類・神事隨筆・神道古典考等の著書がある。爾來伊勢に延佳の流を酌む學者が多く輩出した。

(ハ) 理學神道

出口延佳と殆ど同時代に吉川惟足が出て、理學神道を唱道した。惟足はもと尾崎屋五郎左衛門といふ江戸日本橋の魚屋であつたが、その傳は大日本人名辭書に『和學者なり、江戸の人、五郎左衛門と稱す。姓は源、佐々木秀義の後裔、先世江州吉川村に居る、因て之を氏とす。惟足初の名は元成、後ち今の名即ち惟足に改め、最後に又た從時とす。小字は千代松丸五郎左衛門と稱し、視吾堂又湘山隱士と號す。年甫めて九歲孤となり家貧、歸する所なし、江戸の一估家に鞠はる。長ずるに及びて擧止凡ならず、頗る和歌を好み京

理學神道の精神

師に赴て學をト部侍從に受く。侍從は當時國學を以て世に知らる、萬治中病で卒す。死に臨み惟足及び家宰に謂て曰く、兼庵は人となり奸怒放恣、吾が宗を受くるの器にあらず、而して彼れ今上皇に仕ふ、宜しく烏丸・飛鳥井の兩亞相に請ひて之を放つべしと。兼庵は則ちト部氏の妾出なり。是に於て家宰兩亞相に至り、告ぐるに遺言を以てす。亞相之を允す、乃ち衆と議して治下の民數十人を率ゐ鼓譟して兼庵の家を圍む。惟足適々他より至り、大に駭きて急に之を止む。衆圍を撤して退く。兼庵奏して曰く、家宰等亡親の遺言を矯め、誣ゆるに罪狀を以てし、將に臣を放たんとす。而して之が首謀たる者は、亡親の門吉川惟足なりと。上皇聞て大に怒り、將に惟足を罪せんとす。勸修寺大納言之を營救して曰く、惟足は固と一匹夫のみ、然りと雖も彼久しく幕府諸侯の爲めに親信せらる。罪あらば宜しく幕府に命じて之を詰問せしむべしと、芝山中納言も亦之を救說す。是に於て天威稍霽れ、幾くもなくして東歸す。是時に方て會津侯松平正之幕政に參與して盛に神道を唱へ、惟足の學を慕ひ、招で之を問ふ。惟足析理極めて精微復た餘蘊なし、侯大に之を嘆賞し、恩禮優渥屢々白金章服を賜ひ、且つ儒臣服部安休をして就て業を受けしむ。蓋し會津侯之を薦むるなり。晩年に聲價益々高く、列藩公侯招て教を請ふもの甚だ多し、而して紀伊・會津二侯最も崇尙を加ふ。惟足嘗て某街を過ぐ、從奴囊金數十兩を溝底に遺失するを見て、之を拾はんと欲す、惟足叱して曰く、故なければ半錢を得るも亦不祥、況んや數十兩金をや、汝之を拾ふこと勿れと、乃ち去る。元祿七年十一月十六日歿した、時に年七十九。著書に日本神道學則・神道大意講義・神祇要編・神代卷家傳聞書等がある。惟足の神道に就いては神道史に『彼は吉田神道の奧旨を受けたと云ふのである故、勿論唯一神道を去ること遠くはないが、やはり時代の影響を受けて宋儒の說に傾いて居る。卽ち彼は神道を二種に分ち、社人の行ふを行法神道、天下を治むるを理學神道と云つて居るが、理學とは勿論程朱の學を指す其の名稱から來て居るのである』とある。

（二）垂加神道

吉川神道と延佳の神道とを紹け、更により多く朱子學を加味して、新たに一派を拓いたのは山崎闇齋である。大日本人名辭書に一名は嘉、字は敬義、小字は長吉、後ち清兵衛と改め、また嘉右衛門と改む。闇齋・垂加・梅庵等と號す。京師の人、其先は播磨山崎邑の人、因りて以て氏とす。父清兵衛木下家に仕ふ、後ち致仕して淨因と號す、京師に來りて針醫を業とす。母は佐久間氏闇齋幼にして狡悍無頼、淨因之を患ふ、因て妙心寺に入れ僧となし、絶藏主と號す。天資豪邁、一意禪を修して懈らず。然れ共性行猶ほ悛めず、嘗て倫輩と論議す、闇齋詞理塞る、卽ち其の夜竊かに寢に就て紙帳に火す、衆議之を逐はんと欲す。是の時に當りて土佐の公子某妙心寺に在りて僧たり、聰明にして藻鑑あり、歎じて曰く、此の兒神姿凡ならず、當に爲すあるべしと、乃ち之を遣はして土佐の吸江寺に學ばしむ。是の時土佐に谷時中・野中兼山あり、共に儒を業とす。闇齋を見て亦深く之を器とす、その異端に陷るを惜み、勸めて經籍を讀ましむ。闇齋乃ち四書朱子文集語類等の書を讀む、爲に之を悅び盡く舊學を棄てゝ學ぶ。闢異一卷を著はし、寺門に貼着して去る、遂に髮を蓄へて儒となる、時に年二十五。土佐侯乃ちその乞はずして擅まゝに還俗するを責む、闇齋恐れて京師に歸り、帷を下して道學を講説す、時に明暦元年なり、從ひ學ぶ者日に衆し。闇齋弟子を待つこと甚だ嚴、貴卿公子と雖も過（あやまち）あれば少しも假す所なし。其書を講ずる音吐鐘の如く、面容怒るが如し、弟子震慄敢て仰ぎ視るなし。佐藤直方嘗て曰く、余闇齋に師事する時、戸に入る毎に惴々焉として獄に下るが如く、退きて戸を出るに及び洋々焉として虎口を脱するに似たりと、其憚らるゝ概ね此の如し。後、闇齋江戸に來る時に貧窶洗ふが如し、因て故らに書商の家に隣して賃店し、以て其書を借閲す。是の時に當りて井上河内侯學を好みて士に下る書商亦數々謁見す、一日侯商に謂て曰く、寡人將に學ばんとす、人の師となるに足る者あらば爲に介せよと、商答ふるに闇齋を以てす、侯引致せしむ、商歸りて闇齋に告ぐ、闇齋毅然として曰

佐藤直方
淺見絅齋

垂加神道の精神

く、侯道を問はんと欲せば先づ來り見よと、商愕然以爲らく措大時勢に通ぜず、此の如き人を薦めば必ず上を凌ぎ禍己に及ばん、薦めざるに若かずと、他日侯問ふに闇齋の事を以てす、商告ぐるに實を以てす、咨嗟良々久しく曰く、方今自ら師儒と稱する者多くは道を行ふに意なし、東奔西走其技の售れ易からんことを欲す、寡人之を聞く禮記に來りて學ぶ、未だ往て敎ふるを聞かず、山崎先生能く之を守れり、是卽ち眞儒なりと、卽ち獨を命じて其の居を訪ふ。會津侯保科正之・美作侯加藤泰義亦禮を厚うして闇齋に師事す、而して會津侯最も厚く終始一の如し。闇齋も亦感奮恩に答ふるを思ひ知りて、云はざるなし。會津侯卒する後ち又京師に歸る上、臺閣公卿諸侯より下布衣閭閻の士に至るまで其門に入るもの無慮數千人、闇齋程朱の學を始め、孤峻褊隘堅く畛域を設けて博覽を喜ばず、又詩文を好まず、片言程朱を犯すものある每に起ち、勃怒咆哮肯て、異同に就て旨趣を究むるをなさず、是を以てその弊往々膠漆にして通ぜず、竟に支離に淪み、固陋に墜るに至る。晩年吉川惟足に從て大に神道を唱ふる若きは、識者甚だ之を譏る。高足の弟子中佐藤直方・淺見絅齋其餘之に反する者甚だ多し。天和二年九月十六日歿す。年六十五云々』とある。亦た著書には朱易衍義・孟子要略・文會筆錄・大學啓蒙集・中和集說・孟浩錄・孝經刊誤附考・冲莫無朕記・中臣祓風水鈔・神代卷風葉集・垂加文集・同續・同拾遺・四書序考・小學蒙養集・孝經外傳・孝經詳略・仁說・逐錄・逐鹿評・大家商量集・讀書要・夜寢箴・刑經・武銘・張書鈔略・朱書抄書・本朝改元考・垂加草・經名考・大和小學・雲谷記・溫泉遊草・敬齋箴・不自棄文・江府紀行・再遊紀行・會津風土記・責沈文・朱子輯要・日本書紀註・本朝事蹟・異稱考・明備錄・程書鈔略等があり、世に行はれてゐる。尙ほ闇齋の神道に就ては神道史に『彼の神道說は宋儒の理氣說に五行說をも交へて居るが、これは出口流吉川流の神道に於ても見ることが出來、又三書の大秡を立てゝ居るが、これは吉田神道に倣つたものと云つてもよい。而して神道の要は敬にありと云ふは道春以來の儒家神道に於いても見る處である。但し何れも多少違つて居ることは云ふまでもない。ま

淺見絅齋
佐藤直方
三宅尙齋
大山爲起
伴部安崇
鴨祐之
玉木正英
谷重遠
正親町公通
跡部良顯
出雲寺信道
安井春海
梨木祐之
墻鼎遺言
三宅觀瀾
若林強齋
竹內式部
松岡玄齋
山縣大貳

た道は大日孁尊の建て給ひしもの、敎は猿田彥の導き給ふ所と云ひ、神は天地の心、人は天下の神物、卽ち天人唯一にして神道の要は地金の敎に在り、土は卽ち敬なり、金はかねる、ねるなり。土あれば必ず金あり、人體は土、故につゝしめは金生ず、天地・陰陽・人道皆土金より生ずとて、有名なる土金の傳と云ふものを唱道した。闇齋は晚年土金傳と云ふやうな言葉の上から種々牽强附會な說を立てたが、もと〳〵彼は自國尊重の精神が旺盛な人で、神道に走つたのも此の精神の發露であらうと說かれて居る。けれども神道に走つたばかりでなく、種々な附會說を立てたので、朱子學を講じて居た頃の門人中には彼に反對するものも尠くなかつた。卽ち彼の門人には朱子學をうけた者と、垂加神道を學んだ者と二派ある譯で、淺見絅齋・佐藤直方・三宅尙齋等は前者であり、大山爲起（神道奧秘味酒講記の著者）・伴部安崇（神道講意抄の著者）・鴨祐之（日本逸史・大八洲記の著者）・玉木正英（神代卷藻鹽草の著者）・谷重遠（神代卷鹽土傳の著者）・正親町公通（無窮記・神道傳授の著者）其他跡部良顯・出雲寺信道・安井春海・梨木祐之等は後者と云つてよい。しかし彼の自國尊重の思想のみは大體兩者共に流れて居る。卽ち淺見絅齋は有名なる尊王家で、每朝關東の方を向いて薙刀を振つて居たと傳へられ、其の著靖獻遺言また名高く、門人には水戶學に感化を及ぼした三宅觀瀾があり、神道大意の著者若林強齋があつて、天地間の森羅萬象には悉く神明が宿つて居ると論じた。又かの尊王討幕運動の魁をやつた竹內式部は強齋の門人松岡玄齋の弟子であり、同時に勤王論を唱へた山縣大貳は三宅尙齋の學系をうけた人である。以つて闇齋の主義が如何に王朝維新に影響して居るかゞわからう云々』とある。

以上の王道神道・伊勢神道・理學神道・垂加神道等の勃興により、從來兎角佛說を以て說かれてゐた我が國の神道は漸く玆にその羈絆を脫したが、その代り從來の佛說に代ふるに著しく儒敎臭味を帶ぶるに至つたことは蓋し已むを得ないであらう。

國學の勃興と復古神道

下河邊長流
僧契沖

（ホ）復古神道

漢學偏重の反動として國學研究の勃興となり、爲めに鎌倉以來の自國尊重の思想が德川時代の永い平和にあつて擡頭し、玆に國學者等は儒敎臭味の神道に慊らずして遂に復古神道を唱道するに至つた。復古神道の勃興した原因に就き神道史は『復古神道の勃興は時代思潮の要求からであるが、その直接の起原は歌學研究に誘致されたる語の研究で、それによつて復古神道の研究が容易になつた。勿論古語の研究そのものも復古學の現はれとも云へるが、古語の研究は寧ろ歌學も少し廣く云へば國文學勃興の結果で、國文學の勃興の原因は平和によつて復活された藝術の一つの表はれに外ならない云々』とある。以て國文學の研究の勃興が復古神道の擡頭に與つて至大な影響を及ぼした事は明かである。

近世國學の祖は下河邊長流或は僧契沖であると云はれてゐる。長流は歌人で古今伊勢等に通じ、萬葉集を研究した。後ち德川光圀は長流に命じて萬葉集の註を書かしめようとしたが、長流は著手せずして歿した。よつて僧契沖がその志を繼ぎ、光圀のために萬葉代匠記を書いた。僧契沖は大阪高津圓珠院の住僧で、名は空心、俗姓は下河、その先は近江に住したと云ふ。祖父元宜は加藤肥後守に仕へた、父は現全といひ尼崎の青山侯に仕へた。契沖は生れて五歲の時母は口づから百人一首を授けたが、旬日にして悉く諳記した。次いで父が實語敎を授けたが之れ亦た旬日にして悉く記得した。ために父母はその奇才に驚嘆したと云はれる。契沖はつねに出家を志し、夢中の靈に託して父母に請うたが聽かれなかつた。よつて契沖は自ら腥葷を斷つて、常に佛を唱へたので、父母は深くその志に感激し、遂に之れを許し、今里の妙法寺手定法師の弟子となした、時に僅か十一歲であつた。十三の時髮を薙て高野山に登り、東寶院快賢に從つて學を修め、五部灌頂を受け兩部大阿闍梨に列せしめられた。寬文二年檀越の請によつて津國生玉の曼陀羅院に住したが、同院が城市に隣り喧閙なるを厭ひ、壁上に一首の和歌を遺して去つた。それより一笠一鉢脚に任して四方を周遊し、偶

沖

荷田春滿

々大和長谷寺に至りて斷食念誦すること一七日、また寶生山に登りて三七日の苦行をなした。大日本人名辭書に『其他吉野葛城等の山川靈異の地至り登らざるなし、又高野山に還りて菩薩戒を圓通寺の快圓に受け持律益々清苦す。泉州久井里に往て山水の奇を愛し、居ること年あり、三藏を盡し、悉曇に通ず。自佗の章疏及び儒典、詩文集におきても普く涉獵せずといふことなし。又池田川の側に居て偏く皇朝の國史實錄古記をよみ、專ら國風を好みて廣くその書を探る。延寶五年河内鬼住山延命寺覺彥に就て安流灌頂を受け、儀軌二百餘卷を手寫し、生駒寶山寺に納む。八年丰定寂せるにより遺命して妙法寺に住せしむ、沖其志にあらざれども母氏老て此里にあるを以て已を得ずして往き、傍に一室を營み構へて母氏を移し孝養す。この時水戸西山義公（光圀公）萬葉集の註釋を撰し、府下に致さんと欲す。契沖固辭して就かず、而れども公の志に感じ、遂に萬葉代匠記二十卷、總釋二卷を作りて之を上る。公其卓見を悅び白金千兩絹三十匹を賜ひて是を勞ふ、沖悉く散じて貧乏の者に給し、且つ寺院の修造に充て、一も私用せず。公又著す所の古今餘材抄を讀み、益々奇とし、千古の發明を賞して書を賜ひ、且一見せんと欲す。辭して曰く、林壑の性公侯に謁するに慣れずと、遂に應ぜず、母氏歿するに及び院を退き、難波の東高津に卜居し、圓珠庵と號す。俗客を謝し、清修自適す。西山公時に物を賜ひ起居を問ふこと絕えず、時に元祿十四年正月二十五日定印跏趺を結て寂す、年六十二。著書に古事記抄・書紀竟宴頭書・古語拾遺抄・萬葉代匠記・古今餘材抄・厚顏抄・勢語臆斷・拾遺集考要・後撰考・百人一首改觀抄・源注拾遺・勝地吐懷編・河社・類字名所集・名所補觀抄・和字正濫抄・漫吟集等がある。契沖が萬葉代匠記を著したことは、單に文學上に貢獻したのみならず、古代の眞相を研究すべき復古學の勃興を促進せしめた功は絕大なものであるが、然し契沖は國文學者で古道の研究者ではない、蓋し古道の研究は契沖の後に出た荷田春滿に求めねばならぬが、これ亦た、著書が殘つてゐないので明瞭でない。古道、即ち復古神道を論じて、極力儒道に反對したのは春滿の門人加茂眞淵である。

加茂眞淵は通稱を岡部衛士と呼んだが、初め三四郎と稱した。名を政信または政藤と云つた。縣居、眞淵等はその號である。遠州加茂神社の祠官定信縣主の子にして長ずるに及び濱松驛の旅籠屋梅屋某方に入婿して一子を設けたが、讀書に耽つて家事を省みぬため義父に嫌はれ、風波が絶えなかつた。然るに妻は頗る賢夫人であつたので、或時眞淵に告げて曰く、郎君の人となりを見るに鄙陋の一旅宿にその主人として身を終るべき人ではない、幼兒は妾が引受けて養育し、生長の後は家を嗣がせる事にすれば老親の孝養に妨ぐる所がないでせう、郎君は京に上つて學を修むべしと勸めた。眞淵は頗る感激し、直ちに京師に赴き、荷田春滿に就て修業し、江戸に歸つて教授した。時に名聲四方に高く、俊才英明の學士がその門に輻輳した。田安中納言宗武はその名を聞いて招聘し、寵遇が殊に厚かつた。寶暦十年致仕して、家を養子定雄に讓つた。和歌は萬葉集に倣ひ、文章は古體を用ひた。世に古學の普く行はるゝやうになつたのと、詠歌が古風に復したのは、主として眞淵の力である。大日本人名辭書に『故を以て海内の國風家其の下風に立たざるもの少し、人皆稱して曰く、眞淵翁の前には古人を見ず、後には來者を見ずと、眞淵亦曰く、契沖は墾闢せしも樹藝を終へずして死す、我が師春滿は樹藝せしも未だ刈穫を終へずして逝ると、刈穫の功蓋し自ら任ずるなり云々』とあり、以てその抱負の一斑を窺知するに難くないであらう。眞淵は亦た漢學を修め、書道を能くした。明和六年十月三日病を以て歿した、時に年七十三であつた。著書には古事記私記・古事記訓考・神代記訓考・萬葉考・古今集傳説・伊勢物語大意・源氏物語新釋・百人一首古説・神樂歌考・催馬樂考・古器考・古冠考・冠辭考・外宮考・淨土三部抄言釋・祝詞考・國意考等がある。眞淵の古道に對する思想に就ては神道史に『彼の古道に對する考は多くの著述から知ることが出來るけれども、最も簡單にそれを窺ひ得るのは國意考であらう。彼の考に據れば、我が國は言擧げさせぬ國であるから、我が古代には支那のやうに忠孝とか五常の道といふ風な言葉がない、そして道德に關する議論が殆ど見出せないが、これは忠孝の行や五常の

村田春海
橘千蔭
加藤宇萬伎
荒木田久老
塙保己一
本居宣長

道がなかつた譯でない、つまり名目はないが實質はあつた。これに反して支那では名目が備はつて居るが實質が伴つて居ないとて、支那に不義者の多い實例を擧げて儒教を攻撃し、この教の輸入によつて形式は完備したが、その代り我が國の自然のまゝなる道德が害はれたと云つて居る。この言擧げせぬ即ち議論をせない國柄であると云ふことは、之から後國學者の常套語となつた。そして名目はないが自然に道德が備はつて居た、それが神ながらの道で、外來思想の侵入より此の道が害はれ、不忠不義が殖えたといふ議論から、爾來神道家は神代を理想とするに至つたのである云々」とある。眞淵の門からは村田春海・橘千蔭・加藤宇萬伎・荒木田久老・塙保己一等が輩出したが、古道の研究を大成したのは本居宣長である。

本居宣長、性は平氏、池大納言賴盛の裔で、本居縣判官武秀十世の孫である。享保十五年六月七日、伊勢の松阪に生れた。初め春庵と稱し、後中衞と改めた。家に三十六の鈴をかけて、往々之を鳴らし、以て悶を晴らした。號を鈴屋と稱したのは、この鈴に因むと傳へられる。幼より書を好み、成人するに及び京師に赴き、堀景山に就て儒を學び、傍ら武州法眼に就て醫術を學んだ。後郷里に歸つて醫を業としたが、賀茂眞淵の冠辭考を讀むに及び眞淵に名簿を送つて道を問ふた。當時眞淵は江戶に教授してゐたが、爾來宣長は屢々文通したと云ふ。この間宣長は古事記傳五十卷を著した、その考證の精密なること前後その比を見ざる程で、千載の疑惑を釋明した。その名海内に震ひ、門に入つて教を請ふもの五百人に及んだと云はれる。後紀州侯に仕へ、屢々君前で書を講じ、非常な殊遇を蒙つた。大日本人名辭書に「時に道の論直日靈といへる書を著はす、江戶の人市川某末我迺比禮を著はして是を難ず、宣長之を見て微笑して曰く、斯る兒戲に類するの幾許く出づるも齒牙にかくるに足らずと措て顧みず、門人强て反駁を請ふ、宣長已むを得ずして二三夜間に葛花二卷を著はして之を排す、又藤貞幹衝口發といふを著はして宣長の學を辯駁せんとす。宣長その說の大義に關はる憤りて忽ち鉗狂人を著はして是を辯ず。實に當時天下その右に出るものなし。國侯寵遇特に厚

宣長の古道に對する精神

し、遂に國政を諮問するに至る。宣長乃ち玉匣別記二卷を作りて之を呈す、侯大に之を喜ぶ。又生徒の來りて教を請ふもの益々衆し、嘗て京都に來て書を講ず、時に臺閣縉紳皆微服して來り聽く(中略)宣長の學たるや荷田・縣居・契沖の志を嗣ぎ、而して之を大成するものなり、故に世の學徒今に至りて春滿・眞淵・宣長の三人を稱して三大人と曰ふ。享和元年九月二十九日歿す、年七十二』とある。著書頗る多く、就中古事記傳・直毘靈・葛花・鉗狂人・玉匣・馭戎慨言・神代正語・古訓古事記・神代紀髻華山蔭・歴朝詔詞解・大祓詞後釋・出雲國造神壽詞後釋・天祖都城辨々・佐支竹辨・國號考・眞曆考・漢字三音考・字音假名遣・初山踏・萬葉集玉能小琴・萬葉集追考・古今集遠鏡・後撰集詞のつかねを・美濃の家苞・同折添・古今選・草庵集玉帚・紐鏡・詞の玉の緒・玉あられ・紫文要領・源氏年紀考・源氏物語玉の小櫛・手枕・手向草・答問錄・國歌八論斥非評語・石上私淑言・地名字音轉用例・玉勝間・呵刈葭・管笠日記・玉鉾百首・鈴屋集・仰瞻鹵簿・長歌・紀美能米具微・櫻三百首・結びすてたる枕の草葉・本居系圖・家の昔物語等が名高い。尚ほ宣長の古道に就ては神道史に『古道に關する考は直毘靈一卷で容易に窺ふことが出來る故、その大要を述べて置かう。萬の國は何れも天照大御神の御德を蒙つて居るけれども、特に我が國は大御神の生れ給ひし國で、その上その御神勅と三種の神寶の繼承によつて大御神の御子孫なる天皇が無限に治め給ふ國だから、萬國に勝れて居るのである。而して道とか教とか言擧はせないが、神代よりの仕來り通りで自然に治つて行く、それが所謂る神隨(惟神)の道に外ならない。しかるに外國は大御神の國でない故定まつた主がなくして始終亂れて居る。偶ま威力もあり智慧もある者が出て、人をなづけて他の國を奪ひ、そして他に之を奪はれぬ爲に暫らく國を治め、後の模範ともなつた者を名付けて聖人と云ふが、もと〳〵聖人なる者は道に背きてその君を亡ぼし、國を奪つた惡人だから、その教も人を欺く道に過ぎない(烏湯文武を指す)。從つて後世の人も表面は之を尊んで、口にして居るが、事實その道が行はれず、唯儒者共が彼此と囀るのみである。我が古代に

平田篤胤
本居春庭
本居太平
藤井高尚
石原正明
細井貞雄
伴信友
篤胤の古道に對する精神

は斯様に喧しい道がなかつたけれども、天下よく治つて皇位は萬世に傳はつて居る。儒者は萬事につけ支那を尊んで我が國には道がなかつたと云ふが、人の作つた道こそなけれ、神のまに／＼する自然の道のあつた此の道理を知らぬ故である。さて我が國も稍降つてから外國の教が這入つて來て漸次漢様になつたが、それに從つて漸次國が亂れて來て支那に似て來るやうになつた。一體天地間にありとあらゆる物事は皆神の御心で、悪い事は禍津日神の仕業である。しかるを支那では此れを知らず天命などとて萬事を理窟づめにして居るが、それは間違つて居る。かく惡事が起つたけれど皇統連綿として絶ゆる事がない、これ神の道が外國の萬の道に優れて正しく貴い所以である。然らば此の道は如何なる道かと云ふと、これは高御産巣日神の御靈によつて神祖伊邪那岐伊邪那美大神が始め給ひ、天照大御神が受けつぎ給ひ代々天皇に傳へ給へる道である故、之を神の道と云ふのである。それは古事記を始めとして諸の古書によつて知る事が出來る。しかるに世々の物識り人は佛と漢とに惑はされて誠の道を覺らず、彼等が神道と云つたものは其の實儒佛をうらやみて作り出した私事に過ぎない。一體人は皆産巣日神の御靈によつて生れたもので自ら心の内に善惡を辨へて居る、右は下が下まで天皇の御心を心として其の大命に從ひ、各々祖神を齋き祭り平穩安樂にその業をつとめて居た。我々もその通りにすればよい、道とか教とかを別に求むる必要が何處にあらうか。強ひて求むるならば漢心を洗ひ清め、清々しい御國心で古典を學びて古道を知り、之を行ふべきである云々』とある。以て宣長の古道研究に對する態度の一斑を推知するに難くないであらう。宣長の門からは平田篤胤・本居春庭・本居太平・藤井高尚・石原正明・細井貞雄・伴信友等が輩出したが、神道研究者として有名なのは平田篤胤である。篤胤の古道に對する態度は研究的と云ふよりも寧ろ宗教的であつて、古事記・書記・祝詞・古語拾遺・姓氏錄等の異同を校訂して開闢史太古史に關する系統を立てると同時に、古道大意を著はして、神代の話及び國史を基として國體の尊厳を説き、我が國土は神の親しく創造されたものであるから、氣候風土共に

宜しきを得てゐる。加之國民はすべて神々の御裔であるから、優秀で勇猛である。よつて我々國民は他國の道に惑はされることなく、眞の心に從つて行けばよいと說いてゐる。神道史には篤胤の古道に關する學說に關し『我が國を神國とし、我が國の古道を神の道と信ずると共に、外國は潮の自ら凝り固まつた國でもとより我が國に比すべきものでない、而して其の地に行はるゝ道德宗教は何れも生賢しき人の唱道したもので、我が古道と較べる事が出來ないと云ふ立ち場から、儒教佛教を攻擊してゐる。先づ儒教を攻擊したものには太宰春臺の辨道書を難じた訶妄書があり、次に西籍槪言（儒道大意）がある。前者に於いて彼は春臺が欽明朝頃までは我が國に道なしと云ふに對し、我が古代は後世よりもよく治つた事實を擧げ、而して其の治は我が古道がよく行はれて居たからであるとし、後者に於いて支那が古來革命絕えず亂臣賊子の多きを示し、儒道が我が國に輸入せられて以來、反つて我が國が亂れて來たと云つて居る。かく彼は支那をけなし、儒教を排すると共に、赤縣太古傳・三五本紀考等によつて、支那も我が國の神祇が渡つて經營した國で、三皇五帝等を論じて、かれ等は我が神祇、又はその後裔で、我が國から封を受けたものであるとし、進んで易道・醫道・尺度の如きも我が國より支那に傳はつたものであると論じて居る云々』とあり、その古道の一斑を窺ふに足るであらうが、斯く儒・佛の二教を攻擊すると共に、俗神道大意を著はして兩部神道・本地垂跡說・山王神道・伊勢神道・吉田神道・垂加神道並に加持祈禱を事とする鈴振神道等を一括し、これ等の神道を俗神道と名付けて大いに攻擊した。要するに篤胤は我が國を全世界の宗國と斷じ、我が君を全世界の君主とし、神道を世界の道であると說いた所にその特色がある。

平田篤胤

平田篤胤は幼名を正吉、通稱を大角と呼んだ。大壑・氣吹迺舍等と號した。安永五年八月二十四日、出羽久保田の城下谷地町に生れた。父を大和田清兵衛平祚胤といひ、佐竹家の藩士であつた。篤胤は八歲の時はじめて中山菁莪に就いて漢學を修め、十一歲の時更に叔父柳元老について醫術を學び、名を玄隊と呼ん

佐藤信淵
矢野玄道
權田直助
鶴峰戊申
大國隆正
羽田敬雄

だ。十五歳の時元服して名を胤行と改め、二十歳の時奮然志を立てゝ郷里を去り、江戸に出でゝ獨力苦學した。寛政十二年八月備中國松山の城主板倉侯の藩士平田藤兵衛篤穩に認められて其嗣となつた。その緣によつて板倉侯に仕へ江戸に住した。享和元年に至り甫めて宣長の著書を見て大に感じ、古學の研究に沒頭した。同三年太宰春臺の著書を讀んで憤り、呵妄書を書いて春臺を攻擊した。文化元年家居を眞菅乃屋と號し、始めて門戸を開いて徒弟に教授した。同年德行戒を著はした、一に五德說と稱する。同四年に至り再び醫となり、名を元瑞と改めた。同五年七月に至り、神祇伯白川殿が命を諸國附屬の神職に下して古學を教授させた。篤胤も之れに與つて、功があつた。同六年山下町に移り、廣く古道を講義した。同八年感ずる所があつて駿河に赴き、府中柴崎直吉の家に寓して古史成文を選した。後ち江戸に歸つたが、鹿島・香取の兩宮及び息栖神社に詣で、家號を氣吹乃屋と改め、通稱を大角と呼んだ。文政五年七月、東叡法主より著書を召さるに及び古史成文開題記・神代御系圖・靈能眞柱等を上り、白羽二重二匹・上下一具を賜はつた。同六年六月板倉家を辭して上京し、富小路治部卿を經てその著書を天覽に供し奉り、嘉賞あつて御書並に金銀綵色の御短册二百枚を賜うた。天保七年十一月大扶桑國考を完成し、之を東叡法主に獻じ、大いに賞讃を得た。同九年改めて秋田の佐竹侯に仕へ、祿百石を支給せられた。この年八月白川殿から改めて神祇道の學頭として附屬の神職等を教授すべき旨を依賴され、同十二年十一月に至り改めて旗本近進に召出され、俸祿を加增された。同十三年六月天朝無窮曆寫本六卷を上野宮へ獻じ、金子三千匹、白縮緬二匹を賜はつた。同十四年再び秋田に歸り、同年閏九月九日病を以て歿した、時に年六十八であつた。篤胤の門からは佐藤信淵・矢野玄道・權田直助・鶴峰戊申・大國隆正・羽田敬雄等が輩出した。

二　德川時代に起つた神道

富士教
長谷川角行
富士教二派に分かる
伊藤食行
村上光清
身祿派
清康派
伊勢派
出雲派
小谷三志
柴田花守
實行教
宍野半
扶桑教
伊藤六郎右衛門
丸山教

御嶽教
覺明行者
普寛行者
一心行者
一山行者
下山應助

(イ) 富　士　教

長谷川角行を開祖とする富士山を信仰の對照とする神道で、修驗道にその端を發するものと云つてよからう。開祖長谷川角行は長崎の人で、父を久光といひ、神に祈願して得た子だと傳へられる。天文十年に生れ、十八歳の時諸所の名山靈場を參拜し、最後に富士山に登つて苦行し、一種の靈妙不可思議な神通力を得て、或は盜賊を說服し、或は難病を治療する等の奇蹟を行つたと傳へられる。正保三年富士の人穴で歿した。爾來その弟子達は開祖の意を體して先達となり、年々信徒を率ゐて富士に登山し、諸病平癒・災厄除去の祈禱を執行してゐたが、元祿享保の頃本教は伊藤食行と村上光清の二派に分れ、この二派は更に身祿派・清康派・伊勢派・出雲派等に分れ、一時教權の統率者を失つたが、尋で食行の女花子の傳統と稱する小谷三志が七十餘年間の苦行をつみ、鋭意信徒を糾合し、神佛の混淆を排して純然たる神道の一派となした。然るに之れが亦維新に際し柴田花守の實行教と宍野半の扶桑教との二派に分れた。この外に、富士教から發達したものに、伊藤六郎右衛門の創始した丸山教がある。

(ロ) 御　嶽　教

信濃國御嶽神社を信仰する神道の一派で、役行者の創めたものだと傳へられる。暫く中絶してゐたが、神道史に依ると『天明六年六月の頃、尾張の人覺明行者再びこの山を開き、續いて武藏の人普寛行者、越後の人一心行者、武藏の人一山行者等次第に出でゝ盛に御嶽山信仰を唱へ、何れも登山を奬勵するために講社をつくつた云々』とあるを以て見るも、概ね御嶽教の宗旨を推知するに難くないが、要するに一種の靈山の信仰である。後ち下山應助は諸講社を說いて統一を圖り、固く神佛混淆を排して純然たる神道の一派となした。これが御嶽教の起原で、最初神道御嶽派といひ、大成派に屬したが、明治十五年に至り獨立して神道御嶽教となつた。

禊教
井上正鐵

（八）禊　教

井上正鐵の創始にかゝる神道の一派である。正鐵（マサカネ）は上野館林の藩士安藤眞鐵の第二子で、寛政二年に生れた。小字を喜三郎と呼び、後式部と改めた。東圓・周易風流庵等と號した。十一歳の時今治藩士富田總次の養子となつたが、富田氏は本姓を井上と稱したので、井上氏を名乘つたのである。十八歳の時黄檗派の鐵與禪尼に參禪して、正法眼藏の奥義を究めた。翌年四方に漫遊して其途上甲州勝沼に至り、醫師磯野弘道の門に入つて其蘊奥を極め、次で伊勢に赴き、太神宮に詣で、偶々京都の觀相家水野南北に遭ひ、その忠告に從ひ、その門に入つて苦行し、大いに悟る所があつた。後ち母の病を聞いて江戸に歸り、母の歿後は鳴子村に寓し賣卜を以て業となし、東圓と號した。恒に信徒を聚めて神道を修めんと欲したが、視聽を驚かすことを怖れ、内庭に密室を造り、日夜燭を點じて講修したと云はれる。信徒の增すに及び世を憚り、兩國若松町に轉居して醫業を營むかたわら、萬病一毒の說を唱へ、調息を教へ、感通術を施した。時に年三十三であつた。偶々宮津侯松平宗發の嗣子宗秀が正鐵の名を聞いて贄を通じて教義を質した。文政八年四月甲斐・參河・京師を經て越前に至り、之れより海路越後に赴いたが、父の訃を聞いて江戸に歸り、神田岩井町に住み、神道の玄旨を說いて衆愚を諭した。後京師に上つて神祇伯白川の門に入り、神道の奥義を究めた。天保六年再び江戸に歸つて檜物町に住み、翌七年上京して神祇伯白川資敬に就て神職免許牒及拜神式を受くるに及び、始めて神道の奥義皆傳を修得し、江戸に歸つて神田本銀町に住し、名聲大に揚がる。後武藏梅田村神明宮の神官となり、名を式部と改めた。從ふものは妻糸子・養子祐鐵及び門人野澤主馬に過ぎなかつた。時に正鐵は五十一、これより專ら禊祓を唱へ、日夜神を拜し、諭示する所は惟神の本理を講じ、禊秡の神業を修め、汚濁を洗滌して正明に復歸し、丹心神に仕へ、躬行を修め、人道を完うする事に專心した。伯耆守松平宗秀・和泉守松平乘寬・土佐守三宅康直・紀伊守松平信豪・對馬守水野重仲・式部少輔九鬼隆都

梅辻規清

東宮千別
坂田鐵安

等の諸大名を始め、遠近その名聲をきゝ傳へて教を乞ふものが多く、社殿に寓居する信徒は日に數十人に及んだ。遂に官疑を蒙り、天保十二年十一月二十四日遂に捕はれて獄に投ぜられた。翌十三年二月十六日に至り、村里保釋を命じられて其家に歸つた。幕府は命じて釋疑書を奉らしめた、則ち唯一問答書を記して上つた、今禊教の經典として信徒が朝夕尊崇誦讀するものが卽ち之れである。併し未だ疑義を解くに至らず、終に再び捕はれて獄に投ぜられたが、その囹圄にあるや擧止謹恪、同房の囚人に對して道義を勸說するに及び、いづれも正鐵の德望を仰ぎ、敬崇して措かず、ために獄中は常に極めて靜謐であつた。天保十四年二月二十九日、寺社奉行戸田忠溫によつて流刑の宣告を受け、同年六月七日三宅島に配された。正鐵は配流中と雖も傳道を怠らず、貧者を惠み、弱者を憐み、疑者を救うたので、信徒は日に增加した。弘化元年五月三宅島に大いに痘瘡が流行した、この時正鐵は豫め修得の醫術を以て島民を治療したので、島內の流人は益々正鐵に信服した。こゝに於て正鐵は益々教化に努め、專ら利用厚生の道を訓へた。尋で嘉永元年十月梅辻規清も亦法罪によつて八丈島に配流せられた、その途次三宅島に立寄つて風便を待つた。規清は賀茂神社の神官で、夙に博學多才にして神典を研究し、大いに發見する所があり、多くの著書を公刊して儒・佛二教を駁した人である。仍ち正鐵は規清の三宅島に寄港するや、引いてその家に館し、晤語して夜を徹した。一夕偶々談弘教に及ぶや、議論百出、規清は遂に正鐵に屈した。居ること數ヶ月、規清の財が盡きたので、正鐵は衣食を分與した。嘉永二年二月十七日病を以て歿した、時に年六十一であつた。神道史には『正鐵の神道說は禊祓によつて人間誰しも有する罪穢を清め、誠の心になつて神明に近づかうと云ふのである。これが禊祓の名ある所以で、唯一問答を其の教典として居る（中略）此の禊教は正鐵の死後統一がなかつたが、明治五年に至り、門人東宮千別・村越鐵人等同志を集めて吐菩加美（トホカミ）講を起し、翌年禊教と改めたが、後別に坂田鐵安等惟神教會禊教を設けた。共に正鐵を教祖として居るが、前者は現今大成教に屬し、後者は明治二十七年に

至り、獨立の神道一派となつた、これが今日の禊教である（中略）而して信徒は宇氣比基登と稱して、(1)神を敬ひ天皇を尊び、(2)朝夕神を拜み、(3)外邦の異教に惑はず、(4)國に報ゆる爲め家業を怠らず、(5)教祖大人の教に背かざる五事を誓ふことゝなつて居る云々』とある。

黒住教
黒住宗忠

（ニ）黒　住　教

備前國御野郡今村宮の神官黒住宗繁の三男宗忠の創始した神道で、一に一本教とも稱する。宗忠は御野郡上中野村の人で、幼名を右源治、後ち左京と改めた。性質至孝にして初冠の時生れながらにして神となるの法を究めんと欲し、神道者に就て神典の講義を聽くに、その講說は徒らに神明の事蹟や言詞の用法、文字の釋解に止まり、神德の靈驗、神人感應の道理、靈魂歸着の蘊奥を說くものがない。玆に於て忠宗は自ら沈思靜慮、膽を練り、氣を養ひ、神人一體の道理を默認し、以て弟子を教授した。その教旨は誠を取外すな、天に任せよ、我を離れよ、陽氣になれ、活物を捉へよとの五事である。聽くものは皆な感得し、病者は平癒し、惡人は善に歸つた。嘉永二年二月二十五日、病を以て歿した、時に年七十一であつた。同四年神祇管領長上吉田家から靈神の號を授けられ、宗忠靈神と號した。後明神大明神等の號を賜ひ、京都神樂岡に移祀せられ、慶應元年勅願所に列せられ、同二年從四位下の神階を授けられた。明治十二年四月生地にも祠を建設して、宗忠神社と稱する。黒住教は明治五年大教院に屬し黒住講社といひ、同九年獨立して黒住派と稱し、同十五年十一月黒住教と改めた。

金光教
金光大陣

（ホ）金　光　教

金光教は金光大陣の創始した神道の一派であるが、金光大陣は神道史に『備中國淺口郡三和村の人で、文化十一年に生る。通稱文次郎、香取重平の次男、後隣村川手粂次郎の養子となる。幼少の際庄屋について二ケ月程手習ひせしのみである故先づ無學と云つてよい、けれど敬神の念甚だ厚く、子供遊びにも「神樣ごつ

こゝを好み、長ずるに及んでは暇ある毎に神社に賽するのを樂しみとし、養子に行く際にも平常は人一倍働くが、祭の時には心易く神詣を許してほしいと希望した程である。嘉永三年金神の祟に遇ひ、安政二年大患にかゝる、しかも神明の冥助で事なきを得た。これより益々神を信ずる念つよく、(中略)安政六年十月二十一日に至り「百姓をやめて神の御用を勸むべし」との神告を得、直ちに財産を三分し、一分を飲主に獻じ、他を村の貧民と妻とに與へ、自分は六疊の一間に閑居し、爾來死に至るまで二十五年間一歩も外に出でず、唯神前に平伏して祈念靜慮し、人來れば神意を語り、去れば復かくの如くであつた。而して世人の寄捨を受けず、守札を下げず、祈禱料も取らなかつたと云ふ。明治十六年七月より百ヶ日の修行をなし、十月九日明朝この世を去るべきを衆に告げて天明と共に此の世を辭した、時に歳七十である』とある、以て開祖の生涯を窺知するに難くないであらう。尙ほ神道史に『その說く處「生きても死んでも天と地とはわが住家と思へよ」と云ふ事から「神は我が本體の大祖ぞ信心は親に孝行すると同じこと」、「我が子の可愛さを知りて神の氏子を守り下さることを悟れ」、「肉體は神のあづかりものなればこれを大切にせよ」、「信心の力によりて肉體の健康も得らるべし」、「この身このまゝにて生神の德を得らるべし」等で以て、其の一斑がわからう云々』とあり、その敎旨の大要を示してゐる。金光敎は明治九年布敎の許可を得、同十八年神道備中分局に屬して金光敎會と呼び、同二十年神道本局に直屬し、同三十三年始めて獨立した。

天理教

(へ) 天理教

天理敎は中山みき子の創始したもので、主として博愛と勞働を敎へてゐるが、御神樂歌の中にある「夫婦そろうて日の寄進、これが第一ものだねや」とある「日の寄進」とは生命も財産も私共の私有物ではない、すべて天理王の尊のものであるから、各自によく働き、よく施せば理想境の甘露臺に達せられるであらうと敎へてゐる。

中山みき子

開祖中山みき子は寛政十年四月十八日、大和國山邊郡朝和村字三味田に生れた。父は前川半七

安倍晴明
土御門家
土御門泰福
澁川春海
伯家神道
資顯王
森昌胤

正信と稱し、藤堂和泉守領地の無足人であつた。みき子は十三歳の時同郡丹波市町字三島の豪農中山善兵衞に嫁し、善兵衞が二十三、みき子が十六歳にして主婦となり、恒に意を救恤濟貧のことに用ひた。家は世々淨土宗の信者にして、みき子も亦た同宗の熱心な信者であつた。文化十三年十九歳の時淨土宗から五重相傳をうけたが、四十一歳の時偶然神託に接し、天理教が世界の宗教を完成する役目を有すると稱し、奮然立つて如何にせば此宗教が人類を救濟し得るやを苦心研究し、天保九年十月二十六日に至り、神が教祖の身體に宿つたと稱し、人類救濟のために天理教を創始した。故に天理教では同日を神憑の大記念日と定め、秋季の大祭を執行する。嘉永六年二月二十二日、善兵衞は六十九歳で歿した。この時みき子は五十六歳であつた。布教を始めたのは夫の死後で、第一に大阪市中を傳道した。その方法は南無天理王命〳〵と唱へ拍子木を敲きながら、大聲で廻教するもので、笛・太鼓・鉦等を用ひ、なか〳〵騒々しく賑やかなものである。尋で慶應三年に至り、神の指圖によると稱し「御神樂歌」を著はした。同年神祇管領吉田家から布教の公許を得、明治二年頃から手振といふことを始め、同十六年神道の本局に屬し直轄六等教會となり、同二十一年始めて天理教會設立の認可を受け、同四十一年獨立の一派となつた。

（ト）土御門・伯家・烏傳の諸神道

安倍晴明は平安中期に於ける陰陽道天文道の大家として名高いが、その後裔を土御門家と稱し、爾來陰陽天文暦數のことを掌り、白川・吉田・藤波と共に四神家の一と稱せられてゐたが、土御門泰福に至り山崎闇齋について垂加神道を學び、それに家學の陰陽道を加味して一種の神道を創始した。これを土御門神道と稱する。泰福はこれを門人澁川春海に傳へたが、春海は大いに努力して漸次同神道を大成した。

伯家神道は神祇伯を世襲する白川家で唱道した神道で、伯家の創始したもの故、之を伯家神道と稱するのである。資顯王の神祇伯時代に至り、學頭森昌胤は伯の命によつて神道通國辨義を著はして他の神道を排斥

した。

烏傳神道
梅辻規清

烏傳神道は上加茂社の神官加茂規清（梅辻氏）の唱道した神道の一派で、神道史に『遠祖加茂建角身命が八咫烏と傳說されて居るのに寓して烏傳神道と云ふのである。彼は神道を「初め唯鈴を振るものゝ樣に心得て居たが、深く修業すると、神道は國家を治むるのみの道で、決して餘の事ではない。己を捨てゝ神明合一に至るの心法である、この旨を人々が會得すれば修身齊家の極意を得、國家安全たるに至る、即ち神道とは國道に外ならない、既に今行はるゝ御政事は則ち國道である」と云ふ風に、神道といふを宗教的に說かず、道德的政治的に考へて居る云々』とあるを以て見ても、烏傳神道の大意を窺ふに足るであらう。開祖梅辻規清は京都上加茂社の社人佐渡守報清の子で、姓は賀茂縣主である。對翁・齋守翁・三年翁等と號した。文化十年位記口宣を受け、從五位下に敍し、飛彈守と稱した。同十四年從五位上に昇進した。文學を研究し、最も心を神道國學天文曆數の學に用ひた。後諸國を遍歷して多く奇蹟を見、陰陽外傳磐戸開を著はし、これに對するに日本書記を解釋して根國史內編七冊を著はした。また神道初學修行傳及び白銅鏡奧傳の二書を著はし、以て神道教法を布教した。恒に勤王開國の志があり、旁ら神祇官再興・國學復興・海防策・沼澤開發・貧民救濟等を始めすべて經濟に關する研究を細記して十卷を輯し、之を老中及び奉行に獻策した。弘化三年に至り、家居を下谷池の端仲町に構へ、瑞烏園と號した。これ神道教法の本社となし、また別に日本橋中橋松川町及び京橋山城町の二ヶ所に支社を置き、日々講筵を開き、民衆の教導に努めた。これより信者日に增し、數千人に達し、諸侯の來り聽くもの百五十に及び、ために會堂は每日滿員の盛況を呈したと云はれる。然るに幕府はその擧動を怪み、遂に規清及びその子呈清を召喚して揚屋入を命じ、

吉川富之丞

神道掛吉川富之丞の取調べを受け、呈清は赦されたが、規清は八丈島に配流された。

井上正鐵

これより先き禊教の開祖井上正鐵が法罪にて三宅島に配流されてゐたが、偶々規清の乘船が三宅島に寄港して風便を待つことゝなつたので、規清は正鐵に遇

山下總十郎

明治以後に勃興した神道

神理教

巫部連麿

佐野常彦

神習教

芳村正乘

ひ、一見舊知の如く、互に神學を談じたと傳へられる。かくて規淸は嘉永元年四月配所に達した。併し勞役に服することなく、山下總十郎方に寓した。こゝで規淸は教書一百卷を著はし、島民に教導する事十四年の長きに及び、文久元年七月二十一日病を以て歿した。著書に日本書紀常世長鳴鳥・古事記鐸廼鈴形・舊事記日矛西傳・鳥傳神代卷・日月映依之鏡・天御柱神則暦道考・天御鏡神暦考・神暦御機綾等がある。

三　明治以後に勃興した神道

(イ)　神　理　教

神道史に『言靈の道によつて神理の教義を明かにすると云ふ教で、其の起原は饒速日命これを天照皇大神に受けて國土に降り大いに神術を行はれたに始まると稱し云々』とある、以てその起原を推知するに難くない。傳ふる所によると十八代巫部連麿の時教義を改正したが、巫部は後ち佐野と改稱し、豐前小倉で布教に從事したと云はれる。然るにその後ち耶蘇教禁制の影響を受けて淫祠の嫌疑を蒙り、一時布教を禁じられたが、佐野常彦の時に至り、再興したと傳へられる。佐野常彦は天保五年二月豐前企救町字德に生れ、父經勝の志をついで、明治十三年神理教會を設立した。これが抑も神理教の前身で、いまはその本部たる神理大教廳を福岡縣企救町（きくまち）に置き、全國に信徒三十萬を有すると稱せられる。

(ロ)　神　習　教

神道史に『不言の教に神習ふと云ふ事よりの名稱で云々』とある、以て神習教と云ふ名稱の因て起る所以を推知されるであらう。芳村正乘の創始にかゝる神道。正乘は美作上福田に生れ　幕末には國事に奔走し、維新後は神祇官または神宮等に奉仕する傍ら、斷食の苦行をなし或は各地の高山に登つて修行し、維新以來盛んに斯道の宣揚に努むると共に、鎭火式・探湯式等を發明して神道神習派を創め、明治十三年に至り認可

大成教
平山省齋

を受けて神習教となつた。

（八）大　成　教

大成教は平山省齋の創始した神道で、開教の趣旨は外教の害を防ぐには、各派の神道を集めて大成するにありと唱道したのに始まると云はれる。隨て同派には天學、淘宮、蓮門、禊等があり、今も百二三十の團體があると云ふ。即ち惟神の大道を宣揚し、衆庶を善導するを以て本旨とする開宗の期に就て神道史には『明治十二年十二月に至り神道一派を立てた、これが大成教である』とあるも、新修百科大辭典には『明治十五大開宗、現在信徒約六十七萬』とある。平山省齋は徳川幕府の士で、名は敬忠、字を安民鎌二郎と稱した。叙道を以て三春藩に仕へた。妣は鹽田氏、幕臣平山氏の後を嗣ぎ、以て平山氏を名乘る。嘉永四年徒目付に拔擢せられ、同六年米使浦賀に來るや、省齋は命を受けて房總相武の沿海を巡視した。安政二年米艦再來の際には、應接のことに當り、尋で目付堀利熙と共に蝦夷を巡視し、樺太及び東北沿岸を檢分し歸つた。同四年には勘定奉行水野忠德・目付岩瀨忠震等と共に長崎に赴き、露・蘭の二國公使に面會して貿易のことを協議した。大老伊井直弼が大いに黨獄を起すに當り、省齋も之れに坐して職を罷め、甲府に流謫された。居ること三年にして函館奉行支配組頭に補せられ、尋で目付役に復した。幕府の長州征伐に際しては老中小笠原長行に從つて小倉に赴き、鎭西諸藩の兵を監した。慶應二年に至り外國奉行に補せられ、從五位下に叙し、圖書頭に任じ、同三年には若年寄及び外國總奉行に拔擢された。慶喜の大政を奉還するや、公に從つて東歸し、爾來病と稱し出なかつた。明治元年朝譴を被むり、家に屏居した。德川氏が靜岡に封ぜらるゝや、靜岡に移つた。同三年正月赦に遇つて東京に歸り、城北白山に卜居し、素山道人と號した。これより意を官途に斷ち、國教を振興するを以て任とし、東西に周遊して敬神愛國の道を述べ、遂に一派を立てゝ神道大成敎と稱した。嘗て大宮氷川神社の頽廢を慨し、官に請うて資を募り、殿宇を再建した。又奏請して東京日枝神社を昇格せ

しめて、官幣社となした。この間省齋は權少教正に補し、氷川神社の宮司及び日枝神社の祠官を兼ね、後大教正に累進し、從六位に叙せられた。同二十三年五月二十三日歿した。時に年七十六であつた。大成教には信徒の敎綱七條といふものがあるが、即ち(1)神祇を崇拜し賢所及び皇靈を遙拜す。(2)天壤無窮の神勅を奉體し國體を恢張す。(3)天叙の彜倫を章明す。(4)修道眞法を修し安心立命の基を定む。(5)顯幽を一貫し生死を洞明す。(6)學術を研精し事業を奬勵す。(7)神事禮式は歷朝の儀範に則るべし。の七ヶ條である。

修成教
新田邦光

(二) 修　成　教

修成教は新田利光の創始にかゝる神道で、一に修成派とも稱する。新田邦光は文政十二年十二月、阿波國美馬郡拜原村に生れた。初め竹澤寛三郎と稱した、夙に國學を修め、神道を研究した。幕末には國事に奔走し、明治元年官軍の東征に際し、軍略を建言し容れられ、自費を以て門人等を率ゐ、京都を發して岐阜に赴き陣した。これより先き、邦光は敎化を以て濃飛の間に在り、敬神報國の道を弘めた。こゝに於て檄を傳へて門生を徵集し、軍備を整へて人を笠松に遣して郡吏を召し、王政復古の趣意を諭告した。郡吏は皆な承服して土地人民を返上した。よつて府庫文書を收めて政務を處理し、笠松を發して美濃金山に至つた、高山郡代はこれを聞いて逃走したが、屬吏・村吏等が來り迎へたので、府庫文書金穀等を收め、總督府に稟申したこの功により邦光は飛彈國取締を命ぜられたが、後ち部下の脇田賴三なるものに讒せられて、忍藩に幽せられた。後間もなく赦免されたが、爾來再び仕官せず、神儒の二教を折衷して一教法を創始し、之れを四方に勸說した。明治六年教道職に補せられ、同年八月教部省の許可を得て修成講社と稱し、門人を以て社員となした。同九年に至りその官長となり、同三十五年十一月二十五日歿した、時に年七十四であつた。神道史に『修成とは修理固成から來た言葉で、彼の說明に從へば、人は血を父母に受けるが、靈魂は天神から受けた

のである。而して諸冊二尊は天神の命を承けて此の國土を修理固成された。故に平天下も治國も心魂の練磨も此の修理固成の旨に外ならない。これ此の名を撰んだ所以であるが、修理固成の外日神の光華明彩の神德と云ふ事も肝要で、此の神德に則つて目的の完成を期せねばならぬとて此の派では、修理固成、光華明彩と云ふ事が最も大切な言葉となり、常に此の八字を稱へて一生の安立を定める事となつて居る』とある。

神宮教

（ホ）神　宮　教

神宮教は伊勢大神宮に關係のある人々によつて創始された神道で、天照大神を主神とし、はじめは神道本局に屬し神道神宮派と稱してゐたが、後ち獨立して神道神宮教となつた。されど明治三十三年九月に至り、之れを解散し、別に神宮奉齋會を設立して宗教の管轄を脱するに至つた。

大社教
千家尊福

（ヘ）大　社　教

大社教は出雲大社の宮司千家尊福の創始した神道で、その要旨は大國主神の神意を奉戴遵守し、惟神の大道を明かにし斯民の天性を全くせしめ、國家に報じ以て各自の分を盡さしめると云ふのである。明治十五年五月獨立を認可せられ、同年十二月神道大社教となつた。

（ト）神　道　事　務　局

明治初年政府は大教院を廢し、神道事務局を設けて各派の教會を統一管理せしめたが、その後種々の事情から不統一を來し、各派の獨立するに及び、漸く衰微したが、明治十七年に至り、政府が從來の方針を變じ教導職を廢し、神道教師の任免權を管長に一任する事になつたので、神道事務局も神道本局と改められ、こゝにも管長を置くことになり、同十九年一月、子爵稻葉正邦を推して管長となし、遂にその獨立を認可さるに至つた。本教は神道史に『惟神の大道を擴張し、皇國固有の本教を宇內に宣揚するを教旨とし、敬神愛國の旨を體し、天理人道を明かにし、皇上を奉戴し朝旨を遵守するを以つて教憲として居る』とある。

なほ神道本局、神道黒住教、神道修成派、神道大社教、神道扶桑教、神道實行教、神道大成教、神習教、神道御嶽教、神道禊教、神理教、金光教、天理教を神道十三派と稱する。

四　祭政一致

(イ) 神佛の分離

明治維新は之を精神的にいふと、神道の勃興に緣因する所が尠なくない。されば明治天皇に於かせられても、明治元年三月、公卿諸公を率ひて天神地祇に向はれ、五事の誓言を立て給ひ、王政復古と共に祭政一致の御方針をたてられて神祇官を太政官の上に置き給ひ、神祇官をして祭祀のことを掌らしめ、太政官を行政の廳となし給うた。これと同時に神佛を裁別し、また社僧別當職を止め、八幡大菩薩の號を廢し、兩部の神社からは本地の佛體を退け、かくて廢佛毀釋と同時に神道が大いに勃興した。當時の事は岡泰雄著日本神祇史にも『明治元年三月、太政官達を以て神佛の分離が行はれた。佛像の神體は燒却される。神社に鰐口梵鐘其の他の佛具を用ゐることは嚴禁される。別當社僧などと稱して神明に奉仕してゐたのは一切止められる。無論神社で讀經することは許されないこれから八幡大菩薩・熊野權現などと神號を呼ぶに佛名を以てすることも嚴禁される。神宮寺本地堂などと稱して神社境内に佛堂の在るのも取除けを命ぜられる。尙又寺院内鎭守又は番神などと稱して我が國の神社に奉祭せられてある神を祭ることも嚴禁された。之に於て千二百餘年の久しき混濁を重ねて來た神社が始めて純粹のものとなつた。中には檢査官の通過するまで取除いて置いて、後で舊に元の如く持來つたものもある樣であれば殘らずとは云へないかも知れないが、大體に於て一洗されたと云つてよからう云々』とあれば、神佛裁別と廢佛毀釋の一班を窺ふに足るであらう。かくて初めて神社は純然たる神の祭祀殿となつたのである。

神道の勃興と祭祀の興隆

藤波敎忠

河越種弘
正親町實則

五事御誓文

白川資訓

三條實美

御誓書

神道の勃興の結果、神社の繁榮と祭祀の興隆を來したことは、佛敎の盛大につれ佛閣寺院の繁榮を見るのと全く同じ理由に基くものであつて、この意味から云ふと神社を神道の一部と見ることが出來る。神道と神社は同一體ではない、全く別なものであるが、神道と神社との間には密接な關係があつて、神道の勃興につれ、神社が盛んに建立され、祭祀を盛大に行ふに至つたことは爭はれない。されば畏くも明治天皇は明治元年三月、公卿諸公を率ゐ給ひて天神地祇に向ひ、五事の御誓言を立て給ひ、王政復古と共に、祭政一致の御趣意に準じて神祇官を太政官の上に置き給うたのである。これは卽ち肇國の上代に還らせ給ふ御趣旨に外ならぬのであつて、政府に於てもよくこの御趣意を奉體し、祈年祭を始め諸祭祀を復舊され、神社の整理や維持法を講ぜらるゝに至つた。我が國固有の祖先崇拜は神社といふ壯嚴な形式の下に、我が國特有の日本精神を象徵するに外ならぬが、畏くも明治天皇の神社御崇拜とその特別保護を行はせ給へる聖旨も、卽ち古來の神道を復活せられる御趣意に外ならぬと拜察される。

されば明治元年正月十五日、明治天皇には御元服あらせられたが、是より先き同月三日神祇大副藤波敎忠・河越種弘を伊勢神宮に遣して、御元服あらせらるべき由を告げ奉らしめ給ひ、二月十日權大納言正親町實德を大和國畝傍山東北陵に遣し、同じく御元服の由を告げ奉らしめ給うた。

（ロ）　神祇を祭り五事を誓ひ給ふ

同年三月十四日齋場を南殿設け、天神地祇を祭つて五事を誓約し、公卿諸侯をして約に就かしめ給うた。當日公卿諸侯殿上人徵士等版位に就き、先づ清祓を修し、次いで白川三位資訓が降神の式を行ひ、神饌を供し、次いで主上は齋場に渡らせ給うた、こゝに於て總裁職三條大納言實美は祭文を奏した。次いで天皇は御拜の後、御親ら玉串を捧げ給ひ總裁職は左の御誓言を捧讀した。

御誓書

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ

一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス

一、舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ

一、智識ヲ世界ニ求メ皇基ヲ振起スベシ

我ガ國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ、朕躬以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯ノ國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立テントス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

と捧讀し終るを待ちて、公卿諸侯は各々中央に進んで先づ神位を拜し、次に御座を拜し、筆執つて其の名を注し誓約をなした。おはつて天皇には入御あらせられ、次いで撤饌昇神の式あつて退去した。曩に將軍德川慶喜が大權を奉還し、將軍職を辭したが、列藩中には幕府を援けて兵を擧げんとするものがあつた。是に於て明治元年正月七日、その罪を聲して征討令を下し、三月二十一日車駕親征京都を御發輦あらせられるに際し、先づ公卿諸侯を會して、天地神明を祀つて五事を誓約し、玆に國是を定め、萬民保全の道を立てさせ給ふたので、維新の宏謨はいよ／＼爰に確立するに至つたのである。

德川慶喜

征討令の發布

（八）　軍神を祭りて親征を告げ給ふ

四柱神

天照大御神

大國主大神

神武甕槌之男神

經津主大神

德川慶喜の軍を御親征のため車駕大阪に幸し給ふに當り、行幸の前日、即ち三月二十日南殿に於て、天照大御神・大國主大神・神武甕槌之男神・經津主大神の四柱を祭りて、御親征の由を告げ給うた。これ國家の大事は必ず之れを神祇に奉告するのが、我が國の古例であるからである。かくて二十一日御發輦、二十二日大阪に着御、東國の形勢に隨ひ、將に御東征あらせられむとし給ひしに、四月四日に至り、慶喜が恭順の意を表してその罪を謝し、官軍また江戸城へ入つたので、閏四月八日京都に還幸し給うた。然るに奧羽の諸藩

藤波敎忠
醍醐忠順
淸水谷公正
梅溪通善
御東行

中に未だ歸順せざるものがあつたので、天皇は深くこれを憂へ給ひ、六月二十六日內大臣廣幡忠禮を勅使として、奥羽諸藩の速に鎭定せむことを伊勢兩宮、熱田神宮に祈り、併せて大政の復古を奉告せしめ給うた。

(ニ) 加茂行幸

加茂行幸の事は久しく絕えてゐたが、文久三年に至り孝明天皇が攘夷御祈願のために行幸あらせられて以來、復活した。辰刻御發輦、親王以下輔相議定堂上諸侯等が悉く供奉し申上げた。先づ下社に行幸あらせられ、中門を入つて御手水の御儀があり、やがて幣殿に著かせ給へば、神祇官知事は御幣を奉つた。御奉幣が畢つて、御幣を知事に授け給うた。知事は禰宜を召して御幣を授けると、禰宜は之を捧げて神前に奉つた。こゝに於て禰宜は詔戸舍に參りて祝詞を奏し、出でゝ母舍に參り、跪いて神宣を知事に傳へた。ついで祝御挿頭の榊を取りて杖に挾み、案前に跪いて返祝詞を申し拍手すれば、知事は之に應ずる。次に祝御挿頭の榊を取つて知事に進むれば、知事はこれを御冠に挿し奉つる。やがて御服所に還御あり、更に上社に行幸御奉幣、申刻に還幸あらせられた。

(ホ) 御卽位由奉幣

明治元年八月二十七日、卽位式を行はせられた、これより先き八月二十一日、職信王、神祇大副藤波敎忠等を伊勢神宮に、二十五日權大納言醍醐忠順を神武天皇の御陵に、權中納言淸水谷公正を、天智天皇の御陵に、參議右近衛中將梅溪通善を光格仁孝孝明三帝の御陵に遣して、幣帛を奉り、御卽位あらせらるべき由を告げ給うた。

(ヘ) 御東幸と諸社奉幣

明治元年七月、江戸を改めて東京と稱し、親臨以て政をみそなはさむと思召され、同年九月二十日京都を發し、東幸の途に上らせ給うた。途次、同月二十四日、伊勢國關驛に於て皇大神豐受宮を御遙拜あらせら

植松少將

れ、二十七日には熱田神宮に御參拜あり、又沿道の式社中、左の諸社に、植松少將を遣して幣帛を奉らしめ給うた。

九月二十一日　瀨田建部神社　石部驛石部鹿塩上神社
同　二十二日　水口驛水口神社
同　二十三日　鈴鹿片山神社
同　二十四日　石藥師驛大木神社　小古曾村小許曾神社
同　二十五日　桑名驛桑名神社　中臣神社　佐乃富神社
同　二十六日　佐屋通柚木村由乃伎神社　諸桑村諸鍬神社　神守村憶感神社　秋竹村藤島神社　萬場村國玉神社
同　二十七日　熱田攝社高座神社　下知我麻神社　青衾神社　上知我麻神社日割御子神社　孫若御子神社　御田神社　鳴海驛鳴海神社
同　二十八日　池鯉鮒驛知立神社
同　二十九日　小坂井村菟足神社
十月　三日　見附驛淡海國玉神社　矢奈比賣神社
同　四日　日坂驛許登乃麻知神社
同　五日　草薙村草薙神社
同　六日　由井驛豐積神社
同　七日　沼津驛丸子神社　三嶋驛三嶋神社
同　十一日　鈴ケ森　磐井神社

東京著御
江戸城を東京城と改稱す
中山神祇伯(忠能)
德大寺大納言(實則)
親祭勅書

六省の新設

平田篤胤
大國隆正
福羽文三郎(美靜)
平田鐵胤
六人部是香
古神道の復活

(ト) 氷川勅祭の詔と御參拜

明治元年十月十三日、車駕東京に着御、江戸城を以て皇居と定め給ひ、改めて東京城と稱した、よつて同十七日武藏國一宮大宮驛氷川神社を勅祭社となし、二十八日中山神祇伯、德大寺大納言以下を隨へて御參拜、御親祭あらせられた。勅書に曰く、

勅崇神祇重ニ祭祀ハ、皇國大典、政教基本、然中世以降、政道漸衰、祀典不レ擧、逐馴放綱紀不レ振朕深慨レ之、方今更始之秋、新置ニ東京一親臨視レ政將ト先興ニ祀典一張ニ綱紀一以復下祭政一致之道上也乃以ニ武藏國大宮驛氷川神社一爲ニ當國鎭守一親幸祭レ之自今以後、歲遣ニ奉幣使一爲ニ永例一

(チ) 神佛判然の布告

明治二年七月、太政官中に民部、刑部、大藏、兵部、宮內、外務の六省を設置したが、これより先き、明治元年神祇官と太政官を設け、神祇官を特に太政官の上に位せしめ祭祀のことを掌らしめた。これは古神道の復興の發現である。同じく元年三月神佛判然の布告が出た。

今般諸國大小の神社に於て神佛混淆の儀は御廢止に相成候に付、別當社僧の輩は還俗の上、神主社人等の稱號に相傳、神道を以て勤仕可致、若亦無據差支有之、且は佛教信仰にて還俗の儀不心得の輩は、神勤相止立退可レ申候云々。

右の布告は復古神道派の理想を實現したもので、いまその所因を檢するに、平田篤胤系統の大國隆正の門人福羽文三郎(美靜)・平田鐵胤、六人部是香等が、當時神祇官の要部にあつて、大に古神道復活に努めた結果に外ならぬと傳へられ。

尤もこの神佛判然令は前後數回に亘つて發せられた、明治元年三月十三日附では、國中の神社神官を悉く

神葬祭の復活
法華三十番神の廢止
神佛合祀の嚴止
僧侶の特權廢止
朱印寺領の沒收
廢佛毀釋
門跡院家院室の廢止
僧位僧官の剝奪
皇族の比丘比丘尼を還俗せしむ
宮中の法會諸寺の勅會を廢す
宮中の諸佛を移す
泉涌寺
恭明宮
三條右大臣（實美）
岩倉（具視）
德大寺（實則）
醍醐（忠順）
鍋島（直）
蜂須賀（茂韶）
池田（章政）
毛利宰相（敬

神祇官に屬せしむるの特典を許容せられ、同月十七日附では諸國の神社に於ける別當社僧を還俗せしめ、同月二十八日附にては權現以下の佛號に因む社號を撤廢し、爾來佛像を神體として本地佛を唱ひ、梵鐘や佛具を社内に置く事を禁遏した。亦神職の家は家族に至るまで神葬祭に改めよと命じ、十月には法華諸寺に對して法華三十番神を廢せしめた。剩へこれ迄僧侶の特權たる制度を廢止せしめ、衣食の料たる朱印寺領等を沒收した。こゝに於て佛教は一時衰滅に沈綸したが、これに反し神道は翕然と勃興し、剩へ政府から特別保護を受けたことは前代未聞の特權と云はねばならぬ。

所謂廢佛毀釋の出現これである。一たび政府から神佛判然の布告が出づるや、先づ土佐、薩摩、富山、松本の諸藩は朝廷の意向を速斷して逸早くそれの實行に着手し、忽ち廢寺を斷行し合寺を行ひ、美術的にも貴重な佛具・寺寶等を悉く破壞した。而して寺祿や御朱印の沒收の外、仁和寺以下の御所號、門跡號、院家、院室を廢し、僧位僧官を剝奪した。明治元年親王の比丘や皇族の比丘尼を還俗せしめた政府は、また同五年、宮中の法會や諸寺の勅會等を廢し、宮中の佛像を泉涌寺の恭明宮に移した。以て當時佛教が如何に打擊を受けたかは想像に難くない。

（リ）　神祇官行幸と御親祭

明治二年六月二十八日、天皇は群臣を率ひて神祇官に幸し、天神地祇及び列祖の神靈を祭つて國是の一定を告げ給つた。三條右大臣、岩倉・德大寺・醍醐の三大納言、鍋島・蜂須賀・池田の三中納言、毛利宰相、東久世、龜井・東園の三中將、木戸・後藤・大久保・副島・板垣の各四位等が供奉、辰刻に行幸、御親祭あらせられた。神座を設けて天神地祇御歷代の御靈代を奉安し、神祇官知事以下着座、祓除神降の式があり、知事は祝詞を奏し、神饌を供へた。この時天皇出御、御幣物献供の後御拜祝詞があり、輔相之を勤む。次に入御。百官群臣進拜の後神饌を撤し、昇神の式があり、各々退座した。當日參拜せる人々は仁和寺兵部卿宮

親)
東久世(通禧)
龜井(玆監)
東園(基光)
木戸(孝允)
後藤(象次郎)
大久保(利通)
副島(種臣)
板垣(退助)
仁和寺
兵部卿
(小松宮彰仁
親王殿下)
前田宰相中將
(利嗣)
藤波教忠

宣教使心得書

坊城俊政
福羽美靜

を始め奉り、軍務、會計、刑法、外國諸官の知事、判事、前田宰相中將以下、各藩知事等數百人であつた。

(ヌ) 神宮式年遷宮と御親拜

明治二年九月、神宮御造營竣工、同月四日皇大神宮遷御、同七日豐受宮遷御の式を行はせられた。是より先き八月二十三日神祇官をして、兩宮御樋代の黄金を護送せしめ、同二十五日は奉幣使藤波教忠以下を差遣、二十九日晩から九月十二日朝に至るまで、宮中御神事にて、重輕服者及び僧尼の參朝を禁じ、兩宮遷御の當日は東庭代にお下りになられて御拜あらせられた。

(ル) 大教宣布の詔

明治三年正月三日、大教宣布の詔が煥發された。即ち『朕恭惟、天神天祖立極、垂統、列聖相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汚隆、道有顯晦、治教之不洽也久矣、今也天運循環、百度維新、宜明治教、以宣暢惟神之大道也、因新令宣教使以下布教天下、汝群臣衆庶其體斯旨』と。大教とは祭政一致の皇謨、惟神之道の謂で『宣教使心得書』を編し、人材を登用して專ら宣教に當らしめた。

(ヲ) 鹿島香取兩社大奉幣

明治三年九月、鹿島香取の兩社に使を遣して奉幣せしめ給うた。神祇を崇敬するは治國命大本なるを以て、絶えたるを繼ぎ、廢れたるを興さしめ給はむとの聖慮から出た思召である。これより先き二月九日、神祇官に命じて、大社・熱田・宇佐・鹿島・香取等二十九社の奉幣並に祭典に就いて、古例を調査せしめ給うたが、こゝに至つて大辨坊城俊政を宣命使として、神祇少輔福羽美靜を奉幣使として鹿島香取の兩宮に參向せしめ給うた。鹿島神社は九月四日、香取神社は同七日に奉幣があり、この日畏くも天皇には御遙拜あらせられた。

古代政治の復興
宣教使
博士
正
權
大
中
小
參事
屬准席
太政官の官制改革
正院
左院
右院
太政大臣
納言

（ワ）大教の御沙汰書出づ

明治四年七月、前述の大教御趣意に基いて、諸藩に御沙汰書を降された。その一節に「大政ノ變更スル所アルモノハ、世ニ古今アリ、時ニ汚隆アルヲ以テノコトニテ、元ヨリ斯民ヲシテ其心ヲ正シクシ其職ヲ効シ、以テ昏迷ヲ解キ、終始仰テ依ル所ヲ知ラシメント斯シ玉フハ前聖後聖其揆一ナリ、故ニ大教ヲ宣布スルモノ誠ニ能ク斯旨ヲ體認シ、人情ヲ省テ之ヲ調攝シ風俗ヲ察シテ是ヲ提撕シ、之ヲシテ感發奮興シ神賦ノ智識ヲ開キ、人倫ノ大道ヲ明ニシ、神明ヲ敬シ、其惠顧ノ洪恩ニ負カス、聖朝愛撫ノ盛旨ヲ戴キ、以テ維新ノ隆治ニ歸向セシムヘク候、是政教一致ノ御趣旨ニ候事」とあり、祭政一致が宣命された。

（カ）教務省の設置

神祇官は曩に太政官の七行政官に加へられたが、明治三年正月新に七行政官より分れ、太政官の上に置かれ、神祇伯を長官となし、祭政一致の古代政治が次第に實現された。同年四月、宣教使を更に博士とし、正・權・大・中・小の別を設け、且つ各地の知事、參事をして大教宣布の職を掌らしめ、もし官員以外に宣教を專掌せしむる場合には、その才學に應じ、これを參事或は屬准席を以てすることに定めた。同四年八月に至り、太政官の官制を改正し、新たに正院及び左右院を置き、左右大臣以下の諸官を廢し、太政大臣、納言・參議・正權樞密・大小少史・正權大少史を置き、正院を以て庶政を總判せしめ、三條實美を太政大臣兼神祇伯宣教長官に任じた。また正院の職制第一は、

正院　太政大臣一人

天皇ヲ補翼シ、庶政ヲ總判シ、祭祀・外交・宣戰・媾和・立約ノ權・海軍ノ事ヲ統治ス

とある。即ち政府の最上官は宣教長官にして、太政大臣職務の最先に祭祀を置いたのである。官制は既に祭

參議
正權樞密
大小少史
正權大少史
三條實美
宣教長官
神祇伯
神祇省
教務省
三條の教憲
大教院
中教院
小教院
教導職
十四級
一、大教正
二、權大教正
三、中教正
四、權中教正
五、小教正
六、權小教正
七、大講義
八、權大講義
九、中講義
一〇、權中講義
一一、小講義
一二、權小講義
一三、訓導
一四、權訓導
教導職は神官と教導職とに分かる
神道十三派
矢野玄道
三條大意
田中賴庸
三條演義

政一致の趣意に出で、神祇官を八省の上位に置くまでに神道派を推尊したが、同月更に神祇官を神祇省と改名し、祭祀と宣教とを司らせたが、同五年三月、神祇省を廢し、教務省を設置し、祭事祀典のことを式部寮に移した。併し宣教だけは相變らず教務省に殘り、同省の機關として教導職十四級が設けられた。教導職は三條の教憲を以て、庶民を教導した。三條の教憲とは「一、敬神愛國ノ旨ヲ體スベキ事、一、天理人道ヲ明ニスベキ事、一、皇上ヲ奉戴シ、朝旨ヲ遵守セシムベキ事」である。神官と僧侶とが相並んで教導職に輔せられた。而してその教導職は神官・僧侶に命じ、各宗に教導職管長を置き、管長の數は一宗一人とし、神佛併合教院を創設せしめて、教導職養成所とし、大教院・中教院を設け各宗寺院はすべて小教院に準じ、大教院・中教院に奉祀するものは天立御中主神・高皇產靈神等の四神に限り、三條の教則に違背なき限りは、各宗の僧侶に各々その宗意を交說することを許した。併しこれは佛教を認めたのではない、僧侶を神職化したものである。三條の教憲は、神祇崇敬が主で、佛教は從たるに過ぎない。十四級とは、大教正、權大教正、中教正、權中教正、小教正、權小教正、大講義、權大講義、中講義、權中講義、小講義、權小講義、訓導、權訓導である。因みに神官出の教導職は明治十五年に神官と教導職とに分れ、神官は官に屬して神社に奉仕し、專ら祖神や功業神の祀をなし、教導職は造化神を祭つて布教し、後ち神道十三派に屬した。

(ヨ) 三條教憲の由來

これより先き明治三年、矢野玄道は「三條大意」を著した。本書は敬神の部、愛國の部、天理人道の部、皇上朝旨の部などに分れ、その學說は復古派國學を嗣ぐ皇學者の說に外ならない。大嘗會が京都に於ても擧行されるに定まつたのは、明治政府が矢野玄道の意見に基き、復古派神道論者を尊重した結果である。これより三條教憲を敷衍せる書、これを宣傳せる書が多く刊行されたが、その主なるものは田中賴庸の「三條演義」・岡本經春の「三則示蒙」・鴻春倪の「三條要論」・荻園雪雨の「三條大意」・瑕岳宗興の「三條叢說」等がある。

岡本經存
三則示蒙
減存倪
三條要論
荻園雪雨
三大條大意
瑕出宗興
三條叢說
春川清家
道の栞
藤原淑蔭
皇道唯一論
加藤熙
皇國體歌畫
宇喜多小十郎
國體夜話
田中知邦
大日本國教の要旨
浦田長民
大道本義

（タ）國學宣傳書類の刊行

政府が祭政一致を唱へ、國學者の意見を重んじたため、國學者は盛に國學宣傳の書を刊行した。明治四年、春川清家は「道の栞」を著して神道を唱へ、同七年には藤原淑蔭が「皇道唯一論」を著し、日本國體が世界無比で萬世一系の皇統の動かざる所以を說いた。同八年には加藤熙は「皇國體歌畫」を作り、神代傳說を歌謠に作り、國體の美を讃へた。同年また宇喜田小十郎は「國體夜話」を著して、日本の神國なる所以を陳べた。神道を鼓吹せる書に、同六年刊行の田中知邦著「大日本國敎の要旨」、浦田長民著「大道本義」があり、共に神道は萬古不易の大道で、皇基の牢固不拔なる旨を論じた。

（レ）神社の制

政府は敬神の大道を以て國民を指導し、神社は國家の宗祀にして、私人の有でない旨を明にせんとして、明治四年太政官は先づ伊勢神宮に關して左の布達を發した。「神社の儀は國家の宗祀にて、一人一家の私有にすべきに非るは勿論の事に候。中古以來大道の陵夷に逢ひ、神官社寺の誰出には神世相傳由緖の向も有之候へ共、多くは一時補佐の社職其儘治襲致し或は領家地頭世變に因り終に一社の執務致し居り、其餘村邑小社の社家等に至る迄、總て世襲と相成社入を以て家祿となし、一己の私有と相心得候儀天下一般の積習にして神官は自然士民の別種と相成、祭政一致の御政體に相悖り、弊害不尠候に付、今般御改正被爲在　伊勢兩宮世襲の神官を始め、天下大少の神官社家に至る迄、精選補任可致被仰出候事」と。かくて神社を神宮・官幣大社・同中社・同小社・別格官幣社・國幣大・中・小社・府縣社・鄕社・村社・境外無格社に分ち、約二十萬社を定め、神官を置いて祭祀に當らしめた。

大教院の廢止

（ソ）神道事務局の新設

明治八年五月、政府は大教院を廢し、神佛各宗をして獨立布敎をなさしめた。これは一に島地默雷赤松連

島地默雷
赤松連城
宗務局
神道事務局
神道大教院
神道事務分局
及支局
小教院の設置
黑住講社
修成講社
堤正誼

城兩師の努力によると傳へられる。之れがため神道は著しく打撃を蒙つた。佛教各宗には宗務局があり、末寺を統一する機關があるが、神道には統一機關がない。隨て大教院解散のために明治維新此の方扶植した勢力が急に衰へるに至つた。そこで神道事務局を設けて神官教導職の統一を圖り、先に大教院に鎭座せしめた四柱の神々を神道事務局に遷した。また同局内に神道大教院を設け、各府縣には神道事務分局と支局とを置き、分局内に中教院、支局内に小教院を設け、以て布教に從事せしめた。同九年一月、東西兩部にわけた教導職を三部に分ち、同十年には四部に改め、同時に黑住講社や修成講社の別立を許した。神道各派の分立はこれより多岐多端に渉つてゐる。

(ツ) 九州御巡幸と諸社奉幣

明治五年車駕御西巡、五月二十三日軍艦龍驤に御して品川灣を發し給ひ、二十六日鳥羽港より御上陸、特に神宮を御參拜、二十八日大阪に著かせ給うた。六月二日孝明天皇の後月輪東山陵に親謁あらせられた、七日大阪を發し十日下關御着、十四日長崎著御、肥後の小島を經て、二十二日鹿兒島著御、二十三日行在所にて神代三陵御遙拜、御陵前へは地方官を遣して奉幣せしめ給うた、七月二日鹿兒嶋御發艦四日丸龜御上陸、五日行在所にて、崇德院天皇・淳仁天皇の御陵を御遙拜、御陵前へは地方官を遣はして奉幣せしめ給うた、六日丸龜を發し、同日兵庫御上陸、八日湊川神社へ行幸の旨を仰せ出されたが、風雨のため御延期、侍從番長堤正誼舊福井藩士男爵を勅使として奉幣せしめ給うた。

(ネ) 鶴岡八幡宮及鎌倉宮御參拜

明治六年四月十四日、野營演習につき相摸國鎌倉に行幸、十五日鶴岡八幡宮を、翌十六日鎌倉宮を御參拜あらせられた。斯く假初の行幸にも至る處神社を御親拜あらせらるゝ叡慮は寔に畏しき極みである。

(ナ) 招魂社行幸

東照宮
鹽釜神社
番虎雄
高崎正風

七年一月二十七日招魂社（いまの靖國神社）大祭につき行幸あらせられた、當時同社の大祭は鳥羽・伏見の戰爭、函館賊兵降伏及會津落城の四箇日を以て祭日と定められ、一月二十七日（陰暦正月）之日は伏見戰爭の當日で今現に社頭に掲ぐる。

我國のためをつくせる人々の名も
むさし野にとむる玉がき

の御製は此の時に詠ませ給ふたもので、翌八年二月再び行幸あらせられた。

（ラ）　奥羽御巡幸と諸社奉幣

九年奥羽諸縣御巡幸につき、六月二日東京御發輦、七月二十一日還幸あらせられた、御巡幸中六月六日、日光山に行幸、七日東照宮に幸し、源頼朝、豐臣秀吉及德川家康の像をみそなはし、亦家光の廟をも御覽あらせられた。八日中宮祠に行幸あらせられた。同月二十八日仙臺御著輦、二十九日鹽釜神社に幸し、社前より玉歩をはこばれ社内をみそなはせ給うた、沿道の官國幣社中勅使を遣して奉幣せしめ給ふたのは左の五社である。

六月三日　氷川神社　同八日　二荒神社　同八日東照宮以上勅使侍從番長米田虎雄　同廿九日　志波彦神社　同廿九日鹽釜神社
以上勅使侍從番長高崎正風

（ム）　大和及京都行幸と諸社御參拜

十年一月神武天皇御陵御參拜、並に孝明天皇十年御式年祭につき、大和國並に京都に行幸あらせられ同月三十日後月輪東山陵を、二月十一日畝傍山東北陵を御親察あらせられ、同三日加茂兩社に、九日春日神社に、十四日住吉神社に御參拜あらせられた。此行幸は一月二十四日東京御發輦横濱より御乘船廿八日神戶御

三條太政大臣（實美）木戸内閣顧問（孝允）山縣參議（有朋）德大寺宮内卿（實則）東久世侍從長（通禧）坊城式部頭（俊政）有栖川宮熾仁親王

著船、即日京都に御成、三條太政大臣、木戸内閣顧問、山縣參議、德大寺宮内卿、東久世侍從長、坊城式部頭等供奉し、有栖川宮熾仁親王は御先著

孝明天皇十年御式年祭は三十日午前十時後月輪東山陵に於て行はせられた、泉涌寺御陵前石燈下より御步、式部頭前行し、侍從長劍璽を奉じ有栖川、山階、久邇、閑院の各宮及太政大臣以下諸員、從し奉る、次に御手水の儀あり、御拜の舍に著御、式部頭の進る御玉串を執つて御拜あり、訖て式部頭に授け給ふ。頭之を御陵に供す、次に御告文を奏し給ひ、畢りて還御あらせられた。此の日又泉山御陵御合祭を行はせられ、先帝御式年祭の後親しく御參拜あらせられた。皇太后宮、皇后宮は午後二時先づ孝明天皇御陵を御參拜あらせられ、次に泉山御陵墓御合葬御拜あらせられた。超えて二月三日京都御駐輦中、賀茂上下兩社へ行幸、先づ上社へ次で下社へ御參拜同七日京都御發輦、大和國に行幸あらせられ、八日奈良に御著御、翌九日春日神社御參拜。

畝傍山東北陵は、中世皇室の式微と共に祀典久しく廢れ、周垣頽れて修め奉るものなかりしを孝明天皇の御代に至りて之を修補せしめ給ひ、漸く舊觀に復せしも、明治の初年萬機を親裁し給ふや、王政を神武の古に復し、皇威を八紘に輝かし給はむと、大に叡慮を惱まし給ひしが、今や親しく皇祖の御陵に謁し、千古未曾有の式典を擧行あそばされた。

以上は太田亮氏著神道史・岡泰雄氏著日本神祇史・神祇研究會編神祇奉仕者の顧問等に據る。

佛教

第二節　佛　教

明治以前の佛教

一　明治以前佛教

中古以來、佛教は我が神道と習合狀態のまゝに傳承せられ、下、一般民衆のあらゆる通俗信仰に支持せられながら、その宗教々團としての組織と勢力とを維持し發展せしめつゝあつた。然るに德川時代に至り、吉利支丹宗門禁制のために、幕府は佛教々團の組織とその勢力とを利用するに至つたので、こゝに佛教々團は主權者、爲政者の非常な保護を受け、俄然我國の國教たるが如き觀を呈するに至つたのである。

外國往來及び耶蘇教の禁令（寬永十年五月二十日）

ローマに於てコンスタンチヌス大帝の時、國民に一大改宗を强要したと同樣に、德川幕府は寬永十一年五月二十八日外國往來及び耶蘇教の禁止を嚴達すると共に、國民のすべてを佛教に歸依せしめた。之がため佛教々團の組織も一段と完備さるゝに至つた。教團の教政は幕府の庇護に依つて國民に組織服從を要諦し、從つて僧侶はまたその社會的優越を誇つて遊惰、橫の暴生活を敢てし、唯在來の習慣故式を守つて、硬化した而も煩雜な儀式を勿體らしく行つてゐさへすれば、他に何等宗教本來の努力、施設をなさずとも、決してその太平の夢は永へに破らるゝやうなことがないかくの如く思考せられた。此の惠まれ過ぎた環境の中に法主（門跡、準門跡等）權の伸長と共に、それを中心とする封建的教團の威儀を益々加へ來り、以つて成就せられた教政に對して盲目的歸順を民衆に强要し、然もかゝる盲目的歸順が、實に直ちに純粹宗教的信仰の歸順と同一であるかの如く幻惑せしめられてゐた。こゝに已に佛教の教團佛教としての墮落があり、佛教の根本的な純宗教的生命は、かゝる社會的、行政的、經濟的附加物をその本質とせる外形的裝飾によつて漸く隱蔽せらるに至り、今や全然破壞して了はない限り、改變も矯正も不可能であるかの如く想はるゝに至つたのである。

佛教惰落の原因

學者の佛教批判

他面德川時代の太平は文運の復興を盛ならしめ、儒學者國學者の如き教養ある知識階級が續出するに及び、從來の不純な而も佛教本來の精神を隱蔽せる、墮落し果てた教團佛教の教旨や教政を再批判し再吟味するに至つた。歐羅巴中世に於るが如く、已に教養ある知識階級の人々は、當時の他の上流階級の多くの人

藤原惺窩
林羅山
山崎闇齋
宗教改革者
復古國學者
神道家の奮起
佛教儒學の排斥

佛教教團の組織確立

本居宣長

々（爲政者、僧侶）と共に、德川幕府の拵へた佛教を眞目に信ずることは出來なかつたのである。

然し時の爲政者や僧侶の多くは、恰も歐羅巴中世の上流の人達の或者が、自己にとつて不利益であるがために、さして教會キリスト教の信仰を放棄することが出來なかつたと同じやうに彼等は自身の政治的、經濟的、社會的生活の特權を破壞することを恐れて、この教團佛教の墮落の現狀に對して峻嚴な批判の斧を加ふることを好まなかつた。然るに藤原惺窩、林羅山、山崎闇齋等は、虛僞の世界を抛つて全然教團佛教を放棄し、全く別個の人世觀を、佛教とは全く別な儒學の中に求めようとしたのである。その意氣、その精神に於て中世歐羅巴の教會を離れて純粹キリスト教の眞の教理に活きようとした宗教改革者と揆を一にするものではあるまいか。更にこの精神を繼承し發展せしめたものは復古國學者、神道家であつた。德川中期以後國學の復興に伴つて、教團佛教はもとより、遂には儒學をも外來の思想として之を斥け、純粹日本の太古そのまゝの國意、古道に還元して、神代の中に新しい人生觀を探求したものが、彼等であつたのである。かくて教團佛教は我が國民の一般的宗教的教義たるの旣定信念に一大動搖を生ずるに至つた。

二　佛教教團の組織確立

教政組織の完備に伴つて、かゝる教團佛教の重要な關心事となつたものは、その社會的優越、經濟的威力、政治的權勢などであつた。之れがために純佛教の精神は全く隱蔽せられ、今や教養ある上流階級—儒學者、國學者等は、かゝる佛教の唱導する人生觀の眞理に首肯することは全く出來なくなつた。佛教徒太平の夢は、こゝに漸く破られねばならぬ日が近づいた。師翁（本居宣長）が

さるはかの佛籍なる說(こと)どの妄なるはさらにもいはず、そのいへる樣のいとつたなく、譬說(たとへごと)のをほく迂遠く、見るにかたはら痛くのみありて、

佛ぶみよめばをかしきこと多く
　　獨わらひもせられける哉

と詠めるを見ても、國學者の佛教に對する態度の一斑を覗ふことが出來るであらう。

平田篤胤

平田篤胤は最も痛快に峻嚴なる佛教論（罵倒論）をものした代表者であつて、墮落せる佛教の狀勢を頗る明快に完膚なきまでに痛罵し盡した。篤胤は嫌惡のあまり教團佛教そのものを根底から虛傳妄譚と斷じ去ると共に、釋迦の眞精神たる純粹佛教と現に彼が眼前に展開せられたる醜惡な教團佛教とを峻烈に再吟味すべきことを明らかにしてゐる。

明治初期の大官と神道家

三　明治初期の大官と神道家

當時太政官要路の人々は、陽に御趣意と稱して實は私憤を霽し、宗門の法敵、賊徒、御政道の妨害をなしたるその巨頭が那邊に潛んでゐたであらうか。東京府下、龜戸天神の祠官松岡某は氏子等を招いで酒宴中、その席上に佛像を持出し、煙管でその像の頭を叩き乍ら、「此奴が長い間吾々の祖先の上座をしてゐた無禮者だ」などと罵詈しつゝ打興じたと云ふ、その心情は單に龜戸大神の祠官たりし松岡一個人のものではなくて、恐らくは當時神道家、國學者などの多く、さては政府部內にあつて、神祇事務に携れる多數の人々の共通觀念であつたのでなからうか。明治元年の夏、橫濱ヘラルド新聞は、神道興隆の新政を評して次の如く論じた。

橫濱ヘラルド新聞の批評

「日本國中寺院の僧徒は、御門（ミカド）をその法、の長とし、法王の如き者と思ひ、偏に其身を倚賴せしに、此度神道歸一の號令出たるより大に騷擾を發せんとす。若も佛徒相集つて事を起さば、疾雷の轟く如く、忽ちに全國を驚かすに至るべし。其勢、必ず、南北兩部の會盟諸侯よりも遙に大なる威權を握るに至らん。全て

開化未然の國に於ては、神佛の信仰甚しきより、寺社の權勢過大にして、帝王と雖も制馭し難き事多し。希くは日本御門陛下、此事に注意して其禍を避け、全國をして安寧ならしめ給はん事を。

僧侶の酷遇

古川（三郎）

當時の佛教界が、果して制馭し難き疾雷の威權を掌握し得たるや否や、今日より之を思へば聊か寂寥の感なきを得ない狀況であつた。「殊ニ方今、動モスレバ、御一新ノ擧ニ乘ジ、復歸ノ輩モ不少、廢寺毀佛ヲモ嘗テ不嘆息、安眠平食ス、是全ク毀佛廢寺ノ興起スル根源也」と言へる如く、また當時の佛教家が殆んど抵抗し得なかつたことは、今日から見ると一寸不可解な點もないでもないが、實際壓制されてゐた。古川の話に『坊主、當時私共は佛教家を坊主々々と云うて居りました。坊主が神祇省の下役に使つてくれとうるさく賴んで來るなど、云ふて居りました』とあるが如く、當時佛教家の中、確固たる宗教的理念を目指して活動を開始せんとしたるものが、果して幾人あつたであらうか。然しながら他面に於て、佛教家の反抗的態度にかゝる懸念を有つたのは、たゞにヘラルド新聞のみでなかつたであらう。如上政府の辯明的布達の如きは、う面に於てかゝる政府部內の憂慮を雄辯に物語るものではないであらうか。

神佛の泥合戰

之を要約するに、維新草創、政府が排佛手段を取つたことは實情としてはまた實に止むを得ないものがあつたであらうが、特にその宗教行政に關して定見の見るべきものが、殆んど何もなかつたことは甚だ遺憾に堪へない。通俗信仰に支持せられつゝその教團組織の完備と共に、一日一日その弊害を加へ來りつゝあつた佛教に對して、明敏且つ痛烈に批判の斧鉞を加へた國學者、神道家の意氣や、精神なるものも單なる一時的反動思想の以外に何ものもなかつた。佛教を排擊しつゝ而も他面に國民の宗教思想、一國の宗教行政を指導すべき確固たる宗教的理念を有し得なかつたことは、維新の宗教革命たらしむることを得ずして、純宗教的見地から全然相容れざる神官僧侶の泥合戰に終らしめた重大な原因をなしたものと言はねばならぬ。

斯くて企劃せられた、而してかゝる一時的權變の外に出ることの出來なかつた政策の根底には、常に所謂

芳村正秉
韓退之の排論
平田篤胤の排佛論

神祇事務總督
神祇事務局督
神祇大副
白川資訓
龜井茲監
福羽文三郎
平田鐵胤
同延胤
六人部是香
權田直助
丸山作樂
矢野玄道

復古の名によつて皇國固有の單なる感情に訴へて、國家の宗教行政を經綸せんとするロマンチズムが伏在して、政策そのものを自ら美化し、眞正化したのであつた。徒らな尙古的の感情が如何にして獨り多事なる國家の將來を經理し得やうぞ。今にして之を思へば、よく肥えた日照り土地にある墓場の處理を忘却して、徒らに瘠せたる過去の日蔭の土地に播種せんとした愚策を敢てなしたものであるとの譏を受けねば寧ろ幸である。

吾々は更に維新當時政府部內にあつて、時の宗教行政に參與した人々が如何なる人達であつたか、また彼等が宗教或は佛教に對して如何なる思想を有つてゐたかを追憶して見たい。

當時の形勢を親しく目睹した後の神習教管長芳村正秉の言に『當時官府にあつて特にこの宗教行政に參與せる人々は、悉く或は韓退之の排佛論に此上もなく共鳴した漢學者、或は平田篤胤の排佛論に隨喜した國學者、漢學者、神道家達であつて、これ等の人々は正しく既成佛教々團に對しては正反對の主張を、否時には反感をさへ有して居た人々であつた』とある。然るに當時かゝる上流階級の教養ある人達が、かくの如く多く既成教團の反對の位置に立つに至つたことは、前に述べた如く、文運復興の際に於ける既成佛教々團の墮落が自ら誘致した結果で、卽ち佛法のこれが因果應報である。

慶應四年正月から明治三年まで、或は神祇事務總督、神祇事務局督、或は神祇大副に歷任した白川資訓、其他公卿の人々が當路にあつたことは、その家柄、門閥にもよるのであることは勿論であつたが、その他龜井茲監、福羽文三郎(美靜)・平田鐵胤・同延胤・六人部是香・權田直助・丸山作樂・矢野玄道・醍醐院眞柱・伊野秀範・古川三郎・常世長胤・鈴木忠吉・鷲津毅堂・小野述信・谷森善信・青山景通等があつた。就中龜井茲監、福羽文三郎などが正しく神佛分離政策の立案者でもあり、斷行者でもあつた。

龜井茲監は舊石見國津和野藩主で、慶應四年二月二十日に神祇事務局判事となり、同月二十七日同輔、つ

鹽瀨院孔柱
伊野秀範
古川三郎
常世長胤
鈴木忠吉
小野述信
谷森善信
青山景通
鷲津毅堂
神佛分離政策の立案者
龜井茲監
岡照位
野々口隆正
國學者の對佛教觀

いで四月二十一日神祇官副知事に任命、明治二年五月十五日迄在職。彼は非常に國學を重んじ、已に自藩に於て嘉永二年以來學制の大改革を行ひ、岡熊臣、野々口隆正等を藩學養老館の教授に任じて國學を奬勵した。岡熊臣は出雲の千家清主の門人で、實に本居宣長の孫弟子であり、野々口隆正は平田篤胤の門人である。これ等の人々に指導を受けた藩主は福羽文三郎（美靜）に命じて寺院を處理せしめ、藩主を始め一藩の葬祭は悉く神道によることを命じた。其他平田鐵胤、同延胤は篤胤の思想を繼承せるは勿論、丸山作樂、六人部是香・權田直助等は直接平田篤胤の門人であり、矢野玄道も亦平田翁歿後の門人であつた。鷲津毅堂は明治二年の秋、大學小丞に任じ、同四年には宣教判官となつた。彼は賴山陽の友人で儒學者であつた。その餘の人々と雖も悉くかゝる當時の思潮を受けざるものはなく、彼等はつねに國文又は儒學をのみ尊重し、就中佛教の如きは飽くまで排除すべきものと考へた。而して當時かゝる人々に依つて歡迎せられ普及せられた書籍は、またかゝる佛教廢棄の思想を傳播するに重い役割を演じてゐたとは勿論である。

かくて神國的自覺復古の精神「中世以來我が民心を蠱惑せしめたる佛教を排除せよ」と言つた激情、更に當時の教團佛教の墮落に對する嫌惡、或はまた從來社僧の權勢下に侮蔑を感じた神官の反感、凡てこれ等が結合し、直に煽り煽られて、種々の煽動者、雷同者を伴ひつゝ、遂に廢佛毀釋の混亂を誘致するに至つたことは、當時としては實に不可避的な推移であつた。名は神佛判然であつても、その實、その王座から佛教を排除して、神道者流が自ら取つて代らうとしたものに外ならぬ。

四　維新直後の佛教

明治新政府は先づ祭政一致、王政復古の新制度を布き、この精神に則つて萬般の執政上に、その本旨とする崇高な理想主義を實現するに至つた。

この矢面に立ちて最も打撃を蒙り、覺醒の第一線に進められたのが、所謂神佛判然、廢佛毀釋である。即ち我國に傳來して千三百餘年の久しきに渉つて、はじめから物議を醸しつゝあつた支那、朝鮮傳來の佛教諸宗は、ともかくわが日本國民の思想、信仰に深く浸潤しその信徒は全人口の殆ど九割九分を占めてゐた。されど日本國家建設の一大理想が神を中心とする祭政一致にあるを以て、本來佛教の本質と我國民性とは融合一體となり得ない淵と溝渠を有つてゐたことを知らねばならぬ。

尤も佛教徒は佛教及び佛教の說く教理が傳來してから幾程も經たぬうちに――我が國民性と佛教とが同化し、常に啓蒙されてゐたかの如く見てゐるが、之を公平に觀察、批判すれば、僅かに佛を信ずる信徒の一小局部の觀察か、佛教學者の固持する所の牽强附會の言說に過ぎぬであらう。明治の佛教及びその教團・寺院の保持せる信仰狀態が全く生死の境に沈淪すると共に、僧侶の墮落腐敗は史上に歷々としてゐるのを見ても、その一斑が窺はれるではないか。

日本の國民性と佛教

公平無私な第三者の眼を以て觀れば、佛教自體は天神を信仰し、最も先天的に主觀的にそして亦客觀的にも晴朗な氣候、平和な、そして樂天生活を樂しむ日本國民性と對照して、佛教の陰慘な消極的な、そして退嬰的な佛教が日本の國民性と融合する筈はないではないか。この相違性を我が日本人、否な學者のいづれもが永く閑却し、無自覺の裡に傳承して來たのである。

我が國民性のシムボール

我が國民性のシムボルは、云ふまでもなく、一目瞭然、神國實現の第一步を踏み給へる神皇正統――即ち祭政一致の獨壇上に天照太神をはじめ、神武天皇以來の立國大本を以て立ち給ふところにある。試みに、畏くも明治神宮に詣でたる崇神崇敬の氣品と、佛寺にお詣りした時の氣分とを較べて見よ。隨て我が國民の思想的指導は前代の遺習遺物的思想に囚はれたる偏狹固陋なる史家、單に佛を信ずるのみを以ての故に――佛者、佛徒乃至佛法學者の徒にのみ委せて置いては不可ない。

佛教が日本に渡來して千三百餘年を經たが、どの點、どの程度まで果して同化し得たであらうか。漸く日蓮、法然、弘法、傳教、親鸞、道元始めその他禪宗各派の高僧達が、その大自覺と相待ちて畢生の心血を濺いで布教し、體現したところ、とにかく佛教弘通をして我が日本國民性に合體せしめようと努力せし尊き犧牲、獻身は果して那邊まで、日本精神としつくり合致合一したであらうか、これが抑も一つの大きな疑問である。

釋尊の敎へたる佛敎そのものは、その本質を時代と共に漸く失却して、それを唯日本的佛教化したに過ぎぬではないか。釋尊教は日本とか、英國とか云ふ小範圍の國家的を基調として誕生したのではない。人種社會國家を遙かに超越した宗教である。佛教徒は排佛毀釋を神道派及び國學者流の暗躍運動の效果だとか、明治政府當路者の政策によつてとか、種々なる言説を弄するけれども、畢竟するに、明治維新といふ時代精神が、單に佛教に止まらず、あらゆる社會、あらゆる方面に對しての一大變革即ち時代の一大革命を生じたものに過ぎないのである。

排佛毀釋の實施

五　排佛毀釋の實施

既に前世紀に於て神佛混淆が行はれた以上、軈てそれの反動の到來することが、事物の通則である。――神佛判然は一面幕末の時代精神を躍然たらしめた當體である。これが公平無私なる歷史的過程に於ける進化唯一の法則ではないか、然らば排佛毀釋も明治文化への宗教的維新と謂ひ得るであらう。

過去數百年來壯麗な殿堂に惰民を貪り、その偉容を誇つてゐた佛教々團と僧侶に對して、全く青天の霹靂であり、一大痛棒であつた排佛毀釋、即ち神佛分離は、むしろ佛者のいへる如く、廢佛といふ方が適當してゐる。そして致命的な打擊は却て佛教々團と僧侶をその本然に立歸らしめることが出來た。打擊とは何か、

武州（武藏）相州（相模）

まづ全國的廢寺の慘狀に瀕したことで、近くは水戶藩丈けでも廢寺數が百九十六ヶ寺を算し、淨土宗は二十六ヶ寺――水戶藩を中心として常陸から武州・相州等は淨土宗に取つてその教團發展史上並にその教學史上、最も關係が深く、影響する所が多大で、從つて水戶藩の設置と共にその領內に屬する瓜連の常福寺の如きは、關東十八檀林の隨一として、法幢輝き、水戶家を大檀那として威勢近隣に高く、剩へ洋鑑院殿の御位牌所として幾多の末寺を支配してゐた。然るにこの排佛に際しては、辛うじてその廢寺を免れたに過ぎない、僅に洋鑑院殿の御位牌と、その供養料を殘すのみであつた（明治二年增上寺日鑑記載）。その他富山藩、松本藩、鹿兒島藩、大多喜藩、伊勢藩に於ても似した悲慘な光景が展開された。就中伊勢神領內に於ては、

橋本實梁

明治元年度會府が設置され、舊公卿橋本實梁が知事となるに及び――神領地に於て一切の佛葬を禁ずると共に、參宮道筋の寺院は、勅使參向の目障りになるといふ理由の下に取拂を命ぜられ、淨土宗に對しても十八ヶ寺取拂ひの達が出た。周章狼狽した僧徒、門中は連署して屢々知恩院宮に對し、その善後策を講ぜられたき旨を歎願したが許されず、結局多數の寺院が廢毀された。增上寺の記錄に依ると七十九ヶ寺の多きに達した。

六　僧侶の還俗

僧侶の還俗

薩藩の僧侶が一言の不平もなく還俗したことは奇異の感に打たれた。

この藩は七十七萬石の大封、領內の寺院は一千六十六ヶ寺、神社（それはなげきの森一社を除くの外全部即ち社僧神官並仕のもの）は四千四百七十社、これ等に住む僧侶の總數は二千九百六十四人、これが一朝にして悉く廢滅（神社は除佛合併）せらるゝこと、四十歲以下の僧侶は悉く還俗して兵隊となるか教員となるか、或は農工商に歸したが、一人の反抗者もなかつた。寺領は沒收せられ、佛像佛具は破毀され、又は鑄潰

して大砲や大保錢を鑄造した。まさに明治二年十一、二月の事である。

七　西本願寺の蹶起と運動

西本願寺の蹶起と運動

默雷（島地）鐵然（大洲）

一宗一派の慘狀は眼も當てられなかつた。時に西本願寺派では斯る無理解な當局の處置に對し、法主廣如上人は廢佛に就て遂に明治二年四月、「寺院に關する一官を設けて、宜しく政令の一途に出づるやうに取計られたき旨を建言し、明治三年八月默雷、鐵然を東上せしめて之が實現に當らしめた。同年九月、鐵然は衆議院に建議書を提出した。これに依つて一時無理解な廢佛を斷行した各藩知事の不法と暴笑な取扱ひ方が、鐵然等の建議によつて曝露し、官憲も聊か面喰ひ、漸次取扱を緩和するに至つた。當時亦民部省中でも、この排佛毀釋に對し屢々議論が起つたと傳へられる。よつて民部省に於ても新たに寺院寮を設けて寺院寮合の伺出を一々調査の上、その處置を公平ならしめた。明治二年八月に至り、出來たばかりの民部省は大藏省と合併されたので、寺院寮は戸籍寮中の社寺課と改稱された。そこで明如上人は、教部省の一省を置いて神官僧侶を統ぶべきことを建議した。同年秋、又々默雷、鐵然に命じて之が設立に努させた。翌五年三月十四日、神祇省の廢止と共に教部省が設立された。これも勿論默雷等の意見と努力が成功したためだと云はれてゐる。しかし、當時神祇省、教部省と歴任せる芳村正秉が「教部省を本願寺一派の人々にしたいといふ考へであつたやうだ」といふ程信頼してゐた。何分默雷の活躍は素晴しいものであつた。それに彼は早くも歐米に留學して、新知識で頭腦をみがいた名僧である。外人を夷狄視し、祝詞で固めた神道者流などの到底及ぶ所ではない。この時分から政府も漸く排佛毀釋の非を覺り、神道者流はそろ／＼その無能を曝露して來た。島地默雷等が重用されるに至つたのは、神官等の無能が原因してゐることは言を俟たない。斯くするうち、彼の三條教則が發布されて、神官僧侶共に之が宣布に當ることゝなつた。ついで之が教導職を設けることにな

寺院寮の設置

教部省設立の建議

三條教則

教導職の設置　大教院

り、それに引續き僧侶の希望によつて、教導職養成機關たる大教院の設立となつた。こゝに於て神道者流は漸次その勢力を殺がれるに至つた。

佛教側の自衞的活動

　西本願寺の執つた態度は、まことに積極的で自宗自派の爲ならず佛教全體のために自衞的若くは政治を利用しての教權擁立、否擴張の目的を達成する順序として迫つたのである。これこそ宗教發展と宗教家たる面目とを發揮するに於て、時代と共に大いに佛教を躍動せしめたのであつた。

赤松連城

　斯の如く明治初年の佛教徒が奮起して、目ざましい仕事をしたのは西本願寺派では主として島地默雷、赤松連城、大洲鐵然である。これ等の人々は揃ひも揃つて防洲出身で、元來進歩的思想を抱いたハイカラ黨と呼ばれ、亦た種々の非難もあつたが、圖抜けた傑物であつた。殊に默雷と連城は夙に歐米に留學し、新空氣にふれてゐるだけに、祝詞專門の神道者流などは齒が立たなかつたと云はれる。

八　東本願寺の飛躍

東本願寺の飛躍

光勝（大谷、後の嚴如上人）

　明治二年八月廿八日、東本願寺は、北海道開拓の内諭を得、法嗣光勝は自ら翌三年二月十日、開拓の途に上り、同年七月七日函館に着し、一同は上陸するや直ちに休む暇も無く東奔西走、新道の切立、新寺の造營、人民の教化に努めた。十月一先づ任務を了へて光勝は歸洛した。當時の北海道は尚不毛の地多く且つ皇化に浴すること薄く、維新の大業を完成する上に於てこの開拓はたゞに眞宗傳道史上のみならず、北海道文化に對し政治上にも至大な貢獻をなしたことを認めねばならぬ。しかし教化の擧は遲々として振はず、明治十年迄に僅々九ケ寺を増加したに過ぎなかつた。

　明治五年九月、光勝は四人の隨行者を伴ひ歐洲に於ける宗教の視察に渡航したが、同六年七月歸朝した。横濱へ上陸するや、直ちに淺草別院に入り、本山の寺務所總務となつた。

寺院に對する經濟的壓迫

獻金の嚴命

學天大僧正

九　寺院に對する經濟的壓迫

排佛毀釋の次に佛教々團の蒙つた直接の打擊、即ち政府が嚮に慶應三年十二月發した金穀獻納を命じた餘勢が、明治維新と共に國庫窮乏を告ぐると共に、また〳〵一部の富豪に莫大な獻金を命じたが、このとき諸宗の本山にも獻金を命じた、これは容易ならざることで、この時各本山、否な引いては各宗の寺院は非常な經濟的打擊を蒙つた譯で、全く弱り目に祟り目であつた。佛徒は曰ふ『排佛の暴風雨の中にあつて、又この獻金の問題に喘ぐと云ふことは、云ふ迄もなく政治的社會的の彈壓下にあつて、更に經濟的の彈壓に逢つたと云つても然るべきであらう。然しながら此の命に接した各宗本山は敢て之れを拒むことなく、却て喜んで此の嚴命に伏することを誇りとさへしたかに見えた』とあつて、淨土宗の總本山智恩院などでは、元智恩院宮尊光法親王を通じて、岩倉具視から、近畿一宗寺院勤王の趣意をもて、同年九月五日より同十五日迄の間に、御用金として金五萬圓の上納を命ぜられたのである。時の住持學天大僧正は、直ちに特使を末寺に派遣し、勤王報國の大義を諭し、君恩を報ずる所以を說かしめたのを始めとし、他の淨土宗の本山等にも獻金を強求されたと傳へられる。智恩院のみでなく芝增上寺の苦境は、亦一層激甚で、明治三年四月十五日、折しも御東征の御途上にある有栖川總督宮の御本陣となり、翌五月より同三年九月に至る間、鹿兒島藩の宿陣となつて、一切の宿料賄等を負擔せしめられ、尋で兵部官員御用を命ぜられて一山の伽藍はために全部修繕改築を行はねばならなかつたといふ。蓋しこれ等の費用は決して僅少なものではない、思ふにこの獻金問題は、國家の變動にともなふ經濟的窮乏に因する政府當局の止むを得ぬ應急救策であらうが、當時の富豪・諸寺は義勇奉公の精神を以て獻金をなしたと云はれる。

然し寺院・僧侶は廢佛毀釋の大地震に遭遇した直後、再び獻金の豪雨に襲はれたと同樣な憂目に遇つたの

である。

一〇　道盟會の成立

道盟會の成立

寺院・僧侶が「神佛判然、廢佛毀釋」に直接衝動を與へたのは、明治維新の改革といふ政治とその制度の抑壓に外ならぬが、明治維新を招來したのは、我が國民の思想的目覺めの結果に外ならぬが、地方亦國民の信仰が原始時代の天神地祇崇敬に歸つた結果が、期せずして維新の革命となつたものである。廢佛はこの神國實現の前提、先驅となり、純一無雜の敬神愛國を具體化しようとするための、邪魔物一掃の運動に外ならぬ。

この邪魔物扱ひされた佛教に對する廢佛毀釋の宣布は、寺院と僧侶に對し一時非常なる衝動を與ひ、全國的に前古未曾有の脅威と戰慄を感ぜしめた。そのため從來殆ど嗜眠狀態にあり、若くは墮落の頂點にあつた僧侶の生活に對し、根本的荒療治を施したのである、前にその事實の一班を披瀝したが、これ等の迫害に對し、偶々佛教各宗派をして一致團結せしむるの機運を助長したことは、自衞上自然の結果と云へやう。

道盟會の結成

明治二年の春、京都に道盟會が生れた。從來とかく同じ釋尊の教へを唱導しながら、犬猿も啻ならず、一種の宗派的爭鬪を續けてゐた各派が、斯くて一致團結し、以て共同して法敵に當るといふことは佛教々團の一進歩を意味するであらう。

諸嶽奕堂
荻野獨園
高岡增隆
唯我韶舜
原口針水
韜谷
釋雲照

道盟會に加入したものは、曹洞宗總持寺諸嶽奕堂、臨濟宗相國寺荻野獨園、眞言宗高野山明王院高岡增隆、天臺宗叡山行光坊の唯我韶舜、本願寺派學僧原口針水、その他伊豫國金剛山韜谷、當時小石川目白新長谷寺に住へる釋雲照（其時の名、大應）「續本朝高僧傳」の著者美作圓通寺道契等で、議長には武州岩槻淨國寺の鵜飼徹定を推薦した。頽勢の挽回策を講ぜんにも別して名案のある譯ではない。唯徒らに逡巡してゐる

道契
鵜飼徹定
福田行誠（增上寺）
新井日薩
佐々木義範
鴻雪爪
松平春嶽（慶永）
鍋島閑叟（直正）
山内容堂（豐信）
清拙
獎勵の布告
還俗勸獎の布達

る裡に、早くも月日が過ぎ、しかも太政官代は江戸に移り、政治の舞臺がグルグルと幾廻轉して、中心は京都を去つて江戸へ移るに及び、愕然色を失つてしまつた。そこで已むなく道盟會も翌三年東京に移轉した。新に淨土宗の耆宿福田行誡、日蓮宗の新井日薩、智積院の佐々木義範、曹洞宗福井孝顯寺の鴻雪爪等が加入した。就中鴻雪爪は越前の松平春嶽・肥前の鍋島閑叟・土佐山内容堂等と親交あるを以て重視され、薩長藩に於て頻々と廢佛毀釋を斷行せるに反し、獨り福井藩のみは、明治三年正月、藩廳の民政寮から次の達書を發し、孝顯寺の清拙（後還俗して鴻雪爪と稱す）に命じて從來反目嫉視せる各宗の僧侶を、ともに同一學寮に集合せしめ、教學發展の途上に嚮はしめたことは佛教團體に於ける大仕事であつた。即ちその達書は

今般皇政御復古四海一家の御宏謨相立、已に三都府に於て學校御取建、追々開化之道御主張相成、當藩に於ても學政變革人才教育之筋厚く申付候事に候。然るに社家僧侶は元來其道を以て民を說諭し、善に就き惡を去り、人生彝倫の道に依らしめ、以て風教の及ばざる所を補ふは其當然に候處、流弊の久き其職分を失ふ者少からず、今より以後銘々自ら其本業を修むべきは勿論、尙又敎化の法宜しきを得て、天朝の御趣旨に相協ひ候樣勉勵致すべし、萬一因循偷安舊習を脫せず、身分に似合ざる世敎を害す者は、嚴重沙汰に及ぶべく候間、心得違無之樣夫々申渡候事。但本職不當之者は歸農歸商申付候事。總て纖目の節は公選の上民政寮へ可伺出事。

是に於て越前の曹洞宗顯寺、天臺宗平泉寺、淨土宗運正寺、眞言宗性海寺、眞宗本覺寺を始めとし、各宗の寺院が相談の上、先づ孝顯寺を準教頭に選定して、一應その方針を協議したが、まだその着手にも及ばぬうち、更に四月五日を以て藩廳の民政寮から、寺院合併僧侶還俗の勸獎令が出た。その達書は、即ち

「寺院の儀は元來檀越の歸依に寄り立來り候處、今般御制度御改正に付ては、是迄の振合難被行儀可有之殊に檀越寡少の向は今後の覺悟も可有之筈に候得ば、數ヶ寺を合併し、或は還俗し、農商の業に就き候儀

可爲勝手候間、存寄の者は直に當寮へ可願出事」。

還俗聞屆書

この布達の趣意を奉じ、僧侶の還俗を願ひ出づるものに對し、民政寮は亦其願書を次のやうに指令した。

「開明の御趣意を遵奉して、正業に復歸の儀願出候段、奇特の至に付願之通聞屆候事。」

福井藩諸寺院興學の達書

かくて寺領地とその建築物は皆其還俗者に下附せられることになつたので、頻々として之に倣ふ者が續出した。そこで孝顯寺・平泉寺・運正寺等は周章狼狽し、直に學寮開始の要ありとて、五月二十五日孝顯寺、平泉寺、運正寺、性海寺、本覺寺、長慶寺、境念寺、陽歡寺、瑞源寺、龍泉寺、龍雲寺、安養寺等の十二ケ寺が連署し、越前藩領分の一般寺院へ次の達書を送致した。

「先般諭告の節も有之候に付ては、教頭始夫々申談じ假學寮可相定候、入寮の輩從來の氣習を一洗し。學業を修め、躬行を正し、教化の法は虚誕不稽を除き、倫理日用の實に基き民生をして勸懲興起せしめ治化の萬一を補ひ朝廷の御趣意に相適するを以て目的と可致候。制度御一新門閥の末弊相廢候折柄に付き、寺格に寄り取扱の儀は一切被相止、總て躬行に寄り殿最可相定筈に候間、比較兼て可相心得事」。

この達書を發送しながら、尙も逡巡してまだ實行せず、六月中旬に延びて漸く次の達書を認め一般に回付するに至つた。

「方今往々排佛の滯有之機會、今般御藩に於て被仰出之趣未曾有の盛擧吾道の興起不可失の機也此旨深く奉感各自奮勵舊習を一洗し、上は翼贊し、下は萬民を安睹せしむべし、依て御堂町興宗寺に於て假學寮相定、來十五日より十八日迄三日の內可致入門候也」。

之れに次ぎ更に準教頭運正寺の名を以て左の通告書を發した。

一、二十日開講四教儀集註

一、寄宿相願候向は辨食料に不及、臥具食器持參之事

明王院增隆淨國寺徹定集會、講習の許可願

一、後來教院に學業試驗の上公選に充つべき事
一、監察使相興して本職不當の輩は屹度沙汰に及可事

かくて遂に漸く各宗協同の學校として設立した公共研究機關が、最初のもので、德川氏の幕府開設以來三百年の間、惰眠を貪つてゐた僧侶も漸くこゝに覺醒の第一歩を踏出すに至つたのである。やがて道盟會が東京移轉後、高野山明王院增隆、淨國寺徹定が總代として次の願書を辨官に提出した。

去る三月中京都に於て諸宗寺院總代連署を以て、洋敎の儀に就き別紙の通り奉歎願候處、同二十五日別紙寫之通り外國より何程申立候共、御採用無之安心候樣御沙汰之趣傳聞仕り、諸宗僧侶一同難有敬承仕、深く天恩奉戴候、然れども東京の儀は諸宗輻輳殊に外國人雜居の地に御座候へば、萬一彼敎に煽惑せられ候者有之哉も難計、自然崎陽邊の如く、官府御苦勞にも相成候樣之事共出來候ては奉恐入候間、此度京師の如く當地に於ても相互に學業練磨の上、宗々檀家末々まで、心得違無之樣敎導仕度、右に付き諸宗之僧侶法門研究の爲め、寺院の內最も寄宜き處にて集會仕度候間此段御聞置被成下候奉願候以上。

己五月四日

右願書は辨官の許可を得て、二本榎日蓮宗承敎寺、同所眞言宗長壽寺、築地本願寺別院、淺草東本願寺別院、芝淨土宗源流院、淺草眞宗高田派唯念寺、愛宕下眞言宗眞福寺を集會所とし、講習書目は「闢邪宗」「倶舍論頌疏」「梵網經義疏」「秘藏寶鑰」「碧巖集」「原人論」「國土總論」の七部とし、之を順次講ずるに定めた。講師には淨國寺徹定、明王院增隆、回向院行誡、長德院坦山の四人、規則は四ケ條、別に規約七箇條、斯くて殆んど十箇月繼續した。

各宗總黌の設立

一一　各宗總黌の設立

坦山
大闇

翌明治三年三月、始めて各宗總黌を設立し、長德院の坦山及び藤澤山の學寮主大闇を總黌の資頭に任命した。次いで同年八月總黌を西久保天德寺中榮壽寺に定め、增上寺の添書を附して次の願書を東京府へ提出した。

昨三年五月中より諸宗僧侶法門研究のため諸寺院に於て輪次集會罷在候處、此度諸宗寺院より賴みに付き當山內榮壽寺に於て講習仕度候間、此段御聞置被成下度此段奉御願候以上。　庚午八月

右に對し東京府より三ヶ條を達した。

一、道盟會より初發辨官へ願出候節の手續の事

一、東京府內にて昨年來何れの箇所にて集會候哉又講述の書籍、會議の書物等且つ法中規則の立方、茶煙草盆雜用の出財の譯、酒等相用候儀無之哉之事

これに關し答辯の書取を差出し、翌年三月總黌を谷中天王寺に移し、天王寺の留守居理教院から東京府へ次の願書を差出した。

昨庚午閏十月西久保天德寺中榮壽寺に於て諸宗法門研究のため、道盟會並入塾の儀御聞濟に相成有之候處、同寺儀手狹かた〳〵不都合の儀も御座候由にて諸寺院より被賴候間向後當時に於て前件相辯度、此段御屆申上候以上。

辛未三月廿九日

右に對し東京府の聞屆指令があり、各宗の僧侶は漸く自ら他宗の教儀を學ぶ端諸を開いたのである。

三條教則

この時既に政府は祭政一致の制度を布き、神祇事務局を設け、神道を一種の國教扱ひにし、大教を宣布したのである、そこで僧侶等は反抗氣勢をあげたが、悲しい哉、政治上の權力に對して、常に窮鼠猫を噛むが如く哀訴歎願を重ねた末、神官僧侶を教導職とすることに定めた。これが即ち明治五年三月の三條教則で、

教部省に於て之を管督し、而もこの三條教則を基礎に大教宣布の旨を教導職に教へる大教院が開設された。玆に至つて最早や佛教各宗の一致團結の必要もなくなり、總黌の設備も自然消滅となつた。

三ヶ條敎憲

三ヶ條の教憲

第一條　敬神、愛國の旨體すべき事

第二條　天理、人道を明にすべき事

第三條　皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事（後ち之を三條の教則と改む）

これより僧侶の說教は唯この三條の教則の敷衍に過ぎず、こゝに於て僧侶は神職化して仕舞つたが、僧侶に佛教の說教を禁じたことは、思ひ切つて無理を强ひたものである。

諸宗同盟會議議案の條項決議

一二　諸宗同盟會議々案の條項決議

一、僧分督責のため檢僧使發遣の嚴命を蒙りたき事

二、自葬を停止し神葬を制限されたき事

三、耶蘇宗門防禦のため宗旨證文勵行の命を下されたき事

四、僧侶の自儘に復飾するを嚴重に指揮ありたき事

五、廢寺の沙汰止められたき事

右五ヶ條を政府に嘆願した。これが宣教師時代の護法自衛と佛法を皇道に合致せしめ國益に貢獻する意味である。

佛教諸宗の大教院設置願

一三　佛教諸宗の大教院設置願

大教院設置の許可

明治初年に廢佛毀釋あり、佛教が著しく悲境に陷つたので、二年四月各宗が同盟して對策を講じたが、如何とも爲し得ず、廢寺或は合寺の窮狀を見て甚だ失望し、還俗するものが多く出た。五年に教部省が設けられ、三條教憲が宣布せられるや、僧侶は窮餘の對策として再び神佛合併を計り、諸宗本山が連署して大教院設置を願ひ出た。願書に曰く「今般新に教部省を置かせられ、神佛僧徒教科の教正を徵し、朝旨を普く海內に貫徹せしめんと欲す。然るに僧徒皆時事に疎濶にして、口高遠を說いて足實地を踏むこと能はず。五分五裂各一隅を守り、知識狹隘にして之を方今に施すに爛舌說諭すと雖も、愚民の疑惑を解き朝旨の所嚮を奉體せしむる事能はざるべし。是に於て輦下に大教院を設け、神道を始め釋漢洋諸科學より宇內各國の政治風俗農工物產に至る迄悉く之を講習し、海外の諸師に愧じざらしめ、人才を棟萬し、頑固迂僻の惡習を一洗し、今日實用の學を起さしめ、且各府縣に小院を置き、其制は大教院に倣ひ、文明開化の氣運を領して家毎に說き戶每に諭さば、縱令奸民ありて愚民を煽動すと雖も之を施すに術なからん。是を以て各宗合議注目する所一に教院にあり、仰冀は大小教院の許可を賜ひ、各宗教團の微旨を遂げしめんことを（下略）壬申五月、諸宗本山連署、教部省御中」と。大教院設置の願は同月晦日附を以て許可された。

一四　南山沙門神佛習合の建言をなす

南山沙門神佛習合の建言をなす

三條教憲に由來する如く、神佛習合の出願にも遠因が認められる。二年九月、南山沙門等が以下の建言をなした。曰く「謹啓、一、少僧遁世の身として今般上京建言仕候愚意は、神國に佛教弘通在せられ候事深く所以あり。然るを神佛兩道の本源相塞り水火の如く相成候ては、實に皇國の大患たること賢明の閣下に直々貧道の赤心委細言上仕度上京仕候。僧徒の意底萬一賢明の御助にも可相成候と奉存候。此段御憐察深く願上候。一、近世學者の謂ふ、應神帝已來漢籍渡來して皇國の神道を壞亂し、漢國の陰陽五行を神教なりと符會

増上寺本大教院となる

す。是皆後人の妄託にして神國の眞事にあらず。佛說にも無しと云云。此義一應害なきに似たり。然るに深く其所由を察するに、神國の大害實に此に過たるはなし。五鎭八數は高天原の眞事にして人世下地の事にあらず。又彼の佛說中にも五行なしと云ふ。然るに眞言密教金胎兩部の奥藏、此五鎭八數を出たるものなし。神佛兩道天然に符合する事實は如此。又彼神代に敎なしと云ふ。然るに二神天尊の詔を奉て國を造り給ふ初に、陽神先言の天敎あり、又天尊倘事を自ら斷り給はず、太、を以卜之云々。開闢の初既に如此。天理の說古術の敎あり。況んや神世數幾歲、忌部卜部等の祖神各其職を掌り給ふ。豈道敎無くして徒らに其數を定め給ふの理あらんや。次に彼言ふ。神道は神のまに〳〵なり、善惡の道敎なしと。素盞嗚尊を諭ふは懲惡なり。日神を齋きまつるは勸善也。善惡邪正の道報應因果の地明々たるにあらずや。天正の頃彼邪敎渡來すること源を此の神佛兩道相喪不明よりして應鬼便りを得たり。若し此兩道明なれば邪神力を失ひ、邪敎自ら亡びん。若此兩道相塞水火の如くならば、國本既に亂れ、蒼生據を失ふ。何以自國を鎭め何以邪敎を伏せん。右等の趣要道に係らせられ候。國家の鴻臺と奉存候は乍恐愚意明細に御開糺し被爲下度奉懇願候。誠恐惶謹言」と。南山沙門等の神佛習合の希望を、諸宗連署を以て出願したのが、大敎院設置である。この大敎院は初め麴町紀尾井町紀州家の長屋を以て假大敎院とし、各宗派各寮を異にし、生徒二三百人を收容した。後ち芝增上寺に移し本大敎院と稱したが、無論神佛合併敎院で神祇を以て大本としたのであるから、增上寺本堂の中の本尊阿彌陀佛を撤去し、代ふるに內棟中央に三本の御幣と三枚の鏡とを安置し之を造化の三神（天御中主神、高御産靈神、神産靈神）と稱し、山門の前には鳥居を樹て、山門の上にあつた十六羅漢は菰包として倉中に入られ、各宗祖神の像は十六羅漢の代りに置かれた。

芝增上寺の奥の院に祭つた本尊は天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、天照皇太神の四柱神であつた。この神前で衣冠束帶或は素袍水干の神職に就いて紫衣金襴の高僧達が進退を習つた、そして大きな鏡餅を

胸高に恭々しく捧持するやら、尾頭附の生魚を袈裟の身が恭々しく捧げるに至つては可笑しさを通り越して寧ろ悲慘であつた。

行誡（福田、近世の名僧）

大教院開院式

抑も大教院設置は佛教々團に取つて全く窮餘の一策で、佛教本來の面目からいふと愚策の極で、亦た一時の糊塗に過ぎざる屈辱であつたし、大なる失敗でもあつたが、また一方から云ふと成功でもあつた。たゞさし當り頗る滑稽極まる奇々怪々な事象が續出したわけだ。といふのは從來の大殿本尊阿彌陀如來の尊像が增德院の廟に移され、須彌檀の上に天御中主尊が新に祀られ、その周圍に注連をはり、また五色の旗、鈴、大榊などを飾り、更に大殿の西側には新に天照大神の神殿が造營されるといふ奇現象を呈した。隨つて神官は云ふ迄もなく僧侶も亦悉く神官の衣服をまとふて共々に神饌を供し、三條の教則、十七教、等を講じたのだ。時の識者はために眉をひそめつゝ、「斯の如き奇怪事に對し、佛教々團が、佛教本來の三世因果の教義、教理を無視し、唯々諾々として講席を倶にするとは不見識きはまる沙汰だ、誠に佛教の廢滅といはねばならぬ」と憤慨したといふ事である。當時行誡上人が三河大樹寺に宛てた書狀の中に「都下にも當時諸宗本山方列位、且つ教部省出來、出仕の出入いやはや種々の戯論認め候ても、すべて夢中の囈言一事も用にも立申さず慶事のみにさわぎまはり、先は悟は開けさうにも無之候。佛法一變三寶消滅の時節と被存候（中略）緣山にてもたゞ騷ぎのみに取まぎれ候云々」と嘲殺し、これを唯一時的の狂言と認めてゐたらしい。行誡上人は近世の名僧である。佛教々團がかくも馬鹿〳〵しき茶番狂言を演じたことは、これも時勢なればこそ、寧ろ悲慘ではないか。剩へ歎ずべきは、佛教以外何物をも知らなかつた一般僧侶が、この三條の教則と十七兼題を如何に宣布すべきか、途方にくれてゐる有樣は、實に滑稽であつたと云ふ。

一五　大教院の開院式

田中頼庸
御手長式
大谷光勝（嚴如上人）
久我環溪
大洲鐵然
箕輪對岳
松本白華
加藤九郎
田倉岱州
神林恭運
教導職の職級
教導職十四級
教導試補
僧侶の試驗
神祇官京都支廳
雲照律師
玉峯法師
闡彰院
法主の巡錫を許す

まづ兩側に向ひ合つて一方には烏帽子直垂の神官が居並び、一方には圓顱方袍の僧侶がその座を占めた。神官では大教正田中頼庸等が最も勢力があつた。僧侶も此の日は御手長式とて、神前に於て八脚の臺に鳥、魚、野菜等を盛り、供物を捧げた。眞宗本願寺の大谷光勝をはじめ、曹洞宗永平寺の久我環溪等の各宗管長は拍手の練習をなし、又僧侶にては教部省の役員、本願寺派の大州鐵然、木下靖、東本願寺の箕輪對岳、松本白華、加藤九郎等が列座した。曹洞宗では越前の田倉岱州、之れにつゞいて淨土宗增上寺の寮主なる神林恭運等が參會した。これ等の面々は無論開院式當日烏帽子直垂を着けて列席した。

一六　教導職の職級

教導職は十四級に分たれ、教正、講義が大中小の三種、之に權と正の二種、都合十二、次いで訓導と準訓導を加へて計十四級。地方にはこの下に教導試補があつた。

僧侶の試驗

僧侶をして國體の本義、古神道の大意を通曉せしめ、延いて民衆教化の形式を神道本位に改變する目的のために、明治三年三月神祇官京都支廳に、雲照律師と玉峯法師が呼び出されて、雲照に本地垂迹の意義を、玉峯には古事記神代傳を試問した。この僧侶を試驗する神祇官、宣教使の役人の威光と勢力は非常且絶對的な示威であつた。其頃は神祇官が僧侶を呼出すのは、檢事が刑事被告人を呼出す如くであつた。若し、否と云へば直に首が飛ぶ時節、殊に僧侶の首は飛びやすいので、この威光で、玉峯法師の如き敬信措く能はざる人は間もなく憤死し、明治四年十月には東本願の傑僧、闡彰院が横死したと傳へられる。

一七　法主巡錫を許さる

明治五年五月、教部省は各宗管長に對して、その代理人を定むべしと令した。これより先き、明治五年三月、凡て教儀上の訴訟判決、即ち異安心の裁判も、教部省に於て取扱ひたる如き廢佛毀釋の方針よりは、こゝに至りて幾分づゝ緩和するに至つたといふ。

教部省設置に關する通達

今般教部省被置候に付ては左の件々願伺等總て同省に可差出事

一、社寺廢立及祠官僧徒等級格式等の事

一、新に祠官を被置僧尼を度する事

一、教儀に關する著書出版免許之事

一、教徒を集合し教儀を講說し及講社を結び候者免許之事

一、教儀上の訴訟を判決する事

壬申三月

又同年迄、東本願寺法主の巡廻布教を禁ぜられてゐたが、(勿論これは本願寺法主始め一門の有力者が屢々陳情嘆願、その他運動の結果に據る)その筋の了解により、漸く三月から大藏省の布達を以て、石川縣(但し今の石川、福井、富山)を除き、三條教則及び勸財に關する制限の下に、これ亦漸く布教を許可された、

兩本願寺より諸國之門末門徒をして皇政の仁惠と宗門の眞理を開導せんが爲、教諭大意と云ふ書を以て巡回の儀を奏せしに御許容相成左の通府縣へ布達候也、兩本願寺法主門宗教導の爲め巡回の儀被差許候に付ては、自然教諭に託し勸財等の儀も、相關候はゞ、事情調査の上速に可申出此段兼而相達候事

前島密

從來本願寺法主の巡回を許さゞりし理由は、「法主の巡錫は沿道の人民をして徒らに業を拋ち、無益に時を費さしむればなり」とある。然るに内務少輔前島密は之れを難じ、反對に法主を巡錫せしめずば門徒却つて金錢を貯蓄して、毎年多くの時間を費し、京都迄參詣に出づべし、是れ却つて縣治のためならざるべしと、

是に於て時の官憲も認識を改めた結果、巡錫に賛意を表したわけである。

明治政府の戒律解放

一八　明治政府の戒律解放

明治五年四月廿五日の太政官布告に「自今僧侶の肉食妻帶蓄髪は勝手たるべき事、但し法要の外は、人民一般の服を着用して苦しからずとある。また同六月には「僧尼にも一般人民と同じく服忌に服せしめる事、」また同九月には僧侶に苗字を稱せしめ、一般人民と同様在家の姓氏を名乘らしめる事等を達してゐる。

女人結界の廢止

一九　女人結界の廢止

明治五年三月廿七日、布告第九十八號「神社佛閣の地にて、女人結界の場所有之候處、自今被廢止候條、登山參詣等可爲勝手事

併しこれは比叡山、高野山に對して主として降下した布告で、實際は明治廿一年迄實行されなかつた。

本願寺僧の外遊と神佛分離

梅上澤融
島地默雷
赤松連城
岩倉右大臣
（具視）
北畠道龍
南條文雄

合併大敎院分

二〇　本願寺僧の外遊と神佛分離

佛教の運命正に斯くの如く、千數百年來の法燈が將に消えなむとするの秋、早くも眞宗本派本願寺では、まづ其連枝、梅上澤融を始め、島地默雷・赤松連城等は、豫てより敎府大宮の意を迎へ、たま〱明治四年十一月岩倉右大臣が歐米視察に渡航するや、これに隨伴せしめ、次いで同派本願寺僧北畠道龍、大谷派本願寺僧侶南條文雄等を外遊せしめ宗教上の制度及び學術を研究せしめたのである。この外遊は永久に本願寺の教勢をいやが上に擴張せしむるの基礎となつたことは云ふまでもない。即ち島地默雷赤松連城等の歸朝と同時に、先づ東西及び伊勢高田專修寺、江州木邊、錦織寺の眞宗四派を結合し、こゝに合併大教院分離說を唱

離の唱導
宍戸璣
伊藤博文
神佛の分離
佛教の說法を許す
教義交說の許可
佛教の復活
大内青巒
佐久間貞一
宏佛海
各宗の病院を開く
各宗の學校を設立す
興學布教の始
増上寺の炎上
大教院の廢止
神道佛教各宗別の大中小教院を設立せしむ
佛教漸く獨立の機運に達す

ふるに至つた。これは神佛を分離し、信教の自由を實行する豫定の行動であつた。然るに本願寺の配下興正寺の一派及び佛光寺派並に他の諸宗は皆非分離論に加擔し、佛徒が二派に分れた。又時の教部大輔宍戸璣が一人固く分離說に反對を唱へたが、島地默雷等と同行して歐米視察をなした參議工部卿伊藤博文は分離許可の意見を懷いてゐたので、政府は遂に明治七年布達を發し「自今神佛各宗合同布教不相成」となつた。而して從來三條教則以外に佛教の教義を說くことを許されなかつた命令を取消し、教義交說を許すとの布達を得たので、こゝに於て佛教の本義が始めて復活するに至つた。

佛教本來の面目がこゝに始めて復活したので、大内青巒・佐久間貞一・宏佛海等は「明教新誌」と題する機關新聞を發行し、又各宗各自に病院を開き、學校を設立し、興學布教の端緒を開いた。

二一　芝増上寺炎上

明治七年十二月、増上寺大殿が炎上した。ために種々な流言ひ語が行はれた。その結果、増上寺は、あらぬことを言ひ觸らされて思はぬ濡衣を着せられ、非常に迷惑をした。その慘狀は目もあてられなかつたが廢佛毀釋もこのたびの炎上で終局となつた。併し誰れ云ふとなく佛陀の祟りだと、逆宣傳さるゝに至つた。

二二　大教院の廢止

さて政府も漸く悟る所があつたのか、明治八年四月に至り、所謂神佛合併大教院なるものを斷然廢止し、佛教神道をして各別に大教院を設立せしめた。この結果淨土宗はまづ先きに東京に淨土宗としての大教院を設立し、而して中教院、小教院を各縣下に設けることになつた。併し新設の大中小教院は固より行政的の組織機關であつて、舊大中小教院の如く、必ずしも三條の教則を宣布したのではなかつた。

曹洞宗兩本山の協同一致

關東の三刹

本山は參禪辨道の道場に過ぎぬ

曹洞宗宗務刷新の布達

變堂
傳翁
雪爪
環溪
橋仙
正仙
玄齡
鑑法
鼎三
源瑚
元良
肯庵

碩德會議

二三　曹洞宗本山の協同一致

前章に於ては主として淨土宗、眞宗に就て述べたが、こゝでは曹洞宗に就て叙べて見よう。混沌期の第一期、明治元年より四年に亘つて叙べることにする。

明治以前に於ては關三刹＝下總の總寧寺、武藏の龍穩寺、下野の大中寺＝が交々曹洞宗一宗の政勢を總覽し、兩本山＝越前の永平寺、能登の總持寺は、宗政には干與せず、唯だ參彈辨道の道場として衲僧を教養するのみであつた。然し兩本山の間には時に葛藤を生じ紛糾を起したので、明治二年政府は永平寺に達令して宗規を一新することを促した。

宗門制度之儀碩德之者公議を遂け宗規一新可奉報、國思旨御沙汰に相成候に付別紙名前之者共速に上京爲致會議公論の上、一新之宗則相立樣被仰出候事

九月　　行政官

別紙

加州　天德院變堂　長崎　晧臺寺傳翁　江州　清凉寺雪爪　城州　興聖寺環溪　越中　瑞龍寺橋仙
濃州　龍泰寺正仙　濃州　妙應寺玄齡　尾州　萬松寺鑑法　尾州　法持寺鼎三　加州　寶圓寺源瑚
總州　總寧寺元良　肥州　高傳寺肯庵

永平寺は右の達令を受けたので、直ちに前記十二名に對し招請狀を發し碩德會議を開かんとしたが不參者多く流會に終つた。越えて十二月に至り又太政官から永平寺、總持寺に對し左の同文達令があつた。

昨夏　御沙汰之筋有之候處今般御取糺之上其寺（永平寺／總持寺）共本山如故各其末寺取締達亂無之樣可致旨更に被仰出候事

同盟會

變堂
寛廷
一司
梅芳
覺城
家山
泰宗
坦山
十條清規

雪爪和尚

松平春嶽
鍋島閑叟
山內容堂

己巳十二月　太政官

此の太政官達により兩山の葛藤は中斷され寧ろ協調親密の氣運が熟して來た。當時曹洞宗の人々で佛教各宗を通じて活動した人は、永平寺環溪、總持寺奕堂、清凉寺雪爪、長德院坦山等であつた。明治二年五月京都に於て、「同盟會」を組織した際會員七十六人の內曹洞宗では左の八人が加盟し且つ奕堂は盟主となつた。

加州　天德院變堂　下總　長龍寺寛廷　品川　天龍寺一司　伯耆　普音寺梅芳　能登　蓮江寺覺城
出雲　梅窓院家山　貞州　往生寺泰宗　下總　長德院坦山

十條清規

定公擧法　鼎建學校　立試業式
必正賞罰　教諭民間　防禦邪教
游歷萬國　結盟建言　講求書籍
一洗舊弊

雪爪和尚は同盟會には加入して居らぬが、前記碩德會議には指名された一人である。雪爪和尚は前にも述べたが、越前候の菩提寺孝顯寺に住職し、松平春嶽（慶永）と親しかつた關係で肥前の鍋島閑叟公、土佐の山內容堂公とも親しく交り、高德博識の名僧で氣骨があつた。或時春嶽、閑叟、容堂の三公が會して好い機會だから雪爪を呼ばうといふことになり、特使を派して、今三人が會合してゐるから來いと言遣した。所が御招待なら行くが御相伴は御免蒙るとの和尚の返事に、其では招待すると折返して迎ひに遣ると、和尚は三公の居る上座に坐はり、御請待に預り忝けないと挨拶して御馳走になつた。かくの如く三公と雪爪とは上下の區別なく至極親しい間柄であつた。曹洞宗と世間との連鎖としての役目を帶び、彼れは谷中天王寺にある總黌（佛教學校）に圓覺經を講じ、後ち帝國大學教授となり、學界に對しても相當貢獻する所があつた。

變堂和尚

曹洞宗務局

兩山の盟約

互助親睦の盟約
大藏省和親を勸說す

十ヶ條の盟約

また變堂和尚は曹洞宗空前の名僧で、其門下から七十餘の俊僧を出し、明治の曹洞宗はこれ等の巨人によつて發展したのである。

明治五年以後は兩本山が一致協力して、親ら宗門の政治を執つた。而して東京に其の出張所を設け、これを曹洞宗務局と名づけて宗衙とした。爾來曹洞宗は兩本山を樞軸として活動した。

二四　兩山の盟約

兩山一體制の基礎をなすものは兩山盟約である。從來兩本山の間は兎角圓滿を缺いてゐたが、廢佛毀釋の暴風に目醒めた佛教界に、獨り曹洞宗のみが徒らに蝸牛角上を爭ふことを許さないので、茲に兩本山は互助親睦の盟約を結んだ、當時大藏省は和親を慫慂して左の要領を示した。

兩本山年來の爭論は今日を限り悉皆打破し雙方共無我無諍の境界に立戻り一宗一體なる宗祖道元の家訓と先師瑩山の素懷を固守し瑣々たる派下の物議に關せず宗風擧揚の永圖に注意し自今一言の訴願等誓て政府に奏する勿れ、是れ環溪變堂に示す處の大意なり、

要領

一、永平寺是を曹洞一宗の兩本山とす而して永平寺は始祖道元の開闢たるを以て席順總持寺の上たるべし

一、宗門の制度法中の事務に於ける一切の疏帳等永平寺總持寺兩寺捺印たるべし

一、一宗下寺院へ可相渡免牘は勿論總て普達に關する書類等兩寺捺印たるべし

一、兩本山の諸堂破損修理の節は雙方互に助成可致事

一、兩本山に於て將來諍論を不致旨の盟友を急度可取結事

壬申三月

兩本山は右指示の要領を教示して明治十五年五月五日、十箇條より成る盟約を締結した。

（横關了胤著明治時代の曹洞宗に據る）

二五　明治初年の外遊宣教師

明治初年の外遊宣教使
上澤融
島地默雷
赤松連城
光田谷然
堀川教阿
光瑩上人
石川舜台
島津默雷等の歐洲宗教界視察
赤松連城の努力
政府併合の非を覺る
佛教各宗の獨立布教
南條文雄
笠原研壽
小栗栖香頂

明治四年十一月十二日岩倉大使一行と共に本派本願寺法主明如上人代理連枝上澤融、補佐島地默雷隨行、赤松連城、光田谷然並に堀川教阿等第一回海外留學生として同行した。これより先き明治四年九月大谷派本願寺の光瑩上人が石川舜臺以下三名と渡歐した。島地默雷は歐洲各國の宗教及びその行政を視察し、土耳古、埃及を訪ひ、イエルサレムに基督の遺跡を探ね、歸途ボンベーから印度內地に入り親しく佛蹟を研究して、同六年七月歸朝した。

是れ實に本邦佛僧の渡歐入竺の嚆矢である。他の渡歐者も亦具さに泰西の宗教及び教育行政の實狀を視察研究して、默雷と前後して歸朝した。赤松連城は翌七年八月歸朝、爾來その新知識を宗教並にその教育制度に應用して、諸般の改善進步を圖り、特に世界宗教の大勢に立脚して、わが國に於ける神佛合併の弊を力說し、その分離の緊要を絕叫すると共に、その目的達成のために畢生の努力を拂ひ、遂にわが政府をして神佛併合の非を覺らしめ、遂に併合の撤去令を發せしめ、以て佛教各宗の獨立布教を公認せしめたのである。

第一期の渡歐者は唯西洋文化の狀態を視察するに止まり泰西的教學に對しては何等寄與する所がなかつたが、明治九年六月南條文雄及び笠原研壽等が大谷派本願寺の海外留學生として英國へ派遣され、十二年正月オクスフォード大學のマックス、ミューラに師事して、その門弟マグドネルに就て梵語學を專攻するに至り、兩人は泰西の學界に大なる貢獻をなし、日本學僧の名を不朽ならしめた。

明治七年、東本願寺は小栗栖香頂等を支那上海に派遣して別院を開いた。これは即ち明治佛教海外傳道の

東本願寺上海に別院を設立す
明治佛教海外布教の始め
江蘇學校の設立
直隷教授を北京に設置す
東本願寺上海別院の開院式擧行
田原法水
琉球の布教
薩藩の頑迷な彈壓

育英教校
教師教校

嚴如上人（大谷光勝）
足立法皷
石川舜台
菊池純
坂元元兵衛
舟橋振
稻葉昌丸
長州宗淳
清澤
菅原義應
井上圓了
朝鮮の布教

嚆矢である。卽ち香頂等は同地英租界阿西路の洋館を借入れ、こゝを本據として布教を始めた、同時に江蘇學校を設立、直隷教授を北京に興して專ら支那開教の人材を養成した。同年八月二十日その開院式を擧行した。神道者流以て如何となす？同九年、英租界北京路の地をトして別院を開設、同年八月二十日その開院式を擧行した。爾來東本願寺は江州、蘇州、厦門、更に布哇、露領ニコライエフスク、英領彼南等にまで布教を延長した。

尙小栗栖香頂は支那布教の途次、沖繩布敎の等閑に附すべからざるを感じ、明治九年五月、田原法水を渡航せしめたが、當時の琉球は薩藩に於ける眞宗嚴禁の鐵則を奉じてゐたから、布教は頗る困難を極めたが、一年有半にして二百有餘の信徒を得た。然るにこの事が琉球藩の探知する所となり、信徒の主要人物を捕縛し、六名を流罪に處し、その他二百六十餘人に悉く罰金刑を課した。これがため信徒は離散し、布教は一時頓挫した。

明治八年十二月一日、京都眞宗大谷派本願寺本山大寢殿南の間に於て、育英教校と教師教校の開校式を擧行した。教師教校は今日の師範學校の如きものであるが、育英教校の方は大規模にしようといふ計畫の下に設置されたもので、在學勉强の期間を二十年と定め、卒業後は位を準連枝に列する事とした。入學試驗は却々六ケ敷く、ために當時入學者は極めて少數の秀才であつた。

開校式は法主嚴如上人の親諭に次いで足立法皷の復演が終ると、教育課長石川舜臺が漢學教授の菊池純に問題を提出し、これに對して忽ち漢文の長き答を席上にて書いた。出席者は上記の人々の外、佛蘭西語教授坂元元兵衛、英語教授舟橋振、育英學校入學者——稻葉昌丸・長州宗淳・淸澤　之・菅原義應・井上圓了、等であつた。

明治十年明治政府は東本願寺に朝鮮の布教を慫慂した。本願寺は直ちにこれに應じ、奥村圓心を派遣して、先づ釜山に開校せしめた。當時半島の佛教は全く衰微し、加ふるに交通不便なる上に、民情亦た和せ

奥村圓心

基督教

初期時代の基督教

ポルトガル船の來航して大友氏と貿易を行ふ

ザヴイエル
パスカル

里見勘四郎洋式製革法を傳ふ

大友・大村・有馬の諸氏は使節をローマに遣はす

織田時代の基督教

織田信長南蠻寺を建立す

ず、開教の苦辛は言語に絶するものがあつた。圓心は即ち學校を創め、慈善事業を興して徐々に布教の歩を進めた。

第三節 基督教

一 初期時代の基督教

後奈良天皇の享祿三年（西紀一五三〇年）將軍足利義晴の時、ポルトガルの商船が始めて豐後に來航し、大友氏と貿易を開いた。次いで天文十年の頃から同十七八年にわたり、ポルトガル人にしてローマ教イエスイタの宣教師フランシスコ、ザヴイエル（Francisco, Xavier）及びその部下のパスカル（Pascal）とは當時印度地方にゐたが、我が國に製革法を傳へた大和の人里見勘四郎了西といふ人及び薩摩の人安次郎（姓未詳）等を同伴して呂宋(ルソン)及び臺灣を經て來航し、天文十八年鹿兒島に上陸して鹿兒島を始め、盛んに九州に布教し、僅か二箇月にして洗禮を受けしものが五百餘名に達したと傳へられる。豐後、筑前、筑後、肥前、肥後六ヶ國の探題大友氏の改宗を始めとし、多くの大名がこれに歸依した。就中九州の大友・大村・有馬の諸氏は、天正十年使節を羅馬に遣し、大いに修好傳道に努めた。

二 織田時代の基督教

次いで足利氏が亡びて織田信長が天下を統一するに及び、永祿十一年信長は佛教の跋扈を抑壓するためにポルトガルの宣教師を京都に召し、永水祿寺（いはゆる南蠻寺）を建立した。以て信長の基督教に對する政

各地の大名は勢力伸長に宣教師を利用す

豐臣時代の基督教壓迫

秀吉耶蘇宣教師の追放令を發す

秀吉耶蘇教を

策の那邊にあつたかを想像するに難くない。即ち信長は佛教の横暴を抑制するために宣教師を利用したが、宣教師は信長の政策に利用されつゝ、一方に傳道の特權とその特別の保護をうけて盛んに京畿地方に布教したのである。天正十年六月二日の夜信長は本能寺に於て逆臣明智光秀のために弑せられたが、當時基督教は殆ど全國に普及し、大村・天草・博多・山口・廣島・岡山・姫路・大阪・堺・京都・伏見・和歌山・東京・仙臺・會津・大聖寺・金澤等に廣がり、宣教師は二百餘人に達し、基督教の寺院は二百餘箇所に及び、信徒は實に三十餘萬に達したと傳へられる。

　當時我國はいはゆる群雄割據の恐怖時代で、大砲小銃を有することの多少が忽ちその强弱に影響し、從つて權力の消長に關する時代であつたから、これ等の武器の唯一の供給者たるポルトガル人・イスパニア人の宗教が、各地の諸大名に歡迎されたことは敢て怪しむに足らぬが、併し一方國際的危機の潜在してゐたことも想像に難くない。

三　豐臣時代の基督教禁壓

　織田信長が明智光秀のために本能寺で弑せられた當時、その部將豐臣秀吉は中國征伐に出陣してゐたが、陣中で本能寺の變を聞くや、六月四日（天正十年、即ち信長の弑せられた翌々日）毛利氏と和睦し、直ちに軍を歸し、同月十三日逆臣光秀の軍を山崎に粉碎して大いに主君信長の靈を慰めた。一方光秀は小栗栖の土民のために殺された。後秀吉は天下を統一するに及び、當時著しく勢威を伸張せる基督教の弊害を慮り、これが處置に關し研究中、漸くその眞相が判明するに至つたので、歐羅巴が基督教の傳道に籍口して日本の侵略を圖り、且つ基督教徒が各地の神社佛閣を破壞したのは不屈至極であるとの理由で、天正十五年六月十九日先づ耶蘇宣教師の追放令を發し、次いで同十七年に至り遂に耶蘇教を禁じ、京師の耶蘇寺院を破壞また燒

禁止す
耶蘇寺院を燒く
豐臣時代の有名な信徒
高山右近
小西隆佐
小西行長
伊東義賢
蒲生氏鄕
黒田孝高
曲直瀨道三
清原外記の娘
マリヤ
細川忠興の妻
ガラシヤ
內田如安
筒井定次
寺澤廣高
前田秀以
織田秀信
京極高知
津輕信建
木村重高
細川興元
浮田信澄
明石掃部
淺野幸長
蜂須家政
小野木縫殿
毛利秀包
筑紫廣門
宗義智
毛利高政
大友義統
京極高次
黒田長政

却せしめた。こゝに於てさしも隆昌をきはめた耶蘇教は一時影をひそめ、著しく頽廢するに至つた。

四　豐臣時代の基督敎徒

秀吉時代に基督教徒となつた有名な人々を列擧すると、秀吉の臣下で、しかも名門出の信徒が多い。ジュスト高山右近、ジョアチム小西隆佐、アウガスチノ小西行長、バルトロメオ伊藤義賢、レオ蒲生氏鄕、シメオン黒田孝高、メルキオル曲直瀨道三、清原外記の娘マリヤ、細川越中守忠興の妻ガラシヤ、內田如安、その妹、これ等は秀吉以前からの信徒となつてゐたもので、秀吉時代に新に洗禮したる者には、筒井定次、寺澤志摩守廣高、前田左近將秀以、織田秀信、京極高知、津輕信建、木村伊勢守重高、細川玄蕃頭興元、浮田信澄、明石掃部、淺野幸長、蜂須賀家政等がその重なるものである。この他關ヶ原合戰の時、切支丹大名が戰場に華々しく戰つた。大阪方には小野木縫殿をはじめ、毛利秀包、筑紫廣門、宗義智、毛利高政、大友義統等がある。

關東方には、京極高次、黒田長政、細川忠隆、伊藤祐岳等を始め、中立派には前田玄以、大村喜前、有馬晴信、木下勝俊、五島純玄等がある。はじめ秀吉が信長の遺業を繼いだ時、頻りに宣教師を迎へ布教を援助したといふ理由で、大阪が布教の根據地となつて、安土から高山右近の居城である高槻に移つた基督教の學林は、大阪に移轉し大いに繁昌した。即ち宣教師のオルガンチノ、セスペデスが大阪を根據地として、近畿に布教したが、その効果は著しく、大阪には上流層の受洗者が六十五人もあつた。(天正三年)と云ふ。就中九州方面の教勢は甚だ盛んで、既に一萬二千人の受洗者を得、信徒總數は實に十萬餘を算するに至つた。

この時に當り天下の形勢、殊に九州は屢々戰雲に襲はれ、大友純忠や有馬晴信は龍造寺の脅威をうけ、大友義鎭は島津に侵入され、九州はまるで麻の如く亂れてゐたので、秀吉の發した宣教師追放令は充分徹底的

細川忠隆
伊東祐益
前田玄以
大村喜前
有馬晴信
木下勝俊
五島純玄
オルガンチノ・セスペデス
文書の傳道
文書刊行
耶蘇教の歐洲
文化の輸入
教義問答
基督一代記
日葡語彙
聖徒記録
拉典語文典
日本文典
日本文典の編纂
日葡・葡日辭典の出版
サントスの御作業

に行はれなかつたらしい。

五 文書の傳道

文書刊行—文書傳道は平和な手段で、永久不斷の驚くべき根强さを示すものだ、一たび宣教師が日本に渡來して以來、歐洲の文化が卽ちこれを具體的に云ふと印刷術、醫術、美術、工藝、文學、天文究理、數學その他あらゆる學問が日本國に輸入された。それをいくら武斷政治の力で壓迫しようとしても、最早それは遲いのである。いかなる英雄豪傑と雖も、單に武力を以て文化の侵入を撲滅一掃し去ることは到底出來ないのである。

宣教師等の植え付けた基督教文書傳道の効果は永久に抹殺することが出來ない、土とならうが骨と化さうが、水火の中も尙辭せざる信仰の力は、絕對であり、不朽である。宣教師、敎徒等の發した書翰、教義問答、基督一代記、日葡語彙、聖徒記錄、拉典語文典及び日本文典等は恐らくいづれも不朽の文學であり、貴重な文獻として不滅の記錄に殘るであらう。かの文豪カーライルは基督の事迹を綴れる聖書を稱するに「驚くべき此書」と絕叫したではないか。以てその一斑を證することが出來る。

當時我國に國語の文典がなかつたが、これが編纂に着手したのはイルマン、ジュアンで、拉典文法に倣ふて日本文法を編し、日葡、葡日兩用の語彙を附錄として出版した。

當時我邦にまだ印刷機がなかつたが、天正十八年ワリニャンが活版印刷機を携へて渡來した。これに依つて基督敎書類を始め、日本語の書物が續々と刊行された。左に耶蘇會刊行書の概況を記して參考に供さう。

「サントスの御作業」天正十九年加津佐版
オクスフォド大學ボドレイ文庫藏

口譯平家物語
伊曾保のファブラス
金句集
拉丁文典提要
拉・葡・日對譯辭典
日本文典

「口譯平家物語」文祿元年天草刊
「伊曾保のファブラス」文祿二年天草刊
「金句集」同年同所刊　以上合綴一冊、大英博物館藏。アルヴァレズ「拉丁文典提要」三卷、文祿三年天草刊、羅馬アンヂエリカ文庫藏。「拉、葡、日對譯辭典」文祿四年天草刊、オクスフォド大學ボドレイ文庫、巴里學士院文庫、ライデン大學圖書館所藏。ロドリゲス「日本文典」慶長九年長崎刊、オクスフォド大學圖書館藏。その他刊行物が頗る多い。

六　學林傳道

學林傳道
神學校の設立
ワリニャン
安土學林
山口學林
有馬學林
京都專門學校
府內專門學校
有馬專門學校
安土學林
臼杵の修道院
京畿學林
ワリニャン
コレジョ

傳道と云ふ問題を廣義に解すれば、教會堂を建てたり、福音を説教したり、文書傳道の擧に出づることは普通の事に屬するが、亦一面基督教主義の神學校を設けて、宣教師養成を旨とする教學方面に於て、これ亦た基督教の潜勢力の根强さを檢討しなければならぬ。これ等の教學校、セミナリヨ（學林）には、佛教の研究が行はれた。もちろん佛僧のうちにも基督教を研究するものがあつた。さうこうするうちに、基督教徒は眞面目で、熱心で且つ傳道の手段が頗る巧妙であるから、往々佛僧を自分の畑に釣り込んでしまふといふ奇觀を呈した。ワリニャンは安土・山口・有馬に學林を設け、京都、府內、有馬に專門學校を建てる計畫を立て、先づ第一に臼杵に修道院を設立した。

所が天正十年、明智光秀が軍を起し學林を破壞し、同十四五年には島津軍のために府內の專門學校や臼杵の修道院が燒却された。續いて天正十五年六月十九日、豐臣秀吉が宣教師追放令を發するや、山口の學林は解散となり、同年末には京畿學林の學徒は、有馬へ引上げた。天正十八年以來ワリニャンが、大村領、有馬領に潜伏してゐた宣教師と協力して、天草下島の本戸にコレジョと共に修道院を設立した。爾來時を得る毎

天草の修道院
社會事業の發達
貧民の施療
聖フランチエスコ
ラザロ病院
癩病人收容所
孤兒の救濟
小西行長
捨兒の救濟
細川ガラシヤ（忠興夫人）
大阪孤兒院
日本最初の殉教
耶蘇會・フランシスコ會二派の對立抗爭
バプテスタ

に長崎、有馬を始め、その他の地方に校舍を設けて、傳道に努めた。

七　社會救濟事業の發達

基督教の社會救濟はこゝに呶々するを要しないが、自ら病院を建てゝ盛んに貧民等に治療を施した。特に癩病患者に對する同情とその治療に努めたことは、これは實に基督教の特色であり、誇りとする所であつた。勿論開祖聖フランチエスコが既に癩患を癒したといふことからして長崎にラザロ病院を開き、癩患者の治療に當つたのである。慶長七年淺草に癩病人收容所を設けたが、これは布教上直接間接に貢獻する所あつたであらう。醫療・藥療救濟ばかりでなく、孤兒の救濟をも行つた、かの小西行長が毎年百萬石を喜捨して大阪・堺の捨兒を養ひ、細川ガラシヤ（忠興夫人）が、大阪の自宅內に孤兒院を設けたを始め、朝鮮の捕虜、幼兒を養育したのは有名な慈善事業である。

八　日本最初の殉教者

日本の南九州から起つた基督教團の勢力は、遂に耶蘇會・フランシスコ會二派の對立抗爭となつたが、これを憂へたローマ法王グレゴリオ第十三世は教書を發し、日本傳道を耶蘇會に指定した。そこでこの二派の間に一種の競爭が始まり、そこへフランシスコ會の宣教師バプテスタが正使として三人を率ゐ、平戶に上陸し、名護屋で豐臣秀吉に謁した。これはバプテスタがマニラで傳道してゐた時、日本の傳道が殆ど根絕せしかの如き風聞を耳にしたので、耶蘇會に代つて新に傳道を試みようとして來朝したのであつた。フランシスコ會宣教師達の不滿は蓋し察するに餘りあらう。然るにフランシスコ派の者は京畿に上つて傳道をはじめたので、禁教令を發した豐臣秀吉の憤怒を買つた。然るに耶蘇會の宣教師等は法王グレゴリオ第十三世の教書

スペイン船サン・フェリペ號土佐沖に漂着す

フランシスコ會派宣教師及び信徒の捕縛

二十六聖徒の死刑

を楯にこれ等フランシスコ派の宣教師と抗爭した。これが後傳道史上に大なる禍根を貽したのみならず、兩者の忌むべき教道爭ひとなつたのである。この結果、豐臣秀吉は内心フランシスコ會の傳道に不滿を懷いてゐたが、偶々文祿五年六月スペイン船サン、フェリペ號が土佐海岸に漂着したので、これを發見した役人は積荷を沒收せんとしたが、乘組員の一人が自らスペイン地圖を示し、今にも日本を劫奪せんず勢を示したので、之を聞いた秀吉は、さてはいよいよ基教傳道は事實上日本攻略の手段ならむと解し、こゝに宣教師逮捕令を發し、主としてスペイン人を捕縛する方針の下に行つた、バプテスタ宣教師をはじめ、フランシスコ會派の宣教師等を捕へた。この時京都耶蘇會の日本人教師三木パウロを始め、その他フランシスコ會派に屬する信徒廿四人を捕へ、尙他に二名を加へ廿六人を捕縛して長崎に護送し、遂に慶長二年十二月十九日長崎立山で全部死刑に處した。二十六人中には十二三歲の子供もあつたが、いづれも皆キリストの十字架上に於ける殉教者の態度に擬し、磔に處せられたが、皆從容として昇天したと傳へられる。

九　高山右近

高山右近

攝津高槻城主高山右近圖書頭は松永源正久秀の配下で、父子共に基督を信ずること厚く、領内に教會堂を建て、基督教の傳道に努めた第一人者である。之れがため高槻は近畿地方への基督傳道をなす有力な根據地となつた。秀吉が島津を征討しての歸途、偶々博多に饗宴を開いた、その時席上で施藥院全宗が基督教攻擊をなすと共に、高山右近が佛寺を破壞せる罪を鳴らし、邪宗門に溺惑せるを慨した。この時禁教令を發した秀吉は、右近を召寄せて曰く、『基督教を捨てるか、若くは領地を去るか？』と卽答を求めた。然るに右近は斷乎として基督教を奉ずることは卽ち取りも直さず人類を救ふこと、永遠の幸福に與ることであり、神の聖旨に從ふのが何も主君に背く所以でないと主張したので、秀吉も止むなく右近の領地を取上げ、直ちに異國

小西行長

前田利家

板倉伊賀守勝重

追放といふことになつた。あはれ右近は今やその家臣と最后の決別を告げて曰く『我計らずも關白殿下の憤に觸れて奇禍に遭うたことを悲しむ。されど神の聖旨なれば、所領を失ふも厭はず。流刑に處せらるゝも數くに足らぬ。たゞ諸子が、予に盡せし忠義に報ゆる能はずして、反つて苦難を蒙らすことを痛傷するのみ、されど諸子もし信仰の道に立ちて動かずば、神は諸子に酬ゆるに、予が諸子に志して實現せざる數倍の恩寵を以てすべし、怠らず誓ふて、神に背くなかれ』と諭して、遂に六萬石を信教のために弊履の如く捨てゝしまつた。

高山右近と時を同じくし、しかも同信の友愛を結んだ小西攝津守行長は法名をオウガスチノと呼び、高山右近とは殆んど兄弟の如き情誼を交してゐた關係から、行長は右近の身の上に痛く同情を寄せ、密かに使者を遣はして右近一家を招ぎ、懇切到らざるなく、遂に自己の所領なる高來と天草の間にある湯ヶ島に導いて保護をした。次いで高山右近一家は身を前田利家に寄せつゝ、北陸地方の傳道を開拓すること二十七年、加・能・越の三州に渉つて基督教を傳道した。

豐臣秀吉の歿後、德川家康は天下を統一して江戸に幕府を開いたが、基督教に對しては強いて干渉せず、寧ろ開國主義をとり、暫くこれを放任してゐた。然るに慶長十六年に至り、新教徒たる和蘭人が家康に一書を奉り、天主教徒（從來カトリツク教徒を日本人は天主教徒と呼んでゐた）が豐臣氏の遺臣等と共謀して德川氏を倒さんとする陰謀を企てゝゐる由を告げたので、家康はその主謀者たる。ポルトガルの宣教師を捕へて誅殺すると同時に基督教を嚴禁した。次いで同十八年に至り、基督教信者たる攝津高槻の城主高山友禪、志摩國鳥羽の城主内藤如安等を始め、百餘名の信徒を國外に追放した。

高山右近は堅忍不拔な雄々しい信仰生活を營みつゝ不可思議なる神恩の下に生存してゐたが、右近はつひに慶長十九年十月板倉伊賀守勝重の庇護をうけつゝ、その他の信徒四百餘人と共に長崎に召致せられ、帆船

數艘に分乘せしめて遠く媽港、マニラへ追放された。右近の來るを豫め知つたヒリッピン太守等は一行の來着に對し祝砲や教會堂の鐘を鳴らして歡迎した。途中馬車に乘せて一行を教會に誘ひ、儼かな祈りと感謝を捧げた。斯うして右近は神と倶に榮えたが、翌年二月歿した、年六十三であつた。特に王候の禮遇を以て葬られた。墳墓は今日尚現存すると傳へられる。

高山右近等の追放

一〇　小西行長

小西行長

行長の父は小西隆佐と云ひ、父は夙に受洗してジョアチムといつた。織田信長の時、彼は堺の重役で、同地方の信徒を代表した程堅信者であつた。その子行長は父の信仰そのまゝを受け繼ぎ、秀吉が信長に代つて天下を支配した頃、行長は祿二萬五千石を領し、瀬戸内海の交通を托せられ、高山右近が明石を領してゐたのと相對して、行長は室ノ津を領した。行長が小豆島に根城を占めると直ちに二千人の島民を信者に導いた。勿論島中には堂々たる教會を設立した。行長の母マグダレナは且つて大阪城に伺候し、コエリョを秀吉夫人の北政所に紹介した。行長の娘はマリヤといつて宗氏に嫁いだ。高山右近が宗教固守のため追放を命ぜられるや、行長は深く右近一族に同情し、これを領内に迎へて保護し、一方コエリョと協議して、禁教令に對する善後策を講じた。文祿の役に從軍の際、行長はセスペデスを同伴し陣中で布教せしめ、朝鮮人の捕虜の救助やその子供の扶養までを何くれとなく世話せしめた。

小西隆佐

朝鮮征伐の時に於ける小西行長と加藤清正の衝突は歷史上あまりにも有名な話であるが、これは勿論征戰に關する意見の衝突もあらうが、一面亦た基督教と日蓮宗との正面衝突を意味するものと見なければならぬ、こゝにそれ等を詳述することは出來ないが、日本歷史家の執つた態度や意見はあまりに、加藤清正を擧げ過ぎるきらひがあり、小西行長を貶し過ぐると思ふ。

朝鮮征伐

小西行長は固より熱心な基督教信徒で、父隆佐の信仰を繼承して布教を以て全生涯を貫かうとする聖徒である。行長は自領肥後に於て佛教徒を壓迫し、基督教を擴めたことは有名だが、僅か、一年のうちに教會堂を十四も建て、關ヶ原役には大阪に癩病院を設立した。かく社會事業にまで手を出して、活躍した。ところが關ヶ原役では大阪方が敗北となり、行長は逃竄して遠く伊吹山に落ちた。これが抑も時人の疑惑を買つて、加藤清正と並び稱された名將も、何故潔く割腹しないか、逃走するとは卑怯の至りだなどと、あらぬ惡評を立てられてゐるが、行長は之に應へて曰く『我れ日頃切支丹宗徒にて、天主の教を尊ぶ、この主旨は、自殺を堅く戒めてゐる、切腹は出來ぬ。併しもはやかうなつては逃ぐるに道がない、速かに繩をかけて、敵に渡せ』と、依つて行長は捕へられた。處刑の前の行長は屠らるゝ羊の如く、生前唯一の願望であつた宣教師に一目遇ひたいとの申出でも遂に許されず、身は狭苦しい獄舍にありながら、ひとり神の豐かな恩寵を感じ、或はざんげの祈りを捧げ、聖母マリアの名を讃へつゝ、ひたすら處刑の日の來るを待つてゐた。刑臺の行長は基督の畫像を捧持し、最敬禮をして三たび聖像を頭上に押戴き、天を仰いで眼を開き熱禱し、基督マリヤの名を呼び、最後に瞑目して頭を垂れ、斬首された。

行長處刑さる

行長の殉教が羅馬に傳はると、耶蘇會長はアウガスチノ行長を日本基督教會の恩人なりとして崇め、羅馬市民は行長のために祈れと絶叫した。形の上では行長の死は基督教會のために拭ふべからざる損失であつて、その後熱心な法華經の信徒たる加藤清正が、反對に行長の所領を襲つて、教區長の家や會堂を破壞したので、知行を奪はれた信者の流浪の旅をつゞけ、忽ち六萬人の信者が四散してしまつたのである。

一一　細川忠興夫人

細川ガラシヤ

同時代に細川忠興とその夫人ガラシヤは永遠の女性と崇められてゐた、夫人はまた慈善事業に尤も力を盡

細川忠興

德川家康の開國主義

在留宣教師を介して呂宋に交通を求む

ドン・ロドリゴを歡待歸國せしむ

宣教師ソテロ及びムニョス

スペインの使節一行來朝

ヴィスカイノ金銀島の探險

し、孤兒を集めて養育したことは婦人に相應しい信者の美しい奉公と云はねばならぬ。ガラシャの最後もまた行長と同じく、悲壯な殉死を遂げた。

ガラシャの死後、夫忠興は一層宣教師を優遇し、教會堂、宣教師館等を建てた。またその傳道費を寄附した。そして彼は家康より特別待遇を受け、丹後田邊十一萬石より、豐前小倉三十七萬石に昇級された。これは直接間接ガラシャ夫人の功德に酬ゐられたものである。

一二　德川氏の對基督教策

初め德川家康は開國主義を懷いてゐたので、夙にスペイン及び新イスパニア（Nova Hispania 即ちいまのメキシコ）と通商を開かんと欲し、關ヶ原役後に於て既に在留する宣教師をしてその斡旋を圖らしめ、慶長六年書を呂宋に贈つて通商を求めたことがある。同十四年呂宋太守ドン・ロドリゴ（Don Rodrigo）がその任期滿ちて本國に歸る途中、日本近海に難破したのを機とし、これを救助して歡待し、船を與へて歸國せしめた。これと同時に宣教師ソテロ（Sotelo）及びムニョス（Munoz）の二人を使節としてスペインに遣し、日西交通のことを議せしめんとした。然るにソテロは病に罹つて往かず、ムニョスのみロドリゴと共に歸國した。スペインはロドリゴが救助せられたことを德とし、改めて謝意を表するためヴィスカイノ（Vizcaino）を使節として日本に派遣し、兼ねて日本近海にあると傳へられる金銀島を探險せしめた。ヴィスカイノは慶長十六年我が國に來朝したが、家康の希望せる交通の件については何等答ふる所なきのみならず、ムニョスも亦歸つて來ないので、家康は尠なからず失望した。よつて家康は更にソテロを遣し、改めて交通のことを議せしめた。ソテロは命によつて出發したが、その乘船は浦賀出帆後間もなく沈沒し、ソテロは辛ふじて難を免れて歸つた。然るに當時仙臺の伊達政宗は窃に海外雄飛を計畫してゐたので、家康に對し家臣支倉六右衞門とス

支倉六右衛門の一行奥州月の浦を發す

支倉の一行エスパニアの首府マドリードに着す

支倉はフィリッポ三世に謁見して通商貿易のことを議す

スペイン政府通商を拒絶す

ペイン及びローマ法皇に派遣すべきことを建議した。よつて家康はソテロを使節とし、伊達政宗の使節と共にヨーロッパに至り、先の使節ムニョスの使命の結果を質させることゝした。時にヴィスカイノも亦金銀島探檢に失敗し、剩へ乘船は難船して困却中のこととて、同じくこの船に便乘して歸國することになつた。かくて支倉六右衛門及びソテロの一行合計百八十人は慶長十八年九月十五日奥州月の浦を出帆し、太平洋を横斷して同年十二月十六日新イスパニアのアカプルコ (Acapulco) 港に着した。翌十九年五月三日同國東岸からスペイン艦隊に搭じ、同年六月十八日キューバ島なるハヴァナ (Havana) に着した。同年七月二日同島を發し、同年九月二日スペインのサン・ルカル (San Lucar) に着し、次いでセヴリヤ (Sivilia) に入り、同年十月二十四日同地を發し、コルドヴァ (Cordova)・トレド (Toledo) 等を經て、同年十一月二十日無事目的地のマドリード (Madrid) 府に入つた。元和元年正月二日ソテロと共にスペイン王フイリポ (Philip) 三世に謁見し、政宗の書及び方物を呈し、交通貿易を開かんことを請うた。次いで支倉六右衛門はローマに着し、元和元年九月十二日法王に謁見し、政宗の書及び方物を呈し、奥州に宣教師派遣の件並にイスパニア屬領國との通商に就いて法王にその盡力を請うた。一行は大いに歡待され、支倉はローマ市民權を贈與された。同年十一月十八日支倉等はローマを發し、元和二年四月再びイスパニアに着し、イスパニア政府に對し、政宗の書に對する返書を求めたが、イスパニア政府はその返書をフイリツピン (Philiphines) 總督に送り、日本に於ける基督教の狀況に應じて交付せしむる事とし、直接支倉に與へないので、支倉は自らその返書を領收するにあらざれば歸國するを得ずと強硬に主張し、セヴリヤに滯在したので、イスパニア政府は再びその處分を議し、遂に國王の返書を支倉に交付した。然るに支倉は病に罹り未だ回復せぬので猶ほセヴリヤ近傍の僧院に年を過した。その間更に書を國王に上つて宣教師を同伴の件及び新イスパニアまたはイスパニア本國との通商を開かんことを求めたが、イスパニア政府は家康の基督教禁壓のことを聞き、遂にその請ひを容れ

政宗再びイスパニアに船を派遣す

なかつた。よつて支倉等は卽ちイスパニアを去つて新イスパニアのアカプルコに着した。これより先き、かのムニヨスは家康の命を帶びてイスパニアに至り、政府と交渉し、その返書を得て元和元年四月アカプルコに着したが、偶々病に罹つたので代人を遣すことに決した、時恰も支倉等の歸國の途に着かうとしてゐた所なので、代理使節はこれに便乘して日本に着いた。然るに當時我が國の形勢は一變して基督教は嚴禁せられ、ために代理使節は江戸に抑留さるるに至つた。當時政宗の船は再びアカプロルコに航しようとしてゐたので、抑留された代理使節はこれに便乘して歸國すべきことを命ぜられた。かくて政宗の船はまた代理使節を乘せて元和四年正月アカプルコに着し、時に支倉等はイスパニアから歸つて來たので、政宗が二度目に派遣した船と會した。よつて支倉等一行はこの船に乘つてアカプルコを發し、元和四年六月二十日呂宋（ルソン）に着した。支倉は暫くこゝに滯在してゐたが、同六年八月歸朝し、同八年七月歿した、年五十二。また家康及び政宗と深い關係のあるソテロは當時支倉と共に日本に渡航しようとしたが、當時家康は旣に歿し（元和二年四月十七日歿）て、その子秀忠が世を嗣ぎ、家康の開國主義は一變して基督教の禁壓が盛んだつたので、渡航を止むるものが多く、止むを得ず暫くマニラ (Manila) に滯留してゐたが、ソテロは日本行の念抑へがたく、遂に元和八年支那のジャンクに乘じ、變裝して薩に着いたが、直ちに捕へられて大村の獄に投ぜられ、寛永元年八月二十五日、つひに殺された。

將軍秀忠の耶蘇教禁止ソテロ殺さる

基督教徒の焙刑

外國往來及び耶蘇教の禁止

天草の亂

　次いで元和九年德川家光が秀忠に次いで將軍となるに及び、同年十月十三日先づ天主教徒を焙刑に處し、寛永五年には天主教徒處刑のことを水野守信に命ずる等、基督教徒に對する彈壓が深刻をきはめたが、同十一年五月二十八日遂に外國往來及び耶蘇教禁止の命を發するに至つた。然るに同十四年に至り、小西行長の遺臣等は天主教徒と結託し、島原によつて亂をなした。世にこれを島原の一揆または天草の亂と稱し、我が國に於ける唯一の基督教の叛亂として有名である。同亂は同十五年に至り平定したが、これより外教に對す

再び耶蘇教嚴禁の令を發す　外教書を燒却す

德川氏の基督教彈壓　宣教師の入國遮斷

五人組の制を設く

宗門寺の法を設く

宗門帳　宗旨人別改帳

判元見屆役

切支丹訴人の制札

る彈壓は益々甚だしく、翌十六年七月に至り再び耶蘇教嚴禁の令を出すと共に、和蘭人・支那人以外の入國を禁止し、外教の書を燒却し、一切洋書の輸入を許さぬことゝなつた。

十三　德川氏の基督教彈壓

されど猶ほ且つ基督(キリスト)教徒の容易に絕滅する樣子のないのを見て、幕府は前記の如く嚴重な鎖國主義を取つて耶蘇教宣教師の入國を遮斷すると共に、五人組の制を設けて組中から信者の發見された場合は、その組の者を殘らず處罰することに定めて互に吟味告發せしめ、宗門寺の法を設けて全國民を貴賤の別なく全部之を佛教の一派に歸屬せしめた。そしてその寺を宗門寺と稱し、寺に檀徒の姓名・年齡・生死・婚姻等を詳細に書入れた宗門帳を備へしめ、また別に宗旨人別改帳といふ戶籍簿を作り、各家の檀那寺を第一に載せ、次に家族の姓名・生年月日を記して、一々戶主の印鑑を捺させた上、更にそれ〴〵檀那寺の印を捺させ、そして十五歲以上の男女はその家族たる雇人たるとを問はず、每年一度一定の役所に出頭せしめて判元見屆役の面前で、一々名前の下に捺印せしめ、踏繪を行はせた。また死者があると檀那寺の僧侶より剃髮をなし、戒名を施させた。祖先の忌日には必ず怠らず寺に參拜させ、參詣せざるものは之を訴人せしめた。全國の要所々々には『切支丹(キリシタン)訴人の制札』といふ高札を立て、大金をかけて信者の檢擧に努め、耶蘇教の徹底的絕滅を期したのである。大正四年一月、長崎市南山手町の天主堂發行『公教會の復活』にその(さだめ)・南蠻誓詞・日本誓詞・切支丹類族改等が揭載されてゐるから、左に之れを再錄して參考に供しよう。以下は卽ち『公教會の復活』の記事である。

定

キリシタン宗門は累年御禁制たり、自然不審なるもの有之者申出づべし、御褒美として

バテレンの訴人　銀五百枚
イルマンの訴人　銀三百枚
立かへり者の訴人　同　斷
同宿並宗門の訴人　銀百枚

右の通可レ被レ下レ之、たとひ同宿宗門の内たりといへども、訴人に出る品により銀五百枚可レ被レ下レ之、かくし置き他より顯るゝに於ては、其所の名主並に五人組まで一類共可レ處ニ嚴科ニ者也、仍下知如件

天和二年五月　奉　行

解說――バテレンは西班牙語パデレ(Padre)の轉訛したもので、靈父の義。イルマンは西牙語エルマノ(Hermano)の轉訛で、兄弟の義であるが、こゝでは司祭に非ざる修士を指す。立かへり者とは一旦教を棄て、更に信者になつたもの。同宿とは寄宿生の義で、教會の學校に養成されて傳道となつたものを指す。天和二年は五代將軍徳川綱吉の時代である。

轉證文

元和二年長崎奉行竹中釆女正重義は新にキリスト教撲滅の工夫を凝し、市民の棄教したものに轉證文（ころびしようもん）を出さしめることにした。夫れには日本誓詞と南蠻誓詞との二樣あつて、一つは日本の神祇に誓はしめるもの、一つはキリスト教の神に誓はしめるもので、頗る珍無類に出來て居る。即ち左の如し

南蠻誓詞

南蠻誓詞
切支丹ころび申す書物の事

一　我等數年の切支丹にて御座候へども、切支丹の教承り候ほど魔法の教にて御座候。第一後世の事に取成し、伴天連の下知を背き候にはエスコムニアン（破門の罰）を掛け、此世にては萬事に付き萬民の參會を戒

め、來世にてはインベル野（地獄）へ落ち申すべしと威し、又犯したる程の料を伴天連に懺悔仕り、其赦を蒙らずして後生たすかる事なきと教へ、萬民伴天連を用ひ候様に仕り候事、皆以て他の國を取る謀にて御座候。右承屆け切支丹を轉び、我等法華宗に女房一向宗に罷成り候。夫れに就き、御奉行様へ書物を差上げ申候。以來立上り、又心に切支丹宗旨の望を含み申す間敷候。此旨少も相違御座候はゞデウス伴天連（神たる御父）ヒリオ（御父）スピリツサント（聖靈）を初め奉り、サンタマリア（聖マリア）諸のアンジヨ（天使）ベアト（聖人）の御罰を蒙り、デウスのガラサ（神の恩寵）絶果て、ジヨタス（イスカリテのユダ）の如く頼母しきを失ひ、後悔の一念も氣ざゝずして人々の嘲と罷成り、終に頓死仕り、インベルノの苦患に責められ、浮ぶこと御座あるまじく候、仍而切支丹宗旨のジユラメント（宣誓）如レ此に御座候。

九介

女房

日本誓詞

一　私共毛頭切支丹の儀心底に存じ奉らず候へ共、ころび申候段紛無御座候。若し僞り申上げ候か、又は以來少なりとも存知出で候に就ては、

梵天・帝釋・四天大王・惣而日本國中六十餘州の大小神祇、別而伊豆箱根兩所の權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、殊に當所の氏神、諏訪大明神、部類眷屬、神罰冥罰を各々に於て罷り蒙るべき也、仍而起請文如件

正保貳年

進上

御奉行所様

加様のジユラメントを以てキリシタンを轉び、御影をふむなど申す事、昔より今に至るまで、何國にてもキリシタン上に例なき事にて候間、何を不滿にて、又立ち上り申すこと成り可レ申き哉、其上眞の立上りと申す事は、伴天連に逢ひ申さず候ては罷成らず候。ひそかに我と立上り候事生得なき事にて候已上。

南蠻ころび伴天連　仲　庵

日本ころび伴天連　了　順

了　伯

裏　書

右の九介夫婦一向宗に罷成り候處明白實正也、仍如件

正保貳年乙酉　西　勝　寺

守　讃

切支丹類族改

切支丹類族改

貞享四年に至つて、幕府は別に『切支丹類族改』の法を創め、キリスト教信者たりし者の近親・遠族は殘らず細密に取糺し、棄教者が死ねば檢使を遣して一々之を改めしめた。今大村藩の切支丹類族改帳から其一例を擧ぐれば、

切支丹本人

一　助左衛門　斬罪

助左衛門妻

一　妻　斬罪

此助左衛門夫婦は大村領郡村の内松原百姓にて候處、切支丹宗門に付き明暦三年長崎奉行黑川與兵衛、甲斐庄喜右衛門の裁許にて、萬治元年助左衛門五拾七歳妻四拾八歳にて斬罪申付けられ候。此者は父母舅姑相知れ申さず候

助左衛門の嫡男・本人同前

一　十兵衛　病死

此者は萬治元年父母斬罪に行はれ候節、別家に罷在り、切支丹宗門の儀曾て存ぜず候由申候、依之、長崎奉行黑川與兵衛、甲斐庄喜右衛門穿鑿の上さし免され領內大村の內、久原百姓にて罷在候處、延寶五年十二月二日四十九歳にて病死仕候に付き、檢使差遣し死體を相改め、檀那寺肥前國彼杵郡大村法華宗本經寺にて土葬に取置き申候

右の類族

十兵衛妻

一　くり　法華宗・肥前國彼杵郡大村本經寺檀那　當年五拾四歳

此女は領內大村の內池田百姓小市郎の娘にて候、悴長太夫一所に罷在候。

十兵衛嫡男

一　長太夫　淨土宗・肥前國彼杵郡大村武部長安寺檀那　當年貳拾貳歳

此者は領内大村の内久原百姓にて罷在候

助左衛門孫まつ二女

一　いと　法華宗・肥前國彼杵郡郡村妙宣寺檀那　當年三十九歳

此女は領内郡村之内松原百姓七左衛門の妻にて罷在候。

助左衛門孫婿いと夫

一　七左衛門　法華宗・肥前國彼杵郡郡村妙宣寺檀那　當年四十六歳

此者は領内郡村の内松原百姓にて罷在候

助左右門曾孫いと悴

一　新九郎　法華宗・肥前國彼杵郡郡村妙宣寺檀那　當年十八歳

此者は親七左衛門手前に罷在候

以下略す。

斯の如く幟府のキリスト教に對する取締は至れり盡せりで、秋毫の手拔りもなかつたのであるが、夫れでも信者は有ゆる變形の下に其信仰を維持し、終には聖母マリアを藏せる觀音堂あり、十字架を安置せる稲荷の祠ありといふ鹽梅であつたから、幕府は一々是等に開帳を命じて其本尊を檢査すると共に、毎年七月の盂蘭盆會には寺院から檀徒の家を廻りて其佛壇までも改めさした。是に於てさしもに隆々として旭の昇るが如き勢を誇りし我公教會も、元祿の頃よりは、次第に凋落して少くも表面だけは全く跡を我國に絕つに至つた。

斯くて幕府は、猶その嚴しい法度の綱を弛めることなく、以て明治の王政復古に及んだのである。

爾來二百五十餘年の壓制と迫害を受けて來たが、維新後漸く明治六年二月二十四日に至り、切支丹宗禁制の高札を撤去し、こゝに基督教は再び我が國に輸入され、歐米文化と共に非常な勢ひで傳道され、遂に我が

ローマ法王グレゴリウス第十三世朝鮮に教皇代理區を設置す
ブリギエル
イムベエル師
司教
琉球に渡る
阿片戰爭
南京條約
セシル
リボア

國の各地に基督教會堂が設立されるに至つたのである。

十四　琉球の傳道

日本に於ける基督教傳道の一門戸として、琉球地方の布教を等閑に附することが出來ない。一たび全國に布いた基督教の禁壓令は、間斷なくその信徒を壓迫し、切支丹の徒來らば殺すべし、南蠻船來らば追拂ふべしと嚴命したので、琉球の傳道は元和八年以來、幾たびか企圖されたが、一時中絕の止むなきに至つた。併し羅馬のカトリック公教會は多年の宿望を達せんがため、西紀千八百三十二年（天保三年）法王グレゴリウス第十三世は朝鮮に教皇代理區を設け、ブルギエル（Bruguière）を司教に任じ、朝鮮入國と共に機を見て日本傳道を再開すべく發令した。併し同司教は傳道半ばにして斃れたので、之れに代り、イムベルは（Imbert）朝鮮から琉球に渡り傳道を始めようと試みたが、間もなく迫害の暴風に散つて素志を貫くことが出來なかつた。

兎角する中に隣國支那には阿片事件が勃發し、つひに英國と戰端を開いたが、連戰連敗膝を屈して和を請ふに至つた。これが卽ち西紀千八百四十二年（天保十三年）の南京條約である。當時佛國政府もこの機に乘じて何等かの利權を極東に扶殖し、あはよくば朝鮮・日本の諸國と和親條約を締結しようと思ひ立ち、水師提督セシル（Cécile）に命じて軍艦數隻を率ゐて支那の沿岸に示威運動を試み、全權公使ド・ラグルネ（De Lagurné）の對淸談判を助けしめた。セシルは淸國との談判が意外に長引くのを見て焦躁しく思ひ、軍艦アルクメヌ（Alcméne）號を割いて琉球へ遣はし、土地の狀況を探檢せしめることにした。出發に先だち、佛國巴里に本會を置いてゐる外國傳道會の會計部長で、當時支那のマカオ（媽港）に駐在し、極東の傳道地に物資の供給を掌つてゐるリボア（Libois）に對し、一名の宣教師を琉球へ遣はして日本語を學ばして置いたら、

フォルカド

アウグスチヌ高

ヂウブラン

天久村聖現寺

他日日本へ出掛ける時に通譯をさせるに都合がいゝが、如何と申込んだ。當時リボアは日本傳道の機會を覗つてゐたので、この提督の申込を直ちに快諾し、近頃會計部の助手として本會から派遣されたフォルカド(Forcado)に命じて琉球に赴かせることにした。フォホルカドは支那人アウグスチヌ高を傳道士として伴ひ、弘化元年(西紀千八百四十四年)四月三日マカオ(媽港)を出發し、同月二十八日聖ヨゼフ擁護の祝日に琉球の那覇港に着いた。アウグスチヌ高は聖教のために二年間も廣東の牢獄に繋がれたが、セシル提督のために救出され、爾來リボア會計部長の下で活躍してゐた支那人である。翌日アルリメヌ艦長ヂウブラン(Duplan)はフォルカド師・アウグスチヌ高、その他二三の將校を從へて上陸し、那覇官と會見して互市を請うたが『海中の小國で、交易すべき品物がありませんから、切角ですが御辭退致さう』と云つて謝絶された。もうこの頃の日本人は長崎で散々手ごずつてゐるので大分すれてゐるから、なかなか一筋縄ではいかぬ。そこで艦長は折返して『二三ヶ月すると水師提督がもつと大きな軍艦に座乘して來訪する筈だから、それまでに何分の返答をして貰ひたい』と云つたら、那覇官は苦りきつた顏をしてゐたが、艦長は種々交渉の結果、漸く『提督が貴國に來られても、通譯がなくては困るから、一等通譯官フォルカドに二等通譯官をつけて貴國に殘して置くから、貴國語の研究に便宜を與へて頂きたい。どうかこの二人を出來るだけ鄭重に取扱ひ、生活上に必要な物品は不自由なく供給して頂きたい、代價は相當に支拂ふ、國法も必ず遵守させる』といふ條件で、フォルカド及びアウグスチヌ高の二人を人質同樣にして、支那へ歸航した。果せるかな、フォルカドは天久村の聖現寺に幽閉の身となつた、そこで激烈な抗議書を出して漸く外出を許されたが、傳道だけは絕對に許されなかつた。フォルカドは弊衣を纏ひ、洗足のまゝ芋を喰ひ、辛ふじて飢餓を凌いだ。まさに聖者の忍苦と受難である。かくて三年間忍苦の後ち、弘化三年五月一日フランス軍艦サビヌ(Sabine)號が入港し、知友のルヂユルヂユ(Leturdu)と邂逅した。艦長の手交した書翰に、教主グレゴリウス第十六世は日本と琉

球とを併せて、教理代理教區を設け、フォルカドを司教に任ずるとの報を齎らした。次いでセシル提督のクレオパトル(Cleopatre)號が來るに及んで、フォルカドを伴ひ、ルチュルヂュを聖現寺に留め、長崎に寄港した。七月フォルカドは舟山列島に碇泊の際、アドネ(Adnet)と會ひ、彼を那覇に送つて後、羅馬に上り、法王ピウス第九世に謁した。その際法王は琉球に行くよりも、むしろ香港に留まり、日本入國の機會を待てと命じたので香港に赴いた。然るにルチュルヂュとアドネは琉球に於て傳道を試みたが官憲から禁遏を受け、嘉永元年七月アドネは病死した。その數日後フォルカドは香港に來り、いよ／＼日本入國の機が到來したとの報に接し、ルチュルヂュはその指揮を仰ぐために香港に渡つた。茲に於てフォルカドは再び琉球に渡り、日本語を學び、靜かに傳道の時機を窺つてゐたが、媽港からの歸航の時、一日本人に遇ひ、琉球語の方言に過ぎないことを聞き、琉球に渡る必要がなくなつたので、この日本人に就て日本の言語、風俗を學んだ。この日本人は島原の人で、後耶蘇教の信者となり、フォルカドから洗禮をうけた。これがせめてもの慰悦であつた。

マオン
琉球最初の授洗式

授洗式は嘉永五年一月二十五日に行はれたが、マオン(Mahon)師が代親となり、フォルカド司教が式を主宰したが、思へば弘化元年に琉球の地を踏んでから茲に七年、始めて日本人の額に洗禮水を濺ぐの幸福を得たので、而かもこの新信者が深い謙遜の態度でひざまづき、懷しい日本語の祈禱を誦へる光景をまのあたり見る師等の喜悦は、たとへやうもない程だつた。而もこの日は恰も聖パウロ改心の祝日ではあつたし、三百年前に初めて聖フランシスコを日本へ案內した彌次郎安西も聖なる信仰のパウロを名づけられたので、それ等にちなんで靈名をパウロと付けた。併しフォルカド司教は不幸にしてその後建康を害ひ、故鄉へ歸つた。彼は嘉永五年四月羅馬に着し、布教聖者に支那及び日本の事情を報告した。

ラヂル
フユウレ
メルメ

安政二年二月ジラル(Girard)フユウレ(Furet)メルメ(Mermet)の三宣教師が那覇に到着した、那覇官はその上陸を禁止したが、強行上陸を敢行し、聖現寺に止つて傳道しようとしたが、布教は依然禁ぜられて

出來なかつた。五月、フランス軍艦シビエ號が入港した。日佛條約の通譯者フユウレを迎ひに來航したのであつた。フユウレは日本視察のため軍艦に便乘し、平戸、長崎に寄港した、上陸を許されないので香港へ歸つた。

琉球に着す

佛蘭西水師提督ゲラン琉球と通商條約を結ぶ

安政三年秋、フランス水師提督ゲラン（Guérin）は琉球と通商貿易を結び、その餘慶として、兩宣教師は聖現寺から那覇の松尾へ移轉した。これより先き宣教師館の小使が受洗してフランシスコと命名されたが、父から叱責されて姿を隱してしまつた。

安政五年十月、フランス軍艦レジヤン（Regent）號が日本から歸つて入港し、ジラアルが日本の教皇權代に任ぜられたことを告げたので、一先づ香港に渡つた。よつてジラアルは江戸へ、メルメは函館へ渡つて布教した。

三師琉球を去る

萬延元年十月、プチジヤン（Pettjean）が琉球に渡り、ムニクウは横濱へ行つた。フユウレ・ムニクウ・プチジヤン等は布教の許可を求めたが拒絶された。文久二年九月、ジラルから引上げの指令があつたので、三人はこゝにフォルカアド上陸以來十六年も苦闘した名殘惜しい琉球を去つたのである。

十五　英國の傳道開始

英國の新教宣教琉球に入る

英國海軍傳道會社の結成

ベツテレームの渡琉

舊教渡來を機縁として、新教宣教師の琉球渡來が始つた。天保十四年より英國海軍は琉球海軍傳道會社を組織した。弘化三年五月一日宣教師ベツテレーム（Bettelheim）は全家族をあげて那覇に上陸、フォルカアド渡來の二年目、ルチユルヂユが渡來した日と同じなのも亦一つの奇縁である。ベツテレームは護國寺に住つたが、傳道は許されなかつた。彼の苦心は一通りでなく、モリソンの支那譯禮文を琉球語に譯したり、路傍說教を試みたりしたが、惡魔の如うに忌み嫌はれた。また彼れは新約聖書の一部や漢文の傳道用トラクトを譯して、人々に頒布したが、官憲は之を阻止した。その後ベツテレームは香港の英吉利政廳に上書して、琉

球政府に抗議したが、琉球政府は琉球か古代から儒教を奉ずるを以て、基督教を斷念せられ度いと回答して抗議を一蹴した。ともかく八年から琉球に滯在して結局、彼は基督教を信ずべき理由を琉球政廳に上書して、米國シカゴに赴いたといふ。

畢竟するに琉球傳道は結果に於て何等の効果を收むることは出來なかつた。これは琉球が九州人の如うに堂々とした豪勢な大名も無く、且つ文化に十分浴してゐなかつたのにも起因してゐる、國情、社會的情勢が地理的關係上、新らしい文明に對してあまりにも無關心であつた。それと禁教令の藥が利き過ぎた點もあつたに異ひない。

安政條約

メルメ師江戶に入る

ジラル師江戶に入る

横濱に天主堂を建つ

ローカニユの來朝

併し琉球で得た苦い經驗がやがて實際に役立つべき新機會が到來した。それは安政五年の安政條約である。安政五年德川幕府は遂に米・蘭・露・英・佛と修好通商條約を締結するに至つたことは、耶蘇教の傳道に一大曙光を與へた。日佛交涉には全權公使グロ（Gros）男爵があつたのが、その時メルメ師は通譯として公使に伴はれ、江戶へ入つた。さきに琉球を引上げたジラル師は、暫く香港にあつたが、明本教區長の任につき、安政六年九月フランス總領事館付きの司祭として江戶に入り、盛んに横濱江戶間を往來して傳道に努力してゐたが、文久二年遂に横濱に天主堂を建て、盛大な獻堂式を行つた。この日神奈川奉行は獻堂式に列席した日本人約五十名を檢束した。フランス總領事ド・ベルクウル（De Bellecourt）が抗議の結果、漸く放免された。これより先きジラルは既に琉球の傳道を見限つてゐたので、プチヂヤンとフユウレの兩師に琉球を引上げさせ、自らは羅馬へ赴き、法王ピウス第九世に謁して日本傳道の狀況を報告し、ロオカニユ（laucaigne）を引連れて、再び日本へ出發したのが文久三年で、同七月一日横濱に着した。間もなく彼れは長崎に赴いて、スピノラ以下五十二名の殉教せる史蹟を尋ね、書を法皇廳に呈し、各殉教者を福者と尊稱した。

大浦の天主堂

フユウレは長崎大浦に天主堂を建立し、プチジャン、ロオカニユ等を迎へて盛んなる献堂式を行つた。メルメは安政六年函館に赴き、布教の傍ら有名な英佛和辭典を著し、アイヌ小辭典を編纂したり、大に活動した。以上は皆嘗て琉球でさん〴〵苦勞した人々であるが、日本各地の有名な敎會に於て東西相呼應して、つひに全國的傳道を開始するに至つたのである。

全國的傳道を開始す

一六　明治初期の基督敎

明治初期の基督敎

（イ）ハリストス正敎會の創設

ハリストス正敎會

ハリストス正敎會、即ち希臘舊敎はロシヤ正敎會の支部の樣なもので、露國皇帝を敎父として基督を以て救主と仰いでゐた。

イヲアン師函館に入る

ハリストス正敎會は安政六年函館に露國領事館が設立された時、領事ゴスチウイッチが館内に聖堂を建てゝ、マアホフを司祭に擧げた時から始つたものであるが、マアホフは其後病氣のため一年を經たぬうちに歸國したので、それに代つてイヲアンが司祭となつた。イヲアンは露都神學大學卒業生で、二十四歲のとき剪髮式を受けて修道士となり、次いで司祭に任ぜられて西暦一八六〇年（萬延元年夏七月）露都ペテルブルグを出發し、陸路シベリヤを橫斷して同九月下旬尼港に到着した。時に日本行の航海期が過ぎてゐたので玆に一ケ年滯在、翌年の夏七月二日函館へ乘り込んだ。これが即ち後のニコライ・カサトキン（Nicolai Kasatkin）師である。爾來八ケ年間、彼は日本語、歷史、文學書を研究した。明治元年十四ケ條の布敎方針が定められたが、その時分には既に露國領事館の劍道師範澤邊琢磨を始め、酒井篤禮、浦野大藏等が密かに洗禮を受けた。

澤邊琢磨酒井篤禮浦野大藏等の受洗

維新の際東北諸藩の落武者が續々と函館に來航したので、これを絕好機とし、ニコライは熱心に傳道を試

ニコライ師の活躍

ニコライ東京に移る

中村正直（敬字）福澤諭吉細川潤次郎の築地港町の講義所

新教各派の傳道

リッギンスウイリアムズ師の來朝

ヘボン博士の來朝

フルベッキ師の來朝

ブラウンシモンズ兩師の來朝

リッギンス

ウイリアムズ

みた。隨つて仙臺藩士の中これに歸依するものか多かつた。來朝以來九年間の傳道で、非常な成績を擧げたのでニコライは日本傳道會社を組織すべく決心し、本國と打合はすべく一先づ歸國した。明治四年再び來朝翌九年には信徒もすでに百人を越えたので、本邦の受洗者を全國に派して大に福音を傳へ、偶々修道司祭として來たアナトリーをして函館地方の傳道に當らしむると同時に、自己は直ちに東京に出て、初めは京橋築地に寓居して相變らず傳道に努めた。當時英米佛の宣教師は新舊入り亂れて熾んに傳道を開始せる際とて、信者は著しく增加し、一方中村正直や福澤諭吉等の一派は信教の自由を唱道し、左院議官細川潤次郎がニコライの傳道に加擔したので、ニコライ師はこれに力を得て築地港町に講義所を設け、晝夜兼行で傳道に努めた。

明治五年九月にニコライ師は駿河臺にいよいよ教會堂建築と定めた。

（ロ）新教各派の傳道

日本に於ける基督新教は、安政五年六月德川幕府が外國と通商條約を結んだに始まる。その時神奈川（橫濱）長崎港を開放して以來、米國から新教の宣教師が次々と來朝した。最初に來朝したのは米國基督教會の宣教師として支那に居たジョン、リッギンス（john Iiggins）と監督ウイリアムズ（Bisho pWilliams）の二師で、本國傳道會社から傳道のため日本に派遣されたのである。次で同年十月米國長老教會の宣教師醫學博士ヘボン（Hepburn）が橫濱に來た。同十一月にはオランダ改革教會派の宣教師フルベッキ（Verdeck）、ブラウン（Brown）、シモンズ（Simc.ns）の三人で、以上の六師は我が國の開港と同時に來朝したのである。

リッギンスは僅か九ケ月、或は一年位しか日本に滯在しなかつた。監督ウヰリアムズ師は米國ヴァジニヤ州に生れ、同地の大學及び神學校を卒業し、一八五五年宣教師として支那へ赴任し、更に日本に轉じたが、慶應二年ひと先づ米國に歸り、明治七年再び來朝し專ら日本の監督として教務を管し、傳道及び慈善事業に

盡した。古聖人の如く德望があつた。明治四十一年ふたたび米國に歸つたが、同四十三年歿した。

ヘボン博士

チエームス、カルチス、ヘボンは米國ペンシルヴアニヤに生れ、ペンシルヴアニヤ大學に醫學を修め、醫學博士の學位を受けた。夙に東洋開拓に志し、廿五歲のとき傳道醫師として支那に赴き、厦門に病院を建てゝ治療のかたはら、熱心に傳道を試みつゝ一八四〇年より同四六年まで滯在した。一旦本國に歸てニューヨークで醫業を營んだが、東洋傳道の念やみがたく、安政六年日本に渡來し、明治二十五年まで滯在し、啻に布教のみならず、專門の醫術を以て大いに貢獻する所があつた。はじめ神奈川の成佛寺に僑居したが、三年の後橫濱に移り、谷戶坂下に居をトし、居宅の傍に施療館を設け、毎日午前三時間を以てこれに充てた。就中眼病の治療が得意であつた。彼は專門の布敎及び施療の傍ら、明治二十五年まで滯在し、和英辭典「語林集成」及び日本文典等を著し、聖書を譯し、日本文化の開發に貢獻した。

岸田吟香　和英辭書

當時語學敎師の岸田吟香が發賣した錡精水と稱する點眼水はヘボン博士の創製で、無償で讓渡したものといはれてゐる。ヘボン博士が和英辭書の編纂に着手するや、岸田吟香がこれを助けた、ためにその編纂に非常な便益を與へたと云はれる。第一版和英辭書の編纂をおへると、ヘボン博士は吟香を伴うて淸國上海に赴き、同地の福音印刷所美華書院でこれを印刷した。該辭書はヘボンが我が國を去る數年前に改版し、今日に至つたものである。

明治學院の平文講堂

この增補改訂版が橫濱のマイクルジョン（Meiklejohn）活版印刷所で組上るや、ヘボンはこれを丸善商社（いまの丸善書店）に賣却してその金を明治學院に寄附し、平文講堂を建築させた。講堂は後ヘボンが故國アメリカで逝去すると同時に怪火で燒失したが、實に惜しいことをしたものである。

舊約聖書飜譯の完成

またヘボンはブラウン博士が聖書飜譯委員長に任命された時、グリーン（Greene）と共にその委員となり、二人にてこの大事業に從事し、年を閱すること約十五年で完成した。これが明治二十年に完成された舊約聖書で、明治二十四年その第一版が出版された。この難事業完成の後ヘボンはいたく其身の老衰に心づき、歸心矢の如く、明治二十五年第二の故鄕とも

いふべき横濱を去つてアメリカに歸り、一九一一年ニューヨーク市外イースト、オレンヂ (East Orange) で歿した、年九十四。

ブラウン

サミール、ロリンス、ブラウンは米國コンネチカツト州東ウインゾルに生れ、一八三二年エール大學を卒業し、一八三八年支那に渡り、モリソン教育會の教師として茲に七年間勤めたが、後、妻の病氣に依り歸國した。一八五九年我が國に渡來し、廿年間滯在した。その間聖書飜譯を始め、教育家として令名を博し、文學の才に富み、明治十二年歸國したが、その翌年歿した。

グイド、フリドリン、フルベツキは西紀一八三〇年和蘭に生れた。長ずるに及び工學を修め、職を求むるため亞米利加に渡つたが、後志を立てオーバン (Auburn) 神學校に入り、一八五九年同校を卒業し、同年(安政六年宣教師として日本に來た。初め長崎に留つて英語語を教授した。大隈重信は門下生の一人である。明治二年東京に移り、開成學校の教授となり、東京大學開誌立に參畫した。後ち專ら傳道及び神學教育に從事したが、ブラウン・ヘボン等の舊約聖書の飜譯は大部分フルベツキの手になるものだと傳へられる頗る邦語の演說に長じ、明治三十一年東京で歿した、年六十九。

安政の開國以來明治維新まで十年になるが、この間米國に南北戰爭勃發した爲め宣教師の來朝は少ない、加之耶蘇教がいまだ解禁にならないので、布教界は甚だ振はなかつた。

(八) 最初の新教徒

最初の新教徒
矢野元隆
バラ
村田若狹
綾部恭

日本最初のプロテスタント(新教)信者は鍼醫の矢野元隆であるが、元隆はブラウン・バラ (Ballagh) に日本語を教へた。その關係で信者になり、元治元年十月病床でバラから洗禮を受けたが、不幸にもその翌月歿した。慶應二年五月肥前藩の村田若狹とその末弟綾部恭は長崎でフルベツキから洗禮を受けた。當時林田は長崎に勤めてゐたが、偶々歐文の聖書を拾つたのが動機で、遂に漢譯の聖書を購め、その後受洗した。明

佛教僧研水
粟津高明
小川義綏
仁村守三
小島一勝
市川榮之助
市川松子
宣教師の渡米
グリーン夫妻
横濱に着す
ゴルデン
デフォレスト
ラルウット等
神戸に着す
ハリス
デビソン
マクレー
熊本の英語學校
ジエーンス
洋風兵式體操
基督教會の創

治元年佛教僧清水某がフルベッキから受洗し、同じく粟津高明外一名が横濱のバラから受洗した。粟津は當時海軍兵學校教官であつたが、自宅に教會を建てた程の熱心な信徒の一人であつた。

明治二年小川義綏、仁村守三外一名はタムソン (Thomson) から受洗し、同年また小島一勝がエンソル師(Ensor)から受洗した。然しこの時代は社會の迫害が甚しく折角受洗したが、清水、小島などはその爲に捕はれて、四五年間も獄に繫がれた。またグリーンに日本語を教へた市川榮之助はベボン譯の聖書を所持してゐたかどで神戸で捕はれ、その妻松子は夫が信者であることを知つてゐるに拘らず訴へて出ない罪で京都の獄に投ぜられた。後榮之助は獄中で歿し、松子は放免された。

（二） 盛んに宣教師渡來す

明治二年一月會衆教會の傳道會社「アメリカンボオルド」から最初の宣教師ジイ、シイ、グリーン (Greene) 夫妻が横濱に來た。同四年にはギユリツク、その後ゴルデン、デフォレスト、ラルウッド等は神戸大阪に、更に明治六年メソヂスト教會はエム、シイ、ハリス (Harris) ヂエー、シイ、デヴィソン (Debvison マクレー (Maclay) 等が來航した。これと前後して他派の宣教師も續々渡來した。

明治三年熊本藩主細川侯は藩士の子弟教育のため英語學校を開いた。米國人で砲兵大尉のエル、エル、ジエーンスを聘した。ジエーンスはオハヨー州の出身であるが、ウエストポイントの陸軍學校に在學中、偶々南北戰爭に遭遇して出征し、スカツダア博士の女と結婚して熱心な宗教信者となり、宣教師以上の熱烈なる信仰を懷いて熊本に赴任したといふ人である。英語學校とはいへ、その學科目は讀本・數學・地理・歷史・物理・化學・地質・天文等で、この外特に西洋式の兵式體操を課し、斷然禁酒禁煙を勵行し、嚴格な軍隊式の純然たる基督教主義の教育であつた。

（ホ） 基督教會の創設

立

日本基督公會
祈禱會の始め
初週祈禱會を
開く
押川方義
小川義綏
仁村守三

植村正久
本多庸一

日本基督公會
の信條

マクレー

日本督基教會開設――横濱に着いた宣教師バラは傳道の傍、英學校を建てゝ英語を教へてゐたが、當時學生は四五十人あつた。明治四年の冬、横濱在留の外國人が初めて祈禱會を開いた。よつてバラから聖書を學んだ學生等はこれに倣つて翌明治五年正月初週祈禱を催した。然るにこの祈禱會は爾來毎週この初週祈禱が行はれた。これが導火線となり遂に同年二月二日、押川方義等九名の受洗を機とし、先きに受洗した小川義綏、仁村守三等を加へて十一名が一團となり、日本最初のプロテスタント教會である、日本基督公會を創立した。

各派の宣教師は深くこれに感激し、日本基督公會の設立の六箇月後、明治五年九月横濱に會合せるプロテスタント各派外國宣教師等は滿場一致で、教會主義に贊同する旨を決議した。決議文の一節に曰く、「日本の諸教會に於ては、成るべくその名稱及び組織を同一ならしむるべく努力せんことに同意す。即ち其名稱は基督公會といふ合同的のものとなし、その組織は、各教會の政治を其會員の協贊を經て、教師職及び長老職により執行せらるべきものとす」とある。この日不思議なことには米國監督派のヰリヤムズが、一人缺席した。會員の中有名な人々は本多庸一、井深梶之助、植村正久、押川方義等である。本多庸一は後ちメソヂスト監督となつた人である。初めこの日本基督公會は教派の臭味なく獨立した純キリストの公會であつたが、後宣教師が增加し、傳道の進展につれた遂に數派に分裂した。

日本基督公會の信條

「我輩の公會は、宗派に屬せず、唯主耶蘇基督の名に依つて建つる所なれば、單に聖書を標準とし、是を信じ是を勉むる者は、皆是基督の僕、我儕の兄弟なれば、會員の各員全世界の信者を同視して、一家の親愛を盡すべし。是故に、此會を基督公會と稱す」

明治六年アール、エス、マクレー(Maclay)・ジエ、シ、デビソン(Dedison)・米國優禮教會ネサン、ブラ

デビソン
ブラオン

オン（Brown）等を始め其他の宣教師が來航した、同年カクラン（Caekran）・マグドナルド（Macdnald）（カナダメソヂスト教會）派等來朝した。

第二・第三基督教會の開設

（ヘ）　第二第三基督教會開設

東京公會
住吉町教會

明治六年九月廿日、東京新榮教會の前身たる東京公會を開き、同七年九月十三日には横濱指路教會の前身たる住吉町教會が設立された。

ライトショー
ゴーブル
駿河臺女學校の創立

明治六年ライト（Rigat）ショオ（Shaw）の二師が來朝し、一寺院を借り、こゝを住宅として傳道に從事した。明治七年にはまた宣教師ゴーブル（Goble）は米國バプテスト自由傳道會社の事業を引受け、東京に駿河臺女學校を創立した。

東奥義塾
イング

（ト）　東奥義塾

弘前藩の補助で建立された弘前の東奥義塾は、本多庸一の肝入りで、米國宣教師イングが傭教師となり、明治七年から十一年迄專らその教育に從事し、本多庸一は同十九年迄その子弟を教育した。

小石川の同人社
カルゾルフ

（チ）　同人社

同人社は中村正直の創立した私塾で、東京小石川大曲にあつたが、米國宣教師カルゾルフは同社の教師となり、子弟を養成した。

弘前基督公會
メソヂスト教會
教會分立の始め

（リ）　弘前基督公會

明治八年本多庸一は弘前基督公會を設立したが、翌九年十二月これをメソヂスト教會と改稱した。これは教會分立の始めである。

攝津第一基督

（ヌ）　神戸教會

明治七年四月神戸に「攝津第一基督公會」が創立された、これが今の神戸教會である。同年五月大阪に「梅

公會
梅本町公會
新島襄
山本覺馬
デヴィス
京都同志社
同志社

ギュリツキ
山本覺馬

花岡山の一圍

本町」公會が設立された、それは今の大阪教會である。この年の暮米國から歸朝せる新島襄は翌八年十一月山本覺馬、デヴィス（Davis）と共に京都同志社を創立した。

（ル）同志社

明治七年十二月同志社の創立者新島襄は、米國から歸朝した。かねて新島の在米中親交のあつた岩倉具視木戸孝允、大久保利通、田中光顯等は新島の歸朝するや、彼を廟堂に立たしめようと圖り種々交渉したが、新島は基督教主義の學校、基督教大學の創設に熱中せる折柄とて固辭して之れに應じなかつた。

抑も同志社創立の動機は、新島の京都に入つたのは明治八年の夏であるが、當時宣教師オー、エッチ、ギユリツキは京都に滯在し、京都府顧問として名聲のある山本覺馬と親交があつた。その後、續々入京せる宣教師等はいづれも山本覺馬と交はつたので、新島も京都に赴くとすぐ山本を訪ねて同志社の計畫を打ち明けた。山本は大にこれを贊じ、協力して青年子弟の敎育に努力すべきを誓つた。一日山本は新島と打連れて京都市を見物したが、その時偶々現在同志社の所在地なる舊島津公の屋敷跡を見て、つひに校舍建築の敷地と決定するに至つたものだと傳へられる。勿論この地は當時幸ひ山本の所有に係り、且つ讓渡するにも凡て便宜なりとあつたので、直ちに同志社の敷地に決定したのである。そこで新島は東京に引返し、時の文部大輔田中不二麿に會見して同志社設立の件を請願すると共に、その主旨を陳述した、然れども當時公然と基督主義の學校を建設することは、いまだ時勢が許さなかつたので最初は拒絶したが、新島は頗る强硬な談判を再三再四申込んだので、漸く京都の治安を害せざることを條件としてその設立を許した。かくて同志社は明治八年十一月廿九日開校したが、生徒は僅かに八人であつた、同年十二月に至り更に四名を增し、同九年の春は四十名に達した。

（ヲ）花岡山の一圍

ロラーネツド、テイラーの二宣教師兼教授として招聘した。

ジエンズ

熊本の聖書研究會

明治八年、熊本洋學校の創立者ジエンズが歸國するに就いて、一は多年の宿望を達するため、一はその置土産に、またこれを永久の遺産にするために、彼は自宅で聖書研究會を開いた。こゝに集つた一團の青年達はいづれも熱心なクリスチャンで、熊本城外の花岡山に集り、熱禱後宣誓した。その數三十五名に達した。

聖書研究會の宣誓文

宣誓文は左の通りである。

余輩嘗テ西教ヲ學ブニ、頗ル悟ル所アリ。爾後之ヲ積ムニ、益々發揚シ、欣戴措カズ遂ニ此教ヲ皇國ニ布キ大ニ人民ノ蒙昧ヲ開カント欲ス。然リト雖モ、西教ノ妙旨ヲ知ラズシテ、頑固舊說ニ浸潤スルノ徒、未ダ尠ナカラズ。豈ニ慨歎ニ堪ユベケンヤ。此ノ時ニ當リ、苟モ報國ノ志ヲ抱クモノハ宜シク感發興起シ、生命ヲ塵芥ニ比シ、以テ西教ノ公明正大ナルヲ鮮明スベシ。是レ吾曹ノ最モ力ヲ竭スベキ所ナリ。故ニ同志ヲ花岡山ニ會シ、同心協力シテ、此道ニ從事セムコトヲ要ス。一、凡ソ此道ニ入ル者ハ、互ニ兄弟ノ好ヲ結ビ、百事相戒メ相規シ惡ヲ去リ善ニ移リ、以テ實行ヲ奏スベシ。一、一度此ノ道ニ入リテ實行ヲ奏スル能ハザル者ハ、是レ上帝ヲ欺クナリ。是レ心ヲ欺クナリ。如此者ハ必ズ上帝ノ譴責ヲ蒙ル。一、方今皇國ノ人民、多ク西教ヲ拒ム。故ニ我徒一人、此ノ道ニ背クトキハ衆ノ謗ヲ招クノミナラズ。終ニ吾徒ノ志願ヲシテ遂ゲザラシムルニ至ル。勤メザルベケンヤ。欽マザルベケンヤ。

金森通倫
海老名彈正
宮川經輝
横井時雄
藏原惟郭
徳富猪一郎
浮田和民
小崎弘道

全く意氣衝天の勢で、これ等の熱心な人々は後ち基督教會の名士となり、又は社會事業家となつて名を擧げたものが多い。いまその重なる人々を擧ぐれば金森通倫、海老名喜三郎（改名彈正）宮川經輝、伊勢（後ニ横井）時雄、藏原惟郭、徳富猪一郎、浮田和民、市原盛宏、山崎弘道等で、彼等はいづれも諸所で迫害を蒙つたが、基督教のよき兵卒となつて猛進した。

札幌の基督教

（ワ）札幌の基督教

ジエンズが熊本を去るや京都同志社の教授デビスは彼等一同を迎へて、同志社に入學せしめた。

クラーク博士

熊本、京都で烽火をあげた基督教徒に對して、北海道の札幌は、殆んど熊本・京都と同じころ開拓使の招聘に應じて新に來朝した米國マサチウセット州立農學校長クラーク博士が札幌に農科大學を設立する使命を帶びて、時の開拓使長官黒田清隆に隨行し、九人の生徒を引連れて御用船玄武丸に搭乘し、品川沖を出發した。途中浪穩やかにして學生等は徒然のあまり放歌高吟して意氣揚々たるものがあつた。黒田長官はこの有樣に憤然色をなし、學生取締りを呼んで大に叱責した。この出來事を聞いたクラーク博士は長官と論議をなし、ついで教育に及び、クラーク博士は學士訓育に聖書を採用すると主張したので又々兩者の間に激烈な意見の衝突を來した。

禁酒禁煙の始め

クラークは農學生に單なる技藝を教へると共に、品性陶冶の必要を諄々と說得した。さすがの長官もこの品性陶冶の一事に至り翻然として悟り、一切の教育をクラーク博士に一任する事になつたと云ふ。クラーク博士は横濱の聖書會社から取寄せた英文聖書を學生等に與へ、每朝教室に於て授業前十分間づゝ、これを讀み、說明すると共に、彼は身を以て範を示し、禁酒禁煙禁賭博の誓約を立てた。恐らくこれが禁酒禁煙のはじめであらう。クラーク博士の教育主義は基督主義、即ち全く精神主義で、形式的ではなかつた。彼と學生との間柄は常に和氣藹然たるもので、一面は師であり、他の一面は友であり、慈愛にみちた父であつた。特にイエスの愛を說く熱誠ぶりは全生徒の心を惹き付け、深い感化を與へたと云はれる。博士の教育は明治九年八月から翌十年四月迄九ケ月間に過ぎなかつたが、その間全身全力を學生教育に捧げ、同時にまた自然科學に對して一層敬虔であつた。“Believes in jesus” “Boys. Be ambitious” の二語はクラーク博士の日本學生への有名な警句であたと傳へられる。明治十年九月二日これ等學生中ハリスから受洗したものが十六名あつた。

總じて明治初期の基督教は、宣教師渡來とその傳道が甚だ未熟であつたのと、創業教會建設の萌芽期で、

基督教文學の發達
聖書の飜譯
ゴブル馬太傳
ヘボン
ブラウン
奥野昌綱
馬太傳及び約翰傳
新約聖書
舊約聖書
松山高吉
奥野昌綱
高橋五郎
植村正久
井深梶之助
和英辭書

當時は教會と稱しても一種の寺子屋寺式講義所であつて、後世に見るやうな基督教會とは大いにその趣を異にしてゐた。隨つて會堂もなく普通の家屋を開放した程度に過ぎなかつた。たゞ異常なる潜勢力は語學とか、醫學とか科學方面に漸次植え付けた基督教主義の學校建設であつて、その新式教育法は大いに當時の社會を指導し、國家に直接貢獻した。ためにこれ等の學校は一般國民の視聽を集めて、基督教々育主義の特に嶄新にして、科學的なることは、大いに我が國民を驚かしたのであつた。

（カ）　基督教文學の發達

我が國に於ける基督教文學の歴史は明治初年を以て紀元とする。第一期は明治二十年頃迄であつて、第一期に屬するものは聖書翻譯である。ブラウン博士の如きは慶應年間から既に聖書の翻譯に着手したが、火災のために原稿を燒失し、その後明治四年にゴルフ譯の馬太傳が漸く出版された。其からヘボン、ブラウンの二人が奥野昌綱と共力し、奥野が版下を書いたと云はれる馬太傳及び約翰傳の譯本は明治五年六年の交に出版された。其後各派の宣教師の間に委員が出來て新約聖書の翻譯をなし、明治十二年十一月に至つて完成し、舊約聖書は明治二十年に完成された。これらの大事業は米國ミッションの擔任したものであつて、主任者はヘボン、ブラウン、フルベツキ、グリーン等で、之を助けて翻約の事業を完成せしめた日本人は、新約には松山高吉、奥野昌綱、高橋五郎等で、舊約には松山高吉、植村正久、井深梶之助である井深梶之助は明治學院長である。

その當時の聖書の譯文は今日から見ると、不完全な所が多く、特に新約に於て支那約文に拘束せられた點が少くないが、これも蓋し止むを得なかつたらう。然し漢文調の流行した當時、斯くまで平易に、且つ上品な文體を作り得たことは卓見と云はねばならぬ。ことに舊約聖書の約文に於ては著しき進歩を示し、文學上の價値も新約に比し遙かに見るべき點が多い。その他外國宣教師が明治初期の文學と思想に貢獻した所が甚

だ多い。即ちヘボン博士が和英辭典を完成して、羅馬字綴りの式を開いたるが如き、フォルツが大學教授モオルスと對抗して宗教と科學の關係につき辨證論を試みたるが如き、ノックス、デビス、アメルマン等が辨證論や、宗教哲學、神學に關する著書を出したるが如き、ラルネットの如きは殆んど數十年間一日の如く孜々として倦まず、聖書解釋の事業を繼續して居られたるが如きは、その熱心と努力に感謝すべきであらう。かく明治初期に於ける基督教文學の進歩に宣教師に負ふ所が多大であると共に、基督教を信ずる日本人の間にも文學が早く發達した。

七一雜報

村上俊吉
今村謙吉

日本に於ける基督教定期刊行物の先驅とも云ふべき「七一雜報」が發刊されたのは明治八年十二月廿七日であつた。こははアメリカン、ボードの經營した事業であるが、村上俊吉、今村謙吉等が編輯し、寄稿者の多くは日本人であつた。この週刊新聞は七年間繼續し、七八百部乃至千部の發行高を算した。「七一雜報」が明治九年に廢刀令や散髮令の布告せられたこと、大阪から向日町まで汽車(岡蒸汽)の出來た當時を顧みて、これが同時代の記錄なるを想ふと史的感興を催さゞるを得ぬ。且つ基督教文學は始めからその趣味が平民的であつて、多數の人に了解させることを旨とし、「七一雜報」の如きは日常生活の事に關する記事の多い點に於て今日の新聞紙に酷似した點が多い。

原胤昭
東京新報
クニイル
喜の音

これより稍々後れて原胤昭が「東京新報」といへる唐紙假綴の雜誌を出し、クニイルと云ふ米國婦人が數十年間も續けて「喜の音」を發行し、植松正久、井深梶之助等がその編輯に從事した。文學上の生命が早くから我が基督教界に躍動した理由の一つは、初期時代に道に入つて人々が大概文字があり、和漢學の素養があつた結果であらう。

文藝篇

維新と思想界
總說
明治維新の變革
商工ブルヂヨアジイの勃興
歐米文明の輸入
精神文化の暗黒時代

第十章 文藝篇

第一節 維新と思想界

一 總説

明治維新の變革は、實に開闢以來の大變動であつた。それは單に朝頼以來の武家政治が顚覆し、王政復古と云ふ單なる政治的變革のみでなく、永い鎖國の扉が開かれて、歐米各國との交通貿易が始まり、士農工商の制を破壞する等、國家制度、各種の文物の上に未曾有の大變革が惹起されたのである。即ち明治維新は政治的革命であると共に、經濟革命であり、社會革命、産業革命、文化革命であつた。

維新の變革の結果は今まで士農工商と云はれ、下層階級に甘んじてゐた町人階級の勃興を促し、それが永い間壓迫されてゐた反動として、新社會生活の新しい時潮に乘じて新興階級の勢力を以て遂に國家の新興中樞要素を形成するに至つたのである。即ちこゝに町人階級の勝利、商工ブルヂヨアジイの勝利に依つて、維新史の幕が切つて落されたのである。

明治新政府は廢藩置縣を始め徵兵制度を設け、佩刀を禁止し、穢多非人の稱を廢し、斷髮を行ふなど、四海兄弟、四民平等の實を擧ぐると共に政治、法律、經濟、兵事、教育に於ても歐米の制を模して一大改革を斷行したのである。即ち日本在來の舊制度、舊習慣は根底から覆された。それと同時に舊文學、舊美術、舊思想等はこれを捨てゝ顧みなかつた。

加之外國から輸入せられたものは、政治、經濟等の如き物質的方面が多く、精神的な文學、美術方面は殆

無文學時代の出現

んど閑却された。故に文學上から見ると、明治元年から同十年頃までは、一種の暗黑時代（ダークエイジ）とでも云はうか、もつと端的に云へば無文學の時代である。たゞ僅かに飜譯文學の曙光がその暗黑の中に一筋の新光明を投じてゐたに過ぎない。

思想　福澤諭吉　中村敬宇　新島襄

先づ思想方面では專ら英吉利の功利思想が宣傳せられたが、その代表者は福澤諭吉及び中村敬宇である。これに對して新島襄を代表者とする、基督教の博愛思想が宣傳されてゐた。

新聞　雜誌　福地源一郎　橋爪貫一

その他新文明の發展に貢献したものは新聞、雜誌によるジャナリズムの發達であつた。

明治元年二月いまの官報の祖である「太政官日誌」が政府から發行され、次いで同年三月福地源一郎（櫻痴）の「江湖新聞」、橋爪貫一の「内外新聞」等が現れた。

鈴木田正雄　落合芳幾　高畠藍泉　假名垣魯文

これ等の新聞は猛烈に新政府の惡口を書いたので、屢々政府の彈壓を受けたが、新聞紙は發展し、明治五年には「日々新聞」、「郵便報知新聞」等の有力なる新聞が創刊され、我がジャナリズムは益々進展の氣勢を示した。これらの新聞は大新聞と呼ばれ、明治七八年に創刊された鈴木田正雄の「讀賣新聞」、落合芳幾、高畠藍泉の「平假名繪入新聞」、假名垣魯文の「假名讀新聞」等は小新聞と稱され、軟派の記事が多く、實錄三分想像七分の繪入り續き物小說が掲載され、大いに大衆味を發揮した。

森有禮　西周　神田孝平

雜誌は明治七年に明六社から「明六雜誌」が創刊された。明六社は森有禮の首唱に依つて結成されたもので、その雜誌には森有禮の「禁妾論」、「男女同權論」、西周の「ローマ字論」、神田孝平の「演劇改良論」等を始め幾多の先驅的文字が掲載され、新文化の宣傳に努めた。

この「明六雜誌」と相對立するものに「共存雜誌」があつた。

服部撫松

明治七年には成島柳北の「柳橋新誌」、九年には服部撫松の「東京新誌」が出版された。

雜文

成島柳北及び服部撫松は、明治初期に於ける雜著の二大作者で、前者に「柳橋新誌」、「京猫一斑」があり、後者には「東京新繁昌記」があるが、共に傑作である。

文學評論
花柳春話
戯作小説
魯文

明治十八年に坪内逍遙の「小説神髓」が出るまで、文學評論は見られなかつた。飜譯方面は明治十一年に出たリットン原作、織田純一郎譯「花柳春話」が、正確な意味に於ける飜譯文學の嚆矢であつて、明治十年頃までの我が文壇を占領してゐたのは、所謂戯作小説で、魯文、應賀、二世春水、三世種彦、山々亭有人、二世笠亭仙果、柳水亭種清、春輔、橋塘、起泉等であるが、いづれもその說く所は勸善懲惡で、徒らに馬琴、京傳、春水、種彦、一九、三馬などの殘夢を追つてゐたに過ぎなかつた。この中で時代的に見て注目すべきものは、三馬の跡を行つた「西洋膝栗毛」、「安愚樂鍋」の著者假名垣魯文である。

河竹默阿彌
生世話物

また演劇方面では河竹默阿彌がズバ抜けて優れてゐた。維新前は小團次と組んで、世話物、白浪物等に不朽の作を殘し、維新後には九代目團十郎、左團次、菊五郎のために、幾多の作を遺した。彼は時代物にも秀作があつたが、本領は世話物にあつた。明治になつて新社會相を描き出したのを散切物と稱せられたが、作はいづれも觀察が精致を極め筋も複雜してゐる。勸善懲惡式の型に拘はれてゐるとの非難を聞くが、これは寧ろ彼自身の罪ではなく、時代の通弊と稱す可きであらう。

明治初期の思想界

二　明治初期の思想界

功利思想
福澤諭吉の慶應義塾
中村正直の同人社
新島襄の同志社
村上英俊の達理堂
板垣退助の立志社

明治初年から同十年頃までは、福澤諭吉や中村敬宇等の英米直譯の功利思想が我が國の思想界を風靡してゐた。これらの思想宣傳機關としては、現今の東京帝國大學の前身である大學校を始め、數多の公私立學校が創立せられた。就中福澤諭吉の慶應義塾はその尤なるもので、蘭學、英學を授け、アメリカ文化の鼓吹宣傳に努めた。中村正直は明治六年小石川に同人社を設立してこれ亦た英吉利文化の鼓吹に努めた。この外明治八年新島襄は東都に同志社を設立し、基督教的な博愛思想を宣傳した。フランス流の思想學問を鼓吹した村上英俊の達理堂、板垣退助の立志社等はいづれも、當時有名な新文化の鼓吹所であり、亦洋式の新教育所

であつた。

三　福　澤　諭　吉

福澤諭吉

明治初年の暗黒時代（ダークエージ）、この混沌たる中にあつて一般民衆は右すべきか左すべきかに迷つて居る時、困惑せる國民にその歸趨を示し、新らしい文化を本邦に取入れ、我が明治時代に於ける偉大なるパイロットの役目を盡したのが福澤諭吉である。

諭吉は天保五年十二月十二日、大阪で生れた。父は福澤百助といひ、豊前中津奥平藩の士族、足輕に近い輕輩で、兄弟五人中の末子であつた。天保七年六月、即ち諭吉が三歳の時父が病死したので、中津に歸つた。その先祖に就いては、先祖を記念する爲め、明治六年十一月菩提所三田古川端の龍源寺に建立し、後同二十九年大崎の本願寺境内に移された『福澤氏記念之碑』に據ると明らかである。

父百助は好學

福澤氏記念之碑

福澤氏ノ先祖ハ信州福澤（地名）ノ人ナリ元祿寶永ノ際其子孫兵助ナル者豊前中津ノ海岸下小路ニ住シ寶永六年五月二十三日死シテ、中津櫻町明蓮寺内ニ葬ルコレヨリ以前ノ事ハ得テ詳ニス可ラズ。兵助ノ子ヲ兵左衛門ト云フ兵佐ノ孫ヲ友米ト云フ友米始テ中津ノ奥平藩ニ奉公シテ足輕ト爲リタリコレニ由テ考レバ福澤氏ノ先祖ハ必ズ寒族ノ一小民ナル可シ。友米ニ一女子アリ阿樂ト云フ同藩中村氏ノ男ヲ養子ト爲シコレヲ第二兵左衛門トス文政四年九月二十一日死ス妻阿樂ハ嘉永五年六月十八日死シ共ニ中津龍王ノ濱ニ葬ル。兵左衛門ニ三男三女アリ長ヲ百助ト云フ同藩橋本濱右衛門ノ長女阿順ヲ娶ッテ二男三女ヲ生ム、文政五年ヨリ同藩元締ノ小頭トシテ會計ノ下役ヲ勤メ大坂ノ藩邸ニ在ル十五年天保七年在勤中ニ死ス百助ハ文學ヲ好ミ志操高尚ニシテ

の士

正直潔白ノ名アリ。百助ノ大坂ニ死スル時長男三之助十一歳末男諭吉生レテ十八箇月三姉妹ト共ニ母ニ從ツテ中津ニ歸ル三之助長スルニ反テ文ヲ好ミ頗ル穎敏ノ聞アリ同藩藤本氏ノ女ヲ娶テ一女ヲ生ム安政三年九月三日死シテ龍王ノ濱ニ葬ル。兵助ヨリ三之助ニ至ルマデ歷代ノ墓ハ皆中津ノ明蓮寺內ト同處金谷村ノ三味ト龍王ノ濱トニ在リ、三之助死スルニ及デ諭吉福澤ノ家ヲ續グ安政五年ヨリ東京ニ住居シ明治六年十一月先祖記念ノタメ爰ニ其碑ヲ建ツ

右の碑文にもある通り諭吉は好學の家に生れた。福翁自傳によると『大きな瘦せた骨太な子で產婆の申すに此子は乳さへ澤山吞ませれば必ず見事に育つと云ふのを聞て父が大層喜んで是れは好い子だ、此子が段々成長して十か十一になれば寺に遣つて坊主にすると每度母に語つたさうです（中略）中津は封建制度でチヤント物を箱の中に詰めた樣に秩序が立つて居て何百年經ても一寸も動かぬと云ふ有樣（中略）私の父の身になつて考へて見れば到底どんな事をしたつて名を成すことは出來ない。世間を見れば玆に坊主と云ふものが一つある、何でもない魚屋の息子が大僧正になつたと云ふ樣な者が幾人もある話し、それゆゑに父が私を坊主にすると云つたのは其の意味であらう。（中略）行末を謀り之を坊主にしても名を成さしめんとまでに決心したる其心中の苦しさ其愛情の深さ私は每度此事を思出し封建の門閥制度を憤ると共に亡父の心事を察して獨り泣くことがあります私の爲に門閥制度は親の敵でござる』とある。

封建制度の呪ひの言葉

諭吉は後年幼時を追憶し、父百助が己が輕輩のために名を成す事が出來なかつたのに鑑み、坊主にしてでも榮達せしめやうとした父の心境を思ひ、封建制度を呪ふの言葉を吐いてゐる。十四歲ころから田舍の塾に通ひ、漢學を學んだ。安政元年、同藩松平壹岐をたよつて長崎に赴き、砲術家山本物次郎方に身を寄せて蘭學を修めた。安政二年更に大阪に赴き緒方洪庵の塾に通つた。安政五年江戶に出で鐵砲洲の奧平中屋敷で、藩の子弟に蘭學を教授した。

渡米

安政六年長崎の通詞森山多吉郎について英學を學んだ。ついで幕府が使節新見正興を米國に派遣するや、その隨行

華英通語
西洋事情
雷銃操法
西洋旅案内
西洋衣食住
窮理圖解
世界國盡
童蒙教草
學問のすゝめ

を命ぜられた。萬延元年（正月十九日）咸臨丸で出帆、サンフランシスコへ上陸、同年五月浦賀へ歸港した。また同年『華英通語』を飜譯出版した。文久元年幕府の遣歐使節竹内保德の一行に加り、同十二月十九日出帆し、次いでマルセイユに上陸、佛英蘭普露葡の各國を歷遊した。慶應二年「西洋事情」、「雷銃操法」等を刊行した。同三年一月再び米國へ渡航し、同年六月歸朝、次いで十二月塾舍を鐵砲洲から新錢座に移した。また同年「西洋旅案内」、「西洋衣食住」等を出版した。爾來多くの著書を發表したが、その書名と發行年度は左の如くである。

慶應四年には「窮理圖解」
明治二年には「英國議事院談」、「世界國盡」
明治五年には「童蒙教草」
明治六年には「帳合の法」、「文字の教へ」
明治八年には「文明論の概略」
明治九年には「分權論」
明治十年には「民間經濟錄」
明治十一年には「福澤文泉」、「通俗民權論」
明治十二年には「民情一新」
明治十三年には「學問のすゝめ」
明治十四年には「時事小言」
明治十五年には時事新報を創刊す。
明治十六年には「學問の獨立」

明治十八年には「品行論」、「士人處世論」

明治二十一年には「日本男子論」

明治二十六年には「定業論」

明治三十一年九月二十六日、腦出血症を起し遽に重態となる。畏くも明治天皇、昭憲皇太后、大正天皇には御使を以て御見舞を賜はつた。同三十四年二月三日歿した。時に年六十八。同月八日、白金大崎村本願寺に葬つた。

福澤諭吉の著述は頗る多く、而してその著述はすべて非常に能く賣れたのである。現在「福澤全集」(五卷)「續福澤全集」として殘つて居るが、就中當時の社會に深く影響を及ぼしたものは「西洋事情」、「世界國盡」「學問のすゝめ」、「窮理圖解」、「文明論の概略」等で、世に福澤本と稱せられ、大いに持映されたのである。

偉大なる雜學者福澤諭吉の貢獻

明治初期の如き混沌たる社會情勢にあつては、學問の殿堂に立て籠つて研究に精進した碩學鴻儒の難解な著書よりも、政治、經濟、文學、法律、教育、軍事、交通、地理、歷史、博物、醫學等の、とにかく常識的に各方面のことを概略知つて居る何でも屋の雜學者を必要とするが、福澤諭吉は此の要求に依つて生れた偉大な雜學者であつた。木村毅の明治文學展望に依ると、「福澤が明治の文化に致したる貢獻は、いろ〳〵あるが中んづく目立つのは封建道德の破壞、新市民道德(ブルジョア道德)の建設である。」とあり、また「學問のすゝめ」の中に「學問とは唯むづかしき字を知り解し難き古文を讀み和歌を詠み詩を作るなど世上に實のなき文學を云ふにあらず、これらの文學も自ら人の心を悅ばしめ隨分調法なる者なれども古來漢學者に世帶持の上手なる者も少く和歌をよくして商賣に巧みなる町人も稀なりこれが爲め心ある町人百姓は其子の學問に出精するを見てやがて身代を持崩すならんとて親心に心配する者あり無理ならぬ事なり、畢竟學問の實に

急激な論法

遠くして日用の間に合はぬ證據なりされは今斯る實なき學問は先づ次にして專ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり」とあるを以て見ても實益的功利主義の主張が窺はれるであらう。而して彼はこの主張を論ずるに當つても可成り急激な論法を使ふことを憚らなかつたのである。例へば「甲州武士が德川其他に仕へて働きたるも亦天理人道に戻りたるに非ず、年若き寡婦が、落髮して尼寺に入り、亡夫の菩提を弔ふも天理人道なり、再緣して子を生み、よく其子を敎育するも天理人道なり、今の世に兄弟同胞が夫婦たらば、天理人道に戻るならむと雖も、アダムとイブの子供等は誰れと緣組したるや、又日本書紀に仁德天皇八田の皇女を皇后とすとあり、然るに皇女は天皇の妹なり、今より思へば不思議なれども、其時代には矢張り天理人道に基きし也」と、倫理法則なるものは、決して一定不變のものでなく、時と場合で變易するものであると、小氣味よく喝破してゐる。

彼の獨得の文體

漢字節減論

彼の直接に文藝界に貢獻する所は、割合に僅少であつたが、間接な影響、例へば文章上に與へた影響は實に絕大なものであつた。彼は在來の傳統を破つて、漢文にもあらず和文にもあらぬ一種獨得の平易な文體を創造したのである。彼は早くも明治六年に、漢字の節減を主張して曰く『今より次第に漢字を廢するの用意專一なるべし、其用意とは文章を書くにむづかしき漢字をば成るべく用ゐざるやう心掛くることなり、むづかしき字をさへ用ゐざれば、漢字の數は二千か三千にて澤山なるべし』と。今その文體を知るために、明治五年に出版して好評を博した『かたわむすめ』を擧げて見ると、

かたわむすめ

かたわむすめ　（明治五年壬申九月）

或る富家に女子誕生し、かほかたち中分なく玉の如き子なれども生れつき眉毛なし、初生のことなればかくべつ人の目にもつかず、おいおい月日をおくり、はや八九箇月もたち前歯一二枚づゝはえけるに、その色

黑し、倘又半年を過ぎ一年を暮す內に上下の齒もはえ揃ひしに、いづれも墨にてぬりたるやうなれども近處世間の人は倘これにこゝろづかず、たま〳〵目にとまる事あるも珍しからぬむしばにもあらんなどとて噂するものもあらず、唯兩親はとくよりこれを患ひ世に不具なるものも多き中に眉毛のなきものとては古來人の話に聞しこともなく、あまつさへはじめてはえし齒の黑きとはいかなる因緣なるやと、人しらずひとり心を惱ませしかど、なほ親の欲目にて眉毛は兎もあれ齒ははえ替るときかならず人なみになることならんと、七八歲のころまでそだてあけ初生齒ものこらずぬけかはりしに、兩親の案に相違し二度目の齒はます〳〵黑くして墨の如くうるしの如し。

光陰矢よりも早く、はや十四歲の春に至り初花のつぼみもほつるゝ時節、たちゐ、ふるまひいとやさしく、あいけうもこぼるゝばかりの娘盛りなれども、たゞいかんせん齒と眉毛となり。近處の人々も今はこれを見のがしにせず、竊に指さし噂して文盲連の口々に彼の娘の眉毛はいづれにも癩病の筋に相違もあるまじ、憐むべし玉の顏色も近き內に形を失はん、其癩病は兎も角も彼の齒の色も怪むべきなり。あの家にはいかなる前世の宿業ありて斯る稀代のかたわものを生みしや、親は代々たどん商賣、くろいたどんを高く賣り、しろい飯を喰ひし報か、さなくばこゝに又說あり。あの親達はかねもちなれども近處の人が借金の斷りに行きしとき、いつもふくれつらして白い齒を見せたることなき其因果にて、黑い齒の娘を生みしならんなどとて、ではうだいに嘲り笑ふもあり、又洋學先生の說に眉毛の麗しくして齒の白きは婦人の面色を飾るため造物主の特に意を用ひしものなり。殊に眉毛は面の飾のみならず、光線の過劇を防ぐための要具なり。人に眉毛なきときは太陽の光線を上より直に目に受け眼病の源因となること多し。故に世界中に熱帶諸國日光の劇しき土地の人は眉毛濃く、寒帶に近き地の住人は眉毛薄し、かくまで造物主の深き趣意ある眉毛なるに、生れながら其痕跡もなきとは天に見放されたる罪人といふべしと。親達はこの說を聞くにつけても一段

アレゴリー

のかなしみを増し、玉とも花ともたとへん方なき唯一人の娘、はや年頃にも及びたるにこの風情にては、とても縁談の出來べきにもあらず、醫者を頼み神佛を祈りこの娘の齒を白くし眉毛をはやす法もあらば我身代をつぶすはおろか、兩親の命に替へても憚ることなしとて手を盡し術を極れども更に其甲斐あることなし。

かくて年月を經るに從ひ不思議なるかな世上にて此かたわ娘の評判次第にうすらぎ二十歳（はたち）ばかりの年に至りしかば、近處にては全く忘れたるが如く一人として噂する者もなきゆゑ、兩親も心の中に悦び然るべき聟を求てこれに家を讓り其身は隱居しけるに、彼のかたわ娘なる者今は申分なき一家の細君となり、年來の心配も消て跡なかりしとぞ。嗚呼このむすめは不幸にして幸を得たるものと云ふべし。外國にて斯る不具に生れつきなば生涯身の片付も出來ぬ筈なるに、幸にして日本國に生れ同類のかたわ多ければこそ人なみに一家の細君ともなりしことなれ。此婦人不具なりといへども既に人の妻となる上は、その娘の時の由來を知るものこそこれを不具なりといはん。知らずしてこれを見れば隣の細君が眉をはらひ、おはぐろをつけたる風に少しも異なるなし。唯となりの細君は剃刀を以て眉の毛をそり、ふしの粉を用ゐておはぐろをつけ、錢を費し手間をかけ、まんぞくなる顏に疵をつけ、漸くかたわになりたると、此娘は生れつきあつらへのかたわづらにて剃刀を用ひず、おはぐろを求めず、やす／＼と世間のかたわに仲間入りして、錢も手間も費さゞりしとの相違あるのみ、實に不思議なるは世間の婦人なり。髮を飾り衣裳を裝ひ、甚だしきは借着までしてみえを作りながら天然に具りたる飾をばをしげもなく打捨て、かたわ者の眞似をするとはあまり勘辨なきことならずや、まして身體髮膚は天に受けたるものなり。漫りにこれを疵付るは天の罪人ともいふべきなり。

かたわ娘はアレゴリイの絕好なるものと云つて差支へないだらう。かたわ娘は生れながらに齒の黑い眉毛のない娘が、近所のものからかたわと罵られながら成長して、さて養子を取つて夫婦者になると、いつしか

新島襄

門下生
ジエーンス

熊本バンド

かたわといふ惡罵の聲も消え、一家の細君となつて、幸福になつたと云ふ內容（イユハルト）であるが、封建道德に對し、多分の寓意を含んでゐるものである。

文體は平易簡潔で、すら〳〵と讀み易い點、在來の馬琴調などに比しぐつと碎けて新味に充ちたものである。もつとも現代人から見れば恰も心學道話めいて舊態依然たる所がないでもないが、當時の漢文直譯の時代にあつては確に異彩を放つたに相違ないであらう。

四　新島襄

新島襄は明治八年京都に同志社を創立し、キリスト教的博愛主義を宣傳したが、維新前に國禁を犯してアメリカ合衆國へ渡航し、神學を研究して歸朝したが、その說く所は一部の保守的思想家や國粹論者等の反對をうけたが、忽ち新文明の憧憬に燃ゆる青年子女の共鳴と思慕を獲得し、一時盛んに行はれた。門下からは德富蘇峯、德富蘆花、浮田和民等が輩出した事は能く人の知る所である。さきに熊本藩校に於て米國大尉ジエーンスに依つてキリスト敎を吹き込まれた橫井時雄、金森通倫、海老名彈正、浮田和民、德富猪一郞（蘇峯）、同健二郞（蘆花）等は明治九年熊本の郊外花岡山に會して日本精神界をキリスト敎に依つて革新すべきことを盟つた。世にこれを所謂熊本バンドと稱するが、彼等は京都相國寺內前に新島襄が同志社を結成するや、忽ちこれに馳せ參じてその門下生となつた。このキリスト敎はその後猛烈な勢で我が國の青年子女を感化して、その信者としたが、これは當時の歐米崇拜熱に乘じた感がある。基督敎の我が文學に與へた影響は頗る大であつた。卽ち第一には人心をして理想に向はせたことで、人生の如何に深遠なるものであるかを知らしめた事である。第二には基督敎の普及に連れて、自然と英語が一般に研究せられた結果、自ら外國文學を知る機會を與へた事などは、その重な影響であらう。

五　中村敬宇

中村敬宇

中村敬宇は福澤諭吉の如く直接社會人心に接觸して、學問の力を實際に示す所は尠なかつた。これは彼が福澤程に後世に宣傳せられて居ない主因であらうが、思想家としては福澤よりも優秀な素質を持つてゐた。それと共に大いに漢學に長じ、隨つてその文章も漢文臭味紛々たるもので、堅苦しく、難澁であつた。それが短所であつたが典雅莊重な趣に富んでゐた。それだけに一般向がしなかつたのである。

西國立志編

敬宇はもと幕府の儒官で、夙にイギリスに留學し、或る時友人フリーランドより贈られたスマイルスの「自助論」を飜譯して西國立志編と題し、歸朝後直ちに刊行した。當時嵐の如き賣行きで、青年の間に大いに持囃された。

漢學に通じてゐた事

敬宇の思想は、儒教と基督教とを調和したものである。加之福澤、新島に比較して漢學に優れて居り、社會文權は前代からの慣力で、漢學者、國學者が一般から尊崇を受けてゐたので、敬宇も大いに尊敬せられた。後ち小石川に同人社を設立して子弟の薫育に從事した。

第二節　戲作小說

戲作小說

一　明治初期の小說家

明治初期の小說家

戲作者の名稱

一體戲作者と云ふ名稱はいつの頃から起つたかと云ふと、安永天明頃盛んに發行された黃表紙とか洒落本とかを、他のまじめな著作から區別して、戲作と呼んだのが始まりである。それが勸懲主義の讀み本や雙紙

前代からの戯作者

新らしき戯作系統の人々小新聞を舞臺とす

續き物の小說

草双紙と貸本屋

戯作者の學識と其の社會的地位

が出る様になつても依然としてこれを戯作と云ひ、作者を戯作者と呼んだのである。結局戯作とは小說で、戯作者とは小說家のことである。

明治初年、維新前から流れ込んで來た戯作者には、先づ假名垣魯文を始めとして、萬亭應賀（服部應賀）・柳水亭種清・二世爲永春水（梁崎信爲）・山々亭有人（條野採菊）・山閑人交來（武田交來）・梅亭金鵞・文亭梅彥・爲永春江・二世笠亭仙果・三世紙鳶堂風來・瓢々亭泉成等があり、これらの作家群は江戸時代に既に筆を執つてゐたが、明治後に初めてその名を出したのは、伊藤橋塘・古川魁蕾・須藤南翠・渡邊文京・久保田彥作・前田夏繁・岡本起泉・芳川春濤等で、これ等の戯作者はいづれも明治七八年頃から新に勃興した小新聞をその舞臺として活動したのである。大體明治七八年を境として、草双紙の時代から小新聞の續き物の時代へ移つて行つたのである。明治文化發祥記念誌にも『德川時代の終り頃、江戸では盛に草双紙が流行したが、また八犬傳と云ふやうな小說本が盛んに讀まれたものである。當時江戸には諸侯の奥方や勤番がゐた、而して其奥方や侍どもは皆八犬傳と云ふやうな小說や軍談本や講談本を讀んだ。またこれ等の屋敷にゐた多數の足輕や婢僕などは、好んで草双紙を讀み耽つた。即ち當時草双紙の流行した所以である。けれども彼等は大概豐かでなかつたから、貸本屋の本を借りて讀んだ。そこで江戸時代には貸本屋が大繁昌した（中略）こんな具合で明治四五年頃までは、小說本や軍談本や草双紙の貸本屋が大に繁昌したのである。（中略）然るに營利本意の小新聞が出て、軟い小說を新聞に書く様になつてから、從來の小說本や草双紙が次第にすたれて行つた結果、これまで繁昌して居た貸本屋も段々と衰へて、遂には立ち行かぬ様になつた。即ち小新聞が俄に勃興して、小說本や草双紙の讀者を奪つたのである。」とあり、以て戯作の盛衰を窺ふに足るであらう。

この戯作者の學問の程度はと云へば、一體に低くてお話にならなかつた。從つて社會的にも蔑視され、藝人として取扱はれてゐた。戯作者と云ふ名儀の中にこの輕侮の意味が含まれてゐることは勿論である。式亭

三馬が「詩は知らず歌はもとより知らぬ火のつくすたはけは戯作者の徳」と歌ひ、また魯文はその自著の序文に於て口を極めて露骨に自己の無學な事を暴露して居るなど、戯作者自身無學なる事を毫も恥としなかつたらしい。それに江戸から明治に移つても、明治初期には矢張り依然として前代からの積弊で、漢學者や國學者が一番に崇拜されてゐたから、戯作者の社會的地位は相變らず低かつた、併しこれは寧ろ當然の事であつたかも知れない。

戯作者の生活

戯作者の副業

ではその生活程度はと云ふと、これまたお話にならぬ狀態であつた。我が國で原稿料で初めて生活をしてた人は山東京傳を以て嚆矢とするが、その京傳は煙草入を賣り、馬琴でさへも副業に藥を商つたのであるから、當時に於ける戯作者の生活狀態が良好である筈がない。

戯作者の稿料

魯文は牛の練藥黑牡丹を賣り、二世爲永春水（梁崎延爲）は古本屋を營み、三代種彦（高畠藍泉）は大道で畫を賣つた等は全く悲慘なものであつた。と云ふのも、當時は原稿料が全く安く、それに多くの場合書肆からは春秋二季に一編か二編づゝ賣り出すのが慣例であつたから、腕が有つても、新作物を發表するにも充分腕を振ふことが出來ない有樣で、稿料は慶應年間には、合卷物一部（上中下三編九冊）が、三兩乃至五兩であつたといふ。

戯作者のパトロン

尤も戯作者のみに限らず、狂言作者、狂歌師、俳諧師、浮世繪師等には後援者即ちパトロンがあつた。例へば、達磨屋五一とか、香以山人がそれで、常に取卷としてこれらの戯作者、狂言作者、狂歌師を引き連れて幅を利かしてゐたもので、平生の生活費も貢いでやつて居たのである。

小新聞記者に轉向

大新聞の續き物の始め

然しこの轍鮒の如き戯作者の生活を救つたのが、七八年頃の小新聞の發生であつた。政論を專らとする大新聞には堅苦しい文字を連ねて、なか／＼戯作のやうな閑文字を載せなかつた。（大新聞が續き物を載せたのは、確か明治二十三年、報知新聞に、矢野龍溪が、浮城物語を掲載したのが嚆矢である。）これに反して小新

依然舊套を脱せず

文海、南翠、篁村、綠雨戯作者の流れ

小說神髓

聞ではその讀者層が中流以下であつた爲め、隨つて其掲載記事も平易な家庭的の軟か物が必要であつたから、勢ひその記者には戯作者が必要であつたために、戯作者はどん／＼小新聞の記者になつて行つた。これで兎も角新職業を得て、在來の窮境から浮び上る事が出來た。尤も新聞記者となつたと云つた所で、何も社會の木鐸なるの抱負を抱いて勉強すると云ふ事はなく、依然として戯作者で、勸善懲惡の舊套を脱せず、只僅かに當時の新社會の皮相を取り入れるに過ぎなかつたのである。この情勢は明治十八年に至り、坪内逍遙の「小說神髓」が彗星の如く現出し、新紀元を劃するまでは、徒に遺物文學の糟粕を嘗めて居るに過ぎなかつた。

明治初期に小新聞の續き物を舞臺として活動した戯作者の流れは宇田川文海、須藤南翠、饗庭篁村と系統を引いて、魯文の門人江東みどり事、齋藤綠雨に至つて盡きてゐる。

「小說神髓」に「……しかるに革新の變あるに際して戯作者しばらく跡を斷ちて小說したがつて衰へしが、けふこのごろに至るに及びて、また／＼大に復興して、物語の出づべき時とやなりけん、こゝかしこにて、さまざまなる稗文物語を出版して新奇を競ふことゝはなりけり、甚しきに至ては新聞雜誌のたぐひにすら、いと陳腐しき小說をは飜案しつゝ載るもあり、勢かくの如くなるから、今我國に行はるゝ小說稗史は、其類其數幾千萬とも限をしらず汗牛充棟なんどと言はんは、なか／＼におろかなるばかりになん、想ふに我國にて小說の行はるゝ、此明治の聖代をもつて古今未曾有といふべきなり　…略……今日は……小說といひ稗史とだにいへば、いかなる拙劣き物語にても、いかなる鄙俚げなる情史にても、新著にても玉石を問はず、優劣を選ばず、みなおなじさまにてもてはやされ、世に行はるゝは妙ならずや……されば戯作者といはるゝ輩も極めて小少ならざれども、おほからは皆飜案家にして作者をもつて見るべきものはいまだ一人だもあらざるなり、故に近來刊行せる小說稗史は、これもかれも馬琴種彦の糟粕ならずば、一九春水の贋物多かり、

前田夏繁の「金之助の話」

前代から引續いて讀まれた作品

蓋しこのあひだの戯作者流はひたすら李笠の語を師として、意を勸善懲惡に發するおば、小說稗史の小腦とこゝろえ、道德といふ模型をつくりて力めて脚色を其內にて工風なさまく欲するからに强ち古人の糟粕をば甞むとするにはあらざめれど素と其範圍の廣からば、覺えず同轍同趣向の稗史をものすることになるべし、是あに遺憾ならざむや、さはあれ斯やうになりもて來るも、其罪偏に拙劣なる作者の上にありといはむ歟、いな活眼なき四方の讀者もまたあづかりて力あるなり、其故いかにとなれば、古來我國のならはしとして、小說をもて敎育の一方便のやうに思ひて、しきりに獎誡勸懲をば其主眼なりと唱へながら、なほ實際の場合に於ては、ひたすら殺伐慘酷なる、若くは頗る猥褻なる物語をのみめでよろこび、他のかたくるしき筋のことは目を注めてだに見る人稀なり、しかして作者の見識なき、總じて、輿論の奴隷にして流行の犬ならざるなければ、競ふて時好に媚むとして、彼の殘忍なる稗史をあみ、彼の陋猥なる情史を綴り、世の流行にしたがふものから、勸懲といふおもてむきの名義も、さすがに拋棄がたさに、しひて勸懲の主旨を加へて、人情をまけ世態をたはめて、無理なる脚色をなすこととなりけり、此に於てか拙劣なる趣向はます〱拙くして大人學者の眼を以ては、ほと〱讀むにたへがたかり、是併しながら作者も讀者も、たゞいたづらに稗史を弄して、眞の稗史の主眼をさとらず……略」と、以て當時の戯作者の虛を衝いてゐる。

新聞へ續き物を載せた濫觴は、繪入新聞記者の前田夏繁（香雪）が明治十一年九月に三分の事實に七分の想像を混ぜた小說「金之助の話」と題する續き物を連載したのがそれで、讀者の中には全く事實と思ひてみ、この續き物の主人公の悲慘な境遇に同情して「このお金をあげて下さい」と、金を新聞社へ持つて來た人もあつたと傳へられる。

德川時代から引續いて刊行されて明治初期まで讀まれたものは主として左の作品である。

白縫物語

八犬傳犬廼草紙

報讐白來也物語

釋迦八相倭文庫

北雪美談時代加賀實

明治維新以後新に書卸され、盛んに讀まれたものに

假名讀八犬傳　假名垣魯文

西洋道中膝栗毛　同

牛店雜談安愚樂鍋　同

胡瓜圖解　同

高橋阿傳夜叉譚　同

柳陰月朝妻　山々亭有人

今朝春三組盃　同

雜誌雨夜質庫　二世　春水

薄俤幻日記　同

昔編九尾傳　同

復古夢物語　松村　春輔

春雪奇談 近世櫻田紀聞　松村　春輔
春雨文庫　同
夜嵐阿衣花の仇夢　岡本　勘造（起泉）
其名も高橋毒婦の小傳 東京奇聞　同
鳥追阿松海上新話　久保田彥作
菊種延命袋　同
巷說兒手柏　高橋　藍泉（三世種彥）
水錦隅田曙　伊藤　橋塘
五人殱苦魔物語　柳水亭種淸
豐時田秋漣新雁（ふじたのあきなにはのはつかり）　同
新編伊香保土產　松林　伯圓

等がその主なるものである。

然しこの戯作類が當時の出版界の王座を占めて居たかと云へば決してさうではない。明治初期の出版界に在つて、賣行の最も素晴しかつたのは福澤諭吉の「西洋事情」、「世界國盡」、「學問のすゝめ」等で、力士で云

圓朝
伯圓

主なる挿繪家
曉齋、芳幾、
芳年、永濯、
月耕、
四大奇書

假名垣魯文

默阿彌と對峙
殘黨中の殿將

へば横綱に位するもの、次に服部誠一（撫松）の「東京新繁昌記」が大關、假名垣魯文の戲作は當時戲作者の隨一で相當の賣行を見たが、それでも尙張出し小結にも遠かつた狀態であつた。讀者が唯前時代の惰力で讀んで居るに過ぎなかつたと云ふべきである。

尙ほ三遊亭圓朝を始めとして、松林伯圓等の講談落語が當時の戲作に直接間接に影響した事も見逃せぬ事實である。

これらの戲作の挿繪にその麗筆を揮つた畫家は落合芳幾、月岡芳年、小林永濯、山崎年信、新井芳宗、尾形月耕、歌川國松、稻野年恒、橋本周延、河鍋曉齋、歌川國峯、筒井年峯、後藤芳果等があつた。

當時古い小說類のうちから、四大奇書を選んで、新聞紙に標出した事がある。それは馬琴の八犬傳、一九の膝栗毛、種彥の田舍源氏、春水の梅曆であつた。以て當時の一般讀者の情勢が察知出來ると思ふ。

二　假名垣魯文

明治初期文壇の大立物として假名垣魯文と河竹默阿彌がある。

魯文は小說界に於て江戶末期文學の殘黨中の首魁、殿將として能く脚本界の河竹默阿彌と相對して奮鬪し、其の名を恥かしめなかつた。

假名垣魯文は、文政十二年正月六日、江戶京橋鎗屋町に生れた。本姓は野崎氏、幼名は兼吉、後庫七または文藏と云つた。家は世々相模の農であつたが、祖父の代に鎌鍛冶を業とし、文政の初年、父佐吉の時に及んで江戶に出で、前記の京橋鎗屋町に一戶を構へ、魚屋を業としてゐた。家運が段々と傾いて來た時に、魯文は長男として生れた。天保七年、魯文が七歲の時、鎗屋町から具足町に移轉したが、家計益々不如意のため、三度の食事にも事缺く程で、斯くて幼時の魯文は貧困の味を悉に甞めたのである。この赤貧洗ふが如き

鳥羽屋に奉公す

細木香以

鳥羽屋小僧

凉窓露蘭に就く

中にも、不幸中の幸福とも云ふべきか、父は俳句に趣味を有し、相當の畫才もあつたから、魯文はこの父に就いて假名を習ひ、假名を頼りに草双紙を讀む事が出來た。天保八年、魯文が八歳の時、新橋竹川町の諸藩用達鳥羽屋事三村多吉方に丁稚奉公に出された。彼はこの奉公の中にも、小使を溜めては草双紙を買ひ込み京傳、三馬、一九等の戯作を耽讀した。この頃三村多吉の緣先に當る江戸時代末期に通人の名を擅にした細木香以が事あつて三村方へ身を寄せて來た。この細木香以の事に關しては、魯文の「再來紀文廓花街」に詳しい。何分香以は通人の事故、取卷連の俳諧師や戯作者連（取卷と云ふと語弊があるかも知れないが、重なるものには俳優の九代目團十郎、市川小團次、中村鴻藏、市川米五郎、松本國五郎等を始め、俳諧師には爲山、永機、鳥越等栽、原田梅年、野村守一等、狂歌師には勝田諸持、及び其の子の後に一中節に於て父の名を襲ぎ、二世紫文となつた勝田福太郎、室田鶴壽、石橋眞國等があり、狂言作者には河竹新七、瀨川如皐、畫家には松本交山、狩野晏川、月岡芳年、柴田是眞、鳥居清滿、辻花雪、福島鄰春、四方梅彥等があつた。また落語家には乾坤坊良齋、五明樓玉輔、春風亭柳枝、入船米藏等、講談師には二代目文車、松林伯圓、後に如燕となつた桃川燕國等が遊びに來てゐた。斯樣にして訪れて來る多くの人達と取次に出る魯文は自然と懇意になつた。それに丁稚兼吉、後の魯文は始終香以のお供をして居たから、その感化を多分に受けた事は想像に難くない。茲に森鷗外の「細木香以」の一部分を抄出して參考に供さう。即ち『天保十三年三月の頃から五分月題の、子之助は丁稚兼吉を連れて、鳥羽屋を出で、手習の師匠松本、狂歌の宗匠梅屋鶴壽、等を訪ふことになつたが、其歸途には兼吉を先に還らせて、自分は劇場妓樓に立ち寄つた。兼吉は綽號を鳥羽屋小僧と云つた。想ふに鳥羽屋の小僧で、容貌が奇怪であつたからの名であらう。即ち後の假名垣魯文である』とある。文中に、五分月題の子之助と云ふのが卽ち後の細木香以である。斯ふいふ風に魯文は俳諧師凉窓露蘭に就き、鳳子應と號し、また狂歌師三世千種庵諸持に弟子入りして斜月窓諸兄と稱した。天保十四年、露

花笠文京の門に入る
和堂珍海と號す
處女作「政談青砥碑」
「名聞面赤本」
放浪生活を始む
瓦版を作る
合卷物を著作す

蘭及び俳諧師の野村守一と細木香以の三人の助力を得て、戯作者花笠文京の門に入り、和堂珍海と稱した、時に十五歳であつた。翌弘化元年には英魯文と稱し、始めて「政談青砥碑」と題する草双紙を著はした。これが即ち彼の處女作である。嘉永元年には、それからの消息は野崎左文著假名垣魯文翁の自傳に『述を好みて花笠文京の門に入れるは弘化の末年なり、嘉永元年正月戯名披露せんとて文京に託し、當時の戯作者、浮世繪師其他の雅客に乞ひて狂歌發句を集む。之を櫻木に刻し既に名弘めせんとの際故障ありて其事成らず、版木も畫餅とならんとせしを翌年二百冊ばかりを刷出して知己に配る。此の頃馬琴翁、北齋翁など前年に逝けり。英と號せしは花笠に因みてなり。題號「名聞面赤本」今も猶ほ坊間に殘れるを見る云々』とある。

この頃しば〱遊里に足を運び、遂には主家を飛び出して放浪生活を始めた。二十二歳の頃と云ふ。一旦郷國相模國の萩園村の野崎家の本家を頼つて、南須賀村の眞樂寺の小僧となつた。それからまたぞろ江戸に出て通油町の書肆藤岡屋慶次郎方に奉公した。次いで武藏屋良助といふ者に伴はれ、上總で博徒の手先となり、日光に出かけた。旅先で江戸八町堀の瓦版師虎屋倉吉と懇意になり、瓦版の戯作を作つたが、賣行きが良くて可成りの利益を得た。この時魯文は編笠大道軒と號して、自身で大道へ讀賣に出た事もあつた。また人形町の書肆品川屋久助のために合卷物を著述し、これも相當の賣行を見たので虎屋と品川屋の兩人が協力し、魯文の爲に湯島妻戀町に一軒の小家を買ひ取り、それに魯文を住まはせた。時に魯文二十五歳、嘉永六年で、この時分から魯文は新進賣出しの戯作者として、當時の文壇に花々しく乘り出したのである。

彼は門口に「談笑諷諫 滑稽道場 御誂案文認書、江戸作者、鈍亭魯文」と云ふ看板を掲げ、野狐庵と號した。安政元年妻戀坂下の旗本酒井新三郎の妻の妹、およしといふ女と結婚した。安政二年十一月四日の大地震には、直ちにその翌朝、地震當て込みの一枚刷の物を書き、河鍋曉齋に繪を書かせて賣り出した所が、これが羽が生えて飛ぶやうによく賣れ、その爲に魯文は諸方より地震當て込みの戯文の執筆依頼を受けたが、いづれも盛

際物で賣り出す

「操松月景清」

假名垣と改名

假名垣魯文を通稱とす

んに賣れた。魯文が際物作者、ジャーナリストとして後に世に立つの面影が此の時によく現れてゐたと云ふべきである。それまでは到底戯作で生活が立つて行かず、可成り貧窮してゐた事は、前掲假名垣魯文翁の白傳に、

妻戀の貧家に在りし頃、雪降りの旦

白妙を肌にきつねの皮ごろも

雪やこん〳〵妻戀の里、

また妻戀下お駕籠町の評定所書役橋本惣助と云へる士余が極貧を助け呉れたり、

とあるのを見ても明かであるが、この地震の際物出版が當つて可成り有福になつた。これまで十年間を彼の第一期修業時代と云つても差支へないと思ふ。即ちこの十年間に彼は戯作者として活躍すべき素地が十分に作られたのである。

安政四年に魯文は、「操松月景情」を著した、時に廿九歳である。萬延元年恩師花笠文京が歿した。魯文は自らその死骸を棺に收め、僅か二三人の者で野邊の送りを濟ましたと云はれてゐる。文久中魯文は初代柳亭種彦の作「正本製」の三編に描かれて居る「赤本入道假名書」の顔が自分の顔に能く似て居ると云ふので、鈍亭を假名垣と云ふ名に改めた。萬延元年頃には舌亭主人、出子散人と號して「流行權濟拳」、「相模甚九」の如き流行唄の繪入本を出して居る。文久二年の春、湯島妻戀町から日本橋へ移轉した。翌年、神田久右衛門町に移轉したが、同じ店子には著作者の山々亭有人（條野採菊）や、講談師の寶井琴凌などがゐた。ついで慶應三年には淺草馬道寢釋迦堂の傍らに移轉したが、この時は同地內に河竹新七（默阿彌翁）や、福地櫻痴が住んで居たと云ふ事である。明治維新の大變革に際しては、『明治維新の際一人兩名不相成』とて野崎文藏を假名垣魯文の通稱に改めた。その筋の內命によるものと傳へられる。維新前には專ら「東紫哇文庫」、「傀

出世作「滑稽富士詣」

假名讀新聞

猫々奇聞
魯文珍報

いろは新聞

偶師」、「薄緑娘白浪」の如き、合卷物の草雙紙を著して居たが、文久に至り「滑稽富士詣」を發行するに及んでその才を認められ、今三馬と稱せられるに至つた。明治四年には「安愚樂鍋」、明治四年より五年に掛けて、「西洋道中膝栗毛」を著した。翌六年、横濱の元辨天に移轉して、神奈川縣廳の雇員となつたが、間もなく職を辭した。がこの奉職中内々で、横濱毎日新聞の雜報記者を兼務し、野毛山に窟螻蟻と云ふ新聞縱覽の休憩所を設けてゐた。

明治八年十一月に至り毎日新聞社を退社して、自ら主宰の「假名讀新聞」を同地に起し、十年には本社を東京京橋に移して、自身も京橋彌左衞門町に移り、後新富町六丁目に一家を構へた。「假名讀新聞」紙上に、「猫々奇聞」なる欄を設けて、藝妓のあらを穿ち、自らも別號を猫々道人と號した。また別に「魯文珍報」なる雜誌を編輯した。曩に新聞の題號を「假名讀」としたのは、その頃發刊されてゐた「平假名繪入」と「讀賣」の二新聞の題號を併合したのである。羽柴秀吉の故事に倣つたのかも知れないが、如何にも魯文らしい題號の附け方ではある。

十年十一月「假名讀新聞」を退き、後に「いろは新聞」を創刊した。明治十一年七月には、珍猫百覽會といふものを催し、來會社二千人、收納金二千五百圓に及び、その利益金で新富町七丁目に佛骨庵を營んで、玩佛居士と稱した。次いで十五年には「いろは新聞」を退社し京阪地方に遊んだ。十七年に「今日新聞」に入つて主筆となつたが、魯文の盛年時代は既に過ぎ去り、文章も時勢に伴はず、以前ほどの人氣がなかつた。十九年同社を退き、「東西新聞」の客員となつたが、同年一人息子の熊太郎を喪つた。操觚界を隱退後は、ほんの時々作品を發表するのみであつた。二十三年には名納會を催し、爾來腦充血の宿痾に惱んで、療養につとめてゐたが、二十七年十一月八日新富町の自宅で歿した。時に年六十六。谷中三崎町の永久寺に葬られた。

今假名垣魯文の逸話を、野崎左文の「かな反古」より抄出して見やう。

（一）

魯文八歳の時、天保七年であるが、この年天下の大飢饉で、只さへ貧窮してゐた彼の家は、益々困窮して、三度の食事さへ一度は事を缺くといふ狀態であつた。で魯文は空腹に堪えない時は、竊かに四文錢一個を持つて近所の屋臺店に行き、カラ鮓（鰯の腹に豆腐の殼を詰めたもの）を買食してゐた。或日父の佐吉がこれを見附けて大に怒り、たとへ三度の飯は食はなくとも、人間の子が兎の餌を以て腹を充すとは何であるかと叱責したので、魯文は子供心にも感ずる所あつてか再び買食をしなかつた。

（二）

魯文が鳥羽屋に奉公中、鳥羽屋の隱居が折々土藏の三階へ上り、葛籠を開けて餘念なく其の中を眺めてゐた。或る時魯文が土藏へ登つた時に隱居が、あはてゝ葛籠を閉ぢて立ち去つた。その樣子がどうも可笑しいので魯文はこれを同家に居た細木香以に話した所が、香以は暫く考へて後、隱居は必ず新吹の金貨が大好きだから、それを葛籠に入れて置いて、枚數を時々勘定するのだらうと云つた。が間もなく其の隱居が死んだので、香以は魯文を呼んで、あの金貨の入つてゐる葛籠を持ち出せと命令した。魯文は嫌々ながらも土藏から竊に葛籠を取り出し、態々汐止の山崎といふ家まで運び込み、餘程重いから澤山金貨が入つてゐるのだらうなどと云ひながら、其蓋を開けた所が、舌切雀ならぬ、其の中には金貨所ではなく、板おろしの春畫が一ぱいに詰めこんであつた。

そこで魯文は、早速に「昔し／＼あつた土佐繪の笑ひ本話しの種に殘るをかしさ」とやつたので、香以も「化物が出るとも知らでしよひ出せし重い葛籠は欲の張り拔」と咏じた。

（三）

後に遊興に耽つて鳥羽屋を追ひ出された魯文は、貧窮した揚句の果に、木挽町の松川屋と云ふグレ宿に泊り込み、素麺箱を机とし、草雙紙の筆を染めて居たが、或る夜の事、岡つ引目あかしが、どや／＼と松川屋に闖入して來て、此奴胡亂の者であるとて、木挽町の自身番に拘引されて糺問された。魯文は自分は戲作者であると辯解したが信用されず、遂に苦しまぎれに、「仲間には入らぬ線の林そといまだ萠出しの草本作者英魯文」と書き示した所、岡つ引の中に、彼の「面赤本」の配り物を見た人があつて、漸くの事に其儘に放免された。

（四）

魯文は明治二十七年十月八日午前九時に黃泉の客となり、十日に谷中三崎町の永久寺に葬られたが、彼が死亡した八日に、親戚一同の者が相集り法號の相談中に、孫の文三さんが、一枚の唐紙へ何やら書いたものを取り出して、これはお祖父さんが地獄へ遊びに行く時の名だと言つて私に話した事があると云つたので、それを見ると、曾て朝鮮の憂國家金玉均氏が、魯文のために書いた「佛骨庵獨魯草文」の七字であつた、これに居士の二字を加へて、彼の法號としたといふ。

また一同の者が柩を送つて永久寺の墓地に到つた時に圖らずも一個の石碑を發見し、その碑面を見ると表に、「佛骨庵獨魯草文」の七字、裏に「遺言一切空、財產無一物」の十字が勒してあり、碑中に觀音の小像が刻み込んであつた。素より未亡人さへ此事の次第を知らなかつたので、近傍の石工に其誂へ主を問合す、とこれは一二年前に魯文自身がやつて來て注文して置いたものである事が判り、魯文は其頃から、餘命幾何もない事を知つて、豫め準備して置いたのだらうと、其の早手廻しであるのに驚いたと云ふ。

魯文と號した由緣は、師の花笠魯介（文京）の、魯と文とを併せ用ひたもので、英と名乘つたのは花笠と云ふに因んだのだらう。

魯文の主なる著述

魯文の著述は頗る多いが、その中で比較的に世に持囃されたものを擧げると、

安政見聞誌
操松月景情
金鈴善惡譚
薄綠娘白浪
朧月猫眼鬘
春色巽八景
東紫哇文庫
玉菊物語
當九字萬倍曾我
黄標製戲作根元
漢土手本唐人藏
猿馬鹿三番相
浮世見物左衞門
太平氣樂舌卷物
狼狽舞足豆蒔
粹興奇人傳
弓春張月廼夕榮
駄酒落早指南

滑稽富士詣
男達吾褄花川戸
假名手本忠臣藏
金毘羅利生傳記
細選記
浮世日鏡
當寫殿下茶屋聚
萬國人物圖會
子寶習字帳
童繪解萬國噺

明治以後の作品は

報讐殿下茶屋聚	明治元年
假名讀八犬傳	同
萬國航海西洋道中膝栗毛	三年
松飾徳若譚	四年
牛店雜談安愚樂鍋	同

河童相傳 胡瓜遣	明治五年
西洋器會	同
倭國字西洋文庫（やまとかななぽれおんいちだいき）	同
大洋新話 蛸之入道魚說教初篇	同
三則教の捷徑	六年
世界都路	同
佐賀電信錄	七年
横濱往來	同
現今支那事情	八年
格蘭氏傳倭文賞（ぐらんとしでんやまとぶんしやう）	明治十二年
高橋阿傳夜叉譚	同
戀相場花の夜嵐	十三年
滑稽膝車	十五年

魯文の諷刺
苦界の文盡

大道髷藪前本田　　明治十六年

名も鬼薊 毒婦の行末　　二十二年

魯文が如何に諷刺の才に富んで居たかは、「西洋道中膝栗毛」、「河童相傳胡瓜遣」を讀む者の誰もが、首肯する所であるが、更に「苦界文盡」を讀めば、一層その事實を發見する。その「苦界文盡」は、「娼妓評判記」の卷頭に掲げられたもので、福澤諭吉の「世界國盡」をもじつたものである。如何に彼がパロデイーの才に秀でゝゐたか、その一班を窺ふに足るであらう。

世界國盡　慶應義塾
福澤諭吉著

苦界ふみ盡　契應妓塾
福澤魯吉著

發端

世界は廣し萬國は
おほしといへど大凡
五に分けし名目は
「亞細亞」「亞弗利加」「歐羅巴」
北と南の「亞米利加」に
堺かぎりて五大洲

苦界は憂し間夫客は
多しといへど大凡そ
五に分けし町目は
揚屋角京新町と
西と東の江戸町に
境かぎりて阿茶屋洲

大洋洲は別にまた
南の島の名稱なり
土地の風俗人情も
處變ればしなかはる
その樣々を知らざるは
人のひとたる甲斐もなし
學びて得べきことなれば
文學に遊ぶ童子へ
庭の訓の事始
まづ筆とりて大略を
しるす所は
亞細亞洲
圓き地球のかよひ路は
西の先にも西ありて
まはれば歸るものとの路
環の端の際限なき
「大平洋」の西の方
「亞細亞洲」の東なる
我「日本」を始とし

大全盛は別にまた
皆呼出しの名稱なり
歌妓の風俗新造も
禿かむれば氣が變る
その華麗を知らざれば
意氣な人たる甲斐もなし
迷ひて得べき廓なれば
紋日に遊ぶ壯夫へ
茶屋の案内の戀馴染
先づお手とりて穴端を
記すところは
阿茶屋洲
二六時中の通ひ路は
客の先にも客ありて
登樓れば歸る廓の道
田町の果の際限なき
大音寺前土堤の下
お茶屋業のせはしなさ
唯一罎を始めとて

西の方へと船出して
其の國々を尋ぬるに
支那は亜細亜の一大國
人民おほく土地廣く
みなみに「印度」北に「魯西亜」
東のかたは「大平海」
瀬戸を隔てゝ「日本國」
九州肥前の「長崎より」
「支那」の東岸の「上海」へ
海路僅に三百里
蒸氣船の旅なれば
十日の暇を費して
往て歸るに餘あり

妓樓の方へと送り出す
其筋々を尋ぬるに
華奢は阿茶屋の一大客
人品もよく諸事濃く
服装も吟じ着たは羅紗
茶屋しゆの沙汰はおいら人買ひ
人をおだてゝ滅法徳
常住無心の長艶書より
茶羅の日　しの定使ひ
文賃わづかに三百文
女郎さんの文なれば
商家も暇も費して
抜けて通ふも間々にあり

河童相傳　胡瓜遣

この書はまた福澤諭吉の「窮理圖解」を假用した戯作である。全二冊で、例の河鍋曉齋の畫で、萬笈閣版である。

「訓蒙窮理圖解」を取り入れたのは、たゞその目次ぐらいの輕い程度で、内容は全く別趣向である。式亭三馬

の作品に能く見られるやうな一個人の獨白から成つてゐて、對話は極めて少ない。今この二つを比較して見ると

第三章　水の事
水は方圓の器に從て一轉平面
天然の湧泉（いづみ）人工の水機（からくり）皆此理

第四章　風の事
空氣日に照らさるれば熱して昇り、
冷氣これに交代して風の原となる

第三章　水の事附り　狂の故心
狂氣（きちがひ）水は酒甕の器に從ふ一樣赤面
上天の美祿養老の湧泉も强飲は忽地此理

第四章　風の事附り　柳橋の春風
男子色に迷へば熱して逆上
煩腦凹より湯氣を發して浮氣の風の原となる

尤も彼が新しい明治の社會相に對して鋭どと諷刺のメスを揮つたと云つてもそれは何も彼自身が、明に自覺しての諷刺ではないのである。

彼が三馬一九より受けて來た諷刺が偶然的に明治維新と云ふ一大變革に際し、新しい社會を舞臺としてこれを描出する樣になつて、自然的に諷刺となつて現れて居るのであつて、何も其の諷刺の筆が、新しくて鋭どく違つた文明觀の上に立つて違つた角度からなされたものでは決してないのである。その諷刺の味は依然として、三馬一九的なもので舊態のユーモアである。

魯文の代表作

「西洋道中膝栗毛

總生寛

西洋旅案内

魯文が其の諷刺のより所としたのは、福澤諭吉を始め、その當時の新しい學者の著書による所が多い。

「一方小說家又は戲作者と稱する德川氏末季より傳統した者には、多くは舊稿を繼續して、新たに小說若くは戲作の上に新生面を開かふとする者が至つて少いが、唯一人假名垣魯文があつて、機を見ることが鋭敏であつたと見え、巧みに福澤諭吉に追隨して「西洋事情」あれば「西洋道中膝栗毛」を出し、「窮理圖解」を出せば「胡瓜圖解」を出し、その小說——小說と云ひ得なければ讀み本——にも、その時々の出來事即ち高橋阿傳の如きものを出して、明治初年の文學界——之を文學と云ひ得べくば——を飾つて居たのであつた」(東京新繁昌記に據る)

彼の重なる代表作に就いて解說を施して置かう。

萬國航海 西洋道中膝栗毛

本書は明治三年に初篇を出したもので、萬笈閣版である。十一篇二十二冊迄は魯文の書いたものだが、十二篇からは總生寛の筆に成るもの。魯文は福澤諭吉の影響の下にこの書を成したもので、それは慶應三年に刊行された「西洋旅案内」である。

また同じく福澤諭吉の、慶應元年刊、「西洋衣食住」からも多大なる影響を蒙つて居る。

その上に二篇に「友人砂燕子先年佛蘭西の博覽會に至り彼國の風土大概を得たり故に彼人の一夕話聊耳底に止めたるを柱礎として此書を綴りかけたれど」とあるから、外國から歸朝した友人から聞き傳へたる事をも參考にしたのであらう。明治六年、岡丈紀が、この「西洋道中膝栗毛」を模倣して「浮世機關西洋鑑」を著した。

その序文は

「元祖十返舍一九が作なる道中膝栗毛の初編刊行なりて世に流布せしは享和二壬戌歳の春にして當年を去る

こと既に六十九年に及べり滑稽の妙逆旅の寄至れり盡せりと雖所謂流行遅れの類に落目今の形勢に比すれば、人情齟齬することのみ多かり是に次て二世三世の一九等が膝栗毛あれども時は文政と隔たり弘化嘉永と遠退きたれば、今はむかしとなりしなり僕年來戯作の筆に口を糊せど滑稽の道に疎く笑語頗る不可にして斯る稗史を綴らんこと世の嘲りを招くに似たれど活計を如何せん、

趣向新奇を競ひ標目未發なるを可なりとするが故に彌次北八の三世の孫等外國廻りの滑稽をもて此稗史の大意としさらに題號をも西洋道中の目あり遮莫僕が文盲なる書は草冊子の外を讀ず何ぞ學ばん異邦の事情然れども文物盛典の徳たる近世福澤先生を始め諸々の洋學先生が著述されし飜譯の書をだしたまへばその階梯にとりついて大略お茶を濁すものなり杜撰疎漏は稗官者流の性來なれば必ずしも論じて意中をそこなふを恥書くことを平常とすれば恥と思ふ事はあらじ嗚呼自己ながら達者なる哉」

魯文の此の作は云ふまでもなく、彼の十返舎一九の、「東海道中膝栗毛」を模倣して成つたものである。所々に福澤の名が見えてゐるのは、福澤の著書の影響を雄辯に物語るものである。

「いやさところが其きたねえ物が極たつといといふ譯はたつた今當人から聞たのだし西洋の原書でも見ておいた嘘なら近頃出版する福澤本（東京の俗間西洋のほんやく書をさして福澤本と唱ふ先生の功大なりといふべし）にも出て居るから論より證據讀んで見なせえ、」

西洋道中膝栗毛　第五編下

滑稽富士詣

（同行笠 名所杖）滑稽富士詣　假名垣魯文戯作、一孟齋芳虎狂畫、芙蓉堂刊。

これは魯文の出世作で、この作に依つて讀者も始めて彼の非凡な滑稽の才を認め、彼を呼んで今三馬と稱するに至つた。

牛店雜談 安愚樂鍋　一名奴論喧

明治四五年ごろから大流行の牛肉店を舞臺にして、且つまた魯文一流の諷刺の鋭いメスを揮つて、社會各方面の凡ゆる人物を登場させて、各々に說話せしめ、當時の風俗人情の委細を盡した、魯文作中の一大雄編たるに背かないものである。

滑稽道中膝車　十册　明治十五年　萬笈閣

初編卷頭に左の敍がある。

「蜘蛛の一葉に乘て、水上に浮ぶを眺め。創て舟を造りしとか。さも有なん。蝸牛の打續いて、這歩くを看て。車を作りそめしとか。後人が附會の戲話。新發明の往古は知らず。舟車の往來は運般の便利。人智の進步に隨ひて。珉江の小舟も。楚河に浮べて傳馬に換え。海に親船。灘には汽船。（以下略す）

干時明治十五年十月初旬東京京橋區本材木町第三佛骨庵中の南窓に机を向け塵埃深き處に序す者猫々道人

假名垣魯文痴叟印

本書は文久年間に出して非常な好評を博し出世作となつた。滑稽富士詣と內容全く同じものである。

この「滑稽道中膝車」第十編の大尾に假名垣魯文著述目錄が擧げてある。今參考までに記すと、

首書繪入　世界都話　巻菱譚書 惺々曉齋畫　全部半紙本　七冊

地球上六大洲各國の事情都府の景狀名所舊跡等を擧て我國從來の都路紀行に倣ひて綴れり躰裁雅俗を混交し童蒙婦女をして萬國の形勢を知らしむるに倦さらんことを要とし首領書に繡像を加へたる一大新書なり。

萬國航海　西洋道中膝栗毛　全部中本　卅冊

浮世機關　西洋鑑　門人岡丈記著述　全部中本　二冊

滑稽道中膝車　合本中本　十冊

娼妓評判記　慶應三年版、二百部に限定して印刷したもの。その初編に、福澤諭吉の「世界國盡」に倣ひ、契應妓塾福澤魯吉と名乘つてものとした絶好のパロディーとして才腕を窺ひ知る事の出來る「苦界ふみ盡し」がある。

草双紙

操松月景清（みさをのまつつきのかげきよ）　安政四年の春、呉服町の槌屋茂吉方から出版した三冊物の草雙紙で、挿繪は一專齋芳幾筆、この書は在來の著書が切附本であつたのに比べて、製本も美麗で、評判も能く魯文の名を賣り出した出世作の一である。

東紫蛙本庫

東紫蛙文庫（えどむらさきはうたぶんこ） 又は東紫端歌文庫とも稱する。文久二年に初編が刊行された。一專齋芳幾の挿繪である。全六冊物。

東紫蛙文庫に魯文作の左の廣告が掲載されてゐる。參考までに記すと

玉菊物がたり　魯文作國綱畫

繪姉妹姿見草紙　魯文作國芳畫

梅春霞引始　三編讀切、魯文作國周畫

假枕巽八景　二編讀切・魯文作國周畫

蓬萊嶋臺延壽盃 傀儡師（くわいらい）　魯文作國綱畫

假名手本忠臣藏に左の廣告が掲載されてゐる。

當寫殿下茶屋村　鈍亭魯文綠歌川國貞畫

當九字萬倍曾我

當九字萬倍曾我　　假名垣魯文作、挿繪は一雄齋國輝が畫いて居る。竹柴清治校合とあり、慶應三年に初編が出て居る。

假名手本忠臣藏

假名手本忠臣藏　　榮久堂版、全二編、慶應三年に初編が刊行された。菊亭文里（假名垣魯文）譯、歌川國輝畫とある。忠臣藏清書雙紙とも書してある。

魯文の東紫蛙文庫の初編に左の廣告が掲載されてゐる。

〔浪輝黄金鯱（なみひかるこがねのしやちほこ）〕　三編讀切、朝霞樓芳幾畫、瀬川如皐、山々亭有人、惠齋芳幾、梅素玄魚、松湖交來、假名垣魯文、河竹其水合作とあるが、その松湖交來は恐らく武田交來の別名であらう。東紫蛙文庫の本文の最後に脩書交來と記してあるが、これ又後の武田交來であらう。

一代記物

男達吾嬬の花川戸　　鈍亭魯文作、一容齋直政畫、安政四年上下二編、例の幡隨院長兵衞一代の事を綴つたもの。

春色巽八景　　假名垣魯文作、一鶯齋國周畫、全二編で文久四年刊の草双紙。

金毘羅利生傳記　　一冊、例の田宮坊太郎の事を書いたもので、鈍亭魯文鈔錄、國芳娘登里畫とする、安政四年の刊行。

血達摩一代記　假名垣魯文元稿、二世笠亭仙果綴合とある。上中下三卷の草双紙で、例の細川の血達摩、大川友右衛門の事を綴つたもの、挿繪は一梅齋芳春。慶應年間の作である。

高橋阿傳夜叉譚

緒言

去る明治九年八月二十六日の夜淺草御藏前旅人宿大谷三四郎方にて後藤吉藏を殺害なしゝ毒婦高橋お傳の事跡は其口供に因て渠が履歴顚末の概略を知るに足るを以て諸新聞此に基き各記者筆を採て長談數回に及ぶと雖も彼口供の如きは奸婦が狡才詐欺をのみ旨とし現に明々たる法庭を暗冥さんとするに有て遂に其實を告ぐるに至らず然れ共官の明鏡毒婦が胸裏を認定るの證を擧審判決て同十二年一月二十一日東京裁判所にて左の如く申し渡されたり。

郡馬縣下上野國利根郡下牧村
四十四番地平民九右衛門養女
高橋おでん　二十九年二ヶ月

（中略）罪案此如なれば諸新聞に掲載所は毒婦が奸舌の虚に基据て其實際を得る物ならず各記者も亦此を知りて附言あり他日必ず確報に因て再記すべきを證す本編は略その實に近きを探り條々聊か文飾して男兒婦幼の勸懲の一端に供ふるのみ」とある。

本書は際物として見る時に、魯文が代表的傑作であると云ふ事が出來る。お傳が後藤吉藏を殺したのは緒言にも有る通り明治九年八月の事で、十二年の一月に死刑となつた。其の當時の新聞はこれをデカ／＼と書

き立てお傳の寫眞や錦繪なども賣り出され、大評判であつた。これを當込んで、兩國横山町の辻文の註文で、お傳の所刑後一ヶ月足らず、二月に、この「夜叉譚」の初編を發行したのである。お傳に關してはこの外に、岡本起泉の（其名も高橋毒婦の小傳）東京奇聞が出たので、辻文では賣行の關係上出版を焦り大急ぎで矢つぎ早に出し、この書も評判よく、四五千部を賣つたと云ふ事である。

格蘭氏傳倭文賞

米國前大統領グラント將軍が明治十二年七月東京へ來遊し、市民は上野公園で歡迎會を開くなど大評判であつた。これを魯文一流の當て込みで俄に書き上げた、上下九冊袋入りの合卷本で、これ亦なかなか好評を博したといふ。

安政見聞誌

安政見聞誌　三冊、安政二年の刊行、一世一筆庵英壽と魯文との合著、公儀への許可を得なかつた爲、版元と英壽とは手鎖となつたが魯文は署名しなかつたので危きを免れた。

手引案内書

西洋料理通　假名垣魯文、明治五年の刊行、例の河鍋曉齋の挿繪が頗る異彩を放つてゐる。卷頭に魯文の敍がある。

「人生健康ならざれば報國の志よわく、年齒長生ならざれば勉勵の業強からず。健と壽との二つを保つや所謂命は食にあり。自今文命の食席　進み、初めて地球の食卓に併飛亭各國酬酢の大宴を開きしより大牢の滋味を知り、肉食の鹽梅を占て此料理通の翻譯成れり。時なる哉釋氏定規の獻立崩れ、空理の精進一洗せり。蛸の入道、芋喰僧正帝都の外に說教すとも其生臭きの憚りな九、自今神州の蒼生たらんに恥る色なからざる

べし、背かざらめや、報はざらめや

明治五壬申歳秋　　假名垣魯文誌

この本は外國語に通じない魯文の事であるから、人の聞き傳へや、横濱在留の外人方にゐるコックの手控へなどを本に書いたものであらうが、可成り實際的に西洋料理の調理法を説明してあるので、相當參考となつたであらう。とにかく本書は魯文の述作としては全く方面違ひのものであるが注目に値する本である。

○第百八等、蜜柑（オランヂホフディング）成分の品、

蜜柑六つ、上砂糖半斤六、卵の黄分、百四等の品二斤、

右製法

一、蜜柑の皮をとりて皮共に細切にし、但し種を去り其汁をしぼりて其實を去り汁と卵の黄分と細切の皮混合して又これを百四等の品に混和しこれを靜に烹ること三時。

粹興奇人傳　　假名垣魯文
　　　　　　　山々亭有人合輯

春廼家幾松校合一惠齋芳幾畫、全一冊で、文久三年刊行せられたもので、其當時大いに流行した三題噺を轉錄したものである。收むる所、二十三人、二十三の話を載せ、各人の略傳を、その繪と倶に載せてある。先づ、假名垣魯文を始め、山々亭有人、瀨川如皐、河竹其水、山閑人交來、柳亭左樂、梅素玄魚、三遊亭圓朝、春風亭柳枝等が載つてゐる。

魯文の戲作に對する態度は其の「西洋道中膝栗毛」第三編自序に最も能く現れて居ると思ふから、長いも

のであるが、こゝにその全文を載せて見ると、

「戯作者と娼妓は。虚誕が誠實で眞面目が妄語なり。不倫なき草史へ正史の摸擬。字義の分らぬ漢語の聲色。解せぬ唐詩の鸚鵡石は。彼娼婦が遊郎に對接て。篤實な談話をするに等類く。住境からねば興薄し。去頃亡者の蘇生りたるに。不計地獄の新聞を得たり。乍は中興戯作は聲價ありし。京傳馬琴三馬一九の諸大人等。黄泉に羇旅しをり。妄語の辜水滸源氏の古例あれば。忽地修羅の道場へ。追墮されて閻羅の廳に。後世三世啞に爲すべしと。罪狀の澤定しに。曲直の判然りし一個の冥官。重議に及ぶやう。元來戯作の戯の字を分てば。虚に才を合せしなり。是招牌に僞なき虚が實の譬喩方便。事を凡の近に取。義を勸懲に發するものから。婦女童蒙に教示の一偶。是等の有益を罪として。渠等が舌を抜ときは。閻羅王とは貴親族なる釋迦世尊から抜ねばならず。此以後戯作者の虚談。傾城の妄語は。罪の箇條を除くべし。古今文明開化の娑婆に。倣ひて地獄の舊弊を。一洗せずんばあるべからず。莫遮彼等が著述の中に。罪と爲べきもののなきに非ず。京傳は骨董集に事實を擧典故を訂せし。其罪至つて輕からねど、黄表紙茶表紙の功徳により。相半々々にして帳消なり。一九は道中膝栗毛に。罪なき虚の功徳を累ども。根が狂言記を依然生獲。自己臆見し趣向のやうに、世を欺きし故をもて。馬頭の馬漢と爲こそよけれ。馬琴は其業の戯の字に反き。聊學問のあるに誇り。隨處て理窟を陳列。兎角に古書の誤謬を辯じ。玄同放言なんどゝいへる。高慢臭き書を著し。俗を驚愕せし大罪あれば。此奴こそ舌をも抜べきはずながら是も亦。因を推果を説たる功徳によりて勸懲の抜道へ放逐すべし。三馬は眞の戯作者にて。筆頭虚中に實地を穿つ。人情世態滑稽洒落。人情の巣穴を捜し得たり。偶老實な物語を。著述せしかど文中に。例の句調の粗顯はれ。笑語に落入れば。讀者決して眞書とせず。此個こそ極樂と。地獄の經界賽の河原に送り遣て。幼童の師傅をさすべきなりと。理非分明に裁判せし

とぞ。此新聞の說に因れば。漢中紫姬の取沙汰は。支那學士と賣僧の妄說と。悟るものから博識ぶりて。正史を引ず放言題の。虛を實の西洋栗毛。罪は作らぬ戲作者朴訥。近來人車の覆るを見て。馬車の誡とする類になん。」

魯文の勢力

假名垣魯文の作に就ての是非は別として、明治初期文壇に聲威並ぶものゝなかつた事は次の一文で判る。

「當時戲作者といふものがいくらか幅を利かして居り、傳統的な習慣を維持して居たのである。例へば假名垣魯文といふ人は、古い脈を引いた最後の戲作者とも云ふべき人であるが、戲作者となつて世に立つためには一度はこの人の門をくゞらねばならなかつたのである。而も師弟の關係を結んで、魯の字か文の字を頂戴してそれを名につけねば文壇に立てぬといつた風な習慣が存在して居た。（以下略）」

（明治文化發祥記念誌）

魯文の功績及び文藝史上の位置

魯文の功績及び文藝史上の位置に就ては、次の坪内逍遙博士の一文が最も眞相を言ひ盡して居ると思ふ。即ち

「只聊か後の我が近世史家のために注意を呼んでおきたいのは、此過度期の代表作家中の主要者としての魯文と二世春水に關しての事である。明治二十七年に六十五歲で死んだ魯文は既に安政年間に名を成してともかくも明治十八九年頃まで活動を續け、種彥張の草双紙をも書く、三馬、一九式の滑稽本をも作る。馬琴風の讀み本をも間に合せる。「安政見聞誌」のやうなものも綴る。其上「假名讀」、「いろは」二新聞の創立者でもあり、「猫々奇聞」、「魯文珍報」、「猫酒落誌」等の主筆者でもあり。藝妓を猫、九代目を團洲、新史劇を活歷と命名した名附の親でもあつて、たとひ低級の譏りは免れないとしても、其多方面の點に於

て、又其巧妙に此過渡を泳ぎ拔き得た手際に於て、優に戲作文學系の第一人者たる資格がある。草双紙の作者であつた爲、習慣的に通俗の秘訣を心得て居たのであらうが、「太政官日誌」式の漢文讀み下し本位の七むづかしい文章が一般となつて居る時、文壇に傍訓附き、平假名本位の新聞紙を發行して、暗に福澤の漢字節減論に聲援を與へたと同時に、期せずしてゞはあるが、後の口語體新聞紙の先驅となつたなども、彼の機才の一例である。（中略）何でもかでも當意即妙、一氣呵成にやつてのけた其縱横の文才も決して馬鹿には出來なかつた。（中略）

齋藤綠雨は彼れの最晩年の門人の一人であつたのだが、實は私の如きも、明治九年に初めて東京へ出た當座には人を介して彼れの弟子にならうか知らと、ふら〳〵と思つて見た事もあつた。それくらゐ、其頃は有名でもあり優勢でもあつた。」

山々亭有人

三　山々亭有人

新聞記者である。通稱は傳平、採菊山人と號した。天保三年九月一日、江戸に生れた。幼少から商業に從事したが、性來文雅に志篤く、壯にして文事に身を委ね、戲號を賛々亭、山々亭有人と號した。また別に弄月庵、東籬園などの戲號で著したる雜書小說も亦尠くない。明治維新後福地源一郎と倶に東京日々新聞を興し、後十九年やまと新聞を創設し、自らその社長となり、傍ら紙上に小說を書いた。また東京府會議員及び神田區會議長を勤めた事がある。晩年は專ら劇評に筆を執つたが、三十四年七月頃から宿痾の心臟病が次第に重り、遂に翌三十五年一月廿四日府下北豐島郡日暮里村の自宅で歿した。時に年七十二。辭世がある。「いざ行かん老曾の森の雪の道むかしの人の跡を踏みつゝ」

著書は頗る多く、明治以前には「お七橘三花曆封じ文」、「鶯塚千代の初聲」、「春色玉襷」、「春色戀廼染分解」

等を始め、多くの名作を殘してゐる。何れも流麗優美な文で綴つてあるが、唯結構布置が常に類似してマンネリズムに陷つてゐる。彼も二世春水、萬亭應賀、三世種彥、と同じく江戸時代時代の生殘り作家で、微塵も明治色のない作家である。

尙ほ明治以後に發表した主なる作は

柳陰月朝妻	元年
藪黃鶴八幡不知	同
阿玉が池櫛月形	同
假名讀太閤記	四年
いろは節要	同
池園もの語	六年
折枝の梅ヶ香	同
初東風	同
小稻出來秋	同
殘花憾の葉櫻	二一年
とりかへばや	二二年一月
月と雲雨面鏡	同年

四　二世爲永春水

二世爲永春水――は對馬宗家の藩士で、本名は染崎久兵衞、諱は延房。文政六年江戸で生れた。壯年の頃

一世爲永春水の門に入つて春笑と號した。一世春水の歿後、その後を嗣いで二世春水と號した。明治十九年歿した。時に年六十四。著作の主なるものは、

北雪美談　時代加賀實　嘉永八年——明治八年
閑窓瑣談
雜談雨夜質庫　明治六年
薄俤幻日記　七年
新編九尾傳　同
厚化粧萬年島田　同
東京開化膝栗毛　八年
報國大和魂　同

五　萬亭應賀

萬亭應賀評傳

萬亭應賀は通稱を服部長三郎と呼び、文政二年に生れた。弘化の初めより合卷の戯作に從事した。就中「釋迦八相、倭文庫」は傑作で盛んに世に行はれた。後數十種を出版した。明治二十三年八月三十日歿した。時に年七十二歲。

草雙紙作書

應賀は純然たる草雙紙作家であるが、明治に入つてからの作には殆んど見るべきものがない。生活のためかどうかは知らぬが、無茶苦茶に書きなぐつた傾向がある。

著作

應賀の明治中に於ける主なる作は

大鈍托新文鬼談　五年五月

豐稔五穀祭	五年五月
聖人肝潰志	同
天上大珍事	六年一月
驕人必慄管	七年
寄樓牛化通	同
虫類大議論	同
馬鹿につける大妙藥	同
金庫三代記	同
近世阿幾禮墓	同
太郎兵衛水掛論	同
日本女教師	同
權兵衛種蒔論	同
異形異物各覽會	八年
吃驚徵面箱	同
馬鹿大妙藥	同
於拔箱	同
味噌摺男	同

六　三世種彦

三世柳亭種彦は、通稱を高畠藍泉と云ひ、名は政、幼名を瓶三郎、柳亭種彦はその戯作名で、別號を轉々堂、又足薪翁とも號した。轉々堂と云つた由縁は、その居所を四十數回も轉々と移轉したからである。天保九年淺草七軒町に生れた。家は幕府の小吏であつた。彼も幕末のデカタン空氣に浸つた一人で、御多分に漏れず遊蕩の限りを盡し、慶應の初年家を弟に讓り、畫を松前の藩士高橋波藍に學んで藍泉と號した。維新の際は佐幕黨であつたと云はれてゐる。明治五年日々新聞創刊せらるゝや、日報社に入つて編輯に從事し、又繪入新聞を起した事がある。明治十八年十一月十八日に歿した、時に年四十八歲。理窟から云ふと彼は二代目柳亭種彦である可き筈だ。卽ち初代種彦の娘から印を讓られたのであるが、笠亭仙果が二代目種彦を潛稱したので、止むなく三代目種彦を襲ぐに至つたものだといふ。門人には右田寅彦がある。

三世種彦の明治中に於ける重なる作は

怪化百物語　明治八年
梅柳新話　明治十一年
巷說兒手拍　十二年
松之花娘庭訓　同
櫻鄉餘談　十三年
走書玉章の薄壽美　同
隱明露都寄　十四年

松村春輔

著書

晝夜帶加茂川染	十六年
怪談深閨屏	同
三巴里の奇說	同
花見譽片腕	十七年
女天髷操鏡	十八年
黑白染分手綱	同

七　松村春輔

松村春輔は長州の人で、その經歷は詳でないが、維新當時の社會相を種に、明治八九年頃に、櫻田事件、彰義隊、會津籠城などを種に歷史小說めいた物を著した。別に松邨漁夫、または櫻雨山人、櫻雨園主人とも號した。

從來春輔と松村操は混合されてゐたが、春輔は長州の人、操は信州柏崎の人、國學に關する著述が多く、全然異つた行き方をした人である。

明治初期文壇で春輔は、實錄小說で優に一頭地を拔いてゐる。著書の主なるものは

復古夢物語	八年
春雪奇談 近世櫻田記聞	八年
開明小說 春雨文庫	九年
日月星享和政談	十一年

假名手本忠臣藏	同
落花情談　春風日記	十三年
朧月夜花の唇	十四年
抱腹奇語初編	同
轉猫座敷の嗜	同
昇平鼓肢　三府膝栗毛	同
聞多風流西洋床	同
人情談　蜀魂雲井一聲	十六年
二十年間　實事新話	同

久保田彥作
默阿彌門下の狂言作者
歌舞伎新報

八　久保田彥作

久保田彥作は默阿彌の門下で、四天王の一人である。幕臣の家に生れ、相當の教育を受けた。五代目尾上菊五郎が市村家橘と云つた頃、その附人作者となつて村子柑と號した。後村岡幸次郎と改め、一時斯界を遠ざかつて居たが、明治八年頃から默阿彌の門に入り、竹柴幸治と號して狂言作者となつた。後明治十二年歌舞伎新報が發刊さるゝや、その主筆となつた。次いで歌舞伎座に入つたが、九代目團十郎や櫻痴と折合がつかず、不遇の中に明治三十一年一月三日歿した。時に年五十三。

狂言作者としては纒つた作に、中村雁次郎のために書いた「箱根產雁皮玉章」がある。

尙ほ「私の見た明治文壇」から彥作の小傳を拔書して見ると、「此人は魯翁の純門人ではなかつたかも知れぬが、魯文翁から引立てられた人、假名讀新聞の記者となり、明治十一年には「鳥追阿松海上新話」と題

する草雙紙體の小說を著して居るが、是れが恐らく新聞に出た續き物で更に單行本として刊行された嚆矢であらう。後明治十五年に時事新報が創刊された時、雜報記者として聘せられ、又「歌舞伎新報」の編輯にもたづさはつてゐた。本業は狂言作者で竹柴幸治と云ひ、新富座を退いた後は赤坂田町に待合を出し、自分は茶の師匠をして居たとの事であるが、明治三十一年一月三日五十三歲で病歿した』とある。

著作

彥作の著作の主なるものは

菊種延命袋　明治十二年
浪枕江の島新語　十三年
荒磯割烹鯉鱠　十四年
室町源氏胡蝶の巻　十四年

脚本

二世種彥の後を享けて書き續けたものである。尙ほ脚本には前記「箱根產雁皮玉章」の外に、「夏仕入双單衣地」(明治二十二年七月)がある。

島追阿松海上新話

島追阿松海上新話　假名垣魯文閱　久保田彥作著

毒婦物随一の名作

假名垣魯文の主宰する假名讀新聞に連載されたもので、單行本として公刊されたのは明治十一年一月である。「夜嵐阿衣花廼仇夢」、「高橋阿傳夜叉譚」と共に、明治初期の代表的傑作である。全九冊、周延の挿繪である。魯文が序を附して居る。

鳥追阿松海上新話初編序

「我假名讀新聞第五百四十號、客歳十二月十日を以て、始めて雜報欄内に記載せし鳥追阿松の傳は、間々衆目に觸れ、喝采の聲價を得たる。操觚者の歡喜の餘りに、思はず筆を走たるなり、然りと雖も春霞、三筋と繫ぐ長物語は頗る本紙の本意に違へば、其概略を次號に揭け大團圓となさんと欲すを、錦榮堂の主人遺憾として、乞ふて其首尾を全くせんとす。原由は遙かに過去し、明治元年の春よりして、同く十年の冬に止る。溫古知新の大實錄、題して海上新話と號け、玆に三絃の緖を解くと云ふ。

明治十一年第一月　　假名垣魯文記

内容は勿論七五調、その文章は流麗で、且筋の運びが自然で、明治初期の騷然たる世相もよく描されてる。

文體

その一節

「漁舟の火の影は夜る波を燒くと、旅中の吟も初時雨、雲の行方も白砂に、光る濱邊の波打際、右は峨々たる崖づくり、磯馴の松の疎らに茂り、寄せては返す波の花、空も曇りて朧氣に、風さへ凪て薄ぐらく、後ろに見ゆる富士が根も、雪に積りて白々と、墨繪に寫す夜るの景、折しも北の岸づたひに、砂を蹴立て三枚肩で急がせる旅駕籠は、蒲原驛の問屋場と、しるせし灯も消え〴〵に、中にはそれといは猿が、庚申塚も打越て、見猿も簑を乾しげなる、松の梢に梟の、聲も聞か猿小夜嵐、軒場傾く掛額に、圓通閣の文字は見えれど、今は煤けて蜘蛛の、糸にからみし觀音堂の傍へにおろして汗を拭ひ、彼の三人の人足は、何れも宿で名

うての惡漢、下駄を並べて垂をあけ、「さぞ姉さん窮窟で有ましたらう」と、いへば一人が引とつて「親方からの言付に、大そう道を急いだので、中も定めて搖たらう。爰は濱邊で風もあり、ひやつとするのが體のくすり、急いで來たから約束の、爰が興津の宿の棒鼻」と云ふに阿松は駕籠を出て、草履を穿て四邊を見廻し……」

新社會相

本書中には當時の新社會相を描いてゐる所がなか〳〵多い。次の如きはその一例である。

「扨爰に阿松と吉藏は、いかなる御代に生れ合せ、果報は棚から落ちて來ると、下世話の譬と同じ事にて、昔が今に穢多非人と、蔑如せられし身分なりしが、此頃天下に布告せられて、華士族平民と婚嫁するとも、更にお構なしとの御沙汰は、其身にとつては最有難き僥倖とぞ思はれける……」

笠亭仙果

九　二代目笠亭仙果

二代目笠亭仙果は、本姓は篠田、通稱を久次郎と呼び、小説家で、笠亭仙果は戲號である。初世仙果の門人で、始め萬穀亭積丸と號し、深く假名垣魯文等と交はつた。多くの著書がある。明治十七年三月歿した。時に年四十八であつた。明治初年「月とスツポンチ」と題する滑稽雜誌を著はした。主なる作品は左の如くである。

著文

伊達評定讀切語　明治九年
松榮千代田神德　十一年
西南雲晴朝東風　同

綴合於傳假名書（とぢあはせおでんのかなぶみ） 十二年
雪月花三遊新話 同

一〇 柳水亭種清

柳水亭種清

柳水亭種清は今其の傳を詳にし得ないが、「三田村氏の調べに依ると、もと日蓮宗の坊主であつたのが、身持惡しく寺を逐はれ、默阿彌の門に入つて狂言作者となつたり、柳下種員の弟子になつて戯作の筆を執つたり、時には淫水亭と名乘つて可成りの春本も書いて居るといふ大變な男であつた。」とある。

明治以前の著作

明治以前にも多數の草雙紙の著がある。

糸緬時雨越路の一諷 初編二編
歌川國貞畫 安政五年
入船倭取楫 初編二編
歌川國貞畫 安政四年
いろは假名黄金の捺 六卷
歌川國貞畫 安政五年
小幡怪異雨古沼 國貞畫 安政九年
假名手本忠臣藏 初編二編 安政六年
きられ與三郎 浮世講談 初編二編
芳春畫 萬延元年

金瓶梅曾我賜寶　初編至三編
國芳畫　安政七年

小さん金五郎　梅雨濡仲町　三卷
國貞畫　弘化五年

報讐自來也物語　初編二編
國貞畫　安政四年

世界袷蝶々小紋　初編—三編
國貞畫　文久二年

蝶衛龜山染　初編—三編
貞國畫　安政四年

花摘籠五十三驛　初編至四編
國綱畫　安政七年

英皎うとひどふし　初編至三編
國貞畫　安政七年

晴模様染衣更衣　四卷
國貞畫　安政五年

戀夫帶娘評判記　初編至三編　國貞畫
文久二年至慶應四年

夢結蝶鳥追　初編至四編

芳幾畫　嘉永七年
義經千本櫻　初編至三編
國貞畫　弘化四年
（帝國圖書館目錄に依る）

其の明治以後の主なる著は
五人纖苦魔物語　明治十二年
豐時田釋漣新雁　同
奥州安達原　十三年
國定忠次俠勇傳　同
艶娘毒蛇淵　同
猛田姉妹新白石　同

尙この外に今其の傳を詳にし得ないが、明治初期に作を遺した人に左の如き人々がある。

一　村井靜馬

明治太平記　八年

一二 笑門亭福來

東京膝栗毛　七年

明治年間東日記　八年

一三 泉龍泉是正

小倉山吉村榮 昔日新話　明治十一年

西遊庚申通夜譚　十三年

鼠俵甲子眞聞　同

一四 長尾吉之助

西南阿曾の白浪　十一年

妻重野良振袖　同

一五 萩原乙彦

萩原乙彦は戲作者にして初め鈴亭と號し、旗本森宗兵衛の弟で、初名を森語一郎と稱したが、後故あつて萩原秋巖の養子となり、對梅亭と號した。戲作に從事し、二世梅暮里公峨と號した。戲作の外、歌澤節の作

をなし、歌澤能六齋と號した。明治十九年二月二十八日歿した、時に年六十一であつた。

新門辰五郎游俠譚　十二年

飜譯小說

第三節　飜譯小說

主なる飜譯小說

一　主なる飜譯小說

飜譯小說

明治初期から同十年までの飜譯小說はあまり澤山ないが、その主なるものは

明治五年

魯敏孫全傳　二　齋藤　了庵譯

明治六年

通俗伊蘇普物語　六　渡部　溫譯

明治七年

開化進步後世夢物語　二　上條　信次譯

西洋孝子流別奇談（クレチユール）　二　小林　謙吉譯

明治八年

開巻驚奇暴夜物語（アラビヤ）　二　永峯　秀樹譯

明治十一年

歐洲奇事 花柳春話　五　丹羽純一郎譯

新說 八十日間世界一週　二　川島忠之助譯

魯敏孫全傳

二　魯敏孫全傳

本書は嘉永の初め頃譯されて、「漂流紀事」と題して發行されたものゝ第一卷である。明治五年には假名垣魯文の「倭國字西洋文庫」があるが、飜譯とは云へぬものである。嚴密な意味の飜譯小說は、「花柳春話」を以て嚆矢とするであらう。從來小說と云へば、戲作に限られてゐたが、これらの飜譯に接するとその規模の巧妙、結構の複雜思想の豐富なことに舌を捲いて驚いた。譯文は漢文直譯體で、今日の飜譯物に比較すると、實に拙ないものであるが、淸新な空氣を當時の文壇に注入した事は確かである。中にはなか／＼珍奇な譯を試みて居るのも少なくはない。花柳春話第一章に、キッスと云ふ譯語に窮して、朱唇を一嘗と譯した如きはその一例である。卽ち、「アリスノ一隅ニ坐スルヲ觀テ以爲ク、今ヤ我ト彼トノミ、宜シク一話ヲ試ムベシト、乃チ曰ク、僕若シ幸ニ卿ガ朱唇ヲ一嘗スルヲ得バ、能ク安眠ニ就カンノミ。アリス袖ヲ以テ顏ヲ掩ヒ………」

花柳春話

飜譯小說とその影響

珍譯鮮からず

キッスの譯語

三　通俗伊蘇普物語

伊蘇普物語

渡部溫譯の通俗伊蘇普物語は、和綴本で全六卷であるが、第一卷には明治五年官許とあり、第四卷には明治六年官許、第六卷には明治八年十一月十三日版權免許とあり、明治五年から同八年までに順次刊行されたものである。每卷約四十篇、總計三百三十七篇の寓話が收めてある。其の例言に、『此度予が譯述せし此伊蘇

普氏の寓言譬諭は、徳教を婦幼に說示す經捷にて、いかなる村童野婦といへども、其事理を解し易き事、恰も我邦の落語に異らず、故に今其譯文をも易解を主旨として、原文の意に隨ひつゝ、俗言俚語にて書取たり。願くば看官唯其說話の有益なると、意味の深優なるとに注意して、猶又一層の分解を加へ、童蒙、說諭せらるゝ事あらば、予が本懐是に過ず。若夫行文の拙惡と譯中の鄙陋とを論駁するものあらば、大に譯人の意に違へりとす』とあるが如く、その譯文は比較的平易で、判讀に便なるものである。今その一例を再錄して參考に供さう。

例文

第四十一、燒炭人と暴布人の話

或燒炭人、小屋廣くして門部屋ありければ、外を通る暴布人を呼び、「チイ、吾舍に不用の部屋があるぜ。來て一緒に住ねえか」と云へば、さらして「夫れ難有、雖然汝と一處に住居てるたら、吾が折角暴した反物が直に又黑くなるだらう。是許はお斷りだ。」餘り異てゐる間柄は、心が中々合はぬものぢや。

尙、渡部溫譯には、この和本『伊蘇普物語』の外、これより先に出た英本『伊蘇普物語』(明治五年刊)があり、和本は英本を譯したものである。

イソップの飜譯

伊蘇普物語の飜譯は、古くは豐臣時代の文祿二年、天草の耶蘇會學問から出た所の「エソポのフワブラス」があり、降つては、慶長、元和、寛永、萬治に各々一種づゝ四種の活字本が出てゐる。共に三卷本で、萬治ののみが繪入で他と異つて居るのも面白い。

渡邊溫

渡部溫は天保八年に生れた。父は渡部重三郎(白鷗)と云ひ、長崎奉行組同心、下田奉行手附出役、海軍奉行普組、神奈川奉行支配調役等の諸役をつとめた人で、溫は幼名を銈太郎といひ、元服して一郎と改め、明治初年に溫故知新の句から採つて溫と改めた。幼少から父に伴れて、或は長崎、或は下田、或は神奈川と開港地を轉々し、自然外國文化に接する機會を得、最初蘭學に志し、後英學を修め、二十歲の時下田表御役

所書物御用見習を振出しに、幕府の下に洋學の研鑽講述に從ひ、維新後も新政府の下に引續いて英學の教授に當り、明治八年十月、東京外國語學校長に任ぜられ、明治十年一月同學校長を辭するまで、本邦教育界に貢獻する所が多かつた。

著書及び譯書

教育界引退後は市會議員、府會議員などの公職に就き、東京瓦斯株式會社、東京製綱株式會社等に關係し、明治三十年一月、病を得て一切の公職を辭し、遂に同三十一年八月歿した、時に年六十二。その著書及び譯者は、英文地學初歩(全一冊—慶應二年)、英文伊蘇普物語(全二冊—明治五年)、和文伊蘇普物語(全六冊—明治五年)、勸善喩道傳(著書)(全一冊—明治十年)等である。

四 西洋孝子流別奇談（クレチユール）

流別奇談（クレチユール）　小林謙吉

譯者は備中倉敷の人、小林謙吉で、全二冊、四六和裝木抜、大阪から出版されたものである。その凡例に「此書原書は西洋紀元千八百六十七年佛國出版チンレルドルフ氏の著す所なり。標號して「レクチユール」と謂ふ。今又是を抄譯して西洋孝子流別奇談と題名を附す。文辭は俚諺俗語を用ひ專ら婦女子童蒙にも通じ易からしめん事を要とす、云々」とある。

五 後世夢物語

後世夢物語　上條信次

本書は明治十一年出版の近藤眞琴譯の「新未來」と同一譯書で、譯者上條信次は信州和田村の人、曙新聞、東洋自由新聞にも關係した人である。

六 暴夜（アラビヤ）物語

暴夜物語

有名なアラビヤンナイトの飜譯で原書は英國タオスエンド版である。その小引に

小引

一、原書ハ「アラビアン・ナイトス」ト云ヒ、專ラ歐州ニ行ハレ、毎戸ニ藏シ、毎人讀マザルナク、讀ム者、爲ニ寢食ヲ忘ル、ニ至ルト云フ。

一、歐洲諸家、此書ノ出處ヲ論ズル一ナラズ。或ハ比耳西亞ト云ヒ、或ハ印度ト云ヒ、或ハ亞刺比亞ト云フ。然レトモ其材料トスル事物ニ至リテハ、盡ク古書中最モ古キ者ノ中ニ證ヲ取ルベク、其風俗思想宗教盡ク回教ヲ宗トセルハ諸家ノ一致スル所ナリ

譯文は第一冊は片假名交りで硬く、第二冊は平假名で柔い文章である。

第二冊の（富商並鸚鵡の傳）

昔し富商ありけるが美婦を娶り、夫婦最(いと)睦じく霎時(しばし)の程も離るゝに忍びざりしが、避くべからざる事出で來り、旅立つことゝなりけるに、富商は其性嫉妬深ければ一策を案じ出し、市頭に一羽の鸚鵡を購うたり。此鸚鵡は希世の名鳥にして、一回見たることは日を過ぐれども强記(おぼ)え、問ふ事あれば答へざることなきの美質あり、云々

第一冊の（驢牛雇夫の寓言）

昔シ一人ノ富農アリ、許多ノ庄園ヲ所持シ、所々ニ草屋ヲ構へ、内ニ各種(イロイロ)ノ家畜(イヘカヒケモノ)ヲ飼ヒ、農夫ヲ雇テ之ヲ守ラシメタリ。此富農ハ不思議ニ禽獸ノ語ヲ解スルノ術ヲ得タリ。初メ此術ヲ傳ハリタルヤ、其聞タルコトヲ以テ他人ニ洩サバ、其身忽チ死スベキノ誓ヲ立テタリ。或夏ノ頃トカヨ、云云

譯者永峰秀樹は當時有名な飜譯家で、本書の外に、ギゾオの「歐羅巴文明史」、「富田論」、「議場必携」等の譯である。

永峰秀樹

七 歐洲奇事 花柳春話

原著は「ポンペイ最後の日」を著し有名なロード・リットン著。かの「リットン報告書」で我が國を極度に憤慨せしめたリットン卿の祖父である。丹羽純一郎譯、服部誠一校閲で、全五冊、即ち本編が四冊、附錄が一冊でいづれも輸入本である。

原著者リットン

原著者リットンは、一八〇三年五月ロンドンに生れた。幼時から物を書く事を好み、一八二〇年『イスマエル、其他の詩』を刊行した。これが處女作である。爾後、小說家にして政治家を兼ね、非凡な才を以て能く英國文壇に位置を占め、小說、詩、戲曲など凡そ六十種に及ぶ文學的作物を發表した。政治家としては、ロード・ダービイの第二回内閣の時、殖民地大臣の榮職に就いた。一八七三年一月歿した。時に年七十一であつた。著書中有名なものは、パルハム（別名紳士の冒險）（一八二八年）、ポール・クリッフォード（一八三〇年）、ユージイン・アラム（一八三二年）、ポンペイ最後の日（一八三五年）、カクストン家の人々（一八五〇年）、不思議な物語（一八六二年）等である。

飜譯小說の濫觴

森田思軒は『花柳新話』をもつて、明治飜譯小說の濫觴とした。（「夜と朝」の思軒の序文參照）この書の原書は、一八三七年に刊行された「マルトラヴァース」と、一八三八年刊行の續篇「アリス」であつて、即ち第四篇の六十三章までが「マルトラヴァース（アーネスト・マルトラヴァース）」を譯出したもので、以後の六十四章から六十六章までの三章は、續篇「アリス」を抄譯したものである。卷頭に成島柳北の題言がある。

成島柳北の題言

即ち「（前略）余嘗テ航遊一年親シク看破シ來ルニ、彼我ノ情相契ス、毫モ差異無キナリ。頃日友人六石子、花柳春話、若干卷ヲ寄セ、余ニ一言ヲ題セシム、披テ之ヲ閲スレバ、英人牢度倫氏ノ原著ニシテ、丹羽純一郎氏ヵ譯スル所ノ情史ナリ。余瀏覽數日、甚タ樂メリ。定メテ知ル剞劂功竣ルノ日、江湖ノ情痴者流、

必ス叢テ倒シテ以テ爭ヒ購ハンヲ。而シテ固陋學士ハ、猶必ス言ハントス。情史世ニ於テ果シテ何ノ用ヲ爲スヤ、適マ以テ誘淫啓蕩ノ具ト而已ト。噫吾徒ノ情人、此ノ情界ニ生レテ、以テ情史ヲ讀ム、是レ亦造物主ノ賜ナリ。人豈草木ト同シカランヤ、花柳亦情有ルカ如シ。人豈花柳ニ如カサル可ケンヤ。世上ノ才子以テ如何トナス。試ニ卷首ニ書シテ以テ質ス。

明治十一年春日

文體

柳北仙史弘識於濹上柳暗花明書屋」とある。全篇六十六章、附錄十二章、計七十八章から成つてゐる。文體は新聞調の漢文直譯體である。假名は全部片假名を使用し、明治味の豊かなものである。今其の一部を掲げると、

例文

第二章、一死能ク可レ投ス二餌虎一

萬生且ツ恥ツ匹夫ノ勇

却テ說ク、マルツラバースハ大鐵箸ヲ右手ニ握リ、竊ニ主人ノ擧動ヲ窺ヒ、毫モ戒心ヲ怠ラス。此時樓上ニ語聲アリ。其音嘶ラカナラサルモ、亦男女ノ音聲ナルヲ知ル。蓋シ是レアリスノ竊ニ父ヲ諫ル時ナリ。久シカラスシテ語聲絕ヘ一家寂寞トシテ鼻息モ亦能ク聞ユヘシ。マルツラバースハ以爲ラク、今ヤ父子共ニ寢ヌ。速ニ戸ヲ開テ脫スヘシト。卽チ起テ戸ヲ推シ、密カニ之ヲ排カントスレバ、鐵鎖ヲ以テ衡木ヲ縛シ出ツヘカラス。マルツラバースハ倍スニ恐心ヲ發シ、一飛シテ窓間ヨリ逃レント欲シ、之ヲ開カントスレバ、同ク鐵柱ヲ以テ縱橫ニ之ヲ閉チ、亦出ツヘカラス。マルツラバースハ多年孛國ニ遊學シ、數バ此クノ如キノ危窮ニ遇シカ、毫モ怯臆ノ色ナク、天然ノ勇毅、衆ニ勝ルト雖モ、此時ニ當テハ一心轉倒、窮鼠ノ逝路ヲ失フガ如ク、冷汗腋ヲ浸シ自ラ奮起セント欲スルモ得ヘカラス。茫然トシテ立ツ事久シ。忽チ靴音ノ跫然タルヲ聞キ、今ヤ災害ノ目下ニ迫ルヲ知リ、直チニ自奮シテ大咳ヲ發シ、以テ未タ眠ラサルヲ知ラシム。且ツ以爲ク、戸外

カハ卽チ鬪ハント、敵ヲ俟ツ事已ニ半時許ナリ。然レトモ復タ跫音ヲ聞カス。夜ハ尙ホ寂寞トシテ草木モ亦眠ルカノ如シ。此ノ時ニ當ツテヤマルツラバースノ心匆然トシテ寇ノ來ルヲ待ツニ忍ヒス。身ハ既ニ已リ。虎穴ニ陷タリ時ニ遲速アルモ到底害ヲ免ル、能ハス。寧ロ速ニ奮鬪シテ死生ヲ決セント欲スル者ノ如シ。以下略・……」

花柳春話飜譯の動機については、彼の原書ロード・リットン著「アーネスト・マルトラヴァース」は、英國留學中に之を得、回航の船中に讀書したりしが、歸朝後其要領を譯述せしものなり。僅五六十枚（分冊發行なれば）のものにて定價六十錢は當時不廉なりしも、賣れ行き好かりし爲めに發行書肆坂上半七は少なからざる利潤を得たり云々（明治文化全集、第十四卷所載、花柳春話解題、一八頁）

亦譯者自身卷末に誌して有るのを見ると、譯者曰ク、牢度倫氏(ロートリツトン)小說二十二卷ヲ著シ、細カニ古今ノ人情ヲ探テ遠近ノ異俗ヲ記シ、一讀以テ人世ノ悲歡正邪ヲ詳知スルニ足ラシム。而シテ我朝ノ爲永春水ノ著ニ係ル梅暦等ノ如ク、讀者ヲ徒ラニ痴情ヲ醸發セシムル者ニ非ザルナリ。且ツ其書概ネ實跡アル者ニ基キ、彼ノ空中ニ樓閣ヲ畫キ、強ヒテ有ル可カラザルノ人情ヲ寫出スルノ類ニ非ラズ。故ニ其言切ニシテ其情深シ。是レ乃チ其書名、人口ニ膾炙シテ遂ニ我邦語ヲ以テ之ヲ飜譯セシムルニ至ル所以ナリ。唯ダ恨ムラクハ譯者ノ筆甚ダ拙ニシテ、原書ノ綺言麗語ヲ模寫スル事能ハザルヲ。因テ願フ、文化日ニ開ケ、風流才子復タ瓦礫ノ譯書ヲ待タズ。金玉原書ニ就テ親シク倫氏(リトン)ノ書味ヲ占メ賜ハン事ヲト云爾(シカイフ)。

尙、明治初期に出た「リツトン」の譯書には「花柳春話」の外に

明治十二年

奇想春史　三册　丹羽純一郎譯
「ポンペイ最後の日」の抄譯

明治十三年

開卷驚奇龍動奇談　一册　井上勤
「ストレーンヂ・ストオリ」の譯

明治十八年

開卷悲憤慨世士傳　一册　坪内逍遙
「リエンジ」前編の譯、序文に小說論がある。

諷世嘲俗繫思談　二册　藤田茂吉
尾崎庸夫
「ケネルム・チリングリ」の譯

明治二十年

文學小說連理談　一册　服部誠一

「コージェン・アラム」の譯

ハロールド物語、一冊　磯野德三郎

「ハロルド」の抄譯

明治十六年　同じ丹羽純一郎譯で、「花柳春話」を和けて讀み易くした通俗花柳春話（合一冊）が出版されてゐる。

歌謠

和歌

歌御會始

勤王志士の詩歌

第四節　歌　謠

一　明治初期の和歌

明治初期の和歌史に就いて先づ特筆すべきは、明治三年以來古例を復活して、歌御會始を行ひ、五年よりは百官有司より進んで詠進せしめ、七年からは一般臣民よりも詠進させた事である。

維新の際血の巷に出沒した勤王の志士の中には、熱情的な實感味のある、秀逸な和歌を殘してゐる人がある。たゞ玆に注目すべきは、勤王の志士は多く和歌又は漢詩に託してその感懷を述べてゐるが、俳句に倚託したものゝない事である。維新騷亂の際、俳句の如き花鳥諷詠を以て理想とする閑文學の振はなかつたのは、寧ろ當然の理と云はなければならぬ。志士の中和歌を以て名あるは佐久間象山、久坂玄瑞、平野國臣、野村望東尼、三條實美、岩倉具視、近衞忠凞等である。

岩倉具視

岩倉具視―家集に明治十九年發行の岩倉贈太政大臣集がある。

文久二年勅勘を蒙り籠居中の作

思ひきや住なれし宿をよそにして
　草の奥なる月を見むとは

明治七年一月遭難の時

燒太刀のときつるぎはの霜の上を
　踏渡りてものがれけるかな

三條實美

三條實美―家集には明治二十六年刊行の「梨のかた枝」がある。

大君はいかにいますとあふぎみれば
　高天の原ぞ霞こめたる

勝安房

幕府の偉傑勝安房も同じく秀歌を遺して明治初期の和歌史を飾つてゐる。

大演習の作

山岸も崩るばかりの雄たけびに
　かへりみもせぬ御旗守かな

海嘯の折の作

たらちねよ我がいとし兒よ我が妻と
　呼べど救ふ神もなき世や

桂園派

香川景樹の門から出て活躍したものに、八田知紀、渡忠秋、松渡資之等がある。

八田知紀

八田知紀――舊鹿兒島藩士で、明治六年に歿した。その門からは御歌所長高崎正風を出した。歌集には

渡忠秋　井上文雄　加藤千浪

「しのぶ草」、「同後編」等がある。

吉野山霞の奥は知らねども
　見ゆる限りは櫻なりけり

穗に出でゝまだ色付かぬ山畑の
　麥生が上にむら雨ぞ降る

渡忠秋――近江の人で、明治十四年に歿した。家集には「桂陰」といふ二卷本がある。

よしや世に知られじとても白菊の
　清き調をうたはざらめや

初期歌人中で異彩を放つてゐるものに井上文雄がある。井上文雄はもと江戸の田安家の侍醫である。その歌は當時の桂園風以外に清新の境地を拓いたと云はれる。

いさぎよき倭ごゝろを心にて
　よそには咲かぬ花ざくらかな

浦松のはひね賴みて咲きにけり
　いさごにまじるひるがほの花

文雄と同じく岸本由豆流の門人に加藤千浪がある。千浪は奥州白河の人で、明治十年六十八歳で歿した。

かゝげても猶朝くらきともし火の
　花曇りして春雨の降る

文の道あまりひらけてなか〳〵に
　道踏み迷ふ人もありけり

伊達千廣

本居大平の門からは伊達千廣、近藤芳樹が出た。伊達千廣は和歌山藩士で、本名は宗廣、自得と號した。明治十年七十五歳で歿した。陸奥宗光はその次男である。歌集に「隨緣集」一卷がある。

南の風おもむろに吹きかをり
　心もゆらぐ夏はきにけり
入相の鐘の音寒く響くなり
　花にかゝげよ法のともし火

辨玉

また橘守部の門からは辨玉、日下部足穂、橘道守等が輩出した。

辨玉は江戸の人、神奈川三寶寺の住職、明治十三年六十三歳を以て歿した。特に長歌に優れ、當時の文明開化を萬葉調で歌つた所に、ユニークな腕を有つてゐたと云ひ得るのであらう。

辨玉の長歌

看蒸汽車走鐵道隅爾作歌

久堅の空のどけきを　鳴神かくづれおちくる　龍神かいまきのぼれる　かきくらし雲ぞ起れる　鳴り響き音ぞとゞろく　共雲はたく火の煙　共音は車の響　立ちとまり見るまもあらず　速れるやかたのうちに　こゝばくの人つどへ乘せ　敷渡す黑がねの道走りて過ぎぬ

橘道守

橘道守は守部の孫、明治三十五年歿した、時に年五十一歳。家集に「橘道守歌集」がある。

こがひする里の家村見えぬまで
　桑の若葉は茂り合ひけり

宮廷歌人

御歌所の歌人として三條西季知、高崎正風、稅所敦子、小池道子、小出粲（つばら）、須川信行、大口鯛二等がある。

右は主として日本文學聯講第五卷所載の明治和歌史序說に據つたものである。

明治初期の俳句

俳句と發句

月並發句の延長

點取宗匠の弊害

永機と幹雄

機一
松江
雀志
桂花
金馬
聽秋
南齢
羽洲
曲川
吟風

幹雄

その俳系
著書

例句

永機
門人
俳系

二　明治初期の俳句

俳句と云つても明治初期には發句と稱したのであるが、その發句は依然として天保の梅室、蒼虬等の墮落した月並發句の延長で、碁、將棋と同樣閑人の道樂半分の玩具となり、點取の方法が變じて今日のマーヂャン賭博の如く、技術化してしまつて全く腐敗の極に達してゐた。その代表者は老鼠堂永機と春秋庵幹雄とである。

永機は其角の系統に屬し、その句は徒らに文學の流麗に勉め、奥行の淺いものであつて東京に勢力があつた。幹雄は白雄系の俳人で豪放の趣に勉め、地方に重きをなしてゐた。尙ほこの外東京には、其角堂機一（永機門）、江南居松江（幹雄門）、雪中庵雀志、桂花園桂花、夜雪庵金馬、菫庵愛海等があり、地方には聽秋（京都）南齢（大阪）、羽洲（名古屋）、曲川（出雲）、吟風（秋田）等があつた。

春秋庵幹雄は、文政十二年の生れで、磐城の人、明治四十三年歿した。俳系は白雄—川村碩布—兒玉逸淵—富處石馬—幹雄で、著書には「俳諧新選明治六百題」（明治十年）、「俳諧自在法」（同二十五年）、「俳諧名譽談」（同二十六年）、「蕪村句文集」（同二十九年）等がある。

例句　　幹雄

一とせの罪消ゆるぞやはつ鳥

旅人の先走りする千鳥かな

國の華開く陸軍始めかな

老鼠堂永機は、舊名は穗積美之、文政六年生れ、明治三十七年、八十二歳を以て歿した。門人には其風、素水、鳳羽、團洲、梅幸等がある。俳系は其角—白雲—霜柱庵湖十—木者庵湖十—螺窓永

著書　機一老鼠堂永機で、著書には八十六歌仙（明治十三年）、俳諧みな草（同十四年）、俳諧一萬集（二十四年）、七夕良樹（三十年）等がある。

例句　例句　　永機

ほとゝぎす我らが爲の第一義

月も世をのがれて入るや山の雲

機一　機一は永機の門人で姓は田邊、後師の名を襲いで八世其角堂と稱した。

例句　　機一

夜あらしやけさ花も夢春も夢

佗住と人はゆるさし花の宿

雀志　雀志は七世雪中庵、嵐雪全集の著がある。

例句　　雀志

名月や芒はなくて船の中

生た金遣ふた果や花紙衣

斯くの如き月並俳句が、尾崎紅葉を先驅として、正岡子規等の俳句革新運動が勃興する明治二十五年頃まで、我が俳壇を風靡してゐたのである。

三　民　謠

明治初期の民謠　戰亂と民謠（流行唄）は附物であるが、明治の民謠史の卷頭もこの戰亂の流行唄（軍歌）に依つて飾られてゐる。

「とことんやれ節」

即ち東征軍進發に際し、奥羽鎭撫總督參謀品川彌二郎が士氣を鼓舞する爲にものしたと稱せられる「とことんやれ節」もその一つである。

「宮さま宮さま御馬の前のひら〳〵するのは何ぢやいな、トコトンヤレトンヤレナ」

「一天萬乘の帝に手向ひする奴を、トコトンヤレトンヤレナ、ねらひ外さずどん〳〵うち出す薩長土、トコトンヤレトンヤレナ」

菊は二度咲く

神符降り

これより先幕末には、當時勤王志士が群集心理を政治的に利用して、民心を朝廷に收攬しやうと計つたところの神符降りの歌がある。

「菊は二度咲く葵は枯れる。西で轡の音がする」

「桐が花咲きや葵が凋む。萩に轡の花も咲く」

これらの唄は幕末に維新の新政が將に來らんとする前兆を現したものであるが、果してこれ等の歌が自然發生的な民謡であつたか、神符降りの歌と同じく、勤王志士の策略に依るものではないだらうか。

「今流行大津繪節」

また江戸時代から明治初期へかけて流行した、享樂的な唄には、

今流行大津繪節

この頃のはやりもの、義經袴にフランケツト、とんび着て詩を吟じ、ちよいとちよいとにこらさのさ、玉子をつりさげた吹矢のよしず店、大弓もござります、黑の羽織の町藝者、ふる道具屋にこみのこんにやく燒だんご、今川燒と紅梅燒、手製の煮花のお茶をあがれ

其他これに類似のものには「開化大津繪ぶし」、「松盡し」、「大津繪ぶし」、「いよぶし」等である。

「もろい節」

會津戰爭後、江戸で「もろい節」が行はれた。

「會津殿樣田樂好きだ、城の丸燒ほんまに味噌つけた」

ずんべら節

その他「氣まゝぶし」、「ずんべら節」、「かつぽれ」、「深川節」、「長き夜ぶし」、「鎌倉ぶし」、「さいさい節」、「よさこい節」、「こちやえ節」、「さんしよえ節」、「びつくりしやつくり節」、「ないしよ節」等があつて、幕末から明治三四年へかけて流行した。

「權兵衛が種子蒔きや、烏がほじくる。三度に一度は追はずはなるまい、ズンベラズンベラ」　（ずんべら節）

「かつぽれ、かつぽれ、甘茶でかつぽれ、ヨーイトナ、ヨイヨイ」　（かつぽれ）

「お前一人か連衆はないか、連衆やあとから駕籠で來る、ヨサコイ、ヨサコイ」　（よさこい節）

「お江戸日本橋七つ立つ、初上り、行列そろへてあれはいさのさ、こちや高輪夜明の灯消す、コチヤエ、コチヤエ」　（こちやえ節）

「名古屋じんく」

其他「何ぢやいな節」、「どつこい節」、「陽氣節」、「名古屋じんく」、「追分ぶし」、「安藝の宮島」、「おいとこさうだよ」、等があつて、明治五六年頃に流行した。

「名古屋名物みやしげ大根　きんのしやちほこ雨ざらし」　（名古屋甚句）

「安藝の宮島まはらば七里、浦は七浦なゝ惠比壽、ヨーイヨーイヨイヨイ」　（安藝の宮島）

新都々逸の流行

江戸時代から流行してゐた都々逸も、この頃は新世相を反映した新文句となつて行はれた。

「蝦夷の果まで開拓するに、なぜにおめへはひらけない」

「廣い宇内や歐羅巴にも、おまへに見換る人はない」

「新聞に出された時には恨んで居たが、かうなりや二人の結ぶ神」

ひよこほい節

始めて鐵道の開通した明治五年には次の如きものが唄はれた。

「いやぢやおかさん鐵道の人は、色が黑うて目が光る　ヒヨコホイホイ」　（ひよこほい節）

斷髪令の布告せられた時には

「半髪頭をたゝいて見れば、因循姑息の音がする」

「總髪頭をたゝいて見れば、王政復古の音がする」

「ジャンギリ頭をたゝいて見れば、文明開化の音がする」（ザンギリ頭の唄）

ザンギリ頭の唄

「坊さん頭に眞桑瓜、乘るか乘らぬか乘せて見な、もしも乘つたる其時は、一度に掛聲さお賴む」（坊さん頭の唄）

おつだね節

明治六年頃、二人乘の人力車が工夫せられ巷間これを男女の合乘に用ひるもの多く、早速これが唄はれた。

「好いたお方と合乘車、くらい處へよつて曳け、車夫五錢はづむ、さはる手先に笑ひ顏、オヤおつだねエ」（おつだね節）

書生節

また書生節が此の頃から流行り始めた。

「書生書生と輕蔑するな、末は太政官のお役人」

この唄は長い間、その文句が少しづゝ變へられて流行したので、後年には「書生書生と輕蔑するな。フランスナポレオンも元は書生」となつた。

髭を生やして

當時は官僚が勢力を占めてゐたので、それに對する一般民衆の反抗の聲として、次の唄が流行した。

「髭を生して官員ならば猫や鼠は皆官員」

六年十月、西郷隆盛は征韓論に破れ、十年鹿兒島に亂を起し、九月遂に城山に亡ぶに及び、次の唄が行はれた。

「西郷隆盛や鰯か雑魚か、たい（鯛、隊）に追はれて逃げかねた」

（藤澤衛彥、明治流行歌史及び、三田村鳶魚瓦版のはやり唄に據る）

四　明治初期の狂歌

明治初期の狂歌

狂歌の勃興

安永天明時代に勃興した狂歌は文化文政時代に、それが全國に普及するに至つて甚しく俗化し、すべてが纖巧に陷り、狂歌の有する滑稽味が乏しくなつて來た。然れども維新前までは從來の惰力と相當に見識のある判者とが殘つてゐたから、可成り隆盛だつたが、一度び維新の變革起るや、狂歌は火の消えたやうにパッタリと影を潛めてしまつたが、明治七八年頃に至り、社會が平靜に返へると共に、狂歌もボツ／＼と復活し、諸所で歌筵が開かれる樣になつた。當時に於ける狂歌界の傾向を云ふと、一方には眞顏の主張した俳諧歌、これを興歌と稱へ、和歌の規格を墨守して、流暢な詠み方を旨とする一派と、裏住等の主張した純狂歌、語格文法などに拘はれず、滑稽を第一とする一派とに大別することが出來るが、前者の社中には八重連・二葉連・松壽連・淺草側・巴水連等があり、後者には本町側・小槌側・壽連・北斗連・轉口連等があつた。

狂歌の復活

興歌と純狂歌との對立

八重連　二葉連　松壽連　淺草側　巴水連　本町側　小槌側　壽連　北斗連　轉口連

二派の團結運動

最初は二者の間に可成り風調の相違があつて、興歌派は純狂歌派を目して、あれは地口落首の體で價値の低いものだと笑ひ、後者は前者を狂歌の本領を失つたものであると罵り、相對立して居たが、段々と狂歌師の數が少くなるに從ひ、一派だけでは淋しくて物足らぬ爲めに、明治二十年以後には兩者が大同團結を行ふに至つた。然しどうしても興歌派の方には素養あり學識ある人が多かつたので、自然と興歌派が勢力を有してゐた。その中で明治狂歌壇の代表者は、古面・松壽・愛竹（盛岡）の三人で、なか／＼斯道に功績を殘した。

古面

古面は初め面堂安久樂と號し、通稱を藤木彥八と呼んだ。狂歌を四方眞顏に學び、八雲連の棟梁となり、

明治八年古面翁と改め、十四年十一月八日八十三歳で歿した。著書には「變玉あられ」、「忠臣藏狂歌合せ」等がある。

ぽん／＼がいたいとうそをつきの夜に
　鼓のけいこ休む子狸　　　古面翁

三合のこぬか雨さへ降らしえぬ
　狐はけふをはれのむこ入り

日の本をそしる心のくされ儒者
　本箱をさへからにして干す

愛竹

愛竹は盛岡藩士にして、通稱を小本村司と呼んだ。嘉永年中檜園梅明其他に就て狂歌を學んだ。明治三十七年四月十五日盛岡で歿した、時年八十八であつた。

愛　竹

人のうへにたとへて盛りあやぶむは
　浮べる雲と見る櫻ばな

　　八十八の年のはじめに

わが米は月日のねづみ喰ちらす
　やぶれ俵のこぼれさいはひ

大倉鶴彦

この外逸してならない人に、實業界の巨人大倉喜八郎、卽ち和歌廼屋鶴彦があつた。

明治初期の狂詩

五　明治初期の狂詩

狂歌の復活

狂詩は狂歌と同様、明治維新後は全たく沒却せられて居たが、明治八年に至つて始めて復活された。といふのは、原田道義著東京開化繁昌詩選が出たことである。本書は全編唐詩選をモヂつたもので、目錄の如きも全部それに模してゐる。次いで明治九年には松本萬年著「東京日々新文」が出た。本書は一種の繁昌記で、狂詩を以て當時の風俗流行を諷詠して居る。同年又宮内貫一・平山果共著日本開化詩（上下）が出版されて、狂詩はやつと芽を出した形である。

東京開化繁昌詩選　**東京日々新文**　**日本開化詩**

例句

開成學校

開成學校日ニ開成。碩學鴻儒一世ニ轟。
滿眼ノ課書普通ノ後。天下ノ英才自ㇾ是生。

開化穴探狂詩選

越えて明治十一年に至り「開化穴探狂詩選」が現れた、口繪には猩々曉齋の怪物畫があり、三十八詩收められてゐるが、風壞的文句が多い。

例句

下婢昇進　水也

元ト是レ年給七八圓。四六時中不ㇾ息ㇾ肩。
昨夜旦公□□□。今朝權位冠ニ島田ー。

これより先き明治九年、成島柳北の濹上漁史が朝野新聞社に入つて、雜錄欄に輕妙な筆を揮ふに及び、狂詩は俄然擡頭し、俊才が四方から集り、その作は漁史の評點と共に朝野紙上を賑はした。當時濹上漁史は狂詩の作法に就て左の如く論じてゐる。

此頃世間ニ狂詩ト云フ者流行シ、新聞雜誌等ニハ屢々載スル樣ナリ。其中ニテ石南橋・源無水ノ二君ナドハ有名ナ作家ナレバ、余ガ敢テ批評スベキニ非ズ。其他ノ狂詩ニ有リテハ時トシテ韻字モ無ク平仄モ無ク、寢言ニ近キモノ多シ、之ヲ狂詩ト稱スルハ僻事ナルベシ。又平仄韻字アルモ、狂體ニ堅キ語ヲ雜ヘテ作ル人

多シ。狂詩ハ自ラ狂詩ノ體狂詩ノ語アレバ、決シテ眞ノ詩ト同一ニ作ルベキニ非ズ。然ルヲ平仄ニ窮スルトテ、百日ノ說法ト云フヲ十旬ノ說法トシテハ狂詩トハ言ヒ難ク、或ハ韻脚ニ困リ、評判高シヲ評判嶸ト作リテハ、所謂無理コジ附ケニシテ更ニ面白カラズ。斯クノ如キハ作ラザル方、甚ダ勝レリトス。既ニ狂詩ニ有名ナル蜀山翁モ其ノ狂詩ハ、狂歌ニ比スレバ遙カニ下レリ。通詩選ノ如キ、往々看ルニ足ラザル者アリ。狂詩ノ宗トスベキハ、獨リ牛可山人アルノミ。山人ノ狂詩ハ自在ニシテ、其語モ皆純粹ナル狂詩ノ語ト思ハル。畢竟狂詩ノ如キハ作ラザルニ若カザレドモ、作ルナラバ其ノ心得アルベシ云々（野崎左文、明治年代の狂詩と狂歌から採る）。

柳北の狂詩は用韻すべて妥當・平易で、少しも堅くるしい文字を用ひなかつた。

弔藝妓千代之情死　　澤上漁史

誰道仇波寄又還。一沈不復戾人間。
二時鐘告無常渡。月白風青死出山。

當時柳北（澤上漁史）の外に南橋散史、源無水等があり、共に狂詩壇の大家で、感吟も多かつた。

上野夜宴。次楓橋夜泊韵　　南橋散史

三橋風別開天。月落鴉啼客未眠。
夜半鐘聲寛永寺。張郎醉在蜜柑船。

詠士族　　源無水

可憐尸族身無職。賣喰種彈難澁極。
剩借金多首不回。夷齋二舞吁歎息。

文中の南橋散史は石井瀧太、源無水は源退藏の筆名である。

この外澤上漁史及び南橋散史に對し、その才を競うた作家には玩球少年（中島中洲）・槎盆居士（關梅痴）・六々童子（山田鐵面）・杵屋情仙（三木愛花）・愛桃漁史（吉田淞北）・風外迂夫（山田籟生）・紅雪小史（堀紫山人等があつた。

明治初期の雜文學

第五節　明治初期の雜文學

明治初年には雜文學または雜著とでも、云ふべき一種の風變りな著書が盛に出版されたが、その內容は社會、それも花柳界方面のものが多かつたが、新しい社會事象を紹介する文學が勃興したのである。その主なるものは、

慶應三年
西洋衣食住　片山淳之助
明治二年
西洋𩎛方　黑澤彌四郎譯
明治三年
西洋時計便覽　柳川春三
明治四年
牛店雜談安愚樂鍋　假名垣魯文
明治五年
かたわ娘　福澤諭吉

河童相傳胡瓜遣　魯文

明治六年

文明開化　加藤祐一

當世利口女　萬亭應賀

開化の入口　横河秋濤

明治七年

柳橋新誌二編　成島柳北

京猫一斑初編　同

東京新繁昌記　服部誠一

東京開化繁昌誌　萩原乙彦

東京寫眞鏡　菊池三溪

明治八年

怪化百物語　高畠藍泉

田舍繁昌記　松本萬年

明治の光　石川富太郎

明治九年

今昔較　岡三慶

書林の庫　田島象二

明治十年

大阪繁昌記　　石田魚門
西京繁昌記　　増山守正
因循一掃　　同
横濱新誌初編　　川井景一
淺草新誌初編　　同

右の中、主要なものゝ内容を列擧して、この種雜文學の一斑を窺ふべき參考に供しよう。

服部誠一

一　服部誠一

服部誠一は通稱で、別に撫松または撫松居士と號した。家は世々二本松藩主丹羽家の儒臣で、父は半十郎といひ、洞城と號し、祿百石を食み、藩學の教授を勤めてゐた。誠一も亦維新前後は藩廳に出仕してゐたが、明治四年七月の廢藩置縣後は家祿を奉還して東京に移住した。誠一が文名を謳はれたのは東京新繁昌記である。本書は明治元年二月二十四日に歿（時に年七十三）した寺門靜軒の著江戸繁昌記に倣つて書いたと云はれるが、その用語結構に於ては遙かに江戸繁昌記を壓し、その名文は寧ろ誠一の東京新繁昌記に依つて忘れられてゐた靜軒の江戸繁昌記が有名になつたと云ふべきであらう。東京新繁昌記は明治維新後に於ける新東京及び横濱の風俗習慣を、著者獨特の鋭敏な觀察眼を以て詳述せるものであるが、その詞藻の豐富なる點と觀點の斬新な點に於て古今獨步の觀がある。その初編は明治七年の春銀座の奎章閣から發行され、五編までは同年中に出版されたが、第六編は同九年の春に至つて發行された。銀座の奎章閣は稻田政吉で、成島柳北の柳橋新誌（二卷、第一編は文久三年刊で、明治七年四月再版。第二編は明治七年二月刊で菊池三溪の東京寫眞鏡（全一卷、明治七年刊）や鈴木萬年の田舍繁昌記（全二卷、明治八年刊）及び新橋雜記（全

雜誌社の懇親會

二巻、明治十一年刊）などを出版した書肆で、一流の出版屋である。所で誠一の東京新繁昌記は全部漢文で綴つたものであるが、今とちがつて當時はまだ漢文を解し得るものが多かつたので、東京の新粧を華かな文字で寫し出した本書は忽ち大評判となり、全く破天荒の賣行を示し、書肆の奎章閣は勿論のこと、ために著者は四五千圓の印税を得たと云はれ、湯島妻戀坂に立派な邸宅を新築し、その居を吸霞樓と號し、文士としては寔に羨まるゝほどの裕かな生活を營んだと傳へられる。

新舊時代、第一年第八冊十月號、野崎左文の撫松居士傳には『元來居士の學問は博く淺い方で、純漢文學から論ずれば語法句法に誤りが多く、殊に助字などは勝手な處へぶち込むといふ風で、其一例は居士はいつも焉耳と書くべき處を耳焉と書いて濟して居た。故に南橋翁の如きは蔭で耳焉（のゑん）先生と冷評して居た程であるが、居士は漢學の伎倆を示す爲に新繁昌記を書いたのでは無く、一種の和製漢文を創意して勝手な熟語を作り、卑俗猥褻に頓着なく、其の實情を描寫することに努めた爲めに、却て一般の讀書家に愛讀せられて、當時福澤先生の著書に次いでの賣高を來した所以である。その花柳界の情況を寫すに當つては艶筆縱横、いかにも歌吹海中を泳ぎ廻つた風流才子らしく思はれるが、實際其人に逢つて見ると思ひきやで、容貌は醜といふではないが滿面に痘瘡あり言葉は奥州訛りのズウ〱で、一體の風采あがらず、且交際嫌ひの風であつた。明治十一年以後東京の各雜誌社が毎年四季に懇親會を開く事があつて、成島柳北、栗本鋤雲、菊池九江、石井南橋、總生寛の諸氏も出席し、居士も其席に連つた事を見受けたが、以上諸氏の間に談論風發の場合にも、居士は獨りチビ〱と盃を重ねいつも知らぬ間に退席する風であつた』とあるが、編者などは明治三十七、八年の二ケ年に渉り、縣立仙臺第一中學校で服部先生から直接漢文と作文の教授に與つたが、漢文の講義などは實に微に入り細に渉り寔に名講義で、後高等學校や東京帝大で聽いた講義などよりも旨（うま）かつたやうに覺えてゐる。漢文の講義などは一般に乾燥無味で、一向に興味のないものであるが、服部先生の講義

は實に面白く、隨つて英語や數學の時間に缺席した生徒でも、漢文の時間には擧つて出席するといふ風であつた。同誌、第一年第九冊十一月號で吉野作造先生は服部誠一先生の前身を知らなかつたと云はれてゐるが、編者の時代は明治初期の大文豪として皆崇拜してゐた。教室では不斷色の褪めた下等羅紗の、へりがすり切れて中から白い金巾の心の見えるボロ服を着、勿論ネクタイやカラーなどを掛けた事はなかつた、舊式なシヤツの上にすぐチヨツキを着、その上にボロ服をきてゐた。編者の時代には頭は大分禿げ上つて、口髯も大分白かつた。聲はどちらかと云へば高い方で、漢文講義の時は諧謔を混いつゝ、微に入り細に渉り、實に旨いものだつた。

東京新繁昌記の好評に乘じ、京橋竹川町の九春社から東京雜誌（雜誌）を發行したが、これ亦好評を博し、團々社の團々珍聞と並び稱せられ、雜誌中賣れ高の兩大關であつた。當時東京雜誌には願柳散人桑野鋭、三木愛花、東條竹翠等が筆を執つた。次いで春野草紙といふ姉妹雜誌を發行し、また政治雜誌江湖新報を刊行し、單行本としては第二世夢想兵衛蝴蝶物語（一冊）、勵徴繡像奇談（一冊）、また校閲本には蝶舞奇緣・岩倉公言行錄・東都仙洞綺話、歐洲奇事花柳春話等がある。尙ほ新聞・雜誌は前記の外、吾妻新誌・京華春報・廣益問答新聞・中外廣問新報・東洋事情・內外政黨事情等を發刊した。その後の事については同誌、第一年第九冊十一月號・服部誠一翁の追憶に『服部翁は明治二十九年の春宮城縣尋常中學校（今の第一中學校の前身）の作文教師として仙臺に赴任して來た、時の校長は初代大槻文彥先生の跡をうけた湯目補隆先生である。前號石井研堂氏の稿中、共同出版會社の著譯社員總代として織田純一郎・山田喜之助・湯目補隆・漆間眞學・服部誠一の五氏が名を列ねてあつたとあるのを見ると、撫松先生の仙臺に來た緣因も略ぼ想像される云々』とあり、仙臺に赴き、同校の教壇に立つこと實に十二年、偶々明治四十一年八月暑中休暇を利用して久し振りで上京し、牛込納戸町の僑居に滯在中、突然腦溢血症で歿した、時に年六十八であつた。東京新繁昌記

（全六巻）が未曾有の賣行高を示したので、これに倣ひ、その後東京開化繁昌誌（全六巻、萩原乙彦著）・東京開化繁昌誌（全三巻、高見澤茂著）・畫本大阪新繁昌詩（全一巻、田中内記著）・東京繁昌新詩（全一巻、總生寛）・文明田舎繁昌記（全二巻、鈴木萬年著）・方今大阪繁昌記（全二巻、石田魚門著）・西京繁昌記（全一巻、增山守正著）・大阪繁昌雜記（全二巻、奥澤信行著）・新編東京繁昌記（全一巻、吉田喜七著）等が刊行され、繁昌時代を演出した。

二　東京新繁昌記

女　學　校　（原漢文）

「官立女學校は一橋内竹平坊に在り、構造洋風に擬し、而して渾て新築に係る、講堂華麗、庭園瀟灑、亦観る可きものあり、その建築は甚だ大ならずと雖も、以て若干生を容るに足る。蓋し小より大に及ぼすの意にして、敢て急進せざるなり。女子師範學校の如きは更に新築を外神田舊昇平校、乃ち師範學校の左側に起し、巨大壯麗の土木にして、既にその功を竣へ、生員百名を募るの報告あり、然るに負笈し來つて、就學を請ふもの、二百餘名に及ぶと云ふ。亦た盛ならず乎。都下既に公私の女學校數箇を設くと雖も、師範學校以外、皆通學生にして、その年齒、概ね二六より二八に至る、その教則の如きは、尋常の小學科に英語學を加へ、皆女教員をしてこれを教へしめ、學力の進歩に隨つて、手藝雜工等婦人必需の業を授く、且つその行を謹み、專ら温柔を主として、女子の女子たるところを失はざらしむ。生員も亦大に奮起し、做技戯熱を棄て、專ら學に從事し、雞鳴いて起き、孳々として勉勵す。（復た日高うして未だ起きず孳々として朝睡を貪るの惰婦を見る無からんと欲す。）啻に其の身の嬋妍を粧ふのみならず、又將にその心の錦繡を飾らんとす。………」

柳橋新誌

三　柳橋新誌　全二冊

石川巖編明治初期戯作年表、花街風俗の條に『柳橋新誌二編　成島柳北　山城屋』とあるが、本書の前編とも云ふべき柳橋新誌（文久三年刊？）は第二編の刊行より遅るゝ二月目の明治七年四月再版されてゐる。表紙裏には成島柳北戯著柳橋新誌、東京奎章閣發兌とあり、その上欄には横に紀元二千五百卅四年（明治七年）第四月刻行とあるのも、柳北の西洋臭味であらう。

初　編　（原漢文）

橋に柳を以て名として、一柳の柳を植ゑず。舊地誌に云ふ、その柳原の末に在るを以て名づくと。而して橋の東南に一橋有り、傍に一柳一樹有り、人呼んで故柳橋となす。或る人云く、その橋柳有れば、即ち往昔の柳橋にして、今の柳橋は則ち後に架してその名を奪ふものなりと。其の說地誌と齟ふ。按ずるに、故柳橋の正稱は難波橋といひ、知る者少し。彼此錯考するに、則ち地誌の說當れるに似たり。それ柳橋の地は、乃ち神田川の咽喉なり。而して兩國橋と相距る、僅に數十間のみ。故に江都身楫の利、斯の地を以て第一となし、遊舫飛舸最も多しとなす。

その南日本橋・八町渠・芝浦・品川に赴くもの、北淺草・千住・墨陀・橋場に向ふもの、東は則ち下谷・本郷・牛籠・番街の出入は皆此を過ぎざる者なく、五街の娼肆に遊び、三場の演劇を觀、探花泛月納涼賞雪の客も亦皆水路をこゝに取る云々。

京猫一斑

四　京猫一斑

鴨東の妓團無慮數百あり、盡く觀て盡く評する能はざるなり。若し余をして盡く觀せしめんか、亦盡く評

する能はざるなり、何ぞや。昔陶潛は菊を愛し林逋は梅を愛し、子猷はこれを竹に於てし、茂叔は蓮に於てす。無情の草木と雖も、猶ほその好むところを異にす。況んや有情解語の花に於ておや、今特に余の識る所のものに就て十の二三を錄し、以て情痴家の異日の採擇に供せん。客に美なるものは。梅代喜勇芳鶴小貞なり。態に嬌なるものは、千加鶴小定床菊小浪なり云々。

五　今昔較

小便所

便する人「出ものはれもの所きらはず、欲尿する事の出來るは小便斗り也、ヤレ御免なされ」と云て、靑天白日大道の眞中に突立ちて、人の隱すべき所を殊更に出して、傍若無人なる狀態をなすは、江戸つ子の猛氣と云て、昔は常に多く見し景色にて、當時は少しも怪しむ人なく反て好習と思ひし故（中略）然るに今の如き開化の世界にては、右の如き所爲は都て野蠻風にして禽獸に等しと云て、痛く賤しむる故、誰も妄りに便するものなく、且便所の制も齊制となり、昔の田舍人なれば、賽錢を獻る者も必ある程に奇麗なる小祠の如き白塗の小屋を、隅から隅迄東京中に、衆多作り設けて、便所となす故、いつもの所へ行ても、便臭に苦む場處は絕てなし。

因に本書は七年に出版免許九年刊行である。

怪化百物語

轉々亭主人事、高畠藍泉の著。明治八年刊行、二册本。明治初期の世相が戯作者が餘技の本書に能く現はれてゐる。挿畫は曉齋の妙筆である。

第六節　演　劇

一　明治初期の演劇

明治初期の演劇

江戸時代には平和が永く續いた爲めに、あらゆる文化が發達した。就中文學・演劇・美術・音樂等は開闢以來その比を見ざるほど發達して、我が國の藝術史上に江戸時代なる一エポックを劃したが、之れに作つて娯樂機關の發達も非常なもので、玉乘り、矢場・覗機關・曲藝・獨樂廻し・講釋師等は言はずもがな、當時江戸で最も名高いのは吉原遊廓と所謂猿若三座の歌舞伎で、この二者は娯樂場の二大花形であつたが、就中猿若町の歌舞伎は江戸娯樂場の王座であつた。

維新の戰亂と藝術の荒廢

藝術は戰亂の埒外に超然たるものではない、如何なる時代に於ても、それは平和にのみ咲く花である以上、江戸時代に興隆した藝術が維新變革のために大打撃を受けたことは勿論で、一時江戸末期の藝術、つまり文學・演劇・音樂等は火の消えたやうに衰頽荒廢した、ために當時多くの藝術家は一時衣食住に困窮して他の職業に轉じ、辛ふじてその妻子を扶養したが、不思議にも演劇のみは巧みにこの難關を切抜けて、曲がりなりにもその藝道に精進した事は、全く奇蹟と云はねばならぬ。

猿若町の三座

三座の座主及び座頭

いはゆる猿若三座とは中村座・市村座・守田座の總稱で、これ等三座の座主は

中村座　十三世　中村勘三郎

市村座　十三世　市村羽左衛門

守田座　十二世　守田勘彌

羽左衞門は俳優を兼ね、後に改名して有名な五世尾上菊五郎となつた人である。

主要なる俳優を擧げて見ると

中村座

座頭　五世　坂東彦三郎(三十七歳)

立女方　岩井紫若(後に八世半四郎四十歳)

市村座

座頭　前に四世彦三郎、坂東龜藏(六十九歳)

立女方　三世澤村田之助(二十四歳)

守田座

座頭　四世中村芝翫

立女方　尾上菊次郎

劇團の雙璧

彦三郎と芝翫

右の中で、彦三郎と芝翫が人氣役者の雙璧であつた。前掲以外の花形役者には、

重なる花形役者

○五世大谷友右衞門(後に廣治、三十六歳)

○河原崎權十郎(後に九世市川團十郎三十一歳)

○澤村訥升(後に四世助高屋高助三十一歳)

座附作者

これ等の俳優を活動させた作者には、

守田座

三世櫻田治助(六十七歳)

中村座

三世瀬川如皐(六十三歳)

市村座

二世河竹新七(後に默阿彌五十三歳)

があつた。

主要事件

慶應四年の東京劇壇は如上の人々によつて支持されてゐたが、この年に於ける主要事件は

正月三日に　伏見鳥羽の戰
二月九日に　征討軍出發
三月十三日　勝安房と西郷隆盛の會見
四月四日　江戸城の明渡し
五月五日　彰義隊の戰ひ

等があり、全く世相混沌としてゐた。この騷然たる中にあつては如何ともし難いので、正月芝居は名座とも休み、

二月八日　守田座開場、二の替り四月三日
二月十日　中村座開場、二の替り五月四日
三月三日　市村座開場

市村座は彰義隊の騷ぎで暫く休場し、六月廿七日が返り初日、七月廿六日の開場で、三十八日間の興行であつた。

明治元年

慶應四年(九月八日明治と改元)

守田座

二月八日より守田座
〔富貴自在魁曾我〕
〔染分千鳥江戸褄〕
〔關取千兩幟〕

重なる配役

佛御前、重の井　澤村田之助
おとわ、鐵が嶽、駄々右衛門　大谷友右衛門
內府重盛、伊達の與作　澤村訥升
平淸盛、文覺法師、熊坂太郎長範、惡七兵衛景淸、鷲塚左內　中村芝翫

大谷友右衛門は市村・中村の兩座から掛持で千兩幟に鐵が嶽とおとわを勤め、評判がよかつた。
田之助の女重の井は河竹（新七）の作でこの時が書き卸しであつた。
染分千鳥の名題の上へ「娘形澤村田之助病氣全快仕候間、初日より罷出相勤申候」と記したと云はれる。

中村座

二月十日より中村座
〔千歳鶴東入双六〕

主なる配役

白井權八、丹波與八郎　訥升

しらべの前、曾我の片貝　田之助
よそほひ姫、信濃屋おはん、重の井姫、伊勢屋の娘お杉　紫若
じねんじやうの三吉、桑名屋德藏實は日の本駄右衛門、けいせい松山　彦三郎

市村座

〔富岡戀山鐘〕
由留木の後室岡部の方實は根子石の靈、入間の息女花園姫、孫六の女房お辰　田之助
刀鍛冶關孫六、因州の浪人白井權八　訥升

五月四日より市村座
〔里見八犬傳〕
〔僞織襤褸錦〕大安寺堤
〔伊勢音頭戀寢刄〕

主なる配役
犬山道節、山林房八、高市武右衛門、髮結八重櫛才三　河原崎權十郎
犬川莊助、加村宇田右衛門奴林平、料理人喜助　左團次
犬塚信乃、犬田小文吾、石見正太郎、福岡貢　家橘
犬坂毛野胤友、春藤次郎左衛門、同妻おはる　田之助
足利義持公　羽左衛門

田之助好評

中幕つゞれの錦に田之助の春藤次郎右衛門は女形から出ても評判がよく、これに反して左團次の敵役はにくみ乏しくして不評であつた。

彰義隊の影響

此狂言開場中、五月十五日に彰義隊の戰があり、下谷界隈が燒失し、諸所騷がしく、その上物價が騰貴し、是等の影響を受けて三芝居は一時火の消えた樣に淋しかつたが、その中に世間も段々穩かになり、景氣が聊か立ち直つたので、芝居は始められた、各座はいづれも不入であつた。

各座の不入

守田座

五月五日より守田座

〔意筑紫白縫物語〕

〔田長鳥浮名仇夢〕

主なる配役

龍川小文治龜谷多門之助義國奴駒平　中村福助

切見世女郎庫塚お松萩原の女房おさゐけいせい綾機太夫　田之助

鳥山犬千代後に秋作照忠雲岡の若徒眞平後に漁師浪六旅虛無僧魁山實は玄海灘右衛門影物師左甚五郎　芝翫

市村座

八月二十五日より市村座

〔梅照葉錦伊達織〕

〔芦屋道滿大内鑑〕花見の段、狐別れの段

主なる俳優（配役略す）　河原崎權十郎

菊五郎
友右衛門
仲藏
田之助
龜藏

家橘菊五郎と改名

この時市村家橘は更めて五代目菊五郎となり、小助を勤めたが小團次の面影があると云つて、頗る好評であつた。

中村座守田座合併興行

八月廿九日から中村座、守田座合併興行

〔端紅葉染井鉢木〕
〔積戀雪關扉〕

主なる俳優（配役略す）

九藏
福助
仲藏
訥升

當狂言中土間代敷物代とも一人割銀五匁の値下げをした、これは不景氣の爲であらう。

九月廿一日より中村座守田座合併興行

（春）〔終夜物語〕
（夏）〔誓五大力〕
（秋）〔妹背山盃〕
（冬）〔新枕私言〕

主なる俳優（配役略す）

田之助
彦三郎
訥升
紫若
菊次郎
三十郎
芝翫

十月廿七日より市村座興行

〔假名手本忠臣藏〕

〔壇浦兜軍記〕琴責の段

〔猿友門途の一諷〕　堀川の段

主なる配役

大星由良之助桃の井若狹之助千崎彌五郎秩父の庄司重忠藝者おしゆん古手屋五郎兵衛不破作左衛門　河原崎權十郎

高の師直四段目の判官高貞早野勘平斧定九郎今水左衛門井筒屋傳兵衛米屋八兵衛名古屋山三　菊五郎

斧九太夫須破數右衛門ぜげん善六釣鐘屋權兵衛　仲藏

腰元おかる勘平女房おかる高野の妾蘭の方一力の娘分おさわ遊君　あこや　田之助

河原崎權十郎のお俊は不評であつた。

十月廿五日より中村座守田座合併興行

〔東京忠臣由良意〕

〔戻籠色相肩〕

主なる俳優（配役略す）

彦三郎　訥升　福助　團藏　紫若　菊次郎　芝翫

河原崎權之助急逝す

この年の九月廿三日、權十郎の養父六世河原崎權之助は兇賊に今戸の寮を襲はれ、金品を奪取されて負傷し、これが爲に死去した。

この權之助が死去したと云ふことは、守田座の守田勘彌にとつては僥倖であつた。市村座の座守權之助が達者な間は流石の守田勘彌も思ふまゝに其の勢力を伸ばし得なかつたが、競爭者たる權之助が沒するや、勘彌は思ふまゝにその手腕を揮つた。

明治二年

明治二年

前記以外に、二月廿二日から市村座、四月二日から守田座が開場した。

守田座の正月芝居

正月廿一日から守田座

〔當訥芝福德曾我〕

〔御所櫻堀川夜討〕三段目

主なる俳優（配役を略す）

市川左團次
芝翫
新車
福助
仲藏
田之助
訥升

訥升座頭となる

この時澤村訥升座頭となつた。

二月朔日より中村座

〔鼠小紋菊重扇染〕

〔增補娘景淸〕

尾上菊五郎座頭となる

〔勝相撲二代額觸〕

主なる配役

朝比奈三郎元吉四郎風玉賣とんだ丸市惡七兵衛景清武兵衛秋津島國右衛門　芝翫

松田主膳吉野新六左門畠山重忠八幡の三郎行氏　團藏

松葉屋の松山實は幸藏女房おまつ與三兵衛倅與之助坂東小秀おみつおひで眞鶴姫曾我五郎時致　三津五郎

和泉幸藏次郎太夫吉衛賣卜者藤澤左膳修驗者賴豪菊池兵庫之助實は怪鼠の靈景清人丸風玉賣ふわふわの玉六一臈別當祐經松鬼が嶽洞右衛門　菊五郎

尾上菊五郎座頭となる鼠小紋の和泉幸藏初役ながら上出來であつた。

三月三日より市村座

〔蝶三升扇加賀製〕

〔勸進帳〕

〔友千鳥隅田名所〕

主なる俳優（配役略す）　三十郎　國太郎

友右衛門
權之助
紫若

權十郎權之助と改め座頭となる

明治劇團を通じて第一人者である。九代目市川團十郎は、初め養家を嗣いで河原崎長十郎と名乘つたが、後ち長の字を將軍家の諱に憚つて權十郎と改め、明治二年の當月興行の時亡父の名を繼いで權之助と稱し、座頭となつた、時に年三十歳であつた。

勸進帳

勸進帳の配役は、

武藏坊辨慶　權之助
富樫の左衛門　友右衛門
九郎判官義經　國太郎

就中、尾上榮三郎改め二代目河原崎國太郎は勸進帳に義經を勤め、好評を博した。「友千鳥隅田名所」で友右衛門の法界坊は大當りであつた。團十郎は名門の出なのと、美貌の爲に人氣を集めて居たが、未だ芝翫には到底及ばず、二人道成寺を二人で演じた時も、芝翫は悠容迫らず、これに反して團十郎は汗びつしよりであつたと云はれる。

守田座

三月十九日より守田座

〔好色芝紀島物語〕

〔須磨都源平躑躅〕　扇屋の段

田之助の二役大受け

中村座

主なる俳優（酒役略す）

市川左團次
芝翫
福助
仲藏
田之助
訥升

「好色芝紀島物語」は河竹新七の作品で、田之助は敷島とお玉の二役をつとめ、けいせいと毒婦を巧みに仕分け、好評嘖嘖たるものであつたが、また〳〵病氣再發して、止む無く舞臺を退いた。

四月十七日より中村座

〔百音鳥雨夜簑笠〕

〔忠孝武藏鐙〕

主なる俳優（配役略）

芝翫
龜藏
九藏
團藏

市村座

五月十七日より市村座
〔名大星國字書毫〕
〔大野道風青柳硯〕
主なる俳優（配役略）

菊五郎
菊次郎
國太郎
友右衛門
紫若
權之助

權之助の初役由良之助十八ヶ條の申開きは明調子で、大喝采であつた。

守田座
大喝采

三月十一日より守田座
〔刈萱桑門筑紫轢〕
〔南蠻鐵後藤目拔〕
出演俳優、市川左團次、芝翫、福助、仲藏、田之助、訥升

この時、桟敷土間代ともに三十匁づゝ引下げて見たが、結果は面白くなかつた。

五月五日より守田座

〔東山殿花王彩幕〕

〔大塔宮曦鎧〕

主なる俳優（配役略）

左團次
仲藏
田之助

八月二十九日より守田座

〔早晩稻守田當穐〕

〔六歌仙名詠面影〕

〔東西紅葉甦鳥囀〕

主なる出演俳優（配役略）

大谷紫道（友右衛門）

芝翫
左團次
仲藏
田之助
訥升

市村座

八月十七日より市村座

〔相馬祭高幾久月〕

〔けいせい反魂香〕

中村座

七月十五日より中村座

〔吉様參由縁音信〕

大切浄瑠璃〔大都會成扇繪合〕

主なる俳優

芝翫

八百屋お七

市村座

龜藏

九藏

團藏

菊五郎

「吉様參由縁音信」は河竹新七がお家と世話に書いた新作で、八百屋お七の實錄である。

八月二十八日より市村座

〔駒迎三升入盃觴〕

〔桃山譚〕

大切浄瑠璃〔能中富清御神樂〕

大切浄瑠璃〔見立俄當大津繪〕

主なる出演俳優

芝翫

龜藏

九藏

市村座

菊五郎

十一月四日より守田座

〔手向山楓樂〕

大切淨瑠璃〔三國三朝良藥噺〕

主なる出演俳優

大谷紫道
芝翫
福助
左團次
田之助
訥升

淨瑠璃の「三國三朝良藥噺」は段々世の中が開けて、外國人などが日増に來朝するので、桂の半長を天竺の道行にした。河竹新七の新案物である。

十一月十八日より市村座

中村座

〔花抱高祖御傳記〕

〔桃山譚〕

大切淨瑠璃〔能中富清御神樂〕

主なる出演俳優（配役略）

芝翫　國太郎　三十郎　紫若　權之助　羽左衞門

十一月廿五日より中村座

〔伊賀上野譽曙朗〕

大切淨瑠璃〔郭文章〕

主なる俳優

芝翫
亀蔵
璃鶴
三津五郎
菊五郎

明治三年

正月十八日より中村座

「花水仙梅幸曾我」

「躰松山歸洛初夢」

大切所作事「春色弓張月」

主なる俳優

廣次
亀蔵

菊五郎の藤次高評

菊五郎の和國橋藤次が高評であつたが、不入であつた。

市村座

二月十四日より市村座

〔寶萊曾我嶋物語〕

〔粧寫眞俳優畫〕

主なる俳優

團藏
芙雀
菊五郎
芝翫
九藏
國太郎
菊次郎
權之助
福助

守田座

正月十五日より守田座

菊五郎の辨天小僧
中村座

〔館扇　曾我訥芝玉〕

主なる配役

尾早川高景錄木孫市辨天小僧菊之助曾我の五郎時致　尾上菊五郎
武智光秀眞紫久吉日本馱右衞門工藤祐經　芝翫
小田春水左利長武智左馬之助忠信利平靑砥左衞門藤綱　訥升

辨天小僧は菊五郎の二度目の役で、濱松屋から極樂寺の立腹まで演じ、頗る好評であつた。

三月四日より中村座

〔御所模樣扇　重縫〕

〔梅暦辰己園〕

主なる出演俳優

廣次
仲太郎
龜藏
三津五郎

菊五郎

菊五郎の二役

菊五郎はほとゝぎすと御所の五郎藏の二役を演じたが、ともに好評。

守田座

三月十三日より守田座

〔樟紀流花見幕張〕

大切浄瑠璃〔家櫻廓掛額〕

主なる出演俳優

芝翫　福助　左團次　紫若　訥升

田之助ヘボンの手術を受く

澤村田之助は脱疽を病み、種々治療を加へたが癒らず、横濱居留地へボン博士の手術を受け片脚を切斷した。非常に人氣のある花形役者だけに、聞くものは皆泣いたと云ふ。

市村座

五月五日より市村座

中村座

〔一谷嫩軍記〕
〔眞田打糸縠〕
〔請祝湊黒船〕
主なる出演俳優

中村芝翫
三十郎
菊次郎
權之助
福助

五月四日より中村座

〔鬼荊達染綠〕
〔碁太平記白石噺〕
主なる俳優

田之助
廣次
蓑助

菊五郎の初役
淸心
田之助の口上
見物袖を絞る

守田座

菊五郎の初役淸心は好評であつた。田之助は宮城野で病氣全快の口上を述べたが、繼ぎ足なれど自由で、殆んど治つた樣に見えると云つて、贔屓の見物は皆同情して泣いたと傳へられる。

五月六日より守田座

〔花菖紀念畫双紙〕

淨瑠璃所作事〔道行醜振袖〕

〔時鳥水響音〕

大切〔澤紫菖蒲艶〕

主なる出演俳優

菊五郎　芝翫　雁八　鷺助　左團次

紫若
訥升
田之助

菊五郎田之助の掛持

菊五郎と田之助は中村座から掛持出勤

守田座

六月十五日より守田座

〔好音魁紫紀花幟〕

〔時朗雪浦里〕

主なる出演俳優

菊五郎
芝翫
雁八
左團次
田之助
訥升

市村座

六月二十一日より市村座

〔義經腰越狀〕

〔かさね文章〕

主なる出演俳優

璃鶴

福助

羽左衛門

暑中なので、安芝居であつた。桟敷代は銀四拾七匁五分、高土間代は銀四拾貳匁五分、平土間代は銀三十七匁五分であつた。

中村座市村座合併興行

八月五日より中村座・市村座合併興行

〔假名手本忠臣藏〕

主なる出演俳優及び配役

たいこもち次郎八三村次郎左衛門　芝翫

鹽谷判官高貞不破數右衛門　廣次
桃の井若狹之助大星由良之助　權之助
高の師直早野勘平寺岡平右衛門　菊五郎
師直妾お蘭の方　山岡覺兵衛女房おきく　田之助

羽左衛門家橘と改む

羽左衛門は市村家橘と改名した。

守田座

八月十五日より守田座
〔狹間軍記成海錄〕
大切〔雜魚寢祭緣異物〕

三座の顏觸變更

この時俄然三座の顏觸が變つた。市村座の團十郎（權之助）・芝翫の組へ中村座の澤村一家が合流し、それと共に中村座の左團次は守田座の菊五郎一派へ合同し、菊五郎が掛持で團十郎組へ、團十郎の由良之助、若狹之助に對して、勘平・平右衛門を演つてゐる。この時中村座の澤村一家は兩方へ分れて、出演した。一方守田座は、〔狹間軍記成海錄〕を、菊五郎（郡幸內、水間左京、齋藤龍興）・芝翫（此下藤吉郎、稻川氏元）・左團次（小田春水、郡新助）・訥升（左枝犬淸　北條氏泰）・田之助（幸內妻おきみ、三浦釆女助、阿能の局）で演じた。

守田座

十月四日より守田座

〔群見成戀情紀談〕

〔菊訥鮎博多新織〕

〔近頃河原の達引〕

大切所作事〔盟世話筐の玉取〕

主なる出演俳優

尾上菊五郎
芝翫
其答
紫助
田之助
國太郎

芝翫の與次郎好評

芝翫の堀川の與次郎は上出來で、大評判であつた。

市村座中村座合併興行

十月十九日より市村座中村座合併興行

〔義經千本櫻〕

〔壇浦兜軍記〕

〔手向山栬　幣〕

大切浄瑠璃〔男伊達六初雪〕

主なる出演俳優（配役略）

芝翫
廣次
権之助
彦三郎
福助
三津五郎
菊五郎
田之助

彦三郎、芝翫揉める

この合併興行は坂東彦三郎が大阪から歸り、大一座で、千本と菅原をテレコに演じたるものであるが、番附の位置に就て揉んだの紛紜を起し、それが爲に辻番附も初日に配る事が出來ず漸く翌日に配つたと云ふ程にごて〳〵した芝居であつた。役者が大物揃ひなので、世間では之れを大千本・大菅原と稱した。

大切浄瑠璃は「男伊達六初雪」で、静政源太（彦三郎）・天人吉三（菊五郎）・辨天鐘吉（三津五郎）・えんま

の銅六（廣次）・雷神五郎藏（權之助）・仁王力松（芝翫）の男達、おの〳〵名乘のつらねがあつて立入となる。それを紀國屋のお梅（田之助）が留女で、大向ふを唸らせたものである。

守田座

十一月三日より守田座

「高麗陣歸朝入艦」

「是筒丸伊左衛門」

大切淨瑠璃「緣結姿八景」

「鐘音雨古墳」

主なる出演俳優

菊五郎　芝翫　田之助　紫若　訥升　國太郎

中村座

十一月十七日より中村座

「双蝶々曲輪日記」

九藏、團藏大阪へ下る

三世關三十郎歿す

〔神免流自在鐺蓋〕

大切浄瑠璃〔歳徳神恵の福富〕

主なる出演俳優

芝翫　紫道　權之助　彦三郎　田之助　三十郎　菊五郎　龜藏

當狂言中、棧敷代は一人前拾九匁五分、平土間代は同拾八匁五分、平土間代は同拾七匁五分であつた。殆んど三座の役者を網羅した様な大一座であつたが、田之助は番付面だけで、實際には出勤しなかつた。市川九藏は父團藏と倶に名古屋に行き、それから大阪に下つた。

三代目關三十郎が十二月十八日歿した、時に年六十六であつた。

明治四年

正月十一日より守田座

〔三國一山曾我鏡〕

〔鎌倉三代記〕

〔碁風土記魁斗目〕

主なる出演俳優

芝翫

翫雀

左團次

仲藏

紫若

權之助

中村翫雀上京す

中村雁次郎の父中村翫雀が上つて、初めてのお目見得の興行である。〔鎌倉三代記〕の三浦之助を勤め、頗る小手の利いた藝で、近來の堀出し役者と評判された。この時翫雀は〔兒雷也〕の高砂勇美之助にて口上を述べたが、このお目見得口上は亦大受けであつた。權之助の兒雷也は八代目うつしだつたが大した出來榮でもなかつた。中幕〔後風土記〕の小宮内膳は大出來で、權チヤンもどうやら座頭の貫祿が備はつたとの評判だつた。九代目團十郎もこの頃から技藝に一歩を進め、後の活歴劇の芽を吹き出したのである。

團十郎技藝一歩を進む

市村座

正月十一日より市村座

〔名古屋帯雲稲妻〕
〔碁風土記魁　斗目〕
〔濡燕　月葛　城〕
大切浄瑠璃〔神楽諷雲井曲毬〕
主なる出演俳優
権之助
芝翫
福助
三津五郎
訥升

権之助は守田・市村両座の掛持ちで、碁風土記の内膳を勤めたが、大評判だつた。

中村座

正月二十日より中村座
〔新曲輪七種紋目〕
〔本調子音色〕
大切所作事〔書音々春錦〕
主なる出演俳優
菊五郎

市村座

二月五日より市村座

〔奴々清水櫻〕

〔祇園祭禮信仰記〕　金閣寺の段

〔三芝訥續錦書初〕

大切淨瑠璃〔廻　車　四季翫〕

主なる出演俳優

龜藏
田之助
彦三郎

權之助
芝翫
福助
三津五郎
訥升

中村座

三月十五日より市村座

〔[illegible]維曙模樣初筐〕

大切淨瑠璃〔壽　名殘島臺〕

守田座、市村座合併興行

三月十七日より守田座・市村座合併

〔時彌生神梅松櫻〕

〔狐静化粧鏡〕

〔嫗山姥〕

大切淨瑠璃〔名大津畫劇交張〕

主なる出演俳優

菊五郎　九藏　彦三郎　田之助　鰕藏　翫雀　芝翫　左團次　訥升　國太郎

福助
紫若
權之助

三月十七日から四月二日迄十五日間は守田座で開場し、翌三日から二十一日までは市村座で興行した。權之助（團十郎）はこの興行中病氣に罹つて、舞臺を休んだ事もある。

市村座

五月十五日より市村座

〔初幟双級巴〕

〔伊勢音頭戀寢刄〕

主なる出演俳優

芝翫
福助
三津五郎
訥升

守田座

五月十一日より守田座

〔連座花二見文臺〕
〔其面影河原撫子〕
主なる出演俳優
中村翫雀
左團次
國太郎
仲藏
紫若
權之助

權之助の與三郎仲藏の蝙蝠安俱に好評

權之助（團十郎）は病氣全快し、守田座單獨の興行に出演したが、その與三郎は頗る上出來で、仲藏の蝙蝠安もはまり役だけに頗る好評たつた。

中村座

六月十二日より中村座
〔義士外傳復讎鑑〕
大切所作事〔生木偶花洛名所〕
主なる出演俳優

彦三郎の由良之助
菊五郎の赤垣源藏

守田座

菊五郎
壽三郎
彦三郎

義士銘々傳で、彦三郎（大星由良之助天野屋利平高の師直鹽山與左衞門）・菊五郎（鹽谷判官、大星力彌赤垣源藏）を演じたが、とりわけ、菊五郎の赤垣源藏は二度目だけに益々上出來、彦三郎の鹽山與左衞門は是亦上出來であつた。切の淨瑠璃は當時淺草觀音奧山の松本喜三郎作三十三番生人形の見世物で、これは非常な好評であつた。爲これを當て込んだ際物であるが、大評判となり大入であつた。

六月廿七日より守田座

〔元祿曾我金瓶山〕（げんろくそがこがねのかめやま）

〔蓮生物語〕（れんしやうものがたり）〔繪本大當記〕（ゑほんたいたうき）

〔戀情美談〕（れんじやうびだん）

主なる出演俳優

中村翫雀
左團次
國太郎

一番目左團次の龜山中野藤兵衛は上出來だつたと云はれる。

仲藏　紫若　權之助

守田座

八月二日より守田座

〔出來穐花雪賑〕

大切淨瑠璃〔風曲穐七種〕

〔初雁金藝者評判〕

主なる出演俳優

中村翫雀　左團次　國太郎　仲藏　紫若　權之助

市村座

九月六日より市村座

〔妹背山婦女庭訓〕
〔闇取千兩幟〕
大切淨瑠璃〔道成寺一對振袖〕

主なる出演俳優

芝翫
福助
彦三郎
家橘

芝翫彦三郎の役拵め

芝翫・彦三郎の役に苦情が起り、初日は延び〳〵になつたが、それが收まると、今度は大切道成寺の花道の件で又々爭ひが起り、結局籤引で初日は彦三郎が本花道から、芝翫は假花道から出ることに漸く決定した。兩人の人氣は非常なもので、近來の大入であつた。

中村座

九月十六日中村座
〔東海奇談音兒舘〕
大切淨瑠璃〔競三保松羽衣〕

主なる出演俳優

菊五郎
芙雀
九藏
三津五郎
訥升

守田座

十月十一日より守田座

〔四十七石忠箭計〕（しじふしちこくちうやどけい）

主なる出演俳優

中村翫雀
左團次
國太郎
仲藏
紫若
權之助

十一月六日より市村座中村座合併興行

市村座中村座合併興行

菊五郎初役の權太受けそ

市川團藏歿す

明治五年

中村座

〔義經千本櫻〕

大切〔神有月色世話事〕

主なる配役

義經いがみの權太　菊五郎

渡海屋銀平實は平知盛梶原平三横川の禪師覺範實は能登守範經茨木婆々　芝翫

佐藤忠信すしや彌助實は平の惟盛講釋師石川一口　彦三郎

重な役はいづれも初役であつたが、取分け菊五郎の權太は初役ながら總て松本幸四郎の型に依つて演じ、頗る好評を博した。

この年市川團藏は十月廿二日大阪で歿した、時に年七十二であつた。

明治五年

正月九日より中村座

〔梅娩娣浪花戰記〕

〔戀相撲春顏觸〕

大切淨瑠璃〔六歌仙姿拙〕

主なる出演俳優

菊五郎　福助　三津五郎　芝翫

菊五郎の血判取

壹番目難波戰記で菊五郎の長門守血判取はどうかと危ぶまれたが、案外の好評であつた。

守田座

正月十六日より守田座

〔猿若三鳥名歌閧〕

大切淨瑠璃〔調度亥子德淺草〕

主なる出演俳優

中村翫雀　左團次　國太郎　仲藏

村山座市村座を山村座と改稱す

正月廿四日より村山座（市村座改稱）

〔比翼鶴千歳曾我〕

〔國性爺姿寫眞鏡〕　樓門の場、子別れの場

大切所作事〔六歌仙狂畫墨塗〕

田之助のお名殘り狂言

田之助一世一代のお名殘り狂言、樓門の子別れは上出來で、見物は皆淚を流したと云ふ。

主なる出演俳優

權之助　訥升　家橘　荒次郎　國太郎　彥三郎　田之助

守田座

二月廿五日より守田座

〔雪積山吹分源氏〕

左團次の初役富樫好し紫若半四郎となる

中村座

〔勸進帳〕

大切〔助六由縁八重櫻〕

主なる出演俳優

中村翫雀　左團次　國太郎　半四郎　權之助

勸進帳で左團次の富樫は初役ながら上出來で、非常な好評を博し、一段と役者をあげた。

紫若改め岩井半四郎となる。

二月廿九日より中村座

〔宿櫻しらぬひ譚〕

〔白柄黑手廓達引〕

主なる出演俳優

菊五郎　福助

村山座

三月十一日より村山座

〔伊達全盛花街鏡〕

〔繪本太閤記〕　尼が崎の段

〔國性爺姿寫眞鏡〕樓門の場

子別れの場

主なる出演俳優

三津五郎
芝翫
田之助
訥升
家橘
仲太郎
國太郎
彦三郎

中村座

四月廿七日より中村座

〔濃染菖蒲帷〕

〔増補浪花鑑〕
大切浄瑠璃〔音響曲馬鞭〕
主なる出演俳優　壽藏　菊五郎　三津五郎　芝翫

福助壽藏と改む

中村福助、中村壽藏と改めた。
大切浄瑠璃は此頃渡來した西洋曲馬を當てた新作で、目新しいとて大請けであつた。

守田座

五月一日より守田座
〔假名手本忠臣藏〕
〔御存幡隨院長兵衛〕
主なる出演俳優　中村翫雀　左團次　國太郎　仲藏　半四郎

權之助

守田座の最後の興行新富座へ移轉す

これが守田座の最後の興行で猿若町を引き拂ひ新富町に移轉して、新富座となつた。

七月五日より中村座

〔源平魁莊子〕

〔於岩稻荷驗玉櫛〕

大切淨瑠璃〔極彩色土佐畫掛額〕〔御土產吾嬬錦繪〕

主なる出演俳優

仲藏
菊五郎
壽藏
三津五郎
芝翫

菊五郎お岩小平の初役

〔於岩稻荷驗玉櫛〕で菊五郎のお岩小平は共に初役ながら頗る上出來で好評であつた。

大鹽極めて不受け西洋膝栗毛の上演

村山座

七月十日より村山座

〔浪花潟入江大鹽〕

大切淨瑠璃〔西洋道中膝栗毛〕

主なる主演俳優

一番目は大鹽平八郎の事蹟を仕組んだものだが、江戸では餘り有名でない事件のせいか、至つて不入であつた。大切の淨瑠璃は當時の戯作者假名垣魯文がものした西洋膝栗毛を仕組んだものである。

七月廿九日より村山座

〔再紀伊國筑紫轢〕

〔隅田川坂東名所〕

大切淨瑠璃〔二面水移氣〕

主なる出演俳優

訥升　家橘　國太郎　彦三郎

中村座

九月二日より中村座

〔鷲淵山鬼若物語〕

〔幸后月松影〕

大切〔晨六花浦里〕〔積戀雪關扉〕

主なる出演俳優

菊五郎　菊之助　三津五郎　芝翫

村山座

九月廿九日より村山座

〔音紀久小倉色紙〕

〔造花魁躑躅〕 扇屋の段

大切淨瑠璃〔流行玉兎合〕

主なる出演俳優

訥升　國太郎　壽三郎　家橘

彦三郎

守田座

十月十三日より守田座

〔三國無双瓢軍扇〕

〔月宴升毬〕

大切淨瑠璃〔身雲晴穐風〕

主なる出演俳優

中村翫雀
左團次
仲藏
半四郎
權之助

勘彌の英斷

守田勘彌は三座が淺草に並んで興行することの不利なことを悟り、東京の中心に移轉しようと企て、今の新富町が新嶋原（築地から移轉したもの）といつて遊廓地であつたが、これが又々洲崎へ移轉したので、その跡へ劇場の移轉を願ひ出で、漸くこの年開場する運びになつた。猿若町の芝居より間口が四間も廣く、十八間であつた。それで土間の間敷が二側通りも餘計で、總計棧敷土間が二百三十間あつた。

最初の演劇通信

本年九月郵便報知新聞第拾八號に左の文が記載された。新聞に演劇の通信が出たのは、恐らくこれが嚆矢

であらう。

「府下猿若町三丁目守田勘彌と唱へ來れる劇場當夏中願ひ濟みにて元島原遊廓跡新富町へ移轉せしが當今追々普請落成に及び表間口拾八間奥行廿三間東西棧敷三側に分ち鐵柱を建並べ天井板張りとなし從來の模様大いに變換し新作の狂言をしくみ河原崎權之助岩井半四郎抔俳優の手揃ひにて近日開場に及ぶ由なり云々」

明治六年

二月三日より守田座

〔誰入鶴曾我大寄(たれいりつるそがのおほよせ)〕

〔都鳥廓白浪(みやこどりくるわしらなみ)〕

大切淨瑠璃〔新年對面盃(しんねんたいめんさかづき)〕

主なる出演俳優

左團次
訥升
彦三郎
三津五郎
芝翫

中村座

二月十七日中村座
〔御代春陽暦曾我〕
〔岸姫松轡鑑〕三段目
〔狹客姿錦繪〕
大切淨瑠璃〔花對俄曲搗〕
主なる出演俳優

芝翫　壽三郎　訥升　仲藏　半四郎　菊五郎

菊五郎再び座頭となる本興行は不入り

菊五郎は再び座頭となつた。此の興行は村山座に押され氣味で不入りであつた。

村山座

三月朔日より村山座
〔太鼓音智勇三略〕

權之助菊五郎兩人の當てぜりふ大當り

守田座

〔若緑笠松峠〕

大切浄瑠璃〔柳風吹矢線〕

主なる出演俳優

尾上菊五郎
三津五郎
家橘
三十郎
權之助

權之助は魚河岸事件のため、守田座を辭して村山座の座主となつた最初の興行である。尾上菊五郎の掛持で一番目だけに出勤し、鳴瀬東藏の役權之助の鳥井との果し合ひの出逢ひは見物が大悦びであつた、この時兩人の渡しぜりふに 團「斯く文明の世の中に」 菊「開化を知らぬは 兩人「愚でござる」とのあてぜりふが大受けで、當狂言は非常の大入であつた。

四月三日より守田座

〔關東名物男達鑑〕

〔祇園祭禮信仰記〕

大切浄瑠璃〔花雪積練言〕

主なる出演俳優

左團次
訥升
彦三郎
三津五郎
芝翫

中村座

四月二十一日より中村座

〔梅柳櫻幸染〕

大切淨瑠璃〔月雪花色の容繪〕

主なる出演俳優

瀬川路之丞
芝翫
紫雀
仲藏
半四郎
菊五郎

菊五郎上出來

菊五郎の岩藤の亡靈、又助の腹切りは共に小團次寫しで、申し分のない上出來であつた。

村山座

五月九日より村山座

〔梅浪花眞田軍紀〕

〔御伽草紙百物語〕

主なる出演俳優

尾上菊五郎
三津五郎
國太郎
權之助

長柄堤の別れの場殊に好し

權之助の片桐に菊五郎の長門守で、長柄堤の別れは特によかつたと云はれる。

守田座

六月一日より守田座

〔隅田川乘切講談〕

〔近江源氏先陣館〕

中村座

「本望宮夜討曾我」

主なる出演俳優

左團次　訥升　彦三郎　芝翫

六月二十一日より中村座

「花軍扇　繪合」

「梅雨小袖昔八丈」

大切「左手菊翫彫物」「造得娼木偶」

主なる出演俳優

家橘　芝翫　路之丞　訥升　仲藏　半四郎　菊五郎

河竹新七の書きおろし
老功仲藏

二番目は三代目春錦亭柳橋の人情噺し白木屋おくまを河竹新七が菊五郎へはめて書き下したもので、例の鰹の件、仲藏の家主長兵衛で大受けであつた。

村山座

七月十日より村山座

〔顏紅葉三津組盃〕
〔夏雨濡御輿〕
大切淨瑠璃〔願糸七夕祭〕

主なる出演俳優

家橘
歌六
時藏
三津五郎
門之助

澤村座

八月四日より澤村座

〔其譽湖水駒〕
〔義經腰越狀〕

〔伊勢音頭戀の寢刃〕

大切淨瑠璃〔墨江舟姿描〕

主なる出演俳優

岩井粂若

田之助

荒次郎

訥升

守田座

九月一日より守田座

〔清正公　荒木立像〕

〔復讎誓　彥山〕

主なる出演俳優

左團次

訥升

彥三郎

三津五郎

芝翫

九月二十四日より村山座
〔増補桃山譚〕
〔奥州安達原〕
大切淨瑠璃〔花桃法音樂〕
主なる出演俳優

中村宗十郎
家橘
尾上菊九郎
國太郎
三十郎
三升

権之助三升となる
中村宗十郎上京す

河原崎権之助は俳名の三升となつた、大阪の名優中村宗十郎が上京した。

十月十六日より澤村座
〔幼稚裁彩描蝶衝〕

〔けいせい青陽雞〕馬切の段〔明烏紅閨曉〕

〔松竹梅雪曙〕

俳優略す

十月十八日より中村座

〔讐龜山新聞〕

〔桕　山錦　木下〕

大切淨瑠璃〔來宵蜘蛛線〕

主なる出演俳優

芝翫　三升　訥升　仲藏　半四郎　菊五郎

三升（團十郎）は村山座から掛持で出勤し、中幕で木下藤吉を勤め、仲藏の竹中と問答の所が大受けであつた。

守田座

ザンギリ芝居の始め

十月卄一日より守田座
〔音駒山守護源氏〕
〔東京日々新聞〕
主なる出演俳優
左團次
秀調
訥升
彦三郎

二番目は「東京日々新聞」と題し、河竹新七の新作物で、新聞ものを舞臺にかけたのはこれが最初で、ザンギリ物の濫觴であらう。

十一月十七日より村山座
〔忠臣いろは實記〕
〔虎の卷〕菊畑の段、奥庭の段
主なる出演俳優
中村宗十郎
菊五郎
時藏

國太郎
尾上菊五郎
門之助
三升

三升「虎の巻」に鬼一を勤めたが海老藏の型であると云つて頗る好評であつた。

中村座

十二月一日より中村座

「二刀傳讓祇園守」
「戀女房廓　伊達染」
「滑稽膝栗毛」

主なる出演俳優

仲藏
半四郎

大谷廣次 瀬川路之丞 坂東三津五郎 歿す

二月一日大阪で大谷廣治が歿し、八月廿九日には瀬川路之丞死す。
九月十一日坂東三津五郎歿す。

明治七年

明治七年

澤村座

一月六日より澤村座
〔伊賀越切讀講釋〕
〔其昔浮名の讀賣〕
大切淨瑠璃〔心中翌の噂〕
俳優略す

中村座

一月七日より中村座
〔戊歳里見八熟梅〕
〔義經腰越狀〕
大切淨瑠璃〔淺緑露玉川〕
俳優略す

澤村座

二月二十日より澤村座
〔河内國名所鶯塚〕
〔娘景清八嶋日記〕

〔讐怨解雪赤穗記〕
〔壇浦兜軍記〕
主なる出演俳優
壽三郎
荒次郎
田之助
訥升

村山座

三月十四日より村山座
〔蝶千鳥曾我實傳〕
〔春色霞 網島〕
大切〔眞似三升劇 番組〕
主なる出演俳優
中村宗十郎
家橘

國太郎
門之助
三升

三升の五郎宗十郎の十郎

曾我實錄の書おろしで三升の五郎、宗十郎の十郎倶に好評であつた。

守田座

三月十六日より守田座

〔群入田鶴翁魁菊〕
〔連歌花二見文臺〕
所作事〔廿三回筐畫艸紙〕
俳優略す

中村座

四月十九日より中村座

〔時惠花平氏世盛〕
〔其往昔戀江戸染〕

「群集來錢の花道」

主なる俳優　嵐大三郎　家橘　半四郎

澤村座

五月五日より澤村座

「彩絲模樣櫻白縫」

大切淨瑠璃「五條橋月夜姿鏡」「三國妙藥噺」

俳優略す

棧敷代を此の時始めて圓…單位に改む

棧敷代、上等金一圓八十五錢、同中等一圓四十錢

棧敷土間代は從來銀何匁と云ふ定めであつたが、今度の興行で初めて金何圓何十錢と稱んだ。

五月十六日より守田座

「入間館劇場繪本」

〔新板色讀販〕
主なる出演俳優

左團次
鷲助
芝翫
菊五郎

中村座

六月二日より中村座
〔扇薫秀伊賀保旭〕
〔戀飛脚操假名文〕封切、新口村
主なる出演俳優

宗十郎
仲藏
半四郎

半四郎座頭となる

菊五郎が守田座へ奪はれたので、半四郎が座頭となつた。

守田座

七月三日より守田座

操返開化婦見月

河原崎座

〔里見八犬士勇傳〕
〔義經腰越狀〕
〔操返開化婦見月〕
大切浄瑠璃〔蔭踊態月輪〕
主な出演俳優

二番目の〔操返開化婦見月〕は前狂言の番附に載せながら、出幕にならなかつた三人片輪を書き物にしたものである。芝翫か牛肉屋の親父で啞、左團次が理髪屋の主人で聾、菊五郎が米屋で量の目を窃んで後に盲となり、按摩の世話場で伜が洋行するのを、ステーションまで駈付け、途端に發車したので慟哭すると云ふ筋で、大當りであつたと云ふ。

七月十二日から河原崎座

〔新舞臺巖楠〕
〔一の谷嫩軍記〕
〔袖浦戀紀行〕
大切浄瑠璃〔滑稽指南石〕
主なる出演俳優

十月九日より中村座

〔花桂錦桔梗旗上〕

〔御註文薩摩上布〕

大切所作事〔汐魁月涼風〕

主なる出演俳優

左團次	時藏	訥升
市川海老藏	門之助	國太郎
團十郎		

中村芝翫	時藏	宗十郎
仲藏	門之助	

中村座

十月十三日より中村座

〔寄群來軍配會殓〕

〔昔江戸小腕達引〕

大切所作事〔月鏡花埜粉〕

主なる出演俳優

半四郎　家橘　壽三郎　荒次郎　門之助　田之助　訥升

河原崎座

十月十一日より河原崎座

〔雲上野三衣策前〕

〔升獨鈷博多新織〕

天保六歌仙の劇化

嵐璃鶴市川權十郎となる

守田座

〔日高川紀國名所〕
大切淨瑠璃〔道行妬仇浪〕
主なる出演俳優　市川權十郎
家橘
訥升
國太郎
團十郎

一番目は松林伯圓の十八番、天保六歌仙の河內山を仕組んだものである。この時毒殺事件で入牢してゐた林璃鶴が放免となり、新に團十郎の門下となり市川權十郎と名乘つて出勤した。

十月十八日より守田座
〔宇都宮紅葉釣衾〕
〔一谷凱歌小謠曲〕
〔壇浦兜軍記〕
大切淨瑠璃〔壽うつぼ猿〕
主なる出演俳優

中村翫雀
左團次
芝翫
菊五郎
彦三郎

日光事件の劇化大當り

一番目は河竹の作で、本田上野介を彦三郎、大工の與四郎を菊五郎、石川八左衛門を左團次が演じ、好評を博し、毎日の大入りであつた。此作を仕組んだ動機とも云ふべきは、此年の八月に菊五郎が起した日光二荒神社乗り打ち事件である。

守田座

十一月廿一日より守田座

「白浪五人男」

「福在原系圖」蘭平物狂の段

大切浄瑠璃「壽うつぼざる」

主なる出演俳優

中村翫雀
左團次
芝翫
菊五郎
彦三郎

澤村座	十一月十九日より澤村座 〔假名手本忠臣藏〕 俳優略
中村座	十一月廿三日より中村座 〔赤穗誠義一夕話〕 〔八百屋獻立〕 〔宵庚申操ばなし〕 主なる出演俳優 芝翫　宗十郎　仲藏　時藏　半四郎
河原崎座	十一月廿五日より河原崎座 〔假名手本忠臣藏〕

大切淨瑠璃「積戀雪關扉」

主なる出演俳優　市川權十郎　家橘　訥升　國太郎　團十郎

宗十郎歸阪す

中村宗十郎大阪へ歸る。

明治八年

明治八年

一月廿八日より守田座

「扇音全大岡政談」

「梅鎌田大力巷說」

大切淨瑠璃「四民姿　錦織」

主なる出演俳優　翫雀

天一坊の書きおろし

守田座新富座と改む

中村座

新富座

左團次

芝翫

菊五郎

彦三郎

一番目は神田伯山得意の讀物天一坊實澤を河竹新七が筆を執つて書きおろした好狂言であつた。

守田座は轉座以來負債が嵩み、實に卅萬圓に達したので止むなく債權者が協議の上株式組織とし、新富座と名を改めた。

三月十六日より中村座

〔義經千本櫻〕

〔蝶花形名歌島臺〕

〔娛浮世機關〕

俳優略

三月十九日より新富座

〔天滿宮國字掛額〕

大切淨瑠璃〔日待遊月夜芝居〕

俳優略

中橋座

五月十五日より中橋座

〔富士筑波姿色競〕

〔奥州安達原〕

〔關取千兩幟〕

大切淨瑠璃〔戻駕色相肩〕

俳優略す

河原崎座

五月一日より河原崎座

〔花見時由井幕帳〕

〔吉備大臣支那譚〕

〔意中闇照瓦斯燈〕

主なる出演俳優　岩井半四郎　左團次

仲藏
門之助
團十郎

左團次の當り狂言

吉備大臣大評判

此慶安太平記の忠彌は左團次の當り狂言で、今回で二度目の上演、伊豆守と正雪が團十郎、丸橋の妻お節が門之助、金井民五郎が權十郎、弓師藤四郎が仲藏が演じた。また吉備大臣の方は内務卿大久保利通が全權大使として淸國へ渡り、償金を取つて歸朝したのに當てこみ、茶屋の軒提燈は紋處の牡丹を崩して、日の丸に見せるなどの趣向を凝らして大評判を取つた。

新富座

六月三日より新富座

〔明治年間東日記〕

〔けいせい阿波の鳴戸〕

大切淨瑠璃〔花菖蒲團扇繪合〕

俳優略す

翫雀歸阪す

一番目は、明治上野の戰爭を序幕として此年の八年までを大詰としたものであるが、餘り面白くなく、不入であつた。この年中村翫雀が大阪へ歸つた。

中橋座

六月三日より中橋座

新富座

〔鬼一法眼三略卷〕
〔時仕入浴衣賣出〕
〔夜討曾我雨濡事〕
〔嫗山姥〕
俳優略

六月九日より新富座
〔復讎殿下茶屋聚〕
〔太平記曦鎧〕
大切淨瑠璃〔道成寺眞似三面〕
主なる出演俳優

左團次
芝翫
菊五郎
彦三郎

新堀中村座

八月十五日より新堀中村兩座合併

〔裏表柳團書〕

主なる出演俳優

門之助
權十郎
仲藏
半四郎
團十郎

大入り六十七日間打ち通す

例の護國女太平記をお家世話の裏表に脚色したものである。この芝居は大高評で日々大入の日延に日延を重ね、遂に六十七日間打通したと云ふ事である。

新富座

十月一日より新富座

〔筑紫巷談浪白縫〕

〔双蝶曲輪日記〕

俳優略

一番目は彦三郎の鳥山豐後之助・長吉の姉、左團次の菊地多門之助、芝翫の濡髮、訥升のお筆の方と放

紅葉の間の闇討

駒、菊五郎の紅葉院安養・青柳主水、この青柳と彦三郎の豐と紅葉の間の闇討に就き菊五郎より、一遍當つて（稽古）くれと頼んだのに、彦三郎は「暗討の事ゆゑ只斬つてくればよい」との答に、菊五郎、「よしその氣なら一と泡吹かせてやらう」と、舞臺で、勢鋭く殺氣立つて斬りつける、それを平然と扇であしらふ彦三郎眞に迫つて手に汗握らせる面白さであつたと云ふ事である。

十月十六日より中村新堀兩座合併

〔實成稔清正傳記〕

〔勸進帳〕

大切〔質庫魂入替〕

主なる出演俳優

岩井半四郎
左團次
權十郎
仲藏
三十郎
門之助
團十郎

十一月四日より中村座

〔玉櫛笥函根仇討〕

大切〔綱手車攀曳花道〕

十一月十四日より新富座

〔初深雪佐野鉢木〕

〔笛澄月白浪〕

主なる出演俳優

左團次
芝翫
訥升
菊五郎
彦三郎

明治九年

河原崎座

一月十四日より河原崎座

〔曠勝負二刀仇討〕

〔信田廻森狐葛葉〕

〔双巴眞砂御贔屓〕

大切淨瑠璃〔梅笑福の木戸前〕

主なる出演俳優　權十郎　三十郎　門之助

新富座

一月十五日より新富座

〔善惡兩輪妙々車〕

大切淨瑠璃〔六歌仙名家姿畫〕

主なる出演俳優　左團次　芝翫

菊五郎
彦三郎

柳下亭種員の双草紙を河竹新七が脚色したもので、よく人氣に當つて好評であつた。

中村座

三月九日より中村座
〔鎌倉山春朝比奈〕
〔僞織大和錦〕
大切淨瑠璃〔御攝廓文章〕
主なる出演俳優

片岡我童
片岡我當
門之助
仲藏
半四郎
團十郎

我童、我當上京

この狂言で片岡我童我當は大阪から上京した。

新富座

三月廿九日より新富座

〔川中島東都錦畫〕

〔昔風俗替新兵衛〕

俳優略す

中村座

五月十六日より中村座

〔牡丹平家譚〕

〔白柄黑手廓達引〕

大切淨瑠璃〔初會浦島廓釣針〕

俳優略す

新富座

六月七日より新富座

〔早苗伊達聞書〕

〔三社祭禮巴提灯〕

主なる出演俳優

芝翫　訥升

新堀座

七月十五日より新堀座
〔繪入本小栗實記〕
〔滑稽膝栗毛〕
〔伊勢音頭戀寢刄〕
俳優略す

菊五郎
彥三郎

新富座

九月十八日より新富座
〔音響千成瓢〕
〔出世娘瓢簪〕
主なる出演俳優

團十郎
左團次
芝翫
菊五郎

彥三郎

訥升下阪す

澤村訥升は下阪した。

中村座

十月廿九日より中村座

〔忠孝繼路皷單語〕

〔關取千兩幟〕

新富座

十一月三日より新富座

〔天草日誌劇新聞〕

〔月雪花名歌姿繪〕

主なる出演俳優

市川團十郎　左團次　芝翫　菊五郎　彥三郎

一番目は西南戰爭を當て込んだもので、團十郎の千々輪五郎左衛門・板倉內膳正・鍋島信濃守森宗意軒・

天草甚兵衛、左團次は大矢野作左衛門鍋島三左衛門・芦塚忠太夫芝翫は駒木根八兵衛、槇村帯刀、菊五郎は天草四郎時貞、山田右衛門、鍋島甲斐守・彥三郎は芦塚忠左衛門板倉周守、三左衛門妻礎浪、家老石垣左膳の役々であつた。

新堀座

十一月廿一日より新堀座

〔繪本大功記〕

大切淨瑠璃〔八笑人飛鳥仇討〕

主な出演俳優　　門之助　團十郎

中橋、新富座の類燒

十一月廿八日午前一時日本橋數寄屋町から出火し、中橋座、新富座ともに類燒した。　　權十郎

中村、薩摩座の類燒

十二月三十一日夜馬道八丁目から出火し、中村座・薩摩座の兩座が類燒した。

明治十年

明治十年

春木座

一月十二日より春木座
〔蝶三升衢加賀染〕
〔近江源氏先陣館〕
〔新板曾根崎心中〕
大切淨瑠璃〔山笑戀若草〕

春木座

三月九日より春木座
〔兒雷也豪傑物語〕
大切所作事〔桃櫻庭雛形〕

新富座

四月十一日より新富座
〔新舞臺惠全景淸〕
〔近江源氏先陣館〕
〔富士額男女繁山〕
主なる出演俳優

春木座

五月十五日より春木座

〔忠臣藏年中行事〕

主な出演俳優

中村宗十郎　左團次　芝翫　仲藏　菊五郎　半四郎　三十郎　我童　門之助　權十郎　我當

新富座

六月十一日より新富座

〔一谷嫩軍記〕
〔敵討襤褸錦〕
〔勸善懲惡孝子譽〕
大切淨瑠璃〔一筆畫兩面團扇〕
俳優略
二番目は河竹新七作の新作物である。

春木座

六月廿九日より春木座
〔忠臣藏後日實錄〕
〔花菖蒲葛飾草紙〕
大切淨瑠璃〔十二月運動器械〕
主な出演俳優

三十郎　門之助　我童　權十郎

新富座

八月十一日より新富座

〔二幅對文武掛物〕

〔二度晴着昔八丈〕

〔千種花月氷〕

主な出演俳優

我當　宗十郎　左團次　芝翫　仲藏　菊五郎　半四郎

二度目の髪結新三

二度目の髪結新三で益々面白く、暑中にも係らず上々吉の景氣であつた。

春木座

五月七日より春木座

〔櫓太鼓成田仇討〕

春木座

新富座

〔夏御陣東西團扇〕

大切所作事〔六歌仙狂畫墨塗〕

十月三十日より春木座

〔松三升小春寶來〕

〔政談戀畦道〕

大切淨瑠璃〔葛紅葉松柵〕

三十郎

門之助

我童

權十郎

我當

十二月二日より新富座

〔黄門記童幼講釈〕

大切所作事〔街明治世賑〕

主なる出演俳優

市十郎　左團次　團十郎　仲藏　菊五郎　半四郎

團十郎再び入座す

殆んど一年間旅に出てゐた團十郎か今回の興行より再度入座する事となつた。

櫻田治助及び坂東彦三郎歿す

八日七日櫻田治助が歿した、行年七十六歳。十月十三日坂東彦三郎が歿した。

二　俳優と劇作家

（一）　三世中村仲藏

中村仲藏

三世中村仲藏は文化六年江戸に生れた。父は村田市兵衛と云つて、もと越中富山藩の足輕で、淺草の旅籠屋の番頭をしてゐた。母は初代の仲藏から系統を引いてゐる、志賀山流の踊の師匠で、第十一世志賀山せい

中村傳九郎の門に入る
初舞臺
相中に昇進
蝙蝠安を勤む
名題に昇進
仲藏襲名
家主長兵衛明盲目玄碩
手前味噌絶句集

と云つた。二歳の時父の市兵衛が病死し、それから母の手一つで養育された。幼名を富太郎と云ひ、文化十三年、八歳の時、五世中村傳九郎（後に十二世中村勘三郎）の門に入つて、中村鶴藏と云つた。文政元年十一月、十歳の時、中村座の初舞臺を踏んだ。同九年、中通りの位置に進んで、同十二年大阪へ上り、それより諸國を巡業し、天保九年、三十歳の時、四世中村歌右衛門と共に中村座に下り、翌十年九月相中（あいちゅう）に進んだ。嘉永六年三月、四十五歳の時中村座で八世團十郎の「切られ與三」に蝙蝠安を勤めて好評を博した。これが出世藝となつてめき／＼と賣り出した。翌安政元年名題に昇進し、次いで慶應元年（五十七歳の時）十月、中村座で仲藏を襲名した。風采は餘り芳しくなかつたせいか、敵役とふけ役が得意であつた。就中得意とした藝は前記の蝙蝠安の外に「髪結新三」の家主長兵衛と「黄門記」の明盲目玄碩で、とりわけこの玄碩は九代目團十郎が「眞に至藝なり」と歎賞したほどの十八番であつた。仲藏はまた文筆にも長じ、「手前味噌」と題する大部の自敍傳と、外に舞臺の滑稽を集めた「絶句帖」と云ふものを遺して居る。明治十九年に歿した、時に年七十八歳であつた。

中村芝翫
大阪に生る
歌右衛門の養子となる
江戸へ下り福助と改名
藤間大助の門に踊を稽古す
養家を去る

（二）四世中村芝翫

四世中村芝翫は天保元年大阪に生れた。實父は市川鰕十郎の弟子で瀧四郎といひ、四人の男子中の長男で、初め玉太郎といつた。天保九年九歳のとき四世中村歌右衛門の弟子となり、同年三月歌右衛門と俱に江戸の中村座へ下り、翌十年三月、福助と改名し、中村座の番附に名前を出した。子供の時から、養父の歌右衛門並に藤間大助といふ師匠に就いて、踊の稽古をした。なか／＼猛烈な練習であつたらしい。

嘉永三年正月、養父歌右衛門に同道して、大阪へ歸り、共に中の芝居へ出たが、この時歌右衛門は福助のために口上を述べた。嘉永四年故あつて福助は養家を去らねばならなかつた。この事情については色々取沙

汰されてゐるが、癲癇の持病があつた事が原因したのであらう。翌五年二月、歌右衞門が大阪で病死した。

市村座へ一躍大人氣

この年七月福助は澤田屋治助といふ歌右衞門と關係深い興行師の後援で江戸へ下り、市村座へ現れた。二十三歳の時である。大岡仁政錄（澤村長十郎の莨屋喜八）で小太郎信行といふ役を勤め、一躍大人氣を獲た。嘉永六年九月、實父の師匠中村富十郎が大阪から下つて、福助の師匠番となつたので、いよ／＼これからは好い役がつくやうになつた。

人氣地方に及ぶ

安政二年十月例の大地震で劇場は悉く燒失したので、先輩の市川團藏と伊勢へ旅興行に出たが、この時土地の餅屋が俳優の紋を烙印にして大福餅を賣り出したら、福助の餅が斷然素晴らしく賣れたといふ。福助の人氣が地方にまで及んでゐた事が察せられる。安政五年市川市藏の市川和市が江戸へ來て、「白木屋」に上ぎし才三の役で、福助の八重櫛才三を踏み倒す場に、人氣役者の福助をいぢめて見物から恨まれる事を慮つて、福助の才三の懷ろに觀世音があつたゝめ、その足が曲つてしまふといふ筋に換へたと傳へられる。

芝翫と改名

萬延元年七月、福助は芝翫と改名し、中村、守田兩座で其の披露をした。この時祝ひの引幕を贈つたものが無數であつたといふ。

彥三郎との競合

踊りは稀代の名手

文久三年正月、守田座の座頭となつた。この頃から、彼とは生涯競爭者であつた彥三郎との競爭が愈々白熱化した。明治三年頃には彼が一興行で客から貰ふ祝義だけでも千七百兩あつたと云はれる。そしてその頃は東京の三座を殆んど掛持で勤めてゐた。彼は新作では彥三郎とは反對に重んぜられなかつたが、踊りにかけては隨一の名人であり、それに地藝では、突惡も、立役も、また女方をもした。なか／＼性格に非常識な點が多いために、澤山のユーモラスな逸話を遺してゐる。明治三十二年に歿した。

坂東彥三郎

（三）五世坂東彥三郎

四世彦三郎の養子初舞臺

子供芝居の座頭

五世坂東彦三郎は四世彦三郎の養子で、天保三年淺草の爲藏といふ大工の子として生れた。天保十一年九才の時に養子となつたのである。同年十月の中村座が初舞臺で藝名を鶴之助といつた。それからずつと養父と一座して子役を勤めてゐた。弘化三年、十五歳のとき、竹三郎と改名し、既に子供芝居では座頭であつたといふ。

彦三郎と改名

「若手二幅對」

座頭となる

時代物に長ず

安政三年三月、市村座で養父彦三郎が龜藏と改名し、彼は新に五世彦三郎を襲名した。爾來福助（芝翫）と倶に「若手二幅對」として華やかな名を謳はれた。安政五年はじめて上阪し、こゝでも大いに人氣を集めた。それから四年間三十歳から三十四歳まで上方に滯在し、技藝も磨けば人氣も賣り出したのである。萬延元年江戸に歸り、中村座の舞臺へ書き出し役者として現れた。文久二年正月中村座で初めて座頭となつた。時に三十二歳、將に油の乘り切つた時である。爾來芝翫とは眞に火の出る樣な競爭を續けながら、二人ともよく明治初期に於ける劇壇の王者としてその圓熟せる演技を見せた。彼は男振りがよく上品であつたが、時代物が得意で世話物は不向きであつた。その本領は仁木彈正や武智光秀のやうな實悪にあつた。尚ほ江戸狂言をよくした上に、永く上方に居たゞけに、義太夫狂言も巧であつた。明治十年十月歿した。時に年四十六歳であつた。尚ほ彦三郎の一代を書いたもの坂東彦三倭(やまと)一流といふ小説がある。

（四）三世澤村田之助

澤村田之助

五世宗十郎の次男初舞臺

三世澤村田之助は弘化二年二月、江戸に生まれた。父は五世宗十郎で、田之助はその次男である。幼名は由次郎、兄は二世納升である。嘉永二年七月、父は由之助を勤め、田之助は道行の小浪で、初舞臺をつとめた。時に僅か五歳の子供であつた。嘉永五年十一月、父は名古屋の興行先で病死した。時に彼は九歳であつた。

中村座に入る
田之助と改名す
立女方となる
切られお富
舞臺で負傷す
ヘボンの手術を受ける
再び出演
お名殘り狂言「こきん彦惣」

翌安政元年正月、兄源平（訥升）と倶に中村座に入つた。安政六年正月、十五歳の時、中村座で田之助と改名した。安政七年改元せられて萬延元年正月、守田座ではじめて立女方となつた。僅かに十六歳で立女役とは、以て彼が異數の天才であつた事と、能く世間に認められてゐた事が判る。元治元年二月、「切られお富」に訥升の與三郎で、お富を演じた。この「切られお富」は、默阿彌が彼のために書いた最初の作である。明治に入つて田之助が廢人となるまで默阿彌は實に多くの新作を彼のために書き卸してゐる。慶應元年三月、河竹默阿彌新作の「紅皿缺皿」に缺皿に扮した時、繼母に責められて松の木に吊され、綱が切れて墜落し、足に負傷した、此の足痛から被命傷となるとは當時誰が豫期したであらうか。この負傷のために同年十月興行を休み、以後折に出演するのみで、益々傷の結果は面白くなかつた。慶應三年九月十五日、遂に佐藤泰然の紹介で、横濱の居留地で米人ヘボンの手術を受けた。時に廿三歳であつた。彼は右の足を股から切り取り、米國へ注文した義足で繼ぎ、立つ事は出來ぬが、坐つたゞけなら芝居が出來ると云ふので、明治元年二月の守田座から再び出演した。珍らしくて大人氣を呼んだため、各座から引つ張り凧になつて終に三座を兼勤したが、三月狂言の時に固疾再發して中途から休演した。三年の春、再びヘボンの大手術を受け、左足を切つた卽ち兩脚を無くしてしまつた。そして三年五月再び舞臺に現れた。彼は躄車をつかつて藝をしたのである。

明治五年正月、村山座で河竹新作の「こきん彦惣」の藝者こきんをお名殘り狂言として、舞臺から永久に姿を消してしまつた。この最後の舞臺の、「こきん彦惣」は、藝者こきんが鳴門の沖で難船に遭つて、外國船に救はれ、ロンドンに行き、ヤンキスといふ外人の妾となり七年經つたが、そこへ良人の彦惣が日本から尋ねて來て、樓門の上と下とで對面の場になる、こきんも恩人の病氣で歸るには歸れず、こゝで二人が生別れするといふ筋であるが、兄の訥升が此の彦惣に扮し、田之助のこきんがそれを見送りながら、「これが御顏の

大阪に下る

見納めかと思廻せば廻すほど御名殘惜しう」と口上を兼ねた科白をいふ所で、滿場の見物はいづれも涙に頰を濡らしたと云ふ。後彼は猿若町に紀の國屋といふ芝居茶屋を出した事もある。兄の訥升が座頭で澤村座といふのが出來て。それに出勤した。また八年に俳優となつて大阪に下り、同年十月「國性爺」に宗十郎が甘輝を、田之助は錦祥女を勤めた。この時彼の擬足を動かすものは、一門の鉄次郎、擬手の役は大阪のピカ一、現存の中村雁次郎丈であつた。十一月興行の時座頭の宗十郎と口論して、翌年京都へ轉じ、間もなく歸京した。十一年の春發狂して、同年七月七日、淺草富士横町の寓居で、文字通りのその劇的な生涯の幕を閉ぢた。時に年三十四であつた。同優の一代を書いたものには田村田之助曙草紙といふ小說がある。

岩井半四郎

（五）八世岩井半四郎

七世半四郎の實子　初舞臺

八世岩井半四郎は七世半四郎の實子で、母は四世菊之丞の次女きいである。文政十二年十月、江戸で生れた。幼名を久次郎といつた。四歲の時粂三郎と改名して初舞臺に上り、次第に子役から娘役に進んだ。弘化二年四月、十七歲のとき父の七世半四郎が歿した。嘉永二年、二十一歲の時、中村座の「妹背山」に雛鳥とお三輪をつとめた。この頃から世間に漸くその技能を認められ、翌三年正月、河原崎座で家の藝である「お染の七役」を演じ、五月は半四郎代々の追善狂言に白井權八と長兵衞女房をつとめ、相手役の幡隨院長兵衞は海老藏（八世團十郎）が演じた。これより或は八世團十郎、或は八世仁左衞門、或は四世小團次の好き女房役となつた。文久四年春、父の名をついて紫若と改名した時に三十六歲であつた。

お染の七役

紫若を襲名

二十貫文を賜る

半四郎と改む

舞臺姿の艶麗

明治元年五月、母に孝行な事に就いて、新政府から三十貫文を賜つたのは名高い話柄である。明治五年三月、「勸進帳」に義經、「助六」に揚卷をつとめ、紫若の名を改めて、八世岩井半四郎を名乘つた。素顏はオデコで餘り綺麗だとは云へなかつたが、舞臺姿は實に艶々として寧ろ妖麗であつたと云はれる。殊に娘と妾の

櫻田治助

二世治助の門人

立作者となる

歌右衞門と關係深し

役は無類に巧であつたが、女房や老女役は不得手であつた。明治十五年歿した。時に年五十四であつた。

（六）三世櫻田治助

三世櫻田治助は享和二年、江戸に生れた。始め音助と云ひ、二世櫻田治助の門に入つて脚本の書き方を學んだ。天保六年二十四歳で治助の名を襲ぎ、中村座の立作者となつた。その重なる作は、

「後太平記枹錦張帳」天保六年九月中村座

「四天寺顔鏡」同八年十一月、中村座

「太平記入船篠塚」同十年十一月、市村座

「祭禮歌曾我花轎」同十四年、市村座

「青砥稿」弘化三年七月、市村座

「詞花紅成盛」嘉永二年八月

治助は四世中村歌右衞門と關係が深かつたので、作の多くは歌右衞門の爲に書いたのである。その作はいづれも當時の流行を穿つて、よく人氣を博したのである。文久二年五月、門人木村園治に四世治助の名を讓

左交と改名

り、自らは左交と改名して各座を助けてゐたが、次第に三世瀬川如皐及び河竹新七に壓せられて、名望漸く衰へて著しき作もなく、明治十年八月七日歿した、時に年七十六であつた。

（七）三世瀬川如皐

瀬川如皐

羅呉服商

五世南北へ入門紋吉兵衛と號す

立作者となる

三世瀬川如皐は文化三年、江戸で生れた。初めは俗稱を吉兵衛と云つて羅呉服商であつたが、生來の芝居好きで、餘暇に綴つた脚本を、或る時五世南北に添削を乞うた。南北はその文才を愛して弟子となし、紋吉兵衛と稱せしめ、狂言方見習とした。嘉永元年（四十三歳）に中村座の立作者となつた。重なる作は、

「伊達旭盛櫻彩幕」嘉永二年四月、中村座

「假名手本忠臣藏」同年九月、同座

嘉永三年十一月、三世櫻田治助の勸めに依つて如皐を襲いだ。その後の作は、

「東山櫻莊子」嘉永四年八月、中村座

「與話情浮名横櫛」同六年三月、同座

「花野嵯峨猫魔稿」嘉永六年九月、中村座

これまでの諸作は、大低小團次のために筆を執つてゐたが、後ち小團次は專ら河竹新七と提携し始めたの

芝翫、彦三郎と提携

で、中村福助（芝翫）、五世坂東彦三郎の爲に筆を執ることになつた。その主なる作は

「滑稽七福人」安政二年六月、市村座

「金瓶梅曾我松賜」萬延元年正月、中村座

「百猫傳手綱染分」元治元年八月、中村座

「朝夷巡島記」慶應三年六月、中村座

明治に入り振はず

當り狂言は「浮名横櫛」と「櫻莊子」であつた。明治に入つてからは漸く河竹新七に壓せられて振はず、明治十四年六月二十八日、淺草馬道に歿した、時に年七十六歳であつた。

（八）河竹默阿彌

河竹默阿彌

稱呼に就て

五世南北に入門

河竹默阿彌と云ふのは俗稱で、正しい稱呼は天保六年五世鶴屋南北の門に入つて貰つた名の勝諺藏である。天保十二年、河原崎座で返り咲の作者生活を始めた時が柴晉輔で、天保十四年に河竹新七を襲ぎ、明治十四年引退して古河默阿彌と稱した。

生立

文化十三年の二月三日、江戸日本橋通り二丁目で生れた。父は湯屋の株の賣買を業としてゐた。いはゆる今日のブローカーであつた。彼はその長男に生れ、何不自由なく育てられた。本姓は吉村、幼名を芳三郎といつた。

遊蕩兒となる

貸本屋の若衆となる

父はこの社會には珍らしい、非常に物堅い人間であつたが、祖父は彼を幼年時代に鍾愛したが、その祖父は遊蕩のために家産を傾けたと云はれる。祖父の血を享けたゝめか、十四五歳の時には早くも遊蕩兒の群に入つて手も足もつけられなかつた。それが頑固な父親は遂に勘當して仕舞つた。それから十七歳に貸本屋になるまでの三年間は全く「花暦八笑人」の主人公そのまゝの放逸な生活を送つたと云はれる。此の放浪時代に世相に通じて置いた事が、後の作者生活に豐富な經驗をもたらしたものであらうと思はれる。家を逐はれた彼は十七歳のとき京橋尾張町二丁目の好文堂といふ貸本屋の若い衆となつた。併しこれは性來讀書好きの彼が面白づくの道樂半分にやつたゞけで、何も眞面目な考へから出發したものではないらしい。天保五年、

五世南北の弟子となる

勝諺藏を名乘る

默阿彌が十九歳の時、父が亡くなつた。この年芝宇田川町の踊りの師匠澤村お紋の紹介で狂言作者鶴屋直太郎（五世南北）の門に入り、相當内部の事情にも通じて、作者にならうとする志が動いてゐたのであらう。

天保七年に勝諺藏と名乘つて作者生活へのスタートを切つた。この頃はまだ三座とも猿若町へ退かなかつた頃で、市村座も葺屋町にあつた。勿論いかなる天才といへども、まだ雛つ子の見習作者で、作者としての仕事はこれと云つて出來なかつた。この年の九月彼は風邪が因で熱病に惱まされ、女丈夫の姉の意見で芝居から一先づ遠退（とほの）いた。

一旦退く

再び河原崎座へ入る

次いで天保九年二十三歳の時、以前の同輩本屋半七の勸めに依つて、河原崎座へ再び見習作者として出る事になつた。この座の立作者は師匠の孫太郎南北であつた。座頭が團十郎で、海老藏、團藏、紫若などがゐた。彼はこの見習時代に二世關三十郎から、いろ〳〵親切に指導されたと云はれる。一方作者仲間の並木五瓶からは隨分虐められたものだといふ。天保十一年九月、弟金次郎を失つた。これより先き天保七年には姉を失つたので、今は母とたゞ二人切りになつて了つた。

彼は一旦は實家の相續をして質商となつて見たが、固より一生それで堅氣にやつて行く氣もなく、今度は

柴晋輔と號す

二世河竹新七と改名し初めて立作者となる

處女作

氣運動く

市川小團次

小團次との提携成る

市村座に轉ず

ます／＼狂言作者として立つ可く決心を固めて、天保十二年四月、河原崎座へ柴（後には斯波）晋輔と名のつて出勤する事になつた。その中に河原崎座も他の座が猿若町へ移轉する事になつたので、天保十四年猿若町三丁目へ移轉した。同年十一月二代目河竹新七と改名し、立作者となつた。二十八歳の事である。この時の寄初に初めて大名題を讀み上げた。しかし當時河原崎の座元權之助が時代物を好んで、新作を歡迎しなかつたので默阿彌は充分に手腕を揮ふことが出來なかつた。斯うして彼は嘉永までの十年間を隱忍自重して居らねばならなかつた。嘉永四年の十一月「升鯉瀧白旗」えんま小兵衛を作つた。これは云はゞ、處女作とでも云ふべき性質の世話物である。これが仲々の好評で當りを取つたので、座元も新作に乘氣になつて默阿彌の作も舞臺に掛けられる氣運が向いて來た。

安政元年の三月、當時の花形役者市川小團次が河原崎座へ出勤して「都鳥廓白浪」に忍ぶの惣太を演ずる時、小團次に役不足が有つたのを新七が、改作し惣太の役を引き立る樣にしたので、果して改作した部分が大受けで、小團次も大いに之を德とした。これが小團次と接觸のできたそも／＼の由來である。安政二年十月二日例の大震災の時には、幸にも家が半潰れになつたゞけで、家族の者は微傷だも負はなかつた。もつとも家族といつても、嘉永二年に母が歿して、弘化三年十一月に迎へた妻のお琴一人だけであつた。

安政三年四十一歳の時、市村座に轉じて主な作に、

「夢結蝶鳥追」（せつた直し長五郎）三月

「蔦紅葉宇都谷峠」（文彌殺し）九月

この九月の作から小團次が關係し、文彌と提婆の仁三との二役で、全たく趣の變つた二役と、その峠の殺し場の早變りも大受けで、大當りを取つた。

翌安政四年には

鼠小僧の大當り新七賣り出す

「鼠小紋東君新形」(鼠小僧) 一月
「正直清兵衛」 五月
「小猿七之助」 七月

等が主なるもので、就中鼠小僧は百餘日も打ち續けた大入りであつたと云ふ。小團次が人氣の絶頂にあつたのも事實であるが、それと倶に新七の名も賣り出して來たのである。

當時流行のハイヨ節の替唄に

にがほ豐國やくしやは小團次ハイヨ
とうじさくしやはのうみなさん川竹
ひいきはたいそたいそ

とあるのを見ても、その人氣のほどが判るであらう。

劇壇を堂々濶歩す

慶應二年小團次の死に至るまで、二人は眞に車の兩輪の如く相輔けて劇壇を風靡した。その主なる作は

代表的傑作

「江戸櫻清水清玄」 黑手組助六 安政五年三月
「小袖曾我薊色縫」 鬼あざみ 安政六年二月
「三人吉三廓初買」 萬延元年一月
「八幡祭小望月賑」(縮屋新助) 萬延元年七月
「青砥稿花紅彩畫」(辨天小僧) 文久二年三月
「勸善懲惡覗機關」(村井長庵) 文久二年八月
「曾我綉俠御所染」(御所五郎藏) 元治元年二月

「切られお富」　元治元年七月
「孝女お竹」　同年　十月
「鑄かけ松」　慶應二年二月

白浪物

等で、これらは彼の代表的傑作で、白浪物が多い。一體處女作からして白浪的人物のえんま小兵衛が登場してゐる。世話物には白浪が主人公でなくとも、大低白浪を點出して來てゐる。これ小團次が泥棒役者、默阿彌が泥棒作者と稱される所以である。もつとも出て來る惡漢は決して型にはまつたマンネリズムのものではない。色々と性格の異つた血の通つた惡黨が、まざ〳〵と力强く描出されてゐる。何故白浪物が多く行はれたかと云ふと、第一にそれは小團次の柄にピツタリとはまつたせいもあるが、それと共に當時の講談落語界に白浪物が流行してゐて、客足を惹き易かつたからであらう。

三世澤村田之助

默阿彌は當時小團次と提携してゐたから、勿論最も多く小團次に力を注いだのであるが、さりとて全然他を顧みないと云ふ事はなかつた。三世澤村田之助を中心とする物も書き卸したのである。

團、菊、左との提携時代

市村座を引退守田座へ入る
「丸橋忠彌」左團次の出世藝となる
日蓮記
時代物斷然多くなる
東京日々新聞散切物の初め
代表作

默阿彌は小團次の死に續いて、維新の大變革を迎へ、こゝに團、菊、左との提携時代、即ち彼の後期に入る事と成つた。明治元年八月、小團次への情義上引き立てゝゐた養子の左團次の役に關して不滿があつて、左團次と共に市村座を引退して守田座に迎へられた。翌三年二月、「丸橋忠彌」を書き卸し、左團次をして忠彌を演ぜしめた所、俄然大當りで、彼の出世藝となつた。明治二年十月、新作日蓮記を書いたが、團十郎が日蓮に扮し、如何にも九代目らしい藝風を出した最初のものである。默阿彌は小團次時代には八分通り世話物であつたが、この期に入つては時代物が斷然多くなつた。「東京日々新聞」は明治六年十一月守田座で所演せられたもので、これが所謂散切物の最初である。明治に入つてからの重なる代表作は、

「日蓮記」　明治二年十月　市村座

「慶安太平記」	明治三年三月	守田座
「酒井の太鼓」	明治六年三月	村山座
「髪結新三」	明治六年六月	中村座
「三人片輪」	明治七年七月	守田座
「楠正成」	明治七年七月	河原崎座
「黒田騒動」	明治八年十月	新富座
「黄門記」	明治十年十二月	同座
「西南征記」	明治十一年二月	同座
「人間萬事金世中」	明治十二年二月	同座
「漂流奇談」	同年九月	同座
「増補河内山」	明治十四年三月	同座
「島衞月白浪」	同年十一月	同座
「筆賣幸兵衞」	十八年二月	同座
「御金藏破り」	十八年十一月	千歳座

等である。散切物は前記の東京日々新聞の外に、

「繰返開化婦美月」　「富士額男女繁山」
「明治巷談東日記」　「勸善懲惡孝子譽」
「西南雲晴朝東風」　「人間萬事金世中」
「綴合阿傳假名書」　「霜夜鐘十字辻筮」

「木間星箱根鹿笛」「古代染新形浴衣」
「鳥衡月白浪」「滿二十年息子鑑」

神經病を作品に取り入る「西南雲晴朝東風」

右のうち「木間星箱根鹿笛」は神經病を因にして起る怪談を書いたもの、「滿二十年息子鑑」は徴兵忌避を誡めたもので、倶に彼が如何に時勢を察知する活眼に富んで居たかを窺ふに足るものである。「西南雲晴朝東風」は、守田勘彌が西南戰爭を上演しやうと、中井弘、伊集院兼常、光明寺三郎等から材料を得て、それに依つて作つたもの、重なる配役は、西條髙盛（團十郎）武ノ上四郎（宗十郎）岸野年明（左團次）蓑原國元（菊五郎）岸野の妻おやす（半四郎）で大當りを取つたものである。

劇界引退

「鳥衡月白浪」は彼の最大傑作で、明治十四年十一月、劇界を引退し古河默阿彌と改め、竹柴金作に名を讓つた時書き卸した五幕九場の散切物で、前年に書いた「古代染新形浴衣」はその序幕の意味合をなすものである。彼は引退後もスケと云ふ名儀で各劇場の新狂言を書いた。それが六十餘種の多數に上つて居る。

明治廿六年一月廿二日、以前から腦溢血で臥床して居たが、此の日の午前四時遂に逝去した。

彼の作品は

一、世話狂言……………………百三十篇

二、時代狂言
- 純時代……………………四十一篇
- 御家物……………………三十一篇
- 活歷劇……………………十八篇

三、淨瑠璃所作事
- 狂言淨瑠璃……………………百二十七篇
- 所作事……………………十三篇

計三百六十篇の多數に上つてゐる。

默阿彌の位置及び功績

默阿彌の演劇史上に於ける位置及び功績は次の坪内逍遙博士の一文が最も要領を得てゐると思はれるから左に引用させて頂く。

（上略）近松門左衛門は德川文藝の興隆期に於ける最初の最大の集大成者なりしが、默阿彌は其頽廢期に於ける最後の最大の集大成者なり。近松が我平民劇の最古の唯一の眞詩人たることは一人の異議も無き所なるが、默阿彌が其最後の最も老巧なる狂言作者たる事も輿論の爭はざる所ならん。（下略）就中曲亭と相似の點殊に多し。觀察よりも空想に重きを置きて、趣向脚色に全力を注ぎ、詞の節調を主とするの餘り、次第に七五本位のマンネリズムに墮り、晩年には其所謂名文句すらも華多くして實乏しく、言はゞ掛言葉の連續に過ぎざりし點なども相似たり。作意の勸懲に累せられて因果の說明の煩はしかりし點なども相似たり。但しかくの如きは偶然の相似といはんよりも、寧ろ頽廢期文藝の代表者たる運命の然らしめし所ならんか、（中略）彼れはまた幾多の斬髮劇を作りて明治の新風俗をも寫さんと試みたり、怨靈の怪異を神經作用を以て解釋せんとする劇をも試みたり。（下略）

田村成義、續々歌舞伎年代記
伊原敏郎、明治演劇史、河竹繁俊、河竹默阿彌に依る事多大であつた。

新聞と雜誌

第七節　新聞と雜誌

明治初期の新聞

一　明治初期の新聞

新聞と雜誌の區別

瓦版
バタビヤ新聞
六合叢談
香港新聞
海外新聞
アメリカ彦造
岸田吟香
本間潜藏
もしほ草
明治元年
太政官日誌
岸田吟香
ウエンリード
柳川春三
福知源一郎
江湖新聞
福地の投獄
發禁相踵ぐ

明治の初期には新聞と雜誌の區別がはつきりせず、たゞ一口に「新聞雜誌」と稱してゐた。此二者を區別するやうになつたのはよほど後のことである。然し新聞雜誌の所謂ジャナリズムが、文學に直接或は間接にその影響を及ぼしたことは、極めて大なるものがあつた。

新聞、否その號外らしいものは既に瓦版として、德川時代に刊行されてゐたが、新聞と題するもので明治以前のものでは、萬延元年發行の「官報バタビヤ新聞」を始め、「六合叢談」、「香港新聞」、「海外新聞」があるが、これらは何れも外國新聞の反譯で、純粹な日本新聞では、アメリカ彦造、岸田吟香及び本間潜藏等に依つて元治元年横濱より刊行された「もしほ草」が濫觴である。

明治元年の春、京都で日誌局から太政官日誌が發行された。次いで岸田吟香は米人ウエンリードと計り、横濱二十一番館でもしほ草を發行した。蘭學者柳川春三が中外新聞を江戶で發行したのもこの時の事である。後に福地源一郎の編輯した江湖新聞を始め、內外新報、新聞事略、そよふく風、都鄙新聞、崎陽雜報等總計十九種の新聞が創刊された。恰度維新戰亂の最中なので、記事の殆んど全部は戰報を以て充たされてゐた。當時福地源一郎の江湖新聞はその論說が官軍の忌諱に觸れ、遂に源一郎は引致されて獄舍に投ぜられ、其他の新聞も多くは發行を禁止された。その次第は「余は初より尊王に附ては固より微塵も異論なく、又將軍家が大權を返上し給へる御處理に附ても反對の意見を有せざりしが、爾來其實況を見るに、政權は朝廷に歸せずして却て薩長に歸す。然らば則ち幕府仆れて薩長は第二の幕府をなす者なり。是れ決して我等が望にあらず、又維新の目的にも非るなりといふのが江湖新聞の主張なりき。その紙上に薩長論〔?〕と題したる文にて此事を極論したる事ありき。此主義なりしが故に着々維新の政に反對したる而已ならず、紙上は自から幕府の脫兵等が勝を喜びて之を稱賛し、甚しきは戰報の空說若くは政況の虛聞を作意して以て記載したる事ありき。然るに此年五月十五日上野に戰ありて後に、此江湖新聞の筆禍は正に近く余が身に在るべしと密告

明治二年　新聞紙印行條例

明治三年　横濱新聞　洋式新聞

明治四年　新聞雜誌

明治五年

東京日々新聞　便郵報知新聞　朝野新聞

し、余が遁逃を勸めたる朋友もありしが、余は年少の客氣に誇りて此忠告に從はざりしに、果して五月十八日に至り逮捕せられたり。」(明治文化全集、第十七卷所載、福地源一郎、新聞紙實歷)とあり、以てその一班を窺ふに足るであらう。

明治二年二月初めて新聞紙印行條令が新政府の手に依つて制定された。それによると「政法は妄りに批評を加ふるを許さず」、「妄りに教法を說く事を許さず」と規定してあるから、新聞記者はその活動を停止するの止むなきに至り、紙面の生彩は殆ど失はれるに至つた。同年創刊または再刊せられた新聞は、六合新聞、明治新聞、中外新聞、都鄙新聞、內外新報等總計十種もあつた。中外新聞は柳川春三の發行に係るものである。

明治三年、此の年に創刊されたのは、海外新聞、横濱新聞の二種のみであつた。當時の新聞は各地方の內亂騷動のためと、新政府の壓迫のために成績が上らなかつた。横濱新聞(後に横濱每日新聞と改題)は、井關神奈川縣令の慫慂によつて創刊されたものであつて、殊に注意すべきは、鉛活字を用ひて洋紙に印刷した本邦最初の洋式新聞である事と本邦最初の日刊新聞であつた事である。

明治四年

本年には新聞雜誌、京都新聞、新聞輯錄、名古屋新聞、都鄙新聞、開化新聞等の總計十四種の新聞が創刊された。新聞雜誌は時の參議木戶孝允の出資によるもので、五日每の發行で、册子型木版型印刷であつた。

明治五年

此の年に至つて俄然、多數の新聞が創刊された。東京日々新聞、日新眞事誌、郵便報知新聞、の日本で最初の三日刊新聞をはじめ、每週新聞、大阪新聞、愛知新聞、公文通誌(後の朝野新聞)等、計三十八種の多きに上つてゐる。東京日々新聞は二月二十一日の創刊で、福地が歐米巡廻の留守中に、前に江湖新聞を發行

前島密
日新眞事誌
明治六年
征韓論
福地源一郎
民選議員問題
栗本鋤雲
藤田茂吉
箕浦勝人
曙新聞
末廣鐵腸
大井憲太郎
朝野新聞
成島柳北
福地の漸進主義

してゐた條野傳平（山々亭有人）が西田傳助、落合芳幾等提携して起したもの、公報の外に社會叢談と題する市井の雜事を採錄して好評を博した。體裁は美濃紙一枚刷である。郵便報知新聞は當時の驛遞頭前島密が太田傳兵衛に發行させたもので、最初は週刊、後日刊となり、舊式冊子型の體裁で地方の報道が主であつた。日新眞事誌はその內容が多方面に涉り、編輯も最も新味があり、一枚刷の日刊紙であつた。

明治六年

井上馨、澁澤榮一が財政に關して大隈伯と意見を異にし、內閣と衝突辭職して以來、征韓論贊否の意見が對立し、且つ板垣退助等の民選議院設立の建白等があつて、新聞紙は亦侃々諤々の論を載せてその內容を一變するに至つた。日新眞事誌は最初から問題の起る每に、論文又は投書を揭げたが、明治七年に至り福地源一郎が東京日々新聞の社長となり、且つ同年十二月一日その紙面を擴張し、社說欄を設けて論陣を張つた。福地は民選議院問題については漸進主義をとつた。郵便報知はこれに對抗する爲に、栗本鋤雲及び福澤門下の逸足藤田茂吉、箕浦勝人等を入社せしめ、盛んに急進的な民權鼓吹の筆を揮つた。新聞雜誌（明治八年曙新聞と改題）には末廣鐵腸、大井憲太郎が入社し、公民通誌（明治七年九月朝野新聞と改題）には成島柳北が入社して、これまた急進的な意見を吐き、東京日々新聞の漸進主義を攻擊した。隨つて世人は東京日々新聞を目して、漸進主義或は官權新聞と嘲けり、郵便報知、朝野、曙の三紙を急進主義或は民權主義と稱して大いにその主義を歡迎した。

これより先き明治六年中に創刊または改題された新聞は、長崎新聞、福岡新聞、東京新報、各國新聞雜誌、イロハ新聞、山形新聞、新聞抄譯等總計四十の多きに達し、明治七年には現在の讀賣新聞をはじめ、和歌山新聞、普通新聞、東北新聞等十五に達した。尙福地が漸進主義を取るに至つた經路は「余は屢々歐米の實況を見聞して民主主義の利弊如何を知得たり。代議政體の如き、政黨政活の如き、常に相伴ふ所たるを知

明治初期の新聞社
記者
飜譯掛
校正掛
出省方
探訪者

新聞社で大盡遊び

讀賣新聞
鈴木田正雄
高畠藍泉

得たり」（明治文化全集、十七卷新聞篇所載、福地源一郎、新聞紙實歷）とあり、以てその實相の一班を窺ふに足るであらう。

當時の新聞社に就ては、末廣鐵腸の「新聞經歷談」は最もよく說明してゐる。即ち「此の時分の新聞社と云へば實に憐れ千萬のものにて、曙新聞の編輯局は七八疊敷にて、記者は余を外にして飜譯掛り一名、雜報掛りの老人一名、校正兼編輯の補助一名と出省方と稱し諸官省へ出て布告類を貰ふて來る下等の探訪者二三名に過ぎざりしなり。讀者はどうして夫れにて日々編輯が出來たかと疑はるゝなるべけれども、當時の曙新聞は今日の新聞の半截に少し廣くして白紙に文字がバラ〳〵並んで居る樣な體裁にて、短き論說の外に雜報の十件か十五件もあれば夫れで紙上が塡まる程なれば、記者は少なけれども職務は至つて暇なり……」とある。以て當時の新聞社の狀況が察知されるであらう。尙この外に面白いエピソードが同書に出て居る。即ち「今でも思ひ出すたびに抱腹する事あり。余が入社して一年許り過ぎて社主靑江氏より社員一同の慰勞會を開くと云ふ事故、當日出社して見れば、編輯局を始め活字場まで取片付け、近所の割烹店より料理を命じ社主より印字拾ひの小僧まで一席に會合せしが、酒酣になるに誰れの發意なりしか藝妓を呼べと云ふ事になりたり。曙新聞社は出雲町一番地に在りて金春（こんはる）に接し編輯局の窓の下に何んとか云ふ待合茶屋があるに因り、早速令を傳へ程なく大小の藝妓十人許りも出で來り、新聞社の樓上は變じて歌吹海となりいづれも踊るやら跳るやら深更まで大騷ぎをなせり。今日より之を考ふれば實に亂暴至極の事なれども、同業者も之を聞いて深く怪まざりしを以て當時に於ける新聞社の有樣を追想するに足れり。」とある。

本年中に發行された讀賣新聞は、鈴木田正雄、高畠藍泉、「三世種彥」の編輯だつた。從來の新聞は片假名交りの漢文口調で、漢文の素養のないものには難解で親しみ難いのに比し平易な文體で、社會雜事を多く取り入れ、その名の如く市中を讀み步いたものである。この種の新聞を小新聞と稱し、在來の政論中心の新聞

いろは新聞假名垣魯文續き物

を大新聞と呼んだ。いろは新聞が假名垣魯文の編輯であつたのも、面白い。いづれもこれ等の新聞には繪を入れ、當時の戲作者は亦これに戲作の續き物を執筆した點なども、今日の新聞紙と毫も變りがないが、たゞ異る點は明治初期の戲作（小說）は同じ大衆小說でも創作だつたが、今日の大衆作は江戶時代の實錄物や明治中期の戲作を改作してゐる點が蓋し異なる點であらう。

明治八年
新聞條例讒謗律
末廣の入獄
成島柳北の入獄小松原英太郎の入獄箕浦勝人の入獄記者の恐怖時代

明治八年

明治八年六月廿八日、太政官第百十一號を以て新聞條令更定か布告され、同時に讒謗律が創定された。これは新聞記者に初めて體刑を課したもので、文字通り晴天の霹靂でそのなす所を知らず、新聞記事はこれから曖昧となり、その活動も大いに束縛さるゝに至つた。曙新聞の末廣鐵腸は社說で新法を攻擊した爲め、八月七日禁獄二ケ月、罰金二十圓に處せられた。これを皮切りとして他の新聞も續々攻擊したので、成島柳北（朝野）、小松原英太郎（評論）、箕浦勝人（報知）等が相踵いで入獄し、記者の恐怖時代を出現した。この年創刊又は改題された新聞は、平假名繪入新聞、愛知新聞、かなよみ、海外新報、浪花新聞等總計二十六に達した。

明治九年
新聞供養

明治九年

明治九年六月廿八日、東京日々新聞、郵便報知新聞、朝野新聞、あけぼの新聞、讀賣新聞、かなよみ新聞等の諸社が協議して新聞供養を淺草觀音堂に營んだ。蓋しその意は、恰度昨年の同日に讒謗律が創定されたことを考へると略ぼ推察が出來るであらう。本年中に創刊または改題せられたものは吳新聞、熊本新聞、神戶新聞、めざまし等二十四である。

明治十年恐怖時代尙去らず

明治十年

前年度から引續いての壓迫時代で、記者の罰金、投獄、新聞の發禁等依然たるものであつた。創刊または

改題されたものは、西京新聞、萬國女新聞、東京さきがけ（後に東京新聞）、吹寄新聞、大阪繪入新聞等總計三十七紙あつた。

重なる記者

　記者には當時名文家と稱せらるゝものが多く、その重なるものは福地源一郎、岸田吟香、成島柳北、末松青萍、栗本鋤雲、矢野龍溪、藤田鳴鶴、末廣鐵腸等で、その中で東京日々新聞の福地と朝野の成島とは二大立物であつた。

二　明治初期の雜誌

明治初期の雜誌

緒論 西洋雜誌

　新聞に比して、雜誌はそのスタートが遲かつた。慶應二年に柳川春三がそのトップを切つて西洋雜誌を發刊したが、新聞紙同樣の記事を載せて、雜誌の特色は極めて薄いものであつた。

明六雜誌と共存雜誌

　明治七年に至り、森有禮等の明六雜誌と、小野梓等の共存雜誌が現はれるに及び、雜誌は漸くその存在を認められ、世に影響する所も極めて深刻となつた。明六雜誌と共存雜誌の相對抗した點は、一寸今日の中央公論と改造の如き觀を呈したのではなかつたかと想はれる。

「西洋雜誌」 月刊雜誌の始め

　明治以前にあつて雜誌として最も古く發行されたものは、柳川春三の「西洋雜誌」（慶應三年）である。即ち雜誌としての第一條件が卷一に『毎月刊行、卷一、西洋雜誌、江戸開物社』として記されて居る。毎月刊行にも拘らず、實によく出て居るのである。卷一の首に、

　西洋諸國には新聞紙局ありて。公私の報告。市井の風説を集め。或は毎月。或は毎七日。或は毎日これを印行して。互に新報を得るを競ふ。就中英吉利の如きは。新聞局の數六十有餘ありて。萬國に勝れて最盛なりと云。又諸學科の社中にも。毎月出版の叢書ありて新發明の説を泄さず集錄し。速に同社に傳ふるを以て。學術の日々に開くる事極めて速なり。我等竊に其例にならひ。諸學科の新説はさらなり。日用便宜の方

神田孝平
田中芳男

諷歌新聞

井上文雄

新塾雜誌
山中一郎
醫學雜誌の濫觴

評論新聞
評論雜誌の始め
文部省雜誌
明六雜誌
報四叢談
森有禮
福澤諭吉
加藤弘之

法等を集めて。海内の同好に頒たんと欲す。今先づ二三友人の譯稿を抄出して嚆矢とす。希くは博雅君子吾等の志を襄成せよ。

慶應三年冬十月　揚江柳河暾識

とあるによつて、柳川春三の同誌發刊の意が窺はれるであらう。同誌は柳川の外に、神田孝平、田中芳男等の如き當時の有名な蘭學者が關係して居り、內容も充實し、當時大に世を稗益したのである。和紙小形本で、定價は二匁であつた。

明治元年に創刊されたものは、俳歌新聞、諷歌新聞、明治月刊（大阪）の三種であるが、この中諷歌新聞は井上文雄の發行に係るもので、卷一に官軍を罵つた歌を載せたので、元年四月官軍に捕縛されて獄に投ぜられた。これは明治維新後に於ける筆禍のトップを切つたもので、ために同誌も一號限りで廢刊の憂目を見るに至つた。

翌明治二年には新塾月誌、日講記聞の二誌が創刊された。前者は山東一郎の發行、後者は大阪より發行せられたもので、本邦醫學雜誌の鼻祖である。明治三、四年には創刊されたものが一もなく、明治五年には教義新聞、教林新報の二誌が發刊され、俱に宗教誌である。

明治六年には評論新聞、海外雜誌、文部省雜誌等の五誌が創刊された。評論新聞は評論雜誌の始めである。

明治七年に創刊されたのは有名な明六雜誌を始として、民間雜誌、繪新聞日本地（橫濱）、報四叢談、評論新說、報國新誌等計十三誌。その中明六雜誌は明治六年、福澤諭吉、森有禮、中村正直、加藤弘之、西周、神田孝平、西村茂樹、津田眞道等の結成により、森有禮の首唱に依つて創刊されたもので、創刊當時の狀況

中村正直
西周
神田孝平
西村茂樹
津田眞道

及び事業の概略は、明六雜誌、第三十號所載の次の文に依つて明である。

明六社第一年役員改選ニ付演說、森有禮

「(上略) 明治六年七月余阿米利加ヨリ歸テ立社會同ノ事ヲ謀ル。諸君皆嘉シテ速ニ之ニ應シ會談三四回ヲ經テ社則設立ノ議與レリ。而テ其議遷延七年二月ニ及ヒ一定ス。其以前福澤諭吉君ヲ社長ニ選フノ議アリテ社西村茂樹君ト余トニ委ネ其旨ヲ同君ヘ致シテ之ヲ請ハシム。君固辭シテ許サス此ニ於テ社之ヲ余ニ命ス余敢テ辭セス謹テ之ヲ承ケタリ。(中略) 明六雜誌ノ發兌は昨年 (明治七年、筆者註) 二月ニ始リ凡ソ二號ツヽナリシニ同十一月ニ至テ三號ニ增シ明年中ノ刊行都テ二十五號、其冊數十萬五千百八十四、其內既に賣出シノ分八萬百二十七冊卽チ每號三千二百五冊余ノ割合ナリ」

明六雜誌の廢刊

純然たる學術雜誌で、當時の所謂歐化熱に燃ゆるインテリゲンツアが爭つて讀んだもので、その貢獻する所も亦蓋し偉大なるものであつたらう。併しかの「讒謗律」や「新聞條例」の壓迫で、明治八年十一月第四十三號を以て廢刊となつた。

民間雜誌は明治七年二月、福澤諭吉に依つて慶應義塾から創刊されたもので、繪新聞日本地は同年六月假名垣魯文が發行したものである。

共存雜誌

明治八年には共存雜誌、洋々社談、萬國叢話、立憲紀事、登山新誌等を始め、二十六誌が創刊 (改題も含む) された。

萬國叢話

萬國叢話は八年六月、吉田賢輔の編輯で發行されたもので、內容は飜譯物を掲載し、內容、外觀、體裁共に明六雜誌に類似してゐる。

東京新誌

服部誠一

明治九年には東京新誌、近事評論、同人社文學雜誌、萬國雜誌、家庭叢談、開化ノスヽメ、文明新誌、明治詩文等を始め、五十一誌が創刊された。その中東京新誌は同年四月、服部誠一の主宰で發行したもので、

花月雑誌
穎才新誌
魯文珍報

十六年まで續刊したが、内容は可なりエロチックなものであつたらしい。

明治十年には成島柳北主宰の花月新誌を始めとし、穎才新誌、東京雑誌、金のなる木、萬有雑誌、銀行雑誌、寫眞雑誌、魯文珍報を始め計八十三種の雑誌が創刊された。

三　柳河春三

柳川春三の評傳
名古屋に生る

明治初期の我がジャナリズムの先驅者たる柳河春三（シュンサン）は天保三年二月二十五日、名古屋大和町に生れた。父の名は西村武兵衛と云ひ、春三は初め辰助、後に良三と稱し、安政の始めに柳河春三と改めた。二歳にして早くも書に長じ、藩侯に召されて筆を揮ひ、專ら神童の譽が高かつた。後蘭學を修め、十一歳の時一書を著はし、法華經を論駁した。長ずる及び英學、佛學を習得し、安政三年江戸に出で、それから一度び長崎に遊んだが、再び江戸に歸つた。翌四年「洋算用法」を出版した。これ本邦洋算著書の嚆矢である。この頃から神田孝平、成島柳北等と交遊を結んだ。元治元年開成所教授職となり、慶應三年に「西洋雜誌」を發行した。

有名な寫眞鏡圖說等

これ即ち我が邦の雜誌の濫觴である。また同年有名な寫眞圖說を著はした。慶應四年には日本人の手で出來た最初の新聞紙である「中外新聞」を發行し、傍ら幾十種となく澤山の飜譯を著し、名聲益々盛んであつたが、明治三年二月二十二日突如として逝去した。彼の如きは維新當初の大先驅者にして、其の功績は不朽である。

昭和十一年十二月十日印刷
昭和十一年十二月十五日發行

明治史總覽

定價金五圓五拾錢

不許複製

著者　蘇武綠郎
東京市瀧野川區中里町三七五番地

發行者　鹽見眞平
東京市豐島區巣鴨五丁目一〇八二番地

印刷者　矢島勇三郎
東京市豐島區巣鴨五丁目一〇八二番地

印刷所　矢島印刷所

發行所
東京市瀧野川區中里町三三六番地
明治史刊行會
電話小石川三九三四番
振替東京九九二六九番